関西大学『学の実化』

Vol.6　No.3

自己点検・評価報告書

関西大学　自己点検・評価委員会

刊行にあたって

関西大学　学　長　　河　田　悌　一

ミレニアムから 6 年の歳月が過ぎた現代は、いかなる時代なのであろうか。ときはいま、激動と変革の時代。価値観が多様化するなかで、独自性と個性が求められる、モデルなき時代である。しかし、この 21 世紀初頭の現代は、後世から振り返ってみて、歴史的にきわめて重要な時代であった、と評されることであろう。それは、なぜか。

その理由は、日本そして世界が、ここ 10 年来の情報ＩＴ化の驚異的発展とグローバル化の進展によって、大きく変化してきたからである。たとえば、ＩＴ化は学生たちの所有するコンピュータと携帯電話の普及にみることができよう。また、グローバル化は、ＳＡＲＳ、狂牛病、鳥インフルエンザ、そしてイラク戦争が、われわれの日常生活に直結し、多種多様に影響を与えているという事実から明白である。

とともに、グローバル化という名のもとに、政治、経済、産業の世界においては、大きな変革の波が日本列島に押し寄せてきている。もちろん、大学もその例外ではありえない。いや、大学、とりわけ私立大学こそが、もっとも大きな変化と変革を求められているといえる。すなわち、国立大学の法人化、株式会社の大学参入、少子化による 18 歳人口の減少、ＣＯＥやＧＰなどの競争的資金の分配による厳格な研究評価、教育評価の導入、企業との連携による共同研究、開発の推進、地域社会への大学自身の研究、教育成果の還元など、私立大学はこれまで以上にその個性と特色を活かして期待される役割を担っていかなければならない。こうした大学間の熾烈な競争は年を追うごとに激しさを増しており、私立大学の約 3 割、短期大学の約 6 割が入学定員割れを起こすという、厳しい現実がある。

本書、「関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書」は、そうした状況のもとで、創立以来 120 年の歴史と伝統を有する私たち関西大学が、自分たちのありのままの姿を冷静に、そして客観的に見つめ直すために書かれた現状分析の書である。

振り返ってみれば、関西大学の教育研究を活性化し、その水準を高めるために、自己点検・評価委員会が設置されたのは、1994 年 4 月のことである。「桃栗 3 年、柿 8 年、達磨大師は面壁 9 年」というが、すでに 12 年にわたる経験を積んできたのである。委員会では、2 年に一度この『報告書』、さらに毎年『データブック』を上梓し、広く学外にもその公表を行っており、今回で第 6 回目の刊行ということになる。

ところで今回の報告書は、2006 年度の大学基準協会の相互評価を受けることを前提にして、刊行されたものである。私たちは、すでに 1998 年に同協会の相互評価の認定を受けている。その後、2002 年 11 月に学校教育法が改正され、2004 年 4 月からすべての大学が、大学の質の保証の一環として、定期的に第三者評価を受けることが義務づけられたことに対応し、この機会に、文部科学省の認証を受けた評価機関である同協会の相互評価を通じて、認証評価を受けるという義務を履行しようとするものである。

その認証評価の結果は、文部科学省に報告されるだけでなく、広く社会に公開されて大学評

価の指標のひとつになるという状況を踏まえて、前期（第 5 期）関西大学自己点検・評価委員会では同協会の「主要点検・評価項目」に準拠させたパイロット版として報告書を刊行した。今期（第 6 期）委員会は、パイロット版を基礎資料として、大学・各学部・機構・大学院研究科など各組織の執行部と一体となった議論を重ねた上で、報告書を作成する必要があった。

そのため、関西大学の既存の各部署、組織は、それぞれが、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠して、15 の項目について考察を加えたのだった。

その 15 項目とは、①理念・目的・教育目標、②教育研究組織、③教育内容・方法等、④学生の受け入れ、⑤教員組織、⑥研究活動と研究環境、⑦施設・設備等、⑧図書館及び図書・電子媒体等、⑨社会貢献、⑩学生生活、⑪管理運営、⑫財務、⑬事務組織、⑭自己点検・評価、⑮情報公開・説明責任、である。

その苦労は、大変なものであった、と思う。

本報告書をひもとけば一目瞭然。各部署、組織は【現状の説明】で各々の概要を簡潔に述べ、【点検・評価】では点検・評価基準に基づき長所と問題点を見極め、その解決策を示す、という構成としている。つまり本書は、きわめて明快に関西大学が、世界的な潮流である第三者評価に耐えうる大学として自己変革していこうとする意気込みを表しているのである。まさしく本書は、自らの長所と問題点を再確認することによって、21 世紀という時代をリードする大学に変わる、つまり自己変革していくための教訓の報告集でもある。この報告書によって、私たち関西大学は第三者評価を受けるための万全な準備ができた、といって過言がない。

一昨年 4 月からのＷｅｂによる授業支援システムの充実や e-Learning の活用など、ＩＴを駆使した教育の充実に力を注ぐ一方で、ＩＴセンターが「スーパーＳＩＮＥＴ」の接続拠点機関として、世界水準を目標とした研究教育の成果を創造するための、知的環境を着々と整備しつつある。しかしながら、現在の環境の変化と将来の社会の進展を見つめたさらなる自己改革が必要であることは、言を待たない。関西大学が 21 世紀において「文化・文明の継承、知的生産の創造、人格の陶冶」といった大学の本来の使命を実現し、21 世紀という「知識基盤社会」において品格のある学生を養成していくため、私たちはこの報告書の多くの提言と示唆にもとづき、関西大学の生き残りと輝かしい未来に向けて不断の努力を続けていく覚悟である。

最後になったが、各部署、組織で点検・評価項目を仔細に検討して文章を執筆してくださった関西大学自己点検・評価委員会の委員の方々、とりわけ重要でしかも困難な編集作業に尽力された、委員長の新井泰彦工学部教授、副委員長の吾妻重二文学部教授に、心からの感謝の言葉を捧げたい。

2006 年 3 月

目　次

刊行にあたって　関西大学　学長　河田悌一　巻頭

はじめに …… 1

第Ⅰ編　大学

1　理念・目的・教育目標 …… 7

(1) 大学・学部の教育理念と教育方針　〈7〉

ア　新しい大学像を求めて

イ　「強い関西大学」の形成と 21 世紀「知識基盤社会」を先導する人材育成の教学方針

(2) 大学院の教育理念と教育方針　〈10〉

ア　関西大学大学院の創設とその歴史的変遷

イ　関西大学大学院の設置目的と理念

ウ　大学院の充実

(3) 教育理念の点検・評価　〈11〉

(4) 大学としての健全性及び学生のモラルの確保等　〈14〉

ア　セクシュアル・ハラスメント

イ　倫理綱領

ウ　賞罰規程・コンプライアンス

エ　個人情報の保護

2　教育研究組織 …… 16

(1) 教育研究組織の概要と点検・評価　〈16〉

ア　学部・学科

イ　大学院・高度専門職大学院

ウ　研究所

エ　教育研究組織を点検する体制

3　教育内容・方法等 …… 21

(1) 基礎教育と教養教育の実施運営のための責任体制の確立　〈22〉

ア　実施運営組織：全学共通教育推進機構

イ　責任体制の確立

ウ　実施状況と教育内容の明示

(2) 大学院の教育課程　〈25〉

(3) 教育改善への組織的な取り組み　〈27〉

ア　全体的概要

イ　具体的概要

(4) インターンシップ　〈29〉

ア　ビジネスインターンシップ

イ　学校インターンシップ
(5) 国内外における教育研究交流等　〈33〉
ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針
イ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ
ウ　外国人留学生等への教育上の配慮
エ　国際レベルでの教育研究交流
オ　外国人教員・研究者の受け入れ
(6) 正課外教育活動　〈47〉
ア　集中コミュニケーション講座
イ　エクステンション・リードセンター

4　学生の受け入れ …… 50
(1) 入学者受け入れ方針等　〈50〉
(2) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈51〉
(3) 入学者選抜の仕組み　〈53〉
ア　入学者選抜試験実施体制の適切性及び基準の透明性
イ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム
(4) 入学者選抜方法の検証　〈55〉
ア　各年の入学試験を検証する仕組み
イ　入学者選抜方法の適切化について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組み
(5) 入学者選抜における学生募集　〈56〉

5 教員組織 …… 59
(1) 教員組織　〈59〉
ア　学生数と教員組織
イ　年齢構成等
ウ　主要な科目への専任教員の配置状況
エ　教員間の連絡調整
(2) 教育研究支援職員　〈62〉
ア　教育補助者の状況
イ　教員と教育支援職員との連絡体制
(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き　〈63〉
ア　募集と任用
イ　昇格
ウ　法・文・経済・商・社会・総合情報・工・外国語教育の 8 研究科における㊐D、D合、㊐M、M合の資格審査
エ　その他の教育職員
(4) 教育研究活動の評価　〈65〉
(5) 教育研究組織・機関等の関係　〈66〉

6　研究活動と研究環境 …… 68
(1) 研究体制の整備　〈70〉
ア　経常的な研究条件の整備

イ　競争的な研究環境創出のための措置
(2) 研究活動　〈83〉
ア　研究活動の状況
イ　研究活動の公開
(3) 研究所(室)　〈84〉
ア　東西学術研究所
イ　経済・政治研究所
ウ　法学研究所
エ　先端科学技術推進機構
オ　人権問題研究室

7　施設・設備等 …… 115
(1) 大学における施設・設備等の整備　〈115〉
ア　施設の概要
イ　省エネ対策と効果について
ウ　建物の地震対策について
エ　廃棄物対策について
オ　風致地区と緑化について
カ　記念施設等
(2) 組織・管理体制　〈121〉
ア　施設・設備の維持管理体制（トータルビル管理について）
イ　衛生・安全を確保するためのシステム
(3)　キャンパスアメニティ　〈122〉
ア　キャンパスアメニティの形成・支援のための体制の確立状況
イ　「学生のための生活の場」の整備状況
ウ　大学周辺の「環境」への配慮
(4) 利用上の配慮（身体障害者に対する施設面での取り組みについて）　〈126〉
(5) 博物館　〈127〉
ア　理念と沿革
イ　施設
ウ　博物館の管理運営
エ　博物館収蔵の史資料
オ　博物館の活動と社会貢献
(6) 情報処理機器の配備状況（ＩＴセンター）　〈133〉
ア　ＩＴセンターの組織
イ　関西大学ＩＴ化の推進支援
ウ　研究支援体制の整備
エ　施設・設備等

8　図書館および図書･電子媒体等 …… 144
(1) 関西大学図書館の概要　〈144〉
(2) 大学における教育・研究の学術情報を支える図書館の基本理念　〈144〉
(3) 図書館の整備　〈146〉

ア　施　設
イ　設備およびネットワーク環境
(4) 図書、学術雑誌、電子資料、外部データベース等の体系的整備　〈149〉
ア　教育・研究支援のための図書の体系的整備
イ　文化・文明を支える貴重図書の収集
ウ　学術雑誌
エ　文献･情報データベースと電子ジャーナルの有効利用
オ　学術資料の保全とメディアの多様化への対応
(5) 情報ネットワーク　〈155〉
ア　学術情報へのアクセス　ー情報システム化の経緯と取り組み
イ　機器およびネットワーク環境の整備・充実
(6) 教育・研究支援をめざした利用サービス環境　〈158〉
ア　閲覧室の座席数
イ　利用時間の拡大
ウ　アウトソーシング導入によるサービス環境の整備
(7) 書庫の拡充および図書館機能の拡充計画　〈161〉
(8) 図書館ガイダンスと情報リテラシー教育情報活用能力の育成支援　〈162〉
ア　図書館ガイダンスの現状
イ　情報リテラシー教育（情報活用能力の育成支援）
ウ　セミナー、講習会の実施
(9) 施設の開放と図書館間の相互協力　〈164〉
ア　図書館の公開
イ　他大学等との図書館間相互協力の条件整備
(10) 図書館財政の整備状況(図書館図書費)　〈167〉

9　社会貢献 …… 169
(1) 地域社会との連携　〈169〉
ア　大学コンソーシアム大阪への参画
イ　大阪ブランドコミッティへの参画
ウ　教員の社会的活動
エ　高大連携プログラム
オ　公開講座
カ　クラブ１日体験入部
キ　大学の開放
(2) 企業等との連携　〈172〉
ア　産学連携への取組み
イ　新たなる展開
ウ　先端科学技術推進機構における外部資金の導入、受託研究・共同研究の推進
(3) 特許・技術移転　〈176〉
ア　知的財産活動の進展
(4) 産学連携と倫理規定　〈178〉
ア　発明規程の制定
イ　関西大学　社会連携推進本部の立ち上げと産学官連携・知財センターの開設

10　学生生活 …… 179
(1) 学生への経済的支援　〈179〉
ア　学部学生への経済的支援
イ　大学院生への経済的支援
ウ　各種奨学金に関する学生への情報提供の状況
(2) 生活相談　〈183〉
ア　学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮
イ　ハラスメント防止の状況
ウ　生活相談担当部署の活動
エ　生活相談等を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況
(3) 就職指導　〈188〉
ア　キャリアセンターへの改称・その背景
イ　下位年次生向け就職意識の早期涵養プログラムの展開
ウ　キャリアデザインルームの進路支援活動
エ　各種就職活動支援プログラムの展開
オ　正課教育での対応
カ　就職関係データの集積
(4) 課外活動　〈194〉
ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援
イ　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度
ウ　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

11　管理運営 …… 201
(1) 教授会と大学協議会　〈201〉
ア　教授会と各学部等の運営
イ　教授会と全学的な審議機関等との連携
(2) 学長の権限と選任手続　〈205〉
ア　学長の選任手続
イ　学長権限の内容とその行使の適切性
ウ　学長と全学的審議機関等との間の連携協力関係
(3) 学長補佐体制の構成と活動の適切性　〈206〉
(4) 大学の意思決定プロセスについて　〈208〉
ア　大学運営に係わる意思決定システムの諸機関
イ　法人の経営意思決定システム
ウ　教学の意思決定システム
(5) 教学組織と学校法人理事会との関係　〈212〉
(6)「大学協議会」の権限と適切性　〈212〉
(7) 大学院の管理運営体制　〈213〉
ア　大学院及び各研究科の管理運営組織
イ　大学院の審議機関と学部教授会との間の相互関係
ウ　大学院の審議機関の長の選任手続

12　財　務 …… 216
(1) 教育研究と財政　〈216〉
ア　教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤
イ　中・長期的な財政計画と総合将来計画
(2) 外部資金等　〈220〉
(3) 予算の配分と執行　〈222〉
ア　予算編成方針と予算編成
イ　予算の配分と執行
(4) 財務監査　〈225〉
(5) 私立大学財政の財務比率　〈226〉

13　事務組織 …… 228
(1) 事務組織と教学組織との関係　〈228〉
(2) 事務組織の役割　〈230〉
ア　国際交流センター事務室
イ　入学試験課、入試広報課、アドミッション・オフィスおよび高大連携推進事務室
ウ　学生のキャリア形成支援（就職・進路指導）にかかわる事務組織
(3) 大学院の事務組織　〈233〉
(4) 事務組織の機能強化のための取り組み　〈234〉
(5) 事務組織と学校法人理事会との関係　〈235〉

14　自己点検・評価 …… 237
(1) 自己点検・評価と改善・改革システム　〈237〉
ア　自己点検・評価委員会の発足
イ　自己点検・評価委員会の構成
ウ　資料の収集
エ　自己点検・評価事項に関する改善・改革システム
(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証　〈240〉
(3) 文部科学省・大学基準協会からの指摘に対する対応状況　〈241〉
ア　文部科学省への設置認可申請時等における留意事項への対応
イ　大学基準協会による相互評価に対する対応

15　情報公開・説明責任 …… 242
(1) 財政公開　〈242〉
(2) 自己点検・評価結果の公表　〈243〉
(3) 在学生・受験生に対する情報公開・説明責任　〈243〉
ア　在学生
イ　受験生

第Ⅱ編　学部・機構・大学院

法学部 …… 247
法学研究科 …… 293
文学部 …… 313
文学研究科 …… 377
経済学部 …… 395
経済学研究科 …… 439
商学部 …… 463
商学研究科 …… 515
社会学部 …… 541
社会学研究科 …… 587
総合情報学部 …… 607
総合情報学研究科 …… 655
工学部 …… 683
工学研究科 …… 729
外国語教育研究機構 …… 757
外国語教育学研究科 …… 785
法務研究科 …… 807

おわりに …… 829

はじめに

関西大学の歴史と特色

(1) 草創期　－　関西法律学校の誕生

関西大学は、2006 年に創立 120 周年を迎える。その前身である関西法律学校は、1886 年 11 月 4 日に関西初の法律学校として、大阪市西区京町堀の願宗寺を仮校舎に開学された。

長く続いた鎖国が終焉し、新しい時代を迎えて、日本人は欧米諸国に比べて自国の文明の甚だしい立ち遅れに気づいた。新政府は封建時代の旧弊を改めるとともに、近代国家の建設に懸命の努力を傾けた。国民の間には国会の開設を待望する自由民権運動が起こり、同時に諸外国との不平等条約を解消する条約改正が国家の重要な課題となった。近代的な法典の整備や編纂、そしてそれを運用する司法官や代言人（弁護士）を育成する法学教育が時代の急務とされた。

このような時代的背景のもとに、関西法律学校が産声をあげた。設立に尽力したひとのなかに、当時大阪で言論活動を展開していた自由民権運動の活動家吉田一士が含まれている。彼は、近代国家としての法整備と法学教育を急務とする当時の時代的要請を敏感にキャッチし、大阪在勤の若き司法官に教育機関の開設を働きかけ、大阪控訴院長児島惟謙の指導と協力のもとに法律学校の創設を計画・実行した。「関西法律学校設立の主旨」や「法学生徒募集」に名を連ねた本校の創立者は、講師・井上操、同・小倉久（初代校長)、同・堀田正忠、同・志方鍛、同・鶴見守義（初代学監)、同・手塚太郎、同・野村彭吉、名誉校員・児島惟謙、同・大島貞敏、同・土居通夫、校主・吉田一士、第３代校長・有田徳一の 12 名であった。学校設立の目的は、「近代国家の構成員として必要な法知識の涵養と普及」にあった。

このように、関西法律学校は、当時の社会的背景のもとに、法の正しい理解によって人権が擁護され、法律の知識に長けた人材を育成する機関として、地域社会の熱い期待のもとに誕生した。「法律が市民のものであり、市民は法律によって自らを守るべきである」とした、市民の法知識の涵養を目指す草創期の教育は、後年になって「正義と自由」「正義を権力より護れ」で言い表される建学精神のもとに展開されるようになった。この崇高な教育理念は本学の学風として定着し、開学精神は今日に至るまで大学関係者の中に脈々と受け継がれている。

創立当初の教育目標が、単に便宜的で実利的な法知識の習得に矮小化されず、法知識に裏づけられた近代人の育成と、法の厳正な運用による人権の擁護や社会正義の実現という積極的な意味内容を持ちえたのは、草創期の教員が受けた教育と大いに関わっている。すなわち、彼らの多くが教えを受けたボアソナードの法思想は、基本的人権を尊重し、法を正義にして秩序であるとみなす自然法学の流れに属するものである。また、本学の創設に重要な役割を果たした大阪控訴院長児島惟謙は、大津事件の処理にあたって、明治政府の介入を排し、法の厳正で公平な適用を貫いたが、彼の法に対する考え「正義を権力より護れ」が関西大学の建学精神の根幹をなしている。

(2) 願宗寺から興正寺での教育

願宗寺の狭い本堂は、開講当時、新聞の報道記事を見て詰めかけた受講生であふれた。しかし、講師に予定されていた小倉久をはじめとする現職の司法官の出講に対する司法省の許可が到着しなかったため、校主吉田一士は自ら経済学を講義し、受講生たちの渇きをいやした。その後も、入学希望者は日をおって増え、願宗寺ではその数を収容しきれなくなった。そこで、1886 年 12 月 13 日、司法省の正式許可がおりたのを機に校舎を大阪市東区淡路町に移し、さらに 1887 年 4 月 24 日、大阪市北区河内町 1 丁目の興正寺別院に移転した。

(3) 私立学校令の発布とそれへの対応

1898 年、文部省は私立学校の設置および廃止に関する規定を制定し、翌年、私立学校令を公布した。さらに引き続いて専門学校令が公布されることになり、私立学校としては組織を整備し、専門学校令に定められた校地や校舎を保有していなければ、廃止、さらには廃校の道をたどるという危機に直面した。

本学にとって、校舎問題は将来の学園存亡を大きく左右する難題とあった。また、1899 年 6 月 28 日の文部省令によって、文部省認定の公私立学校の学生や生徒は在学中、徴兵を猶予されることになったが、本学は校舎や設備が不十分であるという理由から猶予申請が却下された。このことは専門学校令が公布された際に専門学校として認められないことを意味し、本学は存亡の危機に直面した。

そこで、加太邦憲校長（大阪控訴院長）は学校を社団法人化する運動に着手し、1900 年 7 月に社団法人の認可を得て、翌年、それまでの名称を「私立関西法律学校」と改めた。加太邦憲校長は、校舎設備の不足を解消するため、募金活動に奔走し、1902 年 4 月に江戸堀北通り 1 丁目の土地を購入した。翌年 7 月には校舎の建設に着手し、同年 11 月 30 日に完成、1904 年 1 月 16 日に落成式を挙行した。さらに、2 日後には専門学校令による認可も得た。このようにして、専門学校令に基づいた本校は、1905 年に「私立関西大学」と改称された。

(4) 大学の理念「学の実化」

1918 年 12 月 6 日、大学令が公布され、帝国大学以外の公私立大学も条件さえ整えば、同等の資格が認められることになった。新大学令に合致するためには、施設・資金の充実はもとより、社団法人を財団法人に改めること、法令に定める供託金を文部省に提出することが求められた。社団法人を財団法人に改める手続きは順調に進み、1920 年 3 月 31 日に認可された。しかし、資金面の課題は抱えたままであった。資金難を打開するため、募金活動を推進したが、その中心的人物が関西財界の巨頭山岡順太郎であった。当時、彼は、大阪商業会議所会頭をはじめ、日本電力社長、大阪商船副社長などの要職を兼ねていた。

1922 年 5 月に総理事に就任した山岡順太郎は、旧制大学令による大学への昇格を目指し、大学の運営に尽力した。念願叶って、本学は、1922 年 6 月 5 日に大学令による大学（旧制）へ昇格することができた。山岡総理事は、1923 年 1 月に第 11 代学長にも選ばれ、大学（旧制）への昇格を機に、「正義と自由」「正義を権力より護れ」を教育の基本に、新しい大学の教育研究の指導理念として、スローガン「学の実化」をうち立てた。山岡総理事は、この理念を具現化するために、より具体的な教育目標として、「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を掲げた。その実践として企画・実施された「学の実化」講座には、国内外を問わず、さまざまな分野で活躍する第一線の著名な研究者が講師として招かれた。たとえば、1922 年 5 月 21 日開催の第 1 回「学の実化」講座には、駐日フランス大使ポール・クローデルが招聘された。本講座は 1927 年 11 月まで続けられ、33 回に及んだ。また、「学の実化」講座のほかに、学外の社会人を対象とした語学講習会や日曜自由講座なども開講され、社会に開かれた大学として歩み出している。まさに今日的な大学のエクステンション事業で、「学の実化」という指導理念のもとにさまざまな試みがなされている。本理念は、その後、本学の学是として定着していった。

(5) 戦後の復興～関大ルネッサンス

本学出身者の岩崎卯一は、1947 年 5 月に卒業生として初の学長に就任した。学長職に就くや、岩崎卯一は、「学生に告ぐ」と題する声明文

「われらの関西大学は、いま文化的ルネッサンスのあけぼのを迎えんとしている。その中核は何ものであるか。これは関大の長き伝統のなかに秘められた“真理究明”の真諦を新たに発見することである・・・。真理の探究にのみ全生命を賭して悔いざる我等学徒はいかなる権力にも、あえて闘争する熱意と勇気とを把握せねばならぬ。これのみが関大の誇りであり、学風であらねばならない」

を学生新聞に寄稿し、敗戦によって物心ともに荒廃している学生たちに勇気と希望を与えた。

岩崎学長は、この“関大ルネッサンス”に引き続き、“関大アカデミア”“ハイト関大”といったスローガンを矢継ぎ早に提唱し、大学の質的向上を呼びかけた。また、彼はそれまでから学内で言い伝えられてきた「正義と自由」「正義を権力より護れ」という関西大学が法律専門学校として創設された建学の精神を鼓舞し、本学の学風を言い表す言葉としてよりいっそう広めた。

終戦から 2 年半余りたった 1948 年 4 月、日本は教育における学制の大幅な改革を断行した。学校教育法(65 条)によれば、大学の目的は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教育研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とされている。本学は、日本が目標とする教育の理念をうけて、他に先駆けて、新制大学として再出発した。

(6) 学園紛争から今日まで

戦後の日本の学生運動は、昭和 20 年代末から次第に政治色を強め、過激化していった。そして、中国の文化大革命やフランスのパリ 5 月革命などの影響を受け、大学での紛争がわが国でも勃発するようになった。これを収拾するため、政府は 1969 年 5 月に「大学の管理運営に関する臨時措置法」(いわゆる大学立法) を国会に上程した。

本学の場合、大学立法への反対運動が学園紛争の直接的な引き金になったことも間違いのない事実であるが、それ以前からの学友会系学生と自治会との対立や、社会的な動向が強い影響を与えていた。1969 年 6 月 20 日に開催された学生集会における全学共闘会議の結成をうけて、大学学舎の封鎖が始まり、大学は混乱の渦に巻き込まれた。第 23 代学長中谷敬壽は混乱を収拾するため、学長の呼びかけによる全学集会を 6 月 28 日に開催したが、決定的な解決には至らなかった。懸命の努力とは裏腹に、暴力行為は日ごとにエスカレートしていった。ついに 7 月 5 日、本学は、大阪府警の令状による捜索の通告を受け入れ、同府警に大学施設の封鎖解除を要請した。これ以降、各学部教授会では機動隊導入問題と事態の収拾を巡って意見が対立し、法、文、経済、商の 4 学部が学長不信任を決議した。機動隊導入に対する大学執行部と学部教授会との意見の相違が、学長不信任決議に至った要因の一つであった。これを受け、中谷学長は辞意を表明したが、理事会がこれを認めなかったため、辞意を撤回して改革案の作成に入り、「関西大学改革に関する学長素案」をまとめた。その後、第 27 代学長廣瀬捨蔵のもとで改革プランが議論され、第 28 代学長明石三郎、第 29 代学長中義勝によって次々と結実された。その一つが、現状を打破するための改革を目指して提唱されたプラン「開かれた大学」構想であった。この構想の現実的な展開として、「国際化」と「情報化」が打ち出された。そして、幾たびの変遷を経て、①「開かれた大学」構想の具体化、②「国際化の促進」、③「情報化社会への対応」を柱とする教学の基本戦略が固められた。

その後、1997 年度の関西大学「学の実化－自己点検・評価報告書」を受けて 1998 年 9 月に石川啓学長(当時) に答申された関西大学将来構想委員会の最終報告では、本学が旧来の学是である「学の実化 (学理と実際との調和)」のもとに、「国際化」「情報化」「開かれた大学」という 3 つの教学目標を掲げてきたことが再確認された。その上で、これらの教育理念は 21 世紀の大学に相応しく、「個性化と多様化」「グローバル化とネットワーク化」「開放と交流」という言葉で言い表されるべきであるとした。また、第 37 代学長永田眞三郎は、「関西大学通信」(第 285 号、2000 年 11 月 24 日) の「学長就任にあたって」の所見の中で、これまで関西大学の教学の基本方針とされてきた「国際化」「情報化」「開かれた大学」を基本にしながらも、これらを今日の社会状況の変化に相応して新しい内実を盛り込むため、新たな視点から見直すことの必要性を説いた。

ところで、2004 年 4 月に国立大学が法人化された。このことは、国立大学の管理運営に変化がもたらされることにとどまらず、必然的に私立大学を含むすべての大学に改革の加速化と生き残りをかけた競争の激化を促すことになった。加えて、2 年後の 2009 年には 18 歳人口が 130 万人まで落ち込み、大学全入時代が到来した。各大学は経営戦略を明確に示した上で、個性輝く大学へと自己革新せざるを得ない状況に至った。

本学は、2004 年 12 月 8 日開催の理事会において、「関西大学戦略会議」と「基本構想推進会議」の設置

を決定し、将来の学園計画の検討を法人と教学が一体となって取り組むことを学内外に改めて宣言した。この度の改革は、2005 年 4 月からスタートの新しい「私立学校法」の施行にあわせて、大学の意志決定のあり方を抜本的に見直したものである。2005 年 5 月には関西大学の経営理念と基本方針が理事会で決定され、これまで関西大学の教学方針とされてきた「国際化」「情報化」「開かれた大学」を基軸に、「強い関西大学」の構築へ向けての決意が示された。現在、「教育」「研究」「社会貢献」を使命とした新しい「公共」を創造する力漲る 21 世紀型総合学園を目指し、大学の経営・教学の基本方針に則ったさまざまな改革・改善が進められている。

１　理念・目的・教育目標

(1) 大学・学部の教育理念と教育方針

関西大学は、関西で初の法律学校として、1886 年 11 月 4 日に大阪市西区京町堀の願宗寺を仮校舎に創立された。同学校の設立目的は、「近代国家の構成員として必要な法知識の涵養と普及」である。爾来、学歌に謳われているように、「自然の秀麗」「人の親和」「真理の討究」「学の実化」「自由の尊重」「自治の訓練」による穏健醇厚な学風をもって成長してきた。創設後、1900 年 7 月には 1899 年公布の私立学校令に適合した社団法人「私立関西大学」、1920 年には財団法人、1922 年 6 月 5 日には大学令による大学（旧制）の基準を満たして旧制大学に昇格し、先人の弛まぬ努力によって現在のような一大学園に至っている。

ア　新しい大学像を求めて

1960 年代後半に起こった学園紛争を経て、第 27 代学長廣瀬捨蔵のもとで議論が重ねてられてきた改革プランは、そのあとを継いだ第 28 代学長明石三郎、第 29 代学長中義勝によって次々と結実された。その一つが、現状を打破するための改革を目指して提唱されたプラン「開かれた大学」構想であった。文部省（現文部科学省）も、大学の充実策の一つとして、その後、この言葉を用いている。

本学は、「開かれた大学」構想の現実的な展開として、「国際化」と「情報化」を打ち出した。そして、幾たびかの変遷を経て、①「開かれた大学」構想の具体化、②「国際化の促進」、③「情報化社会への対応」を柱とする教学の基本戦略が立てられた。

（ア）「３・３・３構想」を源流とした国際交流とその促進

本学の国際交流は、学是「学の実化（学理と実際の調和）」のより具体的な教学目標「国際的精神の涵養」と「外国語学習の必要」に端を発し、「開かれた大学」構想で掲げられた 3 つの教学目標のひとつ「国際交流の促進」策にそって企画・実行されてきた。この施策は 1981 年までは各学部で個々に進められてきたが、全学的な視点にたって教学上の諸施策を進め、事務業務の一元化を図るため、1981 年 10 月に全学的な協議機関「外国人留学生に関する全学連絡会議」と事務組織「国際交流室」を設置した。1982 年、同連絡会議は国際交流委員会に、国際交流室は国際交流課にそれぞれ改められた。

第 33 代学長大西明男は 1988 年 10 月 5 日、国際交流委員会に「国際交流機構の在り方」を諮問した。同委員会は、本諮問について鋭意検討した結果、国際交流の促進と充実をさらに効率的に実現させていくために、①国際交流委員会を発展的に解消し、国際交流センターを新設すること、②国際交流委員会に代えて同センターに国際交流主事会を設置すること、を 1989 年 1 月 24 日付で学長に答申した。その後、学内の各機関において審議され、1989 年 6 月 9 日には「国際交流センター規程」が制定され、同年 10 月 1 日に国際交流センターと国際交流主事会が発足した。1981 年 5 月 26 日に学務課分室（国際交流室）としてスタートし、1982 年 4 月 1 日の改組によって国際交流課として国際交流関係の事務分掌を担ってきた事務組織も、1989 年 10 月 1 日には国際交流センター事務室と改められた。

本学の国際学術交流は、当初、学部の構成や規模などが類似した総合大学を対象校に、環太平洋の英語使用圏から 3 大学、アジアの中国語圏から 3 大学、ヨーロッパ諸国から 3 大学を選んで姉妹校として提携するとした「3・3・3 構想」に基づいて進められてきた。この基本方針に沿って学術交流に関する協定を初めて締結した大学は中華人民共和国遼寧省瀋陽市・遼寧大学で、1983 年 3 月 6 日に本学で調印がなされた。その後、1983 年 12 月 7 日には上海市・復旦大学、1986 年 1 月 10 日には米国首都ワシントン・ジョージ・ワシントン大学、同年 5 月 5 日にはベルギー・ルーヴェン市・ルーヴェン・カトリック大学、同年 6 月 1 日には中華人民共和国遼寧省瀋陽市・東北工学院（現東北大学）と調印され、提携校が増えていった。さらに、1991 年 2 月 4 日には英国・バーミンガム大学、1991 年 6 月 27 日には米国・ハワイ大学、1992 年 2 月 19 日にはオーストラリア国立大学、1994 年 4 月 2 日にはスイス・チューリッヒ大学と展開された。以上の調印

によって、環太平洋の英語使用圏に 3 校、アジアの中国語圏に 3 校、、ヨーロッパ諸国に 3 校という国際交流の「3・3・3 構想」は、約 10 年の歳月を経て、所期の目標に達した。

本学は、チューリッヒ大学との協定締結によって「3・3・3 構想」が実現したため、アジア太平洋地域の大学とのネットワーク化を目指した新たな国際交流の指針「ＡＰ構想」をうち立てた。この構想による最初の協定校はオーストラリア・南オーストラリア州のアデレード大学で、1996 年 2 月に提携を結んだ。その後、1997 年 4 月 1 日にロンドン大学 SOAS（英国）、4 月 17 日に漢陽大学校（韓国）、1998 年 2 月 9 日にウェブスター大学（米国）、3 月 22 日にタマサート大学（タイ）、9 月 24 日にパリ大学Ⅲ（フランス）、12 月 21 日に北京大学（中国）、1999 年 7 月 15 日にゲッティンゲン大学（ドイツ）、2001 年 10 月 25 日に国立台湾大学、2003 年 6 月 10 日にアリゾナ大学（米国）、2005 年 3 月 9 日に静宜大学（台湾）、4 月 19 日に東亜大学（韓国）、5 月 12 日にモレロス州立大学（メキシコ）、5 月 20 日に嶺南大学（韓国）、8 月 15 日にベトナム国家大学ハノイ（ベトナム）、12 月 16 日にブリッジウォター大学（米国）、2006 年 1 月 6 日に香港中文大学（中国）、とそれぞれ協定を結んだ。現在、高麗大学（韓国）、セント・マイケル・カレッジ（米国）、グアヤキル・サンティアゴ・カトリカ大学（エクアドル）と交渉中で、近々調印の運びとなる。以上のとおり、25 大学と連携関係にある。

国際交流センターは 2004 年 1 月に「国際交流の新たな展開－Globalizing Kandai をめざして－」のレポートをまとめ、今後約 10 年間を射程とする国際交流政策の方向性を示した。すなわち、

①5 年を目途に学生交流のための協定校を 50 校に拡大する。また、研究者交流などの学術交流のための協定校を 5 校増やす。これによって、英語圏で 25 校、アジア圏で 15 校、それ以外のエリアで 10 校以上の大学と双方向の国際交流が実施できる。

②本学が受け入れる留学生の数は、当面、総学生数に占めるその比率を 1.6%（約 500 名）とする。

③近い将来、短期滞在を含めて年間 1,000 名を超える学生を海外に派遣し、学生の国際感覚を涵養する。

このような国際交流政策によって、学是「学の実化（学理と実際の調和）」を基軸としたより具体的な教育目標「国際化の充実と促進」が現実化でき、グローバル化社会に対応できる有為な人材の育成が進展する。

（イ）情報化社会への対応

本学の情報教育は、山岡総理事（兼学長）が提唱した「学の実化（学理と実際の調和）」を構成する４つの教育目標を基軸に、理念「開かれた大学」で打ち出された３つの教育目標のうちの「情報化社会への対応」のもとに今日まで進められてきた。

わが国では、高度情報化社会が、周知のとおり、1970 年代に到来した。これには、電子技術・通信技術の急速な発展（高度情報化）によるところが大である。本学でも教育研究における情報化への対応とそれらを支える施設・設備（情報通信基盤）の整備が同時期に始められた。本学にコンピュータシステムが導入されたのは、1971 年 3 月である。工業技術研究所（現先端科学技術推進機構）内に電子計算機室が設けられ、そこに研究用装置としての計算機が設置され、数値計算や統計解析などを伴った研究に利用された。また、本計算機を利用した計算機応用関連の授業科目や一部の実習科目でも情報処理を伴った教育が実践された。

1982 年 4 月、情報化社会の進展に伴い、電子計算機室は情報処理センターと改名され、従来からの研究利用に加えて、教育および事務業務での利用が可能な一大総合サービス機関として新たにスタートした。さらに、創立 100 周年記念事業として建設された総合図書館に併設して情報処理センターが設けられ、1985 年 1 月から「総合図書館・情報処理センター」として業務が開始された。同年 4 月には、学部の共通教育科目として、情報処理論およびその実習が社会学部と工学部で開講された。翌年には、文学部、経済学部、商学部でも開講され、全学の足並みが揃った。これは、高度情報化社会を切り開いていくために必要な情報リテラシーを学生につけさせようと考えられた試みである。

同センターはその後も順調に整備され、わが国の私学における情報処理センターとしては、有数の施設を誇るとともに、利用内容も優れている。2004 年 3 月には、既存の施設が手狭になったこともあって、総合図書館から円神館に設置場所を移し、同年 4 月、情報処理センターはインフォメーション・テクノロジーセ

ンターいわゆるITセンターに改称された。

本学は2004年度にスーパーSINETの接続拠点機関に選定され、関西大学学術ネットワーク(KAISER)を新たに構築した。これによって、超高速ネットワークを活用した分散型共同研究や大容量データの共用・活用が可能になり、本学の先端的学術研究のいっそうの進展が図られることになった。本システムは、2004年10月から運用を始めている。

イ　「強い関西大学」の形成と21世紀「知識基盤社会」を先導する人材育成の教学方針

1997年度の関西大学「学の実化－自己点検・評価報告書」を受けて、1998年9月に石川啓学長（当時）に答申された関西大学将来構想委員会の最終報告は、本学が旧来の学是である「学の実化（学理と実際との調和)」のもとに、「国際化」「情報化」「開かれた大学」という３つの教学目標を掲げてきたことを確認している。その上で、これらの教育理念は21世紀の大学に相応しく、「個性化と多様化」「グローバル化とネットワーク化」「開放と交流」という言葉で言い表されるべきであると提言している。

また、2000年10月に就任した第37代学長永田眞三郎は、「関西大学通信」（第285号、2000年11月24日）で「学長就任にあたって」の所見を述べている。その中で、永田学長はこれまで関西大学の教学の基本方針とされてきた「国際化」「情報化」「開かれた大学」を基本にしながらも、これらを今日の社会状況の変化に相応して新しい内実を盛り込むため、新たな視点から見直すことの必要性を説いている。永田学長の所見には、「実践知の追求」「冒険力の涵養」「地域社会への貢献」「地球市民の形成」などの言葉がある。

ところで、2004年4月に国立大学が法人化された。このことは、国立大学の管理運営に変化がもたらされることにとどまらず、必然的に私立大学を含むすべての大学に改革の加速化と生き残りをかけた競争の激化を促すことになった。加えて、2年後の2009年には18歳人口が130万人まで落ち込み、大学全入時代の到来が目前に迫った。各大学は経営戦略を明確に示した上で、個性輝く大学へと自己革新せざるを得ない。

このような状況下にあって、本学は、2004年12月8日開催の理事会において、「関西大学戦略会議」と「基本構想推進会議」の設置を決定した。前者は理事会のもとに設置された諮問機関で、将来の学園計画を検討する法人と教学が一体となった委員会である。また、後者は理事長のもとに置かれた組織で、将来の学園計画を立案し、理事長に具申する委員会である。本学には、これまで理事会のもとに中期検討委員会と予算委員会が設けられ、将来の学園計画が企画・立案され、実行に移されてきた。この度の改革は、2005年4月からスタートの新しい「私立学校法」の施行にあわせて、大学の意思決定のあり方を抜本的に見直したものである。2005年5月には関西大学の経営理念と基本方針が理事会で決定され、「強い関西大学」の構築へ向けての決意が示された。ここに、「強い関西大学」とは、教育に強い、研究に強い、社会連携に強い、ＩＴに強い、入学試験に強い、就職に強い、そして財政に強い、もちろんスポーツ・学術研究に強い、のことを指す。

「強い関西大学」宣言によれば、関西大学を「知」の世紀をリードし、新しい「公共」を創造する力漲る21世紀型総合学園と位置づけ、2005年1月に中央教育審議会が答申を出した「我が国の高等教育の将来像」に掲げられている７つの機能を視野に入れながら、本学が今後目指すべき個性・特色として、「教育」「研究」「社会貢献」を本学に課せられた使命としている。

また、本学は、上記答申に示された７つの機能のうち、総合大学である関西大学が「個性輝く大学」としての機能を次のように掲げている。すなわち、７つの機能すべてを有しながらも、社会との関わりの中から優れた人材を育成すべく、本学の大学院・学部教育のいっそうの充実のための「高度専門職業人養成」、「幅広い職業人養成」、「総合的教養教育」および、インターンシップの拡充、産学官連携の推進、社会人をターゲットにした講座の充実などを重点課題とするための「地域の生涯学習機会の拠点」、「社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等)」である。これらは、従来の関西大学の教育理念から逸脱するものではない。ちなみに、この表明は、関西大学のホームページに掲載されている。

今後は、将来の学園計画が短期計画（1～4年)、中期計画（4～8年)、長期計画（8年以上）に区分して

機関で決定され、大学の理念「学の実化（学理と実際との調和)」に則って、「知識基盤社会」に貢献できる人材の養成機関として一層の充実が図られる。

(2) 大学院の教育理念と教育方針

ア　関西大学大学院の創設とその歴史的変遷

関西大学は、1886 年 11 月 4 日に関西初の法律専門学校として創立された。1922 年 6 月 5 日には大学令による大学（旧制）に昇格し、1924 年には大学令による大学院（旧制）の設置が認可された。

第 2 次世界大戦後、わが国の学制は大幅に改められた。これを受けて、関西大学は 1948 年、新制の大学に衣替えをした。1949 年には新制大学院の設置基準が制定され、これを受けて、1950 年 4 月に法学、文学、経済学の 3 研究科からなる新制の大学院修士課程が開設された。3 年後の 1953 年 4 月には大学院博士課程がこれら 3 研究科に設けられた。

その後、1962 年には商学、工学の 2 研究科、1971 年には社会学研究科が開設された。大学院には、この時点で 6 研究科に 21 専攻の修士課程と 19 専攻の博士課程が設けられ、教育・研究機関として大学が整備された。

本大学院は、1975 年度における大学院設置基準の制定に伴って、博士課程の大学院として法学、文学、経済学、商学、社会学、工学の 6 研究科で組織の変更を行った。その後もこの設置基準に照らして新研究科が開設され、1998 年には総合情報学研究科、2002 年には外国語教育学研究科、2004 年には法務研究科（専門職大学院）がそれぞれ開設された。

以上のように、本学では、法、文、経済、商、社会、総合情報、工の７学部のいずれの学部の上にも大学院が設けられ、文部科学省の設置基準を十分にクリアした環境のもとに高度な教育研究を教授する体制が整えられている。また、学部・学科を有しない外国語教育学研究科と、高度職業人養成専門職大学院の法務研究科も設置されるなど、時代に即した大学院の改革・改編と研究科の新設が継続的になされ、わが国の高等教育の一翼を似合うに相応しい大学院に成長している。

なお、現在、会計専門職大学院が 2006 年 4 月の開講を目指して準備されている。それに対処して、既存の商学研究科の改編が検討中である。また、工学研究科は、現在、10 専攻からなる前期課程・後期課程の博士課程として運営されているが、これを前期課程については 3 専攻に、後期課程については 1 専攻に統合させ、さらに 5 年一貫後期課程の専攻を一つ設けることによって、時代にあった大学院運営が継続的に行える体制が整えられた。2006 年 4 月入学の学生から新制度が運用される。

イ　関西大学大学院の設置目的と理念

学校教育法 65 条によれば、大学院の設置目的が「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」のように規定されている。大学院設置基準では、この目的を修士課程および博士課程に区分し、修士課程の目的を第 3 条で「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」と定め、博士課程後期課程のそれを第 4 条で「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と定めている。

本学では、文部省（現文部科学省）の法令を受けて、1960 年 4 月 1 日に関西大学大学院学則を制定した。現在運用されている大学院学則によれば、その設置目的が「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする」のように明文化されている。

上述からも明らかなように、本学大学院の目的は学校教育法や大学院設置基準に該当する規程に則してい

る。大学の目的がそうした法律に則っているのは、大学院を含む学校教育の公的・制度的性格から当然のことである。しかし、本学大学院が学校教育法や大学院設置基準などに定める基準を満たす教育研究機関として承認され存在してきたことを勘案すれば、大学院の目的を設置基準などの援用だけで終わらせる必要はない。

学部の延長線上におかれた大学院の教育研究は、近年開設される独立大学院や高度専門職大学院のそれとは異なって、学部の教育理念に大いに関わっている。したがって、その設立目的は、大学の設置理念から乖離してあり得ない。また、大学院の設置の基礎となっている大学の理念と密接な関連があるのも事実である。それゆえ、本学大学院の理念を考えるにあたっては、その前提として、本学の理念を顧みるのがよい。

本学大学院の理念は、関西大学の理念に下にあり、「学の実化（学理と実際との調和）」を基軸に、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学、法務の９研究科のそれぞれの学問分野に呼応して、個々の研究科固有の教育目的や教育目標がうち立てられている。

上述した大学院の教育理念、教育目的、教育方針などは、広報用の案内パンフレット「関西大学大学院Information」、および各研究科が発行しているパンフレットなどで公開されるとともに、関西大学大学院のホームページ、および各研究科・各専攻のホームページなどでも広く公開されている。

ウ　大学院の充実

近年、各大学で大学院の充実に向けた取り組みがなされ、さまざまな形態の大学院、たとえば大学院大学や夜間大学院、通信制大学院などが設置されるようになってきた。各大学では、従来の研究者養成のための大学院から高度専門職業人養成を目的とする大学院へ向けて諸改革が行われつつある。本学においても大学院の充実が最重要課題となっており、大学院教育については、学術研究の推進と国際的貢献、優れた研究者の養成、高度な専門的知識・能力を持つ職業人の養成と再教育、国際化の進展への対応など、時代の要請に見合った大学院の整備・充実を図り、そのあり方を議論する委員会の設立が提言されている（『関西大学の将来構想―創造的に前進する大学を目指して―：最終報告』1998 年９月　関西大学将来構想計画委員会）。

現在、本学大学院には、多様な価値観と目的をもった多数の大学院生が入学し、研究科によって多少の差違はあるが、定員の充足率も従来に比較して徐々に改善されつつある。これには、一般入学試験・学内進学・留学生入学試験・社会人入学試験・飛び級入学試験など、大学院の入学試験の多様化も関係している。このような背景のもと、各研究科ではカリキュラムの改革もいっそう進展し、大学院を基本的には研究者養成と高度専門職業人養成に区分することで社会のニーズに応えようとしている。特に、前期課程の大学院では、いずれの研究科とも社会が求めるニーズを的確にくみ取り、幅の広い知見をもった高度専門職業人の養成に重点をシフトしつつある。しかし、個々の学生のニーズにすべて応えるたけのカリキュラム改革には到底及ばないものの、今後ともいっそうの充実を図るための日常的努力が研究科長会議でなされ、改善が進行している。

さらに、外国語教育教員の養成に取り組む外国語教育学研究科の設置、法曹養成を目的とする法科大学院の開設、会計職を目指す会計専門職大学院の創設など、高度専門職業人を養成するための研究科の整備が現在、急ピッチで進められている。今後は、本学が専門職育成機能と研究者育成機能を併せ持つ大学院として社会に存在感を示すためにも、各研究科が歩むべき方向を十分に精査し、その指針を学内外に公表していかなければならない。

(3) 教育理念の点検・評価

【現状の報告】

大学の理念の成立過程とその構成について、はじめに大学の建学の目的と理念があり、それを受けて教育の理念が、そしてそれらを踏まえて、さらに具体的な教育方針が整備されていくのが一般的である。すなわ

ち、抽象度の高い理念からより具体的な理念へと、段階的に整備されることを意味する。

前述した学園の歴史が物語るとおり、本学における建学の精神は、最初に創設された関西法律学校が教授する学問分野とも相まって、「正義と自由」である。その後、山岡順太郎が 1922 年 6 月の大学への昇格を機に「学の実化」を提唱したが、これを具体化した教育の基本方針のひとつとして、山岡が示した「学理と実際との調和」がある。これはより具体的で、本学にとってはきわめて崇高で重要な教育理念である。

この教育理念は現在、「開かれた大学」構想の展開、「国際化の促進」および「情報化社会への対応」として結実しており、119 年の長きにわたって脈々と受け継がれてきたのは事実が示すところである。本学に設置された法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、総合情報学部、工学部はその設立時期はそれぞれ異なっているが、本学の学是ならびに教育理念、教育目的、教育目標を基本に、たゆまぬ自己改革を行いながら、それぞれの学問分野に相応しい教授陣と教育カリキュラムを備えて、今日に至っている。大学および各学部の教育理念等は学則等に明文化されており、また、大学の広報用パンフレット「大学案内」や、各学部パンフレット、およびホームページで広く公開されている。

本学は、「関西大学学則」における第 1 章通則の第 1 条で大学設置の目的を「本大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）に基づき人格の完成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、情報学、工学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させること」と宣言している。その第 1 条の 2 第 1 項では前文を受けて、「本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」とし、その 2 項で「前項の点検項目及び実施体制に関する規程は、別に定める」と規定している。

大学院は、学校教育法 65 条によって、その設置目的が「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」のように規定されている。大学院設置基準では、この目的を修士課程および博士課程に区分し、修士課程の目的を第 3 条で「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」と定め、博士課程後期課程のそれを第 4 条で「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と定めている。本学では、文部省（現文部科学省）の法令を受けて、1960 年 4 月 1 日に関西大学大学院学則を制定している。現在の大学院学則によれば、その設置目的は「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする」とされる。

このように、教育研究の実践目的とその後の自己点検・評価の実施を大学や大学院の規則の最初に謳い、持続的な教育研究の質の保証に向けて全学をあげて取り組む姿勢を明確に示している。具体的な自己点検・評価に関する規程は、1993 年 7 月に関西大学自己点検・評価委員会規程として明文化されている。これを受けて、1993 年 10 月には自己点検・評価委員会準備委員会が発足している。本格的な委員会発足への準備期間を経て、1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価活動を担う組織として設立されている。この委員会は 2 年を一期として活動し、委員会の活動終了時に報告書を作成する職務を担うものである。活動においての点検・評価項目は委員会において定められている。

自己点検・評価委員会の職務は、本学の教育研究に関する全学の活動状況ならびに組織、施設・設備、運営の状況および財政状況について、各機関が作成した報告をもとに、全学的視点に立って自己点検・評価を行い、学長に報告することである。大学の構成員や各機関はこの報告をもとに、その改善を相互協力のもとに行っている。以上のように、大学自らが自己点検・評価する機能を有しており、大学の教育理念に則って各機関が運用されているか、精査できるようになっている。

【点検・評価】

(1) 大学・学部

本学の「建学の精神」はいま述べてきたような経過を辿ってきたが、大学の理念・目標という観点から見た場合、どのような問題点があるだろうか。

まず、本学には学内で大学の理念に関わるさまざまな言葉が日常的に使用されているが、そこにはかなりの広がりやばらつきがある。たとえば、関西大学を語るに際して、建学の理念・精神、学風、学是、教育理念、教育目標、教学方針という言葉が頻繁に使われているが、それぞれの言葉の意味内容、相互の関係や位置づけが不明確なままになっているきらいがある。抽象的な理念と具体的な方針の間で、または上位概念と下位概念の間で、それぞれの言葉をどのように使用すべきか未整理な面も残っている。

次に、全学的に受け入れ、教育、研究、地域貢献の具体的な施策が進められてきた教学の3つの教育方針である「開かれた大学」構想の展開、「国際化の促進」および「情報化社会への対応」は、当初、関西大学の独自性と先見性を発揮した施策として評価されてきた。今日では、類似の目標を掲げた大学が多く出現し、新鮮な印象や未来志向のイメージが乏しくなってきている。そこで、最近は、「学の実化（学理と実際との調和）」の現代的表現として、「知的創造空間」あるいは「知と技のデザイン工房」などの表現で言い表されるようにもなっている。

以上のようにも、表現が異なっても、いずれも関西大学の学是「学の実化」に他ならず、時代に応じて理解されやすい表現に取って換えられているにすぎない。

本学では、各学部（設立）の教育理念が必ずしも同次元で整理されていないきらいがある。たとえば、戦前に設立された学部と戦後になって設立された学部との間にそれを見出すことができる。戦後に設立された工、社会、総合情報の3学部は、設置認可の申請時に、いずれもかなり詳細な設立目的等の提出が求められ、学内的には教学各組織をはじめ、理事会の手続きを踏んだ公式の設立目的として存在している。これに対して、歴史の長い戦前の法、文、経済、商の各学部の場合には時間の経過とともに当該学問分野の発展、学科の新設などを経験し、また、学部に期待される教育内容も社会の変化によって移りかわってきた。そのため、設立の目的は各学部の現状を十分に反映するものになっていないように思われる。

(2) 大学院

本学には、現在、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学からなる旧来型の大学院8研究科と、専門職大学院の法務研究科が設置され、高度で極めて専門性の強い教育研究が展開されている。また、専門職大学院として、会計研究科の設置も認可され、2006 年 4 月から開講される。このように、大学院組織は119年の歴史の中で徐々に拡大され、充実した教育研究へと環境整備がなされ、人文科学、社会科学、自然科学の広い分野を包含する総合大学院として成長している。

一方、本学の大学院もいくつかの今日的課題を抱えるようになっている。すなわち、

①わが国の高等教育政策によって、多くの大学院が開設され、大学院の入学定員が独立法人化した旧国公立大学を中心に大幅に増員され、他大学の大学院に比較的容易に入学できるようになったため、本学からも多くの学生が他大学に進学するようになり、本学の大学院に進学する学生に限界が現れ出したこと。この現象は工学系で著しい。

②自然科学系に比較して、人文・社会科学系の大学院修了者の社会的ニーズと社会の受け入れ体制が十分に整っているとは言い難い。

③少子化や学力不足の傾向から、従来に比べて、大学院学生の質の低下が現れ出したこと

④モチベーションの低い学生が大学院に進学するようになってきたこと

などである。これらの課題が直ちに解決できるとは思われないが、

①他大学の動向を見ながら、授業料や奨学金などのあり方を検討すること

②社会のニーズをくみ取り、それに見あうように組織を改編するとともに、魅力ある学問分野を取り入れ

たり、前期課程ではこれまで以上に教育に重点を置いたりすること
③ＴＡやＲＡなどの制度を充実させ、大学院生が教員とともに教育や研究にあたっている実感を体験させ、モチベーションを高めさせるような仕組みを形成すること
などが必要である。

文部科学省は、今日、世界に通用する高度な研究大学院の拠点づくりを推進し、若手研究者の養成に優れた研究機関を財政的に支援している。本学はこれまで、この取り組みに数度チャレンジしてきたが、採択に至っていない。今後、本学が重点的に進める研究分野をできるだけ特定し、世界で活躍する若手研究者養成プログラムを具備した優れた研究機関として、社会から認知される大学院に脱皮しなければならない。

（4）大学としての健全性及び学生のモラルの確保等

本学は、学是「学の実化（学理と実際の調和）」を基本に、「開かれた大学」構想の展開、「国際化の促進」および「情報化社会への対応」を教育方針として大学院と学部の教育研究がなされている。これらは、大学の学則でも謳われており、大学を運営するために必要な諸規定を定め、それに則って、アカウンタビリティーに優れた教育がなされている。以下では、大学が健全性を保ち、学生のモラルを確保するための諸施策について述べる。

【現状の説明】

ア　セクシュアル・ハラスメント

本学では、人権問題への取り組みの一環として、セクシュアル・ハラスメントの防止のための措置およびセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な規程「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」（1999 年 10 月）を制定し、本学において、すべての学生および教職員に公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究および就業の機会ならびに権利を保障することを宣誓している。これに基づいてセクシュアル・ハラスメント防止委員会やセクシュアル・ハラスメント調査委員会が設置されている。教育・事務職員をはじめ、新入生や在学生に対して、セクシュアル・ハラスメントに係わるパンフレットを配布したり、ガイダンスを行ったりしている。また、教育・事務職員からなる相談員を置いている。規程制定と同時に「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」も作成された。現行のセクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン等は、これまでの経験から、被害者にとって必ずしも利用しやすい制度とはなっていないこと、また、ハラスメントの深刻度に関わらず一律に対応する仕組みになっており、問題解決のための柔軟な対応を困難にしていること、といった指摘を受けているので、その改正のための作業が進められている。

ハラスメントには、セクシュアルなものだけでなく、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントのようなものもある。これらに関しては、現在、大学執行部（学長、副学長（3 名）、学長補佐（3 名））で規程化の是非が検討されている。

イ　倫理綱領

私立大学連盟では、2003 年 3 月、その総会で「教員倫理綱領」の明文化を推進することが決議された。これを受けて、「教員倫理綱領」作成委員会が編成され、本学の教育職員もそのメンバーとして綱領づくりに参画している。

本学では、現在までのところ、大学独自の倫理綱領を策定するまでには至っていない。大学執行部が、現在、他大学の実情を調査し、倫理綱領を策定するか否かの是非を検討している段階にある。

ウ　賞罰規程・コンプライアンス

本学は、従来、「学校法人関西大学職員就業規則」（1953 年 4 月制定、1994 年 3 月廃止、1994 年 4 月再度制定）第 48 条において職員の表彰および懲戒に関する条文を設け、別途「賞罰規程（就）」（1953 年 4 月）を制定していた。本規程は、その後、数度にわたって改定されてきたが、懲戒に関する条項に関しては、その処分の対象が不明確で、かつ制裁の内容もあまりにも大ざっぱ、かつ、不十分との指摘を受けてきた。そのため、2002 年に改正の作業に入った。そして、「賞罰規程（就）」（2003 年 4 月改定版）は、懲戒処分のみを規定する規程として「職員懲戒規程（就）」（2003 年 11 月）に改訂された。なお、表彰に関する条項は「賞罰規程（就）」（1953 年 4 月）でもその第 2 条で『表彰は、職員表彰規程により行う』と定められており、その規程が「職員表彰規程（就）」（1966 年 10 月）、「職員表彰規程運営内規（就）」（1966 年 10 月）で別途規定されている。

コンプライアンス（法令遵守）あるいは危機管理体制の整備は、企業のみならず、大学にあっても喫緊の解決すべき課題である。本学は、コンプライアンスの一環として、まず「ソフトウェア管理規程」（2004 年 7 月）を制定した。これは、情報化社会のいっそうの進展に伴って、多くのソフトウェアが市場に出回り、市民の多くがその恩恵を受けているが、反面、その不正使用もあとを絶たないといわれている現状を鑑みての対応である。ソフトウェア著作権の保護の重要性を強く認識し、社会に対して、本学がソフトウェアの違法な使用を防止し、もってソフトウェアの適正な利用を教育機関として推進することを宣言したものである。

なお、本学においては、2003 年 10 月の副学長制度導入によって、副学長（総務・学生担当）がコンプライアンスや危機管理を担当することになっている。今後、組織的に法的整備を進めようとしている。

エ　個人情報の保護

本学は、全学的な取り組みとして、学生に「インターネット利用に関する誓約書」を入学時に求めている。

また、2005 年 4 月全面施行の「個人情報保護法」の定めを遵守するため、全学的な対応として、「関西大学個人情報保護規程」（2005 年 1 月）を制定している。本規程は、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、学校法人関西大学および法人が設置する学校（以下「本学」という）における個人情報の取り扱いについて遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適切な保護に資することを目的に、制定されたものである。これは、主として情報機器（コンピュータ）を介した情報の氾濫と無秩序さから個人情報を守り、その管理を厳格にしようとしたものである。と同時に、コンピュータ以外でも扱われている個人情報について全学を上げて総点検し、たとえば、ホームページの点検、大学諸機関が発行している印刷物の内容確認、教授会等の各種委員会での配布資料の点検などを実施し、個人情報の保護に努めている。そして、個人的な情報を含む内容については、その公開の是非を精査し、不適切なものについては除外するなど、今後適切な対応がとれるように個人の意識高揚をも含めて、実施している。なお、会議の資料については、一部を回覧とし、必要でない個人情報が可能なかぎり流出しないように努めている。

【点検・評価】

本学は、すべての学生および教職員に公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究および就業の機会ならびに権利を保障することを宣言している。そして、大学としての健全性や学生のモラルの確保等を目指して、これまでも様々な取り組みがなされてきた。しかし、これらの施策は往々にして対処療法的で、対策が事後にとられてきたようなところもある。これは、ことの本質からやむを得ないことのように思われるが、今後ともいっそうの努力と改善が必要である。

２　教育研究組織

本大学には、学部の教育研究機関として、法、文、経済、商、社会、総合情報、工の７学部が設けられ、それぞれが学生を受け入れて専門教育を教授している。また、学部における外国語教育を教授する教員が所属し、学部学生を有さない外国語教育研究機構が設置され、全学の学生を対象とした語学の基礎教育にあたっている。これらのうち、1958 年に 4 学科（機械工学科、電気工学科、化学工学科、金属工学科）が創設された工学部では、今日求められている科学技術分野と 21 世紀における科学技術創造立国に相応しい人材養成分野を入念に検討し、2007 年 4 月を目途に、現在の 11 学科からなる教育研究組織を 3 学部体制に改編する計画を進めている。すなわち、システム理工学部（数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科）、環境都市工学部（建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科）、化学生命工学部（化学物質工学科、生命生物工学科）である。これによって、学部の専門性がより明確に打ち出されるとともに、学部で行われる教育をより小規模にし、少人数できめ細かな教育が提供できる体制が取られる。

このような組織再編が他の学部でも計画されている。法学部と経済学部を中心に政策系の新学部が 2007 年 4 月の開設を目指して計画中である。この結果、既存学部における学生定員が見直され、規模の縮小と少人数による教育の体制が確立される。

今後の学部教育の方向は、教育の質保証を如何に確保するかである。学部の規模を小さくし、できるだけ少人数の教育が提供できるように組織や施設などをチェックし、その充実に努力しなければならない。

次に、大学院の教育研究機関として、学部に接続された法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学の 7 研究科と、大学院のみの外国語教育学研究科が設けられ、いずれの研究科にも博士課程の前期課程と後期課程が置かれている。また、2004 年 4 月には高度職業人を養成するための専門職大学院法務研究科が設置された。さらに、2006 年 4 月には会計研究科の開設が予定されている。これら 2 研究科はいずれも専門職学位課程の大学院である。なお、専門職大学院を目指した心理学系の研究科も計画されている。

以上の教育研究組織は、文部科学省の設置基準はもとより、学内諸規程に則って適切に整備・運営されている。学部と大学院の教育研究は、本学の教育理念「学の実化（学理と実際の調和）」に則って、それぞれ特徴のあるカリキュラムのもとに実践されている。

本学には、教育研究機関としての学部、大学院のほかに、主として研究活動を実践する機関すなわち東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所、先端科学技術研究機構および人権問題研究室が設置されている。これらの機関では、本学独自のプロジェクト研究や、文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業」などに積極的に応募して採択された先端分野における大型のプロジェクト研究を推進している。これらの事業で得られた成果は学部と大学院の教育研究にフィードバックされるとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成を目指した取組に発展できるように整備充実を図っている。

2006 年 9 月には、事務組織の大幅な改編がなされる。学長室や教務センター、研究支援センターなどが設られ、教育と研究に「強い関大」を確立するための支援体制が整備・充実され、よりいっそうの発展が期待される。

（1）教育研究組織の概要と点検・評価

【現状の説明】

ア　学部・学科

本大学には、大学基礎データの表 1 に示すとおり、現在、法、文、経済、商、社会、総合情報、工の 7 学部が設置されている。7 学部のうち、法、文、経済、商、社会の 5 学部には、2003 年 3 月まで第 1 部（昼間）のほか、第 2 部（夜間）が設けられていた。

第 1 部の教育は、総合情報学部の高槻キャンパスを除いて、他の 6 学部は千里山キャンパスで行われてい

る。一方、第 2 部は、勤労者の勉学の便を顧慮して、1994 年 3 月までは天六キャンパス（大阪市都島区天神橋 6 丁目）に置かれ、そこで教育がなされてきた。1980 年代から第 2 部に通学する学生の資質が変化するようになったことと併せて、第1部と第2部で学ぶ学生の一体感を醸成するため、第2部を天六キャンパスから千里山キャンパスへ移した。その結果、教育を提供する体制を第1部と第2部に区分しておくことの有意性が薄れ、2003 年 4 月に第 1 部・第 2 部（夜間）制は昼夜開講制に改編された。すなわち、同制度のもとに、1 講時から 7 講時の履修時間帯に応じてデイタイムコース（昼間主）とフレックスコース（夜間主）に区分して教育がなされるようになった。なお、社会学部は、2003 年 3 月まで、第１部（昼間）と第2部（夜間）の教育課程に特徴を持たせ、異なった学科・専攻による構成とカリキュラムで運営されてきたが、１講時から 7 講時までにわたる系統立った教育メニューの提供といった教育体制に対応することが難しくなったため、フレックスコース（夜間主）を廃止した。残る 4 学部もデイタイムコース（昼間主）とフレックスコース（夜間主）からなる現行制度の見直しを行い、文学部が 2006 年 4 月から 2 コースを統合してデイタイムコースに、経済学部と商学部が 2007 年 4 月から文学部と同様に改編される。なお、法学部については、現在検討されている新学部構想の成り行きを見ながら見直すことにしている。

7 学部の学科構成は、大学基礎データの表 1 に示すとおりである。すなわち、7 学部のうち、文、経済、商、社会、総合情報の 5 学部は単一の学科（それぞれ総合人文学科、経済学科、商学科、社会学科、総合情報学科）からなっている。それに対し、法学部は法律学科と政治学科の 2 学科、工学部は機械工学科、機械システム工学科、先端情報電気工学科、電子情報システム工学科、化学工学科、応用化学科、先端マテリアル工学科、システムマネジメント工学科、都市環境工学科、建築学科、生物工学科の 11 学科で構成されている。一方、フレックス・コースについては、それを置く学部のうち、文、経済、商、社会の 4 学部は単一の学科からなっているのに対し、法学部は 2 学科からなる。

これら 7 学部のほか、2000 年 4 月には、バランスのとれた外国語運用能力を育成するとともに、これに裏打ちされた人格の形成と国際人の養成を目指した外国語教育の展開を目的に、外国語教育研究機構が独自の教授会をもつ組織として設置された。本機構は、学部の外国語基礎教育を行うことと、大学院生（外国語教育学研究科）の教育研究を指導することを責務としている。

イ　大学院・高度専門職大学院

本学の大学院には、大学基礎データ表 1 に示すとおり、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学の 8 研究科が設置されている。研究科はいずれも博士課程の大学院で、前期課程と後期課程からなる。前者には 22 の専攻が、後者には 29 の専攻が設けられている。また、2004 年 4 月には、専門職大学院として、法務研究科（法科大学院）が創設された。さらに、2006 年 4 月の開設を目指して、専門職大学院会計研究科の設立準備が現在、進められている。その上、高度職業人を養成する専攻を併設した心理学系の大学院研究科が検討されている。

ウ　研究所

本学には、上述の教育研究組織のほかに、研究活動を中心に展開する組織として、東西学術研究所、経済・政治研究所、先端科学技術推進機構（旧・工業技術研究所）、法学研究所および人権問題研究室が設置されている。

エ　教育研究組織を点検する体制

本学は、大学全体の教育研究水準の向上を図る目的で、1993 年 7 月に関西大学自己点検・評価委員会規程を制定し、1993 年 10 月に自己点検・評価委員会準備委員会を発足した。本格的な委員会発足への準備期間を経て、1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価活動を担う組織として設立された。この委員会は 2 年を一期として活動し、委員会の活動終了時に報告書にまとめ上げることを職務

とするものである。

自己点検・評価委員会は、本学の教育研究に関する全学の活動状況ならびに組織、施設・設備、運営の状況および財政状況について、各機関が作成した報告書をもとに、全学的視点に立って自己点検・評価を行い、学長に報告する。大学の構成員や各機関は本報告をもとに相互に協力して改善を図っている。

同様に、各学部等に係わる点検・評価事項は、各学部等に設置されている委員会（教学体制委員会、学部充実委員会、将来構想委員会など、学部によって名称等は異なる）や学部執行部によって検討される。

本学は、1993 年の自己点検・評価委員会発足以来、報告書等の刊行物の公表等によって、社会的評価を受けているが、全学的な事項については、1952 年に加盟した大学基準協会による相互評価(1998 年 4 月 1 日付)以外には、学外者による評価を正式に受けていない。ただし、工学部では、2002 年度に先端マテリアル工学科（当時、材料工学科）が日本科学技術者教育認定機構（JABEE）による JABEE プログラムを受審し認定された。さらに、2005 年度、化学工学科と都市環境工学科が JABEE プログラムを受審中である。工学部では、他大学の多くが JABEE プログラムに認定されている実情に鑑み、積極的に外部評価を受けようとする気風にある。

工学部では、自己点検・評価委員会の職掌事項に外部評価に関する事項を加えている。それに基づいて、2002 年度には研究活動に関する外部評価を、2004 年度には教育に関する外部評価を受け、将来の学部改革、学科改革に資する貴重な意見、助言を得た。

【点検・評価】

ア　学部・外国語教育研究機構

最近の大学には、総合人間科学部、国際関係学部、環境政策学部、あるいは総合政策学科、社会福祉学科などといった名称の新学部や新学科が、文部科学省の設置認可の緩和策によって、多く創設されるようになった。このように、学際的・国際的分野に焦点を当てた学部・学科や、環境や政策、福祉に重点を置いた学部・学科の新設が今日の大学の流れである。

本学の学部の多くは、従来からの伝統的な学部構成を現在のところ維持している。そこでは学問の特徴を系統的に捉えて運営されているのに対し、新しい流れの学部はむしろ現代の社会的動向や事象に沿った構成になっている。こうした新しい学部構成は、教育研究の対象を直接的あるいは総合的に捉えることができる一方で、学問分野の重複や、時にはそのアイデンティティのあいまいさから、彼らの専門分野が把握しがたいとの卒業生を採用する側からの声も聞かれる。その点、本学の伝統的な学部構成は 119 年の長きにわたる経験と実績から得たもので、学問体系という視点から一定の合理性が評価できる。

一方、本学でも、情報化社会のニーズに応えて総合情報学部が創設され、現代の社会的動向に対応する努力が払われてきた。この総合情報学部では、われわれの直面する様々な領域の問題を「情報」の視点から解明し、その理論的知識とコンピュータリテラシーを身につけた人材を育成することを目的に、教育研究が行われている。そのため、カリキュラムは、文理総合型をコンセプトとして、人文科学、社会科学、自然科学の 3 分野を総合した独特の構成になっている。2003 年に創設 10 周年を迎え、社会の評価も定着してきた。

また、2000 年 4 月に発足した外国語教育研究機構は、前述のとおり、バランスのとれた外国語運用能力を育成するとともに、これに裏打ちされた人格の形成と国際人の養成を目指す外国語教育を展開しようとするものである。このため、人的構成としては、外国語教育を専門とするネイティブスピーカーと、外国語としてその言語を学び高い運用能力を身に付けた日本人教員をバランスよく配置し、これら構成員によって、異文化共生のための基本的資質を磨く複数外国語習得を目指すとともに、応用言語学、外国語教授・評価法、マルチメディアを利用した教材開発などの研究を科学的な手法に基づいて精力的に行っており、常に最先端の外国語教育が提供できる態勢を整えつつある。今後、同機構が本学の外国語教育において主導的役割を担うとともに、学外に向けても積極的に情報発信していくことのできる組織に発展していくことが期待できる。

なお、工学部には、従来、理系の基礎となる分野はわずかに教養教育を担当する数学、物理、化学、生物

の部門で、学部・大学院の学生を有する基礎分野の本格的な専門学科が欠けていた。このような状態は総合大学として不十分で、工学部のさらなる発展を図るためにも理工学部的な各専門分野を包括した内容で学部を再編すべきであるとの指摘がなされていた。このような状況を鑑み、工学部はここ数年、学部と大学院の将来構想を検討し、次のような改編を実施することで合意された。すなわち、2007 年 4 月の開講を目指し、現在の 1 学部体制をシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部からなる 3 学部体制に改編し、より機動的で社会のニーズにあった教育が展開できる体制づくりを構築した。ちなみに、システム理工学部には数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科の 4 学科が、環境都市工学部には建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科の 3 学科が、化学生命工学部には化学物質工学科、生命・生物工学科の 2 学科がそれぞれ設けられる予定である。このように、工学部は新たな組織に生まれ変わろうとしているが、限られた人的・物的資源の中で規模の拡大や総合性の追求は、容易なことではない。「21 世紀ＣＯＥプログラム」のような政策が打ち出される昨今の状況を鑑みれば、競争力のある分野に専門化ないし特化することも一考の余地がある。今後とも学部・学科のあり方を点検し、社会のニーズや要請に柔軟に応えられるように機関の充実を目指さなければならない。

これに加えて、最近、「学部」を教育と研究の双方に共通する枠組みとして捉える考えに疑問が呈されるようになってきた。「学部」を学生の所属する単位と位置づける一方、教員の所属単位を別の枠組みとする斬新な構想も登場してきている。すなわち、学生が所属する学部組織と教員が所属する研究組織（研究所など）を分ける構想である。これは、教育と研究の質の向上のため、学部をより小さな機関に再分割し、それに関連する大学院が設けられるような場合、それぞれの機関に教員を配置すれば、関連学問分野間での教員人事の重複や研究施設等の無駄が生じる可能性がある。したがって、関連学問分野間での研究と教育の両面で従来の「学部」組織にどのような役割を担わせるべきかといった課題を抜本的に検討することは、十分意義がある。

イ　大学院

近年、大学の評価に大学院の充実度が重要な要素とされるようになってきた。大学院の充実策の一環として、高度専門職業人養成のための研究科の開設や、世界をリードする先進的若手研究者養成拠点の開設が進められている。このような大学院改革を機動的かつ迅速に進めるためには、その運営組織の改革も重要で、同時に改善が求められている。

本学においては、大学院の組織改革が次のように進められてきた。すなわち、大学院部長の教務を補佐する大学院部長代理が 2001 年 4 月から置かれた。また、2002 年 4 月には、従来、大学院部長と各研究科から選出された研究科長および大学院委員 2 名によって構成され運営されてきた大学院委員会が、大学院部長と同代理および研究科長によって構成される研究科長会議に改編された。この目的は審議・決定の迅速化にあった。さらに、各研究科レベルでは、学位記の授与者を従来の大学院部長名から各研究科長名に変更するなど、研究科長の権限を実質化ないし強化する方向で組織の見直しがなされた。その結果、研究科長を補佐する研究科長代理が新たに設けられ、各研究科の執行部体制に一歩前進がみられた。これら一連の改革に加えて、2003 年 10 月からは学長を大学院の管理・運営の責任者とし、大学院部長職を廃止した。これによって、学長が大学院の基本方針・基本戦略の策定・提示および各研究科の連携・調整を担う者として位置づけられたが、実質的には副学長（大学院・研究担当）が学長の職務を補佐・代行し、研究科長会議の議事運営等の大学院の管理・運営の任にあたっている。また、2006 年 10 月からは、大学院研究科長を学部長が兼ねることになる。これによって、学部と大学院が一体的に運営され、教育と研究の接続がスムーズになり、高度な専門知識を兼ね備えた人材養成の体制が整えられる。このようなさまざまな改革によって、大学院における長年の懸案事項が本格的に解決されるようになった。大学院のさらなる飛躍のために、今後とも、改革のスピードを緩めることなく、継続的に改善していくことが必要である。

ウ　自己点検・評価体制

本学には、2 年ごとに自己点検・評価を行い、その結果をまとめて報告するための組織「関西大学自己点検・評価委員会」が形成されており、自助の努力によって教育研究組織の改善が可能なシステムが構築されている。さらに、2005 年１月には「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」が敷かれた。関西大学戦略会議（理事会の諮問機関）の下に教学専門委員会が設置され、より迅速に教学に係わる改善・改革事項が検討できる体制が整えられた。

３　教育内容・方法等

文部科学省令によれば、大学は、学校教育法第 52 条において、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定義されている。その教育課程の編成には、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」に教育することが大学設置基準第 19 条で求められている。

本大学は、これらを受けて、本学の教育理念「学の実化（学理と実際の調和）」のもとに、「関西大学学則」（1948 年 3 月）第 1 章第 1 条で設置の目的を「本大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）に基づき人格の完成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、情報学、工学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。」と謳い、法、文、経済、商、社会、総合情報、工の 7 学部を設置している。いずれの学部もそれぞれの専門分野の学問を教授するが、と同時に、21 世紀型地球市民にふさわしい幅の広い教養教育の実践を教育の方針としている。

一方、大学院は、学校教育法第 65 条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする」と、その教育目的が規定されている。本学の大学院は、これを受けて、本学の教育理念「学の実化（学理と実際の調和）」をもとに、「関西大学大学院学則」（1960 年 4 月）第 1 章第 1 条で設置の目的を「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学の 8 研究科と、高度職業人養成の専門職大学院としての法務研究科を設置している。いずれの大学院研究科においてもその研究教育の実践において、関西大学の理念「学の実化（学理と実際の調和）」のもとに、それを現代的に展開することを追求し、情報化・国際化の流れに対応する「社会に開かれた知の拠点」としての大学院として、わが国の高等教育の一翼を担うことを目標にしている。法学から外国語教育学までの研究科は、いずれも博士課程の研究科で、前期課程と後期課程からなる。また、前述のとおり、法務研究科は専門職学位課程である。「関西大学大学院学則」第 1 章第 2 条によれば、博士課程前期課程では「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」、博士課程後期課程では「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」、専門職学位課程では「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うこと」を教育目標に定めている。本学は、大学院での研究教育実践に求められている目的・目標を達成するため、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）9 条 2 号に規定する資格に合致する教授陣をそろえ、高度な教育研究環境が継続的して維持できる体制を整えている。

上述した学部・大学院の理念、目的、教育目標等は、関西大学の学則、シラバス、ホームページ、広報用のパンフレットなどで公開され、学部生および大学院生はもとより、社会一般に広く開示されている。

次に、上述の理念、目的を達成するための教育課程が各学部、各大学院に設けられ、それぞれの専門分野に相応しいカリキュラムが構築され、それに則って教育が提供されている。すなわち、大学における各学部・学科・専攻は、本学の教育理念「学の実化（学理と実際の調和）」を基本に、各学部教育の理念・目的を実現するために、学生のニーズに対応して専門性をもった体系的な学習と幅広い学際的な学習とが選択できるように配慮し、各学部ともそのカリキュラムは教養科目（人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野）、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目で構成されている。これらの科目は、「関西大学学則」第 3 章第 18 条で規定され、別表第 1 から別表第 7 に一覧として示されている。

博士課程大学院での教育は、大別して、①各研究科の専攻および課程に応じ、教育上必要な授業科目と、②授業科目の授業および学位論文の作成等に対する研究指導、からなる。前者は、「関西大学大学院学則」第

2 章第 13 条第 2 項で規定され、その一覧が別表で示されている。また、専門職学位課程の法務研究科では、「関西大学大学院学則」第 3 条第 2 項をうけて、別途「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」を規定している。本学則の第 2 章第 7 条で教育の方法、授業科目を規定しており、その一覧が別表で示されている。

学部あるいは大学院の学生が各学部・各研究科の教育目的・目標を理解した上で、学びたい授業科目が容易に選択できるようにするため、原則、同一書式で、かつ教員間で記述の内容や量に精粗がないように求められたシラバスが作成されている。これらのシラバスは、IT センターが管理するインフォメーションシステム上に掲載され、学生および教員はもちろん、学外者も閲覧できる。

なお、本学の大学および大学院において、定められた理念、目的、教育目標を達成し、十分な成果を上げるための、授業科目等のカリキュラムの適正化、教育改善のための全学的取り組み、社会との連携を図ったインターンシップの実施とその適切性、国内外での教育研究交流の適切性、正課外活動の有効性などについては、以下に詳しく説明する。

(1) 基礎教育と教養教育の実施運営のための責任体制の確立

【現状の説明】

ア　実施運営組織：全学共通教育推進機構

全学部に共通の基礎教育と教養教育は、各学部で実施運営されている専門教育と異なり、全学的に組織された全学共通教育推進機構が実施運営している。

全学共通教育推進機構は、科目としては、①幅広い教養を意図した教養科目と保健体育科目、②学部横断あるいは学際的内容を意図したインターファカルティ教育科目、③外国語の習得を目指した外国語科目、そして④教職に関する科目を管轄している。

組織形態としては、全学共通教育推進機構委員会および事務局を置き、前者の機構委員会の下に以下の６つの部門委員会を置いている。すなわち、①教養科目と保健体育科目を管轄する「教養教育部門委員会」、②外国語科目を管轄する「外国語教育部門委員会」、③インターファカルティ教育科目を管轄する「インターファカルティ教育部門委員会」、④教員免許や各種の資格取得を支援する「免許・資格部門委員会」、そして⑤学生のニーズや基礎学力に合致した教授法・教育内容の開発と啓発を意図した「FD（ファカルテイ・ディベロップメント）部門委員会」、さらに⑥学生による授業評価を企画・立案・実施して授業改善を目指した「授業評価部門委員会」の 6 つである（図Ⅰ-3-1 参照）。全学共通教育推進機構は、このような組織形態のもと、全学に関わる基礎および教養教育の責任主体として科目の実施・運営、改革・改善、そして新たなプログラムの開発を行っている。

図Ⅰ-3-1　全学共通教育推進機構組織図

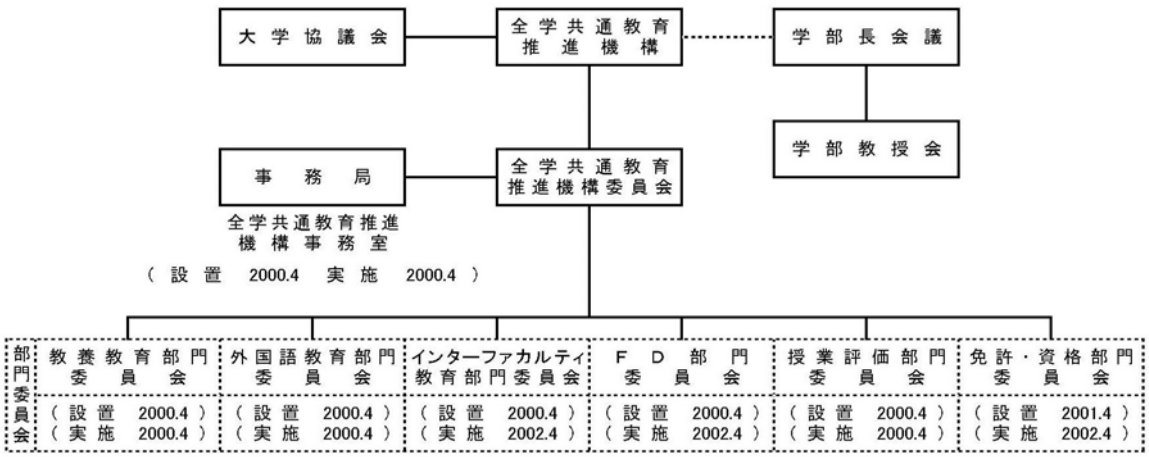

イ　責任体制の確立

全学共通教育推進機構は全学に関わる基礎教育と教養教育の実施運営のための責任体制を確立するために委員会規程を設け、この規程に従って委員会を構成し審議決定を行っている。一般的には、議案はまず各部門委員会において審議し、次いで全学共通教育推進機構委員会において審議・議決することになる。全学共通教育推進機構委員会は、各部門委員長と各学部・外国語教育研究機構の学部長代理・機構長代理と事務局を構成員（法務研究科長代理はオブザーバーとして出席）とし、全学に関わる共通教育の決定機関として位置付けている。そして審議決定事項は各学部・外国語教育研究機構の各教授会での報告事項として取り扱われる。

ウ　実施状況と教育内容の明示

全学的な基礎教育と教養教育を主とする共通科目は以上の体制のもとで実施し、科目として教養科目、インターファカルティ教育科目、保健体育科目、外国語科目を設置している。その具体的なカリキュラムと単位数は『HANDBOOK（大学要覧）』等の資料の示すところである。

各科目の特徴としては、教養科目においては人間・文化、社会・経済、および自然・技術の三分野にわたる幅広い教養の涵養を目指し、インターファカルティ教育科目においては現代人のライフスタイルの諸課題について追求する「生涯スポーツ・身体運動文化コース」、また「働くことと生きること」について自らデザインし「生きる力」を身につける「キャリア教育」、さらには総合的な視野から物事を見ることのできるような学際的なテーマやアップ・ツー・デートなテーマ等をタイムリーに取り扱う科目「テーマスタディ」を開講している。保健体育科目においては「基礎体育学Ⅰ・Ⅱ」、「スポーツ研究実習・理論」などを開設し、レクリエーションやニュースポーツなどの地域に開かれた公開授業も行っている。導入教育に関わる科目においては、教養科目の中に「文章論入門（各テーマ）」と「情報処理論（各テーマ）」を設置し、文章力とコンピュータ技術の向上を目指している。また外国語科目としては、英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語を開講しており、その具体的実施・運営は外国語教育研究機構が管轄し、全学共通教育推進機構では他の上記科目とともに円滑な授業を行うための適正なクラス策定やカリキュラム改編等を議論している。外国語科目についての詳細は、「第Ⅱ編外国語教育研究機構　第２章学士課程の教育方法・内容等」を参照願いたい。

科目の具体的な運営に関しても、インターファカルティ教育科目の「生涯スポーツ・身体運動文化コース」は科目の修得と共に、レクリエーション・インストラクター等の資格が取得できるよう授業科目を計画的に開講しており、「キャリア教育」は運営要領を取り決め、これにしたがってコーディネーター会で授業内容の見直しなどについて検討している。また「テーマスタディ」は運営要領で科目の目的・趣旨・性格付けなどを明記して科目（テーマ）を学内公募し、個人でも組織（各学部等）でも立案可能とするなど、特色ある科目運営を行っている。

そして全学共通教育推進機構では、教育の内容・目標などを学生に明示するために、教養教育の意義と各科目の内容をまとめた冊子『はじめの一歩』、保健体育教育の意義と特徴をまとめた冊子『かんだい体育』、教職課程の円滑な修得を意図した冊子『教職課程履修の手引き（付録：図書館情報学課程・博物館学課程・社会教育課程・その他）』を刊行している。また、外国語科目については、外国語教育研究機構が『ことばの旅』を刊行している。各々の科目のシラバス書式は統一して全学的にWebによって公開し、学生は履修登録の段階からいつでもアクセス可能な体制を整えている。

【点検・評価】

〈長所〉

全学共通教育推進機構を全学的な教養科目等の決定機関として設置したのが2000年4月であり、それ以降、専門教育は各学部において各学部教授会の審議決定のもとで行っているのに対して、全学に関わる教養教育等は全学共通教育推進機構において一元的・統一的な決定と運営を行っている。これが最大の長所として挙

げられる。特に、科目の設置から学生による授業評価とFDによる授業改善に至るまで、一連の運営を、各学部・外国語教育研究機構の代表が構成員となるひとつの組織内で行うことができるようになり、各学部の意見を尊重しながら迅速な全学的決定をみることができる体制になったことは大きな進歩である。インターファカルティ教育科目として2004年に「生涯スポーツ・身体運動文化コース」および「キャリア教育」が、2005年に「総合コース」を発展させた「テーマスタディ」が、それぞれ迅速な決定をみて実施に移すことができたのも、こうした一元的・統一的な組織形態になったことによるところが大きい。

〈問題点〉

全学共通教育推進機構を2000年4月に設置したことによって責任体制を確立し、これによって新たな科目のカテゴリー化とその改善・改革を上記〈長所〉に挙げたようにインターファカルティ教育科目において実施しつつあるが、教養科目については1991年の大学設置基準の大綱化以降も従前のままであり、多様な学びに対する学生のニーズに十分に対応しているとはいい難い。特に教養科目が三分野（人間・文化、社会・経済、自然・技術）によって区分され、固定化しているため、フレキシビリティのない制度となっている。また、導入教育に関しては上記の「文章論入門（各テーマ）」と「情報処理論（各テーマ）」を設置してはいるが、クラス数としては16クラスと13クラスであり、学生総数に比べて決して十分な数とはいえない。そして全学共通教育推進機構の管轄する科目の大半が教養科目であるため、活動の大部分も教養教育に向かい、FDや授業評価など、大学全体の教育体制を視野に入れて取り組むべき教育支援の問題については、対処的な提言と実施に留まっている。

また、組織の問題としては、全学共通教育推進機構として一元化したが、科目担当者との連携は、担当者が学部の推薦を経て決定される関係から各学部を通して行っているため、科目担当者自身が科目の理念・目的・内容などに関して直接関与して改善に取り組みうる組織形態にはなっていない点が問題点として挙げられる。また、外国語科目に関して、前述のとおりその実施・運営の責任母体は外国語教育研究機構であり、外国語教育部門委員会は共通教育科目としての外国語教育に関わる大綱について検討し、全学的な調整機関として機能しているが、実際の立案から実施にいたるまでの一連の審議決定プロセスの中で両機関の権限配分に対する認識の一致がみられないこともある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

先述した大綱化以降の教養教育のあり方に関する問題を改善するために、2004年10月12日付で学長から全学共通教育推進機構長に対して主として教養教育の改革に関する諮問がなされ(「教養教育を主とした学部教育改革について（諮問）」)、同15日開催の全学共通教育推進機構委員会において、答申案の作成を教養教育部門委員会に付託した。そして教養教育部門委員会での審議を経て2005年3月28日の全学共通教育推進機構委員会において学長諮問に対する答申内容が了承された。

この改革・改善案は従来の教養教育の問題点を改善すると共に、現行の教養科目・保健体育科目・インターファカルティ教育科目という科目の枠組みを学生の学び方に合わせて根本的に見直すものであり、その骨子は以下のとおりである。なお、総合情報学部は大綱化以降に開設した学部であるために、また外国語科目はその具体的内容を外国語教育研究機構で運営しているために、今回の改革に関わる答申の対象から外している。

a. 現行の「教養科目」を廃止してそれを包含する「全学共通科目」（仮称）をあらたに設置し、その理念を関西大学の教育理念「学の実化」（学理と実際の調和）に求める。

b. 全学的に「導入教育」の体制を整備する。各学部においては各学部の運営のもとで、全学共通教育推進機構においては同機構の運営のもとで、双方連携しながら導入教育の充実に取り組む。

c. 各学部の専門教育科目を他学部生にも開放して受講可能なものとする「オープン科目制度」（仮称）を導入する。どの科目を「オープン科目」（仮称）に指定するかなど、科目の具体的運用については各学部の判断に委ねる。

d. 新設の「全学共通科目」（仮称）のもとに、現行の「教養科目」「保健体育科目」「インターファカルテ

ィ教育科目」、および上記の「導入教育」に関わる科目と「オープン科目」（仮称）を含め、科目の性格づけを明確にし、科目再編を行なう。

e. 改編後の「全学共通科目」（仮称）を適正に運営（企画・運営・点検評価・改善）する組織の新設を提言していく。

この答申骨子をベースに、6 月 30 日、学長の下に「全学共通科目策定会議」が設置され、実施案が検討されている。

（2）大学院の教育課程

【現状の説明】

本学は、学校教育法第 65 条（大学院の目的）、大学院設置基準第 3 条および第 4 条に基づく研究者養成および専門職養成のために、博士課程前期課程（2 年）、博士課程後期課程（3 年）、および専門職学位課程（2 年と 3 年）の大学院を設けている。大学院には、次の 9 研究科が設置されている。すなわち、法学研究科（法学・政治学専攻）、文学研究科（前期課程では総合人文学専攻［英文学専修、英米文化専修、国文学専修、哲学専修、芸術学美術史専修、日本史学専修、西洋史学・アジア史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修、心理学専修］、後期課程では英文学専攻・国文学専攻・哲学専攻・史学専攻・ドイツ文学専攻・フランス文学専攻・中国文学専攻・地理学専攻・教育学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、商学研究科（商学専攻、会計学専攻）、社会学研究科（社会学専攻、産業社会学専攻、社会心理学専攻、マス・コミュニケーション学専攻）、総合情報学研究科（前期課程では社会情報学専攻・知識情報学専攻、後期課程では総合情報学専攻）、工学研究科（機械工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、化学工学専攻、応用化学専攻、材料工学専攻、システムマネジメント専攻、土木工学専攻、建築学専攻、生物工学専攻）、外国語教育学研究科（外国語教育学専攻）、法務研究科（法曹養成専攻）である。

各研究科における教育課程の特徴は、以下のとおりである。

［法学研究科］

「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的に、博士課程前期課程では大学院設置基準第 4 条の「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目標とし、後期課程への進学を志望する者を対象とした法政研究コース、および大学院設置基準第 3 条 1 項の「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」を目標に高度専門職業人の養成を目的とした企業法務コースと公共政策コースの計 3 コースを設けている。また、博士課程後期課程はコース分けせず、研究者養成コースと位置づけている。

［文学研究科］

本研究科の前期課程には、学部教育の成果を踏まえつつ、広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な人材を育成する目的で、総合人文学専攻に 9 つの専修、すなわち英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修が設けられている。また、2006 年度からは、英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修を新設し、史学専修を日本史学専修と西洋・アジア史学専修に分割する。後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な職業人に不可欠な研究能力と豊かな学識をもつ人材育成のため、英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻、史学専攻、ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、中国文学専攻、地理学専攻、教育学専攻が設けられている。

［経済学研究科］

本研究科は、国際的な視野を持ち地域に立脚して活躍できる人材の育成を教育・研究指導の目的とし、前期課程にはプロジェクトコースとアカデミックコースの 2 コースが設けられている。前者には、エコノミス

ト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、企業・ファイナンス系を置き、高度専門職業人を目指す学生や、生涯学習など、多様な目的を持って入学してくる学生のニーズに積極的に応えようとするものである。一方、後者は、研究者養成を目的としたコースで、前期課程と後期課程の一貫教育研究指導体制のもとになされる。したがって、後期課程は、主として前期課程のアカデミックコース修了者か、他大学院の前期課程修了者および留学生が対象となる。

［商学研究科］

本研究科は、科学技術の急速な進歩や経済社会の複雑化・高度化に伴い、独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ多様な人材育成に対する社会的期待の高まりに対し、次代の商学や経営分野における学術研究の発展を担う高度の研究能力をもった優れた研究者の養成を目指すとともに、ダイナミックに変動し、ますます複雑化する産業の仕組みや企業行動を高い専門知識によって分析し、問題を解決していくことができる能力を備えた高度専門職業人の育成を目指している。本研究科の前期課程および後期課程には、いずれも商学および会計学の専攻が置かれている。そして、いずれの専攻にも研究者コースと専門職コースを設け、前者は、専門分野における研究能力を育成することを目指し、後者は高度の専門性を有する職業などに必要な高度の能力を養うことを目指したものである。

［社会学研究科］

本研究科は、社会学部における学部教育を受け継ぎ、社会科学と人間科学の学際的領域における高度の専門的教育を行い、高度の専門性と研究能力を備えた人材の育成を目標にしている。本研究科の前期課程および後期課程には、社会学、社会心理学、産業心理学、およびマス・コミュニケーション学の 4 専攻が設けられている。各専攻は、それぞれの専門領域に関する基礎理論や最新動向の総合的理解を促す講義科目と、特定テーマに関する独創的探求を目指す演習科目が置かれ、それらに、各分野の実証研究を行うのに必要な調査・実験法や情報処理技術を磨く実習科目が組み合わされている。前期課程では専門家として独り立ちできる基礎をつくることが目的とされ、後期課程では独自の研究的独創性を発揮して研究成果に集約することが求められている。

［総合情報学研究科］

本研究科は、情報と社会や人間の関係について広い識見と、深い知識と情報処理能力を持ち、各分野の社会的課題について政策を立案し、課題を解決できる人材の育成を教育の目標に置いている。前期課程には、社会情報学専攻と知識情報学専攻があり、社会科学系カリキュラムと自然科学系カリキュラムが備わり、2 つの領域にわたって学ぶことができる総合性を特徴としている。いずれの専攻も論文指導教授による研究指導ではなく､選択した課題研究科目を担当する複数教員の指導を仰ぎながら進める研究体制が取られている。後期課程は、前期課程で培った各分野の専門性を活かしつつ、既存の研究領域にとらわれないで、新分野を開拓するための文理総合の総合情報学専攻である。

［工学研究科］

本研究科は、研究と開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ高度の技術者、研究者の養成を目標としている。特に、後期課程の学生には、独創性と指導性を兼ね備え、自主的に研究開発が推進できる有能さを求め、社会の要望に十分応え得る人材に成長するように教育している。前期課程および後期課程の両課程に機械工学専攻、電気工学専攻、化学工学専攻、材料工学専攻、応用化学専攻、土木工学専攻、建築学専攻、電子工学専攻、生物工学専攻、管理工学専攻の 10 専攻が設置されている。

本研究科の教育の特色は、以下のとおりである。

①学部の当該学科の授業と直結した高度の教育を、特に少人数教育の講義や演習、実験などによって徹底させる。

②学部の卒業研究に引き続き前期課程では、指導教員のもとで、より高度の理論と実験を通して、研究・開発を進める能力の研鑽と、学会、研究会等で発表を行わせ、研究の取りまとめ方、論文としての取りまとめ方、などの指導のもとに修士論文としてまとめさせる。この過程において、自ら問題を解決する

研究開発能力を涵養する。また、高い評価を受ける研究成果を国内外の学術雑誌や国際会議に多数発表させる。

③後期課程では、優れた研究成果をあげるように指導し、論文審査の上、博士（工学）を授ける。

［外国語教育学研究科］

本研究科では、外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づいた教育を自ら実践し、それが検証できる人材を養成する。前期課程では、国際化社会ならびに情報化社会における外国語教育の多様化に対応しうる外国語教授能力の養成を理論と実践の両面において行い、同時に、地域文化に対する深い理解を伴った高度の外国語運用能力の育成を目標としている。後期課程では、理論と実践を融合させながら外国語教育や教員養成の現場で指導的役割を担える人材の育成を目標としている。

上述の目標を達成する上で、現在、外国語教育学の研究に求められている領域を

①外国語教育実践学

②外国語教育教材・メディア学

③外国語分析学

に設定し、それぞれ、教授者と学習者という人的側面、教材とメディアという環境的側面、それに外国語という対象的側面に相当した広義の外国語教育学の基盤である「人間」「環境」「対象」を包括するように教育課程をデザインしている。

［法務研究科］

本研究科は、法曹養成に特化した高度専門教育機関として、理論と実務を架橋とする高度の法学専門教育を行うことを目的とする。専門職学位課程の法曹養成専攻は修業年限を 3 年に定めているが、法学教育の既修者には１年の修学年限短縮を設けている。

本大学院は、第１に、多元的な専門をもついわばマルチ・プロフェッショナルな法曹を育成し、第２に、個人の尊厳と人権を尊重する人間味にあふれた法曹を、そして第３に、新しい事象や難局への対処にも創造力を持って乗り切ることのできるクリエイティヴな法曹を育成することを目標に掲げている。

【点検・評価】

本学では、学部に法、文、経済、商、社会、総合情報、工の 7 学部を設置し、学校教育法第 52 条「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に則って、各専門分野に相応しい学部教育を実践している。同時に、21 世紀型地球市民に求められる幅の広い教養教育を実践し、教育の質の向上にも努めている。

また、大学院には博士課程前期課程（2 年）と同後期課程（3 年）からなる法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学の 8 研究科と、専門職学位課程（2 年と 3 年）からなる高度職業人養成の法科大学院を設置し、学校教育法第 65 条（大学院の目的）、大学院設置基準第 3 条および第 4 条に則って、各専門分野に相応しい教育内容を設定し、教育の質の向上に努めている。本大学院では、研究教育の実践に求められている目的・目標を達成するため、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）9 条 2 号に規定する資格基準に合致した教授陣をそろえるとともに、高度な教育研究環境を継続して維持できる体制を整えている。

（3）教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

ア　全体的概要

全学共通教育推進機構は学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するためにＦＤ部門委員会と授業評価部門委員会を設置して組織的・全学的に取り組んでいる。主たるものとしては、以下に見るよ

うに、ＦＤ部門委員会は年２回「ＦＤフォーラム」を開催して教育指導方法の改善の啓発に努め、授業評価部門委員会は年２回「学生による授業評価」アンケートを実施し、そのデータを科目担当者にフィードバックすることによって具体的な授業改善が速やかに行えるようにサポートしている。これ以外にも、学内においては、ビデオによるモデル授業研究、公開授業、ＴＡを活用した授業改善、新任教員オリエンテーション、広報誌『関西大学ＦＤフォーラム』の発行、などを行うとともに、学外においては、大学教育学会や日本私立大学連盟主催のシンポジウムなどに教職員を派遣し、教育の改善に関する情報収集や研究に携わっている。具体的には以下のとおりである。

イ　具体的概要

（ア）ＦＤフォーラム

教育改善の啓蒙を意図して、年２回、テーマを定めてＦＤフォーラムを開催している。

2003 年度　　第４回：７月２日：テーマ「学生参画型授業と双方向授業について」
　　第５回：12 月３日：テーマ「魅力ある授業づくり：教育ﾒﾃﾞｨｱとﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力を活かす」
2004 年度　　第６回：６月２日：テーマ「新しい教育実践と授業評価のありかた」
　　第７回：12 月１日：テーマ「教養教育を主とした学部教育改革について」
2005 年度　　第８回：６月１日：テーマ「大教室における効果的な講義のコツ」
　　第９回：10 月 19 日：テーマ「関西大学における『ＴＡを活用した授業』の導入について」

（イ）学生による授業評価

授業評価は受講生によるアンケート用紙および自由記述用紙への記入により、各学期の年２回実施している。アンケートは、授業内容、教授法、授業による成果、受講態度、施設・設備・機器の５つのカテゴリーから構成し、項目はすべて５段階評価（５と４が良い評価、２と１が悪い評価）である。学部ごとの集計結果は広報誌『ＦＤフォーラム』に掲載し、分析結果を添えて公開している。

（ウ）公開授業

授業を公開することによって、教員や学生などに見学してもらい、授業を他者の目を通して多角的に分析し、改善していくとともに、そうしたオープンな姿勢を学内に醸成していくことを目的に 2003 年度より実施している。

2003 年度：啓蒙行事　金沢大学との双方向授業を公開授業として実施。
　期日：5 月 21 日（水）13:00～14:30
　内容：金沢大学との双方向授業での公開　　(1)自由討論　　(2)授業見学者を交えた質疑応答
2004 年度：全学的に公開授業として実施。
　期間：11 月 8 日～11 月 20 日
　募集方法：期間内に協力いただける専任教員からの応募　　公開授業クラス数：23 クラス

（エ）ＴＡを活用した授業改善

教育改善には授業の教授法とともに授業環境を整えることも必要である。その一環として、ＦＤ部門委員会においてＴＡ活用制度の導入を2005年度より試行的に約20クラス実施している。この試行的実施により、ＴＡ制度の効果を検証しつつある。

また、第９回ＦＤフォーラムにおいて、「ＴＡを活用した授業」の事例報告を行い、その効果を検証した。

（オ）新任教員オリエンテーション

これは新任の専任教育職員が本学着任時点より円滑に教育･研究活動が行えるよう支援するために、毎年、任用時に実施している。そして、このなかで本学の組織的なＦＤへの取り組みを説明することによって、授業改善への意識を高めることに努めている。

（カ）広報誌『関西大学ＦＤフォーラム』の発行

これはＦＤ・授業評価部門委員会の活動状況を学内関係者に広く周知し、積極的に関心を持ってもらうように情報を開示し、本学の教育･研究の活性化に寄与することを目的にしている。2001 年度から年２回各５千

部発行し、学内のみならず他大学や本学学生の父母にも配布している。「学生による授業評価」アンケート結果およびＦＤフォーラムの報告を主な内容としている。

（キ）学外研修会等への派遣

教育改善の最新の情報を収集し、それを学内の改善に役立てるために、各部門委員会委員や事務局職員を大学教育学会および近畿地区大学教育研究会等の学外研修会等へ派遣している。

【点検・評価】

〈長所〉

ＦＤ部門委員会および授業評価部門委員会による上記の一連の活動は、学生と教員との双方にとって効果最良型の授業の実現を目指して、各学部・外国語教育研究機構とは独立の全学共通教育推進機構で行っているため、運営を一元化できるとともにＦＤおよび授業評価をより公正かつ客観的に行い、データの集計結果も広報誌『ＦＤフォーラム』で教員と学生に対して等しく公表する体制を整えている。

〈問題点〉

以上のような組織的な取り組みが、構成員一人一人に対してどの程度まで浸透しているのか、そして授業がどの程度まで改善されているのか、この検証のシステムはまだ確立されておらず、また、全学的な基礎教育および教養教育に従事している担当者は各学部に所属しているため、担当者相互による直接の情報交換等について、現行で制度的に不十分な体制になっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

以上の問題点を改善すべく、前記の学長諮問「教養教育を主とした学部教育改革について（諮問）」に対する答申は、基礎教育・教養教育の担当者によって科目を運営（企画・運営・点検評価・改善）する組織の新設を提言している。

（4）インターンシップ

ア　ビジネスインターンシップ

【現状の説明】

（ア）ビジネスインターンシップの導入

学生が持つ企業イメージと現実との乖離による職業ミスマッチに起因した転職者が急増している今日において、インターンシップ制度は学生にとっても企業にとっても重要な意義がある。キャリアセンターでは、同制度を主に３年次生を対象（理系は大学院前期課程１年次生も含む）に実施し、１・２年次生から開設しているキャリアプランニングセミナーや自己分析講座などの早期涵養プログラムとともにキャリアデザインとしての一連の流れにおいてコア・プログラムとして位置づけている。

さらに、この就業体験を通じて社会人と学生との実質的な差異を学生自身が認識し、残りの学生生活でそれらを補完して実社会で十分に通用する専門性を涵養するための「気づき」のプログラムともしている。本学では、1997 年度から同プログラムを実施しており、総合大学での取組みとしては最も早く、その規模は年々大きなものとなってきている。

本学が現状のように単独で大規模にインターンシップを展開できるようになった背景には、同プログラムが学生に対する教育効果が高い取組みであるとの認識から、総合大学としてもっとも早い時期から導入を開始した本学の先見性が挙げられる。バブル絶頂期に各企業が大量採用活動を展開したために、学生が熟考せずに就職先を決定した結果、1996 年度前後には職業ミスマッチから早期離職する者が増加し、社会問題化してきた。この主な原因は、大学生の職業観が未熟であったり、産業社会に対する理解不足が大きく影響しているものと考えられる。本学は学生に対してインターンシップとして職業や進路選択に向けて「実社会で働く」という原体験を学生時代に提供することは、教育機関としての大学のＵＳＲ（University Social

Responsibility）であるといち早く認識していた。この精神のもと、現在においてもキャリアセンターとしてインターンシップ制度の学内での定着と一般社会への啓蒙を積極的に行い、実習生受入団体の積極的な確保に努めている。

（イ）実施の現状

2004 年度の同プログラムの説明会には、延べ約 2,500 名の参加者を得た。書類審査・面接を経て選考した結果、夏季実習分では企業 179、国の機関 1、地方自治体 20、公団２、私立大学１、医療法人 1、会計事務所・監査法人 2、その他団体 9 の計 212 団体の協力が得られ 368 名の学生が就業体験を得ている。さらに、2003 年度から教育実習とは異なる位置づけで開始した学校インターンシップ（次項参照）119 校での実習生 315 名と国際インターンシップ実習生 1 名を合わせると、合計 684 名の学生が就業体験を得たことになる。なお、実習受入先の規模や業種(メーカー・建設・金融・商社・流通・小売・情報サービス・マスコミ・教育・公務員等)は多岐にわたっている。

さらに、2005 年春季にもインターンシップを実施し、13 の受入先（企業 9、国の機関１、地方自治体２、会計事務所１）で 37 名の学生が就業体験を得た。これにより、2004 年度は 349 団体で 721 名の学生がインターンシップを経験したこととなった。

（ウ）単位認定

インターンシップの単位の取扱いは、2004 年度については概ね各学部において主として自由科目として下表Ⅰ-3-2 に示すとおり単位認定されている。また、この実習を自由科目 2 単位として修得するためには、事前研修に合わせてこの事後研修会への出席を前提としている（商学部については、別途課題提出が必要)。

表Ⅰ-3-2　インターンシップの各学部における取扱

学部	科 目 名 称	配当年次	単位数
法　※	インターンシップ（ビジネス）	2・3 年次配当	2 単位
文	ビジネス・インターンシップ	2・3 年次配当	2 単位
経済	ビジネス実習（インターンシップ）	2 年次配当	2 単位
商	ビジネス実習	2 年次配当	2 単位
社会	ビジネス実習	3・4 年次配当	2 単位
総情	ビジネス・インターンシップ	2 年次配当	2 単位
工	インターンシップ	3 年次配当	2 単位

※ 法学部については、2005 年度から導入。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

上述の結果は、単独大学としては社団法人日本機械工学連合会・特定非営利活動法人ＪＲＣM産学金連携センター発行の「全国大学インターンシップ実施状況調査報告書」によると日本大学に次いで全国第 2 位の実施規模となっている。なお、この実績は、2003 年度が 270 団体・494 名であったことから格段の増加傾向にあると見ることができる。しかし、この飛躍的な数字の伸びは学校インターンシップの実施拡大に依るところが大きい。その一方で、ビジネス・インターンシップとして分類できる企業や自治体等の受入団体数は横ばいもしくは減少傾向にあることは否めない。今後も高まっている学生のニーズに対応すべく受入団体確保の努力を継続して行う必要がある。

なお、本プログラムの成果については、毎年度秋季に事後研修会として派遣実習生及び受入実習先担当者、本学大学執行部、本学キャリアセンター主事・同センター事務室員が参加して当該年度の実施成果の検証を行い、この場での種々の意見交換をもとに次年度以降の本プログラムの改善に繋げている。この研修会では、実習生が同プログラムの成果報告を相互に行い、その内容に対して他の実習生やキャリアセンター主事がコメントや意見交換を行い、出席の受入団体担当者からの次年度に向けた建設的な意見などをヒヤリングしている（因みに、2004 年度は 73 名の受入団体担当者の参加を得ている)。単に、学生をインターンシップに派遣しただけに留まらず、受入先とともにその成果を検証し、次年度以降の同プログラムの充実へ活用を期す

る姿勢は、インターンシップ先進大学を自負する本学としては大いに評価できるところである。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

インターンシップ実習の受入先確保については出来るだけ機会を設けて拡充に努めているが、先述のとおり近年は横ばいもしくは減少傾向にある。その要因としては、多くの他大学が文部科学省や厚生労働省の後押しもあって同プログラムを導入したことにより、本学学生の受入を再考されたことや、受入先自身がここ数年来の不景気に伴いインターンシップ実習生に対する指導体制を十分に確保できないことから受入撤退を申し出てきたことなどがあげられる。しかしながら、受験生が大学選択する際にインターンシップ制度が充実している大学か否かが一つの選択要因となっていることから窺えるように学生の参加希望は年々高いものがある。これら学生のニーズに応えるためには、キャリアセンターとして継続的に地道な受入先確保の努力を積み重ねるほかはない。

また、前述のとおり、各学部において主として自由科目として単位認定されているが、残念ながら科目名称の全学的統一までには到っていない。さらに、従来より春季に実施しているインターンシップについては、いかに夏季実施分と同等の実習内容を有していても、事前・事後研修等の有無の関係からその単位認定を伴ってはいない。さらに、「学校インターンシップ」については、2004 年度では法学部のように未だ認めていない学部もあれば、文学部のように「インターンシップ（学校 1)」「同（学校 2)」「同（学校 3)」と、3 学年にわたっての単位認定とそれによる参加促進をはかろうと積極的に対応をはかっている学部も見られる。

1997 年度に同制度を導入して以来 8 年間を経て、各大学が様々なインターンシップを実施していることや、企業等の独自のプログラムが開始されていることに伴い、本学におけるインターンシップのあり方については同プログラムの先駆者として転換期を迎えているものと考えられる。2005 年度からは、従来の夏季休業期間中に２～３週間程度の派遣を中心としていた取組みに加え、より就業体験の成果をあげるために、課題探求型の長期（約 6 ヶ月間）派遣プログラムの導入や米国・ミズーリ州に加えてハワイ州での実習を付加するといった国際インターンシップの充実をはかるなど新たな展開をはかる予定である。

このようにキャリアセンターが主に統括するビジネス場面を中心としたインターンシップは、多様化し、配当年次の枠組みも拡げられつつあるにもかかわらず、現状の単位認定はひとつのインターンシップについてのみ可能で、下位年次での実習は単位認定されていないなど今後整備を要する点が散見される。本学の教育体系の中で、大学としてのキャリア教育をいかに位置づけてインターンシップを連動させて体系化するかのうえで、科目設定や単位認定取扱いの整備は急務であると考える。

イ　学校インターンシップ

【現状の説明】

学校インターンシップは、教職志望者の就業支援あるいはキャリアデザインへの「気づき」を主目的として 2003 年度より開始された高大連携事業の一つである。この事業は、当初は教職志望者の多い文学部が運営主体となりスタートした。2003 年度は 44 の高校から 200 名以上の受け入れ申し込みがあり、そのうち 38 校に 87 名（のべ 96 名）の学生を派遣した。この間、2003 年 4 月に「高大連携推進事務室」が設置され、学長のリーダーシップのもとで周辺自治体の教育委員会と連携協定を積極的に締結し、全学的な高大連携推進への整備がなされてきた。その結果、2004 年度は、派遣先を幼稚園や小中学校にも拡大して全学的な規模で事業が展開、222 校から 1050 名を超す受け入れ申し込みを受け、そのうち 119 校に 301 名（のべ 315 名）の学生を派遣するという大規模な事業に発展することになった。さらに、2005 年度には、運営主体が文学部から高大連携推進事務室に移り、294 校から 1,600 名を超す受け入れ申し込みを受け、そのうち 129 校に 292 名（のべ 294 名）の学生を派遣した。

また、同年、この取り組みを「人間性とキャリア形成を促す学校 Internship－小中高大連携が支える実践型学外教育の大規模展開」として、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に申請し、採択された。

学校インターンシップの具体的な研修内容は、各学校のニーズによって、文化祭・体育祭などの行事補助、

図書室運営補助、情報処理授業の補助、部活動補助、進路相談補助、総合学習の補助、養護学校での介護補助、補習授業補助、日本語指導補助、小論文補助、園芸活動実習補助など多岐にわたっている。研修の実施形態については、「短期連続型モデル」と「長期型モデル」の 2 つの形態を用意している。短期連続型モデルは、本学の夏休み期間中で、受け入れ先学校で行事や授業が行われる 8 月下旬～9 月中旬までの 2～4 週間の間に集中的に行われるものであり、長期型モデル(週 1 日型)は、9 月下旬から 12 月中旬までの間の数ヶ月にわたって学生が週 1 回学校に赴き、研修を行うものである。いずれも、研修先が学校現場であるという事情を配慮して、学生と派遣先の教員や生徒との比較的長期にわたる交流が可能になるよう設定されている。

学校インターンシップの運営については、1997 年から本学に導入された企業インターンシップのシステムを参考にしつつ、手厚いケアのもとでなされている。まず、4～5 月にかけて学校関係者と学生それぞれに対して募集説明会を行い、この事業の目的や内容等を周知する。その後、すべての応募学生に面接を行い、本人の要望と学校での業務内容を精査の上で、派遣先が決定される。内定した学生は、受け入れ校による面接を受けた後、事前講習（オリエンテーション、マナー講座、学校業務内容講座）への参加が義務づけられている。また、研修後に「研修報告」と「業務日報」を提出するとともに、「事後報告会」への出席を義務づけている。なお、終了後、学生の活動内容を精査した上で、インターンシップの実施規定にもとづき、単位認定を行っている。

【点検・評価】

〈長所〉

学校インターンシップは、教員志望の学生に対して、教育現場の多様な姿を経験させることにより、自らの適性を見極めるための絶好の機会となっている。しかしそればかりでなく、このプログラムは、学生の人間的成長やキャリアデザインを促す効果も持っている。実際、必ずしも教員志望ではない多くの学生もこのプログラムに参加している。

2004 年度学校インターンシップのアンケート結果によれば、参加学生の 45%が研修内容に「大変満足」、45%が「満足」と回答し、「不満」と答えた学生は 1%に過ぎなかった。また、受け入れ校の 14%が、研修によって学生が「めざましく成長した」、86%が「概ね成長した」と回答しており、成長の跡が見られなかったとする学校はなかった。

さらにまた、このプログラムは、受け入れ校にとっても大きなメリットを持つ。少子化や教員の高齢化によって生じがちなジェネレーション・ギャップの解消につながるからである。その意味で、学校インターンシップは、大学の社会的貢献・地域連携の強化を目指す小中高大連携事業の一つの核として発展する可能性を持っている。

〈問題点〉

学校インターンシップは 2003 年度より開始され、短期間の間に急速に規模を拡大した。それゆえ、現在のところ、解決すべき様々な問題を抱えている。

この事業は当初は文学部を運営主体として始められたが、現在でも参加学生の半数以上が教員志望学生の比率の高い文学部生であるという事情もあり、実際の運営においては、各学部の負担においてアンバランスが生じている状況である。しかし、今後この事業の規模拡大が予想され、また文学部以外の学部でも参加希望者の増加傾向が見られることから、このアンバランスは早急に解決されるべき問題であろう。

さらに、学校側の受け入れ体制にも、様々な問題が指摘されている。まず、受け入れ校の中には、このプログラムの意図を十分に理解していないと思われるような学校も、少数ではあるが存在する。また、受け入れの窓口となる教員はその意図を理解していたとしても、それ以外の多くの教員に情報が十分に行き渡っていないケースも散見される。

もう一点懸念されるのは、参加学生数の増加に伴うトラブルの発生の可能性である。幸い現在のところ大きなトラブルは生じていない。これは、希望者に対する面接を事前に行い、また受け入れ校側での面接をも

課すとともに、様々な事前講習を行って学生の自覚を高めている成果であろう。しかし、今後、参加学生の急速な増加のなかで、受け入れ校あるいは生徒と学生との間に様々なトラブルが発生したり、あるいは研修中に何らかの事故が発生する可能性も考えられる。そうした問題に対する予防と対処方法の検討が急務であろう。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

以上の問題点の多くはこの事業の急速な規模拡大に由来するものであり、すでに問題解決のための様々な方策が講じられている。まず、全学的な体制については、2005 年度より高大連携推進事務室が学校インターンシップの運営主体となったことで、急速に整備されていくと予想される。

受け入れ校側の体制については、毎年プログラムの募集開始前に各学校の担当者を集めて説明会を開催するとともに、プログラム終了後に、学校関係者も参加する「事後報告会」を開催することで、本事業の意図が、受け入れ校側に確実に浸透しつつある。今後、毎年定期的にインターンシップ学生が学校で有意義な活動をしてゆくことによって、受け入れ校の教員側の認知も次第に増してゆくであろう。

今後予想されるトラブル増加に関しては、現在実施している様々な事前教育を一層充実させて参加学生により一層の自覚を促すとともに、研修期間中には受け入れ校側との連絡を密に取るなどの工夫が必要となる。

なお、この事業の効果や改善点をより全体的に明らかにするために、今後、インターンシップ生に対して、将来の職業選択、大学での学習や生活面での変化、人間的成長への影響等に関する詳しい追跡調査を進めていく計画である。

（5）国内外における教育研究交流等

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

【現状の説明】

（ア）国際交流促進と組織

本学の国際交流に関わる業務の遂行は、1981 年 10 月に、教学の 3 本柱の一つとして「国際交流の促進と充実」を掲げ、各学部で独自に行われていた教学上の諸施策および事務的業務で外国との関連のあるものについて、全学的に協議する機関として、「外国人留学生に関する全学連絡会議」を学長の諮問機関として設置するとともに、事務組織として国際交流室を設置した。1982 年に当連絡会議を国際交流委員会に改称し、国際交流室を国際交流課と改称した。

1988 年 10 月 5 日に学長より「国際交流機構の在り方」についての諮問があり、国際交流委員会において鋭意検討が行われた結果、国際交流の促進と充実をさらに効率的に実現させていくために、国際交流委員会を発展的に解消し、国際交流センターを新設すること、また国際交流委員会に代えて同センターに国際交流主事会を設置することを 1989 年 1 月 24 日学長に答申した。学内諸機関において検討された後、1989 年 6 月 9 日付で「国際交流センター規程」を制定し、同年 10 月 1 日をもって国際交流センターおよび国際交流主事会が発足した。

1981 年 5 月 26 日に学務課分室（国際交流室）として発足し、1982 年 4 月 1 日の改組により国際交流課として国際交流関係の事務分掌を担ってきた事務組織も、1989 年 10 月 1 日より国際交流センター事務室に改められた。また、事務室は 1981 年以来執務してきた大学院ホールより 1996 年 11 月の新関西大学会館のオープンとともに同会館北棟 3 階に移転した。外国大学との学術交流の促進状況については以下のとおりである。

（イ）外国大学との学術交流の推進

ａ「3・3・3 構想」の達成

本学の国際交流の基本方針である「3・3・3 構想」（中国語圏を含むアジアで 3 校、太平洋沿岸の英語圏で 3 校、その他の地域で 3 校の大学と学術交流協定を締結する）は、1983 年 3 月 6 日に中華人民共和国の遼寧

大学との学術交流協定締結に始まり、1994 年 4 月 2 日にスイスのチューリッヒ大学との学術交流協定締結により一応の達成をみた。

この「3・3・3 構想」による協定大学は、「中国語圏を含むアジア」では、中華人民共和国の遼寧大学、復旦大学および東北大学、「太平洋沿岸の英語圏」では、アメリカ合衆国のハワイ大学ならびにオーストラリアのオーストラリア国立大学、「その他の地域」では、ベルギーのルーヴェン・カトリック大学、イギリスのバーミンガム大学およびスイスのチューリッヒ大学の 8 校である。アメリカのジョージ・ワシントン大学とは、長年に渡る交流実績があったが、先方大学の学生を受け入れる語学力の基準変更（TOEFL・PBT 520→550→600）により、2002 年度に交流協定を終了し、これによってアメリカの協定大学は、ハワイ大学と「3・3・3 構想」以外の構想による協定大学としてのウェブスター大学とアリゾナ大学の 3 大学となった。

b　「ＡＰ構想」

「3・3・3 構想」が完了したことにより、これに代わる新たな方針として 1995 年 10 月に「ＡＰ構想」を策定した。この構想は、日本と深いつながりを持つアジア・太平洋（Asia Pacific）地域の国々との、とりわけ学生レベルの交流を目指すものである。アジア・太平洋地域は、21 世紀において国際社会のあらゆる局面で、様々な角度から重要視されるに違いないし、多くの若い世代の人々が、この地域の社会、経済、技術、文化と言語を真剣に学び、研究しなければならない。

「ＡＰ構想」は、本学の学生とこの地域の学生との交流を通じて、高い能力を持った人材を育成するとともに、各国との相互理解を増進し、ひいてはこの地域のさらなる発展と地域内の活性化に寄与することを目的としている。

表Ⅰ-3-3　外国大学との学術交流の促進状況

地域			協定大学	締結年月日		
				基本協定	学生交換協定	研究者交換協定
3・3・3構想	アジア	中国	遼寧大学	1983. 3. 6	1991. 5.14	1983. 3. 6
			復旦大学	1983.12. 7	1995.11.13	1983.12. 7
			東北大学	1986. 6. 1	1991. 5.16	1986. 6. 1
	環太平洋圏	アメリカ	ハワイ大学	1991. 6.27 1996.7.22(更新)	1993. 6. 3 1995.5.28(更新)	—
		ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ国立大学	1992. 2.19	1992. 2.19	—
	ヨーロッパ他	ベルギー	ﾙｰｳﾞｪﾝ･ｶﾄﾘｯｸ大学	1986. 5. 5	1990.10.10	1986. 5. 5
		イギリス	バーミンガム大学	1991. 2. 4	1993.11.12	—
		スイス	チューリッヒ大学	1994. 4. 2	—	—
ＡＰ構想	オーストラリア		アデレード大学	—	1996. 2.19	—
	韓国		漢陽大学	1997. 4.17	1997. 4.17	—
	タイ		タマサート大学	1998. 3.22	1998. 3.22	—
	台湾		国立台湾大学	2001.10.25	2002.12.19	2002.12.19
その他	イギリス		ロンドン大学ＳＯＡＳ	—	1997. 4. 1 2002.10.14(更新)	—
	アメリカ		ウェブスター大学	1998. 2. 9	1998. 2. 9	—
			アリゾナ大学		2003. 6.10	
	フランス		パリ第３大学	1998. 9.24	1998. 9.24	1998. 9.24
	中国		北京大学	1998.12.21	—	1999. 5.15
	ドイツ		ゲッティンゲン大学	1999. 7.15	2000.11.15	1999. 7.15
ＧＫ構想	韓国		東亜大学		2005.4.19	
			嶺南大学	2005.5.20	2005.5.20	
	台湾		静宜大学		2005.3.9	
	メキシコ		モレロス州立自治大学		2005.5.12	

表Ⅰ-3-3 が示すように、1996 年 2 月 19 日にオーストラリアのアデレード大学、1997 年 4 月 17 日に韓国の漢陽大学、そして 1998 年 3 月 22 日にタイのタマサート大学と協定を締結して「ＡＰ構想」の実現に努めた。

更に、2001 年 10 月 25 日には国立台湾大学と基本協定を、2002 年 12 月 19 日には学生交換および研究者交換についての覚書を締結し、当構想による交流の成果が大いに期待されている。

ｃ　その他の大学との協定締結

「3･3･3 構想」と「ＡＰ構想」には包含されないが、交流の必要性から交流協定を締結したものとして、1997 年 4 月 1 日に、イギリスのロンドン大学ＳＯＡＳ（The School of Oriental and Afreican Studies）と学生交換協定を締結した。

また、翌年の 1998 年 2 月 9 日にアメリカのウェブスター大学(基本協定と学生交流協定)、同年 9 月 24 日にパリ第 3 大学（Sorbonne－Nouvelle）と基本協定（研究者交流と学生交流を含む）を締結するとともに、12 月 21 日には北京大学とも同様な内容で基本協定を締結し、1999 年 5 月には研究者交流協定を締結した。さらに、2003 年 6 月 10 日にはアメリカのアリゾナ大学と基本協定（研究者交流と学生交流を含む）を締結した。

欧州においてはイギリス、ベルギー、スイス、フランスの各協定大学に続き、さらにドイツの大学との協定が課題となっていたが、1999 年 7 月 15 日付でゲッティンゲン大学と国際交流基本協定および研究者交流についての覚書を調印し、2000 年 11 月に学生交流に関する覚書を締結した。

ｄ　共同学位プログラム（ＤＤプログラム）

2000 年 9 月、協定大学である米国のウェブスター大学との間で共同学位プログラム（ＤＤプログラム）協定を締結した。これは、ウェブスター大学に留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に双方の学位を得ることができるプログラムである。2001 年度入学試験にはこのプログラムにより留学を希望する学生のために DD 入学試験が実施され、11 名が入学した。本学で 1 年半の授業を受け、2002 年 8 月より 5 名が留学した。そして、2005 年 3 月にはこの DD プログラムにより第 1 期生 3 名が初めての共同学位を修得した。

2003 年度入学試験では 5 名、2004 年度では 4 名、2005 年度では 8 名がそれぞれ入学し、2003 年度と 2004 年度にはそれぞれ 4 名を派遣し、第 1 期生から合計すると 13 名となる。なお、2005 年度には 2 名の派遣が決定している。さらに、2004 年度にはウェブスター大学から第 1 期生 3 名を受入れている。

ｅ　国際交流の新たな展開（ＧＫ構想）

本学をグローバライズしつつ、今度は本学が学生や社会をグローバライズする存在となることを目標として、「国際交流の新たな展開-Globalizing Kandai をめざして」と題して、2004 年 1 月、本学の今後の国際交流全般のあり方に関する基本構想を策定した。これは、国際化のいっそうの充実を図るため、近い将来 50 大学と協定を締結し、世界各国から優秀な学生を受入れ国際的なネットワークを構築し、さらに多種多様なプログラムを提供して、本学学生を海外の大学や大学院へ積極的に派遣することで、世界に通用する人材育成を目指すものである。この構想に基づき、2005 年 3 月 9 日に台湾の静宜大学、同年 4 月 19 日に韓国の東亜大学、同年 5 月 12 日にメキシコのモレロス州立自治大学および同年 5 月 20 日に韓国の嶺南大学との間で基本協定と学生交流協定を締結し、新たな国際交流の拡充に向け歩を進めている。

【点検・評価】

「3･3･3 構想」と「ＡＰ構想」を基本に研究者交流、学生交換交流を実施してきた。加えて両構想に包含されない大学とも研究者交流ならびに学生交換協定を締結することにより、現在 12 カ国･地域に所在する 22 大学と協定を締結している。本学規模にすれば協定大学の数が少ないとの指摘もあるが、協定書だけで交流実体のない協定ではなく、すべて研究者交換もしくは交流、それに学生交換交流と毎年確実に交流の実を上げている実質的な協定内容といえる。

学生交換の一種でもあるが、前述したウェブスター大学との間で実施しているＤＤプログラムは、最短 4 年間で二つの大学の学位を取得できる画期的なプログラムであり、参加者はもちろん学内外から高い評価を得ている。今後、さらにＤＤプログラムを充実させ、他大学とのＤＤプログラムの開発を含め派遣学生のメリットを追求することが期待される。

今後の課題は、こうした協定大学を現在の 2.5 倍の 50 大学程度に拡大することにある。

イ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状の説明】

（ア）派遣留学・認定留学・海外語学セミナー

本学においては、1984 年 4 月より、「派遣留学」と「認定留学」の２種類の留学制度を定めている。

「派遣留学」は、本学との間に学生交換協定を締結している外国大学へ、選考のうえ派遣される留学制度であり、「認定留学」は、原則として、協定大学以外の大学に、所属学部教授会または研究科委員会の許可を得て留学する制度である。派遣留学生に対しては、留学先の大学に納入する授業料は本学に納入する学費で充当され、認定留学生に対しては留学先大学の学費の一部または全額を本学の授業料の 3 分の 2 相当額を限度として本学が助成している。

「派遣留学」「認定留学」は共に、留学期間１年間は在学年数に算入され、さらに留学先で修得した授業科目も学部学生 60 単位(2000 年度以前生は 30 単位)、大学院生 10 単位を限度に本学の単位として認定される。

留学期間内に修得した授業科目の単位認定は、単位認定願により学部教授会または研究科委員会が行う。

a　協定に基づく学生交換交流プログラム

1987 年度に、ジョージ・ワシントン大学（アメリカ合衆国）と学生交換協定を締結したのを最初に、1990 年度ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー)、1991 年度は遼寧大学（中国)、東北大学（中国)、オーストラリア国立大学、1993 年度はハワイ大学（アメリカ合衆国)、バーミンガム大学（イギリス)、1994 年度はチューリッヒ大学（スイス)、1995 年度は復旦大学（中国)、アデレード大学（オーストラリア)、1997 年度は漢陽大学（韓国)、ロンドン大学ＳＯＡＳ、ウェブスター大学（アメリカ合衆国)、タマサート大学（タイ)、1998 年度はパリ第 3 大学、2000 年度はゲッティンゲン大学（ドイツ)、2002 年度は国立台湾大学、2003 年度はアリゾナ大学（アメリカ合衆国)、2004 年度は静宜大学（台湾)、2005 年度は東亜大学（韓国)、モレロス州立自治大学（メキシコ）及び嶺南大学(韓国)と、それぞれ協定を締結した。なお、チューリッヒ大学とは基本協定に基づいて学生交換を行っているが、先方大学へ学生交換協定の締結への提案を行っている。2005 年 6 月現在、12 カ国・地域に 21 学生協定大学がある。

交換受入留学生および交換派遣留学生の過去 3 年度分の内訳は表Ⅰ-3-4 および表Ⅰ-3-5 のとおりである。

表Ⅰ-3-4　交換受入留学生の内訳

年 / 協定大学	2002	2003	2004	計
漢陽大学（韓国）	2	2	2	6
東北大学（中国）	1	1	1	3
復旦大学（中国）	1	1	1	3
遼寧大学（中国）	1	1	1	3
国立台湾大学（台湾）			2	2
タマサート大学（タイ）	2	2	2	6
バーミンガム大学（イギリス）	1	1	2	4
ロンドン大学ＳＯＡＳ(イギリス)	2	2		4
ゲッティンゲン大学(ドイツ)		1	1	2
チューリッヒ大学(スイス)	1	1		2
パリ第 3 大学(フランス)	1	2	2	5
ﾙｰｳﾞｪﾝ・ｶﾄﾘｯｸ大学（ベルギー）	4	4	5	13
アリゾナ大学（アメリカ）				
ウェブスター大学（アメリカ）		1	5	6
ハワイ大学（アメリカ）	2	2	2	6
アデレード大学(オーストラリア)		1	1	2
オーストラリア国立大学(オーストラリア)	1	2	1	4
	19	24	28	71

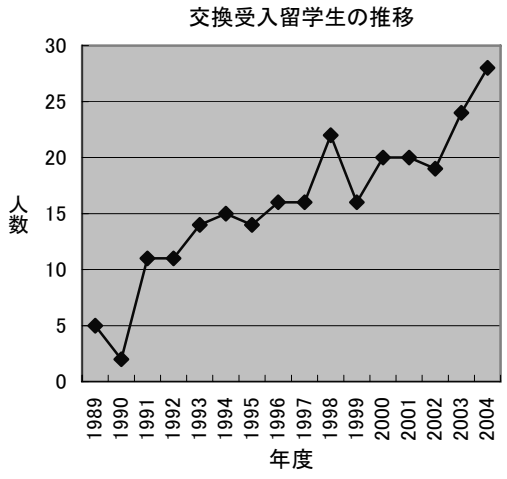

(注 1)2002 年 12 月、国立台湾大学と学生交換交流に関する覚書を締結した。
(注 2)2003 年 6 月、アリゾナ大学と国際交流計画に関する覚書を締結した。
(注 3)2004 年度ウェブスター大学から受入にはＤＤプログラム生３名を含む。

表Ⅰ-3-5　交換派遣留学生の内訳

年 / 協定大学	2002	2003	2004	計
漢陽大学（韓国）	1	2	1	4
東北大学（中国）	1	1		2
復旦大学（中国）	1	1	1	3
遼寧大学（中国）	1	1		2
国立台湾大学（台湾）			1	1
タマサート大学（タイ）	1		1	2
バーミンガム大学（イギリス）	2	2		4
ロンドン大学ＳＯＡＳ（イギリス）	2	2		4
ゲッティンゲン大学(ドイツ)	2	2	3	7
チューリッヒ大学(スイス)		1		1
パリ第３大学(フランス)	2	1	3	6
ﾙｰｳﾞｪﾝ・ｶﾄﾘｯｸ大学（ベルギー）		2	2	4
アリゾナ大学（アメリカ）			1	1
ウェブスター大学（アメリカ）	2	1	2	5
ハワイ大学（アメリカ）	1		2	3
アデレード大学(オーストラリア)	2		1	3
オーストラリア国立大学(オーストラリア)	1		1	2
	19	16	19	54

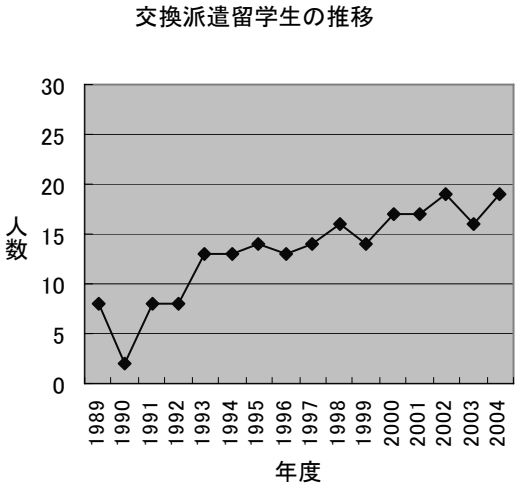

b　海外語学セミナー

海外語学セミナーには、夏期に実施するマンチェスター大学英語セミナー、カルガリー大学英語セミナー、復旦大学中国語セミナー、ゲッティンゲン大学ドイツ語セミナー、漢陽大学朝鮮語セミナー(2005 年度開設)、春期に実施するアデレード大学英語セミナー、オークランド大学英語セミナー、西カトリック大学フランス語セミナーの計８つがある。ゲッティンゲン大学ドイツ語セミナーは、2004 年度までは外国語教育研究機構が別個に実施していたが、2005 年度からは国際交流センター実施に一本化した。研修期間はいずれも約１ヶ月である。参加学生は、筆記試験あるいは書類による第１次選考、面接による第２次選考により、決定する。

セミナー修了者には、本学の外国語科目の自由科目「海外語学実習」2 単位が与えられる。2005 年度入学生からは、海外語学セミナーでの取得単位が「海外研修（各セミナー)」として卒業所要単位に算入されることになった。また、参加者は、セミナー修了後に、英語の場合は「TOEFL-ITP テスト」、ドイツ語の場合は「Start Deutsch」または「ドイツ語技能検定試験」、中国語の場合は「中国語コミュニケーション能力検定(個別団体試験)」、朝鮮語の場合は「ハングル能力検定試験」を受験し、それぞれの語学力を確認することになっている。

海外語学セミナー派遣学生数は、表Ⅰ-3-6 のとおりである。

表Ⅰ-3-6　海外語学セミナー派遣学生数

年 / 協定大学	2002	2003	2004	計
カルガリー大学夏期英語セミナー	20	20	20	60
バーミンガム大学夏期英語セミナー	29	—	—	29
マンチェスター大学夏期英語セミナー	—	20	20	40
復旦大学夏期中国語セミナー	22	—	24	46
ゲッティンゲン大学夏期ドイツ語セミナー	20	18	20	58
アデレード大学春期英語セミナー	20	20	15	55
オークランド大学春期英語セミナー	—	—	20	20
西カトリック大学春期フランス語セミナー	—	—	23	23
計	111	78	142	331

（注）　期間は約1カ月。バーミンガム大学夏期英語セミナーは2002年度をもって終了。

（ａ）カルガリー大学夏期英語セミナー〔1999 年度(第 1 回)～2004 年度(第 6 回)〕

1987 年度から 1998 年度までに 12 年間にわたり実施してきたハワイ大学英語セミナーに替えて、1999 年度からはカナダのカルガリー大学で約 1 ヶ月間の英語セミナーを開始した。2004 年度まで毎年 20 名の参加者で実施し、2005 年度より 30 名に増員した。学生は語学力によってレベル別クラスに分けられ、月曜日から金曜日まで午前３時間 ESL(English as a Second Language) Class 、午後２時間 Conversation Class の授業を受ける(但し、水・金曜日は午前のみ)。さらに、課外活動として、カナダの歴史・文化を理解するためのプログラムも用意されている。全員がホームステイする。

（ｂ）マンチェスター大学夏期英語セミナー〔2003 年度(第 1 回)～2004 年度(第 2 回)〕

1991 年度から 12 年間にわたって実施してきたバーミンガム大学英語セミナーに替えて、2003 年度からマンチェスター大学で約 1 ヶ月の英語セミナーを開始した。毎年 20 名が参加している。各国から参加する学生も含め、レベルにより５つのグループ（１つのグループにつき最大 15 名）に分かれ、月曜日から金曜日までの毎日、午前中３時間の授業（文法、語法、読解、発音など)、午後２時間の授業（会話力と聴解力を伸ばすために実践的な英語）を受ける。さらに、湖水地方やウェールズ地方などへの見学旅行、2005 年度からはロンドンへの２泊３日の旅行も加わる。全員がホームステイする。

（ｃ）ゲッティンゲン大学夏期ドイツ語セミナー〔2000 年度(第 1 回)～2004 年度(第５回)〕

2000 年から実施、毎年 20 名が参加する。プレースメントテストでクラス分けが行われ、各クラス 10 名程度で、世界各国からの参加者と一緒に授業を受ける。その他、市内観光、茶話会、映画の上映、音楽の夕べ、午後のスポーツ等があり、日帰り旅行として、アイゼナハとワイマール等を訪れる。研修期間中は大学の寮（個室）で生活する。

（ｄ）復旦大学夏期中国語セミナー〔1994 年度(第 1 回)～2004 年度(第 10 回)〕

1994 年度から中国の上海にある復旦大学において夏期中国語セミナーを開催した。初修外国語セミナーとしては初めてのプログラムであった。定員は 30 名である。語学力別に１クラス約 10 名に分かれる。月曜日から金曜日の午前３時間半の授業、それ以外にも太極拳や京劇など中国文化を紹介する講座を受ける。復旦大学が外国人向けに特別に編纂した教材を使い、会話に重点をおいた実践的な授業内容となっている。その他、1 泊 2 日の杭州旅行、5 日間の北京旅行も加わる。キャンパス内の宿舎（２人部屋）に宿泊する。なお、2003 年度は、ＳＡＲＳの影響を懸念し中止した。

（ｅ）アデレード大学春期英語セミナー〔1994 年度(第 1 回)～2004 年度(第 11 回)〕

参加者は２グループに分かれ、月曜日から金曜日は午前中３時間の授業を受ける。授業は「話す」「聞く」に重点が置かれている。午後は市内ツアーやグループワークを通じて、アデレードの文化や歴史に触れる。カンガルーアイランドへの２泊３日の旅行も加わる。全員がホームステイをする。

（ｆ）オークランド大学春期英語セミナー〔2004 年度(第 1 回)〕

大学の付属機関である English Language Academy (ELA)が授業を担当する。各国の学生とともに、語学力によってレベル別にクラスに分かれ、月曜日から金曜日まで午前３時間、午後２時間（但し、アクティビティ等実施日を除く）の授業を受ける。さらに、１泊２日のロトルアへの小旅行のほか、オークランド市内見学や先住民マオリ族の伝統的生活体験等も加わる。全員がホームステイをする。

（ｇ）西カトリック大学春期フランス語セミナー〔2004 年度(第 1 回)〕

大学は頭文字をとって、通称 l'UCO と言われており、日本語では、「アンジェ・カトリック大学」と言われることもある。フランスでは数少ない私立の総合大学である。授業は、外国人のためのフランス語学センター(CIDEF)が担当する。さまざまな国の学生とともに、各人の語学レベルのクラスで、月曜日から金曜日までの５日間、一日４時間の授業を受ける。その他、週末には、ロワール城など近郊を訪れる。全員がホームステイする。最後に 2 泊 3 日のパリ市内見学旅行も加わる。

【点検・評価】

派遣留学については、2005 年 6 月現在、12 カ国・地域に 21 学生協定大学がある。過去 3 年は平均して派遣学生数は 18 名程度である。すべての協定大学と実質的な学生交換を実施している点が評価できる。派遣留学生は留学生活において語学力を高め視野を広め、帰国後はクラスやゼミなどで中心的な役割を果たしている。また、国際交流や国際的なビジネスにかかわる仕事に就いたり、国外の大学に留学する学生もいる。

認定留学については、2002 年度 4 名、2003 年度 0 名、2004 年度 4 名である。

語学セミナーについては、ここ数年で科目を増やし、定員も拡充してきた。2005 年度は春･夏期合わせ８カ国５外国語セミナー、総定員数 180 名で実施する。語学力の向上、異文化理解という点で、学生に大いに参加した学生たちの満足度は高い。なかには、４つの英語セミナーすべてに参加した学生をはじめ、複数のセミナーに参加する者や、セミナー参加後に、交換派遣に臨む者もいる。

本学から国外に派遣する学生の数は、本学の規模からいえば必ずしも十分とは言えない。派遣学生数を増やしていくことが今後の課題である。派遣留学、語学セミナー、その他の形態を含み、国外で研修する学生の数を 2008 年度までに年間 1000 人に、2010 年度までには全学生の 10%にすることを目標に掲げて、検討を進めている。

派遣留学生については、2009 年度まで協定大学を 50 大学にすることを目標に、候補大学の選定作業を進めている。外国語セミナーについては、本学で開講している外国語科目でセミナーを開催していないのは、ロシア語とスペイン語である。学生側のニーズに鑑み、これらのセミナーの開講についての検討を進めている。ゼミ単位での国外研修など、他の形態での派遣についても検討を進めている。

ウ　外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

ａ　日本語教育科目の設置と内容

留学生に対するカリキュラムは千里山キャンパスの法、文、経済、商、社会、工の 6 学部はすべて共通である。そのうち日本語科目は「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（各 2 単位・1 年次配当）が必修科目として設置されている。各々の授業は週 2 回、半期授業で、ⅠとⅡが春学期開講、ⅢとⅣが秋学期開講である。授業内容は、ⅠとⅢが「講読」となっており、読解力の育成はもちろん、講義の理解、研究発表などに備えて「話す・聞く」能力の育成にも重点が置かれている。また、ⅡとⅣは「作文」となっている。レベルは、レポート作成に求められるアカデミックな日本語を書くことが主眼とされている。これらの必修科目に加えて、各学部では外国人留学生を対象とする選択科目として「日本事情Ⅰ・Ⅱ」を設けている。

高槻キャンパスの総合情報学部では、日本語が主選択となるため、1 年次で「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの各 a･ｂ」、2 年次には「日本語Ⅳ・Ⅴの各 a･ｂ」、3 年次には「日本語Ⅵの a･ｂ」の 12 科目 12 単位が必修となる。副選択としては「日本事情Ⅰ・Ⅱ」2 科目 4 単位または外国語科目のうち 1 カ国語(日常使用語を除く)を選択する。後者の場合には、英語Ⅶ・Ⅷ、ドイツ語Ⅶ・Ⅷ、フランス語Ⅶ・Ⅷ、ロシア語Ⅶ・Ⅷ、スペイン語Ⅶ・Ⅷ、中国語Ⅶ・Ⅷ、朝鮮語Ⅶ・Ⅷ各 a･ｂ4 科目 4 単位である。

外国人留学生が、わが国の文化を理解するには相当の日本語能力が要求される。そのためできるだけ早期に十分な日本語能力を涵養するため、千里山キャンパス 6 学部では、1 年次での日本語の授業時間数は週 4 回となっている。高槻キャンパスの総合情報学部では 3 年次まで日本語の授業がある。

大学での高等教育を受講するのに必要とされる程度の能力まで向上させるため、日本語科目を千里山キャンパスの各学部では 1 年次でⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの 4 科目計 8 単位、高槻キャンパスの総合情報学部では 1 年次でⅠ・Ⅱ・Ⅲの各ａ･b、2 年次でⅣ・Ⅴの各ａ・ｂ、3 年次でⅥa・Ⅵb の 12 科目計 12 単位を必修としている。この結果、留学生の日本語能力は著しくレベルアップしており、日本語教育の成果は大いに上がっていると評価できる。今後もこの方向での留学生に対する日本語能力を向上させるための体制を継続する必要がある。

大学院では授業の理解に十分な日本語能力を有することが入学の前提になっている。日本語能力が十分でない学生が存在する場合には、大学院の教育・研究指導は指導教授による個別指導が中心となっていることから、マンツーマン指導により十分な対応がなされている。

b　留学生向け科目「日本事情」

「日本事情Ⅰ・Ⅱ」（各2単位・1年次配当）は、それぞれ半期授業の選択科目である。この科目は複数の担当者が各自のテーマに沿って4〜5回ずつリレー形式で講義を行うかたちで運営されており、シンポジウムや「今日の日本」を理解するための一助となるような社会見学などが授業の一環として組み込まれている。総合情報学部以外の6学部では、この科目（計4単位）を修得した場合、各学部により取扱いが違うが、教養科目の単位に替えることが可能である。さらに総合情報学部を含む全学の留学生に対する日本文化の理解を深めるためのプログラムとして、日本事情見学会が国際交流センターにおいて実施されている。このように授業遂行に工夫がなされ、留学生から好評を得ている。

日本事情見学会については日本の先端技術と伝統文化の紹介を兼ね、1泊2日で実施しているもので留学生の関心も高く、参加者が年々増加している。また、授業ではないが、留学生を対象として、2003年度から日本語スピーチコンテストを開催し、留学生が日本について考えていることの発表の場、また、普段の日本語学習の成果の場として、開催している。例年、多くの日本人留学生が来聴しており、コンテスト終了後、外国人留学生と日本人学生の懇親会も催している。2003年度本コンテストにて大賞を獲得した総合情報学部2年次生は、その後、財団法人国際教育振興会等主催、外務省等後援の第45回外国人による日本語弁論大会に出場し、国際教育振興賞を受賞した。

今後も、こうした留学生の日本理解促進のための継続的な企画・行事を実施する。

c　留学生の受入状況

本学における外国人留学生(私費および国費外国人留学生(学部･大学院生)、協定大学からの交換受入留学生、大学院外国人研究生の合計)の在籍者数は、2005年度（5月1日現在）466人(男215名、女251)で、2000年度（5月1日）の276名と比べると190名の増加となっている。留学生の出身国は中国、韓国、台湾、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア、イギリス、イタリア、フランス、ケニア、カナダ、アメリカ、スイス、ベルギー、ウクライナ、ロシア、フィジーの18カ国に及んでいる。

留学生を対象に新入生オリエンテーション及び歓迎会、日本事情見学会（1泊2日)、卒業歓送会を、国際交流センターを中心に行っている。

近年順調に留学生数は増加している。特に大学院生の増加率が学部学生に比べて大きいのが特徴である。留学生の出身国比率は、中国78%、韓国8%、台湾6%、その他が8%となっている。

今後の課題は、学生数に占める割合が2002年度現在1.3%に留まっている留学生数を増加させることに尽きる。そのために、大学として多様な国々からの留学生受入れに関する基本施策を策定することが急務である。

d　留学生へのアルバイト紹介

留学生のアルバイトについては、従来、国際交流センターとしては入国管理局への手続面では関与していなかったが、1998年9月に同局からの指導により、大学が副申書(受講科目数、希望するアルバイトの種類等の内容を記載)を発行し、これにより資格外活動を希望する留学生・外国人が入国管理局に関係書類を提出・申請することによってその許可がおりることになった。2003年度は137件、2004年度は190件の申請があった。内外学生センター大阪支部で把握できた1992〜1998年度留学生有効登録数（学生相談所登録人数）のうち本学は、1992年度57名、1993年度55名、1994年度43名、1995年度42名、1996年度43名、1997年度59名、1998年度79名となっており、関西の諸大学では、大阪大学、大阪市立大学に次いで多い。

留学生に対するアルバイト紹介において、本学学生生活課では一般学生と同じような取り扱いをしているが、留学生間の情報交換によってアルバイト先を見つけている場合も多い。

なお、留学生は本学で教育を受けることを目的に日本に滞在することを認められており、資格外活動の許

可を受けずにアルバイト(不法就労)を行った場合、強制送還や出国命令となるケースがあるので、これまで本分である勉学に力を入れられるよう教育指導を行ったうえで、副申書を発行し、申請は留学生本人が入国管理局に出向き行っていたが、2005 年４月からセンター事務室で資格外活動許可申請の取次ぎを行い、月２回入国管理局で手続きするようにした。また、４月（奨学金出願登録時、授業料減免申請時）に資格外活動許可書(写)の提出を求め、留学生の許可取得状況を把握するよう努めている。

国際交流センターで留学生のアルバイト希望者と面談の上、申請書を受け付けており、アルバイトの主旨を留学生に理解させている。このことから資格外活動の許可の範囲を越える就労は皆無に近い状況であること、また、留学生全員の在留資格を確認していることは、大いに評価できる。今後もこの方向で留学生の指導体制を強化することにしている。

ｅ　留学生への就職支援措置

2004 年度は、金融業界、特に大手都銀や保険業を中心に採用意欲が高まったことをはじめ、中国特需によって好況な鉄鋼関連業界などの影響もあり、大学新卒者の雇用環境は好転した。このような環境の中、本学に寄せられる求人情報で、留学生が応募可能なものは、５年前の約２倍にまで増加しており、特に中国でビジネスを展開する日本企業が急増したことにより、中国と日本の文化が理解でき中国語と日本語を駆使できるという留学生を採用する企業が増えつつある。

しかしながら、中には現地法人での採用の場合も多く、日本国内で仕事をしたい、日本人と同じ条件で採用されることを希望する留学生のニーズとは必ずしも一致しない場合が見受けられる。その結果として留学生の日本国内での就職状況は大きく好転はしていない。日本国内での就職に留まらず、留学生自身が自らのキャリアデザイン（将来設計）を行なうことは基本的に日本人学生と同じである。このため、キャリアセンターで実施している、１年次生の段階から卒業後のキャリアデザインを学生自身で考えてもらう各種プログラムに、留学生の積極的な参加を勧奨している。なお、2005 年４月にリニューアルのＫＩＰＳ（関西大学インターネット学生就職支援システム）では、留学生を対象とした求人情報の検索を容易にするほか、お知らせ機能を利用して、留学生へ求人情報等を積極的に提供するなどの改善をしている。

このように、キャリアセンターでの各種サポートと、国際交流センターでの相談など、両センターでのサポート体制を今後も引き続き充実させていく必要がある。

ｆ　留学生の大学院進学

留学生の本学学部から本学大学院の博士課程前期課程への進学は、2004 年度は、10 名(中国 10 名)、2005 年度は、12 名(中国７名、台湾３名、韓国１名、フィジー1 名)、また、本学博士課程前期課程から博士課程後期課程への進学は、2004 年度は０名、2005 年度は８名(中国４名、韓国２名、台湾１名、イタリア１名)であった。留学生の中には大学院で修士論文に取り組みながら就職に再挑戦する者、また博士課程後期課程に進学し、単位修得の後、母国の大学、企業への就職を目指す者も出てきている。2002 年度と 2004 年度に本学の大学院博士号を取得し、帰国して母国の大学で教鞭をとる者もいる。特に、2002 年度に博士課程を修了した者の仲介により、2005 年３月に台湾の静宜大学との協定締結に至っており、卒業後帰国した留学生が、本学との架け橋となって活躍しているケースもある。

学部を首席で卒業し大学院に進学した者の事例を筆頭に、学部留学生の大学院への進学は増加の傾向にある。また、博士号を博士課程後期課程の３年目で取得して大学で教壇に立つものや有力企業などで活躍するものなど、留学生の活躍は目を見張るものがある。今後の課題は、国費留学生の受け入れに重点を置いた施策を展開し、大学院への留学生受入れを拡充することが望まれるが、国費留学生の受入れを推進するためには、教員の事務的な負担の軽減や、受入れ支援システムの整備の促進、また国費留学生の教育に実績をあげた教員ひいては学部に対して相応の評価を行う仕組みをつくる等の諸施策を実現する必要がある。

【点検・評価】

すでに各項目の評価については本文中に記載しているが、以下に概括しておく。

ａ　日本語教育科目の設置と内容

学部においては日本語能力をレベルアップさせるカリキュラムが組まれており、日本語教育の成果は大いに上がっている。大学院においては、十分な日本語能力が前提とされており、そうでない場合には指導教授による個別指導を中心としてマンツーマン指導により十分な対応がなされている。

ｂ　留学生向け科目「日本事情」

講義以外にも社会見学など日本理解のための様々な工夫がなされており、留学生から好評を得ている。

ｃ　留学生の受入状況

近年順調に留学生数は増加している。特に大学院生の増加率が学部学生に比べて大きくなっている。

ｄ　留学生へのアルバイト紹介

2005 年４月からセンター事務室で資格外活動許可申請の取次ぎを行い、月２回入国管理局で手続きするようにしており、また、国際交流センターで留学生のアルバイト希望者と面談の上、申請書を受け付けてアルバイトの主旨を留学生に理解させている。このことから資格外活動の許可の範囲を越える就労は皆無に近い状況であり、さらに留学生全員の在留資格を確認している。

ｅ　留学生への就職支援措置

日本の厳しい雇用情勢の現状下において、教員の学習指導により習得した留学生の学力・技術を基盤にして、キャリア・センターではインターネット学生就職支援システムにより留学生へ求人情報等を積極的に提供する等の改善を行い、国際交流センターでも留学生からの相談を受けつけている。

ｆ　留学生の大学院進学

学部を首席で卒業し大学院に進学した者の事例を筆頭に、学部留学生の大学院への進学は増加の傾向にあり、また、博士号を博士課程後期課程の３年目で取得して大学で教壇に立つものや有力企業などで活躍する事例も出てきている。

エ　国際レベルでの教育研究交流

【現状の説明】

（ア）「国際化」とカリキュラム

「3・3・3 構想」が実現し、「ＡＰ構想」もほぼ達成を見た。これら 2 構想とは別に、ウェブスター大学、パリ第 3 大学、北京大学、ゲッティンゲン大学、そして国立台湾大学とそれぞれ基本協定を結んでいる。さらに、学生交換協定をウェブスター大学、パリ第 3 大学、ゲッティンゲン大学、国立台湾大学と締結し、研究者交換協定も北京大学、ゲッティンゲン大学および国立台湾大学と締結した。さらに、新ビジョンの Globalizing Kandai 構想により、静宜大学、東亜大学、モレロス州立自治大学および嶺南大学と学生交流協定を締結した。このように、国際化に向けた環境の整備が着実に進んでいる。

2005 年 5 月 1 日現在、在籍留学生数は、学生交換交流協定に基づく交換留学生が 23 名（学部 22 名、大学院 1 名）、私費留学生が 414 名（学部 305 名、大学院 109 名）、そして国費留学生が 12 名(学部 1 名、大学院 11 名)となっている。他方、本学の学部学生数は 26,010 名、大学院生数は 1,904 名を数える。私費留学生のもっとも多い学部が商学部（101 名）、次いで経済学部（70 名）であり、以下、総合情報学部（48 名）、社会学部（39 名）、工学部（25 名）、文学部（12 名）、法学部（10 名）の順になっている。また学部の交換留学生 22 名は、すべて文学部が受け入れ機関となっている。

他の学部に比して留学生数が多い商学部では、基礎演習科目で各クラスに少なくとも 1 名の留学生が入るような配慮がなされ、日常の授業における国際交流促進の努力がなされている。

大学院では，授業における留学生との交流に関する施策は特に講じられてはいない。しかし，2000 年に完成した大学院の新学舎尚文館には大学院生研究室が置かれており、そこでの日常的な交流が実現している。

外国からの招へい研究者と学生との交流については、制度的にカリキュラムに組み込むのが難しいことから、その機会は少ない状況である。しかし、ゼミナールへの特別参加，特別講演会の企画によって実現して

いる。招へい研究者を、国際化を目ざしたカリキュラム策定に組み込むことは、全学的には困難だが、学部・科目によっては部分的に活用しているのが現状である。全学の学生を対象とした外国人教員による授業としては、現在の専任外国人教員による授業のほか、特任外国語講師による授業が行われている。

（イ）国際教育・研究交流諸制度

学術交流の重要な領域として海外の研究者との交流がある。本学ではこれを支援するものとして、本学専任教員が海外の研究機関で研究活動を展開できる「在外研究員」のほかに、「交換研究者」および「外国人招へい研究者」の各制度を設けている。交換研究者制度では、現在 22 協定大学のうち、中国の遼寧大学、復旦大学、東北大学、北京大学、台湾の国立台湾大学、ベルギーのルーヴェン・カトリック大学、フランスのパリ第 3 大学、ドイツのゲッティンゲン大学、アメリカのアリゾナ大学の 9 大学との間で交流協定を盛り込んでいる。このうち東北大学が 3 人・月であるのを除けば、他はいずれも 6 人・月の交換である。協定大学の拡大に伴い交換人数・月数の見直しが早急に必要である。また外国人招へい研究者制度では、共同研究や特別講義、学術講演などのために海外の著名な研究者を招くものとしている。これ以外にも、本学では教員の国際学術交流を促進すべく、国際交流センターが窓口となって関連活動を支援している。

（注）「6 人・月」とは、1 人の場合は 6 カ月、2 人の場合は各 3 ヶ月の滞在。以下同様に、6 人の場合は各 1 カ月の滞在となる。

（ウ）本学教員の協定大学への派遣

2003 年度にはゲッティンゲン大学とルーヴェン･カトリック大学に各 1 名を、2004 年度には北京大学に 1 名、ルーヴェン･カトリック大学に 2 名を派遣した。

この結果、2004 年度までの 22 年間の合計では、協定大学への派遣研究者数は 102 名に達している。

（エ）本学教職員の国際交流活動

協定大学への交換・派遣のほかに、「在外研究員等規程」による在外研究員制度がある。

在外学術研究員（1 年間）は、この２カ年を見ると 2003 年度 15 名、2004 年度 11 名、また在外調査研究員（1 ヶ月以上 6 ヶ月以内）は、2003 年度 10 名、2004 年度 9 名である。

また、同規程による外国出張者になると、2003 年度 182 名、2004 年度 186 名になっており、学部別 2 年間合計では、工学部 154 名、文学部 66 名、総合情報学部 46 名、外国語教育研究機構 42 名、に次いで法学部 14 名、商学部 13 名、社会学部 12 名、法科研究科 11 名、経済学部 10 名の順となっており、研究者にあってもますますグローバル化が進んでいるといえる。

（オ）国際的行事

研究交流のもう一つの柱となる国際的行事であるが、今後積極的な振興策が必要となる。

2003～2004 年度、国際交流助成基金による国際シンポジウムおよび国際学会開催に対する助成は次のとおりであった。

○国際シンポジウム　2003 年度：2 件(工学部 2 件)　2004 年度：4 件（文学部 3 件、法学研究所 1 件）

○国際学会　2003 年度：0 件　2004 年度：0 件

国際シンポジウムの助成予算額は総額が年間 1,000 万円までで、一件につき 300 万円を限度として開催費用の半分まで援助がなされる。国際学会は一件につき 20 万円が助成される。国際シンポジウムへの実際の助成総額は、2003 年度は 3,018,497 円、2004 年度は 7,627,275 円なので、年により予算に残高が生じている。国際シンポジウムの開催件数は 1998 年度以前よりは微増しているが、国際学会の助成申請は 1994 年度を最後としてまったくない。全体として、助成申請が少ない傾向にあるのは、開催総額のかなりの部分を外部の助成金に頼らなければならないという事情があるからであろう。助成の割合や助成額を増やすなどの措置が必要である。

こうした助成金は，1986 年、本学の創立 100 周年を記念して国際交流助成基金が設置され、国際シンポジウムおよび国際学会に対する助成金の交付が定められたことに基づいている。また 1993 年には同基金による協定大学との共同研究に対する助成が認められた。共同研究に対する助成額は、1 件につき 100 万円を限度

とし、各年度5件以内とし、研究期間は原則として2年である。

表Ⅰ-3-7 は、2002～2004 年度における申請実績を示したもので、国際シンポジウムは、2002 年度は申請なし、2003 年度は2件で3,018,497 円、そして、2004 年度に4件で計7,627,275 円の助成を行った。このほか、協定大学との共同研究は、2002･2003 年度に工学部浦上忠教授から協定大学ルーヴェン・カトリック大学との共同研究として申請のあった「高分子溶液の物理化学的性質と高分子膜構造に関する研究」に対して1,000,000 円の助成を行った。国際学会は2003 年度と2004 年度には新たな申請はなかった。

表Ⅰ-3-7　国際シンポジウムへの助成

課　　題	主　催	開 催 日	助成額(円)
日韓資源リサイクル・材料化学に関する国際シンポジウム	工学部	2003. 9. 4～2003. 9. 5	1,470,000
「9th Japan-Belgium symposium on Polymer Science」	工学部	2003.11.10～2003.11.12	1,548,497
東アジア世界と儒教	文学部	2004. 9.16～2004. 9.17	2,677,807
新しい学びの挑戦－産業主義時代の学校と仕事を超えて	文学部	2004. 9.10～2004. 9.11	1,738,892
古代インドの都市像を探る	文学部	2004.11.20～2004.11.21	1,177,308
今日的課題における日韓法政システムの多様性と共通性	法学研究所	2004. 9.10～2004. 9.11	2,033,268

【点検・評価】

交換受け入れ留学に関しては「3･3･3 構想」と「ＡＰ構想」に加えて両構想に包含されない大学とも研究者交流ならびに学生交換協定を締結することにより､現在12 ヵ国･地域に所在する21 大学と協定を締結し学生の交換をしており、2004 年度は学部生･院生合わせて22 名が在籍している。他方、一般留学生は私費･国費、学部生･院生合わせて、2004 年度は426 名在籍している。

交換受け入れ留学生に対するカリキュラムは、日本語（初級･中級･中上級）の他に、英語による日本事情科目を開設しており、学生から高く評価されている。2003 年度秋学期からはこれらの授業が DD プログラム授業として実施され、更なる充実が図られるようになった。

学部、大学院でのカリキュラムは特に外国人を意識したものはないが、招へい、交換受け入れ等の外国人研究者により、学部･院での授業、ゼミナール、特別講演会などが行われ国際化に配慮した工夫がなされている。

一方、本学教員の海外派遣は制度的に「在外研究員」として毎年32 名が学術研究員（在職期間が原則として4年以上で、年齢が59 歳以下の者。ただし、原則として39 歳以下の者を優先）として1年もしくは調査研究員（在職期間が原則として4年以上で、年齢が63 歳以下の者）として半年を上限として、世界各国の大学･研究機関に派遣され、共同研究や教授能力の向上の実を挙げている。これらの成果が本学の教育･研究に生かされていることは言うまでもない。

「交換派遣研究者」制度については、研究者交換のできる9大学への派遣枠はあるが、近年、交換派遣研究者の申請件数は少なく、2003 年度に2件、2004 年度に3件に留まっている。これは、担当授業等の関係で同一人が実質2ヶ月以上の期間にわたる研究に赴くことは大変困難を生じるからである。今後の課題として、「交換派遣研究者」制度の活用を希望する教員に対して，学期中の授業や会議・委員会などの職務に関する柔軟な配慮とともに申請手続き面などのサポート体制を充実させる必要がある。

オ　外国人教員・研究者の受け入れ

【現状の説明】

（ア）外国人教員の受け入れについて

本学の外国人教員は表Ⅰ-3-8 のとおりである。

（イ）研究者の受け入れ制度

本学には「交換研究者」､「外国人招へい研究者」および「外国からの研究者」の制度がある。「交換研究者」は協定大学との交換受け入れ研究者であり､「外国人招へい研究者」は協定大学以外の教育機関から共同研究や特別講義を学生に提供するために招く研究者である。「外国からの研究者」は一般に私費外国人研究者の受

け入れをいい、研究領域内容を同じくする本学教員が外国人研究者の要望により受け入れるものである。

表Ⅰ-3-8　学部・機構別外国人教員数

学　部　等	教授	助教授	専任講師	特任外国語講師	兼任講師	TA.SA.RA	合　　計
法学部					1		1
文学部	3	2			24		29
経済学部	1				5		6
商学部					3		3
社会学部	1				1		2
総合情報学部	2				68		70
工学部					3		3
外国語教育研究機構	5	2		12			19
法科大学院					1		1
合　　計	12	4	0	12	106	0	134

（ウ）交換研究者

本学と各協定大学との間で締結している交流協定に基づき、東北大学、北京大学、復旦大学、遼寧大学、ルーヴェン・カトリック大学、パリ第3大学、ゲッティンゲン大学および台湾国立大学の8大学との間で研究者の交換を実施することができる。これにより、協定大学から交換受入研究者として毎年研究者を迎え、本学受入担当教員等との共同研究や教員・学生等を対象とする講演等が行われている。

協定大学からの研究者受け入れ状況の推移は、表Ⅰ-3-9に示したとおりである。2003年度には、復旦大学から1名（6ヶ月）、北京大学から1名（6ヶ月）、遼寧大学から2名（1ヶ月）の受け入れがあった。また、2004年度には、復旦大学から2名（3ヶ月と5ヶ月）、北京大学から2名（3ヶ月と6ヶ月）、遼寧大学から1名（2ヶ月）、東北大学から1名（3ヶ月）を受け入れた。

ゲッティンゲン大学とは1999年に協定が結ばれ、2002年度には5名の受け入れがあった。

表Ⅰ-3-9　交換受入研究者数の推移

協定大学	2002年度	2003年度	2004年度	計
ﾙｰｳﾞｪﾝ･ｶﾄﾘｯｸ大学（ベルギー）	1			1
復旦大学（中国）	1	1	2	4
北京大学（中国）		1	2	3
遼寧大学（中国）	1	2	1	4
東北大学（中国）	2		1	3
ｹﾞｯﾃｨﾝｹﾞﾝ大学（ドイツ）	5			5
合計	10	4	6	20

（エ）協定大学との共同研究

国際交流助成基金による協定大学間の共同研究に対する助成は、2年が1サイクルとなっている。2002～2003年度には工学部がルーヴェン・カトリック大学と行った1件がある。2004年度に共同研究の申請はなかった。

（オ）招へい研究者

「外国人招へい研究者規程」において、招へい研究者は招へい教授、招へい研究員、招へい講演者、特別講演者の4種類に分けて受け入れを定めている。大学院および研究所から推挙された当該分野における優れた業績を有する研究者を、教授、研究員、講演者として招き、各種の共同研究や学部・大学院等における講義、講演等を行っている。

招へい研究員は、2004年度には8カ国8名、2003年度に6ヶ国7名を迎えた。招へい講演者は、2004年度と2003年度には4カ国4名であった。以上はいずれも活発な受け入れ状況を示しているが、招へい教授は1997年度以降、2004年度まで実績がない。また、特別講演者についても、創立100周年記念講演以降実績がない。

（カ）外国人研究員

上記の「交換研究者規程」と「外国人招へい研究者規程」を補完するものとして「外国からの研究員に関する内規」がある。これは外国の大学もしくは教育研究機関の研究者で本学における研究を希望する者を対象としている。2004 年度には 7 カ国・地域から 10 名、2003 年度には 5 カ国 8 名を受け入れた。

「外国人研究員に関する内規」は 1998 年度において「外国からの研究員に関する内規」と名称を変更し、海外で活躍する日本人も受入対象とした。

なお、便宜供与の範囲は、図書館、情報処理センターの利用およびコピー代の免除である。また、本学他機関により招へいされた研究者に対しても、宿舎の貸与、海外旅行傷害保険への加入手続き等において、できるだけ協力を行っている。

（キ）その他の来訪

日本学術振興会、国際交流基金等の本学以外の機関が招へいした外国人研究者および協定大学の関係者が、来日の機会に本学を来訪し、学長への表敬訪問や学内施設の見学および関係者との研究交流・座談会等を行った。協定大学及びその他の海外の大学・諸機関から 2004 年度には 11 件、2003 年度には 13 件の来訪があった。

（ク）外国人研究者の受け入れ体制

国外からの来訪研究者のための宿舎は、1999 年 4 月、千里山キャンパスに隣接する吹田市佐井寺地区にマンションを賃借することでかなり改善された。新築で全 9 室、各 3LDK、64 ㎡の広さで、千里山キャンパスから歩いて 20 分ほどの距離にある。

外国人研究者のための研究室は、学部・研究所によって違いがあるが、定員未充足者の空き部屋を利用する場合が多く、専用の部屋が十分確保されていないという状況が続いていたが、1999 年 9 月竣工の大学院棟・尚文館内に 4 室が設けられた。これは大学院への来訪者のみならず、学部への来訪者も使用可能なものであるので状況はかなり改善された。しかし、特に法学部と文学部では研究室の不足が続いており、さらなる改善が必要である。

【点検・評価】

外国人教員の採用状況は、各学部･機構の必要に応じて採用されてきたものである。今後の必要度の高まりにおいてその数が増えることは十分考えられる。

従来は語学系の教員としての採用にその必要性が高かったが、今後の課題として、学部生、大学院生の学習・研究ニーズに応えられる能力（語学科目のみならず、その国の言語で専門科目を教育･研究指導できる）を有する教員を採用する必要がある。さらに、ＲＡ（リサーチ・アシスタント）、ＴＡ（ティーチング・アシスタント）、ＳＡ（スチューデント・アシスタント）といった外国人補助教育者を活用して更なる外国語による教育の推進を図る必要がある。

また、「交換研究者」や「外国人招へい研究者」制度はあるが、1 年位の期間を単位とした受け入れ制度はない。そのような学外からの研究者を本学に滞在させる制度は本学の研究活動にとって重要であると思われる。特に、博士号取得直後の若い研究者ＰＤ（ポスト・ドクトラル・フェロー）を国内外から受け入れる制度があれば、種々の新しい学問を身につけた研究意欲旺盛な彼等によって新しい活動場所としての本学の研究を大いに活発化させてくれるだろう。ＰＤは彼等自身の所属が確定していない立場上、本学への滞在もかなりの自由度がある。また、外国のＰＤなど若手研究者で日本での研究継続を希望する者が増えている今日、そのような制度の創設も検討しなければならない。

（6）正課外教育活動

ア　集中コミュニケーション講座

【現状の説明】

本学学部生を対象に、特任外国語講師により「英語集中コミュニケーション講座」を年3回（夏2回、春1回）開催している。講座期間は、いずれも6日間で、千里山キャンパスで4日間学習後、1泊2日の合宿でさらに集中的に学ぶプログラムである。受講料は無料で、合宿参加費（宿泊費・食費）のみ徴収する。1回につき4クラス（約60名）先着順で募集し、原則として1クラス最大人数を15名程度とし、習熟度別にクラス編成している。

本講座の修了者には、修了証を発行するが、本講座は履修単位および卒業所要単位とはならず、単位の認定も行っていない。

また、2005年度には英語オンライン教材の「アルク・ネットアカデミー」を導入し、主にTOEICの得点アップを目指して､学生が授業外でも学内の端末を利用して自学･自習に取り組むことのできる環境を作った。さらに、2004年度に文部科学省「現代ＧＰ」に採択された「授業支援型e-Learningシステム」を利用した予習・復習の機会を一部のＳＦ入学生クラスを中心に提供している。

同じく、2005年度にはＳＦ入学生を中心に、クラブ活動などで必ずしも規則正しく学習に取り組むことが困難な学生のために、ＴＡも配置した「英語ワークショップ（補助授業)」を開催した。集中的に（90分×3コマ）授業を行い、英語に対する学生の「苦手意識」の解消を図っている。

【点検・評価】

英語集中コミュニケーション講座については、正課授業では実現しにくい人数・レベルでの学生の満足感を確保することに成功している。

また、正課外教育としてオンライン教材を本格的に導入し、授業支援型e-LearningシステムCEASを利用した課外学習の機会提供の取組みが始まったことは、教室内にとどまらず継続的な努力を必要とする外国語習得のための習慣形成に大いに役立っていると評価できる。

さらに、入学生の多様化に伴い、きめ細かな教育体制の構築が求められるなかで、正課外における補習授業の必要性も高まっており、ＳＦ入学生に対するワークショップはタイムリーな試みといえる。これを契機に、今後さまざまなレベルの学生（例えばＡＯ入学生や学部留学生）を視野に入れた補習体制の構築も目指す。

イ　エクステンション・リードセンター

【現状の説明】

法人所管のエクステンション･リードセンターは､1997年４月､本学の在学生及び卒業生の各種資格取得、国家試験合格に寄与するための補完的教育を展開するとともに、社会人に生涯学習の場を提供することを目的として、社会人にとっても利用の便がよい天六キャンパスで、「英語講座」､「情報処理講座」､「就職講座」の３講座により発足した。その後、年ごとに充実を図り、2004年度には、表Ⅰ-3-10に示すとおり14講座を開講した。学長直轄の「受験研究会」で開講していた各講座は、順次、リードセンターに移管され、2004年度には「心理職対策講座」、2005 年度には、「司法書士基礎力完成コース」「弁理士講座」をエクステンション・リードセンターで開講することになった。このように、従来、各種受験研究会が担っていた難関国家試験の受験対策は、受験研究会の閉会にともない、今後、エクステンション・リードセンターが担うことになった。

2004年度の受講生数は、総計で4,275名であり、受講生数は年々増加をしている。なお、2004年度全受講生のうち本学学生は、全受講生の92%を占めている。本学卒業生は3%、一般受講生は5%の割合である。

開講以来、全ての講座において受講生の授業評価を実施して、常に講座の質の管理と改善・充実を図っている。その結果、各講座とも受講生の満足度は高い。平成15年度における、全受講生を対象とした講座に対する満足度調査によると、「非常に満足」が18.6%、「満足」が71.8%という結果になっている。また、各資格試験対策講座では、例年、全国平均に比べ高い合格率を維持しており、2004年度の実績は表Ⅰ-3-11のとおりである。また、国家公務員試験等の過去２年間における関西大学の合格者数は表Ⅰ-3-11のとおりである。エクステンション・リードセンターの受講生から多くの合格者を輩出している。

さらに、当センターでは、「開かれた大学」の教学理念を実践し、「大学と地域の共生」、「生涯学習」といった観点から、大学が社会に求められる生涯学習機会として、社会人を対象に様々な公開講座の実施、運営も行っている。

表Ⅰ-3-10　2004年度講座受講生集計表

講座名	募集人員	申込者数累計			
		本学学生	本学卒業生	一般	合計
英語講座	440	321	13	40	374
公務員講座	1,695	1,943	18	5	1,966
簿記検定講座	550	375	8	12	395
公認会計士入門講座	70	24	2	1	27
税理士講座	60	23	1	2	26
法律家養成講座	550	358	34	20	412
情報処理講座	570	501	14	27	542
宅地建物取引主任者講座	50	46	3	12	61
一般旅行業務取扱主任者講座	70	70	2	14	86
通関士講座	100	83	9	58	150
社会保険労務士講座	50	17	13	14	44
ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙ･ﾌﾟﾗﾝﾅｰ講座	40	32	1	7	40
色彩検定講座	50	31	1	21	53
マスコミ試験対策講座	100	97	0	2	99
合　計	4,395	3,921	119	235	4,275

表Ⅰ-3-11　2004年度各種資格試験等合格者数・合格率一覧

資　格　等	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
初級システムアドミニストレータ（秋期）	40人	18人	45.0%	30.2%
基本情報技術者（秋期）	36人	11人	30.6%	16.0%
ＭＯＵＳ　Excel 2002〈一般〉	100人	98人	98.0%	－
ＭＯＵＳ　Word 2002〈一般〉	45人	44人	97.8%	－
ＭＯＵＳ　Excel 2002〈上級〉	14人	11人	78.6%	－
宅地建物取引主任者	35人	11人	31.4%	15.9%
一般旅行業務取扱主任者	78人	21人	26.9%	18.3%
国内旅行業務取扱主任者	68人	28人	41.2%	30.2%
通関士	123人	37人	30.1%	18.8%
社会保険労務士	14人	0人	0.0%	9.4%
ファイナンシャル・プランナー	10人	2人	20.0%	22.7%
ファッションコーディネート色彩能力検定３級	7人	6人	85.7%	71.9%
ファッションコーディネート色彩能力検定２級	37人	27人	73.0%	53.8%
ファッションコーディネート色彩能力検定１級１次	37人	28人	75.7%	61.6%
ファッションコーディネート色彩能力検定１級２次	26人	14人	53.8%	45.7%
日商簿記検定３級（秋期）	57人	42人	73.7%	42.7%
日商簿記検定２級	103人	65人	63.1%	46.9%

表Ⅰ-3-12　国家公務員等合格者

年　度 区　分	2004年度	2003年度
国家公務員Ⅰ種試験	9名	8名
国家公務員Ⅱ種試験	127名	150名
司法試験	19名	12名
公認会計士試験	15名	12名

【点検・評価】

補完的教育事業としての各種講座は、受講生のニーズを把握してスクラップ・アンド・ビルドを行い、受

講生が満足できる講座企画、運営をおこない、講座数と受講生数の増大を図ってきた。

その結果、各種講座に係る資格試験、難関国家試験に、高い合格率と多くの合格者を輩出してきた。エクステテンション・リードセンターは、所期の目的である本学学生の補完的教育機能を充分に果しているといえる。さらに、大学の社会的評価につながる事業成果を高めるために重点的強化を図ることが必要である。特に、そのためには、まず、国家公務員Ⅰ種試験、司法試験、公認会計士試験をはじめとする難関国家試験を目指す学生を各学部の協力を得て、増やしていく仕組みを関西大学として作り上げていくことが必要であり、さらに、これらの試験での合格率を高めるために、可能な限り個別的な指導を行いうる体制を構築することが求められている。

「開かれた大学」としての各種公開講座では、さまざまなニーズにあったテーマ・内容の講座を企画・運営し、受講生により満足してもらえる講座にしていくことが必要である。

本学教員のみならず様々な分野で活躍している者も講師として招聘し、理論と実際が織りなす講座の展開も図っている。これら、公開講座の実施は、大学の使命である地域との連携、社会貢献に大きく寄与しているとともに、関西大学の教育・研究の幅を広げることにつながっている。

4　学生の受け入れ

本学では、大学・学部の理念に基づき入学者の受け入れ方針を設定し、一般入学試験を始め、以下に述べるような多様な入学試験を実施している。

これらの入学試験を実施する上で、①志願者の量的・質的な確保、②多様な受験生に対応する入学試験の実施及び入学者の確保、③学部教育理念に基づいた入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の一層の明確化等が目標としてあげられる。

これらの目標を達成するために、入学試験制度の改革、学生募集・広報活動、入学者選抜実施体制やその方法の検証を経年的に行っている。

（1）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学では、「開かれた大学」「国際化の促進」「情報化社会への対応」という基本理念のもとに各学部の教育理念（第Ⅱ編各学部「第１章　理念・目的・教育目標」参照）が設定されている。

入学者の受け入れ方針も、大学・学部の理念に基づいて設定されている。一般入学試験および大学入試センター試験を利用する入学試験（以下「センター利用入学試験」という。）は、各学部での教育に必要な「総合的な基礎学力をもつ受験生を選抜する」ものである。アドミッション・オフィス方式による入学試験（以下「ＡＯ入学試験」という。）は、「大学教育を受けるにふさわしい基礎学力があることを受験資格として、広い視野、柔軟な思考力、個性的な創造力、これまでの様々な経験の中で培ってきた、一人一人の経験、豊かな能力を多面的に評価する」ものである。

スポーツ・フロンティア入学試験（以下「ＳＦ入学試験」という。）は、「優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象に、学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成」を目的としている。また「社会に開かれた大学」として、「実社会での経験をもち、目的意識が明確で勉学意欲のある社会人、あるいは生涯学習として高等教育の機会を求める人々」に対し、一般入学試験とは別に社会人入学試験を実施している。

さらに「国際化」を推進するために、デュアル・ディグリー（共同学位）入学試験（以下「ＤＤ入学試験」という。）、外国人学部留学生入学試験、帰国生徒入学試験を行っている。ＤＤ入学試験は、「一定基準以上の英語能力」があることを受験資格として、「国際化時代にふさわしい知性と感性を身につける」ために「アメリカのミズーリ州にあるウェブスター大学に留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に双方の学位を取得することができるデュアル・ディグリー（共同学位）プログラムのための選考制度」である。

外国人学部留学生入学試験は、「外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了もしくは修了見込み」の外国人を対象として、一般入学試験とは別に行うものである。帰国生徒入学試験は、「留学経験などを通じて、様々な形で言語・文化・歴史と出会い、豊かな異文化経験を有する生徒を積極的に受け入れる」ためのものである。

編・転入学試験は、「業務や資格取得の必要上あるいは生涯学習の観点から、大学でより高度な専門的知識を深め、より高度な教育を望む大学・短期大学の卒業者等の要請に応える」ためのものである。そのほかに、「個性豊かで優秀な生徒を全国から受け入れる」ために、「高等学校長の推薦による」指定校制推薦入学制度がある。専門高校等からの推薦入学として、工学部では工業高校を対象として指定校制推薦入学を実施している。商学部では、商業に関する学科等を対象として実施していた公募制推薦入学に加えて、2003 年度から商業に関する学科等を対象として指定校制推薦入学を実施した。

【点検・評価】

〈長所〉

多様な入学試験の受け入れ方針は、各学部の教育理念に基づき実施され、様々な個性ある学生の入学を可能にしている。また、これらの受け入れ方針は、『大学案内』『進学ガイド』「ホームページ」やそれぞれの入学試験要項に明記され、広く公表されている。

〈問題点〉

一般入学試験、センター利用入学試験、外国人学部留学生入学試験および関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験（以下「一高卒見者入学試験」という。詳細は「(2) 学生募集方法、入学者選抜方法」参照）の入学試験要項に関しては、その他の入学試験要項に比べて受け入れ方針が入学試験要項に明記されておらず、『進学ガイド』で示しているにとどまっているため、この点不十分である。また各学部のホームページにおいても、ＡＯ入学試験やＳＦ入学試験以外の入学試験の入学者受け入れ方針については具体的な明示がないため改善することが必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

一般入学試験、センター利用入学試験、外国人学部留学生入学試験および一高卒見者入学試験の入学試験要項に関しての受け入れ方針を各学部ごとに、より具体的にわかりやすい形で表現するべく改善・充実を図っていく。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

2005 年度の入学試験は、次の方法により実施した。

○　一般入学試験
○　大学入試センター試験を利用する入学試験
○　推薦入学（指定校制、公募制）
○　スポーツ・フロンティア入学試験
○　アドミッション・オフィス方式による入学試験
○　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験
○　関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験（以下「一高チャレンジ入学試験」という。商学部のみ)
○　デュアル・ディグリー（共同学位）入学試験（総合情報学部、工学部を除く）
○　社会人入学試験（工学部を除く。）
○　外国人学部留学生入学試験
○　帰国生徒入学試験（文学部、経済学部、総合情報学部のみ）
○　編・転入学試験

センター利用入学試験については、2004 年度に法学部、文学部、経済学部、総合情報学部および工学部の 5 学部において大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の得点のみで選考する入試として実施し、2005 年度には社会学部が加わり 6 学部において実施した。また、センター利用入学試験を出願期間に応じて、前期、中期、後期の３期に分け、前期についてはセンター試験の得点のみで選考する入試、中期についてはセンター試験の得点と本学の個別学力検査の得点の総合点により選考する入試、後期については、一般入学試験後期Ｂ日程（３月）と併せてそれぞれ実施した。センター利用入学試験の拡充については、学部により、また前期・中期・後期により教科・科目数や配点を変えることにより多様化を図る一方、一般入学試験については、文科系学部の教科・科目・配点を整理し、3 教科で実施した。一般入学試験後期Ｂ日程では、文科系学部（法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部）が１回の試験で２学部を併願で

きる2学部併願方式を新たに導入した。

その他の多様な入学試験では、一高卒見者入学試験について、2004 年度および 2005 年度については内申書を機軸とし、外部テストの成績を加味して選考することとした。また、商学部については、関西大学第一高等学校において優れた学業成績をあげた者や一定の学業成績とスポーツ・文化活動で顕著な実績をあげた者を対象として、一高チャレンジ入試を実施した。ＳＦ入学試験については、2004 年度から法学部と経済学部が実施したことにより全学部で実施することとなった。

一般入学試験、センター利用入学試験およびその他の多様な入学試験における入学者選抜の主体は各学部である。ただし、多様な入学試験のうち、ＳＦ入学試験の第1次選考については、学長のもとに設置されたＳＦ入学試験選考委員会（各学部選出の委員等で構成）がこれを行い、ＡＯ入学試験の第1次選考およびＤＤ入学試験の予備選考については、入試センター（2005 年 4 月入学試験部より名称変更）のもとに設置されたＡＯ入学試験委員会およびＤＤ入学試験委員会（各学部選出の委員等で構成）がこれを行っている。

【点検・評価】

〈長所〉

募集人員が最も多く、入学試験の主軸をなしているといえる一般入学試験は、基本的には、3 教科型のマークセンス方式を主とし、一部記述式を取り入れた筆記試験である。2004 年度入学試験までは、各学部の教育理念を反映して、試験科目や配点に差異を設け、また、同一学部においても、日程ごとに試験科目や配点に工夫や変化を与えるなどとし、多様な受験生に対応するとともに、同種の入学試験が単純に繰り返されることのないよう配慮して実施してきた。2005 年度入学試験において、多様な受験生については、もっぱらセンター利用入学試験を拡充・多様化して対応することとし、一般入学試験について、教科・科目・配点を整理して、概ねＡ日程を基本としたスタンダードな3教科で実施することにより、本学への志向性の高い受験生が併願受験しやすい入試となった。

また、一般入学試験後期Ｂ日程の志願者のうち新たに導入した 2 学部併願方式を利用した受験生は、52.1%に達しており、本学を志向する受験生にとって併願受験の機会が増えたということができる。

ＡＯ入試等の多様な入学試験については、一般入学試験やセンター利用入学試験とは異なり、一定の学力水準・資格を満たしていることを前提に、主として面接や論文によって入学者の選考が行われており、教科型筆記試験ではとらえにくい受験生の多様な資質や能力、意欲や個性を積極的に評価している。

〈問題点〉

2005 年度入学試験において、センター利用入学試験を拡充・多様化することにより、多様な受験生の確保を図ったが、商業高校や工業高校など専門高校の受験生にとってはいまだ敷居が高いものとなっている。

多様な入学試験は受験生の資質や能力、意欲や個性を多面的かつ積極的に評価できる反面、画一的な基準により点数化することが困難である。したがって、慎重に実施しないと個々の入学試験の理念から逸脱し、その理念に照らした制度の妥当性を失するおそれがある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

専門高校からの受験生に対しては、学部の教育理念と専門高校での学修内容が密接に関連・評価できるのであれば、専門高校からの受験生にとって受験し易い教科・科目を設定するなどの工夫が必要である。

多様な入学試験については、個々の入学試験の理念およびその理念に照らした制度の妥当性について繰り返し検証し続ける必要がある。

一高卒見者入学試験について、外部テストを利用するのは一つの方法であり、さらに有効な選抜方法について検討している。

（3）入学者選抜の仕組み

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性及び基準の透明性

【現状の説明】

入学試験全般の企画立案・実施・点検については、入試センター所長（2005 年 4 月入学試験部長より名称変更）の統括のもと、入試センターで実施している。入試センターには、入試センター主事会、入学試験出題主管者会議、入学試験実行委員会、ＡＯ入学試験委員会、ＤＤ入学試験委員会が置かれている。

入学試験問題の出題に関しては、一般入学試験では、入学試験出題主管者会議において全学的な見地から出題方針を検討・確認のうえ各教科において、出題主管者を中心に出題活動が進められる。2004 年度および 2005 年度入学試験についても、例年のように、入試センター所長の依頼を受け各学部長・外国語教育研究機構長の責任のもとで該当学部・機構の専任教育職員の中から各教科 2 名から 4 名の出題主管者が選出された。また、各教科出題主管者のもとに構成される各教科出題者チームの要員（専任教育職員）は、同様の手続きにより全教科で 94 名が選出された。各教科において約 4 カ月にわたる出題活動期間中、入試センター所長所管のもと計画的に各教科出題者チームによる出題者会議が開かれ、慎重に問題が作成された。年 3 回の専任事務職員による部内校正、年 3 ないし 4 回の出題者による教員校正が行われ、受験生にとって適切な問題か、また設問が適当であるか、出題ミスはないか等の検討が行われた。

多様な入学試験の出題は、入試センターが全学的立場で取りまとめるものと各学部の責任のもとで行われるものとがある。ＡＯ入学試験、ＤＤ入学試験については、それぞれＡＯ入学試験委員会、ＤＤ入学試験委員会において、各学部からの報告をもとに選考基準等について討議される。

一般入学試験およびセンター利用入学試験の個別学力検査における入学試験実施体制としては、入学試験の円滑な運営のために、入学試験実行委員会を設けている。また、試験当日は、入学試験本部の統括のもとに、各入学試験実施本部では受験生からの問い合わせや仮受験票の発行、問題訂正の周知、突発的な出来事への対応、不正行為の防止、保護者および関係者に対する対応などが行われている。入学試験問題の搬出入時や解答用紙の授受に際しては、必ず入試センター所長・同所長代理が立ち会い確認を行っている。各入学試験実施本部でも同様に、実施本部責任者（学部長またはそれに準ずる専任教育職員）が立ち会い確認を行っている。問題・解答用紙の輸送においては、学内では貴重品専用車両を、地方試験会場では完全ロック式コンテナや耐火金庫を使用し、梱包の厳封と責任者の割印を励行している。

2004 年度入学試験では、本学を含めて全国 18 都市 26 会場において一般入学試験が行われた。その実施実務については、入学試験関係者全員が適切に業務遂行できるように、実施実務に関する詳細なマニュアル冊子を全員に配付し、さらに地方入学試験に関しては、事務責任者を対象に設営交渉に関する説明会、教員責任者を含めた全出張者を対象に地方入試実施に関する説明会を開催し、問題等地方発送作業の際に最終の説明を行い、計 3 回にわたって業務について説明し十分に周知を図った。多様な入学試験における実施実務についても一般入学試験同様、厳正に行っている。さらに、2004 年度入学試験では、本学において初めてセンター利用入学試験が 5 学部（法学部、文学部、経済学部、総合情報学部、工学部）で行われた。その実施実務については、独立行政法人大学入試センター作成の実施提要（実施要領、輸送要領、監督要領、成績提供要領）に基づき、全受験者が公平な条件の下で受験できるよう万全の体制をとり実施した。その際に、入学試験関係者全員が適切に業務を遂行できるように、実施実務のマニュアル冊子を全員に配付するとともに、事前説明会を 1 回開催し、十分に周知を図った。2005 年度入学試験では、本学を含めて全国 19 都市 26 会場において一般入学試験およびセンター利用入学試験の個別学力検査が行われた。その実施実務については、前年と同様に、入学試験関係者全員が適切に業務を遂行できる体制をとった。

2005 年度のセンター利用入学試験は、前年度から引き続き実施する 5 学部（法学部、文学部、経済学部、総合情報学部、工学部）に加えて、社会学部が新たに実施するとともに、前期・中期・後期の 3 期に分けて募集・実施した。その実施実務については、前年と同様になされた。

一般入学試験およびセンター利用入学試験の個別学力検査の採点については、出題者の選出と同様の手続きで、出題者（＝採点者）に加え、採点委員を選出し、採点会場を関係者以外立入禁止の厳重管理のもと採点が行われている。また、その際には、各教科の出題主管者および入試センター所長代理のもと入試センター職員によって厳正なる確認作業が行われている。2005 年度入学試験では、出題者 94 名および採点委員 69 名の計 163 名で採点および確認作業が行われた。

一般入学試験およびセンター利用入学試験の個別学力検査の本学模範解答については、入学試験出題主管者会議のもとで、各教科別出題者会議において検討される。2004 年度および 2005 年度入学試験では、一般入学試験およびセンター利用入学試験の個別学力検査において、解答率や項目別正答率などを算出し、問題が適切かつミスがないかの検討を出題主管者が行うとともに、入学試験科目別のデータも解析し、次年度の入学試験に反映させるよう検討が行われた。さらに、また、問題作成時から、出題主管者および各教科の出題者によって、採点ミスが起こりにくい設問形式となるよう試みられている。合否判定については、各学部教授会において査定が行われ、厳正に決定されている。また、一般入学試験では、各学部の合格者数・平均点・合格最低点等を公示するとともに、受験生本人（不合格者）には、受験した入学試験の合格最低点と本人の総得点（受験した学部の志願者数・受験者数・合格者数の通知を含む）を通知している。

【点検・評価】

〈長所〉

一般入学試験およびセンター利用入学試験の個別学力検査に関しては、厳密かつ迅速な作業を行いながらも、ミスを防止する相互確認・複数回確認できる体制が確立している。また、正答率の確認等による多角的な検証システムが確立している。

また、第三者の外部機関への入学試験問題解答の作成依頼（「(4) ア　各年の入学試験を検証する仕組み」参照）は、試験問題の適切性と模範解答のチェックシステムとして大いに役立っている。

〈問題点〉

答案枚数が増加することによりミスを誘発する要因となり得るため、確認体制を強化する必要がある。

また、問題作成時における、第三者の外部機関あるいは出題者以外の本学教員によるチェック体制はなく、今後の課題であると考えられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

一般入学試験およびセンター利用入学試験の個別学力検査の出題に関する見直しを行い、改善策について検討する予定である。また、問題作成時および採点時における確認体制をより一層厳密にするべく改善策を検討する予定である。

問題作成時における、第三者の外部機関あるいは出題者以外の本学教員によるチェック体制の導入について検討を進めている。

イ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム

【現状の説明】

現在、入学試験全般についての点検・評価を行う自己点検・評価委員会と、システム等の改善について検討を行う入試センター主事会がある。また、ＡＯ入学試験および入学試験制度の広報活動等を行うことを目的として、重点地域に 11 名おいているアドミッション・コミュニケーターが、各高等学校からの意見を集約し、学長や学部長等を交えた懇談の場を設ける等することにより、入学者選抜に反映すべく取り組んできた。

【点検・評価】

アドミッション・コミュニケーターを活用することにより、各高等学校での本学入試制度等に対する評価や指摘を迅速かつ的確に把握し、入学者選抜に反映することができる。しかしながら、入学試験全般を、点

検・評価する第三者の学外システムは導入していない。第三者による点検・評価システム導入に向けた改善策を今後検討していく予定である。

（4）入学者選抜方法の検証

ア　各年の入学試験を検証する仕組み

【現状の説明】

一般入学試験における試験問題の検証については、複数名の出題主管者を中心とした各教科科目の出題者グループ内での内部チェック体制と、専任事務職員による問題の確認作業とを組み合わせた学内検証システムに加えて、入学試験当日の試験終了後に、入試センター所長の責任のもとで、第三者の外部機関に入学試験問題の解答の作成を依頼し、本学模範解答との照合を行うなど、入学試験問題検証システムを実施している。この検証システムは、解答過程で設問文が適切であるか、誤りや不備の有無の検証、受験生にとって誤解を生む要素がないか等を検証するシステムである。

入学試験問題については、一般入学試験および編・転入学試験とともに問題集を年ごとに作成し、それぞれの受験生に公表している。出題の目的、解答についての解説、採点基準、採点終了後の公表などの情報については、各科目の出題主管者によって作成される『入学試験の概要』において公開されている。『入学試験の概要』は全国の高等学校および主要予備校に公表している。このシステムは今後も維持・改善に努める。外部からの入学試験問題の検証を得る機会として、高等学校教員が主催する懇談会（例えば、大阪府立高等学校数学教育会「大学入学試験連絡協議会」）に積極的に参加し、意見交換を行っている。その場での指摘事項等は、出題主管者を通じて出題委員に共有化され、問題作成の適切化に役立てている。

また、受験生とその保護者および出版社からの意見についても、入試センターで適切な対応を行っており、その内容については当該の出題主管者に報告される。

なお、2004 年度入学試験より実施を予定していた入学試験問題検証システムの充実については、出題主管者会議などで、より慎重に検討する必要があるとの意見が多く導入を見送り、2004 年度には、入学試験部傘下の４課からメンバーを選出してプロジェクトを結成し、他大学への調査を行い検討を進めた。

【点検・評価】

〈長所〉

第三者（外部教育機関）による入学試験問題検証システムの検証結果は、出題主管者にフィードバックしており、次年度の試験問題に反映することにより、内容等の適切化に貢献している。

〈問題点〉

入学試験問題検証システムの充実が未だ図られておらず、検証結果を効率的にフィードバックし、出題委員間で検証結果の共有を図り、改善に向けて検討するシステムが確立されていない。

高等学校および予備校からの入学試験問題に対する意見聴取を目的とした本学独自の懇談会は設置されていない。さらに、高等学校および予備校からの意見などを取りまとめ、入学試験問題に関わる内容について出題主管者に恒常的にその情報を伝達するシステムは構築されていない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

第三者（外部教育機関）による入学試験問題検証システムの充実について検討を進め、できる限り早期に実施する。

イ　入学者選抜方法の適切化について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組み

【現状の説明】

入学者選抜方法の適正化を図るためには、学外関係者の意見を聴取することも重要である。これに関して

は、以下の方法によって実現を図っている。高等学校および予備校への訪問を行って、選抜方法のみならず広く入学試験にかかわる事柄についての意見を聴取するとともに、予備校関係者などによる講演会を実施し、実施された入学試験についての学外関係者による評価をフィードバック情報として取り入れている。これらの情報は、入試センターを通じて出題者へと伝えられる。

準学外関係者からの意見聴取については、アドミッション・コミュニケーターを活用している。アドミッション・コミュニケーターとの懇談会は随時開催されており、きめ細かい高等学校の現場からの意見を聴取している。2004 年度には入学試験主事とアドミッション・コミュニケーターとの懇談会も開催され、それを契機として推薦指定校の見直し等が行われた。

【点検・評価】

〈長所〉

アドミッション・コミュニケーターの意見を参考にして各学部が新たな指定校を選定し、結果的に指定枠についての高等学校間および学部間での不均衡が是正されるなど、高等学校側の現状に即した対応が行われた。

〈問題点〉

アドミッション・コミュニケーター以外の学外関係者を構成員として含む入学者選抜方法の適正化のための常設委員会は設置されていない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学外関係者が参加する常設委員会の設置は望ましい方法の一つではあるが、懇談会方式を効果的に利用することによってその代替的な機能を果たしうると考えられる。今後は入試センター主事との懇談会を定期化し、回数を増やすなどの措置を図っていく。

(5) 入学者選抜における学生募集

【現状の説明】

入学者選抜における学生募集活動は、入試センター入試広報課およびアドミッション・オフィスが主として担当している。

学生募集活動の第一として、入試担当者が全国各地の高等学校や説明会に出向き、受験生、高等学校の進路担当教員、受験生の保護者が必要とする情報を迅速に提供できるように努めている。次表 は 2003 年、2004 年度の進学相談会・進学説明会の参加数、高等学校からの訪問および大学見学の件数を示す。これらの進学相談会・説明会を全国の延べ 109 会場で行っている。高等学校や予備校を訪問して、受験生への周知を依頼し、また進学説明会で重点的な広報活動を行ってきた。

表Ⅰ-4-1　進学相談会・進学説明会参加状況及び高等学校等の本学見学・訪問件数一覧

2003 年度

項　目 ＼ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
各地方での進学相談会参加件数	0	2	45	8	27	26	3	2	7	0	0	0
高校・予備校への進学説明会参加件数	6	37	64	62	2	12	27	46	10	1	2	7
高等学校等の本学見学・訪問件数	7	9	11	24	5	2	19	9	4	0	0	2

2004 年度

項　目 ＼ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
各地方での進学相談会参加件数	0	3	34	12	25	24	0	1	6	0	0	0
高校・予備校への進学説明会参加件数	6	39	64	81	3	9	25	55	17	0	6	10
高等学校等の本学見学・訪問件数	6	20	14	24	7	3	19	8	5	1	3	8

近年、高等学校では、生徒の進学意欲を高め、進路選択への参考とするため、「総合的な学習の時間」を利用して生徒の志望する大学の進学説明会を実施する高等学校が増加している。2003 年度は予備校を含めて 276 校から、2004 年度は 315 校から要請があり、説明会を開催した。

一方、関西大学を直接訪問して見学したいという高等学校からの要望が年々増加しており、2003 年度 77 件、2004 年度 95 件を受け入れた。これらの際には、高等学校側の要望に応じて、模擬授業や学内施設の紹介などを行った。また、受験生や保護者から個人的に関西大学を訪問したいという希望があれば、随時グループ単位でのキャンパスツアー等を企画している。

入学試験の情報提供に関する高等学校および受験生との説明および懇談の機会として、関西大学一般入試説明会を開催している。この説明会は、西日本を中心に、11 月～12 月に 2003 年度では 23 会場、2004 年度は 25 会場で実施している。これに加えて、ＡＯ入試を中心とした説明会（6 月）、編・転入試、社会人入試相談会（9 月）、後期Ｂ日程入試説明会（2 月）など、入試制度にそった形で開催している。

アドミッション・コミュニケーターを名古屋以西に 11 名（内、近畿地区 5 名）配置し、高等学校・予備校の訪問を中心とした入学試験広報業務をより地域に密着する形で展開している。アドミッション・コミュニケーターと入試広報課及びアドミッション・オフィスが連携して、ＡＯ入試出願直前の夏季および一般入試等の志望校決定時期である秋季に、2003 年度、2004 年度でそれぞれ延べ約 900 校の高校訪問を行うなどの広報活動を展開していいる。

オープンキャンパスを年５回、７月～９月、３月に開催し、2003 年度では合計 12,338 人、2004 年度では 11,987 人の参加をみた。オープンキャンパスでは、各学部・外国教育研究機構の模擬授業、施設見学、本学の学生や教員との面談、留学相談、質疑応答など、広報媒体では伝えにくい情報を提供し、関西大学では「何が学べるか」、「どのような学習サポートシステムが活用できるのか」などを体験し、関西大学入学後の学習環境が実感できるように配慮されている。

関西大学は広報冊子により情報伝達を大規模に実施している。発行冊子の種類と発行部数は下記に掲載の表Ⅰ-4-2 のとおりである。これらは、入学後の教育や学生生活に関する情報を主に提供する冊子と入学試験に関する情報を提供する冊子とに大別される。特に、入学試験制度の多様化に伴い入学試験に関する情報提供はきめ細かく行っている。これらの冊子は、オープンキャンパス、入学試験説明会、高等学校・予備校訪問等の進学相談会・説明会の際に配付されたり、高等学校・予備校等へ送付されたりしている。さらに、各学部・外国語教育研究機構では独自の広報冊子を作成し、より詳細な情報提供に努めている。

表Ⅰ-4-2　入試広報冊子の種類と発行部数　　2004 年度

名　称	発行部数
進学ガイド	170,000
進学ガイド・受験編	160,000
インフォメーション	250,000
入学試験問題集	40,000
関西大学で何が学べるか	70,000
Kan-Dai Everyday The Book	120,000
ＤＤ入試リーフレット	20,000
ＡＯ入試リーフレット	60,000
ＳＦ入試クラブ紹介	60,000

また、インターネット上に関西大学入学試験情報総合サイト「Kan-Dai web」を設け、インターネットを活用して、迅速な情報伝達が促進できるようにするとともに、「K.U.メイト web」では、入試情報、キャンパスイベントの最新情報、キャリアサポート情報、各学部での学修・研究内容を取りまとめた学問情報などを掲載し、受験生をサポートする情報を満載している。さらに、高等学校の教員を対象として多様化する進路指導をサポートするための会員制（無料）のサイトを設けるとともに、受験生の保護者を対象として、入試情報や、在学生の父母により組織されている関西大学教育後援会の内容などを紹介するサイトを設けて

いる。

「K. U. メイト」（資料等情報提供のための無料の会員制度）やメールマガジン配信会員を対象に、大学の最新情報や入学試験に関する情報を提供している。2003 年度（2003 年 3 月 1 日から 2004 年 2 月 28 日）は 19,852 名、2004 年度（2004 年 3 月 1 日から 2005 年 2 月 28 日）は 15,165 名の登録があった。

長期的な学生募集活動の戦略は、各種受験データに基づき決定する。将来関西大学が全国規模での広報活動をより活発に展開していくための、基礎資料を収集するという目的で、2003 年 4 月～5 月には、『関西大学受験動向調査』を実施した。質問票は、入学者、辞退者、ＫＵメイトに登録するなど本学への関心を示しながらも出願に至らなかった者、高等学校教員を含め、計 22,685 名に配付され、分析結果は『関西大学受験動向調査結果報告書』として、2004 年 3 月入学試験部より発行されている。

【点検・評価】

〈長所〉

多角的な側面から高大連携業務により、受験生、高等学校教員、並びに保護者に対する迅速、かつ的確な情報伝達システムを構築している。学生募集活動の有効性を毎年度検証している。まず、進学相談会やオープンキャンパスなどの対面式の広報活動では、その都度参加者にアンケート記入を依頼し、その結果を分析して次年度の開催方法・内容について改善を図っている。また、広報冊子等による情報伝達については、入試広報課に寄せられた学内外からの意見や他大学の広報活動を参考としながら、毎年見直し、内容の充実を図っている。

〈問題点〉

前述の『関西大学受験動向調査報告書』の最後には関西大学への意見・要望が自由記述式で書かれている。その中には、関西大学には合格したが、他大学に入学した合格者（辞退者）の意見がそのまま書かれている。関西大学を辞退し、関東方面の大学に入学した受験生は、家庭の事情、経済的な事情など様々であるが、その一つの理由として「関西大学は全国レベルでは知名度が低く、就職を考えた場合、関東方面の大学にした」があげられていた。今後、近畿地区以外の地域での学生募集活動をどのように推進していくかということが、今後の課題の一つである。

〈将来の改善・改革に向けて方策〉

上記問題点に関しては、関西大学の将来構想、全学方針の決定に委ねるところが多くあり、入試センター独自には決定できないことが多大にある。そのため、学生募集活動において、短期、中期、長期的な改善計画は現時点では明確に打ち出されていない。しかしながら、毎年地方での進学相談会を主催し情報提供を行っており、名古屋、東京地域に限定するならば 2003 年度では、東京会場（参加者 109 名）、2004 年度には東京会場（参加者 72 名）と浜松会場（参加者 60 名）で 11 月に入試説明会を開催した。さらに、2004 年度東京会場での入試説明会の翌日に関西大学東京センターで進学相談会を開催している。また地方試験場を設けるなど各地方からの受験生が受験しやすい環境を年々整えている。

2003 年 4 月～5 月実施の、『関西大学受験動向調査』結果を踏まえ、多岐にわたる学生募集活動をより一層充実させ、効果的な広報活動の達成を目指す。

5　教員組織

本学の教育職員は、専任教員と兼任教員によって構成されている。専任教員は教授、助教授、専任講師、助手、副手からなる。各教授会は厳格な人事制度の下で任用・昇任の人事を審議し、理事会がこれを任命している。また、兼任教員は客員教授、特別任用教授、非常勤講師からなり、各教授会で審議され任命される。

本大学は、学部学生を有する法、文、経済、商、社会、総合情報、工の７学部と、学部学生を有さない外国語教育研究機構で構成される。それぞれの機関は、大学の理念「学の実化（学理と実際の調和）」をより具体化した「国際化」「情報化」「開かれた大学」の教育理念のもとに各学部の専門分野に相応しい教育目標を掲げ、それを達成するために、それぞれに専門性を備え、文部科学省令大学設置基準の定めに則って、その必要専任教員数を上回る教員を各学部・機構に適切に配置している。

本大学には、各学部に接続して、高度な学問を教育・研究指導する大学院すなわち法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学の７研究科が設置されている。また、学部学生をもたない「外国語教育研究機構」には、大学院外国語教育学研究科が設けられている。これらの研究科はすべて博士課程前期課程と博士課程後期課程からなる。さらに、高度な専門職業人養成大学院として法務研究科が設けられている。いずれの研究科にも大学院の教育・研究に相応しい教員が文部科学省令大学院設置基準で定める必要専任教員数を上回って配置されている。ちなみに、本学の大学院は、法務研究科を除いて、専任教員の任用・昇任の人事権を持たない。各学部で任用・昇任された専任の教員が兼担で大学院の教育・研究にあたっている。大学院での教育・研究指導に相応しいか否かの資格審査は、各研究科の研究指導資格基準に基づいて、各研究科で厳格に行われている。

以下、専任教員を中心に教員組織、教育研究支援職員、教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き、教育研究活動の評価、および教育研究組織・機関との関係、について述べる。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

大学基礎データの表 14 と表 19 から、法、文、経済、商、社会、総合情報、工に認められている収容学生定員、在籍学生総数（2005 年 5 月現在)、その比率、設置基準上必要な教員数、各学部・機構に在籍する専任教員の数、および専任教員 1 人あたりの学生数をまとめると、下表のとおりである。

表Ⅰ-5-1　専任教員 1 人あたりの学生数（学部）

	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	外国語	合計
収容学生定員(A)	3,196	3,042	3,196	2,996	3,134	1,890	4,117	—	21,571
在籍学生総数(B)	3,968	3,889	3,831	3,557	3,851	2,386	5,192	—	26,674
比率（B/A）	1.24	1.28	1.20	1.19	1.23	1.26	1.26	—	1.24
設置基準上必要教員数	39	30	34	34	41	33	99	—	310
専任教員数(C)	43	130	43	43	48	51	185	36	579
教員 1 人あたりの学生数(B/C)	92.3	29.9	89.1	82.7	80.2	46.8	35.8	—	53.0

同様に、大学院博士課程前期課程および博士課程後期課程に認められている収容学生定員、在籍学生数(2005 年 5 月現在)、その比率をまとめると、次表のとおりである。

【点検・評価】

法・文・経済・商・社会・総合情報・工の 7 学部および外国語教育研究機構の専任教員数は、文部科学省令大学設置基準に定める必要専任教員数のうち、学部の種類に対応して定められている専任教員数および大

学全体の収容定員に応じて定められている専任教員数をともに上回っている。したがって、設置基準を十分に満たし、基準上、問題はない。

表Ⅰ-5-1　専任教員1人あたりの学生数（大学院）

大学院研究科博士課程前期課程・専門職学位課程

	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	外国語	法務	合計
収容学生定員(A)	120	216	100	80	80	160	540	50	260	1,606
在籍学生総数(B)	71	192	48	71	79	107	648	83	274	1,573
比率（B/A）	0.59	0.89	0.48	0.89	0.99	0.67	1.20	1.66	1.05	0.98

大学院研究科博士課程後期課程

	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	外国語	合計
収容学生定員(A)	30	75	15	30	39	24	171	9	393
在籍学生総数(B)	26	138	15	11	49	20	37	34	330
比率（B/A）	0.87	1.84	1.00	0.37	1.26	0.83	0.22	3.78	0.84

また、法学・文学・経済学・商学・社会学・総合情報学・工学・外国語教育学の8研究科における博士課程前期課程と博士課程後期課程で教育研究指導にあたる専任の教員の数と資格は、研究科の種類に対応して文部科学省令大学設置基準に定める要件を満たしている。したがって、設置基準を十分に満たし、基準上、問題はない。同様に、法務研究科の専任教員数は、文部科学省令大学設置基準に定める必要専任教員数を上回っている。また、その資格も満たしている。それゆえ、設置基準を十分に満たし、基準上、問題はない。

イ　年齢構成等

【現状の説明】

（ア）年齢構成

本学の専任教員については、その定年が「職員任免規則（就）」（1994年3月制定）の第4章第17条第1項で65歳に定められている。ただし、教育研究上、余人をもって代え難いとされた場合、教授に限って、教授会の承認を得て、定年後5ヶ年までの延長が認められる（同規則・同条第2項）。この場合、定年延長の審査は、1年ごとに行われる。

各学部の専任教員について、その年齢構成を表にまとめれば、大学基礎データ表21のようである。同表から明らかなように、教授、助教授、専任講師、助手はそれぞれ36～70歳、31～65歳、26～65歳、26～35歳と分布し、助手を除いて、各階層ともその分布は広い。特に、いずれの職階とも工学部の分布の広がりが大きい。なお、年齢構成の特徴を全学部、機構、研究科をまとめて説明することはできない。

（イ）専任・兼任（非常勤講師）の比率

法、文、経済、商、社会、総合情報、工の7学部、外国語教育研究機構、法務研究科における専任教員数兼担教員、兼任教員の人数はそれぞれ大学基準データ表19のとおりである。また、各学部、機構、研究科における専任担当科目数と兼任担当科目数、その比率はそれぞれ大学基準データ表3のとおりである。設置基準によれば、専任教員の数を超えない範囲で兼任教員を置くと定めているが、同時に主要科目の大部分が専任教員でされている場合は、学科充実のために学科目、授業科目を多くする場合にはこの限りでないとしている。表3および表19の分析から、設置基準の条件を満たしている。

（ウ）女性教員の占める割合

本学における女性専任教員数と、その全専任教員数に占める割合を示すと、次表のようである。

同表からわかるように、外国語教育研究機構の 35.8%が最も多く、それに文学部、社会学部と続く。それに対して、社会科学系、自然科学系における女性専任教員の占めるは10%以下で低い。

表Ⅰ-5-3　女性教員の占める割合

	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	外国語	法務	合計
女性教員数	4	14	2	2	6	4	4	14	3	53
全専任教員数	43	130	43	43	49	51	185	36	27	607
比率	9.3	10.8	4.7	4.7	12.2	7.8	2.2	35.8	11.1	8.7

（エ）教員組織における社会人および外国人研究者の受け入れ状況

民間企業出身者など社会人および外国人研究者の受け入れは、学部、機構の学問分野やその特殊性によってかなり異なっている。特に、「国際化」は今後の大学発展の重要なファクターになる。全学の教員数から検討して少ない感はぬぐいきれない。また、社会人の雇用は、学部教育における「学の実化（学理と実際の調和）」をよりいっそう進め、教育の実学を推進するために欠かせない。

【点検・評価】

勤続年数の分布が年齢構成の分布によく対応している。これは、本学で教育研究のキャリアを積む教員の割合が多いことを示している。同時に、教授層の勤続年数分布に複数の山が存在することは、教育研究キャリア中途で、他大学や他機関から教員が任用されていることを示しており、人事の流動性が一定程度保たれている。

本学においては、主要な教育科目は、専任教員が各学部、機構とも十分に配置され、講義されており、現状では、特に問題はない。しかし、いっそうの教育の充実を図る上で、最新の科学技術、ならびに特殊性の高い学問分野や少人数クラス開設のために専任教員に加えて、兼任教員の支援を仰ぎながら、より高いレベルの教育環境の構築に向けて努力しなければならない。

民間企業出身者など社会人の専任教員としての任用は、教育研究領域の専門性によって多少とも異なるが、学部教育における「学の実化（学理と実際の調和）」をよりいっそう鮮明に推進し、多様な教育サービスを提供するためには、今後ともさらに積極的に推進する必要がある。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

【現状の説明】

本学では、専任教員の責任授業時間が「学校法人関西大学職員就業規則」（1994 年 3 月制定）に一週あたり教授で 8 時間、助教授と専任講師で 6 時間と定められている。専任教員の 2005 年度の平均授業担任時間数（大学院での授業時間数を含む）は、大学基礎データ表 22 のとおりである。工学部の授業担当時間数が他学部のそれに比べて際だって多いのは、本学の工学部と工学研究科が「学の実化（学理と実際の調和）」に基づいて実学を重視し、講義科目のほかに複数教員で少人数教育を実践している演習、実習、実験科目を多く開講していること、また、大学基礎データ表 3、表 19 からも明らかなように、専門教育科目における兼担教員の負担率が他学部に比較して低いこと、教授および助教授の多くが大学院教育を兼担で行っていること等の理由からである。

次に、各学部における主要な専門科目への専任教員の担当率を調べると、大学基礎データ表 3 のようになる。同表から明らかなように、学部によって、あるいはデイタイムコースとフレックスコースによって専任教員の担当率は多少異なるが、約 60%を超える担当率となっており、主要な専門科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整えられている。

【点検・評価】

主要学科目に関しては、ほとんど授業を専任教員が担当している。設置基準からも、教育目標からも、各学部とも、特段の問題は見受けられない。

エ　教員間の連絡調整

【現状の説明】

本学では、学生の多くが履修する基礎専門教育科目、少人数教育がいっそうの教育効果を高める演習・実習・実験などの専門教育科目は複数の担当者によって、あるいは複数の担当者によるリレー講義によって教授されている。これらの教育科目では、授業に先だって、担任者が相互に教育目標の共通認識を深めた後、

その教育内容を協働でシラバスに仕上げ、次学期の授業に臨む。このように、当然のこととして、担当者間に密接な連絡調整が行われている。

教育科目の担任者は、学部によって多少の差違はあるものの、学科、専攻、専修、学問分野などの単位で調整しながら決定され、最終的に教授会で承認される。

【点検・評価】

教員間の連絡調整の機能は、制度上も運用上も十分に果たされており、特に問題はない。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

ア　教育補助者の状況

教育理念の一つに「情報化」を掲げている本学は、高度情報化社会の到来を予見し、専門学問分野に関わらず、すべての学生が十分な情報リテラシーを身につけて、氾濫する情報化社会のなかで情報を正しく処理できる能力を養うため、全学の学生が履修可能な科目「情報処理論」(実習を含む)を一般教育科目の中に設けた。当初から、この実習には、ティーチング･アシスタント（ＴＡ）による補助制度が取り入れられた。その後、総合情報学部が設立（1994 年 4 月）され、ＴＡとスチューデント･アシスタント（ＳＡ）の制度が正式に設けられた。本制度は、主として、情報処理関連科目の実習補助を目的に制定されており、全学に開講される当該実習科目すべてに対して、おおむね受講生 20 名あたりに 1 名のＴＡかＳＡが配置されている。実習補助者には、機器の操作･運用に熟練した本学の大学院生と上位年次の学部学生の中から選任されている。

工学部では、講義科目のほかに演習、実習、実験科目を多く開講し、本学の教育理念「学の実化（学理と実際の調和)」を実践している。これを実効あるものとするためには教育支援職員が必要で、多くのＴＡが雇用されている。ちなみに、2004 年度は 176 名であった。そのほか、文学部では心理学、司書関連科目、測量学実習に、経済学部では「経済学(入門 2)」「経済学演習」「経済学特殊講義」、パソコンの自主利用に、ＴＡではないが「初級ミクロ経済学」「初級マクロ経済学」の補修クラスに非常勤講師、商学部ではデータ分析論、データ・マイニング論に、また経済学部と同様、パソコンの自主利用に、社会学部では心理学データ解析演習Ⅰ・Ⅱ、コンピュータ応用演習Ⅰ・Ⅱに、総合情報学部では多くのコンピュータ実習の教育補助員のほかに、コンピュータなどの情報処理機器の運用管理支援・補助にＴＡが雇用されている。なお、2005 年度からは、全学共通教育推進機構がファカルティ・デベロップメント(ＦＤ)の一環としてＴＡを活用した教育のあり方を検討するため、ＴＡを活用した授業を計画している教員を全学に公募し、試験的な運用を始めた。

2002 年度からは授業内容を補完する目的でゲスト・スピーカー制度が導入され、教員への教育支援体制が整えられつつある。

工学部は、2002 年 10 月に更新された教育援用情報システム“SPOD”に、本学部システムマネジメント工学科における研究教育実践の過程で開発された教育支援用 e-learning システム“CEAS”を搭載し、予習・正課授業・復習からなるスパイラル型教育実践において、学習の効果と学習の質が向上する仕組みを取り入れた。本取り組みはその後、全学に広がり、その成果もあって、2004 年 7 月に応募した平成 16 年度現代的教育取組支援プログラム（テーマ６）で高い評価を受け、e-learning 教育の推進校として同年 9 月に採択された。本学は、教育支援 e-learning“CEAS”のほかに、Web シラバスシステム上に CEAS とほぼ同様の機能を有した授業支援システムを搭載している。2004 年度秋学期には、インフォメーションシステムを利用した「授業支援システム」が試験的に導入され、2005 年度から本格的に稼働している。現在のところ、これらの活用を積極的に支援する組織的な教育支援体制は構築されていない。2006 年 9 月を予定に事務組織の大幅な改編が行われ、学部・大学院を統合し効率的に教務全般の事務を掌る教務センターが設けられる。この計画によれば、同センター内に Web シラバスシステム内の授業支援システムや e-learning“CEAS”などを用いた授業

による教育改善を強力に支援する体制が整えられ、支援スタッフが常置される。

大学院における関西大学独自の教育支援職員は、いずれの研究科にも置かれていない。ただし、文部科学省の高度化研究推進事業でＴＡやリサーチ・アシスタント（ＲＡ）などの研究支援職員が採用されている。たとえば、法学、文学、社会学、総合情報学、工学の研究科では、法学研究所、東西学術研究所、経済・政治研究所、先端科学技術推進機構と連携して、ハイテクリサーチセンター事業、学術フロンティアセンター事業、産学連携研究センターなどに多くの大学院生が参画している。特に、博士課程後期課程の学生は「関西大学リサーチ・アシスタントに関する取扱要領」に従って、RA として研究支援体制に加わっている。また、外国語教育学研究科では平成 17 年度の「大学・大学院における教員養成推進プログラム」、「英語指導力開発ワークショップ」に研究支援職員を置いている。

イ　教員と教育支援職員との連絡体制

以上のようなＴＡ、ＳＡを活用した教育実践には、教員と教育支援職員との間の緊密なコミュニケーションが大切である。教員と教育研究支援職員はメール等を活用して連絡および情報交換に努めている。

本学では、科学技術教育と視聴覚教育のために、教育支援に必要な専任事務職員が工学部と視聴覚教室に雇用されており、専任教員と密接な連携を取りながら、講義ならびに実験・実習の補助を始め、教育研究活動に対して効果的な支援を行っている。

【点検・評価】

主として情報化に伴う教育補助員の雇用が、全学的に行われている。教育効果をさらに高めるためには、より充実した補助体制を制度的に確立する必要がある。

また、現在のところは、情報処理演習関連の科目を中心に教育補助員が配置されているが、必要が認められれば、それ以外の専門科目にもさらに多くの教育補助者が配置され、教育の質の保証を確保する必要がある。今後、必要に応じていっそう弾力的に運営されることが必要である。ちなみに、教育補助員の充実は各学部、機構単独で図れるものではない。現在、全学的な取り組みとして慎重な検討がなされている。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

【現状の説明】

本学における専任教員の任用手続きは、全学的な規程「関西大学教育職員選考規程（就）」（1959 年 12 月制定）と、その内規「関西大学教育職員選考規程に関する取扱内規（就）」（1960 年 3 月制定）、および各学部が別途定める要領等に則って行われる。以下、専任教員の募集と任用、昇格について説明する。

ア　募集と任用

本学における教員の募集は、現状では退職教員の後任を採用する場合に限られている。ただし、定年退職者の後任で、同一の科目を担当する者を採用する場合には、退職教員が退職する１年前の採用が認められている。

［人事委員会］

募集の手続きは、学部長による人事委員会への諮問、当該学科等における諸会議の意向を踏まえた人事委員会での審議を経て、教授会で決定される。人事委員会は、各学部、機構によって多少異なるものの、学部長を中心にした執行部のメンバーのほかに、各学科、専攻、学問分野から選出された教員で構成される。

［募集］

教員の募集は、各学部、機構によって多少異なるが、公募または推薦のいずれかによってなされる。推薦による場合には、当該学科等の会議で複数の候補者を挙げ、人格、学歴、職歴および教育研究上の業績など

に基づいて検討した後、最適な候補者に絞り込まれる。

［選考］

任用および昇任に係わる教員人事は、事前に人事委員会で教員が選考された後、人事に係わる教授会で審議・決定される。人事に係わる教授会は、各学部、機構によって異なるが、①専任講師以上の全専任教員、②教授人事の場合は教授、助教授人事の場合は助教授以上、③助手、専任講師の人事の場合は専任講師以上、③教授のみ、のいずれかで構成される。

［選考基準］

「関西大学教育職員選考規程（就）」によれば、教授の選考基準は

1．博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有し、かつ、大学教育に関し経験又は識見を有する者
2．著書、論文、学会報告等により前号の学位を有する者に教育研究上の業績があると認められ、かつ、大学教育に関し経験又は識見を有する者
3．本学において満 7 年以上助教授の経歴がある者であって、著書、論文、学会報告等により教育研究上の業績が顕著であると認められる者又はこれに準ずる者

次に、助教授の選考基準は、

1．前条の規定により教授となることのできる者
2．他の大学において助教授の経歴のある者
3．本学において満 3 年以上専任講師の経歴がある者であって、教育研究上の業績があると認められる者又はこれに準ずる者
4．修士の学位を有する者であって研究所、試験所、調査所等において担当する授業科目に関連ある業務に満 6 年以上従事した経歴があり、かつ、研究上の業績があると認められる者又はこれに準ずる者

専任講師の選考基準は、

1．教授および助教授の選考基準の規定により教授又は助教授となることのできる者
2．本学において満 3 年以上助手の経歴がある者であって教育研究上の能力があると認められる者又はこれに準ずる者

助手、副手の選考基準は、別途、「関西大学助手規程」、「関西大学副手規程」によって定められている。

［審査に必要な書類等］

人事に必要な書類等には、履歴書および研究業績書のほか、各学部、機構が特に求めるものも含められる。

イ　昇格

専任教員の昇格人事も上記の任用人事の場合とほぼ同じである。「関西大学教育職員選考規程（就）」によれば、助手 3 年で専任講師、専任講師 3 年で助教授、助教授 7 年で教授への昇格の資格が生じる。

ウ　法・文・経済・商・社会・総合情報・工・外国語教育の 8 研究科におけるＤ㊅、Ｄ合、Ｍ㊅、Ｍ合の資格審査

本学の大学院に設けられた 9 研究科のうち、外国語教育学研究科と法務研究科を除いた研究科は、すべて学部に接続された大学院である。さらに、法務研究科を除いた 8 研究科は、人事権を有さない。したがって、教員の募集・任免・昇格に関する事項は、各学部教授会で「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて厳正に行われている。その際、大学院での教育・研究指導における能力をも勘案しながら人事の審議が進められている。

上記の 8 研究科において授業および研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第 33 条「大学院設置基準（1974 年文部省令第 28 号）に規定する資格に該当する者とする」に従い、同設置基準第 9 条 2 号の規

定に該当する者である。ただし、実情に合わせて、助教授および講師をもってこれに充てている。大学院博士課程の前期および後期課程における教育・研究指導の資格いわゆるD㊅、D合、M㊅、M合の審査は、各研究科における専門性をもった教育・研究指導を実施するために、各研究科で別途定められた内規によって公平に行われている。

一方、法務研究科では、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」（2003 年 6 月制定）第 20 条で「本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）に規定する資格に該当する者とする」を担当教員と定めている。教員の募集・任免・昇格に関する事項は、各学部教授会と同様、「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて厳正に行われている。

エ　その他の教育職員

本学の学部・大学院には、専任の教育職員の他、大学院法務研究科（法科大学院）特別顧問教授、特別任用教育職員、客員教授、特任外国語講師が雇用されている。これらの人事はそれぞれ「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）特別顧問教授規程」（2004 年 1 月制定）、「関西大学特別任用教育職員規程」（2004 年 1 月制定）、「関西大学客員教授規程」（1987 年 1 月制定）、「関西大学特任外国語講師規程」（2002 年 10 月制定）に則って審議・決定され、その運用がなされている。

【点検・評価】

本学における専任教育職員の募集・任免・昇格に関する基準と手続きは、全学の規程「関西大学教育職員選考規程（就）」（1959 年 12 月制定）と、その内規「関西大学教育職員選考規程に関する取扱内規（就）」（1960 年 3 月制定）、および各学部が別途定める要領等に則って行われている。各学部、機構における人事委員会と人事に係わる教授会における人事の進め方が明確に規定化されており、人事における透明性が確保されている。また、特別任用教育職員などの採用も明文化された規程に基づいて行われており、情報開示に耐えうるシステムが確立されている。

本学では、新任教育職員の任用はいずれの学部、機構とも従来の推薦制を主とした方法から公募を積極的に活用した方法に変えられつつある。これによって、人事の透明性や公正さがさらに増し、人事におけるアカウンタビリティの向上が図られている。なお、任期付き教員の採用は、外国語教育研究機構における特任外国語講師を除いて、現在、行われていない。研究教育環境の活性化を考える上で、今後、教員の流動化は避けて通れない課題である。

大学院で教育・研究指導にあたるに相応しい教育職員の審査いわゆる資格審査が、各学問分野の専門性を第一に、その研究業績に基づいて厳格になされている。特に、工学研究科では、2002 年度から、新しく大学院での教育・研究指導にあたる教員のみならず、すでに資格を有している教員に対しても資格の再審査を行うようになった。これは、5 年ごとに更新審査を行う制度で、日進月歩に進展する高度な科学技術教育を持続し、教育水準の維持を図るために導入されたものである。

以上のように、本学の学部・大学院で教育・研究を行う教員の教育研究上の能力や実績は、その任用、昇任、資格審査などを通して評価され、大学で教育研究を行うに相応しい人格、学歴、職歴および教育研究上の業績を持ち合わせている。したがって、人事制度上の問題はない。

（4）教育研究活動の評価

【現状の説明】

本学における教育研究活動の評価は、教員自らの評価、教員間のピア評価、学生による評価、および社会かの評価、によって行われている。

１）教員自らの評価

これは、関西大学自己点検・評価委員会が発行する報告書の中で行われ、その内容は広く公表されている。また、受講生の成績に関する統計的なデータ分析を通しても、教育効果の点検が行われている。

２）教員間のピア評価

これは、主として任用や昇任の人事審査で行われる。この場合、その多くは研究業績の審査でなされる。また、大学院の研究指導（D㊎、D合、M㊎、M合）の内容に含まれているほか、全学的なＦＤ活動への参加によって行われている。

なお、工学部の先端マテリアル工学科と都市環境工学科は、JABEE 認定プログラムを実施あるいは受審中で、学科内に設けられたＦＤ検討委員会のもとに各教員の講義・実験・実習の内容をビデオ収録し、学科全員による試写を通して、授業教授法のあり方が議論されている。

３）学生による評価

これは、全学的に行われている授業評価制度として行われており、アンケート調査の結果や自由記入欄の書き込みにより教員自身が評価内容を確認できるようなシステムが確立されている。

４）社会的評価

教育活動の社会的評価は、2004 年 4 月に開始されたシラバスのインターネット上での公開である。この結果、より広範な対象に教育内容を提示し、社会的な評価を可能にした。

一方、研究活動の社会的評価は、学術情報データベースで行っている。さらに、工学部では、先端科学技術推進機構の機関誌で年 2 回全教員の研究成果を公表しており、学部の研究活動のアクティビティが広く公表されている。

５）その他

上述のほかに、工学部では、2002 年度に主として研究活動の、2004 年度に教育の外部評価を実施した。これらの外部評価によって、教育・研究活動と運営の指針が得られ、学部改革の大きな原動力となっている。

【点検・評価】

大学における教育実践は、教員の主体性が最も発揮される分野であるが、一般には閉鎖性の強い領域である。しかし、各学部、機構は教育研究の自由を最大限尊重し、これを損なわない範囲で評価システムを導入し、さらに外部による評価も行ってきた。

教員の教育研究評価は、あくまでも教育研究の目標をいっそう効果的に達成するための活動である。けっして勤務評定になるのではなく、教員間の理解を深めながら、教育研究活動の評価が公平になされるのがよい。また、評価が後ろ向きの批判に終始するのではなく、前向きで改善につながるようなものでなければならない。

(5) 教育研究組織・機関等の関係

【現状の説明】

本学の専任教育職員は、専門職大学院（法務研究科）の専任教員に任用された教育職員を除いて、教員の人事権と予算権を有する各学部・機構ですべて任用・昇任され、その機関に所属している。したがって、博士課程の前期課程あるいは後期課程で教授する教員は、学部との兼担である。これは、大学院で教授する教員が学部と大学院のいずれの教育にも責任をもっていることである。このように本学では、学部と大学院の教育研究が緊密に連携されており、学部と大学院を一体とみなした教育システムが確立されている。

本学には、東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所、先端科学技術研究機構、人権問題研究室が設置されている。これら研究機関の研究員は、その多くが各学部で任用された教員であり、客員教授や特別任用教授を除いて、研究に専念する専任教員の任用が今日までなされていない。学部と大学院の教育に忙し

い傍ら、これらの研究機関で研究することは一般に困難を極めるように考えられがちである。本学では、各研究機関の研究員がそれぞれ活発な研究活動を行っており、その研究成果が大学の教育理念「学の実化（学理と実際の調和）」に基づいて学部と大学院の教育にフィードバックされている。また、研究機関での研究成果を受けて、文部科学省が進める「私立大学学術高度化推進事業」等に多く応募し、補助対象の研究として支援を受けている。

さらに、外部の研究機関との人的交流も各学部および各研究所を通じて行われている。しかし、他組織・機関との間に各学部・各研究科との交流は締結されていない。

【点検・評価】

今日、大学の教員には、教育、研究、社会貢献のいずれに関してもバランスよく実践することが求められている。本学の専任教員は、学部、外国語教育研究機構、法務研究科にいずれかに所属し、学生を教育し、研究指導することによって、自らの教育力、研究力を高めている。また、研究活動の場を各種研究機関に求め、外部の競争的資金を獲得しながら研究能力を高めつつ、その成果を社会に還元している。私学の置かれている立場上、潤沢な人材に恵まれていないが、今日まで個々の教員が最大限の努力を図り、教育研究の成果をかなり挙げてきている。

なお、現状の専任教員の多忙さを考えると、今後、各教員の果たすべき役割を個人の指向性にあわせながら重みづけを行い、教育指向、研究指向、社会貢献指向などに多少特化させて、大学の教育力、研究力、社会貢献力を高め、アピールできる体制を構築する必要がある。

6　研究活動と研究環境

今日、大学の研究者が研究業績の充実に努め、その成果を広く公表し、社会に貢献することが、大学に課せられた極めて重要な使命のひとつとして、以前に増して大きくクローズアップされている。さらに近年、外部の競争的資金の獲得状況が、大学の社会的評価において不可欠な要素と目されつつある。本学では、このような社会的な背景を見据えながら、従来の制度を活性化するにとどまらず、教員の意識改革を含めた新規の発想を導入しつつ、さらなる研究活動の支援と環境整備に向けて、諸施策の改革と改善・充実を図っている。

その第一の視点は、一律に配分している研究費に競争原理を導入すること、言い換えれば外部資金の獲得に向けてのインセンティブを付与するための施策にある。第二の視点は、学内研究費に外部資金の獲得へと飛躍させるための有効な機能を付加すること。第三に、学長のリーダーシップによる戦略的展望から見通す政策的な研究分野と、将来性のある萌芽的な研究やすぐれた研究成果を期待できるものへの重点的な配分の促進、すなわち「選択と集中」を図るための改革、改善である。第四に、既存の学内共同研究費に加え、私立大学学術研究高度化推進事業を活用した大型の共同研究組織の形成と支援。第五に、2004 年度に接続拠点（ノード校）の指定を受けた学術研究用の超高速ネットワーク「スーパーＳＩＮＥＴ」をバックボーンとした研究環境の優位性を遺憾なく発揮した研究の促進と新規分野の開拓があげられる。さらに、2005 年度に創設した社会連携推進本部との連携による知的創造サイクルの確立と社会貢献、外部資金を得た大型の共同研究プロジェクトを中心とした国際的視野でのＰＤ、ＲＡ等の若手研究者の育成、世界水準の研究成果を生み出すための外部機関との連携や外部人材の受け入れ促進などを視野に入れつつ、毎年、改革と改善を行ってきている。

こうした研究環境の充実と改革を加速させ、組織的かつ重点的に対応するための方策として、研究支援体制の抜本的な見直しと増強は避けて通れない。学部等事務室の統合と機能特化の構想及び研究所の統合構想に機を合わせ、教学と経営、事務組織を含めた検討を行い、2006 年度中を目処に新たな学内体制を構築すべく作業を進めている。

以下の各論を俯瞰するものとして、本学における研究を促進するための主な制度・施策を次表にまとめている。

関西大学研究支援・助成制度（2004 年度現在）

1　個人に支給・配布されるもの

制　度	制度の趣旨と概要
個人研究費	自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行することに対して支給するもの（旅費・消耗品費・図書費・備品費等を一元化）
研究用資料コピー代	学内における研究用資料コピー
学会開催補助費	本学で開催する学会の開催経費を補助するもの
研究成果出版補助金による図書出版補助	本学による研究成果の発表を助成促進し、わが国文化の向上および学術の振興に寄与することを目的とするもの
著者出版負担金による図書出版補助	研究成果の発表において、欠損を免れ得ないような場合に、刊行経費の一部を補助するもの
記念論文集等刊行補助金による図書出版補助	還暦、古希、長期在職等の記念論文集に対し、教育職員１名につき１回に限り印刷経費の一部を補助するもの
外国出張補助費	外国出張の際の日当・宿泊料、支度料、交通費を補助するもの

2　教員の研究時間を確保させるための制度等

制　度	制度の趣旨と概要
在外研究員研究費	学術の研究、調査等のため外国に派遣するもの ・学術研究員（滞在期間１年。研究及び教授能力の向上を図るため、専攻する学問分野に関する研究に従事する者） ・調査研究員（滞在期間１カ月以上６カ月以内。専攻する学問分野に関する調査・研究に従事する者）

外国留学者	外国留学者として在外研究を希望する者に対する制度（原則１年）
交換（派遣）研究者研究費	協定に基づいて本学から協定校に派遣するもの
国内研究員	一定の期間、研究及び教授能力の向上を図るため、国内において専攻する学問分野に関する研究に専念させるもの 期間は１年（特例６ヵ月）
研修員	授業及びその他通常の職務を免除し、前期若しくは後期の６カ月又は１年の間、専攻する学問分野に関する研究・調査に従事させるもの

３　課題審査によって交付する共同研究費等

制度	制度の趣旨と概要
重点領域研究助成	本学の教学方針を踏まえて設定した重点領域研究に対して、一定期間重点的に推進し、関連領域の研究を発展促進させ、本学の研究教育水準の向上に資することを目的とする共同研究
学術研究助成基金による助成	奨励研究（50歳以下の個人研究。研究期間１年） 共同研究（専任教育職員が研究代表者となって共同で行う研究。研究期間２年以内）
特別研究・教育促進費等	年度途中（予算確定後）に迅速に対応することが必要となった研究及び教育上の課題で、特に重要と認めたものに対する研究費等（研究促進費・教育促進費・国際シンポジウムの３区分。ただし、教育促進費には学部教育リフレッシュ予算を含む）
（学部教育リフレッシュ予算）	「教育促進費」を活用し、各学部・外国語教育研究機構等が教育方法や教育システムについて創意工夫を凝らしてその個性を発揮することのできる環境をつくり出し、大学全体の活性化を図るもの
学部共同研究費	同一学部内の教員が同一研究課題について原則４名以上で編成する共同研究班に対して支給する研究費

４　国際交流助成基金補助費関係

制度	制度の趣旨と概要
国際シンポジウム	本学又は本学の学部、院、研究所等が主催し、２カ国以上の者が参加するものに対する補助
国際学会	学会が主体的に行い２カ国以上の者が参加するものに対する補助
協定大学間の共同研究助成	本学と協定大学間の共同研究に対する補助

５　競争的な研究環境の創出を企図した制度

制度	制度の趣旨と概要
科学研究費申請奨励研究費	科学研究費補助金への申請を奨励・支援するため、同補助金に申請した場合及び採択された場合に支給するもの。（使途は個人研究費に準ずる）
研究プロジェクトユニット	学外研究資金等により、学際的もしくは先端的な研究を推進し、又は社会の要請に応える新たな教育内容・教育方法を開発することをねらいとする時限的な研究組織の形成を支援するもの。ユニットの設置期間は最長５年。

６　研究所等における研究体制の充実を図り、研究プロジェクト及び共同研究を効率的に推進するための措置

制度	制度の趣旨と概要
ＰＤの雇用	国、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金を伴う研究開発事業等に採択された研究プロジェクトや、受託研究等による共同研究組織において、研究体制の充実を図り、当該研究所等が実施する研究プロジェクト及び共同研究を効率的に推進し、その成果をより一層高めるために雇用するもの
ＲＡの雇用	文部省の私立大学学術研究高度化推進事業等において採択された研究プロジェクトによる共同研究組織において、研究支援体制の充実を図り、かつ、本学大学院博士後期課程に在籍する学生の研究遂行能力の育成に資するために雇用するもの
特別任用教育職員の任用	所属組織、職務及び期間を限定して任用する期限付の研究者等
科研費研究員の雇用	科学研究費補助金による研究計画を効率的に推進し、その成果を一層高めることを目的として、研究支援者として従事する者を雇用するもの
研究支援者の雇用	上記ＰＤまたはＲＡ雇用の要件を満たす研究組織において、専門的知識・技能を活用するために雇用するもの

（1）研究体制の整備

ア　経常的な研究条件の整備

（ア）個人研究費、研究旅費の額の適切性

【現状の説明】

個人研究費は、研究者個人の研究活動を支援することにより、本学の学術研究の推進を図るための基礎となる研究資金であり、毎年度、専任教育職員全員及び法科大学院の特任教育職員に対して配布している。これは、学会出張旅費、消耗品費等の経費から器具備品費まで使用できる機能的経費で、専任の教育職員には資格に関係なく一律51万円を、法科大学院（法務研究科）の特任教育職員には25万円を支給している。表Ⅰ-6-1は2004年度の個人研究費執行状況を示したものであるが、各所属（学部等）ともにほぼ90%を超える予算執行率を示している。また、表Ⅰ-6-2 は使途別執行状況を示したものである。学問分野に応じて、その使途別執行状況は異なっているが、たとえば、工学部は学会出張旅費が個人研究用図書資料の2倍近く執行されるのに対して、文系学部はこれが逆転するという傾向がみられる。

いずれにしても、個人研究費の趣旨に従った使用がなされ、90%を超える執行率から見て、ほぼ妥当な研究費が計上されているものと考えられる。さらに、経常的な研究支援経費としては、このほかに個人研究用コピー費（予算上は一人4,000枚の専任教育職員数分を計上しているが、運用上は、利用限度を設けていない)、学会開催補助費（上限50万円）及び外国出張補助費（一人上限20万円）がある。

表Ⅰ-6-1　個人研究費執行状況　　2004年度（単位：千円）

所　属	予算	決算	執行率（%）
法学部	23,970	19,686	82.1%
文学部	65,790	62,539	95.1%
経済学部	23,460	21,633	92.2%
商学部	21,420	21,238	99.2%
社会学部	27,540	25,522	92.7%
総合情報学部	26,010	24,322	93.5%
工学部	93,330	87,962	94.2%
外国語教育研究機構	18,870	18,436	97.7%
法務研究科	12,240	10,574	86.4%
計	312,630	291,912	93.4%

表Ⅰ-6-2　使途別個人研究費執行状況　　2004年度（単位：千円）

使途	法	文	経	商	社	総情	工	外機	法務	計
学会出張旅費	3,928	13,850	4,614	5,461	6,381	6,579	37,956	3,330	1,819	83,918
消耗品費	1,418	7,540	2,876	2,987	4,335	5,138	11,167	2,817	904	39,182
消耗器具備品費	1,462	9,201	2,998	1,397	3,766	2,721	8,788	2,754	2,462	35,549
消耗図書資料費	84	60	72	133	222	513	1,031	108	20	2,243
個研図書資料費	12,140	28,059	9,001	9,757	8,627	5,778	16,437	7,721	4,628	102,148
印刷費	45	269	36	25	67	163	1,326	17	0	1,948
郵券代	12	13	103	0	45	88	70	10	14	355
電話代	33	68	36	43	34	4	184	8	4	414
支払運搬費	0	0	0	2	43	10	61	9	0	125
設備修繕費	0	45	0	41	162	94	14	205	0	561
諸会費	564	2,663	1,330	1,392	1,840	2,963	10,011	996	261	22,020
器具備品	0	771	567	0	0	271	917	461	462	3,449
計	19,686	62,539	21,633	21,238	25,522	24,322	87,962	18,436	10,574	291,912

表Ⅰ-6-3　外国出張者数と補助金支給状況

学部等	外国出張者数			補助金支給状況	
	合計	補助金			
		なし	支給	人数	金額
法	4	2	2	2	160.0
文	33	17	16	16	2,300.0
経	2	1	1	1	100.0
商	7	6	1	1	100.0
社	9	4	5	5	530.1
情	22	10	12	12	1,800.0
工	76	29	47	47	8,460.0
外	22	16	6	6	500.0
法科	11	10	1	1	80.0
合計	186	95	91	91	14,030.1

注1　補助金支給額の単位は千円

注2　補助金には、A・B・Cの3ランクがあり、Aランクは毎年1回、B・Cランクは2年に1回補助。

注3　ランクの定義　　A 国際学会、セミナー、シンポジウム等での研究発表、講演、議長又は司会者
B 国際学会、セミナー、シンポジウム等への一般参加
C 自己の研究に必要な調査、資料収集

また、これら直接的な研究費のほかにも、研究成果を公表するための助成制度として、次のものがある。

①研究成果出版補助費…専任教育職員等の研究成果の発表を促進するために、毎年一定額の予算の範囲内で出版経費を補助する。

②著者出版負担金による出版助成…非営利的損益計算においてすら欠損を免れない場合に刊行経費の一部を著者が負担することを前提として、研究成果の発表を促進、助成する。

③論集(紀要)刊行補助費…各学部等ごとに刊行している論集や紀要の刊行経費の一部を補助する。

④記念論文集刊行補助費…教育職員のために刊行する古希・還暦等の記念論文集に対して、50 万円を限度に印刷経費の一部を補助する。

【点検・評価】

〈長所〉

個人研究費は、かつて研究手当、教育研究経費の学会出張旅費と個人研究用図書資料費として個別に支給され、予算管理されていたため、配分された予算が研究対象によっては不足したり、未執行となる場合もあった。その改善方策として、一時期における学会出張旅費と個人研究用図書資料費の相互流用方式を経て、現在の個人研究費に一本化し、併せて使途も拡大したという経緯がある。その結果、予算執行の自由度が格段に増すことで、研究者個々の研究領域・方法の独自性に見合った執行が可能となり、近年の執行率は各学部等ともほぼ同様に高い水準を保っている。したがって、現在本学では、個人研究費と研究旅費との不均衡等の問題は発生していない。一方、経費の執行に際しては、機関経理のもと、原則その都度払い方式を採用しているほか、出張申請をはじめとするすべての請求・支出手続きが学内の統一基準と方式によって行われるため、予算執行の適切性も十分に担保されている。

なお、外国出張者に対する補助は前表（表Ⅰ-6-3）のとおり、毎年活発な申請と、それに応じた補助が行われており、制度として十分機能していると言える。

また、研究の最終目標は研究成果を世に問い、社会に還元・寄与することにあるとの観点から、前述のとおり、研究成果の発表を助成し促進する制度を設けている。一般的に学術図書や学術論文は、その内容・価値とは裏腹に購入層が限定され、出版刊行にあたっては、その製造原価の回収さえ困難となることも多いことから、本助成制度により、研究成果が出版物として公表されることを促進しようとするものである。

〈問題点〉

個人研究費については、研究者にとって使いやすい研究費であるよう、そのニーズに対応してきているが、可能な限り個々の研究活動の実態を把握しつつ、常に改善していくよう努めねばならない。一方、アルバイトの雇用や外国出張旅費の拡充等、更なる使途拡大要望があるが、雇用管理上のリスクや税法上の制約、当該研究費に関するこれまでの経緯等を含めて検討していかなければならない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

個人研究費については、2004 年度に導入した、共同研究による外部資金の獲得・導入促進を企図した時限的研究組織（研究プロジェクト・ユニット：後掲）への参加を目的とした使途の拡大を行った。これは、新たな研究組織が所期の外部資金を獲得するまでの間の助走経費として、現行一人上限 2 万円を持ち寄って「研究参加費」を形成し、運営経費に充てることを認めたものである。この研究参加費には、各自の個人研究費から「諸会費」として拠出することにしている。

引き続き個人研究費に対する研究者からの今日的なニーズに応じた使途範囲の拡大を図るとともに、あらかじめ使用計画書の提出を求め、研究者個々の研究活動（計画）との関連性を明らかにした請求方式への移行、外部の競争的研究資金の獲得実績や成果の公表状況に応じて次年度の配分率を見直す方策の導入、という 2 点を検討課題として、他の先行事例等を含めて調査し、2007 年度を目処に結論を出す予定である。

（イ）教員個室等の教員研究室の整備状況

【現状の説明】

各学部ごとに教室棟に隣接して研究棟を建設し、そこに個人研究室、合同研究室および資料室等を設置している。設置状況は大学基礎データ表 35 に掲げたとおりであり、文系学部・外国語教育研究機構・法務研究科における個室率は基本的に充足されているが、工学部ではその率が 7 割弱にとどまっている。工学部では研究テーマごとに学生を交えた合同研究を行い、実験・実習を重ねていくという自然科学分野特有の研究体制をとっているため、原則として教授には個人研究室が与えられているが、その他の者はテーマごとの合同研究室、実験・実習室に個人研究室としての機能を持たせて利用しているのが現状である。

【点検・評価】

前述のとおり、工学部では、研究テーマごとに合同研究を行い、実験・実習を重ねていくという自然科学分野特有の研究体制をとり、原則として教授以外の者には合同研究室や実験・実習室が個人研究室としての機能を持ち、利用されている。しかし、同学部における個人研究室を増やす必要があるとの要求もあることから、近年増設に向けた検討が加えられ、2000 年度には実験棟等に個人研究室が 18 室増設された。さらに 2005 年度には工学部第 6 実験棟が竣工し、22 室の個人研究室が増設される。これらの取り組みに加え、今後、工学部教員にさらに十分な研究スペースを確保するためには、実験・実習棟やハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センターなど既存の大型共同研究施設の利用のあり方を再検討するとともに、研究棟の建設などの方策が必要である。限られた財源と限られた空間の下であればこそ、研究分野の特殊性とプロジェクト研究の組織化、研究スタイルの多様化等、今日的なニーズを視野に入れ、機能性と効率性の高い研究環境の実現に取り組むことが緊要の課題である。

特に、本学の千里山キャンパスは、厳しい風致規制（建物の高さ制限、空地率、緑地率等）が課せられた地域に立地しており、その制約上、新たな構造物を建設・増築することが限界に近づいてきている。このため、現在のキャンパス設計を全面的に見直し、教育研究機能を高度に集積した「千里山キャンパス将来構想」として再構築するプランを提示することで、現行規制の大幅な緩和を実現するよう地元吹田市と精力的に協議を重ねている。この協議が成立した場合、個人研究室の充足はもとより、キャンパス全体の環境が大幅に改善されることが見込まれる。

（ウ）教員の研究時間及び研修機会を確保させる方途の適切性

【現状の説明】

研究に専念することを前提とした研究制度として在外研究員等制度、交換（派遣）研究者制度、外国留学者制度、国内研究員制度、研修員制度がある。

在外研究員制度は、専任教育職員が外国に留学または出張する制度として在外研究員等規程を定め、在外研究員及び外国留学者に助成している。在外研究員には滞在期間が 1 年間の学術研究員と、1 ヶ月以上 6 ヶ月以内の調査研究員があり、学術研究員は主として 59 歳以下の専任教育職員を、調査研究員は 63 歳以下の専任教育職員を派遣するものとしている。在外研究員の人数は学術研究員の場合、法・経済・商・社会・総合情報学部各 2 名、文・工学部各 3 名、外国語教育研究機構・法務研究科各 1 名で計 18 名以内、調査研究員の場合、法・経済・商・社会・総合情報学部・法務研究科各 1 名、文・工学部各 3 名、外国語教育研究機構 2 名で計 14 名以内である。在外研究旅費は旅客運賃、日当・宿泊料および支度金からなり、学術研究員は 374 万円以内、調査研究員は 259 万 8 千円以内である。外国留学者は全学で 1 年度 9 名以内とし、支度料が支給される。

交換（派遣）研究者制度は、国際学術交流協定に基づいて国際交流を促進するために定められた交換研究者規程に基づき、交換派遣計画書に基づく研究または調査に専念する制度で、交換（派遣）研究者には在外研究員等規程に準じた所要経費から協定校によって給付される滞在費相当額を控除した額を支給する。派遣期間は協定および覚書に基づいて作成される交換派遣計画に従い、最大 6 人月となっている。

国内研究員制度は、国内において学術の研究・調査に専念する制度として国内研究員規程を定め、国内研究員研究費を支給している。国内研究員は 59 歳以下の専任教育職員であって、研究期間は 1 年間として、毎年度全学で 3 名以内となっている。研究費は基本研究費 85 万円、旅費交通費 120 万円を限度に支給され、基本研究費は消耗品費等の経費から機器備品まで使用できる。

研修員制度は、本学に 3 年以上勤務する専任教育職員であって、学術の研究・調査に専念する制度として研修員規程を定め、研修員研修費を支給している。研修員の研修期間は前期もしくは後期の 6 ヶ月または 1 年間で、研修員数は一人が 6 ヶ月を 1 名、1 年間を 2 名として計算して毎年度 16 名以内としている。法・経済・商・社会・総合情報学部は前期・後期各 1 名の 2 名以内、文・工学部は前期・後期各 2 名以内で 3 名以内となっている。研修費は 6 ヶ月 24 万円、1 年 48 万円を限度に支給され、旅費交通費、消耗品費等の経費に使用できる。

表Ⅰ-6-4　在外研究員・国内研究員・研修員の状況（人数）

	2003	2004
在外研究員（学術）	15	11
在学研究員（調査）	10	9
国内研究員	2	1
研修員	9	9
合計	39	35

【点検・評価】

教育職員は資格に準じて授業担当時間数が定められている。しかし、実際の授業担当時間は原則を大幅に上回っており、教学上の各種委員会委員の担当などでかなりの時間を費やしているのが実情である。このような状況にあって研究に専念することを前提とした種々の制度は、研究力の向上や研究成果の充実にとって貴重な存在となっている。特に、高度な研究成果を発信するための大型の研究プロジェクトに参画する場合には、既に導入している期限付の研究専念型の研究者やＰＤ、ＲＡ、ＴＡ、ＳＡ等の任用拡大と併せ、専任教育職員に対する授業担当時間数の免減なども視野に入れた制度充実が必要となろう。

（エ）共同研究費等の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】

ａ　学内研究費制度の充実と改善

本学における共同研究等の制度化への取り組みの第一として、学内研究費制度の充実と改善について説明する。制度としては、学術研究助成基金による助成制度、重点領域研究助成制度、特別研究・教育促進費制度、学部共同研究費制度がある。いずれも課題審査を前提とする学内公募型の助成制度であり、競争原理を導入した学内研究資金として、各々の設立趣旨と目的に応じた特徴を有している。

また、その他、目的を特定した助成制度として、国際交流助成基金による助成制度（国際シンポジウム開催補助、国際学会開催補助）がある。

①学術研究助成基金による助成制度

本学創立 100 周年を記念して 1986 年に設立された 3 基金の 1 つで、専任教育職員等の学術研究の助成を目的とした公募型研究助成制度のさきがけとなった。研究種目には次の 2 種がある。

奨励研究…原則として 50 歳以下の専任教育職員が個人で行う研究で、研究期間は 1 年以内、助成額は 50 万円以下となっている。

共同研究…専任教育職員が研究代表者となり、同一の研究課題について共同して行う研究で、研究期間は 2 年以内、助成額は 200 万円以下となっている。

公募から厳正な課題審査、制度の改変、運用までを、一貫して学内の委員会で行っている。なお採択は、ここでの審査結果をもとに学長推薦により理事会で機関決定される。予算は、当該基金の運用果実によって毎年 1,400 万円を超える規模の研究費が配分されている。表Ⅰ-6-5 に、近年の応募と採択の状況を示す。

表Ⅰ-6-5　学術研究助成基金による助成　応募・採択の状況

種別＼年度	区分	2003年度 新規	2003年度 継続	2004年度 新規	2004年度 継続
奨励研究	採択／応募	13件／21件		12件／14件	
	研究者数	13名		12名	
	研究費（千円）	6,474		5,926	
共同研究	採択／応募	6件／8件	5件	5件／12件	6件
	研究者数	16名	11名	15名	15名
	研究費（千円）	7,153	3,389	5,780	4,814

②重点領域研究助成制度

この制度は、本学の教学方針を踏まえつつ、学術の動向に即して特に重要なものを取り上げ、高度な成果と独創的かつ先駆的な研究を推進することを目的として、1996 年に学長提案によって制定された。社会的要請と優先度の高い強い特定の研究領域を「重点領域」として定めて社会に提言し、これに沿った研究を公募し、一定期間集中的に研究を推進するものである。重点領域の設定は 2 年に 1 度、前述の学内の研究助成に係る委員会において策定された原案と大学執行部の基本方針との綿密なすり合わせによって行われる。応募者すなわち共同研究組織の代表者は、各々の研究領域に対して、審査区分Ａ「独創的な研究」、あるいは審査区分Ｂ「大学として緊急に取り組むべき課題」の２区分のうちいずれかを選択して研究計画を申請する。2004 年度の公募現在、研究期間は原則 1 年とし、助成額は 1 件につき 600 万円以下、予算総額は 4,200 万円となっている。本制度の特徴は、学術分野における要請の高さと、本学において重点的に支援を行う緊急性の高さの両面を視野に入れた「政策課題型」の公募を行うことにある。公募、申請課題の厳正な審査、採否決定については、①の学術研究助成基金による助成と同様に、学内の委員会による基本事項の審議と学長推薦、理事会での最終決定という手続きで行われる。表Ⅰ-6-6 に、近年の応募と採択の状況を示す。

表Ⅰ-6-6　重点領域研究助成　応募・採択の状況

区分		2003年度	2004年度
採択／応募	審査区分Ａ	5件／11件	3件／ 6件
	審査区分Ｂ	2件／ 4件	3件／ 7件
	計	7件／15件	6件／13件
研究者数		31名	36名
研究費（千円）		41,808	32,800

③特別研究・教育促進費等

年度予算確定後に迅速に対応することが必要となった研究および教育上の課題に対して助成するものである。具体的には、重点領域研究以外の重要な研究上の課題、教育上急遽実施する必要の生じた課題、教育方法を実験的に実施する必要のある課題、国際シンポジウム等について、学長のリーダーシップのもとに迅速に対応するための助成制度である。実施期間は1年以内とし、助成額は1件につき300万円以下で、予算総額は3,000万円である。なお、2002年度から教育促進費を活用して、各学部、外国語教育研究機構、大学院及び図書館を対象として、教育方法や教育システムについて創意工夫を凝らして活性化することを目指して学部教育リフレッシュ予算枠を設定した。実施期間は当該年度とし、1件につき200万円以下である。いずれも学長を座長とし、研究推進担当の副学長、各学部等の長で構成される審査委員会による合議審査にて採否が決定される。表Ⅰ-6-7はその執行状況を示している。

表Ⅰ-6-7　特別研究・教育促進費等における執行状況

種別	区分	2003年度	2004年度
研究促進費	件数		1
	研究費（千円）		2,690
教育促進費	件数	1	1
	研究費（千円）	2,340	294
学部教育リフレッシュ予算	件数	3	
	研究費（千円）	5,935	
国際シンポジウム	件数		1
	研究費（千円）		2,148

④学部共同研究費

同一学部等における専任教育職員が複数で行う学術的な共同研究に対して助成するもので、原則として4名以上で編成される研究班に交付される。研究期間は1年とし、研究費は1人当たり30万円。学部内の運営委員会の議を経て学長推薦、理事会決定という手続きで運用されている。予算総額は2,700万円。しかしながら、後述（【将来の改善・改革に向けた方策】④）のとおり2003年度に、大半が新たな制度に移行した。

⑤国際交流助成基金による助成制度

本学創立100周年を記念して設立された基金の1つで、専任教育職員および学生等の国際交流の促進を目的とした助成制度である。このうち専任教育職員の研究助成としては、学部等が実施する国際シンポジウム助成、個人として参加する国際学会助成や協定校間の共同研究助成等がある。国際交流助成基金による助成規程に基づき、国際シンポジウムの開催については1,000万円以内の助成金が、国際学会の開催には20万円以内の助成金が交付される。また、協定校間の共同研究は学外の基金をベースにした共同研究に対する助成であり、1件につき100万円を限度として各年度5件以内となっている。なお、研究期間は原則として2年としている。

b　私立大学学術研究高度化推進事業を活用した大型の共同研究プロジェクトの組織化

第二に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業を活用した大型の共同研究プロジェクトの組織化と拠点形成への取り組みについて説明する。

この事業は、私立大学等における研究基盤の整備と研究機能の高度化を図るため、国が重点的かつ総合的な支援を行う大型プロジェクトとして位置づけられ、時代の要請を反映しつつ順次整備拡充されてきた。

本学は、1996年度の発足以来、毎年度、研究プロジェクト構想を申請し、表1-6-8に示すとおり、これまでに23件の先端研究分野の共同研究組織・拠点を構築してきた。プロジェクト数において、全私立大学中、常に第3位に位置しており、本学における重点的な取り組みの姿勢を如実に物語っている。これらの実績は、共同研究の組織化に対する学内研究者のモチベーションの高さと、法人の理解と財政的努力によってもたらされたものと評価している。すぐれた機能を有する研究施設、研究装置、設備等に対する国の半額補助とともに、最大５年間に亘り研究費及び研究スタッフ経費についても国庫の優先的補助を受け得る点で、

この制度を活用するメリットは大きい。いわゆるデュアルサポートシステムとしての取り組みの最たるものと位置づけられる。しかしながら、国の半額補助を原則にするとはいえ、学校法人にも同額ないしそれ以上の拠出が負わされることから、まさしく大学総体としての、大型の共同研究の組織化への取り組み度合いを示す指標でもありえる。加えて、この事業が想定する４区分の事業形態の目的と期待される効果、共同研究組織のあり方、研究計画の妥当性や内外の自己評価体制の有無、支援体制などの観点から、有識者による委員会審査を経たもののみが選定されるという点では、多分に競争的であり、さらには３年目に課せられる進捗状況報告と最終年における成果報告においては、同じく国が選任した専門委員による評価とフィードバックが行われるなど、外部からの質的評価を伴うため、共同研究の組織化の促進と活性化を図れるという大きな利点と、共同研究組織の適切で効果的な運用が絶えず問われるという厳しさを併せ持った制度といえる。

表 1-6-8 に示すとおり、これまで本学は、最先端の研究開発プロジェクトであるハイテク・リサーチ・センター整備事業で 8 件のプロジェクトの選定を受け、2,715,683 千円の経費を投じている。優れた研究実績と将来の研究発展が期待される卓越した中核的研究拠点の形成支援の意味合いを持つ学術フロンティア推進事業では 10 件で 3,587,874 千円を、地域企業等との連携によって地域社会の活性化に結びつく研究成果を生み出す共同研究組織を補助対象とする社会連携研究推進事業(2004 年度までは産学連携研究推進事業) では 3 件の選定を受け 298,423 千円を、さらに、多様な人材を受け入れ、若手研究者や高度専門職業人などの人材養成や研究成果等の幅広い公開等を推進する研究組織を対象とするオープンリサーチ・センター整備事業では 2 件 865,232 千円の事業経費を投じており、合計 23 件のプロジェクトに対し、2005 年 5 月現在で計上可能な経費の総合計だけでも 7,467,212 千円を投入じている。

表1-6-8　私立大学学術研究高度化推進事業における選定実績と事業経費一覧　（単位：千円）

区分		研究期間（年　度）	研究組織名	研究プロジェクト名	施設・装置設備関係費	研究費・研究ｽﾀｯﾌ経費	事業経費合　計
ハイテク・リサーチ・センター整備事業	1	1996-2000	ハイテク・リサーチ・センター	①高機能材料開発／②高度機能素子開発／③生命工学開発	1,247,591	277,986	1,525,577
	2	1999-2003	ハイテク・リサーチ・センター	先端フォト・エレクトロン素子開発	124,364	62,040	186,404
	3	2000-2004	ハイテク・リサーチ・センター	①生体類似・低環境負荷型材料開発／②マイクロ・ロボット用センサ・アクチュエータの開発とその評価	289,507	121,187	410,694
	4	2001-2005	ハイテク・リサーチ・センター	パルスプラズマ・イオンプレーティング複合法で作成する傾斜構造薄膜による工具・機械要素の表面改質の開発	92,992	55,385	148,377
	5	2002-2006	ハイテク・リサーチ・センター	生命情報伝達系の機能分子と応答制御を基盤とするシステム開発	53,570	46,656	100,226
	6	2002-2006	ハイテク・リサーチ・センター	ナノ・メソ空間制御材料開発	67,700	37,758	105,458
	7	2005-2009	HRC グリーンケミストリー研究ユニット	持続可能社会を先導する物質群の革新的開拓プロジェクト	119,436	2005 年度から計上開始	119,436
	8	2005-2009	HRC テラビット級情報記憶研究ユニット	ユビキタス社会を支えるテラビット級超高密度情報記憶システムのための革新的ナノテクノロジーの開発	119,511	2005 年度から計上開始	119,511
	計　8　件				2,114,671	601,012	2,715,683

区分		研究期間（年　度）	研究組織名	研究プロジェクト名	施設・装置設備関係費	研究費・研究ｽﾀｯﾌ経費	事業経費合　計
学術フロンティア推進事業	1	1997-2001	工業技術研究所	①高度環境共生都市システムの構築／②耐震･免震･制震と地震防災システムの構築／③高度防災情報通信システムの構築	768,844	86,388	855,232
	2	1999-2003	社会学研究科	学校教育における包括的ストレス･マネージメントに関する臨床心理学的実践研究	47,288	83,810	131,098
	3	2000-2004	法学研究所	国際金融革命と法	617,550	122,594	740,144
	4	2002-2006	ソシオネットワーク戦略研究センター	社会基盤としてのネットワーク戦略の総合的政策研究	393,299	133,916	527,215
	5	2002-2006	学術フロンティア・センター	知的情報通信による高度防災交通支援システムの構築	55,402	41,320	96,722
	6	2003-2007	学術フロンティア・センター	ナノ・サブマイクロ技術を用いた模擬／人工生体組織の創製と新診断・治療法の開発	87,900	27,554	115,454
	7	2003-2007	総合情報学研究科	合意形成のための認知的・数理的情報処理システムの構築	258,896	33,696	292,592
	8	2004-2008	社会学研究科	心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究（継続）	－	13,462	13,462
	9	2005-2009	アジア文化交流研究センター	東アジアにおける文化情報の発信と受容	402,709	2005年度から計上開始	402,709
	10	2005-2009	人間活動理論研究センター	革新的学習と教育システム開発の国際共同研究-人間活動理論の創成-	413,246	2005年度から計上開始	413,246
	計　10　件				3,045,134	542,740	3,587,874
産学連携研究推進事業	1	2003-2007	食品廃棄物再生技術開発ユニット	食品製造工程から生じる廃棄物の有価物質への転換再生技術	78,349	25,406	103,755
	2	2004-2008	キャパシタ型蓄電システム開発ユニット	将来型電気エネルギー社会を支える「キャパシタ型蓄電システム」の開発	78,373	16,299	94,672
社会連携研究推進事業	**3**	2005-2009	政策グリッドコンピューティング実験センター	グリッドコンピューティングを用いた政策立案支援システムの開拓と地域社会への導入支援	99,996	2005年度から計上開始	99,996
	計　3　件				256,718	41,705	298,423
オープンリサーチ・センター整備事業	1	2003-2007	知識ネットワーク基盤センター	知識ネットワーク社会創造のための、人的・情報環境の構築に関する研究 ① 初等・中等教育を中心とする情報教育の高度化プロジェクト／② 高度情報活用型学習環境と学習モデルの構築プロジェクト／③ 情報アーカイブの高度化・効率化と活用実験プロジェクト	254,593	34,949	289,542
	2	2005-2009	なにわ・大阪文化遺産学研究センター	なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究 ① 祭礼遺産研究プロジェクト／② 生活文化遺産研究プロジェクト／③ 学芸遺産研究プロジェクト／④歴史資料遺産研究プロジェクト	575,690	2005年度から計上開始	575,690
	計　2　件				830,283	34,949	865,232

合　計　23　件	6,246,806	1,220,406	7,467,212

（注）研究費・研究スタッフ経費については、2004年度決算現在の数字。事業経費は、補助対象外経費を除いた金額で示す。

【点検・評価】

〈長所〉

①学内研究費制度に関して

第一に、学術研究の促進と政策研究の促進の両立があげられる。学術研究助成基金による助成制度は、研究者の自由な発想に基づく学術研究の促進と独創的・先駆的な成果の公表を目的とする。一方、重点領域研究助成制度では、優れた独創性に加え、学術的・社会的要請の高い特定のテーマを睨みつつ本学が政策的に設定した特定領域を課題として、これに応じる研究とその組織化を重点的に支援し、高い成果を社会に発信することを狙いとしている。このように、制度によって明確に目的と位置づけを区分し、それぞれの使命を課し、その両立を図っている。

第二に、これら公募型の学内研究費における精緻かつ合理的で納得性と公平性の高い審査システムをあげたい。とりわけ前述の学術研究助成基金による助成制度と重点領域研究助成制度においては、評価システムの専門家（当該分野を専門領域とする研究者）を交えた学内の委員会において、万全を自負する適正かつ厳正な審査システムを確立している。①計画の妥当性を問う基礎評価では、「研究目的の明確さ」「特色と独創性」「計画と方法の妥当性」「研究組織の合理性」「経費の合理性」「研究成果の期待度」を審査項目として、研究助成委員全員による評価が課せられる。さらに、②ピアレビュー形式による分野別評価では、「特定分野における内容の優秀性」「実現の可能性」「成果の社会貢献度」「他分野への波及効果」といった審査項目によって、専門分野に親しい３名の委員による評価を受けることになる。委員会内部だけでは徹底したピアレビューができないと判断された場合には、外部から審査協力委員を委嘱する。また、③政策研究型の重点領域研究助成では、これに加えて大学執行部による政策的な観点からの審査が加えられる。これらの合計点と所見によって採否案が練られ、学長推薦への手続きが行われている。

第三に、研究基盤の基礎固めからスタートし、研究プロジェクトの組織化までを目論む研究者にとって、ステップ・バイ・ステップ方式を踏みやすい制度構成となっている点がある。例えば、学術研究助成基金による助成の研究種目のうち若手研究者が単独で行う奨励研究は、萌芽的な研究を促進するとともに、着任間もない研究者にとって、次のステップへの研究の基礎を固めるという意味をもつ。着任時に採択されたこの単独研究は、小額ながらも使い勝手がよく、初期における自らの研究基盤の形成に役立つものとなるよう設計している。中期的には、これを基礎として同一研究分野の研究者との連携を深め、研究組織を形成し、科学研究費等の外部資金の獲得実績を積み、大型の外部資金によるプロジェクトリーダーに成長させることを企図するものである。

②大型の共同研究組織の形成に関して

前述の高度化推進の各事業に選定を受けたプロジェクトをはじめ、各研究所等における大型の受託研究や学外との共同研究組織においては、研究スタッフとしてＰＤ、ＲＡ、研究支援者等の雇用を認めており、先端研究分野における若手研究者や高度専門職業人の育成を支援している。さらに、大学としての重点課題の達成等、ミッション性の高い研究組織においては、2004 年度から導入した任期付の特別任用教育職員を任用することを認め、特定の分野における高度な研究に専念させている。こうした制度の充実によって、研究組織を強化し、共同研究を効率的に推進するとともに、すぐれた研究手法と研究成果の次代への継承を図っている。表Ⅰ-6-9 に近年の実績を示す。

表Ⅰ-6-9　研究専念型研究者・研究支援者・研究補助者等の任用状況（人数）

区　分	2003 年度	2004 年度
特任教育職員（法務研究科以外）	3	3
ＰＤ	7	7
ＲＡ	20	28
科研費研究員	1	3
研究支援者	3	2
計	34	43

〈問題点〉

第一に、重点領域研究助成制度に対する学内研究者の期待が大きいがゆえに、さまざまな要望がある。代表的なものには、外部の大型プロジェクトの基盤形成を支援するための経費としては、1,000 万円以上の研究費を複数年にわたって助成すべきであるとの声がある。これについては、大型の外部資金の獲得と格段の研究成果の社会還元に向けて、いかに有効な研究プロジェクトの組織化を促進するか、という政策的な観点からも、予算の拡大を含めた一層の制度改革を進めていく必要がある。

第二に、学内資金を得た研究者に対する研究成果の公表を徹底する方策を確立することがあげられる。さまざまな事情によって成果公表の期限が守られないケースも一部散見されるという状況を、ただ研究者の良識に委ねて待つということは、研究費の源泉の所在を考えれば、社会的にも決して許されることではない。

第三に、特別研究・教育促進費等による助成制度は、予算制度を構築する学校法人が、年度途中に発生した突発的な事態に対して、簡素な手続きで即座に対応しうる制度であり、予算制度のもつ硬直性に対処するものとして評価できる。

第四に、学部共同研究費については、同一学部内における共同研究班の組織化という使命を終えたと評価され、より学際的な研究や、外部資金の獲得にむけての新たな施策に移行することが課題となっていたため、後述（〈将来の改善・改革に向けた方策〉④）の抜本的改革を行った。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

①学内研究助成のあり方を一元的に審議・検討する委員会組織の改革

2004 年 10 月に、核となる学内助成制度（学術研究助成基金による助成制度及び重点領域研究助成制度）に係る２つの委員会組織を統合一元化し、学内における研究助成のあり方の全般について、総合的な視野から審議・検討する学内組織「研究助成委員会」として再構築を行った。この委員会は、各学部等（教授会を構成する教員の所属）から選出された委員及び学長が推薦する専門委員若干名と、大学執行部として参画する委員（研究推進担当の副学長及び学長補佐各１名）によって構成される。今後、所管する研究助成制度における厳正な審査と制度運用だけではなく、研究助成における全学のニーズを調査分析しつつ、大学執行部の意向を反映させた制度設計・制度改革の任を負うものとして、研究支援体制の抜本的な強化充実（後述）と相まって、その機能と大きな役割が期待できる。

②研究成果の適正な公表を促進するためのシステムの確立

2003 年度に、学内研究助成における研究成果の公表に係る規程を整備し、学術研究助成基金による助成、重点領域研究助成及び学部共同研究費における研究成果を適切に公表するためのシステムを確立した。学内資金を得た研究者は、研究期間終了後所定の期限内に研究報告と研究成果の公表を行う義務と責任を負うことはもとより、共同研究における研究者間の連携状況と各自の研究上の役割を反映した形での成果物を公表することや、万一期限が守られない場合には他の学内研究費の申請資格を失うことなど、厳格な取り扱いを徹底した。この規程の所管は、当然ながら前述の研究助成委員会に帰する。

③重点領域研究助成制度の戦略的な見直し

重点領域研究助成制度は、本学が社会に向けて発信する「政策課題型」の研究助成であるため、2 年に 1 度のスパンで設定される領域設定が大きな意味を持つ。前述したとおり、研究助成委員会における原案の策定と大学執行部（学長コーナー）の基本方針との綿密なすり合わせが前提となっており、従来、審査区分Ａ「独創的な研究」、審査区分Ｂ「大学として緊急に取り組むべき課題」として募集していたものを、2005 年度の公募からは、より政策研究という色彩を前面に打ち出すべく、研究領域Ａは従来どおり「独創的な研究」とし、研究領域Ｂとして「学長が設定する研究領域」の２種に再定義して公募し、学長のリーダーシップのもと、いかに大学としての重点領域を促進し、戦略的に支援するか、という点に的をしぼった改善を行った。この方針にしたがって、2005 年度～2006 年度に共通する重点領域の設定に当たっては、本学における優先事項とともに、科学技術基本計画における重点施策をはじめ、戦略的創造研究分野や革新性の高い研究分野など、社会の要請と国の中心政策の動向を睨みつつ、より戦略的に設定された。これら制度としての

基本的な性格と仕組みが、外部の競争的研究資金の獲得への大きな原動力となっている。これまでの実績でも、2004 年度に採択された「法科大学院におけるリーガル・サービスの提供」を足がかりとして法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（法科大学院等ＧＰ）に、「教育における知の集積と活用」を基礎として e-Leraning をテーマとする現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代ＧＰ）に、そして「大学教育における学校インターンシップの意義と課題」が特色ある大学教育支援プログラム（特色ＧＰ）にそれぞれ採択された。また、本学が 2004 年度にノード校として拠点の選定を受けたスーパーＳＩＮＥＴの超高速学術ネットワーク環境を駆使した研究を推進する新たな研究組織も構築されつつある。

今後この制度が、さらに大型の外部の競争的資金を獲得するという機能を発揮できるよう、研究期間の複数年度化と１件あたりの予算配分及び予算総額について、大学執行部及び研究助成委員会において検討し、2006 年度までに改革提案を行う。

④学部共同研究費の抜本的改革と新制度への移行

当該研究費の発祥は、当時の研究者の給与上昇分に見合うものとして各学部に割り当てられた研究費であったため、競争的な学内資金としての厳格な取扱いに改革することが懸案ではあるものの、学内的な議論が進展しなかった。しかしながら、外部の競争的研究資金を獲得し、いかにその成果を社会に還元するかということが重要な命題となった今日、学長のリーダーシップのもと、2003 年度に抜本的な制度改革を行い新制度への移行を断行した。すなわち本研究費については、一部の学部を除き、同一学部等内での共同研究の組織化という使命を終えたと判断し、当該年間予算 2,700 万円を活用し、外部の競争的研究資金（科学研究費補助金）の申請と獲得を支援し奨励するものとして、「科学研究費申請奨励研究費」制度を発足させた。現在、社会学部を除くすべての学部等が新制度に移行している。その結果、学部共同研究費としての予算は、社会学部@30 万円×4 名×2 研究班で、年間 240 万円を残すのみとなり、これによって生まれた新しい制度は、後述のとおり、科学研究費補助金の申請数と採択数、採択金額の向上に、少なからず貢献している。

⑤私立大学学術研究高度化推進事業関係

先端分野における大型のプロジェクト研究を推進するための基盤整備と拠点形成を促進する上では、これまで教学と法人の良好かつ円滑な連携関係が、すぐれた全学調整機能を果たしてきたといえる。しかしながら研究施設に充てる校地や事業経費は無限ではない。今後、学長の強力なリーダーシップのもと、推進すべき研究分野に対する戦略的なプライオリティの明示と、今以上に精緻な学内選考の仕組みを確立することで、世界水準の競争的かつ大型の外部資金を獲得するための「学内外の研究力を結集させた拠点」の形成を図りたい。この点に関しては、今年度から経営と教学の一体化と意思決定の迅速化のために導入された中長期戦略構想策定体制が、2006 年度の事業構想の申請段階からこの機能を発揮することとなる。さらに、これら大型の研究組織として基盤整備され、先端分野で頭角をあらわした各研究拠点間を連携・融合し、より大型で世界水準の研究成果を期待される外部資金へと飛翔するための総合的な企画と戦略は、後述する新たな研究支援体制が担うこととなる。

また、大型の研究組織の強化と若手人材の育成の早期化の観点からは、①大学院博士課程前期課程に在籍する学生を研究（補助）者としての処遇するための任用形態の創設、②大学院博士課程後期課程に在籍する学生を学外から受け入れることを制度化する施策等の検討に着手する。

イ　競争的な研究環境創出のための措置

（科学研究費補助金及び研究助成団体などへの研究助成金の申請とその採択の状況）

【現状の説明】

わが国の学術研究の基盤を形成する最も基幹的な研究経費とされている科学研究費補助金における本学の状況は、図Ⅰ-6-10 のグラフに示すとおり、申請、採択、交付金額ともに近年右肩上がりで上昇傾向にある。交付金額でみても、医学部等多額の交付が見込める大学を含むすべての４年制私立大学でも常に上位（2002 年度 18 位、2003 年度 11 位、2004 年度 12 位、速報では 2005 年度は 9 位）に位置しており、特別研究員奨

励費を含めた実質的な交付金額の総額では、2004 年度以降、3 億円を突破している。各学部等の執行部における外部の研究資金獲得の促進と、学長のリーダーシップによるさまざまな制度的・組織的な支援体制の拡充という取り組みの効果が、これら増加傾向を示す数値として顕著に表れてきていると言える。

図Ⅰ-6-10　本学における過去5年間の応募・内定状況の推移

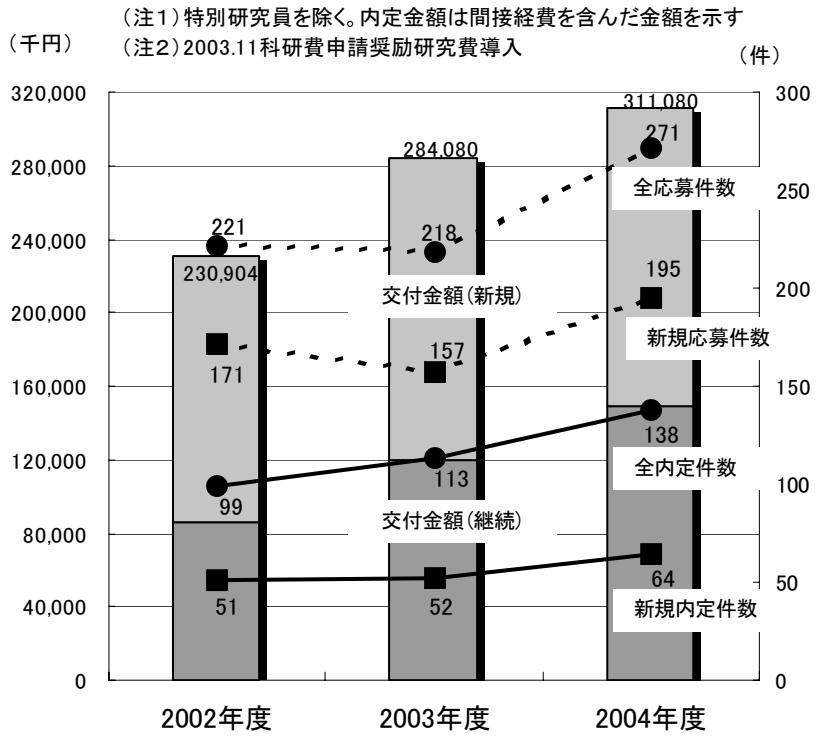

（注）転出者・転入者を再整理した実質的な件数と受け入れ金額を示す。

また、ＮＥＤＯや科学技術振興財団をはじめとする特殊法人が募集する各種の研究事業や経済産業省所管のコンソーシアム事業等への申請の状況は、2002 年度 16 件、2003 年度 7 件、2004 年度 11 件といった状況であるが、採択数は毎年 1～2 件程度にとどまっている。こうした状況を打開するものとして、2003 年度から環境問題・省エネルギー分野で大きく注目を集めている外部との共同研究が、2005 年度から経済産業省がバックアップするナショナルプロジェクトとして立ち上がり、産業界を中心に、世界水準の大きな成果が期待されていることを特筆しておきたい。

なお、各種団体等が主催する研究助成事業については、これまで工学部中心に偏っていた申請が、近年社会科学系の学部や文理総合系の学部からのチャレンジも徐々に増加してきている。

さらに、2004 年度から、学長のリーダーシップにより、研究の発信拠点としての大学の任務をさらに積極的に推し進めることを目的として、「研究プロジェクトユニット」を創設した。これは、研究目標を共有する若干名の研究者によって大学の認可のもとに立ち上げ、最長５年という時限を切って成果を公表し、原則として外部資金による、競争的な研究環境のなかで研究成果を錬磨していくという特徴をもった時限的な研究組織である。本学の研究教育の進展を加速し、学外研究資金等により、学際的もしくは先端的な研究を推進し、又は社会の要請に応える新たな教育内容・教育方法を開発することをねらいとする「流動的」「時限的」な研究部門ともいえる。

ユニットリーダーを含む 4 名以上の学内専任教育職員をコアメンバーとして、学外共同研究者、調査研究補助員等を加えて構成する。設置申請の認可は学長コーナーが行い、毎年度、年次計画書と研究報告書を求め、期間内に外部資金等が得られない場合にはこれを廃止させる。創設当初から活発な設置認可の申請があり、外部資金調達の目処などを中心とした適否審査の結果、設立から 2 年目を迎える 2005 年 5 月現在、7

件の設置実績がある。既にこれらの中から、2004 年度の現代ＧＰ（e-Learning)と 2005 年度私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア推進事業）において、各１件の採択実績が生まれている。

表Ⅰ-6-11　研究プロジェクトユニット一覧

2004 年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
ＣＥＡＳ研究プロジェクトユニット	5	2004.10.29～2007.3.31
国際ライフサイクルサイエンス研究プロジェクトユニット	11（5）	2004.10.29～2008.9.30
人間活動理論研究プロジェクトユニット	9（3）	2004.12. 1～2008.3.31
グローバルな視点に立ったＩＣＴ支援プロジェクトユニット	5	2004.12. 1～2009.12.1

2005 年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
エリア・ソーシャルキャピタル（ＡＳＣ）研究プロジェクトユニット	6	2005. 4.18～2010. 3.31
エジプト文化・文化財研究プロジェクトユニット	8（4）	2005. 5.31～2010. 3.31
ソシオン研究プロジェクトユニット	6（2）	2005. 5.31～2008. 3.31

（注）研究員数欄の（　）内は学外共同研究者を内数で示す。

【点検・評価】

〈長所〉

本学では、1995 年度に設置した研究助成課において、科学研究費補助金および研究助成団体などへの研究費の申請支援と採択後の諸手続き等の事務支援を担わせている。こうした研究助成・研究支援を専従的に行う事務部門の設置によって、科学研究費補助金等における制度改正や取り扱い基準等の変更にいち早く対応し、学内における取り扱いに反映させるとともに、研究者に最新の情報を提供することが可能となっている。また、申請書類の事前チェックや全学的なとりまとめによる正確で効率的な申請を行う上でのサポート機能も発揮している。

〈問題点〉

①科学研究費補助金の申請数をさらに伸ばすための取り組み

さらに採択実績を上げるには、第一に、申請数、申請率を伸ばす必要がある。この意味では、2003 年度に導入した科学研究費申請奨励研究費が一定の成果を上げていることがうかがえる。しかしながら、学部等別に申請率を比べた場合、いくつかの学部ではまだまだ十分とはいえない。学長のリーダーシップによる各種の制度改革と支援体制の整備に呼応する形で、学部長等、教授会組織のリーダーの強力な働きかけによって、より一層の申請への取り組みを促進していく必要がある。

②より質の高い申請を増やすための取り組み

採択率の向上を図るには、科学研究費補助金をはじめとする外部の競争的資金制度における申請書類の訴求力を高める上で有効かつきめ細かなサポート体制を充実することも課題である。

③大型の外部の競争的資金を獲得

大型の外部の競争的資金を獲得する上では、学内に多くの研究シーズを発掘し、可能性のあるものを選択してインキュベートし、これらを重層的な共同研究グループとして組織化するための仕組みと、専従的かつ組織的に支援していくためのシステムをさらに充実させていく必要がある。また、こうした一連の取り組みに対するなお一層の教員の意識改革を行い、外部の競争的資金獲得のための全学的なモチベーションを高めるための仕組みが必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

①既存制度のスクラップ・アンド・ビルドによる外部資金獲得を奨励する制度の創出

前述のとおり、2003 年度から学部共同研究費を抜本的に見直し、科学研究費補助金の申請数・採択数の向上を奨励するための研究費「科学研究費申請奨励研究費」への移行を果たした。導入年度及びその翌年度の科学研究費補助金への応募数と採択数、交付金額はいずれも上昇し、所期の成果を上げていることがうかがえる。この制度の効用はそれだけではなく、新規の申請者の掘り起こしがなされているという点でも、大きな効果を発揮していると言える。ただし、導入当初から 2006 年度に制度を見直すことが規程上うたわれ

ているため、実績に基づく応募率と採択率等に関する有効度を検証し、2007 年度から改善または新たな制度への転換を図る。

②学内研究費制度の目的の再定義と教員の意識改革

学内研究費を競争的環境の創出にシフトし、教員の意識改革を促進するため、重点領域研究助成制度については 2005 年度の募集から、学術研究助成基金による助成制度でも 2006 年度の募集から、「本研究の進展または成果によって、科学研究費補助金をはじめとする外部の競争的資金等に積極的に申請すること」を応募条件に加え、外部資金獲得を促進するための足がかりとなるものとして明確に位置づけた。今後、両制度によって培われた研究組織ないし研究成果による外部資金各制度への申請と採否結果の相関を調査し、その効果を測定していくこととなる。

③申請技術の練磨の場としての学内研究費制度

重点領域研究助成制度及び学術研究助成基金の制度では、確固としたポリシーに基づき合理的に整備された課題評価・審査システムに基づき、厳正に採否が決定されていることは先に述べた。このシステムによってもたらされた精緻な審査結果をもって、2006 年度の募集からは、不採択者への審査結果のフィードバックを開始する。開示する項目は、単に得点に関するものだけでなく、どこが良くどこが不足しているのかといった具体的な着眼点や審査項目にも言及される。これによって両制度には、競争的環境における共同研究組織等の構想力を涵養し訴求力を高めるための申請技術を練磨するという機能をより明確に付加したこととなる。

④研究支援体制の抜本的改革

本学では、従来の学部事務室等における庶務事項を中心とした研究者支援に加え、1995 年度には研究支援を専従的に担う事務組織として研究助成課を設置し、科学研究費補助金の制度変更への対応と学内啓蒙、各種の申請支援から採択後における予算執行事務等を、また、研究助成委員会の運営を含む学内研究費の運用全般を所管させてきた。しかしながら、各研究費の申請書類の点検やとりまとめ、機関経理上発生する支出手続や頻繁に発生する外部資金における制度改革等への対応に年々比重が高まり、外部資金獲得のためのダイナミックな戦略構想や、全学の研究シーズから将来有望な研究プロジェクトを組織化するといった機能と権限を有していない。また、獲得した大型の外部資金によるプロジェクト運営に伴う事務を担う部局を一元化し、高効率かつ質の高い支援を行うことも喫緊の課題となっている。そこで、既に設置されている社会連携推進本部（産学官連携・知財センター）や、2006 年度に予定されている学部等事務室の統合をはじめとする教務センター構想と機を合わせて、現在、研究支援センター（仮称）の設置を急いでいる。

（2）研究活動

【現状の説明】

ア　研究活動の状況

本学専任教員の研究活動は、個人での研究、学内共同研究、学外各機関との共同研究、受託研究等、国内外を問わず多岐に渡っている。

その成果の公表は、具体的には、著書、論文（学会誌、学内紀要等）、学会発表等が挙げられる。なお、詳細については、第Ⅱ編各学部等の該当項目を参照願いたい。

イ　研究活動の公開

大学が社会に果たす役割は大きく、また、その重要性も広く認識されるところとなってきた。教員や大学機関の研究成果を広く情報発信することは、関西大学に対する社会的評価を高める上で、極めて重要な課題である。

グローバル化に特徴付けられる社会における情報化の進展により、「知」の創造と伝達の方法が大きく変

わってきた。「伝達」については、インターネットの普及により、従来では考えられなかった広い範囲に即時的に情報を伝達することが可能となった。

大学における知の創造の産物である研究成果を、学外に「伝達」する方法も大きく変えることが可能であり、学外との研究協力も促進できる可能性がある。

本学では、2001 年７月末から「学術情報」をインターネット上で公開するため、「関西大学学術情報データベース」を導入・運用している。

【点検・評価】

大学基礎データ表 28 に示すように、工学部を中心に産官学連携による共同研究や受託研究を積極的に行っていることは評価できよう。また、先端科学技術推進機構の中に置かれていた「産学連携センター」が、2005 年 4 月の社会連携推進本部発足に伴い、「産学官連携・知財センター」として改組・拡充された。これに伴い、従来の工学部を中心とした産官学連携が他学部・機関に大きく拡がることが期待できる。

学術情報データベースによる研究成果の公開については、現在 90%以上の教員が公開しているが、諸般の事情により、公開していない場合がある。可能な限り 100%に近づけるよう努力しているところである。

(3) 研究所(室)

ア　東西学術研究所

【現状の説明】

（ア）理念・目的等

東西学術研究所は、1951 年に、東西両洋文化の学術研究、殊に比較研究を行い、世界文化の融合に貢献することを目的として、本学最初の研究所として設立された。

当初は、2 つの基本的な研究テーマが設定されていたが、2003 年度からは、それぞれの研究班を独立させて 5 研究班を構成し、さらに現在では、4 部門 8 研究班に拡充されている。

文明・文化の在りようと相互関係が不透明な様相をみせる今日的状況において,アジアに軸足をおきながら広く世界の諸文化および文化交流の比較研究を実践してきた関西大学東西学術研究所の役割は極めて重要であるといえる。そこで、改めて研究機関としてのレゾンデートルと研究発信能力が問われていることをふまえて、研究拠点としての役割、新領域の開拓と研究発信能力・機能の強化、共同研究機関としての研究テーマ・研究組織・研究成果公表システム等について新たな体制を構築し、それぞれの課題に精力的に取り組んでいる。

（イ）研究活動

研究班編成については、研究班・研究員の固定化を避けるため、2005 年度から学内公募とし、全学に呼びかけ、新たに 4 部門 8 研究班を立ち上げた。(表 1 参照)

第 1 研究部門（日本）には、大阪・長崎研究班（共同テーマ：江戸ー明治期、長崎における日中交流）と日本美術工芸研究班（共同テーマ：日本を中心とする東西の図像学）とがあり、前者は、故大庭脩名誉教授が編著した『長崎唐人屋敷の復元』の出版を通じて広がった現地長崎の研究者との交流を前提に、長崎と大阪の双方向で、日中の交流ルートの解明をするところに特色がある。後者は、従来の日本美術工芸の研究は、「大陸の影響」という観点に絞られてきた観があるが、こうした影響関係に止まらず、アジアの中の図像学という大きな視野で研究する。

第 2 研究部門（アジア）には、日中交渉史（共同テーマ：中国文化の伝播と変容）と思想・儀礼研究班（共同テーマ：東アジアにおける儒教儀礼の研究）とがあり、前者の特色は、日中文化交渉を総体として扱うのではなく、中国文化が本来持っていた地域性や、文化内容による特殊性を配慮しつつ、いくつかの局面に切り分けて探求する点にある。後者は、儒教儀礼の研究を礼学・礼制の分野に焦点をあて、中国・台湾・

日本・韓国などの諸地域にわたる総合的学芸としての儒教思想の性格を幅広い視点から解明する。

第３研究部門（比較文化）には、比較文化研究班（共同テーマ：システムとしての文化の比較研究）と世界習俗研究班（共同テーマ：「通過儀礼」比較研究）があり、前者は、アジアやアフリカに到達したヨーロッパ人との接触による変化を、広義のシステムとしての文化としてとらえ、その比較研究を歴史地理学、イギリス法制史、アフリカ社会経済史、文化地理学、地図学を専門分野とする研究者で研究班を構成して、学際的に解明することを目的とする。後者は、文化に影響力をもつ文化と自然の二元的思考モデルを基盤として、世界各地の人間の「通過儀礼」を比較し、その特色を明らかにする。

第４研究部門（言語・思想）には、言語接触・語彙交流研究班（共同テーマ：近代における中・日・欧の言語接触と語彙交流に関する研究）と文学と異文化接触研究班（共同テーマ：文学における異文化接触―衝突・融合・共生の諸形態）とがあり、前者は、ヨーロッパ・中国・日本という文化・文明の移動という観点から漢字文化圏の近代新漢語について、その発生、伝播、交流、定着の全過程を考察するものである。後者は、各国の文学にみられる異文化接触の実態を考察し、その形態・特質・意義を明らかにし、地理的、時間的に広範囲に及ぶ各国の文学作品に見られる異文化接触による衝突・融合・共生の諸形態について研究する。

研究期間は１期２年とし、構成研究員の交代が行われる。新しい研究テーマは各部門の幹事で構成される幹事会で決定され、テーマにふさわしい研空員を広い視野に立って求める努力がなされている。研究員の資格や任期、研究成果の発表などについても十分に配慮しつつ運営されている。また、グローバルな視野に立った、質の高い共同研究を行うため、学外および海外の学者も委嘱研究員として参画する道を開いている。因みに 2005 年度の委嘱研究員は、海外を含めて６名である。

表Ⅰ-6-12（2005･2006 年度）

部　門	研究班名	研究員数	部　門	研究班名	研究員数
第１研究部門（日本）	大阪・長崎研究班	４名	第３研究部門（比較文化）	比較文化研究班	５名
	日本美術工芸研究班	３名		世界習俗研究班	５名
第２研究部門（アジア）	日中交渉史研究班	５名	第４研究部門（言語・思想）	言語接触・語彙交流研究班	４名
	思想・儀礼研究班	４名		文学と異文化接触研究班	４名

研究活動は、「研究計画書」に従って行われ、各研究員は研究班ごとの研究会での成果発表や、研究所全体の例会において発表し、論文を毎年刊行される『紀要』に掲載している。

当研究所主催の主に研究例会（2003 年度９回、2004 年度８回、表Ⅰ-6-13 参照）、特別講演会（2003 年度６回、2004 年度３回、表Ⅰ-6-14 参照）、特別研究会、研究座談会をすべて併せると、平均して月１回以上開催されていることになる。研究例会では、ほぼ毎年 10 名以上の研究員の報告が行われる。2003 年度は、20 名が、2004 年度には、15 名の研究員が発表した。研究例会以外はほとんどの場合、外国の研究者を招いて開催され、学外の研究者だけでなく、ホームページにて、関連分野に興味をもつ一般市民にも呼びかけ、参加を促している。

さらに、海外の研究者との交流を精力的に行い、研究者の受け入れや、研究機関同士の連携を進めるべく、2001 年度ではあるが、東西学術研究所創立 50 周年記念として、海外から 16 名を招いて、国際シンポジウム（表Ⅰ-6-15 参照）を開催し、また外国の大学との共同セミナーが行われ、成果が海外へも発信されていることは評価に値しよう。また、各研究員が海外の国際学会に出席、発表するなど内外に成果を知らしめ、本研究所の本来の研究目的に適した活動を進めている。

表Ⅰ-6-13　研究例会

2003年度

回	開催日	研究班	テーマ	発表者
1	5.23（金）	神秘主義	「熊十力―仏教哲学の中国的止揚」	文学部教授　吾妻　重二
2	6.13（金）	異文化受容	総合テーマ： 「近代文学における異文化受容の形 （1）：中国・グアテマラ・イギリス・日本」	
			パネル： 1）「中国新文学時期のキリスト教」	文学部教授　萩野　脩二
			2）「カリーリョの日本観」	外国語教育研究機構教授　平田　　渡
			3）「ウェストンが見た日本の風景美」	文学部助教授　マーク・フレドリック・メリ
			レスポンデント：	文学部教授　井上　泰山
3	7. 4（金）	歴　　史	1）「日本古代の青馬節会」	文学部教授　西本　昌弘
			2）「藤田豊八と中国史学 ―日中学術交流史への省察―」	文学部助教授　藤田　高夫
			3）「蘇東坡の画論」	大学院博士課程学生(準研究員)河村晃太郎
4	7.18（金）	言　　語	総合テーマ：「漢訳聖書における 訳語問題（Term Question）」	文学部教授　内田　慶市
			コメンテーター： 1）「『遐邇貫珍』における God の翻訳」	外国語教育研究機構教授　沈　　国威
			2）「聖書中国語訳における Term　question」	奈良女子大学(委嘱研究員)　鈴木　広光
5	10. 3（金）	文化交渉史	1）「ケムブリッジ大学図書館所蔵イーリ小修道院文書」	文学部教授　朝治　啓三
			2）「『帝国』と地図制作（1） ―18・19 世紀英領インド（予察）―」	文学部教授　野間　晴雄
6	10.17（金）	歴　　史	1）「清末の中国と日本間の汽船定期航路 ―明治期日本最初の海外定期航路―」	文学部教授　松浦　　章
			2）「文運東漸期における東西の読本」	文学部教授　山本　　卓
			3）「金の民族と官制-尚書六部の事例をもとに-」	大学院博士課程学生(準研究員)西尾　尚也
7	12. 5（金）	歴　　史	1）「狩野永岳の真贋と作者特定」	文学部教授　中谷　伸生
			2）「絵画史に於ける中国と日本」	文学部教授　山岡　泰造
8	2004.1.30(金)	文化交渉史	1）「明治初年に大阪城址に設置された近代的諸施設について」	工学部専任講師　橋寺　知子
			2）「史料としてのイスラーム法廷文書 ー19～20 世紀初頭 中央アジアの場合―」	京都外国語大学(委嘱研究員)堀川　　徹
9	2004.3.12(金)	異文化受容	「三国物語の変遷 ～清代の抄本を手掛かりとして～」	文学部教授　井上　泰山

2004年度

回	開催日	研究班	テーマ	発表者
1	5.28（金）	神 秘 主 義	1）現象学における弁証法概念の展開 ―比較研究のための一視点―	文学部教授 三村　尚彦
			2）真諦三蔵の著作の特徴 ―中印文化交渉の例として	委嘱研究員 船山　　徹
2	6.25（金）	歴　　史	1）日本統治時代台湾と清朝中国との帆船航運	文学部教授 松浦　　章
			2）平安初期の灌頂儀礼	文学部教授 西本 昌弘
3	7.23（金）	文化交渉史	1）台湾先住（「原住」）民族と基層的農耕文化 ―現地調査から―	文学部教授　橋本 征治
			2）タイ近代化の覚醒と地図整備	文学部教授 野間　晴雄
4	10.29(金)	異文化受容	1）冰心について	文学部教授　萩野 脩二
			2）グリグリーヤ新抄について	外国語教育研究機構教授　平田　　渡
5	11.19(金)	言　　語	1）『乾坤体義』から『寰有詮』へ	社会学部　教授　橋本　敬造
6	12.10(金)	歴史	1）日中文化交渉史研究の将来－近代学術交流史から比較中国学へ―	文学部教授　藤田 高夫
			2）池大雅と東洋の点描技法	文学部教授　中谷 伸生
7	2005.1.14(金)	異文化受容	1）宋代「話本」と「風流文学」 ～『六十家小説』所収「死体を取り違える話」を手掛かりとして～	文学部教授　井上 泰山
			2）Ancrene Wisse の原作言語について	外国語教育研究機構教授　和田　葉子

回	開催日	研究班	テーマ	発表者
8	2005.3.11(金)	文化交渉史	1)『キターブ・バフリエ』に見えるポルトガルのインド航路開拓	文学部教授　新谷 英治
			2)ステイン・ハンドレッドの在地領主の相続	文学部教授　朝治 啓三

表Ⅰ-6-14　特別講演会

2003 年度

開催日	テーマ	発表者	会　場
4.18（金）	「アンコール遺跡の保存協力と世界建築史の夢」 工学部建築学科主催 東西学術研究所・博物館共催	早稲田大学理工学部 教授　　中川　　武	工学部　共同講義室
5.23（金）	「中国現代哲学と新儒家の論理」	中国　武漢大学人文学院 院長　　郭　斉　勇	東西学術研究所会議室
6.14（土）	「出土簡帛と中国経学」	中国　武漢大学人文学院 院長　　郭　斉　勇	東西学術研究所会議室
9. 8（月）	「アングロ・ノルマン王国の理念」	イギリス グラスゴウ大学教授 デイヴィッド・ベイツ	東西学術研究所会議室
10. 2（木）	「フッサールとハイデガーにおける 本来的時間の現象学」	ドイツ ヴッパタール大学名誉教授 クラウス・ヘルト （2003 年度招聘講演者） ◇原稿翻訳： 文学部助教授　三村　尚彦 ◇通訳及びｺﾒﾝﾃｰﾀｰ: 京都大学大学院教授　小川　侃	図書館ホール
11. 8（土）	“What is RP ?: a history of English pronunciation and its social background”	ポーランド ｱﾀﾞﾑ・ﾐｷｰｳﾞｨﾁ大学教授 ヤチェック･フィシアック ◇通訳 志學館大学助教授 中安　美奈子	図書館ホール

2004年度

開催日	テーマ	発表者	会　場
11.19（金）	中国農民教育の現状と発展方向	中国　中央教育科学研究所 李　水山	東西学術研究所会議室
11.19（金）	中国新地図集	イタリア　ローマ大学 教授　Federico Masini	東西学術研究所会議室
2005.1.14(金)	章学誠の新評価 ―「言公篇」と中国古代学術の研究	台湾　中央研究院　王 汎 森	東西学術研究所会議室

表Ⅰ-6-15　国際シンポジウム（「関西大学国際交流助成基金」による助成、「泊薗記念会」後援）

メインテーマ　『東と西の文化交流』

開催日	ｾｯｼｮﾝ	テ　ー　マ	ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ・発表者	会　場
10.24	A	江戸の漢学・明治の漢学	大　庭　　脩 長谷川　雅　樹 岸　田　知　子 Margaret MEHL 高　橋　章　則 日　野　龍　夫	尚文館 生涯学習講義室
10.25 ∫ 10.26	B	異文化交流 ―（東アジアの世界）―	藤　善　眞　澄 松　浦　　章 朴　　宗　基 高　橋　隆　博 王　　勇 王　　宝　平 韓　　昇 Charlotte von VERSCHUER Edward SHULTZ Robert BORGEN 村　井　康　彦 笠　谷　和比古 東　野　治　之 長　森　美　信	尚文館 特別会議室

開催日	ｾｯｼｮﾝ	テ　ー　マ	ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ・発表者	会　場
10.25	C-1	東西の言語・文化の交流	和　田　葉　子 Wai-Lim YIP 安　川　　昱 Willy VANDE WALLE Patorick O'NEILL David DUMVILLE	尚文館 ５０１教室
10.26	C-2		内　田　慶　市 沈　　国　威 木　津　祐　子 王　　揚　　宗 荒　川　清　秀 八　耳　俊　文 鄒　　嘉　　彦	
10.25 ∫ 10.26	D	「自然・風土・人間―異文化理解のために―」	井　上　克　人 木　岡　伸　夫 香　西　克　彦 Augustin BERQUE 久　保　陽　一 梶　谷　真　司 小　川　　侃 Kah Kyung CHO Mark MELI 田　中　久　文 坂　本　悠貴雄 小　田　淑　子 中　村　生　雄 坂　出　祥　伸	尚文館 ５０８教室

各研究班の研究成果は、『研究叢刊』、『訳注シリーズ』、『資料集刊』、『索引シリーズ』、『国際共同研究シリーズ』という形で、関西大学出版部から単行本として出版、市販されている。2003 年度は、研究叢刊を 2 冊、資料集刊を 3 冊、訳注シリーズを 1 冊、また創立 50 周年記念の『国際シンポジウム'01 報告書』を刊行し、2004 年度には、研究叢刊を 2 冊、訳注シリーズを 1 冊刊行した（表Ⅰ-6-16 参照)。これに加えて、年 1 回発行の『東西学術研究所紀要』には研究員の研究成果および特別講演会等の講演記録が発表され、研究例会、特別講演会等での発表の要旨は年 2 回発行のニューズレター『東西学術研究所々報』に掲載されている。

表Ⅰ-6-16　研究成果

2003 年度

シ リ ー ズ 名	書　　名	頁 数	編・著・訳者
東西学術研究所研究叢刊 23	琉球の都市と村落	393	文学部教授　　高橋　誠一
東西学術研究所研究叢刊 24	『遐邇貫珍』の研究	720	文学部教授　　松浦　　章 内田　慶市 外国語教育研究機構教授 沈　　国威
東西学術研究所資料集刊 9-6	長崎唐館図集成―近世日中交渉史料集―	242	名誉教授　　故　大庭　　脩 神戸市立博物館　成澤　勝嗣 工学部教授　　永井　規男 文学部教授　　藪田　　貫
東西学術研究所資料集刊 24-1	薛允升　唐明律合刻稿本　上	1060	委嘱研究員　　奥村　郁三
東西学術研究所資料集刊 24-2	薛允升　唐明律合刻稿本　下	847	委嘱研究員　　奥村　郁三
東西学術研究所訳注ｼﾘｰｽﾞ 9	熊十力『新唯識論』	320	文学部教授　　吾妻　重二

2004 年度

シリーズ名	書　名	頁数	編・著・訳者
東西学術研究所研究叢刊 25	清代上海沙船航運業史の研究	565	文学部教授　　松浦　　章
東西学術研究所 国際共同研究シリーズ　5	The Low Countries: a Crossroads in the Middle Ages and the Renaissance	116	外国語教育研究機構教授 和田　葉子
東西学術研究所研究叢刊 23	琉球の都市と村落　（第 2 刷）	393	文学部教授　　高橋　誠一

また、外部資金の導入にも積極的であり、文部科学省の科学研究費は、2003・2004 年度には、各研究種目を併せて延べ 34 名の研究員が獲得した。とりわけ、2005 年度の学術フロンティア推進事業に「東アジアにおける文化情報の発信と受容」（アジア文化交流研究センター）が採択されたことは特筆される。もとより、東西学術研究所は、1951 年の設立以来、東西文化交流研究及び中国を中心とするアジア文化研究に重点をおいて、卓越した研究業績を蓄積してきた。この豊かな資産を継承し、かつ将来にわたって発展させていくために、東西学術研究所のエッセンスを切り出したのが、このアジア文化交流研究センターである。この研究センターには、言語文化研究班、思想・儀礼研究班、交流環境研究班の三つの研究班が置かれている。これらは、別個に活動するのではなく、いわばプリズムの三つの面のように、一体となってアジア文化交流のさまざまな姿を解析していくことを目指す。このことは、研究体制の充実と活性化をはかる大きな原動力となろう。

（ウ）教育活動に果たす役割

学内の教育活動に果たす役割としては、従来、本学大学院博士課程後期課程に在籍する大学院生に、研究者としての自覚を促し、本学における研究活動に資するため、当研究所の共同研究に参加させていたが、より本格的に「研究者」養成という当研究所の役割を一層明確化するため、2003 年度から名称を「準研究員」とし、大学院から公募するというシステムを導入した。準研究員とは、大学院博士課程後期課程に在籍する大学院学生の中から、副学長（大学院・研究推進担当） が所定の手続により推薦した者で、東西学術研究所長が研究活動に参加することを許可した者のことである。研究期間は原則として１年間とするもので、１年を限度に延長を許可することができる。準研究員は、研究員の指導のもとに研究に従事し、研究班の研究活動に参加する。大学院教育の充実という立場から、この制度をより充実させるべく積極的な取り組みが望まれる。

（エ）社会貢献

社会への貢献としては、1961 年に設立された「泊園記念会」と共催で、毎年「泊園記念講座」が 3 日連続で開講されており、広く一般市民に研究成果を還元している。これは、近世大阪の漢学塾として有名であった藤澤家の家塾「泊園書院」の蔵書二万余冊が、関西大学へ寄贈されたことを記念し、かつ、泊園書院の学統を新しい形で継承・発展させていくことを目的とし 1961 年から開講している。この講座は、現今の研究成果を多数の市民の方々に披露したいと考え、大阪府立文化情報センターとの共催により、当センターにおいて開かれ、毎年多くの受講者を集めている。講演者については、学内のみならず学外からも広く関係分野の学者をも招いている。2003 年度・2004 年度の講演題目と出席者数は表Ⅰ-6-17 のとおりである。また、2003 年度には法学研究所との連携公開講座を開催し、多分野にも活動を広げた（表Ⅰ-6-18 参照）。

表Ⅰ-6-17　泊園記念講座

2003 年度　総合テーマ「東と西 その七」

回	開催日	演　題	講　師	参加者数	会　場
1	11.17(月)	中国史料より見た長崎貿易	文学部教授　松浦　章	102	大阪府立文化情報センターさいかくホール
2	11.18(火)	きれいな木簡　汚い木簡	京都大学名誉教授　永田　英正	94	
3	11.19(水)	遣唐使余話	文学部教授　藤善　眞澄	113	

2004 年度　総合テーマ「東と西 その八」

回	開催日	演　題	講　師	参加者数	会　場
1	11.15(月)	古代エジプトの死後の世界 ーサッカラの貴婦人イドゥートのマスタバ墓からー	文学部教授　吹田　浩	116	大阪府立文化情報センターさいかくホール
2	11.16(火)	インド古代文化と日本への影響	文学部教授　米田　文孝	106	
3	11.17(水)	夏王朝の成立	京都大学人文科学研究所 助教授　岡村　秀典	126	

表Ⅰ-6-18　2003 年度　法学研究所・東西学術研究所連携公開講座

開催日	演　　題	講　　師	参加者数	会　場
11.6（木）	全体テーマ 『東西の出会い、緊張、そして融合 ーイスラームの『平和』とイラクー』 「イラク戦後の占領統治の諸問題」 「西アジア、イスラーム、そして『イラク』」	アジア経済研究所 地域研究センター参事　酒井　啓子 文学部教授　　新谷　英治 パネリスト： 総合研究大学院大学 ウリケル・Ｂ・ボアチ コーディネータ： 法学部教授　森本　哲郎	96	尚文館 生涯学習室

【点検・評価】

本研究所の組織改革と研究機能の強化策として講じたことは、、下記のような点が挙げられる。

①　研究班・研究員の公募制を実施し、研究員の固定化の回避策を講じたこと。

②　幹事会を設け、研究班選定の透明性を図ったこと。

③　学問研究の充実に資するため、大学院博士課程後期課程在籍学生を対象に準研究員制度を設けたこと。

④　「アジア文化交流研究センター」を立ち上げ、研究拠点として、研究発信能力、機能の一層の強化を図ったこと。

以上の点をふまえて、今後は、開かれた研究機関として、国内外の研究機関との連携や、一層の社会貢献を目指して、その方策をさぐる必要がある。

また、本研究所に所属する研究員はすべて教育職兼任であり、在外研究員や国内研究員、研修員が研究所に所属して研究に従事する例はみられるものの、専任の研究員不在という従来からの指摘に対する適切な解決策が現在のところ講じられていない。早急な解決は困難であろうが、研究の活性化と高度な研究活動の展開を図るために、実績のある研究者若干名を専任研究員として迎えることも視野に入れて検討しなければならない。

今後の研究所の展望として、今以上に外部資金を獲得して研究の活性化を図り、高度な研究活動の展開を推し進める。

なお、2006 年 4 月から、文科系の３研究所（東西学術研究所、経済・政治研究所・法学研究所）は、一同に「児島惟謙館」が研究拠点となる。

イ　経済・政治研究所

関西大学経済・政治研究所規程（以下「研究所規程」という。）第２条に「研究所は、経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする」と定められている。この目的に沿って、時代の変化に応じて組織を改革し、研究テーマを定めて、研究活動を行っている。研究所は産・官・学の連携を基軸に置いた共同研究の推進に加え、学外評価を導入すべく、2000 年度から業界で著名な実務家５名を顧問に委嘱し、内部改革を積極的に進めている。2001 年には、研究所規程を改正し、国内外研究機関との連携・交流を推進し、事業内容も本学の教育理念「学の実化」に沿った社会貢献を推進できる方向に向かっている。

【現状の説明】

（ア）経済･政治研究所の概要

経済･政治研究所は、当時の学長岩崎卯一が母校コロンビア大学の研究活動をモデルに、法・文・経済・

商学部が参画する総合的・学際的な研究機関の必要性を提案し、1958 年４月に設置された。複数の学部教員からなる研究班（2005 年度では６研究班）をつくり、現代社会の動向を踏まえた研究テーマで学際的な共同研究を行っている。現代におけるグローバル化や社会の急激な変化に対応して、産業界・行政界・地域社会との連携を一層緊密にして、共同研究を拡大する方向で制度と運営方法を見直し、着実に研究成果を挙げている。2001 年度から、研究班の学内公募も始めている。

1962 年度から企業経営者、スペシャリスト、企業・行政関係者を対象とする「産業セミナー」を一年に３回６講演を開催し、通算で 2005 年度では第 167 回～第 169 回に至っている。1999 年度～2002 年度には、11 月開催の産業セミナーを社団法人大阪工業会との共催で行い、2003 年度以後は同セミナーを大阪商工会議所との共催で行っている。

また「開かれた大学」「生涯学習」の一環として、1980 年度から学生と社会人を対象とする「公開講座」を一年に７回、研究所主催で開催しており、2005 年度は第 161 回～第 167 回に至っている。このような仕方で、研究成果を広く社会に還元する社会貢献を果たしている。

研究班による研究成果は『研究双書』『調査と資料』の刊行物で公表され、研究所事業の全般的な活動内容は『研究所報』に記載されている。産業セミナーの講演記録は『産業セミナー年報』として公刊している。これらの研究所による刊行物リストや、公開事業の予定とその内容の情報は 1999 年度から研究所ホームページでも公開している。

文部科学省私立大学学術フロンティア推進事業「ソシオネットワーク戦略研究センター」（以下「RCSS」という。）は、情報技術の政策研究を先導し、金融業の IT 戦略で世界の最先端に立つことを目的として 2002 年に設立された。世界最高速の通信網「スーパーSINET」と 2004 年に直結され、スーパーSINET 推進協議会 GRID 研究部会に参加し、査読付学術誌『季刊政策分析』の編集局も置かれている。研究組織は３班構成（経済ネットワーク戦略班、企業ネットワーク戦略班、社会基盤ネットワーク戦略班）であるものの本質的には一体として運営されている。その成果は、Advanced Studies in Socionetwork Strategies (Springer)、ソシオネットワーク戦略研究叢書（多賀出版)、RCSS ディスカッションペーパーに収められている。

社会福祉、介護福祉、地域経済活性化などの社会問題に対して、情報技術を駆使した政策立案者を支援するためのメカニズムを提供するための研究開発を目的として、文部科学省私立大学社会連携研究推進事業「政策グリッドコンピューティング実験センター」（以下「PGLab」という。）が 2005 年度に発足した。

PGLab は経済・政治研究所を母体とした産学官連携の文理融合研究組織として、本学経済・総合情報・工学部のほか、大阪大学、九州大学、東京工業大学、吹田市、バイオグリッドセンター関西、富士通研究所で構成されている。また、既に情報技術の政策研究を先導してきた RCSS と連携して研究を進めていることも特徴である。RCSS センター長が PGLab 研究員として参加し、しばしば RCSS と PGLab の合同研究会を開催している。

（イ）経済・政治研究所と大学・大学院との関係

研究所設置当時の理念を中核に据え、その後の社会変化に対応して、研究所の具体的目標や研究活動のあり方を検討し、見直し、工夫して発展してきている。

まず長所であるが、本研究所研究員は複数の学部・機構等に所属する教員からなっており、学際的な共同研究は定着し、その傾向はさらに活性化しつつある。この点は、学内の研究所として学部間の交流を促進し、多彩な学問分野とその専門研究の知識を交換し、共有することに大いに貢献している(表Ⅰ-6-19 参照)。この交流は、各研究員個人の研究と教育にも好ましい影響を与えている。

大学院博士課程後期課程に在学する学生（以下「大学院生」という。）の研究者としての自覚を促し、関西大学における学問研究の充実に資するため、大学院から委託された学生を研究所の準研究員として受け入れており、2005 年度には社会学研究科の大学院生１名が関西活性化研究班において共同研究活動に参加している。

なお、RCSS は、「21 世紀 COE」申請の準備作業として、博士課程のみの大学院「関西大学ソシオネットワーク戦略研究院」の開設を目指したワーキンググループを設置している。

表Ⅰ-6-19　経済・政治研究所における学部別研究員数

2004 年度

学部等	法	文	経	商	社	総情	工	外機	法務	計	委嘱研究員	合計	研究班数
人数	1	2	6	12	7	2	0	0	0	30	9	39	6

2005 年度

学部等	法	文	経	商	社	総情	工	外機	法務	計	委嘱研究員	合計	研究班数
人数	2	2	6	10	8	1	0	0	0	28	10	38	6

現状での問題点を挙げれば、研究所の専任研究員は不在である。研究所の研究員の大半は本学教員による兼任研究員であり、従来からの研究教育に加え、最近の大学改組等で委員会等の学内行政を受け持つことが多く、各教員の負担が増加しつつある。兼任研究員のサバティカル・リーブはまったく実現しておらず、授業や委員会任務を軽減する措置さえとられていない。これらの問題点は研究所内部では解決できず、各学部や大学全体で、教員の研究活動、特に研究所の共同研究に参加しやすい環境実現に努力がなされることが望まれる。大学を取り巻く情勢を考えると、多くを望めないが、研究活動の推進を妨げる一因は学内諸業務の負担増にあることを否定できない。

RCSS 及び PGLab では、大学院生をリサーチ・アシスタント（RA）として採用する制度を始めているが、経済・政治研究所のその他の研究班活動では、まだ始まっていない。

（ウ）経済・政治研究所の組織と運営

研究所の組織と運営は研究所規程に定められている。所長をおき、協議機関である幹事会、審議決定機関である運営委員会、研究所委員会を設置している。各組織の役割等は以下のとおりである。

なお、産業・行政界及び地域社会との連携を緊密にし、第三者評価の視点からも、2000 年度に顧問５名を委嘱した。その後も毎年一度、研究所で顧問との懇談会を行って、研究内容、研究テーマ、研究班編成などに関する貴重な助言を受け、研究所の活動に活かしている。

ａ　所長

所長は法・経済・商・社会・総合情報の５学部から推薦された所長候補者を、所長候補者選考委員会の議を経て運営委員会で選考し、研究所委員会の承認を得て選考される。2004 年度から、所長が研究員を兼任できるように規程改正された。

ｂ　幹事会

幹事は法・経済・商・社会・総合情報の５学部及び法務研究科から１名ずつ選出される。幹事会は、研究所のビジョン等の戦略策定、調査や研究テーマの設定、研究班編成を検討する協議機関であり、運営委員会のメンバーとして運営に関わる。

ｃ　運営委員会

運営委員会は研究所規程第 11 条・第 12 条にその構成メンバーと、審議事項が定められており、研究所の審議決定機関である。

ｄ　研究所委員会

研究所規程第 13 条・第 14 条に定められたとおり、人事等に関する研究所の最高決定機関である。運営委員会の要請で臨時に開催することはできるが、年に２回程度の開催と、所長選挙の際に開催される。

ｅ　顧問

産業・行政界、地域社会との連携を促進し、第三者評価の導入という意義も考慮して、研究所規程第 15 条に顧問の選考と任期を規定し、2000 年度から業界で著名な実務家 5 名を顧問に委嘱している。顧問は所

長の試問に対して、意見を述べることができ、実際、研究テーマの選定等に貴重な助言を受けることができた。

（エ）経済・政治研究所の研究活動等

ａ　研究活動

研究所の研究活動は研究班を単位とする共同研究を基軸に行っている。2001 年の研究所規程改正により、研究班制度、研究員の資格、研究計画の提出と、研究期間終了後における成果の公表などに関する規定が明確にされ、研究活動を活性化するのに役立っている。

各研究班の活動は各班に運営がゆだねられている。本研究所の特筆すべき研究分野としては、たとえば、1987 年に始まった「大阪問題研究班」がある。その研究班のサブテーマを変え、研究員も交代するが、同じテーマを長期的に研究している。このテーマは地域社会固有の問題に焦点を当て、しかも、複数の学部から研究者が参加することで、多様な個別テーマと多彩な研究方法による共同研究の成果をあげている。この研究班は 2003 年に「関西活性化研究班」に発展改組されて、重点研究班に位置づけられている。最近の研究班の研究テーマには以下のものがある(表Ⅰ-6-20・21 参照)。

RCSS は、世界の情報学をリードする先端的研究者に加えて、内閣官房情報セキュリティ補佐官や内閣府「日本 21 世紀ビジョン」ワーキンググループ委員を務める実践的研究者も生み出した。経済ネットワーク戦略班は金融業におけるコンピュータソフトウェアの経済価値の計測に世界で初めて成功し、企業ネットワーク戦略班は経営データマイニングプラットフォーム MUSASHI の開発に成功し、社会基盤ネットワーク戦略班は世界初のインターネットサービスプロバイダの統計解析を行った。このような研究活動の展開により、2004 年の国際学会設立を経て、私立大学学術研究高度化推進委員会の中間審査にて評価「AA」を受けるに至った。

PGLab は「地域社会のニーズを的確に把握するための実態調査設計」「実態調査に基づく政策事前評価モデルの構築検証」「グリッド上での社会シミュレーション」という３つの研究を柱としており、理論と実践の両面から地域社会により現実的なシミュレーション環境を提示することを目標としている。グリッド上での社会シミュレーションは世界初の試みであり、新しいグリッドの利用形態として注目されている。また、スノーボール調査や計量経済学の分析方法を応用した実態調査を行い、シミュレーションの妥当性を示す。PGLab は 60 台規模の PC クラスタによるグリッド、20 台規模のデスクトップグリッドを所有しており、これらはシミュレーションの規模や想定する環境に応じてスーパーSINET や商用プロバイダによるネットワーク接続を変えられるため、スピード重視及びコスト重視の環境構築が容易に実現できる。これらの情報システムを駆使して、政策立案支援のための研究開発を進めている。

表Ⅰ-6-20　研究組織と研究年数

		研究員数	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
研究所研究班	多元的経済社会問題研究班	８名	④」	―	―	―
	人間・社会関係問題研究班	６名				
	大阪問題研究班	７名				
	情報管理研究班	７名				
	情報政治制度研究班	５名	③	④」	―	―
	国際ビジネス問題研究班	７名	②	③	④」	―
	ＩＴと産業研究班	７名	①	②	③	④」
	関西活性化研究班	８名	―	①	②	③
	企業と社会の制度転換研究班	５名				
	少子高齢化社会の総合政策研究班	５名				
	ビジネス・エシックス研究班	７名		―	①	②
	サスティナブル社会と公共政策研究班	７名			―	①
ソシオネットワーク戦略研究センター （　）はＰＤ・ＲＡで外数		22 名 （６名）	①	②	③	④
政策グリッドコンピューティング実験センター （　）はＰＤ・ＲＡで外数		13 名 （３名）	―	―	―	①

（注）　○内の数字は研究班の研究年数を、④」はその年度での研究期間の終了を表す。

表Ⅰ-6-21　研究組織別の研究活動・発表

年度	研究活動内容	経済・政治研究所						ソシオネットワーク戦略研究センター
		情報政治制度研究班	国際ビジネス問題研究班	ＩＴと産業研究班	関西活性化研究班	企業と社会の制度転換研究班	少子高齢化社会の総合政策研究班	
2003	実態調査							
	個別調査	7回3名	10回4名	14回2名	11回4名	5回2名	4回1名	29回9名
	綜合研究会	―	―	―	―	―	―	11回
	研究会･ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ等報告者数	研究班の各共同研究室において種々の形態で随時実施						
	「研究双書」冊数	1						研究叢書1冊
	論文数	7						1
	「調査と資料」冊数			1	1			ﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ8冊
	論文数			7	1			8

年度	研究活動内容	経済・政治研究所						ソシオネットワーク戦略研究センター
		国際ビジネス問題研究班	ＩＴと産業研究班	関西活性化研究班	企業と社会の制度転換研究班	少子高齢化社会の総合政策研究班	ビジネス・エシックス研究班	
2004	実態調査							
	個別調査	3回3名	18回3名	14回3名	5回1名	9回4名	11回5名	54回19名
	綜合研究会	―	―	―	―	―	―	10回
	研究会･ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ等報告者数	研究班の各共同研究室において種々の形態で随時実施						
	「研究双書」冊数	1		1	1	1		英文叢書1冊
	論文数	7		7	5	6		1
	「調査と資料」冊数			1				ﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ15冊
	論文数			1				15

研究班や時には外部の研究者の報告をもとに、全研究員が参加する研究所主催の総合研究会が年に２回行われる。その際、学外者の顧問も 2004 年度から出席している。

本研究所には、３ヶ月の外国人研究者１名の受け入れ枠があり、この制度を利用して、今までに約 10 名の研究者を受け入れた。さらに、各研究班で海外の研究者を招聘し、特別セミナーや講演会を開催したり、研究班の研究会に参加してもらい、研究活動の活性化を実現している。

以上の研究活動の成果、調査結果等は表Ⅰ-6-22 が示すように、研究所から所報等で、公刊されている。

表Ⅰ-6-22　研究所全体の研究活動・発表、「研究所報」「産業セミナー年報」の発行

2003 年度	総合研究会	２回　９報告
	「研究所報」発行	１冊（№30）
	「産業セミナー年報」発行	１冊（2003）
2004 年度	総合研究会	２回　14 報告
	「研究所報」発行	１冊（№31）
	「産業セミナー年報」発行	１冊（2004）

b　図書の収集と保管、利用

研究活動を支援する意味で、図書の充足も重要な観点である。研究所は 2003 年 2 月に研究所の場所を円神館から現在の位置に移転したが、移転先の書庫が狭く５万冊が限度であるため、従前の収書方針を大幅に改正し、社会領域研究に必要度の高い蔵書を選定したうえで３月に新書庫に配架した。その後は全蔵書のパソコン検索に向けて、古い蔵書の書誌データを徐々に遡及入力している。研究所所蔵図書は十分とは言えないが、最近では外部資金の導入等により増加しつつある。（2005 年４月末現在では、17,015 冊の所蔵図書、132 タイトルの雑誌）

研究所移転後は、各研究班に個々の共同研究室が設けられ、研究班予算で購入した図書は各共同研究室の書架に排架して研究班所属スタッフが共同活用している。複数の研究班が利用する統計資料や参考図書

は研究所書庫に、新着雑誌及び直近発行の本研究所刊行図書は研究所ロビーに設置したラックに、バックナンバーの雑誌（１年間保存）は研究資料室内の書架にそれぞれ配架して、研究スタッフのみならず大学院生等の閲覧や図書館を通じての貸出利用にも供している。

ｃ　社会貢献

最後に、以上の研究活動とその成果は、研究班が回り持ちで担当する産業セミナーや公開講座において、広く社会に還元され、社会貢献に役立っている(表Ⅰ-6-23 参照)。

表Ⅰ-6-23　2004 年度産業セミナーおよび公開講座テーマ一覧

	開催日	テ　ー　マ	参加人数
産業セミナー	6 月10日（木）	クラスター相互作用活用戦略と地域活性化	63
		人が他人を信じるとき　―社会関係資本と地域の活性化―	
	9 月 7 日（火）	世代間の自立・協力・公正	60
		年金改革と世代間・世代内の公平	
	12月 3 日（金）	メディアからみた日本のコーポレート・ガバナンスの 10 年	80
		ＣＳＲ時代の企業経営と日米の株主行動および株主提案	
公開講座	5 月12日（水）	在阪貿易業者の契約条件分析	56
	6 月 9 日（水）	ＩＴと新製品開発	79
	7 月14日（水）	イギリスの都市政策と都市の動向 ―1990 年代以降の小売商業活動を中心として―	63
	10月13日（水）	ＩＴ革命と企業経営の変容	73
	11月10日（水）	個人年金保険の動向	60
	12月 8 日（水）	イスラームの経済倫理	75

（オ）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

2001 年の規程改正により、受託研究や外部資金の導入を積極的に行えるように、規程を整えた。

2004 年度は、文部科学省科学研究費補助金を受けた研究班は４つあり、受託研究 1 件も行われている(表Ⅰ-6-24・25 参照)。

表Ⅰ-6-24　2004 年度文部科学省科学研究費補助金

研究班	研究代表者	テーマ	研究種目	補助金(合計)
ＩＴと産業研究班	矢田　勝俊 (商)	情報技術導入におけるビジネスシステム構築プロセスの理論と実践	特定領域研究(2) ＜情報学＞	8,200 千円
関西活性化研究班	高瀬　武典 (社)	地域活性化モデルの開発と関西への適用	基盤研究Ｂ一般(2) ＜社会学＞	15,900 千円
少子高齢化社会の総合政策研究班	松下敬一郎 (経)	少子高齢化社会における世代間の自立・協力・公正	基盤研究Ｃ一般(2) ＜経済政策＞	2,700 千円
ビジネス・エシックス研究班	橋本　昭一 (経)	企業倫理を中心とした経済倫理の国際的展開の実証的・理論的・学術的比較研究―在阪企業のコンプライアンス体制と自主行動基準の実態調査を踏まえて―	基盤研究Ｂ一般(2) ＜応用経済学＞	4,900 千円
ソシオネットワーク戦略研究センター	鵜飼　康東 (総情)	ＩＴ関連産業における情報システム投資のミクロデータ分析	基盤研究Ｂ一般(1) ＜経済政策＞	2,500 千円

表Ⅰ-6-25　2004 年度受託研究

委託元	研究費	課　題	期　間	研究担当者
株式会社博報堂	4,200 千円	(1)チャンス発見技術によるマーケットシナリオの創造支援手法開発 (2)マーケットシナリオ創造に適したデータマイニング・可視化技術開発	2004.8.10～ 2005.3.20	ＩＴと産業研究班 矢田　勝俊（商）

【点検・評価】

ａ　研究班等

専任の研究者がいない本研究所の規模ではあるが、活発な共同研究が行われており、その研究成果の公表

もなされている。ほとんどの研究員が学内の諸委員等を兼務しており、研究班の通常の研究会を開く日時を決定するだけでも困難な場合が多い。これは、研究所の問題ではなく、改組等でますます多忙を極める大学全体の状況による問題である。

また、研究所主催による産業セミナーと公開講座は、地域社会や産業界、行政関係者等への社会貢献に役立っている点は評価できる。ただし、学内で開催する公開講座は、一般市民の参加は多いが、第2水曜日を定例としているため学内の会議日と重複することが多く、学内の教員、研究班の研究員たちの参加には支障をきたしていた。そこで2005年度からは開催日時を第３水曜日に変更して実施している。

b　RCSS及びPBLab

〈問題点とその克服方法〉

第1に、RCSSの最大の問題点は、新しい学際的研究がつねに内包している研究審査体制の不備である。RCSSでは、学際的研究の特質として、政策面での実践的意義が大きいにもかかわらず情報科学の査読雑誌に掲載不可能な共同論文が存在する。一方で、最先端の技術であるが政策的応用が不明確なために政策系査読雑誌のレフェリーに掲載を拒否される共同論文も存在する。既存分野の査読誌ではRCSSの目指す新しい研究を評価できない。

これを克服するためには、新しい国際学会「The Society of Socionetwork Strategies」の設立と新しい英文査読雑誌『The Review of Socionetwork Strategies』の創刊が必要である。この主張が世界の情報技術政策研究者に深い共感を生み、このたびの国際学会の設立につながった。今後はこの学会を舞台に世界的連携が期待される。

第2に、参加研究者の協力意欲に濃淡が生じていることである。既存分野で優れた業績をあげていても、既存分野での研究に固執する研究者および共同研究に積極的でない研究者が散見される。これを克服するために、外部評価委員の評価に基づき、研究班の再編成を検討している。

第3に、RCSS参加者が欧米と日本の情報学者中心である弊害が存在する。この弊害を除くために、李廷雨・韓国大統領府政策企画委員長にRCSSへの参加を打診中である。

〈今後の研究方針〉

RCSSは、当初の研究目標をほぼ達成したので、ソシオネットワーク戦略の具体的開発に着手する。その具体的内容は、第1に情報技術の実証分析、第2に政策ツールの開発、第3に政策グリッド・シミュレーション、第4に制度論的考察である。

第1の情報技術の実証分析は、インターネットサービスプロバイダの研究を促進させる。第2の政策ツールの開発は上記の株式会社富士通研究所との産学連携研究に着手する。本研究の端緒として、高齢化社会における労働市場参加率向上のためのツールを開発する。第3の政策グリッド・シミュレーションは、2004年度に関西大学がスーパーSINETのノード校に選定されたことを受けて、2005年4月から、大阪大学、九州大学と連結してスーパーSINET大規模政策シミュレーションを開始している。本研究の端緒として年金加入者行動のシミュレーションを行う予定である。

第4に、2005年度より、内閣府IT戦略担当者と協議のうえ、本プロジェクトの最後の課題である「ソシオネットワーク戦略・政策提案一覧表」の執筆に入る。

最後に、ソシオネットワーク戦略研究叢書の第3巻、第4巻、および第5巻の執筆を急ぐ。2006年2月にインターネットサービスプロバイダの研究を第3巻として出版する予定である。

RCSSは2005年４月に私立大学学術研究高度化推進委員会中間審査において「AA」の高い評価を獲得した。2006年度は英文査読誌をシュプリンガー社より継続的に刊行することで、審査基準であるインパクトファクターの向上を図る。2005年度に朝日新聞に２度掲載されたが、2006年度も全国紙への掲載を実現する。

2006年12月、私立大学学術研究高度化推進委員会最終審査に「AA」の評価を獲得すると同時に、私立大学学術研究高度化推進事業「ソシオネットワーク戦略の展開」に新規採択されることを目指す。これに伴い、

2007年9月にRCSS霞ヶ関ラボラトリーに設置し、2008年１月に「21世紀COE」社会科学分野へ申請を行い、同年４月に博士課程のみの大学院「関西大学ソシオネットワーク戦略研究院」の開設を目指す。

PGLab では 2005 年度に実施する各種調査により市民・自治体の意思決定過程を把握し、政策グリッド立案システムをより現実に即した形で構築する。2006 年度には、スノーボール調査を実施し、その分析結果を前年度より並行して試験的に構築を開始している政策グリッド立案システムに反映させる。さらに、政策立案現場との連携により、インターフェイスの改良に着手する。PGLab は、地方自治体や中小企業、さらに資金面で同様の問題をもつ国際機関や発展途上国への政策グリッドの導入支援体制を整えることを意図したものであるが、スーパーSINET 経由の政策グリッド実験を並行して行うことにより、主要大学の計算機センターに設置されたグリッド端末を利用した緊急時のパニックシミュレーションも想定している。計画期間中に並行して進める他大学との連携基盤をもとに、本事業計画後も引き続き、グリッド上での社会シミュレーション研究を継続申請する。

〈今後、期待される研究成果〉

第１に、RCSSを編集局として創刊する英文査読雑誌『The Review of Socionetwork Strategies』によって、まったく新しい研究領域として開拓された「ソシオネットワーク戦略」における研究成果を全世界に発信するとともに、日本国内に当該研究領域における学術の中枢機能・中核拠点を形成することができる。また、「ソシオネットワーク戦略」は、世界的に、最先端科学の分野として極めて注目度が高いため、創刊誌『The Review of Socionetwork Strategies』の被引用実績も高得点が期待できる。

第 2 に、RCSS が独自に開発した政策分析ツール、シミュレーション手法、および、ビジネス・モデルが、郵政、金融、年金問題をはじめとする社会政策の立案に大きく貢献することが期待できる。

〈プロジェクトの評価体制（自己評価、外部評価を含む）〉

自己評価体制は、毎年４月に、RCSS推進委員会が行う。自己評価担当者は、研究参加者のうち、研究代表者、文部科学省大学設置審議会委員経者、大学評価・学位授与機構研究評価委員、及び日本学術振興会科学研究費委員会審査委員である。評価基準は、研究実績および本プロジェクトの他分野の研究者との共同研究の意欲である。この基準にしたがい、各研究者から申請された研究予算が弾力的に配分される。

これに加えて、「関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター運営内規」第10条に基づくRCSS外部評価委員会が設置されている。外部評価委員は、学外の著名な有識者の中からRCSS推進委員会の議を経て任命される。委員は人事、組織、施設・設備、運営状況の資料を得て、活動全般について審査を行う。現在、3名の委員に迎えて、研究体制の監査を仰いでいる。

2004年８月に関西大学・東京センターにおいて第１回外部評価委員会を開催した。3委員の評価は以下の５点であった。

評価すべき点は、以下の3点である。

1. RCSS研究叢書２冊の刊行
2. RCSSディスカッションペーパーの刊行
3. 国際学会の設立

問題点は、以下の２点である。

1. 研究者のRCSSへの参加意欲に差が見られること
2. 政策研究であるのに政策実務家への研究成果還元が少ないこと

問題点１については、少数精鋭主義に基づく3研究班の再編成を検討している。また、問題点２については、研究情報の発信を重視する RCSS ディスカッションペーパー印刷部数の増加と郵送先の拡大、および、金融庁および内閣府の課長補佐クラスを中心に「金融パニックシミュレーション研究会」を関西大学・東京センターを拠点に発足させる。

ウ　法学研究所

（ア）本研究所の理念と現状

【現状の説明】

関西大学法学研究所（以下、「本研究所」という。）は、社会環境の変化に伴い生じる法の変動と、新しい複合法領域の形成に応じて、立法・司法・行政に関する学際的、国際的視野に立った共同研究の推進を目指して（本研究所規程第 2 条）、1987 年に設立された。すなわち、本研究所は「立法・司法・行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的とする」（関西大学学則 69 条）ものである.

本研究所を取り巻く研究環境は大きく変化しつつあり、将来の研究構想を含めて、関西大学全体の研究所構想が問い直されている中、本研究所もその例外ではない。とりわけ学術フロンティア「国際金融革命と法」の研究継続が不可能になり、資金的な面で本研究所の体制のあり方が再構築される必要がある。

【点検・評価】

本研究所は、法学部や他学部の教員、更に学外の研究者・有識者から、広く人材を求めて研究運営を行ってきた。今後もこうした研究体制は発展させる必要がある。こうした研究体制は、法学研究所に割り当てられた大学からの予算により運用され、必ずしも、外部的な資金を潤沢に確保して、研究が行われてきた訳ではない。また、学内に設けられている研究資金を法学研究所が取り込んで研究する体制も乏しかった。

研究の社会的貢献は行われてきたが、社会の変化に応じた研究分野を競争的資金を導入することで研究体制を構築する必要性がある。こうした研究体制は、概ね共同研究が主たるものであると思われる。従来の研究体制の構築は、公募の研究課題を募り、どちらかというと、研究者個人の持つ研究分野に比重を置きがちであった。

将来の研究構想は、検討中であるが、3 本の柱を立てている。一つは、他大学との連携を保ちながら、アジア法の研究に取り組む。二つは、国際的にも、国内的にも緊急性の高い、「平和、安全、および安心と法」を研究課題として、社会的要請に応える。三つは、先端法学（たとえば、電子認証と法）の分野を切り開く。現状の研究テーマは、公募制による各研究班により立てられているが、今後は、上記の研究課題に沿った、研究テーマの公募制に切り替える必要性がある。

また、上記の目的に必ずしも沿わない基礎的な研究テーマもあるが、そうした研究の推進と、今日的な課題に応える研究テーマの両立をいかに図るかが本研究所の基本的な課題となる。

（イ）研究組織と管理運営体制

【現状の説明】

本研究所は、その運営について、所長と所長を補佐する幹事 4 人から構成される幹事会が執行する。公平性の観点から幹事 4 人は各研究班には所属せず、研究計画の策定、研究班の構成、および、シンポジウム・現代法セミナー等の開催を策定する。また、運営委員会は、幹事会構成員と各研究班主幹からなり、幹事会の策定したもの等を審議する．また、研究委員会は、研究員全員で構成され次期所長の選出、研究所規程の改正等の基本的事項を審議する。

本研究所には、研究テーマ毎に 4 研究班が置かれ、これら各研究班は、所長に提出した「研究計画書」に従って研究を行う。各研究班は、定例研究会を開催し、各研究班の研究は、本研究所で開催される総合研究会において、研究の進捗状況の報告がなされる。その報告内容は『ノモス』に掲載されている。研究期間は 1 期 2 年間として、期間終了後に、各研究班は 1 年以内に『研究叢書』を公刊している。

なお、本所究所の運営に関しては、広く学外からの意見を反映させるために、1998 年度から学外有識者 2 人からなる顧問制度が採用されている。

【点検・評価】

法学研究所の組織と運営そのものは、同研究所の構成員から運営され、今後もその体制は継続発展させるのがよい。また学外から招く顧問制度に関しては、更に追加的に増やす事も検討されて良いだろう。

関西大学の研究所が児島惟謙館に集まり、今後はより緊密な各研究所との連携と協力態勢が構築される必要性が高まる。それに従い、法学研究所にある研究会、研究班がより各研究所との交流が図られる必要性が高まるであろう。

研究組織そのものは、各研究所が独自に運営するものだが、各研究所の連携により今後の研究交流は、一層深められる方向で検討中である。

（ウ）研究の内容・方法と条件整備

a　研究の内容・方法

【現状の説明】

本研究所の各研究班は、それぞれ研究課題を設定し、所長に提出した「研究計画書」に従って研究活動を行ってきた。本研究所が主催する全体的な研究会には、総合研究会および特別研究会がある。総合研究会は年に2回程度開催され、各研究班の研究の中間報告あるいは総括報告が行われるとともに、班別及び研究所全体の自己点検・評価が行われる。

新たな研究班および研究課題は、これを全学的に公募し、提出された研究計画書に基づいて、運営委員会において決定される。

2003年度と2004年度の研究所刊行物は以下のとおりである.

『研究叢書』第27冊（2004年度）『大都市圏における選挙・政党・政策－大阪都市圏を中心に－』
第28冊（2004年度）『マンションの法と管理』
第29冊（2004年度）『アジア法文化と国民国家Ⅱ』
第30冊（2004年度）『国際協力の時代の国際法』
第31冊（2004年度）『日韓法政システムの多様性と共通性』

『ノモス』第14号（2003年度）「アルトロール・カウフマンの刑法哲学」、「ゲノム情報はだれのものか－特許をめぐって－」、「地球村－21世紀における国際組織の役割」他
第15号（2004年度）「アジアの平和－その思想的基底」、「東アジアの平和とナショナリズム－ナショナリズムの底流と克服－」、「河川環境行政の推進とパートナーシップ」他

自己点検・評価報告　関西大学法学研究所（2001年度～2002年度）

表Ⅰ-6-26　研究班の活動と成果（刊行物）

研究班等＼年度	2003年度	2004年度	研究班等＼年度	2003年度	2004年度
マンション法研究班研究会	2回	2回	総合研究会	2回	2回
大都市圏選挙研究班研究会	3回	3回	研究叢書	4点	1点
マイノリティ研究班研究会	5回	5回	ノモス	24名 263頁	14名176頁
環境政策研究班研究会	6回	8回	その他の刊行物＊1	1冊　340頁	－

*1　「児島惟謙大津事件手記」2003年5月発行　関西大学出版課より公刊。

【点検・評価】

法学研究所では計画的な研究を行ってきたが、研究所間の連携に関しては、シンポジウムなどの企画において連携があったが、今後は各研究所による共同研究も検討する余地がある。

各研究所との連携を深めるために、シンポジウムなどの企画を含めて、共同研究に関しても研究課題の公募方式に関しては研究所長会議で論議される。

b　研究方法の改善

【現状の説明】

従来、本研究所は各研究班が設定した研究課題をそれぞれ遂行することをその中心的研究活動とし、研究所の運営はそのサポートを中心として行われてきた。このことによって多分野にわたる多くの研究成果を挙げることができたことは評価しうる。

【点検・評価】

公募制による研究班の研究をサポートする研究所の役割はうまく機能してきた。更に社会的な貢献の見地に立って、競争的資金を獲得できる独創的な研究テーマの設定が研究所の役割であり、研究所の果たす役割に検討の余地がある。

今後、少なくとも次の三点について研究方法の改善をはかっていく必要がある.

第一に、本研究所としての研究目的、研究テーマを具体的に設定し、個別研究班の枠を超えた研究ができるよう工夫すべきである。第二に、積極的に大学内外の競争的研究資金の獲得をはかり、研究所研究経費も重点的に配分することを検討すべきであろう。そして、第三に、本研究所が主催する各種研究会などの内容は、可能な限り一貫したテーマのもとに集約でき、その成果をまとめて社会的貢献ができるよう工夫しなければならない.

c　国内外における研究交流

【現状の鋭明】

（a）学外との研究交流

本研究所は、個別研究班の構成において学外の研究者を積極的に受け入れている（2003 年度 11 名、2004 年度 13 名)。

通常のシンポジウム、現代法セミナーおよび特別研究会においても、学外（外国人研究者を含む）との研究交流についても、これを積極的に行い、関西における法学・政治学系の学術交流センターとしての地位を占めている。

また、本学の学術交流協定校である大韓民国の漢陽大学校と本研究所の共催で 1997 年から隔年的に関西大学で開催している。2004 年 10 月には第 7 回の国際学術交流シンポジウムを「今日的課題における日韓法政システムの多様性と共通性」をテーマとして開催した。

（b）国際交流

国際交流について見れば、特別研究会および国際交流シンポジウムにおいて、海外の研究者を招き学術交流が行われている。

また、「関西大学外国人招へい研究者規程」、または、本学と外国の協定大学との間で締結されている学術交流協定に基づいて、毎年、外国からの研究者を受け入れ、研究交流を行っている。

【点検・評価】

学外や国際間の交流は、研究者の交流ともなっており、また法学研究所が関西における学術交流センターの役割りを果たしてきた。こうした研究所の機能を一層高める必要がある。

研究所が、研究テーマに関して指導性を発揮する必要が高まる中で、国際交流においても、こうした分野における研究所の指導性が高められる必要性が高まる。

（エ）学生の受け入れ

【現状の説明】

制度化されたものとしては、従来から本学の博士後期課程在学中の院生の「研究者としての自覚を催し、

関西大学における学問研究の充実に資するため」(『大学院博士課程後期課程学生を法学研究所の共同研究に参加させることに関する覚書』)、「研究所委託学生」として研究班に受け入れるという制度があったが、2002 年度から名称を「準研究員」とし、研究者養成という役割をより明確にしている。

本研究所所蔵の資料・図書は、本学の院生・学生の利用に供されている．また、本研究所主催の公開講座・現代法セミナーには本学の学生・院生が、シンポジウム・特別研究会には院生が多数参加している。

【点検・評価】

既に実行に移されている「準研究員」制度の活用を含めて、大学院生による法学研究所の利用を図っている。

（オ）研究のための人的体制

【現状の説明】

当初は、3 研究班体制（1 研究班当りの研究員は 6 名程度）であったが、1993 年度より 4 研究班体制に拡充された。研究期間は 1 期 2 年であるが、多くの場合、2 期 4 年で研究班の交代が行われる。

本研究所の研究員の資格に関する明文の定めはない．また、学外からの委嘱研究員制度があり、積極的に利用されている。さらに、女性研究員、あるいは、外国人研究員も積極的に受け入れている（女性研究員 5 名、外国人研究員 2 名)。

2003～2004 年度の 4 研究班について言えば、次表の通りである。

表Ⅰ-6-27　研究員の所属学部等

2003 年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
マンション法研究班	3 名	1 名(工)	2 名	6 名
大都市圏選挙研究班	2 名	1 名(総情)	2 名	5 名
マイノリティ研究班	3 名	0 名	5 名	8 名
環境政策研究班	2 名	1 名	2 名	5 名

2004 年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
マンション法研究班	2 名	1 名(工)	3 名	6 名
大都市圏選挙研究班	2 名	1 名(総情)	2 名	5 名
マイノリティ研究班	2 名	1 名(法務)	6 名	9 名
環境政策研究班	2 名	1 名(工)	2 名	5 名

2005 年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
公証制度研究班	1 名	3 名(法務)	3 名	7 名
政策形成研究班	3 名	1 名(総情)	2 名	6 名
マイノリティ研究班	1 名	0 名	6 名	7 名
環境政策研究班	2 名	1 名(工)	2 名	5 名

【点検・評価】

研究の在り方に関する見直しに伴い、各研究所に所属する研究班の数を含め、その研究員の人的構成も交流を深める方向で検討しなければならない。

（カ）研究活動と研究体制の整備

【現状の説明】

①研究班の構成にあたっては、本研究所の幹事会が主導的役割を果たしてきた。

②研究班を 2 期にわたって継続する場合には、一定の研究成果が挙がっていることを前提とし、さらなる研究の展開が具体的に予想される場合に限定するなどして、研究体制を以前より柔軟にすることが求めら

れよう。
③本研究所研究員の構成が、法学部および法科大学院の専任教員に過度に偏重せず、可能なかぎり本学の多様な学部・機構の専任教員から成るよう工夫する.
④委嘱研究員には、当該研究テーマにかかわる国内外の一線級の研究者および若手の研究者を選任できるよう努めるものとする。

【点検・評価】

研究所設置の在り方の見直しに伴い、従来の 4 班構成に必ずしもこだわることなく、先駆的研究、社会的要請にも対応しうる研究班の組織・構成を形成する。

（キ）施設・設備等

法学研究所（児島惟謙館）は、法学研究所学術フロンティア推進事業拠点として、2001 年に建設されている。共用研究室・資料室・会議室・招へい者研究室等を備え、24 時間対応の研究施設となっている。

（ク）図書等の資料・学術情報

【現状の説明】

a　収書方針

2004 年度に図書委員会を開催し、おもに次の内容の収書方針を策定した。

①法学研究所としての特色ある資料として収集するもの

アジア・太平洋圏の法律図書

アメリカ州法

児島惟謙関係資料

その他法学研究所として収集・保存すべきと認められる資料

②各研究班の研究活動上必要とする資料については、各研究班の活動終了後、総合図書館・学内関係機関との重複分は所蔵しない。

③一定期間保存して更新するものとして、逐次的に発行される統計類は 5 カ年保存とし、雑誌については、原則 2 年保存とする。

b　利用については、研究員、本学専任教員、大学院生に公開されており、学外者にも所定の手続を経たうえで公開している。

c　2003 年度に信楽高原鉄道裁判記録、2004 年度にタクシー汚職裁判記録資料の整理を、専門家に依頼して行った。裁判記録であるため、利用については今後検討予定である。

【点検・評価】

研究資料の共同利用という問題を検討する。

（ケ）社会貢献

【現状の説明】

本研究所は、市民・学生を対象とする公開講座（年 2 回 2 講演)、および、ビジネスマン・公務員・法曹・研究者を対象とする現代法セミナー（年 2 回 4 報告）を継続的に開催している。

また、特別研究会は年に 4 回開催され、本研究所の招へい研究者などの外国人研究者による報告も行われている。

本研究所が主催する通常のシンポジウムは、年に 1 ないし 2 回開催され、各回、全体テーマが設定され、報告者・討論者それぞれ 2 ないし 3 名の報告・討論で構成されている。

このような行事のほかに、特別企画による行事として、2003 年度に先端科学技術推進機構との共催として、法工連携公開講演会、東西学術研究所との共催の公開講座を開催している。

また、本研究所のホームページを開設し、本研究所の最新の活動案内を行い、公開講座および現代法セミナーといった一般市民も対象とした行事については、全国紙（大阪本社版）等での案内、近隣の公民館・社会教育関連施設への案内を行っている。

表Ⅰ-6-28　公開講座等一覧

年度	2003 年度	2004 年度
シンポジウム	1 回　2 報告	2 回　3 報告
特別研究会	4 回　4 報告	5 回　5 報告
国際シンポジウム	1 回　27 報告	2 回　19 報告
公開講座	1 回　1 報告	2 回　2 報告
法学研究所･東西学術研究所連携公開講座	1 回　2 報告	－
法工連携公開講座＊1	1 回　4 報告	－
現代法セミナー	2 回　6 報告	2 回　3 報告
漢陽大学校との国際研究交流シンポジウム*2	－	1 回　16 報告

*1「法工連携公開講演会」を先端科学技術推進機構と共催。

*2「漢陽大学校との国際研究交流シンポジウム」は、関西大学国際交流助成基金による助成。

【点検・評価】

2006 年度より文系 3 研究所が児島惟謙館に集約一本化されることにより、関西大学の研究所間の連携が深められると共に、シンポジウムや公開講座の開設を共同して検討する。

（コ）財政

法学研究所が 2004 年度に執行した研究費（決算額．以下同じ）は、4192 万 3 千円である。そのうち 2558 万 6 千円は学術フロンティア分であり、これを除いた研究所プロパー分は 1633 万 7 千円（このうち、研究班の分は 480 万 8 千円）であった。なお、研究所プロパーの研究費についてみれば、2003 年度は 1422 万 7 千円（うち研究班は 471 万 3 千円)、2002 年度は 1429 万 8 千円（うち研究班は 341 万 7 千円）だった。

（サ）事務組織

本研究所には事務室が設置されている．研究所事務室が本研究所の業務に従事し、共同研究を支援している。

（シ）自己点検・評価等

【現状の説明】

自己点検・評価活動を充実させるべく、2003 年 4 月 1 日より本研究所に自己点検・評価委員会が設けられ、その点検・評価の結果が報告書の形で公表されている。

【点検・評価】

所長から委嘱されて、自己点検委員が独自に作成する自己点検報告書には、研究員による自己点検という意味では意義がある。

自己点検・評価報告書の性格が大きく変化したことに合わせて、委員会の組織そのものを再検討する時期に来ていると思われる．

（ス）学術フロンティア事業

今日、金融・通貨・商取引などの諸領域において電子情報技術や金融工学と結びついた革命的な変化が

進行している．この変化を総合的に検討するため法学研究所は、文部科学省の学術フロンティア推進事業拠点として、2000 年度から 2004 年度までの 5 年間を期限とするプロジェクト「国際金融革命と法」を立ち上げ、共同研究を進めたが、現在はプロジェクトが終了している。

なお、研究期間中の本研究プロジェクトは 4 つの研究班からなり、下表のように構成されていた。

表Ⅰ-6-29　学術フロンティアの研究班

研究班	研究テーマ	研究員数
金融法学	金融持株会社をめぐる法規制、商事信託をめぐる法規制、金融取引の法ルールに関する研究。	7 名
金融	金融・証券市場に関する総合的実証研究	6 名
国際課税	金融資産の証券化に関する課税問題、金融取引を中心とするタックス・シェルターの濫用、グローバル・トレーディングと電子商取引の課税問題に関する研究	8 名
国際資本移動・電子商取引	国際資本移動及び電子商取引に関する理論的・実証的研究	8 名

学術フロンティア・プロジェクトはさらに、「国際金融革命と法」をテーマとする研究会やシンポジウムを積極的に開催し、学外の研究者、市民にも公開してきている。2003 年度と 2004 年度においては以下のような研究会・シンポジウム・セミナー等を開催した。

表Ⅰ-6-30　学術フロンティア事業関連事業

学術フロンティアの合同研究会

開催日	テーマ	報告者
2003.10. 3	ドイツの「投資株式会社」について アイルランド・ダブリン・ドッグの調査報告－2004 年シンポジウムの準備作業として	学術フロンティア招へい研究者 ドイツ弁護士ｳﾙｽﾞﾗ　ｼﾌﾞﾐ　ｱｲｾﾞﾚ 国際課税研究班主幹　村井　正
2003.12.22	資産担保金融の制度的条件 －可動物件担保に関するケープタウン条約を素材として－	上智大学助教授 小塚　荘一郎
2004. 2.28	債権の株式化	ユナイテッドパートナーズ 会計事務所・税理士　西村　善朗
2004. 3. 4	銀行行動と金融政策の有効性 －スティグリッツの紹介を中心として－コーポレートファイナンスとインセンティヴ報酬－アメリカ法を参考にして－	経済学部助教授　前川聡子 リサーチアシスタント　溝渕　彰

デリバティブ研究会

開催日	テーマ	報告者
2003. 4. 5	先物について	東京証券取引所派生商品部　市本　博康
2003. 4.12	オプションについて	東京証券取引所派生商品部　山藤　淳史
2003. 4.19	クレジット・デリバティブ	モルガンスタンレー証券　大久保　勉

国際シンポジウム

開催日	テーマ・報告者等	会場
2003.7.1～2	『International Trade and Factor Mobility』	100 周年記念会館
2004.7.3～4	『名護金融特区・国際金融革命と法』 報告者：阪上允博（名護市政策推進部金融特区･情報化推進室主査） 比嘉盛樹（名護市政策推進部金融特区･情報化推進室主査）他	尚文館１階 マルチメディア大教室
2005. 2.18	『Tax Competition and Financial Transaction』 報告者：ペーター　スコーネヴィレ（EU 欧州委員会 ） コメント　村井　正（主幹・法学部教授） 司　　会　鶴田廣巳（研究員・商学部教授）	法学研究所 会議室

特に 2003 年４月には、デリバティブに関する連続研究会を３回にわたって開催し、研究者・実務家・大学院生・市民をも含む幅広い参加者を得て、活発な議論がなされた。また、2003 年度、2004 年度に行われた３つの国際シンポジウムにおいては、世界の第一線の経済学者の活発な討論、また具体的政策課題に関する専門的提言や議論がなされた。これらの国際シンポジウムにおける報告は、すべて本研究所の刊行するプロシーディングスにおさめられ、内外の研究者・実務家たちのために公表されて、いずれも高い評価を得ている。

2004 年度は、本プロジェクトの最終年度として、夏以降、合同研究会を経てとりまとめの段階に入った。「国際金融革命と法」という総合テーマの下にすべての研究成果を収斂させるべく、４つの研究班の主幹を中心に学術フロンティア委員会をしばしば開催し、最終成果報告書の刊行の形態について議論するとともに、各研究員の最終研究成果を、多様でかつ統一のとれた報告書にまとめるための編集作業がほぼ完了しつつある。

表Ⅰ-6-31 学術フロンティアの刊行物

2003 年度	・金融法学研究班研究成果報告書 ・金融研究班研究成果報告書 ・国際課税研究班研究成果報告書 ・国際資本移動・電子商取引研究班研究成果報告書 ・国際シンポジウム報告書『International Trade and Factor Mobility』
2004 年度	・国際シンポジウム報告書『名護金融特区の現状と展望』 ・学術フロンティア研究成果報告書国際金融革命と法 第１巻『金融の規制緩和と独禁法・商事信託法・金融取引法に関する研究』 第２巻『金融・資本市場に関する理論的・計量的研究』 第３巻『国際金融革命に伴う金融取引と課税に関する研究』 第４巻『国際資本移動・労働移動の理論的・実証的研究』

エ　先端科学技術推進機構

【現状の説明】

（ア）沿革と組織概要

関西大学に工学部が開設された 1958 年から 6　年後、1964 年に「工業技術に関する基礎理論、応用についての調査、研究を行い、わが国の工業技術の進歩、発展に寄与することを目的とする」として関西大学工業技術研究所が設立された。この研究所は、独自の研究施設・設備・装置を有しておらず、工学部教員を中心に共同研究を目的として再組織化した研究会・研究グループに、国内外を問わず企業も含め他の研究機関の研究者も参加できる、研究機構的性格をもって永らく活動が続けられた。

1996 年度に、本学が文部省(現：文部科学省)の私立大学学術研究高度化推進事業の補助対象事業である「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」の拠点に選定されたことにより、同研究所にはハイテク・リサーチ・センター（HRC）が建設された。続いて 1997 年には、同じく補助対象事業である「学術フロンティア推進事業」の拠点にも本学が選定され、学術フロンティア・センター（FSC）が建設された。このような状況の変化に対応し、2002 年 4 月「先端科学技術を推進し、もって人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献することを目的とする」として、38 年間に渡り産学連携活動の窓口となった工業技術研究所を廃し、6 研究部門と 2 研究センターおよび産学連携センターを擁した先端科学技術推進機構に生まれ変わった。研究センターでのプロジェクトは、いずれも研究期間 5 年の時限プロジェクトながら、独自の研究施設を有し、最先端の研究設備・機器が備えられている。

2003 年には「産学連携研究推進事業」の拠点にも選定され、産学連携研究センターが開設されると共に、12 月大阪医科大学と医工連携の学術交流協定を締結し、2004 年新しく医工薬連携研究センターを立ち上げて新たな医療機器や診断技術の開発を目指した。

このように本機構が、6 研究部門と 4 研究センターを有する研究機構に発展した事と、これまでの産学連携事業および知的財産の創造・保護・活用は、大学の第 3 の使命たる社会貢献と受け止め、2005 年 4 月、副学長を本部長とする社会連携推進本部を立ち上げ、その中に産学官連携推進・知財センターを設置して先端科学技術推進機構から移譲した。

（イ）研究部門の設置と研究員登録

先端科学技術推進機構には新物質・機能素子、情報・通信、生命・人間、エネルギー・環境、システム創成、社会･都市の 6 研究部門が設けられ、全学教員が現時点での専門を基準として、各々が所属している学部・学科の枠に捉われず、何れかの研究部門に研究員登録し、研究課題に対応した専門家グループの機動的

形成を容易にすると共に、産業や社会的ニーズの変化に対応する柔軟性を持つ全学体制を作り上げた。もちろん研究部門の名称ならびに研究員登録については、必要に応じて数年毎に見直すことを可能にした。

（ウ）研究センターの活動

ハイテク・リサーチ・センターと学術フロンティア・センターの設立は、私立大学学術研究高度化推進事業が起点となっているが、これにより本学の時代に沿った科学技術研究の施設・装置が整い、研究活動が全体的に活性化されたといえる。運営に関して必要な事項は、それぞれの内規に定め、研究目的を安全に達成するために安全委員会要項、本学大学院博士課程後期課程に在籍する学生の研究能力の育成を目的としたリサーチ・アシスタントおよびポスト・ドクトラル・フェローに関する取り扱い要領も制定した。さらに各センターの活動は、研究活動と並んで、蓄積された先端的知識や技術を産学官の連携の下に産業に応用し、新産業の育成、指導などを行うことにより、社会への還元に連なるものである。

2004 年度終了および 2005 年度活動中の、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センターおよび産学連携研究センターで行われている研究プロジェクト、チーム等は次のとおりである。

ａ　関西大学ハイテク・リサーチ・センター（HRC）

① 生体類似・低環境負荷型材料設計プロジェクト
　生体類似・低環境負荷型材料設計チーム
　生体類似・低環境負荷型デバイス設計チーム
　研究期間：2000-2004 年度

② マイクロ・ロボット用センサ・アクチュエータの開発とその評価プロジェクト
　研究期間：2000-2004 年度

③ パルスプラズマ・イオンプレーティング複合法で作成する傾斜構造薄膜による工具・機械要素の表面改質の開発プロジェクト
　研究期間：2001-2005 年度

④ ナノ・メソ空間制御材料開発プロジェクト
　研究期間：2002-2006 年度

⑤ 生命情報伝達系の機能分子と応答制御を基盤とするシステム開発プロジェクト
　研究期間：2002-2006 年度

⑥ ユビキタス社会を支えるテラビット級超高密度情報記憶システムのための革新的ナノテクノロジーの開発
　研究期間：2005-2009 年度

⑦ 持続可能社会を先導する物質群の革新的開拓プロジェクト
　研究期間：2005-2009 年度

ｂ　関西大学学術フロンティア・センター（FSC）

① 知的情報通信技術による高度防災交通支援システムの構築プロジェクト
　研究期間：2002-2006 年度

② ナノ・サブマイクロ技術を用いた模擬／人工生体組織の創製と新診断・治療法の開発プロジェクト
　研究期間：2003-2007 年度

ｃ　産学連携研究センター

① 食品製造工程から生じる廃棄物の有価物質への転換再生技術のプロジェクト
　研究期間：2003-2007 年度

② 将来型電気エネルギー社会を支える「キャパシタ型蓄電システム」の開発
　研究期間：2004-2008 年度

ｄ　医工薬連携研究センター

（エ）研究会・研究グループとその活動

研究部門には部門所属研究員を代表者として研究会が設立されており、国内外における他の研究機関の研究者を交えての 10 前後の研究会が活動している。１研究会は原則として　5　年間で終了し、新しい研究会が募集される。その設置は運営委員会において審議され、それらの研究会メンバーが本格的な共同研究を実施したい場合は、研究グループを構成して「研究計画書」を添えて設置を機構長に申請し、同じく運営委員会においてこれを審議する。同委員会において、提出された「研究計画書」が妥当と判断されれば、機構長は年間 1000 万円の研究費補助を法人に申請する。研究グループは研究期間　3　年の時限プロジェクト組織である。関西大学先端科学技術推進機構研究会等に関する取扱要領を、2002 年 3 月 7 日付けで制定した。

2005 年度活動中の研究会は、次に示す 9 研究会がある。

① 生体触媒研究会
② 環境適応型素形材・機能材料開発研究会
③ ライフサイクルエンジニアリング研究会
④ フィジオーム・バイオシミュレーション研究会
⑤ 不凍タンパク質応用開発研究会
⑥ テラビット級超高密度情報ストレージのナノテクノロジー開発研究会
⑦ ブリッジマネジメント研究会
⑧ 工学による QOL 改善のための生活支援研究会
⑨ 健康・自立を延伸する機能システム研究会

これら研究会を母体として 3 年時限の研究グループを立ち上げ、研究活動を行うことができる。2004 年度終了した研究グループと 2005 年度活動中の 4 研究グループを以下に示す。

① テラビット級超高密度情報ストレージのナノテクノロジー開発研究グループ
　　研究期間：2003－2005 年度
② 工学による QOL 改善のための生活支援研究グループ　　研究期間：2004－2006 年度
③ グリッドシュミレーション研究グループ　　研究期間：2004－2006 年度
④ 健康・自立を延伸する機能システム研究グループ　　研究期間：2005－2007 年度

（オ）先端科学技術シンポジウムの開催

HRC では、第 1 回関西大学先端科学技術シンポジウムを 1997 年 1 月に開催して以来、毎年 1 月にこれを開催してきた。FSC では第 1 回シンポジウムを 1999 年 3 月に開催し同様に継続した。このようにそれぞれ別個に開催してきた成果公表のシンポジウムを、2002 年度、第 7 回先端科学技術シンポジウム以後 HRC のプロジェクト研究のみならず FSC 他、研究センターおよび研究部門の研究グループとの合同のシンポジウムとして開催し、学会講演と同様に概要集を発行するように改善した。その結果、学外の企業・研究所からの参加者数が顕著に増加し、2005 年 1 月 17、18 の両日に本学 100 周年記念会館で開催した「第 9 回関西大学先端科学技術シンポジウム」では、参加者延数 634 名に達した。プログラムは、ナノテクノロジーとベンチャー起業を焦点に特別講演 2 件をそれぞれの専門家に依頼した。研究センターと部門の研究成果は 13 のセッションに分かれ、本学研究者による 57 件の一般講演を行った。さらにセッション毎に招待講演を行い、それぞれの分野における先端的研究の情報収集と官公庁および企業等学外研究者との交流をはかった。また会場ロビーには研究成果のポスターパネル 72 件を展示し、若手研究者、大学院生によるパネル説明会の時間も設定した。

これとは別に、それぞれの研究センターのプロジェクトは年数回の講演会を催し、研究成果はそれぞれの専門分野における権威ある学会に発表・投稿を行ない、その別刷りをもって別途アブストラクトと掲載学協会誌等を明示した表紙をつけて収録し毎年刊行している。2004 年度研究成果刊行物は以下の通りである。

○『平成 16 年度ハイテク・リサーチ・センター研究成果報告書』(300 部)
○『平成 16 年度学術フロンティア・センター研究成果報告書』(300 部)
○『平成 16 年度産学連携研究センター研究成果報告書』(300 部)

（カ）情報公開による社会貢献

ａ　先端科学技術推進機構の機関誌等の刊行

第 6 章の沿革にも記した通り、先端科学技術推進機構は 1964 年に開設されて以来、工業技術研究所の特色の一つとして企業の技術向上に協力し、受託・共同研究、委託試験等に積極的に応じてきたことが挙げられる。当時、国公立大学では産学連携が悪とされた世相の中、本学は地域社会への貢献を産学連携で打ち出したパイオニアであった。工業技術研究所は社会への情報公開・発信の立場から、機関誌『技苑』を年　4 回発行して、研究論文や技術報告、解説、総説論文を掲載してきた。しかし執筆者にとって学会投稿論文と労力に差が無いのに、実績評価の低い紀要の研究論文が評価主義の時代に研究員から敬遠され、輪番制で投稿を募らなければならない状態であった。そこで 2000 年度からは、そのうち　1　回を「産学連携特別号」として、研究シーズ・法人承継特許を掲載するように改め、2001 年度、先端科学技術推進機構への変遷と共に『技苑』は年 3 回の発行に改めた。また、これまで年　4　回発行の『工技研ニュース』は、『先端機構ニュース』として最新の研究成果等を「トピックス」のコラムに掲載するなど、機構の活動状況を紹介する内容は変わっておらず、そのうちの　2　回を使って、工学部教員が公表した研究成果を網羅して半年毎に掲載している。

さらに、企業等への情報公開の一つの取り組みとして 1998 年から研究者データ集『関西大学工業技術研究所研究者総覧』を 2 年毎に発行していた。内容は過去の研究実績から現在行っている研究まで幅広く掲載していたが、2000 年をもって印刷物を廃し現在は Web 上で大学のホームページから閲覧できるシステム（http://www.kansai-u.ac.jp/ordist/）に切り替え、キーワード検索も可能になっている。なお 2004 年度『技苑』第 118 号は、特集「研究者総覧ダイジェスト版」で研究部門別に研究者を紹介した。第 119 号の特別号「産学連携への掛け橋」では「環境保全・資源再生」、「エネルギー」、「情報通信・エレクトロニクス」、「ものづくり」、「診断・評価」、「生活支援」および「医工連携」と分野を分けて産学連携シーズ紹介と特許紹介を掲載し、前号の研究者総覧と対応させるインデックスをつけた。第 120 号は特集「プロジェクト研究報告概要集」として最新の研究成果を解説記事にして刊行するなど、機関誌『技苑』が社会において利用してもらえることを願って編集した。

ｂ　先端科学技術推進機構主催の公開講座

わが国は、戦後の経済復興に大きく貢献した欧米の技術に依存したキャッチアップ型産業構造の転換を余儀なくされ、発明等の付加価値の高い知的財産権の創造とその活用によるフロンティア型社会への道を切り開く必要性が問われており、新産業創出の一環として大学発ベンチャーに大きな期待がかけられている。関西大学工業技術研究所では、学生ベンチャーを目指す学生および学外者のため、1999 年は 8 回連続講座「ベンチャー論」の開催を始めた。そこで参加者に対して講座が役立ったか、どのようなテーマについて聴きたいかのアンケートを集計したところ、学部生、大学院生の関心事は「起業に際して必要な実務的知識」、「経営方法」、「新技術・新製品を開発するまでのいきさつ」の順に高いことがわかった。

2004 年度は、発明の日記念講演会「大学で生まれる基本特許・企業で生まれる基本特許」をテーマに、青色発光素子の研究とデジタルカメラの手ぶれ補正システムの実用化の講演会を行い盛況であった。

関大 ORDIST セミナーは「コア技術の権利化と起業」をテーマに、大学発ベンチャーの経験者、司法書士による起業ノウハウ、特許情報検索の活用について講演、実習を行った。また知的財産セミナーは特許庁、近畿経済産業局との共同主催で、特許戦略で成功している企業担当者による研究成果の権利化、知的財産の管理と活用についてのセミナーを実施し、工学系学生のみならず法学、経済学系の学生の参加を得た。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

（ア）学内の共同研究に果たしている役割

2004 年度研究部門別研究員数は新物質・機能素子研究部門が 50 名、情報・通信研究部門が 27 名、生命・人間研究部門が 33 名、エネルギー・環境研究部門が 31 名、システム創成研究部門が 19 名および社会・都市研究部門が 26 名の計 187 名であり、所属は工学部 181 名、総合情報学部 6 名よりなる。現状は工学部教員の占める割合が非常に多く、大学院工学研究科生 700 名を主たる研究協力者とした年間の研究成果の発表は、近年 1200 件に昇り、内 10%が国際会議である。学術雑誌に掲載された年間の論文数 300 件と共に、研究員のアクティビティーの高さを示しており、本学の知財活動の礎となるものと自己評価している。しかし今後は、他学部教員も参画できる学際的な研究テーマ、領域の選定を推進する必要があり、真に総合大学の利点を活かした研究活動の推進を目指すべきであると考えている。

教員の研究活動には、従来からの少人数による基本的なものから、最近よく行われている多くのメンバーによる組織だった総合的な研究まで種々の形態がある。また、研究手法も従来から行われている基本的な装置を使用したものから、いわゆる先端技術による高度な装置によるものまで広範囲にわたる。そこで、研究部門における研究会、研究グループの設置、ハイテク・リサーチ・センターと学術フロンティア・センターでの研究活動は、まさに、これらの広範な研究を包括する能力をもち、本学の科学技術研究の中核拠点として、重要な役割を担っているといえる。

各研究会においては、研究テーマに関わる進捗状況を調査する一方、トピックスについて国内外の研究者を招き、講演会が 1 研究会に付き年 2〜3 回程度開催され、活発な討論が行われている。2004 年度には 15 回の講演会が開催され、講師はすべて学外研究機関から招かれた。従来から毎年その 5 割が外国の研究者による英語の講演で、2004 年度は外国語による特別講演会が 7 回開催された。こうした講演会の場は、関連部門の大学院生や若い研究者にとって最もよい実学的理解の場となるだけでなく、専門分野の外国語に慣れる機会としても貴重であり、学部卒業研究生や大学院生も先端科学技術推進機構主催の各種講演会に積極的に参加し、教育効果をあげている。

ハイテク・リサーチ・センターと学術フロンティア・センターでの研究活動は、予算規模も大きく、5 年間の時限プロジェクトで進められている。貴重な研究施設であるので、これに最もふさわしい質の高いプロジェクトが立ち上げていかなければならない。

また、プロジェクトをスクラップ・アンド・ビルドして、両センターの研究の継続的活性化に努める必要がある。そこで新しいプロジェクトへの交代にあたっては、多くの研究員にチャンスが与えられるように、ハイテク・リサーチ・センター及び学術フロンティア・センターともに、終了プロジェクトの主担者は連続して次のプロジェクトの主担者として参画しないことを申し合わせている。しかしその場合、既設の機械装置などは主担者が原則として研究室に移設し、定められた期間、引き続き使用できることになっているが、移設が困難な大型機械装置をどのように処理するかの問題が残る。なお、移設の費用については 2001 年度より法人が負担することになり研究費への圧迫は改善された。

一方これらの研究・実験の遂行者は主として若手教員と大学院生であり研究成果の発表に多くの大学院生の参加が認められる。このことは大学院生の研究力の養成として、さらに成果をまとめて報告書、論文に仕上げる能力を身につけることができ、その教育効果は多大である。また新たな発明・発見が特許等知的財産として承継される際、その発明者として大学院生も参画できるほうがこれからの研究スタイル、成果の公表姿勢として望ましいと考え実施している。しかし大学帰属の知的財産の管理方法には課題もあり、他大学の例も参考にして見直して行く方針である。

（イ）学外との研究交流に果たしている役割

ハイテク・リサーチ・センターおよび学術フロンティア・センターでは、外部から客員研究員を 1 年の期間で招く制度があり、これを積極的に利用し、学外機関との共同研究が順調に進行している。また産学連携

研究センターは、文部科学省の事業目的である「共同研究の推進」に基づき設置されていることから、企業等の研究者との交流が積極的になされている。医工薬連携研究センターでは、医学部を持たない本学が医科大学との学術交流協定に則り実施されている。しかし公表成果の多くは個々の研究者による研究論文であり、実質的な共同研究がなされているかが課題に残る。それぞれのプロジェクトにおいて、研究班をまたがる共同研究成果、学外の研究者と真に連携した成果の創出を行うべきである。

〈将来の改革・改善に向けた方策〉

（ア）自己点検・外部評価を受けて

2004 年 3 月、国立大学研究機関と企業研究部門それぞれの長を審査員に、先端科学技術推進機構独自で外部評価を受けた。その結果、いろいろな制約の中でよくできた機構で、工学部教員と機構研究員が兼務の独特といえる研究部門の構成は適正である。しかし、６研究部門は総花的とも見え、「選択と集中」、重点的に資金、人員を注入している研究部門、グループなどはあるかとの指摘があった。この指摘に対して、大学は企業とは異なった組織のあり方をもっており、大学内の「選択と集中」は難しいのが現状である。そこで誰かがテーマを掲げ、この人が核となって、一定の資格のある人が集まってくるようにして、このグループを機構が支援していく。これが「選択と集中」の第一歩と考え実施していると答えた。

また現在、医工連携、法工連携や学内・学外共同研究を通じて、研究・教育レベルの向上に努めていると感じられる、このような産学官の共同研究の場である先端科学技術推進機構内の各研究センターで、大学院生を交えて研究教育が進むのは非常によいことと評価された。今後、さらなる研究部門の活性化と学生への教育レベルを向上させるには特色・特徴を打ち出す必要がある、との講評を受けた。

先端科学技術推進機構運営委員会では先の指摘を受け、研究部門の再編成を検討して 2005 年 5 月研究員会に提案した。提案趣旨は、先端科学技術推進機構の持つ学外・学内共同研究、産学官連携プロジェクト研究、グループ研究、受託研究の場という役割をより良く果たすために、「選択と集中」策に基づいて、研究部門を現行の 6 部門から以下の 4 部門への再編成を提案している。

① 新物質・機能素子・生産技術研究部門
② 情報・通信・電子研究部門
③ 生命・人間・ロボティクス研究部門
④ 環境・エネルギー・社会研究部門

この部門再編によって、当機構の目的と役割に柔軟かつ迅速に対応できる研究体制の整備と、より効果的な研究資金の運用が期待できる。さらに、現在進行中の国の第 2 期科学技術基本計画における重点 4 分野、すなわち「ナノテクノロジー・材料」、「バイオテクノロジー」、「情報」および「環境」の各分野への対応性が良くなり、国の「選択と集中」政策に基づいてこの 4 分野に集められる各種大型プロジェクト研究や研究助成事業への応募、実施体制を作り易くなる。なお 2006 年度より始まる第 3 期計画においてもこの重点 4 分野枠は維持される見込みであり、新たに加わるであろう「ロボット技術」、「安全技術」分野等への対応も、上記案で十分に行うことが出来ると考えている。

オ　人権問題研究室

【現状の説明】

（ア）本研究室の理念・目的

本研究室は社会的課題に応えるべく部落問題研究室が 1974 年に設置され、その後、発展的に改組されて「部落問題、人種・民族問題、障害者問題、女性問題など国内外の諸差別について研究調査し、基本的人権の確立に寄与することを目的」とした人権問題研究室が 1985 年に設置された。こうした目的のもとに独立の研究室を設置して差別問題に取り組み、研究・調査・啓発活動を展開したのは、全国の私立大学の中で本研究室が最も早い。

（イ）研究組織

研究室の研究・調査活動は、規程に明記された部落問題研究班、人種・民族問題研究班、障害者問題研究班、女性問題研究班の4研究班編成で行われている。研究期間は1期2年間であるが、テーマによっては、同一テーマで継続して研究・調査が行われている。新しい研究テーマは研究員会で決定され、研究員は全学で公募される。研究室は全学で公募される研究員で構成され、歴史研究や実態調査やアンケート調査を基にした共同研究によって、人権問題に関する研究に寄与している。

（ウ）研究の内容・方法

a　研究内容

各研究班の研究テーマは、2003 年度は、部落問題研究班は①被差別部落の歴史と解放の思想、②部落差別の現実と実践的課題、③部落差別と女性、のテーマのもと、「部落史」研究のため埼玉県川越において資料発掘及び研究調査を行い、また研究班合宿を開催した。人種・民族問題研究班は①在日朝鮮・韓国人問題の歴史と現状、②沖縄と政治差別の問題、③少数民族の同化に関する研究、④外国人労働者問題、のテーマのもと、ドイツにおける少数民族調査を行った。障害者問題研究班は①障害者の社会参加復帰に関する実態調査、②障害者の生活環境の整備、③就学前障害児の療育に関する諸問題、④痴呆老人の療養に関する研究、のテーマのもと、調査研究を行った。女性問題研究班は①大学教育と女性－関西大学学生のジェンダー意識分析－、②スポーツとジェンダーのテーマのもと、女性学・ジェンダー研究フォーラムへ参加した。

2004 年度は、部落問題研究班は①被差別部落の歴史と解放の思想、②部落差別の現実と実践的課題、③部落差別と女性、のテーマのもと、「部落史」研究のため埼玉県・島根県において資料発掘及び研究調査を行い、また研究班合宿を開催した。人種・民族問題研究班は①在日朝鮮・韓国人問題の歴史と現状、②沖縄と政治差別の問題、③少数民族の同化に関する研究、④外国人問題、⑤多言語習得に関する研究、のテーマのもと、中国少数民族の教育事情調査を行った。障害者問題研究班は①障害者の社会参加復帰と障害者雇用に関する研究、②障害者の生活環境の整備、③就学前障害児の療育に関する諸問題、④痴呆老人の療養に関する研究、のテーマのもと、調査研究を行った。女性問題研究班は①ジェンダーフリー教育の実践、②スポーツとジェンダーのテーマのもと、女性学・ジェンダー研究フォーラムへの参加及び韓国におけるジェンダーフリー教育に関する事前調査を行った。

研究室主催の研究学習会は、2003 年度は、「『英霊』と『水子霊』からの解放」源淳子委嘱研究員、「障害をもつアメリカ人法と障害者問題」伊藤健市研究員、「部落実態調査と被差別部落の実情をかいまみて」山本賢夫（米原町上多良文化センター所長）、「大阪府人権協会の現状と課題」谷元達夫（大阪府人権協会事業局次長）、「移民国家へのパラダイム転換をはかるドイツ」奥田誠司非常勤講師、2004 年度は、「生殖技術とジェンダー」石元清英研究員、「青年期精神障害者の QOL」葉賀弘特別研究員、「食肉産業の現状と課題」田中充特別研究員、「人種・民族問題と部落問題：対談」梁永厚委嘱研究員・住田一郎委嘱研究員、「結婚差別の現状と啓発への課題」田中欣和研究員、「茨木市における同和行政の推移と今後の方向－同和地区の実践より－」大和勇三（茨木人権センター）、「近代の朝鮮における女権論（フェミニズム）の先駆者たち」梁永厚委嘱研究員、以上の研究学習会が開催された。

また、人権問題委員会との合同の夏季および春季研究学習会として、2003 年度は、「子どもへの暴力」「子どもの人権・児童虐待」田上時子（女性と子どものエンパワメント関西理事長）、「ドメスティック・バイオレンスの解決に向けて」長谷川京子弁護士、「ホームレスの仕事をつくる－『ビッグイシュー』の挑戦－」佐野未来（『ビッグイシュー日本版』国際担当編集者）、「『人権教育のための国連10年』の評価と今後の課題」友永健三（部落解放・人権研究所長）、2004 年度は、春季研究学習会として、「『あしがらさん』の上映およびトーク」飯田基晴映画監督、「野宿者と子どもたち－いじめ・襲撃を超えて－」北村年子（ルポライター）、以上の研究学習会が開催された。

b　研究方法とその改善

1985 年以降、人権問題研究室は、前述のとおり、部落問題研究班、人種・民族問題研究班、障害者問題

研究班、女性問題研究班の４研究班体制を確立し、研究調査活動に取り組んできた。人権問題研究室の研究調査活動はそれぞれの研究班が研究テーマを設定し、研究班ごとに行われており、複数の研究班による共同研究はこれまでおこなわれていない。しかし、「被差別部落における女性の就労」「在日朝鮮人と障害者問題」「女性障害者のかかえる問題」などといったテーマを設定することは可能である。また、研究室では、正式の研究班とはいえないが、事実上の研究班として「沖縄問題班」が立ち上がっており、研究調査活動をさらに充実したものとするためにも、４研究班の枠を越えた共同研究体制をつくっていくことは重要である。

近年、人権意識の高まりとともに、人権概念は広がり、深化してきている。そうしたなかで、従来の４研究班体制ではカバーできない新たなテーマもでてきている（たとえば、「子どもの人権」「セクシュアル・マイノリティ」「報道と人権」など)。したがって、このようなテーマを扱う５番目の研究班の設置についても検討していく必要がある。

また、班構成による研究では、研究員の研究交流自体が疎かになりがちであり、研究室自体が共同研究の機関として活性化する試みが求められる。そのために新たな共同研究をおこないやすい、細分化されないような研究テーマの設定に工夫が必要である。2001 年度以降の各研究班における実績は次の表に示すとおりである。

表Ⅰ-6-32　各研究班における活動実績

年　　度		2001	2002	2003	2004
班編成	部落問題研究班	10 名　3 テーマ	9 名　3 テーマ	9 名　3 テーマ	8 名　3 テーマ
	人種･民族問題研究班	9 名　4 テーマ	10 名　4 テーマ	10 名　4 テーマ	11 名　5 テーマ
	障害者問題研究班	10 名　3 テーマ	10 名　4 テーマ	10 名　4 テーマ	11 名　4 テーマ
	女性問題研究班	4 名　2 テーマ	4 名　2 テーマ	4 名　2 テーマ	4 名　2 テーマ
活動と成果	研究学習会	6 回　9 報告	6 回　8 報告	7 回　9 報告	6 回　10 報告
	紀　　要（年 2 回）	19 名　338 頁	6 名　184 頁	16 名　503 頁	9 名　327 頁
	公開講座（報告書）	4 名　123 頁	4 名　108 頁	4 名　118 頁	4 名　108 頁

ｃ　国内外における研究交流

人権問題に関する研究機関を置く大学は、本学をはじめ関西には数校ある。これらの研究機関の研究交流を進めていくために、近畿大学同和問題研究所とのあいだで意見交換を行った。

人権問題研究室においては、従来から、研究室が国際化にどのように対応するか、例えば海外の研究員の受け入れ態勢を整備するなどが将来の課題として指摘されてきた。それを受けて、2003 年度にはドイツにおける少数民族に関する調査を行い、また 2004 年度には、中国少数民族調査および韓国におけるジェンダーフリー教育に関する事前調査を行い、海外の研究者との交流を持った。また研究室では、複数の在日外国人（主として韓国、朝鮮人）が委嘱研究員として加わっており、国外との交流の際にも力となっている。

（エ）学生の受け入れ

人権問題研究室では、人権問題に関する図書資料・視聴覚資料（ビデオ・DVD）を収集しているが、研究員のみならず、広く全学の学生の利用に供しており、閲覧、貸し出しおよび複写サービスも行っている。また、資料を利用して授業も行われている。

利用者数、図書貸し出し冊数がまだ少ないので、利用者へのガイダンスを行う必要がある。

（オ）人的体制

ａ　研究員の資格・募集方法

人権問題研究室では、新しい研究テーマは研究員会で決定され、研究員は全学で公募される。しかし、専門分野が限られるため、同一の研究員が相当長期にわたって研究員を務めているケースがある。

なお、研究員の募集方法として公募を行うことは、開かれた研究室を作るという意味では意義のあることであり、当該研究室の活動状況を広く知らしめる効果も期待できる。研究室の活性化のためには、研究テーマと研究員の公募の方法をとりながら、研究員の任期制に工夫を凝らす必要がある。

b　研究員の構成

人権問題研究室における研究員構成は各学部・機構に広く分布しているが、文学部に集中している傾向がみられるので、研究員の募集方法等に工夫を凝らす必要があるように思われる。

委嘱研究員が占める割合については、他の研究所に比べてかなり高くなっている。学外研究者との活発な共同研究それ自体は積極的に進められるべきであるが、一定割合以上は本学専任教員が研究員となっていることが望ましいと言えよう。

なお、所属する研究員はすべて教育職兼任であり、専任の研究員がいないとの従来からの指摘に対する適切な解決策が講じられていない。

表Ⅰ-6-33　研究室における学部別研究員数　　2005 年度

学部等	法	文	経済	商	社会	総情	工	外機	計	委嘱研究員	特別研究員	合計	研究班数
研究員数	2	7	1	1	2	1	2	2	18	10	3	31	4

（カ）施設・設備等

人権問題研究室は、事務室(53.58 ㎡)、合同研究室(53.58 ㎡)、室長室(24.79 ㎡)、図書資料室(53.58 ㎡)、資料保管室（集密書架）(26.77 ㎡)からなり、合せて 316 ㎡のスペースをもつが、図書資料の増加に伴い、書庫が狭隘化している。また、閲覧室が無いので確保する必要がある。

（キ）図書室および図書等の資料・学術情報

研究室が収集した図書資料などは、研究員、教職員、学生の利用に供されている。現在、蔵書数は、2 万冊、受け入れ雑誌数は、175 タイトルである。また当研究室が保管する「森杉夫氏収集史料」は学外の研究者の利用にも供されている。また、1990 年 4 月以降に受け入れた図書はデータベース化され、オンライン検索が可能となっている。なお、1997 年 3 月に開設された同研究室のホームページに対して国内外から多くの関心が寄せられている。

（ク）社会貢献

1995 年度からは研究室主催の『公開講座』を年４回開催しており、地域社会への研究成果の還元を行い、また基本的人権の確立に向けた啓発活動が開始された。2003 年度には、「部落の歴史を学ぶ」藤原有和委嘱研究員、「ＥＵ統合とドイツの外国教育」杉谷眞佐子研究員、「発達障害児に必要な総合支援とは」大島吉晴委嘱研究員、「企業の社会的責任と女性の人権、企業評価のあたらしいモノサシー『女子学生の就職活動からみる企業評価調査』の報告」金谷千慧子研究員、2004 年度には、「特別措置法終結後の到達点と課題－部落差別の現実に学ぶということ－」住田一郎委嘱研究員、「世界周航家ゲオルク・フォルスターの生涯」宇佐美幸彦研究員、「痴呆性高齢者に対応する住まいづくり」荒木兵一郎特別研究員、「子ども・女性の人権」源淳子委嘱研究員、以上の公開講座が各研究班で年 4 回開催された。また、2004 年度には、公開講座開設 10 周年を記念して、吹田市と共催で『関西大学吹田市民人権講座』が開催され、「現代社会と女性の人権－女と男の共生をめざして－」石元清秀研究員、「子どもの人権」源淳子委嘱研究員の講演が行われた。

（ケ）情報公開

各研究班は実態調査やアンケート調査をもとにした研究を行い、その成果を年２回発行の定期刊行物『人権問題研究室紀要』に発表している。

研究室の活動状況は年２回発行される『室報』で公表されている。

この他、年４回公開講座を開催し、出版物として研究成果を『人権問題研究室紀要』に、研究室の活動状況や資料の紹介を『人権問題研究室室報』に掲載し、全国の関係機関に配布しているが、研究成果の公表の義務付けに関する規定化や申し合わせ事項は特に取り決められておらず、これに関する一定の条件が設けられてしかるべきであると思われる。

（コ）管理運営体制

人権問題研究室は4研究班からなり、各班に1名の幹事が置かれている。研究室の運営組織としては、室長とこの幹事4名によって構成される幹事会と研究員全員によって構成される研究員会があるが、研究室の実質的な運営面については、幹事会が審議にあたっている。

（サ）財政

人権問題研究室が、2003 年度に執行した経費は 9,345 千円（決算額。以下同じ）である。2004 年度に執行した経費は8,882 千円である。これから見て取れるように、予算は、年々抑制される傾向にある。

（シ）事務組織

本研究室には学事課の中に分室が設けられて事務室が設置されており、事務職員が本研究室の業務に従事し、研究活動を支援している。

【点検・評価】

自己点検・評価活動を充実させるべく、1994 年 4 月 1 日より本研究室に人権問題研究室自己点検・評価委員会が設けられた。

本学の人権問題研究室は、「基本的人権の確立に寄与する」という目的で活動し、全国的にも先駆的な役割を果たしてきた。4 つの研究班で活発な研究活動が行われ、その成果は紀要などに発表されている。また公開講座や市民講座など社会貢献の点でも大きな成果をあげている。学術交流の点でも「国際シンポジウム」や外国の研究機関との交流、地方自治体や諸団体との交流や情報交換を行い、研究の成果に反映されている。

今後の更なる課題としては、(1) 研究活動の一層の充実、(2) 研究体制の柔軟性などが指摘できよう。研究活動については、これまでも大きな成果を挙げてはいるが、さらに研究室独自の研究図書の刊行など充実を図っていくことが必要であろう。研究体制としては、基礎的・長期的研究のためには現在の研究班体制を維持するとしても、さらにそれに加えて、新たな研究テーマに柔軟に対応するために、期限（たとえば2年あるいは4年）付きの研究班を立ち上げることも検討されてもよいであろう。そして期限付きの研究班の場合は、その都度、研究テーマや研究員は公募により編成することが望ましいと考えている。

7　施設・設備等

関西大学では、ハード・ソフトの両面において教育・研究を支障なく行なうことができる環境整備及びその適切な管理・運用に努めており、特にハード面においては、最先端技術の検討・導入を積極的に行なっている。大学の全体的・共通的なものの詳細は後述のとおりであるが、学部・大学院固有のものについてはそれぞれの項目に譲る。

(1) 大学における施設・設備等の整備

ア　施設の概要

関西大学は、千里山キャンパス（大阪府吹田市）、高槻キャンパス（大阪府高槻市）及び天六キャンパス（大阪府大阪市）の3つのキャンパスからなり、併設学校等を含めた敷地面積は、約88万㎡になる。

（ア） 千里山キャンパスは、校地面積が298,332㎡（大学設置基準上の必要面積の約1.5倍)、校舎面積が192,501㎡（同約1.9倍）あり、1922（大正11）年の千里山学舎建設以来、本学の教学理念に基づく学術振興の拠点としての整備を続け、現在では各学部の学舎棟をはじめ多彩な施設を擁する約31万㎡におよぶ教育・研究空間へと発展した。都心からの交通の便に恵まれながら、千里山の丘陵地に広がる豊かな緑にあふれた立地は、創造性と自由な精神を育む大学として絶好の教育環境を備えている。法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部及び工学部の6つの学部を中心に、総合図書館、研究施設、ホール、グラウンド、ジム、温水プール、レストランまで、学生生活を楽しむための施設が完備されている。学生が学習･研究に、課外活動に、自らの可能性をかけて取り組む活気にあふれたキャンパスから、「関大スピリット」ともいうべき自由闊達な気風が育ち、その数々の成果が世界に向けて発信されている。

（イ） 高槻キャンパスは、校地面積が453,417㎡（大学設置基準上の必要面積の約23.9倍)、校舎面積が23,872㎡（同約2.3倍）あり、大阪と京都の中間に位置するなだらかな丘陵地にあり、総合情報学部を中心に各種施設を備えている。広々とした敷地には、教育・研究のための最新設備を整えた学舎棟をはじめ、セミナーハウスや運動施設などが完備されている。また、最先端技術を導入して、マルチメディア時代を先駆けるハイレベルな情報機能を備えている点も大きな特長のひとつで、次世代を担う情報ジェネラリストを育てるのにふさわしいインテリジェント空間である。

（ウ） 天六キャンパスは、大阪の都心部に位置し、約1万㎡の敷地に実践的な講座を多彩に展開するエクステンション・リードセンターが設置されるとともに、大学院総合情報学研究科のサテライトキャンパスとしての機能も有している。エクステンション・リードセンターでは、在学生に対する各種資格取得、就職活動のバックアップとともに、一般社会人の生涯教育やリカレント教育にも貢献している。都心部のターミナル近くという絶好のロケーションを最大限に活用して、より多くの人々に学習機会を提供する新しい学びの場としての充実した環境を備えている。

イ　省エネ対策と効果について

【現状の説明】

（ア）電気に関する省エネとしては、2000年尚文館建設に伴いガスエンジン1,200kwの高効率コージェネレーション設備を、深夜電力利用氷蓄熱設備（溶液槽77.2㎥　冷凍機60馬力）を設置したことにより、2000年度に約1,400万円、2001年度に約2,800万円、2002年度に約2,800万円、2003年度に約2,400万円、2004年度に約2,000万円の削減効果があった。

（イ）ガスに関する省エネとしては、1995年より学舎の全体空調設備（ガス吸収式冷温水発生機）の運転・管理に中央集中監視システムを導入した。これにより、温度・運転時間を細かく管理し、過剰な冷やしすぎや長時間運転を減少させたことにより、ガス使用量を約10%削減できた。

（ウ）水道に関する省エネとしては、2004 年には千里山キャンパスの節水対策を実施し、直圧給水ポンプの圧力調整、空調用クーリングタワーの給水調整、ブロー水の管理、トイレ給水の節水対策、手洗器蛇口の節水対策、食堂用食器洗浄器の節水対策などにより、それらに係る上下水道や電力を省力化することで、料金を年間約 3,000 万円削減できた。

【点検・評価】

（ア）電気に関しては、2006 年 2 月には、1,600kw の高効率型コージェネレーション設備を設置することで、CO2 の排出を 36%削減し、コスト面では年間約 3,500 万円の削減を予定している。

（イ）ガスに関しては、集中監視システム未設置の建物について、年次計画で進める。

（ウ）水道に関しては、2005 年度に地下水利用給水設備を設置して、年間約 3,800 万円の削減を、2006 年度には、節水対策（高中エリア及び高槻キャンパス）を実施して、年間約 960 万円の削減を予定している。

（エ）この他に、利用者（学生・教職員）のエネルギー節約に関連した啓蒙活動の推進、太陽光発電、風力発電の検討、省エネ建築物の推進なども検討し、更なるエコキャンパス化の推進を強化していく。

ウ　建物の地震対策について

これまでの施設の整備・拡充においては、建物の新築や建替えを積極的に実施してきたが、既設建物の全面リニューアル、アクセス整備、アメニティ整備、空調設備(冷暖房)整備、高速情報ネットワーク整備なども並行して実施してきた。これらの整備工事においては財政の許す限り、耐震性能、防災性能、バリアフリー化など、総合的な観点からキャンパス内の環境改善と建物性能の向上を図ってきている。

なお、以下に述べるのは、純粋な意味での地震対策（＝耐震改修の状況と方針）であり、かつ、施設構造部材に重きをおいたもので、地震に伴う火災の予防、地震の予知を考慮した人命の安全確保、非構造部材等の落下・転倒の防止及び地震後の広域避難所としてのあり方や被災者の心のケア等、いわゆる防災という意味での地震対策は別途並行して検討している状況である。

【現状の説明】

既存建物のうち、1981 年に施行された建築基準法新耐震設計法（以下、新耐震基準という）により設計・施工されたものは、1995 年に発生した「1995 年兵庫県南部地震」（以下、阪神･淡路大震災という）で実証されたように、建物の耐震性能については概ね問題なしとされている。

阪神・淡路大震災では、誠之館 3 号館（旧館）階段の亀裂や、景風館屋根瓦のずれなど、幸いにも軽微な被害に止まったが、それらの建物はほとんど昭和 56 年の新基準前に設計・建築されたものであり、今後施設整備を進める上で耐震性能の維持・向上が重要かつ緊急の課題となっている。

また、1996 年 9 月 30 日文部省から「文教施設の耐震性の向上の推進について（通知)」の中でも文教施設の機能特性を考慮し、より安全性を高めるための改修を目標とした耐震診断及び耐震改修を実施するよう通知されている。

これまで本学では、新耐震基準に適合した建物の新築を推進するとともに、第２学舎、工学部の実験・実習場や以文館などの耐震性能が劣る建物の建替えを実施し、安全性の向上を図ってきた。その結果、新耐震基準に適合した建物の延べ面積は 178,776.79 ㎡となっている。

一方、新耐震基準前に設計・建築された建物も、依然として延べ面積が 147,840.64 ㎡あり、これらの建物は「建築物の耐震改修促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）の趣旨に則り、耐震診断及び耐震改修を実施することが求められている。このことから、本学においても第 1 実験棟の曳屋免震改修をはじめとする耐震補強改修に取り組んでおり、既に 9 棟の改修を実施し、その建物の延べ面積は 17,100.06 ㎡となっている。

この結果、本学における新耐震基準に適合した建物の延べ面積は 195,876.85 ㎡となり、総延べ面積326,617.43 ㎡に対しての耐震化率は60%に達している。

本学は、阪神・淡路大震災後、下記の建物について耐震補強改修を実施した。

a	1995 年	誠之館３号館（旧館）（一部補強）	
b	1999 年	関西大学六甲山荘	741.80 ㎡
c	2000 年	岩崎記念館	1,271.14 ㎡
d	2001 年	工学部第１実験棟（免震化）	2,686.98 ㎡
e	2002 年	誠之館５号館（一部補強）	
		第３学舎１号館（一部補強）	
f	2003 年	第４学舎２号館（実験棟）	1,326.10 ㎡
		経済政治研究所	1,669.31 ㎡
g	2004 年	第２学舎２号館	4,088.86 ㎡
		円神館	2,189.93 ㎡
		誠之館３号館（新館）	3,125.94 ㎡
		合　計	17,100.06 ㎡

また、万一被災した場合の備えとして、公共施設回復までの期間を乗り切るための非常用発電設備や地下水の活用設備など、災害時のライフラインの確保、火災の発生に備えた消火設備の整備なども早期に実現できるよう計画を進めている。

【点検・評価】

建物の耐震性を本格的に判断するには、新耐震基準前に設計・建築された建物が新耐震基準に適合するかどうかを評価するための耐震診断を実施する必要がある。

一般的に耐震診断は第１次診断から第３次診断までのランクがあり、順次精度を高める方法をとるが、実際に耐震補強改修を行うための設計を行う場合は、第３次診断まで実施し精度の高い計画を立案する必要がある。しかしながら、新耐震基準前の建物を全て第３次診断まで実施した場合は、膨大な経費を投じなければならない。このため、まず耐震補強して残す建物か、解体して建て替えるべき建物かを判断する必要がある。ただし、耐震補強改修を施す場合は、補強のための壁や筋交いなどが、窓や出入り口などの基本構造に影響を及ぼすことがあり、その建物の機能を大幅に損なう場合もあるため、検討の結果、耐震改修計画の策定後に止む無く建替えに変更せざるを得なくなることも想定される。

これまでに述べたとおり、これまで本学では財政の許す限り耐震化の推進に努めているが、まだ第３次耐震診断を実施できていない建物もあり、新耐震基準ができる前の建物で耐震補強が完了していない主な建物（小型の屋外倉庫、屋外トイレなどを除いた建物）の総延べ面積は119,597.77 ㎡と算定される。

また、1971 年以前に設計・建築された建物については、前述の耐震補強改修後の機能や償却残存年、現行の文部科学省の耐震補強に関する補助基準の対象外となることなど考慮したうえ、できるかぎり建て替えを実施することが賢明な選択といえる。

なお、ここでいう耐震補強改修とは、耐震診断の結果「大地震に対して倒壊または大破する危険性がある」と評価された建物を、小破または中破のレベルに止め、人命に損傷を与えるリスクを軽減し、なおかつ建物も地震後補修すれば再使用可能なレベルの耐震性を有する建物に改修することである。

エ　廃棄物対策について

【現状の説明】

ゴミ排出量の削減や資源化を進めるため、千里山キャンパス・高槻キャンパス共に学舎の内外に分別用ゴミ箱を配置して、ビン・缶・ペットボトル及びその他のゴミに分別して収集している。紙ゴミ発生の大きな

原因となっているコピー紙は、両面印刷による紙の節約を図り、発生の抑制に努めているほか、日常の紙ゴミ、新聞・雑誌、大型ゴミ及び不燃物は、資源化が可能なものについてはリサイクルしている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

分別収集を推進することにより、2004 年度は一般廃棄物排出量を対前年度比 24%削減することができた。

しかし、吹田市における 2003 年度事業系ゴミの 47%が紙類であることから、同市は、2004 年 4 月に現状で実施可能な減量方策と減量目標量を設定し、計画最終年度（2020 年度）には、現在よりさらに事業系で 7,000t の減量が目標となっている「廃棄物（ごみ）減量計画実施計画」を策定した。同市の廃棄物減量計画を受けて、本学の廃棄物対策を進めていく必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

機密文書については、「個人情報の保護に関する法律」に適合する適正処理を念頭に置きつつ、焼却処分から溶解処分へと変更する予定である。

本学における実施エリア拡大を図るには、紙ゴミやその他の資源ゴミの保管場所の整理及び確保が必要であること同時に、ゴミの発生抑制と排出抑制を進めた排出量の削減と、分別収集の必要性について啓蒙を進めていくことが課題である。

ゴミの減量と資源化を更に推進していくには分別収集を徹底することである。ゴミの分別には、教職員や学生が地球環境を意識し行動を起こしていく事が重要である。また、メール等の利用によるペーパーレス化も進めていく必要があることから、大学全体に対する啓蒙活動をめざす必要がある。

このようなリサイクル活動について積極的な取り組みを進めていき、環境負荷の低減及び資源の有効活用を行う計画である。

オ　風致地区と緑化について

【現状の説明】

千里山キャンパスは 1933（昭和 8）年 4 月に風致地区に指定され、1970 年の都市計画法の改正に伴う見直しを経て今日に至っている。風致地区とは、各種の開発等によって著しく都市の自然が失われる社会情勢のなか、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観を保持している地域や、良好な住環境を維持している地域などを指定し、地域内における土地の地質の変更、建築物の新築、増築、改築又は木竹の伐採等を規制して、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするもので、吹田市内の指定地は、本学の千里山東地区（約 40,000ha）、阪急電車線路西側の千里山西地区（約 88,000ha）及び豊中市の服部緑地に接する服部地区（約 11,000ha）の 3 地区がある。

現在、千里山キャンパスには高木約 5,100 本、中木約 2,400 本、竹約 16,600 本、低木約 73,200 株、地被類約 2,700 ㎡、芝生約 13,800 ㎡が植栽されている。その中には吹田市に指定された保護樹木が多数あり、吹田市内の大木の約 11%が存在している。また、100 周年記念会館西側の植栽地は保護樹林にも指定されている。建築工事に伴いこれまで育ってきた樹木は移植し再生を図っており、四季を通じ季節感が味わえる花木を多く植栽することにより、風致の精神を損なうことなく良好な環境を維持してきている。

【点検・評価】

〈問題点〉

1970 年の都市計画法の改正に伴う風致規制の見直しで、建物の絶対高が 15m に制限されたことが、その後建築計画において今日まで大きな問題点になっている。

建築物の目的等からどうしても高さが 15m を超える場合があり、その許可を得るために条文の但し書きの適用を 8 棟で受けてきた。この適用条件として大阪府からは、空地率 75%以上（通常 60%）、緑地率 30%以

上を確保するように誓約が課せられている。

現在、緑地率は基準内に納まっているが空地率は限界に達しており、施設を新築する場合は、それに見合う既存施設を解体することにより建築計画を実施している。これにより空地率の維持は可能となるが、一方で15mの高さ制限のために延べ面積が減少するということが問題となる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

2004年5月18日より条例改正で、許可権限が大阪府から吹田市に委譲された。吹田市は、建物と自然が調和する景観を守るという観点から、建物の絶対高さにこだわる必要はないとの理解を示している。

本来は、風致地区の指定解除に向けて自治体と意見交換をしなければならないが、当面の対策としては、近隣からの景観を重視した植栽計画をして、少しでも建物高さの緩和に繋がるような植栽整備を展開することも一策であると考えている。また、従来から千里山キャンパス外周の門は開放しており、近隣住民の散策や憩いの場として利用されていることをもっとアピールしていかなければならない。

これからの植栽計画として地球温暖化問題に配慮したヒートアイランド対策、省エネルギー対策として屋上緑化・壁面緑化を検討・展開して、社会問題に直結した方策の取り組みをアピールすることも大切である。

カ　記念施設等

（ア）関西大学100周年記念会館

関西大学100周年記念会館は、1989年11月、創立100周年記念事業の一つとして千里山キャンパスに建設された。3階には、エントランスホール、事務室、レストラン（68席）およびサロン（36席）、2階には、423名収容と288名収容のホール2室があり、2室を併せて800名収容のホールとして使用することもできる。他に、10名から58名まで収容の大小合わせて8つの会議室があり、会議室の収容人員は合わせて252名となっている。1階には、25m、7コースの公認プールを設けており、本会館は、学術研究の場、それを社会に還元するための教育・文化的事業の場、国際交流事業の場、あるいは水泳を通じての健全な心身錬磨の場となっている。

本館は、1991年に大阪市景観建築賞「大阪まちなみ賞」を受賞した。

使用は、大学主催の各種行事、学会、国際シンポジウムが主なものである。

本館は100周年記念の名に相応しく造りが重厚で、式典等の行事開催会場として、また、様々な学会会場としてもよく利用され、関係者から好評を博している。

過去2年間の利用状況（プール除く）は、2003年度が利用件数281件、利用人数51,760名、2004年度が同様にそれぞれ268件、47,350名であった。

（イ）セミナーハウス

ａ　関西大学彦根荘

関西大学彦根荘は、1964年4月本学健康保険組合保養所として、彦根市八坂町の琵琶湖東湖畔に開館した。その後の健康保険組合の解散に伴い、1973年4月から管理・運営は法人に移管され、1996年4月からは教育研究活動施設として位置づけ、学生･生徒の利用にも供されることとなった。

メインフロアの2階には、3名収容の宿泊室4室、6名収容のものが2室、その他30名収容の会議室、食堂・ロビー等がある。1階にはラウンジ、サービスコーナー等がある。また、敷地内にはテニスコート2面、バーベキューテーブル等が設置されている。宿泊定員は24名となっていて、学生・生徒の正課授業、教職員、校友およびその家族の研修あるいは保養施設として利用されている。

本荘は敷地面積も広く、また琵琶湖畔直近に建てられているため、非常にリラックスした気分にひたることができ、利用者から大いに喜ばれている。ただ、元来保養施設として建てられているため、収容定員が24名と少なく、3・4年次生合同ゼミ等の場合は収容し切れない場合がある。

過去2年間の利用者数は、2003年度が正課授業による利用者数695名、その他合わせて計1,163名、

2004 年度が同様にそれぞれ 756 名、1,201 名であった。

b　関西大学飛鳥文化研究所・植田記念館

1972 年 3 月、本学文学部の網干善教助教授（現　名誉教授）ならびに文学部史学科（現　史学・地理学専修）日本史学専攻の学生が、故末永雅雄本学名誉教授（1988 年文化勲章受章）の学統を受け継ぎ、明日香地方の発掘調査の成果の一つである高松塚古墳玄室内の極彩色壁画を発見した。当時の関西大学教育後援会会長であった植田正路氏は、黙々と発掘を続ける先生と学生の姿に感動を覚え、本学の教育と学術研究の発展にと、私財の一部を大学に寄付され、1975 年 3 月に奈良県高市郡明日香村稲渕に建設されたのがこの記念館の発祥である。

本館のほかに、利用者の急増により、1987 年 3 月に建設された新館は、1 号館から 8 号館で構成され、ホール、180 名収容の講堂、教室は 30 名収容のもの 1 室、45 名収容のもの 2 室の計 3 室がある。他に、図書室やラウンジがある。宿泊棟には、洋室 15 室、和室として 12 畳 2 室、24 畳 3 室の他、食堂等があり、宿泊定員は 120 名となっている。屋外に、テニスコート 1 面を設置している。

利用の実態は、学生の正課授業や教職員を含めた研究会、研修会が中心となっている。

本施設は建設当初から種々の制約にもかかわらず、教育効果を高めるべくセミナーハウスとしての間取りがなされており、収容人員も十分で、かつ教室数も多い。また周囲には歴史的史跡が数多く散在し、ゼミや研修の場としては最高の環境の中にあるといえる。

過去 2 年間の利用状況は、2003 年度が正課授業による利用者数 4,133 名、その他合わせて計 4,793 名、2004 年度が同様にそれぞれ 4,020 名、4,774 名であった。

c　関西大学恭仁山荘

関西大学恭仁山荘（くにさんそう）は、京都府相楽郡加茂町にあり、東洋学の泰斗内藤湖南博士が晩年隠棲した「恭仁山荘」を本学が譲り受け、1989 年 6 月に修復、新装したものである。ＪＲ関西本線「加茂」駅から車で約 10 分のところに位置する。

母屋に、8 畳敷の和室 3 室、10 畳敷の洋室 1 室、広間等がある。宿泊定員は 12 名である。

本山荘は、教職員の研究・研修のための施設で、かつ 1 日の利用者は非常に限られている。また、場所も京都・加茂町と交通の便もあまりよくないため、開所当初から利用頻度は低い。

過去 2 年間の利用状況は、2003 年度が 34 名、2004 年度が 88 名であった。

d　関西大学 100 周年記念セミナーハウス・高岳館

関西大学 100 周年記念セミナーハウス・高岳館は、本学創立 100 周年記念事業の一環として、1992 年 3 月大阪府高槻市霊仙寺町の高槻キャンパス内に建設された。

1 階には、200 名収容の大教室 1 室、50 名収容の小教室 4 室、100 名収容のＡＶ資料室 1 室、事務室、食堂等があり、2・3 階は宿泊室として、8 名収容の和室 12 室、4 名収容の洋室 24 室、1 名収容の洋室 4 室、ラウンジ 2 室等がある。宿泊定員 196 名で、正課授業に、また課外活動の合宿施設として利用されている。

本館は高槻キャンパス内に建てられており、交通も便利で収容人員も多く、近くには広いグラウンドやゴルフ練習場もあり、ゼミはもとより、正課体育の合宿や課外活動に至便な施設として好評を得ている。

過去 2 年間の利用状況は、2003 年度が正課授業による利用者数 3,304 名、その他合わせて計 11,365 名、2004 年度が同様にそれぞれ 3,414 名、13,113 名であった。

e　関西大学白馬栂池高原ロッジ

関西大学白馬栂池高原ロッジは、1997 年 6 月に長野県北安曇郡小谷村に、関西大学教育後援会創立 50 周年記念特別事業として建設され、大学に寄贈された。

メインフロアの 3 階には、ラウンジ、食堂、事務室、2 名収容の洋室 2 室、1･2 階には、8 名収容の和室併せて 6 室があり、宿泊定員は 52 名である。本ロッジは、栂池高原スキー場の麓に位置し、冬季には正課体育授業の一つとしてスキー合宿にも使用されている。

本ロッジは栂池スキー場に近接し、冬季には学生、教職員、校友その他のスキー練習に、夏季には登山

の基地としてよく利用されている。

過去 2 年間の利用状況は、2003 年度が正課授業による利用者数 185 名、その他合わせて計 852 名、2004 年度が同様にそれぞれ 161 名、714 名であった。

ｆ　関西大学六甲山荘

関西大学六甲山荘は、関西大学教育後援会から本学へ寄贈され、1999 年 11 月から開館した。神戸市灘区六甲山町北六甲にあり、六甲国立公園内の海抜 931mのほぼ山頂付近に位置している。

メインフロアの 2 階には、食堂・談話室、30 名収容のセミナー室（和室）がある。3 階には、和室で 5 名収容のもの 1 室、4 名収容のもの 4 室、洋室で 2 名収容のもの 3 室がある。1 階には、31 名収容のセミナー室（洋室）、17 名収容の多目的教室、洋室で 1 名収容のもの 1 室、2 名収容のもの 2 室があり、宿泊定員は 32 名である。

本山荘は大学からの交通の便も良く、標高も高いため夏涼しくリゾート施設も周辺に多く、ゼミ学生を始め教職員等にも好評である。当初は民間の保養施設であったが、その後増改築を行い、ゼミ授業の場としての環境を整えてきた。

過去 2 年間の利用状況は、2003 年度が正課授業による利用者数 886 名、その他合わせて計 1,337 名、2004 年度が同様にそれぞれ 838 名、1,601 名であった。

（2）組織・管理体制

ア　施設・設備の維持管理体制（トータルビル管理について）

【現状の説明】

千里山、高槻及び天六キャンパスの建物・構築物等に付帯する各種設備の「運転・監視業務」及び「保守・点検業務」については、大学の管理のもと総合的に管理できるメンテナンス会社に一括委託している。

運転・監視業務については、関連法令に従って法定管理者を事務職員（一部メンテナンス会社に委託）から選任し、法定管理者の管理・指示の下でメンテナンス会社が日常運転・監視等を行っている。

保守業務については、関連法令に基づいた「年間計画表」及び「月間設備保守計画表」を作成し、法定管理者の管理・指示の下でメンテナンス会社が計画的に遂行している。また、中長期的展望にたった施設・設備の修繕計画を施設課において立案し、予算を確保した上で計画的に改修を行っている。

法人本部に属する管財局施設課には、一級建築士、電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、特別管理産業廃棄物管理責任者、危険物取扱者等の有資格者が課員として配属されており、これらの専任職員が建築･設備･清掃等の各分野の委託業者を、専門的な技術･知識を基に的確な判断とマネジメントにより統括管理しながら、日常及び定期の維持･管理、法定点検、保守や清掃等を行なっている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

一括委託することにより、①各種設備のメンテナンス業務の一元管理、②休業日や夜間における緊急体制の強化、③管理コストの削減、④ライフコスト提言と省エネルギーを志向した維持管理等、を図ることができる。

大学は、委託業務内容を規定した「トータルビル管理業務委託仕様書」を策定し、それに基づく作業実施状況については、日報及び作業完了報告書によって、履行状況を確認する体制を整えている。

すべての委託業務は法人部署の管理・監督のもとに置かれ、綿密な打ち合わせを行うとともに、日常的な管理･連絡を徹底することで情報を共有化し、業務委託化（2000 年度から業務委託契約を開始）して 5 年が経過しているが順調な業務執行をしていると思われる。

しかし、夜間や休日における緊急連絡網の整備や委託業者における高い専門技術を必要とするトラブル

対応については更なる改善が必要と考えられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在個別に契約をしている警備及び清掃業務を、将来的には設備、警備及び清掃の 3 業務を含めたトータルの業務委託を行うことにより一元化し、業務の効率化と経費削減を目指すこと、トータルビル管理業務のなかで挙げている「エネルギー管理や修繕計画などのコンサルティング業務」等のマネジメント機能を強化することなどが課題となる。

また、建物設備保守の実務から施設の現状を把握し、問題点、改善点を挙げ、それが改修工事や建設に活かされ、それを評価していくサイクルが必要であると考えられる。

イ　衛生・安全を確保するためのシステム

施設面での安全性の確保については、前述の「(1) ウ　建物の地震対策について」のとおりである。

衛生面での安全性の確保については、2000 年度より給水の安全性を向上させるため老朽化した給水設備を改修すると共に、高架水槽方式の給水設備を直圧給水方式に切り替えている。

防犯面の対策としては、カードキーによるセキュリティシステムの導入や、防犯カメラを設置している建物も数多くある。また、女子トイレへの防犯ベル設備や、夜間の構内通行にも防犯上必要な照度を確保できる外灯設備なども整備している。

以上のとおり安全・衛生面についても最大限の努力を行なっているが、今後も一層の整備を図るように努める必要がある。

(3) キャンパスアメニティ

ア　キャンパスアメニティの形成・支援のための体制の確立状況

【現状の説明】

（ア）キャンパスの緑化状況

元来丘陵地である千里山キャンパスは緑の宝庫と言えるが、学舎等の建設やグラウンド整備により、大きく環境が変化している。現在、高木が約 5,100 本、中木が約 2,400 本、低木については約 73,200 株が栽培されている。大阪の都心部にキャンパスを置く大学としては、緑の多い環境を保っていると言えよう。また、学内の造成工事にあたっては、建物周辺の整備として常に植林・植栽などの措置を講じ、学生の教育環境、とりわけ住環境に配慮している。

（イ）喫煙問題について

受動喫煙の防止対策に努めるべきとした健康増進法が、2003 年 5 月に施行されて以来、大学をはじめ病院や駅構内等において喫煙を規制する動きが活発化してきている。

本学においても、学舎内での禁煙措置及び生協でのたばこ販売を取り止める措置等を行ってきたが、これだけでは喫煙を規制する措置が徹底されているとは言いがたい。また、2003 年度に実施した学生生活実態調査から、たばこを吸わない学生からの喫煙マナーに対する多くの苦情があり、早急に大学として、何らかの対策を講じる必要に迫られている。

そこで本学では、2004 年秋学期より「喫煙マナー」の向上を目指して、千里山キャンパス第 1 学舎、第 2 学舎、第 3 学舎及び第 4 学舎周辺の 6 箇所および高槻キャンパスに喫煙場所を指定するとともに、スモーキングスタンドを新設した。この喫煙場所は、たばこのマークの入ったデザインが施された看板で指定されている。

（ウ）掲示板などの設置状況

学生への情報提供の場として、従来方式の掲示板に加えて、各学舎を中心に電子掲示板の設置も進んでいる。課外活動など学生主体の情報発信用として学内のメインストリートをはじめ各学舎や課外教育ゾーンに

学生用掲示板を設置し、課外活動が活発化すべく配慮している。

（エ）建物のデザインと景観について

千里山キャンパス内には「円神館」や「簡文館」のように円形の建物、「100 周年記念会館」のように丘陵地の斜面と調和した建物など、個性豊かな建築物が散在する。近隣の町並みにも配慮したデザイン・レイアウトを行なっており、関西大学正門（秀麗橋を含む）は 2002 年 11 月吹田市都市景観賞（いいでしょこのまち作品部門）を受賞した。個性と魅力ある作品（建物）として市民から推薦されたものである。なお、キャンパス内の各所には本学の歴史上の人物や伝統を今に伝える彫像が配されており、学生・教職員に限らず、学内を散策する人たちの目を和ませている。

【点検・評価】

広大な敷地に豊かな緑と個性豊かな建物を擁する伝統ある千里山キャンパス、また静かな山間に築かれたモダンな高槻キャンパスともに、それぞれその立地条件を活かした環境整備が行なわれており、快適な研究・教育空間を創出しているといえる。ただし、大学全体の質を向上させていく取組みの中で、キャンパス内の自然環境に配慮する姿勢、健康な身体作りへの意識、障害をもつ人たちも快適なキャンパス生活が送ることができるよう、バリアフリーにも配慮したキャンパスづくりに努めている。

イ　「学生のための生活の場」の整備状況

【現状の説明】

（ア）バリアフリーの現状

本学では、従来より身体の不自由な人にも優しいキャンパス作りに努めていたが、特に 1994 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が制定されて以来、新規および既存の建築物ともにバリアフリー化が進んでいる。詳細は、「（4）利用上の配慮（身体障害者に対する施設面での取り組みについて）」を参照願いたい。

（イ）学生食堂の数・座席数について

学生食堂の店舗数および総客席数は、千里山キャンパスで 6 店舗　約 1,700 席、また高槻キャンパスで 1 店舗 850 席となっている（各食堂の店舗面積数と客席数については、表Ⅰ-7-1 を参照のこと）。

いずれのキャンパスも、食堂施設は関西大学生協が営業を行なっている。

表 I-7-1　学生食堂の数・座席数

千里山キャンパス	店舗面積	客席数
本部棟（食堂本部店・ファーストフード店・フードショップ店）	2148.5 ㎡	870
食堂社会店	332.74 ㎡	178
経商カフェテリア店	449.33 ㎡	192
新関大会館南棟・BONPLAT	431 ㎡	169
新関大会館南棟・QOO　QOO HOUSE	360 ㎡	131

高槻キャンパス	店舗面積	客席数
食堂店	1137.48 ㎡	850

（ウ）教室などのエアコン設置状況

各学舎内の教室のエアコン設置率はほぼ 100％である。近年、学生の課外活動施設においても空調化が進められているが、未だ一部、工学部の実験・実習棟、および誠之館 3 号館（旧館）・有鄰館などの学生用部室にはエアコンが設置されていないところも存在する。総合学生会館（凜風館）の建設が進行している状況からみて、今後学内の空調化は着実に進行していく。

（エ）学生用談話室・自習室の設置状況

談話室および自習室の数についての学舎ごとの統計は、表Ⅰ-7-2 のとおりである。第 4 学舎、尚文館を除く各学舎に談話室が設けられているほか、読書などの目的に自習室がすべての学舎で用意されている。

表 I-7-2　学生相談室及び自習室設置状況

区分	学生談話室	自習室
第 1 学舎	2（女子専用が 1）	1(読書室として)
第 2 学舎	2(100 席)	2（各 50 席）
第 3 学舎	2（男子・女子、各 1）	3（読書室含む）
第 4 学舎	なし	4（読書室含む）
尚文館	なし	1(14 席)
総合図書館	3	4
高槻キャンパス	1（E 棟）	2（図書室・E 棟）

（オ）総合学生会館

学生が課外活動の場として使用している建物（誠之館）は老朽化したことと、手狭であるため、代わる施設として、創立 120 周年記念事業の一環で、2006 年 2 月に総合学生会館が竣工予定である。この建物には快適な食生活を支える施設や購買コーナー、音楽練習場、学生の憩いの場のほかに、学生の談話スペースを設け、インターネットへのアクセス環境を構築し、学生文化の「情報発信基地」としての機能も併せ持つ空間を創出することになっている。

【点検・評価】

建物などのバリアフリー化は、年次計画で着々と進んでいると言えるが、キャンパス全体としては丘陵地に位置しているために、車イスの利用や松葉杖による歩行が困難な状況である。上下の移動については、建物内に設置されたエレベータの利用が考えられるが、すべての学生・教職員が個々の施設に詳しいわけではなく、キャンパス内を快適に移動できるよう、（バリアフリー施設を示す）案内標識の敷設や地図の作成なども考える必要があるだろう。

学生食堂については、学生総数に対する客席数が、高槻キャンパスでは約 30%であるが、千里山キャンパスで 5%余りと、著しく数が不足している。これは、近隣の飲食施設利用を考えても、満足のいく数字とは言い難い。また、高槻においては、学生や教職員が夕刻以降に研究や仕事を行う場合、（近隣に飲食施設がないため）生協閉店後は実質的に飲食ができず、両キャンパスとも飲食施設の充実が待たれるところである。千里山キャンパスでは、総合学生会館の建築に食堂などの拡張が組込まれているが、高槻キャンパスでは食堂・売店の営業時間延長の措置を考慮すべきだろう。さらに、大学キャンパス内の飲食スペースは、ただ空腹を満たす場所ではなく、学生が集まり憩いながら情報や話題を交換し、正課教育や課外活動への英気を養う場所だとすれば、スペースの確保やメニューの充実はもとより、空間そのもののデザインにも工夫を凝らす必要がある。

トイレについては、近年の女子学生の増加も考慮に入れて、設置状況を見直したり、新たな敷設も視野に入れながら、今後その整備を進めていく必要があるだろう。

エアコン設置状況は、特に近年の都市における実情を考えると、100%空調化が進むのは当然の流れといえるだろう。工学部の一部や、課外活動用部室の一部にエアコンが導入されていないため、夏場の暑さ対策として、早急に解決したい問題である。ただし、昨今の環境問題と考え合わせたとき、節電はもとより、地球温暖化にも気配りを忘れてはならない。

学生談話室および自習室については、ほぼ各学舎で専用のスペースが用意されている。研究用としては、図書館内の閲覧室や自習室がその機能を十二分に発揮していると言えるだろう。また、総合学生会館が完成すれば、さらに談話スペース（憩いの場）が拡張されることになる。

今後は、海外の大学にあるような「自学・自習センター」設置の可能性を模索し、必要な器材・文献・ソ

フトだけでなく、ＴＡなども常駐させ、利用時間をも十分配慮した学生の自学・自習を支援する体制作りも、学生サービスの一環として検討していく必要がある。

ウ　大学周辺の「環境」への配慮

【現状の説明】

本学は現在、千里山キャンパス、高槻キャンパスおよび天六キャンパスの 3 キャンパスを有している。そのうち天六キャンパスは、総合情報学研究科のサテライト教室およびエクステンション事業に利用し、大阪市内（都心）に位置している。他の 2 キャンパスは共に自然環境に恵まれた場所に立地し、特に千里山キャンパスは、その殆が風致地区に指定されており、自然環境を維持するために樹木などの植栽管理を行なっている。四季折々花木が美しく、なかでも､桜は 1,500 本を優に超えており、花見の頃には周辺住民だけでなく遠方から多くの見学者が訪れるほどである。

2004 年度には学生ボランティアがキャンパス内に花を植えるなど、学生たちもキャンパス内の自然環境保持に参画している。

（ア）路上駐車（駐輪）について

千里山キャンパス周辺は住宅地であるため、交通の安全と環境への配慮から、学生ならびに教職員の自動車通学・通勤は原則禁止としている。1997 年度から入学試験合格者に対する入学手続書類の中に「自動車・モーターバイク通学禁止に関する同意書」を本人から提出させ、規則の遵守を呼びかけているが、それにもかかわらず、キャンパス周辺に迷惑駐車（駐輪）をするケースがあり、近隣の住民から苦情が寄せられている。大学としては、教職員が定期的に巡回指導に当たるとともに、学生の理解を深めるべくキャンペーンを実施したり、日常的には委託業者を中心としたキャンパス周辺への巡回指導を行うことによりに、近隣地域の環境保持に努めている。

高槻キャンパス周辺も住宅地があるため、1994 年の学部創設以来、学生の自動車通学は原則として禁止している。ただし、最寄りの鉄道駅から遠隔地にあるため、卒論・ゼミで早朝・深夜に作業がおよぶ 4 年次生に限り、事情に応じて自動車による通学を一部許可している。その際も、地域住民に迷惑をかけることのないよう、大学としてその対策と指導を心掛けている。

（イ）常時使用者への対策について

千里山キャンパスでは、自動車通学・通勤と同様、二輪の使用も禁止している。しかし、同意書を提出しているにもかかわらず、自動車やバイクで登校し、近隣への迷惑駐輪が後を絶たないのが現実である。大学では、交通問題対策委員会および交通問題対策実施部会を定期的に開催し、迷惑駐輪を繰り返す悪質な学生に対しては各学部に通告し、反省を促すとともに二度と繰り返さぬよう説諭にあたっている。先般、罰則のルールを定め、その対策に努めている。

（ウ）自転車駐輪（駐輪場設置：マナー指導）について

千里山キャンパスでは自転車による通学は許可しているが、周辺の道路やキャンパス内に放置するケースが後を絶たなかった。近隣はもちろんのこと、学内での放置はキャンパスの景観を乱すだけでなく、歩行者にとって通行の妨げとなる。その対策として常時警備員を配置し、決められた場所に自転車を置く習慣を学生に身につけさせるための指導を行った結果、キャンパス内の放置自転車はほとんどなくなり、歩行への妨げも無く、美観を取り戻している。

高槻キャンパスは地理的条件により自転車通学の問題は基本的にないといえる。

（エ）周辺環境に配慮した騒音や照明問題への取組みについて

千里山キャンパス周辺は住宅が密集しており、特にグラウンド付近の住民から課外活動の騒音や照明についての苦情が寄せられることがある。夜間照明については 20 時までに制限し、騒音に配慮するよう学生に指導を行なっている。高槻キャンパスでも、特に高岳館（セミナーハウス）付近に民家があり、夜間光や音が漏れないよう配慮している。

（オ）学園祭開催時の周辺対策について

前項に関連して、学園祭開催時にも騒音と照明の問題が生じることから、毎年、学園祭実行委員会の学生が事前に近隣の住宅を個別に回り、直接説明を行うことによって、周辺住民の学園祭への参加と理解を得るよう努めている。

【点検・評価】

本学は緑の多いキャンパスとして、外来者からも賞賛されている。キャンパス内の緑を守り、残していくために樹木の育成・維持には特に気を遣っており、自然環境との共存、勉学に気持ちよく打ち込める環境を作っていくための努力は欠かしていない。

キャンパス周辺では、本来禁止であるはずの自動車やバイクの違法駐車による地域住民からの苦情が絶えず、大学としても対策に追われているのが現状である。最近は学生生活課と学部との連携により、違法駐車常習の学生に対して学部から罰則を与えており、徐々に効果が現れている。

交通問題をはじめとして、音楽系団体や体育会の掛け声等の騒音、グラウンドの照明等による夜間の照度の問題等、地域住民に対して大学が迷惑を掛けていることはあるが、苦情があればその都度教職員が対応し、改善にむけての努力をしている。

地域の環境を守り、住民との共存・共生をはかることが大学として使命であり、教育・研究活動による社会貢献とともに欠かしてはならない要素のひとつである。

（4）利用上の配慮（身体障害者に対する施設面での取り組みについて）

【現状の説明】

身体障害者に限らず全ての人にとってバリアーのない施設は理想であるが、その要望もさまざまであり実現は容易ではない。しかし、少しでも本当のバリアフリーに近づけるために本学では次の 3 点を重点的に行なっている。

a　「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」への対応

b　文部科学省「私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業」の一環

c　居室・トイレ・エレベータ等改修を進める中でバリアフリーを考慮した計画

1994 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」制定後の建物に関してはバリアフリー化対応といえ、次の各建物が該当する。

1994 年度　誠之館 6 号館（有鄰館）
1996 年度　新関西大学会館
1997 年度　工学部第 5 実験棟、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター、高槻キャンパスＤ棟／大学院棟、一中 3 号館
1998 年度　一高・一中秀麗館
2000 年度　尚文館、児島惟謙館
2001 年度　誠之館 7 号館（新凱風館）
2002 年度　第 3 学舎 3 号館・4 号館、総合情報学部Ｅ棟／教室棟
2003 年度　高槻キャンパスネットワーキング研究センター
2004 年度　第 2 学舎 4 号館

文部科学省の補助金を受けて行った事業は以下のとおりである。

1999 年度　岩崎記念館昇降機設置、第 2 学舎 2 号館便所、第 3 学舎昇降機、第 1 体育館前駐車場および敷地内の通路

2000 年度　第 4 学舎 2 号館車椅子用トイレ、第 1 学舎 2 号館 B202 教室扉形状変更、尚文館周辺庭園整備（車椅子使用者用屋外トイレ）

2001 年度　第 4 学舎バリアフリー化、第 4 学舎車椅子使用者用屋外トイレ

2002 年度　尚文館バリアフリー化、「視覚障害者用誘導ブロック（床材）敷設および手すりの点字標示」、第 2 学舎 1 号館バリアフリー化、「視覚障害者用誘導ブロック（床材）敷設および手すりの点字標示」

2003 年度　千里山キャンパス各所点字タイル設置工事、円神館バリアフリー化、第 1 学舎 2 号館バリアフリートイレ設置、工学部第 1 実験棟バリアフリートイレ設置、第 4 学舎 1 号館北側スロープ設置、誠之館 3 号館（新館）バリアフリー化、千里山北グラウンドバリアフリートイレ設置

2004 年度　関西大学キャンパス・バリアフリー化（関西大学会館玄関前スロープ設置及び玄関自動扉設置、第 1 学舎 2 号館 2 階トイレ設置、工学部第 5 実験棟 3 階研究室扉形状変更Ａ、工学部第 5 実験棟 3 階研究室扉形状変更Ｂ）

関西大学キャンパス・バリアフリー化（追加募集）（第 2 学舎 3 号館玄関アプローチ改善及び自動扉設置、誠之館 4 号館地下 2 階バリアフリートイレ設置、第 3 学舎 1 号館 1 階バリアフリートイレ設置）

上記ｃについての具体的な基準は、次のとおりである。

（ａ）　教室を改修する場合は、出入口に引戸を設け、前後に車椅子対応の机を設置する。

（ｂ）　トイレを改修する場合は、車椅子使用者対応の多目的トイレを設置する以外の一般的な部分にも、手摺、人感センサー、自動水洗等の詳細を検討する。

（ｃ）　エレベータを改修する場合は、身体障害者対応のエレベータかごとし、昇降口は車椅子が回転可能なスペースを確保する。

【点検・評価】

2005 年度に中期計画案を策定し、バリアフリー化率の策定、各建物バリアフリー化率に基づく改善状況の把握、改善計画の具体化の手順で行う予定である。

（5）博物館

関西大学博物館は、わが国の大学博物館では全国有数の規模を誇る。開館 10 年を経た現在、その設立理念と目的を達成するべく、多彩な教育研究活動や普及活動などを精力的に展開・推進している。

【現状の説明】

ア　理念と沿革

関西大学博物館は 1994 年に「博物館法」による博物館相当施設として開館され、ユネスコの中に組織された国際博物館会議（ＩＣＯＭ）に規定される理念と、日本国内法である「博物館法」第２条に規定される目的に準拠して運営されている。具体的には「関西大学博物館規程」第２条に「考古学、歴史学、民俗学、美学・美術史、産業技術・技術史、自然科学等の資料ならびに図書等の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする」と理念・目的が明記され、これらを達成するために活動を行っている。

イ　施設

関西大学博物館は千里山キャンパス内の簡文館（鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・地下１階付４階建・延

床面積 4,742.79 ㎡）に設置されている。簡文館は 1927 年に竣工した旧図書館千里山本館をもとに戦後、増改築された開架閲覧室や書庫増築部分を、図書館が新築・移転した後に改装されたものである（表Ⅰ-7-3）。

本来は図書館・書庫などであった施設からの転用であるために、構造上の問題や老朽化の問題などがある。2002 年度には利用者の便宜を図るため、考古学等資料室時代からの懸案であった入館者用化粧室の改装工事や、障害者用エレベータ設置工事などの改善を行った。

表Ⅰ-7-3　関西大学博物館施設の概要

名　　称	各　床　面　積　　(㎡)	合計面積（㎡）
展　示　室	第１展示室 261.88,　　第２展示室 353.36	615.24
収　蔵　庫	１階 247.76,　２階 216.16,　３階 248.75,　４階 287.59	1,000.26
実　習　室	93.12	93.12
図　書　室	42.91	42.91
館　長　室	28.61	28.61
事　務　室	124.08	124.08
そ　の　他	30.70	30.70
総　面　積		1,934.92

ウ　博物館の管理運営

関西大学博物館の管理運営は「関西大学博物館規程」に従い、博物館運営委員会（構成は 2003 度の場合、各学部選出委員８名、学識経験者５名に加え、学術情報事務局長と博物館事務長の計 15 名）によって行われている。また自己点検・評価委員会も設けられており、２年ごとに「自己・点検評価報告書」を作成している。博物館に関する事務は博物館事務室が行い、「博物館規程細則」により運営されている。

エ　博物館収蔵の史資料

関西大学博物館が収蔵する史資料の中心は、富民協会農業博物館から関西大学に移管された本山コレクションである。その後、考古学研究室による発掘調査で得られた資料や購入資料、寄贈資料などを加えた多彩な史資料で構成されている（表Ⅰ-7-4）。旧本山コレクションと称される一括品は、神田孝平コレクションを前身としており、伝奈良県天理市渋谷出土の石枕や大阪府河内国府遺跡出土品一括をはじめとした重要文化財 16 点を含む貴重な考古資料である。なお、これらの博物館収蔵の史資料は博物館運営委員会の承認を得て、館外貸し出しもおこなっている（表Ⅰ-7-5）。

表Ⅰ-7-4　収蔵資料数(2005.3.31 現在)

種別＼形態		実　物	標　本	模　写	模　型	図　書	図　表	写　真	映　像	音　響	その他	合　計
絵画				15								15
彫刻					1							1
工芸品		258			2				21			281
書籍・典籍・文書		2,137										2,137
考古資料		1,531			49		1	47				1,628
民俗文化財		207			7							214
産業史資料		9										9
自然科学資料			350									350
図　書	辞書等					534						4,880
	図　録					1,873						
	紀　要					2,473						
合　　計		4,142	350	15	59	4,880	1	47	21	0	0	9,515

(注) 1　一括資料を一点として計上したものを含む。

2　未整理資料は除く。

表Ⅰ-7-5　関西大学博物館史資料等貸出状況　（単位：件）

貸出先	大　学	博物館	個　人	その他	合　　計
2003 年度	0	8	0	2	10
2004 年度	0	10	0	3	13

オ　博物館の活動と社会貢献

（ア）収蔵史資料の展示

関西大学博物館は「関西大学博物館規程細則」第２-４条の規定に従い開館し、入館料無料で展示公開している。入館者は 1994 年４月の開館（1994 年度実績は 131 日開館・入館者 3,219 人）以来、着実に増加している（表Ⅰ-7-6）。第１展示室、第２展示室における常設展示のほか、春季には次項で述べる企画展を開催している。

表Ⅰ-7-6　関西大学博物館開館日数及び入館者数

2003 年度		2004 年度	
開館日数数	入場者数	開館日数	入場者
193	7,437	170	7,901

（イ）研究活動と公開講座

関西大学博物館は社会への情報公開・発信の立場から、『関西大学博物館紀要』を年１回、彙報として『阡陵』を年２回発行している（表Ⅰ-7-7）。紀要・阡陵とも考古学等資料室時代から継続的に刊行されており、考古学・美術史など、多分野におよぶ論考や資料紹介などが掲載されている。教職員のみならず、担当教員の指導のもと、次代を担う大学院生などにも積極的に発表の機会を与えている。調査研究能力と論文作成能力を涵養・促進するという観点から、その教育的効果は高い。いずれも研究機関や研究者に広く無償配布され、研究成果の速やかな公開と周知を図っている。

表Ⅰ-7-7　関西大学博物館の定期刊行物　（2004 年度現在）

書　　名	号　数	執筆者数	ページ数	発行部数	発行年月日
阡　陵	第 47 号	6	16	1,600	2003 年９月 30 日
	第 48 号	6	16	1,600	2004 年３月 31 日
	第 49 号	6	16	1,600	2004 年９月 30 日
	第 50 号	6	16	1,600	2005 年３月 31 日
関西大学	第 10 号	22	458	800	2004 年３月 31 日
博物館紀要	第 11 号	7	244	800	2005 年３月 31 日

また、社会の成熟と価値観の多様化を反映し、成人期・高齢期の人々が求める高度な学問的要求に、博物館・大学構成員が応える効果的手段のひとつとして、公開講座を開催している（表Ⅰ-7-8～10）。この目的から、春季企画展にあわせた公開講座と、秋季に多分野に及ぶ博物館関係の研究者を講師とした考古学入門講座を開催している。特定の課題や話題をよんだ新発見の遺跡などについて、最新の調査・研究成果を専門分野の研究者や調査担当者を講師に迎えて実施する。とくに考古学入門講座は有料にも関わらず、熱心な受講者が多い。

表Ⅰ-7-8　博物館の春季公開講座

年　月　日	題　　名	参加者数（名）
2003 年５月 17 日	東アジアの壁画古墳	148
2004 年５月８日	関西大学博物館の名品	100

表Ⅰ-7-9　第14回考古学入門講座（壁画の世界－古墳から寺院まで－）（2003年度）

回	開催日	演　　題	講　　師	参加者数	会　場
1	11. 1(土)	装飾古墳と壁画古墳	関西大学名誉教授・関西大学飛鳥文化研究所所長　網　干　善　教	216	天六キャンパス309教室
2	11. 8(土)	中国西域の壁画	関西大学教授　米　田　文　孝	182	
3	11.15(土)	中国唐代の壁画	奈良文化女子短期大学助教授　来　村　多加史	180	
4	11.22(土)	高句麗の壁画	大阪市文化財協会　髙　橋　工	178	
5	11.29(土)	日本の仏教壁画	関西大学教授　山　岡　泰　造	151	

（注）11月の土曜日に開催

表Ⅰ-7-10　第15回考古学入門講座（関西大学と考古学の半世紀）（2004年度）

回	開催日	演　　題	講　　師	参加者数	会　場
1	10.30(土)	末永雅雄先生と関西大学の考古学	関西大学名誉教授 関西大学飛鳥文化研究所所長　網　干　善　教	153	天六キャンパス309教室
2	11. 6(土)	紀の国発掘－岩橋千塚・楠見・橘台、そして宝光寺－	関西大学名誉教授　薗　田　香　融	118	
3	11.13(土)	民俗学と考古学のあいだ	関西大学名誉教授　上　井　久　義	115	
4	11.20(土)	博物館の名品	関西大学文学部教授 関西大学博物館館長　髙　橋　隆　博	100	

（注）10月～11月の土曜日に開催

（ウ）博物館実習・考古学実習などの受け入れ

博物館では、博物館実習や考古学実習などを受け入れている（表Ⅰ-7-11・12）。この博物館実習の集大成として最も重要視され、受講生による自主的な諸作業の結果を問うものに博物館実習企画展がある。この実習企画展はその開催準備に費やされる時間や規模などの観点から、本学博物館学課程の特色を示すものとして学外的にも高く評価されている。また、博物館実習展はたびたびマスコミで紹介されることもあり、一般の参観者も多い。さらに、実習展の必須要素の一つとして作成・配布を義務づけている実習展図録が、専門研究者の引用・参照文献として採用されるほど充実した内容に到達した事例もあり、その教育効果は多大であると認められる。その他、博物館展示室や収蔵品などが学部・大学院の導入授業や専門演習などに利用される機会も多く、多様な形態で大学教育に活用されている。

表Ⅰ-7-11　博物館実習履修生の受入数

年　度	学　部	4年次	3年次	計	大学院	科目等履修生	学芸員コース	合計(名)
2003	文	22	67	89	6	3	2	113
	その他	8	5	13				
	合計	30	72	102				
年　度	学　部	4年次	3年次	計	大学院	科目等履修生	学芸員コース	合計(名)
2004	文	15	59	74	10	3	0	102
	その他	6	9	15				
	合計	21	68	89				

表Ⅰ-7-12　考古学実習履修生の受入数

年　度	文学部	他学部	合　計
2003	31	2	33
2004	14	2	16

（エ）義務教育支援

2003年度から、関西大学博物館と高大連携推進事務室とが連携し、博物館学課程担当の教職員が協力して「関西大学なんでも相談会」を夏季休暇中に開催している。この相談会は地域に開かれた社会教育施設と

して、小学校児童や中学校生徒の夏季学習や総合学習に対する義務教育への支援活動の一環として行われるものであり、本学博物館の展示・収蔵資料を有効的に活用するとともに、大学教職員（学芸員）の調査研究の成果を社会に還元することも目的としている。あわせて、将来、博物館学芸員職・研究職に就くことを希望する博物館実習受講生のインターン・シップの役割も兼ねている。2003 年度（８月 25 日･26 日開催）は期間中約 30 件の、同じく 2004 年度（８月６日･７日開催）は約 20 件の相談者があり、大学博物館に対する期待度の高さが示された。2005 年度以降も継続して実施する予定である。

また、考古学・歴史学などの学習に意欲を示す児童・生徒への情報発信や導入教育の場として、博物館施設が活用される機会が増えつつある。必然的に、教員・学芸員が関与する場面が多くなっているが、今後はこの分野での積極的な対応策の検討も必要である。

（オ）なにわ・大阪文化遺産学研究センターの設置

2005 年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業の一つとして「なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究」が採択され、4 月に「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」が博物館内に設置された。当研究センターは関西大学が立地し、なにわ・上方・大阪などとして歴史的に形成されてきた大阪の文化遺産を、府下の博物館・資料館・顕彰会・NPO などと積極的に連携して、21 世紀の大阪における文化遺産を核とした地域再生の途を提示することを主目的としている。

この目的達成のために、祭礼遺産研究班、生活文化遺産研究班、学芸遺産研究班、歴史資料遺産研究班の 4 つの研究班を設けて研究活動を積極的に推進している。研究活動の一端として研究例会、合同例会をはじめ、レクチャー・シリーズ「なにわ・大阪の神社」、出開帳「河内国府遺跡里帰り展」、文化遺産フォーラム「大阪と沖縄の文化遺産」など、研究者および一般市民を含む多数の人を対象とした文化遺産に関する広範な行事を展開している。2005 年度末には当研究センター棟が竣工し、本格的な研究活動や多彩な行事の展開が予定されている。

【点検・評価】

関西大学博物館は、大学当局の理解・支援を受けながら、限られた物的・人的資源を創意工夫・活用し、その設立理念と目的を達成するべく努力している。これらのなかには、全国的にも注目される内容を誇る本山コレクションを中心とした展示活動や、『関西大学博物館紀要』の定期刊行をはじめとした研究活動、あるいは「考古学入門講座」などの公開講座による調査研究成果の社会的還元、「関西大学なんでも相談会」を通じた義務教育支援など、すでにきわめて高い社会的評価を得たり、着実な教育効果を上げたりしている成果もある。

一方、早急に改善が望まれる問題点もある。主なものとしては①収蔵品のデジタル画像化に関する問題、②展示ケースの免震化に関する問題、③全学的な史資料の保全に関する問題、④博物館学課程における実習展示スペースの確保があげられる。以下、具体的に述べる。

①　収蔵品のデジタル画像化に関する問題

地域の文化振興を目的とした自治省（現総務省）のハイビジョン・ミュージアム構想などを受けて、現在多くの博物館では展示資料のデジタル画像化とホームページでの公開が進められつつある。このハイビジョン・ミュージアム構想はハイビジョン静止画による美術鑑賞システムの普及促進を図るもので、対象は美術品や歴史的史資料などはいうまでもなく、写真や祭りの記録など多岐に及ぶ。また、それらの収蔵品をはじめとした広範な史資料を画像や音声、動画データなどにデジタル化・蓄積したものがデジタル・アーカイヴである。このデジタル・アーカイヴをインターネットやイントラネットなどで発信すると、ネットワーク上のミュージアム、すなわちデジタル・ミュージアムになる。さらに、分散して構築されたデジタル・ミュージアム相互が接続されると、一地域や個々の施設を超越した全国規模のデジタル・ミュージアムを構築する

ことが可能になり、文化遺産を後世に伝える有力な手段にすることができる。

この試みは広島県立美術館や和泉市久保惣記念美術館のような既存施設はもとより、教育委員会をはじめとした地方公共団体などでも積極的に行われており、総務省や文部科学省などが幅広く支援する「地域文化デジタル化推進協議会」を中心に取り組まれている。この協議会には地方公共団体や美術館など 500 余団体の普通会員と、関連機器メーカーやコンテンツメーカーなど、30 余団体の賛助会員が参加している。このような社会情勢を鑑み、関西大学博物館においてもデジタル・ミュージアムを構築する第一歩として、考古学資料をはじめとした貴重かつ豊富な史資料のデジタル・アーカイヴ化作業を進める必要がある。そのため、現在のホームページの拡充を手始めに、必要な要員や経費の確保などについて、早急に検討をはじめることが必要である。

②　展示ケースの免震化に関する問題

1995（平成 7）年 1 月の阪神大震災では、兵庫県立近代美術館や神戸市立博物館などが長期間に及んで閉館せざるを得ない状況に追い込まれ、出光美術館では展示ケースの倒壊により収蔵品が大破した。関西大学博物館でも展示ケース内の展示物が転落し、破損したり損傷したりするなどの被害を受けた。それから 10 年、各地の博物館や美術館では大規模な災害発生に対する危機管理意識が向上し、対策がとられてきた。例えば、東海地震の影響が心配される岐阜県多治見市に 2002 年 10 月に開設された複合施設セラミックパーク MINO 内にある岐阜県現代陶芸美術館では、並進振子免震システムを採用して展示品を保護している。また、東京国立西洋美術館ではロダンの「地獄の門」をはじめとした前庭にある彫刻 6 点の台座に免震装置の取り付け工事を施した。江戸東京博物館や九州国立博物館、建設中の国立新美術館などでは、建物自体に制震装置を導入している。

さて、関西大学博物館は建築後 50 年が経過している旧図書館を転用しており、閲覧室として設計された天井高のある構造や、著名建築家によるデザインを優先した形態などからも耐震性は低いと想定できる。特に、展示室には旧図書館の閲覧室（第一展示室）と開架閲覧室（第二展示室）を利用しており、本来的に学術標本資料を展示する目的には不都合な面がある。とはいえ、建物自体の基礎部分を掘削して積層ゴム方式をはじめとした免震構法を施工したり、建物自体の耐震性を高める制振壁で補強したりするには、費用面をはじめ検討すべき課題が山積しており、にわかには実施しがたいのも事実である。

しかし、河内国府遺跡出土品をはじめとした重要文化財を保管・展示しているという厳然たる事実も看過しがたい。そのため、現在は展示ケース 3 台に収まっている重要文化財だけでも、免震ケースに収納あるいは展示ケースを免震床上に配置するという対策を講じる必要がある。2004 年の中越地震の教訓から、免震装置も直下型の縦揺れにはあまり効果が期待できないという事実も視野にしつつ、重要文化財の保管を負託されている数少ない大学として、偏心ローラー支承方式やスライド支承方式などによる免震ケースや部分的な免震床の設置を早急に検討しなければならない。

なお、収蔵庫については 1994 年、本学博物館が博物館相当施設の認可を受けて考古学等資料室から博物館相当施設に昇格するにあたって、最優先の改善項目とすることで監督官庁から認可承認を受けた経緯がある。重要文化財や旧指定の重要美術品多数を含む貴重な収蔵史資料を保全し、研究・教育に資する体制をいっそう整えるために、今日的基準を満たした新収蔵庫の建設、あるいは基準を満たすための改造について議論が重ねられてきた。このような状況下、前述の「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」設置に伴う簡文館増築により、収蔵庫の問題についても一定の改善が図られつつある。

③　全学的な史資料の保全に関する問題

関西大学博物館は、大学のシンボルともいえる伝統と風格のある施設（旧図書館）を活用し、いち早く大学博物館を設置したことや、全国の大学博物館相当施設のなかでも有数な規模をもつことなど、学内外から高く評価されている。これはその実現に努力した大学当局や関係教職員の理解と努力の賜であるが、その実

態として本山コレクションを中心とした考古学等資料室・博物館であるという特徴がある。このような事情は必ずしも本学に特徴的なものではなく、各大学の資料館や博物館は、その歴史的な経緯や大学の性格が色濃く反映されていることも事実である。

その結果、伝統がある各大学では全学的な総合博物館の実現にむけて構想委員会などが設立・検討されてきたが、財政的な問題をはじめとしてその歩みは遅々としていた。しかし、1995 年に文部省学術審議会が「ユニバーシティー・ミュージアムの設置について－学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について－」の中間報告、引き続き翌年１月に最終答申を提出したことに触発されて、同年４月に東京大学総合研究資料館が同研究博物館に転換、翌 1997 年には従来の京都大学文学部博物館が自然史系も含めた総合博物館として再出発したように、有力大学は同答申の実現に努力しつつある。

このような現状を勘案した場合、本館はその設立時期では先行したものの、その内容を実体化させる各学部や研究所、教職員などが組織・個人単位で蓄積した「知の文化遺産＝人類の財産」を必ずしも有効活用しているとはいえない状態にある。いうまでのなく大学博物館の第一義的な目的・使命は、その大学で行われてきた調査研究の過程で収集された標本や史資料などを系統的に保管して活用をはかるとともに、その研究成果を広く展示公開することにある。また、社会に開かれた大学の重要な窓口のひとつとして、大学博物館は学生・研究者のみならず、老若男女を問わず一般市民が貴重な資料を直接目にして調査研究の楽しさを実感する生涯学習の場としても重要な意義がある。

以上のような観点から、本学における研究活動の特色のひとつである実践的な野外活動で獲得された諸資料の保全と有効活用をはじめ、関西大学博物館を名実ともに先進・総合的な大学博物館とするため、その第一歩として急速に散逸しつつある学術史資料の保全に関する全学的な検討委員会を設立し、大学博物館の社会的使命の実現に着手することが重要である。これを通じて、学術遺産の保全と学術水準の維持・向上はもとより、生涯学習の実施・支援など社会に開かれた情報発信基地として、本館の価値をさらに高めることができよう。さらに、これらを実体化させるために本館を拠点に学芸員とともに調査研究を推進し、その成果を社会に発信する研究員組織の整備も望まれる。この第一歩として、前述したオープン・リサーチ・センター整備事業の申請において、研究体制の構築が図られつつある。

④　博物館学課程における実習展示スペースの確保について

文学部が開講する博物館学課程（学芸員資格取得）は、これまで関西大学博物館が主担してきた経緯にある。この課程には博物館実習、とりわけ受講生が企画する「実習展」が必須とされている。実習展は、毎年秋に実施されてきており、その期間、博物館の展示物をすべて撤去し、実習展の便宜に供しているのが実情である。この本館展示室を利用した実習企画展の開催により、期間中には常設展示室として必要不可欠の機能を果たしている展示・公開が半減することにとどまらず、何よりもかけがえのない展示品や、高価な展示ケースに損傷を与えるという危険性が避けられないという問題を生じている。さらに、業務とはいえ学芸員の負担も看過できないものがある。この問題を解消するためには、「実習展」が開催できるスペースの確保が必要である。

（6）情報処理機器の配備状況（ＩＴセンター）

【現状の説明】

インフォメーションテクノロジーセンター（以下、IT センター）は、関西大学における教育・研究および事務処理における情報システムの適正かつ効率的な利用に資することを目的として設置された全学共同利用施設である。IT センターには、教育・研究用、事務処理用、教務支援用のコンピュータシステムならびにキャンパス基盤ネットワークが設置されている。IT センターの主たる業務は、教育・研究ならびに事務処理上の計算処理、技術指導や相談ならびにコンピュータの利用に関する教育・研究であり、利用技術の一

層の普及向上を図るため、利用者を対象に毎年講習会を開催している。

IT センターでは、このほか学内の学術情報ネットワークの整備・管理・運用、国内・海外の学術情報ネットワークの運用、スペース・コラボレーション・システムの VSAT 局運用、また、2004 年 10 月 1 日からは、スーパーSINET のノード（ネットワーク接続拠点）となり、先進的なネットワーク環境運用を実施している。

ア　ＩＴセンターの組織

（ア）委員会の設置

IT センターには、全学的な組織として「IT センター委員会」が設置されている。同委員会の目的は、IT センター設置の目的である教育・研究及び業務に関する情報、計算を電子計算機システムによって処理し、教育・研究の充実及び事務能率の向上に資することを適正に管理運営することにある。同委員会の構成は、センター所長、センター所長代理、副学長（学部・教育推進担当）、各学部ならびに機構、大学院から選出された委員、学長推薦委員 4 名（学長補佐、図書館長、キャリアセンター所長、先端科学技術推進機構長）及び事務職員から選出された委員 4 名の合計 26 名で構成されている。

同委員会は、IT センターの業務を効率的に処理するための運営委員会、衛星通信システムを利用した遠隔授業などを行う私立大学ジョイント・サテライト事業の推進を目的としたジョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会と、センター業務の自己点検及び評価を行うことを目的とした、自己点検・評価委員会を設置している。

また、IT センターは、情報処理教育の技術援助、システム計画並びにソフトウェアの開発及び指導を目的とした所員会議を設置している。

（イ）規定の制定と運用

IT センターでは、業務の円滑かつ適正な運営を行うため、委員会を設けて諸規定を整備し、運用している。IT センターには以下のような規定が設置されている。

ａ　関西大学 IT センター規程

本規程は、IT センターのコンピュータシステムを適正に運営し、個人の人権並びに研究者及び利用者の権利を保護すると共に、電子計算機の利用による不当な行為を防止するため、情報ファイルの管理について必要な事項を定めている。

ｂ　関西大学 IT センタージョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会規程

ジョイント・サテライト事業及びマルチメディア教育研究事業の円滑な推進、高度情報化社会にふさわしい教育研究の実施支援を目的として、関西大学 IT センタージョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会を設置している。本委員会の目的としては、ジョイント・サテライト事業の推進、マルチメディア教育研究事業の実施支援、マルチメディア教材の開発支援、モバイル・コンピューティングの推進、その他目的達成に必要な業務を挙げている。

ｃ　関西大学 IT センター情報ファイル管理規程

センターの電子計算システムに記録及び保存された次のものを情報ファイルとして個人の人権並びに研究者及び利用者の権利を保護すると共に、電子計算機の利用による不当な行為を防止するため、情報ファイルの管理について必要な事項を定める。

（ウ）個人情報の取り扱いならびに危機管理への対応

ａ　関西大学個人情報保護規程

基本的人権とプライバシー保護の観点から、IT センターでは、2005 年 4 月の我が国の個人情報保護法案の施行に伴い、本学の業務に従事するすべての者を対象とした各種法令及び関西大学個人情報保護規程を制定し、個人情報の取り扱いを制定している。

また、関西大学情報ファイル管理規程と連絡経路を明示した危機管理マニュアルを策定している。

イ　関西大学 IT 化の推進支援

（ア）利用者サービスの向上と学事業務の効率化

IT センターでは、在学生、受験生、教員などに対するサービスを向上させる目的で、積極的に学事業務の IT 化を推進している。教務事務の IT 化の一環として、以下のようなこれまでに開発してきた学事業務システムを中核に WEB 技術を活用して、利用者が学内のみならず自宅からも利用できるサービスを提供している。これらの種々の学事システムに対して、学事ポータルを構築し、大学の提供する種々のサービス（WEB 履修登録ならびに WEB 成績発表）へのアクセスを容易にした利便性の高いサービスを提供している。同時に、入試受験者に対しても、入試の合格発表サービスを提供し、きめ細かいシステム構築ならびに運用を行うことで、合格発表時のアクセスの混雑を緩和している。これらのサービス提供により学事業務が大きく効率化されている。これらのサービスは、従来型のサービスの窓口によるサービスと併用することもでき、種々の学生の状況に配慮している。

（イ）先進的な IT 基盤の構築に向けて

IT センターは、従来、大学の情報処理センターが中心的に提供してきた計算サービスのみならず、情報ネットワークを中核とした先進的な IT 基盤の構築に向けて検討を進めている。本学のスーパー SINET への接続を契機として、学内の基幹ネットワークを高速化した。これに伴い、種々の学内のオンライン型の情報サービスの基盤として、①学内情報ネットワークの高速化、②ネットワーク機器の 2 重化などによる耐故障性の向上、③ネットワークへのアクセス環境の整備、また、④ネットワークセキュリティの確保のための防火壁などの設置によるコンピュータウイルスやスパムメールへの対応を進めて、基盤ネットワークの整備を行っている。これらは今後も利用者の利便性を考慮して「ワンストップサービス」の実現も視野に入れている。また、利用者のモバイル端末の急増に対応して、⑤教室等への無線 LAN 環境の整備、⑥情報コンセントなどによるアクセス環境の整備を行い、ユビキタス時代のネットワーク環境の実現を進めている。

ウ　研究支援体制の整備

（ア）文部科学省サイバーキャンパス整備事業の推進

我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と、国際競争力の強化を図るための改革方策として、国内外の大学等との交流・連携による教育研究の推進を支援することを目的に設置された文部科学省サーバーキャンパス整備事業に、関西大学から 2002 年度に 4 件、2003 年度より新たに 1 件が採択され、所定年度期間中に実施された。

a　2002 年度～2004 年度

- 会計学情報教育サイバー･キャンパス･コンソーシアム
- 情報基礎科目のカリキュラム開発及び遠隔合同授業の実践
- 広帯域ネットワークを利用した遠隔講義ならびに遠隔共同セミナーの実践
- ネットワークを用いた地域連携型学科間共同授業と相互評価

b　2003 年度～2005 年度

- 広帯域網を利用した中国語・日本語教育の実践

本事業は、本センターのジョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会とも協力し合って進められ、IT センターの支援体制として、①授業のコンテンツ化にともなう支援体制の整備、②ISDN とインターネットの相互交換機構の整備などを支援した。

（イ）スーパー SINET を用いた研究の支援

学内に国立情報学研究所よりサービスされているスーパー SINET のうち、1G ビットの帯域を本学経済・政治研究所ソシオネットワーク戦略研究センターへ接続し、同センターの政策グリッドコンピューティング実験センターへ接続している。

（ウ）情報資源構築環境の整備

IT センターディジタルライブラリの構築ならびに運用として、①関西大学放送講座「飛鳥の古墳シリーズ(全 12 巻)」、②ワープロ、表計算ソフト、OHP 作成ソフトなどの汎用ソフトウエアの利用法の解説ビデオ、③IT センターによる講習会、などの様々なビデオコンテンツを学内から閲覧できるビデオ・オン・デマンド（VOD）形式で学内のパソコンより視聴できるサービスを実施している。

また、E-mail サービスの他、各種の学内活動をアーカイブ化（留学ガイダンス及び FD(Faculty Development)フォーラム）し、関西大学ビジュアルガイドとしての役割を果たしている。

エ　施設・設備等

IT センターは、教育や研究、事務処理におけるコンピュータシステムの適正かつ効率的な利用を目的に配備された全学の共同利用施設である。この目的を達成するために、情報処理センターでは、教育研究用と事務処理用のコンピュータシステムを整備してきた。これらのシステムは、いずれも最先端のソフトを導入して学内の学習・研究活動や事務処理をサポートしている。また、利用に対するサービス体制もユーザ中心の視点に立って確立してきた。以下、コンピュータシステムにおける情報処理機器の配備状況とサービスの状況について述べる。

（ア）情報処理機器の配備状況

ａ　ネットワーク関係

関西大学は、千里山キャンパス、高槻キャンパス及び天六キャンパスに分かれている。IT センターは、この 3 つのキャンパスを網羅する学術情報ネットワークを構築している。このネットワークの基幹は、ギガビットイーサネットと光ファイバーを中心とした高速ネットワークであり、KAISER（カイザー）と名付けられている。KAISER は、教育・研究用ネットワークと事務用ネットワークに分けられている。

教育・研究用ネットワークには、教育・研究用のパーソナルコンピュータ（以下、PC）及びワークステーション(以下、WS)など約 7600 台の機器が接続されており、教育及び研究に利用されている。このネットワークは、テキスト情報だけでなく、音声、画像、ビデオなどのマルチメディアコンテンツを扱うことができる。このため、利用者がいつでも自由に学習できるビデオ・オン・デマンドや、高画質でのテレビ会議などのサービスを行っている。

インターネットとの接続は、学術系ネットワーク（スーパーSINET）を介して接続されている。これによって、学内からの電子メールの利用、ホームページの閲覧、また、外部への学内コンテンツ発信が可能となっており、学生の学習や学生生活の情報化と学内からの情報発信を促進している。

事務用ネットワークは教育・研究用とは完全に分離されたネットワークとして構築されており、セキュリティ保護に対する配慮も充分になされている。

ｂ　IT センター内

IT センター内には、高速計算サーバを始め、ネットワーク運営のためのサーバ群を配備している。また、ユーザサービスやシステム管理のために下記の部屋を設けて合計約 260 台以上の PC を配備している。

(a)オープン PC コーナー１、オープン PC コーナー２

(b)印刷コーナー

(c)デジタルメディア PC コーナー

(d)サテライトステーション１、サテライトステーション２

(e)サテライトステーション印刷コーナー

ｃ　大学院関係

大学院関係は、主として下記のように合計 380 台余を配置している。

(a)第 2 学舎院生研究室と岩崎記念館院生合同研究室

(b)高槻キャンパス（D 棟）

(c)天六キャンパス（プロジェクトルーム）

(d)尚文館

尚文館には、ビデオ編集システム、MPEG エンコーダ、VOD サーバなどのマルチメディアコンテンツ制作のための機器が充実しており、学生の自学自習、研究、教材制作などに活用されている。更に、衛星通信やISDN 回線を利用した遠隔授業システムを収容した尚文館マルチメディア AV 大教室などが整備され、他大学や全国の研究機関と双方向の遠隔授業やテレビ会議も可能である。

ｄ　各学部・研究機構の配備状況

各学部の機器は、①IT センターによって統一的に整備された各ステーション、②各学部によって独自に整備された演習室、③個人研究室に配備された研究用機器がある。このうち、②は各学部の特徴ある教育を生かすために配備したものである。以下、各学部の配備状況について述べる。

(a)法学部

文学部と共用している第１ステーション（55 台）の他に、独自で演習室を３室、教材編集室、共同研究室などを設けており、合計 215 台余を配備している。また、個人研究室には教員が研究費等で設置したもの等（以下同じ）60 台余を配備している。

(b)文学部

法学部と共用している第１ステーションの他に、独自で演習室を３室、教材編集室、共同研究室など、合計 120 台余を配備している。また、個人研究室には 200 台余を配備している。

(c)経済・商学部

経済・商学部には、第２ステーション（50 台）の他に、独自で MML 教室、CAL 教室、PC ゼミ室、AV・PC 教室資料室を設けて、情報処理室を３室、資料室、共同研究室など、合計 430 台弱を配備している。また、個人研究室には、経済学部 90 台弱、商学部 70 台弱、合計 160 台弱を配備している。

(d)社会学部

第３ステーション（75 台）の他に、独自で８教室、マルチメディア教室、資料室と準備室など、ディスクトップとノート型 PC など、合計 540 台余を配備している。また、個人研究室には 70 台余を配備している。

(e)工学部

第４ステーション（70 台）の他に、独自で OD 教室、研究室・実験室などを設けて、合計約 2,340 台余を配備している。また、個人研究室には 280 台弱を配備している。

(f)総合情報学部

PC・WS 教室等を 14 教室、合同研究室、卒業研究室、ネットワークセンターなどを設けて合計 560 台余を配備している。また、個人研究室には 390 台弱を配備している。

(g)外国語教育研究機構

CALL 教室 2 室、MML 教室、教材作成・資料室、音響映像資料室を設けて、合計 320 台弱を配備している。また、個人研究室には 90 台余を配備している。

ｅ　研究所・その他

(a)国際交流センター、一般教養、経済・政治研究所、博物館、東西学術研究所、考古学資料室、保健管理室、LL 教室、法学研究所など合わせて、190 台以上の PC が配備されている。

(b)キャリアセンターには、情報収集など就職活動のために 40 台余を配備している。

(c)図書館には、書誌情報の検索などのために 120 台以上を配備している。

(d)エクステンションリードセンターには講習会や検定用に 100 台以上を配備している。

ｆ　各部門や機構

事務用として 600 台余を配備している。

以上は関西大学の情報処理機器の配置状況で、さまざまな教育形態や利用のために合計約 7600 台を配備している。総合大学として、21 世紀の IT 化時代において、充実な情報教育のニーズを満たすためには、今

後とも量と質の向上に一層の努力が必要である。

（イ）ユーザーサービス

ａ　教育支援体制

(a)　学生のインターネット利用について

関西大学に在籍する学部学生と大学院学生には入学と同時に利用者 ID が発行されており、IT センター4 階のオープン PC コーナーやデジタルメディア PC コーナーをはじめ、サテライトステーション、各学部学舎のステーションのパソコンを利用することができる。大学からのお知らせや講義インフォメーション、Web 履修等で利用されているインフォメーションシステムでもこの利用者 ID を使用している。

さらに、IT センターのホームページ上で『電子メール・学外 Web 利用申請』の手続きをすれば、電子メールと学外のホームページ(Web ページ)の閲覧ができるようになる。2004 年度末で約 2 万 1 千人が利用登録をしている。

本学では、各種ホームページを公開しており、IT センターの利用ガイドの他、総合図書館の蔵書検索システム(KOALA)、学生就職支援システム(KIPS)などが利用できる。IT センターの開室時間やパソコン空席情報、大学からのお知らせ(インフォメーションシステム)、就職支援システムなどの一部では、携帯電話からのアクセスにも対応している。

なお、インターネットを利用するすべての利用者は、関西大学の諸規則を遵守し、ネチケットを守った利用を心がけるよう呼びかけている。

(b)　Ｗｅｂ版履修者名簿抽出システムのサービス開始

汎用計算サーバで提供していたシステムを改良し、インターネットの Web 上で提供する標記システムを開発した。

(c)　センターNews のメール配送開始

これまで、IT センターからの広報手段は、紙面によるセンターNews の配布、学内各所における掲示、ホームページなどに限られていた。今回、受信登録者に対しセンターNews をメールで配送するシステムを開発した。メール配送を受けられるのは IT センターのサーバ利用者に限定しているが、登録者は 3,000 名を超す。従来の手段より利用者の目に留まることが多く、より迅速・確実に広報できるとみられる。

メール配送開始にともない、センターNews は毎月 1 回定期発行して、センター利用者に関心を持たれるようにした。緊急のお知らせ(ウイルス情報など)には号外を発行できるようになり、これまでの広報手段にはないメリットを活用できた。

(d)　メールのウイルスチェックサービス開始

近年、メールに付属して伝播するウイルスが急増している。このようなメールを開かず削除することが賢明であるが、図らずも開封し感染することがある。

今回導入したウイルスチェックのシステムは、学外へ送信・学外から受信するメールが専用サーバを通過する際に、ウイルスが添付されているかを検知して、存在すれば削除する機能を持つ。

メール以外にもウイルスの感染経路があるため、OS やソフトウェアのアップデート、ウイルスワクチンソフトの導入など、利用者はウイルスに関する情報に注意するとともに感染しない予防措置が必要である。

学内情勢や情報処理振興事業協会のホームページに緊急対策情報が掲示された場合、IT センターではホームページにウイルスに関する情報を提供している。

(e)　教育用Ｗｅｂメール（Active!Mail）の学外サービス開始

2001 年 6 月から、Web ブラウザ上で電子メールの送受信が可能な Active!Mail のサービスをしてきたが、利用者数が多い教育用メールでは、サーバ負荷を考慮して学内のみの利用に制限していた。サーバを今年度新たに導入して、学外からも学内からと同様のサービスを利用できるようにした。

これにより学生は、自宅のみならず、クラブ・留学・帰省・就職活動など大学外での諸活動においても有効活用することができる。

（f）　利用相談

①　利用相談

IT センター内には「利用相談コーナー」を設け、サービスを行っている。常時 1～2 名が「利用相談員」の腕章を付けて待機し、IT センターのコンピュータ利用者に対して次のような相談に応対している。

・センターに設置されているパソコンやプリンタなどの機器の利用に関する相談

・インターネットの Web ページ閲覧や電子メールに関する相談

・FORTRAN などの言語や各種アプリケーションについての相談

・ソフトウェアの最新マニュアルの貸し出しサービス

サテライトステーションにも利用相談員が待機しており、同様のサービスを行っている。利用相談は夏季休業中を除く、1年中開設している。夏季休業中や高度な質問に対しては、システム管理課にて相談を受け付けている。

表Ⅰ-7-13　相談時間

曜日	月曜日	火曜日～金曜日	土曜日
相談時間	13:00～21:10	9:00～21:10	9:00～17:50

②　IT センターホームページ上の各種利用手引

毎年、ITセンターのWebページを更新し、利用者に分かりやすい構成に改善している。これらのページは、1) ITセンターの紹介、2) 学内ユーザ向け利用ガイドなどで構成している。携帯電話向けのページもあり、トピックスやセンターのサービス時間を手軽に参照できる。

VODライブラリにはパソコンソフトの入門ビデオ（Word、Excel、Access、Power Point）を登録しており、初めて利用する人や特定の操作だけ知りたい人にとって非常に効果的である。同ページのアドレスは、http://www.ipcku.kansai-u.ac.jp/である。

また、IT センターの Web ページ上で、端末機室の利用手引や今月の Tips などを公開している。

（g）　講習会

教育利用のための講習会としては、以下のものを開催している。

①　パソコン初心者コース

関西大学に在籍する学部学生と大学院学生は、「Internet 利用に関する誓約書」に対する同意とオンライン情報リテラシテストに合格することにより、IT センターや各ステーション・キャリアセンターでのパソコン利用や電子メール Web ページ閲覧ができる。この利用申請完了を目標とする利用者を対称としてこれらの利用者対象として、4～9 月に 9 回の講習会を開催している。

IT センターでのパソコン利用を前提に、1)センターの紹介、2)パソコンの基本操作、3)パソコン利用モラル（ネチケット）などについてのガイダンスを、基本的な事項を実習も含めてわかりやすく説明したのち、利用申請を行なった。

②　パソコン基本コース

パソコン初心者コースを受講した利用者を対象に、その続編として 4～9 月に 9 回開催した。1)Web ブラウザの閲覧、2)電子メールの送受信などの基本操作について解説・実習した。

③　パソコン活用コース

さらにパソコンを活用したい利用者のために、パソコン活用コースを 4～9 月に 7 回開催した。パソコン・インターネットを利用する上で必要と思われる操作方法、ファイルの扱い方(保存・解凍・圧縮)、ダウンロード、印刷、メールの添付などを実習も含めて説明した。

④　授業での教育用Ｗｅｂサーバ利用

IT センターでは、授業（ゼミ）を支援するために、教育用 Web サーバのサービスを行なっている。教員または学生がホームページ作成実習やホームページを利用したコミュニケーションを行なうことができる。このサーバ利用に関わる注意事項や利用例を説明した。

（h）　インフォメーションシステム

インフォメーションシステムは、学生向けに「休講情報」「時間割変更」「学生呼び出し情報」「お知らせ」

「行事案内」など種々の情報を提供するシステムで、専用のターミナルや Web、携帯電話を通してアクセスできるものである。専用のターミナルの設置台数は以下のとおりである。

表Ⅰ-7-14　インフォメーションシステムの台数

	千里山キャンパス	高槻キャンパス
ターミナル	70	6
ボード（表示装置）	22	－
マルチビジョン（42 型ディスプレイ 4 面）	－	1

b　研究支援体制

(a)　講習会

研究利用のための講習会として、以下のものを開催している。

①　高度計算サーバ利用説明会

IT センターには、高度計算サーバ(スカラー並列計算機 Fujitsu PRIMEPOWER1400)を運用している。この計算機を利用するための申請方法や利用できるアプリケーションプログラム、さらにはアクセス方法などについて説明を行なった。

②　研究ネットワーク接続説明会

各学部の研究室や個人研究室などでは、学内 LAN の整備計画により情報コンセントの設置が完了しており、パソコンやサーバを接続して学内ネットワーク及び Internet 利用が可能である。このような利用者を対象に、説明会を開催した。大学内外のネットワークの現状、運用方針、接続方法、申請手続き、セキュリティ管理などについて説明した。

③　Windows サーバ管理説明会

各学部の研究室や個人研究室などで、パソコンの Windows サーバ管理者及び管理を予定している方を対象に開催した。

研究室独自でメールサーバや Web サーバを運用するために、学内ネットワークの運用方針や構成、サーバを構築・管理する上での設定方法や注意事項、セキュリティ管理などを、実演を交えて説明した。

④　UNIX サーバ管理説明会

各学部の研究室や個人研究室などで、UNIX サーバ管理者及び管理を予定している方を対象に開催した。研究室独自でメールサーバや Web サーバを運用するために、学内ネットワークの運用方針や構成、IT センターでサービスしている Internet サーバの役割と運用方針、研究室でサーバを構築・管理する上での設定方法や注意事項、セキュリティ管理などを、Solaris や Linux での設定を例に説明した。

⑤　尚文館マルチメディア施設利用説明会

尚文館 マルチメディア施設を利用する教員と大学院生を対象に開催した。尚文館1階には、教員と大学院生のためのマルチメディア施設として、1)マルチメディア AV 大教室（AV 講義、遠隔講義など）、2)マルチメディア編集室（ビデオ編集システム、録音ブースなど）、3)マルチメディアスタジオ室(撮影システム)、4)マル チメディア AV ブース（マルチメディアパソコンのオープン利用）があり、マルチメディアを駆使した授業、マルチメディア教材の作成など最先端のマルチメディア機器を利用して多彩な教育・研究活動を行うための施設を整えている。説明会では、各施設での実演をまじえてマルチメディア施設の紹介及び利用手順について説明した。

これ以外にも、マルチメディア機器利用者のうち、希望者に対して個別に利用講習会を実施した。

⑥　リッチメディア作成講習会

リッチメディアを作成する教員・大学院生や学部学生を対象に開催した。ビデオとスライドなどを組み合わせたプレゼンテーションコンテンツをリッチメディアと呼ぶ。リッチメディアでは、例えば、自分の姿をビデオで映しながら説明し、適切なタイミングで必要な資料をビデオとは別に表示することができる。講演会などの模様も、講師の姿とともに資料も正確に表示できますので、講演会の雰囲気の再現だけではなく、講演内容の記録としても利用できる。

⑦　遠隔授業システム利用説明会

SCS やビデオ会議システムを利用した遠隔授業を希望する教員を対象に開催した。講義やゼミに他の大学や研究機関と結んで遠隔授業を行うための利用手順・操作方法等を説明した。

c　サービス時間

センター内施設、サテライトステーション、尚文館 1 階マルチメディア施設のサービス時間とコンピュータシステムの運転時間を別表に挙げておく。

表Ⅰ-7-15　センター内施設の利用時間

<table>
<tr><th>階</th><th colspan="2">室名</th><th>月曜日～金曜日　*1</th><th>土曜日　*2</th></tr>
<tr><td>4F</td><td colspan="2">オープン PC コーナー1
オープン PC コーナー2
印刷コーナー
利用相談コーナー
デジタルメディア PC コーナー *4
図書閲覧</td><td>*3
9：00～21：20</td><td rowspan="2">9：00～17：50</td></tr>
<tr><td>3F</td><td colspan="2">教員支援室　*5</td><td>9：00～17：50</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2F</td><td>受付</td><td>各種申請の受付
講習会の受付
等</td><td rowspan="2">9：00～12：30
13：30～20：00</td><td>9：00～12：30
13：30～17：50</td></tr>
<tr><td>システム管理課</td><td>利用相談</td><td>休み</td></tr>
<tr><td>1F</td><td colspan="2">事務用入出力室　*6
事務用端末機室　*6</td><td>9：00～17：00</td><td>9：00～17：00</td></tr>
</table>

*1　夏季休業中は 16 時 50 分で終了する。また、授業が行われていない期間は、17 時 50 分で終了する。
*2　夏季休業中は閉室する。
*3　月曜日の午前中、メンテナンスのため一部を閉室することがある。
*4　利用の都度、利用相談コーナーで利用申し込みをすること。
*5　利用の都度、2F 受付で利用申し込みをすること。月曜日の午前中も利用できる。ただし、当該機器がメンテナンスの対象となっている場合には利用できない。
*6　一般利用者は入室できない。

表Ⅰ-7-16　サテライトステーションの利用時間

<table>
<tr><th>室名</th><th>月曜日　*1</th><th>火曜日～土曜日　*1</th></tr>
<tr><td>受付</td><td>13：30～16：10</td><td>10：00～12：30
13：30～16：10</td></tr>
<tr><td>サテライトステーション 1</td><td rowspan="3">12：30～16：10</td><td rowspan="3">10：00～16：10</td></tr>
<tr><td>サテライトステーション 2</td></tr>
<tr><td>サテライトステーション印刷コーナー</td></tr>
</table>

*1　授業の行われていない期間は閉室する。

表Ⅰ-7-17　尚文館 1 階マルチメディア施設の利用時間

<table>
<tr><th>室名</th><th>月曜日～金曜日</th><th>土曜日</th></tr>
<tr><td>マルチメディア AV ブース *1</td><td rowspan="3">9：30～16：30</td><td rowspan="3">閉室</td></tr>
<tr><td>マルチメディア編集室　　*1 *2</td></tr>
<tr><td>マルチメディア管理室　　*1</td></tr>
</table>

*1　夏季・冬季休業中、および入学試験中は閉室する。
*2　「マルチメディア編集室・貸出機材予約」の Web ページで予約が必要。

表Ⅰ-7-18　コンピュータシステムの運転時間

区分	システム	月曜日	火曜日～土曜日	休日
教育・研究	アプリケーションサーバ 高速計算サーバ 研究用 login サーバ	24 時間無停止運転が基本 短時間で終了するメンテナンスを予告なく 月曜日の午前中に実施することがあります。		
	汎用計算サーバ	12：30～27：00	8：30～27：00	8：30～27：00
事務処理	事務処理サーバ	8：20～22：00		―

表Ⅰ-7-19　各組織における PC & WS の配備状況（数字は概数）

	IT センター関連		演習室等	個人研究室	その他	各組織合計
IT センター	オープン PC コーナー1	55				260
	オープン PC コーナー2	51				
	印刷コーナー	10				
	デジタルメディア PC コーナー	5				
	サテライトステーション 1	74				
	サテライトステーション 2	55				
	サテライト印刷コーナー	10				
大学院	尚文館　　他		330	50		380
法学部	第 1 ステーション	55	100	60		215
文学部			120	200		210
経済学部	第 2 ステーション	50	430	90		640
商学部				70		
社会学部	第 3 ステーション	75	540	70		685
工学部	第 4 ステーション	70	2,340	280		2,690
総合情報学部			560	390		950
外国語教育研究機構			320	90		410
各研究所					190	190
キャリアセンター					40	40
図書館					120	120
エクステンション リードセンター					100	100
各事務組織					600	600
合計		510	4,480	1,350	1,050	7,600

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

学内の学術情報ネットワークの整備・管理・運用、国内・海外の学術情報ネットワークの運用、スペース・コラボレーション・システムの局運用、スーパーSINET のネットワーク接続拠点の運用など、最新のネットワーク設備、情報環境が導入され、先進的な基盤情報環境を運用している点は長所といえる。

また、在学生、受験生、教員などに対するサービスを向上させる目的で、積極的に学事業務の IT 化を推進しており、教務事務の IT 化の一環として、①学事ポータルの構築、②Web 履修登録ならびに Web 成績発表、③Web 入試合格者発表をはじめとし一般の学事業務も大きく効率化されており、種々の学生の状況に配慮するとともに、利用者サービスとして、パソコン初心者コーナー、マルチメディアシステム、研究用情報システムなどの講習会の実施など、教育支援ならびに研究支援にも積極的に取り組んでいる点も評価されよう。

しかしながら、IT センターは、ネットワーク基盤を提供するべきと考えられるが、現段階では物理的環境としてネットワーク資源を与えているに留まっており、それを支えるネットワークサービスを提供する人的管理体制の充実が必要である。

また、各学部や部署のサービス提供を支援しているが、各学部、各部署に委譲する面についても検討し、

IT センターはより一層キャンパス全域を対象と基礎的な情報基盤を整えるとともに、各学部、部署ならびに一般利用者に対して、故障のないハードウエア環境とソフトウエア環境の情報基盤、ならびに人的資源を整備する必要がある。

これからのユビキタス環境の実現に向けて、各学部や部署が覆いきれない領域の情報環境の整備、単位の互換制度や共同プロジェクトなどの学部や大学院の横断的な利用、部署間の横断的な情報関連プロジェクトの支援体制を整えることが重要である。地域コンソーシアムの設立、社会連携、教育後援会や校友会、他大学の外部組織との連携などが今後、ますます増えるものと考えられ、これらに対する支援体制を整えることも必要である。

授業支援としての IT センターの役割も今後ますます重要度が増しており、利便性の高い支援体制を構築することが求められている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

(1) 学習機会のユニバーサル・アクセスの実現

今後は、誰もがいつでも自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備、すなわち学習機会に着目した「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要な課題である。学生、社会人をも含めた多様な学習需要への対応が必要であり、IT センターはこのための情報基盤環境を提供することが求められると考えられ、キャンパス全体の無線インターネット接続環境、Web 環境の一層の整備、外部接続環境の多様化などを検討していく。

(2) 多様な機能と個性・特色の明確化

インターンシップや社会連携など、大学の教育内容の多様化、社会と大学の関係が多様化しており、学生の社会への「出口管理」の強化を図ることが求められると考えられる。今後予想される多様な就学体制に対して対応できる学事業務の IT 化の一層の推進を図っていく。

地域において大学が文化、情報、技術の核となることが求められ、一層の社会と大学の双方向の関係が重要視されている。IT センターの役割はますます重要であるとともに、社会への説明責任を果たすため、より一層の情報の開示を進めていく。

また、キャリアセンターで実施している卒業後の支援体制を支援するシステム環境の整備についても早急に対応してく。

８　図書館および図書･電子媒体等

情報通信技術の急速な進展は、情報メディアのデジタル化とインターネットの普及を加速させた。情報のネットワーク化が進む高度情報化社会において、その影響を多大に受けているのが大学図書館である。図書館の利用者ニーズも多様化している。いわゆる「知」の創造と伝達の方法において、大学を取り巻く環境は大きく変化したのである。

このような状況変化に対応して、関西大学は「教育」「研究」「社会貢献」を課せられた使命として位置づけており、これに基づいて関西大学図書館は、関西大学学則第 65 条および関西大学図書館規程第２条に規定しているとおり、「図書館は、学術情報の中枢機能を担い、大学が教育および研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存および提供することを目的とする」という基本理念の具現化をめざしている。1998 年 12 月に策定した「関西大学図書館がめざす方向－ビジョン７項目－」は、すなわち、大学の理念に基づいた図書館の基本理念を具現化するための目標であって、長期計画のなかで個々の施策を設定し、その計画の達成をめざして活動を続けているのである。

(1) 関西大学図書館の概要

関西大学は 1904 年江戸堀校舎に図書室を設置し、1914 年には初の独立した図書館を福島学舎に創設している。1928 年には千里山本館がそれを継承する形で開設した。1964 年に専門図書館を創設し、1985 年には千里山本館と専門図書館を統合した総合図書館を創設している。また、1994 年の総合情報学部設置に伴って、高槻キャンパスに高槻図書室を設置した。総合図書館は、1988 年度に「建物のみならず、すぐれた機能を持つ専門施設である」として、第４回日本図書館協会建築賞を受賞している。

総合図書館および高槻図書室は建物の名称であり、双方をあわせて「関西大学図書館」の名称で大学に組織されている。現在 200 万冊を超える蔵書を有し、文献情報データベースや電子ジャーナルの積極的な導入ならびに学外の大学図書館等との相互利用等に基づいて、関西大学における教育・研究の学術情報の中枢機能を担っている。

学習図書館機能と研究図書館機能を兼備した集中方式の総合図書館を形成し、７学部、１機構、大学院９研究科の多岐にわたる分野の学術情報を体系的に整備して、情報ネットワークを利用した「サービス主導型の図書館」として「学術情報提供サービスの充実」を重点目標に掲げて取り組んでいる。その具体的施策の一例をあげれば、図書館のホームページを中軸にした「電子カウンター機能」を実現させてその拡充を図っており、インターネット上でＷｅｂ版利用者用蔵書検索システム OPAC（Online Public Access Catalogue、愛称はＫＯＡＬＡ）を公開することによって、学内にとどまらず、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が利用できる関西大学図書館蔵書検索サービスを提供している。

さらに、授業における予習、復習、ゼミナール等演習のための調査研究に資するために、アウトソーシングを導入することによって、日曜・祝日開館および夜間開館の時間延長をするなど積極的な利用サービスの拡大を図って、学習・研究支援の充実に努めている。 以下、各項目に従って現状、課題、改善方策等について詳細に述べていく。

(2) 大学における教育・研究の学術情報を支える図書館の基本理念

関西大学図書館の基本方針は、1981 年 3 月 23 日に図書館建設実行委員会から学長に答申された「新図書館建設計画案（答申その 2)」に淵源しており、これに基づいて総合図書館を 1985 年 4 月に創設している。同答申に示された「新図書館の性格」すなわち運営の基本方針は、「全学系（人文科学系、社会科学系、自然科学系）の研究図書館機能と学習図書館機能を総合兼備し、学術情報のセンター機能を果たす」ことである

と全学的に位置づけられている。

「図書館は、学術情報の中枢機能を担い、大学が教育および研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存および提供することを目的とする」（前掲の学則および図書館規程）という関西大学の基本理念を具現化して、図書館が教育・研究をより効果的に支援するために、「関西大学図書館がめざす方向－ビジョン７項目－」を 1998 年 12 月に策定した。このビジョンは、図Ⅰ-8-1 に示すように、1985 年の総合図書館創設以来受け継いできた「学術情報の中枢機能を担う」という図書館の基本方針に基づくものである。このビジョン７項目に従い、どのような急激な環境変化が生じても対応できるよう、将来においても、教育職員・学生のニーズとともに、教育・研究を支援することのできる諸施策を講じていくものである。

学術情報に関する主要なインフラストラクチャーは、ビジョン７項目推進の４年目に当たる 2002 年度に、従前からの「図書資料の管理を中心とする図書館」から「学術情報を提供するサービス主導型の図書館」へと転換し、より一層の情報公開を目的としたインターネットを中軸とする「オープンシステム化」によって整備してきた。

図Ⅰ-8-1　関西大学図書館ビジョン７項目

関西大学図書館がめざす方向（図書館ビジョン７項目）

＜平成 10 年 12 月１日策定＞

1　学術情報を提供するためのメディアの多様化に対応しうる図書館をめざす

2　関西大学図書館といえばすぐに思い浮かべられるような、本学図書館独自の事業を展開する

3　インターネットなどを通じて積極的な広報活動を推進し、関西大学図書館の存在と特徴をアピールする。また、図書館ホームページでは、広報的な情報以外に、可能な限りの情報サービスを展開し、「図書館電子カウンター」の役割を持たせる

4　いわゆる「図書館の公開」を推進し、蔵書のより有効な活用をめざす

5　図書館が展開する諸事業を支えることができる人材の育成に努力を傾注する

6　より有効な職員の活用が求められている本学の現状に対応するため、図書館のすべての業務を見直し、アウトソーシングの積極的活用を図る

7　業者パッケージの導入を前提に、図書館システム全体のオープンシステム化を推進する

本学図書館は、情報ネットワークを利用した集中方式を採用し、千里山キャンパスに設置されている６学部・１機構・大学院８研究科へのほぼ等距離すなわち中央に、基本構想である Center of gravity of population のとおり総合図書館を配置し、高槻キャンパスにはネットワークで接続された高槻図書室を開室している。このような地理的位置づけとともに、「学術情報提供サービスの充実」と並んで重点目標として取り組んできたのが、「電子カウンター機能の拡充」である。現在、オンラインによる「予約・取寄」「相互利用申込」「利用状況照会」等のリクエストを本学の学生や教育職員の自宅から可能にするシステムの提供を実現している。さらに、電子メールによる個人へのサービスおよびオンライン・レファレンスの開始や他大学の図書館との相互協力の充実に向けて、環境整備を図っている。

このように本学図書館は、具体的には教育・研究支援をめざして、

(1) 学術情報を収集、整理、保存および提供するという図書館の基本的な使命を継承し、

(2) 情報インフラストラクチャーを整備して変革するとともに、

(3) 図書館間の有機的な連携を図ることにも主眼を置いて、

運営している。

本学は、図書館運営に関した案件を議する図書委員会を設置している。図書委員会では、①図書館運営の

大綱に関すること、②図書館事業計画ならびに図書費予算および決算に関すること、③図書館の利用サービスならびに図書館行政に関する規則の制定および改廃に関すること、④図書の購入方針に関すること、⑤基本図書費および共通費による図書購入に関することなどを審議し、図書館諸施策の推進を図っている。委員会は関西大学図書委員会規程に基づいて、全学的委員会として７学部・機構・大学院から選出され学長が委嘱した委員各１名と図書館長および図書館次長をもって構成しており、本学の理念および各学部・機構・研究科が掲げる教育・研究の理念に沿って、図書館運営の案件を審議している。なお、この委員会は平成 12 年に規程を改正して、「図書館長の諮問に応じ、その職務を助けるために」置かれていたものを審議機関に変更するとともに、委員の任期を１年から２年に変更して、図書館の運営体制をより強固なものとした。

同図書委員会規程のほか、図書館運営を円滑に推進するため関西大学図書館規程のもとに、図書館の関連規程として、関西大学図書館図書管理規程、関西大学図書館利用規程、および関西大学図書館自己点検・評価委員会規程を制定している。

(3) 図書館の整備

【現状の説明】

本学の図書館は、総合図書館（千里山キャンパス）と高槻図書室（高槻キャンパス）とで運営している。前者の総床面積は 21,749.93 ㎡、蔵書は約 195 万冊、後者は 880.60 ㎡、約 59,000 冊である。両者の定期刊行物の収蔵種類数は 23,900 タイトル(うち継続受け入れ中のものは 6,900 タイトル)、マイクロフィルム･マイクロフィッシュの所蔵点数は 104,000 点で、電子ジャーナルの閲覧可能種類数は Blackwell Synergy、Elsevier Science Direct、IEEE、OUP:Oxford University Press、Springer、Wiley InterScience などとライセンス契約している 8,940 タイトルである。外部データベースも定額制のライセンスを得て、Web of Science や SciFinder Scholar など 30 数種類がキャンパス内のネットワークから利用できる。これらに充当する図書館における年間の図書資料購入費予算額は、約 671,900,000 円である。

授業終了時間後も開館・開室しており、総合図書館では授業期間中は 22 時まで開館し、日曜、祝日も 18 時まで開館して、学習、予習、復習および調査・研究の場を提供している。

ア　施　設

学習図書館機能と研究図書館機能を総合兼備し、学術情報の中枢機能を担う総合図書館が、地上３階、地下２階の鉄骨鉄筋コンクリート造りで、千里山キャンパスのほぼ中央に位置したところにある。

表Ⅰ-8-2 に示すように、１階はエントランスホールと展示室を除く全体をレファレンス室と称し、教育・研究に関する「共通のエリア」として開放している。２階、３階は「学習者のエリア」となっている。一方、地階（Ｂ1・Ｂ２）は大学院学生を含む「研究者のエリア」である。地階の中央部分は２層の積層書庫になっており、地下１階の東西両翼と北面部位は床もコンクリートスラブで重力に対する強度を保ち、同２階は置型の一般書架と東西に電動集密書架とマイクロ資料自動出納庫（マイクロサーバ）を配している。書庫には図書資料出納用の自動搬送装置のステーションを各階４ヵ所、計８ヵ所に設置し、そこから地上の各カウンターにレールが通じており、図書などの搬送を可能としている。この設備およびファクシミリによる図書請求票の書庫係への電送によって、利用者の待ち時間を短縮し、閲覧貸出業務を円滑に行うことが可能となっている。

地階に位置する研究者のエリアは研究用図書を蔵する書庫に接し、教育職員および大学院学生用の研究者閲覧室(計４室)と研究個室（計 20 室）があり、Ｂ１・Ｂ２とも広めのドライエリアを採っているので各室から緑と空が臨める。また、書庫内にはキャレルを配しており、ゼミ資料の収集や卒業研究の資料収集をする学部学生も、書庫の利用ガイダンスを受ければ入庫して図書資料を検索できる。

地上２階は主として学習者のエリアであり、開架閲覧室で約 197,000 冊の図書を備付け、毎年１万冊（2004

年度は15,000冊)の図書をリフレッシュしている。エントランスホールから各部位への動線を配慮しており、学部学生の大半はこの２階の開架閲覧室と３階の一般閲覧室（２室)、グループ閲覧室（２階の２室を含み計９室）を利用している。

３階には図書館ホール（固定椅子100席。他に補助席20席可能）があり、４月から６月末までは連日クラス別図書館ガイダンスや文献探索指導などに使用し、７月以降は引き続きガイダンスを行うほか、図書館行事（講演会など）と研究発表等の利用に供している。また、貴重書庫と準貴重書庫にはガス供給口と排出口を設けており、年１回、殺虫・防虫、防菌、防黴のために書庫全体の燻蒸を実施している。同書庫は、長時間の停電や長期エアコン停止事故に備えて、庫内の天井と壁にスプルース材、床にはコルクタイルを用いて木製で固めており、万一の諸設備稼働不能に遭っても木材による湿度の呼吸で、貴重資料の十全な保存に期している。

表Ⅰ-8-2　図書館の床面積　（2005年５月・学校基本調査より）

総合図書館			高槻図書室	
３F	一般閲覧室（２室)、グループ閲覧室（７室)、貴重書庫・準貴重書庫、図書館ホール	2,910.59㎡	開架閲覧室および事務室	880.60㎡
２F	開架閲覧室（人文・社会系エリア、自然・工学系エリア、レファレンスエリア）AVパソコンエリア、グループ閲覧室（２室）	3,585.58㎡		
１F	エントランスホール、展示室、レファレンス室（メインカウンター、レファレンスカウンター、参考図書コーナー、新聞・近着雑誌・地図コーナー、ＥＵ資料センター、マイクロリーダーブース、OPAC・インターネット・CD-ROM検索コーナー)、特別閲覧室、研究者カウンター、対面朗読室、事務室、会議室	5,018.48㎡		
Ｂ１	書庫、閲覧室（２室)、研究個室(10室)	4,490.24㎡		
Ｂ２	書庫、マイクロ資料自動出納庫、閲覧室（２室)、研究個室(10室)	5,745.04㎡		
（合　計）		21,749.93㎡	（合　計）	880.60㎡

【注】総合図書館のＢ１とＢ２の各書庫の面積には、2004年度末隣接の旧情報処理センター跡地に図書館の「第２書庫」として拡張した面積の2,644㎡を含んでいる。拡張面積の内訳は、Ｂ１部分が1,268.31㎡、Ｂ２部分が1,435.31㎡である。

一方、上の表Ⅰ-8-2に示すように高槻図書室は、高槻キャンパスの図書・教室棟内にあり、開架閲覧室で小規模ながら主として総合情報学部と総合情報学研究科の学生、教育職員が利用している。自宅からオンラインサービス（OPACと図書館ホームページの「リクエスト」）により、高槻図書室所蔵図書の予約や、総合図書館所蔵図書を高槻図書室へ取り寄せておくことを可能にしており、利用者の時間と場所の壁をなくせるようなシステム作りに努めてきた。

総合図書館、高槻図書室とも、利用者のエリアはすべてタイルカーペットを敷き、全館エアコン（総合図書館はガス焚吸収式冷温水熱源）の快適な利用空間を提供している。書架は室内の中央に、閲覧机は窓側に配置し読書環境に留意している。また、全館の殺虫、防虫、消毒も実施している。

イ　設備およびネットワーク環境

総合図書館は、1985年の開設当初からバリアフリー化を図ってきた。ノンステップ・フラットフロアを基調としており、玄関前に身体障害者専用の駐車場（２台分）を設け、点字ブロックを館内外に敷き、エレベータ（４基)、車椅子用閲覧机、身障者用トイレ（事務エリア１ヵ所を含む５ヵ所)、拡大読書器を配し、対面朗読室を有している。この対面朗読室では継続して受け入れている『点字毎日』を閲覧することができるほか、点字用パソコン（点字翻訳、点字出力、プリンター）を備え付けており、当該の利用者ばかりでなく、点訳、翻字訳のボランティアの学生とともに日々利用されている。

約81,800巻のマイクロフィルムと約20,000ケースのマイクロフィッシュの利用については、総合図書館ではマイクロリーダー機10台とマイクロプリンター機８台で、高槻図書室では各１台で対応している。

総合図書館では、2000年９月に新大学院学舎「尚文館」が竣工したのを機会に、大学院棟と回廊で結んだ新たな研究者専用通路を設け、そこにも入・退館システムを備え付けている。正面玄関ではインフォメーションカウンターを、後者には研究者カウンターをそれぞれ設置して、入館者や外来の利用者に対する案内サービス、および教育職員等研究者へのサービスを提供している。入・退館システムは、入館ゲートシステムと図書管理の円滑化を図るための退館装置であるBDS（Book Detection System）からなっており、高槻図書室にあっては、退館装置のみを備え付けている。

入館ゲートシステムは、磁気カードの学生証および教職員証によって大半を対応しており、校友（卒業生）の利用券は1999年度末から磁気カード化を図り、その他の利用者の利用券も2000年４月からすべて磁気カード化した。

このシステムによって、関西四大学利用協定に基づく他大学の教育職員・大学院学生の利用券、特別利用券､優待利用券等も磁気カード化することにより利用者の便宜を図るとともに,入館者の管理を行っている。

総合図書館に比べて、主たる利用者が総合情報学部・総合情報学研究科に限られる高槻図書室ではBDSは設置しているものの、磁気カードによる入館管理は行わず、光電管方式によって入館者数を計数している。

電子情報化を進めている本学図書館では､表Ⅰ-8-3に示すように利用者用の情報検索機器(パソコン端末)を図書館内に配備している。また、館内の研究個室（全20室）等には情報コンセントを設置するとともにインターネット兼用端末の増設を進めている。

図書館で利用できる大半の学術情報（ネットワーク情報源である学外のデータベースや電子ジャーナル）については、一元的に図書館が定額方式によるライセンス契約を結び、学内LANのネットワークによって千里山キャンパス・高槻キャンパス・天六キャンパスサテライトの３サイトに配信しているので、研究室や各学部のステーションからも利用可能である。

表Ⅰ-8-3　情報検索用・業務用等のパソコン端末台数およびサーバ数・情報コンセント設置数

	蔵書検索用パソコン端末	CD-ROM検索用パソコン端末	外部ＤＢ・電子ジャーナル検索用インターネット端末	カウンター業務及び事務用パソコン端末	身体障害者用パソコン端末	各種サーバ保有台数	情報コンセント設置数
総合図書館	51	12	12	88	3	15	28
高槻図書室	3	6	7	11	0	0	0

【点検・評価】

本学図書館は創設100年を経た｡その間幾世代もの図書館を経て､今日の総合図書館と高槻図書室がある。その運営にあたっては､1924年に図書館関係の本格的な規則を制定しており､1929年以降新たに必要な規則の制定や改編等整備を図ってきた。前掲のとおり、今日の５規程と関係の運用細則（取扱要領、内規）を見るに至っている。ここに特記しておきたいのは、多くの規則を制定改編してきた中で、2001年10月、図書館の基本規則として関西大学図書館規程を制定したことによって、それに先駆けて1998年12月に定めていた本学図書館がめざす方向すなわち「ビジョン７項目」を、より一層確実なものにしたことである。

以上概説したように、図書館が整備するべき施設、設備およびネットワーク環境については、「学術情報の中枢機能」を担い、教育・研究活動に資することのできる十分な施設・設備・環境を保有しているものであると言える。

しかしながら、図書館の今後将来を考えるとき、課題および問題点がないでもない。その第一は、「多様化するメディア」の問題である。例えば、一方で、米国法資料のNational Reporter Systemや化学最大の抄録誌Chemical Abstractsのような従前からの膨大な冊子文献が、すべてWestlaw（米国法情報データベース）やSciFinder Scholar（化学情報データベース)にとって代わり、本学図書館も同データベースを既に導入し

てきている。では、今後このような場合、もとの紙資料をどう扱うかである。他方で、New York Times 等の新聞類は状況が異なる。原紙を長期に保存することは困難で、数年分が限界である。これを補うのに、縮刷版やマイクロフィルム版、CD-ROM 版、インターネット版がある。原紙を縮刷版とマイクロフィルム版が補完し、マイクロフィルム版を CD-ROM 版が補完しており、インターネット版は当然原紙で補わなければならず、適宜の閲覧サービスの提供が求められる。このように、一方の側面についてはデータベースに勝るものはなく、それの積極的な導入が今後とも求められ、本学図書館では原資料については除却している。使用されない紙資料を保存するほどの書庫スペースはないからである。他方の側面については、現時点では各種のメディア間で補完をせざるを得ない。

第二は、書庫スペースの問題である。後述するように、増加図書の対応策として 2004 年度末から「第２書庫」を設置した。

第三に記述しておくべきは、空調、図書自動搬送装置、マイクロサーバー（マイクロフィルム・マイクロフィッシュ自動出納装置）、照明、ホールのビデオプロジェクター等の機器類の耐用年数の問題である。総合図書館竣工後 20 年にもなるため、順次取替え更新をしており、そのための計画的な予算措置を講じているところである。

（4）図書、学術雑誌、電子資料、外部データベース等の体系的整備

【現状の説明】

本学図書館の蔵書は、1980 年に 100 万冊を超え（1,062,218 冊）、2000 年度末に 180 万冊を超えた。書庫等収蔵キャパシティが狭隘化していくため、複本の除却、デジタル化資料への置換などに努め蔵書のスリム化を図ってきているものの、表Ⅰ-8-4 および別表の「大学基礎データ」表 41 に示すように、現在、図書館の蔵書は総合図書館と高槻図書室合せて 200 万冊余りにのぼっている。そのうち、視聴覚資料の所蔵数に計数しているマイクロフィルム・マイクロフィッシュの所蔵点数は 104,000 点を有している。過去３年間の図書資料の受入数における推移は、別表の「大学基礎データ」表 42 のとおりである。

表Ⅰ-8-4　2004 年度図書資料異動状況　（単位：冊・点）

区分＼種別		和書	洋書	マイクロ資料		その他	合計
				ﾌｨﾙﾑ	ﾌｨｯｼｭ		
取得内訳	購入	32,401	8,982	1,467	1,165	104	44,119
	受贈	8,637	185	0	0	27	8,849
	その他	4,237	5,163	86	0	10	9,436
	合計	45,275	14,330	1,553	1,165	141	62,464
除籍抹消		16,281	600	0	0	0	16,881
増減計		28,994	13,770	1,553	1,165	141	45,583
期末在高		1,173,846	726,945	81,812	20,069	4,902	2,007,574

【注】中国語・朝鮮語図書は和書に含めた。「種別」の「その他」はＡＶ資料、CD-ROM、DVD-ROM 等の資料である。

大学全体の経費が厳しくなる中で、本学の図書館図書費も例外ではない。今後の対策として、さらに厳選した有用な図書資料を受け入れることにしており、かつまた巨費を要する外部データベースのライセンス契約や大型予算を伴う基本図書等を購入するのに、2004 年度より勘定科目における予算執行上の項目を大綱化した。この予算執行システムの改変は、全学で有効に共用できるように促進していく一方、他大学との連携、図書資料の電子情報化などをさらに推し進めていくことができるように意図しているものである。

以下、この項では、関西大学学則第 65 条および関西大学図書館規程第２条に従って、所蔵する図書資料を中心に、関西大学図書館としての理念およびビジョンの達成状況を検証する。

ア　教育・研究支援のための図書の体系的整備

図書館の蔵書は、表Ⅰ-8-5 が示すように、関西大学に設置された各学部・研究科の教育および研究分野を広く網羅する状況で収集している。この収書にあたっては、教育・研究を支援する最も基本的な図書は図書委員会の議を経て収書しており、教育職員からの希望図書または推薦図書、大学院学生・学部学生からの希望図書、シラバスに記載の参考書についても収集している。

ちなみに、シラバス（2004 年度より冊子からＷｅｂ化）に担当教育職員が記載している参考書は、入手可能なものは全て図書館（大部分を開架閲覧室）に備え付けている。また、各授業科目画面の「参考書」欄から学生が図書館の蔵書を容易に検索できるよう、ＫＯＡＬＡをＷｅｂシラバスにリンクさせている。

表Ⅰ-8-5　ＮＤＣ分類区分による蔵書冊数および雑誌種類数　（2004 年度末現在）

種類 / NDC分類		蔵書冊数	蔵書の内訳		雑誌種類数	雑誌の内訳	
			和書(冊)	洋書(冊)		和(種)	洋(種)
０類	総　記	210,472	142,081	68,391	5,399	4,492	907
１類	哲　学	115,976	64,415	51,561	980	439	541
２類	歴　史	172,061	127,023	45,038	1,157	814	343
３類	社会科学	583,433	298,810	284,623	7,029	3518	3511
４類	自然科学	133,337	61,452	71,885	1,788	645	1,143
５類	技術･工学･工業	173,640	97,128	76,512	3,214	1,606	1,608
６類	産　業	72,220	46,110	26,110	994	641	353
７類	芸　術	69,645	55,932	13,713	809	681	128
８類	言　語	56,946	30,403	26,543	510	247	263
９類	文　学	210,529	138,827	71,702	2,044	1,591	453
小　計		1,798,259	1,062,181	736,078	23,924	14,674	9,250
その他		209,315			19	12	7
合　計		2,007,574			23,943	14,686	9,257

【注 1】ＮＤＣ：Nippon Decimal Classification（日本十進分類法）の略。「その他」とは、個人文庫等でＮＤＣ分類を付与していない資料を示す。

【注 2】雑誌については、重複するタイトルをカウントしていない。

イ　文化・文明を支える貴重図書の収集

200 万余冊の蔵書の中には、教育・研究支援のみならず、文化・文明を支える大学の使命として収集した特色あるコレクションがある。大阪に立地する大学として収集に努めている「大阪文芸資料コレクション」、わが国における魯迅研究第一人者の元本学教授に係るコレクション「増田渉文庫」、東洋学確立の内藤湖南とその子息伯健旧蔵の「内藤文庫」、幕末の浪速私学であった泊園書院旧蔵の「泊園文庫」、中国文学および漢籍書誌学を生涯の研究とした長澤規矩也旧蔵の「長澤文庫」、元本学図書館館長で日本近世文学の泰斗中村幸彦旧蔵書「中村幸彦文庫」ほか、種々のコレクションを有している。

本学は、これらユニークなコレクションについても、目録情報を遡及して作成し入力しており、OPAC（蔵書検索システムＫＯＡＬＡ）で公開できるよう努めている。特徴的なコレクションを、資料形態ごとに各数点を例示すると次のとおりである。

ａ　図　書

・*Opere di Dante Alighie* , 5 vols.(1757-1758)

ダンテの著作集。ヴェネツィアの大学でも特別コレクションにあげており、特にダンテのイラストにおいて意義のある版とされている。

・『萬國公法』4 巻（同治 3 年・1864 年刊、前掲の「増田渉文庫」に蔵）

米国 H.Wheaton 著の *Elements of International Law* を中国語に翻訳したもの。坂本龍馬はこれを土佐で翻刻しようとしたらしい。わが国では明治３年（1870 年）に大学規則が制定され、同時に科目として万国公法が開設されて、同著書が教科書になった。

ｂ　国書・絵巻・浮世絵

・嵯峨本『伊勢物語』(1608 年、慶長刊)

流麗な平仮名まじりの古活字版で、各ページに嵯峨本の特色である極彩色の挿絵がある。図書館には延享刊版の『伊勢物語』も蔵しており、双方を 2003 年にデジタル画像化して、両者を比較できる形で全冊を図書館ホームページの「電子展示室」から公開している。

・『萬葉集＜廣瀬本＞』

万葉集の原形をよく伝えている非仙覚本で、唯一全巻が揃っている。同廣瀬本を影印版にして岩波書店から刊行されている。

・『象之絵巻物』

江戸時代に象は享保 13（1728）年、文化 10（1813）年、文久 3(1863)年に渡来しているが、享保の象は長崎から江戸まで歩いている。途中、京都御所で中御門天皇に会っており、本学の絵巻物は尾形探香（？～1868）筆のまさしく享保の象である。この絵巻は、学外の美術館や博物館での展示に際し依頼にこたえて、10 回に及ぶ出陳に供し公開してきている。

・浮世絵「長谷川貞信」コレクション

海外で“Osaka Prints”とよばれ珍重された上方文化研究第一級の資料。初代貞信（1820 年代、文政中期に活躍）および二代・三代貞信の作品 600 点を 2002 年にデジタル画像化して、やはり図書館ホームページの「電子展示室」から公開している。

ｃ　地　図（マップ・アトラス）

・国土地理院の 50,000 分の 1 と 25,000 分の 1 の地形図。同院 50,000 分の 1 の地質図。中国大陸 25,000 分の 1 の地図帳、ドイツ、スイス、オーストリア各国の 50,000 分の 1 と 25,000 分の 1 の地図など。

ｄ　マイクロ資料(マイクロフィルム・マイクロフィッシュ)約 10 万巻（箱）

・米国議会委員会刊行物総集成 CIS Microfiche Library

・The Eighteenth Century（18 世紀英語出版物コレクション）

・Le Monde

・明治期刊行物集成

ここに示す資料は、大学の理念を実現するに当たって収集・所蔵するものの一部に過ぎない。これらの図書資料の収集は、本学が掲げる「図書館は、学術情報の中枢機能を担い、大学が教育および研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存および提供することを目的とする」ことを社会へと拡大するものであり、社会貢献としての一端を担っていると言える。

ウ　学術雑誌

教育・研究を支える学術雑誌についても、表Ⅰ-8-5 に示す雑誌種類のＮＤＣ分類区分に見るとおり、多岐にわたる学問分野に対して所蔵してきていることが分かる。また、そのうち継続して受け入れている種類数は 6,905 タイトルである。過去 5 年間のタイトル数の推移をみてみると、1999 年度は 7,988 タイトルあったものが、2000 年度 7,580 タイトル、2001 年度 7,671 タイトル、2002 年度 7,205 タイトル、2003 年度 7,158 タイトル、2004 年度 6,905 タイトルと暫減してきている。５年間で 1,000 タイトルもの大幅なカットの状況に至っている。

この理由の主たるものの一つは、いずれの大学でもやむを得ず行われている図書館図書費の抑制（本学では幸いにも削減はないものの、近年据え置きの状況）であり、第二に、それに輪をかける事態が生じているのが、外国雑誌の高額化、特に自然科学・工学技術分野における理系誌代の高騰が図書費総額を圧迫していることにある。その第三の理由は、デジタル化とネットワーク化によって発展成長してきた電子ジャーナルを、学内の利用者ニーズに対応し導入してきたことである。本学の場合、これまで削減してきた原誌を、電子ジャーナルの導入によって補完できたばかりでなく、過去最多受入タイトル数を大幅に超える種類の閲覧

を可能にしている。

一方で、３年に一度、雑誌等逐次刊行物の利用調査を行うことにしており、2005 年４月に全専任教育職員を対象にした「購入雑誌利用アンケート調査」を実施し、その結果、雑誌の効率利用に鑑みて 2006 年分より 267 タイトルの購入中止を決定し、あらたに 64 タイトルを購入することにしている。今後とも対費用効果を見極めながら、アーカイブ保障が十全なものについては、電子ジャーナルへの変換を推進していく。

このような状況を展開できたのは、①図書館図書費の効率的・柔軟的な執行を可能にする図書費予算の枠組みを活性化させたこと、②後述するように、他大学との図書館間相互協力および電子ジャーナルの有効利用などによる具体的な施策を講じるためにコンソーシアムの形成に参画していること、さらには、③図書委員会の議論のもとに図書館に必要な予算申請の努力を怠らなかったことによる。

エ　文献･情報データベースと電子ジャーナルの有効利用

図書館をとりまく環境が急激に変化し、情報メディアのデジタル化と遠隔通信技術のネットワーク化によって発達し拡大してきたのが「ネットワーク情報源」であり、これの利用についてのニーズが教育・研究の両側面において高まっている。

多様化するメディアの中で、特に電子図書館機能の充実のために促進してきているのが、電子ジャーナルと文献・情報データベース（外部データベース）の有効利用である。そのためにネットワーク情報源を積極的に開拓し導入を図っている。本学図書館およびキャンパス内で活用できるネットワーク情報源の最たるものは、Blackwell Synergy、Elsevier Science Direct 、IEEE、OUP、Springer、Wiley InterScience などから閲覧できる電子ジャーナルと、lexis.com、MAGAZINEPLUS、SciFinder Scholar 、Web of Science のような大型の外部データベースとがある。

前者の電子ジャーナルは、表Ⅰ-8-6 のとおり、本学では、図書館ホームページを通じて 8,940 タイトルの閲覧が可能である。今後とも、本学も幹事校を務めてきた「私立大学図書館コンソーシアムＰＵＬＣ」によって、さらにタイトルを増加させる計画を進めている。

後者の外部データベースでは、世界最大の引用・被引用論文索引データベースである Web of Science の導入を可能にしたように、高額の経費を伴うものについて、私立大学５大学（本学、慶應義塾大、早稲田大、東京慈恵会医科大、九州産業大）がコンソーシアムを形成することによって版元ＩＳＩトムソン社と価格交渉を行った結果である。このコンソーシアムは、現在、ＰＵＬＣの活動に受け継がれている。

表Ⅰ-8-6　学内で閲覧利用できるオンラインジャーナル

種　　類	タイトル数 (50 点以上は概数)
ACS(American Chemical Society)	33
APS(American Physical Society)	8
Blackwell Synergy*	730
CiNii	1,350
Elsevier Science Direct	1,680
Emerald Fulltext	100
IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)	620
JSTOR	160
Oxford University Press*	160
Sage	100
SourceOECD	25
Springer	1,150
Springer Online Journal Archive	810
SwetsWise	1,760
Wiley InterScience	250
合　　計	(8,940)

【注 1】*印を付した各社と契約した電子ジャーナルは、SwetsWise からでも閲覧することができる。

【注 2】ACS,APS,IEEE,Sage,Springer, Springer(OJA) については 2006 年１月から閲覧に供している。

外部データベースの利用実態をみてみると、表Ⅰ-8-7 から分かるように、データベースの発掘と導入拡大とともに、増加傾向をたどっている。この結果は、次の①～④の各状況が複合的に功を奏したものであると考える。

なお、利用回数は、ライセンス契約をしている先のデータベース所有者がシステムによってアクセス回数を計数したものである。

①外部データベースについての本学の対応は、各種 Web 版データベースを積極的にトライアル提供するに加えて、利用者からのモニター結果などを用いてニーズを見極め、有効活用が図れるように導入策を講じてきたこと

②これらの方策を実現するために、高額の図書資料を全学で一元的に図書館図書費をもって充当できる仕組みを採用していること

③また、私費でのＩＲ検索に限り検索料の半額補助（１回の利用で 1,500 円を限度）を実施するとともに、可能な限り直接検索できる定額制への契約に変更して、利用者が費用を負担することのないサービスをもって、教育・研究に必要な外部データベースの利用を支援していること

④さらに、図書館ホームページで、ニュースのページと「ネットワーク情報源」のページで案内や説明を加えるとともに、ゼミクラス単位で１人１台のパソコンを用いた「実習型ガイダンス」等によって、利用指導を積極的に実施してきたこと

なお、前表の他に、2005 年４月から、研究用のデータベースに『ICPSR』（社会調査統計データアーカイブ）１件と、学習用として『毎日 News パック』（毎日新聞記事索引）、『ヨミダス文書館』（読売新聞記事索引）、『ジャパンナレッジ』（百科事典データベース）、『日経 BP 記事索引』（雑誌データベース）の４件を加えている。

表Ⅰ-8-7　文献･情報データベース検索回数の経年推移

種　　別	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	備　　考
CSA Internet Database Service（専門分野型ＤＢ）	－	－	134	1,363	2003 年 11 月～
JDream（科学技術情報索引）	4,539	10,927	19,144	64,124	Enjoy JOIS からの移行
JURIS Online（独国法律情報ＤＢ）	－	－	－	107	2004 年 10 月～
LEX/DB インターネット（法律情報ＤＢ）＊	－	－	4,482	6,554	2003 年 4 月～
lexis.com（法情報索引）	7,663	10,407	4,526	6,239	
LISA（図書館情報学文献索引）	－	204	566	◇	
LLBA（言語学雑誌記事・文献索引）	－	457	283	◇	
MAGAZINEPLUS（和雑誌記事索引）	18,886	40,811	78,910	89,399	
MERGENT Online（米国企業情報ＤＢ）＊	－	－	5	63	2003 年 11 月～
METADEX（「Metal Abstracts」掲載論文索引）	142	292	307	48	
NACSIS-IR（学術文献ＤＢ、機関別定額制分のみ）＊	－	534	562	604	2002 年 4 月～2005 年 3 月
CiNii(NII 論文情報ナビゲータ)	－	－	－	－	2005 年 4 月～
OCLC FirstSearch（総合ＤＢ）	4,529	7,434	6,545	5,279	
PsycINFO（心理学雑誌記事・文献索引）	1,563	2,960	2,981	2,059	2001 年 6 月～
SciFinder Scholar（化学情報ＤＢ）	－	－	15,626	22,106	
Web of Knowledge（引用情報を含む学術文献ＤＢ）＊	－	－	6,730	7,358	
Web of Science（引用・被引用論文索引）	5,295	18,423	23,075	26,210	2001 年 8 月～
日経 NEEDS-Financial QUEST（社会・地域統計）★	－	5,803	493,174	419,776	2002 年 7 月～
日経テレコン 21（ビジネス情報ＤＢ）☆	－	－	209,274	911,818	2003 年 10 月～
「聞蔵」（朝日新聞記事索引）＊	2,848				朝日 DNA からの名称変更
IBZ（洋雑誌記事索引）	計数されていない	計数されていない	計数されていない	計数されていない	
International Statistical Yearbook（欧米・国際機関の統計ﾃﾞｰﾀ集）					
LexisNexis Congressional （米国議会情報索引）					CIS からの名称変更
Westlaw（法情報索引）	－	－			
United Nations Treaty Collection（国連ＤＢ）	－	－	－		2004 年 5 月～
ICPSR（社会調査統計データアーカイブ）	－	－	－	－	2005 年 4 月～
ジャパンナレッジ（百科事典ＤＢ）	－	－	－	－	2005 年 4 月～
日経ＢＰ記事検索サービス（雑誌ＤＢ）	－	－	－	－	2005 年 4 月～
毎日 News パック（毎日新聞記事索引）	－	－	－	－	2005 年 4 月～
ヨミダス文書館（読売新聞記事索引）	－	－	－	－	2005 年 4 月～
Web OYA-bunko(大宅壮一文庫雑誌記事索引)	－	－	－	－	2005 年 11 月～

【注１】各統計は、2001 年は４月～12 月まで、それ以外は１月～12 月までの合計である。また、統計値については、データベース提供機関が独自の基準で計数した値をそのまま利用している。従って、それぞれの統計値が必ずしも同じ算出方法であるとは限らない。
【注２】＊はログイン回数である。また、☆は結果表示件数を、★はダウンロード件数を示す。
【注３】 CSA Internet Database Service には、ERIC、LISA、LLBA、Social Service Abstracts、Sociological Abstracts が含まれる（◇は平成 16 年以降 CSA Internet Database Service の統計値に含まれることを示す)。また、Web of Knowledge には、Web of Science 及び ISI Proceedings が含まれる。
【注４】 Web of Science の 2002 年６月、７月分の件数は、提供機関でのシステムトラブルで作成されなかったため含まれていない。
【注５】NACSIS-IR は、2005 年３月でサービスを終了し、同４月から国立情報学研究所の GeNii(学術コンテンツポータル)のもとにサービスが再編された。
【注６】表中の「－」は、当該年度は利用開始していないことを示す。

オ　学術資料の保全とメディアの多様化への対応

図書館は今後将来にわたって、学則第 65 条に示す使命を継承していくのに、「図書資料という文化的知的財産の保存」「資料の劣化防止」および「新しいメディアへの置換」をしていくという重要な責務を負っている。本学図書館が講じてきている諸施策は、限りある資源のもとでより充実した図書館利用のサービスをめざしており、結果的には、限りある所蔵スペースの有効活用と学術資料のスリム化へとつながる所作にもなっている。他大学の図書館等との連携による相互利用の促進を図ることも、「アーカイブ保障」を確実なものにしていく重要な方途である。

図書館が大学の理念・目的をなす学則、図書館規程、図書館ビジョン７項目に基づいて、2000 年度から 2004 年度の５ヵ年において計画し、実施してきた主な事項を以下に示す。

ａ　貴重書のマイクロフィルム化、デジタル画像化および電子展示による公開

資料保存と利用提供の改善を図るため、1986 年度から経年的に貴重書、近世文書、特別文庫等のマイクロフィルム化事業を推進しており、近年（2001 年度以降）はコンスタントに毎年度３万コマを撮影してきている。一方で、2001 年度からは電子図書館機能の拡充に向けて、貴重書のデジタル画像化をも進め、図書館ホームページを通じて「電子展示室」での公開が可能となった（2002 年度はパイロット版を公開)。2003 年度には本格的に長谷川貞信初代・二代・三代の「浮世絵」を公開し、2004 年度には『伊勢物語』（嵯峨本慶長刊版と延享刊版の２種）全文を発信して、大学の社会への貢献の一端を果たしている。

なお、2003 年には電子展示にかかる活動方針を策定した。これに基づいて、2005 年度には館所蔵の【八代集】を加える計画を進めており、そのなかでも『北山切 新古今和歌集』（1350 年、貞和６年写）については全帖を公開している。

ｂ　貴重書・準貴重書の燻蒸、書庫・閲覧室等の消毒および図書資料の修復

資料保存のために毎年、書庫および閲覧室等の消毒はもちろんのこと、貴重書庫・準貴重書庫内に保存している資料について燻蒸を実施し、また随時虫害発生に即応して臨機に燻蒸を行うことで、紙魚などの殺虫・防虫と防黴等に努め学術資料の保全対策を講じている。

一方で、虫損、破損、汚損している原資料、特に古典籍など貴重書について、裏打ち、漉きだめ、製本直し等によって修復に努めており、また、1995 年の阪神・淡路大地震による貴重書の落下破損に鑑みて、保護ケースを作成している。

ｃ　図書館資料の電子化推進

本学図書館は、ビジョン７項目に示す「メディアの多様化に対応する図書館」の一環として、私立大学５大学の図書館によってコンソーシアムを形成し､巨大で高額な外部データベース Web of Science を導入(2001 年度）した。表Ⅰ-8-7 のとおり、同年度に lexis.com をはじめ、順次中核的な文献・情報データベースとライセンス契約を結んで導入を推進し今日に至っている。

また、電子ジャーナルの導入についても本学図書館は先駆けた存在で、2003 年度までに 1,870 タイトルの閲覧を可能にしていた。前掲コンソーシアムＰＵＬＣの形成によって主要出版社との契約が整い、2004 年度には 3,700 タイトル、2005 年５月現在では 8,940 タイトル（延数）の閲覧が可能になっている。

ｄ　書庫スペースの拡充

集密書架を順次増設し各書架の棚板を補充する一方で、複本の除却とデジタルメディアへ転換することによって蔵書のスリム化を図り対応してきた。つづいて「第２書庫」を開設したこと（後述）により、抜本的な書庫スペースの拡充計画を実現させている。

【点検・評価】

本学図書館は、教育・研究を支援する目的に沿った基本図書を体系的に整備し、社会における大学の使命でもある文化・文明を支え担うため、古典籍等貴重なコレクションの保全を行うとともに電子情報化を推進して、理念の実現に向けてより踏み込んだ活動を成していると言える。

また、他大学の多くのホームページ等で確認すれば、外部データベースと電子ジャーナルの導入について本学は積極的な姿勢で臨んでいる図書館に属する。しかし、今後を考えると課題はある。どのような基準で対象を選定していくかである。現時点ではニーズに対応して選んでいくのに迷うのは経費面のみであるが、多種多様な電子資料がＷｅｂのネットワーク上で発展していくと、冊子体の図書のように「収書方針」が要る。本学では「アーカイブ保障、積極的導入」という基本方針に基づいて、状況変化に対応できるよう大綱的な指針づくりを始めている。

（5）情報ネットワーク

【現状の説明】

関西大学図書館は、1977 年に業務の機械化を開始し、図書館職員によって先駆的なオンラインリアルタイム方式の学術雑誌管理システムを開発している。その後も、図書館業務に直接携わる職員がシステム開発をするという基本姿勢に徹して、図書館システムを段階的に拡充してきた。1990 年策定の図書館業務機械化第 3 次中期計画をもって、図書情報のサービスシステムおよび管理運営のトータルシステムを完成させて、現在のシステムの礎を築いている。

社会の高度情報化に伴い、本学のみならずいずれの図書館においても、従前の図書館のシステムではインターネット利用などに十分な対応ができない状況を呈してきた。これを打開するため、本学は図書館ビジョン７項目に基づいて、図書館システムのオープンシステム化を推進してきた。図書管理の機械化→業務の電算化→図書館サービス主導の情報化へと変革させて、大学の情報化と社会貢献の理念に従った展開を図っている。

ア　学術情報へのアクセス －情報システム化の経緯と取り組み

本学図書館における学術情報の提供ならびに発信は、図書館のホームページを通じて行っている。インターネット上に存在する学術情報を収集し、それを解説して利用方法の案内をするなど情報の組織化を図るとともに、それを「ネットワーク情報源」としてホームページ上で提供するものである。

例えば、「ネットワーク情報源」の“Net news”をみると、新情報源の発掘と案内に努めており、教育・研究の支援を旨とする図書館の充実したエクステンションサービスの状況を示すものとなっていることが分かる。「関西大学図書館がめざす方向－ビジョン７項目－」の第３項目と第１項目に掲げているように、“インターネットなどを通じて積極的な広報活動を推進し、関西大学図書館の存在と特徴をアピールする。また、図書館ホームページでは、広報的な情報以外に、可能な限りの情報サービスを展開し、「図書館電子カウンター」の役割を持たせる”とともに、“学術情報を提供するためのメディアの多様化に対応しうる図書館”をめざす目標については、以下に示すようにそれぞれの施策を実施するに至っている。

1995 年には図書館電子化構想を策定して、1998 年には教育・研究に必要な図書を円滑に検索することができるインターネット上でのＷｅｂ版利用者用蔵書検索システムＫＯＡＬＡを公開し、図書館利用者、一般

社会人の便宜を図ってきた。このシステムでは、学内にとどまらず「いつでも」「どこでも」「だれでも」が容易に関西大学図書館の蔵書を検索することが可能である。

1996 年に開設した図書館ホームページは、1999 年 11 月 11 日をもってサービス主導型のホームページに大幅改訂して、情報化に対応とした図書館の新しい窓口「電子カウンター」に位置づけている。現在、このホームページを通じて、電子ジャーナルやインターネット上で展開されている外部データベースの提供をはじめ、館所蔵の貴重書等古典籍のデジタル画像化を進め、「電子展示室」から全文を公開するなど、社会に情報を発信している。なお、同ホームページは 2006 年度当初にリニューアル（大改定）する計画で、現在、検討を重ねているところである。

「電子カウンター」は、図書館の利用者がもう一つのカウンターとして、キャンパス内または自宅からでも図書館ホームページ上で利用できる。具体的には、図書館案内として、日々ニュースを発信しているのは勿論、「図書館案内」として、卒業生・保護者・学外者の利用案内、コレクションの紹介、電子展示の公開、付置するＥＵ資料センターの利用案内をしている。「User’s ガイド」では、図書館の使い方、文献の探し方、図書館Ｑ＆Ａによって利用方法を会得できる。2004 年度から、“KUL GATEWAY”と称する「関西大学総合図書館案内 on the Web 」を、図書館利用教育用コンテンツとして供している。

特に「電子カウンター」は、オンラインサービスとして実際のカウンターと同様に機能するものである。前掲のＫＯＡＬＡを中心に、貸出の予約、総合図書館－高槻図書室間の蔵書の取り寄せ、また、図書の購入希望、他大学図書館所蔵の複写依頼、借用依頼等のリクエストサービスなどが可能になっている。そのために、全国所蔵目録 NACSIS Webcat や新刊書のブックポータル（amazon.com）も用意している。

また、レファレンスカウンターの機能として、「ネットワーク情報源」のカテゴリーを担っている。単に文献データベースや情報データベース、電子ジャーナルのポータルを用意しているだけでなく、それぞれのガイダンスをしているほか、“Net news”によって最新の情報を提供している。

クイックレファレンスに相当するサービスとして、現在はＥメールによる問い合わせにより対応している。学外の特に大学院学生から、館所蔵文献の利用に関する照会も多い。

イ　機器およびネットワーク環境の整備・充実

研究・教育支援に向けた情報インフラストラクチャーに関しては、基本的には、次の３項目の考え方に従って整備を図ってきている。

(1)高度情報化社会における図書館利用者ニーズに対応すること

(2)そのためには、図書館利用者に情報へのアクセスが保障されていること

(3)情報疎外を生まないためにも、情報リテラシー教育が必要であること

アクセス保障を前提として、情報発信型のシステムへとインフラストラクチャー整備を進めてきた結果、2001 年度から 2004 年度までには下記の事項を実施することができた。なお、図書館のネットワークシステムの全容は、図Ⅰ-8-8 の概念図のとおりである。

①2002 年度、図書館オープンシステムを本格稼動。

②ネットワーク情報源の活用に力点を置き、CD-ROM で利用するようなパッケージ型メディアの提供からネットワーク型メディアの提供へシフト。

③CD-ROM による情報にあっても、公開性の高いサーバにリプレイスして、学内のネットワーク上にて提供できるようにしている。

④オープンシステム導入による電子図書館機能向上と図書館サービスの安定提供を行うために、プロキシサーバを設置して高度なセキュリティを構築。

⑤電子ジャーナルおよびネットワーク情報源等のサービスを充実させるため、インターネットの利用が可能なパソコンを館内に増設（合計 12 台で運用）。また、地下１階・２階の研究個室 20 室に情報コンセント

の設置など、インターネット環境の拡充。

⑥また、外部資源を有効活用するために電子ジャーナルとデータベースの積極的な導入を図り、図書館ホームページのポータルからそのアクセスを容易にした。学術情報の提供を促進するために、同ホームページの「ネットワーク情報源」を中核にして、外部資源の発掘とその解説および利用案内等ガイダンスの充実を図っている。継続して学術情報のリンク集の充実にも努めている。

⑦1985 年度から運用してきた蔵書検索システムＫＵＬに換えて､1998 年度からはインターネット時代に相応しい Ｗｅｂ版蔵書検索システム（愛称：ＫＯＡＬＡ）を運用して OPAC の充実を図った。2002 年度には図書館オープンシステムを稼動させて、同時に「新生ＫＯＡＬＡ」に移行させた。

⑧オンライン目録(OPAC)の書誌データの充実に向けて、2000 年度から「既蔵書目録データ遡及入力第２次３ヵ年（最終）計画」を推進して、個人文庫等特別コレクションの目録データを遡及作成させ、「第１次７ヵ年計画」と併せ 10 年の歳月を要して目録情報のデータベースを完成させている。

⑨このような情報化への取り組みには、外部データベースの利用のみを行っているのではない。本学図書館自らも制作し発信している。その一つは、漢籍を中心とした本学所蔵「内藤文庫」の目録を CD-ROM 版で公刊したことである。漢字の正字体、繁体字、異体字、別字、略字、俗字などコンピュータで扱うのが困難な状況において、漢籍目録のデジタル化に対する成果をもたらしている。これは「ＫＵＬ-bijou」と名づけられ、全国の大学図書館と関係研究機関に配布し評価を得て、2000 年 8 月に私立大学図書館協会から「協会賞」を受賞している。

図Ⅰ-8-8

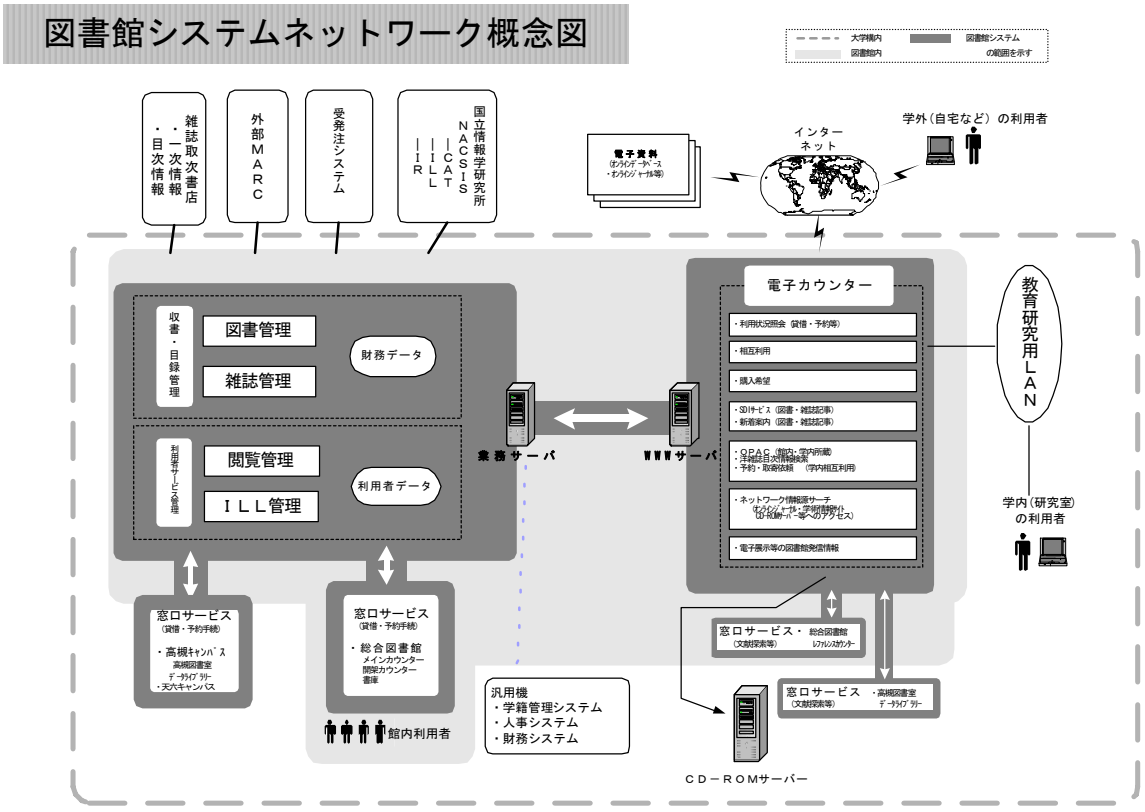

自館制作で発信しているもう一つ特出すべきことは、前項に述べたとおり「電子展示室」がある。長谷川貞信の浮世絵､『伊勢物語』をデジタル画像化し公開している。順次古典籍等貴重書をデジタル画像化していくもので、2005 年度には【八代集】を公開した。

このような情報発信型サービスの提供へと転換を図ったことにより、図書館ホームページへのアクセス件数は、2001 年度には 100 万件を超え、さらに 2002 年度と 2004 年度には各 20 万件増加した。関西大学図書館の情報化に対する取り組みは、学術情報を提供するサービス主導型図書館へと確実に変貌しつつある姿を

示していると言える。

表Ⅰ-8-9　過去５年間の図書館ホームページアクセス件数

	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
図書館ホームページアクセス数(a)	646,186	1,082,826	1,281,673	1,246,190	1,424,276
大学ホームページのアクセス数(b)	6,274,671	8,899,621	13,873,759	18,352,977	22,219,676
(a/b)×100	10.3%	12.2%	9.2%	6.8 %	6.4 %

【注】(a) (b)は、それぞれのトップページにアクセスした回数で、直接 KOALA やネットワーク情報源等にアクセスした回数は含まない。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

以上のように、学術研究の高度化、国際化、図書館利用者ニーズの多様化に対して、本学は図書館を中心として学術情報の処理、提供システムおよびエクステンションサービスの整備が適切に進められていることが分かる。

しかし問題点もある。第一の問題は、図書館でいうテクニカルサービスにあたるもので、データベースとネットワーク利用に対する職員の知識と技術の維持向上についてである。情報通信技術の進展は留まることがなく、今後とも先進の知識と技能を修得させていく態勢が必要不可欠であり、その人員の確保と育成計画が各大学図書館において課題となっている。

第二は、図書館は主として外部情報を“受信”して学内利用者に配信しているが、図書館の理念に沿った活動の成果として本学図書館自らが情報のコンテンツを作成して発信し、社会貢献を果たさなければならないという課題である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本学では、(8)のウに示すように、積極的にセミナーや講習会を開催するほか、スキルアップを図るため年間 10 名前後の図書館職員を学外の研修会に派遣している。

上記課題の第二については、特別コレクションの目録の公開は、大部分を OPAC で可能にしている。貴重な資料のマイクロフィルム撮影を年次計画で行っており、所蔵資料の影印本（『関西大学図書館影印叢書』第１期全 10 巻）も刊行してきた。さらに、デジタル画像化した撮影コンテンツを、2002 年度より図書館ホームページの「電子展示室」から公開している。具体的な内容は、この項で既に述べたとおり、電子図書館機能の一環として取り組んでいる。

（6）教育・研究支援をめざした利用サービス環境

【現状の説明】

本学では、図書館のほかに、学部資料室（法学部資料室、経・商資料室、社会学部資料室)、外国語教育研究機構、東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所、人権問題研究室の各所に図書資料を所蔵している。

ところが、図書館には、図書の 85%以上の冊数、雑誌・逐次刊行物の 76%以上の種類数を収蔵している。多くの国立法人、公立ならびに私立の総合大学では、学習図書館機能を附属図書館ないしは中央館が受け持ち、研究図書館機能を学部図書館が担っていて機能を分散しているが、本学は伝統的に集中方式を採ってきた。分散方式、集中方式、それぞれに得失があるが、本学が採っている集中方式は、まず図書館をキャンパスの中央に置き、各学部、研究所が等距離にあって、学習図書館機能と研究図書館機能を総合兼備している。図書費予算においても、研究用図書費予算を 2003 年度までは学部割りにしていた時代でも、書架に並べれば学部の帰属は離れて全学に供用していた（なお、2004 年度から予算配分の大綱化を図り、研究用図書費は「人文科学」「社会科学」「自然科学・工学技術」の大区分にし、予算執行の柔軟かつ効率化に資している)。いずれの学部や研究科の学生、教育職員であっても区別なく、図書資料を１箇所で閲覧でき、学際領域の学習と研

究に資する点に大きな特色がある。いわゆる、学術情報資源の「共有化」であると言える。

図書の収集、整理等組織化、保存、提供というと従前からの図書館本来の機能を十全に継承していく一方、外部データベースの導入と電子ジャーナルへの転換による、もう一つの「共有化」をも図りながら「電子カウンター」の充実等を促進させて、電子図書館機能の充実を図っている。他大学の図書館や研究機関との相互利用において、表Ⅰ-8-12 のとおり 2001 年度から、年間の「依頼」件数が「提供」件数を超え逆転している。これはまさしく、世界有数のデータ量を誇る二次情報のデータベース Web of Science や SciFinder Scholar を導入してからのことで、本学教育職員の研究の広がりと深まりによってニーズが生じたことが分かる。

図書館での閲覧座席数の確保はもちろんのこと、学部の授業終了後も開館（千里山キャンパスでは第７限の 21 時 10 分終了に対して 22 時まで、高槻キャンパスは 19 時 30 分に対して 20 時まで開放）している。学生等利用者には「電子カウンター」上で、図書資料の「予約・取寄」や「相互利用の申込」等について自宅からのオンラインによるリクエストにも応じている。

ア　閲覧室の座席数

閲覧座席数については、図書館資料や学術情報利用機器、最適な学習・研究上の居住空間等との調和を配慮しながら確保に努めてきた。1998 年 3 月 17 日付財団法人大学基準協会からの相互評価認定に際して、「施設・設備等については、特に大学図書館や情報教育関係設備が充実されている点は評価できる。また、図書館の日曜開館も評価できる」との長所をあげられていたものの、「総合図書館の学生用閲覧室の座席数が収容定員に比して少ないので、改善に努力されたい」との勧告を受けていた。

この問題に対しては、経年的に座席数を増やし、現在、学部･大学院学生の収容定員に対する閲覧座席数の割合を見てみると、「大学基礎データ」表 43 に示すとおり全館で 10.1％を確保しており、改善勧告に応えていると言える。

このほかに、総合図書館には、別途に、学生等の利用指導やゼミのガイダンスに使用している図書館ホールに 100 席を有するほか、教員閲覧室と研究個室に教育職員用の座席を設けている。また、グループ閲覧室等各室に補助席を配備している。

イ　利用時間の拡大

総合図書館の「日曜開館」は、天六キャンパスにあった第２部（夜間）専用学舎内の天六分館時代から行っているものであり、第２部が 1994 年に千里山キャンパスに移転し、同分館が総合図書館に吸収されてからも、これを継承している。

それ以降、第２部学生や校友（卒業生）による総合図書館の利用も増え、祝日も利用できる開館日の増加と、開館時間の延長を要望する声が大きくなってきた。特に、当時 21 時 30 分の閉館では第２部の学生は授業の終了（21 時 10 分）後の図書館利用は事実上不可能であった。しかも、書庫図書の出納と１階のレファレンス室の利用を 20 時までにしていたので、開館時間の延長が望まれていた。これの解決策は、アウトソーシングの導入のほかになく、ビジョン７項目に基づき、2000 年度には日曜日およびレファレンス業務を除く夜間の閲覧サービス業務に導入した。翌年度からは、昼間の同業務にもアウトソーシングを拡大し、祝日開館にも適用していった。この結果、開館時間中は、どのコーナーの利用も縮小することなく、また、どのエリアの図書資料の利用をも制限することなく、サービスを拡大している。アウトソーシングの導入によって、決して業務を“丸投げ”して委託しているのではない。図書館専任職員の十全なマネジメントとアウトソーサの技量との共存において、利用者サービスの充実が図られているところに本学の特徴を見ることができる。

表Ⅰ-8-10　総合図書館の開館時間の拡大

1999 年度以前	2000 年度以降
・開館時間 （授業期間）１階 9:00～20:00 ２階 9:00～21:30 （休業期間）１階 10:00～18:00 ２階 10:00～20:00＜土曜日～18:00＞	・開館時間 （授業期間）１階 9:00～**22:00** ２階 9:00～**22:00** （休業期間）１階 10:00～**20:00** ２階 10:00～20:00
・日曜・祝日の開館：授業期間の日曜日のみ	・日曜・祝日の開館：授業期間の日曜日**と祝日**
・書庫図書の出納（貸出可能）時間 （授業期間）　9:30～19:45 （休業期間）　10:30～17:45	・書庫図書の出納（貸出可能）時間 （授業期間）　**9:00～22:00** （休業期間）**10:00～20:00**
・レファレンスカウンター 授業期間は 20:00、休業期間は 17:00 でレファレンスカウンターでの業務を終了する。	・レファレンスカウンター レファレンスサービスは、授業期間は 20:00、休業期間は 17:00 では終了するが、閉館時間まで、**①外部データベースのインターネット利用、②マイクロ資料の閲覧複写等のカウンターサービス等を行っている。**
	・研究者カウンターを開設　（授業期間） 9:00～20:00 **（休業期間）**10:00～17:00

総合図書館において、1999 年度までのサービス対応に関して、図書館整備計画に従って 2000 年度以降どのように改善してきたかを表Ⅰ-8-10 に比較している。いずれの改善事項についても、教育・研究を支える図書館サービスの充実を図ることができたことを示している。

一方、入館者の推移を 1999 年と改善施策を講じたそれ以降を表Ⅰ-8-11 で見てみると、2003 年度は極端に入館者総数が少ないのは別として（この年度の新学期から入館システムの不具合で、３ヵ月も計数が不能になっていた)、2001 年度間で増加傾向を示しながらも、その後減少の兆しをみせている。この要因には３点が考えられる。

表Ⅰ-8-11　総合図書館入館者数の推移

		1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
学部学生	第１部学生	869,228	957,755	975,818	941,220	715,180	851,083
	第２部学生	49,870	55,709	62,079	59,953	35,072	31,073
	小　計	919,098	1,013,464	1,037,897	1,001,173	750,252	882,156
	（平均入館回数）	**(32.6)**	**(36.1)**	**(36.6)**	**(38.8)**	**(27.5)**	**(32.4)**
大学院学生		61,670	80,467	75,712	73,989	50,969	76,247
教職員		20,631	23,314	22,556	23,617	16,432	21,424
校友（卒業生）		30,698	47,979	45,776	40,382	28,304	34,773
その他		24,309	23,152	29,029	23,821	14,316	19,549
計		1,056,406	1,188,376	1,210,970	1,165,884	860,273	1,034,155

【注】平均入館回数は、学部学生の入館者「小計」を在籍者数で割ったもので、１人当たりの年間平均入館回数を表す。

その第一点は、本学の「電子図書館機能」の充実による。千里山、高槻のキャンパスを学内ネットワークのいずれからも、外部データベースを利用した文献探索、授業文献利用、研究資料の収集を可能にしている。学部学生においては、冊子型の二次資料による文献検索から、デジタル化のネットワーク情報源による文献検索に移行しつつある。

第二は、図書館のオンライン・サービスの拡大がもたらした結果である。貸出・返却の出納、予約・貸出期限延長の更新、購入希望図書の申し込み、文献複写など相互利用の申し込みなどを、実際の出納のカウンター（メインカウンター、開架閲覧室のカウンター、高槻図書室のカウンター）へ直接行かずして、自宅からのインターネット、または学内のネットワークを通じてのリクエストを可能にしたからである。

第三には、大学院学生や教職員の入館者にはそれほど経年変化が認められないが、学部学生についてはセメスター制への全面移行などの他の要素が輻輳的に関係していると思われ、今後分析をしていく。

ウ　アウトソーシング導入によるサービス環境の整備

2000 年度のアウトソーシング導入に際し、本学図書館は事務組織を、それまでの４部門を３部門（課）に機能面から統合して、合理的な人員配置を旨とし、サービスの質的向上にも努めてきた。導入計画は、前述のとおり２ヵ年で完成させる目標に基づいたものであり、これに伴い、図書の貸出、複写、レファレンス、各種のリクエスト等のサービスを開館と同時間帯に実施するように改善することができた。閲覧サービスの企画､管理運営のマネジメント業務およびレファレンス業務等コア業務を除く大半の業務を対象にしている。

本学図書館におけるアウトソーシングの活用はいうまでもなく、一般的に考えられている単なる外注を意味するのではない。人的資源の有効活用であり外部機能の活用によって活力をも注入するのであって、図書館本来の業務と共存するものである。閲覧参考業務のマネジメントとレファレンス業務そのもの（コア業務）については、図書館の専任職員が担っているのがポイントで、かつ本学の特徴でもある。このアウトソーシングの導入によって、教育・研究活動において求められていた開館日数の増加と開館時間の延長、および繁忙期であれ、平常時であれ、一定の能力と知識を有した質的レベルを維持する継続的なサービスを利用者に提供することが可能となったのである。

一方、利用者と直結した図書館サービスであるパブリックサービスを支える部門に、図書資料を収集整理するというテクニカルサービスといわれる業務がある。この業務のうち、図書の整理業務と目録情報作成の業務を外注化したのは、1984 年（総合図書館開設前年）からであった。これ以前にも増して柔軟性とスピード化が求められている現状に鑑みて、当時の業務の効率化のみを求めた単なる外注から脱却するほかなく、2002 年度からはさらに質的強化をもアウトソーシングに求めた。従前と異なり、図書の受入・整理業務に力点を置いて徹底したアウトソーシングの活用を開始している。

具体的には、図書館の「オープンシステム化」と連動させ、書店、出版社、および国立情報学研究所等の「外部機関システム」や、発展した書誌ユーティリティー等の「外部情報資源」の両面をアウトソーシングとして有効活用したことにより、業務の合理化につながっている。その成果が利用者サービスに多大な貢献を果たせているのである。

本学図書館のアウトソーシング導入は、パブリックサービスと、それを支えるテクニカルサービスの両方に求めたことは、相乗的に図書館の使命を達成できる重要な要素になっていると考えている。

【点検・評価】

本学図書館では学生閲覧室の座席数が学生数に応じて適切に整備されているとともに、日曜日開館・祝日開館と、授業期間中は 9:00～22:00 開館および休業期間中は 10:00～20:00 開館するという、授業の終了時間を考慮した閉館時間を設定し、教育・研究支援を十分に図っているものであると言える。このため、一定の図書館の知識と技能を有する図書館職員とアウトソーサを配置することによって、本学図書館の基本理念の具現化と任務の達成につながっているものと言える。

また、アウトソーシングの導入の今後に対しても課題がある。これについては、第１点として、図書館職員とアウトソーサとの緊密な連携のほかに、まずは、アウトソーサ自身には一定のレベル以上のハードルを高くした資質を求める必要がある。第２点は、アウトソーシングの効果を見ていく評価システムの確立が必要な点である。この課題について今のところは、月１回以上、図書館、受託会社双方の管理職者とリーダーによる会議を通して、点検･評価を行い改善方策を講じている。

（7）書庫の拡充および図書館機能の拡充計画

【現状の説明】

1985 年の総合図書館開館時には、地下書庫の一般書架の収容力は 1,085,000 冊（30 冊/1 シェルフ）、電動集密書架の収容力は 423,000 冊（20 冊/1 シェルフ）であり、地上階の蔵書（レファレンス室参考図書、開架

閲覧室学習図書）も合わせて 170 万冊の収容スペースを擁していた。さらに、特別のダクトで防塵・防湿のエアコンを施しているマイクロサーバには51,500巻のマイクロフィルムと538,000シートのマイクロフィッシュを収めることが可能であった。その上に、旧千里山本館（現・簡文館）の書庫棟に 35 万冊が収蔵できる「保存図書館」を有していて、建築後 25 年以上は耐えられる計画であった。ところが、同書庫棟は他の学内機関への割譲を繰り返し、図書館分は 20 万冊弱の収蔵スペースを残すのみとなっていて、加えて、阪神・淡路大地震で一部が破壊し使用不能となった。1998 年、学長に「書庫拡充計画の検討について」なる文書をもって要望する頃には、狭隘化が加速を呈し始めていた。対応策として、地下に設置の電動式集密書架間の通路に許容の限界まで書架を増設し、全館の書架には棚板を追加挿入するなどで凌いできたが、2002 年度の実測で書架の空きスペースは 16%を切ってしまっていた。

これの抜本的改善策は、下記のとおり、蔵書のスリム化に徹することと、「第２書庫」を付置することによって解決している。

【点検・評価】

総合図書館が建設された 1985 年頃の収蔵冊数は年間約３万冊で推移していたが、その後その冊数は４万冊前後となり、開設 10 年後頃からは年間増加冊数５～６万冊の推移をたどっている。その結果は明らかで、開館 10 年後から狭隘化を呈しはじめていたのである。

別表の「大学基礎データ」表 42 から分かるように、現在でも、年間増加冊数は５～６万冊の経年推移を示している。これが続くかぎり、書架の空スペースは際限なく用意していかなければならない宿命にある。

書架スペースについては、徐々に広げられるものではなく計画的に一気に成せるものである。総合図書館と同一建家内にあった旧情報処理センター（現在はＩＴセンターとして円神館へ移転している）の跡地に、2,644 平方メートルの床面積を得た。2004 年度末から 2005 年度当初にかけて、「第２書庫」を形成し、総計 7,627 段（１段１シェルフ。１シェルフは 85 センチメートル長）を増設している。

第二の方策は、開架閲覧室の備付用途終了図書（学習用図書を毎年 10,000 冊リフレッシュする）と書庫の複本図書の一部を除却していることである。また、電子メディアに置換したものについては、アーカイブ保障の見込みがあるものに限り原資料を除却している。例えば、膨大な National Reporter System の原誌全冊や、二次資料 Chemical Abstracts の大半の冊子を除却し、これに代えて外部データベースを導入することによりアーカイブ保障をしている。書庫スペースの確保については、さらに積極的なデジタル化メディアへの転換と蔵書のスリム化、他大学の図書館との相互利用協力の推進等を勘案していかなければならない。

除却した図書のうち 2002 年度は、432 冊を大阪府立中央図書館に、347 冊を協定校であるロンドン大学ＳＯＡＳに 2003 年度には、府立中央図書館に 189 冊、ＳＯＡＳに 209 冊、釜山外国語大学に 2,878 冊、2004 年度には同様に、296 冊を府立に、611 冊をＳＯＡＳに、3,422 冊を釜山に寄贈して（輸送費については、各受贈先の負担）、再利用を図った。協定校への寄贈については、2005 年度から海外との協定等を所管する本学の国際交流センターが窓口になり、静宜大学（台湾）など新たな連携先を開拓している。

根本的な解決を図るために第三の方策として、さらに先を見越した蔵書の収蔵スペースの確保を計画するとともに、大阪地区大学図書館新聞分担保存協定（関西大学、大阪大学、大阪外国語大学、大阪府立大学、大阪市立大学、大阪経済大学が、1969 年協定）、1978 年発効の私立大学図書館協会阪神地区逐次刊行物分担保存の協定などを促進するなど、多くの大学図書館との連携によって、利用者の求める学術情報の入手を容易にしていくことにあると考える。

（8）図書館ガイダンスと情報リテラシー教育情報活用能力の育成支援

【現状の説明】

情報基盤の整備、就中、学術情報システムの再構築において重要なことは、「アクセスしやすい環境」を

学内の利用者に提供することであり、そのことは取りも直さず、①システムによる支援と、②図書館が行う「エクステンションサービス」と「情報リテラシー教育」を主とした人間による支援の充実であろう。

メディアのデジタル化とネットワーク化の発展とともに進展したネットワーク情報源に対して、図書館において容易に入手できるシステムと、利用者が容易にアクセスできるシステムを確立することにかかっている。本学では、既に述べたように、図書館のオープンシステム化、サービス主導型の図書館ホームページの拡充、および「電子カウンター」によるオンラインサービスを充実することによって、応えていこうとしている。

ここでは、上記②の人間による支援について検証する。

ア　図書館ガイダンスの現状

本学図書館では、主たるエクステンションサービスとして、従前から行っている新入生や新任の教育職員に対するオリエンテーション（各学部の教室で実施。所要時間約 30 分）、図書館ツアー（実地案内。所要時間は約 60 分）、および「ガイダンス（蔵書検索システム、OPAC の使い方についての案内）」をあげることができる。

現在、以下のような利用案内を実施している。

①図書館ツアー：毎年４月と６月に実施。図書館の施設案内と利用方法について、実際に館内を巡りながら説明する。

②蔵書検索システム（ＫＯＡＬＡ）の使い方：毎年５月～６月と 11 月～翌年１月の期間中、フロアアシスタントを配置し、利用者からの質問に答える。後期は集中的に１日３コマ以上実施し、年間を通じて希望者には随時このガイダンスを行っている。

③レポート・卒業論文作成のための文献の探し方：毎年６月に、テーマ毎に分けて実施している。

④クラス別ガイダンス:下位年次向けと上位年次向けにプログラムを分けている。ゼミ等のクラス単位で、授業期間中随時申し込みを受け付ける。

⑤実習型ガイダンス：ゼミ等のクラス単位で１人１台のパソコンを利用した実習形式のガイダンス。毎年春と秋に実施し、①授業内容に即したデータベースの活用、②授業内容に関連した課題演習を目的としている。

イ　情報リテラシー教育（情報活用能力の育成支援）

教育・研究支援を目指して、図書館サービスの向上を図るためには、ハードウェア、ソフトウェア、そしてそれらの利用方法の案内が重要である。インターネットの急速な普及により、本学図書館では、図書館利用教育の目的が、従前行っていた「利用方法（コンピュータリテラシー）の習得」から「情報活用能力（情報リテラシー）の養成」へと変化、移行させている。具体的には、図書館での「情報リテラシー」を養成するために、各種データベースを効率的に利用できるよう、検索方法に重点を置いたガイダンスを展開してきた。

特に、本学図書館が特徴の一つにしている「体験実習型ガイダンス」は、新入生のオリエンテーション（各学部へ出向いての説明）から始まり、図書館ツアー、ＫＯＡＬＡガイダンス（蔵書検索システムの指導）、レポート・卒業論文作成のための文献の探し方ガイダンスの一連の過程で基本的な知識を習得した者が、さらに自立して課題探求能力を高められるように設定したものである。これには２コースがあり、その１つは「レポート・卒論作成のための文献の探し方ガイダンス」（所要時間は約 40 分）であり、もう１つは「クラス別ガイダンス」（所要時間 60 分～90 分）である。後者では、下位年次生向けガイダンスと上位年次生向けガイダンスに分けて実施している。

2002 年度からはさらに、学生が主体的に情報を「収集→分析→判断→創作→発信」できる能力を養成するため、「学部教育リフレッシュ予算」を利用して、１人１台のパソコンを使って「体験実習型ガイダンス」を行い、同時に「フロアアシスタント（大学院学生）」を館内に配置して、補習とスキルアップの支援を行って

いる。2003 年度からは前期と後期に分けて、担当の教育職員と連携し授業に即した課題演習型のモデルを志向して実施している。

ガイダンスや講習会等での利用者の満足度の把握として学生の声を聞くと、上記ア①～⑤の利用案内・利用指導のガイダンスのうち、次のような評価がえられた。

a)　学生は、蔵書数の多さに驚き、図書館への関心を持ち、大学生としての自覚と学習意欲を高めることができている。

b)　上位年次・下位年次ともガイダンスについて継続を希望する声が、受講直後のアンケートによると98%もあり、特に実習型ガイダンスの有効性が期待されている。

これらの評価をもとに、利用者の声に沿った新たな情報リテラシー教育のあり方を模索している。

ウ　セミナー、講習会の実施

情報通信技術の進展とメディアの多様化に対して、本学の関係者はもちろんのこと、学術情報文献において相互協力の関係にある他大学の図書館や企業の研究所など所蔵機関に対しても、本学図書館の取り組みについて理解を得なければならない。そのために、学内外の図書館や所蔵機関関係者を対象にしたセミナーを開催するとともに、高度な情報検索利用者を対象にした講習会（大学院学生と教育職員向け lexis.com Legal Research 講習会や Westlaw 講習会など）および図書館職員を対象にした目録システム講習会（国立情報学研究所主催）などを、毎年度開催してきた。

それぞれのセミナー・講習会の目的は、①インターネットを中軸にした学術情報環境の新潮流について考察すること、②メディアの多様化に対応し専門的な学術情報への効果的なアクセスに資する実践サーチのスキルを高めること、③変革する図書館業務に不可欠な高度な知識と目録情報の作成技術を習得すること、などにある。今後とも、図書館の利用実態を踏まえた間断のないスキル向上の施策を講じることをめざしている。その基本には、「アクセス（システム）を容易にした支援」と「人間（検索スキル）による専門的支援」の双方を調和させるところに主眼をおくことが重要であると考えている。図書館職員の継続したトレーニングは欠かせない。

【点検・評価】

本学図書館では、効果的な図書館利用を可能とするための利用ガイダンスを、単に図書館利用のためのガイダンスにとどまらず「情報リテラシー」へも踏み込んだ複数の形態で実施してきたことによって、教育・研究の支援を旨とした理念を達成していると言える。

付言しておくべきことの一つに、本学図書館オリジナルの利用者用ツールを供していることである。1987 年初版の『ガイドブック文献のさがし方から入手まで』(106 ページ。毎年度増補改訂。京都大学の 1999 年刊行、慶應義塾の 2002 年刊行の同種冊子よりはボリュームもあり、年限も経ている)、パンフレット『How-To シリーズ』(全 28 種)、図書館ホームページから公開閲覧できる「ネットワーク情報源（外部データベース)」のガイダンスとバーチャルツアー「KUL GATEWAY<関西大学総合図書館案内 on the Web>」などをあげることができ、利用者ニーズと学術情報のシステムの変化に即応したツールづくりに努めている。

(9) 施設の開放と図書館間の相互協力

【現状の説明】

ア　図書館の公開

本学図書館では、①図書館開設以来の長い歴史において蓄積してきた蔵書が 200 万冊に及び、②OPAC・データベースを充実させて 1998 年からＷｅｂ版蔵書検索システム（ＫＯＡＬＡ）で所蔵情報を公開していること、③図書資料を図書館に集中させていること、④交通のアクセスが至便であること、さらには⑤日曜日・

祝日も開館し、平日は22時まで開館していることなど、立地や諸環境が整っていることにより、学外からは図書館の開放を間断なく要望されてきた。

ただ全面的な公開ではないものの、ＫＯＡＬＡの公開によって頻繁になったが、公共図書館経由またはその紹介で特定の図書資料を学外の社会人にも利用に供することは、ＫＯＡＬＡの公開以前からその便に応えていた。1983年から京阪神地区の拠点校の一つとして本学図書館に設置された、ＥＵ資料センターの図書資料は、一般への公開が原則で何人にも無条件で閲覧利用に供している。

また、図書館の展示室では、春と秋の年２回、特別展を公開し、特色あるコレクションを一般市民にも展覧に供している。秋季特別展の折には、展示のテーマにちなんで記念講演会を開催し、毎年多くの来聴者を得ている。さらに、前述のとおり、図書館のホームページを通じて、古典籍等貴重書を電子展示サービスしている。これは、館所蔵の古典籍等貴重資料をデジタル画像化することによって公開を図っていくものである。

これまでの対応として、本学の学生、教育職員および校友（卒業生）の入館利用者を第一義に考え、学外からの利用はこれらの教育・研究に支障がない範囲で、①図書館間相互利用によるサービス（提供）と、②特定図書については公立図書館の紹介を受けた一般市民にも閲覧に供してきている。従前からの校友への開放に加え学生の父母にも拡大し、2003 年には近隣住民への開放(千里山キャンパスに近接している自治会の240戸)を実施してきた。

本学は 2004 年度以降、あとの〈問題点〉と〈将来の改善・改革に向けた方策〉に示すように、いわゆる「図書館の開放(公開)」について具体計画を進めている。

イ　他大学等との図書館間相互協力の条件整備

大学図書館間の相互協力の目的は、図書館の利用をより効果的に広げることにあり、分担収集、分担保存、共同目録、複写や貸出を中心にして大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図って、利用者のニーズを満たしていくことである。実際、「大学図書館の相互協力が、高等教育の質的拡充と先端科学技術研究の推進に不可欠なものであることが広く認識されるようになり」(国公私立大学図書館協力委員会『図書館相互協力便覧』の「まえがき」)、学術情報、学術資料の利用度を高めることこそが、図書館間協力の条件整備の主要課題であると認識している。

経緯からみると、1968年の「大阪地区大学図書館（前掲６大学）における新聞の分担保存に関する協定」、1974年の私立大学図書館協会「阪神地区相互利用に関する協定」および1978年の同協定に基づく「分担保存実施要領」、1981 年の「関西四大学図書館（関西大、関西学院大、同志社大、立命館大）相互利用協定」、1987年の「国公私立大学図書館間文献複写に関する協定」および同協定を継承する2000年の「国公私立大学図書館間相互貸借に関する協定」の発効において、本学は運営、組織役員派遣など主要な役割を果たしてきた。

本学図書館における図書館間相互利用の実態について５ヵ年度を表Ⅰ-8-12の数字でみてみると、「提供」（学外からの閲覧・貸出・複写希望）に関しては大きな変化は認められないが、学外へ文献複写を「依頼」した件数は経年増加の傾向がみられる。これは、本学の教育職員等が、学外に所在する文献を積極的に求めているということであり、研究活動に図書館間相互利用サービスが重要な役割を果たしていることが分かる。また、教育・研究支援を目的とする図書館の理念が達成しているものであると考える。

図書館間協力の利用度向上の第一は、必要とする文献情報の所在が確認できることであり、第二は文献情報の入手の可能性である。前述のとおり、本学図書館はネットワーク情報源を開拓し、ホームページを用いて積極的に案内してきたこと、および Web of Science（世界最大の引用･被引用論文索引)、SciFinder Scholar（化学文献情報・抄録索引)、PsycINFO（心理学雑誌記事・文献索引)、CIS Congressional Universe（米国議会情報索引)、JDream（科学技術情報索引)、OCLC の FirstSearch（英語圏出版図書情報）などの大型Ｗｅｂ版データベースを導入して学内ネットワーク上で利用提供し、かつ国立情報学研究所ＮＩＩの

NACSIS-CAT/ILL システムを有効活用していることが相乗効果をもたらしているものと言える。

表Ⅰ-8-12　過去５年間の図書館間相互利用件数（国内・国外）

		2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
提供	閲　覧	591	491	580	513	511
	貸　出	348	297	372	410	302
	複　写	4,082	3,472	3,715	3,494	2,491
依頼	閲　覧	336	351	402	442	318
	借　用	362	563	698	726	662
	複　写	3,368	3,400	4,019	4,459	4,039

また、本学では、図書館を中心に、ＮＩＩの共同分担目録事業である総合目録データベースの構築に参画し図書館間相互利用に資するとともに、1999 年には文部省学術情報センター（現在は、ＮＩＩ）の「学術雑誌目次速報データベース」構築事業に参画し、本学で刊行の研究紀要類 30 誌の目次を逐次入力している。さらに、「ＮＩＩ研究紀要ポータルサイト」などの情報発信事業をも支援している。

【点検・評価】

〈長所〉

図書館の公開並びに他大学等との図書館間協力のいずれにおいても、それが実効あるためには条件が整っていなければならない。第一に魅力と特色のあるコレクションが揃っているか否かであり、第二には公開した目録による蔵書へのアクセスと図書館立地上のアクセスの両方が容易でなければ意味がない。必須の第三の条件は、来館者を受け入れるための十分な座席数等のスペースが用意できているかであろう。

第一の条件については既に述べた。第二の条件の一方、すなわち数々の特色ある文庫やコレクションおよび豊富な蔵書へのアクセスを容易にするために、本学では 30 点に及ぶ冊子目録を編纂刊行してきた。1958 年刊の「細江文庫目録」をはじめ、60 年刊「大阪関係資料目録」や写真で収めた 97 年刊の特色ある「大坂画壇目録」および 99 年制作の「内藤文庫」漢籍デジタル目録(CD-ROM 版「KUL-bijou」)などがあり、これらを各大学や都道府県等の図書館に配布してきた。現在ではこれらをウェブ上で KOALA により公開しており、NII の NACSIS-CAT へも所蔵情報を登録している。貴重書については全点をマイクロフィルム化し、また一部について影印本を刊行して利用の便に供している。

他方の立地上のアクセスについて言えば、本学の図書館はキャンパスの中央に位置しており、伝統的に集中主義の図書館を貫いてきた。京阪神各地からの交通機関および最寄の駅からのアクセスは至便と言うほかない。平日は 22 時まで開館し、日曜日・祝日も開館するなど、このように第一と第二の条件を満たしている本学は、図書館の公開においても他大学等との図書館間協力においても、その存在意義は大きいものと言える。

それゆえ、本学は第三の条件に関して、すぐれて一つの課題に直面することになったのである。生涯学習社会においては、大学図書館の蔵書を必要としており、現有座席数の制約のなかで、その利用を希望する一般社会人をどのように受け入れていくかである。

〈問題点〉

現時点では、一般的に言われる全面的な「図書館の開放（公開)」は実施していない。かといって、本学にのみ所蔵している図書資料については、一般社会人の利用を拒んだことはなく、公立図書館を介されれば可能である。遠方の社会人であっても然りで、公立図書館を通じて複写サービスを行っている。先に述べたように、本学は図書館に 200 万冊の蔵書が集中しており、交通の至便さ、夜間、日曜、祝日を開館しているという好条件が整っていることから、施設自身の開放を中心に要望が高いのである。①自分が通っている大学より自宅から近いので利用したい、②自分が所属している大学図書館と蔵書量に圧倒的な差があるので、常時関西大学の図書館を利用したい、③東京の学生だが大阪に帰省したときの夏休み中使いたい、④イギリ

スに留学中で、セメスター間の休みに論文を書かなければならないので集中してそちらへ行きたい、⑤毎日大学周辺を散歩しているので、新聞や雑誌を読みたいので入館したい、等々である。

本学構成員の図書館入館利用の状況をみるとき、はたして、全面公開して常時一般社会人に閲覧席を十分に提供できるかである。本学独自の工夫によった「図書館の開放」が求められる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

大学が社会とともにあることに鑑みて、学生の父母への開放、近隣地域住民への開放を実施したのにつづき、一般社会人への公開について、教育・研究上の支障の有無を見極めながら慎重に計画を進めている。

その足がかりとして、2004 年に吹田市と地域連携に関する協定を締結したことをふまえて、2005 年 11 月から「関西大学総合図書館公開モニター」を実施している。モニターは、関西大学社会連携推進本部・地域連携センターを通じて吹田市に広報を依頼した(『市報すいた』平成 17 年 10 月 1 日号に掲載された)ところ、応募された吹田市在住の 23 歳以上の市民の 112 名が本学の蔵書を用いて学習､調査および研究を行うために総合図書館を利用している。その期間は１年間で、本学が推進している社会連携の趣旨に基づき、図書館も社会貢献を果たすために市民のニーズと実現の可能性を模索しており、その結果が待たれている。

(10) 図書館財政の整備状況(図書館図書費)

【現状の説明】

大学財政が厳しくなっている状況においては、本学も例外ではなく、図書館図書費は削減を余儀なくされている。表Ⅰ-8-13 に示すように 1999 年度をピークに逓減してきている。その状況下で、学際的図書資料の増大と高額化が顕著になっており、外国雑誌の誌代の高騰の問題が生じ、図書館のコア・ジャーナルの購読すら危うくしている。一方で，電子媒体による資料とネットワーク情報源（学術情報の中核的外部データベース）の成熟、発達により、その利用者ニーズの増大等も呈している。

表Ⅰ-8-13　図書館図書費執行額の推移　（単位：円）

		2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
図書	和	161,422,705	176,951,151	140,874,224	120,814,873	139,382,662
	洋	166,728,881	150,368,563	145,806,576	145,758,612	137,305,213
雑誌	和	44,408,663	44,564,589	28,973,497	29,905,699	26,693,490
	洋	179,774,658	206,188,373	181,584,484	202,852,908	212,768,243
電子媒体		3,640,027	5,375,750	19,140,986	46,847,076	7,153,266
ﾏｲｸﾛ資料	和	81,121,343	17,736,970	27,794,889	1,347,623	14,759,782
	洋	18,468,995	28,502,869	39,689,393	40,408,923	70,258,979
その他の資料		41,924,659	6,504,024	62,994,489	52,878,702	39,685,501
外部データベース		2,545,763	34,408,360	29,796,968	31,130,446	23,921,897
合計		700,035,694	670,600,649	676,655,506	671,944,862	671,929,033
製本費		9,964,227	11,174,520	11,528,370	11,470,347	11,753,910

【注１】「電子媒体」はＣＤ－ＲＯＭ、ＤＶＤ－ＲＯＭ等を含む。

【注２】その他の資料には、追録、ＡＶ資料を含む。

教育・研究支援活動の充実をめざしている本学の図書館は、図書費予算執行にあたり、全学的な予算執行における工夫によって、図書館の効率的な運営を図ることができていることが特徴的であろう。すなわち、①前述のとおり、集中方式の図書館に属しているため、学内図書資料の重複が避けられてきたこと、②早くから本法人が、大学資産とならない、無形で、しかも所有権もなく利用権のみがあるという電子資料の導入に図書館図書費をもって充当することを認めていた先見性があったこと、③2003 年度から図書費予算の執行において、勘定項目を大綱化するという改善を図ったことなど、をあげることができる。

というのも従前は、毎年４月（理事会、評議員会で大学予算確定ののち）に図書委員会において、学部研究用図書費、基本図書費、大学院学生用図書費、学習用図書費、特別図書費などに勘定科目を大分けし、学

部研究用図書費についてはさらに学部間比により執行配分の目安とする勘定項目を決めていた。このように勘定項目を細分化していたことにより､購入希望に対する執行のバランスがとれるという利点があるものの、意を用いて各学部関係の図書を収書しようとすればするほど、細かい勘定科目・勘定項目の設定が、ますます予算執行の硬直化を招く結果になるという欠点もあった。

本学図書館はこの隘路を克服するため、2004 年度の予算編成時から、「学習および研究に資する図書資料の購入を円滑にするために、効率的かつ柔軟に対応できるよう、図書費予算の枠組（勘定科目・項目）の概括化を図る」ことによって、より効率的な予算執行を実施している。具体的には、学部研究用図書費は、３学系（人文、社会、自然･工学）等に大分けして、学際化する図書資料や高額な基本図書の購入を容易にしている。

【点検・評価】

以上のように、関西大学図書館は、「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育および研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存および提供することを目的とする」という基本理念と「図書館がめざす方向」として定めたビジョンの具現化をめざしている。集中方式の利点を活かし、かつ学内外の学術資源を有効に利用しながら図書館サービスの展開に努め、かつ、図書館運営の発展に腐心しているものと言える。

９　社会貢献

本学は、「開かれた大学」「国際化の推進」「情報化社会への対応」という 3 本柱の教育理念を有している。その中でも、「開かれた大学」は、地域社会の一員としての開かれた姿勢を持ち、その人的・知的資源を地域社会に還元していくべきであるという考え方に基づくものである。これを実現することは、学生たちに地域社会での実学を通して、社会に貢献する人材を育成していく大学の使命をも達成させ、本学の学是「学の実化」にも通ずるものである。

本学ではこの理念を実現するために、2005 年 4 月、「産学官連携・知財センター」と「地域連携センター」を傘下に配した「社会連携推進本部」を学長直轄の全学的組織として設立した。今後はこの組織のもとで、2005 年度中を目処に様々な制度改革に取り組み、地域社会との連携のあり方について検討を進め、「産学官連携」と「地域連携」を軸とした「開かれた大学」構想を積極的に進めていく。

（1）地域社会との連携

【現状の説明】

本学における地域社会との連携では、1997 年 4 月に開設したエクステンション・リードセンターにおいて、大学における学問研究の成果を地域の住民及び社会一般に還元していくことを目的として、広く社会人を対象に各種の「公開講座」を実施している。また、2003 年 4 月に開設された高大連携推進事務室を中心として、若者を大学と高校が協力して育て上げていくことを目的として、「出張講義（Kan-Dai1 セミナー）」「公開講座（Kan-Dai3 セミナー）」「講義受入（Kan-Dai15 セミナー）」および「教員対象研修」などを開催している。これらの活動をさらに推進していくため、大阪府、神戸市、大阪市、京都市など 12 の自治体の教育委員会と「高大連携に関する包括協定」も締結している。さらに、大学キャンパスの位置する吹田市と高槻市においては、クラブ活動を核とした地域社会との交流を目的として、1999 年度から「クラブ 1 日体験入部」も実施している。

一方、本学では 1964 年の工業技術研究所の開設以来、積極的に取り組んできた研究活動を通じての社会貢献である産学官連携を推進するのみならず、教育活動を通じての社会貢献をも進めていくために、まずは大学キャンパスが位置する地方自治体との連携を深めていく姿勢を示した。2004 年 7 月には高槻市、2004 年 8 月には吹田市と「地域連携に関する包括協定」を締結し、2004 年 11 月にはりそな銀行とも「包括的連携協力に関する協定」を締結した。これらの協定を通じて、市における生涯学習プログラムへの学生の参画、市の職員の講義への参画など、実学を通じて人材を育成する仕組みや地域の活性化に貢献する仕組みなど、様々な社会貢献活動を「連携」という枠組みの中で推進している。

さらに、これらの産官学連携活動や地域連携活動を企画・推進・支援するため、2005 年 4 月、「産学官連携・知財センター」と「地域連携センター」を傘下に配した「社会連携推進本部」を学長直轄の全学的組織として設立した。この中で、本学は大阪の大学として、「大学コンソーシアム大阪」や「大阪ブランドコミッティ」へも積極的に寄与している。2004 年度の地域社会との連携への取り組み状況は以下のとおりである。

ア　大学コンソーシアム大阪への参画

大阪府内の 48 大学からなる大学コンソーシアム大阪は、2006 年度から大学間における単位互換制度の目玉として、大阪の歴史や文化、産業などの総合学科「大阪学」の構築に乗り出す。単位互換制度の導入は大学コンソーシアム大阪の大学間連携専門部会で検討され、各大学で最低 1 科目以上を単位互換科目にするなどを条件に、内容を検討している。この検討部会に本学の河田悌一学長をはじめ、副学長・学長補佐・教職員数名も参加しており、共通科目の実現に積極的に寄与している。

イ　大阪ブランドコミッティへの参画

大阪ブランドコミッティは、新たな大阪のイメージ（Brand-New Osaka）を創出、定着させ、人、もの、資金、情報、企業を呼び込むことで「大阪の再生」を目指す。大阪ブランド戦略推進会議に、建築家の安藤忠雄氏、デザイナーのコシノヒロコ氏、歌舞伎役者の中村雁治郎氏の3名が議長に就任された。また、同組織のバックアップ組織である「組織委員会」は、委員長に財団法人大阪 21 世紀協会の熊谷信昭会長が就任され、太田房江・大阪府知事、野村明雄・大阪商工会議所会頭、および本学の河田悌一学長などが委員を勤めている。同時に、「ブランド資源の発掘」や「ブランド力の調査・評価」を行う「コラボレーション・センター」にも関西大学の教職員が積極的にかかわり、大阪に根ざす大学として、大阪の復活に積極的に寄与している。

ウ　教員の社会的活動

教員は、表Ⅰ-9-1 のとおり、国や地方公共団体、その他民間団体等の審議会、審査会、専門委員会、委員会等の委員として積極的に活動している。

表Ⅰ-9-1　教員の社会的活動（2004 年度）

区　　分	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	外国語	法務(法科大学院)	合計
国（附属研究所を含む。）	4	5	5	0	0	0	2	1	5	22
都道府県・市町村	15	12	8	0	10	3	17	2	10	77
その他（民間団体等）	1	10	5	5	6	8	24	2	2	63
合　　計	20	27	18	5	16	11	43	5	17	162

(注)1　審議会、審査会、専門委員会、委員会等で1年以上任期のあるもの。
　　2　いずれも、大学に届け出のあったものの延べ人数。

エ　高大連携プログラム

高大連携プログラムは、高大連携推進事務室を中心に、現在では 12 の自治体の教育委員会との連携のもとで、「出張講義」「公開セミナー」「講義受入」および「教員対象研修」という様々なプログラムを展開している。

（ア）Kan-Dai1 セミナー

Kan-Dai1 セミナーとは、高等学校からの依頼を受け、講師の派遣をし、約 50 分～90 分の講義を実施するプログラムである。この取組はあくまでも大学の講義を高校生に体験してもらうためのものであり、入試説明などの進学説明会とは主旨を異にする（参考：http://www.kansai-u.ac.jp/koudai/html/10semi.html）。

2004 年度は、本学専任教員による模擬講義として、72 の高等学校において延べ 139 回の講義を開催した。また、本学大学院生による学部系統別説明会は、59 の高等学校において延べ 70 回開催した。

（イ）Kan-Dai3 セミナー

Kan-Dai3 セミナーは、関西大学法学セミナー、関西大学考古学ウィークエンドセミナー、関西大学心理学セミナーの3種類のセミナーを柱として、高校生を対象として、将来の目標を考えてもらうことを目的として、大学のキャンパスで大学の講義を体験してもらうためのものである（参考：http://www.kansai-u.ac.jp/koudai/html/3semi.html）。

2004 年度、法学セミナーは「事件を解決する仕組み～裁判を体験しよう！」というテーマ、考古学ウィークエンドセミナーは「過去から未来を創造～遺跡調査を体験しよう！」というテーマ、心理学セミナーは「人のこころの仕組み～心理実験を体験しよう！」というテーマで、それぞれ開講され、述べ 45 の高等学校から 75 名の高校生が受講した。

（ウ）Kan-Dai15 セミナー

Kan-Dai15 セミナーとは、本学の春学期（4 月～7 月）または秋学期（9 月～1 月）に、それぞれ約 15 回（毎週１回）の開講講義を、高校生に受講してもらう機会を提供するプログラムである。高校生の負担とならないように、土曜日または平日の 5 時限（16：20～17：50）、6 時限（18：00～19：30）の講義に限定して実施している（参考：http://www.kansai-u.ac.jp/koudai/html/15semi.html）。

2004 年度は、春学期と秋学期をあわせて 21 の講座が開講され、延べ 8 の高等学校から 54 名の高校生が受講した。

（エ）教員研修プログラム

関西大学では、文学部と工学部において、大学と教育現場との連携事業の一環として、大阪府内の国公私立の小、中、高等学校教員を対象に、小中高などの学校現場と大学との新たな連携を模索することを目的とした「教員研修講座」を開催している（参考：http://www.kansai-u.ac.jp/koudai/html/kensyuu.html）。

2004 年度は、7 月 26 日、27 日に大阪市教育委員会主催で「大阪市職員のための夏季大学講座」（4 テーマ、127 名）、7 月 29 日、30 日に本学文学部主催で「夏休み教員研修講座」（6 テーマ、140 名）、7 月 30 日、31 日に本学工学部主催で「リフレッシュ物理・材料工学実験研修」（2 テーマ、11 名）を実施した。

オ　公開講座

生涯学習に対する社会の認識が深まりつつある現在、本学が生涯学習に取り組む意義は大きい。本学では、これまで「開かれた大学」構想の一環として、大学における学問研究の成果を地域の住民や社会一般に還元していくという意味で、広く社会人を対象に、大学基礎データ表 10 のとおり、各種の公開講座を実施してきている。中でも「関西大学吹田市民講座」は約 30 年間、「関西大学おおさか文化セミナー」は約 20 年間という長い期間にわたって続けられている。公開講座は、すべての学部をあげての取り組みとなっており、研究所や博物館などからの提供講座もあるが、エクステンション・リードセンターが、大学全体の窓口の役割を果たしており、多くの講座を実施している。各研究所等の公開講座の詳細は、「第Ⅰ編第 6 章（3）研究所（室）」を、博物館については「第 7 章（5）博物館」を参照願いたい。

公開講座の内容は、一般市民を対象とした教養講座的なものが多数を占めているが、また、自治体の要請を受けて最新の時事問題をテーマとする特別講座や、国際化時代を背景に世界各国の知性にふれる学術講演会、その他にも、各種講演会やシンポジウムの企画などもあり、その内容は実に多彩である。中には、実業界の専門家や社会的問題に関心の高い市民に対象を絞った講座もあり、総合大学の特徴を生かした講座の展開が工夫されている。開催地も近畿圏にとどまらず、全国各地で行われている。本学の公開講座は、現在、その種類・内容ともに充実しているといってよい。

カ　クラブ１日体験入部

本学のキャンパスが位置する吹田市と高槻市において、1999 年度からクラブを核とした地域社会との交流プログラムが積極的に進められている。本プログラムは、市内の小中学生をキャンパスに招いて、本学の学生と一緒にクラブ活動の楽しさを味わってもらうものである。また、最近の中学校のクラブ活動における指導者不足に貢献することを目的として、2002 年度からは吹田市の中学校へ本学の学生をコーチとして派遣するプログラムもスタートさせた。

2004 年度は、千里山キャンパスでは、アーチェリー、弓道、卓球、アメリカンフットボール、チアリーダーなどのクラブが参加し、合計 359 名の小中学生が参加した。高槻キャンパスでは、サッカー、バスケットボール、吹奏楽などのクラブが参加し、合計 96 名の小中学生が参加した。また、中学校へのコーチ派遣では、2004 年度はバスケットボール部とバドミントン部の学生が派遣された。

キ　大学の開放

大学の教育、研究成果、施設を社会に開放するという意味での「大学の開放」は、着実に進展しつつある。とりわけ、社会人入試による社会人の受け入れが学部と大学院において急速に進んだことは評価できる。

施設の面では、千里山キャンパスや高槻キャンパスでは、キャンパス内の一部を遊歩道として開放しており、一般市民が大学構内を散歩したり、学生食堂を利用したりする姿もよく見かけられる。学園祭のときには、模擬店やイベントなどを市民に開放しているし、大学主催のマラソン大会にも市民が多数参加している。もちろん、博物館は一般公開されている。

とはいえ、大学の社会への開放という意味では、本学に一番期待されているのは、図書館の地域住民への開放であると考える。図書の閲覧と貸し出し、ビデオの視聴、情報検索などを一般市民も利用できるような制度化（例えば、有料（登録料）で「利用カード」を発行する）が求められている。図書館の利用に象徴されるように、大学の研究成果や各種施設への社会人のアクセスを保証するような条件整備を、喫緊に検討する必要がある。

【点検・評価】

以上のような様々なプログラムが挙げられるが、「社会との文化交流等を目的とした教育システム（学生の地域社会への参画）」としては、まだ単発的な段階にとどまっており、大学と社会との連携の将来像も含めた全学的な取り組みは、今後の大きな課題として残されている。

これらの課題を解決するために、現在、2005 年 4 月に設立した社会連携推進本部のもとに社会連携推進本部委員会を設け、産学官連携・知財活動の全学展開についての検討のみならず、学生を巻き込み実学を通しての人材育成をも達成できる地域社会との連携についても検討を進めている。一方、社会連携推進本部の設立に伴い、地域社会（特に地方自治体）からの問い合わせが増えつつあり、現在、この問い合わせ（ニーズ）と学内のシーズをマッチングするためのノウハウをこの組織で蓄積している段階で、2006 年 4 月を目処にできるだけ早い時期に、地域社会との連携のあり方を、地域社会のみならず学内へも打ち出すべく検討を重ねている。しかし、地域社会のニーズは時代とともに変化するものと考えられる。このニーズの流れを敏感に捉え、本学が社会への貢献を推進していくためには、この問題は将来に向けて継続的に検討されるべきものと認識している。

（2）企業等との連携

【現状の説明】

ア　産学連携への取組み

（ア）産学連携センターの活動

大学の技術を産業界や官公庁で活用するため、各種規制緩和や TLO 設立などによる産学官連携の動きが各地で積極的に進められている。わが国が「科学技術創造立国」を目指す上で産学官の連携・協力は不可欠であり、大学の使命として、社会貢献の一形態として産学官連携の推進は一層求められている。「学の実化」をうたう本学では、こうした社会からの期待と要請に積極的に応え、先端科学技術推進機構に産学連携センターを設け、明確な規定を制定して産業界や官公庁との連携・協力をはかってきた。

センターには研究者が主体となる専門委員会として「知的財産管理委員会」と「リエゾン委員会」を設置し、前者が本学における知的財産戦略の策定・検討を行うもので、後者は若手研究者を中心に産学連携に関する広報活動戦略を検討し、機構の機関誌編集委員会および運営委員会に意見を述べる役割を持つ。事務は産学連携オフィスがこれを担当し、2002 年 7 月より事業採択された、特許庁派遣知財管理アドバイザーならびに産学連携コーディネーターの支援を受ける体制を整えた。

（イ）各種展示会等への出展

産学連携への積極的な取り組みの一環として、地方自治体等公官庁、民間企業等が企画・主催する各種展示会に、先端科学技術推進機構研究員の成果のパネル展示、講演を実施している。2004 年度出展ならびに講師を派遣した各種行事を以下に示す。

○バリアフリー２００４：バリアフリー展運営事務局、インテックス大阪

○第２１回吹田産業フェア：吹田産業フェア推進協議会主催、吹田市民文化会館（メイシアター）

○第３回産学官連携推進会議：内閣府主催、国立京都国際会館

①「生分解性繊維」

②「紫外光とオゾンの促進酸化作用を利用した自己循環型装置による水中の有害有機物の分解処理」

③「未利用資源大根葉からの冷凍食品品質保持剤とその残渣の利用」

④「知覚色情報を利用した色測定技術とその応用」

⑤「血液など不透明流体測定用光ファイバーＬＤＶセンサーの開発」

○第６回関西ビジネス交流会：中小企業金融公庫主催、大阪国際会議場

○ビジネスマッチングフェア

「がんばりまっせ　おおさかメッセ２００４」：近畿大阪銀行主催、マイドームおおさか

①「セラチン繊維の製造方法」

②「色識別装置」

○イノベーション・ジャパン２００４：文部科学省・経済産業省など、東京国際フォーラム

「生活関連生分解性繊維の開発関連パネル」及び現物展示

○特許流通フェア in 東京：特許庁／関東経済産業局主催、東京ビックサイト

①「醤油粕からの有用物質、塩の抽出分離方法」など３件

②「レーザー流速計及びこれに用いられるプローブの製造方法」

③「ゼラチン繊維」

○第４回創都ビジネスフェア：財団法人大阪産業振興機構、マイドームおおさか

①　「色測定装置」及び展示物

○近畿特許流通フェア 2004 神戸：特許庁／近畿経済産業局主催、神戸国際展示場

①「生分解性繊維」など３件

②「レーザー流速計及びこれに用いられるプローブの製造方法」

③「醤油粕からの有用物質、塩の抽出分離方法」

④「関西大学発ベンチャー・(有)ビック・ワールド」、「不凍タンパク質の機能と冷凍産業への応用」
展示品：大根ハーブ茶

⑤「仮想物体の光を合成する計算機合成ホログラム」、「Light Wave ライブラリー」

⑥「知覚色情報を利用した色測定装置」

○中小企業総合展 2004

①「醤油粕に含まれるフラボノイド化合物および脱塩の分離技術の開発」

②「局所血流測定用光ファイバーＬＤＶセンサ」

③「生分解性繊維の製造方法」「生活廃棄物由来の多糖類の機能化とその再資源化」

④「人間の知覚に基づいた色変化による計測」

⑤「おからからの活性炭の製造」

○ベンチャー・エキスポ 2004：日本経済新聞社主催、大阪国際会議場

「関西大学発ベンチャー・(有)ビック・ワールド」、「不凍タンパク質の機能と冷凍産業への応用」など３件
展示品：大根ハーブ茶

○テクノメッセ東大阪 2004：東大阪商工会議所主催、マイドームおおさか
「知覚色情報を利用した色測定技術とその応用」、「東大阪風力発電研究会」
○TOYRO ビジネスマッチングフェア 2004：池田銀行主催、マイドームおおさか
①「生活廃棄物由来の多糖類の機能化とその再資源化」「ゼラチン繊維の製造方法」など３件
②「自然エネルギー発電情報配信システム」
展示品：アルギン酸繊維、キトサンコーティングアルギン酸繊維、抗菌カーペット
○ビジネスマッチング博：八尾市商工会議所主催、マイドームおおさか
「テーラーメイド材料開発」
展示品：ＭＩＭ製品
○関東・関西８私大産学連携フォーラム：明治大学駿河台校舎　アカデミーコモン、
中央大学、東京電機大学、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、明治大学主催、
①「氷結晶制御物質を用いた新規冷凍保存技術の開発」
②「ゼラチン繊維の製造方法」
③「赤血球を模擬した高分子ゲル微粒子の作製と人工赤血球の開発」
④「形状記憶合金を用いたシュリンキングツールホルダーの開発」
○京都ビジネスパートナー交流会：京都府、（財）京都産業２１主催、国立京都国際会館
①「生活廃棄物由来の多糖類の機能化とその再資源化」「ゼラチン繊維の製造方法」
②「形状記憶合金を利用したシュリンキングツールホルダの開発」
展示品：アルギン酸繊維、キトサンコーティングアルギン酸繊維、抗菌カーペット
○エネルギー・環境総合フォーラム 2005：近畿経済産業局産業クラスター計画「近畿エネルギー・環境高度化推進プロジェクト」中核推進機構ＮＰＯ―ＥＥネット、大阪国際会議場
①「生活廃棄物由来の多糖類の機能化とその再資源化」
②「食品産業廃棄物からの新規バイオマスの構築」
③「小型垂直軸風車を用いた都市型風力発電」

（ウ）学外セミナー、技術シーズ発表会への参加

研究員は各種団体が主催するセミナーへの講師派遣および技術シーズ発表会に積極的に参加している。
2004 年度開催された、学外セミナー、技術シーズ発表会への参加状況は以下の通りである。
○関西私立大学　産学連携技術セミナー2004：神戸商工会議所、関西私立大学知財協議会、神戸商工会議所
①「非破壊検査法による構造部材の健全性評価」
②「工具の損耗とその制御」－主として、ダイヤモンド切削工具の寿命予測―
○ＩＩＳシーズフォーラム：アイ・アイ・エス（新事業創出機構）、中之島センタービル
―関西大学特集：生活廃棄物の再資源化、そしてエネルギーなど環境技術の新展開―
①「食品製造工程から生じる廃棄物の有用物質への転換再生技術」
②「生活廃棄物から回収した高分子化合物の機能化とその再資源化」
③「フッ素系地球温暖化ガスの化学反応による無害化処理」
④「水素安全利用のための新規水素貯蔵材料の特性向上」
⑤「廃棄物からの活性炭の製造」
⑥「未利用資源からの新規機能性物質生産技術」
○中小企業向け発明・特許実用化案件発表会：中小企業基盤整備機構
関西大学「知的財産の取組状況」「大学別実用化研究会　3 シーズの詳細発表」

イ　新たなる展開

（ア）クリエイション・コア東大阪の開設

製造業が集積する大阪東部地域。中小企業基盤整備機構がものづくり企業を支援するために設置したクリエイション・コア東大阪内に「関西大学　産学連携オフィス　東大阪サテライト」を 2004 年度開設した。当所には、中小企業診断士・社会保険労務士の資格をもった産学連携コーディネーターを配し、大学が保有する技術の紹介などの情報発信と共に自治体や企業を訪問してそのニーズを探り、共同研究や受託研究への進展を積極的にサポートしている。事例の 1 つは、「東大阪・小型風力発電開発プロジェクト」を立ち上げ、地域密着型の事業を推進している。

（イ）八尾市との産学官連携

関西大学と八尾市との産学官連携協定に基づき設立した課題解決型の研究会「八尾バリテク研究会」の充実を図り、第2弾「八尾ものづくり　イブニングセミナー」の定期的開催を企画した。第1期はＤＬＣコーティングをテーマに6回の基礎講座を開催し、第2期実用編につなげる予定である。

また八尾市産業振興会議推進部会工業グループ主催の八尾市経営者パワーアップセミナー、「産官学ってなに？　大学の研究室ってどんなとこ！」に協力し講演会と見学会を催した。このような企業経営者・技術者との交流会を通じて地域密着型の産学連携を推進している。

（ウ）高槻商工会議所との連携

近隣地域の技術力向上への一例として、高槻商工会議所と連携して Quality of Life、「QOL 改善のためのたかつき生活支援機器研究会」を設立し、福祉関連の調査・機器開発研究を行っている。

（エ）りそな銀行との包括協定

2004 年度、本学はりそな銀行と産学連携等による地域社会の発展を目指した包括連携協力に関する協定を締結した。

（オ）関西大学科学技術振興会の設置

先端科学技術推進機構の外郭支援団体、関西大学科学技術振興会とテクノコンパウンド研究会の主たる構成員は、本学卒業生が活躍する企業を中心とした会員からなり、先端機構研究員と総会や研究発表会を通じて交流を深め、技術相談や委託研究の対応を円滑に進めている。会員数はおよそ 100 社で企業ニーズの発掘や情報交換など、先端機構と相互扶助の関係団体で、1965 年に発足した関西大学工業技術研究所賛助員会の名称を 2002 年に改めたものである。

2004 年度もこれまで継承されてきた本会の理念を踏襲しながら、異業種分野の会員が経営・技術上の問題あるいは製品の開発および市場などについて情報交換を積極的に行うために研究会等を９回開催した。この研究会等により、大学教員との交流を深めるとともに産学協同研究についてもより一層成果を高めることができたと思われる。

異業種交流会として活動してきたテクノコンパウンド研究会は 2003 年度発展的に解消し、関西大学科学技術振興会として一元化することにより、先端科学技術推進機構の研究部門との連携を強化し、研究員の積極的参画を促進して本会活動をより活性化し、研究員・学生によるベンチャー立ち上げにも支援・後援できる団体に発展させた。その一つとして、正会員および特別会員等の優れた研究活動の成果ならびに顕著な功績が認められた産学連携活動および知的財産の創造と活用に対する表彰規程を設け、2004 年度は「学の実化賞」1件、「産学連携賞」3件、「技術開発賞」1件および「研究奨励賞」1件をそれぞれ表彰した。

ウ　先端科学技術推進機構における外部資金の導入、受託研究・共同研究の推進

工業技術研究所設立以来、受託研究・共同研究の推進により、学内で先端科学技術推進機構が外部研究資金導入の面で最も進んでいた。この産学連携・協力をいっそう推進する方針のもと、従来、工業技術研究所の内部規程であった「受託研究規程」を、本学の学術振興とその成果の社会的活用を図るうえで全学を対象とした「受託研究取扱規程」として 1999 年 1 月 8 日付で制定した。併せて企業等学外機関との共同研究の

実施について必要な事項を「学外共同研究取扱規程」で定め、先端科学技術推進機構委託研究員内規と合わせ、外部から見て明確なものに改め、パンフレットの作成も行った。

規程制定後の 2000 年度には産業界からの委託研究（試験・分析を含む）、委託研究員の受け入れ等を積極的に行い、受託研究が 72 件、委託研究員は個人と法人派遣を併せて 11 件であった。以降わが国の経済状態の停滞・悪化により際立った増加が認められないが、2004 年度試験・分析を含む受託研究のうち先端科学技術推進機構取り扱いは、64 件でおよそ 1 億 2 千 5 百万円、学外共同研究が 32 件で 2 千 2 百万円、委託研究員が 21 名で 6 百万円そして政府系特殊法人研究開発助成金 1 千 3 百万円を併せて 1 億 6 千 6 百万円であった。このように 2004 年度においても、これまでとほぼ同様な規模で推移していることは評価してよいと思う。最近、日本経済の構造的不振の打開策の一つとして、政府は大学が潜在的に保有する知的財産を権利化し、それが企業に活用される知的創造サイクルの活性化が大学の責務とされる状況を明確に打ち出した。本学においても知的財産を社会貢献のため第 2 の柱として活用する管理体制を整備・構築することが必要となり、従来からの委託企業・機関に加え多くの企業と受託・共同研究が進展するよう積極的に取り組むとともに、特許の取得、技術移転を促進する体制の整備に取り組んできた。

【点検・評価】

上記のように年間多くの展示会、講習会、交流会が開催されている中で、出展等協力願える研究員は限られており、出展、講師の依頼がどうしても偏りがちである。この点をいかに打開し、一人でも多くの研究員が社会貢献、産学連携に協力していただけるよう、当機構の運営も含め改善する一方、これまでの実績による評価判定を行って「選択と集中」原理を活かしていく予定である。このように産学連携の取り組みに関してはまだまだ教員個々の温度差が大きく、またその活動があくまでボランティアであり、研究者としての評価に反映されない面もあるので、今後その取り扱いを検討する必要を感じるが、社会人として当然の活動とも考えている。

また、地方自治体を始め学外諸団体と連携交流を図って、本学の産学連携活動を積極的に推進している。しかもその内容は出来るだけ具体的なものとし、単なる大学シーズの発表会をするスタイルを超え、参加者とともに議論を交わす場の創出を心がけている。そのことが外部資金導入へのきっかけになっていると評価している。

さらに本学独自の科学技術振興会の活動は、若い研究者への支援と大学院生や学生への励まし、また社会人との交流の場として有益もので、大変貴重なものと評価している。

（3）特許・技術移転

【現状の説明】

ア　知的財産活動の進展

産学連携オフィスには知的財産管理セクションを置き、少人数ながら知財強化グループと技術移転グループに担当が分かれ効率的に作業を実行する体制とした。しかし、研究者を特許出願などの事務手続きから解放するためには、まだまだ組織強化と専門人材の育成が望まれる。そこで人員補強が現実的に困難な中で、関西の私立大学有志校が会い寄って情報交換および相互研鑽などを通じ、大学の知的財産管理体制の強化発展を図ることを目的に、「関西私立大学知的財産管理体制強化推進連絡協議会」を関西学院大学、同志社大学および甲南大学に呼びかけ 2003 年度発足し、メンバー校を増やしながら活動を続けている。

（ア）大阪 TLO との連携活動

2001 年度、大阪府内大学学長会、大阪府等による日本で最大規模の「大阪 TLO（Technology Licensing Organization 技術移転機関）」が設置された。これは、大阪府内にある大学などの研究成果の活用について、特許を媒体とした技術移転だけでなく、技術に関する総合窓口やコンサルティング、国などの研究開発助成

金を積極的に活用した産学官共同研究の斡旋・支援等を行う機関である。関西大学はその中核大学の一つとして、その運営に積極的に参画してきた。先端科学技術推進機構では、大阪 TLO との連携を深めながら社会への貢献と外部資金導入による、さらなる研究活動の活性化を図っている。

（イ）特許庁派遣事業受け入れの効果と特許の取得状況

大阪 TLO との連携に加え、特許庁「知的財産管理体制構築支援事業」の採択を受け、2002 年 7 月 1 日より 2005 年 3 月 31 日まで本学において知的財産管理アドバイザーを受け入れ、先端科学技術推進機構顧問に就任していただいた。活動は関西大学における知的財産管理体制の基礎を確立することで、先に述べたとおり産学連携センターを中心に、関西大学知的財産管理体制の組織整備を実施した。これにより関西大学は産学連携・知財管理の機能を集中化し、産業界から見て知財活用、共同研究等を申し入れる際の対外窓口を明確化することができた。また研究者の特許マインドの高揚を目的に、新聞記事のクリッピングサービス、法工連携公開講演会「知的財産セミナー」の実施や、研究者を巡回訪問して対話を繰り返し、知的財産に関する認識の高揚と発明の発掘を行った。

その結果、最近における特許出願件数は着実に増加しており、2002 年度の法人承継特許出願が 8 件、大阪 TLO を経由した特許出願 9 件の計 17 件の実績ができ、法人承継特許権 4 件（内米国特許 1 件）を取得した。そして、これらの特許をもとに産業界への技術移転事業に取り組み、1 件のオプション契約を締結した。なお、大阪 TLO 開示分の累計 16 件の発明のうち 2 件について実施許諾契約が締結され、(財)大阪産業振興機構における関西大学の評価は高い。

（ウ）知的財産管理業務に関するハンドブックの作成

2004 年度、特許庁派遣事業の最終年度は特許出願の目標を 50 件とし、産学連携コーディネーターと協力して、研究者からのヒアリングおよび特許情報図書館を活用して先行技術調査を開始し発明者へのフィードバック等々特許情報調査の強化と、外国出願の促進を行った。また特許出願後速やかに技術移転を図るため、発明者と協力して秘密保持契約の締結に取り組んだ。その結果、特許出願 29 件、秘密保持契約 9 件、ライセンス契約 3 件と国際特許出願 1 件を達成し、本学の特許人口は 50 名、に達した。これで関西大学における累積特許出願件数は 88 件となり、大学発ベンチャー5 社となった。

しかし知的財産管理の重要性について、未だ一部の研究者および担当者が認識しているにすぎない。研究者は大学の使命として、従来学術研究および教育を担ってきた。しかしながら、大学の新たな使命である研究成果の社会への還元の必要性に対する認識が不十分である。このため、研究者の学術論文発表前の研究成果の権利化を推進する必要がある。2004 年度、知的財産管理業務の標準化を図るために「知的財産管理業務ハンドブック」を刊行した。初版は今後業務を進行しながら再点検を行い、より良いものに改定する。さらに研究者への特許出願を促進するための「発明ハンドブック」なる、簡単手引書を作成する予定である。

【点検・評価】

関西の私立大学有志校が連携して知財活動を広めようとした活動は、関東・関西 8 私大産学連携フォーラムの開催へと発展した。一方、専任の産学連携コーディネーターを雇用し、技術相談から実績を積み上げ、これが共同ないし受託研究に発展してきている。その成果が特許に結びつき実施料が大学に、さらには研究者に還流されるシステムが完成すれば、知的財産の創出・権利化・管理・活用そして新たな知財創出への支援となり、「知的創造サイクル」が出来上がることになる。その実績は今後に期待されるところであるが、大阪 TLO との連携強化によりシステム作りは出来たと評価している。

特許庁派遣、知的財産管理アドバイザーには知財管理業務を担当できる職員の育成に多大の貢献をいただくとともに、「知的財産管理業務ハンドブック」の刊行に助力いただいた。これにより、知的財産管理業務の標準化を図ることができた。

このようなシステムが出来上がったところで、優れた知的財産権の取得・活用に積極的に取り込み、企業等への技術移転、ロイヤリティ収入、ベンチャー企業等の成果を上げた研究者を適正に評価することも必要

である。そのためには、大学が透明性・公正性に十分に配慮した適正な評価システムを構築し、学内に周知をはからねばならず、その方向で今後取り組んでいく。

（4）産学連携と倫理規定

【現状の説明】

ア　発明規程の制定

1999 年 1 月本学教職員の発明等に係る知的財産権の取り扱いについて必要な事項を「発明規程」に定めた。この規程は、本学における学術研究の振興とその成果の社会的活用を図るためのもので、これにより、契約関係と研究成果の取扱いルールが明確になり、大学としての研究成果の社会への還元・活用が一層進展することになった。しかし本規程では発明者は発明等をした本学の専任教職員と規定されており、先にも述べたとおり、発明に大きく関わることの多い学生、特に大学院生を対象外としており、特許法における発明者の定義との乖離がある。この取り扱いについて、他大学の例を参考にしながら工学部ならびに工学研究科と慎重に検討を進め、現在は特許出願の際、共同発明者と認めている。

イ　関西大学　社会連携推進本部の立ち上げと産学官連携・知財センターの開設

大学が培ってきた個性と総合力を活かし、企業や行政機関と連携し、地域の産業、教育、文化の充実と発展に力を尽くすべく、2005 年 4 月学長直轄の社会連携推進本部を設立した。その結果、従来先端科学技術推進機構の中に置かれていた「産学連携センター」が改組・拡充されて「産学官連携・知財センター」を開設し活動を開始した。

2005 年度当センターでは、従来からの産学連携活動を継承するとともに、産学連携、利益相反ポリシーや知的財産ポリシーを明確に掲げ、そのもとに新組織発足に伴う各種制度の検討・見直しによる、産学官連携および知的財産活動の戦略的展開を図る。

【点検・評価】

近年発明届が増加傾向にある中、その承継の可否を審査する発明委員会の開催が追いつかず、審議の遅延化が生じている。そこで関西大学の知的財産活動をより活性化し、質的向上をも図るために、発明委員会の運営、審査方法を含めた体制の再構築に関する提案を行い、審査の迅速化をはかる方向で見直し案の検討を行っている。

またこれに関連して、出願特許の審査請求基準の確立や職務発明の明確化、学生の取扱や補償金制度の見直しについて早急に検討するべく資料調査を行っている。

一方今後の課題として、異議申立制度の整備、企業との共同出願の場合への対応についても思慮しなければならないであろうが、先述の課題を優先的に検討している。

10　学生生活

学生生活を充実したものにするためには、正課教育活動や課外活動にとどまらない学生生活全体を通した援助や支援が求められている。本学では、「学の実化」の教育理念のもと、単に机上の学問にとどまらず、学生が全人的成長を果たすことを視点に、学生生活へのサポートが一層充実するよう取り組みを進めている。

（1）学生への経済的支援

【現状の説明】

ア　学部学生への経済的支援

学生に対する経済的支援策として、本学は奨学金制度をはじめとして種々の施策を行い、学生へのサービス水準の向上を図っている。

具体的には大学基礎データ表 44 のとおりであるが、その主なものを列挙すると、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、大学独自の奨学金制度としては関西大学奨学金、関西大学入学時貸与奨学金、関西大学学部給付奨学金、関西大学スポーツ振興給付奨学金及びフレックスコース給付奨学金があり、その他に地方自治体や民間の財団の奨学金もサポートしている。また、関西大学短期貸付金制度や外国人留学生に対する奨学金制度など多彩なメニューがある。

（ア）日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）の出願・推薦状況

2004 年度の日本学生支援機構奨学金への推薦は、第一種が 344 名、第二種が 859 名であった。全奨学生数は 6,138 名で大学全体（26,891 名）から見れば 22.8%となり、十分とはいえないが悲観すべきレベルでもない。昨今の不況を反映して、奨学金の希望者（特に第一種）が多く、内示数の拡大が望まれるところである。

（イ）関西大学奨学金（在学・入学時）の出願・採用状況

日本学生支援機構奨学金は一度奨学生に採用されると原則として最短修業年限の間は貸与が継続されるが、関西大学奨学金は毎学期出願する必要がある。2004 年度の関西大学奨学金の採用数は 1,171 名となっており、その予算規模は 3 億 5631 万 3000 円となっている。貸与奨学金制度は修学意欲が旺盛であるが経済的な面から勉学の継続が困難である学生を支援するというシステムであり、その意義はいうまでもない。本学は 1886 年の関西法律学校の誕生から、一般庶民の旺盛な勉学意欲に応えることを目標としてきた。その意味では関西大学奨学金は関西大学の設立理念を経済支援という観点からサポートしているのである。

（ウ）関西大学学部給付奨学金の採用状況

関西大学学部給付奨学金は、学業人物ともに優秀で、修学に熱意のある者に対し、奨学金を給付することにより、有為な人材を育成することを目的として 2001 年度から始まった奨学金である。すなわち入学試験における成績優秀者を対象として、新入生には授業料、教育充実費及び実験実習料の初学期分を給付し、さらに 2 年次生以上は、入学後の学業成績優秀者に 1 学期の授業料の半額を給付するもので、給付期間はいずれも 1 年間である。

（エ）関西大学スポーツ振興給付奨学金の採用状況

学生のスポーツ競技力の向上と学業の両立を促し、本学のスポーツ活動の振興を図ることを目的として、2003 年度に新設された。大学院、大学、高等学校及び中学校において、スポーツ活動の面で卓越した成果をあげ、人物としても優れた者を対象としている。2003 年度 10 名、2004 年度 15 名の給付奨学生が誕生している。

（オ）関西大学フレックスコース給付奨学金の採用状況

昼夜開講制の導入に伴う学費改定によって勤労学生の修学条件が大幅に変更されることにより、関西大学の基本理念の一つである「開かれた大学」の一環として、人物・学業ともに優れ、かつ、経済的理由によっ

て修学が困難である勤労学生の修学を支援するために、昼夜開講制導入に伴う移行措置として 2003 年度に新設された。給付奨学生は 2003 年度 14 名、2004 年度 18 名である。

（カ）地方自治体・財団・冠奨学金の出願・推薦・採用状況

地方自治体や民間の財団の奨学金は多くの種類がある。地方自治体は予算の逼迫から、民間の財団は記録的な低金利に由来する財産運用果実の減少から、それらの採用計画が減退している状況である。関西大学学生センターとしてはできるだけ多くの学生がこれらの奨学生に採用されるように懸命の努力を続けている。推薦者の決定にあたっては、書類審査を経て、その合格者全員を面接して慎重に審議をしている。

冠奨学金とは、本学に基金をお寄せいただいた赤井奨学基金、柳楽奨学基金、久井奨学基金、野田奨学基金による奨学金をいう。現在、年額 24 万円を給付しているが、昨今の低金利ゆえに果実が少なく奨学金を給付できない場合もある。

（キ）日本学生支援機構奨学金（緊急・応急）・関西大学奨学金（応急）の出願・推薦状況

家計支持者が死亡したり災害にあったりして家計が急変したときに対応するために緊急・応急奨学金制度がある。最近は家計支持者の勤務先の倒産やリストラなどの理由で、この緊急・応急制度を出願するケースが多い。2004 年度は 17 名の採用があった。

（ク）関西大学短期貸付金の状況

関西大学短期貸付金制度とは、例えば下宿している学生が病気やけがに対する医療費や帰郷費用が急に必要になったりしたときに、無保証かつ無利子で 5 万円までを貸し付ける制度である。学生証と印鑑を持参して窓口に来れば、事情により直ちに現金を貸し付け、割賦により返済する仕組みである。

学生の善意を期待した制度であるが、概ね順調に運用されていると思われる。最近一部の外国人留学生がこの制度により借用したものの、完済せずに帰国したケースがある。一部の不心得者のために運用上の制限が増えることは残念でならない。

（ケ）外国人留学生に対する奨学金の状況

2005 年 5 月 1 日現在、関西大学には 470 名の留学生が在籍している。その内訳は、学部・大学院私費留学生 421 名、大学院生を含む国費留学生 12 名、協定大学からの交換受け入れ留学生 23 名、大学院外国人研究生 14 名である。470 名という数は、全学生総数の約 1.6%に相当している。

本学では、国際交流に要する資金は「国際交流助成基金」の運用果実から支弁されている。本学では、留学生用の独自の奨学金として、この国際交流助成基金から拠出される「第３種奨学金」を設けている。20 名を対象とし、月額 3 万円を１年間に限り支給している。本学の留学生であることが条件となっているので、在留資格が「留学」でなくてもよい。

この奨学金は、成績が良好で推薦順位上位に位置づけられて外部の奨学団体に推薦されながらも、外部奨学金を受給することが出来なかった学生を救済することを目的にしている。本学の推薦による外部奨学金については、2003 年度は 122 名で、奨学金申請登録を行った者の 37.4%が受給されたが、2004 年度は 112 名で 30.6%であった。外部奨学金受給率が減少している昨今、第３種奨学金の存在意義は非常に大きくなっている。なお、可能な限り多くの留学生に機会を与えようとの趣旨から、従来 5 万円・1 年間を 10 名採用していたが、2002 年度から、月額 3 万円・1 年間を 20 名採用することになった。

また、授業料減免は、留学生に対する一種の「奨学金」とも解することができる。本学では、授業料減免事業(30%の減免)を奨学金事業と同等の重要な事業と位置づけ、1987 年度からこれを実施している。この授業料減免援助について、2004 年度は、申請者全員（307 名）に対して、授業料の 30%の減免を行い、これに対して、国から減免援助に要した必要経費の 34.2%の補助を受けた。以前はその大部分を国からの「政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金」で賄うことができたが、国からの支給率の激減に伴って、大学の負担が増加している。

本事業は私費留学生にとっては非常に有用な事業である。しかし、現行の枠組みのままで本事業を継続するとなると、留学生の増加に比例して莫大な経費が必要となり、近い将来、授業料減免制度自体を維持でき

なくなることは必至である。

（コ）奨学金委員会の開催の状況

日本学生支援機構の奨学金や本学独自の奨学金は、本学の学内規定では奨学金委員会を組織し、学生センター関係者以外に各学部や各研究科の代表が出席する委員会によって最終決定を行うことと定められている。委員会は、本来的に本学の理念・目的に照らして奨学金制度の適切な運用を審議する場であることが求められる。奨学金の貸与・給付の決定には、家計状態を家計支持者の収入状況から推定するといったテクニカルな議論が前提であり、事務局の作成した精緻な資料の説明に多大な時間が費やされることは避けられないが、より本質的な「関西大学の奨学金制度はかくあるべし」といった議論を大いに戦わせるべきであろう。

イ　大学院生への経済的支援

大学院生に対する経済的支援策として、本学は奨学金制度をはじめとして種々の施策を行い、学生へのサービス水準の向上を図っていることは学部学生と同様である。

その主なものを列挙すると、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、大学独自の奨学金制度としては関西大学奨学金、関西大学大学院給付奨学金、関西大学大学院特別給付奨学金、教育助成基金による給付奨学金及び関西大学スポーツ振興給付奨学金があり、その他に民間の財団の奨学金もサポートしている。また、関西大学短期貸付金制度や外国人留学生に対する奨学金制度など多彩なメニューがある。大学院生に対する奨学金制度は学部学生に比べて手厚いものがある。

2004 年度に新設された法務研究科（法科大学院）の大学院生に対する奨学金は、日本学生支援機構奨学金及び関西大学法務研究科（法科大学院）給付奨学金があり、その他に民間の財団の奨学金もサポートしている。また、大手金融機関と提携した教育ローン制度も設けている。

（ア）日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）の出願・推薦状況

2004 年度の日本学生支援機構奨学金への推薦は、第一種 195 名、第二種 84 名であった。全奨学生数は 614 名で大学院在籍者（1,719 名）から見れば 35.7%となる。

（イ）関西大学奨学金（在学・入学時）の出願・採用状況

2004 年度の関西大学奨学金は 151 名採用しており、日本学生支援機構奨学金及び関西大学奨学金で、大学院生の 40%以上をカバーしている。

（ウ）関西大学大学院給付奨学金・特別給付奨学金の採用状況

2004 年度の関西大学大学院給付奨学金の採用数は 369 名で、給付金額は学費（授業料、教育充実費、実験実習料の合計）の半額相当額であり、大学院在籍者の約 21.5%を占める。関西大学大学院特別給付奨学金は、博士課程後期課程学生の成績の特に優秀なものを対象とするものであり、給付金額は学費（授業料、教育充実費、実験実習料の合計）と 100 万円の合計額である。各年次 3 名を奨学生として採用している。

（エ）教育助成基金給付奨学金の採用状況

教育助成基金による給付奨学金は、博士課程前期課程学生は年額 24 万円であり 2004 年度は 30 名に給付した。博士課程後期課程学生は年額 36 万円であり 21 名に給付した。

（オ）法務研究科（法科大学院）の経済援助

2004 年度の日本学生支援機構奨学金の推薦者数は 67 名（併用含む）である。また、関西大学法務研究科（法科大学院）給付奨学金額は学費（授業料と教育充実費の合計）の全額、半額、3 分の 2 及び 3 分の 1 の種類があり、12 名が受給している。その他に関西大学では初めての経済援助の形態である教育ローン制度が発足した。これは、大手金融機関と提携し、関西大学が連帯保証をすることにより、担保や保証人なしで学費相当額を融資する制度で、融資利率も低利率となっている。2004 年度は 13 名が利用した。

（カ）財団奨学金の出願・推薦・採用状況

民間の財団奨学金で大学院生を対象とするものは少ない。本学では、2004 年度は 7 名が給付奨学金に採用された。

（キ）日本学生支援機構奨学金（緊急・応急）・関西大学奨学金（応急）の出願・推薦状況

家計支持者が死亡したり災害にあったりして家計が急変したときに対応するために緊急・応急奨学金制度がある。最近は家計支持者の勤務先の倒産やリストラなどの理由で、この緊急・応急制度を出願するケースが多いことは学部学生と同様である。

（ク）関西大学短期貸付金の状況

関西大学短期貸付金制度とは、例えば下宿している学生が病気やけがに対する医療費や帰郷費用が急に必要になったりしたときに、無保証かつ無利子で5万円までを貸し付ける制度である。学生証と印鑑を持参して窓口に来れば、事情により直ちに現金を貸し付け、割賦により返済する仕組みである。学生の善意を期待した制度であるが、概ね順調に運用されていると思われる。少数ではあるが大学院生に対する貸与もある。

ウ　各種奨学金に関する学生への情報提供の状況

（ア）各種奨学金の案内文書の状況

本学では、各種奨学金の周知は、主として文書を掲示板に貼り出すとともに、詳細な周知はほとんどが冊子による。

奨学金に関する事項は、金銭の貸借や授受が伴うものであるので、公平かつ公正な取扱が求められることはいうまでもない。そのため一般的に見て、奨学金関係の手続きは煩雑であり、説明文書は学生諸君にとっては複雑なものといわざるを得ない。また、所得関係の書類については保護者が用意することが多いと思われるので、従来からの改良点として、提出すべき書類についてチェックリストをつけて、わかり易くなるように工夫を行ったが、もう一工夫を要すると思われる。

なお、入学試験合格者には入学金（入学登録金）納入後に全員を対象として奨学金の案内（出願書類）を送付し、経済的な計画について事前の検討をし易くしている。

（イ）ホームページによる案内の状況

近年のインターネットの広範な普及を考えると、奨学金のような多くの学生に比較的複雑な情報を一斉に伝達することが多い情報については、ウェブの利活用が望まれるところであるが、現在、学生センターにおけるウェブ活用の程度は低いといわざるをえない。

【点検・評価】

ア　奨学金等について

日本学生支援機構の奨学金は本学に対する内示数の範囲で推薦することとなるが、以前は出願者が内示数を大幅に上回っており、それを補完するために関西大学奨学金（貸与奨学金）を創設するに至った。しかしながら、近年日本学生支援機構の第二種奨学金（有利子）の内示数が大幅に増加され、前述の補完の意味合いが薄れてきているのが現状である。このため、関西大学奨学金がより強固な修学支援のための制度となるよう、見直しを始めている。

学部給付奨学金について、本学では返還を要さない給付型の奨学金は学部では例が少なく手探りでのスタートであったが、当初の給付額や給付期間の見直しを経て 2003 年度入学生から前述の制度に変更し、成績優秀者の確保に尽くしている。しかしながら、理想とする当奨学金対象者の入学定着率には達していないのが実情である。今後この奨学金がより目的に合致するよう、検証を続けていかなければならない。

また、留学生数の増加に伴う奨学金支給の減少、近年の経済の沈滞にともなう民間団体の奨学金の減少、留学生数の増加に伴う授業料減免事業の資金不足など本学の奨学金事業をめぐって悩ましい問題が山積している。今、なすべきことは、現行の援助制度を見直し、より効率的な援助システムを再構築することである。

イ　情報提供の状況

将来的には、学生センターにおいてウェブを活用し、パソコンのみならず携帯電話に対応したページを作成する必要性もあり、導入に向けての検討を開始する時期に来ている。少なくとも、学生への掲示について

は公に貼り出すことで十分であるとはせずに、双方向性機能を有する電子掲示板や電子メールの一斉発信機能を活用すべきである。現在、奨学金の申請書類には学生の連絡先として携帯電話番号を記入させているが、それに加えて携帯メールアドレスも記入させることを検討している。

また、ウェブ上から申請用紙等の定型書類のダウンロードや出願書類の提出ができるようにすることも視野に入れている。

(2) 生活相談

ア　学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

【現状の説明】

学校法人関西大学および設置学校における健康管理と健康相談、そして診療業務などを全学的に推進するため、保健管理センターが設けられている。保健管理センターには、所長、診療所長、医師および職員がおかれ、学生・生徒（園児を含む）ならびに職員の健康保持、増進等にかかわる業務の総合的運営にあたっている。

センター内には、診療または救急処置を行うため、第一診療所（千里山キャンパス）と保健室（高槻キャンパス・一高一中）が設けられている。

また、精神の健康保持増進を目的として心理相談室を設け、心理相談などの業務を行っている。

（ア）健康診断に関すること

学校保健法に基づき、学生の定期健康診断を実施している。2003 年度の受診率は学部男女で 88.0%(男子 84.8、女子 93.5%)であった。2004 年度は 87.8%（男子 84.7%、女子 93.1%）であった。定期健康診断を受診できなかった学生に対しては、健康診断委託業者で受診できるシステムを導入し、利用者は毎年 300 名を超えている。また、課外活動の体育系クラブ新入生を対象に、負荷心電図、尿検査等を実施し、体育会員のスポーツ活動への適正および健康状態にも留意している。さらに、放射線・遺伝子工学に携わる者を対象に申し出によって、検査を行っている。健康診断の結果、有所見者については再検査を行い、要治療者には専門医による指導を行っている。

（イ）診療業務

保健管理センター内に保険診療ができる診療所が設置されている。疾病もしくは負傷による診察または、応急処置を行っている。特に診療については、初期治療の対応を中心として行い、症状によっては患者を学外の専門病院に紹介している。そのため、地域医療機関とは常に連携をとり、業務にあたっている。

（ウ）その他の業務

救急対応は、学内における突発の事故、疾病に対して行っている。状況に応じて、医師が往診するケースもある。また、学生に対する健康相談、健康診断証明書発行等の業務も行っている。なお、各種証明書の発行は機械化処理しており、学生の就職用健康診断証明書発行に便宜を図っている。

さらに、学内施設の環境衛生処理、特にネズミ、ハエ、ゴキブリ、蚊等の駆除を専門業者に依頼し、実施している。

【点検・評価】

（ア）学生定期健康診断について

毎年 4 月に実施している学生定期健康診断は、2001 年度から外部検診業者への全面委託を実施している。結果として、受診率の向上、アフターケアの充実、センター業務の効率化、コストダウンを実現できた。

保健管理センターが、社会の変化に柔軟に対応しているところである。

しかしながら、約 2 万 6 千人の健康診断を実施するにあたり、混雑時には、順番待ちをするケースも見うけられる。更なる効率化を図る必要がある。

（イ）定期健康診断未検者検診

健康診断を受診できなかった学生に対して、委託業者へ出向して健康診断を受診できるように新たなサービスを導入した。

毎年 300 名を超える利用があり、学生に新たなサービスを提供できた。

（ウ）課外活動健康診断

課外活動団体の求めに応じて、試合出場のための証明書発行に必要な健康診断等を実施している。

また、スポーツ・フロンティア入試制度によりレベルの高い学生が入学するようになり、ハードな練習や試合から危険度が増しているが、さらに学生の心身の健康についても、留意していかなければならない。

（エ）診療業務について

保健管理センター内の第一診療所では、内科を診療科目として、主に初期治療を中心に業務を行っている。症状によっては、総合病院等地域医療機関への紹介等も行っている。

2002 年度からは、医薬品の院外処方を導入した。時代の趨勢を見据えた断行であり、医薬分業という医療業界の常識にしたがい、より自由な診療・投薬が可能となった。さらに、医薬品には有効期限があり、有効期限切れ医薬品を処分するといった業務をなくし、コストの削減を実現できた。

また、高槻キャンパス保健室においては、保健室の役割としての応急処置や健康相談といった業務には、現在、医師 1 名（週 2 回）、看護師 2 名（常時）を配置しているが、スペースの限界のため、プライバシーが充分に守られていないという指摘があり、改善が必要であると考えられる。

高槻キャンパス保健室の診療所化については、大学運営全般にかかわる問題でもあり、今後充分な検討が必要である。

イ　ハラスメント防止の状況

【現状の説明】

本学では人権問題研究室を設けて部落問題、人種・民族問題、障がい者問題、女性問題等国内外の諸差別について研究調査し基本的人権の確立と尊重のために努力を重ねてきた。また人権問題委員会では学長のもとに人権問題について具体的な施策を行ってきた。このような活動のほかに、重大な人権侵害である「ハラスメント」についても、その防止に向けて種々の取組を行ってきた。

（ア）セクシュアル・ハラスメント

1999 年にセクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドラインと関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程を定め、キャンパス内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めてきた。同規程では、関西大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために、常設の機関として防止委員会及び相談員の設置を規定し、事案によっては調停員及び調査委員会の設置を規定している。

防止委員会は、17 名の委員で構成されており（2005 年 3 月現在）、主として本学におけるセクシャル・ハラスメントの防止、啓発、研修、相談および救済など、基本的施策の立案等の任を担っている。定例的な開催日は特に定めていないが、必要に応じて、年に数回程度開催されている。今後も防止に向けた継続的な取組が必要であると考えられる。

セクシュアル・ハラスメントの相談窓口として相談員を配置し、各学部・外国語教育研究機構および大学院の教育職員と、図書館および高槻キャンパスの事務職員に委嘱している。さらに学外の専門相談員を招き、日時を決めて相談を行っている。相談員はできる限り両性から構成されるように配慮するとともに、相談場所についても目立ちにくい部屋を確保する等、気軽に相談に来ることができるような体制を考慮している。当然のことながら、プライバシー面は特段の配慮を行い、相談員には厳しい守秘義務を課している。相談員の氏名、電話番号、メールアドレスは、リーフレット以外にもホームページ上にでも開示し、相談を必要とする者の利便をはかっている。

なお、相談員及び防止委員会委員の知見と対応能力の向上のために、年に数回の研修会を実施している。

（イ）その他のハラスメント

近年は、セクシャル・ハラスメントだけではなく、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、サイバー・ハラスメント等のハラスメント行為が増大する傾向にあり、これらが複合した事例も報告されている。

【点検・評価】

以上のような状況を踏まえ、本学ではハラスメント全般の防止に対処するために、関西大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程を全面的に見直して、様々なハラスメント行為に対応するための規程の制定や相談員・委員構成の変更、関連部署との強力な連携体制の構築等、新たな体制への移行を含め具体的な検討を進めている。

ウ　生活相談担当部署の活動

【現状の説明】

（ア）学生寮（下宿）案内に関する学生相談の状況

ａ　学生相談の状況

学生寮の概要説明および入寮の案内は入学試験関係資料、ホームページに内容を掲出して情報を伝えている。入寮希望者および父母からの問い合わせ、寮見学依頼など年間に何十件となく相談があり、学生生活課および寮事務室で対応している。特に入寮希望者が募集人数を上回っている現状から、入寮選考に関する相談が増加している。

なお、下宿に関する相談は関西大学生活協同組合の住宅事業部が行っている。

ｂ　学生寮・下宿相談コーナーの開設について

例年、推薦入学試験実施日に受験のため来学した自宅外通学生を対象とした「学生寮・下宿相談コーナー」を設け、学生寮の概要説明・入寮手続の説明・応対を学生生活課が行い、下宿生活に対する注意事項・契約に関するトラブル防止の説明、応対を関西大学生活協同組合が行っている。相談の主な内容としては、学生寮に関して入寮の選考方法・時期についての質問や寮での実際の生活、施設・設備に関する質問が多い。下宿に関しては契約の留意事項や物件の相場・周辺の環境に関する質問が多い。

（イ）アルバイト紹介に関する学生相談の状況

学生センターでは「経済援助の一環」という位置づけのもと、独自でアルバイト紹介を行っていたが、2004 年 4 月から（株）ナジック・アイ・サポートにより運営されているアルバイト求人情報照会システムにアルバイト業務を委託している。

このシステムは、従来学生生活課が掲示板等で紹介していたアルバイト求人情報をインターネット経由でパソコンや携帯電話で閲覧できるようにしたものである。

2004 年度の本学学生登録者数は 2,403 名、アクセス件数は 624,227 件となっている。システム稼動の初年度ということもあり、全学生数に対する登録者の割合がまだ少ないものの、今後この数値を伸ばすべく、学生への周知を行っていきたい。

このシステムでは良質なアルバイトを厳選して紹介してもらっていることもあり、トラブルは非常に少ない。トラブルが発生した際には、（株）ナジック・アイ・サポートおよび大学が随時、相談・対応を行い、解決に向け施策を講じている。

（ウ）学生教育研究傷害保険に関する学生相談の状況

2004 年度の学生教育研究災害傷害保険に関わる事故件数は、学部生 338 件、大学院生 4 件で合わせて 342 件となっている。この保険の掛金は大学が全額負担を行い、保険加入している。これによって全学学生が正課中、学校行事中、休憩中、課外活動中などの教育研究活動中の予期せぬ偶発事故によって身体に傷害を被った場合に備えている。事故内容では課外活動中の事故が 317 件にのぼり、圧倒的に多い。次いで正課体育

中の事故が多く、工学部では実験実習中での事故が多いのが目立つ。保険の事務は多岐にわたっているが、適正に執行されている。なお、今後の課題としては、特約加入の検討をあげることができる。

（エ）学生生活実態調査に関する事項

本学では、1955 年から組織的に「学生生活実態調査」を実施している。その間、絶えず工夫・改良を加えて今日に至っており、現在では学生センター所長代理と学生生活課職員がチームを組んで総力を挙げて調査に取り組んでいる。調査方法およびその内容に関しては、第 1 部・第 2 部別・学部別・学年別・性別の層別比例無作為抽出法(全体の抽出率 1/10、第 2 部は 1/5)に基づいて調査用紙を郵送し、それを各学部事務室の窓口で回収する手順をとり、入学動機、正課教育、課外活動、学生生活への満足度、経済生活、不安や悩み、将来の進路などに関する実態を調査し、データの累積と経年比較を行なっている。1988 年からは調査様式を 3 種類に増やし、従来からの基礎的比較調査だけではなく、ほぼ 3 年ごとに実施される日本私立大学連盟の実態調査とも歩調を合わせ、それと同じ調査用紙を用いて全国私立大学に学ぶ学生の平均と本学の調査結果を比較する試みも続けている。いま一つは、その都度テーマを絞って時宜に適った調査を行い、教学の参考に供する試みである。この特別調査は、過去に 4 回実施(各テーマは、1989 年度「食生活」、1993 年度「100 考察一関大生の意識」、1996 年度「関西大学女子学生の意識調査」、2000 年度「100 考察一関大生の意識」)し、いずれからもキャンパス作りの参考になる興味深い結果が得られている。特に満足度調査に関しては、1999 年度の調査が、授業内容から職員の対応に至る 12 項目にわたってアンケートを実施している。

2003 年度は「本学独自調査」の年にあたり、1992 年度および 1995 年度に実施した質問を中心に調査項目を編成し、グラフやコメントには経年的な比較を例年より多く盛り込んだ。

今回新たに加わった質問事項に体育会活動に関するものがある。体育会の中で興味のある種目、そして強くなって欲しい(応援に行きたい)と期待するものを選んでもらった。やはり「野球」、「サッカー」、「アメリカンフットボール」などの人気スポーツが上位を占め、学生スポーツに対する関心度が明らかになった。2003 年度からスポーツ・フロンティア入学試験制度も始まり、学生スポーツに対する興味の高まりが今後さらに期待されるところである。

過去に実施した実態調査と比較した結果、本学の学生の気質や考え方、大学に対する印象などが大幅に変化していることも明らかになってきた。例えば、学生の大学に対する満足度を聞いたところ、「教室の施設」についての満足度が、1992 年度では「満足・ほぼ満足している」人の割合が 26.3%しかなかったのが、調査ごとに満足度が高くなり今回の調査では 66.1%にまで上昇した。 施設の充実が功を奏した結果と言える。

また、この調査では課外活動よりアルバイトをする学生が増えていることがわかった。課外活動の参加者は 1992 年度には 63.4%あったが、その後減少傾向が続き、今回は 50%となっている。他方、継続的にアルバイトをしている学生は 65.1%にのぼり、10 年間で 11.9 ポイントも増加したことになる。授業は「ほとんど出席」と「4 分の 3 程度出席」を合わせると 81.5%になり、学生の本分である勉学に重点を置きながらも、アルバイトで得た資金は主に「生活費、旅行・レジャーなど」に充当する学生の姿が見えてくる。他にも非常に興味深い調査結果が多くあり、このデータから本学の学生の特徴や実態が少なからず明確になってくるように思う。

【点検・評価】

自宅外通学者にとって学生生活の基本である「住」の問題は極めて重要である。今後も状況に応じた個別の相談を継続するとともに、積極的に啓蒙活動を全体的に行っていく。

また、アルバイト紹介や学生教育研究傷害保険に関する相談等についても、有効に機能しているので、今後も継続して適正に行っていく。

学生生活実態調査については、本学ではほぼ半世紀にわたって、学生の実態を把握すべく組織的に調査を行なっており、その制度はすでに確立されたものと言える。また、その結果については、学生センターはも

とより教学、法人において随時参考に供されるのみならず、その都度他大学へも資料の提供（交換）をすることによって、問題点の改善や学生のニーズへの対応に役立てている。今後は、これまでに蓄積した調査結果の経年比較および全国比較を行い、本学の教学内容や大学経営の改善を迅速に行うための重要な参考資料として、分析結果をなお一層有効に活用することが望まれる。

エ　生活相談等を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況

【現状の説明】

（ア）心理相談室の利用状況

心身の問題への対応や精神的な健康保持のためには面接相談が重要であり、心理相談室では、個別の心理相談や心理検査、交流分析の理論を導入したグループ相談など、様々な要望に応えるべく多彩な相談活動を行っている。大学基礎データ表 45 のとおり、スタッフは教員（週半日×2 日勤務 3 名）、非常勤相談員（週 3 日勤務 2 名、週 1 日勤務 1 名、週半日×2 日勤務 1 名、週半日勤務 3 名）、ピア・カウンセラー（週 3 日勤務 5 名、週 2 日勤務 1 名、週 1 日勤務 3 名）の計 19 名で構成され、教員及び非常勤相談員は全員、ピア・カウンセラーも 9 名中 6 名が臨床心理士資格を有している。開室時間は、千里山キャンパスでは週 6 日（月・水・金・土は 9 時～16 時、火・木は 9 時～18 時）、高槻キャンパスでは週 2 日（2003 年は火 10 時～16 時・金 10 時～17 時、2004 年は月 10 時～17 時、水 11 時～17 時）、第一中学校、高等学校では週 3 日（2003 年は火 14 時～16 時、木金は 13 時～17 時、2004 年は、月・木 13 時～17 時、火は 14 時～16 時）、関西大学幼稚園では月半日となっている。相談受付対象者は本学学生（大学院生を含む）、生徒（園児を含む）、教職員、校友（卒業生）とその家族である。学内では各学部の学生相談主事や学生センター、保健管理センターと情報交換などの連携を行っている。

表Ⅰ-10-1　2003・2004 年度心理相談室利用状況

区分	2003 年度			2004 年度		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
実来談者数	114	181	295	122	143	265
延面談回数	771	1,192	1,963	783	804	1,587

相談内容は、対人関係、情緒問題、自己の性格に関するものが多く、対人関係スキルの向上や自己の性格の理解についてはグループ相談が成果を上げている。

（イ）学生相談主事会の開催状況と主たる議題

「学生相談主事規程」に基づき、学部に学生相談室を設け、学生センターに大学学生相談室を設置し、学生からの種々の相談に対応している。この相談室に相談主事を置いており、この相談主事の他に、保健管理センター所長、心理相談室長とを併せて学生センター所長が召集して学生相談主事会を開催している。

最近は年に 3 回の頻度で開催しており各相談室での現状報告や相談内容の傾向等に関し、意見交換を行い、意識の共通化を図っている。しかしながら重症事例の学生が増加していることや、同一クライエントを複数の相談窓口で対応することもあるため、今後は開催頻度を増やしてトラブル等の発生を未然に防ぐことも必要であると考える。

（ウ）不登校の学生への対応

学部学生のうち成績不良者に対しては、機会があるごとに本人あるいは父母に連絡をとり、状況の改善に努めているが、不登校生の状況把握（相談）に関しては各学部で対応がまちまちである。学部によっては学科単位で、できるだけ把握し対応している学部もあるが、全学部生の把握には限界があり、特に本人や父母からの申し出がない限り、大学側での把握は困難であることが判明している。

【点検・評価】

心理相談について、2001 年の精神保健福祉法改正により、入院から外来が治療の中心となり、精神的な問題を有しながら通学する学生が増加している。そのため、最近は重篤な問題を抱えた学生の来談が多く、

現在のスタッフ構成では対応が困難な場合があるので、より充実した体制を早急に構築する必要がある。

学生相談主事会については、重症事例の学生が増加していることや、同一クライエントを複数の相談窓口で対応することもあるため、今後は開催頻度を増やしてトラブル等の発生を未然に防ぐことも必要であると考える。

また、不登校学生への対策として、出席状況の把握など全学的な新しい取り組みを検討しなければならない。

（3）就職指導

【現状の説明】

ア　キャリアセンターへの改称・その背景

本学では、従来の就職部を 2004 年 4 月からキャリアセンターと改称した。これまでも 3・4 年次生を対象とした就職指導（斡旋型）の取組みに加えて、下位年次生を対象に将来設計を見据えた各種プログラムを展開してきた。しかしながら、就職部という名称では上位年次生の就職指導のための組織と認識され、下位年次生対象行事の展開についての理解と浸透が十分にはかれないことから、その機能と役割の変化に伴って名称を変更したものである。なお、このように就職部からキャリアセンターへ組織・名称変更する大学が増えつつある。

これらは、大学進学率が上昇し、多様化・高度化した社会において、大学卒業者に求められる資質が多様化したことが背景にある。その反面、学生自身の職業観の欠如や価値観の多様化により、社会のニーズと学生の思いが一致しない状況を打開すること、及びその溝を埋めるために大学自身が身を乗り出したところにある。

現代の学生は、将来の自分像を描いたり、何になりたいのか、何を目指したいのか、何のために働くのか、仕事に対してどのように取り組もうと思うのか、といったことを考える能力が不足している。そのために、単に 4 年後の就職を意識するだけではなく、働くことの意義や職業観を涵養し、10 年後、20 年後の将来を見据えた自分のあり方、いわゆるキャリアデザイン（将来設計）を学生自身に考えさせる機会を提供することが重要になってきている。キャリアセンターと名称変更したのは、このように学生が各自の目標を自己実現するために有意義な学生生活を送ることができるように大学として様々なプログラムを積極的に展開するという意志を表しているものと言える。

同センターは、学長の信任職であるキャリアセンター所長（以下「所長」という）をはじめ、各学部選出のキャリアセンター主事と所長の指名によるキャリアデザイン担当主事及び学生サービス事務局長、キャリアセンター次長、同事務長からなる「キャリアセンター主事会」とキャリアセンター事務室及びキャリアデザインルーム（進路支援室）で構成されている。キャリアセンター運営にかかわる審議決定は同主事会によってなされるが、その原案作成及びその実行については同事務室が所長と協議のうえ任に当たっている。

なお、工学部では、学部の特性として、その採用選考において現在も学校推薦制度が一部利用されていることや学生一人ひとりの専門性及び能力にあった就職を支援するために、各学科に複数の就職指導担当教員をおくとともに工学部教室事務室が種々の就職支援を行っている。また、総合情報学部での就職支援としては、高槻キャンパスにおいてキャリア形成支援・就職支援を機能的に展開するために、同キャンパス事務室に就職担当をおき、キャリアセンターと連携して業務を遂行している。大学院学生の就職支援については、基本的に学部学生と同様の体制としている。

キャリアセンターでは、本学の「学の実化」の教育理念のもと、活力ある社会人の育成が、わが国の発展に必要不可欠な最重要課題であるとの認識から、学生が全人的成長を促進するために入学から卒業までの各種支援を展開している。特に、就業体験を実際に行うインターンシップをコア・プログラムとしたその流れは、主として「Ⅰ：キャリア意識の啓発」、「Ⅱ：キャリア教育とインターンシップ事前研修」、「Ⅲ：イン

ターンシップ実習」、「Ⅳ：インターンシップ事後研修」「Ⅴ：就職への誘い」の 5 段階で構成されており、国が提唱する「若者自立・挑戦プラン」の構想を文字通り大学において具現化するものであり、その中心的な役割をキャリアセンターが担っている。

イ　下位年次生向け就職意識の早期涵養プログラムの展開

本学は、1997 年度から学生の就職意識の早期涵養を企図して 3 年次生以下を対象にした講演会を各学部と当時の就職部との共催で開始し、加えて意識啓発のための各種就職活動説明冊子の改編・充実をはかってきた。現在では学生一人ひとりのキャリアデザインを導く視点に基づいて下位年次からの職業観の育成を中心とした啓発プログラムを種々展開し、将来設計支援・就職支援の大きな流れの基礎を築いている。

学生が「将来どのような職業に就きたいか」「どのような生き方をしたいか」と考えること、これが即ちキャリアデザインの第一歩といえる。このような些細な疑問に答えるために進路選択にかかる初歩的なガイドブックとして「キャリアデザインブック」を入学者全員に配布し、進路選択や就職活動、資格取得等に関する基本的な支援を行っている。

さらには、学生が自分の将来について考え、目標を設定し、実行に移していくきっかけを提供する機会として「キャリアプランニングセミナー」を主に 1・2 年次生を対象に開催している。このセミナーは、キャリアデザインの導入プログラムとして開催しており、その後のインターンシップや 3・4 年次生における具体的な就職活動に対してスムーズに取り組めるようにアレンジしたものである。2004 年度の主なプログラム内容は次の通りである。

Ⅰ　ベーシックシリーズ

①「職業興味・適性を知ろう」　②「自分の性格を知ろう」

③「職業の世界を知ろう」　④「キャリアプランを立てよう」

Ⅱ　就職について考えるシリーズ

「自己分析講座」「仕事研究セミナー（ＯＢ・ＯＧとの懇談会)」

「ビジネスマナーを学ぼう」「就職模擬試験」

「自分にベストな会社の見分け方」

Ⅲ　インターンシップって何？

「第 1 回インターンシップ説明会　意義と今後のスケジュールについて」

「第 2 回インターンシップ説明会（3 年次生対象　募集に関する説明会」

これらのプログラムに対する参加者は 2003 年度が 2,041 名であったのに対し 2004 年度は 2,506 名と前年度に比して増加の傾向にあり、本プログラムが本格的な就職活動への前段階として取り組んでおくべき内容であることの理解が浸透してきている現われと評価できる。ただし、本プログラムは、その対象を 1・2 年次生としているものの、実際の参加者は就職活動を強く意識しはじめる 3 年次生が多い結果となっている。今後は、より下位年次生の参加を促進するための施策を講じることが必要である。

ウ　キャリアデザインルームの進路支援活動

学生が自身の進路についての悩みや考えは多種多様である。このような学生のために、キャリアセンター事務室とは別にキャリアデザインルーム（進路支援室）を 2001 年度から開設している。当初は、教職志望の学生の個別相談・指導に対応するために設けられたが、教職に留まらない多様な相談に応えるためにキャリア相談を統合したサービスを展開できるように変革されたものである。同ルームでのキャリアカウンセリングを中心としたサービス展開は、本学の一連のキャリア形成・進路支援を根幹で支えており、このような取組みは他大学に類をみない先進的なものといえよう。

同ルームには、教職や公務員関係をはじめとする進路・就職のための多くの資料を配架し、閲覧や貸出に供している。また、パソコンを使った職業適性診断システム「In☆Sites2000」を配置するなど、進路選

択に有効な適性検査を受けることができる設備を導入している。

さらに、ここでは進路に関する漠然とした不安や職業・就職活動・教職に関する疑問や相談に対して、専門知識やカウンセリング技術を有する専門のキャリアアドバイザー（教職相談1名・キャリア相談2名）が、キャリアデザイン担当主事の統括のもとで懇切丁寧な助言を行うサービス（キャリア一般相談については要予約）を展開している。

2004年度におけるキャリアデザインルームの利用状況（のべ人数）は、

①個別相談及びセミナー参加者　1,525名（教職相談990名、キャリア相談535名）

②情報提供利用者　1,631名（資料閲覧546名、ビデオ・書籍貸出し589名、その他496名）と、合計3,156名の利用があり、大幅な増加ではないものの前年度の3,115名を上回る結果となった。

キャリア相談535名のうち個別相談を目的とした来談者の実人数は273名で、その利用を男女別に見ると、男性37%、女性63%で圧倒的に女性の利用者が多い傾向が続いている。また、学部別の状況をみると表Ⅰ-10-2に示す通り女性の構成比率の高い文学部と社会学部の相談者が多く、法学部と経済学部がそれに続いている。

表Ⅰ-10-2　キャリア相談の学部別内訳

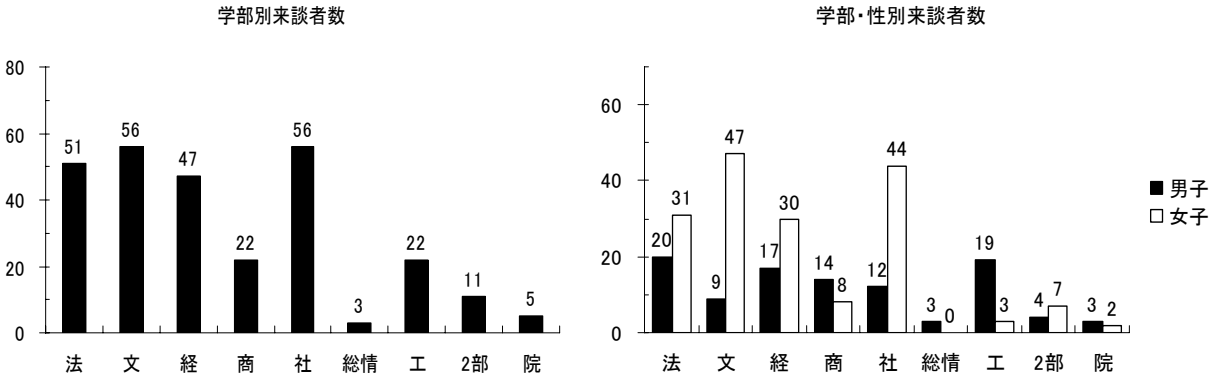

学年別の状況を見ると表Ⅰ-10-3に示す通り、就職活動が間近に迫る3年次生が圧倒的に多く、4年次生、2年次生、1年次生と続き、男女比率もそれをトレースしている。

表Ⅰ-10-3　キャリア相談の学年別内訳

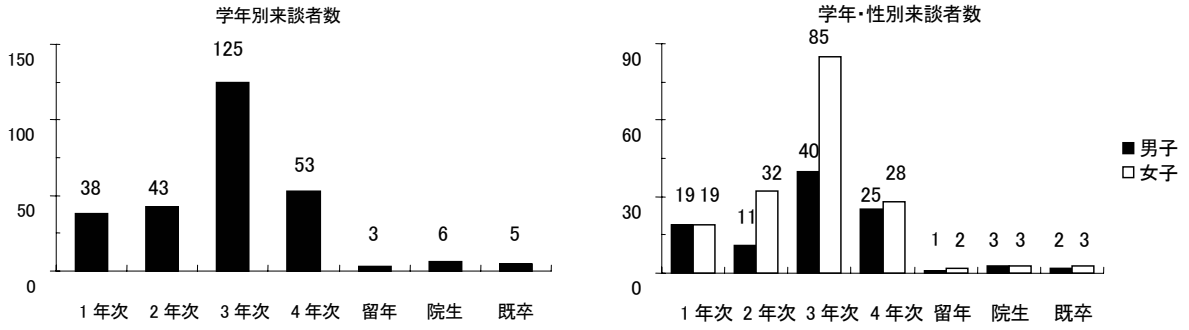

このようにキャリアデザインルームの利用者増加の傾向は、ガイダンスや説明会などのマスの対応ではなく、個別の対応を望む学生が増えていることが大きな要因の一つと考えられる。現在の若者は、少人数での教育や対応に慣れており、個人情報の秘匿についても非常に敏感になってきている傾向の現われである。キャリアセンター事務室をはじめとした各学部事務室における窓口対応では自分の相談内容が他者に聞かれてしまうのではないかとの危惧を持つ学生も少なくないようである。したがって、自分だけが質問して自分だけに答えてくれる機会を求める傾向が強いという現代学生気質を否定することはできない。さらに、明確

な目的を持たずに大学入学を果たした結果、大学生活に不適応を起こしたり、将来の目標を掴めないでいる場合も見受けられ、こうした要因が複合的に絡み合って同ルームの利用者を増加させているものと推察される。

なお、学生の相談内容が複雑・多様化するに伴い、現状の体制ではその対応に限界が訪れているため、2005 年度より教職相談・キャリア相談に対してそれぞれ 1 名ずつキャリアデザインアドバイザーの増員をはかり、キャリアデザイン担当主事を含めた 6 名の体制をとることになっている。

エ　各種就職活動支援プログラムの展開

「就職」という二文字が意識され始める３年次生の段階になると、本格的に就職準備のための様々な行事の提供を開始している。当センターでは、「キャリアプランニングとは何か？」、「就職活動は何から始めたらよいのか」など、基本的な疑問に答える内容から、将来の自己実現を果たすことが出来るような取組みにまで様々な支援行事を段階的に最適時期に最適内容で実施するように細心の注意を払っている。勿論これら全ての支援行事は、学部学生と同様に就職を希望する大学院学生にも開放されている。

2004 年度も前年度と同様に大学と企業による就職協定は締結されず、大学側と企業側においてそれぞれ就職活動に関する「申合せ」と採用・選考に関する「倫理憲章」を設け、両者にそれらの「尊重に留意する」ことの確認がなされた。この方式は 2004 年度で７年を経過し、さらにこの方式が定着してきたと言える。この「申合せ」や「倫理憲章」の主旨は、最終学年に到達しない時期における学生の選考を抑制しようというものであるが、例年４月から一斉に集中して採用試験が開始されることから、この流れに対応した支援プログラムの展開をはかっている。

具体的には、第 1 回の「就職（進路）ガイダンス」として 3 年次生の 4 月に実施し、大まかな就職活動の流れの説明、大手民間就職情報提供Ｗｅｂサイトの登録方法やインターネットによる採用情報の入手の仕方をはじめとして本学独自の就職情報支援システム「ＫＩＰＳ（Kansai University Internet Placement System)」の登録、企業側の採用の着眼点などについての解説を行っている。このガイダンスは、その後７月（夏休みの過ごし方）・9 月（進路登録と秋季行事の案内）・12 月（就職活動直前における支援行事の案内）にも実施している。

表Ⅰ-10-4　主な就職支援行事（2004 年度）

月	行　事	月	行　事
4 月	■第１回就職（進路）ガイダンス（年間行事などの説明） ■インターンシップガイダンス ■国際インターンシップ説明会 ■キャリアプランニングセミナー・ベーシックシリーズ	9 月	■第３回就職（進路）ガイダンス ■教員採用試験対策講座スタート（～2005 年７月）
		10 月～11 月	■業界研究会（各業界のリーディングカンパニー約 80 社を招致） ■テーマ別ガイダンス ■就職活動体験報告会　■公務員試験説明会 ■就職模擬試験　■ＴＯＥＩＣ　ＩＰテスト
5 月	■就職模擬試験 ■仕事研究セミナー（ＯＢ・ＯＧとの懇談会） ■自己分析講座　■公務員試験説明会 ■自分にベストな会社の見つけ方セミナー ■第２回インターンシップ説明会	12 月	■就職模擬試験　■就職模擬面接 ■第４回就職（進路）ガイダンス
6 月	■ＴＯＥＩＣ　ＩＰテスト ■就職模擬試験	2 月～4 月	■企業研究会・合同企業研究会（2004 年度実績：学内招致企業数約 650 社・参加学生数のべ約 35,000 人） ■公務員試験説明会
7 月	■第 2 回就職（進路）ガイダンス（夏休みの過ごし方） ■ビジネスマナー講座 ■教員採用試験対策講座募集説明会		

また、各業界のリーディングカンパニーを招いて「業界研究会」を 10 月中旬から 12 月にかけて断続的に開催し、就職模擬試験や模擬面接、内定者やＯＢ・ＯＧとの懇談会などを実施して就職活動を円滑に進めるための万全の体制をとっている。さらに、本学が高い就職率を維持できている要因に、関西四大学共催地

域有力企業情報交換会（2003 年 2 月開催）、企業研究会（2003 年 2 月開催）、合同企業研究会（2004 年 2 月、5 月、6 月、7 月、9 月開催）などの開催があげられる。このような行事に延べ 1,000 社を超える企業の人事担当者を本学に招き、学生には業界や企業研究の一助となるとともに、これらの企業研究会での出会いから内定につながるケースも珍しくない。公務員や教員志望学生のためには、人事院や各地方自治体採用担当者と綿密な連携をとり、採用説明会やＯＢ・ＯＧ懇談会等も実施しており、時宜に応じた充実した支援プログラムの提供が本学の就職実績を支えている。2004 年度に展開した主な就職活動支援行事は表Ⅰ-10-4 の通りである。

また、公務員志望者の試験対策については、主にエクステンション・リードセンターの活動に委ねているが、教員採用については 2001 年度から当センターが主に中・高校を対象とした「教員採用試験対策講座」を開講しており、2004 年度からは新たに「小学校教員資格認定試験対策コース」を付加して小学校教員への道をさらに開くこととなった。2003 年度は 94 名、2004 年度には 110 名が受講している。同講座の実施に加えて教職担当のキャリアデザインアドバイザーによる面接対策やグループディスカッション対策などのきめ細かな支援が成果をあげ、2003 年度の教員採用試験合格者 44 名（既卒者を含む延べ人数）のうちキャリアセンターが把握している本講座受講経験者は 9 名（過年度受講生を含む延べ人数）で、同様に 2004 年度は 106 名のうち 20 名と合格者数増加の一翼を確実に担いつつある。

上述したように、本学では、学生に時宜に応じた貴重な就職情報を提供するために、本学独自のインターネットを利用した就職支援のためのＷｅｂシステム・ＫＩＰＳを運用している。ＫＩＰＳには約 22,000 社の企業情報がデータベース化されており、公務員関係・インターンシップ・キャリアプランニングなどの情報も充実させ、１年次生に対しても利用価値の高い内容としている。

さらに、学内だけではなく自宅のパソコンからもアクセス可能であり、学生にとって不可欠な就職活動の情報源として活用されている。キャリアセンター主催の各種行事の案内から、キャリアセンターが得た独自の採用情報やＯＢ・ＯＧの活動情報など、多くの情報を毎日発信し、本学学生の就職活動をより強力に支援している。2005 年度より、これまでのシステムを一新して、ユーザー側の学生がさらに利用しやすいシステムとしての転換をはかっている。

また、学生対象ではないが、本学の外郭団体である教育後援会の事業として毎年 5 月の千里山キャンパスでの総会や夏季に地方 15 会場で開催される地方教育懇談会、千里山キャンパスで秋季に開催される就職説明懇談会などが催されている。何れも学長をはじめ各学部執行部やキャリアセンター主事及び事務室員が参加して、父母に対して就職環境の説明や個別懇談に応じている。これらの行事は、大学の教育活動を父母により深く理解していただき、大学と家庭との「心のかけ橋」を繋ぐことを目的としており、40 年を越える実績を有している取組みである。特に就職という局面を迎えた際に、学生にとって一番の相談相手となる父母に対して、子女とともにキャリアデザインをしっかりと相談してもらうために現状の解説や適切な資料等を提供する格好の機会ともしている。

オ　正課教育での対応

これまで学生のキャリア形成については、キャリアセンターの各種プログラムである正課外での取組みが中心となっていた。これまでの正課外の取組みと有機的に連携して学生に教育効果をはかることを期して 2004 年度からは「キャリア教育」３科目をインターファカルティ教育科目（学部横断型開設科目）として表Ⅰ-10-5 に示すとおり順次開講されている。今日は個が問われる時代であり、実社会においては、一人ひとりが「どのような能力、興味、価値観を持っているのか」が問われることになってくる。このような社会で生活していくためには、「ワークキャリアとライフキャリア、すなわち働くことと生きること」について自らデザインしていく力が必要である。そこで、自分の将来をデザインする能力、情報を収集する能力、意思決定を行う能力、人間関係を構築する能力といった「生きる力」を身に付けるための内容を本科目によって教育することを目的にしている。キャリア教育 3 科目においては、文章表現やプレゼンテーション、グル

ープ討論といった課題も交えながら、自己と社会に対する理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて洞察し、受講生が自らの将来について考える機会が提供される内容としている。

表Ⅰ-10-5　「キャリア教育」科目の概要

キャリアデザインⅠ（働くこと）	＜2004 年度開講　1 年次・秋学期・2 単位＞ 1．働き方を考える　2．社会を考える　3．生き方を考える
キャリアデザインⅡ（仕事の世界）	＜2005 年度開講　2 年次・春学期・2 単位＞ 1．職業を知る　　2．業界を知る　　3．企業を知る
キャリアデザインⅢ（私の仕事）	＜2005 年度開講　2 年次・秋学期・2 単位＞ 1．自分を知る　　2．自分を表現する　　3．自分の将来を考える

カ　就職関係データの集積

就職に関する各種データについては、求人状況（件数・規模別・業種別・地域別）、就職状況（件数・規模別・業種別・地域別）をはじめ、就職活動者の活動記録、２年目・4 年目卒業生のアンケート結果や卒業生の在社名簿の管理など、本学学生の就職活動に際して有効なデータを集積している。これらのデータを元にして、文部科学省の「学校基本調査」への回答をはじめ、本学のプレースメントブック（データ編）、事業報告書、自己点検・評価データブック、入学試験関係広報誌、父母への就職のための小冊子などに対して適宜必要な情報開示を行っている。これらのデータは、求人処理と学生の内・決定届の照合によって処理をはかっており、2004 年度まではホストコンピュータを介したシステムによる管理に委ねてきたため、その作業に対しては逐次キャリアセンター事務室及び工学部教室事務室、高槻キャンパス事務室の担当者を経なければならない状況であった。しかしながら、Ｗｅｂ上で運用される学生就職支援情報システム（ＫＩＰＳ）のリニューアルに伴い、企業の求人登録から学生の就職内・決定届に至るまで、全てＷｅｂ上で簡略化して処理することが可能となり、2005 年度からは人的コストを抑制してのデータ集積がはかれる予定である。

なお、各種データのなかでも特に求人件数の取扱いについて言及すると、2004 年度の本学への求人件数は総数で 3,107 社であり、2003 年度に比べ 851 社、21.5%の減少となっている。数値的には大幅な減少と捉えることができるが、実は紙面情報による求人からインターネットによる求人がさらに一般化した結果によるものである。大手金融機関、製造業や商社をはじめとして本学への正式な求人登録のない企業等に就職する学生が多く存在しているのは事実である。個別に大学に求人を出すよりも民間の各種求人情報サイトや自社のホームページ上に採用情報を公開し、応募を受付ける方式が大手企業を中心に一般化してきており、従来のような個別に大学へ届いた求人件数を記録・発表することの意味を再検討すべきである。

【点検・評価】

大学が何故ここまでしなければならないのかという論議が一方であることは承知しながらも、現代の学生気質を考慮すると、仕事をすることや働く意義についての意識の涵養をはかることは最早避けて通ることの出来ない状況にあると言える。しかしながら、手取り足取りの指導ではなく、学生自身が自律して行動を開始できるような取組みを如何に構築するかが、それぞれの大学における知恵と工夫ではないかと考える。

かつての大学における役割は、高等教育を享受した各分野における一部のリーダー及び研究者・教育者の育成を目的として捉えられてきた。しかし、大学進学率が５割を超す現代においては、多くの大学の使命と役割は次代を担う活力ある社会人をいかに育成するかという方向に変化してきている。さらに、学生一人ひとりのキャリア形成はキャリアセンターなどの就職支援部局だけで担えるものではないことは明白である。本学では、充実した教育に立脚して全学を挙げての学生に対する多様な知的サービスの提供を展開することがキーポイントであると認識している。

学生のためのキャリア形成・就職支援を積極的に展開することによって、学生の自己実現を支援し、ひ

いてはその成果が大学の社会的評価に繋がることから、私立大学が力を傾注することは当然のことである。そのような中で、社会の人材供出のトレンドを読み、学生のニーズを計り、他大学のモデルとなるような各種取組を実施していることは評価に値すると考えられる。各種行事においても参加学生の評価アンケートを実施し、今後の改善に反映している。

（4）課外活動

ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援

本学では、研究ならびに課外教育プログラムの充実はもちろんのこと、関西あるいは日本の学生文化の発信地としての地位を目指すべく、課外活動の活性化とシステムの充実に向けて、大学をあげて指導と支援を行なっている。

【現状の説明】

（ア）施設面での支援

戦後の 1949 年、新しい学制が発足して以来、新制大学における正課教育と課外教育は 2 本の柱として、青年後期の人間形成に固有の機能を果たしつつ、今日に至っている。本学・千里山キャンパスの場合、緑豊かで起伏に富んだ広大なキャンパスに恵まれ、キャンパス北東部を中心に「課外活動ゾーン」を成している。また、1994 年に開設された高槻キャンパスにも、グラウンド・テニスコート・ゴルフ練習場・体育館が整備されており、正課体育はもとより、関西大学の課外活動の支える一大拠点となっている。

千里山キャンパスには、課外教育施設として、誠之館 1 号館から 5 号館、有鄰館（6 号館)、中央体育館、東体育館、千里山中央グラウンド、千里山北グラウンドなどが設置されている。

文化会系各クラブ、学術研究会、単独パート（放送研究会、応援団［リーダー部・吹奏楽部・バトンチアリーダー部］）も、主として誠之館および特別講堂を利用して活動を行なっている。2003 年度からは、凱風館にアスレチックトレーニング・ルームを設置し、負傷した選手のリハビリなどのケアもできる体制をとっている。また、後述のスポーツ・フロンティア入学試験の導入に伴い、特に地方出身の学生への便宜を図るため、新たに千里凱風寮を建設した。今後優先的に整備しなければならない課題は、千里山キャンパス周辺でのグラウンド増設である。

文化系各クラブについては、部室と会議室を中心に活動を展開しており、学生生活課が窓口での業務を中心にその管理・運営を支援し、印刷機やコピー機の使用、物品類の貸出しに応じている。また、体育会系各クラブについては、スポーツ振興課が窓口となって、同じく機器提供、物品貸出しをはじめ、諸施設の管理や、選手の日常的要望への対応を行なっている。

（イ）制度面での支援

ａ　課外活動と入学試験制度

スポーツクラブの振興策として、国・公・私立大学を問わず多くの大学でスポーツ推薦入学制度を採用している。これは欧米においても同様である。大学において勉学とスポーツの両立を図ることを主旨として実施されるものであるが、広く社会から評価されるアマチュアスポーツの魅力と現役・ＯＢ・ＯＧを含め愛校心を高揚し、帰属意識を高めるための制度の一つといっても過言ではない。現代の学生は趣味やレジャーも多様化したとはいえ、多くの学生は在学する大学で熱い連帯感を共有するための何かを求めていると思われる。また、学生スポーツにおいてＯＢ・ＯＧからも母校の活躍を期待する声が多く寄せられている。

本学では、1991 年度から社会学部で、また 1997 年度からは工学部で、「スポーツ能力に優れた者の推薦入学制度」が採用された。競技種目も限られ、人数的には少ない制度として出発したが、それぞれの競技で実績をあげ、在学生はもとより、多くの卒業生から反響を呼んでいた。

かつての学園紛争以降、全学的なスポーツ関係入学試験制度は久しく途絶えていたが、課外活動の活発化、また多様な学生を迎え入れ学園全体を活性化する取組みの一環として、2003 年度より 5 学部で「スポー

ツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験」が導入された。2002 年 9 月に実施した試験（書類選考・面接）では、各競技において全国レベルで活躍する 96 人の学生が合格し、そのうち 94 名が入学した。また、2004 年度入学試験では、経済学部もスポーツ・フロンティア入学試験を導入することが決まり、法学部でもスポーツ入学試験が採用されることになった。これによりスポーツ関係入学試験制度が全学規模で復活することとなり、2005 年度入学試験では 112 名がこの試験制度により合格した。諸施設の充実と相俟って、関大スポーツの復権が期待されるところである。

一方、各学部のアドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験制を利用して、文化会や学術研究会系各クラブで活躍することのできる学生への入学対応も進んでいる。

ｂ　顧問・監督・コーチ（3 者懇談会）

本学では、正課授業は言うまでもなく、学生が自主的に参加・運営する課外活動を重要視している。そのため、従来より、個々のクラブ・サークル活動に直接助言ができるように、専任教員が「顧問」となり、教員と学生が胸襟を開いて語り合えるような制度が確立している。また技術面の指導者として「監督」および「コーチ」も、クラブから推薦を受けて学長が委嘱し、それぞれ日常的に学生の助言・指導に当たっている。

ただし、近年、顧問と課外活動団体との人間的なつながりが次第に希薄になりつつあるため、さらなる活性化を目指した施策が必要となっている。このような状況を解消するための一方策として、1999 年 4 月から体育会の監督やコーチの任期制を採用している。また、2001 年度までは、体育会については、顧問会議や監督・コーチ懇談会を年に一度別途開催して、相互のコミュニケーションを図っていた。2002 年度からは、課外活動、とりわけ体育会各部の活動の活性化ならびにチーム強化を目指して、監督・コーチの会を定期的に開くこととした。さらに、2003 年度からは、「スポーツ・サミット」を開催し、法人・教学・クラブの連絡会を実施し、より強固な学生の支援体制を目指している。2004 年度のサミットも盛大に行われた。

一方、文化会および学術研究会に所属するクラブについても、次年度の予算も含め、情報交換を兼ねて、年に 1 度の顧問会議が開催されている。

ｃ　各種講習会

凱風館のリニューアルによりトレーニングジムを設置したが、選手一人ひとりが自らのコンディションを管理できるようトレーナーを常駐させ、学生の指導にあたっている。また、専属トレーナー一人ではまかないきれない部分について、選手のプレーに対する意識を高める意味も込めて、学生トレーナーの養成を図るべく、2002 年度からトレーニング講習会を開催し、現在に至っている。さらに、これとは別に、一般学生対象にもトレーニング講習会を実施し、スポーツ活動に対する意識の向上を図っている。

ｄ　各種委員会（課外体育委員会・体育施設運営協議会・保健体育主事会）

学生の課外活動を支援するプログラムや施設充実を企画・立案する各種委員会を定期的に開催している。

ｅ　新入生対象オリエンテーション

スポーツ・フロンティア入学試験による入学生（2004 年度は 112 名）に対して、関西大学スポーツクラブの現状や学内施設・支援体制の紹介を兼ねて、入学直前にオリエンテーションを開催している。これは、一日も早く関西大学の生活に慣れてもらうとともに、競技と勉学の両立を目指す大学としての基本姿勢を学生に理解してもらうためである。また、一般学生に対しては、本学学生としての自覚や帰属意識を高めるために、毎年新年度開始直後の 4 月・5 月にオリエンテーション行事としてスポーツ観戦（2004 年は甲子園球場での硬式野球関関戦）を開催している。

（ウ）経済的支援

ａ　振興費・助成費援助

課外活動支援の一つの柱として、大学は振興費・助成費の制度を設けている。これは、体育会、文化会、学術研究会、単独パート（放送研究会、応援団［リーダー部・吹奏楽部・バトンチアリーダー部］）に毎年配分・支出しているものである。振興費については、活動の現状に見合った配分へと移行するため、2002 年度に基準の見直し作業に入り、体育会各クラブについては部員数（規模）や勝敗（実績）に重きをおいた

基準、また文化・学研については 2004 年度から過去 4 年間の平均部員数（規模）および有料施設の使用状況等を基準とする取り決めが顧問会議において行なわれた。助成費については、各クラブが試合で遠征する場合など、その実費の一部を補助する制度である。

ｂ　監督・コーチへの手当て・備品への援助

学長から委嘱された監督・コーチに対しては一定の手当てが支払われている。また、クラブで必要な備品については、従来振興費に反映される形をとっていたが十分とは言えず、今後現状に見合った支出ができるよう検討中である。

（エ）人的支援

制度面での支援でも触れたとおり、各クラブには顧問教授がおり、体育会のクラブには監督・コーチが配置されている。クラブの規模によっては、二人コーチ制を導入し、きめ細かい指導ができるよう配慮している。また、トレーニングルームのパワージムに専属のトレーナーを置き競技学生のコンディショニングに役立ている。2003 年度には、アスレチックトレーナーズルームを凱風館２階に設置し、アスレチックトレーナーが常駐して、選手のリハビリをサポートしている。

（オ）広報活動

課外活動の状況を広く公開し、本学学生としての帰属意識を高めるためには、日常的な広報活動が不可欠である。正門付近や凱風館入り口などに、リアルタイムで試合の日程や戦況報告の掲示をしたり、事前事後に関大通信を利用して記事を載せるなどペーパーメディアでの広報活動を行っている。またウェブ上では、各クラブのホームページやスポーツ振興課（体育会の情報）、および学生生活課（文化会・学術研究会の情報）のホームページでも課外活動の広報を積極的に展開している。

（カ）課外活動プログラムなど

課外活動に対する学生の意識を高める目的で学生センターでは各種プログラムを実施している。2005 年度課外教育スポーツ活動では、バスケットボール 3on3、テニス及びネイチャーエクスプローリング（自然探索）講習会など、毎年 3 種目程度のプログラムを開講している。また、手話講習会、在日韓国・朝鮮人学生の懇談会、フィールドワーク（人権関係）、ＫＵシネマ（映画上映会）を定期的に開催している。

（キ）総合関関戦

関西大学では、関西学院大学との間で両校のスポーツ技術の向上と、日本の学生スポーツの振興を目的として、「総合関関戦」を毎年開催している。過去 27 回行なわれ、戦績は本学の 14 勝 13 敗となっている。競技での対戦だけでなく、前夜祭などの催しも通じて両校が交流を深める場となっており、開催にあたっては、大学としても学生センター（スポーツ振興課）が全面的な支援体制をとっている。

（ク）学園祭開催状況

第 1 部、第 2 部ともに、例年 11 月上旬に学園祭を開催している。全学的な学生自治組織のない第 1 部は、学園祭実行委員会が、また第 2 部は学生自治組織の学友会が中心となって、企画・実行にあたっており、学生センターでは学生生活課が窓口となって支援を行なっている。

【点検・評価】

課外活動の活性化を目指す取組みとして、スポーツにおけるハード・ソフト両面の充実がここ数年間に着々と進展している現状は、まさに目を見張るものがある。その一方で、文化会・学術研究会に所属する各部が利用している誠之館 3 号館は、2004 年度に新館の改修を終えたが、旧館、別棟は老巧化が激しく、学生たちの活動にも支障をきたしている。この点については、創立 120 周年事業の一環として、現在建設中である「総合学生会館」（凛風館）と、誠之館 4 号館（特別講堂）の改修工事で環境改善を図る予定である。

「文化会本部」は文化会の代表組織として、各部との連携をとりながら文化会活動を活発にすべく、日常の業務に励んでいる。学術研究会の代表組織は「学術研究会運営委員会」であり、正式に本部として認められていないのが現状であるが、本部再建に向けた試みが進行中である。

学生サービスの窓口であった「学生部」は、2005 年 4 月から名称を「学生センター」に変更し、既存の学生生活課・スポーツ振興課の他にボランティアセンターを新たに立ち上げ、学生・教職員に対しボランティアに関する情報を提供するなど、学生サービスの更なる充実を図っている。

イ　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

【現状の説明】

（ア）体育会所属部員数と主な戦績

第 1 部体育会に所属する学生数は、2002 年度 1,524 名、2003 年度 1,569 名、2004 年度 1,645 名で、人数的には横ばい状態が続いている。なお、第 2 部体育会には、2004 年度 122 名が所属している。戦績については各クラブによって異なるが、2004 年度は、水上競技部で世界大会優勝者を輩出するなど活躍が目立った。また、アイススケート部でも冬季ユニバーシアード・インスブルック大会において、金メダルを獲得し、関大スポーツ発展の力強い牽引役となっている。また、ヨット部は全日本スナイプ級女子ヨット選手権で優勝するなど明るい話題も多くなりつつある。

2004 年のアテネオリンピックには水泳と女子サッカーの 2 名が出場し、関西大学に活気をもたらした。

（イ）文化会・学研・単独パートの活動状況・部員数について

第 1 部文化会に所属する学生数は、2000 年度 1,066 名、2001 年度 1,081 名、2002 年度 1,090 名で、2003 年度 1,066 名、2004 年度 1,125 名と人数的にはほぼ横ばい状態が続いている。なお、第 2 部文化会には、2004 年度 152 名が所属している。特筆すべき活動としては、速記部が全日本優勝を果たし 35 連覇を成し遂げたことである。

一方、学術研究会に所属する学生数は、2000 年度 765 名、2001 年度 728 名、2002 年度 773 名、2003 年度 744 名、2004 年度 728 名で、体育会や文化会と同様にほぼ横ばい状態が続いている。なお、第 2 部学術研究会には 2004 年度 63 名が所属している。

【点検・評価】

本学では、学生文化の発信基地を目指し、スポーツ・フロンティア入学試験やＡＯ入学試験の実施により、さまざまな分野で才能ある学生の発掘に努めている。スポーツの分野では、グラウンドの数が不足しているものの、クラブハウス（凱風館の全面・新凱風館の新設）・グラウンドの全面改修（全天候型トラック・人工芝）・トレーニングジムの新設・トレーナーの常駐など、施設・設備の充実が着実に進んでいる反面、文化会活動においては施設の老朽化が激しく、創立 120 周年事業として予定されている総合学生会館建設にあわせて、環境改善に向けた取組みを一気に進めることになる。

第 1 部学友会が学園紛争以降その機能を停止しているが、本来その傘下にあった体育会と文化会はそれぞれ本部が各クラブの取りまとめ役を担っている。また、学術研究会も、2001 年に運営委員会を立ち上げ、本部再結成への準備に入っている。一方、第 2 部には学友会が存続し、その傘下で体育会、文化会、学術研究会が活動を続けているが、2003 年度より昼夜開講制が導入され、2006 年度の完成年度以降は第 1 部と第 2 部の枠組みが消滅する。学友会をはじめ、課外活動は基本的に学生の自治活動ではあるが、学園全体の活性化に向けた取組みの中で、大学としてもハード面とソフト面の双方から支援し、各クラブの充実と発展を見守っていく必要があるだろう。

ウ　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

【現状の説明】

（ア）第 1 部・第 2 部学友会について

第 1 部では、いわゆる大学紛争時代の 1969 年、全学の学友会組織が崩壊して以来、今日まで学友会の再建はなされておらず、学生規程に基づく学部学生の自治団体としては、現在、経済学部学生自治会があるの

みである。

一方、第 2 部では学友会（法・文・経済・商・社会の 5 学部）が存続しているものの、2003 年度に昼夜開講制が導入されたことから、学友会の活動も 2005 年度が最後となる。

（イ）統一学園祭実行委員会との交渉について

全学の統一学園祭を企画実施する場合、学生自治組織のない学部では、学生の意思を結集する方法として、あらかじめ選ばれた学生有志による学園祭準備委員会が、その都度、当該学部において学生の署名活動を行い、正当な署名活動による過半数の署名簿を学部学生主任の手を介して学部長に届け出て、それを受けて教授会が学園祭のための実行委員会の発足を認めることになる。学部によっては教授会が休講措置を認めた講義時限に臨時学生大会を開き、その結果を踏まえて正式に学部学園祭実行委員会が結成される。各学部の実行委員会が発足すると、今度はその名簿を学生センター所長に届け出て、全学統一学園祭実行委員会（クラブ・サークルの代表委員も含む）が組織される（毎年 9 月下旬もしくは 10 月初旬頃）。これに呼応して学生センター所長は 7 学部の学生主任と学生センター教職員からなる学生主任会議を開き、上記委員会を正式に全学統一学園祭実行委員会と認知して、各学部教授会に休講措置の審議を依頼し、その結果、全学の統一学園祭が開催される運びとなる。一方、統一学園祭実行委員会のもと、模擬店・備品・講演・研究発表・ステージ・後夜祭などの実行委員会が組織され、各実行委員が学生センターと打合わせを行ないながら実施計画を調整し、学園祭を実行に移している。

2003 年度・2004 年度の学園祭日程およびテーマは次のとおり。

2003 年度…10 月 31 日(金)～11 月 3 日(月)　「カンダイゴコロ」

2004 年度…10 月 31 日(日)～11 月 3 日(水)　「カンダイズム」

なお、学友会が存続している第 2 部では、春・秋 2 回の定期学生大会によって学園祭（千夜祭）実行委員会のメンバー、学園祭の内容等を議決し、最初から学友会の行事として全てを運営し、例年、順調な進捗をみている。第 1 部同様、各担当者が学生センターや保健管理センターなどと打合わせを行いながら実施計画について調整を行い、実行に移している。2003 年度・2004 年度の学園祭日程およびテーマは次のとおり。

2003 年度…10 月 31 日(金)～11 月 2 日(日)　「ethnicity」

2004 年度…10 月 30 日(土)～11 月 1 日(月)　「レトロイズム」

（ウ）要望書に基づく懇談会の開催

第 1 部は学友会が存在しないため、正式な懇談会は開催することはできない。ただし、体育会、文化会等の本部に対しては、予算作成時（9 月下旬頃）に次年度の要望書を提出させ意見聴取を行っている。

第 2 部は学友会が存続しているため、定期的に学生代表と学生センターとの間で懇談会を開催している。その内容は概ね、①春の学生大会で承認された新執行部との初顔合わせ、②夏に開催されるリーダースキャンプにオブザーバーとして参加すること、③学園祭に関しての打合せ等である。

（エ）リーダースキャンプ・フレッシュマンキャンプ・妙見参りなど

ａ　第 1 部文化会・学術研究会リーダースキャンプ

文化会および学術研究会は、それぞれ文化会本部と学研運営委員会が中心となって、例年 2 月に本学セミナーハウス高岳館でリーダースキャンプを行なっている。参加団体は、文化会が 23 団体、準加盟 2 団体、また、学術研究会は 22 団体、準加盟 1 団体で、いずれも各部部長、渉内担当者約 50 人が出席して、現在抱えている問題点や解決方法について検討すると同時に、今後の活動方針について協議している。ともに、学生センター所長、同代理および学生生活課職員が出席して、必要に応じて学生との質疑応答を行なっている。2003 年度および 2004 年度の日程は次のとおり。

2003 年度…文化会 2 月 20 日(金)～21 日(土)、学術研究会 2 月 21 日(土)～22 日(日)

2004 年度…文化会 2 月 19 日(土)～20 日(日)、学術研究会 2 月 20 日(日)～21 日(月)

ｂ　第 2 部学友会・文化会リーダースキャンプ

学友会リーダースキャンプは「第 2 部学友会における各方面のリーダーとしての意識向上をめざし、今後

の自治活動、課外活動の発展を図るとともに、相互の親睦を図る事」を目的として、学生センターおよび学友会の共催で開催している。2003 年、2004 年も飛鳥文化研究所で開催され、参加者は学友会執行委員会、自治委員会、応援団、体育会本部、文化会本部、学術研究会本部および千夜祭実行委員会の約 30 名であった。大学からは学生センター所長、同代理、各学部学生主任がオブザーバーとして参加した。

また、第 2 部文化会においてもリーダースキャンプを高岳館において開催している。2003 年度および2004 年度の日程は次のとおり。

2003 年度…学友会 2 月 12 日(木)～13 日(金)、文化会 3 月 6 日(土)～7 日(日)

2004 年度…学友会 8 月 28 日(土)～29 日(日)、文化会 3 月 5 日(土)～6 日(日)

ｃ　第 1 部・第 2 部体育会リーダースキャンプ・フレッシュマンキャンプ

第 1 部体育会本部が中心となり、各クラブの幹部（主将・主務）によるリーダースキャンプが毎年 12 月に、三重県赤目で行われていたが、2004 年度からは高岳館で開催された。このキャンプは、関西大学体育会の現状を把握し、幹部としてのリーダーシップや意識改革及び体育会各部の連帯感を深めることを主な目的としている。また参加者全員が班別討論会に出席して、意見の交換を行うとともに、講演会ではゲストを招いて運動技能の向上に資する話を聞いている。学生センターからは、学生センター所長、同代理（課外担当）および職員が同行し、班別討論会にも参加して、各クラブの現状把握に努めている。また、同じく第 1 部体育会本部が、毎年 6 月にフレッシュマンキャンプを実施している。これは、新入生に対して、体育会員としての自覚や新入生の心得を高めるとともに、体育会の楽しさ、辛さなどを話し合い、また新入生どうしの親睦を深めることを目的とするもので、毎年奈良県吉野で行なわれている。これにも、学生センター所長、同代理（課外担当）および職員が同行し、班別討論会を中心に、学生との意見交換を行っている。さらに、体育会の発展とその年の会員の安全を祈願し、各部の目標の再確認と体育会各部相互の親睦を図ることを目的として、毎年 1 月に妙見参り（新春研修会）が能勢妙見山にて実施されている。これにも、学生センター職員ならびに学生センター長代理（課外担当）が同行し、大いに成果を上げているところである。

また、同様の趣旨で、第 2 部体育会本部もリーダーズキャンプ（6 月或いは 7 月）とフレッシュマンキャンプ（7 月）を実施しており、これにも学生センター所長代理（2 部担当）と学生センター職員が同行している。

（オ）窓口対応について

上記のような特別な催しの他にも、課外活動の支援を目的として、学生センターが窓口対応に当たっている。2001 年度までは、その一切の任務を学生部学生課が行なっていたが、2002 年に組織の再編があり、文化会・学研は学生センター学生生活課が、また体育会は学生センタースポーツ振興課がそれぞれ担当することとなり、よりきめ細かな窓口対応が可能になった。

【点検・評価】

本学では、各学部に学生主任と学生相談主事を配し、学部単位で学生の正課教育を中心に助言および支援を行なっているほか、学部横断的には学生センターが課外活動支援の任にあたっており、正課と課外の役割分担が正常かつ効率的に機能していると言えよう。

また、本来、各クラブを傘下におき、これを取りまとめる任にあるはずの学友会が第 1 部には実質上存在していないにもかかわらず、さまざまな自治活動が円滑に運営されている背景には、体育会本部、文化会本部、学研運営委員会の努力が一方にあり、これら諸団体と日常的に対応する学生センターとの間で長い年月をかけて培われた信頼関係が他方にあるのだと言っても過言ではないだろう。つまり、伝統と相互の信頼関係に裏づけられた慣習と、直接活動に関わってきた人たちの知恵の集積が、今日の本学における学生自治活動を支えているのである。第 2 部学友会は、昼夜開講制導入後も正常な活動を継続しており、大学としては、これまでどおり学生センターが窓口となって、必要に応じて学生に対して適切な助言を与えられる体制は維持している。一方、学生の正課および課外活動は独立して存在しているのではなく、車の両輪にも喩えられ

るべきものである。そのために各学部の執行部と学生センターが情報の密なる交換を行い、よりきめ細かなサポート体制を築いていくことが今後の大きな課題である。

11　管理運営

本学は、大学の教育理念「学の実化（学理と実際の調和）」に基づいた教育・研究活動を実践するために、これまでそれに必要な教学の運営体制と教学の運営を財政的に支援する法人体制を制度的に整え、大学運営を諸規程に則って円滑に行ってきた。

ところで、2005 年 4 月に「私立学校法」が改正された。本学はこれを受けて、理事会を学校法人関西大学の最高意志決定機関と位置づけ、かつ理事長を最高執行責任者とし、その権限と責任を明確にした。2005 年 1 月からは「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」のもとに、学園建設や学部・大学院の改革などの教学事項が教学と法人の合同会議で審議・決定されるようになった。審議機関として、理事長のもとに「基本構想推進会議」が、理事会のもとに「関西大学戦略会議（諮問機関）」が設置されている。また、理事長の諮問機関として「経営審議会」が設けられ、学外の有識者に大学の経営方針が披露され、委員各位の意見を求めている。以上、法人と教学が一体となって大学の経営と教育研究を推し進める体制が整えられた。ただし、学長を教学の最高責任者とし、各学部教授会での審議・決定、学部長会議での学部間の合意形成といった従来の教学意志決定システムは、従来のままである。現在、教学側における意志決定プロセスのあり方が検討の遡上に挙げられ、教学と法人がよりいっそう緊密に一体的かつ効率的に大学を運営する体制が整えられる方向にある。

学長や学部長の選任や意志決定など教学に係わる管理運営に関して、諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方、また、大学・学部等および大学院が明文化された諸規程に則って、以下のように適切に管理・運営されている。以下では、教授会、大学協議会などの管理・運営について述べる。

（1）教授会と大学協議会

【現状の説明】

ア　教授会と各学部等の運営

法・文・経済・商・社会・総合情報・工の 7 学部、外国語教育研究機構および専門職大学院法務研究科における最高意思決定機関は教授会で、人事（教員の任用・昇任など）に係わる事項などが審議される。 7 学部、外国語教育研究機構および法務研究科は、学則第 61 条第 4 項に基づいて、教授会の規程をそれぞれ定め、それに則って運営されている。各教授会は、専任の教育職員（ただし、工学部は助手・副手を除く）で構成され、各学部・外国語教育研究機構・法務研究科の教育と研究に係わる重要な事項を審議している。各学部・外国語教育研究機構・法務研究科の教授会規程によれば、審議事項は次のとおりである。

①学部長（外国語教育研究機構長、法務研究科長）の選出
②学部長代理（外国語教育研究機構長代理、法務研究科長代理）の承認
③学部等から評議員の候補者の選出
④学長となる者の承認
⑤学部等からの大学協議会協議員の選出
⑥教員の任用および昇任、その他の人事に関する事項
⑦全学的および学部内の各種委員会委員等の選出
⑧学則に関する事項
⑨教育課程に関する事項
⑩学科目担任に関する事項
⑪入学試験に関する事項
⑫委託生、聴講生および科目等履修生に関する事項
⑬学生の試験、学籍、卒業、賞罰および補導に関する事項

⑭称号の授与に関する事項
⑮自己点検・評価に関する事項
⑯その他教育および研究に関する事項

以上のように、本学における教授会は、各学部・外国語教育研究機構・法務研究科の教員人事、学生の入退学、教育課程に係わる事項を主とした学部等の管理運営に関する事項のほか、学則に関する事項に代表される全学的な事項も審議し、極めて広範な権限を有している。

教授会は学部長（機構長、研究科長）によって招集され、その議長に学部長があたる。定例の教授会は、休業期間を除き、原則、月に 2 回（第 2、第 4 水曜日。ただし、工学部は第 4 水曜日のみ。これは、工学部では第 2、第 4 の水曜日に 11 学科・4 教養教室を代表する学科長による学科長会議が開催されるため、審議の遅延なく、他学部と同様、実質的な運営が行えるからである）開催される。これは、原則、月 2 回（第 1 と第 3 の水曜日）開催される学部長会議を受けて行われるものである。また、必要に応じて、臨時の教授会が開催される。教授会は、在外研究員、国内研究員、研修員、休職中の者、療養休務者および育児休業者を除く教授会構成員のうち、人事に係わる重要事項のように別途定めがある場合を除き、過半数あるいは 2 分の 1（社会学部および総合情報学部は 3 分の 2）以上の出席をもって成立し、原則として出席者の過半数の同意をもって議決される。なお、人事に関する議案の場合には、通常の議案以上の定足数や議決要件を必要とする。

各学部を運営する執行部は、学部を代表して業務を統括する学部長、学部長を補佐する学部長代理、学部の教学事項に係わる教学主任（2 名）、大学・学部の入学試験事項に係わる入学試験主任（入試センター主事会（全学の委員会）の学部代表である入試センター主事を兼ねる）、学部学生の事項に係わる学生主任および学生相談主事の 7 名で構成される。また、外国語教育研究機構では、学部学生が所属していない関係上、機構長、機構長代理、機構主任（2 名）で執行部が構成されている。さらに、法務研究科の執行部は、研究科長、研究科長代理、教学主任、入試主任、学生主任によって組織されている。学部長（機構長、研究科長）は、執行部および各学部・外国語教育研究機構・法務研究科に設置される各種委員会ならびに全学にわたる問題を扱う各種委員会と連携・協力を図りながら、教授会に提出する議案などについて慎重に検討し、教授会の決定後はそれに従って学部を運営する。また、学部長等は、各学部等における重要な教学上の問題については、教授会での決定前に学長と事前協議を行い、学長との連携を十分に図りながら、教授会決定後の運営が円滑に行えるように努力している。

各学部・外国語教育研究機構・法務研究科には、執行部をサポートする事務体制が整えられている。事務長と事務長補佐（学部等の規模によって異なるが、多い学部では数名）のほか、庶務・教務・用度などの任務に就く事務職員（専任および定時の職員）が数名から数十名の規模で各部署に置かれている。事務職員は、学部等の執行部がその運営を円滑に進めるために欠かせない存在で、さまざまな業務を最小限の人数で効率的にこなしている。各学部等の事務長は、学部教授会をはじめ、各種委員会の運営をサポートしたり、大学執行部や法人部局との折衝を円滑に進めたりして、学部長と二人三脚で学部の運営にあたっている。

イ　教授会と全学的な審議機関等との連携

本学には、教学に係わる全学的な事項を審議する代表的機関として、大学協議会と学部長会議が設けられている。

（ア）大学協議会

大学協議会は、学長の教務統轄を補佐することを目的に、1958 年 6 月に制定された審議機関である。現在の構成は、学長、副学長（3 名）、各学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、全学共通教育推進機構長のほか、各学部等から選出の教授各 2 名からなる。大学協議会は、学長が主宰し、教務統轄上必要と認めた事項について協議し、「関西大学大学協議会規程」（1958 年 6 月制定）に基づいて運営される。「関西

大学大学協議会規程」によれば、大学協議会は、学長が必要と認めたとき、または協議員３名以上の要求があったときに学長が招集し、その議長に学長があたるとされる。大学協議会は、協議員の３分の２以上の出席をもって成立し、全協議員の過半数の同意をもって議決される。

大学協議会は、これまで、主として名誉教授の称号の授与に係わる事項や、教育職員の懲戒処分に係わる事項を審議するために開催されてきた。また、全学共通教育推進機構に係わる教学上の重要事項も大学協議会に付議されてきた。名誉教授の称号の授与には、該当する教育職員が所属する教授会で前もって審議・了承されておく必要がある。その後、大学協議会に諮られ、理事会の承認を得なければならない。また、教育職員の懲戒処分に関しては、該当する教育職員が所属する学部等の教授会および大学協議会の議を経て、理事会に意見具申がなされる。

このように、教育職員の身分に係わる重要事項や、全学の共通教育に係わる教学上の重要事項に関しては、当該学部等の教授会や全学共通教育推進機構での審議だけでなく、場合によっては大学協議会または後述の学部長会議において全学的な見地に立って協議される。すなわち、教授会と大学協議会は、全学的な重要事項の審議に関して、密接な連携を図りながら、かつ役割分担を明確にして運営されている。

（イ）学部長会議

本学には、全学的な教学事項を協議する機関として、学部長会議が設けられている。ただし、学部長会議は、教授会の上位に位置づけられた審議機関ではない。しかし、単なる連絡会議でなく、教学に係わる全学的な事項を協議する重要な機関である。本会議で協議事項に意見の一致をみた場合には、その意向を尊重する旨の「申し合わせ」に基づいて実施に移される。学部長会議は、大学協議会が年に数回程度開催されているのに対し、休業期間を除いて、原則、月２回（教授会が開催されない第１と第３の水曜日）、定期的に開催されている。したがって、教学に係わる全学的な事項を検討する機関は、実質的な意味で大学協議会というよりも学部長会議である。

学部長会議は、副学長（学部・教育推進担当）が議長となり、Ａ構成委員（学長、副学長、各学部長、外国語教育研究機構長、全学共通教育推進機構長、法務研究科長、学生センター所長、大学事務局長、学生サービス事務局長。なお、学長補佐はオブザーバーとして参加）を中心に運営されている。ただし、協議する内容によっては、Ｂ構成委員（キャリアセンター所長、入試センター所長、図書館長、博物館長、インフォメーション・テクノロジーセンター所長、国際交流センター所長、経済・政治研究所・東西研究所・法学研究所の各研究所長、先端科学技術推進機構長、人権問題研究室長）がその都度、Ａ構成委員の学部長会議に加わる。ただし、学部長会議は、前述のように、「申し合わせ」に基づいて運営されており、明文化された規程は存在しない。

本学では、学部長会議が、今日、大学全体の意思決定に関わって、極めて重要な役割を担っている。特に、学長の教学に係わる方針や提案について、共通の理解と協力関係を形成する上で重要な会議である。学部等の教授会単独では解決できない全学的な事項等の連絡・調整・企画・協議に大学執行部、各学部長、外国語教育研究機構長、全学共通教育推進機構長、法務研究科長が一堂に会している。このように、本会議を通して、学長と学部等機関あるいは各学部等間の密接な連携と協力が図られ、教授会と学部長会議の役割がうまく分担され、円滑な大学運営のために十分な機能を発揮している。

なお、本会議を統括する事務組織は、大学事務局長（兼大学本部長）を長とする学長秘書課である。同課の職員は、学部長会議が開かれる前週末に会議に上程する案件を副学長（学部・教育推進担当）とともに検討し、学部長会議が開催される週の月曜日に、大学執行部と案件を上程する諸機関の長（事務長の同席）との打合せを行い、学部長会議が効率よく運営できるように心がけている。

（ウ）その他の機関

以上のほかに、本学は、第２部における教学上の必要事項を企画・協議するために、第２部協議会（1976年設置）を設けている。その議長に副学長（学部・教育推進担当）があたり、第２部が設置されている学部の学部長代理および学生主任、その他が構成員となって、各機関との連携・協力を図っている。

また、大学の予算編成に係わる事業の計画を審議するために、大学予算委員会（1968 年 12 月制定）が設けられ、学長、副学長、各学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、全学共通教育推進機構長、入試センター所長、学生センター所長、キャリアセンター所長、図書館長、博物館長、インフォメーション・テクノロジーセンター所長、国際交流センター所長、研究所長、保健管理センター所長、大学事務局長、高槻キャンパス事務局長、学生サービス事務局長、学術情報事務局長が構成員となって、全学的な調整と合意の形成が図られている。本委員会の議長には学長が、副議長には副学長（総務・学生担当）があたっている。

さらには、全学的な見地から全学共通教育の構想・推進を図り、もって本学の教育の向上に資することを目的に、全学共通教育推進機構が設置されている。本機構には、機構委員会のほかに、教養教育に関すること、外国語教育に関すること、インターファカルティ教育に関すること、ファカルティ・ディベロップメントに関すること、授業評価に関すること、免許・資格に関すること、およびその他全学共通教育の推進に関することを主な業務とする 6 つの部門委員会が設けられている。機構委員会は、機構長および機構長代理のほかに、各学部等の学部長代理、外国語教育研究機構長代理、その他で構成されている。また、各部門委員会は、各学部および外国語教育研究機構から選出された専任教育職員各 1 名、その他で構成されており、各機関の主体性に配慮するとともに、各機関との連携・協力を図って運営されている。

大学全体の教育水準の向上を図るため、関西大学自己点検・評価委員会が 1994 年に設けられ、現在、第 6 期（2004～2005 年度）の活動を進めている。これは、全学的視点に立って大学の自己点検・評価を行う委員会である。また、各学部、大学院、図書館など各教育研究単位の組織にも個々に自己点検・評価委員会が設けられ、当該組織の活性化を促す効果的な自己点検・評価が期待されている。

【点検・評価】

本学には、教学に係わる全学的な事項を審議・協議するために、大学協議会と学部長会議が設けられている。前者は、学長の教務統括を補佐することを目的に設立された最高審議機関で、その開催回数は年数回である。また、後者は、全学的な教学事項を協議する機関ではあるが、各教授会の上位に位置づけられるような審議機関ではない。開催回数は年十数回で、かなり頻繁に開催され、大学運営には欠かせない重要な会議になっている。両者の職掌事項は異なり、役割分担も明確で、教学事項を円滑に解決する制度としてうまく機能している。また、時間の関係上、大学協議会および学部長会議で十分に審議や協議できない事項は他の諸機関で実質的に審議がなされ、その結果は学部長会議等に審議事項あるいは報告事項として上程され、大学運営がうまく機能するように制度化されている。

各学部等には、教授会や各種委員会が設けられ、学部独自の問題や他機関と関連する事項が議論され、改革・改善に向けての方策がとれる体制が整えられている。各学部と大学執行部、あるいは各学部間の諸課題は学部長会議を通して議論され、大学総体として協働できる体制が整えられている。

このように、役割分担が大学レベルでも、学部レベルでも明確な様々な機関が大学に設けられ、教学の運営がスムーズに展開されている。

本学には、上述の様々な機関が独自にあるいは共同で立案・実施した諸施策を定期的に自己点検する仕組みが構築されている。すなわち、関西大学自己点検・評価委員会が設けられ、大学全体の教育研究、それを支える施設・設備、学生の学園生活などを支援する機関などの水準向上のため、自ら組織を点検し改善する制度を備えている。本活動は、すでに 10 年以上の実績を有している。各機関が企画・計画(Plan)した事業が実行(Do)に移された後、2 年ごとに点検(Check)がなされ、その報告結果に基づいて各機関の改革・改善(Action)が実施される、いわゆる PDCA のサイクルが確立されている。

(2) 学長の権限と選任手続

【現状の説明】

ア　学長の選任手続

本学では、学長が教学を統轄する長である。学長は、「学校法人関西大学職員の任免および職務権限に関する規程」の第2条「理事会が教授会の意見を聴いて、任免する」の定めに基づいて選任される。その任期は3年で、再任は妨げられないが、引き続き9年を超えることはできない（「学長選挙規定」第2条の2)。学長の被選挙権を有する者は、本学の専任の教授である。ただし、「職員任免規則」第17条第2項によって定年を延長されている者および満65歳を超えて学長の職にある者を除く（「学長選挙規定」第2条)。

学長の選任の手続きは、次のとおりである。すなわち、理事長は、後任学長の推薦方について、学長を通して各学部等の教授会あてに諮問する。これを受けて、各学部等の教授会は「学長選挙規程」（1984 年制定）に基づいた手続を経て、後任学長として推薦すべき教授を決定し答申する。このようなプロセスによって学長を選任する制度は、1962 年に規程化されて以来、今日まで継続されている。現行のシステムでは、7学部長、外国語教育研究機構長および法務研究科長によって構成される学長選挙管理委員会のもとに、まず、各学部、外国語教育研究機構、法務研究科の教育職員各10名および大学事務職員10名の計100名で構成される学長候補者選考委員会において3名の学長候補者を選出し、これを在籍学生による除斥投票にかける。除斥投票の結果、学生の3分の1以上によって除斥された学長候補者は失格する。この失格者が2名以上となったときには、選挙管理委員長は学長候補者選考委員会に対して学長候補者の補充選考を求めなければならない。以上の手続きを経て学長候補者が確定した後、選挙管理委員会は選挙会（選挙会の有権者は専任の全教育職員。有権者総数の4分の3以上の出席をもって成立）を招集し、推薦する後任学長が投票によって決定される。この場合、投票総数の過半数を得た者が当選人とされる。もし過半数が得られなかった場合には、得票数の多い者2名について第2次選挙を行い、得票数の多い者をもって当選人とする。

イ　学長権限の内容とその行使の適切性

学則第59条によれば、「本大学に学長及び学部長を置く」と規定されている。ただし、学長の権限については、どこにも触れられていない。学長の権限が、「学校法人関西大学職員の任免及び職務権限に関する規程」で抽象的に表現されている。すなわち、その第 11 条で「学長は、大学の教務を統轄する」と、さらに第 12 条で「学長、校長及び園長は、各所管の教務を掌理する」とされる。これらの条文から類推して、学長の権限が及ぶ範囲は大学で、しかも教務に限られている。このことから、学長は教学上の最高管理者に位置づけられる。学長は、また、法人の理事および評議員で、理事会および評議員会の重要なメンバーでもある。この立場からすれば、学長は本学の経営の責任の一端を担っている。学長が大学の教学上の最高管理者であることを顧慮すれば、学長は教学の意見を理事会および評議員会において反映させねばならないという立場にあり、極めて重い責任を負っている。

学長の権限を具体的に示す条文として、「大学協議会規程」がある。前述のように、大学協議会は学長の諮問機関である。本規程によれば、学長が必要と認めたとき、学長はこれを招集し、議案を付議し、その議長にあって議事を進め、議決することになっている。このことから、学長の権限は極めて大きいように考えられる。ただし、大学協議員3名以上の要求があったときにも学長は大学協議会を招集しなければならず、議事は協議員全員の過半数の同意をもって議決することになっているので、決して学長の独走を許すことにはなっていない。

さらに、全学的な教学に係わる事項について実質的に協議する機関である学部長会議は、意思決定機関ではなく、連絡・調整・企画・協議を行うことによって、学長と学部等機関の連携および各学部等間の連携を図っており、学長がその権限を行使するにあたっては、リーダーシップを基本としつつも相手を可能な限り説得し、理解を求めることが必要とされている。このような観点から学長の権限行使の実態を見れば、適切

である。

ウ　学長と全学的審議機関等との間の連携協力関係

前述のように、本学には、全学的な教学に係わる事項について実質的に協議する機関として、学部長会議が設けられている。ただし、これは意思決定機関ではない。しかし、大学全体の意思決定に関連して重要な役割を果たしており、特に学長の教学上の方針や提案について、共通の理解と協力関係を形成する上で重要である。また、学部等の教授会単独では決定できない全学的な事項等に関して、大学執行部と各学部長等が集い、連絡・調整・企画・協議を行うことによって、学長と学部等機関の連携・調整や、各学部等間の連携・調整が図られている。さらに、各学部等の重要な教学上の問題について、学部長等は学長と事前協議を行い、教授会決定後のプロセスが円滑に運ぶように、学長との連携・協力を図っている。また、学生センター所長、キャリアセンター所長、入試センター所長あるいは国際交流センター所長等が彼らの所管に属する重要事項に関連して学部長会議に提案する場合にも学長と事前協議を行い、学長と各機関との適切な連携や調整を図っている。

【点検・評価】

本学における学長選任の手続きでの特徴は、在籍学生（大学院生を含む）による除斥投票制度を設けている点に現れている。しかし、本制度が実施されてから今日に至るまで、除斥投票によって失格した学長候補者は一人もいない。2003 年に行われた学長選挙までは、学生の除斥投票は郵送によってなされていたが、事務業務の煩雑さ、多額の費用を要することなどが問題として提示され、その改善策が種々検討されてきた。そして、2004 年 10 月には「学長選挙規程」が改正され、郵送による除斥投票制度が学内に設けられる投票所での除斥投票制度に改められた。また、学生による除斥投票制度の有効性もしばしば議論され、廃止をも含めた検討の余地のあることが指摘されてきた。しかし、本制度は、大学の重要な構成員である学生が学長選挙に参画できる民主的な制度であるだけに極めて慎重な議論が必要であるとされ、従前のまま続けられている。なお、現行制度には、①選挙会には不在者投票の制度が設けられていないこと、②学長選挙は立候補制でないため、学長候補者の所信表明が公式に行われないこと、などの検討すべき点が指摘されている。今後、これらの点を含めた学長選挙制度のあり方について検討が必要である。

学長の権限の内容とその行使の適切性については前述したとおりで、学長の独断専行を許すことなく、リーダーシップが十分に発揮できる制度が保証されている。

（3）学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状の説明】

2001 年 3 月までは、学長を頂点とする教学の執行体制（本学では「大学執行部」あるいは「学長コーナー」と称している）は任期 3 年の学長と、同一任期の教学部長 1 名、2 名の教学部長代理によって構成されていた。教学部長と教学部長代理は学長のもとで、学長が統轄する教学面の管理運営を補佐していた。ところが、近年、多くの解決すべき課題が山積するようになった。それらを円滑に解決し、新たな課題にも果敢にチャレンジし、合わせて学外諸機関との連携・協力を一層促進するための機動力ある執行部体制への組織改革が必要になった。このような状況を受けて、2001 年 4 月に学長と、3 名の副学長、2 名の学長補佐で構成される新たな執行体制が構築された。2003 年 10 月にスタートした執行部からは、さらに 1 名の学長補佐が増員され、いっそうの充実が図られた。

副学長（3 名）は、「副学長規程」第 3 条によれば、学長が専任の教授のうちから大学協議会の議を経て理事会に推薦し、理事会が任命するとされている。その職務は、「副学長規程」第 2 条によれば、次のとおりである。

①副学長（総務・学生担当）

教育研究および教学における総務事項に関する職務につき、学長を補佐し、学長から委任された職務を代行する。

②副学長（学部・教育推進担当）

学生生活および渉外に関する職務につき、学長を補佐し、学長から委任された職務を代行する。

③副学長（大学院・研究推進担当）

大学院および研究に関する職務につき、学長を補佐し、学長から委任された職務を代行する。

学長補佐（3 名）の規定は、現在までのところ、設けられていない。それゆえ、その職務内容は明文化されていない。これは、学長のリーダーシップが遺憾なく発揮できるように、迅速かつ実行力をもって学長を補佐するスタッフとして期待されており、

①教学改善に係わる企画立案等ならびに高大連携企画等の担当

②人権問題ならびに研究助成等の担当

③広報ならびに社会連携等の担当

に役割が分担されている。また、外部諸機関等（教育関連機関や経済諸団体等）との連携・協力は、各学長補佐が職掌する事項に対応して臨機応変に行っている。学長補佐は、学部長会議の正式メンバーではないが、オブザーバーとして出席するほか、法人の会議、たとえば、予算会議、基本構想推進会議等にもオブザーバーとして出席しており、法人と教学両者の大学運営に係わる議論に加わる機会が与えられている。学長補佐はこれら以外にも様々な会議に出席し、企画調整に携わることも多い。

副学長と学長補佐の職務は、上述のように分担されている。彼らは、その職務の範囲内でそれぞれがその職務遂行の権限を学長より委譲され、責任を持って遂行している。

大学全体の基本方針や基本戦略、即時に対応しなければならない事項などを検討する大学執行部の会議いわゆる学長コーナー・ミーティングが、原則、月曜の午前に定例的に開催され、執行部構成員の意識の共有と実施計画を立案している。従来、このミーティングは、その性格上、必ずしも定期的に開かれるものではなく、2003 年 9 月までの執行部では必要に応じて開催されていた。しかし、職務遂行状態等に関する情報交換等を通じた意思疎通の点での問題点が指摘され、定期的な会合の開催が望ましいとの反省点があったため、2003 年 10 月にスタートした執行部から現在のように定期的に開催されている。

【点検・評価】

大学院部長および同部長代理制度を廃止（2003 年 9 月 30 日付）し、2003 年 10 月 1 日から新たに大学院を担当する副学長が置かれた。これに伴って、それまで副学長が担っていた職務および学長の職務代行のあり方が再検討され、副学長の職務が、①総務・学生担当、②学部・教育推進担当、③大学院・研究推進担当に再編された。これは、学長の業務の輻輳を緩和するため、副学長による学長の業務代行の範囲が拡げられたこと、対外的な関係において、総務・学生担当の副学長が可能な範囲で学長の職務を代行できる体制になったことである。また、2003 年 9 月までは、副学長の一人が全学共通教育推進機構長を兼務していたが、これを機に全学共通教育推進機構長を独立した長とし、学長の信任職として任命されることになった。これらの改正は、大学全体の運営機関と業務執行にあたる各機関との役割分担およびその連携を勘案して行われたものである。

2003 年 10 月には、学長補佐が 1 名増員された。にもかかわらず、教学と法人のいずれも検討事項が多くなり、その結果、多くの会議への出席を余儀なくされた。そのため、学長のリーダーシップが遺憾なく発揮でき、新しい施策を立案するだけの時間的余裕を失った。本来、学長補佐は次の改革に必要な計画づくりを行う強力なブレーンであると考えるが、日常の業務に翻弄され、設立当初の目的を十分に達成していない。2006 年 9 月に改編される事務組織において、現在の学長秘書課を拡大・充実させた学長室が設けられる。そこには教学上の重要事項を企画・立案する事務部門が設けられ、学長補佐との協力体制が整えられる。こ

れによって、当初の目的がよりいっそう果たされるものと思われる。

（4）大学の意思決定プロセスについて

【現状の説明】

ア　大学運営に係わる意思決定システムの諸機関

本学は、長い歴史の中で受け継がれてきた「学の実化（学理と実際の調和）」を大学の教育理念とし、「平成 15 年度予算編成の概要」の中で「学校法人は、この学是を基本的な教育理念として展開している大学をはじめ、各設置学校の教育方針や研究活動を尊重するとともに、法人と各設置学校がそれぞれの分野におけるお互いの責任を果たし、相まって教育研究の充実と発展を図ることを経営方針の基本」（「平成 15 年度予算編成の概要」）としている。この方針は、いわゆる教学尊重を前提とした教学と経営の役割分担を明確に表現したものである。この方針に則した形で学内諸手続に関する諸規程が整備され、大学の諸機関が、教育研究組織として有機的に機能し、学校法人の諸機関との連携も円滑に相互の意思疎通を図れるように努力されてきた。

本学における意思決定は、従来、法人側の諸機関と教学側の諸機関に分けられて行われてきた。法人側が係わる審議等の機関として、理事会と評議員会が設けられていた。さらに、理事長の諮問機関として、中期計画検討会と学園建設委員会、理事長の補佐機関として、予算会議が設けられていた。一方、教学に係わる審議等の機関には、大学協議会、学部長会議、学部等の教授会、研究科長会議、第 2 部協議会、全学共通教育推進機構委員会、自己点検・評価委員会、学長の諮問機関である将来構想計画委員会があり、その他に学部・大学院以外の教学に係わる審議等の各種機関が存在した。

上述の意思決定システムは 2004 年 12 月まで継承されてきたが、2005 年 4 月の「私立学校法」の改正を受けて、理事会を学校法人関西大学の最高意思決定機関と位置づけ、かつ理事長を最高執行責任者とすることで権限の明確化を図った。その結果、2005 年 1 月には「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」が立ち上げられ、新たな考えによる経営と教学が一体となった意思決定システムが導入された。

具体的には、

①理事長の諮問機関で、中長期の基本構想・法人の重要事項の検討を行う「基本構想推進会議」

②理事会の諮問機関で、基本構想に基づく中長期の学園総合事業を策定する「関西大学戦略会議」

③理事長の諮問機関で、学外有識者の意見を経営に反映させる「経営審議会」

である。また、「関西大学戦略会議」の下には、中長期的な総合事業構想の実現に向けた具体的な施策を立案する「経営専門委員会」と「教学専門委員会」が置かれた。これによって、教学側のこれまでのシステムたとえば「学部長会議」「教授会」などの諸機能を改めて検討する必要に迫られているが、成案を得るに至っていない。いずれにしても学校法人総体の効率的かつ迅速な施策実行システムとして、本学の基本方針を教学と法人が一体となって推進する体制が望まれる。なお、理事長の諮問機関である中期計画検討会と学園建設委員会、学長の諮問機関である将来構想計画委員会は、2005 年 1 月の「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」によって廃止された。

以上のように、教学と経営の役割分担を基本としてきたこれまでの意思決定システムは、今回の改革で徐々に修正される方向にある。しかしまだ、学部長会議と新しい意思決定システムとの関係や、教授会と新しい意思決定システムとの関係などを十分に検討し、意思の決定が迅速に行われるシステムを確立する必要がある。

イ　法人の経営意思決定システム

理事会は、その運営方針を各期初めての理事会で協議・確認し、今期（15 期、2004 年 10 月～2008 年 9 月）は毎月の第 2・第 4 木曜日を定例の開催日として運営されている。ちなみに、2002、2003、2004 年度は

それぞれ 18、20、22 回開催されている。理事会における審議・報告事項としては、「事務専決に関する理事会内規」に基づき決定されている。また、「監事」については、その都度出席が求められ、財産の状況または理事の業務執行状況について必要に応じて意見を述べる機会が与えられている。

審議事項としては、

①理事会の運営に関する事項
②評議員会付議事項及び承認事項
③設置学校の学則･校則・園則の改正に関する事項
④組織の改廃に関する事項
⑤教育職員の任免
⑥学長、校長及び園長の任免
⑦学部長、局長等の任免
⑧事業計画とそれに基づく予算編成
⑨決算及び事業報告
⑩学費の改定
⑪就業規則、給与規則、経理規則等、法人事務の運営上基本となる規則の改廃に関する事項
⑫その他「事務専決に関する理事会内規」を越える事項

等が挙げられる。その具体的内容については、毎年、決算とともに発行される「事業報告書」に詳細に報告されている。

評議員会は、「寄附行為」の定めるところにより、議決機関として毎年 3 月、5 月および 10 月に定例の評議員会が招集され、評議員のうちから評議員会において選任された議長・副議長のもとに、「寄附行為」ならびに「評議員委員会規程」（1957 年制定）、「評議員会議事規則」（1957 年制定）の定めるところにより、全評議員 97 名から理事･監事 18 名を除いた 79 名で総務･人事・財政・学事・給与厚生の 5 つの委員会が構成され、各委員会で委員長・副委員長を選任している。定例の評議員会には、正副委員長懇談会、総務･財政連合委員会、人事･給与厚生連合委員会がその前に開催される等、各評議員の意見収集のための工夫がなされ、重厚な運営方法を採用している。

議決事項としては、

①予算、予算外義務負担または権利の放棄
②借入金
③決算及び事業報告
④基本財産の処分
⑤運用財産中の不動産及び積立金の処分
⑥寄附行為及び同附属規則の改廃
⑦合併または解散

などが挙げられ、承認事項としては、

①収益事項に関する重要事項
②寄付金品の募集に関する事項
③理事長が必要と認める重要事項

となっている。

ウ　教学の意思決定システム

（ア）学長提案に係わる事項の意思決定プロセス

教学の意思決定プロセスの第一歩は、今後進むべき大学全体の教学に関する基本方針や基本戦略の策定、さらにはその基本方針等に基づく具体的な提案が、学長のリーダーシップのもとに、主として学長、副学長

（3 名）、学長補佐（3 名）、さらには大学本部長（現在、大学事務局長を兼務）を加えた、いわゆる「学長コーナー」で企画・立案されることから始まる。学長提案には、学長自らの方針や戦略に基づくものもあれば、1996 年 9 月に学長の諮問機関として設置された教学の新しい展開を目指す将来構想計画委員会の学長への答申内容、あるいは第 2 部協議会等の答申内容等を基礎としたものなどもある。いずれにしても教学上の最高責任者としての学長の決断によって提案される。

ａ　学部長会議での審議

前述の学長提案は、時には骨子として、時には詳細な案として、7 学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、全学共通教育推進機構長および学生センター所長等からなる学部長会議で諮られる。7 学部長、外国語教育研究機構長および法務研究科長等は、学長提案を学部長会議で協議した後、各学部、外国語教育研究機構および大学院（以下、各学部等と省略する）の教授会（大学院の場合は研究科委員会）の審議にかけるため、各学部等に持ち帰る。各学部等の長は、その執行部と協議した後、これを各学部等の教授会の審議にかける。各学部等の教授会において、学長提案が了承されれば、各学部長等はその旨を学部長会議で報告し、学長提案が全学一致で承認されたことになる。一方、教授会で学長提案への質問、問題点の指摘・修正などの要求事項が生じた場合には、それらが学部長会議で検討され、時には学長提案に修正が加えられる。また、審議事項によっては、了承した学部等だけでその提案が執行され、否決された学部等は執行しないことも認められる。上述のプロセスを経て承認された学長提案は、その後、一定の事務手続き等を経て執行される。これが、本学における学長のリーダーシップのもとでの現在の意思決定プロセスである。

なお、全学の共通教育に係わる教学上の重要事項については、当該学部等の教授会や全学共通教育推進機構で審議するだけでなく、場合によっては大学協議会や学部長会議においても全学的な見地からの協議というプロセスがとられる。

ｂ　大学協議会での審議

学長の教務統轄を補佐するために設けられている大学協議会は、前述のように、主として名誉教授の授与に関する事項や教育職員の懲戒処分に関する事項を審議する際に開催されてきた。さらに、2004 年 3 月には「関西大学名誉博士規程」が制定され、名誉博士の称号の授与に関する事項も審議されるようになった。

本学の教育職員に名誉教授の称号を授与する場合には、まず当該教育職員が所属する教授会での審議を経て、当該学部長から学長に推薦される必要がある。その後、学長が大学協議会に諮った後、理事会の承認を得る。また、名誉博士の称号を授与する場合には、学長が名誉博士授与の被推薦者を大学協議会に諮った後、理事会の承認を得る。

教育職員の懲戒処分については、当該学部の教授会および大学協議会の議を経て、学長が理事会に意見具申を行うシステムになっている。

（イ）学部等機関からの提案に係わる意思決定プロセス

各学部等における教育課程の改編等の学則に係わる事項や入学試験制度の変更といった重要事項等が教授会で審議され了承される場合には、次のような意思決定プロセスを経なければならない。

ａ　学部教授会での審議

当該学部の委員会あるいは学部執行部でまとめられた案件は、まず当該学部の教授会で審議される。この場合、当該学部長等は、学部等の教授会で審議・決定する前に、学長との事前協議を行い、学長の了解を得ておく必要がある。さらに、その改編等が他学部に影響を及ぼすと思われる場合には、当該他学部に対しても事前の説明や協議を行う必要がある。

ｂ　学部長会議での審議

提案が教授会で了承された後、全学部等の承認を得るために学部長会議にかけられる。その結果、他学部等の教授会で承認が得られれば、その後、当該学部長等は提案を執行することができる。

このような意思決定プロセスは、各学部等の長からの提案案件の審議だけでなく、他の機関、たとえば、

学生助育の様々な業務を統轄する学生センター所長、学生のキャリアアップに係わる様々な業務を統轄するキャリアセンター所長、学部学生の募集に係わる様々な業務を統轄する入学試験センター所長、図書館の運営を統轄する図書館長、博物館の業務を統轄する博物館長、インフォメーション・テクノロジーセンター所長、国際交流センター所長、各研究所長および人権問題研究室長などからの重要事項に係わる提案の場合にもあてはまる。この場合、各機関における委員会で協議が煮詰まった段階で行われる学長との事前協議と学長の了解を前提として、各機関の長は学部長会議において各学部等の長に対して提案の説明を行い、各学部等の長は各学部等の教授会で審議にかける。学部等の教授会で承認が得られれば、各機関の長は提案を執行することができる。

ｃ　理事会での審議

上述のようなプロセスを経て教学側で決定された事項のうち、学則の改正や組織の改廃に関する事項等については、理事会で審議され決定される。

【点検・評価】

近年の大学を取り巻く状況には大変厳しいものがある。それをもたらした環境として、少子化に伴う受験者数の減少や受験競争の低下に伴う入学生の質の低下、高齢化に伴う生涯教育への志向や社会人再教育の必要性の増大、技術革新の進展、高度情報化社会の到来、グローバル化に伴う社会・経済構造の変化、価値観の多様化、さらには国立大学の独立行政法人化や司法制度改革・公認会計士制度改革などの影響が考えられ、枚挙に暇がない。今日の大学には、これら社会状況の急変にうまく応えることが要求されている。しかもその対応にはスピードが要求され、そのためには学長の強いリーダーシップとそれを可能にする意思決定システムの確立が欠かせなくなってきた。歴史を有する大学ではこれまで学部自治を最重要視し、それを基本に大学の運営がなされてきたという伝統があるが、近年の大学を取り巻く厳しい状況を目の当たりにして、このような伝統のマイナス面が指摘されるようになってきている。

本学においても、2001 年に設けられた副学長と学長補佐による学長サポート体制は、学長が統括する教学面の運営管理を補佐するとともに各人の役割分担を明確にし、学内外の諸機関との連携協力をよりいっそう促進するために設置されたものである。さらに、2003 年 10 月 1 日より、大学院部長と同部長代理の職を廃止し、新たに大学院を担当する副学長を置き、現行の副学長が担っている職務および学長の職務代行のあり方の再検討が行われたのも、大学全体の運営機関と業務執行にあたる各機関との役割分担およびその連携を図ったものである。これは、本学の教学における新しい意思決定システムを志向した改革として、評価される。

大学運営に関する意思決定システムを、法人と教学に分けて自己点検・評価してきた。本学は、従来、教学の尊重を前提とした教学と経営の役割分担を基本に、教学と法人がそれぞれ独自に運営されてきた。2005 年 4 月に改正された「私立学校法」を受けて、法人の意思決定システムに新たな考えが導入された。すなわち、「基本構想推進会議」と「関西大学戦略会議」である。前者には、学長、副学長、教育職員から選出された学内理事、オブザーバーである学長補佐が加わり、常務理事の議長の下に、法人が立案する中長期基本構想に教学も加わって教学事項や法人事項を検討し、その結果を理事長に報告するようになった。また、後者には、学長、副学長、各学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、全学共通教育推進機構長、オブザーバーとしての学長補佐、教育職員から選出された学内理事が加わり、理事長の議長の下に、理事会から諮問された教学事項や法人事項を審議し、その結果を理事会に報告するようになった。

このように、法人側の意思決定システムは改革されたものの、教学側の意思決定システムは従前のままで、両者の間に十分な整合性が図られるまでには至っていない。したがって、この度の改革は、今日の大学を取り巻く厳しい状況を考えた場合、必ずしも十分であるとはいえず、さらなる改革の必要性がある。そのためにも、教学に係わる大学全体の基本方針や基本戦略の策定を審議・決定する機関の明確化や、従来から各学部等の教授会で審議してきた全学に及ぶ事項の審議のあり方などを再検討し、学長がリーダーシップを発揮

して、スピード感をもって大学行政にあたれるような制度改革が求められている。

(5) 教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

理事会の任期は、1 期 4 年である。新たな理事会の発足時には、法人の業務を運営する基本方針が確認されている。その方針は、「本理事会が法人の設置する学校を運営する基本は教育・研究の充実・発展に置き、憲法・教育基本法の所期する目的を達成することにある。これを具現化するものの第一は、学問の自由を尊重することであり、教育・研究に携わる教職員の自治にかなう所作に全幅の信頼を置くこととしその第二は、教育・研究の充実発展に資する財政基盤の確立を図ること」である。この方針は、1950 年代から一貫して堅持されており、教学の尊重を前提とした教学と経営の役割分担を表現するものである。

理事会の構成員に、教学から学長と 3 名の専任の教授が加わっている。学長は役職上の理事で、3 名の教授は学内理事である。これらの理事は、全学の経営はもとより、とりわけ教学に係わる諸問題について、他の理事に対し、教学上の諸施策の理解を深めるように努めている。

理事会と教学との関係は、前述のように、教学と経営の役割分担を基本としていることから、学長が教学の統括責任者として、その責務を果している。2004 年 12 月までは、理事長、常務理事および学長の 3 者が定期的な懇談の場で重要な事項について意見交換し、事前の理解のもとで理事会に提案されていたので、教学事項に関する案件が理事会で否決されるということは皆無に近かった。また、2005 年 1 月からは法人の経営意志決定システムが改編され、教学と法人が定期的に教学事項を協議する機関「基本構想推進会議」が設けられたので、従前より法人と教学の一体化した組織運営が図られるようになった。

また、理事会の議案については、局長会議（各部署の局長、次長クラスおよび理事長、常務理事で構成）で調整が行われる。この段階で問題があれば、それぞれの機関においてその取り扱いが再検討されることになっている。

【点検・評価】

本学における理事会と教学組織との連携・協力関係は、上記のとおり、スムーズに行われており、機能分担および権限の委譲に関してもさしたる問題はない。経営と教学の一体化運営の試みはいま始まったばかりで、今後とも制度として定着するまでには様々な改善を必要とする。現在のような変化の激しい、かつ迅速な決定と強力なリーダーシップが求められている環境にうまく適応するには、制度の改善にいっそうの努力が必要である。

(6)「大学協議会」の権限と適切性

【現状の説明】

本学における教学の最高審議機関は大学協議会である。これに関する規程は、「大学協議会規程」として 1958 年 6 月 1 日に制定されている。この目的は、学長の教務統括を補佐することにある。協議会の構成員は、学長をはじめ、副学長（3 名）、各学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、全学共通教育推進機構長ならびに各学部、外国語教育研究機構、法務研究科から選出された各 2 名の合計 33 名である。この協議会で協議される事項は、学長が教務統括上必要と認めた事項（規程第 4 条第 1 号）とされる。これまでの協議事項は、つぎのとおりである。

①教学の根本に係わる事項
②教育職員の身分に関する事項
③名誉教授の選考に関する事項

④客員教授の任用に関する事項

⑤名誉博士に関する事項

①に関する直近の議題は昼夜開講制の導入についての協議で、学部におけるそれまでの第1部・第2部の区分をなくし、昼間主（デイタイムコース）と夜間主（フレックスコース）に改編する教育改革事項である。また、②については、入学試験出題ミスに関する責任者の処分やセクハラ問題に係る処分にあたり、学長が理事会へ意見具申するための教学側の結論を導くための協議などである。③と④は定例の事項である。⑤は2004年から始まった協議事項で、名誉博士の推薦が提案される度に、適宜行われる協議事項である。

協議事項の議決に関して、協議会は協議員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は協議員全員の過半数以上の同意でもって議決される。

これまで5年間の開催回数は、次のとおりである。

表Ⅰ-11-1　大学協議会開催回数

2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
7	8	2	4	3

【点検・評価】

大学協議会での協議事項の審議は、その過程で紆余曲折はあるものの、構成員の賛同が得られるまで十分につくされており、学長から理事会への報告事項はすべて了承されている。以上のようなことから、大学協議会は学長の教務統括を補佐する機関として適切に機能しているものと判断される。

なお、本協議会の事務は、学長秘書課が担当している。議長である学長との事前の議案調整や、提案趣旨説明などの打合せはその都度綿密に行われ、資料や議事録の作成等の事務機能も十分に果たされている。

（7）大学院の管理運営体制

【現状の説明】

ア　大学院及び各研究科の管理運営組織

（ア）大学院の管理運営組織と適切性

本学では、大学院を運営するため、各学部に設けられる教授会とは別に、各研究科に研究科委員会が設けられている。法務研究科を除く各研究科委員会は、当該研究科の演習科目等担当の教員で構成される。各研究科委員会の長である研究科長は、各研究科委員会の議を経て、学長の推薦により、理事長が任命する。各研究科長は、各研究科委員会を招集し、その議長となる。

法務研究科には、教授会が組織されている。

ａ　2003年4月以前の組織と運営

本学の大学院の管理運営は，2003 年 4 月までは、各研究科間の連絡調整等に関する事項、修士および博士の学位の授与、授業科目の開設・変更等の事項などが、大学院部長、同部長代理、各研究科長および各研究科委員会から選出された委員各2名で組織される大学院委員会で審議・承認されてきた。大学院部長は、各研究科より推薦された候補者（各1名，計7名）の中から、大学院部長を除く大学院委員会委員の投票によって選出され、学長の推薦により、理事長が任命してきた。その大学院部長は、大学院委員会を招集し、議長にあたった。

ｂ　2003年4月から2003年9月

2001 年 4 月には「大学の運営と教育研究に関する機能分担の明確化及び連携協力の強化」という理念のもとに副学長制が導入され、大学院との連携体制を担うことになった。各学部の執行部体制も拡充されるとともに、大学院においても大学院部長を補佐する大学院部長代理が新たに設けられた。その後、大学院では、関西大学大学院自己点検・評価委員会「報告書」（2000 年度）での提案を受けて、大学院運営組織が再検討

され、以下の骨子を踏まえて、2003 年 4 月に大学院運営組織が改善された。

1）研究科長の責任の明確化と研究科長を補佐する研究科長代理を設置し、研究科委員会の権限の強化とその構成員の拡充（演習または講義担当資格を有する専任教員によって構成）が図られた。

2）大学院委員会が廃止され、大学院部長、大学院部長代理、各研究科長からなる研究科長会議が設置され、各研究科間の連絡調整を図るとともに、大学院の全学的な問題について審議する意思決定の迅速化が図られた。

3）大学院の審査、学位の授与の権限が研究科委員会に付与され、大学院の学位授与制度が改編された。

このような大学運営組織の改編において、大学院を担当する副学長の新設と相まって、迅速かつ権限ある大学院組織、意思決定の組織への一定の改善がなされた。

c　2003 年 10 月以降

2003 年 10 月には大学院部長および大学院部長代理の職が廃止され、学長自らが大学院の管理・運営の責任者となり、大学院での教育研究の基本方針や基本戦略の策定と提示および各研究科の連携・調整を担うように位置づけられた。また、大学院・研究担当の副学長が学長の職務を代行し、研究科長会議の議事運営等、大学院の管理運営の任にあたっている。

前述のように，2003 年 4 月からは、大学院運営のための機関として、研究科長会議が設けられている。研究科長会議は、本学大学院学則第 35 条に研究科長会議の規定を定め、それに基づいて運営されている。研究科長会議は、学長と各研究科長で構成される。学長は、研究科長会議を招集し、その議長にあたる。ただし、大学院・研究担当の副学長が、学長の代行を務めている。

（イ）各研究科の運営

本学では、大学院を運営するための機関として、学部教授会とは別に、各研究科に研究科委員会が設けられている。各研究科委員会は、当該研究科の演習または講義担当資格を有する専任の教育職員によって構成されている。各研究科長は、各研究科委員会の議を経て、学長の推薦により理事長が任命する。各研究科長は、各研究科委員会を招集し、その議長となる。

各研究科委員会は、各研究科の教育および研究に関する重要な事項を審議する。具体的な審議事項は、各研究科の規程によれば、次のとおりである。

①学位論文の審査及び学位の授与又は取消しに関する事項
②課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
③教授、助教授及び講師の授業科目担任に関する事項
④学生の入学、休学、留学、退学、復学、復籍及び再入学並びに課程修了の認定等、学事に関する事項
⑤試験に関する事項
⑥学生の補導に関する事項
⑦学生の賞罰に関する事項
⑧その他の重要な事項

以上のように、本学における各研究科委員会は、各研究科の授業科目担任、学生の入退学、教育課程に関する事項を中心とした各研究科の管理運営に関する事項だけではなく、学則に係わる事項に代表されるような全学に及ぶ事項をも審議する広範な権限を有している。

イ　大学院の審議機関と学部教授会との間の相互関係

大学院における各研究科の構成員は各学部の専任の教育職員の中から選ばれ、学部の教育を兼担している。工学研究科を除いて、各研究科委員会と各学部の教授会との相互の協議機関は存在しない。本学では、これまで大学院と学部は互いの独自性を尊重し合い、それぞれ別個に独立して運営されてきた。ただし、両者の長をはじめ、構成員が重なっており、一定の実質的な連携は図られてきた。

本学における大学院の運営を担う研究科長会議では、次の事項が審議される。

①各研究科間の連絡調整に関する事項

②大学院学則及び規程の改廃に関する事項

③研究科の増設又は変更に関する事項

④大学院の教務上必要な施設に関する事項

⑤学長からの諮問事項

⑥その他大学院の教務上必要とする事項

また、研究科長会議では、次の承認事項も扱う。

①修士及び博士の学位の授与又は取消しに関する事項

②課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項

③学生の賞罰に関する事項

ウ　大学院の審議機関の長の選任手続

本学では、大学院における教学を運営するために、研究科長会議が組織されている。研究科長会議の長は、学長である。学長は研究科長会議を招集し、その議長となる。ただし、学長の信任職である大学院・研究推進担当の副学長が学長の職務を代行し、研究科長会議の議事運営等、大学院の管理運営の任にあたっている。

大学院の審議機関である研究科長会議を取りまとめる学長の選出手続きは、前述したとおりである。

【点検・評価】

本学に設置されている各学部と各大学院は、今日まで基本的に別組織として運営されてきた。すなわち、７学部と外国語教育研究機構の学部長（機構長)、および 8 研究科の研究科長は、それぞれの機関で個別に選出され、各組織の運営にあたってきた。これは、それぞれの自治を認めながら、お互いに切磋琢磨し、本学の教育と研究に寄与しようとするものである。本学は、今日まで多くの有為な人材を社会に送り出し、社会的に一定の評価を得てきた。

ところで、社会や経済における国際的なグローバル化がいっそう進展した今日、わが国の高等教育機関にも世界的な研究教育拠点になりうる高度で先端的な大学の出現が求められるようになってきた。各大学は競って組織や教育研究システムの改革・改善に全力で取り組んでいる。ここ 2、3 年の間に、大学間に徐々にではあるが、開きが感じられるようになってきた。教育の質の保証、研究力の向上などと組織との間には大いに相関がある。優れた教育と研究を進めるためにも組織の見直しとその対応が迅速に行われるような環境が求められている。本学においては、工学部と工学研究科が他の学内機関に先駆けて 2000 年に両組織の一体化運営のあり方について検討した。その結果、学部と大学院における教育研究の連続性を高め、学びと研究の質の向上を目指して、双方を一体とみた運営が今後の両機関の発展に欠かせないとの判断が下された。そして、2000 年 10 月から学部長が研究科長を兼務し、学部と大学院の一体運営が行われるようになった。この成果を受けて、大学執行部は他の学部、研究科でも同様の運営がなされることを強く求め、学部長会議と研究科長会議で各学部、各研究科に対して一体運営の是非を問うた。そして、2006 年 10 月にスタートする学部・研究科の執行部体制から学部と研究科の一体運営が全学で進められることになった。

12 財 務

本学は経営と教学が一体となって、法人全体の中長期的戦略構想を策定する全学体制を構築している。この体制において経営理念・基本方針に基づく中長期的な行動計画を策定するとともに、本学の財政状況を勘案した財政計画を立案している。このうちの単年度計画については予算制度に基づき単年度予算を編成している。編成された予算は機関審議を経て各部署に配分され、それぞれの事業計画に基づき執行されていく。この執行は予算編成担当部署による予算統制により適切な執行を確保している。また、内部監査や外部監査による監査も適宜実施し、その結果を各部署にフィードバックし改善に努めている。そして、予算の執行結果である実績を検証して次年度予算の編成に役立てるとともに、様々な財務分析を行うことによって経営判断を支援している。

このような状況下で教育研究の充実と発展を図るため、本学の財政方針は安定的な財政基盤の確立を基本としている。具体的方針としては、量的な面においても質的な面においても適正な学生の確保に努めることや、多様な入試制度の展開による志願者の確保などがあげられる。これ以外に補助金の確保はもとより、寄付金の獲得、資産運用収入や事業収入の拡大に努めている。人件費については学生生徒等数に対応する教育職員数を維持している。また、教育研究事業の新規展開は原則としてスクラップアンドビルドにより行うこととし、このうち研究事業は外部資金等を確保して行うことを目指している。そして、過年度の借入金を順次返済しつつ、施設設備に係る将来計画に呼応した積み立てを行うとともに、奨学基金などの基金の積み立ても行っている。加えて、現有資産の有効活用を図りながら取替更新用の減価償却引当特定資産も積み立て、財政の健全化に力を注いでいる。これらを踏まえ、各設置学校は財政的自立を図ることを常々念頭において諸事業を実施している。

(1) 教育研究と財政

ア 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤

【現状の説明】

財政の運営にあたっては収入の安定的確保、諸経費の抑制および施設設備投資の計画的実施に留意し、消費収支の均衡と正味財産の持続的充実を目指している。財政状況を過去5年間の消費収支計算書および貸借対照表とそれらから導き出される財務比率に基づいて分析すると次のとおりである。

学生生徒等納付金は帰属収入の約 75%を占める最大かつ最重要の収入財源であり、臨時的定員の恒常化などによる入学者の定着や学費の改定を織り込んで安定的に確保している。

手数料（6.9%）のうち最も大きな収入は入学検定料であるが、少子化が一層進行する状況下にあって、大学入試センター試験を導入するなど、きめ細かな学生募集戦略を推進して、2005 年度学部入試では、8 万人余りの志願者を集め、これも大きな収入財源の一つとなっている。

寄付金（1.6%）は他の多くの大学と同様に財政規模に比べて極めて少額である。恒常的には主として在学生を対象とした教育研究振興資金寄付金があるが、最近の経済・社会状況から減少傾向にある。また、2002 年度から 5 ヵ年計画で、30 億円を目標とした創立 120 周年記念事業寄付金の募集を開始し、2005 年 10 月現在でその目標額の 93.8%の申込みがあった。

補助金（10.0%）は学生生徒等納付金に次ぐ第二の収入財源となっている。国庫補助金は政策的に補助の重点を経常費から高度化推進特別補助や施設設備整備費などの特別補助並びに COE や GP など特色ある教育・研究を行う大学への交付へとシフトさせており、競争的資金の供給を明確にしている。本学もこの流れに対応して申請を積極的に推進し、「特色ある大学教育支援プログラム」や「大学・大学院における教員養成推進プログラム」などに採択されている。

資産運用収入（2.6%）も第四の収入財源に育ってきている。第 2 号基本金や第 3 号基本金の計画的な組

入れ、減価償却資産の取替更新資金や退職給与引当特定資産等の計画的積み立てにより、最近の低金利という金融情勢はあるものの過去5か年平均で、約10億円の運用収入を計上している。

基本金組入額（16.8%）は増加傾向を示し、2000年度の約60億円(約15%)から2004年度の約69億円(約17%)に増加している。その増加要因に奨学基金の積立増などによる第３号基本金の充実がある。

一方、支出面では、人件費は消費支出の約57%を占める最大の経費であり、定期昇給等によりその絶対額は増加している。しかし、これを上回る帰属収入の伸びにより人件費比率（人件費÷帰属収入）1999年度以降50%を下回って推移している。

教育研究経費は消費支出の約37%を占め、人件費と合わせて消費支出の大部分を占めている。

教育研究経費比率（教育研究経費÷帰属収入）も30%前後で安定的に推移している。

2004年度末の資産総額は1,660億2千万円あり、そのうち固定資産は約82%を占めている。ただし、固定資産のうちには、各種引当資産が含まれていて、資産総額に占める有形固定資産の割合では約49%である。

負債総額は220億1千万円であり、総負債比率（総負債÷総資産）は約13%と低い。換言すれば資金の調達源泉の多くは自己資金によって賄われている。

2004年度末における翌年度繰越消費収支差額は7億74百万円の消費支出超過となっている。

【点検・評価】

財政基盤の充実度を財政運営の施策とその結果としての過去5カ年の財政状況から点検してみると次のとおりである。

学生生徒等納付金は学生数と納付単価の乗算によって算出されるが、学部において1997年度から「漸増一括明示方式」による学費改定方式を導入したことや各年度予算人員以上の定着数を確保することに努めた結果、帰属収入の約75%前後で安定的に確保してきたことは財政基盤充実の基礎となっている。

学内外の厳しい環境の下でこれらを可能ならしめたのはその出発点となる多数の志願者の獲得である。早くから入学試験制度の改革に着手して一時は10万人に近い志願者を集めるほどになったが、バブル崩壊後の長期不況、少子化による受験人口の減少等により次第に志願者が減少してきた。この危機的状況にあって、入試センターを中心に全学を挙げて入学試験戦略を練り直し、ＡＯ入試、ＳＦ入試並びに大学入試センター試験など多種多様な入学試験制度を導入して、全国で多くの大学が入学定員割れを生じている現状において、2005年度入学試験において再び8万人を超える志願者を集めるに至ったことは大いに評価してよいであろう。

寄付金が少ないことは、日本ではキリスト教圏に見られる寄付風土が根付いていないことが根本にあるとしても、創立120周年記念事業寄付金や教育研究振興資金寄付金などの更なる獲得に向けての活動が重要である。短期的な費用対効果だけでなく、中長期的な観点に立って大学と社会との連携についても考えることが必要である。

国庫助成政策は設置基準の大綱化以降着実に競争的環境を強化してきている。経常費補助は設置学校の増加を考えれば減額に等しく、学術研究・教育の高度化に関する施設設備資金補助並びにCOEやGPなど特色ある教育・研究を行う大学への交付などに重点的に配分されている。さらに経常費補助金にあっても一律的な一般補助から選別的要素を持つ特別補助へとシフトしている。

このような状況に対応して人件費の適正化に取り組み、教育研究経常費への予算配分重点化、競争的補助金の積極的申請等を推進していることは、補助金の獲得のみでなく、教育・研究力の向上とともに経費の節減、効果的・効率的な経費の執行をもたらすものである。

資産運用収入も毎年約10億円程度を計上しているが、これは前述のように各種引当資産の増加によるものであり、基本金組入額における第2号および第3号基本金や減価償却引当特定資産の計画的な積み立てによるものが主なものである。

しかしながら人件費比率については、人件費の帰属収入に占める割合は、1999 年度から 50%を下回っているが、専門職大学院や新学部等の開設、また高槻新キャンパス構想の実現による教育職員の増員が予想されるため、今後は上昇に転じる可能性がある。基本金組入れについて第 1 号(施設設備)だけでなく、第 2 号及び第 3 号(資金)が計画的に伸びてきたことは、ハードの充実のみならず奨学金などの充実によるソフト面の整備も拡充してきたことをうかがい知ることができる。

2004 年度末において資産総額は 5 年前に比べて 338 億 9 千 8 百万円増加し、負債総額は反対に 30 億 85 百万円減少していることから、基本的な財産の拡充と自己資金の充実が進んでいることが示され、現状においては、本学の経営理念における基本方針である財政基盤の安定化が図られつつあるものと考えられる。

イ　中・長期的な財政計画と総合将来計画

【現状の説明】

（ア）中長期戦略構想策定体制の発足

私立大学を取り巻く環境は、「競争と評価」が求められる極めて厳しい時代となっている。このような環境のなかでは、各大学がそれぞれの建学の理念、これまで培ってきた伝統をふまえて、戦略をもって主体的・機動的に将来構想を構築し、教育・研究機関として社会全体にどのような貢献をしていくかについての明確なビジョンを打ち出し、その独自の存在意義を社会に強く訴えていかなければならない。なかでも、スピード感あふれる教育改革を展開しなければ社会から淘汰されてしまうとの現状認識のもと、学校法人関西大学は、2005 年 1 月、新たな時代を切り拓いていくための中長期戦略構想策定体制を構築し、推進することとした。そしてこの体制において、中長期的な総合将来計画を策定していくとともに、それを踏まえた財政計画を立てることとした。

（イ）新体制の概要

この体制は、私立学校法が 1949 年に制定されて以来の大幅改正を受け、理事会と理事長の権限・責任を明確にするとともに、経営と教学が一体となり、理事会・教員組織・事務組織の三者が十分な意思疎通を図り、理事会の経営方針と教職員個々人の経営意識との乖離を埋められるように、法人全体の中長期構想を日常的に審議し策定する全学体制を構築したものである。次の概念図に示すように、「基本構想推進会議」、「関西大学戦略会議」および「経営審議会」の各組織が設置された。

①「基本構想推進会議」は、学校法人の業務における最高執行責任者である理事長の諮問機関として、学園の基本構想を策定し、理事長に答申する。理事長は、基本構想推進会議の答申を受けて、理事会へ基本構想を上程する。理事会がそれを受けて審議のうえ、「基本構想に基づく中長期的な総合事業構想の計画」について、関西大学戦略会議に諮問する。主な構成員として、学内理事、副学長などの経営と教学が一体となって検討できる体制を整えている。

②「関西大学戦略会議」は、学校法人の業務における最高決定機関である理事会の諮問機関として、高邁な理念に基づき、戦略をもって主体的・機動的に将来構想を構築するため、設置されている。関西大学戦略会議は、理事会の諮問に応じて、学園の中長期的な総合事業構想について審議し、理事会に答申することを任務とする。

なお、関西大学戦略会議の検討部会として、「経営専門委員会」及び「教学専門委員会」を設置し、これらは中長期的な総合事業構想の実現に向けた具体的な施策について策定する組織である。構成は、学園における設置学校の長、大学からは副学長、各学部長等の構成員が参加し、理事長が指名する学内理事など、学校法人関西大学総体として詳細かつ十分な検討を可能にさせる体制作りを行っている。

③「経営審議会」は、理事長の諮問機関として設置され、外部の有識者の参画を広く求め、経営にその知見を活かすことにより、法人の運営に対する学外の意見を積極的に反映させることを目的とする。外部の有識者は、各界を代表する方々により構成されており、現在 7 名が理事長により委嘱されている。

この体制が実現したことにより、意思決定プロセスの迅速性、透明性が確保され、社会に対する説明責

任を果たすことが可能となった。

そして、学校法人関西大学は、2005 年 5 月に「関西大学の経営理念・基本方針」を改めて策定し、中長期構想を戦略的に策定する意思決定体制において、その基本方針に基づく行動計画を順次推進していくため、基本構想推進会議及び関西大学戦略会議で鋭意検討している。

（ウ）中長期的な財政計画と総合将来計画

前述した中長期戦略構想策定体制における「基本構想推進会議」において、法人及び各設置学校がそれぞれの立場で検討した充実計画を総合的に調整し、学園全体の計画案として理事長に答申している。

具体的には、各部門から要求される中長期的な事業計画(人事、財務、教育研究、施設設備等)を受けて、消費収支の状況を勘案しながら、これらの事業遂行に必要な財源をいかに調達し、どのような中長期的な財政計画を立案していけばよいのかなどの検討を行っている。当然、学費改定を行うなどの財政的な見地から検討を行う際にも、財政試算資料がひとつの資料として活用されていることはいうまでもない。

資金需要に対しては、効果的・効率的な執行を求めて経費の節減に努めるとともに、教育研究上の将来構想、施設設備の需要予測、全学的な優先度等を検討して実施時期を調整している。

教学からの事業計画については、学長が各学部等の教育研究機関からの改善・充実計画を受け、財政的裏づけの必要なものについては「基本構想推進会議」において提案検討に付されている。

現在、関西大学の経営理念・基本方針に定められた総合将来計画である行動計画については、短期 1 年、中期 4 年、長期 8 年のスパンに区分し、中長期戦略構想策定体制の中で、策定されている。

（エ）教学の意思決定機関との関係

今回の提案における「関西大学戦略会議」の役割は、理事会からの諮問を受け、中長期戦略構想を計画・審議・立案し、理事会へ答申することである。

この答申は、理事会における中長期にわたる経営戦略（グランドデザイン）の形成に資するものであり、現行の教学における実行施策の意思決定プロセスに変更を加えるものではない。

理事会が学園の中長期事業構想を策定するにあたり意思決定の一助として供することを目的としたものであり、教学事項に関しては、「関西大学戦略会議」の審議事項ではない。

したがって、教学における意思決定機関である「大学協議会」、「学部長会議」、「教授会」の枠組み、権限は従来どおりである。

図Ⅰ-12-1　中長期戦略構想策定体制　概念図

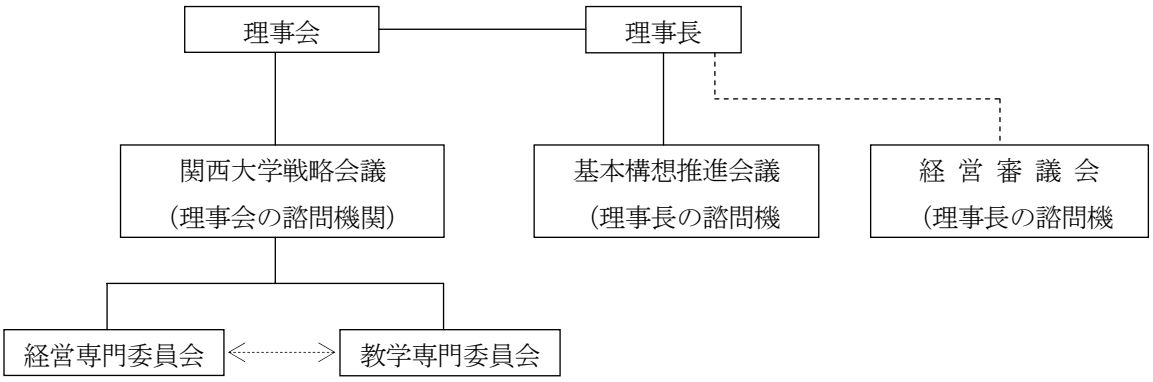

【点検・評価】

この中長期戦略構想策定体制が実現したことにより、意思決定プロセスの透明性が確保され、社会に対する説明責任を果たすことが可能となった。加えて、従来までの課題であった「経営と教学が一体となり、高い理念に裏付けられ、かつ着実な財政的展望に裏付けられた中長期的な将来構想を計画・審議・立案する」ことへ歩み出したということができる。このようにこの体制の構成員には、学園全体の立場から将来計画等を検討していくため、全学的な立場での意見が求められる。

そして法人、教学との総合的な将来計画の策定・実行・改善、自己点検・評価委員会による点検・評価のサイクル（PDCA）が維持されることにより、中長期的な財政計画に基づいた教育研究計画の立案・実行が図られる予定である。このように本学の将来ビジョンを学内外に積極的に明示し、発信力があってこそ、本学の教育理念に共感して入学してくれる学生を確保することができ、財政基盤の確立が図られ、未来に向けて、本学の使命である「『知』の世紀をリードし、新しい『公共』を創造する力漲る 21 世紀型総合学園」を達成し、「強い関西大学」が実現される。

（2）外部資金等

【現状の説明】

学生生徒等納付金は帰属収入の約 75%を占める最大の財源であるが、昨今の社会的・経済的状況から安定的に確保し続けることは、きわめて難しくなっているものと認識し、早くから財源の多様化に努めてきた。研究資金の調達においても、社会・経済のグローバル化、科学・技術の高度化が学術研究の高度化・大規模化をもたらし、特に工学系分野における研究内容の高度化・大型化に対応すべく、外部資金等の導入を懸命に推進しているところである。

本学における科学研究費補助金の採択と交付金額の状況については、第Ⅰ編第 6 章でも述べたとおり、ともに近年右肩上がりで上昇傾向にある。交付金額でみた場合、全 4 年制私立大学では常に上位（2002 年度 18 位、2003 年度 11 位、2004 年度 12 位、速報では 2005 年度は 9 位）に位置している。国公私立を含めた全 4 年制大学でも、2002 年度 75 位、2003 年度 62 位、2004 年度 72 位、速報で 2005 年度 67 位という状況である。また、特別研究員奨励費を含めた実質的な交付金額の総額では、2004 年度以降、毎年 3 億円を突破している。申請件数と採択件数、交付金額ともに工学部が約半数を占め、文学部、総合情報学部がこれに続いている。特に近年文学部の伸びが、全体の数値に大きく貢献している。次表に、近年の申請と採択状況を所属別に示す。

表Ⅰ-12-2　所属別の科学研究費補助金の応募・採択状況　（単位：千円）

2002 年度

区分／所属	新　規				合計（新規＋継続）			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
法	8	3	37.5%	3,600	9	4	44.4%	4,400
文	17	11	64.7%	38,400	32	27	84.4%	55,500
経済	1	1	100.0%	5,460	3	3	100.0%	9,360
商	14	5	35.7%	8,200	16	7	43.8%	14,200
社会	8	4	50.0%	7,000	11	7	63.6%	11,200
総情	18	5	27.8%	12,100	22	7	31.8%	17,200
工	105	23	21.9%	70,600	130	48	36.9%	122,460
外機	2	1	50.0%	1,300	3	1	33.3%	1,300
計	173	53	30.6%	146,660	226	104	46.0%	235,620

2003 年度

区分／所属	新　規				合計（新規＋継続）			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
法	5	1	20.0%	1,400	8	4	50.0%	4,200
文	19	8	42.1%	14,400	34	23	67.6%	43,670
経済	4	2	50.0%	2,700	6	4	66.7%	12,250
商	11	6	54.5%	12,800	17	12	70.6%	20,000
社会	7	4	57.1%	14,900	12	9	75.0%	22,600
総情	10	1	10.0%	1,800	16	7	43.8%	13,300
工	98	31	31.6%	117,580	126	59	46.8%	171,860
外機	5	1	20.0%	900	6	2	33.3%	1,600
計	159	54	34.0%	166,480	225	120	53.3%	289,480

2004 年度

区分 / 所属	新　規				合計（新規＋継続）			
	申請件数	内定件数	採択率	交付金額	申請件数	内定件数	採択率	交付金額
法	7	2	28.6%	7,200	8	2	25.0%	7,200
文	42	16	38.1%	31,630	56	29	51.8%	59,200
経済	11	6	54.5%	8,100	14	9	64.3%	16,550
商	11	6	54.5%	10,800	18	13	72.2%	20,200
社会	9	1	11.1%	1,800	16	8	50.0%	11,200
総情	13	5	38.5%	11,500	19	11	57.9%	20,300
工	94	26	27.7%	85,200	134	66	49.3%	172,530
外機	9	4	44.4%	5,400	11	6	54.5%	6,600
法科	3	2	66.7%	4,000	3	2	66.7%	4,000
計	199	68	34.2%	165,630	279	146	52.3%	317,780

（注）転入者・転出者を再整理した数字で示す。間接経費を含む。

さらに、学部等別の外部資金の受け入れ状況は、大学基礎データ表 32～34 のとおりであるが、このうち、前記の科学研究費補助金として受け入れたもの以外について、大学全体でみると次表のとおりである。年々、件数、金額ともに増加傾向にあることがうかがえる。

表Ⅰ-12-3　外部資金の受け入れ状況（全体集計）　（単位：千円）

年度 / 名称	2002 年度				
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）	うちオーバーヘッドの額
政府もしくは政府系関連法人からの研究助成金	18	11.8%	91,494	45.1%	5,690
民間の研究助成団体からの研究助成金	19	12.5%	17,650	8.7%	901
奨学寄附金	46	30.3%	30,380	15.0%	3,038
受託研究	62	40.8%	59,210	29.2%	6,275
学外共同研究	7	4.6%	4,253	2.1%	561
合計	152	100.0%	202,987	100.0%	16,465

年度 / 名称	2003 年度				
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）	うちオーバーヘッドの額
政府もしくは政府系関連法人からの研究助成金	24	14.3%	79,358	40.6%	8,253
民間の研究助成団体からの研究助成金	12	7.1%	10,703	5.5%	790
奨学寄附金	58	34.5%	42,116	21.5%	4,012
受託研究	60	35.7%	43,760	22.4%	4,220
学外共同研究	14	8.3%	19,504	10.0%	1,368
合計	168	100.0%	195,441	100.0%	18,643

年度 / 名称	2004 年度				
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）	うちオーバーヘッドの額
政府もしくは政府系関連法人からの研究助成金	23	11.3%	131,660	48.3%	10,313
民間の研究助成団体からの研究助成金	15	7.4%	15,659	5.7%	1,405
奨学寄附金	64	31.4%	45,067	16.5%	3,937
受託研究	66	32.4%	58,272	21.4%	5,389
学外共同研究	36	17.6%	21,918	8.0%	1,801
合計	204	100.0%	272,576	100.0%	22,845

名 称 ＼ 年 度	3ヵ年間合計				
	件数	構成比(件数)	研究費	構成比(研究費)	うちオーバーヘッドの額
政府もしくは政府系関連法人からの研究助成金	65	12.4%	302,512	45.1%	24,256
民間の研究助成団体からの研究助成金	46	8.8%	44,012	6.6%	3,096
奨学寄附金	168	32.1%	117,563	17.5%	10,987
受託研究	188	35.9%	161,242	24.0%	15,884
学外共同研究	57	10.9%	45,675	6.8%	3,730
合計	524	100.0%	671,004	100.0%	57,953

【点検・評価】

研究者が教育研究の傍ら研究資金の獲得のために奔走することは、時間的にも労力的にも難しく外部資金導入のネックになっていた。本学では研究支援の一環として 1995 年度に研究助成課を設置して、情報収集、申請手続き、会計処理等の事務処理を一元的に請け負い、研究者の負担軽減と研究の活性化に寄与している。

科学研究費獲得の基礎となる申請状況では、新規の申請率（全専任教員数に占める申請者数）が３割に満たない学部等がいくつかみられる。外部資金の獲得を促進する諸制度の改革に呼応した形で、より強力できめの細かい申請支援・促進を働きかける必要がある。その端的な例として、2003 年度に既存の学内助成制度の一部を廃止して、科学研究費の応募に必要とされる費用を支給する助成制度（科学研究費申請奨励研究費）を創設したことで、一定の成果があがっている。今後この種の奨励研究費を他の外部資金にも適用して、引き続きその導入促進を図りたい。具体策については、「第６章　研究活動と研究環境（1）イ競争的な研究環境創出のための措置」で詳述のとおりである。

また、企業等からの受託研究費の大半は先端科学技術推進機構が占めているが、日本経済の再生を担う産学連携施策の推進に対して、同機構内に産学連携センターを設置し、支援体制を整備する等の機敏な対応が奏功したものと考えられる。本学の「開かれた大学」という教学方針や社会への貢献という見地からも、これらを大学全体の政策として包含し、より強固な推進を図るために 2005 年度に社会連携推進本部を創設した。これによって、知的創造サイクルの確立と社会貢献が一層促進されることを期待している。さらに、2006 年度に予定している研究支援体制の抜本的な見直しと再構築によって、外部資金の導入・獲得は戦略的に加速されることとなろう。

(3) 予算の配分と執行

【現状の説明】

ア　予算編成方針と予算編成

予算の編成作業は、6 月から開始し、9 月の予算編成方針（①基本方針②事業方針③財政方針）の決定と発表、その間、予算申請を求め、10 月のヒアリングと 11 月の予算折衝を経て、12 月の予算原案の作成となる。1 月から開催される大学予算委員会（法人の設置する大学の予算編成に関する事業計画の審議を行う学長を委員長とする機関）および予算会議（年度事業方針、年度予算編成方針、年度予算案等を審議する理事長の補佐機関）の審議を経て、理事会で慎重に審議を行い、3 月開催の定例評議員会で最終的に決定する。なお、このたびの私立学校法の一部改正に伴い、2005 年度予算から新たに評議員会の諮問事項として「事業計画」が追加され、それを受けて、2005 年 3 月の評議員会で予算案と併せて「事業計画（案）」が議決・承認された。

予算編成の具体的なスケジュールは、概ね次のとおりである。

6・7 月：①財務局長は、各学部・各機関の責任者から予算編成方針に含めるべき事項の提出を受け、それ

を検討し、事務局案として取りまとめて理事長に提案する。
②理事長は、予算編成方針案を予算会議に諮り、意見を聴き、9 月に大学予算委員会の議を経て再度予算会議に諮り、決定する。

8・9 月：①財務課長は、予算申請関係書類を予算実行単位の部署に配付するとともに、予算申請事務説明会を開催し、予算編成の基本的な考え方を説明する。
②予算編成方針の通知に先立ち、予算申請の準備段階での指針となるよう、財務担当理事である常務理事が事務管理職者に対して「予算の申請枠（シーリング）について」の文書を通知する。
③予算編成方針案が理事会で審議され、承認される。各学部・各機関に予算編成方針を通知する。
④各学部・各機関は、予算申請を行う。

10 月：　①10 月定例評議員会で「予算編成方針」を報告する。
②当年度の当初予算の補正が、定例評議員会で審議・議決される。
③予算担当課（財務課・管財課・施設課・人事課、以下同じ。）は、予算申請内容の確認と調整のため、予算申請部署に対しヒアリングを実施する。

11 月：　①常務理事、財務局長、管財局長、総務局長等と予算実行単位責任者（各学部・各機関の長、以下同じ）とで、予算折衝を行う。なお、収入予算案は、各部署から提出された資料をもとに財務局で取りまとめて作成する。

12 月：　①予算担当課で取りまとめた予算案と財政問題検討会（常務理事を座長とした検討会）および基本構想推進会議（理事長の諮問機関）で協議した中長期財政予測資料なども参考にしながら、財務局で統合した予算原案を作成するとともに、予算原案の説明資料となる事業計画案を作成する。

1 月：　①大学予算委員会および予算会議で予算案および事業計画案を審議し、承認される。
②理事会で予算案および事業計画案が慎重に審議され、承認される。

3 月：　①評議員会各委員会の正副委員長による懇談会（正副委員長懇談会）で、評議員会の議事および予算案等について懇談する。
②評議員会の事前審査（総務、財政、人事、学事、給与厚生各委員会）で予算案が審議され、承認される。
③定例評議員会で予算案が審議され、議決される。
同日付で、議決された予算を各学部・各機関に通知する。

（注）2004 年 10 月に発足した第 15 期理事会において、専務理事は欠員となり、代って、新たに常務理事が置かれた。また、中長期計画検討会は発展的に解消して新たに基本構想推進会議が設置された。

イ　予算の配分と執行

予算の立案および予算の実行を分担する活動単位は、経理規則細則により、法人部局、大学、高等学校、中学校、幼稚園の 5 つの予算単位に区分されている。それぞれの予算単位には、予算単位責任者（常務理事、学長、高等学校長、中学校長、幼稚園長）が置かれ、その下に予算実行単位責任者が置かれている。

各部署は、予算編成方針に基づいて、予算編成システム（予算申請から予算配賦まで行う財務システム）で予算申請資料（予算執行計画を含む。）を作成し、各予算実行単位責任者を通じて予算申請を行うことになる。予算申請を受けた予算担当課は、申請内容を精査し、その結果を持って予算申請部署に赴き、申請内容についてヒアリングを行う。そして、その結果と予算実行単位ごと、事業単位ごとに前年度の実績や効果・効率性などを総合的に勘案して予算配分に係る事務局案を策定する。その事務局案を経理統括者（常務理事）の下で検討・吟味した上で、各予算実行単位責任者と予算折衝を行う。その結果を全体的に調整し、最終的な予算配分案（予算原案）が作成される。その後の手続きについては、前述アのとおりである。

決定された予算は、予算単位責任者に通知され、それぞれの部署は、認められた事業計画に基づき、教育

研究活動をはじめとした諸活動に有効かつ効率的に執行していくことになる。その際、予算担当課は、経理規則等の規定に則して、予算が適正に執行されているか、税務上問題はないか、また、財務システムで作成する予算管理表に基づき執行額が予算をオーバーしていないかなど、常に予算執行管理に万全の注意を払うとともに、毎月、あるいは、随時に、全学的な執行状況（予算額、執行科目など）の点検を行い、相互牽制作用も働かせながら、各部署からの支払依頼や収納依頼に対して適切に対応するようにしている。予算を超える新たな事業計画が年度途中に生じ、要望があった場合は、その要望内容等を文書にまとめて提出することを求め、それを検討した結果、実施することが適当であると決定すれば、決裁手続きを経て、現予算の範囲内で流用可能であれば流用し、流用可能でなければ予備費を使用し、それも可能でなければ、補正予算として計上することになる。年度末においては、予算と実績の差異分析を行い、差異が多い部署については、その理由と今後の対応などについて報告を求め、検証を行い、次年度以降の予算編成に役立てる。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

2005 年度予算編成から、業務が複雑・多様化する中にあって、申請が効果的かつ効率的に行えるように見直した。すなわち、①事業内に実施計画区分を新たに設定し、②予算申請区分を経常・臨時・制度・収入見合の 4 区分の経費に分類して各部署から申請するようにして、予算編成にメリハリがつくよう工夫を凝らし、具体的には、実施計画区分ごとに計画内容およびその効果を記載して予算申請するように変更した。経常的経費については各部署にシーリング枠を数値で提示し、経常的経費はこのシーリング枠内で申請、臨時的経費は経常的経費も含めた前年度予算の範囲内で申請するようにした。そして、経常的経費はこのシーリングの範囲内の申請であれば原則として認めるものとし、期中の執行管理において予算統制を厳密に図るようにした。そのため、予算折衝の重点を臨時的経費の申請におき、その内容を充分精査して折衝を行うようにした。

また、法人部門に比べて、教学部門は、組織も大きく、数多くの予算実行単位に細分化されているため、学長の手元で予算申請内容を短期間で精査、調整して予算申請することが難しい状況にあり、学部、研究所など同種の組織ごとにまとめて調整できるような申請方法の検討が課題となっていたが、今後は、教務センター（仮称）をはじめ研究支援センター（仮称）や研究所事務室の実現などにより、整合性をもって申請される環境が整いつつある。

予算の執行状況に関しては、補正予算の編成、予備費の使用、予算の流用などにより、硬直的な予算執行に陥らないよう十分留意している。理事会に対しては、毎月、財務局から前月末時点の資金収支レベルでの月次報告を行うとともに、適宜、有価証券の購入状況や保有有価証券の運用状況（3 ヵ月ごと）などについても報告し、収支状況や資産の現況についての理解を得ている。

経営判断支援資料としては、資金収支計算書、消費収支計算書、予想貸借対照表のみならず、事業別予算書（教育研究経費、管理経費、設備関係支出）、キャッシュフロー計算書などを作成するとともに、財政状況の分析やローリング方式による将来の財政予測なども行っている。今後は、これらの資料が、より迅速、かつタイムリーに作成できるよう、現行の財務システムの見直しを行うとともに、現行の作成資料の見直し、整理を行う必要がある。また、期中においてもリアルタイムに各種の経営判断支援資料が作成でき、理事会、基本構想推進会議などにこれらの資料が効果的に提供できるように、さらに改善を加えていかなければならない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

2004 年 10 月に発足した第 15 期理事会で「中長期戦略構想策定体制」が構築され、2006 年度からより具体的な中長期計画が策定されることになった。今後はこの中長期計画に基づいて各年度の予算を編成することになる。したがって、各学部・各機関は、それぞれで検討・決定している中長期計画を、学長をはじめとした所管の長に要望することにより、学長等の手許でそれらの要望を検討のうえ、理事長に検討依頼するこ

とになる。理事長は将来の計画とすることが適当であるかどうかについて基本構想推進会議に諮問し、その答申を得て理事会から戦略会議などに諮問し、所定の手続きを経て、議決・承認されれば、これを予算編成方針に反映させて予算申請を願うことになる。

特に、2005 年 2 月に発表した高槻新キャンパス構想については、高層ビル建築などに多額の資金需要が見込まれることから、これまで以上に財政基盤の確立に重点を置いた財政運営が求められる。

また、2005 年 3 月に「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が施行され、それが 2005 年度決算から適用されるようになった。改正内容は、①基本金の取崩し要件の緩和、②貸借対照表における注記事項の充実についての 2 点である。公的機関としての学校法人が社会に対する説明責任を果たすよう、さらに充実した財務情報の公開が求められる。現在、この改正に速やかに対応できるように検討を進めている。

（4）財務監査

【現状の説明】

監事は寄附行為第 15 条に規定されている職務（学校法人の財産の状況を監査すること、理事の業務執行の状況を監査することなど 5 項目）を行い、理事会（原則、月 2 回開催）に常時出席し、理事の職務執行状況を監査し、意見を述べることができるようになっていた。このたびの私立学校法の一部改正に伴い、寄附行為第 15 条を改正し、「理事の業務執行状況」を「学校法人の業務」に改め、新たに「監査報告書」を理事会および評議員会に提出することが追加され、現在は 6 項目となっている。また、「監査報告書」の新設に伴い、これまで寄附行為第 37 条で規定していた「監査意見書」が廃止された。これは 2004 年度決算から適用されている。

監事は監査法人から「監査計画概要書」の報告を受けて外部監査の概要を掌握し、内部監査室からも「監査報告書」の報告を受け、内部監査の概要を掌握している。三者がそれぞれ協力して役割を分担することで効率的かつ効果的な監査を行っている。具体的には、当年度取得した建物や設備等に関する現地監査および現預金、有価証券などの実査や、資産の状況に関する帳簿監査を毎期行い、適宜、理事会などの審議事項に関する資産の保全状況に関する監査などを行ったりしている。また、監査法人および内部監査室から監査結果を聴取し、意見交換を行うなどして今後の監査に役立てるようにしている。

外部監査としての監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき、経理上遺漏のないように万全を期している。毎年の監査計画は、監査法人が監事に対し提示した「監査計画概要書」に基づき、概ね 9 月の現場視察（現地監査）に始まり、翌年 4 月の決算、5 月の部門別計算が確定するまで延 100 日間程度にわたって監査を実施している。具体的には①内部統制の評価および取引記録、②確認、③実査、④計算書類項目、⑤固定資産の現場視察、⑥当該年度の重点監査事項などである。その監査結果を「監査実施報告書」として理事長、常務理事、内部監査室長同席の場で監事に報告している。また、理事長には監査の過程で気付いた事項を①過年度報告事項の当期の状況、②当年度指摘事項等に区分し記載した「監査覚書」を提出し、学校法人の会計処理の改善に役立てている。

内部監査制度は、1971 年度に発足（経理規則に規定）しており、1997 年度には、内部監査を効果的に実施し、監査水準の向上を図るため、内部監査規程が制定され、内部監査室が設置された。内部監査室は、理事長が決定した内部統制組織として、業務が適正に執行されているかどうかを監査するとともに、必要があれば、監事と監査法人の監査に協力することになっている。また、内部監査の対象を、①業務監査、②会計監査、③資産保全監査、④システム監査とし、監査計画によりその業務範囲を明らかにし、監査担当者を定め実地監査を行い、監査結果は監査報告書にまとめ理事長に報告するとともに、監事と今後の監査方針などについても相互の意見交換を行うなど効果的な監査が行われるように取り組んでいる。さらに、科学研究費補助金の適正な使用を確保するため、無作為抽出による内部監査を実施している。

なお、上記の「監事と監査法人」、「監事と内部監査室」、「監査法人と内部監査室」は、それぞれ定期的、

あるいは、必要に応じて打合せ、確認等を行っている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

監事、監査法人、内部監査室がそれぞれの役割に基づいて策定した監査計画書により監査を実施し、その結果を監事からは理事会および評議員会（理事会、評議員会には監査報告書を提示し、報告する。）に、監査法人からは監事（理事会、評議員会には監査報告書を提示し、報告する。）に、内部監査室からは理事長にそれぞれ監査結果の報告を行っている。特に、財務監査については、監査法人監査と監事監査により私立学校振興助成法が求める精度の高い監査を実施している。今後も、さらに監事、監査法人、内部監査室が相互に連携・協力して、効率的かつ効果的な監査を行い、円滑な法人運営に寄与していかなければならない。

なお、監事監査については、私立学校法の一部改正に伴い、2004 年度決算から「理事の業務執行状況」が「学校法人の業務」に改正され、監事のもうひとつの役割である業務監査の対象範囲が拡大した。これに伴い、監事による業務監査対象の明確化や監査方法なども検討し、「監事規程」の制定なども視野に入れて対処していかなければならない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

監事による業務監査対象の明確化、監査方法などの検討および「監事規程」の制定が喫緊の課題である。そのことを踏まえて監事、監査法人、内部監査室それぞれが、その目的や役割の認識について共有化を図り、これまで以上に効果的な監査が行えるよう三者が密接に連携していかなければならない。

そのためには、年度当初に、監査対象範囲と監査役割を明らかにし、さらに効率的・効果的な監査を追及していくための情報収集体制を整えるなどして、監査の精度を高め、大学のアカンタビリテイ(説明責任)が果たせる監査体制を構築していく必要がある。

(5) 私立大学財政の財務比率

【現状の説明】

2007 年度の全入時代を迎え、定員を充足することができない大学も増えてきており、民事再生法の適用を受ける大学も出現するなど大学倒産も現実的な問題となってきている。教育研究が複雑・多様化する中で、大学として個性を発揮するためには、限りある財源をどのような事業にどの程度配分するか、費用対効果なども考慮に入れて検討していかなければならない。とりわけ、財政基盤の確立が何にもまして重要視されるところである。

昨今、私立大学の財政状況に関連する記事を新聞や週刊誌などで目にする機会が増えている。マスコミが独自に調査した資料に基づき、財務分析を行い、特定の財務比率などにより、各大学の財務の安全性などをランク付けして評価しているケースもある。また、知名度アップ等のために財務格付けを公表する大学も出てきている。最近では、大学改革の今が分かる日経ＢＰムック「変革する大学」シリーズで、主要大学の取り組みがそれぞれ紹介されており、先般、本学も「大阪とともに強くなる！」という表題で刊行された。これも大学が社会的に強い関心を持たれてきた現われであろう。

本学の財務比率は、大学基礎データ表 46・47 に示すとおりである。ここ 5 年間の消費収支計算書や貸借対照表における財務比率の推移は、日本私立学校振興・共済事業団が調査した財務比率（規模別）と比べて、概ね良好な状況にあると言える。特に、ストック面における比率は、現在のところ、上位ランクに位置づけられる。そのためか、前述したマスコミなどの評価も上位にランクされており、今後とも、これを維持・向上させ、常に、財務の健全化と財政基盤の強化につなげていく必要がある。

本学では、毎年、同規模大学との財政状況比較を行うとともに日本私立学校振興・共済事業団による資料などにより、各種の比較調査資料を作成し、本学の位置の確認と今後の目指すべき方向性を検討する材料と

している。また、そのほか、中長期の財政予測資料の作成とそれに基づく財務分析資料など各種の資料を作成し、経営判断支援資料として活用している。

ストック面からは、負債を減少させること、基金の拡充に努めること、フロー面からは、帰属収入の安定的確保を図り、支出の抑制を行うことなどが基本となる。2005 年 2 月に発表した高槻新キャンパス構想、学部の再編および新学部構想の検討などこれから予測される資金需要に対して、そのための財源確保をどのように行うか、これまで以上に慎重な財政運営が求められる。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

2004 年度決算と、それまでにおけるここ 5 年度間の財務比率、特に、貸借対照表関係比率については、消費収支差額構成比率を除く全ての項目において経年的に改善してきており、全般的に全国平均（2003 年度）に比べても、良好な比率を示している。しかし、2007 年度に大学全入時代を迎えることが予測されており、今後、本学が、どのような財政状況（財務比率）を目指すべきか、また、目指さなければならないかは、新たな「中長期戦略構想策定体制」の下で検討される事業計画を基本に作成される中長期財政予測などが重要な役割を果たすことになる。特に、先に述べた高槻新キャンパス構想等の実施により財政上どのような影響が出てくるのか、資金計画の策定などについて充分な検討が必要である。

消費収支関連比率についても、概ね、良好な比率を示している。しかし、2001 年度から 2 年間続いた累積消費収入超過は、2003 年度から累積消費支出超過に転じており、その原因の究明と対策を十分検討する必要がある。学生生徒等納付金をはじめとした帰属収入の安定的な確保はもちろんのこと、支出面においては、これまで以上に効率的・効果的な予算の執行に努め、教育研究の充実・向上を図る方策を考えていかなければならない。学生生徒等納付金以外の補助金や寄付金、受託研究費など外部資金の確保に積極的に取り組んでいかなければならない。特に研究費については競争的資金や外部資金の積極的な確保に努め、内部資金による研究費の取扱いについては、今後、見直す必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

財務比率の改善のためには、負債の減少と学生生徒等納付金の安定的な確保が何よりも重要である。また、それ以外の収入の確保についても積極的に取り組んでいかなければならない。特に、本学は、同規模大学に比べて、寄付金収入が少ないため、寄付金比率は極端に低い状態にある。2002 年度から 2006 年度の間は、創立 120 周年記念事業の募金活動を行うために、若干、その比率は向上してきているが、この機会に、規制緩和された現物寄付への対策も含めて、永続的な寄付確保のためのシステムを構築していかなければならない。2007 年度以降の募金体制のあり方について今後、検討を行う予定にしている。

13　事務組織

大学を経営していく場合、法人と教学が一体とならなければならない。そのために、第 15 期理事会では、法人の中長期構想を日常的に審議し策定する全学体制として、中長期戦略構想策定体制を構築した。この体制は、理事会の諮問機関として「関西大学戦略会議」、理事長の諮問機関として「基本構想推進会議」、理事長の諮問機関で、学外有識者の意見を経営に反映させる「経営審議会」である。この体制の構築により、理事会と理事長の権限・責任が明確になるとともに、経営と教学が一体となり、理事会・教員組織・事務組織の三者が十分な意思疎通を図られ、理事会の経営方針と教職員個々人の経営意識とのギャップを埋められるようになった。

また 2006 年秋には、学生サービス、教員サービスのさらなる充実および教務事務の充実を図るために、教務関連部署の業務の再編として教務センター（仮称）を設置する予定である。この構想の実現により、教学を支える機能の強化および事務能力の向上を図ることができることとなるだろう。

今後は、中長期戦略構想策定体制が効果的に運営され、教学部門が機能的に再編され、教務センター（仮称）が効果的に運営されることにより、事務組織と教学組織との有機的な連携を目指さなければならない。

（1）事務組織と教学組織との関係

【現状の説明】

学校法人関西大学と設置学校を含む事務組織の全体図を示すと図Ⅰ-10-1 のようになり、大学の事務組織は、その一部を構成している。また、大学における教学組織と事務組織の連携・協力関係も、図のとおりである。

現在、大学には 7 学部（法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、総合情報学部、工学部）の教育研究組織（以下「教学組織」という）があり、それぞれの教学組織に対応して、7 学部の事務組織が置かれている（第 2 部学部事務室は、総合情報学部および工学部を除く 5 学部の夜間主コース学生及び第 2 部学生を対象とした事務組織である）。また、本学学生への効果的な外国語教育を行うことを目的に設置され、既存 7 学部と同等の教育研究組織である外国語教育研究機構やファカルティ・ディベロップメント（FD）研究、授業評価等を含む全学に共通する教育を企画・立案する教学組織として全学共通教育推進機構、さらに学生センター、キャリアセンター、国際交流センターなどの学生の支援組織としての教学組織やその他の教学組織にも、それに対応して必ず事務組織が設置されている。加えて、産学官連携事業、知的財産の創造・保護・活用、地域連携活動等の推進を通じ、一層の社会連携を図ることを目的として、2005 年 4 月に社会連携推進センターを立ち上げ、それに対応する事務組織が設置されている。

【点検・評価】

〈長所〉

各教学組織の長は教員であるが、基本的には、各教学組織を運営する諸機関の事務はそれぞれの事務組織が担っており、また、教学部門の懸案事項等を検討する各種委員会等にも原則として事務組織の長やそれに代わる者が参加しており、事務組織の側の意見を述べることができるようになっている。教学に関する全学的な協議機関である学部長会議にも大学本部長等の事務職員が会議事務局担当者として出席している。このように、本学の事務組織と教学組織との連携協力関係は、確立していると言えよう。

〈問題点〉

上述のとおり本学の運営は、教学組織と事務組織が一体となって行われているが、最高意思決定機関は理事会である。また、本学のように最高執行責任者である理事長が経営全般の責任を負い、一方、教学組織

の長である学長はもっぱら教育研究面での最高責任者であるといった組織の特性として、経営と教学がそれぞれの相対的独自性を発揮できるといった利点がある反面、経営、教学双方の責任者間の連絡・調整が十分になされていない場合などには、事務組織の中間管理職者は、同一事項に関し、双方から相反する指示、命令を受けるといったことがあり得る。その場合の調整役は指示・命令を受けた中間管理職者が担うこととなり、組織の円滑な運営に当該中間管理職者の果たす役割は非常に大きくなることとなる。

その他の問題点としては、研究所事務室の統合等によりある程度は緩和されつつあるが、教学組織に対応して事務組織を設置する結果、小規模な事務組織が存在し、事務の効率化や効率的な人員の配置を損なうといった問題点も若干見受けられる。また、学部事務室の縦割り組織からくる弊害に対しては、連絡調整機能を有する機関としての大学事務局の設置や事務連絡会を定期的に開催するなどして、他学部や全学的問題に対する情報の共有化を図るとともに、全学的問題に関しては学部自治を損なわない限り統一的歩調をとれるよう努力している。

図Ⅰ-13-1　事務組織図（2005年4月現在）

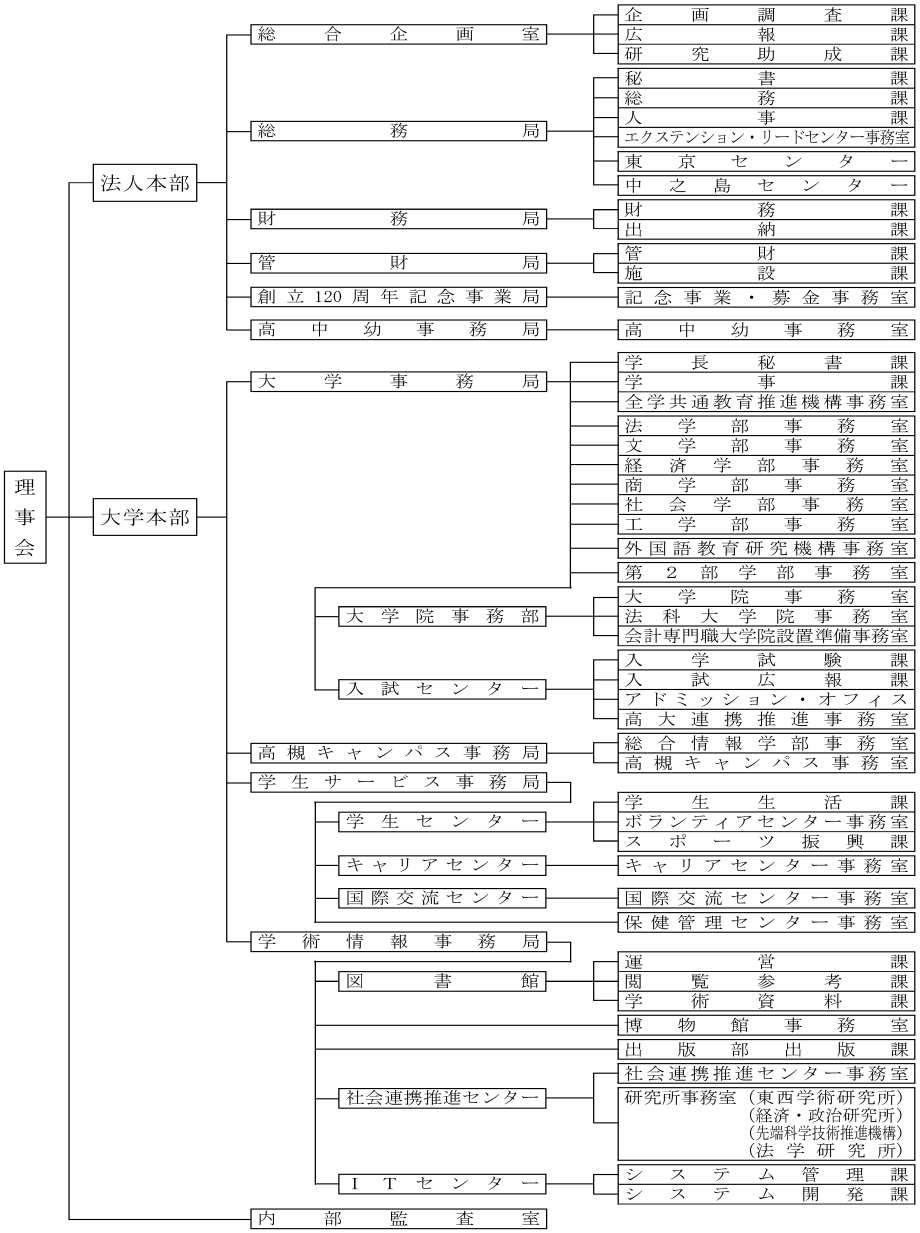

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

なお、近年の大学を取り巻く環境の変化に対応して事務職員の役割の見直しが叫ばれているが、この動

向に対応して、個々人の能力開発と事務組織の活性化に資するため、2003 年度からの事務職員の「能力主義人事制度」が導入され、人事制度の再構築がなされた。

また、事務職員の異動に関しては、例えば、大学事務局学事課の事務職員が高中幼事務室に異動をしたり、逆に高中幼事務室に所属している者が大学の法学部事務室に異動になるといった設置学校間の異動や、さらに、大学の学部事務室から法人の人事課への異動といった設置学校と法人間の異動が定期的に行われている。これは、同一部署に長期間勤務することによるマンネリ化等の弊害を防止するとともに、将来、管理・監督者になった場合、より広い視野から物事を判断できるような人材の育成を目的に行われるものであり、今後とも計画的に行う必要がある。

ちなみに、これら事務職員の人事制度の検討や異動等を掌る所管部署は総務局人事課である。

(2) 事務組織の役割

【現状の説明】

教学にかかわる事務組織として、教学に関わる事項に関し企画・立案・補佐機能を担っている部署としては、大学事務局の学長秘書課・学事課、各学部事務室、外国語教育研究機構・全学共通教育推進機構の各事務室がある。

これらの部署の予算に関しては、大学の予算単位責任者は学長であり、その予算単位における予算の立案や予算の実行について責を負うことになっている。さらに、決定された予算の実行のみを分掌させるため予算実行単位（責任者）が置かれており、各組織の長である大学教員がその任にあたっている。

意思決定・伝達システムの中での事務組織については、ユニバーシティ・ガバナンスの強化として、2005 年 4 月の私立学校法の改正に伴い、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、かつ理事長を最高執行責任者とすることで権限を明確化している。また、同年１月より「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」を立ち上げ、経営と教学が一体となった意思決定システムを導入した。具体的には、①理事長の諮問機関で、中長期の基本構想・法人の重要事業の検討を行う「基本構想推進会議」、②理事会の諮問機関で、基本構想に基づく中長期の学園総合事業構想を策定する「関西大学戦略会議」、③理事長の諮問機関で、学外有識者の意見を経営に反映させる「経営審議会」の他、「関西大学戦略会議」の下で中長期的な総合事業構想の実現に向けた具体的な施策を策定する「経営専門委員会」、「教学専門委員会」をそれぞれ立ち上げ、既存の「学部長会議」、「教授会」等の機能を改めて位置づけ、学校法人総体の効率的かつ迅速な施策実行システムとして本学の基本方針を推進することになった。

このように大学運営を掌る教学組織のもとにある事務組織においても、大学経営には常に意識していかなければならない。それではどのように関与しているのか。例えば学長は各学部長や機構長から多くの事項について相談を受けることになるが、そこに大学経営の視点が加えられることは自然なことである。その相談にあたり、原案作成段階で事務組織のメンバーが深く関わることからして、教学組織のもとにある事務組織が経営に直接、間接に関与していると言える。

なお、専門業務への事務組織の関与状況は次のとおりである。

ア　国際交流センター事務室

国際交流に関わる業務を遂行するための事務組織として、国際交流センター事務室が設置されている。現在、センター事務室では、専任事務職員８名、定時事務職員２名が執務しており、国際化が進展するなかで、教員の在外研究派遣、協定大学との研究者および学生の交換、海外の著名な研究者の招へい、学生の海外語学セミナー実施、多くの外国人(私費・国費)留学生の受け入れ等を行い、本学の教育および研究において国際化の進展に寄与している。

当センターの運営に係わる基本事項は、各学部・外国語教育研究機構・大学院から選出された委員（国

際交流センター次長及び事務長を含む）で構成する国際交流主事会、国際交流助成基金助成委員会（学生サービス事務局長、国際交流センター次長及び国際交流センター事務長を含む）等が決定するが、その原案作成、事業の実施および実施に係わる渉外・出納事務等において事務室の果たす役割は大きい。

当センターが行うその他の事業としては、本学創立 100 周年を機に設立された国際交流助成基金による助成事業、さらには、外国人留学生の支援業務として、留学生対象の各種奨学金の募集・選考、入国管理局への資格外活動許可申請などを行っている。また、外国人留学生に異文化理解を深めてもらうために見学旅行の実施や、日本人学生や地域との交流のために日本語スピーチコンテストの開催や小中学校への訪問を設定するなど、外国からの留学生、外国留学をめざしている日本人学生の身近な相談・交流窓口としての役割も担っている。

以上のとおり、国際交流センター事務室は、国際交流関係の事務分掌を担い、2004 年 12 月に構築した新ビジョン、「国際交流の新たな展開－Globalizing Kandai をめざして－」の実現に大きく寄与しているといえる。

イ　入学試験課、入試広報課、アドミッション・オフィスおよび高大連携推進事務室

入学試験部については、2005 年 4 月より対外的サービスを行う部門として今日的に相応しく、馴染みやすい呼称である「入試センター」に名称変更するとともに、入試政策の意思決定をより迅速に行うため、学生サービス事務局から大学事務局の傘下に置くこととした。

入学試験に関する大綱を企画・立案するために必要な調査、研究を行うとともに、実施計画を策定しこれを遂行するための全学的組織として入試センターが設けられている。入試センターの業務は、①学生募集、②入試広報、③入学試験実施に係る各学部間調整、④入学試験問題に関すること、⑤高大連携に係る企画、広報などである。また、入学試験に関わる全学レベルの組織として、入試センターの下に入試センター主事会（各学部等選出の主事で構成）、入学試験出題主管者会議、入学試験実行委員会（各学部長代理等で構成）、AO 入試委員会（各学部等選出の委員で構成）、DD 入試委員会が設けられており、それぞれ入学試験制度に関わる事項や実際の業務に関わる事項の検討が行われている。また、スポーツ･フロンティア入学試験に関しては、担当副学長を委員長とした SF 入試選考委員会（各学部長代理等で構成）が設けられている。あわせて、高校と大学との連携事業に関することについては、高大連携運営委員会が設けられ、関西大学第一高等学校･第一中学校との接続に係る協議会も設けられている。

事務組織としての入学試験課、入試広報課、アドミッション・オフィスおよび高大連携推進事務室は、上記委員会等で決定された基本方針を受けて、円滑な入学試験の実施、具体的な学生募集や入試広報業務等の遂行および高大連携事業の推進にあたっている。

また、入学試験に係る高等学校・予備校などからの大学に対する要望・意見等については、これを積極的に入学試験制度の改革や制度整備に資するよう、入試センター職員による情報収集を行うとともに、西日本を中心に配置するアドミッション･コミュニケーター（本学と高等学校とのパイプ役として日常的に高等学校を訪問し、入学試験全般についての広報活動を行う非常勤嘱託）からの高等学校の情報など、多様な情報の収集・活用に努めるなど、事務組織（入試センター職員）の果たす役割は非常に大きいといえる。

ウ　学生のキャリア形成支援（就職・進路指導）にかかわる事務組織

現代の学生は、将来の自分像を描いたり、自分は何になりたいのか、何を目指したいのか、何のために働くのか、仕事をどのように取り組もうと思うのか、といったことを考えにくい傾向が強い。そのため、低学年の段階から、働く意義や職業観を涵養して、将来を見据えた自分のあり方、つまりはキャリアデザイン（将来設計）を考えさせる機会を提供することが重要になっている。以前からも 3・4 年次生を対象とした就職指導・斡旋型の取組に加えて、下位年次生を対象に将来設計を見据えた各種プログラムを展開していたが、2004 年 4 月より就職部をキャリアセンターに名称変更して、学生が各自の目標を自己実現するための

計画・行動を促す様々な支援プログラムを大学としてさらに積極的に展開している。

同センターは、学長の信任職であるキャリアセンター所長（以下「所長」という）をはじめ、各学部選出のキャリアセンター主事と所長の指名によるキャリアデザイン担当主事及び学生サービス事務局長、キャリアセンター次長、同事務長からなる「キャリアセンター主事会」とキャリアセンター事務室で構成されている。キャリアセンター運営にかかる審議決定は同主事会によってなされるが、その原案作成及びその実行については、同事務室が所長と協議のうえ任に当たっている。

なお、工学部では、学部の特性として、その採用選考において未だ学校推薦制度が一部利用されていることや学生一人ひとりの専門性にあった就職を支援するために、各学科に就職指導担当教員をおくとともに工学部教室事務室が種々の就職支援を行っている。また、総合情報学部での就職支援としては、高槻キャンパスにおいて機動的にキャリア形成支援・就職支援を展開するために、同キャンパス事務室に就職担当をおき、キャリアセンターと連携して業務を遂行している。

キャリアセンターでは、大学として「学の実化」の教育理念のもと、活力ある社会人の育成が、わが国の発展における最重要課題であるとの認識から、学生が全人的成長を果たすための入学から卒業まで種々の支援を展開している。その内容は、国が提唱する「若者自立・挑戦プラン」の構想を大学において文字通り具現化するものであり、同事務室はその中心的な役割を担っており、その機能は今後もますます重要になると考えられる。

【点検・評価】

〈長所〉

事務組織として教学に関わるものにはカリキュラムの立案等がある。これは最終的には教授会が決定し、その責任を負うことになるが、原案の作成等については学務委員会、教務委員会等、学部において名称は異なるが、教授会の下部組織である委員会で原案を検討・作成している。その際に、各事務組織の役割としては、原案作成段階で関与するとともに、事務担当者が委員会にも参画しており、さらに、関係法令等との齟齬がないかの確認を行っている。このことは、全学に共通する教育等を分掌とする、全学共通教育推進機構、外国語教育研究機構においても同様のことが言える。

また、大学執行部から、大学全体の教学方針や教学事項に関する諸案件を提起する場合には、事前に検討を行うなかで、大学事務局の各課がそれぞれ担当する分野に応じて原案作成に深く関与していくことになる。

同じく大学での予算に関する立案や実行の責任者は大学教員となっているが、現実の予算案作成過程において事務組織は大きな役割を果たしている。例えば、各学部における予算案は（学部により若干異なっているが)、実質的に事務組織の長である学部事務長とその指揮監督下にある事務職員が中心となり原案をまとめ、教員である学部執行部との協議を経て作成されている。入試センターや学生センター等においてもほぼ同様の手順で予算案が取りまとめられ、各運営委員会等での協議を経て予算単位責任者である学長（実質的事務は学長秘書課が担当）を通じ、法人担当部局（財務局）へ提出されることになっている。

予算折衝は、通常、予算実行単位責任者である教員と事務組織の長および事務担当者が当たることになっている。法人側は、常務理事をはじめとして、法人部局の長および事務担当者が出席することになっている。ここでも、事務組織の長や事務担当者の果たす役割は大きく、教員である教学組織の長と協力しながら予算折衝に臨んでいる。

意思決定、伝達システムに関して、大学における最高意思決定機関は理事会である。しかし、教員人事などの一部例外を除き、教学事項の意思決定に至る過程で、上記各種会議及び各種委員会等へは事務組織の側からもほとんどの場合メンバーが参加しており、意見を述べることができるようになっている。この中長期戦略構想策定体制の立ち上げにより、法人と教学の一体化という意味で、事務組織の果たす役割は今まで以上に大きくなったと言えよう。

ところで、全学的な協議機関としての学部長会議（学部長会議の性格は、「教授会の上位機関という性格ではないが、単なる連絡機関にとどまらず、全学的な問題について協議する機関であり、意見が一致した場合には、その意向を尊重する」との確認がなされている。）は、原則として、月 2 回開催されており、そこでの協議、決定事項については、翌日直ちに、「大学事務連絡会」で大学事務局長から、法人を含む全学の事務組織に周知・徹底が図られることになっている。また、学部長会議の協議事項で各学部での審議を必要とする事項については、同連絡会終了後「教務事務連絡会」でより綿密な打ち合わせをすることとしている。さらに、原則として隔週開催の「局長会議」や月 1 回開催される「管理職会議」を通じても重要な教学事項の周知徹底が図られることになっている。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

事務組織としては、今後、教学に係る幅広い情報を収集し、提言等を行うことにより、一層教学組織と深く関わりを持ち、委員会等でもこれまで以上に発言を求められるような、より専門性を高めた組織の構築が求められている。

また学部長会議における審議・決定事項の事務組織の側への伝達は速やかに行われるが、教学組織の側へは、教授会が原則として隔週に開催されることになっているため、若干時間を要することになる。そして中長期戦略構想策定体制における「学部長会議」、「教授会」等の機能を明確にしていくことがこれからの課題である。

しかし教学組織を考える場合、いわゆる学部―教授会を考えなければならない。教授会においても大学経営を意識しながら適時適切な意思決定をしなければならないが、必ずしもそうならない場合もある。それを側面からサポートするのが学部事務室となるが、必ずしも十分機能しえない面もある。

（3）大学院の事務組織

【現状の説明】

現在、本学には 9 研究科（法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学、法務）の教育研究組織がある。千里山キャンパスにある法学、文学、経済学、商学、社会学、工学、外国語教育学の 7 研究科を運営する事務は大学院事務室、法務研究科を運営する事務は法科大学院事務室が担っており、高槻キャンパスにある総合情報学研究科を運営する事務は総合情報学部事務室の所管となっている。

各研究科の充実と将来発展に関わる企画・立案については、最終的には研究科委員会が決定し、その責任を負うことになるが、原案の作成については、研究科委員会の下に作業部会等が設けられ、検討・作成される。その際に、大学院事務室、法科大学院事務室、総合情報学部事務室の役割としては、研究科担当者が作業部会等に参画し、資料収集・整理分析などして情報を提供し、原案作成段階から企画・立案に関わり、また関係法令等との齟齬がないかなどのチェック機能を果している。

大学院全体の充実と将来発展に関わる企画・立案については、研究科長会議の下に検討委員会等が設けられ、原案が検討・作成される。その際の大学院事務室の役割・機能は上記と同じである。また、大学院事務室が自主的に検討し、企画・立案した改善充実案を大学院の統括責任者である副学長（大学院・研究推進担当）に提言を行うこともある。副学長（大学院・研究推進担当）に承認が得られた場合には、研究科長会議に諮られることになる。

大学院に関わる予算（案）編成や実行の責任者は大学教員となっているが、現実の予算案作成過程において事務組織は大きな役割を果たしている。予算案は、実質的に事務組織の長である大学院事務長とその指揮監督下にある事務職員が中心となり原案をまとめ、予算実行単位責任者である副学長（大学院・研究推進担当）を通じ、法人担当部局（財務局）へ提出され、予算実行単位責任者である教員と事務組織の長および事務担当者が予算折衝に当たる。法人側は、常務理事をはじめとして、法人部局の長および事務担当者が出席する。ここでも、事務組織の長や事務担当者の果たす役割は大きく、教員である教学組織の長と協力しなが

ら予算折衝に臨んでいる。

大学院運営を経営面から見た場合、これまでに進められてきた改革の中で重要な懸案事項となっていた「学部・大学院の組織的一体化」については、学部・外国語教育研究機構執行部と大学院研究科の教学運営組織を一体化して系統的な管理運営を図る、人事の取り扱い、カリキュラムの編成、学部教育と大学院教育等の一貫性、などの観点から、その問題点が指摘されている。学部事務室・外国語教育研究機構事務室と大学院事務室がそれぞれの事務を担っているため、学部教授会と大学院研究科委員会では事務局となる部署が異なっている（総合情報学部と総合情報学研究科を除く。）が、学部・外国語教育研究機構執行部と大学院研究科の教学組織を一体化して系統的な管理運営を図るために、①学部長・外国語教育研究機構長が研究科長を兼務する、②移行時期は 2006 年 10 月 1 日とする、③移行時期にそれぞれの任期を合わせるため文学、総合情報学、外国語教育学の各研究科長の任期を 2006 年 9 月 30 日までの 1 年とする、ということを進めている。

【点検・評価】

大学院事務室は研究科ごとに研究科担当者（主担者 1 名、副担任者 1 名［研究科による］）を配置し、上述の機能を果たしているが、各担当者の経験の違いによる格差もあり十分なスタッフが配置されているとは言えない。今後大学院重点化政策のもとに大学院制度の多様化・柔軟化を図り、また改革課題と発展方向を検討するためには、担当スタッフの強化等を図る必要性がある。

2004 年に充実した学生サービスおよび教育・研究支援体制を構築することを目指した「教務センター」についての検討プロジェクトを立ち上げて、今後の教務事務のあり方の検討を開始した。カリキュラム編成や授業時間割編成等を始めとした教務関連業務について、教務事務グループを設置して業務を一元化することで対学生サービスおよび対教員サービスの向上ならびに教務事務の充実を図ることが可能となる。教務関連部署の業務を再編することで教務事務に精通した事務職員を集中し、教務事務に関するスキルを向上させ、知識やパワーを集結させて、多様化・高度化が求められるサービスを実現していくことができると考える。

以上のように「教務センター」へと事務組織を発展させることにより、大学院の事務組織が果たしている機能の強化および事務能力の向上を図り、関西大学大学院の発展に寄与することが期待できる。

（4）事務組織の機能強化のための取り組み

【現状の説明】

本学の事務職員は、専任職員 417 名、常勤嘱託 57 名、非常勤嘱託 109 名及び定時事務職員（TA、SA 等を含む）で業務を遂行している（2005 年 11 月現在）。

専任事務職員は、毎年定期的に採用試験を実施し、学卒者（新規及び既卒 25 歳までの大卒）をホームページなどで公募し、新規採用試験を経て専任となるが、例外的に中途採用され専任となる場合がある。

定時事務職員は、人事課において採用面接をし、雇用契約を結んだうえ、期間を明示して雇用される。

事務組織については、前述のとおり、大きくは法人部署と教学部署に大別される。これらの組織は固定されたものではなく、改組、廃止統合、新設が繰り返されながら今日の組織になったものである。

これらの部署間の連携協力については、いくつかのプロセスを経ながら、相互の連携が図られる仕組みとなっている。例えば、管理職会議では、事務組織全般に共通する重要な事項の協議及び連絡調整を図り、管理職を通じて、会議での事項は各部署の構成員に伝えられている。大学事務連絡会では、学部長会議における審議・報告事項が全部署に報告されるとともに、各学部、機構事務長へは教務事務連絡会を通じ、より詳細な報告と意見交換が行なわれ、情報の共有化が行なわれている。このことにより、各事務長と学部執行部との意思疎通を円滑にするとともに、教学へのサポートを可能としている。

また局長会議では、学内の諸問題に関わる重要案件の協議に加えて、高等教育全般または他大学の動向

に関わる事項について討議し、理事長の補佐機能を強化している。

このように事務職員が環境の激しく変化する中、自らが果たすべき役割を認識し、組織の方針に基づいて自主的・主体的に行動できる資質・能力を高めていくために、2000 年度から「能力主義人事制度」を採用した。内容は、①職能資格制度、②人事考課制度（管理職者を含むすべての専任職員に導入）、③昇格制度（能力主義を前提としたもの）、④目標管理制度、⑤賃金制度（能力・成果を基準としたもの）である。

この人事制度を円滑に運営するためには、法人としてバックアップすることが必要であり、例えば、全事務職員に研修費の支給、職場における OJT の強化、学外や海外への派遣を含む Off-JT、新規採用者を対象とするワードやエクセルなどのパソコン使用のための事前研修など事務職員の業務遂行のための力量の向上と専門的知識の修得のためのサポートなどの研修制度を有している。具体的研修内容は、採用前教育（3ヶ月）に始まり、導入教育（合宿を含む事務職員としての大学を概観できる研修）、就業年限に応じた段階的通信教育の受講（必修）、階層別研修、資格に応じた学外への研修参加、海外研修等々であり、これらを段階的に進めることにより、事務職員としての一定の能力を養成できる仕組みが構築されている。

【点検・評価】

人事制度を改め、制度の納得性、透明性が図れ、職員の士気向上、人材の育成と有効活用に資する基盤ができた。しかし、まだ制度の趣旨が十分定着しているとはいいがたい面も一部あり、今後の制度理解の徹底を図ることが急務である。

また大学事務連絡会などでの情報の共有化システムを構築しても実際に全構成員に伝達されるか、また実行性を伴うかは、これらに関わる事務職員の資質、能力がキーとなる。

そして連絡調整のための会議の回数が多くなり、その準備などで派生する業務のため、新たな企画や提案をじっくりと組み立てる時間的余裕がなくなってきている面もある。

これらの問題解決のため、事務職員の人事制度として、人事考課制度、自己申告制度及び目標管理制度を導入し、資質の向上を図り、教育職員と事務職員の「協働」が可能となるよう努めている。また、時間的制約を伴う企画や開発などは、組織を越えたプロジェクトチームをその時々に編成し、より専門的なノウハウの結集を図ることにより、当該問題の解決を図ることとしている。

(5) 事務組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

理事会の構成は、理事長 1 名、学長 1 名、常務理事 1 名、理事 12 名で構成されている。事務サイドからは、理事会メンバーとして、学内理事として 2 名の事務職員が参加している。これらの理事は、他の理事に対し、事務サイドとしての法人及び教学経営の諸施策の理解を深めてもらうべく努めている。

理事会議案については、局長会議（各部署の局長、次長及び理事長、常務理事で構成）において議案調整が行なわれる。この段階で問題があれば、それぞれの機関においてその取り扱いが再検討されることになっている。

なお、理事会・教員組織・事務組織の三者が十分な意思疎通を図り、理事会の経営方針と教職員個々人の経営意識との乖離を埋めるため、法人の中長期構想を日常的に審議し策定する全学組織として「基本構想推進会議」（理事長の諮問機関：学園の基本構想を策定し理事長に答申）、「関西大学戦略会議」（理事会の諮問機関：学園の中長期的な総合事業構想を計画・審議し、理事会へ答申）を創設した。それぞれの機関には、理事会・教員組織・事務組織を代表する者が参加している。

【点検・評価】

今期理事会では理事会メンバーに事務職員から 2 名が参加していることは、事務サイドの考えを経営に

反映させることができる。また「基本構想推進会議」と「関西大学戦略会議」の設置により、理事会と事務組織との円滑な意思疎通が図れるようになった。これらの会議において本学の重要事項について事務職員の意見・考えを述べ、理事会に反映できることは大きな利点と言える。しかしこの２名の人数枠は確保されたものではなく、変動することもある。そのため、人数が減少した場合、事務サイドからの意見・提言等が弱まる傾向がないとはいえない。

また今般の私立学校法改正により、学校法人の業務は理事会において決定することになり、この決定に従い代表権を有する理事長が業務を執行することになる。このため、業務の決定機関（理事会）と、執行機関（理事長）が明確に区分されることになり、それぞれの権限及び責任の所在を明確にすることとなった。そのため現状の連携協力関係を維持しながら、寄附行為の改正を本学の実情に沿った形にし、理事会、事務組織及び教学組織の三者がさらに機動的でかつ円滑な関係を構築できるよう改正作業を進めている。

14　自己点検・評価

大学における教育・研究は、当然のこととして社会的責任を負っている。それは、教育活動による人材育成や大学の最大の資産である研究活動、管理運営等、多岐に渡っているが、こうした社会的責任を果たすにあたり、本学及び各学部等の教育理念・目標の達成を目的とすると同時に、自己点検・評価を不断に進め、その結果を社会に公表することにより点検・評価を受けていく必要がある。

本学では、大学全体の教育研究水準の向上を図るため、1994 年より関西大学自己点検・評価委員会を設置し、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、学長に報告することとなっている。大学の構成員や各機関はこの報告を基に、その改善を相互協力により行わなければならない。

これまでの自己点検・評価活動により大学改革を進めてきたように、今後もその意義を理解し、自己点検・評価の仕組みも併せて改善・改革していくことを目標に活動していかなければならないと考えている。

(1) 自己点検・評価と改善・改革システム

【現状の説明】

ア　自己点検・評価委員会の発足

大学設置基準の改定に伴う大綱化によって大学としての個性を持った活動の実施とともに、自己点検・評価に関する必要性が以前にも増して求められてきた。本学においても、従来、大学としての様々な活動において、それらを管轄する委員会などで独自に活動についての検討・反省などと言った議論の中で行われていた自己点検・評価活動を全学的な活動として組織化することが教学充実委員会で議論され、その答申に従い、1993 年 7 月に自己点検・評価委員会規程が制定され、1993 年 10 月に自己点検・評価委員会準備委員会が発足した。本格的な委員会発足への準備期間を経て 1994 年 4 月に自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価活動を担う組織として設立された。

この委員会は 2 年を一期として活動し、委員会活動終了時に報告書を作成する職務を担うものである。また、活動においての点検・評価項目は委員会において定められている。

さらに、本大学では、全学の自己点検・評価活動の充実を目指して、各学部、大学院、図書館等の各部局においても自己点検・評価委員会が順次設置されてきた。これらの組織の充実によって全学的な視点とは別に各部局固有の問題についても詳細に検討がなされてきた。これら全学的な活動また各部局での活動は、全学的な活動を記した関西大学自己点検・評価委員会の報告書（関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書）をはじめとしてそれぞれの部局の各委員会において独自に報告書としてまとめられている。

これらの報告書はそれぞれの規程に従い、所属の長に提出されるとともに、学内教職員のほか、他大学、教育機関、研究所、官公庁、地方自治体、マスコミ、企業等の自己点検・評価活動が関連する機関へ送付される。また、全学の委員会報告書は 2000 年 5 月に開設した関西大学自己点検・評価委員会ホームページにおいて、自己点検・評価委員会の刊行物（データーブック・研究総覧）とともに広く社会に開示している。

イ　自己点検・評価委員会の構成

前述のように、1994 年 4 月に正式に活動を始めた全学自己点検・評価委員会の構成委員は、全学の各部局より選出された委員によって構成されている。しかしながら、本委員会は、全学的な視野に立って活動する委員会であり、学内の各組織に置かれている自己点検・評価委員会を統括するような関係にはないとの位置づけが第一期から第五期の委員会ではなされていた。したがって、本委員会の構成委員は選出母体の利益代表や役職上の職務に関係なく、あくまで全学的な観点から自己点検・評価を行うことになっていた。そのため、資料収集（ヒヤリングなどを含む）、評価、報告書の原稿作成等については、所属（選出）母体の組

織を越えて広範囲にわたって行われてきた。

このような活動を支える本委員会の構成メンバーは、役職上の委員以外は選出母体を有している。2005年5月現在、第六期自己点検・評価委員会では、全学の各部局から選出された委員（27名）、役職上の委員（8名）によって構成されている。各部局から選出された委員は、全学的な活動を行う本委員会と各組織における委員会の有機的連携を図るために、各組織における自己点検・評価を担当する委員会の委員のうちから選出願うこととなっている。一方、役職上の委員（教学側－学長補佐、大学事務局長、学生サービス事務局長、法人側－企画室長、総務局長、財務局長）は、職務の執行に携わりながら自己点検・評価を行うという執行と評価の両面を担うこととなる。このように、関西大学では、全学的な活動に加えて各部局においても自己点検・評価活動を充実しつつ全学的な活動と連携を取りつつも独自にそれぞれ活動してきた。

このような自己点検・評価活動の実施がなされる中で、2002年の「学校教育法」の改定によって第三者評価を受けることが義務化されるに至った。この社会の要請に応えるべく、全学の自己点検・評価委員会と各学部・機構等におかれた自己点検・評価委員会および大学院自己点検・評価委員会の活動のあり方を第五期の委員会で検討することになった。

第三者評価では、それぞれの学部や研究科ごとに理念・教育内容・教員組織・学生生活への配慮・管理運営などの点検・評価が求められている。ところが本学の従来の自己点検・評価体制の下では、全学の自己点検・評価委員会は全学的観点からの自己点検・評価は行うが、各学部・機構・大学院の行う自己点検・評価の領域には立ち入らないことが確認されていた。しかしながらこの体制では個別の部局の点検・評価についても全学的な視点に立った点検が求められる第三者評価には対応できない問題が生じてきた。そのため各組織が自己点検・評価を行って報告書を作成し、それらを取り纏めて「関西大学自己点検・評価報告書」に集大成させる仕組みに変更する必要があった。

このような状況において、すでに自己点検・評価委員会のある組織においては、それぞれの委員会が第三者評価のための自己点検・評価活動も行うことができるように規程を改め、自己点検・評価委員会を設置していない組織には新たに委員会を発足させた。特に大学院についてはこれまで研究科毎に自己点検・評価を行う体制にはなっておらず、大学院全体として活動を行う大学院自己点検・評価委員会があるのみであった。そこで各研究科に自己点検・評価委員会を設置し、全学的な自己点検・評価活動と各研究科での活動が直結したものとなるように組織を再編した。

さらに、大学全体の教育研究組織についての自己点検・評価は職務上の委員である学長補佐がこれを担当し、財政については法人部局が担当することとなった。このようにして大学の自己点検・評価は各機関がそれぞれの点検・評価に責任を持って行うこととなり、全学の自己点検・評価委員会はそれぞれの自己点検・評価委員会との連絡や意見調整を行うという性格を持つ組織として活動することになった。

ウ　資料の収集

（ア）データブック

「データブック」は、本学の教育研究活動の全容を客観的なデータで示した自己点検・評価の基礎資料集であり、毎年刊行する資料である。これまで、「データブック」には、本学の建学理念の展開から、正課教育・課外活動・研究活動はもとより、国際交流や社会的関係を含め、施設・設備や管理運営、財政に至る基礎的データを掲載してきた。

データブックの主な原資料は「学事統計」や「事業報告書」であったが、資料としての重複や原稿作成上の非効率性が指摘されてきており、そのため2003年度より「学事統計」を廃止し、必要な項目は「データブック」に吸収し、これも財団法人大学基準協会の項目に準拠する項目や様式に改め、第三者評価に対応できる資料集となるように改編した。

（イ）教育活動調査

教員全員の教育に関する活動を点検・評価する基礎資料として教育業績に関する調査を行った。この調

査は、財団法人大学基準協会が第三者評価に向けて設定した項目に準拠して 2003・2005 年の二回にわたって実施された。教育業績についての記入項目は次の 4 項目である。

①教育内容・方法の工夫(授業評価を含む)

②作成した教科書・教材・参考書

③教育方法・教育実践に関する発表・講演等

④その他教育活動上特記すべき事項

これらの項目はいずれも教員の教育活動の積極的側面を把握しようとするものである。調査は「教育活動に関する調査票」および「記入要領」をすべての教員に送付し、また、教授会で協力依頼を行った。

回収された調査票は、氏名欄を消去したうえでコピーし、各学部・機構事務室に配布し、希望者はいつでも閲覧できるようにした。これを見ると、非常に多くの教員がさまざまな工夫をして教育に取り組んでいることがわかる。

（ウ）研究活動調査

教員の研究活動およびその成果を公開する目的で、これまで関西大学では『研究総覧』を刊行してきた。しかし、第五期委員会は冊子としての『研究総覧』を発行せずに、すでに構築されている「関西大学学術情報データベース」（WEB 上で稼動）を充実させることで、この機能を代替させることにした。これによって教員の研究活動とその成果をいっそう広く迅速に公開することができ、また教員が何度も同様の調査に回答しなくてはならない煩雑さを軽減させることも目的とした。このデータベースは、科学技術振興機構（JST）が実施している「学術研究活動に関する調査」に電子情報で情報提供できるシステムに準拠している。しかしながら、現状のシステムでは、記入項目が非常に多く、これらを完全に埋めるにはたいへんな労力を必要とする。そこで自己点検・評価委員会からの要望として、①最低限業績の一覧表が閲覧できる程度の業績情報（業績の種類、タイトル、出版社・掲載雑誌名、単共著の別、発表年など）を登録してもらいたいこと、②現行の登録情報には重複や誤記などが多いので自分自身で一度確認をしたほうがよいこと、を各教員に伝えて登録およびその公開率の向上を目指している。

エ　自己点検・評価事項に関する改善・改革システム

上記のように取りまとめられた関西大学自己点検・評価報告書は、規程に従い学長に提出されている。このように学長に提出された報告書にもとづく点検・評価事項について、第一期の自己点検・評価委員会より『自己点検・評価報告書』の提出を受けた学長は、指摘されている本学の教育研究における問題点や改善点を検討し、教職員の共通の現状認識に基づいた 21 世紀の本学における教学の新しい施策を構築するため、1996 年 10 月、学長の諮問機関として「将来構想計画委員会」を設置し、これらの問題を議論するための仕組みを構築した。このように改善・改革システムとして組織的に実施可能な体制を整備してきた。

「将来構想計画委員会」では、学長により整理・統合された点検・評価事項に関する諮問を受け、その改善に向けての議論を行い学長に答申することにより点検・評価項目の改善に向けた施策を提示してきた。

2005 年 1 月に「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」が立ち上がり、関西大学戦略会議（理事会の諮問機関）の下に教学専門委員会が設置された。これに伴い、将来構想計画委員会を廃止し、より権限を有する委員会、また実質的な教育・研究活動に近い立場にある組織において点検・評価事項に関する問題点が検討できるように改善がなされるにいたっている。

今後、報告書で指摘された問題点のうち、教学事項の中長期的な総合事業構想の実現に向けた施策については、学長（役職上の理事）が、理事会・戦略会議を経て、教学専門委員会において検討を要請することになる。その他の事項については、関連する全学的な委員会等に学長から諮問され、具体的な検討が行われる。

また、各学部等の点検・評価事項については、各学部等に設置されている委員会（教学体制委員会、学部充実委員会、将来構想委員会など、学部により名称等は異なる）や学部執行部において、検討されること

になっている。

【点検・評価】

ア　自己点検・評価活動の社会への公表

前述のとおり、関西大学では、教員の研究活動およびその成果の公開を学術情報データベースによって行っているが、その公開基準等については従来十分な議論を行うことなく、各教員の判断にゆだねられた対応のもとに運営されていた。この結果として、学術情報データベースはシステムとして存在するものの、その公開状況は公開に意識の高い積極的な教員でさえ、「公開の時機を逸した」、「繁忙な日々の活動の中で対応を失した」など、教員の意識とは別の理由によって、大学を代表する学術情報データベースとして十分に社会の要請に応える社会的責任を全うするものではなかった。

この状況下で、今回の第三者評価に関連し、学術情報データベースの公開の不十分さについての問題が浮き彫りとなった。この問題は、情報公開を促進してきた関西大学においては重要な問題であるとの認識を改めて学内に起こし、この動きのもとに、学長より、自己点検・評価委員会へ「関西大学における個人研究業績の公開の在り方について」と題する諮問がなされた。これを受けて、自己点検・評価委員会では、学術情報データベース構築時の学内状況の理解、他大学の事例調査等、関連する情報の収集のもとに、(1)問題の所在、(2)問題の性質、(3)問題の解決手段等に関しての議論を集中的に行い、その議論の結果を学長に答申した。この答申にもとづき「大学として教育研究成果の情報を発信することは、もはや大学の社会的責務として認識されている時代であり、学術情報データベースにより本学の全教員が情報発信するために、データベースの基本方針を定め、本学の構成員がその重要性を共通に認識し、積極的に研究業績を公開していくことを提案する」旨の関西大学学術情報データベースの登録・公開に関する基本方針が、学長より 2006 年 2 月に示された。

イ　自己点検・評価事項に関する改善・改革システム

第五期自己点検・評価委員会では、自己点検・評価の組織的な変革とともに、従来、委員会などの組織で行われていた自己点検・評価に関する議論を、公開討論会として企画し、実施した。これは、他大学、企業、予備校関係者の 3 者に関西大学の現状をどう評価し、将来像をどう描けばよいかについてコメントを求め、それに対して学長をはじめ学部長の意見を直接求めるとともに、大学の構成員である教職員より自由に関西大学が向かうべき方向性について大いに議論するという内容であった。

今後も組織的な改善に向けた議論と並行して、大学執行部と教職員が直接的に意見交換可能な場すなわち、自由に検討課題を議論することのできる公開討論会を実施し、改善に関する問題を共通認識した上で、迅速なる処置が期待できる検討の場の設定を、自己点検・評価委員会において引き続き計画している。

いずれにおいても、関西大学では、自己点検・評価委員会において議論され、取りまとめられた点検・評価項目については、その改善に向けて組織的な議論を行い、具体的な対応がなされる改善・改革システムが構築されている。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

本学は、1993 年の自己点検・評価委員会発足以来、報告書等の刊行物の公表等により、社会的評価を受けてきたが、全学的な事項については 1952 年に加盟した大学基準協会による相互評価（1998 年 4 月 1 日付）以外は、正式に学外者からの評価システムを導入しているわけではない。

なお、工学部では、自己点検・評価委員会の職掌事項に外部評価に関することを入れ、2002 年に研究活動に関する外部評価を、2004 年には教育に関する外部評価を受けている。また、2002 年には先端マテリアル（当時は材料）工学科が、JABEE プログラムに認定され、2005 年には化学工学科と都市環境工学科が JABEE プログラム認定を受審中であり、積極的に外部評価を導入している。

これらを参考に、全学的な事項について自己点検・評価で不足する部分を客観的に評価する機会を、制度として導入することも検討する必要がある。

(3) 文部科学省・大学基準協会からの指摘に対する対応状況

ア　文部科学省への設置認可申請時等における留意事項への対応

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴う設置認可時に文部科学省から付される留意事項に対しては、「履行状況報告書」により報告してきた。近年、本学においては、大学院外国語教育学研究科（2001 年 12 月認可)、大学院法務研究科（2003 年 11 月認可）を設置したが、設置認可時に付された留意事項に対し、学年進行に合わせた「履行状況報告書」において、遺漏なく誠実に対応してきた。

大学院外国語教育学研究科設置認可時には、法学部第 1 部法律学科、総合情報学部、工学部機械工学科、機械システム工学科及び化学工学科の定員超過の是正、総合情報学部の社会人、留学生及び帰国生徒の確保が指摘されていた。昼夜開講制や大学入試センター試験の導入等により、受験生（入学者）状況が大きく変化する中ではあるが、綿密なデータ分析や入試改革等により、現在では法学部第 1 部法律学科の定員超過の是正のみの指摘となり、これについても年々改善しており、成果が現れてきている。法学部法律学科についても、2004 年度入学試験より、第 2 志望学科まで届出をさせる等の制度変更を行い、経年的に改善している。

イ　大学基準協会による相互評価に対する対応

本学は、1998 年 4 月 1 日付で財団法人大学基準協会の相互評価認定を得ているが、その際、同協会から 7 つの助言と 4 つの勧告を受けていた。これらに関しては、現状における改善状況をまとめ、2001 年 7 月に「改善報告書」として同協会に提出するとともに、その年度末に作成した「自己点検・評価報告書」にも掲載した。

この改善報告書に対し 2002 年 3 月に同協会から、「指摘された問題点は概ね改善されている」と判断されたが、今後の改善経過について再度報告を求める事項として、「工学部において収容定員に対する在籍学生数の比率が依然として高いので、その改善を図られたい。」との指摘を受けた。

工学部では、その後の入学試験における合否査定において、過年度における入学試験に係るデータの蓄積と分析に努め、あらゆる角度から適正な入学者数の確保に向けて検証し、合格者の定着率に細心の注意を払い、慎重かつ厳正な判断のもとに合格者を決定してきた。その結果、大学入試センター試験利用や他大学における追加合格者発表などの予測困難な要素があるなかで、学部全体として収容定員に対する在籍学生総数の割合は、2001 年度の 1.37 倍から、2005 年度においては 1.26 倍と改善された。

但し、学科により 1.3 倍を超えており、必ずしも適正な状況であるとは言い切れない。これは、再試験の廃止等の厳格な成績評価の取り組みにより、学力不足の留年者が相当数いることがその原因として挙げられるが、2001 年度より数学・物理・化学の補修授業を実施し、学生の基礎学力不足を補う努力を行っている。

今後も、より一層入学試験に係るデータの蓄積及び分析を行い、適正な入学者数の確保に努めると共に、学生の学力向上に向け、鋭意改善に努める。

15　情報公開・説明責任

（1）財政公開

【現状の説明】

本学は、1969 年度から教職員・学生・父母・校友など大学関係者に、大学の財政の状況について理解を得るため財政公開を行っている。その実施媒体は、教職員や学生向けの学内報『関西大学通信』である。

当初は、まだ、「学校法人会計基準」が制定されておらず、公開の内容は、収支予算総括表と収支決算総括表であった。その後、1971 年に「学校法人会計基準」が制定され、私立大学等経常費補助金の交付を受ける私立大学はその基準に基づいて会計処理を行い、文部省（現在 文部科学省）が求める予算書・決算書（計算書類）等を作成することになった。

「学校法人会計基準」制定当初は、『関西大学通信』の紙面の一部に収支計算書を掲載していたが、1993 年度からは、より内容を詳しく説明することとし、さらに大学関係者に財政の現況を十分に理解していただけるよう、『関西大学通信』の別冊号として、事業内容や予算・決算の内容を公開することになった。その後、簡潔明瞭に記載することにより多くの関係者の理解を得ることを目指し、2002 年度予算から別冊形式を改め『関西大学通信』にとじ込む方式とした。

予算は、毎年 5 月頃に資金収支計算書、消費収支計算書、予想貸借対照表を、決算は、毎年 7 月頃に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表（以上、小科目まで公開する。）と監査報告書を掲載している。その内容は、予算については予算編成の概要、事業の概要、収支予算の概要などを、また、決算については決算の概要、当年度に実施した諸事業の概要、収支決算の概要などを表、グラフ、写真等もまじえながら、簡潔にかつ分かりやすく取りまとめている。また、卒業生で組織する校友会の機関紙『関大』や在学生の保護者で組織する教育後援会の会報『葦』でも予算・決算の主な収支の状況について解説を加えて公開している。2002 年度からは、ホームページ上でも「2002 年度予算」（資金収支計算書、消費収支計算書）と「2001 年度決算」（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）」の状況（それぞれ大科目レベル）を公開し、ＩＴ化時代に相応しい財務情報ホームページの充実に努めている。

なお、このたびの私立学校法の一部改正に伴い、2005 年 4 月から財務情報の公開が義務付けられ、決算は 2004 年度分からその対象となった。公開内容は「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」「事業報告書」および「監事の監査報告書」であり、このうち新たに作成することが義務付けられたのは「事業報告書」と「監事の監査報告書」である。また、従来は財産目録等を事務所に備え付けることになっていたものが、事務所に備え付けて閲覧に供することが義務付けられ、これに対応するため、新たに「学校法人関西大学財務書類閲覧規程」を制定して開示対象書類原本を作成し、財務局財務課に備え付けた。これらの「事業計画書」や「事業報告書」は、計算書類だけではその財政内容が理解しづらいこともあり、その理解を得やすくするために新たに作成することが義務付けられたものである。

本学は、これに対応して、2005 年からこれまでの財務情報ホームページの内容を刷新し、2005 年度（予算）の「事業計画書」「収支予算書」「予想貸借対照表」を、2004 年度（決算）の「事業報告書」「収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「監事の監査報告書」を、過年度の予算・決算データと合わせて、各種財務指標なども掲載し、ステークホルダーに理解が得られやすくするように改善を行った。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

本学は、これまでも学生・教職員など学内関係者に『関西大学通信』を配布するだけではなく、マスコミなど外部からの求めにも可能な限り対応してきた。また、公開媒体も、2002 年度からホームページを活用するなど財務情報の公開に前向きに取り組んでいる。従来から学校法人会計が企業会計に比べて大変分か

りづらいとの指摘があるため、予算・決算の概要、事業の概要、収支の概要（基本三表の小科目まで掲載）に加えて、各科目の解説やグラフなどを挿入するなど、ステークホルダーに少しでも理解されやすいように工夫を凝らしている。なお、2003 年度予算から『関西大学通信』やホームページに、収支予算書のみならず予想貸借対照表も掲載し、公開している。

私立学校法の一部改正に伴い、国の税金を財源とした補助金の交付を受けている学校法人に対し、財務情報の公開が義務付けられたが、大手大学には法律で求められるもの以上に積極的に公開することが求められている。ステークホルダーに理解を得るためには、学生一人当たりの収支や事業別計算書の提示、また、設置学校別収支の公開や企業会計でいうところのキャッシュフロー計算書などの資料を盛り込むなど、さらに工夫を凝らす必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

昨今、アカウンタビリテイの観点から、企業と同様に国の税金を財源とした補助金の交付を受けている学校法人の財政についても、マスコミによく取り上げられるようになった。このたびの「学校法人会計基準の一部改正」は貸借対照表の注記事項の充実を求めるなど公的機関としての学校法人が社会に対する説明責任を果たすよう、さらに積極的に財務情報を公開することを求めるものである。

先に述べたように、本学は、2002 年度からは、『関西大学通信』などによる紙ベースによる財政公開だけではなく、ホームページにおいても財政公開を行っている。このホームページについては、一般の方々をも対象にしていることを考え、トップページからすぐさま財務情報ホームページに移動でき、予算・決算・過年度情報・各種統計資料などの見出しを一画面に収めて、知りたい情報がすぐさま得られるように工夫を凝らしている。また、難解な学校法人会計をできるだけ平易に説明し、視覚に訴えるような表、グラフなどを極力取り入れ、さらに理解を得やすい内容にするべく、学生一人当たり収支、事業別計算書、設置学校別収支、キャッシュフロー計算書などの掲載を視野にいれた様々な工夫を凝らして改善に取り組んでいる。また、公開の内容についても、他大学や民間企業などの公開状況をも参考にしながら、内容の充実を図っていくことにしている。

（2）自己点検・評価結果の公表

「第Ⅰ編第 14 章　自己点検・評価」において記述しているとおり、全学的な活動また各部局での活動は、全学的な活動を記した関西大学自己点検・評価委員会の報告書（関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書）をはじめとして、それぞれの部局の各委員会において独自に報告書としてまとめている。これらの報告書は、他大学、教育機関、研究所、官公庁、地方自治体、マスコミ、企業等の自己点検・評価活動が関連する機関へ送付されるとともに、全学の委員会報告書は 2000 年 5 月に開設した関西大学自己点検・評価委員会ホームページにおいて、自己点検・評価委員会の刊行物（データブック・研究総覧）とともに広く社会に開示している。

今後は、自己点検・活動の意義を一層高めるために、その評価結果の公表に留まらず、学内外からの評価をフィードバック出来るシステムの構築を急がなければならない。

（3）在学生・受験生に対する情報公開・説明責任

ア　在学生

在学生に対する情報公開や説明責任に関する事項として、最も多いのは成績評価についてである。本学の場合、優（100～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）の評語により、成績発表を行っているが、発表後に疑義申出期間を設け、成績に疑問のある学生は事務室を通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教員は、出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することになっている。

また、2005 年 4 月の個人情報保護法全面施行に伴い、本学においても「関西大学個人情報保護規程」を制定し、個人情報保護委員会、個人情報保護管理者を置き、ホームページにおいて「個人情報保護方針」を掲出している。在学生は、この規程に基づき、個人情報の開示や訂正を求めることができる。但し、本人からの開示請求があっても、第三者に関する情報が含まれている場合や、個人の指導、診断、評価、選考等に関するものである場合、開示することが業務の正常な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、開示しないこととしている。

イ　受験生

受験生に対しては、入試結果通知が当てはまる。2005 年度入学試験においては、受験生本人（不合格者のみ）に得点結果、出身高校に受験生全員の合・否を通知するとともに、受験生の承諾を得た（出願時志願票の「入試結果通知」欄にマークがない）場合は、出身高校に得点結果（受験した学部の各教科（科目）ごとの得点と総得点)、予備校に合格者氏名のみを通知した。これは、個人情報の保護及び個人成績の守秘を前提に、受験生本人あるいは出身高校等において、今後の受験勉強や進学指導の参考資料として活用されることを目的とした措置である。

2006 年度からは、一層の個人情報の保護及び個人成績の守秘を図るため、出身高校や在籍予備校に入試結果を通知することを承諾する場合、志願票の所定欄にマークしてもらうこととし、以下のとおりの取扱いに改めた。

〈一般入学試験での取り扱い〉

受験生本人への通知 （不合格者のみに対して全員へ通知） ※合格者への得点通知は行わない。	受験した入学試験の合格最低点と本人の総得点を通知する（受験した学部の志願者数・受験者数・合格者数の通知を含む)。また、学科等志望順位がある場合は、第 1 志望学科等の合格最低点を通知し、合格基準点抵触による不合格者（法学部のみ）に対してはそのことを通知する。
出身高等学校などへの通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、「受験生の氏名、受験した学部の各教科（科目）ごとの得点と総得点、合・否」を通知する。
予備校への通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、合格者の氏名のみを通知する。

〈大学入試センター試験を利用する入学試験での取り扱い〉

受験生本人への通知 （不合格者のみに対して全員へ通知）	受験した学部・学科・専攻（コース）の志願者数・受験者数・合格者数を通知する。
出身高等学校などへの通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、「受験生の氏名、合・否」を通知する。
予備校への通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、合格者の氏名のみを通知する。

法　学　部

第Ⅱ編　法学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 249

(1) 理念・目的等　〈249〉

(2) 理念・目的等の検証　〈250〉

(3) 健全性、モラル等　〈251〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 251

(1) 教育課程等　〈252〉

(2) 教育方法等　〈263〉

(3) 国内外における教育研究交流　〈268〉

3　学生の受け入れ …… 269

(1) 入学者受け入れ方針等　〈269〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈270〉

(3) 入学者選抜の仕組み等　〈275〉

(4) 科目等履修生・聴講生　〈276〉

(5) 定員管理　〈277〉

(6) 編・転入学、退学者　〈278〉

4　教員組織 …… 278

(1) 教員組織　〈278〉

(2) 教育研究支援職員　〈280〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈280〉

5　研究活動と研究環境 …… 282

(1) 研究活動　〈282〉

(2) 研究環境　〈284〉

6　施設・設備等 …… 284

(1) 学舎と研究棟　〈285〉

(2) 情報処理機器等の整備　〈286〉

7　管理運営 …… 286

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈286〉

(2) 学部長の権限と選任手続き　〈287〉

8　自己点検・評価 …… 289

(1) 委員会の構成、点検・評価対象年度　〈289〉

(2) 点検・評価項目　〈289〉

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

関西大学の前身である関西法律学校は、1886 年 11 月 4 日、関西で初めての本格的な法学教育機関として大阪の地に創設された。この学校の創設を企てたのは当時大阪で勤務していた司法官や、自由民権運動に携わった経験をもつ者たちであった。彼らは、自らの人権を自ら護っていくことができる近代的な市民が生まれるためには法に関する知識の普及が不可欠であり、法学教育によって法に関する知識を修得した人材を養成し、世に送り出していくことが急務であると考え、法律学校を創設した。このような関西法律学校創設の理念は、名誉校員としてこの学校の創立に関わった児島惟謙が大津事件（1891 年）の際に示した思想と行動に結びつけられて語られてきた「正義を権力より護れ」という理念とも呼応しつつ、関西大学建学の精神として脈々と受け継がれてきたのである。

関西法律学校の後継者として直接にその歴史を継承している法学部は、上記建学の精神を引き継ぎ、人権の確立と尊重、およびそれを目的とする法と正義の実現を教育理念とし、法律学科ではリーガルマインド（法規範を判断基準として諸問題を総合的に分析し一定の結論を導き出す思考方法）の育成を、政治学科では内外の政治、行政、政策を多角的に分析・研究し、グローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を、教育目標として掲げている。この法学部の教育理念・目標は、「学の実化」、「情報化・開かれた大学・国際化」という全学的教育理念と緊密な関係を保ちながら、法学部のカリキュラム・コースのなかに具体化されている。

【現状の説明】

法律学科では、社会に生じる矛盾や争いの本質を「法」という面からとらえ、法律の条文そのものと、現実の問題に法をどう適用するかについての研究を通じて、問題解決を行う能力を養うことを目的・教育目標としている。

政治学科では、国内外の政治・行政・政策の分析・研究を通じて、人間を満足させることができる社会運営の仕組みを追究する学問である政治学を中心に、法学、哲学、社会学、語学などの幅広い知識を吸収するとともに、変動する現代社会を解読する力を養うことを目的・教育目標としている。

法学部では、現在、デイタイムコースの法律学科に 4 コース（公務、ビジネス、法曹、国際）、政治学科に 2 コース（総合、公共政策）が設けられており、それぞれの教育課程の特徴および卒業後に想定される進路は、表Ⅱ-法-1～2 のようにまとめることができる。またフレックスコースの法律学科にも市民生活、法務の 2 コースが設けられている。

表Ⅱ-法-1　法律学科（デイタイムコース）教育課程の特徴と想定される進路（4 コース）

コース	教育課程の特徴	想定される進路
公　務 コース	国や地方公共団体の公務について、現代の法治国家にふさわしい公正かつ効率的なあり方や内容を学び、法令や政策の立案・実施・評価に関する総合的能力を培うことを目的とするコース。公務員志望者など公務に関心のある学生を対象とする。	公務員など
ビジネス コース	現在および将来の法律問題および法現象に対処する能力、とりわけ産業社会に生起する多様な法的諸問題を処理できる力量を培うことを目的とするコース。ジャーナリズムを含む一般企業において活躍したいと考える学生を対象とする。	民間企業、 ジャーナリズムなど
法　曹 コース	憲法・民法・刑法をはじめとする実定法に関する専門的知識を基本から体系的・系統的に学ぶことを目的とするコース。法科大学院に進学し、裁判官・検察官・弁護士などの法律専門職に就きたいと強く希望する学生を対象とする。	裁判官、検察官、 弁護士など
国　際 コース	国際的な法的諸問題に対応できる専門知識を修得することを目的とするコース。語学能力をも高め、外交官や国際機関の職員あるいは国際ビジネスマンとして海外において活躍したいと考える学生を対象とする。	外交官、国連職員 など

表Ⅱ-法-2　政治学科（デイタイムコース）教育課程の特徴と想定される進路（2 コース）

コース	教育課程の特徴	想定される進路
総　合 コース	政治と行政に関する一般理論、政治思想や政治史、また現実政治の分析手法について広く学ぶことを目的とするコース。一般企業、教育・福祉またはジャーナリズムといった諸分野に進む学生を対象とする。	民間企業、 ジャーナリズムなど
公共政策 コース	政治と行政の理論と実際を学び、政策の立案・実施・評価に関する総合的能力を身につけることに重点を置いたコース。国または地方の公務員あるいは行政に関連した分野に進む学生を対象とする。	公務員など

【点検・評価】

入学試験合格者向けの学習案内として法学部が毎年編集・刊行している『ACCESS―法学部学習案内―』では、各年度の法学部長が、法学部の教育理念・目標との関わりにおいて、新法学部生に何を求めるかを語っている。2004 年度においては、熟慮・討議しつつ学習し、批判的に知識を習得することを新入生に期待するとともに、法学・政治学が、価値や理念の違いを「架橋」しようとする人類の英知を示す学問であることが説かれている。また、2005 年度においては、激変する社会のなかで、時代の要請に応えるべく、法学部はさまざまな改革を進めているが、その主たる目的は、法学および政治学の専門的な知見に基づいて自立的、創造的に思考し、積極的に社会の新たな発展に寄与しうる人材、国際的な舞台で活躍しうる人材を育成することにあることが説かれている。このように、法学部が何を自らの社会的使命とみなし、どのような人材を育成していくかという点に関しては一貫した理念が反映されており、今後もこの理念に基づいた教育を展開していくことが確認されている。

法学部では 2002 年度から上述の新しいカリキュラムと履修コースが実施されている。2002 年度カリキュラム・履修コース改編の特徴としては、学生の将来の進路を踏まえた履修コースの編成、専門教育科目の必修化とスリム化、演習科目の充実改編、セメスター制度への移行に加え、卒業所要単位の削減や履修制限単位の削減によるゆとりのある履修があげられる。また、2003 年度からは第 1 部・第 2 部を改編して昼夜開講制とし、履修時間帯に応じてデイタイム（昼間主）コースとフレックス（夜間主）コースに分けている。

法学部の教育理念・目標、カリキュラム・コースついての情報は、法学部ホームページを通じて広く一般に公開されているのみでなく、上記『ACCESS』、新入生ガイダンス用の冊子『Commune Prudens への招待』、受験生を対象とした『法学部 Information』のいずれにおいても明確に記載されている。このように学部の教育理念・目標、教育課程を広く公開することによって、法学部では、学生と教員の双方が教育・学習の目的に関して明確な共通認識を持つことが目指されている。

以上のように、法学部の教育理念・目標は明確なかたちで広く公開され、カリキュラム・履修コースもそれと整合性をもつように調整が重ねられており、この点に関する達成状況は順調と判断できる。

（2）理念・目的等の検証

【現状の説明】

法学部では、上述した教育理念・目標が今日の社会的要請に対応しており、かつ充実した成果を挙げているかどうかを検証するしくみとして、「法学部自己点検・評価委員会」を設置している。2 年に一度刊行される『法学部自己点検・評価報告書』において、授業科目別の受験率・合格率等のデータに基づく客観的評価が行われていることに加え、教員による教育活動に関する主体的な報告や評価も、アンケート調査への回答を掲載するというかたちで公表されてきた。『法学部自己点検・評価報告書』の指摘する改善点（たとえば入学試験や昼夜開講制のあり方など）に関しては、教授会や執行部会議でも議論が交わされるだけでなく、学部内の教学体制委員会において、追跡調査を踏まえた長期的な見直し作業も進められている。

こうした点検・評価作業を学部内関係者に留めることなく、毎年約 50 名の学部生が参加しているビジネス・インターンシップの報告会や、企業を対象とする就職懇談会を通して、社会の側から法学部の教育内容

や成果に対する評価を得たり、本学・地方をあわせて毎年約500組の学部生保護者が出席する教育懇談会を通じて、家庭の目を通して法学部の教育のあり方に対する評価を得たりする機会も作ってきた。これらの機会に寄せられた質問に対して教職員が適切に答え、また指摘に対して必要な措置を学部として検討することで、学部教育が社会的なアカウンタビリティを持つように努めている。

【点検・評価】

法学部の理念・目的、および教育内容に関する検証は、上記のような学部内外の活動を通して絶えず行われており、その結果に関する検討も随時行われているため、特に問題点はないと思われる。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

人権の確立と尊重、およびそれを目的とする法と正義の実現を教育理念とする法学部では、教職員や学生の職業倫理、社会倫理や社会的正義の側面に、研究・教育内容と同等の重要性があると認識している。

人権問題の一環として、新入生や在学生に対して、セクシュアル・ハラスメントに関するパンフレットの配布を行うとともに、新任教員については、着任時にガイダンスを行って注意を喚起している。セクシュアル・ハラスメント相談員を務める教員はもとより、それ以外の教員・職員も全学的研修会に参加するなど、人権の侵害を未然に防ぐ環境を作るだけでなく、万が一そうした事態が発生した場合の対応についての認識を高めている。

また、職業倫理に反する行為、アカデミック・ハラスメント、暴力等の問題が生じた場合には、こうした問題を隠蔽することなく、学部として誠実に対処していくよう、教職員の間での理解・対応を進めている。

なお、学生のインターネット利用（電子メール・学外Web利用）に関しては、申請の際、「Internet利用に関する誓約書」への同意を要件とすることにより、人権を侵害することなく適切な利用がなされるよう配慮している。

【点検・評価】

大学としての健全性を保ちモラルを向上させるために、法学部では教員、職員、学生を一体とした啓発活動の必要性が共通の理解となっており、毎年4月に、オリエンテーション行事の一環として、人権に関連したテーマで新入生歓迎学術講演を開催している。人権や倫理に反する行為が現実に生じないように、日々の教育活動や学生生活における実践を通した地道な方法で、学部環境をさらに整備していくことが課題である。

2　学士課程の教育内容・方法等

大学は、学校教育法第52条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」べきことがうたわれ、大学設置基準第19条に「専門の学芸を教授する」ことが規定されている。

法学部はこれらをうけて、全学の「学の実化」という教育理念を基本としつつ、人権の確立と尊重を目指し、法律学科はリーガルマインド（法規範を判断基準として諸問題を総合的に分析し一定の結論を導き出す思考方法）の育成を、政治学科は内外の政治、行政、政策を多角的に分析・研究し、グローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を、それぞれの教育目標として掲げている。

（1）教育課程等

ア　法学部の教育課程

【現状の説明】

（ア）教育課程

上記の教育目標を実現するために、本学部では、学科内に履修コースを設け（政治学科フレックスコースを除く）、体系的な教育課程を編成している。

デイタイムコースにおいては、法律学科では各履修コース共通に他の科目に先立って履修すべき選択必修科目第1群（コース先修科目）、当該履修コースにとって基礎的な選択必修科目第2群（コース基本科目）、履修コース内容に関連するより応用的な選択必修科目第 3 群（コース関連科目）、そして選択必修科目第 4 群（基礎法科目）と選択必修科目第5群（外国法政科目）という科目群が設定されている。また政治学科では選択必修科目第1群（基礎）、選択必修科目第2群（理論）および選択必修科目第5群（外国法政）という共通科目群に加えて、総合コースで「歴史」と「分析」の選択必修科目群が、公共政策コースでは「制度」と「政策」の選択必修科目群が設定されており、それらを年次配当した履修形態を取っている。

表Ⅱ-法-3 デイタイムコース法律学科の履修コース別科目群所要単位（所要単位数/総開講単位数）

	公務コース	ビジネスコース	法曹コース	国際コース
選択必修科目第1群（コース先修科目）	6/ 10	6/10	10/12	6/8
選択必修科目第2群（コース基本科目）	24/40	24/42	28/44	22/38
選択必修科目第3群（コース関連科目）	26/52	16/30	18/34	16/38
選択必修科目第4群（基礎法科目）	4/30	4/16	6/22	4/12
選択必修科目第5群（外国法政科目）	4/16	4/16	4/16	10/18
小　　計	64 単位	54 単位	66 単位	58 単位
選択科目第6群	任意	任意	任意	任意
選択演習科目第7群	任意	任意	任意	任意
小　　計	18 単位	28 単位	16 単位	24 単位

表Ⅱ-法-4　デイタイムコース政治学科の履修コース別科目群所要単位（所要単位数/総開講単位数）

	総合コース	公共政策コース
選択必修科目第1群（基礎）	4/10	4/10
選択必修科目第2群（理論）	24/42	24/44
選択必修科目第3群（歴史）	12/20	
選択必修科目第4群（分析）	6/36	
選択必修科目第3群（制度）		8/32
選択必修科目第4群（政策）		12/32
選択必修科目第5群（外国法政）	4/12	4/12
小　　計	50 単位	52 単位
選択科目第6群	任意	任意
選択演習科目第7群	任意	任意
小　　計	32 単位	30 単位

法学部での学習になじむ目的で、1 年次には少人数での「一般演習」が開設されている。法律学科法曹コースのみは2年次でも少人数の「基本演習」が開設されている。また、1・2年次では法律学・政治学の基本的な知識を確実に身につけるための入門科目が設けられている。法律関連では「法学入門」「日本の近代司法」「法思想史Ⅰ・Ⅱ」「憲法Ⅰ・Ⅱ」「刑法Ⅰ・Ⅱ」「民法Ⅰ・Ⅱ」「国際法Ⅰ・Ⅱ」が、政治関連では「政治学入門Ⅰ・Ⅱ」「政治思想史Ⅰ・Ⅱ」「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」が設けられている。

2003 年度から始まったフレックスコースでも 1 年次において「一般演習」が開設され、1・2 年次配当でデイタイムコースと同様の入門科目が設けられている。フレックスコースでは、さらに法律学科に市民生活、法務の2つの履修コースが設けられ、共通科目、コース科目、選択科目 A・B と科目群が分けられている。政治学科では履修コースに分けることなく、広く選択肢を残した科目配置となっている。

（イ）カリキュラム体系

法学部の卒業者には、法律学科、政治学科ともに学士（法学）の学位が与えられる。後の図に示すように、デイタイムコース、フレックスコースともに教養・外国語・保健体育科目は1・2年次を中心に配置されており、専門教育科目は1年次にも配置されているが、中心となるのは2年次以降である。教養科目および外国語科目については、別項目で点検・評価を行うので、ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べる。

リーガルマインドの育成を教育目標とする法律学科では、デイタイムコースに設けられた履修コース（公務、ビジネス、法曹および国際コース）ごとに、また、同フレックスコースに設けられた履修コース（市民生活および法務コース）ごとに、必要とされる専門教育科目単位数を、コース先修、コース基本、コース関連、基礎法、外国法政などの科目群から（デイタイムコース）、また、コース共通科目、コース科目、選択科目A･Bの科目群から（フレックスコース）、指定することにより、学科および各履修コースの教育目標に対応した専門教育科目を段階的・系統的に学ぶことができるよう配慮されている。

内外の政治、行政、政策を多角的に分析・研究し、グローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を教育目標とする政治学科でも、デイタイムコースに設けられた履修コース（総合および公共政策コース）ごとに、必要とされる専門教育科目単位数を、基礎、理論、歴史、分析、制度、政策、外国法政などの科目群から指定することにより、学科および各履修コースの教育目標に対応した専門教育科目を段階的・系統的に学ぶことができるよう配慮されている。政治学科フレックスコースには履修コースは設けられていないが、専門教育科目中に選択必修科目と選択科目A･Bを指定することにより、段階的・体系的学習が可能となるよう配慮している。

デイタイムコースでは各学科・履修コースの教育目標を達成するため、履修コースごとに専門科目の重点が異なっているが、基本的なカリキュラム体系は共通している。専門教育科目は、入門的・基礎的内容を習得した上で、より高度な専門的内容を学習するように位置づけられている。講義に加えて、少人数でより深い内容の指導を行う「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「研究論文」は、2 年次の秋にゼミ・ガイダンスを行い、希望するテーマによって学生がゼミを選択する方式をとっている。第一希望を優先しながらも、ゼミ希望学生が最大限いずれかのゼミに受け入れられるように調整を行うため、選択の機会を2回設けている。進路によっては複数のテーマについてより専門的な学習を希望する学生もいるであろう、との想定に基づき、2004 年度からは従来の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」という 2 年連続型のゼミに加え、1 年完結型のゼミも開設されることになった。また、専門科目を学習していく上で情報の処理能力は不可欠であるため、1 年次で「情報処理演習Ⅰ」、2年次で「情報処理演習Ⅱ」が設けられている。

図Ⅱ-法-5　デイタイムコースのカリキュラム概念図

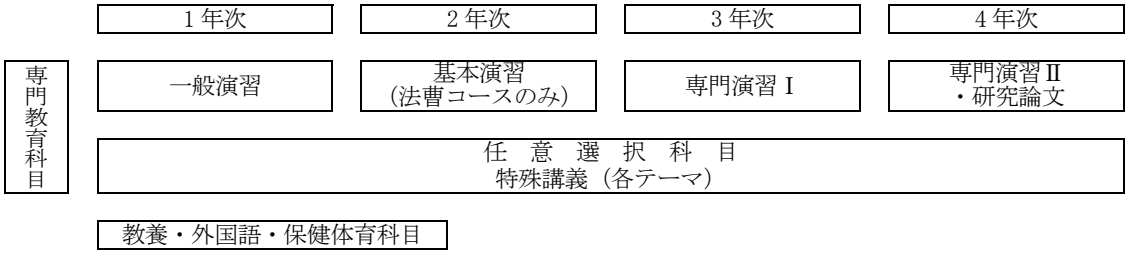

図Ⅱ-法-6　フレックスコースのカリキュラム概念図

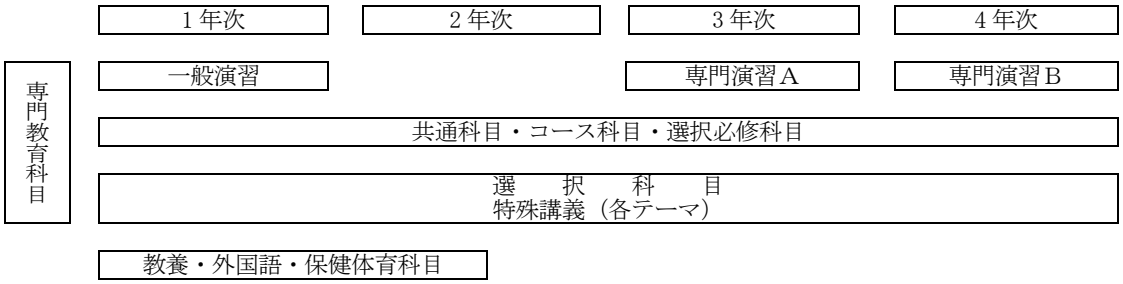

フレックスコースの専門教育科目も、入門的・基礎的内容からより高度な専門的内容へと学習を進めることができるように配置されており、「一般演習」「専門演習Ａ・Ｂ」という少人数クラス・ゼミ形式による科目が1年次から4年次にかけて設けられている。

2 年次以降の専門教育科目は、各学科のコースごとに設定された科目群の中で年次配置しており、それ以外の選択科目については、各学問分野の体系性に適合した配当年次を設けることで、専門領域を体系的に学べるような配慮を行っている。

フレックスコースでも1年次に少人数クラスで行われる「一般演習」や入門科目を設けることに加え、法律学科ではコース共通科目とコース科目、選択科目という形で年次配当を体系的に行い、政治学科では選択必修科目と選択科目という形で、体系的配当を行っている。

（ウ）基礎教育、倫理性を培う教育

大学教育としての基礎教育は、法学部が独自に行うというよりは、全学的な教養教育の一環として行われている。他方、専門分野を学ぶ上での基礎教育は、後述する専門教育科目の一部として設けられており、専任教員が担当している。倫理性を培う教育の中でも特に法学部学生にとって重要なものとして、法や政治の公的性格の理解と、基本的な人権感覚の育成が挙げられる。この点に関しては、およそ全ての専門科目が何らかの形で関連性を有すると言える。また、個別の講義としては、後述する教養科目の中に「部落解放論」が開設されており、法学部専任教員が責任を持って担当しているほか、専門教育においても「憲法（人権論）」や「特殊講義（差別問題と法）」が専任教員によって担当されている。

デイタイムコースの専門教育における基礎教育は、1年次の少人数クラスによる「一般演習」と、1・2年次開講の各分野の入門科目の講義を通して行われている。「一般演習」では、法律学・政治学の学習を進める上で必要となる基礎的知識を身につけるとともに、レポート作成や発表・討議などを通して、文献を読む力や論理的な思考・表現を行う能力を身につけることを目的としている。「一般演習」は必修科目ではないが、入学時のオリエンテーションや履修ガイダンスなどで強く履修誘導を行うことにより、1年次生のほぼ80%がこれを履修している。入門科目は、細分化された専門教育科目を履修する前にまず各専門分野全体を大づかみに理解させることを目的としており、「法学入門」「日本の近代司法」「法思想史」「憲法」「刑法」「民法」「国際法」「政治学入門」「政治思想史」「日本政治史」が開設されている。

デイタイムコース法律学科法曹コースでは、これらに加えて2年次に「基本演習」を設けている。この基本演習では、法科大学院に進学し、裁判官・検察官・弁護士などの法律専門職に就きたいと強く志望する法曹コースの学生を対象に、憲法・民法・刑法などの基本法律科目についてのやや高度な導入教育が、演習形式で行われている。

（エ）教養科目

デイタイムコースにおける教養科目は1・2年次に配当されており、「人間・文化」分野48単位（12科目24テーマ）、「社会・経済」分野24単位（6科目12テーマ）、「自然・技術」分野34単位（9科目17テーマ）が開設されている。各分野から2テーマ、4単位以上、合計で26単位以上を取得しなくてはならない。また、2005年度から開設されたインターファカルティ教育科目「テーマスタディ」については、2テーマ4単位までを教養科目の卒業所要単位に含めることができることとしている。

フレックスコースにおける教養科目も、同様の考え方にしたがって、「人間・文化」分野48単位（12科目24テーマ）、「社会・経済」分野24単位（6科目12テーマ）、「自然・技術」分野34単位（9科目17テーマ）」が開設されている。卒業要件は各分野からそれぞれ4単位以上を含めて合計24単位以上を修得することとし、デイタイムコースと同様、インターファカルティ教育科目「テーマスタディ」は4単位（2テーマ）までを教養科目の卒業所要単位に含めることができることとしている。

（オ）外国語科目

デイタイムコースの外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語のうち、英語4単位を含み、ドイツ語またはフランス語4単位以上を含めて3カ国語の範囲内で合計16単位以上を修得することが卒業要件である。16単位をこえて修得した単位については、8単位を限度として専門教育科目の卒業所要単位とすることができる。

たとえば英語の場合、コミュニケーションクラス、「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」など多様なクラスやコースが用意されている。また、必修の8単位をこえて学習したい学生に対しては、アドバンスト・コミュニケーション、アドバンスト・ライティング、プラクティカル・イングリッシュ・セミナー、アドバンスト・メディア・イングリッシュ、エアリア・スタディズといった科目が設置され、それぞれの目的に応じて工夫を凝らした授業が展開されている。

フレックスコースにおいても、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語のうちから英語を含む2か国語が必修であり、第1選択外国語8単位、第2選択外国語4単位を合計して12単位以上修得しなければならない。12単位をこえて修得した単位については、4単位を限度に専門教育科目の卒業所要単位とすることができる。

（カ）科目の配分

開設授業科目における教養科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目の量的配分は以下のとおりとなっている。デイタイムコースの場合、専門教育科目以外の科目数は法律学科・政治学科に共通である。「教養科目」57科目、「外国語科目」92科目、「保健体育科目」7科目であり、これらは法律学科、政治学科の開設科目総数の各々40.9%、41.1%を占めている。すなわちそれぞれの学科の「専門教育科目」は59.1%、58.9%を占めており、「専門教育科目」がそれ以外の科目の1.5倍というバランスになっている。「専門教育科目」については、必修科目はなく、選択科目に加え、免許・資格等に関係する「自由科目」が51科目開設されている。

フレックスコースでは「教養科目」63科目、「外国語科目」84科目、「保健体育科目」7科目が開設され、これらで法律学科、政治学科それぞれの開設科目総数の 42.7%、43.1%を占めている。したがって、「専門教育科目」はそれぞれ57.3%、56.9%とほぼ半数となっており、デイタイムコースに比べると教養を重視した科目配分になっているが、デイタイムコースの科目を履修することにより、専門科目の選択肢を広げることも可能である。「専門教育科目」については、必修科目はなく、法律学科は選択科目、政治学科は選択必修科目と選択科目に加え、自由科目が55科目開設されている。

表Ⅱ-法-6　法学部開設授業科目に占める量的配分(春／秋学期合計)　　2005年度

		デイタイム		フレックス	
		法律学科	政治学科	法律学科	政治学科
教養科目		57	57	63	63
外国語科目		92	92	84	84
保健体育科目		7	7	7	7
専門教育以外の割合（%）		40.9	41.1	42.7	43.1
専門教育科目	必修科目	*	*	*	*
	選択必修科目	*	*	*	49
	選択科目	177	173	152	99
	自由科目	51	51	55	55
	専門教育の割合（%）	59.1	58.9	57.3	56.9
合　計		384	380	361	357

卒業所要単位における教養科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目の量的配分は以下のとおりとなっている。デイタイムコースの場合、卒業所要単位は124単位で、卒業に必要な教養科目、外国語科目、専門教育科目の要件は法律学科、政治学科の各履修コースとも共通している。教養・外国語科目の卒業要件は前述のとおりであり、教養科目は「人間・文化」「社会・経済」「自然・技術」の各分野からそれぞれ4単位以上を含めて26単位以上を修得することが必要である。外国語科目は英語を4単位として、ドイツ語、フ

ランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語のうち、英語を 4 単位以上、ドイツ語またはフランス語 4 単位以上を含めて、3 ヶ国語の範囲内で合計 16 単位を修得することが基本要件となっている。16 単位をこえて修得した外国語科目は、8 単位を限度に専門教育科目の卒業所要単位 82 単位の中へ算入することもできる。保健体育科目は選択で、6 単位まで教養科目として卒業所要単位に含めることができる。

専門教育科目については、82 単位以上修得することが卒業要件である。必修科目はないが、科目群の表で示したように、履修コースごとに各科目群で履修が指定されている科目が異なっている。なお、免許・資格等に関係する自由科目の単位は、卒業所要単位に含めることができない。デイタイムコースでは卒業所要単位 124 単位のうち、教養科目（保健体育科目を含む）・外国語科目が 42 単位（33.9%）、専門教育科目が 82 単位（66.1%）と、ほぼ 1 対 2 の割合となっている。

フレックスコースの卒業所要単位も 124 単位である。教養・外国語科目の卒業要件は既に述べたが、教養科目は「人間・文化」「社会・経済」「自然・技術」の各分野からそれぞれ 4 単位以上を含めて、合計 24 単位以上を修得しなければならない。外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語から英語を含む 2 か国語を必修とし、第 1 選択外国語と第 2 選択外国を合計して 12 単位以上修得しなければならない。12 単位をこえて修得した外国語科目については、4 単位を限度に専門教育科目に算入することができる。保健体育科目は選択で、6 単位まで教養科目として卒業所要単位に含めることができる。

専門教育科目については、法律学科、政治学科ともに 88 単位以上修得することが卒業要件である。ただし、法律学科、政治学科ともに科目群ごとの必要単位数があり、法律学科では共通科目から 24 単位以上、コース科目から 28 単位以上、選択科目 A から 36 単位以上、政治学科では、選択必修科目から 52 単位以上、選択科目 A から 36 単位以上が指定されている。フレックスコースでは卒業所要単位 124 単位のうち、教養科目（保健体育科目を含む）・外国語科目が 36 単位（29%）、専門教育科目が 88 単位（71%）となっている。

デイタイムコースに比べフレックスコースでは開設科目の中で専門科目の占める割合が低いが、デイタイムコースの専門科目を履修することで、この点を補っている。

（キ）実施・運営体制

デイタイムコースにおいては、一般演習および入門科目のみでなく、主要科目および専門演習は専任教員が担当しており、その実施・運営に関しての責任は学部内組織の中で担っている。また、教養科目については、全学共通教育推進機構やその下部組織である教養教育部門委員会が実施・運営の責任を担っている。教養教育部門委員会には、学部執行部から委員が選出されており、教養教育の実施・運営に関する学部の意向は、委員を通じて伝達され、審議されている。

フレックスコースでも一般演習および専門演習を専任教員が担当し、教養教育についてはデイタイムコースと同様、全学共通教育推進機構および教養教育部門委員会が責任を負っている。

（ク）グローバル化への対応

グローバル化に対応するための教育として情報処理教育、コミュニケーション能力を涵養する教育としてコミュニケーションクラスによる外国語教育をあげることができる。デイタイムコースの情報処理教育の科目には、教養科目の「情報処理論」（自然・技術分野）の講義が設けられている。また、専門科目では法律・政治共通科目として 1・2 年次配当の「情報処理演習Ⅰ」、2・3 年次配当の「情報処理演習Ⅱ」がある。また、政治関連科目で 2・3 年次配当の「情報政策論Ⅰ」「情報政策論Ⅱ」も情報処理教育に関連している。外国語教育については、英語の場合、1 年次配当の「英語Ⅰ」では、26 クラスの半数以上にあたる 17 クラスがコミュニケーションクラス、また 2 年次配当の「英語Ⅲ」では、23 クラスのうち 3 クラスがコミュニケーションクラスである。英語以外ではドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語にコミュニケーションクラスが設けられている。

（ケ）健康の保持・増進

保健管理センターおよび当センターに設置された第一診療所・心理相談室が実施する健康診断、疾病管理、健康相談、診療、心理相談などは、学生の心身にわたる健康の保持・増進のために、全学的に行われている取り組みである。また、学生センターに設置された大学学生相談室では、大学学生相談主事が学生の諸々の相談業務に当たっている。

（コ）必修選択の量的配分

デイタイムコースでは、2004 年度から保健体育科目が必修科目でなくなったため、卒業所要単位に占める比率は０%となった。専門教育科目は全て選択科目であるが、法律学科の各コースは先修、基本、関連などの科目群として、また政治学科も基礎、理論などの科目群として、それぞれ履修すべき専門教育科目を指定しているので、全くの任意で履修できる選択科目は法律学科で 16～28 単位（12.9%～22.6%）、政治学科で 30～32 単位（24.2%～25.8%）となっている。

フレックスコースにおいては、2003 年度から保健体育科目が必修科目でなくなっているため、卒業所要単位に占める必修科目の比率は 0%である。専門教育科目のみについてみると、政治学科には選択必修科目があるが、法律学科は全て選択科目となっている。しかし、デイタイムコースと同様、最低単位数を定められた群ごとに科目が配置されているので、全くの任意選択というわけではない。

（サ）開設授業科目における専・兼任比率等

大学基礎データ表 3 にみられるとおり、デイタイムコースの場合、教養科目や外国語科目では兼任担当科目数の方が多く、専任割合は教養科目で 34.5%（春学期・秋学期合計）、外国語科目で 30.2%（春学期・秋学期合計）という低い数値となっているが、専門教育科目（自由科目を除く）については法律学科、政治学科ともに専任担当科目数の方が多く、割合はそれぞれ 68.5%、67.4%（春学期・秋学期合計）となっている。

フレックスコースでも教養科目、外国語科目はやはり兼任担当科目数の方が多く、専任割合がそれぞれ 33.6%、1.3%（いずれも春学期・秋学期合計）であるが、専門教育科目（自由科目を除く）の場合は専任担当科目数の方が多く、専任割合は法律学科で 64.4%、政治学科で 66.7%である。

専門教育以外の科目、特に外国語科目で極端に専任教員の担当が少ない点は、全学的に検討する必要がある。法学部の専門教育科目に関しては、自由科目を除外して考えると、専兼比率がデイタイムコース、フレックスコースともに、いずれの学科においても約 2 対 1 以上であり、専任教員によって十分な責任が担われていると考えられる。

（シ）授業形態と単位の関係

授業科目の単位数は、学則第 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」「実習」「実験および製図」の 5 種に分けて基準を定めているが、法学部の授業科目に該当するのは次の 3 種である。

①講義は、原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

②外国語科目および保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

③演習は、原則として毎週 1 時間 15 週または毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

法学部の「演習」については、「毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用されている。

2002 年度よりセメスター制が導入されたことにともない、従来、通年で実施されていた 4 単位の講義科目は、原則として半期 2 単位となっている。ただし、遡及は行っていないので、セメスター制を導入していない学年の学生は、通年科目として講義を受講している。同一科目を 4 単位科目として受講している学生と 2 単位科目として受講している学生が混在するので、試験の実施方法や成績評価の仕方について一定の配慮を行っている。

【点検・評価】

〈長所〉

法学部では、科目選択の自由度を維持するとともに、そうした自由度の中で体系的学習が損なわれないように、カリキュラムの構成に工夫を凝らしてきた。具体的には、学科、コースのそれぞれの教育目標に合わせて効果的な学習ができるよう、学科・コース毎に、専門教育科目を段階的・系統的に配置する形でカリキュラムを構成している。デイタイムコースでは、履修コースごとに核となる科目に加えて、選択科目の履修が法律学科の場合には16～28単位、政治学科の場合には30～32単位認められているため、コースの教育目標から欠くことのできない専門科目を深く学ぶとともに、その枠をこえて幅広い視野を身につけることも可能となり、学生の自主性を喚起しつつ、バランスの取れた科目履修へと誘導するカリキュラム構成となっている。

また、従来の第2部のカリキュラムでは、限られた時間帯で科目選択をしていたのに対し、フレックスコースの導入とともに、学生の履修科目選択の幅がより拡充されることとなった。さらに、フレックスコースの法律学科の場合には、学科共通科目、コース科目、政治学科の場合には選択必修科目という特定分野を深く学ぶための科目に加え､選択科目Ｂという幅広い分野を学ぶことも可能なカリキュラムとなっているため、学生の多様な関心にこたえながら一定の体系的学習が図られるようになっている。さらにデイタイムコース開講の科目も履修可能となり、科目選択の自由度が一段と拡充されている。

また、法学・政治学に関する導入教育として、少人数の「一般演習」が開設されている。履修にあたっては複数の開設クラスの中から各自の関心のあるテーマを選択する形でクラス分けが行われており、法律学科・政治学科の垣根なく入門の授業が受けられる。「一般演習」の中でも、小クラスのものは、25 名以下で十分に目の行き届く形で授業が行われているし、発表や討論の初歩的訓練が行われるものもある。また入門科目の諸講義も、専門的な内容に入る前の準備段階としての目的を果たしていると考えられる。

さらに、法学部における教養科目の編成は、各分野に必要十分な科目が配置されており、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するのに適したものになっている。また、「社会・経済」分野に「部落解放論」（1科目2テーマ）という人権関係科目の4単位が配置されている点も特徴的であるといえよう。

なお、外国語科目ではないが、外国書の解読を通して専門的な内容を習得する専門科目として、「外国書研究」が配置されており､少人数クラスで行われている。英語文献に基づくクラスが大多数を占めるものの、フランス語、ドイツ語、中国語のクラスも設置されており、一歩進んだ研究を行っていくための足がかりを提供している。特にデイタイムコースでは「外国書研究Ⅲ・Ⅳ」という高度なレベルの科目まで展開している。このように、デイタイムコース、フレックスコースでも外国語を通した専門教育の訓練が行われていることが、法学部のカリキュラムにおける長所である。

デイタイムコースで情報処理教育が充実している点も、本学部の長所である。1 年次から始まる情報処理演習の科目は、専門教育において必要となってくるデータ処理能力の基礎的能力をつける上で重要な役割を果たしている。デイタイムコース、フレックスコースともに、さらに3・4年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」（デイタイム）や「専門演習Ａ・Ｂ」（フレックス）でのゼミ発表は、プレゼンテーション能力の涵養に貢献している点も長所として挙げられよう。

また、2002 年度には、全学的にセメスター制が導入されたことにともない、通年4単位の専門科目は、そのほとんどが半期2単位科目に2分割され、半期ごとに成績評価を行うこととなった。そのため、学生の学習効果を確認する機会が倍増した点も重要な改善点と言えよう。

〈問題点〉

多人数が受講するクラスでは複数クラスを設けており、課題の量や難易度、評価の基準などの点でクラスによる違いが感じられ、これが場合によっては不公平感につながることもありうる。より公平な実施・運営をめぐっては､『法学部自己点検・評価報告書』の中でも提起されており、教学体制委員会において検討を進

めている。

専門演習について、一年完結型のゼミを開設したが、開講ゼミ数が少なかった為に、結果的に学生の選択肢を狭めてしまったきらいがある上に、開設当初の狙いに反して、四年次生における履修希望者が少なく、複数のテーマを学習するという機能を十分に果たしているのかどうか、疑義が呈されている。今後の再検討が必要となろう。

さらに、グローバル化への対応として、フレックスコースでの科目の拡充が求められよう。教養科目の「情報処理論」は設けられているが、情報処理演習科目は開設されていない。外国語教育については、「英語Ⅰ」7クラスのうち3クラスがコミュニケーションクラス、「英語Ⅲ」でも、6クラスのうち2クラスがコミュニケーションクラスであるが、いずれも他学部との合併授業であるため、コミュミケーションクラスを希望する学生すべては受け入れられていない。また、英語以外の外国語にはコミュニケーションクラスは設けられていない。これらの点に関しては、引き続き検討が必要だと思われる。

また、専任教員一人当たりの在籍学生数が、92.3人と、他学部と比べても多く、一部の科目に大人数の受講生が集中するなどの負担増も常態化し、適切な教育サービスの提供にとっても深刻な事態が生じる懸念がある。ロースクール設置後の教員数の減少の影響も少なくない。科目毎の教員の配分や、教員数の増員などが必要となろう。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

改革を重ねているカリキュラムの運用にあたっては、継続的に点検・評価を行い、さらに教育効果が高められるよう配慮するとともに、近年、多様化してきている学生の興味、関心や能力を学部の理念・目的といかに適合させていくかを検討し、詳細部分については適切に改革していく姿勢が求められる。教養科目の編成に大きな問題はないが、社会情勢や学生の関心に科目内容が対応しているかどうかは、全学共通教育推進機構を中心として随時検討されるべき課題といえる。学生の卒業後の活躍分野や学問的な国際交流の進展を考えると、引き続き外国語教育に力を入れていく必要がある。また教育効果をより高めるために、少人数クラスや能力別クラス編成の実現など一層の工夫を求め、外国語教育研究機構と連携しながら検討していく必要があると考えられる。科目選択の自由度が高さを維持しつつ、効果的な学習をさらに計るためには、デイタイムコース、フレックスコースともに、入学時点の新入生ガイダンスや履修届提出時における科目履修上の注意や説明を拡充し、適切な履修ガイダンスの実施を検討する必要がある。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

前述のように、デイタイムコース、フレックスコースともに「一般演習」と各入門科目を設け、高校から大学教育への移行期の基礎教育科目として位置づけている。入門科目はやや平易な内容において他の専門教育科目との橋渡しの役割を果たす。他方、「一般演習」は担当教員の工夫により、専門教育にとって基礎的な能力だけでなく、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方といった、高等教育への移行に適応できるように配慮したな指導も行われている。

【点検・評価】

法学部では大教室での授業がきわめて多い中で、少人数のクラス制を敷いている「一般演習」は勉学面のみならず、人間関係においても大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。また、1 年次から入門科目として専門教育を受けることは、2 年次からのコースを学生が選択する上での判断材料ともなっている。

高校への出張講義など正課外の高・大連携については、高大連携推進事務室主導による全学的プログラムが推進されている。画一的な企画運営ではなく、実際に接続を担当する学部専任教員の意見をも十分に汲み取りつつ、学部教育の特性を生かしたきめ細かいプログラムの構想が必要であろう。

ウ　各種資格課程

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が設定されている。法学部（デイタイムコース、フレックスコース）においても、これらの課程を履修することが可能である。

履修者数が最も多いのは、教職課程である。法学部では、デイタイムコース、フレックスコースともに、社会の中学校教諭1種普通免許状および地理歴史・公民の高等学校教諭1種普通免許状の取得が可能である。デイタイムコースでは中学校の免許取得者は2003年度で延べ10名、2004年度で延べ11名、高等学校の免許取得者が2003年度で延べ34名、2004年度で延べ27名となっている。フレックスコースでは、中学校の免許取得者が2003年度、2004年度とも0名、高等学校の免許取得者が2003年度で延べ3名、2004年度で延べ2名であった。全学的には、2004年度に実施された全国の公立学校教員採用候補者選考試験において、本学の在学生および出身者延べ729名が受験し、2次合格者数は延べ106名であった。2003年度にはそれぞれ337名、43名となっている。

次に、その他の課程についてみると、デイタイムコースでは図書館情報学課程で司書資格を取得した者が2003年度に2名、2004年度に3名、司書教諭資格の取得者は2003年度、2004年度ともに0名であった。また、博物館学課程で学芸員資格を取得した者、社会教育課程で社会教育主事任用資格を取得した者も 2003年度、2004年度とも0名であった。フレックスコースでは、司書資格取得者が2003年度1名、2004年度1名であった。

【点検・評価】

法学部では司法試験、公務員試験の受験者が多いため、教職やその他の資格を得る課程を履修するものは比較的少ない。また、教職課程の「教職に関する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に加算できない自由科目の位置づけとなっているものが多い。しかしながら、学部の教育目標からして、この点の充実を図るよりも、法科大学院の設置に伴い、それへの入学に向けた体制作りがこれまで以上に拡充されることが必要である。

エ　インターンシップ

【現状の説明】

インターンシップはここ数年で急速に普及し、また多様化している。

ビジネス・インターンシップに関しては、現在ではキャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するインターンシップの他に、企業や経営者団体等が公募などで行うものも増えてきており、大学が実態を把握するのは困難になりつつある。

キャリアセンターが把握している範囲で 2003 年度におけるインターンシップの実績をみると、全学の申込者は544名、実際にインターンシップを経験できた実習生は254団体に対して453名であった。2004年度には、621名の申込者があり、226団体で721名の実習生がインターンシップを経験した。

法学部では、第1部・デイタイム・フレックスの2003年度の申込者は42名、実習生は20名であり、2004年度は申込者62名、実習生は49名であった。第2部の2003年度の申込者は4名、実習生は3名で、2004度は申込者がなかった。

学校インターンシップに関しては、学生にとって一応は経験ずみの実習フィールドであること、現状では、実習内容の理解において、大学と学校との間にやや懸隔が見られるとの判断から、法学部ではまだ単位認定をするまでには至っていない。

表Ⅱ-法-8　法学部ビジネス・インターンシップ実習生

	申込者内訳			実習生内訳		
	計	男子	女子	計	男子	女子
2003 年度	46(4)	18(2)	20(2)	46(4)	8(1)	11(2)
		3	5		2	2
2004 年度	62	20	31	49	16	23
		4	7		5	5

(注 1)　上段：法律学科、下段：政治学科
(注 2)　(　) 内は第２部生で内数を示す

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

最近では、採用直結型のビジネス・インターンシップも増えつつあるが、基本的にインターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会であろう。

本学は学生数が多いことから、希望者全員がインターンシップを経験することは困難であり、この点は問題であるが、インターンシップの制度自体は定着を迎え、うまく機能していると思われる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在のビジネス・インターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学部としても積極的に情報提供を行うなど、一人でも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう、側面から支援する必要があると思われる。法学部ではインターンシップに対していかなる単位認定も行っていなかったが、2005 年度入学生から専門教育科目（自由科目）として単位認定を行うこととなった。学校インターンシップの単位化、学部教育と密接に関わる「行政インターンシップ」の導入について、継続して検討を行っていく必要がある。

なお、ビジネス・インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすよう継続して努力することが求められるが、インターンシップ・プログラム修了後に直面することになる進路選択の問題に対しても、学部としてゼミ担当教員などを通して、可能な限り学生の支援を行うことが望ましいと考えている。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第 22 条の 2 に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、履修した単位の認定に関しては、授業科目内容および授業時間数等を審査のうえ、以下のとおり法学部の設置科目に読み替えて教授会で行っている。

（ア）教養科目

本学部と同等の内容と同一の単位数の科目は認められ、同等の内容で単位数が異なる場合は、認定できない。ただし、内容が類似すると認められる他の修得科目とあわせて、本学部の教養科目に読み替えて認定することができる。

（イ）外国語科目

同等の内容で同一単位数の科目は、第 1 外国語、第 2 外国語に読み替えて各 8 単位を限度に認定する。同等の内容で単位数が異なる場合は、合算して認定することができる。本学部で開設していない外国語科目は認定できない。

（ウ）保健体育科目

同等の内容で同一単位数の科目は、実技、講義にそれぞれ読み替えて認定する。同等の内容で単位数が異なる場合は、認定できない。実技については、修得した 1 単位の場合は、基礎体育学を修得（合格）したものとみなして認定する。

（エ）専門教育科目

28 単位の範囲内で読み替えて認定する。本学部と同等の内容と同一の単位数の科目は認められ、同等の内容で単位数が異なる場合は、認定できない。ただし、内容が類似すると認められる他の修得科目とあわせて、本学部の専門教育科目に読み代えて認定することができる。

また、学則第 22 条の 3 に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、および短期大学や高等専門学校の専攻科における学修についても、上記の方法によって教授会において認定を行っている。

現在、海外の 22 大学と学術交流協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行っているが、このうち 21 大学と学生交換協定を結び、交換留学制度を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。

学生の留学には、この 21 大学へ留学する派遣留学と、学生自身が開拓してきた協定校以外の大学に留学する認定留学があり、いずれも 1 年間を限度に留学期間を就学年限として認め、前述のように、留学先で修得した単位は 60 単位を超えない範囲で認定が行われる。2001 年度より導入されたデュアル・ディグリー（DD）プログラムは、ウェブスター大学に 1 年間留学し、所定の単位と条件を満たすことによって、本学とウェブスター大学双方の学士号が取得できる画期的なプログラムである。所属する専攻によって、ウェブスター大学のどの学位を取得するかが決まり、学位によって取得の条件や単位の認定は異なるが、基本的には、本学とウェブスター大学で修得した単位を所定の条件で相互に認定することによって、4 年間で 2 つの大学の学位を取得できる。また、長期の留学ではないが、短期集中のセミナーとして、「海外語学セミナー」と「大学洋上セミナー」も設けられている。

【点検・評価】

単位互換・単位認定の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。DD プログラムで生じた問題でもあるが、派遣留学・認定留学先のカリキュラムや履修可能な科目によっては、認定可能な単位が不足している場合があり、事後の認定作業だけでなく事前の確認も重要である。

カ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

フレックスコースでは社会人入学試験を実施し、社会人の受け入れを行っている。デイタイムコースでは外国人留学生入学試験を実施し、留学生の受け入れを行っている。社会人学生、外国人留学生数は大学基礎データ表 16 のとおりである。

留学生に対しては、1 年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ（講読）」「日本語Ⅱ（作文）」「日本語Ⅲ（講読）」「日本語Ⅳ（作文）」が計 8 単位設けられるとともに、日本についての理解を深め、合わせて留学生の日本語能力を向上させるために、1 年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会）」「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術）」が計 4 単位設けられている。また、年度の初めに学部独自に外国人留学生懇談会を開催し、留学生が疑問や要望を提示する窓口として機能している他、外国人学部留学生学習相談担当の教員を配備して、ゼミに属さない学生の相談にあたっている。大学全体としての取り組みであるが、交換留学生・私費留学生も入寮できる学生寮として、「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、共同生活の中で、留学生にとっても日本人学生にとっても、国際感覚の育成や相互交流を推進する役割を果たしている。

【点検・評価】

法学部でも毎年社会人や外国人留学生などを受け入れ、多彩な学生層となりつつある。社会人や外国人留学生が大学生活に適応しやすいように、引き続き教育上の配慮を行うことが重要である。

キ　生涯学習への対応

【現状の説明】

本学では関西大学吹田市民講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市）、関西大学文化セミナー、関西大学サタデー・カレッジといった公開講座を実施しており、法学部の教員も積極的に関与している。また、社会人入学生・編転入学生・科目等履修生・聴講生の受け入れも、生涯学習に貢献するものとみなすことができる。科目等履修生と聴講生は、教授会で承認された場合に受け入れが可能となる。

【点検・評価】

入学試験合格者向けの学習案内として法学部が毎年編集・刊行している『ACCESS―法学部学習案内―』には、専任教員によって執筆された法学・政治学に関連するエッセイが掲載されているが、法学部ホームページ内の＜法律学・政治学入門コラム Commune Prudens＞は、これを広く一般に公開している。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育上の効果を測定する方法

法学部専門教育科目の構成は演習科目と講義科目とに大分できる。2004 年度『法学部（デイタイム）講義要項・講義計画』を見ると、演習科目は「期末レポート＋平常時の報告ないしレポート」によって教育の効果を測定しているものが 13 科目、「平常点のみ」での測定が 30 科目と、演習の特徴である学習の積み重ねを重視したものとなっている。

講義科目においては「期末試験のみ」と「期末レポートのみ」が合計 155 科目あり、特に「期末試験のみ」が多数を占めている。2002 年度からのセメスター制度の導入により、春学期・秋学期それぞれの期末に評価を行うことになり、通年制時に比べて教育内容のまとまりごとに効果の測定を行うことができるようになった。さらに講義科目であっても、期末の試験やレポートに加えて平常時にも小試験やレポートを課して効果を確かめながら授業を行っている科目が合わせて 62 科目ある。こうしたことから判断して法学部では全体としてきめ細かく教育効果を見ながら授業を進めていると言える。

（イ）教育効果の測定方法に関する教員間の合意

教育効果の測定方法の大枠についてはパートから選出される教学体制委員により議論され、ついで教授会で決定されるものであり、教員間で理解を共有するしくみとなっている。

（ウ）卒業生の進路状況

大学基礎データ表 8 が示しているように、法学部の卒業生の多くは民間企業に就職しており、分野は主に製造業、教育・マスコミ産業、商業、金融・保険・不動産業で、全体の 48%を占めている。民間企業の本学卒業生に対する評価は一般に高いと言える。官公庁への就職は約 7%、大学院進学も約 6%いる。「その他」の比率が 39%と非常に高いが、この中には司法試験、公務員試験の受験予定者なども含まれており、法学部卒業生の特徴を示している。

第 2 部の卒業生には社会人や勤労学生が含まれるため、卒業時に改めて就職をするといったケースは比較的少ないが、民間企業だけでなく、官公庁、大学院進学もあり、その他の割合がきわめて高くなっている。

【点検・評価】

〈長所〉

法学部では、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みを拡充してきた。教育効果の測定に関して、法学部では講義と演習という科目の性質によってそれぞれにふさわしい方法を取り入れているといえる。また総合的な教育効果の測定指標としての研究論文を「専門演習Ⅱ」と組み合わせること

で、効果を上げている。研究論文を見ることで研究に対する態度、知識、資料の収集や分析能力、データ解析能力、文章力、構成力、報告能力などを総合的に見ることができ、学部での最終的な教育効果を見るものとしては最も適した方法であると認識している。

以上の教育効果の測定方法・基準についてはすべて『講義要項・講義計画』に明記されており、教員も学生も共通の認識を持っている。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みとしては、『法学部自己点検・評価報告書』が、成績や合否率を一覧してきた。また外国語・教養科目・専門科目（必修・選択）ごとの成績分布は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されている。しかし、そうしたデータをもとにした議論は、各教員の教育理念や教育方法の自由とも関わるものであり、どのように検証システムを運用していくかは検討中である。

なお、セメスター制の導入に伴い、試験数が倍増し、各教員の試験監督・採点の負担も増大した結果、各教員の研究・教育の拡充に支障をきたす事態が懸念される。試験を課さずにレポートで成績を評価することでこれに対処する学部もあると聞くが、法学部の教育の性格上、試験を全く課さない方式を増やすことには限界があるとも思われる。既に入試業務などで実現を見ている、TA などの活用を検討しなければならない。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

（ア）履修科目登録の上限設定とその運用

法学部では学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修単位制限を 44 単位（各学期 22 単位）と定めている。ただし、教職・学芸員などの資格取得のための自由科目は履修制限単位外として年間 30 単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。さらに海外語学実習、教育実習（一）、教育実習（二）、イングリッシュ・メディア・ラボⅡa・Ⅱb は学生の実践的能力を高める目的で設置されているものであり、30 単位とは別枠で履修できることとしている。

ただし、編・転入学生の場合は 2 年間での卒業を見込んでいるために、年間 44 単位の枠をはずしているが、一人一人の事情に応じて無理のない履修ができるように相談して決めている。

（イ）成績評価法、成績評価基準

成績評価は 100 点満点で行われるが、学生には 100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格として学期ごとに学生に開示される。開示後 1 ヵ月をクレーム期間として、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室を通して問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。保護者とは毎年 5 月に「教育懇談会」を開催し（大阪以外の地域では夏に開催されている）、学年ごとに法学部の教育方針、各種制度、ロースクールを含め卒業後の進路についての説明を行った後、成績表に基づいた個人面談を行い、個々のケースについて相談を受けている。同時並行の形で、ゼミ担当教員との面談も行っている。このように教育懇談会の場を活用して、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための配慮をしている。

（ウ）各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方策

3 年次の「専門演習Ⅰ」および 4 年次の「専門演習Ⅱ」（および研究論文）においては、学生が自分で研究を行い、論文を作成し、報告する能力を実践的に訓練するが、その基礎となる知識や情報技術などはどうしても必要である。そのため法学部では「専門演習Ⅰ」を履修するには、2 年次までに 56 単位以上を修得していることを条件として課している。なお、専門演習Ⅱと組み合わされた「研究論文」は、いわゆる卒業論文に相当するものであり、論文作成に関わる指導を通じて、卒業時に至るまでの学生の質を制御しうるとともに、学部での最終的な教育効果を検証できる。

（エ）学生の学習意欲を刺激する方策

2003 年度から各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が発足し、現在この制度によって給付奨学金を得ている学生は 2 年次で 34 人、3 年次では 37 人いる（1 年次は入学試験成績の上位者）。卒業時においても成績優秀者を学部での卒業証書授与式において表彰する制度（校友会の後援）を 2002 年度から設けている。

【点検・評価】

〈長所〉

法学部では教育効果を高めるために年間の履修単位を 44 単位（各学期 22 単位）に制限している。定期試験の実施に際しては、厳格に行われるような措置を取っている。試験監督は担当教員のほかにかならず応援教員または事務職員がつくようにしており、数はおよそ学生 50 人にひとりの割合である。実施は「監督マニュアル」をもとに行われ、原則として、学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないかなど不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には、当該科目を含めてそれまでに受けた試験がすべて無効となり、残りの科目については受験を許可しない。さらに本人に強く反省を求めるなど厳正な態度で臨んでいる。

また、成績発表に際して、学生に対して卒業見込みに関するコメントを付し、修得単位の少ない学生に対しては努力を促す工夫をしている。また「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員にはゼミ生の成績が配布され、学生の修得単位数に応じて適宜アドバイスをするなどの配慮ができるようにしている。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

表彰制度や奨学金の給付は新しい制度であるため、どの程度成績の向上を促進するかを評価するにはまだ十分なデータがない。今後、学部として追跡調査を行うことによりデータの集積を行い、評価を行っていきたい。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修指導は、入学式後の履修ガイダンス時に単位制や授業科目の選択、資格の取得などについて説明がある。新入生に配布される法学部のガイダンス用冊子『Commune Prudens への招待』は、履修に関する詳しい説明の他、教員や学舎の紹介を掲載している。ガイダンスにおいては、卒業までの流れの説明に加え、1 年次の履修で特に注意すべき点が、『HAND BOOK（大学要覧）』、『法学部講義要項・講義計画』などを用いながら説明される。司法試験、公務員試験を希望する学生には、エクステンション・リードセンターの講座の紹介も行われる。10 月にはコース選択の説明会が行なわれる。法曹コースにおいては選択希望者数によって学力試験（3 月）を実施してコース選択許可者を決定している。教員資格などの資格の取得を希望する学生に対しては履修計画を早めに立てるよう注意を促し、留学を希望する学生にも特別にガイダンスを行っている。

（イ）留年生に対する配慮

大学基礎データ表 6 が示しているように、卒業判定合格率は、第 1 部で、2002 年度 67.0%、2003 年度 65.0%、2004 年度 68.3%であり、第 2 部で、2002 年度 52.5%、2003 年度 44.8%、2004 年度 51.5%である。留年する学生は、第 1 部では毎年約 300～400 名、第 2 部では、毎年 100 名程度いる。留年生に対する指導は基本的にゼミの担当教員が行うことになっている。

【点検・評価】

法学部における履修指導は特に新入生に対してはかなり丁寧に行われており、学生の相談にも柔軟に対応しているが、大人数講義の受講生などからの質問に常時答える仕組みは十分であるとはいえない。留年生がかなり高い割合であることは、2001 年度入学者まで適用されていた旧カリキュラムが卒業所要単位を 140 単位としていたことが一因であると思われるが、2002 年度入学生からは 124 単位となっているので、改善が見込まれる。

オフィスアワーはまだ制度化されていない。しかし教員は担当する科目の学生には研究室の電話番号や電子メールのアドレスなど連絡方法を明らかにし、学生が適宜相談を受けられる状態にはある。実際、多くの教員はそのような方法で学生の相談に乗るか、最近は電子メールで相談を受けたり、アドバイスをしたりしているケースも増えてきている。また、ホームページ上での学習指導をおこなっている教員もいる。個々の教員が学生との対応において工夫している点は、『法学部自己点検・評価報告書』の中で紹介されてきており、そうした工夫を教員間で共有することも必要である。

エ　教育改善への取り組み

【現状の説明】

（ア）学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置

法学部では 1 年次の「一般演習」、3・4 年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」で参加型の授業を行い、研究のための基本的なスキルを身につけるとともに仲間との共同作業を体験することで意欲を高めるよう工夫している。また講義系の科目においても教材提示装置によって資料を示したり、VTR などで映像資料を見せたり、コンピュータを用いて資料の提示を行う教員もおり、マルチメディアを用いた授業が近年増加している。講義教室に LAN 配線がなされたことで、より多様な教材を用いた授業も可能になってきている。担当教員によっては模擬法廷を用いた体験学習も組み込まれており、法律学の教育効果を高める一助となっている。

さらに 2002 年度からはゲストスピーカー制度が 1 教員 1 回の制限つきながら運用されるようになり、実際にこの制度を利用した科目は 2003 年度で 5 科目 5 人、2004 年度で 5 科目 5 人であった。この制度は科目に関連して社会で実際に活躍している人の話を学生に聞かせるという趣旨で導入され、学際的・実践的な教育を可能にしている。

3 年次の「専門演習Ⅰ」、4 年次の「専門演習Ⅱ（研究論文）」では大多数の教員が合宿を行い、集中的な学習や学生同士、学生と教員とのコミュニケーションを密にする工夫を行っている。この合宿授業への費用補助も制度化されている。

学部として 1 年に 2 回、学術講演会として外部の研究者あるいは学識経験者を招き、学生に外部の世界に目を開かせるための企画を行っている。

（イ）シラバス

シラバスは『法学部講義要綱・授業計画』として学生全員に配布され、法学部における開講科目のすべてについて ①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目が記載されている。これによって学生は履修科目を選択することができ、またあらかじめ受講計画を立てることができる。2004 年度からは、シラバスのインターネット上公開を行っている。

（ウ）ＦＤ活動に関する組織的取り組み

2003 年度、2004 年度ともに、学部レベルでの FD 活動の一環として、法学部教員を対象とする「公開授業」を実施している。具体的には、「公開授業」に設定された授業に他の法学部教員が出席し、授業終了後に講評会を開催し、教授法の研究開発の一助としている。また、全学共通教育推進機構におけるＦＤ活動にも協力をしている。

学生によるアンケートなど、ＦＤ活動に反映できるデータは組織として集計することができるが、自由記述部分は担当者に戻されるため、その内容をどのように授業に反映するかの判断は担当者に任され、組織と

して対応が取られてはいない。

（エ）学生による授業評価

全学共通教育推進機構授業評価部門委員会が企画する「学生による授業評価」には法学部教員の全てが協力しているわけではない。2003 年度春学期は対象 218 クラスのうち 171 クラスで実施（78.4%）、通年クラスないし秋学期の科目では対象 372 クラスのうち 315 クラスで実施（84.7%）された。

2004 年度春学期は対象 342 クラスのうち 293 クラスで実施（85.7%）、通年クラスないし秋学期の科目では対象 367 クラスのうち 308 クラスで実施（83.9%）された。調査ではマークシートのほかに授業に関する意見を自由記述方式で記入してもらっており、自由記述分は直接担当教師が受け取り、参考にすることができるようになっている。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目についての集計結果がフィードバックされている。そうした評価の活用方法については、現在のところ個々の教員の判断に任されている。

【点検・評価】

ゲストスピーカー制度は、ゲストに支払われる謝金額が少なく、そのことが積極的な活用を阻んでいるものと思われる。

シラバスはかなり充実しており、学生の履修を検討する際に必要な、十分な内容を持っているが、シラバスを読まないで受講計画を立てる学生がいる一方で、シラバスからの展開に重点を置いた授業を行う教員もおり、最終的にシラバスの持つ意義にはばらつきがある。

学生による授業評価に関しては、全学委員会主導の授業評価であっても学部での議論を経て、その意義を再確認したうえでの実施でなければ実効性あるものとはなりにくいだろう。授業評価の結果をどう生かすかについての判断が教員個人にゆだねられること自体はやむをえないところであるとしても、改めて教学体制委員会や各パートの会議などで授業評価の意義について議論することが必要である。

学生による授業評価アンケートについては、現段階で次のような問題点が指摘されている：①アンケートの為に講義時間を犠牲にすることは「授業の改善」に反するのではないか、②学生側からすれば、同一時期に同一のアンケート用紙に複数記入しなければならず､結果としておざなりの回答･記述に陥りがちである、③匿名、および②の条件故に、真剣に回答しているとは言い難いコメントが自由記述欄に記載されることがあり、教員側の「授業の改善」意欲を削ぎかねない、④アンケートの集計結果を２週間後に返却するとあるが、既に大半の講義がほぼ終了した段階での返却であり、当該「授業の改善」へとフィードバックするとは思えない、⑤学生と教員との対話によって「授業の改善」をはかるには、アンケート結果に対する教員側のコメント集を後日閲覧する形態では遅すぎるし、閲覧手段が限られていて、学生側の学習効果も薄い。これらの指摘のうちには、匿名の問題など、全学委員会にフィードバックされ改善が見られたものもあるが、実施時期や方法について、引き続き改善が図られなければならない。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

法学部における講義は、ほぼ全学生が履修する基本法の講義から、特定の専門領域に限られる特殊内容の講義まで、講義の内容によってクラス規模に違いがある。一方、1 年次の「一般演習」は小クラスで 25 名以下、3・4 年次のいわゆるゼミは定員を 20 名（最大で 24 名）としている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

教材をパワーポイントで提示したり、映像情報をＶＴＲあるいはＤＶＤで提示したり、インターネット上のデータベースを利用して調査をしたりといったマルチメディアの活用は、必要に応じてごく普通に行われ

るようになってきた。またそのための設備も法学部の中教室以上の教室にはすべて装備されており、条件的にも整っている。さらにＷＥＢ上にホームページを開設し、授業に関連する情報を掲載したり、また質問と返答の内容を公開したりするなどしている教員も年々増加している。ＷＥＢを用いた学習支援システムの今後の活用も予想される。

【点検・評価】

〈長所〉

「一般演習」やゼミにおいては、決めの細かい指導ができる体制を整えるとともに、学生相互の議論や研究報告の訓練ができるようにとくに教室も移動式の机のある部屋を利用している。またゼミ合宿に対する出張費が制度化されていることもあってほとんどのゼミでは年数回、合宿を行って集中学習や密度の濃い議論をおこなっている。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

デイタイム・コースの選択講義の過半数は100名以上、中には500名以上の大規模なクラスもあり、そうした授業で学生の学習状況を点検したり、質問に応じるなどの手当てが教員一人では十分に行えず、補助教員をつけたりするなどの支援が望まれている。

教養科目は履修生も多く、大規模クラスで行っているが、外国語はその効果を考えて極力1クラス50名を超えないようにしている。法学部の教室の多くは教材提示装置、ＡＶ装置、そしてＬＡＮ配線が備えられているが、後ろのほうからは板書が見えにくいなど、大教室の限界はある。

カ　４年卒業の特例

早期卒業制度については、どのような条件でこれを認めるべきか等について、全学的な議論が行われているところである。法学部では、成績優秀で大学院への進学を希望する場合を主に議論がなされてきたが、2005年度より、大学院法学研究科と連携して、成績優秀な4年次生に博士課程前期課程の一定科目の履修を許可することにより、大学院入学後最短1年で前期課程を修了しうる途を開いた。これは、実質的な早期卒業制度の導入であるといえよう。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

法学部では、異文化理解の進展、国際性の涵養というような一般的効果に加え、法学部における教育研究内容と外国大学における教育研究内容との間に緊密な関連性が保たれ、一方における教育研究が他方における教育研究にもたらす相乗的な効果を重視して、国際交流に取り組んできた。

法学部の受験生向けガイドブックには海外協定校とその協定校への交換派遣留学制度が紹介されており、入学生にもガイダンスで推奨しているが、全学での枠が20名前後であることから法学部からの交換派遣留学生の実績は少数にとどまっている。2003年度は2名（2003年9月から2004年7月）、2004年度は2名（2003年9月から2004年7月）であった。

アメリカのウェブスター大学との協定にもとづくＤＤプログラムによって法学部から留学している学生は、2002年度2名（2002年秋に出発、2003年夏帰国）、2003年度以降はいない。

学部ではこのほか海外の研究者を招いて、学生や研究者との交流を図る招聘研究員制度がある。招聘期間は最長で3ヶ月。招聘された研究者はデイタイムコース、フレックスコースの学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行い、教員とはセミナーなどの研究交流を行っている。

【点検・評価】

大学としての国際的な教育研究交流の体制は着々と進んでいるが、法学部の教育研究における国際交流の現状を見るに、学生の派遣留学について、これを制度として謳うにはあまりに実績が少ない。入学試験用のガイドブックにも海外の協定大学を紹介し、留学の可能性を魅力のひとつとしてあげていることからすれば、やはり実績の少なさは問題であろう。

派遣留学の実績が少ない原因のほとんどは協定校から求められている語学能力に学生が達しないからであり、留学をインセンティブに語学を確実に身に付けられるよう語学教育を強化する必要がある。学部と外国語教育研究機構とのコミュニケーションを密にし、学部の教育方針を語学教育に反映させるシステムの構築が求められる。現在は、「一般演習」などで留学希望の学生がいた場合、担任者が個別に指導・助言を行っているが、入学後のできるだけ早い時期に留学のための準備を具体的に学生に指導する体制作りも必要となろう。

3　学生の受け入れ

法学部では、学部の理念に沿った教育に応え得る、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲ある学生を受け入れるために、一般入学試験のほかに、以下に挙げる各種の方式で学生を募集し選抜している。

(1) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

次項（2）で述べる募集・選抜方法によってどの程度の学生を入学させるかの方針について、法学部デイタイム・コースでは次のような目安を設定している。それは、センター利用入試を含む一般入試で 70%程度、指定校制推薦入学が 15%程度、残りの 15%程度をアドミッション・オフィス（ＡＯ）入試、関西大学第一高等学校卒業見込入試者、スポーツ入試、外国人学部留学生入試、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入試で受け入れるというものである。2005 年度の入試の実績を見ると、一般入試による入学者が 74%、指定校制推薦による入学者が 14%、その他の入試による入学者が 11%となっている。

法学部旧第 2 部と旧第 1 部は教育理念・目標を共有しつつも、学生の受け入れについては、旧第 2 部が生涯学習的な意味合いや勉学意欲のある者に広く教育機会を提供するという目的をもつため、一定の配慮がなされてきた。フレックスコースで定員 130 名のうち 20 名を社会人入学試験の内数として設定しているのは、このような旧第 2 部の理念を引き継いでいるからである。フレックスコースでは、2005 年度は、一般入試による入学者が 92%、スポーツ入試による入学が 2%、社会人入試による入学者が 6%となっている。

また、一般入学試験では 2003 年度まで法律学科、政治学科の入学試験判定を同じ基準で行ってきたが、2004 年度から学科志望制を採用し、募集にあたって学科間のバランスを取ることとなった。

法学部には法律学と政治学という学問領域があり、法律学科ではリーガルマインドの育成を、政治学科ではグローバルな視野と幅広い知性の育成を教育目標にしており、入学試験においては、専門的な研究の前提となる基礎学力を重視している。具体的には次のようになっている。

ア　基礎学力の重視

・一般入試（Ａ日程、Ｓ日程）、センター利用試験（後期）は、いずれも外国語（英語）と国語を必須受験科目とし、もう１科目は地歴、公民または数学を配する 3 教科で行っている。
・センター利用試験（前期）は、外国語（英語）と国語を必須受験科目とし、地歴、公民、数学、理科から 2 科目を選ばせている 4 教科で行っている。一高卒業見込者入学試験は、数学、英語、国語、地歴・公民、

理科の 5 科目の外部試験と国語、地歴、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報の 10 教科の内申点によって行っている。

イ　外国語の重視：英語およびその他の外国語

・一般入試（後期Ｂ日程）では、英語を必須受験科目とし、もう 1 科目は国語または数学を配している。
・センター試験（中期）では、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目として課している。
・外国人学部留学生入学試験では、日本語と英語を試験科目に課している。
・デュアル・ディグリー（ＤＤ）入試では、受験資格としてＴＯＥＩＣなど英語検定試験の成績を重視するとともに、面接では英語も使用している。
・英語以外の外国語、すなわちフランス語、ドイツ語でも受験できるのは、編・転試験である。これは、とくにフランス語やドイツ語が法学や政治学の専門的な研究を深めていく際に必要となるためである。

ウ　論文の重視

・スポーツ入試では書類選考において小論文を、フレックスコースのみで行っている社会人入試でも、小論文を課している。ＡＯ入試でも、論文試験を課し、論理的思考能力を重視している。

エ　面接・書類選考の重視

・面接や書類選考を重視しているのは、指定校推薦入試、ＡＯ入試、スポーツ入試である。ＤＤ入試でも、面接を重視している。これは、多様な学生を受け入れるためのもので、基礎学力とともに幅広い知性や総合的な能力を的確に判断することを目的としている。

【点検・評価】

〈長所〉

基礎学力を問う一般入試による入学者の割合が、デイタイムコースとフレックスコースのいずれでも 70%を超えている。また、学習意欲や外国語能力や論理的思考能力など多様な実力を問う、AO 入試などの多様な入試もバランスよく組み込まれている。

また、2004 年度から学科志望制を採用し、政治学科の入学者は学科定員を充足するようになった。2005 年度のＡ日程一般入学試験における合格最低点は、法律学科 330/450 に対し、政治学科 326/450 と、接近している。2003 年度より第 2 部が廃止となり、昼夜開講制のデイタイムコースとフレックスコースの制度が開始されたが、両コースの一般入試における合格最低点には大きな開きはなくなった。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

2004 年度からセンター利用入試試験を導入し、2005 年度からは外国語（英語）を個別学力検査科目として課すセンター中期試験も開始した。2005 年度のセンター前期の募集者 20 名に対する志願者 1365 名、センター後期の募集者 30 名に対する志願者が 869 名とアンバランスが生じたので、2006 年度はセンター前期の募集者を 30 名、センター後期の募集者を 20 名に変更した。ＤＤ入試も 2001 年度から行っているが、2002 年度から 4 年続けて入学者がゼロという状態が続いており、ＤＤプログラムの見直しが必要になっている。

2005 年度のフレックスコースの入学者の構成を見ると、社会人入学試験による入学者が 6%程度と社会人の割合が、法律学科、政治学科ともに期待よりも小さくなっている。社会人入学に関しては、フレックスコースへの移行にともなう変化を見極めながら、今後対処していく予定である。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

法学部デイタイムコースの場合、一般入学試験（センター利用試験を含む）のほかに、推薦入学制度として指定校制推薦、アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験を実施している他、法学部スポーツ入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、外国人留学生入学試験、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試

験、編・転入学試験を行っている。

フレックスコースでは、一般入学試験、法学部スポーツ入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験を行っている。

法学部デイタイムコースでは、大学基礎データ表 13 によると、2005 年度の入学者 751 名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は550名､その他の各種入学試験による入学者は201名であり、フレックスコースでは入学者 114 名のうち、一般入学試験による入学者は 105 名、その他の各種入学試験による入学者は９名であった。

ア　一般入学試験

閉鎖試験場式筆記試験による学力考査のみに基づく選抜である。法学部では、2 月の初旬にＡ・Ｓ日程、3 月初旬に後期Ｂ日程と各年度計 3 回の一般入学試験を実施している｡但し､科目及び配点は日程毎に異なる。2005 年度は、Ａ・Ｓ日程では、英語 200 点、国語 150 点、地歴、政経または数学 100 点の標準的な３科目方式、後期Ｂ日程では、英語 200 点、国語または数学 150 点の傾斜配点方式を採っている。

また、2004 年度からセンター利用試験を導入し、２月にセンター前期試験、センター中期試験（2005 年度開始)、３月初旬にセンター後期試験を実施している。センター前期試験とセンター後期試験では、個別学力検査等は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する。センター後期試験では、ベスト３科目傾斜配点方式をとる。センター中期では、英語の個別学力検査を行っている。

一般入学試験では 2003 年度まで法律学科、政治学科の入学試験判定を同じ基準で行ってきたが、2004 年度から学科志望制を採用した。合否判定は第一志望を優先させる形で各学科への合格をまず決め、第一希望の学科に入りきれなかった者を第二志望の学科に割り振るという方式(「まわし合格」)をとることになった。これによって法律学科、政治学科間のバランスを取っている。

2005 年度からは、デイタイムコースとフレックスコースの試験方法は統一されている。

イ　指定校制推薦入学

指定校において一定の成績基準を満たした学生について面接による選考を行う。指定校の選定は、基本的に法学部への一般入学試験合格者・一般入試入学者実績を基準として決定している。一般入試入学実績に応じて、新たに指定校を選定したり、応募実績に応じて指定校に警告し、場合によっては指定を取り消すなどして、指定校は毎年見直されている。2005 年度は指定校 78 校（指定取り消し校 6 校、新規指定校 3 校)、145 名の募集（法律学科 108 名、政治学科 37 名）に対して、応募者は、112 名（法律学科 88 名、政治学科 24 名）であり、応募率は、77.2%である。その全員が入学しており、法学部デイタイムコース入学者 751 名に占める割合は、14.9%である。

合格者には、入学までの間の導入的指導として、学部が課題図書を数冊指定したうちから 2 冊を選択した上で読書レポートの執筆・提出を義務づけている。1 冊目のレポートには専任教員が論評を加えて返送している。

出願資格を有するのは次の①、②のうちいずれかの要件を満たし、学校長の推薦を受けた者である。

①内申成績の評定平均値 4.0 以上

もしくは

②評定平均値が 3.6 以上であり、かつ

a. 国語、地理・歴史及び公民、数学、理科、外国語の 5 教科のうち 1 教科の評定平均値が 4.3 以上

b. 英語検定 2 級以上もしくはこれと同等以上の外国語能力検定の資格を取得していること

いずれかの条件を満たしていること。

これらの条件を満たした出願者に対して、専任教員が 2 名 1 組で面接を行い、2 名がそれぞれに下した評価を総合して合否判定を行っている。

また、従来、出願資格として認めていた「②－ｃ第３学年１学期までの全科目の全体評定平均値3.6以上であり、かつ裁判官、検察官、弁護士、公務員を強く志望していると認められること」は、この条件で出願した学生が現実には対応するカリキュラムである「法曹コース」を殆ど選択していないという問題があり、削除した。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

ＡＯ入学試験は、受験生の思考力、意見表明能力を評価し、法学部における学習のための適性および素質を判定することを旨として、従来型のペーパーテストによっては判定できない能力を評価の対象とするものと位置づけられる。具体的には、まず、事前に「自由エッセイ」を提出させ、その評価によって一次選考を行う。次に、一次選考で選抜された受験者には試験日に「課題エッセイ」を作成させた上で面接試験を行い、両エッセイの内容をテーマとするインタビューを通じて、思考力、意見表明能力を判定する。

2004年度より、募集人員を30名から20名に変更した。

2005年度の志願者163名（法律学科132名、政治学科31名）、合格者23名（法律学科19名、政治学科4名）、入学者22名（法律学科18名、政治学科4名）である。

エ　法学部スポーツ入学試験

優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象にした入試であり、法学部では独自に法学部スポーツ入学試験として実施している。

法学部では、SF入試とは異なって、出願資格として特に以下の基準を満たすことを条件としている。

１　法学部での勉学に励み、かつ入学後本学体育会クラブでのスポーツ活動を継続する意志を持ち、学業とスポーツ活動の両立を通じて他の学生の模範となる者であることが望ましい、とする。

２　全体の評定平均値3.6以上とする。

３　スポーツ活動の実績については、原則として、次のいずれかに該当する者とする。

ア　全国大会で８位以内の成績をおさめた者、または同様の成績をおさめてチームの正選手として出場した者

イ　都道府県大会で優勝もしくは準優勝した者、または同様の成績をおさめたチームの正選手として出場した者

さらに、事前に「小論文」（本人自筆2000字程度）を提出させ、その評価により、第一次選考を行う。次に、第１次選考合格者を対象に、面接に基づく第２次選考を行う。

これらを通じて、思考力、意見表明能力、学業とスポーツ活動に情熱を注ぎ続けることのできる強い意志、さらには法学部の教育を受けるにふさわしい基礎学力を有しているかを判定する。

法学部では、入学後の学業成績不良者には、試合出場停止を勧告することを入試要項において明記している。

デイタイムコースでは、2005年度は、志願者37名、合格者14名、入学者13名である。

フレックスコースを志望する生徒に対して、デイタイムコースの試験とまったく同じ方法で行っている。フレックスコースでは、2005年度は、志願者7名、合格者2名、入学者2名である。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

2004年度より、第一高等学校生の学力を科目の偏りなく向上させることを目的として、外部テストによる５教科学力考査（国語200点、地歴・公民150点、数学100点、理科100点、外国語200点、合計750点）および高等学校調査書（内申点、10教科800点）に基づいて選考が行われている。法学部では内申点の評価を前提とした上で、筆記試験成績を基本とするという方針で選考がなされている。

2005年度は、デイタイムコースの志願者59名（法律学科51名、政治学科8名）、合格者58名（法律学科

50 名、政治学科 8 名)、入学者 52 名（法律学科 45 名、政治学科 7 名）である。

フレックスコースを志望する生徒に対して、デイタイムコースの試験とまったく同じ方法で行っている。フレックスコースの志望者は例年、1 人いるかいないかである。2005 年度は志願者がいなかった。

カ　社会人入学試験

フレックスコースで実施している。出願資格は、該当年度 4 月 1 日現在で満 23 歳以上、かつ高校卒業かそれに相当する学力があると認められる者である。筆記試験（英語と小論文）が試験科目となっているが、英語筆記試験に関しては、英語能力が他に証明できる場合には免除されている。

2005 年度は、志願者 12 名（法律学科 11 名、政治学科１名)、合格者 7 名（法律学科 6 名、政治学科１名)、入学者 7 名である。

キ　外国人学部留学生入学試験

国際化の理念を実現するため、多様な文化的背景を有する学生の受け入れを目的として実施している。筆記試験科目は、日本語（150 点)、英語(100 点)である。

2005 年度は、志願者 7 名、合格者 3 名（法律 2 名、政治 1 名)、入学者 2 名（法律 2 名、政治 0 名）である。

ク　デュアル・ディグリー（DD）入学試験

米国ウェブスター大学において習得した単位と関西大学で修得した単位を相互に認定することにより、最短 4 年間で両大学の学位（学士）を取得できる国際プログラムに特化された入学試験である。法学部においては、(1)法学部で学習する基礎能力（法学、政治学関連の問題意識、国際感覚に加えて、説得力ある議論を展開する能力)、(2)英語能力（入学後 1 年間の英語研修を経て留学できる能力を判定)、(3)学習意欲（受験動機、自己分析、向上心等の項目を通じてＤＤプログラムへの参画意欲を面接により具体的に確認する）を以て選考の基準とする。

2005 年度は、志願者 6 名（法律４名、政治２名)、合格者 2 名（法律 0 名、政治 2 名)、入学者０名である。

ケ　編・転入学試験

本学または他大学を卒業した者あるいは卒業見込みの者、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者あるいは卒業見込みの者、本学または他大学の 2 年次を修了した者あるいは修了予定の者を対象として、さらなる勉学の機会を提供し、あわせて学習意欲および目標の明確な学生を選抜することを目的とする。

募集定員は若干名で、外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうち 1 科目選択）筆記試験および論文試験（法学・政治学の分野から出題されるテーマ各 1 題）によって選考する。

フレックスコースにおいては、デイタイムコースの編・転入学試験と同じ日程で、方法も同様であるが、2 年次編・転入学の制度はない。

2005 年度、デイタイムコースの志願者 15 名、合格者１名、入学者 2 名、フレックスコースの志願者 8 名、合格者 1 名、入学者 1 名である。

【点検・評価】

〈長所〉

法学部の学生募集方法、入学者選抜方法の長所としては次の点をあげることができる。

1)　全学的な入試制度および法学部独自の方針により、法学部の教育を受けるにふさわしい基礎学力を有した学生の受け入れが可能となっている。また、多様な入試制度により、入学希望者の法学部での学習意欲・適性を多面的に評価し、社会人、留学生等、様々な学習歴・能力をもつ学生を受け入れ、教育研究の活性

化を図っている。

2) 学生の募集方法、入学者選抜方法が、恒常的に見直されている。2005 年度は、一般入学試験では、センター中期試験の導入、デイタイムコースとフレックスコースの試験方法の統一、ＡＯ入学試験での募集定員の見直し、指定校制推薦での指定校の見直し等を行った。

特に、法律学科と政治学科とのバランスを確保するために、学科志望制を採用したことは特筆に価する。これにより、法律学科と政治学科との入学生数の割合を一定に保つことができ、学生に安定した教育研究環境を提供することが可能となった。

3) 一般入学試験では、入学試験の公正性・公平性という面で十分な配慮がなされている。特に 3 回の一般入学試験を日程毎に異なる科目・配点によって実施することによって、受験機会の単純な複数化にとどめず、入学者の多様性を確保する方策とされている点はポジティヴに評価されるべきである。また、合格最低点も公表されている。

4) 指定校制推薦入学では、概ね、まじめで意欲的な学生を確保できていると言って良い。面接担当者が全体として好印象を抱いているのみならず、入学後の成績を追跡調査しても、推薦入学者の成績が一般入学試験による入学者の成績を上回る。

5) アドミッション・オフィス（AO）入学試験では、思考力、意見表明能力の判定に目的を特化したことによって、自由エッセイの評価においても、面接試験においても、この種の試験にありがちな主観的印象に基づく人物評価に堕することを回避し得ていると評価できる。論理的思考の正確さや表現力は、表明された内容の感銘力を離れて、比較的客観的に判定することが可能であると言えよう。また、いずれの段階においても複数の教員が評価にあたりその総合評価とすることによって、更に評価の客観性が担保されている。

6) 関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験では、この入試制度は、いわゆる受験勉強に疲弊していない、スポイルされていない学生を確保することができ、学生の側も、同一キャンパスへの通学が維持されるので学校生活になじみ易く、スムーズに大学における勉学を開始できるという利点を有している。

入学後の成績追跡調査も一般入試による入学者、あるいは全体の平均に比して有意の差を示しておらず、高校における進路指導の適切さを伺わせる結果となっている。

7) 編・転入学試験では、低い合格率からも、厳正な選抜が行われていることが推認でき、一応、所期の目的どおりの機能を果たしているものと評価できる。

〈問題点〉

1) 一般入学試験では、Ｓ日程とＢ日程を比較した場合、定着率に大きな差が生じている点は、定着者数がほぼ同規模であることを鑑みれば、やや問題である。Ｂ日程は導入されてから未だ日が浅いこともあって（法学部においては 2005 年度までで 6 回）定着率の点も含めてなお微修正を要すると思われる。

また、特にＡ・Ｓ日程の試験成績上位者の定着率は、例年芳しくなく、この点の改善の方策が探られなければならない。

2) 指定校制推薦入学の問題点としては、発足当初からいわゆる上位校からの推薦辞退が一定数見受けられ、指定校見直し後も減少していないことを挙げることができる。

3) アドミッション・オフィス（AO）入学試験による入学者についても入学後の学業成績を追跡調査しているが、一般入試による入学者に対して、ポジティヴな方向で有意の差は見られない。当初は、この入試によって入学した学生に積極的・意欲的な印象を与える者が多いことが複数の教員から指摘され、一定の手ごたえが感じられたが、近年では、ＡＯ入学試験による入学者の基礎学力の不足などの問題点が指摘されている。

また、事前に提出を求める「自由エッセイ」については、志願者本人の手によるものではないか、少なくとも本人のみの手によるものではないことが疑われるものが散見されることが、エッセイの評価および面接にあたった担当者から指摘されており、ＡＯ入学試験方法の見直しが必要である。

4)　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験においては、例年、せいぜい1～2名の不合格者を出すにとどまっており、この点で、「殆ど不合格者の出ない試験」に選抜試験としての意味があるのか、あるいは、高校側の評価を追認しているに過ぎず、大学側の主体的な選考としての側面をいますこし実効あらしめるべきではないか、との批判が提起されてきた。

5)　外国人学部留学生入学試験では、志願者がとぎれたことはないが、そもそも少数であり、かつその国籍に偏りが見られる。

6)　デュアル・ディグリー（DD）入学試験においては、2005年度に、入学者がゼロであった。法学部志望者の間ではそもそも需要が極めて小さいこと、加えて、相手方大学に対応関係・互換性のある科目がそれ程多くなく、単位の相互認定上、困難を来す点が問題である。後者の点は、志願者数を抑制する要因ともなっていると思われる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

1)　一般入学試験では、一般入学試験成績上位合格者の入学率を高める一つの手段として、2001 年度より、成績上位合格者に対して学部給付奨学金を受給できる旨の通知を合格通知とともに送付している。しかしながら、受給資格有りと査定された者が実際に受給する率、即ち定着率は高くない。今後、この制度をさらに生かすために受験生に向けた情報提供を拡充するなどの方策が検討されなければならない。

2)　指定校制推薦入学では、従来、指定校を法学部の枠内での入学試験合格者・入学者実績を規準として選定していたが、別途、本学他学部への入学試験合格者数・入学者数も考慮して選定する可能性を、入学試験部が2003年度推薦入学で提案した。しかし、法学部では結果的に別途選定されることはなかった。

3)　アドミッション・オフィス（AO）入学試験では、上記問題点から、一次選考の「自由エッセイ」も閉鎖試験場において執筆させる等の方策が考えられるが、本人の手によるものではないことが明らかなものについては、一次選考の段階で排除することが可能であるし、一次選考をくぐり抜けたものについても面接でのスクリーニングがかなりの程度に可能であることがこれまでの経験から知られているので、必ずしも緊急に改善が必要とまでは言えない。基礎学力の不足については、一定の評定平均値を出願資格に加えることや、合格後入学までの導入教育などの方策が検討されなければならない。ひきつづき、入学者の成績の追跡調査が必要である。

4)　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験においては、従来からの批判を受けて入試制度が抜本的に改革され、2004年度から、内申書成績および外部テスト（模試）成績に基づいて合否査定を行うという新たな方式が導入されたので、その影響を見守る必要がある。

5)　外国人学部留学生入学試験では、上記問題点に鑑みて、本試験が在留のための手段として用いられることがないよう、選考、とりわけ面接において綿密な判断が必要であると思われる。また、入学後の追跡調査を行う等、全体として慎重な取り扱いを要する。

6)　デュアル・ディグリー（DD）入学試験では、対策としては現在、全学的な委員会のもとで制度の見直しとウェブスター大学との協議を改めて行う準備をしている。とりあえずは、関西大学における学士（法学）の学位取得とのデュアル・ディグリーであるという実質を確保するため、科目互換性の幅を広げることが急務であろう。当然ながら相手校の全面的な協力を必要とする。これが得られない場合には、廃止も視野に入れた再検討を行わなければならない。

(3) 入学者選抜の仕組み等

【現状の説明】

入学者選抜の仕組みに関しては、全学的な体制で行っている入学試験に法学部として貢献するものと、法学部独自で出題・採点を行っているものの２通りがある。

入学試験の実施体制としては、スケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制

に従って行われるが、学部執行部の一員として入試主任がおり、その教員が同時に全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を的確に学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準に関してであるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平がないように素点に統計処理を行ったうえで判定に用いている。同様の統計処理は、一高卒業見込者入学試験における外部試験得点と内申書得点にも施され、両得点の配分に不公平が出ないように配慮している。

法学部が独自に問題作成を行っているのはＡＯ入学試験第２次選考課題（第１次選考はＡＯ入学試験委員会主体の書類選考)、編・転入学試験、社会人入学試験である。いずれの出題についても、教授会において複数の出題・採点委員が選出され、出題・採点委員は、過去に出題された問題の出題範囲や難易度を考慮に入れつつ、必要に応じて執行部とも調整を行いながら、出題・採点作業にあたっている。面接を行っているのは指定校推薦入学、ＡＯ入学試験２次選考、ＤＤ入学試験予備選考、編・転入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験で、学部教員が必ず 2～3 名のチームを組んで行うことで、評価者の主観による揺れを最小限に止める仕組みがとられている。面接の評価はすべて既定の面接票に記入する形式をとっており、4 段階でランク付けして記載された評価を総合的に判断し、判定に当たっての公正性を確保している。

なお、2004 年度入学試験から法学部スポーツ入学試験が追加され、学部による第１次選考（小論文審査）と第２ 次選考（面接）が行われている。

いずれの入学試験の場合も最終合否判定は法学部教授会で行われ、すべての得点データやそのほかの判定資料を明らかにしたうえで説明がなされ、審議を経たうえで決定される。

【点検・評価】

入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に充分な配慮を加えており、特に問題点はないと考える。

（4）科目等履修生・聴講生

【現状の説明】

聴講生および科目等履修生という、入学試験を行わない受け入れについては、本学の規程に基づいて、教授会での審議で妥当と認められる者を許可している。2005 年度実績を見ると、聴講生の受講理由は自己研修が主で、年齢は 20～30 代と 50～60 代に集中し、有職者と無職者では一方に偏らず、社会人のリカレント学習と生涯学習が目的であると思われる。科目等履修生も資格取得および自己研修が主な目的であり、年齢は 20～30 代と 50 代、有職者のほうが無職者よりやや多く、リカレント学習と生涯学習の両者が目的となっていると思われる。

表Ⅱ-法-9　法学部聴講生　　2005 年度

	性別		年齢						学歴			職業			受講目的			
	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
ﾃﾞｲﾀｲﾑ 第１部	3	2	0	1	0	0	1	3	1	2	2	2	1	2	0	4	1	0
ﾌﾚｯｸｽ 第２部	4	0	0	2	1	0	1	0	2	2	0	1	0	3	0	4	0	0

表Ⅱ-法-10　法学部科目等履修生　　2005 年度

	性別		年齢						学歴			職業			受講目的			
	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
ﾃﾞｲﾀｲﾑ 第1部	2	3	0	2	1	0	2	0	0	5	0	2	1	2	2	3	0	0
ﾌﾚｯｸｽ 第2部	1	3	0	2	1	0	1	0	0	3	1	3	0	1	2	1	1	0

【点検・評価】

法学部における科目等履修生・聴講生の利用状況は、資格修得の機会だけではなく、生涯教育の場をも提供しており、利用者の数は少ないが、必要な人が必要な目的のために活用するというこの制度の意義が生かされており、特に大きな問題点は見当たらない。

(5) 定員管理

【現状の説明】

2005 年度の法学部デイタイムコース・第 1 部の収容定員と在籍学生数、および両者の比率は大学基礎データ表 14 のようになっている。収容定員に対する在籍学生総数の割合は学部全体では 1.24 で、やや多いのは否定できない。学科別にみると、政治学科が 0.84 と定員を割っており、法律学科は逆に 1.38 という高い数値となっている。これは、2003 年度まで法学部の入学試験合格者の判定が学部単位で同じ基準で行われていた一方で、合格最低点以上に受験生の間で法律学科と政治学科の志望に偏りがあることに起因するものであったが、2004 年度から学科志望制を採用したことによって、政治学科の学生数が増え、この傾向に歯止めがかかった。

フレックスコース・第2部についても同様に学部単位で見ると、収容定員に対する在籍学生数の割合は1.19で、収容定員にほぼ見合った在籍学生数となっている。しかし、第 1 部と同様に、学科別にみると法律学科が1.46であるのに対し、政治学科は0.76となっているが、学科志望制を採り入れた2004年度の入学生以降、この開きは狭まっている。

【点検・評価】

〈長所〉

学部全体では、著しい定員超過も定員割れもなく、適正な定員管理ができているといえる。2004 年度入学試験から、第 2 志望まで含めた形での合否判定が導入され、それによって定員の超過・不足問題が一応の解決を見た。

また、実際には、法律学科と政治学科の学生の履修状況に関しては、学科間の壁が低く、政治学科担当教員のゼミに多数の法律学科の学生が所属するなど、学科間の在籍学生数の偏りが直接教育内容に支障をきたす事態は生じていない。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

2005 年度の一般入試では、法律学科と政治学科の合格最低点は接近する傾向が見られたが、組織改組、定員変更の可能性も含めて長期的には政治学科受験生を量・質ともに向上させる方策が必要とされる。また、フレックスコースは、2005 年度には定員を満たさなかったが、今後の志願者動向等を踏まえたフレックスコースの今後のあり方については、現在、教学体制委員会および教授会において検討中である。

（6）編・転入学、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学、転部・転学科

他大学および本学の他学部から法学部に転部する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。編・転入学（転学科を含む）の募集は全体で若干名としており、2005 年度は 3 名が入学した。また、法学部内でデイタイムコースからフレックスコースに移る転コースは願い出によって、フレックスコースからデイタイムコースに移る転コースは「フレックスコースからデイタイムコースへの法学部『転コース』要項」に基づき、成績および出願書類によって決定している。2005 年度の学部に関する編・転入学、転部・転学科・転コースの状況は以下のとおりである。

他大学から本学部については、他大学（商経学部卒）から 1 名、他大学（保育科卒）から 1 名。他学部から本学部については、社会学部卒から 1 名。本学部から他学部については、文学部へ 1 名。転学科については、なし。転コースについては、デイタイムコースからフレックスコースへ 1 名、フレックスコースからデイタイムコースへ 2 名。

なお、進路上の相談には、事務室や学生相談主事が随時応じている。

イ　退学者

近年における法学部の退学者および除籍者は大学基礎データ表 17 に示したとおりである。2002 年度は 92 名、2003 年度は 86 名、2004 年度は 85 名と、割合としては多くはないし、漸減傾向にある。退学理由の中で具体的なものとして、他大学への入学をあげることができる。退学者・除籍者には再入学・復籍の道も用意されており、その情報についても『大学要覧』で学生に伝達されている。また、単位取得の少ない学生にはその旨の通知を出し、注意を喚起している。

【点検・評価】

法学部における編・転入学者の数は、2005 年度は、若干名の募集に対して入学者 3 名という状況であり、特に問題はない。編・転入および転部・転学科に関しては、学生の希望を尊重しており、必要な場合には教員が相談にのるという対応をとっており、その点については特に問題はないと考える。

退学・除籍に関しては、近年の経済情勢もあり、学費未納が最大の理由となっているので、奨学金制度のいっそうの充実などの課題もある。

4　教員組織

法学部は、人権を尊重し、社会正義の実現に貢献する人材を育成するために法律学科と政治学科を置き、それぞれに専門性をもつ教員を配置し、全体として適切な教員組織を整備している。法学部の教員は専任教員と兼任教員によって構成されているが、以下では、専任教員を中心に教員組織の点検・評価を行う。

（1）教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

大学基礎データ表 19 にあるように、法学部には 43 名の専任教員が在籍し、法学部専任教員 1 人あたりの学生数は 92.3 人である。法学部においては、専任教員 43 名中 30 名が教授であり、その割合は約 70%であ

る。なお、最近5年間に女性教員は4名となり、その内訳は教授2名、助教授2名である。本学における責任時間数は、教授8時間、助教授・専任講師6時間であるが、法学部専任教員の2005年度における平均授業担任時間数は、大学基礎データ表22のとおり、教授18.6時間、助教授9.8時間、専任講師6.4時間となっており、学部における責任時間数を超える担任時間については、教授9.6時間、助教授3.8時間、専任講師0.4時間であった。

イ　主要な科目への専任教員の配置状況

法学部の専門教育科目における専任教員および兼任教員の授業担当科目数、専任教員の割合を示したものが大学基礎データ表3である。デイタイム・第1部において、専門教育科目における専任教員の割合は67.8%である。フレックス・第2部においても、専任・兼任教員の割合はほぼ同様（65.6%）である。

専任教員が担当すべき主要科目の専任教員担当率は、つぎのとおりである。デイタイム・第1部においては法律学科で、「憲法」100%、「行政法」71.4%、「民法」85.7%、「商法」100%、「刑法」83.3%、「刑事訴訟法」100%、「民事訴訟法」100%、「国際法」66.7%、政治学科で、「政治学原論」0%、「日本政治史」100%、「西洋政治史」100%、「政治機構論」100%、「政治過程論」100%、「国際政治学」100%、「行政学」100%、「外交史」100%であり、主要科目に対しては専任教員がほぼ全面的に責任を担っている。ただし、フレックス・第2部においては専任教員の担当率の低い主要科目もある。

3・4年次配当の専門演習は、デイタイム・第1部、フレックス・第2部ともに、原則として専任教員が担当している。しかし、在籍ゼミ生が残る状態で担当専任教員が他大学に転出した場合などは、兼任教員として継続して指導を行っている。1年次配当の一般演習も専任教員が担当している。

法学部における専任教員と兼任教員の比率については、2005年度の専門教育科目についていえば、兼任教員が専任教員の約1.3倍にあたる。設置基準は、専任教員の数を超えない範囲で兼任教員を置くと定めているが、同時に主要学科目の大部分が専任教員で担当されている場合は、学科充実のために学科目、授業科目を多くする場合はこの限りではないとしている。法学部法律学科の主要学科目に相当する科目については、上記のように十分に専任教員が配置されている。このように設置基準の条件を満たした上で、特殊講義科目、少人数クラスである外国書研究を開設するために兼任教員を配置している。

ウ　年齢構成等

本学の専任教員については65歳が定年と定められている。しかし、教授については定年後5年間に限り、教授会の承認を得て年度ごとに定年延長を行うことができる。したがって、教授は70歳まで専任教員として勤めることができる。法学部専任教員の2005年度現在の年齢構成についてまとめたものが大学基礎データ表21である。なお、勤続年数については、教授の場合、26～30年と31～35年が同数で最も多く、両者で約50%を占める。助教授の場合、1～5年が71.4%と最も多く、専任講師の場合はすべて1～5年である。なお、客員教授として元国会議員（元国務大臣）を受け入れている。また、法曹実務関係者など、社会人の非常勤講師としての受け入れについては、2005年度では3名（リレー講義には6名）である。

エ　教員間の連絡調整

法学部においては、学生の多くが履修する基礎的科目は複数担当者により講義が開講されているため、従来から担当者による連絡調整が行われてきた。複数教員が同一授業を担当するリレー講義については、教育目標に関する共通理解が持たれている。教員の担当科目の決定については、専門分野ごとに構成されるパート会議において第一段階の調整、執行部会議で第二段階の調整が行われ、最終的には教授会において最終的な調整が行われている。

【点検・評価】

法学部の入学定員に基づく設置基準上の専任教員数は39名であるが、43名の専任教員が在籍しており、問題はない。また、その半数以上が教授であるという基準は満たしている。専任教員1人あたりの在籍学生数は92.3人と多くなっているが、基礎的科目については複数の担当者により講義を開講し、また、少人数ク

ラスの演習科目（一般演習、基本演習、専門演習）を充実させることによって、行き届いた教育が行われるよう配慮している。

近年ようやく女性教員数が増加したとはいえ、専任教員の男女構成比は 90.7%と男性教員に傾いており、法学・政治学関係の研究者母体の男女比が均衡していない点を考慮しても、改善していく必要はある。また、専任教員に外国籍の構成員がいないことも検討課題であろう。

新規任用人事に際しては、将来の法学部のあり方、教育内容などを視野に入れ、適切な教員構成となるように配慮しつつおこなうものとすること、年齢構成、ジェンダー、エスニック・オリジンにも配慮することが望ましいことが教授会で確認されている。

専任教員の担当すべき主要科目（それに相当する科目）に関しては、デイタイム・第 1 部においては専任教員がほとんどの科目を担当しているが、フレックス・第 2 部においては、専任教員の担当率が低い科目があり、改善していく必要がある。兼任教員は、専任教員が専門としない研究分野における特殊講義科目、少人数クラスである外国書研究を中心に担当しており、設置基準、法学部の教育目標に照らして特に問題はみられない。

勤続年数 1～5 年の専任教員が全体の 4 割に達しているが、これは、ここ数年あいついだ定年退職者、あるいは法科大学院設立にともなう全国的な教員流動化に対し、法学部が着実に新規任用人事を行ってきたことによる。教授レベルでの勤続年数に大きな２つの山が存在することは、研究・教育キャリア中途での他大学・他機関との流動性も一定程度保たれていることを示しており、「開かれた大学」のあり方を示すものとして評価できる。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整は、パート会議、教学体制委員会、教授会という回路を通じて十分に機能しており、特に問題はない。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

本学においては、総合情報学部設立時（1994 年度）にＴＡ（ティーチング・アシスタント）、ＳＡ（スチューデント・アシスタント）制度が導入された。法学部においては、2004 年度には前期、後期ともに 1 名の情報処理関連科目の実習補助員が採用され、教員の補助を行った。2002 年度からはゲスト・スピーカー制度も導入され、授業の内容面で教員を支援する体制が整えられつつある。さらに，2004 年度後期にはインフォメーションシステムを利用した「授業支援システム」が試験的に導入され、2005 年度から本格稼動している。

なお、教員と教育支援職員との間の連携・協力関係については、法学部事務室（およびその一部署としての法学部資料室）、法学部・文学部教授室（講師控室）の事務職員が、教員の授業をはじめとする教育研究活動に対して有効・適切な支援を行っている。

【点検・評価】

本学、および法学部において近時導入、拡充されつつある教育研究支援体制は、学生の質や関心の多様化に対応した学部教育の充実に効果をあげるものと期待される。しかし、学生に対する教育効果をさらに高めるためにはより充実した補助体制が必要であり、教育研究支援体制の拡充については、引き続き全学的に検討が行われている。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

専任教員の任用に関する基準・手続は以下のような方式で行っている。

ア　募集と任免

（ア）法学部における教員の募集（以下「任用」）は、学部長による法学部人事委員会に対する諮問によって開始される。人事委員会の委員長は学部長が務め、委員は前学部長および大学院法学研究科長のほか、法学部の各専門領域（パート）から適切に選ばれている。

なお、教員の任用は推薦人事が中心となっているが、人事教授会・人事委員会の了承があれば公募人事も行われる（2002 年度には公募による任用人事が行われた）。

（イ）任用にあたっては、審査対象者の研究業績を審査するため、人事委員会のもとに審査委員会が設けられる。審査委員会は、審査対象者の専門領域に関係する 3 名の専任教員によって構成される（主査 1 名、副査 2 名）。審査委員会は、審査対象者の研究業績についてその内容を客観的に審査し、人事委員会に対して、その結果を報告する。

（ウ）人事委員会は、審査委員会の報告に基づいて当該人事につき任用の可否を審議し、その結果を学部長に答申する。

（エ）人事委員会による答申が任用を可とした場合、学部長が審査委員会の報告を付して、その旨を人事教授会に報告する。

（オ）人事教授会は、当該人事について審議し、任用の可否を決定する。

なお、人事教授会は、教授人事には教授のみ、助教授人事には助教授以上の者のみ、専任講師の人事には専任講師以上の者をもって構成される。専任教員（教授）の定年延長を審議する人事委員会は、すべての専任教員によって構成される。また、すべての人事案件は教授会の議を経たのち、理事会において最終決定される。

イ　昇任人事

昇任予定者の所属するパートの人事委員会委員から、研究業績についての紹介が行われ、教育・研究の両面から昇任が妥当である旨の推薦があり、人事委員会、人事教授会における審議を経て決定される。昇任人事における基準は、専任講師から助教授昇任においては 3 年以上の在任で相当な教育・研究上の業績があること、助教授から教授への昇任においては 7 年以上の在任で相当な教育・研究上の業績があることが目安となっている。

なお、法学部専任教員のなかで本学大学院を最終学歴とする者は専任教員の 27.9%を占めているが、他の国公立大学大学院（多い順に京都大学、東京大学、大阪大学）や私立大学大学院など、多様な大学に出身校が分散している。

【点検・評価】

法学部における教員の募集・任免・昇格に関する基準、手続は、人事委員会と教授会において明確に定められ、透明性を確保し、専任教員の地位の保障にも十分配慮している。2002 年度の公募人事では、法学研究科後期課程をもつ大学および各種研究機関への公募書類送付やホームページを用いた採用情報の提供が行われ、複数の応募者があり、人事委員会・教授会による選考が行われた結果、1 人が採用されており、適切な運用が行われた。

専任教員の出身大学が分散し、構成員の職と年齢層がバランスよく分布している現状は、法学部の人事が公正かつ適切に行われてきたことを反映したものといえる。

5　研究活動と研究環境

本学の創設以来、研究教育理念として継承されてきた「学の実化」をまさしく体現するために、法律学・政治学の側面における現実社会に生起する諸問題に対して本質的解決を目標とした研究活動が行われている。こうした研究活動の成果は、一方では法律学ならびに政治学を学ぶ学生諸君に、たとえばリーガルマインドの養成や政治学に対する基礎的知識の涵養と課題解決への指針を提示しつつ、他方では審議会委員などの立場で公共団体へ参画することにより、あるいは講演などの形で啓蒙活動等を行うことにより、社会への還元に役立っている。また、2004 年度からは、大学院法務研究科（法科大学院）の専任教員も、以下で述べる関西大学法学会の構成メンバーとして、研究成果を発表している。そして、こうした研究活動の質と量の両面において、従来以上の向上を果たすことが、近年、研究職に従事する者に課せられた責務となっていることは言うまでもない。こうした課題に応えるべく、以下において、研究活動とその環境に関する現状と評価を明らかにしておく。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　論文等研究成果の発表状況

（ア）法学論集

法学部および大学院法務研究科（法科大学院）専任教員、大学院・学部学生および卒業生などを会員とする学術団体である「関西大学法学会」は、その主要な活動の一つとして、年 6 回『関西大学法学論集』を発行している。同論集の編集は、専任教員 5 名程度によって構成される法学論集編集委員会によって行われており、執筆を希望する専任教員は、編集委員会に年間の執筆予定をあらかじめ提出し、論文を投稿する。ただし、専任教員の予定外の投稿についても、掲載ページ数に余裕がある場合には、編集委員会において調整した上で、掲載している。なお、法学部および法科大学院の非常勤講師、助手、あるいは大学院博士課程後期課程の学生には、法学会主催の研究会またはそれと同等以上の水準を有する公開の研究会において報告する義務を課し、その評価にもとづいて掲載の許可・不許可が決められている。

『関西大学法学論集』の 2003 年度および 2004 年度の掲載・執筆状況は以下のとおりである。

表Ⅱ-法-11　関西大学法学論集掲載・執筆状況

年度（巻）	号	掲載論文数		法学部専任教員執筆論文数	
2003 年度（第 53 巻）	1	5	34	2	24
	2	5		3	
	3	7		6	
	4・5	11		9	
	6	6		4	
2004 年度（第 54 巻）	1	4	35	2	22
	2	6		4	
	3	6		5	
	4	7		4	
	5	6		4	
	6	6		3	

（イ）欧文紀要

法学部は、欧文紀要である *Kansai University Review of Law and Politics* を年 1 回発行している。編集には、学部専任教員 3 名によって構成される欧文紀要編集委員会があたっており、学部専任教員および学部招聘研究者の欧文論文が掲載されている。

Kansai University Review of Law and Politics の 2003 年度および 2004 年度の掲載・執筆状況は以下

のとおりである。

表Ⅱ-法-12　欧文紀要掲載・執筆状況

年度（号）	掲載論文数	法学部専任教員執筆論文数
2003 年度（第 23 号）	6	2
2004 年度（第 24 号）	5	1

（ウ）その他を含む研究業績

法学部専任教員によるその他の論文・著書をも含めた研究業績の発表について、2000 年以降を集約すれば、以下のようになる。

表Ⅱ-法-13　法学部研究成果状況

年度	著書	論文	学会発表	その他	合計
2000	13	33	2	53	101
2001	9	28	1	32	70
2002	14	21	5	46	86
2003	16	34	3	38	91
2004	13	33	1	33	80
2005	17	26	6	45	94

また、紀要等の執筆状況は以下のとおりである。

表Ⅱ-法-14　紀要等の執筆状況

年度	論　説	研究ﾉｰﾄ	資　料	書　評	翻　訳	紹　介	判例研究	ﾌｫｰﾗﾑ ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ	計
2003	19 (2)	3	1	1	1	0	1	0	26 (2)
2004	15 (1)	2	2	1	2	1	1	1(1)	25 (2)

（注 1）数字は執筆者のうち法学部専任教員の延べ人数
（注 2）（　）内の数字は欧文紀要掲載分（内数）

イ　国内外の学会での活動状況

国際会議、国内外学会への参加、本学における学会開催等の状況は下記のとおりである。なお、国内外学会への参加は、その全てが届けられているわけではなく、ここでは把握しているものについてのみデータをあげおく。

表Ⅱ-法-15　国内・外学会への参加状況

	2003 年度	2004 年度
国　内	71	61
国　外	9	5

ウ　研究助成

文部科学省および日本学術振興会の科学研究費受給状況は大学基礎データ表 33 に示されているとおりである。

【点検・評価】

研究成果の発表および研究助成受給状況からみて、法学部専任教員の研究活動は活発に行われているということができる。また、その研究成果が、多岐にわたる研究領域のそれぞれにおいて高い評価を受けていることは、専任教員のうち相当数が学会賞などの受賞経験を有していること、また、学会の理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されているものが多数にのぼることにも表れている。

（2）研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

2004 年度における法学部の個人研究費執行状況は、82.1%である。使途別の執行状況についてみると、個人研究用図書資料費の執行が全体の 61%を占めており、学会出張旅費が 20%でこれに続いている。文系他学部では個人研究用図書資料費の執行は学会出張費の 2 倍近くであるが、法学部では 3 倍となっている。

イ　教員個室等の教員研究室の設備状況

学部に設置されている教育・研究支援委員会が、研究個室の専任教員への割り当て、共同研究室や特別研究室の使途等について調整・決定している。大学基礎データ表 35 にあるとおり、法学部では、全専任教員が研究個室を有しており、個室率は 100%である。共同研究室は 26 あり、専門分野各パートの共同研究室のほか、上記「関西大学法学会」の活動や、研究会・会議のために有効に用いられている。

ウ　教員の研究時間及び研修機会を確保させる方途の適切性

在外研究員（学術・調査）、国内研究員、研修員については、法学部では、2 年制専門演習を担当する関係から、原則として 2 年前から応募者を募り、教授会で推薦し、前年に決定するという手続をとっている。応募人数を超える応募者が競合し、学部執行部での調整を必要をとする年度もあるが、2003 年度及び 2004 年度については、結果的に、在外研究員（学術・調査）、交換（派遣）研究者、国内研究員、研修員のいずれにも該当者がいなかった。

エ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学内研究費制度について、2004 年度は、大学基礎データ表 31 のとおり、学術研究助成基金研究費を利用した研究が 1 件であった。なお、2003 年度及び 2004 年度、韓国・漢陽大学校法科大学との学術シンポジウムを開催し、国際交流助成基金から補助金の支出を受けた。私立大学学術研究高度化推進事業を活用した大型の共同研究プロジェクトとしては、法学研究所を研究組織とする学術フロンティア推進事業「国際金融革命と法」（研究期間 2000-2004 年度）に、法学部専任教員が研究代表および研究分担者として参加している。

【点検・評価】

個人研究費・研究旅費、研究個室、在外および国内の研究員・研修員制度、学内外の共同研究費など、研究力の向上や研究成果の充実をはかるための研究環境は、全体としてよく整備されているといえる。

研究員・研修員制度については、受入機関の事情や、専門分野によっては研究・研修期間中に授業科目を代わって担当する非常勤講師を見つけにくいといった事情、また、本人や家族に突発した不可避的な事情のために、やむを得ず利用されない年度もある。しかし、この制度は、授業時間数の超過や教学上の各種委員会委員の担当などにより減殺された研究時間を、専任教員に研究・調査専念義務を課すことにより回復させようとする貴重な制度であるので、学部全体としての長期的な計画のもと、可能な限り有効・適切に利用していく必要があろう。

6　施設・設備等

本学部では、人権の確立と尊重を教育理念として、法律学科はリーガルマインドの育成を、政治学科はグローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を、それぞれの教育目標として掲げている。本学部は、そうした教育指導上の効果が十分発揮される施設・設備の整備をはかっている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えるようにしている。以下、具体的に説明する。

【現状の説明】

(1) 学舎と研究棟

法学部は、文学部と共用で千里山キャンパス第1学舎を使用している。

ア　学舎

第1学舎1号館には、法文共用の30教室、学生控室、読書室および女子談話室等が設けられている。また、法学部関連施設としては、事務室、学部長室および第1・第2会議室等がある。

教室は、収容人員38名から210名までの小・中教室からなる。例外は、収容人員852名のA200教室であり、使用頻度は極めて低い。いずれも、空調設備は設置済みで、夏・冬場の講義にも支障はない。

なお、この1号館は、1955年に竣工された建物で、学内に存在する最古の建物となった。まだ耐用年数に達していないが、かなり老朽化している。

2号館には、収容人員401名から495名の大教室が5室配置されている。すべての教室に、ビデオ・教材提示装置が設置されており、プレゼンテーションソフト等を使用した講義が可能である。なお、B201教室には、車椅子設置場所が設けられている。

3号館には、収容人員62名の小教室が10室、LL教室およびAV教室が各2室設けられている。3号館には、エレベーターが設置されており、隣接する2号館にも車椅子等による移動が可能となっている。

4号館は、1992年に竣工した第1学舎では最新の建物であり、情報関連設備・施設が完備している。収容人員36名の教室が43室、45～46名の教室が7室、54名の教室が2室および61名の教室が11室あり、主として、語学教育やゼミに使用されている。

特筆すべきは、収容人員22名の特別ゼミ教室が11室あり、法学部学生のディベートの場として提供されている。他に法学部専用のスペースとして、法情報演習室A(29名)、法情報演習室B(8名)、法情報演習室C(50名)、教材開発室(20名)および法廷教室(35名)が配置されている。

これらの教室の使用状況は、大学基礎データ表40のとおりである。なお、2004年度における情報処理教室の使用状況（年間利用学生数）は、教材開発室14名、情報演習室A 762名、同B 253名、同C 6,415名であった。

第1学舎の法学部の全体的な使用率（延使用数÷延教室数×100）は、21.9%で高くはない（文学部の使用と合算すると、使用率は約2倍に上昇する)。しかし、授業担当者が利用しやすい時間帯では、各教室の利用率は、極めて高くなり、また、2号館の5室の利用率は、ほぼ常に80%を超えている。

法学部専用のスペースである特別ゼミ教室は、授業には使用されず、各ゼミ単位で週2回の占用使用が認められているが、その使用率は、52.5%である。その他の時間は、学生の申出による自由使用とされている。

なお、情報処理教室の使用状況は、前述のとおりであるが、情報処理教室は、授業としての演習（週12回使用）とオープン利用の双方で使用されている。

イ　研究棟

法学部の研究室は、法文研究室1号棟・2号棟・3号棟にある。1号棟は、4階部分10室を個人研究室と法学会に、2号棟は、4・5階部分23室を個人研究室と合同研究室に、6階部分を資料室に使用している。3号棟は、4・5階部分を個人研究室と合同研究室に使用している。現在、相部屋の個人研究室は存在せず、個人研究室の数は充足しているが、招へい教授および客員教授の個人研究室の確保が十分にできていない。

資料室は、566 ㎡の広さがあり、図書資料・情報資料の収集・管理を行っている。利用者は、主として、教員と大学院生である。所蔵図書は、7,828冊（うち洋書1,194冊)、雑誌は、19,671冊（うち洋雑誌872冊）である。資料室にはコンピュータ4台とコピー機3台が設置され、教員および大学院生の利用に供されている。

(2) 情報処理機器等の整備

法学部においては、情報処理関連科目として、「法学情報処理論」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」等３科目が開設されており、そのために必要なパソコンを情報演習室に 90 台設置している。また、学部事務室に 10 台、学部執行部室に 1 台および資料室に 6 台のパソコンが設置され、常時稼動している。

なお、第 1 学舎のビデオ装置設置教室数は 51 で、設置率は 46.8%である。

【点検・評価】

法学部の教育研究に必要な施設・設備は、充実しており、各種の授業・演習の実施および教員の研究遂行が効果的に行える状況にある、といいうる。また、情報処理機器等の整備も、着実に進んでいる。

(1)のア 学舎でみたとおり、第 1 学舎の法学部の全体的な使用状況は、21.9%で高くはないが、特定の時間帯および教室についてみると、その利用率は、高くなり、逼迫状態が生じている。第 1 学舎を文学部と共用しているため、この問題は、法学部独自に解決が困難な状況にある。

また、第 1 学舎は、耐用年数に達するまでかなりの時間的余裕があるとはいえ、かなり老朽化しており、照明設備および音響設備の不備やバリアフリーの対応の遅れもみられる。AV 機器および情報処理機器は、現在の需要を満たしているといいうるが、より一層の充実を目指して設備の刷新が必要になるであろう。

なお、第１学舎の建て替えについては、文学部と協力して、情報化時代に対応した、かつ、学生・教職員が利用しやすい学舎の建設を法人に要望しており、2005 年度には調査のための予算が計上された。

7　管理運営

(1) 学部運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

法学部長のもとに執行部を組織し、その指揮のもとに最高意思決定機関としての教授会が置かれている。学部には、11 の委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議したり、日常的な学部業務を担当している。

ア　教授会

法学部教授会の構成は、権限および運営について必要な事項は、「関西大学法学部教授会規程」が定めている。教授会は専任の教授、助教授、専任講師および助手をもって構成する。

教授会の審議事項は、学部長の選出、教員の任用および昇任等の人事案件、教育課程、入学試験等多岐にわたる。特に規定のある場合を除き教授会の議決は全会一致を慣例としており、合意にいたるまで十分に議論を重ねている。

イ　執行部

教授会の運営は、学部長、学部長代理、教学主任２名、入試主任、学生相談主事、学生主任からなる執行部（7 名）があたっている。執行部は執行部会を開催し、教授会事項、学部運営に関わる事項について審議を行っている。

ウ　各種委員会

法学部には、人事委員会、教学体制委員会、学部自己点検・評価委員会、オリエンテーション委員会、ACCESS 委員会、情報処理委員会、人権問題委員会、学生生活委員会、図書選定委員会、教育・研究支援委員会、欧文紀要編集委員会が設置されており、各委員会は執行部との連携をとりながら運営されている。

11 の委員会のうち、学部長から付議された事項について専門的に協議する機関は、主に人事委員会と教学体制委員会である。

活動の概要は次のとおりである。

（ア）人事委員会：教員の任用、昇任、定年延長、その他人事に関する事項を審議する。

（イ）教学体制委員会：カリキュラム、入学試験、その他教学に関する事項を審議する。

他の機関も専門的に協議するが、学部長から付議される事項が人事案件と教育課程といった学部運営にとって根幹にかかわる内容であるため、この２機関を取り上げた。

両機関とも法律学科と政治学科を専門分野ごとにわけた「パート」（基礎法学、公法、国際法、刑事法、民法、商法、民事訴訟法、労働法、政治学）の運営単位から選出されている。

人事委員会の構成員は、規定にはないが、教授以上で、代理出席は認めていない。一方の教学体制委員会の構成員は、資格に制限はなく、代理出席を認めている。

【点検・評価】

〈長所〉

教授会で審議される案件の多くは、人事案件を除き、執行部会で事前に話し合われ、提案主旨を明確にし、問題となる点などの分析、論点を整理し、審議に耐える内容までに詰められる。

教育課程や入試制度に関わることで、改正や変更などが行われる場合、教授会で審議をする前に教学体制委員会で審議される。教学体制委員会で審議される前でも執行部会で事前に話し合われる。

このように、構成員の意思が尊重され、民主的な運営がなされている。

〈問題点〉

意思の尊重が重視され、民主的な運営をすることは、裏腹の問題として、関係者にとり、多くの労力がさかれ、また多くの時間が費やさねばならないことをしばしば意味する。

昨今のスピードを求められる意思決定は、教育研究の場にも押し寄せ、現状の意思決定システムや方法の見直しを迫られている状況にあることを認識せざるを得ない。

とりわけ学部構成員が全員出席する教授会での議事進行、審議方法については、常に改革が求められる課題である。出席者の意見・質問内容においても、審議に直接関係のない個人レベルの確認ですむようなことを廃するなど、さらなる見直しが必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

教授会・各種委員会で審議されなければならない案件の多くは、先述したように、執行部会において、かなり内容を整備して提議される。議案の説明を補う資料も準備されている。

それに関わる労力・コスト（特に時間）をできるだけ少なくするためにも、資料やデータの分析を行い、政策決定に関わる提言を行うことができる作業部会のような組織が望まれる。

（2）学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

法学部長は、教授会の開催、教授会議題の設定、学部長代理の推薦、教学主任、入試主任、学生主任、学生相談主事の任命権限を有するが、教授会構成員は教授会開催を要求する権利（前述）を有し、また学部長の提案に教授会の議決をもって賛否を表明する機会を有しており、学部長の権限には十分な牽制が加わっている。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第６条第１項）、および④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第３項）を専決する。

法学部長の選任は「学部長の任命および任期に関する規程」（1962 年 3 月 14 日制定）に従い、学長が教授会の選挙を経て理事会に推薦し、理事会がこれを任命する。任期は 2 年であるが、再任は妨げない。教授会における法学部長の選任手続きは、「法学部長選挙規程」（1994 年 7 年 13 日制定）が以下のとおり定めている。

（ア）法学部長の被選挙権を有する者は法学部所属の専任教授であり、選挙日において次に該当する者を除く。

a　在外研究員、国内研究員、研修員又は外国留学者で、学部長任期開始日において研究・研修・留学期間が満了しない者

b　休職を命ぜられている者で、学部長任期開始日において休職期間が満了しない者

c　療養休務を命ぜられている者

（イ）法学部長の選挙権を有する者は、法学部所属の専任教授、助教授、専任講師および助手であり、選挙日において次に該当する者を除く。

a　在外研究員、国内研究員、研修員又は外国留学者

b　療養休務又は休職を命ぜられている者

（ウ）第一次投票は 2 名連記、無記名投票により行い、その得票者を学部長候補者とする。第二次投票は学部長候補者の中から単記、無記名投票により行い、投票総数の過半数を得た者を学部長当選者とする。第二次投票において過半数の得票者がなかった場合は、第二次投票にける得票者の得票を上位から順次加算して、投票総数の過半数に達するまでの得票者について第三次投票を行う。第三次投票によっても過半数の得票者が得られない場合は、同様に順次投票を繰り返すことにより当選者を決定する。第二次以降の投票において、2 名の候補者がおのおの投票総数の半数を得た場合は、抽選により当選者を決定する。

（エ）法学部長選挙の実施・管理の事務を行うため、学部長、学部長代理および事務長で構成される選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は、投票および開票の管理、立会人の指名、投票結果の報告等、法学部長選挙に関する一切の事務を執行する。

【点検・評価】

法学部では、規程・規則・内規として学部長の選出手続きと権限が定められているだけでなく、役職者の公正な権限行使を保障する仕組みも組み込まれている。「法学部長選挙規程」による法学部長の選任についても、特に問題はないと思われる。

教育研究以外に学部内外の各種委員会活動など、行政に関わる業務負担は年々増える傾向にあり、法科大学院開設以降、スタッフにかかる担当時間数の増もあり、もはや、これ以上の業務を処理することは限界に近づいている状況にある。授業担当時間数が学内の平均を大幅に越えていたり、科学研究費に採択されても、十分な研究時間が確保されないのなら、研究成果は期待しにくい。

学部・大学行政にかかる負担の見直しや、大学院の授業担当時間数も視野に入れた検討を緊急に行う必要があり、執行部、教学体制委員会、教授会において、デイタイム・フレックスコースの統合問題、学部長・研究科長の一体化等について議論が行われている。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

(1) 委員会の構成、点検・評価対象年度

関西大学法学部自己点検・評価委員会（以下、「学部委員会」という。）は、1994 年 1 月 28 日に制定された学部委員会規程の第 9 条第 1 項に基づき、1996 年度から、隔年に、自己点検・評価の結果について報告書を作成し、法学部長に提出してきた。そして、同条第 2 項に基づき、この報告書は、学部長が意見を付し、教授会の議を経たのち印刷・公表されてきた。

学部委員会は、学部長代理、教授会において選任された専任教育職員 7 名、事務長によって構成され（学部委員会規程第 3 条)、任期は 2 年である（同第 6 条)。委員の再任は禁じられていたが、初任委員のみで学部委員会を構成することが困難となった 2003 年度からは、再任禁止規定は削除されている。学部委員会には委員長および副委員長を置かねばならないが（同第 6 条)、委員長には学部長代理を、副委員長には関西大学自己点検・評価委員会（以下、「全学委員会」という。）委員を充てることが法学部の慣例になっている。

学部委員会委員の任期と、点検・評価対象年度、報告書発行年度の関係は表 1 が示すとおりであり、既刊の報告書はすべて、各期の委員会が、その委員任期満了後に、これを作成し、発行してきた。なお、第 2 期委員のみ、全学委員会委員任期の始期との齟齬を調整するため、任期を 1 年 6 か月とする特例措置がとられた（1996 年 10 月 8 日法学部教授会決定)。

表Ⅱ-法-16　法学部自己点検評価委員会委員任期と点検・評価対象年度、報告書発行年度の関係

委 員 任 期		点検・評価対象年度	報告書発行年度（号）〔発行年月日〕
第 1 期	1994 年 10 月 1 日～1996 年 9 月 30 日	1994 年度、1995 年度	1996 年度（第 1 号）〔1997 年 2 月 28 日〕
第 2 期	1996 年 10 月 1 日～1998 年 3 月 31 日	1996 年度、1997 年度	1998 年度（第 2 号）〔1999 年 3 月 18 日〕
第 3 期	1998 年 4 月 1 日～2000 年 3 月 31 日	1998 年度、1999 年度	2000 年度（第 3 号）〔2001 年 5 月 1 日〕
第 4 期	2000 年 4 月 1 日～2002 年 3 月 31 日	2000 年度、2001 年度	2002 年度（第 4 号）〔2003 年 3 月 31 日〕
第 5 期	2002 年 4 月 1 日～2004 年 3 月 31 日	2002 年度、2003 年度	2004 年度（第 5 号）〔2005 年 3 月 31 日〕
第 6 期	2004 年 4 月 1 日～2006 年 3 月 31 日		

(2) 点検・評価項目

『関西大学法学部自己点検・評価報告書』（以下、「学部報告書」という。）1996 年度（第 1 号）から 2002 年度（第 4 号）に至る点検・評価項目には少なからず変遷が見られる。これは、各期の学部委員会が、既刊の学部報告書における点検・評価項目を参考にしつつも、当該点検・評価対象年度における研究教育状況等の変化に対応して点検・評価の重点を変化させるなど、常に点検・評価項目を見直し、項目の再編に努めてきたからである。

しかし、学部報告書 2004 年度（第 5 号）における自己点検・評価項目は、既刊の学部報告書における点検・評価項目を参考にするというよりは、『関西大学『学の実化』Vol. 5　No. 3 自己点検・評価報告書 2001（平成 13）年度 2002（平成 14）年度』(2004 年 3 月 1 日発行）(以下、「全学報告書」という。）所収の「法学部」部分（183－243 ページ）における自己点検・評価項目をほぼ全面的に踏襲した。それは以下のような事情による。

全学委員会は、第 4 期委員会（委員任期 2000 年 4 月 1 日～2002 年 3 月 31 日）まで、大学全体としての点検・評価を行うが、各学部・機構等の現状について個別の点検・評価は行わない、という方針を維持してきた。各学部・機構等の自己点検・評価はそれぞれの自己点検・評価委員会の活動に委ねられてきたのであって、学部委員会が隔年に報告書を作成・発行してきたのも、このような方針によるものであった。

しかし、第 5 期全学委員会（委員任期 2002 年 4 月 1 日～2004 年 3 月 31 日）は、2002 年 11 月の学校教育法改正によって 2004 年 4 月より第三者評価が義務づけられたことを受け、財団法人大学基準協会の「主要点

検・評価項目」に準拠させたパイロット版として、学内諸機関すべてを網羅した総合的・統一的な自己点検・評価報告書『学の実化』を編集するという新たな方針を決定し、学内諸機関に協力を要請した。具体的には、学内諸機関（各学部・機構等における自己点検・評価委員会）が、全学委員会と連携しつつ、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠した報告書原稿を作成し、最終的に、全学委員会がこれをバインダー方式でとりまとめ全学報告書とすることになったのである。

第5期全学委員会からの要請を受け、法学部では、第5期学部委員会が、その任期の後半年度（2003年度）に、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠させた項目（基本的に全学部・機構に共通）に基づいて全学報告書用の法学部原稿を作成した。この法学部原稿は、2002年度に発行された学部報告書（第4号）の内容を一部参考にしているとはいえ、これまでの学部報告書とはその点検・評価項目や叙述形式において、著しく異なるものとならざるをえなかった。この法学部原稿がすなわち全学報告書所収の「法学部」部分となった。

ところが、学部委員会は、委員任期終了後に、任期の2年間について報告書を作成することになっているので、第5期学部委員会の学部報告書作成作業は、2004年度に入ってから始まることになったが、すでに全学委員会に法学部原稿を提出していることもあり、あらためて学部独自の報告書を作成する必要があるかどうかが議論となった。しかし、学部委員会規程には「隔年に発行する」ことが明文で定められており、すでにそのための予算措置も講じられていることから、第5期の報告書（第5号）の作成・発行について否定的な判断はできなかった。結果として、学部委員会は、次の方針を確認して、学部報告書2004年度（第5号）を作成することにした。

ア　全学報告書の作成に至った経緯およびその作成過程に照らして、また、今後の全学的自己点検・評価の方向性を考慮して、本報告書の点検・評価項目は、原則として、全学報告書「法学部」部分の点検・評価項目（財団法人大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠）を踏襲する。

イ　学部報告書2004年度（第5号）の自己点検・評価対象年度（2002年度および2003年度）のうち、2003年度は、全学報告書の対象年度（2001年度および2002年度）には含まれていないので、本報告書においては、各点検・評価項目について、2003年度のデータを補充し、2003年度から採用された昼夜開講制についても、必要な記述を付加する。

ウ　既刊の学部報告書すべてに含まれていた「授業科目合格率一覧表」および「専任教員の教育研究活動についてのアンケート調査結果」は、全学報告書「法学部」部分には含まれていないが、前者については、法学部における教育活動を客観的に検証するための基礎データとしてこれを公表する意義はなお大きいと思われるので、学部報告書2004年度（第5号）に資料として加える。後者については、各専任教員がすでに全学的な「関西大学学術情報データベース」に個別的な研究情報を提供し、教育活動についても個別アンケートが全学的に実施されており、全学報告書「法学部」部分はこれらのデータを踏まえて執筆されていることを考慮し、これを省略する。

このような基本方針のもと、第5期学部委員会は、2004年の夏から学部報告書2004年度（第5号）の作成にあたり、同報告書は、2005年3月に法学部長に提出され、学部長が意見を付し、教授会の議を経たのち、印刷・公表された。

【点検・評価】

〈長所〉

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムは上記のように整備されており、有効に活動している。学部における教育・研究水準を向上させるために、組織・活動についての点検・評価は不断に行われており、自己点検・評価報告書が作成され、全国の国公私立大学法学部をはじめ、日本弁護士連合会、大阪弁護士会、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所、大阪高等検察庁、法務省大臣官房司法法制部、文部科学省高等教育局などに送付され、広く社会に公表されており、様々な機会を通じて客観性・妥当性を確保している。報告書が

指摘する問題点については、学部教学体制委員会、教授会などで審議の対象とされ、改善が図られている。

〈問題点〉

全学報告書の点検・評価対象年度と学部報告書のそれとは齟齬がある。全学報告書学部部分の内容と学部報告書の内容は重複しているが、学部報告書にしかない内容も維持されている。学部固有の外部評価制度はまだ導入されていない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学部報告書を全学報告書と統合し、将来的には学部報告書を廃止していくべきであると考えられる。すでにこの観点から、学部委員会規程第 9 条 1 項は改正され、2005 年度より、報告書を隔年に刊行する必要をなくした。しかし、学部報告書には全学報告書にはない情報（授業科目合格率一覧表）が一貫して含まれてきており、この資料をどのように扱うか慎重な考慮が必要となる。

法　学　研　究　科

第Ⅱ編　法学研究科　目次

１　理念・目的・教育目標 …… 295

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 296

(1) 教育課程等　〈296〉

(2) 教育方法等　〈300〉

(3) 国内外における教育・研究交流　〈301〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈301〉

３　学生の受け入れ …… 303

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈303〉

(2) 門戸開放　〈305〉

(3) 科目等履修生等　〈305〉

(4) 定員管理　〈305〉

４　教員組織 …… 306

(1) 教員組織　〈306〉

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈308〉

(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈308〉

５　研究活動と研究環境 …… 309

６　施設・設備等 …… 309

７　管理運営 …… 310

(1) 法学研究科の教学上の管理運営組織の内容　〈310〉

(2) 法学研究科委員会と法学部教授会との間の相互関係　〈310〉

(3) 法学研究科委員会の長の選任手続の適切性　〈310〉

８　自己点検・評価 …… 311

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

法学研究科は、関西大学の学是である、学理と実際との調和をめざす「学の実化」を、大学院教育において現代的に展開することを追求し、情報化・国際化の流れに対応する「社会に開かれた知の拠点」としての大学院の一翼を担うことを目指している。また、もちろん本研究科は、学校教育法の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」(65 条) との規定を踏まえ、法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した教育研究の推進と優秀な人材を育成することも理念・目標としている。

本研究科は、こうした理念を発展させ、近年の大学院教育をめぐる情勢の変化や、新たな社会的要請にこたえるため、2003 年度から組織の抜本的な改革の検討に着手し、2005 年度から新組織による大学院教育を実施することになった。まず博士課程の前期・後期課程とも、従来の 2 専攻を廃止して、法学・政治学専攻に統合し、そして前期課程には、新たに法政研究、企業法務及び公共政策の 3 コースを設置した。

前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。

企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専門職コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、後者は行政書士、国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、マスコミ志望者なども対象とする。いずれのコースも、より実務に即した専門教育を行い、原則として前期課程で修了する。

以上のような、理念・目的・教育目標は大学院 Information、ホームページおよび説明会を通じて、関係者のみならず広く社会一般に周知をはかっている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

法政研究コースに関しては、法学・政治学の最近の研究動向に対応して研究者養成機能をさらに強化するため、開設科目の見直しや履修制限の緩和など、柔軟かつ発展的な履修を可能とする措置を講じた。

専門職コースを再編し、高度専門職業人を養成する機能の拡充・強化を行った。法学研究科は博士課程前期課程修了者の進路の把握にもとづき、企業法務コースと公共政策コースの 2 コースを設置し、それぞれのコースに応じた新カリキュラムを編成し、従来の指導教授制も部分的に修正し各コースの目的に応じた教育研究体制を整えた。また、こうした専門職コースの再編には、社会人のリカレント教育の推進も含まれており、社会人の修学を容易にすることを主たる目的として、長期（3 年）在学制度を導入することにした。

新たに法務研究科（法科大学院）の設置により、実定法科目の研究者養成機能が法学研究科から法務研究科にある程度移行することが予想されるが、研究者養成に関して両研究科の機能分担が明確に定められたわけではない。また専門職コースに関しても、進路別の再編成が不徹底に終わり、専攻の編成やコースの細分化に不十分な点が見られる。社会人の受け入れ体制についても、夜間開講の授業科目が少ない等充分な整備がなされなかった。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

研究者養成については、法務研究科との役割分担を明確にしなくてはならない。政治学部門および基礎法部門については、従来通り、本研究科の博士課程前期課程を経て後期課程に進むのが主要な養成ルートであるが、実定法科目については、法科大学院を経て本研究科の後期課程に進むルートと、本研究科の前期課程から後期課程に進むルートの複線型の養成が行われることとなる。これに合わせて、博士課程後期課程の入

学者選考のあり方にも変更が加えられなければならない。

高度職業人の要請を目指す専門職コースに関しては、博士課程前期課程の新たなカリキュラムが動き出したところなので、まず、その検証を行う必要がある。その結果、さらにカリキュラムを再編し、税理士等の資格取得を目指す者のために特別の教育プログラムを提供すること等も考えられる。研究指導体制の整備については、2 年次（または 3 年次）の演習担当者の選定に関して、院生と指導教員との適切なマッチングを行うために、研究計画にもとづく希望の調査を充分に行わなければならない。また、公務員養成機能を強化するために、公共政策コースを法学・政治学専攻から独立させ、公共政策専攻を設けることを検討したい。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

法学研究科は、「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的とし、この目的を達成するに適切な教育内容・方法を備える。かつては研究者養成が大きな柱となっていたが、2005 年度のカリキュラム改革により、法曹を除く各種の法学系高度専門職業人養成という目標が具体的な形で設定された。法科大学院制度が発足し本学にも設置されたことによって、法曹志望者の訓練という従来は混在せざるを得なかった目標は、理念的にも事実上も本研究科の領域からは除かれることとなった。

(1) 教育課程等

ア　法学研究科の教育課程

【現状の説明】

2004 年度からの法科大学院の設置にともない、2005 年度から新制度が行われている。そこでは従来の公法学・私法学の 2 専攻を法学・政治学の 1 専攻に統合し、前期課程を法政研究・企業法務・公共政策の 3 コースに分割した。

法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とし、原則として後期課程への進学を予定する。本コースは、大学院設置基準第 4 条第 1 項の「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的としている。

企業法務コースは、司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、公共政策コースは、行政書士、国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、ジャーナリスト志望者なども対象とする。後二者のコースはいずれも、大学院設置基準第 3 条 1 項の「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的」とする、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースであり、より実務に即した専門教育を行い、原則として前期課程で修了する。

博士課程後期課程についても専攻は統合したがコース分けは行わず、全体を従来通り研究者養成コースと位置づけている。

なお、2004 年度以前入学者については、公法学、私法学の各専攻について、研究者養成コース（A コース）と職業人養成コース（B コース：いわゆる専修コース）がある。

「第 4 章教員組織」に詳述のとおり、学部教育担当の教員が大学院教育を担当することが原則とされており、大学院教育は学部教育を基礎として、それを発展させ高度化するものである。各担当者は、学部で実施した授業内容を学生が理解していることを前提にして、大学院の授業を組み立てることができる。

研究者養成コースは5年間一貫教育であるが、後期課程への進学のためには進学試験を経ることが必要である。学生は、指導教授の下で、毎学年演習を受講することが必要であり、かつ、この演習は原則として当該教授を指導者とする学生のみが受講できるというシステムになっており、同一教員のもとでの一貫した少人数教育が行われている。

なお、専修コースの学生は、2 年間の教育を終了すると卒業していくのが原則であるが、後期課程に進学することを望む学生もいる。後者については、語学試験にも合格すれば後期課程への進学が認められている。

前期課程に入学した学生の全員が自動的に後期課程に進学できるわけではない。進学の際の重要な評価資料は修士論文であり、その完成のために2年を超える期間を要する者もいる。そのため、前期課程入学から博士の学位の授与まで5年を超える年数がかかる場合がある。後期課程進学を予定しない者の修士論文については「リサーチ・ペーパー」として別段の作成指導方法を採っているが、後期課程進学予定者については、研究者としての基礎能力養成という観点から指導が行われるために生じる問題でもある。

法学研究科では、関西大学法学研究所とタイアップして、後期課程の大学院生が研究所の共同研究員(学術フロンティア推進事業にあっては、リサーチ・アシスタント)となることが認められて、学生は法学研究所で行われる各種の研究会やシンポジウムにさまざまな形で参加し、研究上の刺激を受けることができる。

【点検・評価】

従来の研究者養成コースでは、外国語の専門的な文献の講読が必要とされていたのに対し、専修コースの学生は、卒業後日本で実務活動を行うことが想定されており、外国語の文献の講読を必ずしも必要としないので、双方のコースの学生が同一授業に混在することは適当でない場合があった。新コース制の設置によりこの問題の解決は緒についたが、なお試行錯誤による解決策のさらなる具体化が必要である。

学部教育との連携はシームレスに行われていて、本学法学部から法学研究科に進学した者については、6年一貫教育とさえ言いうる。本学法学部以外の出身者のうちでも、他大学の法学部出身者については、学部教育との一貫性に特に問題はない。

ただ、法学部以外の出身者も若干はおり、その者と法学部出身者とが混在する場合には教育上の配慮が必要となる。原則として法学部出身者にあわせて授業を行いつつ、法学部出身者以外の者が授業についていくことができるように参考書等を指示して、自習を推奨・促進する等の個別対応がなされている。

また、法学研究科の教育は、どの授業も少人数教育であり、教員との対話の中で学生は学部で身に付けた能力を高度化することができる。なお、2005 年度より「本大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者は、本大学院の授業科目を履修することができる」（大学院学則第 73 条の 3）制度が発足した。優秀な学部生に法学研究科の設置科目の履修を許可して、早期からより高度の学問的経験を積ませる制度である。学部教育との連携強化の一環である。

研究者養成コースにおける一貫教育自体は、正常に機能している。ただ、専修コースを終了した学生にも後期課程に進学する道が比較的広く開かれているため、大学院入学時の不合格のリスク回避のために専修コースで入学してから後期課程に進学する学生も少人数ながら存在し、この学生は前期課程における目的意識があいまいになり、一貫教育の点からは好ましいことではないと評価する教員もある。この点については、法学研究科のカリキュラム改革の一環として、法学研究科基本問題委員会の議論を踏まえて、研究科執行部が改革案を作成し、法学研究科委員会で現在議論しているところである。

修士論文が 2 年で作成できず、5 年以内で博士号を取得できない者がいる上記の現状は好ましいものではない。今後は5年以内で博士号を修得できるように、教育プロセスを改善すべく法学研究科執行部において検討している。

イ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本学大学院は、大学院学則第 74 条により交流研究生の制度を設けている。この制度を基礎にして、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の大学院と単位互換が積極的に進める方針がとられており（「単位互換コンソーシアム」とも呼ばれている）、毎年少人数ながら、単位互換がなされている。本研究科では 2005 年 5 月 1 日現在で他大学院への送り出しが 3 名、他大学院からの受け入れが 1 名となっている。

【点検・評価】

単位互換の実例が少ないのは、大学間の距離が離れていることもあって、やむを得ない。他大学からの受け入れの方が多い理由は、設置科目の異同によるものと推測されるが、実際の所は不明である。

ウ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生は、一般学生と同等に扱われているが、会社に勤務しながら受講する者については、他の受講者の意向を聞きながら、可能な場合には、授業時間帯を変更する等の措置が各教員の裁量でとられることがある。外国人留学生への配慮は、指導教授の裁量にゆだねられている。留学生の中には、日本語に慣れていない者もおり、その者については英語での指導が多くなる。一般の授業においても、日本人学生に刺激を与える意味も兼ねて、英語で授業を行うことがある。

【点検・評価】

社会人については、交通の便のよい大阪駅周辺にサテライト教室を設けて授業を行うことも考えられる。また､今後インターネットのブロードバンド化が進めば､インターネットを通じての対面授業も可能となり、社会人学生の負担も軽減される。こうした配慮の余地があるとはいえ、コストの問題等を考慮すると、現状の授業形式と比較して一長一短である。さらに、土曜日 7 講時制などの検討も行われている。

エ　研究指導等

【現状の説明】

カリキュラムの趣旨・内容は、募集要項ならびにホームページ等に記載されて公開されている。全容は、「大学院学則別表（第 13 条関係）1　法学研究科」に記載のとおりである。要点を述べれば、次のようになる。

原則として法学研究科を構成する各教員について、半期 2 単位講義が 2 科目（年間通算で 4 単位）、1 年次用の通年 4 単位の演習が 1 科目、2 年次用の通年 4 単位の演習が 1 科目置かれている。後期課程及び前期課程法政研究コースについては専修科目制がとられていて、入学願書提出の時点で指導教員（専修科目担当者）を選ぶことになっているが、前期課程の企業法務、公共政策の 2 コースについては専修科目は置かれず、2 年次の修士論文の執筆に際して指導教員を選ぶことになっており、学生は多様な科目群から個別のニーズに応じて柔軟に履修計画を立てることができる。

各講義科目は、基本科目、関連科目、展開科目の三つの科目群に区分され、各コースの目標に従ってそれぞれの科目群に異なる科目が配置されている。法政研究コースにおいては全担当教員に対応した基本科目が置かれ、企業法務コースでは、主として民事法系の諸科目が基本科目に、公共政策コースでは、主として政治学・行政系、公法系の諸科目が基本科目に置かれている。関連科目は、それぞれ他コースで基本科目とされているいくつかの科目に外国法、外国文献、専門外国語等の科目を加えたものから構成される科目群である。更に展開科目として､各コースとも現代的諸問題に対応することを旨とした特論科目群が置かれている。法政研究コースにおいては全ての基本科目に演習が設置されているが、企業法務、公共政策の 2 コースにお

いては企業法務演習、公共政策演習がそれぞれ数クラスずつ設置されている。

履修方法は、下記のとおりである。

（ア）博士課程前期課程は、法政研究コース（研究者養成コース）、企業法務コース及び公共政策コース（専門職業人養成コース）に分ける。

a　法政研究コースにおいては、専修科目 12 単位(講義 4 単位、演習 8 単位)、専修科目以外の基本科目 4 単位以上、関連科目 4 単位以上及び展開科目 4 単位以上を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。

b　企業法務コース及び公共政策コースにおいては、当該コースの基本科目 12 単位以上、関連科目 8 単位以上、展開科目 4 単位以上及び演習科目 4 単位を含めて 36 単位以上を修得しなければならない。

c　他コース配当の講義科目を履修することも認められる。その場合、8 単位を限度として所定の単位数に含めることができる。

（イ）博士課程後期課程においては、専修科目（講義 4 単位、演習 12 単位）を含めて 16 単位以上を修得しなければならない。

（ウ）指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

【点検・評価】

設置科目はその総数についても分野の広がりについても充分なものがある。また、2004 年度以前入学者については 2 専攻で専修科目・選択科目の 2 科目群制であったことと比較すると、コース及び科目群の細分化によって各科目がそれぞれのコースにおいて有する重要性の違いがより詳細に示されることになった点において履修指導という観点からも改善があったと評価できる。細分化によって一見、科目選択の自由度は大きく下がったようにも見えるが、他コース配当科目の履修が認められており、展開科目群の新設によって選択肢が広がったことによってほぼ相殺されていると考えられる。

また、公法学・私法学という伝統的な学問分野による専攻区分が廃止されて単一専攻に統合され、法政研究、企業法務、公共政策という志望進路別コースに区分し直されたことによって、公法学専攻に政治学系・行政系諸専修科目が位置づけられるという従来の据わりの悪い状況が解消されたことも特筆すべき改善である。

オ　論文指導・個別的研究指導の適切性

【現状の説明】

各教員の研究指導は、演習の授業時間に行われることを基本としつつ、授業時間外においても活発に行われている。研究指導の一環として、不定期ではあるが、一部の研究領域において、大学院生も参加する共同研究会が開催されている(例えば、基礎法の領域において年 2 ないし 3 回)。また、法学研究科の院生に加えて法科大学院の教員も参加する研究会を定期的に開催している分野もある。

【点検・評価】

研究指導は、各教員の大幅な自由裁量にゆだねられており、その検証のための特別な措置は講ぜられていないが、修士論文の審査は 3 名の教員によってなされるので、客観性が担保されていると考えられる。

また、一部の研究領域において実施されている大学院生参加の共同研究会は、大学院生が相互に刺激を与え合うのに有益であり、法学研究科全体に普及することが望ましい。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

教育効果の測定方法としては、学生に対するアンケート調査、修士論文の執筆状況、就職状況及び各種資格試験の合格状況から測定することができよう。アンケート調査は2004年度秋学期から実施している。修士論文は、提出期限内に書き上げて提出する者が多いが、若干の者が資格試験の受験を優先させて、執筆を 1年遅らせることがある。研究者として他大学に採用された者は、最近10年間に7名いる。本学に採用された者は、比較的多い。特に2003年度は、法科大学院の設立等の影響で、一度に3名採用されている。本研究科出身者が本学に採用された後他大学に移籍したケースは、最近5年間で3回を数える。法学研究科に在籍中に司法試験に合格した者の数は、最近5年間で、4名である。2005年度にも1名合格した。

イ　成績評価

授業科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行うのが本則であるが、少人数の授業では、学生に頻繁に研究報告をさせており、これをもって学期末試験に代えることができ（大学院学則第20条)、そうしている場合もある。成績は、各授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60 点以上を合格とする。なお、学生には素点は開示されず、点数に対応する評語でもって開示されている。その対応関係は、100点～80点が「優」、79点～70点が「良」、69点～60点が「可」である（大学院学則第21条)。

ウ　教育・研究指導の改善

研究科長ならびに科長代理による学生相談の機会（オフィス・アワー）が設定されており、学生からの要望は、第一に、ここで受け止められるようになっている。2005年度のオフィス・アワーは、研究科長については土曜日の13時から14時半、研究科長代理については火曜日の13時半から14時半であり、大学院事務室が受付窓口となっている。

学生から重要な問題が提起されれば、法学研究科長が法学研究科に報告し、善後策を検討し、必要であれば、問題ごとに調査委員会を設置し、解決にあたることになっている。この調査委員会は、第一次的には法学研究科の教員によって構成されるが、問題の性質によっては別の構成もありうる。

なお、教育・研究指導は、教員相互間の会話の主要な話題のひとつであり、そこでの意見交換が相互の啓発になっている。

授業内容を紹介する「授業科目概要（シラバス)」を各教員がカリキュラムの趣旨にそって作成している。従来は、一つの授業についての分量は200字ないし300字であったが、2004年度より、Webシラバスを導入し、講義概要、講義計画、成績評価の方法等、詳細なものになった。

少人数授業が中心であるので、個々の授業について学部で行なわれているような学生による授業評価は困難と思われる。なお、1クラスあたりの平均人数は、5人ほどである。

【点検・評価】

研究者養成の実績は、法科大学院設立に伴う全国的な人事異動の流れの中においてではあるが、近年では決して悪いとは言えない。本研究科の教育システムが円滑に機能していることの証左としてよいであろう。法曹養成に関して実績があまり芳しくないのは、司法試験合格者について言えば、大学院での研究と司法試験のための勉強との間に強い相互補完関係があるとはいえず、司法試験の合格を目指す学生の多くは、大学院に入学することなく受験勉強に励む者が多いからである。大学院が司法試験の受験予備校でない以上、この点はやむを得ない。また、法科大学院とその卒業者のため新司法試験の実施により解決される問題である。

成績評価の仕方ならびに分布の公表の要否などは、今後、大学院全体で検討するのが適当であろう。法学研究科執行部においても検討している。

教育・研究指導については個々の教員の力量に左右される点が多く、今後とも各教員が自己研鑽につとめ

るべきであり、また、研究科執行部はそれを促す方向で努力すべきであるのは当然であるが、現時点では、上記のように満足すべき成果をあげていると評価できるので、現状以上の努力を傾注して組織的に取り組むべき課題は見当たらない。

少人数の授業であるため、実際の授業参加者の要望に応じて授業内容が変わることはあるとしても、授業内容をより詳しく記したシラバスが必要であった。学生からのより詳細なシラバスの要望にも合理性がある。上記のWebシラバスの提示はこうした要請に応えるものである。

既述のように、2004年度より授業評価アンケートが行われているが、大学院である以上、少人数授業が原則であるので、個々の授業について学部で行なわれているような授業評価アンケートを充分な匿名性を確保して公正に実施することは困難と思われる。少なくとも自由記述欄については担当教員がその記載者を特定できないように、回収を事務室で行う必要がある。

(3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

院生の研究成果を発表する場として、院生協議会の編集にかかる雑誌「法学ジャーナル」があり、その刊行を補助している。また、院生は、関西大学法学会発行の「関西大学法学論集」上にも一定の条件の下で論文を発表することを許されている。国外への情報発信の機会は制度としては特に設けられておらず、その実績もない。

国際的な研究交流の点では、不定期ながら、外国人の招聘研究者、招聘講演者による講義、講演の機会はほぼ毎年設けている。近年ではKunz教授（Bern大学　2001年)、Maxeiner準教授（Rutgers大学　2003年）を招聘研究員（1ヶ月以上の長期）として、Becci教授（Genova大学　2004年）を招聘講演者（単発講演に限る）として招いた。なお、直接の受け入れ機関は法科大学院所属教員であるが、大学院枠で招聘された法学研究者としてPlywazcewski教授(Bialystok大学　2004年)、Neumann教授(Frankfurt am Main大学　2005年）を挙げることができる。この両名共に滞在期間中、院生用研究スペースに隣接する招聘研究者研究室を使用したこともあって、法学研究科の院生とも公式の交流だけではなく、非公式にも接触・交流を持った。同様に、2002年に法学部が招聘した李教授（忠北大学校）も同研究室を利用し、院生との公式・非公式両面の接触・交流があった。

【点検・評価】

国内に関しては院生に論文発表の機会は充分に与えられていると評価できる。国外への発信に関しては、それほどの力量のある院生が現れていないし、分野の特徴として伝統的に海外発信はそれほど行われていないので、この点は特に問題視するにあたらない。外国人研究者との交流も、大学院棟の院生研究室が置かれているのと同じ階に、招聘研究者研究室が設置されており、招聘研究者はここにほぼ常駐するので、講演会や授業等の機会以外にも接触する機会があり、これを有効に活用している院生も見られる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

ア　学位授与の状況

【現状の説明】

修士の学位の授与要件は、①修士課程又は博士課程前期課程に2年以上在学すること（ただし、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りる。)、②研究科所定の単位を修得すること、③かつ、必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査および最終試験に合格すること(大学院学則24条･26条)である。

博士の学位の授与要件は、①博士課程に５年以上在学すること（ただし、優れた研究業績をあげた者に限

り、大学院に３年以上在学すれば足りる。この場合、修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2 年の在学期間を含む。)、②研究科所定の単位を修得すること、③必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査および最終試験に合格することである(大学院学則 25 条・28 条)。

学位授与の実績は大学基礎データ表７のとおりである。

【点検・評価】

学位授与の要件は上記のとおり明確な基準が設定されており適正である。問題は、課程博士号取得者がいまだ少ないことである。2001 年に初めて 2 名に課程博士号が授与された。しかし、これは法律学・政治学分野では伝統的に課程博士を授与してこなかったからに過ぎない。課程博士を授与するという慣習が分野全体に定着したのはごく最近のことである。

イ　学位審査

【現状の説明】

修士の学位は、博士課程前期課程を修了した者に対し、法学研究科委員会及び研究科長会議の議を経て、大学が授与する（大学院学則第 26 条、関西大学学位規程 3 条)。博士課程前期課程の修了のためには、修士論文の審査および最終試験に合格することが必要である。修士論文は、博士課程前期課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目のうち、20 単位以上を修得した者が、あらかじめ論文計画を提出し、かつ、外国語の学力に関する認定に合格した後でのみ提出することができる。ただし、研究科委員会が認めたときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる（同第 9 条)。外国語の学力認定を免除された場合に提出される修士論文を、慣例上、リサーチペーパーと呼んでいる。2005 年 3 月期については、31 本の修士論文のうちリサーチペーパーは 18 本である。

スケジュールは、3 月期修了の場合は、下記のとおりである。

1 年次終了	単位認定
2 年次	
10 月	論文計画提出
11 月上旬	審査委員の決定
1 月中旬	論文提出（学位規程 10 条 2 項）
2 月上旬	授業科目の成績評価書提出
2 月下旬	修士論文審査

審査委員は、指導教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担任の教授 2 名以上を加えるものとする。修士論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すに足るものをもって合格とし（学位規程 14 条)、審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告する（同 11 条)。修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、修士論文審査委員が修士論文を中心として口頭試問の方法によって行う（同 12 条)。筆頭諮問を併せ行うこともできるが実例を見ない。

博士の学位には、課程修了による学位（学位規程 19 条以下）と論文提出による学位（同 30 条以下）とがある。

課程修了による学位は、①本大学院の博士課程を修了を要件とし（大学院学則第 28 条、学位規程 5 条)、②博士課程の修了は、学位規程所定の要件を満たし、所定の手続を経て提出された博士論文の審査に合格することを要件とする（学位規程 19 条、21 条 1 項・2 項、3 項、22 条、24 条)。

論文提出による学位は、学位規程所定の要件を満たし、所定の手続を経て学長に提出された学位請求論文が、学力確認等所定の手続を経て審査に合格したときに授与される（学位規程 30 条 1 項～6 項、31 条、32 条)。

論文審査に付随して、いわゆる公聴会を行うこともできないわけではないが、法学研究科では行われていない。

ウ　標準修業年限未満での修了

大学院学則 24 条 1 項ただし書きおよび 25 条 1 項ただし書きにより、優れた業績を上げた者について短縮が認められているが、実績はない。

【点検・評価】

学位審査の手続は、厳格性及び公平性を充分確保できるように構成されており、適正であると認められる。また、運用も規程の趣旨に沿って行われている。

3　学生の受け入れ

法学研究科は、近年の大学院に関わる社会情勢・社会的要請の変化に対応するため、2005 年、博士課程の前期・後期課程とも、従来の 2 専攻を 1 専攻に統合し、前期課程に新たに 3 コースを設けた（詳しくは、「第 1 章　理念・目的・教育目標」及び「第 2 章　修士課程・博士課程の教育内容・方法等」の項参照）。このような改革に対応して入学試験制度もそれぞれのコースの目標につき希望と適性を有する学生を受け入れられるよう変更した。博士課程後期課程は、従来通り一元的に研究者養成コースと位置づけられており、入学試験においても専攻の統合以外の変更はない。

【現状の説明】

（1）学生募集方法、入学者選抜方法

ア　博士課程前期課程

博士課程前期課程では、法学部卒業程度の専門基礎学力を有し、合わせて研究意欲を有する者を入学させることを学生受け入れの基本方針とし、博士後期課程は、将来の研究者としての潜在能力を有する者を入学させることを基本方針とする。

また、上記各コース、課程の理念・目的・教育目標実現のために現状で入手可能な教員組織、施設・設備等を勘案した上で、収容定員を定めている。この収容定員を前提に、下記の各方式による入学試験を実施している。また、社会人や留学生、科目等履修生を円滑に受け入れて社会に広く門戸を開くためも、適切な時期を選んで入学試験を実施している。

前期課程の学生募集方法は、①学内進学試験、②一般入学試験、③外国人留学生入学試験、④社会人入学試験の四種類、後期課程の選抜方法は、①一般入学試験及び②外国人留学生入学試験の二種類である。

入学定員は、従来、公法学専攻が 30 名、私法学専攻が 30 名で、合計 60 名であったが、2005 年度からの専攻の統合に伴って、法学・政治学専攻の一専攻で 60 名となった。コース別の定員はない。収容定員は 120 名である。

（ア）学内進学試験

この方式は、本学法学部の卒業予定者を受験対象者としており、それらの中で一定の成績基準を満たしているものに受験資格を与え、口頭試問によって選抜するものである。実施時期は 5 月である。

法政研究コースにおいては、研究者養成コースとしての性格に鑑みて、学部成績基準に関して、他の２コースの要件に専門演習Ⅰ履修済みであるという要件及び外国語諸科目の成績基準を追加している。

2005 年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約 34%、入学者の約 46%が学内進学方式によるものである。

（イ）一般入学試験

この試験は、4 年制大学を卒業したか卒業見込みの者あるいはこれと同等の学力を有すると認められる者（外国において通常の課程による 16 年の学校教育を終了したか終了見込みの者､文部科学大臣の指定した者等）であれば、卒業学校を問わず受験することができる。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。実施時期は 9 月と 3 月とである。

法政研究コースの筆記試験科目は、外国語 1 科目ならびに専修科目 1 科目および選択科目 1 科目である。専修科目については、受験者は志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。選択科目は専修科目毎に限定された選択肢から選択しなければならない。外国語科目の試験は、学外の各国語検定試験において一定の資格を取得していれば免除される。

企業法務・公共政策の二コースの筆記試験科目は、選択科目 2 科目である。それぞれのコースの性格に応じて用意された選択科目群から 2 科目選択しなければならない。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人であって、①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者③本大学院において上記①および②と同等以上の学力を有すると認めた者が受験資格を有する試験である。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。受験資格以外の点では、形式・要件としては一般入学試験と共通である。実施時期は 10 月である。

（エ）社会人入学試験

この試験は、社会人のニーズを勘案して、企業法務及び公共政策の２コース志望者のみを対象として実施されている。試験は、主として志望理由を中心とする口頭試問による。実施時期は 11 月であったが、2005 年度入試より 11 月、3 月（2006 年度入試では 10 月、3 月）の年二回に実施回数を増やした。

（オ）入学試験状況

2005 年度の前期課程入学試験全体の状況は、志願者総数 81 名、受験者 72 名、合格者 49 名、入学者 35 名であった。学内進学試験では、志願者 27 名、受験者 26 名、合格者 25 名、入学者 16 名、一般入学試験では、志願者 38 名（内 3 月試験 17 名)、受験者 31 名（内 3 月試験 15 名)、合格者 13 名（内 3 月試験 7 名)、入学者 9 名（内 3 月試験 7 名)、外国人留学生入学試験では志願者 5 名、受験者 4 名、合格者 3 名、入学者 2 名、社会人入学試験では、志願者 11 名（内 3 月試験 7 名)、受験者 10 名（内 3 月試験 6 名)、合格者 7 名（内 3 月試験 5 名)、入学者 7 名（内 3 月試験 5 名）であった。

イ　博士課程後期課程

法学研究科博士課程後期課程（一専攻のみ：法学・政治学専攻）では、入学定員を 10 名、収容定員を 30 名と定め、一般入学試験及び外国人留学生入学試験を実施している。研究者養成課程という位置づけに鑑みて社会人入学試験は実施していない。

（ア）一般入学試験

修士または外国の修士相当の学位を有する者、およびそれらの学位取得見込み者を対象とする。法科大学院制度の発足にあわせて、2006 年度入試より、法務博士（専門職）の学位を有すること（又は取得見込みであること）を受験資格に加えた。

選考は、出身大学院（博士前期課程、法務研究科）の成績、修士論文の審査結果に加えて外国語科目 1 科目の筆記試験及び口頭試問の結果の総合評価によって行うことを原則とするが、法務博士取得者（取得見込み者）については、法律専門科目（入学後専修科目とする科目）1 科目の筆記試験及び研究計画書をもって修士論文審査に代える。

（イ）外国人留学生入学試験

外国人を対象とする試験で、受験資格は、①外国において修士の学位に相当する学位を得たか、得る見込みであること、または、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得たか、得る見込みであること、である。選考は、一般入学試験とは異なり、最終出身学校の成績、外国語１科目、専修科目１科目の筆記試験及び口頭試問の結果の総合評価によって行う。実施時期は 10 月である。

（ウ）入学試験状況

2005 年度の後期課程入学試験の状況は、志願者 10 名、受験者 9 名、合格者 7 名、入学者 7 名であった。

(2) 門戸開放

既述のように､本研究科においては前期課程入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用されている。2005 年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約 26%、入学者の約 13%が一般入学試験方式によるものである。また、2005 年度入試前期課程志願者 81 名のうち本学出身者は 43 名、入学者 35 名のうち本学出身者は 21 名、後期課程においてすら、志願者 10 名のうち本学出身者は 8 名、入学者 7 名のうち本学出身者は 6 名と他大学修了者も多く受けいれており、社会に門戸を開く入試制度が実施されていると言える。

(3) 科目等履修生等

本研究科においても、上記の大学院生の他に、種々の目的をもって勉学を希望する学生のニーズに応えるために、聴講生、研修生、他大学との交流研究生、科目等履修生の制度が用意されている（大学院学則第 67 条以下)。その学生数は、2005 年 5 月現在において、聴講生 1 名、研修生 1 名、四大学単位互換履修生（他大学からの受け入れ学生）1 名、科目等履修生 2 名である。

(4) 定員管理

本研究科の収容定員は博士課程前期課程 120 名､後期課程 30 名である｡大学基礎データ表 18 のとおり 2005 年 5 月現在前期課程の在籍者は 71 名、後期課程では 26 名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では 0.59、後期課程では 0.87 である。

【点検・評価】

本研究科では、法科大学院制度の発足とも連動して 2005 年度より、コース制、カリキュラム等につき大規模な改革を実施した。入試制度もこれに対応する形で変更した。特に、博士課程前期課程における各コースの特性に応じた入試科目や社会人入試の設定変更が行われたこと自体は適切であったと評価できる。また、飛び級試験を廃止したが、このことも、飛び級で入学した学生は学部に 3 年間しか在学しないことになり学部卒業の資格を満たさないという問題点に加えて、近年受験者がいなかったことに鑑みれば、適切な措置であった。

コース制及びカリキュラム本体の変更に呼応して行われた入学試験体制の変更が、そうした教育内容の改革に適切に対応したものか、新体制の試験科目、合否判定等がその改革の理念にてらして望まれる人材を受け入れるに適したものとなったかについては､2005 年度に新制度による最初の入学者を迎え入れたばかりであるから、現時点ではデータがなく、評価を下すことはできない。完成年度以降の自己点検・評価作業においては一つの重点項目とされることになる。

入学試験における門戸開放の程度は、今時の改革においても本質的な変更を被っていない。試験方式の多様性と試験時期が対象者の事情を勘案して設定されていることに鑑みて､制度としては現状で十分であろう。

科目等履修生の受け入れ人員にも、本研究科の規模からすれば、特に問題があるとはいえない。

定員管理については、前期課程における収容定員充足率の低さが若干問題である。在籍者数が少ないということは、大学院生に対する教育効果の面では各院生個人にとってはプラスであり、奨学金等の経済的バックアップの面でも不利益にはならない。その反面、大学院生同士で切磋琢磨するなどの研究上の刺激という観点からは、ネガティヴに評価せざるをえない。しかし、この点についても法科大学院の発足に伴う学部からの進学動向の変化が及ぼしている影響の程度を見極めることが必要であって、未だ過渡期にあると言える現時点では確定的な評価を下すことはできない。

後期課程の定員充足率に関しては、2006 年度入試から後期課程の受験資格として「法務博士を取得したこと」を追加しており、実際に法科大学院からの進学者がどの程度見込めるか、というファクターについてなお慎重な見極めが必要である。

4　教員組織

法学研究科は、「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的とし、この目的を達成するに適切な教員組織を備えている。授業・研究指導担当者の資格については大学院設置基準に依拠し、担当者の決定についても法学研究科委員会における所定の手続きを経て適切に行われている。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　概況

法学研究科において授業および研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第33条により、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）9条2号に規定する資格に該当する本学の教授である。ただ、法学研究科は、法学部を基礎とする研究科であるので、実際上は、法学部の教授をもってあてられている。

2003年度からは、教育内容のいっそうの充実と有能な若手教員の積極的登用を目的として、助教授も設置基準の要件を充足する限り授業等を担当できるようにする措置がとられた(学則33条後段による)。2004年度には本学大学院に法務研究科（法科大学院）が設立され、これに伴い法学部専任教員の定数が削減された。しかし、この法務研究科の設立に先行して開始された助教授による授業担当制度の効果もあって、少なくとも教育機能という観点においては法学研究科の被った影響は最小限のものにとどまった。

2005年度の本研究科を担当する関西大学法学部専任教員は、下記のとおりである。

教授　　27名　　助教授　4名　　合計　　31名

年齢は、次のように分布している。(2005年4月1日現在)

39歳以下	5名（16.1%）
40歳から44歳	1名（3.2%）
45歳から49歳	4名（12.9%）
50歳から54歳	4名（12.9%）
55歳から59歳	10名（32.3%）
60歳から64歳	3名（9.7%）
65歳から70歳	4名（12.9%）

なお、法学研究科のための恒常的な研究支援職員は特に置かれていないが、法学研究科の研究者が全員所属する法学部において、法学部資料室職員がその任にあたっており、法学研究科に特化した研究支援職員の需要は事実上存在しない。

イ　理念・目的との関係

法学研究科は、学部を基礎とする研究科であり、学部で法律学あるいは政治学を学んだ者にさらに高度な学術研究の機会を提供することによりその社会的使命を果たしてきた。そのため、学部に所属し専門科目を担当する教員は、その専攻領域に関わらず大学院を担当する資格を有することを原則とする。また、実例は少ないが、授業科目の特性を考慮して、大学に所属していない者に非常勤講師ないし客員教授を依頼することもある。

ウ　学生数との関係

大学基礎データ表18のとおり、学生収容定員は博士課程前期課程が120名、博士課程後期課程が30名で合計150名、在籍者数は博士課程前期課程が71名、博士課程後期課程が26名で合計97名である。2005年度の教員1名あたりの学生数は3.1名である。現実の授業も、平均すれば1クラスあたり5名程度である。受講生1名のクラスもいくつかある。

【点検・評価】

ア　概況

本学法学部では、大学院博士課程卒業者に予定されている職位が専任講師であり、その職務期間は3年間、次が助教授で7年である。最も順調に進んだ場合でも、教授になるのは37歳であることとの関係で、年齢構成は高くなっているが、それだけ経験に富んだ教員が大学院担当教員となっているのであるから、年齢構成は妥当と思われる。なお、本学の教育職員の定年は65歳であるが（職員任免規則17条1項1号）、授業上必要ある者については、定年を5ヵ年までは延長することができる（同条2項）とされているので、これも平均年齢を高くしている要因の一つであるが、法律学が長期にわたる研究の蓄積および人間と社会に対する深い理解の上に豊かに実るものであることを考慮すると、この点も問題ないと思われる。また、2003年度からは助教授も大学院の授業を担当できることとしたため、年齢層の偏りは改善されつつある。

イ　理念・目的との関係

法学研究科は、「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的とし、この目的を達成するのにふさわしい陣容を備えている。社会が急激に変化している現在、法学研究科の理念・目的をよりいっそう具体化し、あるいは新しいものにする必要がある。理念・目的が新しくなれば、それにあわせてカリキュラムを構成する必要があり、教員組織もそれにあわせて変更することになろう。実際、法学研究科の専攻制の改組、カリキュラムの改革、科目の統廃合と新設、および新しい科目担任者の配置が2005年度から実行に移された。

ウ　学生数との関係

法学研究科における教育は、前述のように少人数教育に徹している。

エ　教員1人あたりの授業負担

学校法人関西大学職員就業規則によれば、教授の最低授業担任責任時間数は8時間であり、大学院の教員を兼ねる教員は、4時間以上を学部で担任しなければならない（9条1項）。したがって、最低授業負担は、

学部で4時間、大学院で4時間となる（ただし、大学院における授業担任時間は、1時間を1時間30分として取り扱うものとされている（9条2項)。これは責任時間数の充足と給与計算上のみなし規程であり、本点検・評価では考慮していない)。しかし、現実には、学部で平均10時間の授業を負担した上で、大学院で、平均6時間の授業を担当している。上記の助教授による授業担当の導入により負担が若干ではあるが分散される傾向にある。また2005年度に実施されたカリキュラム改革、科目の統廃合と新設等により、全体として教員の授業負担が見直される方向性は定まった。

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

法学研究科は学部を基礎とする大学院であり、大学院独自の教員の募集・任免・昇格は行われていない。

学部教員のうちで大学院を担当する教員の資格については、大学院設置基準第9条2号に依拠している。すなわち、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、きわめて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者が大学院教員を兼ねることができる。

イ　博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ　研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、博士の学位を有するのは、2005年5月1日現在で7名（22.6%）である。

業績数などの要件は特に定められていないが、学部において教授に昇進することが認められた者は、大学院での授業担当能力を有するものとされている。2003年度からは助教授も所定の手続を経て、大学院の授業を担当する措置がとられた。新規に授業担当者となった者は、最初に前期課程1年に配当される授業科目の担当者となり、それ以降、年次を追って、上位年次配当の授業科目の担当者となりうる。後期課程の授業担当者となるのは、3年目からである。

大学院兼務教員となるための審査は、研究業績目録と履歴書の1週間にわたる閲覧とそれに続く法学研究科委員会での承認という手続を践んで行われる。この手続は、助教授が大学院の授業を担当する場合も同じである。

【点検・評価】

博士の学位を有する者の割合が多いとはいえないが、これは法学・政治学の分野における博士号が伝統的にきわめて重みのあるものであり、最近までその伝統が残っていたことに由来する。博士の学位を有しない者も、その取得に必要な研究業績と同等以上の研究業績の積み重ねがあることは、いうまでもない。明確な手続にしたがって法学研究科委員会における審査が行われ、授業担当が決定されるという現在の運用は適切なものである。

(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

多くの教員が、学内の研究所である東西学術研究所、法学研究所および経済・政治研究所においても研究活動を行っており、外部の教育研究機関との人的交流も学部および各研究所を通じて行われているが、他組織・機関との間に研究科独自の制度的交流関係はない。しかし、上記のように法学研究科の教員は同時に法学部教員でもあるので、それぞれの研究活動は大学院における教員の授業、研究指導に適切に反映されている。

５　研究活動と研究環境

法学研究科に属する専任教員は、全員法学部の教員が兼ねている。また、研究科独自の研究活動や研究環境はないので、この項目に関しては、「第Ⅰ編第６章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編法学部第５章　研究活動と研究環境」の記述に委ねる。

６　施設・設備等

本研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等の整備状況については、現在のところ大きな問題はなく、緊急性を有する具体的な目標は設定されていない。大学院学生用実習室等の整備、本研究科の専門と関係させた先端的な設備・装置等の整備についても同様である。しかし、本研究科が実務者養成のニーズを念頭に置いて 2005 年度に新設した企業法務コース･公共政策コースを今後よりいっそう充実させるためには、施設・設備の拡充についても一定の具体案が必要となろう。

【現状の説明】

本研究科の用いる施設・設備等は、全体として、他の各研究科(文学・経済学・商学・社会学・工学・外国語教育学)との共用となっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、学部の施設、各教員の研究室等をも使用しており、現在の法学研究科大学院学生の在籍数との対比において十分なものとなっている。その他、マルチメディア・パソコン教室、多目的室なども適宜利用することが可能である。

特に大学院生研究室については、中規模の共同研究室（40 名前後収容可能）が 1 室、小規模の共同研究室（9 名程度収容可能）が 1 室及びフリーアドレス式の研究スペース（60 席）があり、法学研究科大学院学生をほぼ収容している（2005 年 5 月 1 日現在、大学院生数は 97 名であり、その内訳は、前期課程 71 名、後期課程 26 名である)。

現在のところ、法学研究科専用の特殊な施設・設備等は設置されていないが、学部に設置されている法廷教室を利用することが可能である。また、本研究科には実験系の専攻は設置されておらず、法学研究科専用の大学院学生用実習室等は設置されていない(尚文館には実習室がある)。加えて、 法学研究科専用の先端的な設備・装置等は特に設置されていないが、各研究科共用となっているマルチメディア教室等の先端情報関連教室を使用することが可能である。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

上記のように、講義室・演習室の数については、現在のところ、とりたてて問題とする点はない。他方、院生研究室については、法学研究科大学院学生の研究室として、中規模の院生研究室 1 室が設置されているとはいえ、大学院学生が強く希望する小規模の研究室は 1 室のみにとどまり、引き続き不十分なままとなっている。

その他の点では、さしあたり、学生・教員等から利用上の問題点が指摘されることもない。ただし、現在の在籍学生数、講義数等を前提としても余裕があるとはいえないので、さらなるカリキュラム改革や定員充足率の向上を目指した諸施策がとられる場合には、一定の改善を要することになろう。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

法学研究科大学院学生の研究の便宜をはかるため、各専門領域ごとに小部屋の院生研究室を増設することが望ましい。さしあたり、博士課程後期の院生研究室を早急に増設することが望まれる。こうした観点から

法学研究科執行部が当該問題の解決のために検討・要請を行っているが、現在のところ建物のキャパシティーという限界もあって、実現に至っておらず、引き続き検討・要請を行っている。

7　管理運営

【現状の説明】

(1) 法学研究科の教学上の管理運営組織の内容

法学研究科には、次の 4 つの管理運営組織がある。

①法学研究科委員会

本研究科の最高意思決定機関は、関西大学大学院学則（以下「大学院学則」という）34 条 4 項により設置された本委員会である。本委員会のメンバーは、大学院学則 38 条により、「演習又は講義担当の専任教育職員をもって組織」され、2005 年 5 月現在で 31 名である。ここで、専任教育職員とは、法学部に所属する専任教育職員を意味し、法学研究科の演習又は講義を担当する限り、助教授も含まれる。

②研究科長および科長代理

法学研究科の執行部として、研究科長と科長代理が置かれている。研究科長は、研究科委員会において決定すべき事項について議案を作成し、研究科委員会を招集し、その議長となり（大学院学則 39 条 3 項)、研究科委員会の意思決定が円滑に行われるようにしている。科長代理は、科長とともに研究科執行部を構成し、科長を補佐し、研究科長に事故あるときは、研究科長代理がその任務を代行する（同条 5 項)。

③法学研究科基本問題検討委員会

法学研究科長のもとに「法学研究科基本問題委員会」がある（法学研究科委員会の決定により設置されている委員会である)。本委員会のメンバーは、研究科長（民事訴訟法)、同代理（労働法）のほか、各分野間の意見調整をもはかるため、基礎法、憲法、民法、商法、政治心理学の専攻者各 1 名、合計 7 名から構成されており、法学研究科の重要問題について、必要に応じて、研究科委員会の審議にかける原案の検討を行っている。

④法学研究科自己点検・評価委員会

このほかに、2003 年度から自己点検・評価活動をしている「法学研究科自己点検・評価委員会」があり、「大学院法学研究科自己点検・評価委員会規程」により規律されている。現在のメンバーは、刑法、基礎法、外交史、政治過程論および研究科長代理（労働法)、の専攻者各 1 名、合計 5 名から構成されている（必要に応じて、研究科長がオブザーバーとして参加する)。

(2) 法学研究科委員会と法学部教授会との間の相互関係

法学研究科委員会と法学部教授会は、これまで双方とも独立性を相互に尊重してきた。上記両機関の相互の協議機関は存在しないが、双方のメンバーが重なっていることから一定の実質的な連携を維持している。

(3)　法学研究科委員会の長の選任手続の適切性

研究科長は、研究科委員会において、選挙によって選出され（大学院学則 39 条 1 項)、選挙に関する規定は別途定めることになっているが (同条 2 項)、これは法学部長の選挙に関する規定を準用するとの合意によりまかなわれており、選挙権の平等・秘密投票の原則がまもられている。科長代理は、研究科長が研究科委

員会の構成員のうちから研究科委員会に推薦し、承認を得て選任している（同条4項）。法学研究科長の任期は2年である。再任も妨げられないが、過去20年間においてその実例はない。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

上記の4つの管理運営機関は、全般的に見て、関連規定及びその設立趣旨にそった活動を行っている。但し、「法学研究科委員会」では、各メンバーが要職についており多忙であることから、必ずしも、常時、高い出席率を確保しているとはいえない、という問題点が指摘されている。

上記のように、法学研究科委員会と法学部教授会の協議のための組織は存在しないが、事実上一定の実質的な連携を維持してきており、ルーティン業務を遂行していく上ではとくに問題はなく、双方の関係は従来、概ね適切なものであったといえる。しかし、今後は、とくに学部改革・大学院改革等を含め大学全体の改革が迫られている状況のなかにあって、両機関のより緊密な連携が求められることとなろう。

〈将来の改善・改革に向けての方策〉

大学全体の改革として、2006年10月からは、学部長と研究科長とを一人の者が兼任することになっており、これにともない、学部教授会と研究科委員会も接続して開催されることになると思われる。この改革によって学部と研究科の連携が必要なレベルにまで緊密化されることが期待される。また、研究科委員会への出席率の問題もかなり改善されるものと予想される。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

法学研究科においては2004年4月より法学研究科自己点検・評価委員会規程に基づいて自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、本研究科の教育研究水準の向上を図ることを目的に設置され、法学研究科長代理、法学研究科の専任教員から選出された委員4名と法学研究科担当事務職員1名の計6名の委員によって構成されることになっている。ただし、2005年5月現在では、カリキュラム等の大幅改革初年度ということもあって研究科長もオブザーバーとして委員に加わっている。

職掌事項は、(1)自己点検・評価項目の設定及び変更、(2)資料の収集及び整理並びに分析、(3)自己点検・評価、(4)報告書（第三者評価のためのものを含む。）の作成、(5)その他自己点検・評価及び第三者評価に必要な事項、(6)将来ビジョンの検討である。

【点検・評価】

従来は、大学院自己点検・評価委員会として全研究科を一体として点検・評価する体制が採られていたが、2004年4月より各研究科毎の自己点検・評価委員会に細分した新たな制度が発足した。このことによって、制度上は法学研究科独自の事情を勘案したよりきめの細かい点検・評価が可能となる体制が整ったとは言える。

しかしながら、2年任期の第一期委員会であることもあって、本報告書作成の作業分担以外には、独自の活動実績はまだない。この点は、ある意味では、活動に積極性を欠くものとも評価できるが、委員の一人は法学部の自己点検・評価委員も兼任しており、また制度上研究科長代理が参加し、事実上研究科長も委員として加わらざるを得ない現状に鑑みれば、マンパワーという観点からもこれ以上の活動は望めない。

他方、研究科毎の委員会となった利点としては、上述のきめの細かさ以外に、委員相互が学部内で直接顔

を合わせる機会多いことから相互連絡が緊密、容易、迅速、確実になり、いわば機動力を獲得したという点を挙げることができる。今後は、これを生かして、従来の法学部及び大学院全体の自己点検・評価活動のノウハウに加えて、独自の活動を開発する必要がある。

　いずれの問題点についてもとりあえず自己点検・評価委員会内部での検討は予定しているが、いまだ、具体的な活動を行うには至っていない。

文　学　部

第Ⅱ部　文学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 315

(1) 理念・目的等　〈315〉

(2) 理念・目的等の検証　〈321〉

(3) 健全性、モラル等　〈322〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 323

(1) 教育課程等　〈324〉

(2) 教育方法等　〈345〉

(3) 国内外における教育研究交流　〈350〉

3　学生の受け入れ …… 351

(1) 入学者受け入れ方針等　〈352〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等　〈353〉

(3) 入学者選抜の仕組み等　〈357〉

(4) 科目等履修生・聴講生等　〈358〉

(5) 定員管理　〈358〉

(6) 編・転入学、退学者　〈360〉

4　教員組織 …… 361

(1) 教員組織　〈361〉

(2) 教育研究支援職員　〈363〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈363〉

5　研究活動と研究環境 …… 365

(1) 研究活動　〈365〉

(2) 研究環境　〈367〉

6　施設・設備等 …… 369

(1) 学舎と研究棟　〈369〉

(2) 情報処理機器等の整備　〈370〉

7　管理運営 …… 371

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈371〉

(2) 学部長の権限と選任手続き　〈373〉

8　自己点検・評価 …… 374

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

本学の教育理念である「学の実化」は「学理と実際との調和」を意味し、「開かれた大学」「国際化」「情報化」の３点から成り立っている。1922（大正 11）年 5 月から 1927（昭和 2）年 11 月まで 33 回にわたって開催された「学の実化」講座では国内外の第一線の著名人の講演を通して理念の定着が図られたが、この理念は、理論・知識を現実と結びつけ社会に開かれた学部となること、国際化への対応と理解の促進、外国語学習の重視などにつながり、これまでさまざまに形を変えながらも現在に引き継がれてきた。

文学部はこのような本学全体の方針をふまえつつ、人間存在の基本的問題を幅広く研究することを理念としている。すなわち、人類の歩んできた道をたどり、私たちの今あるべき姿を考え、未来の理想的な人間像・世界像を探求すること、いいかえれば、広い教養と専門的知識およびバランスのとれた視野のもとで行われる過去の文化事象の整理・検討・批判によって、現実の諸問題に対処し、また将来の展望を切り開いていくという「豊かな知の探求」を目的としているのである。

今日、地球規模の文化の交流を抜きにしては生存そのものも危ぶまれる時代に、人間が蓄積してきた豊饒な学問と知見をふまえつつ自己形成と社会への貢献を図り、異文化を理解し、言語や身体を通して情報を広く収集し、既成の価値の枠組みを越える自由な発想を推進することが必要である。

現在、そうした「豊かな知の探究」という目的は、とりわけ 1 学科多専修制度への移行とテーマ・プロジェクトの運営・育成に表れている。そこでは「多彩なディシプリンと活発なプロジェクトによる新たな人文学の拠点」をめざし、幅広い知識と柔軟な判断力をもつ「総合的な人文学的知性の育成」を追求している。これらについては、以下に述べる各専修その他のプログラムの中で具体的に示すことにする。

「豊かな知の探究」のもう一つの具体的な表れは、地域・社会との連携、高校をはじめとする学校との連携の中で教育を進めていく諸施策の展開であり、学校インターンシップ、学外諸団体・機関との連携講座、プレ・ステューデント・プログラムの実施などがある。これは学外での学びを重視するプログラムであり、社会に開かれた大学という本学の理念に沿うものである。

教育目標は、このような「幅広い知識と柔軟な判断力をもつ人文学的知性を育成する」ことに置いている。そして、それを具体的なかたちで集約するものの一つとして卒業論文がある。本学部では、デイタイムコースの学生全員に卒業論文の作成を義務づけており、学習・調査した資料や情報にもとづいてみずからの知見をまとめる専門的研究となるよう指導している。

【現状の説明】

ア　歴史

文学部の前身は 1924 年に福島学舎で開設された専門部文学科である。その後、旧制大学法文学部の時代を経て、1948 年 4 月、新制大学への転換とともに文学部が法文学部から分離して開設された。当時は英文学科、国文学科、哲学科の 3 学科構成であったが、1949 年に独逸文学科、仏蘭西文学科、史学科、新聞学科の 4 学科を増設し、51 年には東洋文学科を新設して 8 学科を擁することになった。本学部の体制がほぼ確立したのはこの時である。

その後、1967 年、新聞学科が新設の社会学部に発展的に吸収されるとともに、本学部内に教育学科（教育学専修・心理学専修）を設置した。また史学科の中に地理学専修を加え、東洋文学科を中国文学科と改称し、78 年には史学科を史学・地理学科と改称した。79 年には哲学科が哲学、倫理学・宗教学、美学・美術史の 3 専修（1999 年から哲学・倫理学、比較宗教学、美学・美術史の 3 専修）に分かれた。さらに、外国語の研究と外国語運用能力の強化をめざして、98 年、文学系 5 学科（英文学、国文学、フランス文学、ドイツ文学、中国文学）の名称を、英語英文学科、国語国文学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、

中国語中国文学科に変更した。

文学部はこのように時代の要請に応じて学科を設置・整備してきたが、2000 年度に至ってインターディパートメントのコースと副専攻を設置した。これは時代の変化や価値の多様化に対応すべく、学科の枠組みを越えた総合的・学際的な学習を可能にするための措置である。インターディパートメントには「ヒューマンサイエンス」と「図書館・人文情報」の 2 コースを、副専攻には「ヨーロッパ文化論」と「日本・アジア文化論」の 2 つを置いた。また 2002 年度には「図書館・人文情報」コースを「人文情報コース」に改編した。

イ　現状

2004 年度、多彩なディシプリン教育をよりスムーズに進めるために重要な改革を実施した。それは次の 4 点にまとめることができる。

(1) それまでの８学科を統合し、「総合人文学科」の１学科とした。

(2) その結果、本学部は英語英文学専修、国語国文学専修、哲学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、史学・地理学専修、中国語中国文学専修、教育学専修、インターディパートメント、身体運動文化専修の、10 の専修を擁することとなった。

(3) これに伴って従来の学科内にあった専修をカリキュラムコースとし、2 つの副専攻（ヨーロッパ文化論と日本・アジア文化論）をインターディパートメント内の「エリアスタディーズ」コースに統合した。

(4) 従来の学科別募集方式をやめ、学部一括入学・2 年次専修分属方式に改めた。これにより、1 年次には各専修の提供する「学びの扉」その他の入門的科目を自由に選択し、2 年次にみずからの興味と関心にもとづいて希望の専修に進むことになる。

2005 年度にはさらに、２年完結型のテーマ・プロジェクトを 6 つ開設した（後述）。これは従来、本学部において十分とりあげてこられなかった新しいテーマによる短期の教育プログラムである。

このように、文学部では、それまでの理念と伝統を生かしつつ、ダイナミックに変化する現代社会の動向に対応し学生個々人の興味・関心・志向を育むことを目的とする新たな研究教育システム・カリキュラムを構成している。こうした方向をさらに発展させるべく、後述するように 2006 年度には新たに５専修、５プロジェクト（継続分のプロジェクトを含む）を立ち上げることになっている。

ウ　専修およびテーマ・プロジェクトの理念等

現在の文学部 10 専修の学びは、大きく次の４つのアプローチに分けることができる。これは多彩なディシプリンの中にも一定の学習の道筋があることを示すものとして、学生や受験生にもパンフレット等で周知している。

a) 言語学的・文学的なアプローチ：　英語英文学専修、国語国文学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、中国語中国文学専修

b) 思想的・心理学的なアプローチ：　哲学専修、教育学専修

c) 歴史学的・地理学的なアプローチ：　史学・地理学専修

d) 総合的・学際的なアプローチ：　インターディパートメント、身体運動文化専修

各専修およびテーマ・プロジェクトの理念、教育目標は次のとおりである。

（ア）専修

・英語英文学専修

英語および英文学の研究を通じて、英語という言葉の特徴や、英語で構築された人間、社会、伝統、文化を理解する。実用的な英語運用能力の向上に力を注ぐとともに、異文化理解・文化論を通じて国際的な視野に立った豊かな知性と感性を磨き、国際社会に即した人材育成をめざしている。英米の文学作品を研究する英米文学研究、音声学・文法論・語用論・意味論などを研究する英語学研究、日本と英・

米文化の比較研究を行う英米文化研究（2006 年度より「英米文化専修」として独立予定）の 3 分野があり、英語運用能力に関しては、少人数クラスのコミュニケーション、アドバンスト・ライティング、LL などの授業を設けるとともに、ネイティヴ・スピーカーの教員による外国語運用能力の向上をめざしている。

・国語国文学専修

我々が思考し、行動する際に用いる「日本語」という言語を見つめるとともに、古代から現代に至る「日本語」で表現された文学作品を読むことによって、芸術・文学の本質を追究し、人間や社会のあり方を探求する。国語学と国文学の 2 つのカリキュラムコースに分かれる。国語学コースにおいては、音韻・語彙・文法など国語（日本語）を多角的に分析し、国文学コースにおいては、古代から近現代に至る文学作品を研究する。言語研究や文学研究をめざすのみならず、広く日本の文化、日本人の感性や日本という国のありかたそのものについても深く考察することを目標に置いている。また、大阪の伝統芸能である文楽の鑑賞会を行うなど、大阪の文化を知るための催しも実施している。

・哲学専修

「人間存在とは何か」の本質を探究し、「人間はどうあるべきか」という課題に応えるべく哲学・倫理学、比較宗教学、美学・美術史の諸分野について学ぶ。3 つのカリキュラムコースがあり、哲学・倫理学コースではギリシャ以来の西洋哲学の伝統を学びながら、世界と人間について根本的に考える力を養成する。英独仏語のみならず、ギリシャ語、ラテン語による原典研究を重視し、現代の倫理問題についても学ぶ。比較宗教学コースでは、宗教人類学、インド哲学、仏教思想、日本思想などを広く視野に入れる。美学・美術史専修（2006 年４月より「芸術学美術史専修」として独立予定）では、西洋および日本・東洋の多種多彩な芸術作品を鑑賞・分析することを通じて美と芸術の本質に迫り、かつその歴史的なありようを論理的・実証的に考察する。

・フランス語フランス文学専修

柔軟な思考と新鮮な発想が求められる現代という時代に対応すべく、今日の西欧文明を築きあげてきた中核的存在とも言えるフランスの精神や発想法などを、言語、文学、文化の軸を通して学ぶ。フランスの今・昔の文化的事象や文学を学ぶカリキュラム、ことばを通じてフランスを学ぶカリキュラム、フランス語の運用能力をつけるカリキュラムを通して、自由で豊かな感性を磨き、世界を創造的に捉える能力を養い、多種多様な分野で活躍する人材を育成することを目的とする。

・ドイツ語ドイツ文学専修

ドイツの言語・文学・文化の理解を通してドイツを総合的に理解し、専門的に分野を決めてより深く研究する。言語の分野では中世ドイツ語から現代の言語理論まで、文学の分野では小説から詩・ドラマ・文芸理論まで、文化の分野では比較文化論から異文化コミュニケーション、ドイツ現代事情まで、多彩な研究を行う。ドイツ語を学習し、ドイツの歴史や社会、言語や文学、芸術を探究することによって、最終的には異文化を理解しそこから学ぶ態度を涵養することをめざしている。

・史学・地理学専修

これまで人類がたどってきた歴史的事実やその背景を学ぶとともに、国際情勢、文化交流、環境問題などを論じ人間のあるべき未来を考える。日本、アジア、ヨーロッパに加え、古代オリエントやイスラム世界、スラヴ世界までを含めた幅広い領域に実証的研究を施すことで、多様な学問的関心や問題意識に応え、世界のグローバル化に対応しうる知性と指針を育てるのが目的である。日本史、東洋史、西洋史、地理学、地理学〈GIS・測量〉の４つのカリキュラムコースをもち、コースの垣根を越えて広く学ぶこともできる。学ぶ形態はさまざまで、教室内での文献中心の授業のみならず、博物館やセミナーハウスなどを使った研究活動や国内外のフィールドワークも実施している。

・中国語中国文学専修

漢字という共通の文字を用いながら日本とは異質な文化をもつ中国文化にトータルにアプローチす

る。すなわち中国語の学習を基礎にすえつつ、文学、思想、言語の３分野を専門的に学習し、さらに中国と日本・アジア、ヨーロッパとの文化交流をも視野に収めることで、漢字文化のもつ長い歴史と広範な影響力を探究していく。中国のさまざまな文化事象を広く理解し、それを中国語でコミュニケートのできる人材の育成が本専修の目的である。なお、中国の文化事象をトータルに探究するという本専修の教育方針をより明確化するため、2006 年度から専修名を「中国語中国学専修」と改める。

・教育学専修

教育という現象を広く人間形成の問題としてとらえ、現代社会における人間のあり方とその形成に関わる諸問題を科学的に探求し、それを通して新しい時代を切り開き得る資質をもった人間の育成をめざす。心理学と教育学の２つのカリキュラムコースから成る。心理学コース（2006 年 4 月より「心理学専修」として独立予定）では、実験・実習を基礎とした手法で発達・認知・教育・臨床心理学等のあらゆる領域を学び、人間のより深い理解をめざす。教育学コースでは教育哲学・教育史、教育方法学、教育社会学、教育政策・行財政学等の理解を深め、教育の営みを多角的総合的に研究・教育することを目的としている。

・インターディパートメント

インターディパートメントとは、相互（インター）に専門分野（ディパートメント）が交差していることを意味し、ヒューマンサイエンスコース、人文情報コース、エリアスタディーズコースの 3 つのカリキュラムコースをもつ。ヒューマンサイエンスコースは社会福祉学、ボランティア論、ソーシャルワーク論等の研究者が指導する実践的なカリキュラムである。人文情報コースは、いわゆる情報について、コンピュータの面だけでなく、「社会にとって有益な情報の記録・管理」といった幅広い観点から学ぶ。エリアスタディーズコースは、外国語・外国文学系専修と史学・地理学専修の共同により、ヨーロッパ文化論と日本・アジア文化論の地域研究領域をもつ学際的なカリキュラムである。このように、従来の学問領域を越えたテーマについて学び、専門性・国際性・社会性を兼ね備えた実践力を習得することを目標に置いている。

・身体運動文化専修

生涯にわたる活力的な生活を「ライフスタイル」（生き方）、「ライフスキル」（生きる力）、「ライフクオリティ」（生きがい）の３つの面から開発・設計することを目標としている。そのため、スポーツと身体の問題を通じて 21 世紀型の人間関係行動学を学ぶ。具体的には「現代的スポーツ文化・伝承的身体運動文化・生活的健康福祉文化」を実践的かつ総合科学的に追究し、21 世紀社会に求められる「人間生活」の創出に貢献できる幅広い学際的総合型の人間育成をめざしている。

（イ）テーマ・プロジェクト

テーマ・プロジェクトは、個別テーマによる短期教育プログラムであり、ダイナミックに変化する現代社会の動向に対応すべく 2005 年度に新たに設けられた。授業は文学部専任教員が主体となって行う。3 年次のプロジェクト演習および講義、4 年次の卒業演習および卒業論文が基幹科目である。

・アメリカ文化研究―アメリカの文化表象におけるエスニシティ、ジェンダー、ファミリー

アメリカ文化を直接の対象としながらも、グローバルな「アメリカン・カルチャー」を射程に入れて、批判的で分野横断的な「文化を視る眼」を養う。文字資料だけではなく映像や画像資料、音声や楽曲資料も分析材料とすることで「文化」を多面的に分析する視点を養い、文化表象分析によって卒業論文が書けることを目的とする。

・フィールドワークとしての芸術学―奈良・京都・大阪

多数の国宝・重要文化財を所蔵する社寺・美術館・博物館を有する研究環境を生かして、フィールドワークを基盤に、美術作品を作品そのもの、製作者や受容者（鑑賞者）の意識、作品を取り巻く政治・社会・文化的時代背景などを総合的にとらえる視点と技法を養う。

・フランス映像文化論

映画の分析的な見方と、フランス映画の歴史的展開を学ぶことを通して、映像文化を批判的に読み解くスキルを身につける。そして、そのことを通して人間と世界に対する理解と感性を深めることを目的とする。

・文化遺産学

先人たちの残した有形無形の文化財を文化遺産と名づけ、今後の豊かな社会の創造のためにそれを多様に活用できるように文化資源としての文化遺産の研究をする。これは自然、環境、開発、景観、観光、地域社会等さまざまな側面を巻き込む研究であり、そうした総合科学で過去と未来の架け橋をつくることを目的とする。

・アジアの民俗宗教学

東アジアの漢民族の宗教の複雑な「層」を理解し、その相互関連・影響関係について学習する。また、儒教を中心とした上層の宗教の儀礼面に着目するとともに、現代の諸習俗との密接な関連を研究する。文献資料以外にも映像資料も活用し、東アジアの民衆の宗教文化についての理解を深めることを目的とする。

・地域実践心理学

心理学に対する社会的ニーズの１つの「心理的支援」のありかたについて、従来のような「専門家が非専門家を援助する」というスタンスではなく、一市民としての横からのまなざし、生活という視点を大切にして望ましい地域社会での実践のありかたを模索する。具体的には、大学生―地域―子どもの３者の関連を探っていくことを目標とする。

このほか本学部では 2006 年度に新たに５専修、５プロジェクト（継続分のプロジェクトを含む）を設けることにした。これは「豊かな知の探究」という本学部の理念をさらに発展させるための改革である。それは次のとおりである。

・2006 年度開設予定の新専修：

英米文化専修　芸術学美術史専修　心理学専修　映像文化専修　文化共生学専修

・2006 年度開講予定のテーマ・プロジェクト：

シルクロード学　東アジア映像文化論　文化遺産学　アジアの民俗宗教学　健康福祉文化と生活設計

なお、学校インターンシップ、連携講座、プレ・ステューデント・プログラムはいずれも社会に開かれた教育理念を実践したものであり、いずれも「第３章学士課程の教育内容・方法等」で詳しく説明する。

エ　理念その他の周知について

文学部の理念や目的・目標に関する情報は、学部ホームページで一般に公開しており、毎年刊行の本学部紹介パンフレットでも説明している。教職員に向けては、これまで 2 年ごとに刊行してきた『文学部自己点検・評価報告書』でも明記している。

2004 年度における１学科多専修制への移行に際しては『文学部新入生のためのガイドブック』（全 12 ページ）を Q&A 方式でわかりやすく作成し、新入生全員に配布した。また、テーマ・プロジェクトに関しては、2004 年 11 月、30 ページからなるガイドブックを刊行し、教職員および選択にかかわる 2 年次生全員に配布した。学校インターンシップについては 2005 年度は 31 ページに及ぶ詳細なガイドブックを作成し、プレ・ステューデント・プログラムについても、高校生にわかりやすく、スクーリングの日程等を含む詳細な冊子を発行している。

受験生に対しては、本学全体の各種案内や刊行物に学部紹介の欄を設け、そのつど新しい情報を載せるようにしている。また、機会があるごとに受験雑誌の別冊として詳細なリーフレットを作成し配布している。

このように関連情報を積極的に開示することによって、教職員と学生、受験生を含む社会一般の人々のい

ずれもが本学部における教育・学習の目的に関して共通の認識を持つことができるようにしている。

【点検・評価】

〈長所〉

2004 年度に実施した１学科多専修と 2 年次専修分属方式、2005 年度から始めたテーマ・プロジェクトは、従来の専門領域の枠組みを越え、活発で柔軟な学びを提供するものとなった。かつて学科制をとっていた時代は、学科間の壁があまりにも高いために、学科を越えた学生や教員の交流が十分でなかった。また、学科制においては、学生定員と必要教員数が大学設置基準で厳格に定められてきたため、学科内で安定した教育研究を行うためには好都合ではあっても、時代の課題に応えて学際的・総合的な新しい人文学の研究動向を組み入れ、社会や学生のニーズに的確かつ機動的に対応するのには不向きであった。

しかし、この 2 年間における改革によって、そのような欠点はかなりの程度解消できたと考える。すなわち、組織改革によって必要な人事を必要な専修に配置することができ、さらに 2 年次専修分属方式の採用によって、専修間に競争原理がはたらくようになった。1 年次に魅力ある授業を提供できる専修に、より多くの学生が集まるからである。また、テーマ・プロジェクトの開設は、時代の変化に応じた授業を提供することを主眼とするもので､学生にとって魅力ある新しい学際的カリキュラムになっていると自負している｡2006 年度に 5 つの新専修を開設し、新テーマ・プロジェクトを開講するのは、こうした改革をより充実させるものである。

もちろん、専門的な学習・研究を行うという大学本来の使命は依然として重要であり、本学部でも十分これに配慮している。そのことは、2 年次の専修分属以後、それぞれの専修において専門的な教育を受けること、最終年度には卒業論文を作成することの 2 点によく象徴されている。3 年次にテーマ・プロジェクトを選択した学生にも卒業論文の作成を義務づけている。卒論の作成は、みずから書物を読み、調査し、情報を整理して、広い視野から論点をまとめあげるという能動的な行為であり、学生の学習・研究意欲をかきたてる目標として本学部の一つの長所となっている。

もう一つの文学部の長所は、学校インターンシップ、連携講座、プレ･ステューデント･プログラムにみられる、開かれた教育の理念と実践である。かつて言われた「象牙の塔」としての大学教育の理念に代表されるような、大学キャンパス内で当該大学のスタッフのみが当該課程の学生を育てる、という発想はすでに陳腐化したものとなり、いまや、社会や文化・産業の中での大学の位置づけ、地域の教育力との連携、高校との連続性等が重要なキーワードとなっている。これらの取り組みはそれらを先取り・反映したものであり、真の大学の教育力とは何か、という問いに十分応えているものと考える。

〈問題点〉

1) 専修数の増大と学部としての統一性の問題

時代に即した、より多様なディシプリンの開設という理念のもとで、2006 年度には５つの新専修を発足させ、文学部総合人文学科は 15 専修を擁するものとなる。2007 年度にも新たな専修の設置を計画しており、テーマ・プロジェクトの新設も予定している。こうした「拡大」の路線を、「文学部」としてどのように統一性をもった理念の下での改革とみなすか、専修の統廃合の視点も入れて長期的視野を持つ必要がある。

また、専修の数が増えたことに伴って学部としての意思決定の方法についても変革が迫られ、その対応も問題点としてあげられる。

2) 教員の意識改革の問題

多専修制への移行に伴う１年次の「共通性」と２年次以降の「専門性」の意識の区分けと統合（教員が「自分はある専門分野の専門家であってそれ以外ではない」という意識を乗り越え、１年次生を育て、２年次以降ではその連続上で専門教育をしていく、という意識)、学校インターンシップや各種連携講座・高校との連携等の重要さについての意識は、教員１人１人に即して見ればまだかなりの温度差がある。これをできるだけ共通認識に育てていく必要がある。文学部内における FD の問題である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

上記の問題点については、すでに次のようなかたちで改革に取り組んでいる。

1）専修数の増大と学部としての統一性の問題

現在は、既存の専修の統廃合という視点は前面に出さず、基本的には増大の路線のみを前提にしているが、やがて必ず似通った専修間の調整、場合によっては統廃合の機会も到来する。そのような時に、いかに学部としての理念を継承しつつ新たな改革を行っていくか、重要な検討が迫られることとなろう。

この問題に関しては、文学部長がすでに 2004 年 10 月に学部内の将来構想検討委員会に「１学科多専修制度への移行に伴う文学部の意思決定システムについて」に関する検討を諮問し、2005 年３月末には答申を受理しており、今後、新たに設置される意思決定システムの下で確実に検討されることとなる。

2）教員の意識改革の問題

多専修制の問題、社会連携、高大連携等も含め、文学部の諸改革に対してその理念・正統性を共有できるよう、学部内での FD の機会をできるだけ多く持つことによって教員の意識を改善しうるものと期待できる。

（2）理念・目的等の検証

【現状の説明】

ア　文学部自己点検・評価委員会における検証

文学部の理念・目的・教育目標の検証に関しては、1991 年の大学設置基準の大綱化とともに、自己点検・評価活動を開始したことがあげられる。すなわち、大学および学部の理念や目的、教育目標が今日の社会的要請に対応しているか、充実した成果を挙げているかを検証する組織として、文学部自己点検・評価委員会を設置し、2 年ごとに『関西大学文学部自己点検・評価報告書』を刊行してきた。

とりわけ、当委員会では、学生の生の声を聞くべく文学部独自にアンケートを実施し、その分析を行ってきた。2002 年度の委員会では第 1 部・第 2 部に在籍する 3 年次生全員 918 名に対しての『文学部学生の学習と生活―2002 年度 3 年次生の調査報告』をまとめ、学科・専修別の満足度、入学の動機、学生と教員の距離、学生生活を保障・支援する制度の認知度などの分析を行い、今後の検証に役だてた。

イ　文学部将来構想委員会における検証

1996 年度に設置された文学部将来構想委員会では、「これからの文学部はどうあるべきか」について、短期および中・長期の諸問題を検討している。基本的には文学部長の諮問機関として位置づけられ、文学部長からの諮問された課題について委員会で検討し、その際に常に文学部の現状が洗い直されている。将来へ向けての検討には常にそれまでの実践の検討が含まれており、当委員会が文学部の理念の検証の機関として重要な役割を果たしている。委員会の任期終了時には活動報告書が作成され、教授会の議を経て公開されている。

ウ　新入生アンケートによる検証

文学部では従来から新入生の入学時にアンケート調査を行ってきたが、とりわけ 1999 年度の入学生からはマークセンスによる組織的なアンケート項目を設け、実施後１ヶ月以内にはその詳細な分析を終え、教授会報告がなされている。学部の組織変更等によって若干の質問項目は変動するが、基本的に、「入学の満足度」「今後の学生生活への希望」「文学部のイメージ」「大学選択の際の重視項目」「大学生活でやりたいこと」「２年次以降の分属希望専修（2004 年度入学生から）」「卒業後の希望する進路」を問うている。

2005 年度入学生については、2000 年度入学生との比較がなされ、2004 年度の大きな組織改革を含む５年間の文学部改革に伴う学生の意識の変化が検証された。

エ　入試関連業務、高校担当制における検証

文学部では、本学の入試センターが主催する各種の入試説明会に執行部を中心とするメンバーが積極的に参加し、極力高校生や高校の教員、父母たちの意見を聞き取り、その後の施策の策定に反映させている。時

には入試センターからの依頼がなくてもそこに参加し、できるだけ多くの層の意見を聴取している。

また、文学部が独自に設けている高校担当制度（教員が各自の居住地の近辺の高校を中心に１つあるいは複数「担当」し、日常的なコンタクトをとる制度）のもとでの学校訪問時に、高校で文学部がどのように映っているかを常に検証し、教育理念や目的の検討に役だてている。

【点検・評価】

〈長所〉

上記の四つの検証の場を通して、文学部では、教員内部でのチェック、学生からのチェック（入学時、３年次）、受験生からのチェック、高校からのチェック、父母からのチェックを組織的に行い、その質的（面談・対話）・量的（アンケート調査）なデータをもとに諸改革の実効性を検証し続けている。

総じて、計画を立て、実行し、理念や目的を検証するというサイクルが、その機関・機会と有機的に連動し、きわめて創造的な動きとして機能しているといえる。

〈問題点〉

本学部の理念・目的等の検証は上記の諸活動を通じてたえず行ってきた。しかし、学生の要望や不満を吸い上げ、それを理念なり教育目標に反映させる仕組みはなお十分とはいえない。

学生の要望や不満には二つの種類がある。一つは「授業」に関するもので、これは大学全体で取り組んでいる「学生による授業評価」の実施でかなりの部分を吸い上げることができる。

しかしながらその「データ」を改善に結びつける実効性の高い機関が存在せず、「データ」は各担当教員や大学の FD 部門に「蓄積」されてもそれを「改善」に結びつける十分な機関や仕組みがあるとは言いがたい。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学部の諸改革にかかわる学生の不安・不満・要望に対して、あるいは日常的な学生生活に際しての不満や要望を直接に吸い上げる機関や機会の整備を行う。

具体的には、事務室に来ての直接の相談の前に１つステップを設け、学部事務室前に「目安箱」を設け、学生に「記名」で自由に意見を書かせ、それを一定期間ごとに事務で整理し、学部執行部に持ち寄って精査し、重要な事柄や提案については学生を呼び出して聴聞を行うなどの方策を考える。

こうした方法によって、学部で示す各々の理念がどのように形となって学生に受け取られているのかを日常的に検証できる。また、同様の制度を Web 上で実施することも有用であろう。

このほか、学部全体の進むべき方向の検証としては、自己点検・評価委員会における機能をより充実させることも必要と思われる。

（3）健全性、モラル等

【現状の説明】

はじめに述べたように、文学部では本学全体の方針をふまえ、人間存在の基本的問題の究明を理念とし、「豊かな知の探究」を目的にかかげている。そして「幅広い知識と柔軟な判断力をもつ人文学的知性を育成する」ことに教育目標に置き、総体として「多彩なディシプリンと活発なプロジェクトによる新たな人文学の拠点」をめざしている。このような理念、目的、教育目標は、国際化と情報化が急速に進み、豊かな知識とフレキシブルな理解力、バランスのとれた判断力が必要とされる現在の社会にあって、きわめて健全なものといえる。

また、本学では、人権問題への取り組みの一環として、1999 年に「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を設置するとともに、教職員をはじめ新入生や在学生に対して、セクシュアル・ハラスメントに関するパンフレットの配布やガイダンスを行い、教員の相談員を配置している。また、2005

年４月、本学の個人情報保護委員会ではパンフレット『個人情報保護のために』を作成するなど、「個人情報保護に関する法律」の周知に取り組んでいる。文学部でもこれらと平行しつつ健全性、モラルの保持につとめている。

文学部には人権問題検討委員会があり、人権問題やセクシュアル・ハラスメントに関する問題が発生した時に協議・検討を行っている。また、文学部は他学部と連携をとりつつ、人権問題について率先して取り組み、1985 年６月に設置された人権問題研究室には現在、多くの文学部教員（20 名中７名）が関わっている。このように、職業倫理に反する行為、アカデミック・ハラスメント、暴力等の問題が時として生じることもあるが、そうした問題を覆い隠すことなく、学部として誠意をもって対処することに教職員の間で理解・対応を進めている。

このほか、第１学舎では 2004 年４月より禁煙措置をとり、学内掲示によって教員・学生に周知した。すなわち、①第１学舎内の教室、ロビー、廊下などを禁煙とし、②第１学舎内およびその周辺における歩行禁煙を禁止し、③第１学舎内に設置されている灰皿をすべて撤去し、喫煙場所を指定することにより分煙をはかった。

また、全学的取り組みにより学生は「インターネット利用に関する誓約書」の提出を求められるが、文学部はこの点についても徹底を図っている。

【点検・評価】

〈長所〉

文学部では設立当初からの理念として、真の人間教育には文科的な教養が不可欠と認識し、崇高な理念の実現は人間の尊厳と平等な権利の保証の内に存在する、と認識してきた。その意味で、学部の理念の実現と人権問題の擁護は不可分の関係にあり、文学部教育の一つの大きな特徴といえよう。学舎内の禁煙・分煙措置、インターネットに関する誓約書の提出も学生・教員のモラル向上に役立っている。

〈問題点〉

上記「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」は、どのような時にセクハラにあたるのか、といったことを詳しく述べ、該当すると疑われる事例があれば気楽に相談に来るよう誘う内容になっているが、学生にはその認知度が低く、十分に機能しているのかどうか疑われるところがある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

セクシュアル・ハラスメント等の人権問題の事例が表面に表れないこと自体は学部としての健全性を示す指標ではあるが、仮にそうした事例に遭いながらどこにも相談のできないような状況であれば、ガイドラインの存在をさらに広く広報していく必要があろう。

現在すでに行われているが、新入生に対しての学部オリエンテーション等で、個々の人権が守られることが全体として文学部として望ましいことであることをさらに啓発し、人権侵害の防護策、仮にそうした事例に遭遇したときの対応策についてより周知徹底を行う予定である。

２　学士課程の教育内容・方法等

大学は、学校教育法第 52 条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とうたわれている。また大学設置基準第 19 条には「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と規定されている。

文学部はこれらをうけ、全学の「学の実化」という基本方針に沿って、豊かな知の探求すなわち「総合的な人文学的知性の育成」を学士課程の理念としてかかげるとともに、1）言語学的・文学的、2）思想的・心理学的、3）歴史学・地理学的、4）総合的・学際的という具体的な専門アプローチをもつ10専修を置き、さらに新たな学問動向に柔軟に対応するためのテーマ・プロジェクトを開設している。そして、いずれの場合も卒業論文の作成を目に見える到達目標として課している。このような理念や目的を実現するために、本学部では体系的な教育課程を編成している。以下、2005年度新入生用のカリキュラムを中心に説明する。ここではデイタイムコース（昼間主）を中心に述べるが、フレックスコース（夜間主）のカリキュラムは基本的に同一であり、大きな違いがある場合にのみそれを明記する。

（1）教育課程等

ア　文学部の教育課程

【現状の説明】

（ア）カリキュラムの概要

文学部では、全専修とも卒業所要単位として124単位が必要である。内訳は次のとおりである。

a　教養科目および保健体育科目　28単位以上

b　外国語科目　16単位以上

c　専門教育科目　60単位以上

d　インターファカルティ教育科目

なお、フレックスコースの場合、専門教育科目は64単位以上が必要である。以下、個別に説明する。

ａ　教養科目および保健体育科目

教養科目は「人間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の３分野に分け、幅広く深い教養を習得し、広い視野に基づく総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために設置されている。また、学生の心身の健康の保持・増進のために保健体育科目が置かれ、所定の単位数を卒業所要単位に含ませている。

ｂ　外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の７つが開設されており、英語を含む２ヵ国語が必修である。このうち１つを第１選択外国語、他を第２選択外国語とし、それぞれ８単位の修得が必要である。

ｃ　専門教育科目

専門教育科目は、専門的な教育を遂行し、各ディシプリンにおいて特化した学習目標を達成するためのものであり、必修科目、選択必修科目、選択科目および自由科目に分けられる。

ｄ　インターファカルティ教育科目

インターファカルティ教育科目は学部横断的な学際的科目として2003年度､全学を対象に開設されたものであり、文学部は次の３コースを採用している。

1）生涯スポーツ・身体運動文化コース

2）キャリア教育

3）テーマスタディ

これらのインターファカルティ教育科目は、各コースおよび科目により、修得単位を教養科目に算入する場合と専門教育科目に算入する場合とがある。詳しくは全学の記述を参照されたい。

（イ）カリキュラムの体系（専門教育科目）

デイタイムコースにおいてもフレックスコースにおいても、教養科目および保健体育科目、および外国語

科目は１・２年次を中心に配置されている。一方、専門教育科目は、学生が専修に分属した２年次以降に主に配置されているが、１年次にも開設されている。ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べる。

〈１年次〉

１年次には「共通専門教育科目」として、以下の４種類の専門教育科目が設けられている。これらはいずれも文学部の各専修が提供する科目であり、２年次における専修分属に先立ち、各専修ではどのようなことが学べるのかを紹介するとともに、２年次以降の専門教育のための基礎的な知識やスキルを教授する導入教育の意味も有している。

1）学びの扉（入門講義）

各専修における学習を紹介するための入門講義である。専修選択のためのガイダンスであるとともに、各専修の学びのエッセンスを講義する。

2）知へのパスポート（入門演習）

専修が開設する入門演習である。各専修の研究テーマやアプローチ方法を深く知るための、少人数のゼミナール科目であり、２年次に進級する専修の専門学習のための基礎教育ともなる。

3）知のナヴィゲーター（フレッシュマンセミナー）

文学部の学生として必要な基礎技能を教授する。文献・資料の読解方法、レポート作成のしかた、みずからの意見を整理・発表し、また他者と議論するなどのスキルを育成する。

4）外国語演習

外国語系専修への進級を希望する学生のほか、上述した全学共通の必修外国語科目を越えてさらに外国語運用能力を向上させたい学生のために開設されている。

なお、２年次に専修に分属する際には、１年次において次の２つの条件を満たしていることが必要である。

・「学びの扉」を１科目２単位以上修得していること

・「知へのパスポートⅠa」、「知へのパスポートⅠb」、「知へのパスポートⅡa」、「知へのパスポートⅡb」、「知のナヴィゲーター」各１単位の中から、１科目１単位以上を修得していること

〈２年次以降〉

学生は２年次において 10 の専修のいずれかに所属する。各専修はそれぞれの理念と目標を達成するために、入門的・基礎的内容をふまえつつ、より高度な専門的内容を学習できるカリキュラムを用意し、４年次の卒業論文作成につなげている。このほか、デイタイムコースの場合、３年次以降にテーマ・プロジェクト（後述）を選択することができ、さらに２年次以降に副専攻（LSA プログラム、後述）を選択する道も開かれている。いずれの場合も卒業論文が４年間の学習の最終的な目標として課されている。これらの進路を整理すれば次のようになる。

1）専修に所属し、その専修の必修科目を履修し、また卒業論文を作成する。

2）専修に所属してその必修科目を履修する一方で、３年次にテーマ・プロジェクトを選択し、その講義と演習を履修する。卒業論文はテーマ・プロジェクトのもとで作成する。（デイタイムコースのみ）

3）専修に所属してその必修科目を履修する一方で、２年次以降に副専攻（LSA プログラム）を選択し、その科目群を履修する。卒業論文は所属の専修において作成する。（デイタイムコースのみ）

このうち、第一の進路が従来からある最もオーソドックスなものである。2005 年度における３年次生の 10%がテーマ･プロジェクトを選択し、同年度の２年次生の 2%が副専攻を選択している。

２年次以降のカリキュラムは、全体として次のような体系性をもっている。まず専門教育科目は、大別して、

1）「概論」・「概説」・「研究」などの講義系科目

2）「講読」・「作品研究」などの講読系科目

3）「演習」・「実験」・「実習」などの演習系科目

の３種類がある。(1)の講義系科目は最新の研究成果にもとづいて、当該テーマ全体を俯瞰して重要な知識と論点について伝授し、(2)の講読系科目は資料や作品を正確に読み解く能力の修得に重点を置き、(3)の演習系科目は個別テーマのもとに学生自身が主体的に調査研究や発表を行うことを主眼に置いている。これらの科目群内では学習レベルが順次高くなるよう科目を配置してあり、また演習系科目は、いずれも少人数クラスによって運営され、教員がきめ細かく指導することによって各自の専門的学芸を磨くことができるよう配慮している。演習科目の延長上には４年次の卒業演習が置かれ、卒業論文の作成へとスムーズに移行できるシステムになっている。以上の科目は学習の必要度に応じて、当該専修における必修科目、選択必修科目、選択科目に分類されている。

一方、テーマ・プロジェクトは、３年次に講義と演習各１科目を置き、４年次に卒業演習を置いている。これは、各テーマ・プロジェクトでは所属する専修とは別に独自のテーマで卒業論文を書くこととしているからである。

このほか、２年次以降に選択できる副専攻プログラムがある。現在、LSA プログラムすなわち法科大学院進学プログラムが開設されている。これは 2004 年度にスタートした本学の法科大学院（法務研究科）への進学希望者のために設けたもので、法学部における関連授業のうち、必修科目 4 単位および選択必修科目 20 単位を履修するものである。

〈共通専門教育科目など〉

以上の各専修、テーマ・プロジェクト配当の専門教育科目以外に、全学年を通じて履修できる専門関連科目として次のものがある。

1）選択科目と自由科目

専門教育科目としては、必修科目のほかに選択科目と自由科目があり、１年次から４年次まで配当されている。いずれも学生がみずからの関心と必要に応じて自由に選択できる科目である。自分の所属する専修以外の専門科目の多くは自由に履修できる選択科目であり、各種の資格関連科目等は自由科目となっている。文学部の場合、選択科目は合計 198 科目が、自由科目は合計 92 科目が開設されている。これらの修得単位は、自由科目内のインターンシップ関連科目など少数を除いて所属専修の専門教育科目に算入される。

選択科目として特色あるものとしては、総合講座「日本学」がある。これは学外の専門家や職業人を中心とする複数の講師がさまざまな関連テーマのもとにリレー方式の講義を展開するもので、年間２テーマが半期完結型で設定されている。2005 年度は「笑いの文化」と「かざりのコスモロジー」がテーマである。

2）情報処理関係科目

本学の教学基本方針の１つに「情報化」の促進がある。文学部は情報関係の授業を重視し、自由科目として情報処理関係科目を各年次に開設している。選択科目としては「情報処理Ⅰ」、「情報処理Ⅱ」、「情報社会と倫理」、「通信ネットワーク論」、「アルゴリズムとプログラミング」があり、自由科目としては「情報サービス概説」、「情報サービス演習」、「情報検索演習」などがある。このように実習科目と講義科目が組み合わせることで、コンピュータによるデータ検索と処理等のスキルが身につくようになっている。このほか、インターディパートメントの「人文情報コース」は情報の処理や管理に特化したカリキュラムコースであり、また専修によっては当該専門分野に関連する情報処理関係科目が開設されている。詳しくは後の当該専修の専門科目の項で述べる。

なお、エクステンション・リードセンターには「情報処理講座」が設けられおり、スキルを補習し向上させるための利用を学生に勧めている。

3）連携講座

大学での学びの正統性を確認させるために、その道の「プロ」に、関連する講義や演習を担当してもらい、より高い動機づけでの内発的学びを目標としたもの。正統性の確認が学びを「ほんもの」にするという理念から設置した、寄付講義を含む社会・産業との連携講座である。2005 年度は「国際情勢を読む」「事件史から見る現代日本」「教職の実際」の３科目を開設している。

4）学部共通履修プログラム

このほか、文学部は全専修で共通の科目を履修できる学部共通履修プログラムを設けている。これは、既存のさまざまな科目をパッケージとし、特定のテーマに関する授業をまとまったかたちで提供するものである。Ⅰ群とⅡ群があり、それぞれ２コース、合計４コースが開かれている。各コース内にはそれぞれ５つのテーマがあり、テーマごとに複数の科目が配置されている。

Ⅰ群：東アジア・日本地域文化コース、ヨーロッパ地域文化コース

Ⅱ群：総合人間論コース、古典コース

このプログラムの修了者には卒業証明書にその旨が明記される。なお、修得単位は必修科目もしくは選択科目に算入される。

以上は主にデイタイムコースについて述べたものであるが、フレックスコースの場合、カリキュラムの体系は基本的にデイタイムコースと同様である。フレックスコースの専門教育科目も、入門的・基礎的内容からより高度な専門的内容へと学習を進めることができるよう開設されており、講義系科目、講読系科目および演習系科目が限られた単位数の中でできるだけ効果的に配置され、少人数クラスによる授業が 1 年次から 4 年次まで設けられている。ただし、専修により卒業論文は必修ではなく選択制である。

また、演習系科目を除いて、授業は基本的にセメスター制をとっている。

以上のカリキュラム体系を整理すれば、図Ⅱ-文-1 のようになる。

図Ⅱ-文-1　カリキュラム概念図（2005 年度）

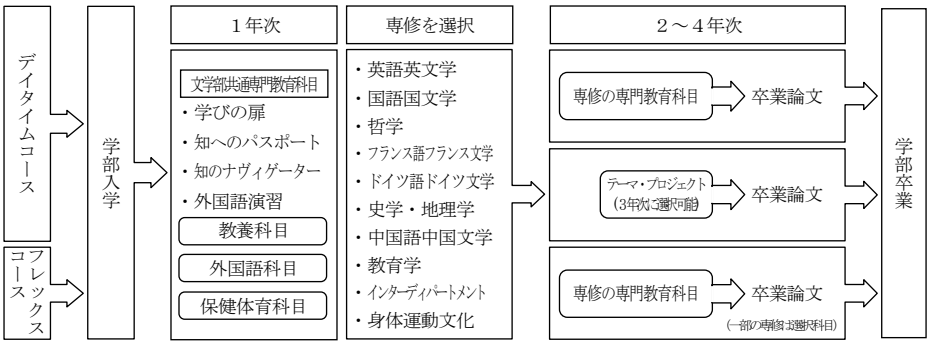

（ウ）基礎教育、倫理性を培う教育

大学教育としての基礎教育には、まず全学的な教養科目および保健体育科目があり（後述）、さらに文学部の専門教育課程における基礎教育がある。前述したように、文学部では１年次に共通専門教育科目として「学びの扉」（入門講義）、「知へのパスポート」（入門演習）、「知のナヴィゲーター」（フレッシュマンセミナー）、「外国語演習」を開設し、専修進級のための基礎知識と学習スキルを培うようつとめている。

倫理性を培う教育としては、教養科目の中に「倫理学」や「部落解放論」が開設されているほか、文学部共通専門教育科目の選択科目として「倫理学概論」、「教育制度と人間」、「情報社会と倫理」、「部落史研究」などを開講し、倫理的な生活態度や弱者配慮の思考を涵養すべく教育を行っている。

（エ）教養科目および保健体育科目

教養科目および保健体育科目は、全学共通教育として全学的な教育方針、教育体制のもとに設置されている。文学部の卒業所要単位としては、教養科目の人間･文化、社会･経済および自然・技術の各分野からそれぞれ 4 単位を含めて、教養科目および保健体育科目の中から合計 28 単位以上を修得し、さらに 12 単位までを卒業所要単位に算入することができる。その場合、保健体育科目は 6 単位までを卒業所要単位に含ませることができる。ただし身体運動文化専修では保健体育科目 5 単位が必修なので、教養科目は 24 単位以上を修得し、さらに 12 単位までを卒業所要単位に算定するとしている。

このように、文学部の教養科目および保健体育科目は総合的な視野から物事を観察、思考、判断し、豊かな人間性が涵養できるよう配慮している。

（オ）外国語科目

外国語科目は、第 1 選択外国語 8 単位、第 2 選択外国語 8 単位、合計 16 単位が必修となっている。この必修の 16 単位を充足した上で、さらに、第 1 選択外国語および第 2 選択外国語で 8 単位を超えて修得した単位、第 3 選択外国語として修得した単位、および海外研修（各セミナー）で修得した単位は、合計 12 単位まで卒業単位に算入することができる。したがって外国語科目は最大限 28 単位まで卒業所要単位として履修することができる。

また 2005 年度から外国語検定科目の単位認定制度が新たに設けられた。これは本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得した者またはその試験に合格した者に対して、外国語検定科目（「検定認定 1」、「検定認定 2」、「検定認定 3」）の単位認定を行うものである。2005 年度春学期は文学部で 78 名がこの制度により認定を受けた。

このほか、外国語の能力に大きな個人差があるという現状に配慮して、2005 年度から新たに上級外国語（英語各科目）クラスが設置された。これは高い外国語能力を持つ学生（原則として英語の外国語検定で単位認定された者またはこれと同等以上の英語運用能力を持つ者）で、この科目の受講を希望するものを対象として、英語の各科目でそれぞれ特別クラスを編成し、ハイレベルの授業を行うものである。2005 年度文学部での上級外国語の履修者は、2 クラス 40 名である。

以上の全学共通科目としての外国語科目のほかに、文学部には専門科目として多くの外国語科目が設置されている。これらの科目は個別に履修することも可能であるが、より体系的に高い外国語運用能力を身に着けるため、外国語アドバンストプログラムを設けている。「英語コース」「フランス語コース」「ドイツ語コース」「中国語コース」の４コースがあり、実践的な外国語科目を配している。このプログラムを修了すると、その旨が成績証明書に明記される。

また、英語、フランス語、ドイツ語、中国語についてはそれぞれ「外国語演習」を文学部独自に設け、文学部共通専門科目としている。

国際交流センターが主催する海外語学研修は８つのセミナーが実施されており、文学部の学生はこれに積極的に参加している。2005 年度の語学セミナーは、夏期がマンチェスター大学（英語）、カルガリー大学（英語）、ゲッティンゲン大学（ドイツ語）、復旦大学（中国語）、漢陽大学（朝鮮語）、春期がアデレード大学（英語）、オークランド大学（英語）、西カトリック大学（フランス語）で開催される。この研修を修了すると、2004 年度までの入学者には自由科目として 1 セミナーにつき 2 単位が認定され、2005 年度からの入学者には卒業所要単位として、文学部では 2 セミナー4 単位まで算入される。2004 年度の文学部学生の参加状況は、マンチェスター大学が 8 名、カルガリー大学が 12 名、ゲッティンゲン大学が 11 名、復旦大学が 16 名、アデレード大学が 4 名、オークランド大学が 2 名、西カトリック大学が 15 名であった。

なお、法人所管のエクステンション・リードセンターには英語講座として TOEIC コース、TOEFL コースがあるので、英語力に関してはいっそうの上達の機会が与えられている。

（カ）各専修およびテーマ・プロジェクトの専門教育科目

各専修およびテーマ・プロジェクトの２年次以降のコア・カリキュラムは以下のとおりである。

ａ　言語学的・文化的アプローチ

〈英語英文学専修〉

英語英文学専修は、英語運用能力の強化を目指してネイティヴスピーカーによるコミュニケーション、ライティング、LL を利用した授業を行うと共に、英文学、米文学、英語学、英米文化の４分野にまたがるカリキュラム体系を備えている。

まず、１年次においてはネイティヴスピーカーによる英語コミュニケーションクラス「外国語演習」Ⅰを必修とし、「イングリッシュ・メディア・ラボ」Ⅰを選択必修科目として置き、英語運用能力の強化を目指している。

２年次には「英文学作品研究」、「米文学作品研究」、「英語学基礎研究」、「英米文化基礎研究」が、英文学、米文学、英語学、英米文化の４分野の資料読解力向上のための選択必修科目として置かれている。また、「書く」能力を強化するための「アドバンスト・ライティング」、コミュニケーション能力を強化するための「イングリッシュ・メディア・ラボ」Ⅱが、それぞれ必修・選択必修科目として置かれている。

３年次においては「英文学研究」（一）および（二）、「米文学研究」（一）および（二）、「英語学研究」（一）および（二）、「英米文化研究」（一）および（二）を開設している。これらは２年次配当の上記４分野の科目を継続・発展させたものであり、４年次の卒業演習、卒業論文作成を視野にいれたプレゼミ的性質の授業である。英語運用能力の更なる強化をめざすネイティヴスピーカーによる授業としては、「イングリッシュ・ワークショップ」と「特別修得外国語（英語）」ⅠおよびⅡが開設されている。

４年次には卒業論文作成のための「卒業演習」がある。教員全員がこれを担当し、少人数によるきめの細かい指導を行っている。卒論のテーマは当専修の教育方針に従い、英文学、米文学、英語学、英米文化のいずれかからなっている。このように、英語および英語読解能力を基礎として英米のさまざまな文化事象を広く学び、その上で特定のテーマを選択し卒業論文として集約するという方針である。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 46 単位、選択科目よび自由科目の必要単位数は 14～34 単位である。

〈国語国文学専修〉

国語国文学専修は、国語学と国文学の二つのコースに分かれている。国語学を専攻した学生は２年次より国語学コースのカリキュラムに沿って履修し、国文学コースを専攻した学生は３年次より各時代ごとに設定された演習を履修することになる。１年次では「国語学概論」（必修）と「国文学史概説」（必修）が基礎的な専門科目として置かれていて、２年次以降の専門性の濃い科目へと継承されて行く。２年次配当の「国文学基礎講読」（古典文学から近現代文学に至る各々のクラスがある）は国文学コース・国語学コース共の必修科目（但し、フレックスは選択）であるが、基本的には２年次以降の必修科目は国文学コース・国語学コースによって異なってくる。

〔国文学コース〕

２・３年次配当として「上代国文学研究」「中古国文学研究」「中世国文学研究」「近世国文学研究」「近代国文学研究」「現代国文学研究」の各時代別の専門科目（いずれも選択必修）が置かれ、さらにいずれも選択必修の「国文学講義」（一）～（四）が置かれている。なお国語学コースの学生にとってはこれらの科目は選択である。２年次配当科目として選択・自由科目の「コンピューター国文学」（国文学・国語学両コース共通）がある。また、３年次配当として「国文学特殊講義」（古典文学・近代文学の２クラス）が選択科目として置かれている。演習科目ではいずれも必修の３年次配当の「国文学演習」（一）（二）と４年次配当の「国文学演習」（三）があり、いずれも各時代別の組分けとなっている。なお、フレックスにおいては「上代文学研究」～「現代文学研究」は選択必修、「国文学講義」（一）～（四）は選択であり、「国文学演習」（一）（二）は必修で、（三）は選択となっている。

〔国語学コース〕

２年次配当の専門科目にはいずれも選択必修の「日本語文法研究」「音声発声の科学」「マスコミ言語論」の各科目（国文学コースの学生には選択）があり、さらに「国語学演習」（一）が置かれている。３年次の配当科目にはいずれも選択必修の「現代日本語研究」「日本語表現論」「古代日本語史研究」（国文学コースの学生には選択）があり、さらに「国語学演習」（二）が置かれている。４年次には「国語学演習」（三）がある。なおフレックスにおいては２年次配当のうち「音声発声の科学」が選択必修で他は選択、３年次配当のうち「日本語表現論」が選択必修で、他は選択科目となっている。また、「国語学演習」（一）～（三）はフレッ

クスではいずれも選択科目となっている。

いずれのコースの場合も、必修科目および選択必修科目の必要単位数は 48 単位、選択科目よび自由科目の必要単位数は 12～32 単位である。

〈フランス語フランス文学専修〉

フランス語フランス文学専修は、フランス語圏の文学・言語・文化の３分野を幅広く学習することのできる自由度の高いカリキュラム体系をそなえている。

２年次においては、「専修フランス語」（一）と「フランス学基礎演習」を必修とし、前者ではフランス語の基礎的な運用能力の向上を図り、後者ではフランスに関連する基礎的かつ総合的なトピックを演習形式で学習する。講義科目としては、「フランス学基礎研究（今）」、「フランス学基礎研究（昔）」、「フランス学基礎研究（ことば）」を選択必修として置き、学生各自の関心に応じて、自由な組み合わせによる 8 単位を修得することとしている。

３年次においては、原則として専修の教員全員が開講する「フランス学専門演習」を必修とし、卒業論文の作成を視野に入れて、少人数のゼミ形式によるきめ細かな指導を行っている。講義科目「フランス学専門研究（今）」、「フランス学専門研究（昔）」、「フランス学専門研究（ことば）」は、２年次の時と同様、8 単位を選択必修としている。

４年次は、卒業論文作成のための「卒業演習」が必修で、基本的に全教員がこれを担当し、学生の指導にあたっている。また、講義科目「フランス学総合研究」（一）～（三）のうち、6 単位を選択必修としている。

他には、選択科目として、フランス語の運用力を各自のグレードにあわせて発達させることのできる科目も多数用意しているほか、「フランス文学史」、「フランス語学概論」など専門性の高い授業も提供している。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 40 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 20～40 単位である。

〈ドイツ語ドイツ文学専修〉

ドイツ語ドイツ文学専修においては、ドイツ語の実用的な運用能力の修得とともに、ドイツ語圏の言語、文学、文化について専門的な知識を獲得し、そのことを通じてさらに EU（ヨーロッパ連合）全体の社会、文化について理解を深めることを教育目標としている。

２年次においては、原則としてネイティブの教員が担当する「ドイツ語インテンシブ」（一）、（二）が必修であり、これに加えて「ドイツ語会話」Ⅰ、「ドイツ語特別演習」が選択科目として設定されており、ドイツ語の運用能力を高め、ドイツ語の資格試験に向けて学習する授業が組まれている。「ドイツ語学概論」、「ドイツ文学概論」、「ドイツ文化概論」という必修の講義科目ではそれぞれの専門分野での体系的な教育が行われている。また同じく必修の「ドイツ学基礎演習」（一）、（二）では学生の主体的な研究発表による入門的な演習が行われている。このうち「ドイツ学基礎演習」（二）は現代ヨーロッパ学に重点を置き、多国籍的な広い観点から研究を進めるように努力している。

３年次では、必修の「ドイツ語インテンシブ」（三）でより高度なドイツ語運用能力の修得がなされ、さらに選択科目の「ドイツ語会話」Ⅱ、「特別修得外国語（ドイツ語）」ⅠおよびⅡで高いレベルのドイツ語教育が行われている。また「ドイツ学専門演習」（一）、（二）では語学、文学、文化の高度な専門研究が行われ、同時に専任教員全員が担当する「論文基礎演習」では 4 年次の「卒業演習」とあわせて２年間にわたり一貫したゼミ指導を行うようにしている。

４年次では、「卒業演習」において、３年次の「論文基礎演習」を引き継ぎながら、卒業論文の指導が行われる。４年次配当の「ドイツ学特殊講義」は、専任の教員がリレー方式でそれぞれの専門分野に関する講義を行い、特色ある授業を展開している。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 48 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 12～32 単位である。

〈中国語中国文学専修〉

中国語中国文学専修は、現代中国語の修得を学生全員に課すとともに、中国の文学、思想、言語の３分野を、古代から現代まで網羅する授業を行い、この３分野にまたがるカリキュラム体系をそなえている。

まず、１年次においては「外国語演習（中国語）」ⅠおよびⅡを必修としている。これは、中国の諸文化を学ぶさい、まずもって中国語の運用能力が不可欠と考えるからである。クラスは未修者と既修者とで分けて授業を行っている。

２年次には「専修中国語」（一）および（二）において中国語能力を高めるとともに、「中国古典文購読」および「中国現代文講読」において、古典文すなわち漢文および現代文の双方を読解する。講義科目としては「中国文学史」、「中国思想史」、「中国語学史」を置き、このうち２科目を選択必修としている。また、資料の読解力向上のために、中国古典文学作品を研究する「中国文学作品研究」（一）がある。

３年次においては「中国文学作品研究」（二）～（四）を開設している。これは中国古代思想、現代文学、明清の白話小説などを用いた専門資料研究であり、古代から現代に至る漢語作品を幅広くとり上げ、資料・作品を正確に読み、鑑賞し、理解する力をいっそう向上できるようにしている。これと並んでコアとなっているのが演習科目である。演習科目には「中国文学演習」、「中国思想演習」、「中国語学演習」の３つがあり、原則として専修の教員全員が担当し、それぞれの専門領域にもとづいて授業を行っている。この演習科目は２科目を選択必修とし、卒業論文の作成を視野に入れている。このほか、選択科目として「中国文学講読演習」や「中国語コミュニケーション」を置いている。

４年次には卒業論文作成のための卒業演習がある。教員全員がこれを担当し、少人数によるきめの細かい指導を行っている。卒論のテーマは当専修の教育方針に従い、文学、思想、言語のいずれかからなっている。このように、中国語および漢語読解能力を基礎として中国のさまざまな文化事象を広く学び、その上で特定のテーマを選択し卒業論文として集約するという方針である。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 48 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 12～32 単位である。

なお、2006 年度から専修名を「中国語中国学専修」と改称するのにともない、カリキュラム全般を見直す作業に入っている。

b　思想的・心理学的アプローチ

〈哲学専修〉

哲学専修には、「哲学・倫理学」、「比較宗教学」、そして「美学・美術史」の３つのカリキュラムコースがある。哲学専修に進んだ学生は、どのコースに進むのも自由であり、また、どこに進んでも３分野にまたがる広い視野に立った総合的な教育を受けることができる。

専修に分属した２年次においては、学生自身の所属するコースの「基礎演習」を必修科目としている。２年次の目標は、（１）この「基礎演習」で各分野の基礎知識、学習法を学ぶことであり、それと同時に（２）さまざまに用意された概論によって各分野の広い知識を学ぶことである。概論としては「哲学概論」、「西洋古代・中世哲学概論」、「西洋近代哲学」、「倫理学概論」、「宗教学概論」、「日本思想論」、「仏教学概論」、「比較宗教学概論」、「美学・芸術学概論」、「西洋美術史」、「日本及東洋美術史」、「芸術学各論」などがある。以上は、原則として専任教員が行っている。

また、２・３年次を対象とする自由選択科目として、「哲学・倫理学特殊講義」、「人間存在論」、「キリスト教研究」、「イスラーム思想研究」、「演劇学・文藝学」、「音楽論」、「ギリシア語」、「ラテン語」を用意している。

３年次では、「専門演習」が必修科目として課されている。学生は、「哲学演習」、「倫理学演習」、「現代哲学倫理学演習」、「宗教民俗学演習」、「宗教学演習」、「比較思想演習」、「日本及東洋美術史演習」、「西洋美術史演習」、「美学・芸術学演習」の科目から、自らの所属するコースのなかで二つ以上を履修しなくてはいけ

ない。これは、いわば“プレ卒論演習”といった性格のものである。自分自身の研究内容を発表し、同じ演習を受講している仲間たちから質疑応答を受けることによって、卒業論文で扱いたいテーマを考え、翌年、卒業論文を執筆するための準備作業とする演習である。また引き続き、２，３年次を対象の各種「概論」や自由選択科目の修得により、各分野の知識を獲得することが求められる。

４年次では「卒業演習」を必修科目として卒業論文作成にあたり、少人数によるきめ細かい指導を行っている。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 46 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 14～34 単位である。

〈教育学専修〉

教育学専修は、「心理学」と「教育学」の２つのコースに分けられる。専修での講義がはじまる 2 年次では、教育学、心理学各分野で知識を幅広く修得する一方、いずれかのコースに所属して基礎になる演習・実験を履修することになっている。そして、３年次では、実験や演習などの中身が本格化し、ゼミに分属し、各専門の研究を深めていくことになる。担当教員から専門的指導を受けるゼミへの分属も３年次から始まる。４年次では、卒業演習、論文などを通じて、４年間の学習の総まとめを行う。以下はコースごとの専門教育科目の概要である。

〔心理学コース〕

心理学コースでは、実験心理学を始めとして、発達心理学、認知心理学、教育心理学、臨床心理学、性格心理学など、人間の心理について、幅広い領域を網羅したカリキュラムを組んでいる。 ２年次では必修科目で「心理学概論」「心理学一般実験」「心理学実験法」（一）を中心として心理学の基礎を学ぶ。３年次では、「心理学実験法」（二）、「心理学統計法」「心理学特殊講義」などの必修科目のほか、同じく必修科目として指導教員のもとで専門的指導を受ける「心理学演習」が始まる。それぞれの学生は、認知・発達・人格・臨床等を中心とした領域の研究の深化を目指して、担当教員からきめの細かい指導を受ける。４年次では「心理学特殊実験」を受講することによって、各学生は卒業論文を作成する。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 40 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 20～40 単位である。

〔教育学コース〕

教育学コースでは、子どもたちの学びや教育実践や学校現場に直接関わる分野、今日的課題に応える分野、そして教育政策や行政に関わる分野と幅広い関心に応えるカリキュラムが組まれている。２年次では「学習・発達論」「教育学概論」「教育社会学」「コミュニティ教育論」「教育方法学」「国際教育論」「教育史」といった必修科目が開講され、教育学について広く学ぶ。３年次では、必修科目として「教育行政論」「学校教育論」「カリキュラム研究」「生涯学習論」「教育実践研究法」が開講され、教育学の各領域について広く学ぶ。加えて指導教員のもと、少人数できめの細やかな指導を受ける必修科目「教育学演習」（一）が開始され、卒業論文執筆へ向けて準備を行う。４年次では「教育学演習」（二）に加え、卒業論文執筆のための「卒業演習」が開講される。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 46 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 14～34 単位である。

〈身体運動文化専修〉

身体運動文化専修では、「現代的スポーツ文化・伝承的身体運動文化・生活的健康福祉文化」を実践的かつ総合科学的に追究し、関西大学７学部の特色ある専門教育と有機的に連携する学際的総合科学「総合型身体運動文化人間学」としての方向性を目指すカリキュラム体系をそなえている。

まず、１年次ではスポーツ・フロンティア入学試験による入学生のうち、「生涯スポーツ・身体運動文化コース」を希望する学生を対象として「生涯スポーツ・身体運動文化コース」の登録履修を行い、「保健体育科目」においても担当する教員（チューター）の指導のもとインターファカルティ入門クラスを学ぶ。

２年次には身体運動文化専修に所属し、２・３年次配当の「関西大学スポーツ文化論」「伝承的身体運動文化論」「身体の環境情報論」「レジャー・レクリエーション概論」「コーチングの科学」「スポーツ心理学」「スポーツ生理学」「健康・福祉・安全問題の科学」などの基礎科目群から８単位以上、その他２～４年次配当の応用体育「ホスピタリティ・トレーニング」や「レクリエーション・ヒュウマニクス」など、スポーツ・フィールドワーク「スポーツ戦術の研究」「チームマネージメントの研究」などの補完科目とあわせ 16 単位以上を修得する必要がある。また２・３年次配当の実践研究科目として「大学代表スポーツ実践研究」「地域社会の身体運動文化実践研究」など、課題研究科目として「地域社会のスポーツ文化課題研究」「伝承的身体運動文化課題研究」などから 10 単位以上を修得する。４年次では必修科目として卒業演習、卒業論文がある。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 40 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 20～39 単位である。

ｃ　歴史学的・地理学的アプローチ

〈史学・地理学専修〉

史学・地理学専修は、「日本史」、「東洋史」、「西洋史」、「地理学」および「地理学〈GIS・測量〉」のコースからなる多彩なカリキュラムをそなえている。２年次からこれらのコースに分属し、それぞれの専門研究・教育の充実が図られるとともに、各コースにまたがる必修選択科目の履修を通して、幅広い視野を培うことができるよう体系的カリキュラムを整備している。

〔日本史コース〕

日本史のコースは、２年次に「日本史基礎演習」「日本史基礎史料講読」（それぞれ３クラス編成）と「日本史概説」「考古学概説」を置いている。「日本史基礎演習」は，日本史の各時代・分野における調査研究上の基礎的能力の会得をねらいとし、「日本史基礎史料講読」ではさまざまな分野・時代の文献史料の基本的な扱い方や分析方法を学ぶ。３年次からは、「日本史演習」の７つのクラスのいずれかに所属し、卒業論文の作成をめざして演習を行う。７つのクラスは、古代から近現代までの時代別と、考古学、民俗学などに分かれている。この年次には、講義科目として「日本史特殊講義」（一）、「日本史特殊講義」（二）、「日本史史料講読」（いずれも２クラス編成）、「考古学研究」、「民俗学研究」を置いている。「日本史特殊講義」（一）、「日本史特殊講義」（二）は、考古学と民俗学および古代から近現代までの時代別・分野別に、特定の専門研究の成果を講じている。「日本史史料講読」では文献史料の操作・解読・分析などについて学び、その力を養う。４年次では古代から近現代までの時代別と、考古学、民俗学など７つある卒業演習のクラスのいずれかに所属し卒業論文を作成する。

〔東洋史コース〕

東洋史のコースは、２年次で「東洋史概説」と「東洋史基礎演習」（東アジア史クラスと西アジア史クラス）、「東洋史基礎史料講読」、３年次で「東洋史演習」（東アジア史クラスと西アジア史クラス）、「東洋史史料講読」、「東洋史特殊講義」（一）、「東洋史特殊講義」（二）、「中国近・現代史」、「西アジア史」、４年次で卒業演習となっている。卒業演習では、中国古代史・中国中世史・中国近現代史と西アジア史の４クラスの編成により専門研究を行っている。

〔西洋史コース〕

西洋史のコースは、２年次で「西洋史概説」と「西洋史基礎演習」（２クラス編成）、「西洋史基礎史料講読」（２クラス編成）で幅広く研究する。３年次では、「西洋史演習」、「西洋史史料講読」、「西洋史特殊講義」（一）、「西洋史特殊講義」（二）、「イギリス文化史」、「ドイツ文化史」、「フランス文化史」があり、「西洋史演習」では古代史・中世史クラスと近世史・近代史クラスの２クラス編成によって、専門性を考えて研究する。４年次では、卒業演習において古代史・中世史・近代史・現代史の４クラス編成により、専門の研究を行う。

〔地理学および地理学〈GIS・測量〉コース〕

地理学および地理学〈GIS・測量〉のコースでは、２年次で「人文地理学概説」、「自然地理学概説」、「地理学基礎演習」、「地理情報システム」、「地理学調査研究法」、「測量学」Ⅰ、「測量学」Ⅱ、「基礎測量学実習」、「応用測量学実習」、３年次で「地理学演習」、「地理学実習」および「地理学文献講読」、「観光地理研究」、「環境地理研究」、「歴史地理研究」、「村落地理研究」、「都市地理研究」、「経済地理研究」などの専門講義科目、４年次では卒業演習などの科目が配置されている。３年次の「地理学実習」は１泊２日の地理学巡検と３泊４日の実習調査があり、報告書の作成と提出が要求される。「地理学〈GIS・測量〉」のコースでは、「地理学文献講読」を除く地理学コースの必修科目に加えて、「地理情報システム」、「測量学」Ⅰ、「測量学」Ⅱ、「基礎測量学実習」、「応用測量学実習」、「環境地理研究」を必修としていて、卒業すれば土地家屋調査士の実技試験免除および「測量士補」の資格を得ることができる。

史学・地理学専修の各コースでは、いずれも専門性の高い科目履修の上に立ち、４年次において、それぞれの卒業演習のクラスに所属して、きめ細かな指導のもとに卒業論文を作成している。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は、「日本史」「東洋史」「西洋史」「地理学」の各コースが 48 単位、「地理学〈GIS・測量〉」のコースが 55 単位である。選択科目および自由科目の必要単位数は、「日本史」「東洋史」「西洋史」「地理学」各コースが 12～32 単位、「地理学〈GIS・測量〉」コースが 5～25 単位である。

ｄ　学際的アプローチ

〈インターディパートメント〉

インターディパートメントは、2000 年度、学際領域の教育・研究を目的として新たに設置され、2004 年度に専修として独立した。その中にヒューマンサイエンスコース、人文情報コース、エリアスタディーズコースの３コースを設けている。

〔ヒューマンサイエンスコース〕

ヒューマンサイエンスコースは、人文科学と社会科学との総合的視点を基盤にして、人間のあり方や人と人とのかかわりについて学ぶことを目的としている。

２年次では「ソーシャルワーク論」、「ヒューマンサイエンス基礎論」、「ヒューマンサイエンス実践論」などの授業を通して、生活上での具体的な問題やその解決方法に関しての理解を深める。３年次では「人間存在論」、「人間福祉論」などの科目を配し、人間のあり方や人間の福祉に関する実践的な事例に基づいて、ともに考える授業を展開している。４年次においては、卒業論文作成のための指導を中心に演習を行っている。生活の場で生起しているさまざまな問題に対して、学生が主体的な学びを深めるように支援し、その内容を卒業論文としてまとめるよう指導している。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は 36 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 24～44 単位である。

〔人文情報コース〕

人文情報コースにおいては、「人とコンピュータ」をテーマに人文学と情報科学との融合領域について学習しながら、情報処理の資格取得をめざし、社会に役立つ人材の育成を行う。

２年次においては「情報処理」Ⅱ、「情報発信演習」、「通信ネットワーク論」、「情報利用論演習」を履修し、情報技術とその利用について学ぶ。３年次においては、「アルゴリズムとプログラミング」、「画像処理演習」、「電子図書館演習」、「文書管理論」において、さらに高度な情報技術とその応用力を身につける。４年次においては、主に各自が選んだテーマを主体的に研究し、それを卒業論文としてまとめる指導を行う。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は必修科目 36 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 24～40 単位としており、必修科目を少なくして、学生が自らの意思により科目を選べるように配慮している。

〔エリアスタディーズコース〕

エリアスタディーズにおいては、比較文化に焦点をあわせた授業展開を行う。日本と他の地域でもよいし、

諸地域間の文化現象・事象の比較考察でもよい。中心は、ヨーロッパ・アジアである。ヨーロッパも、忘れられがちな地中海沿岸地域も含み、アジアも南シナ海沿岸諸地域も守備範囲としている。

２年次には「東西言語文化研究」、「エリアスタディーズ概説」の講義を配置している。前者は西欧と日本の文化を比較検討することで“異文化理解”を広め、後者は“地域研究”のあり方を主に講じる。３年次になるといっそう専門的な「比較地域研究」が各コースごと前後期に配され、学術面の深みに学生たちをいざない、みずからの研究テーマと並行しつつ考察力を培っていく。さらに３年次からは卒論を前提とした研究発表があり、年度末に 20～30 枚の小論文の提出が課せられる。それを発展させるかたちで、４年次に卒論執筆へと指導していく。学問は積み重ねが大切であり、エリアスタディーズコースはそれを実践していく発信型のコースである。もちろん、そのためには受容知識も大切であることは自明である。

必修科目および選択必修科目の必要単位数は必修科目 40 単位、選択科目および自由科目の必要単位数は 20～40 単位である。必修科目の単位数がそれほど多くないのは、他専修との学際的関係を重視しているがためで、自由選択科目を大いに利用することができる。

ｅ　テーマ・プロジェクト

テーマ・プロジェクトのコア科目は３年次における演習と講義、および４年次における卒業演習であり、これは６テーマ・プロジェクトすべてに共通している。各テーマ・プロジェクトは２年で完結するが、１、２年程度の延長も可能であり、個々の授業のテーマも年度ごとに変わりうる。

〈アメリカ文化研究〉

文字・映像・画像・音声・楽曲などの資料を分析材料として用いることによって「アメリカン・カルチャー」を分析する視点を養い、その結実として文化表象分析による卒業論文を作成させるのが当プロジェクトの目的である。

授業科目は、３年次において、「プロジェクト演習」、「プロジェクト講義」が置かれ、前者はアメリカ文化研究の理論と方法、後者は二十世紀における音楽とアメリカ文化について学ぶ。４年次においては、アメリカ文化研究の批評と実践を学ぶ卒業演習があり、更に、少人数によるきめの細かい卒業論文の個別指導が行われる。

〈フィールドワークとしての芸術学――奈良・京都・大阪〉

奈良・京都・大阪の社寺や美術館・博物館を対象にフィールドワークを基盤に据え、日本美術作品を実際に自分の眼で見ながら分析考察をすすめる態度を取得し、その成果を卒業論文として結実させることが当プロジェクトの目的である。

授業科目は、３年次において、「プロジェクト演習」、「プロジェクト講義」が置かれ、 前者は大阪画壇の実作品や美術工芸品をとおした作品分析、後者は日本美術史の研究方法や作品の特質や時代相を学ぶ。４年次においては、個々のテーマ設定に基づく日本美術史研究の実践を学ぶ卒業演習 を経ながら、少人数によるきめの細かい卒業論文の個別指導が行われる。

〈フランス映像文化論〉

フランス映画の歴史的展開と、映画の分析的な見方を学習することによって、映像の氾濫する現代社会を批判的に考察する力を養うことにある。

授業科目は、３年次の「プロジェクト講義」では、前期に映画技法のリテラシーを、後期に近年のフランス映画の展望を講じる。同じく３年次の「プロジェクト演習」では、ゼミ形式で、各自、前期にフランス映画の重要な映画作家などについて発表をした後、後期にみずからの研究テーマを定め、それを発表する。４年次の卒業演習では、各自のテーマをさらに深め、卒業論文に仕上げていくための個別指導を行う。

〈文化遺産学〉

身近な有形無形の文化財を「文化遺産」と名づけ、保存するだけではなく、多用な活用をめざした文化資源として研究する。

授業科目は、３年次の「プロジェクト講義」では広い視野から文化遺産としての価値を発見する方法を習得し、「プロジェクト演習」では、各自が設定したテーマについてフィールドワーク等を通してこれを実践する。４年次の卒業演習では卒業論文の作成に向けてゼミ形式で発表と討論を行なうとともに、教員が個別指導を行う。

〈アジアの民俗宗教学〉

文字資料だけでは伝わりにくい面を持つ、アジアの民衆に根ざした宗教文化を総合的に研究する。儒教や仏教といった、これまである程度研究がなされている分野以外に、特に道教と民間信仰に注意して、漢民族の思考・行動様式をさぐる。

授業科目は、まず３年次において、「プロジェクト演習」「プロジェクト講義」を置き、道教や民間信仰の実態、及び、儒教における祭祀、さらに民間信仰のバイブルともいわれる『封神演義』を取り上げ、宗教文化の多様性を学ぶ。４年次においては、卒業演習を通じて、習俗・祭祀・思想面を総合的に把握し研究していく。

〈地域実践心理学〉

いわゆる「心の問題」と総称される臨床心理学的な諸問題に、利用者（ユーザー）の立場からとりくむ新しい領域。とくに子育てや教育、ボランティアなど、「大学生」「地域」「子ども」の三者にかかわる問題をとりあげる。

授業科目は、３年次において「プロジェクト演習」「プロジェクト講義」が置かれ、前者は臨床心理学の基礎技法、後者は福祉心理学や発達心理学の基礎知識について学ぶ。４年次においては卒業演習があり、少人数によるきめの細かい個別指導が行う。

ｆ　副専攻

文学部デイタイムコースには副専攻として、法科大学院進学のための LSA プログラムが設置されている。このプログラムは、LSAP 講義と LSAP 演習の合計 4 単位を必修科目として、また指定された法学部の専門科目から 20 単位を選択必修として履修するものである。なお、LSA プログラムに登録した者がこのプログラム修了所要単位を充足できなかった場合には、修得した単位は選択科目の単位として計算される。

（キ）必修選択の量的配分

前に述べたように、文学部の卒業所要単位数は、教養科目および保健体育科目 28 単位以上、外国語科目 16 単位以上、専門教育科目 60 単位以上、合計 124 単位である。専修ごとの単位数の配分は下の表のとおりである。

このように、教養科目および保健体育科目、そして外国語科目の単位数は共通しているが、専門教育科目の単位数は各専修・カリキュラムコースの教育方針によって違いがあり、必修科目および選択必修科目は各専修において 40～55 単位の幅で、選択科目および自由科目は 5～44 単位の幅でそれぞれ設定されている。このうち、必修科目および選択必修科目の比率は、従来型のディシプリンを受け継ぐ専修の場合に比較的高く、学際的性格をもつインターディパートメントの場合には比較的低く設定されている。平均すると、全卒業所要単位数の中で、必修科目および選択必修科目の単位数が占める割合は 35.8%、選択科目および自由科目が占める割合は 12.6%～28.7%であり、必修および選択科目の量的配分おおむね妥当な比率と考えられる。

一方、フレックスコースの場合は、次の表に見るように、必修科目および選択必修科目は各専修において 28～40 単位の幅で、選択科目および自由科目は 30～52 単位の幅である。平均すると、全卒業所要単位数の中で、必修科目および選択必修科目の単位数が占める割合は 25.6%、選択科目および自由科目が占める割合は 26.0%～38.0%であり、科目選択の自由度が高い。

表Ⅱ-文-2　専修別単位数の配分（デイタイムコース）

専修	※ 教養科目および保健体育科目（単位）	外国語科目（単位）	専門教育科目（単位）			卒業所要単位合計
			必修科目および選択必修科目	選択科目および自由科目	合　計	
英語英文学	28～40	16～28	46	14～34	60～80	124単位以上
国語国文学	28～40	16～28	48	12～32	60～80	
哲学	28～40	16～28	46	14～34	60～80	
ﾌﾗﾝｽ語ﾌﾗﾝｽ文学	28～40	16～28	40	20～40	60～80	
ﾄﾞｲﾂ語ﾄﾞｲﾂ文学	28～40	16～28	48	12～32	60～80	
史学・地理学（日本史）（東洋史）（西洋史）（地理学）	28～40	16～28	48	12～32	60～80	
史学・地理学（地理学〈GIS・測量〉）	28～40	16～28	55	5～25	60～80	
中国語中国文学	28～40	16～28	48	12～32	60～80	
教育学（心理学）	28～40	16～28	40	20～40	60～80	
教育学（教育学）	28～40	16～28	46	14～34	60～80	
ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ（ﾋｭｰﾏﾝｻｲｴﾝｽ）	28～40	16～28	36	24～44	60～80	
ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ（人文情報）	28～40	16～28	36	24～44	60～80	
ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ（ｴﾘｱｽﾀﾃﾞｨｰｽﾞ）	28～40	16～28	40	20～40	60～80	

※　教養科目は24単位以上を履修しなければならない。

専修	教養科目（単位）	外国語科目（単位）	保健体育科目（単位）	専門教育科目（単位）			卒業所要単位合計
				必修科目および選択必修科目	選択科目および自由科目	合計	
身体運動文化	24～36	16～28	5	40	20～39	60～79	124単位以上

表Ⅱ-文-3　専修別単位数の配分（フレックスコース）

専修	※ 教養科目および保健体育科目（単位）	外国語科目（単位）	専門教育科目（単位）			卒業所要単位合計
			必修科目および選択必修科目	選択科目および自由科目	合　計	
英語英文学	28～36	16～28	30	34～50	64～80	124単位以上
国語国文学	28～36	16～28	34	30～46	64～80	
哲学	28～36	16～28	32	32～48	64～80	
ﾌﾗﾝｽ語ﾌﾗﾝｽ文学	28～36	16～28	30	34～50	64～80	
ﾄﾞｲﾂ語ﾄﾞｲﾂ文学	28～36	16～28	30	34～50	64～80	
史学・地理学	28～36	16～28	34	30～46	64～80	
中国語中国文学	28～36	16～28	28	36～52	64～80	
教育学	28～36	16～28	28	36～52	64～80	

※ 教養科目は24単位以上を履修しなければならない。

専修	教養科目（単位）	外国語科目（単位）	保健体育科目（単位）	専門教育科目（単位）			卒業所要単位合計
				必修科目および選択必修科目	選択科目および自由科目	合計	
身体運動文化	24～32	16～28	5	40	24～39	64～79	124単位以上

（ク）開設授業科目における専・兼比率等

文学部では、各専修の専門教育科目における基幹科目は専任教員が極力担当するようつとめている。とりわけ卒業演習はもちろんのこと、演習系科目は原則として専任教員が担当している。また、テーマ・プロジェクトの講義および演習はすべて専任教員が担当している。

「大学基礎データ　表３」で示したように、デイタイムコースでは2005年度春学期の場合、専兼比率（全科目における専任担当科目の比率）は教養科目で46.7%、外国語科目で36.2%であるが、専門教育科目では

比率が高くなる。専修によって若干違いがあるが、文学部全体で平均すると、基幹科目である必修科目と選択必修科目を合わせた専門教育科目における専兼比率は 79.4%となる。

また、フレックスコースついていえば、2005 年度春学期の場合、専兼比率は教養科目で 31.3%、外国語科目で 2.8%である。専門教育科目の専兼比率はやはり専修によって違うが、文学部全体の平均値は、必修科目と選択必修科目を合わせた専門教育科目で 46%となる。

（ケ）基礎教育・教養教育の実施・運営のための責任体制

教養科目および保健体育科目、教養外国語科目については、全学共通教育推進機構の「教養教育部門委員会」、「外国語教育部門委員会」が責任主体となって科目の実施、運営、改善に取り組んでいる。これらの委員会には各学部・機構等の委員が選出されており、学部の意向は委員を通じて伝達され、審議される仕組みになっている。

文学部における基礎教育は専修分属前における１年次生の教育が中心であり、これについては実施主体である各専修の教室会議において授業内容および運営方法を検討したうえで、さらに学務委員会および教授会において審議、決定するという体制をとっている。

（コ）授業形態と単位の関係

前述したように、授業科目の単位数は、本学の学則第 14 条に定める基準にもとづいている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目」「演習」「実習」「実験および製図」の 5 種に分けて基準を定めている。文学部にはこの 5 種類すべての形態の授業が存在しており、学則に準じた形で単位を計算している。

【点検・評価】

〈長所〉

文学部のカリキュラムは、理念・目的に適合した内容を有している。また、知識の広がりと深さを身につけることができるよう配慮するとともに、実践的な応用力の育成を重視しており、学校教育法第 52 条に定められた目的に合致している。教育課程の編成についても、大学設置基準第 19 条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮がなされている。教養科目および保健体育科目、外国語科目、専門教育科目の必要単位数、専門教育科目における必修・選択の配分比率もおおむね適切であると考えられ、文学士の学位を与えるのに適したものといえよう。

カリキュラム上の長所としては次の点をあげることができる。

1) 導入教育の充実。１年次に「共通専門教育科目」として「学びの扉」（入門講義）、「知へのパスポート」（入門演習）、「知のナヴィゲーター」を開設している。これらは専修に分属する前に、専門教育への移行に必要な基礎知識とスキルの伝授を行うものである。

2) 学士課程としてのカリキュラムの体系性。１年次の共通専門教育科目の基礎の上に立って、２年次における各専修での専門的学習を位置づけている。また授業科目は講義系科目、講読系科目、演習系科目を、各専修・プロジェクトの理念・目的に基づいてバランスを考慮しつつ配置している。特に基礎的な教養、外国語の修得を基礎としてそれぞれのディシプリンを深く極め、４年次に卒業論文を作成するという方針は、専修およびテーマ・プロジェクトいずれにも共通する特色である。また、フレックスコースにおいては卒業論文が選択制になっているとはいえ、入門的・基礎的内容からを高度な専門的内容へという体系性は一致している。

3) ディシプリンの多様性。文学部には 10 の専修があるが、2005 年度より従来のディシプリンの枠組みを越えた新たなテーマ・プロジェクトを６つ開設し、文学部の教育体系の中に取り入れた。これは、所属専修の科目を履修しながら、学生自身の興味と関心に沿ったテーマのもとで卒業論文を作成するものであり、

文学部における教育研究をいっそう多彩で活性あるものにしている。また、テーマ・プロジェクトの授業テーマも年度ごとに変えることができるものとしていることも、そうした特色を強めるものとなっている。学外のプロによる講義や実演を組み込んだ共通選択科目の連携講座や総合講座「日本学」も、特色ある授業として好評を博している。

4) 情報関連の科目およびカリキュラムコースの設置。情報関連科目は１年次から順次これを配置しており、本学部がめざす「総合的な人文学的知性」の育成のための基礎的スキルをかなりの程度提供できていると考える。このほか、インターディパートメントの「人文情報コース」では情報処理に特化した授業プランを設置しており、カリキュラム上の長所となっている。

5) 外国語関連科目の改善。文学部は学部としての性格上、外国語の必要度が高い。外国語に関しては、外国語教育研究機構による全学的方針にのっとると同時に、１年次から専門教育科目として外国語演習を開設し、上位年次生のために外国語アドバンストプログラムを開くなどの改善につとめてきた。全学の外国語科目とあわせ、国際化の進展に対応するための外国語能力の育成をめざしている。

このように、文学部では総合人文学科としての共通性と専修およびテーマ・プロジェクトの多様性がバランスを保つようカリキュラムを組んでいるため、基礎的スキル・知識をふまえて専門的研究に向かうというプロセスがかなり良好なかたちで実現できていると考える。

〈問題点〉

1) 外国語教育について。文学部としては外国語教育を従来から重視してきたが、現在の国際社会に見合う教育としてさらに強化する必要があるといえよう。具体的にはTOEIC などの各種検定試験に対応してさらに明確な到達目標を設定することも検討されてしかるべきであるし、アドバンストコースの外国語の個々の科目間の体系性、系統性についてさらに緊密な関連性を持たせることなど工夫する余地がある。帰国生徒入試、AO 入試など多様な入試を実施しているため、入学してくる学生の中にはすでに外国で高度な外国語教育を受けてきた者も増えているため、対応が必要と考えられる。

2) 各専修における必修科目および選択必修科目の単位数が一定しておらず、また必修科目と選択必修科目とが数多く並立しているので、科目履修の仕方がやや複雑になり、履修上の登録手続きも煩瑣になるという問題がある。

3) 今後の専修およびテーマ･プロジェクトの新設。学術が進展し社会のニーズが急速に変化していく中で、今後も新専修や、新テーマ･プロジェクトを絶えず検討していくことが必要であろう。その立ち上げにあたっては、長期的なビジョンに立った上での学問的、教育的な体系性、必然性が十分に検討されなくてはなるまい。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

1) 学生の外国語能力の差に対応するために、外国語科目の英語では上級クラスを設置するようになり、他の外国語においても未修者と既修習とでクラス分けを行っている場合があるが、能力別の教育はよりいっそう推進する必要があろう。

2) 専修ごとの必修科目および選択必修科目の単位数の問題に関していえば、古くから学科として教育体系を確立してきた専修においては必修科目の比率が高く設定されている場合が多い。これに対して学生のニーズに応じた柔軟な教育に向けて、こうした枠組みをできるだけ縮小すべきであり、また総合人文学科としてのバランスを考えれば全体的な調整をすべきである。この問題については現在、学務委員会および教授会において検討中である。

3) 2006 年度に５つの新専修、すなわち英米文化専修、芸術学美術史専修、映像文化専修、文化共生学専修、心理学専修が発足し、また 2006 年度には新テーマ・プロジェクトとして「シルクロード学」、「東アジア映像文化論」、「健康福祉文化と生活設計」がスタートする。これらはいっそう多彩なディシプリンを提供するものであり、学部の教育研究をいっそう活性化するものと期待される。また 2007 年度にも新専修の立ち上げを予定している。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

（ア）１年次の導入教育

文学部では導入教育の充実に取り組んでいる。教育課程の項で述べたように、１年次に「共通専門教育科目」として「学びの扉」（入門講義）、「知へのパスポート」（入門演習）、「知のナヴィゲーター」（フレッシュマンセミナー）を開設している。これらは専修に分属する前に、専門教育への移行に必要な基礎知識とスキルの伝授を行い、高校教育から大学教育へ円滑に移行するための役割を果たしている。

このほか、カリキュラムに組み込まれているわけではないが、高・大の接続のために文学部が実施している措置についてここで述べておくことにする。

（イ）「Kan-Dai １セミナー」、「Kan-Dai 15 セミナー」、「Kan-Dai 3 セミナー」

本学では「Kan-Dai １セミナー」、「Kan-Dai 15 セミナー」、「Kan-Dai 3 セミナー」を開催し、高校生に大学の授業を受講してもらい、大学の専門的な学びについての理解増進に役立て、高校教育と大学教育の接続に取り組んでいるが、文学部はこれに積極的にかかわっている。

「Kan-Dai １セミナー」は高等学校からの依頼を受け、講師を派遣して約 50～90 分の講義を実施するもので、2005 年度は延べ 38 名の文学部教員が担当または担当予定である。「Kan-Dai 15 セミナー」は春学期または秋学期約 15 回の講義を、毎週１回大学生と一緒に受講してもらうもので、2005 年度春学期は「学びの扉」をはじめとする 7 科目において実施され、受講生は 22 名であった。秋学期は 11 科目において実施が始まっており、受講生は 39 名である。

「Kan-Dai 3 セミナー」は、大学のキャンパスもしくはセミナーハウスを用いて講義もしくは実習を３度体験してもらうもので、2005 年度は文学部教員により「関西大学考古学ウィークエンドセミナー」が実施された。

（ウ）プレ・ステューデント・プログラム

文学部では、指定校推薦制度、帰国生徒入試、AO 入試、SF 入試、一高卒見者入試といった各種の入試で早期に文学部入学が内定した高校生を対象に、一般の入試での入学者より一足先にそれぞれの学問分野の基礎を身につけるためのプレ・ステューデント・プログラムを実施している。他大学の理系学部などで実施されている「想定される学力不足を補うため」のプログラムと異なり、高校での学習に支障を来さない範囲で、大学入学後の自分を見すえて学びの姿勢を早めに形成してもらうことを企図している。そのため、１月から３月の時期に入学予定者に対して、進学予定の 10 の専修がそれぞれ 1 回から数回にわたって入門的な授業の開催をしたり、課題の提出を通じての導入的な指導をしたりして入学前のスクーリングを行っている。

（エ）学校担当者制度

2004 年度から学校担当者制度を発足させた。これは文学部のみの制度である。専任の教員が特定の高校を受け持って情報交換を行い、高大連携を積極的に推進しようとするものである。2004 年度は 64 名の教員が京阪神地区を中心とした 71 の高校を担当し、それぞれの高校を訪問し連携を強めた。

【点検・評価】

〈長所〉

従来の大学入試による入学制度に対しての見直しと、これまで大学と高校との連携が不十分であったという反省から、現在、高等教育において高大連携を強化することが求められている。受験による偏差値のみで大学での進路を選択するのではなく、大学での教育内容を十分理解し、また学生の適性と希望に適した進路を選ぶためにも、高大連携を強めることはきわめて重要なことであり、また優秀な入学生を確保するためにも高大連携に取り組むことが必要である。文学部は本学の中でも先駆けて高大連携に取り組んでおり、プレ・ステューデント・プログラムもそれぞれの専修の特色を生かし、入学生に大学での教育・研究に早期に興味をもたせるために、大いに役立っている。学校担当者制度も文学部が積極的に高大連携を推進していること

の表れである。

〈問題点〉

プレ・ステューデント・プログラムは入試時期との関連で、早期の入試での入学者を対象とすることはできるが、一般入試による入学者は対象外となっている。現在の入試制度においては、受験科目が限定されるため、新入生は大学での専門分野の勉学にとって基礎的な学力が不足している場合がある。たとえば外国語外国文学系の専修に入ってくる学生が受験では日本史を選択したために、世界史の知識が著しく不足しているというケースも多い。このため入学後にきめの細かい履修指導を強化するなどの方策を検討することも必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

高大連携はさらに強化する必要があるが、プレ･ステューデント･プログラムは専修のホームページなどでの情報公開や、インターネットを通じて授業や指導を行うなど、効率的に運用する努力がなされるべきである。またこうした方法により、遠隔地の入学生、高校生に対しても効果的な指導を行うことができよう。

また、高大連携のための高校訪問やプレ・ステューデント・プログラムの開催、あるいは「Kan-Dai１セミナーによる出張授業など、高大連携を深めることはたいへん重要ではあるが、そのために教員の負担が増加していることも事実である。事務的な連絡などのサポート体制をさらに強化するとともに、効率的、合理的な運営に努力することが必要であろう。

ウ　各種資格課程

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、教員その他の免許や資格を取得するための課程を設けている。中学および高校の「教員」免許のための教職課程、「司書」および「司書教諭」のための図書館情報学課程、「社会教育主事」のための社会教育課程、「学芸員」のための博物館学課程がそれである。文学部においても、当該の課程を履修し、所定の単位を修得することでこれらの免許・資格を得ることが可能であり、とりわけ司書、司書教諭、社会教育主事、学芸員の資格に関してはもっぱら文学部教員がその授業を担っている。

このほか文学部では「認定証心理士」と「測量士補」の資格も取得することができる。「認定心理士」の資格は、教育学専修心理学コースの学生が所定の科目の単位を取得した場合、卒業時に社団法人日本心理学会に申請することで得られる。「測量士補」の資格は、史学・地理学専修の地理学コースの学生が測量に関する科目を修めれば、卒業時に国土交通省国土地理院に申請することで取得できる。

履修者数が最も多いのは、教職課程である。文学部では国語、社会、英語、ドイツ語、フランス語、中国語の６種類の中学校教諭一種普通免許状、および国語、地理歴史、公民、英語、フランス語、ドイツ語、中国語の７種類の高等学校教諭一種普通免許状を取得できる。2004 年度、デイタイムコースでは、中学校の免許取得者は延べ 147 名、高等学校の免許取得者が延べ 238 名で、それぞれ全学のデイタイムコースにおける免許取得者の 65.9%、48.9%を占めている。また、フレックスコースでは、中学校の免許取得者が 19 名、高等学校の免許取得者が 30 名であり、それぞれ全学のフレックスコースにおける免許取得者の 63.3%、55.5%を占めている。

その他の資格についてみると、司書の資格の取得者はデイタイムコースで 98 名、フレックスコースで 8 名である。司書教諭の資格取得者はそれぞれ 22 名と 0 名である。社会教育主事任用資格の取得者はそれぞれ 5 名と 1 名、学芸員資格を取得した者は、それぞれ 70 名と 6 名であった。

このほか、法人所管のエクステンション・リードセンターにおいて各種資格関連の授業を開設しており、学生は必要に応じてそれらを受講することができるようになっている。

【点検・評価】

教職課程の履修者および教員免許の取得に関しては、特に問題はないと思われる。また他学部において教

職課程の「教職に関する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に加算できない自由科目の位置づけとなっているものが多いのに対し、文学部では多くの科目が卒業単位に加算できることもあり、教職課程の免許取得者の増加に貢献している。

また、本学の新キャンパス構想には小学校を付設することが含まれており、それに伴って小学校教員養成課程の設置について検討を進めている。

エ　インターンシップ

【現状の説明】

本学では2003年度に文学部が率先して「学校インターンシップ･プログラム」を開始した。大学生には慣れ親しんだ「学校」という場に赴き、年少の子どもや学校の教職員とのふれあいを通して自分はいったいどのような存在であり、どのように人と接するべきか、といったアイデンティティ・社会性を形成するための一翼を担う重要な教育的制度である。2003年度には大阪府、神戸市、大阪市の３つの教育委員会と連携協定を締結し、38高校にのべ96名の学生を派遣し、単独の大学が行うインターンシップ事業としては全国一の規模となった。2004年度には派遣先を小中学校にも拡大し、さらに近隣の7つの市教委（豊中市、箕面市、吹田市、茨木市、高槻市、長岡京市、東大阪市）と新たに連携協定を締結した。2004年度の派遣先は全学で119校（小学校52校、中学校19校、高校42校、養護学校2校)、派遣学生はのべ315名であり、このうち文学部の学生は153名で約半数を占めている。

このプログラムの実施に当たっては、学生向けインターンシップ説明会、派遣先の学校への説明会、面接選考、内定者オリエンテーション、事前講座、事後報告会などを開き、プログラムの円滑な実施への努力を行っている。

なお、本制度は、2005年度からこれを大学全体の高大連携運営委員会の運営に委ね、全学的な取り組みとなり、文部科学省から「特色ある大学教育支援プログラム」（特色ＧＰ）に採択された。

【点検・評価】

〈長所〉

学校インターンシップ・プログラムは、「学理と実際の調和」を学生自身が考えることのできる重要な機会を提供している。2004年度の事後報告会の時点でのアンケート調査によれば、インターンシップ学生と受け入れ学校教員の 45%が「たいへん満足」、45%が「満足」と答えており、このプログラムは参加した学生と受け入れ学校の双方に高く評価されているといえよう。また期間中にインターンシップ学生が成長したかどうかを問う質問に対して、受け入れ学校の教員の 14%が「めざましく成長した」、86%が「おおむね成長した」と答えており、「あまり成長の跡が見られなかった」という答えは0%であった。

こうしたインターンシップの意義を重視して、学校担当者制度（イ―(エ)の項参照）で担当している高校には文学部教員が出向き、インターンシップ学生の円滑な受け入れについて話し合いの機会を持っている。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

アンケートの中にきわめて少数であるが不満を表明する学生もいた。その不満の内容は、派遣先の学校での主な仕事が図書館の蔵書データの作成補助で、生徒との交流を期待していたのに、それができなかったというようなものである。この問題の解決のためには、受け入れ学校や派遣学生の意見を十分に聞いて、相互の食い違いが生じないよう、さらに努力することが必要である。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

（ア）派遣留学

本学では、海外の協定校との間で派遣留学生の単位互換を行っている。本学から協定校に派遣された留学

生に関しては、当該学生が協定校で受講し合格した科目について単位認定を行っている。文学部では、関連専修の学務委員を中心として専修の教室会議で単位認定の素案を作り、教授会に諮って承認を得ている。この単位認定の手順は、以下に述べる認定留学、編・転入学の場合も同じである。

2004 年度にこの制度により単位認定を受けた文学部の学生は 8 名であった。

（イ）認定留学

2004 年度に外国留学から帰国し、外国で修得した科目の単位認定を受けた文学部の学生は 4 名であった。

（ウ）編・転入学

他大学および本学の他学部からの編・転入学生に関しては、教養科目および外国語科目を中心に単位認定を行っている。2004 年度、文学部は 19 名を受入れている。

（エ）ＤＤプログラムによる学位取得

DD プログラムを前提とした文学部への入学者数は 2004 年度 2 名、2005 年度 1 名である。

（オ）海外語学セミナー

文学部では 2005 年度から 2 セミナー4 単位を限度として卒業所要単位に算入することとした。

【点検・評価】

単位互換・単位認定は学務委員、専修の教室会議、教授会を通して運営されており、適切な手順といえる。また、海外語学セミナーの修了者にはこれまで自由科目として単位を認定してきたが、2005 年度入学者から 2 セミナー4 単位を限度として卒業所要単位に算入することができるようになった点は、学生の外国語学習意欲を高めるのに役立っているといえる。

カ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

（ア）社会人学生と帰国生徒

社会人入試により文学部に入学する学生は毎年数名程度で、現在、1 年次から 4 年次まで合計 15 名の社会人学生がこの受け入れ制度により文学部に在籍している。

社会人学生に対する教育上の配慮は特に行っておらず、原則的に他の一般学生と同等に扱っている。ただし、フレックスコースが設置されているので、職業をもつ社会人は夜間や土曜日にその科目を受講し、単位を修得することが可能である。

帰国生徒入学試験によって文学部に入学する学生は毎年 10 数名ある。現在 1 年次から 4 年次までこの制度により入学し、文学部に在籍している学生は合計 41 名である。

帰国生徒は一般学生に較べて高い外国語能力をもっている場合が多い。これを考慮し、外国語検定試験で所定のスコアを取得し、また合格している者に対しては外国語検定科目の単位認定を行い、卒業所要単位に算入している。また英語能力の高い者は、特別クラスである上級外国語を受講することができる。

（イ）外国人留学生

留学生入試によって文学部に入学する外国人留学生は毎年数名で、この制度により文学部で在籍している学生は 1 年次から 4 年次まで合計して 12 名（中国 7 名、韓国 5 名）であり、このほかに DD プログラムにより英語英文学専修に在籍している留学生が 3 名（いずれもアメリカ合衆国）いる。

外国人留学生に対しては、日本での学業生活に対応できるよう、次の科目を開設している。

・外国語科目として、日本語Ⅰ～Ⅳを置き、計 8 単位を修得する。また、これ以外に英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語のうちから、日常使用言語を除く 1 ヵ国語を履修する。このうち英語については上級外国語（英語各科目）を履修してもよい。

・外国人留学生のための選択科目として「日本事情」が開設されている。日本の文化と社会、日本の経済と技術などのテーマがあり、企業その他への学外授業（見学会）も実施している。これは全学共通であ

る。

【点検・評価】

社会人学生に対しては一般学生と同等の配慮を加えており、これといって特別視はしていない。これは長所ともいえるが、一方では必修単位数の軽減や、４年を越える就学コースの設置などの配慮が必要とも考えられる。今後生涯教育がますます重視されることが予想されるので、社会人入学者が学びやすい教育環境を整備していくことが求められよう。

帰国生徒について、外国人留学生に対して日本語や日本文化の紹介の科目を開設しているのは、彼らが日本での生活と学業にとけこむために一定の効果を発揮していると考える。

国際化がいっそう進んでいく中で、外国人留学生に対して適切な対応をすることが求められるようになっている。文学部の学生規模と比較すると、外国人留学生の数は現在のところ少ないといわなければならない。外国人留学生にとっても魅力ある教育プログラムを提供することが求められるであろう。協定校からの受け入れの外国人留学生やDDプログラムの留学生の授業は日本人学生の教育と原則的に別個に行われており、相互の交流が少ないことも問題である。

社会人学生や帰国生徒に対しては個々の教員がケースに応じて、授業についてくることができるよう指導している。ただし、制度として具体化していないという問題点がある。どのような対応が必要であり可能なのか、今後検討する余地を残している。

キ　生涯学習への対応

【現状の説明】

生涯学習への対応としては、社会人入学制度による社会人の受け入れに加えて、科目等履修生および聴講生の制度が全学的に設けられている。文学部では、科目等履修生のために、学士学位や教員免許のほかに、司書、司書教諭、社会教育主事、学芸員の資格取得のための課程を担っている。2005年度の文学部における科目等履修生は38名（デイタイムコース27名、フレックスコース11名）、聴講生は21名（デイタイムコース17名、フレックスコース4名）である。

また「大学基礎データ　表10」に見るように、数多くの公開講座を開催しているが、文学部の教員が多く講師をつとめ、学外の社会人等の学習意欲に応えている。

【点検・評価】

現在のところ特に大きな問題は見当たらない。

ク　正課外教育

【現状の説明】

正課外教育としては、本学の外国語教育研究機構が「英語集中コミュニケーション講座」を年３回開催するほか、英語オンライン教材「アルク・ネットアカデミー」を導入しており、文学部学生もこれらの機会を利用して学力向上をはかることができるようになっている。

このほか、正課外活動として外国語弁論大会、各種コンクール、スポーツ大会への参加を挙げることができ、多くの文学部学生がこれにかかわっている。

【点検・評価】

外国語弁論大会、各種コンクール、スポーツ大会などで活躍する学生は文学部表彰制度で表彰されている。2004年度の実績は41名である。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育効果の測定

成績評価の方法には、「定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験など（平常成績）で総合評価する」、「筆記試験のみ」、「論文（レポート）のみ」の３通りがあり、文学部の専門教育科目全990科目における測定方法の内訳は次のとおりである。

・定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験など（平常成績）で総合評価する　876科目　88.5%
・筆記試験のみ　32科目　3.2%
・論文（レポート）のみ　82科目　8.3%

このように、「定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験など（平常成績）で総合評価する」場合が多くの割合を占めているのは、試験１回の成績のみで判定するのではなく、平常時の小試験やレポートを通して、学習意欲や理解度を確認しながらの総合的な評価に重点を置いているからである。これらの教育効果の測定方法・基準についてはすべて『文学部講義要項・講義計画』（シラバス）に明記しており、教員・学生を通じて共通の認識ができている。

また、在学期間を通しての教育効果を測定するために、文学部では卒業論文（20,000字程度）の作成を必修としている。査定に関しては、卒業演習担当教員のほかに１～２名の教員が加わり、それら複数教員によってほぼ１ヵ月かけて査読を行い、テーマに関する視点と知識、資料の収集や分析の能力、データ解析能力、文章力、構成力、説得力などを検証する。そして査読教員全員による口頭試問を経て評価をくだすというシステムをとっている。

教育効果の測定方法の大枠に関しては、１年次の「知のナヴィゲーター」担当者の連絡会議、「テーマ・プロジェクト」担当者会議、各専修の教室会議等で随時話し合いの機会をもち、意思の統一をはかっている。また、複数の教員がリレー方式で担当する科目に関しては、授業開始前や授業期間中、および授業終了後などにミーティングを行い、担当者全員の合意のもとに最終的評価を行っている。

なお、教育効果測定のシステム全体を検証する仕組みに関しては、現在のところ十分な導入はなされていない。卒業論文やリレー方式の授業などを除けば、おおむね個々の教員が独自に判断しているという状況にある。ただし、学生による授業評価アンケートと５段階評価は公開ではないものの各担当教員に示され、教育効果測定の改善のための有用な材料として利用されている。また、教養科目・保健体育科目、外国語科目、専門教育科目（必修・選択）ごとの平均点や優・良・可の割合は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されてはいるが、そのデータをもとにして学部で議論する制度は現在のところない。

（イ）卒業生の進路

文学部は「総合的な人文学的知性の養成」を重視しており、その教育成果として、必ずしも出身専修における専門にとらわれずにさまざまな分野の職種に就き、活躍している。

文学部第１部の場合、「大学基礎データ　表８」に示したように、多くは民間企業に就職しており、製造業、金融･証券、商業、運輸･旅行、マスコミが主な分野となっている。中学校・高等学校教員は近年採用数が増加の傾向にあり、今後とも積極的に支持推進していくべき職種である。

大学院進学は第１部の場合、2003年に58人、2004年に52人であり、それぞれ卒業生のうち7%、6%となっている。

【点検・評価】

〈長所〉

教育効果の測定に関して、全体として出席を含めた平常の成績を重視しているのは、総合的な評価方法として妥当なものといえる。また、各科目における教育効果の測定方法・基準はすべて『文学部講義要項・講義計画』（シラバス）に明記しており、教育効果の測定方法に関して学生と教員が共通の認識を持てるようになっている。このほか、学業の最終的な教育効果を測る指標として卒業論文を必修にし、複数の教員による合意のもとで成績を判定している点も評価されよう。

卒業後の進路に関しては、培われた柔軟な人文学的知性を基礎にして学生が多種多彩な分野に就職し、活躍しているのは文学部の特色の１つというべきである。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

教育効果を測定するシステムは全体としてかなり有効に機能していると思われるが、それを検証する仕組みが十分に導入されていない点が問題としてあげられる。卒業論文やリレー式講義以外の教育効果の測定は、授業担当の個々の教員の判断に任されており、よってその妥当性を組織的に検証するためには、学部や専修において定期的な研修会を開催するとともに、学生の授業評価のデータ公開を進める必要があろう。そして、それらにもとづき、より客観的な評価方法を検討すべきである。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

文学部では学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために、春学期・秋学期それぞれの履修単位制限を 28 単位と定めている。教職・学芸員などの資格取得のための自由科目もこの範囲内で履修しなければならない。ただし、ビジネス・インターンシップ 2 単位、学校インターンシップ 2 単位、書道（一）・書道（二）各 2 単位、教育実習（一）2 単位、教育実習（二）3 単位は、学生の実践的能力を高める目的で設置されているものであり、28 単位とは別枠で履修することができる。

なお、編・転入学生の場合は 2 年間での卒業を見込んでいるために、不足する教養、外国語、保健体育科目の修得単位については履修制限を設けず、多くの単位を履修できるようにしている。

成績評価は、すべての科目について 100 点満点で素点を出し、100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格としている。そしてそれを学期ごとに学生に発表し、発表後 3 日間を疑義申出期間としているので、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室を通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教師は、出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することとしている。学生の成績は毎年５月に行われる「文学部教育懇談会」の案内とともに、保護者にも通知している。

また、２年次の専修分属の際、専修分属希望者が最大受け入れ数を超過した場合には、各専修がそれぞれに設定した基準によって選考を行い、成績上位の者から進学者を選ぶようにしている。

定期試験はその実施が厳格に行われるような措置をとっている。実施は「監督マニュアル」をもとに行われ、試験科目の履修者の人数に応じて試験監督者数を割り当てており、最大 4 人まで試験監督がつくことがある。学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに、不正行為の防止に極力つとめている。また、答案用紙の回収漏れがないようにするため、回収後ただちに事務職員が再度枚数をチェックするという体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、それ以前に受けた定期試験をすべて無効にし、本人に強く反省を求めるなど、厳正な態度で臨んでいる。

各年次における学生の質を検証・確保するための仕組みは、今のところ、学期末に行う各科目の成績判定がその役割を果たしているといえるが、ほかに再試験制度をとっていないことも挙げることができる。すなわち、病気その他のやむをえない事情が発生した場合を除き、改めて試験を受けることはできないため、学生は計画的に履修をする態度を身につけている。卒業時に関しては、前述したように、卒業論文を必修として課していること、その成績評価についても時間をかけて複数教員が査読し、口頭試問を通じて成績を判定

するという手続きにより、学業のレベルを維持、確保するようにしている。

学生の学習意欲を刺激する方策としては、各学年および卒業者の成績優秀者に対する特別表彰制度を設けている。前者の場合には教授会で、後者の場合には卒業証書授与式において表彰している。また、各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が 2001 年度から全学的に発足した。現在、この制度によって給付奨学金を得ている学生は 1 年次に 52 人、2 年次に 24 人、3 年次に 35 人、４年次に 25 人いる。

【点検・評価】

〈長所〉

成績を厳格に評価する仕組みはかなり整っているといえる。履修科目登録の上限設定、成績評価方法、各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途、学生の学習意欲を刺激する方策など、いずれもしかるべき工夫を加えている。

なお、春学期・秋学期それぞれの履修単位制限を 28 単位と定めているが、これは資格関連科目を中に含めているためであって、制限単位数として特に問題はないといえる。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

成績評価は、多くの場合、個々の教員の判断にもとづいている。これをどのように厳正かつ客観的な評価により近づけていくは課題として残っており、GPA の導入を含め、今後の検討課題としたい。

また、成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付はいずれも新設の制度でもあり、学生に対して十分に周知されているとはいいがたく、学生の学習意欲の向上に十分な効果をあげているところまではいっていない。ただ単に成績優秀者に結果として奨学金が給付されたり、表彰されたりするというのではなく、インセンティブを高めるためにこの制度が積極的に用いられるよう工夫したい。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

文学部は 2 年次専修分属の制度を採用しているので、学生は 1 年間の準備期間を経てみずからの専門を決めることができる。このように 2 年次に多様な専門分野の中から、個性に応じて十分吟味したうえでみずからの学問分野を選択できるというのは学生にとって非常に良い制度であるが、他方、自分の目指す学問分野をどのように学修すればよいかを指導する必要が生ずる。そのため文学部では、Q&A 方式の『文学部新入生のためのガイドブック 2005』を新入生全員に配布するとともに、専修ごとにオリエンテーションや履修モデルの提示等を積極的に行っている。今後これらの履修指導方法の改善により、さらに学生の学習効果を高めることを目指している。

（イ）オフィスアワー

文学部ではオフィスアワー制度を設けている。これは授業や進路その他のさまざまな相談事に教員が対応するためのものであり、各教員が１週間のうち１コマ分の時間をこれにあてている。

（ウ）留年生に対する配慮

４年終了時に留年する学生は休学者を含め毎年 140 人前後いる。留年者が出るのは、厳格な成績評価の仕組みをとっていることの結果でもある。「大学基礎データ　表６」に示したように、第一部の場合、卒業合格者は 2003 年度は 78.1%、2004 年度は 80.4%である。休学の理由は、留学や海外ボランティアなど学生本人の自覚的な選択である場合のほか、勉学の問題、家庭の経済状態などさまざまである。留年生に対する指導は基本的に卒業演習担当教員が行うほかに、専修内でも協議、対応を心がけており、7、8 年目の学生に対しては成績発表時に事務室が事情聴取をして指導するようにしている。特に相談を希望する学生には、担当教員、学生相談主事などが随時相談に応じている。

【点検・評価】

〈長所〉

履修指導は、１学科多専修制導入後、とりわけ新入生に対して丁寧に行っており、適切であるといえる。『文学部新入生のためのガイドブック 2005』は科目履修のためのわかりやすい手引きである。これらにより、カリキュラムの多様化に伴う履修上の悩みもほとんど解決できていると考える。またオフィスアワーは学生と教師が学習や学生生活、進路等について親しく話し合いを行う貴重な場を提供している。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

オフィスアワーは、学生側からすれば他の受講科目と時間的に重なることがあり、全体として十分に利用されているとはいいがたい面もある。今後はもっと積極的に活用するよう学生に勧め、教員側もこれに応えていく必要がある。留年生に対しては各教員・専修による個別的対応が主たるものであるが、今後はＴＡ（ティーチング・アシスタント）制度を活用し、大学院生が相談にのるという方式の採用も考えられる。

エ　教育改善への取り組み

【現状の説明】

文学部では教育の改善や活性化をはかるために組織的取り組みを行っている。

まず、全学共通教育推進機構の FD 部門委員会が企画する「学生による授業評価」にもとづくアンケートを実施していることが挙げられるが（後述)、そのほか文学部独自の取り組みとして、３年次生を対象に学習と生活の実態を調査すべく、文学部自己点検・評価委員会が 1996 年度、1998 年度、2000 年度、2002 年度に学生アンケートを実施し、『文学部学生の学習と生活』と題する報告書をまとめている。これらの情報は各教員の創意工夫や各専修における教室会議の中に活かされている。学部としては学務委員会、テーマ・プロジェクト担当者会議をはじめとする各種委員会において、指導方法やカリキュラムの問題に関して話し合いを行い、教育の改善と活性化をはかっている。

活性化の方途の一つとして、本学にはゲストスピーカー制度があり、文学部でもこれを採用している。これは各教員が年に 1 回、授業内でゲストスピーカーを招くことができる制限であり、2004 年度には 25 科目においてこの制度が利用された。この制度の趣旨は、当該科目に関連して実社会で活躍している人に講義をしてもらうというというところにあり、学際的・実践的な教育を理念とする文学部にとってもふさわしい制度といえる。また、学部としては、外部の研究者や学識経験者を招いて随時、講演会を開いている。2004 年度には研究者向けに 3 回、新入生歓迎講演会を 1 回、学生向けの学術講演会を 1 回行った。

このほか、3 年次の演習や 4 年次の卒業演習では多くの教員が合宿を行い、集中的な学習や学生・教員間のコミュニケーションを密にする工夫を行っている。合宿の際にはクラス懇談会補助費を用いることができ、また、オリエンテーションその他を円滑に行うための教育行事補助費もある。

シラバスは『文学部講義要綱・授業計画』を作成し、文学部における開講科目のすべてについて掲載している。内容は、(1)授業科目名、(2)授業形態（春学期、秋学期の別)、(3)単位数、(4)担任者名、(5)講義概要、(6)講義計画、(7)成績評価の方法、(8)教科書、(9)参考書、(10)備考の各項目に分けて詳細に記載している。また、2004 年度より Web 上でシラバスを容易に見ることができるようになったため、冊子体のシラバスは教員全員には配布するが、学生には希望者のみに配布するものとした。いずれにしても、これによって学生は履修科目を選択する際の詳しい判断材料を手にすることができ、綿密な受講計画を立てることができるようになっている。

ＦＤに関しては、全学共通教育推進機構が毎年ＦＤフォーラムを開催しており、年２回発行の報告書を通じて全学に周知されている。2004 年には「教養教育を主とした学部教育改革について」のテーマのもとにパネルディスカッションが開かれ、導入教育の事例として文学部教員および学生による「知のナヴィゲーター」が紹介、討議された。

また全学共通教育推進機構のＦＤ部門委員会が企画する「学生による授業評価」に文学部は積極的に協力

している。2004 年度の場合、春学期の授業では対象 546 クラスのうち 512 クラスで実施され（93.8%）、通年クラスないし秋学期の授業では対象 539 クラスのうち 493 クラスで実施（91.5%）されている。調査では５段階評価のほかに授業に関する意見を自由に記述できる欄があり、後者は直接担当教師に渡される。また５段階の評価結果は担当教員に集計結果がフィードバックされる。学生の授業評価に対する教員のコメントは学生が閲覧できるようになっており、授業評価に対する学生と教員の意見交換会も開かれている。

学生満足度の調査に関しては、2005 年度４月、文学部新入生を対象にアンケートを実施している。それによれば、入学に際しての満足度は「大変よかった」「まあ良かった」が計 85%を示している。このほか、「大学でやりたいこと」「卒業後の進路」などの項目につき 2000 年度のアンケートと比較し、また専修分属希望についても質問を行い、集計した。

【点検・評価】

〈長所〉

シラバスはかなり充実しており、学生が履修を検討する際に必要かつ十分な内容を持っている。内容も全科目で同一の書式をとっているため、見やすいものとなっている。また学生による授業評価に対して教員も協力的である。教育の改善および活性化に関しても適切な措置をとりつつあると考える。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

現在、学生による授業評価がどのように活かされるかは基本的に教員個人の判断にゆだねられている。学生による授業評価の信頼性に疑問を持つ教員の声もあるが、学生の意見を聴取することは必要であり、今後はそのような学生の意見を活かすために、学生と教員の意見交換会検により多くの学生や教員が参加できるようにするなどの工夫が必要である。

学生の授業評価に対する教員側のコメントは印刷されて学生が閲覧できるようになっているが、これをより多くの学生が閲覧できるようにするために Web に掲載するなどの必要であろう。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

文学部の専門教育科目の授業形態および授業方法は以下のとおりである。

ａ　１年次の共通専門科目

「(1) 教育課程等　ア　文学部の教育課程」において述べたように、１年次には「学びの扉」、「知へのパスポート」、「知のナヴィゲーター」の３専門教育科目を置いている。「学びの扉」は入門講義、「知へのパスポート」は入門演習、「知のナヴィゲーター」は文献・資料の読解方法、レポート作成のしかた、みずからの意見を整理・発表し、また他者と議論するなどのスキルを育成する.

ｂ　２年次以降

- 講義系科目（概論、概説、研究など）：科目内容の背景・理論・現状・課題などの基礎的・全体的な知識を得る事を目的とし、比較的多人数による授業を行う。
- 講読系科目（講読・作品研究など）：原典の購読により、語学力を高めるとともに、原典に基づいて研究する態度を養うことを目的とする。
- 演習系科目（演習・実験・実習）：講義系科目の理論・現状・課題などに基づき、実際に演習・実験・実習することにより、科目内容の理解を深めることを目的とする。

この中には正規の教員以外に実習補助者を用いている科目もある。実験・実習費を徴収している史学･地理学専修の地理学コースや教育学専修の心理学コース、司書及び司書教諭課程の IT を使う演習科目では大学院生その他を TA として参加させている。ほかにも、英語英文学専修のＬＬ関係科目でも補助者を配置している。2005 年度より講義系科目でも大学院生の TA を参加させることができる制度ができた。

また、１年次の「学びの扉」など、複数の教員で分担して授業を行うのを特色とする科目もある。

（イ）マルチメディアを活用した教育

小講義室を除き、多くの教室には VTR、DVD などの放映と教材提示がセットされており、これらの設備を多角的に組み合わせて教材をテレビ画面に提示することができるようになっている。これらの教室の一部には教卓にインターネットのコンセントが付設されており、授業中に Web サイトを教室のテレビに表示することができる。また、数は少ないが、一部の大教室にはパソコンやインターネット Web サイトの内容を放映できるプロジェクターが設置されている。また、移動式のプロジェクターも一部用意されている。

2004 年度の現代 GP の採択により、それまで工学部を中心に試行的に使われてきた e-Learning システムの CEAS（Web-Based Coordinated Education Activation System）が全学的に利用できるようになり、これと併行して、2005 年度から関西大学のシラバスと連動した「授業支援システム」が利用可能になった。これらはいずれも教材提示・学生との連絡・課題作成・成績管理などが可能であるが、現時点では一部の教員が試行的に授業に利用しているのでみであり、今後、多数の教員に利用されることが期待される。

【点検・評価】

〈長所〉

文学部における授業形態と授業方法は現段階でおおむね適切な配慮を行っているといえる。また、少人数クラスが多いこと、各種の形態の授業をバランスよく配置していることも評価できる。マルチメディアを活用した教育も現在、整備が進行中である。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

新しい授業方法として CEAS、授業支援システムとして e-Learning システムが導入されたが、これらのシステムはまだ始まったばかりであり、教員がこれらのシステムに慣れ、実際の授業に活用できるようになるためには研修の促進などのさらなる方策が必要と考えられる。また、演習科目によっては多数の受講者が集中するケースがあり、クラス編成、時間割編成にいっそうの配慮を加えなければならない。さらに、多人数の実習・実験科目では１人の教員で１クラスをカバーできない状況も生じているため、ＴＡ制度を今後充実させていくこと必要があるといえる。

カ　４年卒業の特例

【現状の説明】

本学では４年未満での卒業を認めていないが、2004 年度より大学院に進学する場合に限って３年終了時での飛び級制度を実施しており、初年度は７人がこの制度により大学院に進学した。

【点検・評価】

学習進度の速い能力のある学生が形式的な制度にとらわれずに大学院に進学できるこの制度は、本人の可能性を高め、才能を開花することを助けるので、今後もこの制度を続ける必要がある。

ただしこの場合、本学では３年次卒業を認めていないので、形式上は学部中途退学者扱いになってしまう。大学設置基準では 3 年次卒業を認めているので、本学でも学則変更により、3 年次卒業を制度化する必要があろう。

（3）国内外における教育研究交流

【現状の説明】

本学の教育理念「学の実化」を支える方針の１つとして「国際化」の促進がある。この方針にのっとり、

本学は「３・３・３構想」、「ＡＰ構想」を順調に実現するとともに、「国際交流の新たな展開―Globalizing Kandai」という新たなビジョンを提唱し、今後５年間で海外の協定大学を50校まで拡大して学生の国際交流を推進しようとしている。デュアル・ディグリー（DD）プログラムもこうした国際交流推進の一環であり、さまざまな方策を通して世界に通用する人材の育成を進めている。文学部における国際交流推進も、こうした全学の基本方針にもとづくものである。

文学部の受験生向けガイドブックでは海外における研究教育交流について紹介している。すなわち、(1)海外協定大学への派遣留学、(2)認定留学、(3)海外語学セミナーであり、これらの交流について新入生にもガイダンスや授業で推奨している。

文学部からの交換派遣留学生の実績は2003年度は5名、2004年度は8名である。この数字は文学部としてはいかにも少ないが、しかし大学全体では交換派遣留学生の数は2003年度が16名、2004年度が19名なので、比率としては小さくない。また、協定関係のない大学にみずから留学する場合、文学部教授会の審査を経て認定留学として認めており、2004年度の実績は4名である。

このほか、私費留学生の数は、把握しているだけでも2003年度に13名、2004年度13名いる。大学を休学する私費留学生の場合、留学する旨を届けない学生もおり、単なる休学なのかどうか不明なケースもあるが、学部としての性格上、私費留学生の数は多いといってよい。

海外語学セミナーについていえば、文学部からの参加者は2003年度は合計35名、2004年度は合計68名おり、増加の傾向を見せている。全学の参加者が2003年度は78名、2004年度は142名なので、文学部学生の参加者が半数近くを占めていることになる。

DDプログラムにおける文学部入学者は、2004年度が２名、2005年度が１名である。

また招聘研究者や協定大学からの交換研究者には滞在期間中に学生を対象とした講演会を開いてもらっており、学生たちの国際交流に一役かっている。

【点検・評価】

〈長所〉

近年、本学は海外協定大学を増加させ、また海外語学セミナーの開催地を増やしてきた。文学部教員はこれを積極的に推進し、また学生を送り出している。留学生の数も増加傾向にあり、全学における国際交流体制の整備と歩調をあわせるかたちで、文学部の国際化および国際交流も着実に進展していると考える。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

大学としての国際的な教育研究交流の体制は着々と進んでいるものの、文学部の教育研究における国際交流の現状を見ると、海外への留学生はまだ多いとはいえず、また語学留学のための留学がほとんどである。また外国人留学生の受入数も多いとはいえない。教育上の国際交流をより発展させるためには、大学全体の留学制度や国際交流体制の進展に待つところが多い。

３　学生の受け入れ

文学部では学部としての理念にもとづき、一般入学試験のほかに、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ文学部での学習に意欲をもつ学生を受け入れるための多様な選抜方法を取り入れている。異なる学習歴や特色をもつ学生の関心・能力を育むことが「総合的な人文学的知性の養成」という理念にもかなうと考えるからである。また2004年度からは学科別選抜方式に代えて学部一括募集を始めた。これは文学部の１学科多専修制移行にともなう措置であり、より優れた学生の定着をめざしている。

一般入試に関しては全学の記載において詳細に述べてあるので、ここでは文学部独自の選抜方法、方針等

を中心に説明する。

（1）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

次項に述べる募集・選抜方法によってどの程度の数の学生を入学させるかの方針につき、文学部ではおおよその目安を設定している。それは、センター利用入試を含む一般入試で 50～60%、指定校制推薦入学で 20～30%、残りの 10%～20%をＡＯ・一高・留学生・ＤＤ入試等で受け入れるというものである。2005 度入試の実績を見ると、一般入学試験による入学者が 55.1%、指定校制推薦入学による入学者が 27.5%、その他の入試による入学者が 17.4%という数字を示している。

また、文学部は総合的な人文学的知性の育成をめざしており、入学試験もその目的にかなうよう配慮している。本学部にはさまざまな学問領域があるが、その学業遂行に対応しうるような基本的な科目を課しているのである。具体的には次のようになる。

ア　３教科型：英語、国語、および社会その他

・一般入試（A 日程、S 日程、後期 B 日程）、センター利用入試（後期）は、いずれも外国語（英語）と国語を受験必須科目とし、もう１科目は社会などの科目を配している。これは基礎学力を重視する型である。

イ　外国語の重視：英語およびその他の外国語

・センター利用入試（中期）では、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目として課している。また、外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、デュアル・ディグリー（DD）入試では、いずれも英語を受験必須科目としている。

・英語以外の外国語、すなわちフランス語、ドイツ語、中国語でも受験できるのは、社会人入学試験、編・転入試、および社会人編・転入試である。これは、本学部にフランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、中国語中国文学専修という外国語系専修があるためで、受験科目がそれに対応したものとなっている。

ウ　面接・書類選考の重視

・面接や書類選考を重視しているのは、指定校制推薦入学と AO 入試である。これは単なる知識量では測れない多様な学生を受け入れるためのもので、幅広く柔軟な知性を涵養する文学部の方針にかなうものといえる。

このように入試科目においては、基礎学力のほか英語などの外国語および国語を重視することが特色となっている。また、これ以外の科目としては、多くの場合、社会（地歴、公民）を配置している。これらはいずれも人文学の探究や国際化の推進のために重要な科目であり、また先述した 10 の専修いずれのカリキュラムにおいても必要とされる基礎知識でもある。このほか、指定校制推薦入学と AO 入試では面接や書類選考を重視するという特色をもっている。

【点検・評価】

〈長所〉

センター利用入試を含む一般入試で 50～60%、指定校制推薦入学で 20～30%、ＡＯ・一高・留学生・ＤＤ入試等で残りの 10%～20%を受け入れるという方針は文学部が独自に設定しているものであるが、知識を問う一般入試と、偏差値にあらわれない学習意欲や帰属意識、外国語の能力など多様な実力を問う指定校制推薦入学その他の入試とが、バランスよく組み合っているといえる。

また、文学部には多くの学問領域が含まれているが、その学習の基礎となっているのは外国語特に英語、および国語である。入学試験科目は、基本的にそのような文学部の学習カリキュラムに対応したものとして

ある。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

人文学的知性の養成には、多様な分野の知識や学力が必要である。外国語や国語の他に、数学の学力も実はその１つであるといえよう。研究を遂行する上で、数学によって涵養される合理的な論証能力は不可欠なものだからである。

これまで文学部の受験生は一般入学試験およびセンター試験を利用する場合には数学を選択することができた。これに加えて 2006 年度にはセンター利用入試において数学の得点を利用できる新たな方式を導入することにした。

このほか、2006 年度の新方式としてはＤ日程入試を実施する。これは外国語（英語）と漢文の２教科型入試であり、国語国文学専修をはじめ、史学・地理学専修、中国語中国文学専修等のカリキュラムに適した入試科目といえる。

（2）学生募集方法、入学者選抜方法等

【現状の説明】

文学部の場合、2005 年度の全入学者（履修届提出者）942 名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は 519 名（うちフレックスコースは 26 名）、その他の多様な入学試験による入学者は 423 名（うちフレックスコースは 11 名）であった。このように、多様な入学試験を通じて入学してくる学生がかなりの割合を占めている。これは「大学基礎データ　表 13・表 15」に示したとおりである。

ア　一般入学試験

2005 年度の一般入学試験として文学部はＡ日程、Ｓ日程、後期Ｂ日程、センター利用入試を行った。その日程、教科、配点は次のとおりである。

・Ａ日程（三教科型）　2004 年 2 月 2 日
　英語（200 点）　国語（漢文を除く　150 点）
　世界史、日本史、地理、政治・経済、数学の中から１科目選択（100 点）　450 点満点
・Ｓ日程（三教科型）　2004 年 2 月 6 日
　教科および配点はＡ日程と同じ
・後期Ｂ日程（三教科型）　2004 年 3 月 2 日
　教科および配点はＡ日程と同じ
・センター利用入試
　前期（ベスト３科目 傾斜配点方式）
　　個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する
　　800 点満点：ベスト３科目のうち、最も高得点の科目を傾斜配点により 400 点に換算する
　中期（個別学力試験（英語）＋３科目）　2004 年 2 月 8 日
　　個別学力試験として英語を課すとともに、大学入試センター試験の国語〈古典（古文、漢文)〉、地理歴史および公民のうちの１科目、数学および理科のうちの１科目をあわせた総合点で判定する
　　500 点満点：英語 200 点、大学入試センター試験の３科目はそれぞれ 100 点
　後期（後期Ｂ日程＋５科目）　2004 年 3 月 2 日
　　後期Ｂ日程３教科の得点および大学入試センター試験の５科目の得点をあわせた総合点で判定する
　　1000 点満点：後期Ｂ日程 500 点満点、大学入試センター試験 500 点満点

また、一般入学試験の選抜方法に関して、2004 年度の１学科多専修制への移行にともない、学部一括募集

制を採用した。これは入学時にすべての学生を総合人文学科という１学科の学生として受け入れるという方式である。

これ以前の多学科制をとっていた時期において、募集の単位は各学科であり、受験生には８つの学科およびフレックスコースに対して第１希望から第８希望までを記入させていた。合否判定は第１希望を優先させるかたちで各学科・フレックスコースへの合格をまず決め、第１希望の学科・フレックスコースに入りきれなかった者を第２希望以下、合格予定人数を満たしていない学科に順に割り振るという、いわゆる「学科回し」方式をとっていた。この方式をやめて学部一括募集制をとることにしたのである。したがって新入生はすべて文学部・総合人文学科に属し、２年次にはじめて各専修に分属することになる。

なお、本学では一般入学試験（Ａ・Ｓ日程）、センター利用入試、および後述のAO入学試験の成績優秀者に対する「関西大学学部給付奨学金」制度を設け、入学初学期の授業料と教育充実費の合計金額を給付している。2005 年度、文学部入学者で当奨学金を受けた者は一般入学試験（Ａ・Ｓ日程）で 37 名、センター利用入試で 15 名である。

イ　指定校制推薦入学

指定校制推薦入学は、文学部での勉学を強く希望し、かつ所属する学校長が成績・人物ともに優秀として推薦する生徒を受け入れることによって学生の質を維持向上させる、というねらいがある。指定校の選定は、基本的には文学部への入学実績および合格者実績を基準として決定している。また、一定以上の実績を残している指定校については募集を複数名にする措置をとり、逆に、応募実績や入学後の追跡調査により、指定校に注意または警告し、問題点が多い場合は指定を取り消すなどの点検をたえず行っている。

応募資格は「一般推薦」と「国際推薦」の２つに分かれ、評定平均値を次のように定めている。

・一般推薦（全日制課程）

1）全体の評定平均値が 4.0 以上の者

2）全体の評定平均値が 3.6 以上の者で、英語もしくは国語の評定平均値が 4.3 以上の者

・国際推薦（全日制課程の国際教養科またはそれに準ずる学科・コースで、入学後に国語国文学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、中国語中国文学専修に進むことを希望している者）

1）内申成績の評定平均値 4.0 以上の者。

2）a. 全体の評定平均値が 3.6 以上の者で、英語もしくは国語の評定平均値が 4.3 以上の者

b. 全体の評定平均値が 3.8 以上の者で、国語国文学専修を希望する場合は国語、フランス語フランス文学専修を希望する場合はフランス語、ドイツ語ドイツ文学専修を希望する場合はドイツ語、中国語中国文学専修を希望する場合は中国語の評定平均値が 4.0 以上の者。

指定校制推薦入学希望者に対しては、以上の書類選考のほか、面接を実施している。現在、11 月の日曜日に全員を集め、総合ガイダンスを行うとともに、各専修によるプレ・スチューデントプログラムにおいて説明会および相談会を実施し、入学の意思確認を行ったうえで入学を許可している。

2005 年度は指定校 294 校、348 名の募集に対し、応募が 259 名あり、応募率は 74.4％である。その全員が入学しており（うちフレックスコースは１名）、文学部全入学者 942 名に占める割合は 27.5％である（大学基礎データ　表 13、表 15 参照）。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入試である。

選考は２段階で行っている。第１次選考では志望理由書と希望専修から与えられた課題をもとに文学部で合否判定の原案を作成し、全学ＡＯ入学試験委員会で決定がなされる。第２次選考は文学部のみで行うもので、受験者の希望する専修ごとに２名の面接員が 30 分程度の面接を行い、各面接員の評価を総合して序列化

したデータをもとに、教授会で最終合格者を決定する。

2005 年度は志願者 278 名、合格者 71 名、入学者 65 名（全体の 6.9%、うちフレックスコースは 5 名）である。この入学者の数は全学におけるＡＯ入学試験入学者の 36.5%を占めている（大学基礎データ　表 13 参照)。2005 年度、ＡＯ入学試験による文学部入学者で「関西大学学部給付奨学金」を受けた者は 1 名である。

エ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度である。これについては文学部独自の選抜方法はとっていない。文学部の場合、2005 年度は志願者 48 名、合格者 29 名、入学者 28 名（うちフレックスコースは 4 名）である（大学基礎データ　表 13 参照)。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、高い帰属意識をもつ学生を入学させるための制度で、全学部で実施されている。

文学部の場合、内申書による得点（300 点）と外部テストの得点（300 点）を総合的に評価して合否判定をおこなう。なお個別の学力試験等は課さない。

2005 年度は志願者 57 名、合格者 52 名、入学者 48 名（フレックスコースはなし）である（大学基礎データ　表 13 参照)。

カ　社会人入学試験

向学意欲あふれる社会人を対象とする入試制度で、工学部を除く全学部で実施されている。文学部の場合、英語と小論文による筆記試験と面接によって選考を行う。ただし、希望する者は、英語に替えてフランス語、ドイツ語、中国語のいずれかで受験することもできる。

2005 年度は志願者 9 名、合格者 5 名、入学者 4 名（うちフレックスコースは 1 名）である（大学基礎データ　表 13 参照)。

キ　外国人学部留学生入学試験

本学での勉学を望む留学生を対象とする入試制度で、全学部で実施されている。文学部では、英語、日本語および面接によって選考を行っている。

2005 年度は志願者 5 名、合格者 3 名、入学者 2 名（フレックスコースはなし）である（大学基礎データ　表 13 参照)。

ク　帰国生徒入学試験

帰国生徒を対象とする入試制度で、文学部、経済学部、総合情報学部の３学部で実施している。文学部では、日本語作文、英語、面接ののち、その結果と出願書類をあわせて考査し、選抜を行っている。

2005 年度は志願者 46 名、合格者 25 名、入学者 16 名（フレックスコースはなし）である（大学基礎データ　表 13 参照)。

ケ　デュアル・ディグリー（DD）入学試験

アメリカのウェブスター大学に留学し、本学とウェブスター大学双方の学位を取得することができる。そのプログラムのための特別入試である。文学部では小論文（日本語および英語）と面接によって選考を行っている。2005 年度は志願者 1 名、合格者 1 名、入学者 1 名である（大学基礎データ　表 13 参照)。

コ　編・転入学試験

編・転入学試験は全学部で実施されており、文学部では３年次の編・転入学のみを行っている。文学部では出願専修に関する専門試験、英語その他の外国語、面接によって選考している。ただし、インターディパートンメントおよび身体運動文化専修は募集を行っていない。2005 年度、志願者 51 名（うちフレックスコースは 8 名)、合格者 18 名（うちフレックスコースは 3 名)、入学者は 18 名（うちフレックスコースは 3 名）である。

サ　社会人編・転入学試験

社会人編・転入学試験は文学部、経済学部、商学部の３学部で実施している。文学部では筆記試験は英語その他の外国語もしくは小論文の筆記試験、および面接によって選考している。ただし、インターディパートンメントおよび身体運動文化専修は募集を行っていない。2005 年度は志願者 22 名（うちフレックスコースは 11 名)、合格者 11 名（うちフレックスコースは 6 名)、入学者 11 名（うちフレックスコースは 6 名）である。

【点検・評価】

〈長所〉

文学部の学生募集方法、入学者選抜方法の長所としては次の点をあげることができる。

1) 全学的な入試制度および文学部独自の方針により、一般受験生のみならず、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れが可能になっていること。

2) 学科単位の選抜をやめ、学部一括募集制を採用したこと。従来の制度は入学時からいずれかの学科に所属して専門的学習を始めることができるというメリットがあったが、入試制度の面では、希望の学科に入れない受験生がやむを得ず第２希望以下の学科に属してモチベーションが下がったり、さらには入学をとりやめたりする問題が生じていた。これに加えて「学科回し」の際の合否判定には煩瑣なデータ処理が必要であった。しかし、学部一括募集制を採用したことで専修分属は２年次となり、入学時のモチベーション低下を防ぐことができるようになった。また合否も総点のみによって一度に判定できるため、判定作業を簡素化することができた。

3) 指定校推薦方式による入学者の割合が 27.5%と一般入学試験に次いで大きいこと（大学基礎データ　表 15 参照)。この方式は高校との信頼関係のもとに成り立つ推薦制度であるため、まじめで意欲的な学生を確保でき、実際、入学後の成績はおおむね良好である。また実績に応じて、募集割り当てを複数名にしたり、逆に指定を取り消すなどの点検・改善をたえず行っていることも長所にあげられよう。

4) AO 入学試験による入学者の割合が 6.9%と比較的高いこと（大学基礎データ　表 15 参照)。AO 入試は単なる知識量にとどまらない広い視野、柔軟な思考力、個性的な創造力、優れた語学力などを多面的に評価する制度であり、文学部のめざす幅広い人文学的知性の育成とよく適合しているといえる。

5) 入試の成績優秀者については「関西大学学部給付奨学金」制度が設けられている。これは全学の制度であるが、文学部に対しても入学希望者のモチベーションを上げるなどのメリットがある。

〈問題点〉

1) 全学的な入試制度および文学部独自の方針により入試方式を多様化し、多種多様な学習歴・能力をもつ学生を受け入れる体制を整えた。だが、その反面、入試方式によっては受験者数が少ないものがある。すなわち社会人入学試験、外国人学部留学生入学試験、帰国生徒入学試験などである。これはまた留学生の入学者が少ないことの一つの要因でもある。これらについては、広報活動のより一層の充実や奨学金制度の拡充など、積極的な受験生の確保が必要と考えられる。

2) 関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験による入学者のなかには、一部、入学後に学力の不足がみられる。同様の学力不足は、今後、一部の AO 入学試験入学者のなかにも出ることが予想される。

3)「関西大学学部給付奨学金」の採用者の定着率（入学率）が必ずしも良くないということが問題としてある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

1) 現状からは、入学者選抜方式によっては定員の見直しが必要かもしれない。しかし、一方で、従来の多様な入学方式を維持しつつ、広報活動のより一層の充実などの施策によって入学者人数の増加を目指すという方向も模索しなくてはならない。とくに留学生入学者の増加のために、奨学金上の措置を講ずることが必要であろう。

2) 一部学生の入学後の学力不足を解決するために、特に関西大学第一高等学校に勉学の強化をはたらきかける。また、同様の観点から、AO 入学試験入学者の成績の追跡調査を行い、必要であれば AO 入試の方式の改善を行う。なお、より多様な学力をもつ学生を確保するために、2006 年度入試では２つの新方式を実施することになった。１つはD 日程の実施であり、外国語と漢文の２教科を受験科目としている。もう１つは、後期B 日程の中での「センター＋Ｅ方式」の実施であり、当日実施される工学部の英語・数学を利用する方式である。

3) 給付奨学金採用者の定着率があまり高くないのは、文学部のみならず全学的な問題でもある。問題解決ためには採用者を少なくして給付額を増やすなどの方策が考えられるが、これは本学の入試センター、大学執行部がイニシアティブをとって取り組む事柄であろう。

(3) 入学者選抜の仕組み等

【現状の説明】

入学者選抜の実施体制や選抜基準の透明性確保のための仕組みは次のようである。

入試の実施体制としては、スケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従っている。また、文学部執行部の一員として入試主任がおり、全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を誤解なく学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準に関してであるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないよう、素点に対して統計処理を行って均質化をはかっている。

文学部が独自に試験問題を作成しているのは、社会人入学試験、編・転入学試験である。面接を行っているのは、指定校制推薦入学、ＡＯ入学試験、社会人入学試験、外国人学部留学生入学試験、帰国生徒入学試験、ＤＤ入学試験、編・転入学試験、社会人編・転入学試験であり、このうち社会人入学試験、ＤＤ入学試験、社会人編・転入学試験にはさらに小論文を課している。これらの出題や面接には、本学部教員が必ず 2 名以上のチームを組んで行っている。また面接の評価はすべて所定の面接票に記入する方式をとっており、評価を 4～5 段階でランク付けするとともに、その理由を記載するよう定めている。試験方式によっては、面接における評価ランクをさらに得点化することで判定の公正性を確保している。

このほか、AO 入試のように、全学の入試センターを通じて不合格者の問い合わせに応じている場合もある。

さらに、いずれの入学試験の場合も最終合否入学試験の判定は教授会で行われ、すべての得点データや判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経たうえで決定される。

【点検・評価】

入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮を加えており、特に問題点はないと考える。

(4) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生および聴講生という、入学試験を行わない学生の受け入れについては、本学の規定にもとづき、教授会で審議にかけたうえで、妥当と認められるものを許可している。2004 年度の場合、表Ⅱ-文-4・5 に見るとおり、資格取得および自己研修を受講理由としており、また年齢は 20 代から 70 代まで幅広く、男女比は女性の比率が高くなっている。

表Ⅱ-文-4　科目等履修生の構成（2004 年度）

	性別		受講目的		年齢				
部	男	女	資格取得	自己研修	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代以上
デイタイム	17	25	34	8	31	6	1	3	1
フレックス	9	13	20	2	13	4	4	1	0

表Ⅱ-文-5　聴講生の構成（2004 年度）

	性別		受講目的		年齢				
部	男	女	資格取得	自己研修	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代以上
デイタイム	8	14	1	21	4	1	3	5	9
フレックス	3	1	1	2	2	0	0	2	0

【点検・評価】

科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れは、資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を提供している。人数は科目等履修生が合計 64 名、聴講生が合計 26 名と割合多く、必要な人が必要な時に利用していると考えられ、この制度の意義が生かされているといってよい。

(5) 定員管理

【現状の説明】

多学科制をとっていた時期には学科ごとに入学定員を定めていたが、2004 年度に１学科多専修制度に移行してから、入学定員は総合人文学科すなわち文学部全体に対してのみ適用されることになった。現在、文学部（総合人文学科）の入学定員は学則上、デイタイムコースが 670 名、フレックスコースが 80 名で、合計 750 名である。

文学部では、定員に代えて、専修ごとの「最大受け入れ者数」を独自に設定している。これは主に、２年次における専修分属において各専修が最大で何名の学生を受け入れ可能かを示したものであり、2005 年度の場合は次のようである。

表Ⅱ-文-6　2005 年度最大受け入れ数（フレックスコースを含む）

英語英文学専修	180 名	史学・地理学専修	210 名
国語国文学専修	150 名	中国語中国文学専修	90 名
哲学専修	105 名	教育学専修	150 名
フランス語フランス文学専修	90 名	インターディパートメント	90 名
ドイツ語ドイツ文学専修	90 名	身体運動文化専修	45 名

専修分属において、希望者が最大受け入れ数を越えた場合には、成績上位者の者から進級者を選ぶことにしている。そのため年度末に、それぞれの最大受け入れ数内に収まるように調整を加え、教授会で審議のうえ決定している。その際の選考の基準は各専修がそれぞれ独自に設定している。2005 年度における２年次生の専修分属最終決定者数は次のとおりである。

表Ⅱ-文-7　2005 年度最終決定者数　文学部合計 910 名（フレックスコースを含む）

英語英文学専修	179 名	史学・地理学専修	157 名
国語国文学専修	117 名	中国語中国文学専修	49 名
哲学専修	64 名	教育学専修	149 名
フランス語フランス文学専修	36 名	インターディパートメント	91 名
ドイツ語ドイツ文学専修	26 名	身体運動文化専修	42 名

このように、インターディパートメントを除くすべての専修が最大受け入れ数の範囲内で学生を受け入れた。インターディパートメントのみは１名超過しているが、これは当該学生の特殊な事情によるもので、その理由については教授会で審議したうえで、特例として認めることにした。

2006 年度における各専修の最大受け入れ数は、2005 年度の進級実績、および 2005 年度新入生のアンケート調査等をもとに次のように定めた。

表Ⅱ-文-8　2006 年度最大受け入れ数（フレックスコースを含む）

英語英文学専修	195 名	史学・地理学専修	180 名
国語国文学専修	135 名	中国語中国文学専修	60 名
哲学専修	75 名	教育学専修	165 名
フランス語フランス文学専修	60 名	インターディパートメント	75 名
ドイツ語ドイツ文学専修	60 名	身体運動文化専修	45 名

また、文学部の収容定員はデイタイムコースが 2,722 名、フレックスコースが 320 名で、合計 3,042 名である。これに対し、2005 年度における在籍学生数は文学部全体で 3,889 名である。その在籍学生比率は 1.28 である（大学基礎データ　表 14 参照）。これは、厳格な成績評価の態勢をとっているために結果として留年者が出ること、留学のために休学する学生がわりあい多いことに主な理由がある。学生の質を確保するためには、単純に卒業率を上げることを優先すべきでないことはいうまでもない。

過去５年間の募集定員と入学者数は「大学基礎データ　表 13」に見えるが、その比率を第１部（デイタイムコース）と第２部（フレックスコース）を合計して示せば次のとおりである。

表Ⅱ-文-9　募集定員と入学者数の関係

	募集定員	入学者数	募集定員に対する割合
2001 年度	792	959	1.21
2002 年度	778	954	1.23
2003 年度	764	847	1.11
2004 年度	750	930	1.24
2005 年度	750	942	1.26
（合計）	3,834	4,632	（平均）　1.21

【点検・評価】

〈長所〉

１学科多専修制への移行にともない、各学科の定員に替えて各専修の最大受け入れ数を設定したのは、各専修の教員数や設備を考慮してのもので、きわめて合理的な措置ということができる。また、最大受け入れ数を越えないように調整を加えること、その調整を各専修の方針にもとづいて行うとしたことも、妥当な方策であると考える。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

2005 年度より１学科多専修制が始まり、学生は１年次の学習を経てそれぞれの専修に進級する。初年度は

学生の 96%が第一志望の専修に進級することができた。しかしながら、専修分属については常に「不本意分属」の可能性が内包されている。１学科多専修制・２年次分属の理念の１つは「不本意所属」を回避することにあったから、今後新たな「不本意所属」を生み出すことは極力避けなければならない。そのための方策の検討を常に行う必要がある。

ただ、専修分属に際して「不本意所属」を生じさせないシステムの検討は、実は初年次教育の内容とも深く関わっており、単に分属のさせかたのテクニックの問題ではない。初年次の「専門」の教育で特定の学問のみが面白いといった教育を排他的に行っているようだと、当該専修に入れない場合は「不本意」ということになってしまうが、いくつかの専門の学が実際には他の学と結びついているという視点からの教育であれば、特定の学問についての幻想も弱まり、かなりの可塑性をもった選択ができる。その意味でこの問題は、分属のさせ方の技法の検討に加え、教員の授業方法とも大いに関わるものであり、その点の自覚の喚起によってかなりの程度解消しうるものである。

なお、2006 年度、新たに英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修、映像文化専修、文化共生学専修の５専修が発足する。これらの新専修の最大受け入れ数については現在、検討中である。

（6）編・転入学、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学、転部・転専修

本学の他学部から文学部に転部する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。編・入学の募集は全体で若干名としており、2005 年度は 4 名が入学した。また、文学部内の他の専修に移る転専修は、「文学部学生３年次転専修出願要領」にもとづき、出願書類と面接によって決定している。2005 年度の文学部に関する転部・転専修の状況は以下のとおりである。

1）他学部から本学部へ：４名（法学部から１名、社会学部から２名、経済学部第２部から１名）
2）本学部から他学部へ：２名
3）転専修：２名（英語英文学専修から史学・地理学専修へ１名、ドイツ語ドイツ文学専修から史学・地理学専修へ１名）

また、転部や転専修は本人の判断が最大限尊重されるが、希望する学生には、本人の申し出により所属専修教員が相談にのっている。

イ　退学者

近年における文学部の退学者および除籍者は「大学基礎データ　表 17」に示したとおりである。2002 年度は 90 名、2003 年度は 52 名、2004 年度は 59 名ときわめて少なく、また全体として減少傾向にある。退学の理由は一身上の都合というのが最も多く、特に大きな変化は見られない。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報についても『大学要覧』で学生に伝達している。

なお退学申請の際、専修に属する教員の対応は特に定められていない。また単位取得の少ない学生や欠席しがちな学生を呼び出して指導を行うなどの、退学を未然に防ぐ方策についても個々の教員の判断にゆだねている。

【点検・評価】

文学部における編・入学者の数は、2005 年度、若干名の募集に対して入学者 18 名という状況であり、特に問題はない。編・転入および転科・転部に関しては、学生の希望を尊重しており、必要な場合に教員が相談にのるという対応をとっている。ただし退学者に関しては、教育機関としては退学者を出さないことが望

ましいので、今後、退学者の状況を調査し、サポート体制を検討していく必要がある。また単位取得の少ない学生を呼び出して指導を行うためのガイドラインや、欠席しがちな学生の心理的・身体的ケアをはかるサポート体制などが、退学を未然に防ぐ方策として考えられる。

４　教員組織

文学部では、総合的かつ柔軟な人文学的知性をもつ人材を育成するために 10 の専修組織を置き、それぞれに専門性をもつ教員を配置している。以下、専任教員を中心に教員組織について説明する。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2005年度現在、文学部総合人文学科には130名の専任教員が所属しており、全員が教授会の構成員である。内訳は教授100名、助教授26名、専任講師4名で、助手は配置していない。教員は、組織としては10の専修のいずれかに所属し、それぞれの専門性を活かして関連科目を担当している。

また、テーマ・プロジェクト担当教員の場合、各プロジェクトのうち 1 名は 2004 年度採用の新任教員であり、10 専修のいずれかの仮配置となっている。これは、将来、テーマ・プロジェクトを基礎に新たな専修が設立される可能性があり、それまでは既存の専修に暫定的に配属することにしてあるからである。

「大学基礎データ　表 19」に示したとおり、本学部専任教員 1 人あたりの学生数は 29.9 名である。教員 1 人あたりの学生数が他学部に比して少ないのは、本学部の場合、研究対象が広範かつ多岐にわたるという特色をもつため、少人数のゼミナール形式により多彩なカリキュラムで授業を行う必要があるからである。また、卒業論文はデイタイムコースでは必修であり、やはり学生たちのテーマに合わせて的確な指導ができるように配慮している。

なお、2006 年度にはデイタイムコースとフレックスコースの統合を予定している。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員は 65 歳が定年と定められているが、学部が特に必要とした教員は、定年後 5 年間に限り教授会の承認を得て 1 年ごとに定年延長を行うことができる。したがって、定年延長手続きが 5 回行われた場合は 70 歳の教員が存在することになる。「大学基礎データ　表 21」に見るように、文学部教員の年齢構成は 60 歳以下の教員の比率が全体の 76.1%を占めている。5 歳きざみで見ると、最も構成比が高いのが 51 歳から 55 歳、56 歳から 60 歳の各 19.2%であり、最も構成比率が低いのは 26 歳から 30 歳までで 0.8%である。また、31 歳から 35 歳までは 4.6%、36 歳から 40 歳までは 10.0%と、若い年齢の教員は比較的少ない。また、51 歳以上の教員は、全体の 62.3%でやや高い。

（イ）専任・兼任（非常勤講師）の比率

文学部の開設科目における専任教員の占める割合は、デイタイムコースで 53%、フレックスコースで 30%である（大学基礎データ　表３参照）。専任担当比率があまり高くないのは、多様な科目の設置により、当該分野の専門家に非常勤講師を依頼しているという事情がある。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合についていえば、全 130 名のうち 14 名が女性教員であり、全体の 10.8%を占めている。この 14 名のうち、教授が６名、助教授が７名、専任講師が１名である。

（エ）教員組織における社会人および外国人研究者の受け入れ状況

社会人（民間企業）からの受け入れは、これまであまり実績がないが、2005 年度では本学の客員教授制度のもとで２名を任用している。また、2002 年度からはゲストスピーカー制度を試行的に実施している。これは専任教員だけでカバーできない内容について、専任の担当授業の時間帯に学外者を招いて講義してもらう制度であり、2004 年度には 29 名を招いた。

また、本学部では専任教員として 5 名の外国人教員を配置している。内訳は英語英文学専修が 3 名、ドイツ語ドイツ文学専修が 1 名、中国語中国文学専修が 1 名である。このほか、国際交流関連規程にもとづいて、海外の協定校および研究機関から交換研究者・招へい研究者を受け入れ、学生向けの講演を必ず実施してもらっている。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

本学部における主要な授業科目は 1 年次に入門講義としての「学びの扉」、入門演習としての「知へのパスポート」、基礎的なスタディ・スキルを養う「知のナヴィゲーター」がある。また 2 年次以上の学生は各専修に分属して専門的な授業を受けることになり、主要科目として概論系科目、講読系科目、実験・実習系科目、演習科目を置いている。以上の主要な授業科目（必修科目および選択必修科目）における専任教員担当比率は、デイタイムコースで 77.9%、フレックスコースで 49.5%となっている。また、卒業論文作成のための卒業演習はすべて専任教員が担当している。

このほか、2005 年に開設した 6 つのテーマ・プロジェクトの授業として 3 年次の講義と演習がある。テーマ・プロジェクトはいずれも特定のテーマのもとに実施される新たなプログラムであるため、その全 12 クラスすべてを専任教員が担当し、指導にあたっている。

エ　教員間の連絡調整

カリキュラムや教授方法に関する教員間の連絡調整は、教授会、学務委員会、テーマ・プロジェクト運営委員会などの機会を通じてたえず行っている。このうちテーマ・プロジェクト運営委員会は 2005 年度に新たに発足した当該プロジェクトを軌道に乗せ、成果をあげるための会議として機能している。また、関連する科目群ごとに教員が随時検討を行い、また専修における教室会議において連絡と調整を常時行っていることはいうまでもない。

【点検・評価】

〈長所〉

本学部では、人文学の多岐にわたる分野をカバーするために多くの教員を配置しており、全 130 名の教員すべてが専門教育科目を担当している。その結果、専任教員 1 人あたりの学生数が比較的少なく、密度の濃い少人数専門教育が可能となっている。卒業論文に関しても、きめ細かいゼミナール形式で授業を行いながら専門知識を向上させるという、丁寧な指導を行っている。こうしたことから、現状の学生数と教員組織は、本学部の理念・目的・教育目標ならびに教育課程の種類や性格に照らしておおむね適切であると考える。

教員の年齢構成は、5 歳刻みの年齢構成表の統計（大学基礎データ　表 21）から見て、全体として比較的バランスがとれていると判断できる。

外国人専任教員の任用は、外国語外国文学系専修をもつ本学部の性格を反映して他学部よりも比率が高い。交換研究者・招へい研究者による講演の機会も多いので、学生にとっては外国人研究者の研究に触れる機会はかなり多いといってよい。

デイタイムコースの主要な授業科目を専任の教員が担当していることは、学生の指導の面においても重要である。また、1 年次の入門科目とテーマ・プロジェクトの講義、演習科目のほとんどを専任教員が担っていること、卒業演習のすべてを専任教員が担当していることも評価できよう。

〈問題点〉

教員の年齢構成についてはおおむね問題はないと判断されるが､40 歳以下の教員の割合が 15.4%とやや低いのは多少問題である。また、社会人の任用は試行的に始められたばかりで、やや問題を残している。女性教員の比率は他学部に比べると高いものの、全体の 10.8%という数字は決して満足できるものではない。

フレックスコースにおいては、責任コマ数の関係もあって、科目の多くを非常勤講師に頼らなければならないという問題もある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本学部では年齢を限定した任用を行っていない。したがって、40 歳以下の教員の割合がやや低いのは研究・教育の業績や将来性をできるだけ客観的に判断してきた結果というべきである。ただし、今後は、本学部が進めている組織・カリキュラム改革に熱意をもって参画してもらえるという点を任用判断の一つのポイントとすることになろう。また、男女雇用機会均等法および男女共同参画社会基本法にもとづく新規採用をおこなっているので、今後女性教員がいっそう増えることが期待できる。

教員組織における社会人および外国人研究者の受け入れに関しては、今後、本学の客員教授制度、およびゲストスピーカー制度をより積極的に活用する予定である。

フレックスコースは 2006 年度からデイタイムコースに統合される。これに伴い、文学部全体のカリキュラムの見直しを行う予定であり、その中で専任教員の配置状況も見直すことになっている。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

教育補助者は、主に情報処理・心理学・司書関連科目、測量学実習において採用しており、文学部全体では、2004 年度にＴＡを 7 名、ＳＡを 19 名配置した。2005 年度の任用者は 5 月現在、ＴＡが 3 名である。

授業を円滑に進めるために、教員と教育支援職員との間には常に緊密な連絡網が整備されており、授業運営についてのミーティングが適宜行われている。教員と教育支援職員はこのミーティングにおいて、授業の準備や進行の段取りについて相談するほか、授業の反省点や改良点をディスカッションし、授業の向上を図っている。

【点検・評価】

文学部の授業においてＴＡやＳＡの補助を必要とするのは、現在のところ、実験機器やパソコン、ＡＶ機器を使用する授業である。こうした授業は受講者数も多く、教育補助者は授業の進行上欠くことのできない役割を果たしている。今後、こうした教務補助の必要性は増加の傾向にあると予想されるので、より良いＴＡ、ＳＡを採用するための適正資格の基準や選考方法といった制度のいっそうの整備が必要である。全学におけるＴＡ・ＳＡ制度の整備をふまえて、文学部でも今後、本格的な採用に結びつける予定である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

専任教員の任用手続は以下のような方式で行っている。

ア　募集と任免

文学部では、総合人文学科１学科多専修の新体制への移行にともない、人事全般について適正かつ公平な運営を行うため、2004 年度に「文学部人事計画会議」を設置し、そのもとで学部全体の人事計画を進めている。この会議は学部長および教授会選出の５名の委員、計６名で構成されている。委員の任期は２年であり、ここで策定した議案を教授会に諮っている。また新任教員の募集は原則として公募としている。

イ　手続き

次年度の新規採用人事の配分案は、まず専修もしくは複数の教員グループより人事計画書・要望書を提出してもらい、人事計画会議が次のような手順を経て審議したうえで、どこに新任ポストを配分するかを次の順序で策定する。

(1) 年度末の退職予定者のポストの確認
(2) 人事計画書・要望書の検討
(3) 人事要望母体の代表者によるヒアリング
(4) 配分案作成
それぞれの人事計画書・要望書にもとづき、さらに各専修に関する基礎資料・データを収集し、文学部全体の方向性を見定めつつ配分案を作成する。
(5) 人事提案について優先順位をつけ、総合評価表を作成する
(6) さらに、個々の人事提案に関するコメントを作成する
(7) 配分案と資料を教員全員に公開し、意見を聴取する
(8) 各教員の意見を反映させた最終的な配分案を改めて作成する

人事計画会議は、以上の手続きを経て最終的に作成した配分案を人事議案として教授会に諮る。そして、新任ポストの配置が教授会によって決定された後、新任教員を公募し、インターネット「JREC-IN 研究者人材データベース」等で公募要領を外部に周知する。

その後、選考委員会を組織して具体的な選考手続きに入る。選考委員会は、要望母体から２名、要望母体以外から２名、および執行部もしくは人事計画会議から１名の、文学部教員５名で構成されている。選考委員会は審議を経て優先順位をつけ、上位数名の応募者の面接と模擬授業を経て採用希望者を誰にするかを総合的に判断し、議案を教授会に提出する。教授会ではそれを審議することで採用者を決定する、という手順である。

ウ　昇任人事

文学部における教授・助教授への昇任は、2003 年度に改正された「関西大学教育職員選考規程」に基づいていっている。すなわち各専修が発議し、人事委員会での審議、承認を経て教授会に提案、同意を得るものとしている。昇任に関しては基本的に専任講師３年で助教授昇任、助教授７年で教授昇任としているが、その審議に際しては教員の研究教育業績を重視している。

【点検・評価】

〈長所〉

2003 年度まで、新任人事は学科・教室の退職者の後任を採用するという、いわゆる後任補充人事方式が原則であったが、１学科多専修制への移行にともなってそれをやめ、文学部全体を考慮した人事を実施することとした。文学部人事計画会議を設置し、文学部内で緊急に配置が必要なポストを決めて教員を任用するようにしたのである。従来の後任補充人事方式では学科の教員数が固定しており、その意味で学科組織は安定していたといえるが、新しいディシプリンや多様な学問の展開という面には十分に対応できていなかった。2004 年度から実施している新方式は、そのような欠点を是正し、文学部全体の将来を見すえて必要な人材を必要なポストに配置できるという点で、きわめてすぐれたものと考えている。

また、募集と任用に関しても、人事計画会議での配分案策定、資料の提示と公開、教授会での審議、面接と模擬授業等を経て決定しており、手続きの上の明確さ公正さを確保している。新任人事が原則としてすべて公募であることも長所としてあげることができる。

〈問題点〉

教授・助教授への昇任はもっぱら研究業績の多寡によって判断している。新任人事の場合は面接や模擬授業によって教員の教育的資質を判断できるが、昇任人事では教育上の業績や努力は、制度上あまり考慮され

ていない。

また、専任教員の出身大学・大学院は文学部人事計画会議が発足し機能することによって分散する傾向にある。これはもちろん肯定すべきことではあるが、一方、本学大学院出身者を専任教員として迎えるには隘路となっているのではないかと懸念する向きもある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

昇任人事については、研究業績のみならず、教育上の業績や、多様な評価のあり方を検討する必要があろう。これは文学部のみならず、全学的に取り組むべき問題でもある。また、各専修・プロジェクトからの要望を公平かつ客観的に検討、判断することがいっそう重要であり、人事案件の審議について情報開示につとめることも引き続き配慮しなければならない。

５　研究活動と研究環境

多彩なディシプリンのもとに人文学的知性を育成するという文学部の学問理念のもとに、所属教員はそれぞれの専門領域において多種多彩な研究活動を行っている。長年にわたって蓄積されてきた世界の文化事象を検討・解明し、あるいは現代社会の知的動向に対応して問題点を指摘・解決し、さらにそれらの研究を通じて将来の人類の歩むべき道を追求するという、人文学の重要な探究に深くかかわっているのである。以下、研究活動および研究環境の状況について説明する。

（1）研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況

文学部には専任教員で組織する「関西大学文学会」があり、専修持ち回りの専任教員３名で構成される「文学論集編集委員会」のもとに、年４回『関西大学文学論集』を発行している。掲載にあたっては、執筆を希望する専任教員があらかじめ計画を提出し、文学論集編集委員会での調整にもとづき掲載号を決めている。2003 年度および 2004 年度の掲載状況は以下のとおりである。

2003 年度　『文学論集』第 53 巻第 1 号～第 4 号　　掲載論文数　計 27

2004 年度　『文学論集』第 54 巻第 1 号～第 4 号　　掲載論文数　計 40

また、文学部では 10 専修がそれぞれ、所属の学生を会員の主体とする学会を組織しており、研究発表会や講演会を催している。また 2004 年度発足のインターディパートメントおよび身体運動文化専修を除く８つの専修が毎年１～２冊、研究誌を刊行し研究成果を発表している。状況は以下のとおりである。なお、身体運動文化専修は 2005 年度末に研究誌『身体運動フォーラム』を創刊予定である。

これらの『関西大学文学論集』および各専修の研究誌に過去２年間に発表された論文は総数 224 本、執筆者は 2003 年では全教員 127 名のうち 63 名、2004 年では 129 名のうち 63 名にのぼっている。このほかさらに、自主ゼミや学習会で出版している研究誌もある。また『関西大学中国文学会紀要』は 2004 年 11 月、優れた中国学関係の研究雑誌を対象とする「蘆北賞」（財団法人橋本循記念会、学術誌部門、第 14 回）を受賞し、外部からも高く評価された。

こうした研究成果は、大学院はもちろんのこと、学部の講義や演習の中に生かされ、学生の教育研究レベルを高めるのに役だっている。

表Ⅱ-文-10　各専修の学会・研究誌

専修	学会名	研究誌	掲載論文数	
			2003 年度	2004 年度
英語英文学	関西大学英文学会	『英文学論集』	5	3
国語国文学	関西大学国文学会	『国文学』（毎年 2 冊）	10	6
哲学	関西大学哲学会	『関西大学 哲学』	8	14
ﾌﾗﾝｽ語ﾌﾗﾝｽ文学	関西大学ﾌﾗﾝｽ語ﾌﾗﾝｽ文学会	『仏語仏文学』	16	9
ﾄﾞｲﾂ語ﾄﾞｲﾂ文学	関西大学独逸文学会	『独逸文学』	11	6
史学・地理学	関西大学史学・地理学会	『史泉』（毎年 2 冊）	7	10
中国語中国文学	関西大学中国文学会	『関西大学中国文学会紀要』	13	11
教育学	関西大学教育学会	『教育科学セミナリー』	18	10
ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ	関西大学ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ研究会			
身体運動文化	関西大学身体運動文化学会			

なお、文学部専任教員による最近５年間の論文・著書を含めた研究業績を本学の学術情報データベースによって集約すれば次のようになる。これによって、文学部の教員が全体として十分な研究成果をあげていることがわかる。

表Ⅱ-文-11　最近５年間の研究業績数

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2001 年	43	135	41	134	353
2002 年	47	127	34	132	340
2003 年	45	162	31	150	388
2004 年	48	143	36	158	385
2005 年	36	129	32	119	316

＊2005 年は中間段階集計

イ　国内外の学会での活動状況

文学部教員の国際会議、国内外学会への参加状況、文学部教員が責任者となった本学での学会・国際シンポジウム開催状況は下記のとおりである。全体として、近年における国際交流の活発化により、国際会議・学会への参加は増加しているといえる。このほか、国際学会や国内の全国的学会において、多くの教員が会長や理事、評議員などの役職にあり、各分野の研究レベルの向上に貢献している。

表Ⅱ-文-12　学会等の参加・開催状況

	2003 年度	2004 年度
外国における国際学会への参加回数	1	5
国内学会への参加回数	144	139
本学における学会の開催（開催責任者：文学部教員）	12	15
本学における国際シンポジウムの開催（開催責任者：文学部教員）	0	3

近年における学会賞の受賞業績は「大学基礎データ　表 26」に示したとおり、2002 度に 2 件、2003 年度に 1 件である。

ウ　研究助成

（ア）科学研究費受給状況

文部科学省および日本学術振興会の科学研究費受給状況は「大学基礎データ　表 32・表 33」に示したとおりである。文学部は、本学において工学部についで科学研究費の獲得が多く、活発な研究活動に従事していることがわかる。

（イ）学術フロンティアおよびオープン・リサーチ・センター

本学は 2005 年４月、文部科学省の助成を受け、文学部関連の私立大学学術研究高度化推進事業が３件採

択され、新たな研究センターを発足させた。学術フロンティア推進事業としての「人間活動理論研究センター」および「アジア文化交流研究センター」、オープン・リサーチ・センター整備事業としての「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」がそれであるが、いずれも文学部教員が研究代表者となっており、研究メンバーも大多数が文学部教員で占められている。このことも文学部の研究活動の活発さを示すものとして特筆されよう。

【点検・評価】

〈長所〉

文学部の『文学論集』および各専修の有する学会および研究誌において研究発表の機会が十分に確保されているため、研究環境はかなりの程度整備されているといえる。教員はここに多くの研究論文を発表するとともに、国内外の学会で活発な研究活動を行い、学術の向上に貢献している。また、科学研究費や私立大学学術研究高度化推進事業の採択状況から見ても、文学部教員の研究が外部からの評価にたえうる高いレベルの研究に従事していることがわかる。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

新たに発足したインターディパートメント、身体運動文化専修に学会および研究誌がないので、早急に作る必要があろう。また、本学の学術情報データベースに示されるように、研究業績数には教員によってばらつきがある。この問題は個々の教員の自覚に待つところが多いが、学生の教育のみならず、みずからも旺盛な研究活動を展開すべく努力することが求められるといえる。

（2）研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費

「大学基礎データ　表 29」に示したとおり、2004 年度文学部専任教員の研究費は、在外研究旅費・研究出張旅費・国内研究員研究費・研修員研修費・個人研究費を合わせた支給総額が 80,095,292 円であり、教員 1 人あたり 620,894 円である。個人研究費に限定すると、支給総額は 62,538,997 円、教員 1 人あたり 484,798 円となる。

研究旅費については、「大学基礎データ　表 30」の注記にも示されているように、いわゆる国外留学の場合と学会等出張の場合に分かれている。国外留学・長期には学術研究（在外研究）および外国留学が、短期には調査研究があり、それぞれ全学的に支給額が決められている。2004 年度の場合、文学部の国外留学・長期の支給者は 4 名、短期の支給者は 20 名であった。また、学会等出張旅費としては、同じく全学の規定により研修員研修費、国内研究員研究費、外国出張に対する補助金、個人研究費、研修出張費をあてることができることになっている。2004 年度の場合、学会等出張旅費・国外の支給件数は 3 件、国内の支給件数は 242 件であった。

イ　教員研究室の整備状況

教員の個人研究室などの整備状況については「大学基礎データ　表 35」に示したとおりである。文学部の専任教員 130 名に対して個人研究室（個室）は 127 室であり、個室率は 97%である。100%に至っていないのは、現在、第 1 学舎に隣接して学術フロンティアの研究棟を建設しているためで、2005 年度には従来どおり全員が個人研究室をもつことになろう。また共同研究室は 14 室あり、10 専修の合同研修室のほか、文学部資料室、美学・美術史資料室、図書館・人文情報・教養合同研究室、ヒューマンサイエンス合同研究室がある。教員研究室に関しては、第６章「施設・設備等」の記述もあわせ見られたい。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途

教員の研究時間を確保させる方途はあまり多くないが、しいて言えば次の 2 点をあげることができよう。

1）文学部執行部メンバーへの一定の配慮。学部執行部メンバーについては、その業務の過重をいくらかでも軽減するため、学部長については本学就業規則により、授業単担当時間数を４時間（２コマ）としている。また、執行部任期終了後は在外研究員その他の研修機会を優先的にわりあてるよう、学部として配慮している。

2）下記の各種研修機会が設けられていること。次に述べるように、本学では在外研究員などの研修機会が与えられている。各学部に一定の枠が与えられているので、その範囲内で文学部教員もこの制度を利用することができる。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策

研究活動に必要な研修機会としては、1 年間の在外研究員（学術研究員）、1 ヵ月以上 6 ヵ月の在外研究員（調査研究員）、1 年間の国内研究員、6 ヵ月ないし 1 年間の研修員、海外の協定校への交換派遣研究者などが全学の制度として定められている。2003 年度および 2004 年度における文学部教員の実績は次のとおりである。

表Ⅱ-文-13　在外研究員等の実績

	学術研究員	調査研究員	国内研究員	研修員	交換派遣研究者
2003 年度	3	3	1	3	0
2004 年度	1	3	1	3	3

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用

学内共同研究費については「大学基礎データ　表 31」に示されるとおりである。文学部は全学の規定にもとづいて当該研究費を利用している。2004 年度、文学部での利用件数は 5 件、総額は 8,288,408 円である。

なお、全学の規定により、従来の学部共同費制度は科学研究費を申請した者への研究助成として用いることができるものとなった。すなわち、科学研究費補助金に申請した場合及びこれが採択された場合には「科学研究費申請奨励研究費」を受け取ることができるという制度であり、文学部はその制度を採用したため、現在、学部共同研究費の支給は受けていない。

【点検・評価】

研究環境は研究費・旅費、研究室についてはかなりの程度整備が進んでおり、教員はその条件を可能なかぎり活用し、研究に従事している。在外研究員などの研修制度も教員の研究時間を確保する一助となっている。しかし、全体的には各種委員会をはじめ、学内業務、各種行事などの負担が年々増大し、またそれが特定の教員に過重負担を強いるという事態をもたらしており、研究時間の確保という面で大きな問題を残しているのも事実である。

研究時間確保のための 1 つの方策として、現在、文学部では学部内委員会の統合を検討している。すなわち、文学部将来構想委員会の答申を受け、人事計画会議、人事委員会、学務委員会、将来構想委員会の主な職掌を新設の「文学部総合計画会議」に統合することを教授会および執行部で検討中である。詳しくは「第７章管理運営」の記述を参照されたい。ただし、この提案が実施されたとしても、それだけで教員の過重負担解消に十分結びつかないことはいうまでもなく、今後、サバティカル制度の導入など、長期的な計画を全学的に策定していく必要があると思われる。

6　施設・設備等

本学部では、総合的で豊かな人文学的知性を有する人材を育成するために、教育指導上の効果が十分発揮される施設・設備の整備をはかっている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えるようにしている。以下、具体的に説明する。

【現状の説明】

(1) 学舎と研究棟

文学部は、千里山キャンパスのいちばん奥まった高台にある第1学舎を、法学部と共用している。この第1学舎は1号館から4号館までの4棟に分かれている。また、博物館の簡文館においても考古学関係の実習・講義を行っている。教員の個人研究室、各専修の合同研究室も第1学舎内にある。

ア　学舎

第1学舎の建築面積は1号館～4号館、および簡文館をあわせて5,942㎡、その延面積は23,419㎡（学生1人当たり3.1㎡）である。講義室・演習室等の内訳は「大学基礎データ　表40」に示したとおり、大教室10室、中教室37室、小教室39室となる。

教室の使用状況については「大学基礎データ　表40」に明らかなように、小教室の使用率が39.1%と最も高く、ついで中教室（収容人員50～99人）の使用率34.0%と高い。これは本学部には10の専修がそれぞれ多くの科目を開設してり、少人数クラスが多くなっていることによる。主にこれらの小・中教室を使用するのは各専修の演習系科目および講読系科目である。また「大学基礎データ　表38」のとおり、専修で独自に使用している部屋としては、教育学専修（心理学）の3実験室、史学・地理学専修（地理学）の4実習室、史学・地理学専修（日本史）の古文書室がある。さらに、心理第2実験室に併設された教育調査室では、学生の調査実習や 演習の準備作業を行っている。なお、人数の少ない演習などは教員の個人研究室を使用していることもある。

イ　研究棟

教員の個人研究室は講義棟とは分離した研究棟内にある。1号棟(4階、1959年建設)、2号棟(6階、1967年建設、1974 年増築)、3号棟(5階、1991年建設)の3研究棟に分かれ、専修ごとに個人研究室がおおむね隣接している。2005年度は第1学舎に近接して学術フロンティアの研究棟を建設するため、ごく一部の教員が相部屋を余儀なくされているが、2006年度には従来どおり全員が個人研究室をもつことになろう。

個人研究室の平均床面積は平均18.9㎡であり、やや狭隘である(大学基準データ表35参照)。内部には机、椅子、ソファー、書架、エアコン、電話、学内LANが標準装備されている。学生のゼミ等を個人研究室で行う場合にも利用される。とりわけ文学部各教員は、1週間に1コマ分はオフィスアワーを設けており、その際の相談場所も個人研究室となっている。

このほかに専修ごとの合同研究室がある。1号棟に国語国文学専修、2号棟に哲学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、史学・地理専修、中国語中国文学専修、教育学専修、身体運動文化専修、3 号棟に英語英文学専修とインターディパートメントが、それぞれ合同研究室を持っている。いずれの合同研究室も定時職員を配置しており、事務処理のためのパソコン等の機器が配備されている。教室会議や教員間の連絡は通常、この合同研究室で行われる。また学部生、大学院生の指導や教員が自主的に主宰するゼミや研究会も、ここで一部が実施されている。

このほか、専修が事務局となっている教員、現役学生、卒業生を主体とした学会の事務(学術雑誌の刊行、学会の開催、専修単位の同窓会など)も合同研究室で行っており、それに関連した寄贈・交換雑誌や基本参考図書なども配架されている。

(2) 情報処理機器等の整備

AV 機器、コンピュータその他の各種情報機器は、今日、教育研究環境を左右する重要な設備となっている。文学部における AV 機器とコンピュータの設備状況は以下の通りである。

まず、ビデオ関連装置は一般教室 50 教室のほか、3 号館の AV-A、AV-B 教室、LL-A、LL-B 教室、4 号館の第１ステーションに配備している。センターモニターは第１ステーションに 27 台、文学部情報処理室 C に 25 台ある。実験室、資料室でビデオ装置があるのは、1 号館心理第 2 実験室、4 号館の地理学実習室、心理学実験室、法文研究室 2 号棟の美学・美術史資料室である。また、モニターと連動した教材提示装置は 17 教室に配備されている。

次に各施設のコンピュータの設備状況であるが、3 号館の LL-A、LL-B 教室に 56 台、4 号館の文学部情報処理演習室 A に 25 台、文学部情報処理演習室 B・教材開発室に 13 台、文学部情報演習室 C に 51 台が、それぞれ設置されている。第 1 ステーションにも 55 台が配備されているが、これは法学部学生と共用である。

一方、研究棟には LAN が設置されており、教員の個人研究室ならびに各専修の合同研究室でインターネットに接続できるようになっている。合同研究室にはコンピュータが配置されており、3～4 年ごとに順次機種の更新を行い、情報化の進展に対応している。

なお、情報処理施設の運営と情報処理機器の管理の状況については、４号館事務室において、4 名の定時事務職員が機材の管理にあたっている。このほか、2003 年度からソフトウェアの不法コピーを排除するための所作を全学的に行い、文学部の各部署および教員もすべてこれを実行した。

【点検・評価】

〈長所〉

近年建物のバリアフリー化が求められてきたことに対し、エレベータの設置(3、4 号館に設置済み)、段差の解消や手すりの設置等施設・設備の改善を進めてきた。また視聴覚関係機器やコンピュータ等の情報機器についても整備を進めている。2 号館の大教室について、年次的に AV 機器の設置充実を図ってきており、2002 年度において一応その計画は完成している。このように、教育研究に必要な施設・設備の設置は現在進行中であり、効果的な各種形態の授業の実施および教員の研究遂行に向けて、積極的に取り組みが進められている。さらに、2004 年度の Web インフォメーションシステム導入にともない、学内情報の IT 化も着実に進められている。

〈問題点〉

1) 1 号館の老朽化

第 1 学舎の中心となる 1 号館は、建築年が 1955 年と学内でも最も古い建物であるため、照明設備・音響設備 とも老朽化が激しい。また、積極的なバリアフリー化を進めているものの、老朽建築物の限界があり、車椅子等を使用する学生は、3 階の教室を利用することができないのが現状である。

2) AV 機器、情報処理機器の配置の不足

本学部は AV 機器、情報処理機器の配備を年次的に行い、ビデオ関連機器設置教室を増やしている。ただし、まだ十分とはいえない状況にある。学生個人によるノートパソコンの利用もかなり増加してきているが、それを持ち込んで自習できる適切なスペースが文学部内にはほとんどない。また、映像資料の利用は急速に増えてきており、AV 機器についても、DVD、CD・MD、液晶プロジェクター、パワーポイント等、今後計画的に増設する必要がある。

3) 教室の稼働率が高く、調整が困難であること

第 1 学舎は法学部との共用のため、利用率が高く、調整が困難であることは大きな問題である。また、教室における AV 機器および情報処理機器の配置がなお十分でないため、特定の時間帯には設置教室が不足し、教育に支障をきたす場合がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

第1学舎1号館は築後50年が経過し、経年的に劣化が進行しているため、建替えが計画されている。建設にあたっての要望としては次の5点が挙げられており、可能なところから順次対応する予定である。

(1) 大講義・全学的行事を行うことのできる大教室の数的・量的充実

(2) マルチメディア教育を含む多様な授業形態に対応する中小教室の確保

(3) 専任教員の研究室の充実と数の確保

(4) 学生サービスの充実が可能となる事務室、学生自習室、読書室等の整備

(5) すべての施設、設備のインテリジェンス化(空調、ネットワーク、マルチメディア、バリアフリー等)。

また、2005年度、液晶プロジェクターとスクリーンを充実させる計画であり、1号館と3号館にプロジェクター19台、スクリーン18台を設置することが決定している。

このほか、第1学舎に近接して、2005年4月から以文館「学術フロンティア・センター」ならびに簡文館「オープン・リサーチ・センター」の建築に着工しており、改善・改革に向けて、施設および設備の整備が進行中である。

7　管理運営

(1) 学部運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

ア　教授会

最高意思決定機関としての教授会は、文学部教授会規程にしたがって運営されている。教授会は、学部長が必要と認めたとき、また構成員の3分の1以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数の同意にもとづいてなされ、その構成員は教授、助教授および専任講師である。2005年5月1日現在の構成員数は、教授100名、助教授26名、専任講師4名の計130名である。

教授会は原則として毎月２回、すなわち第２・第４水曜日に開催されている。

教授会における審議事項は、学部長の選出に関する事項、構成員の人事に関する事項、教育課程に関する事項、学科目担任に関する事項、学生の入学、学籍及び卒業及び賞罰に関する事項、学生の試験に関する事項、委託生及び科目等履修生・聴講生に関する事項、学則に関する事項、称号の授与に関する事項、自己点検・評価に関する事項、学外研究員の推薦に関する事項、その他重要な事項の12項目である。

教授会の運営には、文学部長、文学部長代理、教学主任2名、入試主任1名、学生主任1名、学生相談主事1名から構成される7名体制の執行部があたっている。文学部長代理以下は学部長の親任職である。学部運営に関して、執行部メンバーのそれぞれの職掌分野は以下のとおりである。

学部長	総括
学部長代理	総括補佐、全学共通教育推進機構、第2部協議会総括
教学主任	教学事項
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通対策委員会、第2部協議会

イ　各種委員会

このほか、教授会の議事運営を円滑に行うために学部長の常設諮問機関として各種委員会を設置している。現在、文学部内には人事委員会、学務委員会、人事計画会議、入学試験委員会、将来構想委員会、自己点検・

評価委員会、情報処理教育委員会、人権問題検討委員会の８委員会と全学共通教育に関する連絡会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議している。文学部はさらに、大学協議会協議員をはじめとする全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。

文学部における８委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要は以下のとおりである。

（ア）人事委員会（12 名）

文学部長、文学部長代理、10 専修から各 1 名の 12 名で構成され任期は 1 年である。文学部の採用、昇格人事をはじめ、人事全般に関する事項を審議する。

（イ）学務委員会（17 名）

執行部全員および 10 専修から各 1 名の構成で、任期は 1 年である。学部長から付議された教学に関する事項について専門的に協議し、次年度の授業時間割編成作業を行うことを任務とする。

（ウ）人事計画会議（6 名）

教授会での選挙によって選出される委員 5 名に、文学部長を加えた 6 名で構成され、任期は 2 年である。各専修およびグループから提出される人事要望を、各専修の利害を超えた文学部全体の立場から協議・検討し、翌年度の人事配分案を作成し、執行部ならびに人事委員会・教授会に提案することを任務とする。

（エ）入学試験委員会（17 名）

執行部全員および 10 専修から各 1 名で、委員の任期は 1 年。文学部で実施する入学試験業務（一般入学試験、関大一高入学試験、推薦入学、編・転入学入学試験、ＡＯ入学試験、学部外国人留学生入学試験、スポーツ・フロンティア入学試験）を統括する。

（オ）文学部将来構想委員会（14 名）

文学部長代理、教学主任、10 専修から各 1 名、全学の将来構想委員 1 名から構成され、任期は 2 年である。文学部の将来計画について審議し、提案する。

（カ）文学部自己点検・評価委員会（13 名）

学部長代理、10 専修から各 1 名、全学自己点検･評価委員、文学部事務長で構成され、任期は 2 年である。活動の詳細は第８章を見られたい。

（キ）情報処理教育委員会（12 名）

学生主任、学生相談主事、10 専修から各 1 名の構成で、文学部の情報処理教育に関することを審議する。

（ク）人権問題検討委員会（18 名）

執行部全員、10 専修から各 1 名、全学の人権問題委員 1 名の構成で、任期は 1 年。人権問題、セクシャル・ハラスメントに関する問題が発生した時に協議・検討する。

【点検・評価】

〈長所〉

教授会は毎月 2 回、文学部教授会規程にもとづき、民主的手続きによって適切に運営されている。また、教授会の機能を補佐する学部長の常設諮問機関として各種委員会を設け、それぞれの規定・規則・内規をもとに、テーマ・問題に即した議論を行い、文学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして機能している。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

教授会および学部長の活動、およびその連携協力関係は適切であるといえる。ただ、教授会の機能を補う各種委員会については、一部の教員に役職が集中し、また教員は多くの会議への参加を余儀なくされているという問題がある。全体として、過重負担に対する何らかの解決が大きな課題になっている。とりわけ、多くの委員をかけもちしている教員の負担軽減はますます必要度を増していると考えられる。さらに、2006 年度に 5 つの新専修が発足することがすでに決定しているが、新専修は当初は３名～８名の教員スタッフによ

って構成され、比較的規模が小さいため、所属教員はいくつかの委員を兼任しなければならないであろう。重要な委員会である人事・学務両委員会の運営が著しく困難になることも予想される。

こうした問題点をふまえて、文学部長の諮問により、2005 年 4 月に文学部将来構想委員会が新たな意思決定システムのあり方をまとめた答申を提示し、現在、教授会および執行部、人事計画会議で具体的方針を検討中である。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

学部の教学を統括する文学部長は「学部長の任命及び任期に関する規程第 2 条」の定めにより、文学部教授会の選挙を経て学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、学部長代理をはじめとする学部執行部を選任する権限を有する。

文学部長はまた「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②事務長の国内出張に関すること、③事務長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第 6 条第 1 項）、および④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

このほか、文学部長は毎週月曜日に執行部のメンバー全員を集めたミーティングを開き、教授会その他文学部の運営について周到な打合せを行っている。また文学部各種委員会は文学部長をはじめとする執行部のメンバーが議長をつとめ、学部運営をリードしている。

文学部長は文学部長選挙に関する内規に従って選任される。文学部長の被選挙権を有するのは文学部に所属する専任教員であり（定年延長者を除く）、選挙権を有するのは文学部の教授､助教授、専任講師である。選挙会は選挙権者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、選挙は単記､無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを文学部長当選者としている｡開票結果は教授会においてただちに発表され､教授会は、当選者に次期文学部長就任の受諾を確認して、次期文学部長を決定する。この時の選挙管理は文学部長および文学部長代理によって構成された選挙世話人が行っている。

就任を受諾した次期文学部長は、文学部長代理、２名の教学主任、入試主任、学生主任および学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後に上記学部管理運営を行っている。文学部長の任期は 2 年であるが、再任は妨げない。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

明確に定められた規定・内規にもとづいて、学部長の権限と選任手続きが適切に行使されていると考えられ、特に大きな問題は認められない。

ただ、学部・大学院が組織的に一体化していないことが現在、問題点として存在する。文学部と文学研究科はメンバーが重なるにもかかわらず、別個の組織として運営され、意思決定その他でさまざまな齟齬をきたしている。本学では工学部が実施しているのみで、全学的な検討課題ともなっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学部・大学院の一体化については、学長からの提案を受け、文学部も 2007 年 10 月からこれを実施する方針を決めた。学部長が大学院研究科長を兼務し、また運営上も文学部教授会に文学研究科委員会を合体させるというものである。これによって緊密な執行部体制が確立できるとともに、学部と大学院における教育の連携、学部と大学院を視野に入れた人事計画の作成、将来構想の総合的作成などが可能となり、事務体制の合理化をはかることもできる。

８　自己点検・評価

【現状の説明】

文学部では、1994 年１月制定の「文学部自己点検・評価委員会規定」により同年４月に文学部自己点検・評価委員会を置き、「本学部の教育水準の向上を図る」ことを目的として、「教育研究に関する教育状況並びに制度、組織、施設・設備の現状及びその運営状況」について自己点検・評価を行ってきた。

委員会は、８学科・２教室（2004 年４月からは 10 専修）において選出された専任教育職員各１名と学部長代理及び事務長で構成され、委員長と副委員長を置いている。委員会発足３年後の 1997 年３月に『関西大学文学部自己点検・評価報告書 ’94 ’95』を刊行し、「教育・研究理念・目標」、「正課教育活動」、「課外教育活動」、「教育支援活動」、「研究活動」、「国際交流」、「社会的関係」、「運営」の８項目について自己点検・評価の結果を公表した。これ以後 2001 年３月まで２年ごとに計４冊の報告書を刊行している。また 1999 年 3 月、2000 年 11 月、2003 年 3 月の 3 度にわたり、「正課教育活動」に関して文学部教員アンケートを実施し、回答集『文学部教員の声』を作成し公表した。

アンケート回答集は、1997 年度の委員会が「正課教育活動」、「社会的関係」を自己点検・評価の重点項目としたことから、文学部教員全員の参加を求める調査を実施し作成された。2001 年３月刊の自己点検・評価報告書では、インターディパートメントの「コース制」「副専攻制」の発足や「オフィスアワー」の導入（いずれも 2000 年４月）などの文学部の新しい動きや、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」の制定（1999 年 11 月）、「全学共通教育推進機構」の発足、「外国語教育研究機構」の発足（いずれも 2000 年４月）など、本学全体の改革動向にも目を向けた自己点検・評価を行い、2003 年３月の報告書は改革期にある文学部全体を考える上での基礎データの意味をも備えたものとなった。

2004 年３月には、本学の全組織を網羅した自己点検・評価報告書が、第三者評価を受けるための「パイロット版」として刊行された。文学部も全学統一方針のもとに大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠して 2001 年度と 2002 年度について報告を作成し、この「パイロット版」の報告書に収めた。2005 年５月現在、文学部自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会の１組織として、第三者評価を受けるための報告書の作成に取り組んでいる。

このほか、本自己点検・評価委員会では学生アンケートを実施し、その報告書を『文学部学生の学習と生活』として公表している。文学部の３年次生全体を対象とし、入学の動機、現在の満足度、卒業後の進路、専任教員への理解、大学生活などについて調査する以外、クロス集計や自由記述の欄も設けている。これまで 1996 年度、1998 年度、2000 年度、2002 年度と２年ごとに報告書を作成しており、2004 年度については実施を見合わせ、第三者評価報告書の作成に作業を集中した。

【点検・評価】

〈長所〉

文学部自己点検・評価委員会は、1994 年の発足以来 10 年間、文学部の教育水準の向上を図るためのより良い自己点検・評価のあり方を目指して活動を続けてきた。各年度の委員会は既刊の報告書をふまえて、自己点検・評価の項目と内容を検討し、常に新しい動きに目を向け、見直しと反省の上に立って自己点検・評価の充実を図ってきており、将来を見すえた文学部の改革とその方向付けに寄与している。

学生アンケートは文学部における教育活動の現状に対する学生側の評価や、学生個々の学習態度および生活状況を把握するためのものであり、報告書を通じて学部教育の再検討と改革に寄与している。

〈問題点〉

文学部は 2004 年４月からそれまでの８学科２教室から１学科 10 専修の体制に移行した。これに伴い、学生の受け入れ方、学生の専修選択方法、カリキュラムなど、従来の姿とは大きく変わってきている。専修の数も、2006 年以降増加させていく方向で取り組まれている。次々と行われる改革は、社会と時代の要請に応

ずるべく本学文学部のより良い姿を求めての機敏な取り組みであり、今後の文学部教育の充実に向けての大切な営みであるが、自己点検・評価の上からみると、改革についての点検・評価には一定の期間が必要なのであって、短期間でその成果を検証するのはなかなかむずかしいという問題点がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

文学部自己点検・評価委員会では、過去 10 年間の活動実績の上に立って、改革期の動向を重視しつつ第三者評価を受けるための報告書の作成に取り組んでおり、この報告書の評価をもふまえて中長期的な視点での本学部改革の点検・評価の充実を図っていこうとしている。教員および学生に対するアンケートも今後引き続き行っていく予定である。

文　学　研　究　科

第Ⅱ編　文学研究科　目次

１　理念・目的・教育目標 …… 379

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 380

(1) 教育課程等　〈380〉

(2) 教育方法等　〈384〉

(3) 国内外における教育・研究交流　〈385〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈385〉

３　学生の受け入れ …… 386

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈387〉

(2) 門戸開放　〈389〉

(3) 定員管理　〈389〉

４　教員組織 …… 389

５　研究活動と研究環境 …… 392

６　施設・設備等 …… 393

７　管理運営 …… 393

８　自己点検・評価 …… 394

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科は、「学の実化」を教育理念とする本学において、人文学研究の理論および応用を教授研究し、人文科学分野の研究者等の養成、高度専門職業人の養成を通して、学術の創造と文化・社会の進展に寄与することを目的に、新制度の大学院設置基準に基づき、1950 年度に英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻の修士課程、1953 年度に国文学専攻と哲学専攻の博士課程が設置されて発足した。その後、史学専攻、ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、中国文学専攻、地理学専攻、教育学専攻の各専攻の修士課程・博士課程が設置され、多様な研究分野を展開している。

前期課程においては 2001 年度には英文学専攻では米文学研究、史学専攻では東アジア史研究と西アジア史研究、地理学専攻では地理教育研究、教育学専攻では教育学研究Ⅰと教育学研究Ⅱ、教育心理学研究と教育臨床心理学研究が新設された。前期課程は大学院設置基準第 3 条に従い、研究の独創性と指導力を兼ね備えた広い視野をもつ国際的な高度専門職業人、中等教育の教員および研究者の育成を目的としている。さらに、人文科学分野の急速な進展・拡大・融合に伴って、現職教員や企業社員の再教育および定年退職者や主婦などの生涯教育を担うことを目的とする。また、2005 年度には前期課程の大きな改革が行われ、108 名定員による総合人文学１専攻となり、従来の各専攻は専修として改変された。さらに、2006 年度には英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修の３つが新たに専修となることが決まっており、社会や学生のニーズに対応する学問領域が整備されつつある。また、史学専修を日本史学専修と西洋史学・アジア史学専修に再編して、より合理的な教授研究が行われる体制を確立することも決定している。

後期課程では、既存の 9 専攻を保持しつつ、大学院設置基準第 4 条に従い、大学、各種研究機関において基礎研究に従事し、自主的に研究開発を推進することのできる大学、研究所等の研究者を養成するという研究者養成の機関として位置づけるとともに、中等教育機関の教員、官公庁や企業における研究開発のリーダーとして活躍できる高度専門職業人の養成をも目的としている。

以上のように設置されている本研究科の特徴は、人文科学分野の多くの領域をもつ専攻・専修内容の豊かさと充実にあり、課程博士の授与数も毎年増加の傾向を示している。これらの内容は広報用の案内パンフレット『関西大学大学院 Information』およびホームページ http://www.kansai-u.ac.jp/Gr_sch/で一般公開されている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

2005 年の前期課程の改革によって、従来の研究者養成の大学院という性格を引き継ぎながらも、それのみならず、初等中等教育機関や企業などが求める、幅の広い知見をもつ高度専門職業人の養成を行うという明確な目標が設定され、2005 年度版のパンフレット『関西大学大学院 Information』においてもそのことが明確にうたわれている。また、従来の多専攻制を総合人文学１専攻制に変えたことで、変貌する社会に対応できるように各専門領域の学際的な協力体制が実質化されたことにより、入学者もわずかながら増加傾向に転じて、定員未充足の問題も徐々に改善されつつある。

また、後期課程の課程博士授与数については、増加傾向にあるとはいえ、さらに努力が必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本研究科は、当初の理念を掲げながら、1950 年、1953 年、2001 年の改革によって充実を計ってきたが、社会や学生の情勢に応じた新たな魅力ある大学院をつくり上げるため、2005 年度に前期課程の大幅な改革を断行し、学部と大学院博士前期課程との 5 年あるいは 6 年一貫教育を進めつつある。学部 3 年で大学院に入学する飛び級制度も導入したが、それも一貫教育の充実に向けた有効な改革である。また、新時代の要請および国際化に応えるために、専修を多様化して分野横断型の学際的な学問領域を増やす方向で改革を進めて

いる。また、現職教員のリカレント教育を実施するコースも 2006 年度より導入することを決定しており、これまで以上に社会のニーズに対応できる体制を確立しつつある。さらに、後期課程は、研究者養成をめざすものとして、従来の方針を堅持しながら、さらなる充実・発展を目指すため組織改革をも視野に入れて検討を進めている。

なお、2007 年度には、2002 年度から 2006 年度にかけての過去 5 年間の学生受入数や課程博士授与数などを踏まえて、前期課程・後期課程の専攻定員数および演習科目数・講義科目数の見直し作業に入り、定員数を含む現状の偏りを是正する方針を固めている。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

文学研究科は、人文科学に関する理論的・実証的研究を教授し、変貌しつつある社会の発展に寄与する優秀な人材を育成するため、高い水準の研究及び教育を実現することを目的とし、それを達成するための適切な教育内容・方法を備えている。近年、官公庁、小、中、高の学校、企業などでは、学部卒業生よりも大学院（博士前期課程および後期課程）修了者を求める傾向が強くなってきた。とりわけ文学部から数多く輩出している中等教育教員の養成に関しては、前期課程修了者の進出が拡大しつつある。こうした時代の流れにこたえるため、文学研究科は、研究・教育に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ優れた研究者の養成とともに、高度専門職業人の養成に力を入れつつある。このように、前期課程の学生に対しては、研究者および高度専門職業人の養成を、後期課程の学生に対しては、研究者養成を目標にして、社会の要請に適った人材の育成を目指す教育を実施している。

（1）教育課程等

【現状の説明】

ア　教育課程の特徴

文学研究科は学校教育法第 65 条[大学院の目的]、大学院設置基準第３条および第４条に基づく研究者養成および専門職養成のために、次の表に示すように、前期課程では、学部教育の成果を踏まえつつ、広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な人材を育成する目的で、総合人文学専攻に９つの専修を置いている。また 2006 年度からは、さらに英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修を新設し、史学専修を日本史学専修と西洋史学・アジア史学専修に分割して、計 13 専修を設置する。後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な職業人に不可欠な研究能力と豊かな学識をもつ人材の育成のため、英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻、史学専攻、ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、中国文学専攻、地理学専攻、教育学専攻の９専攻を設置し、多様な学問分野を包含する高度な専門教育を実施している。

（ア）英文学専修・専攻

前期課程の英文学専修では、英文学研究Ⅰ（中世、近世）、英文学研究Ⅱ（近代および現代）、米文学、英語学の４分野の専修を設け、各分野の幅の広い知識を獲得し、研究の方法論の理解を主とし、修士論文の指導では、文学では文学史を視野に入れつつ、詩、劇、小説などの作品論を中心に批評理論の研究を、英語学では諸分野の研究を包括的に行い、修士論文の作成を指導している。後期課程の英文学専攻では、研究の深化、充実により、学術的成果を上げるようにカリキュラムを組んでいる。課程博士論文の指導では、作品の読みと理解の上に立って、また言語理論に基づき、研究テーマを独自に発見し、発展させ、集大成としての

課程博士論文の作成に向けて指導を行っている。以上、充実したカリキュラムに従って、適切な研究指導がなされている。

（イ）国文学専修・専攻

80 年の歴史をもつ国文学科を母体にした国文学専修・専攻は、一貫して、学問的実証性に基礎をおいた研究・教育を志し、国文学研究の正道を歩むことを目指してきた。また、つねに学会をリードする立場の教員スタッフを擁し、厳密かつ的確な学生指導を図ってきた。学生の論文も、国文学会発行の学術雑誌『関大国文学』をはじめ、学会誌あるいは主要誌への投稿・掲載を活発に行っている。カリキュラムは、国文学については、上代から中古・中世・近世、さらに近現代と、日本文学の全時代にわたっており、同時に、韻文・散文・芸能と、ジャンルも多岐に及んでいる。国語学も、古典語・近現代語両分野に対応した研究指導を行っている。国文学専修・専攻は、こうした充実した内容を適切に指導している。

（ウ）哲学専修・専攻

哲学専修・専攻は哲学・哲学史研究、哲学・倫理学研究、比較宗教学研究、美学・美術史研究の 4 つに細分化することによって、高度な専門的研究を実現し、大学院生の多様な研究に対応しうるカリキュラムを設けている。すなわち、前期課程から後期課程まで各年度に演習科目を置き、資料収集、文献読解、そして学位論文作成の指導を行い、それと平行して専門研究に不可欠な「古典語研究(1)」から今日的な課題に対応した「人間環境学研究 A・B」に至るまで、前期課程で 30 科目、後期課程で 14 科目におよぶ講義科目を配置し、研究の専門性と同時に学際性を持ちうる教育課程を敷き、適切な研究指導が行われている。

（エ）史学専修・専攻

史学専修・専攻では次に述べる多様で充実した研究指導を行っている。すなわち、日本古代中世史研究・日本近世近代史研究では、文献史学を中心に日本の政治史・仏教史・社会史・女性史などを、考古学研究では旧石器時代から歴史時代に及ぶ考古学的事象を、民俗学研究では信仰・祭礼など生活文化全般を、東アジア史研究では中国史および日中交渉史を含む東西交渉史を、西アジア史研究でエジプト史やイスラム史など西アジアを中心とする歴史を、西洋史研究では史学思想史を含めた欧米の歴史をそれぞれ研究できる指導体制をとっている。西アジア史研究は前期課程にのみ設置されているが、後期課程では東洋史研究と西洋史研究に関連分野が含まれているので、引き続き研究を深めることができる。史学専修・専攻では、こうした多岐にわたる充実したカリキュラムのもと、適切な研究指導がなされている。

（オ）ドイツ文学専修・専攻

ドイツ文学専修・専攻にはドイツ文学研究、ドイツ文化研究、ドイツ語学研究の３つの分野がある。ドイツ文学研究は、啓蒙主義から現代まで幅広い時代のドイツ文学作品を扱い、文献学的な研究方法を学び、ロマン主義、表現主義等の個別の作家について新しい観点から掘り下げた研究を行う。ドイツ文化研究は、重要な領域の一つであるドイツ文化について広く歴史的、社会学的な観点から研究を進め、ドイツ文化の特徴について社会学的な研究方法や個別文献の精読により究明する。ドイツ語学研究では初期新高ドイツ語、中高ドイツ語、古高ドイツ語を対象とした通時的言語研究および、現代ドイツ語についての共時的言語研究のための文献購読や方法論を学び、ドイツ語に関する総合的な理解を目指している。これらの 3 つの分野にわたる充実したカリキュラムによって、適切な研究指導が行われている。

（カ）フランス文学専修・専攻

フランス文学専修・専攻には、充実したカリキュラムのもとに次の学問領域がある。フランス文学研究(1)は、中世からルネッサンスを経て 18 世紀末の大革命までの作家と韻文、散文、戯曲などの作品を研究対象とし、フランス文学研究(2)は、近代のロマン主義成立以降、19 世紀と二つの世界大戦を迎えた激動の時代 20 世紀の散文、詩、演劇、文学批評、文学思潮を含める研究分野を扱う。フランス語学研究は、フランス語の成立過程を重視し、フランス語を歴史的変化の面から捉える通時的研究と、現代フランス語の統語論・意味論・語用論的研究、及び広義の社会言語学的研究を扱う。演習・講義はいずれも厳密かつ実証的なテキスト研究を重視し、実例を示して教授している。研究指導では個別指導を重視し、当初より自己の研究テーマを

決め、修士論文や学会発表論文、課程博士論文作成の指導を行っており、カリキュラム内容も適切である。

（キ）中国文学専修・専攻

中国文学専修・専攻のカリキュラムは、中国哲学、中国文学、中国言語の三分野で編成され、古典から現代までを対象とする充実した学科目を用意している。修士論文の指導は、担当教授により個別に行うが、毎年、前期課程、後期課程に在学する学生と教員全体が参加して、論文の中間発表会を開き、批評や意見交換を行っている。同時に、博士論文作成に当たっては、できる限り学会発表や学会誌への投稿などにより、外部の評価に耐えうる内容となるよう適切な指導がなされている。

（ク）地理学専修・専攻

各専修・専攻では、人文地理学及び自然地理学にわたる充実したカリキュラムを設置し、１年次の初めより、修士論文または博士論文作成に向けて効果的な指導を行っている。また専修・専攻全体でも、教員全員と原則として所属大学院生全員が出席して、個々の大学院生について年１回程度の研究発表会を実施している。到達目標を明確にするために、課程博士論文提出の基準を大学院生全員に示している。課程博士論文提出に向けて、単位修得後退学した者も含めて各人年１回の発表会を催している。課程博士論文の前提条件として、学術論文３編（うち１編は全国誌レベル）が盛り込まれており、学会誌投稿を喚起するとともに研究計画の指針としている。学会での発表会を奨励するとともに、別途、学会などが実施する研究会やエクスカーションについても積極的に参加するよう指導している。総合科学的色彩が濃い地理学の性格上、研究内容が複数の教員の専門分野に跨ることが多く、複数教員による指導体制を確立し、適切な指導を行っている。

（ケ）教育学専修・専攻

教育学専修・専攻は、教育学コースと心理学コースによって編成されている。教育学コースは社会人、特に現職教員を対象とした昼夜開講制を導入している。専修免許状および臨床心理士など免許、資格取得に対応したカリキュラムの編成に配慮している。また、教育学コースでは、隔週に大学院生全員と教員全員が参加する合同ゼミを設定し、論文作成のための発表、共同討議などを通じて、問題意識の共有と深化を図り、個別の論文指導の充実を目指している。心理学コースでは、実験室でパソコンとプロジェクタを利用し、プレゼンテーションを中心とした発表形式の授業を行うなど､専攻全体として適切な研究指導がなされている。

以上、文学研究科の各専修・専攻では、充実したカリキュラムに従って適切な指導がなされているといってよい。

イ　教育課程の内容

（ア）現代社会の急速な進展とニーズの多様化によって、研究者および高度の専門職に就く人材の養成が急務になり、文学研究科ではこれに対応するため、研究の独創性と指導力を兼ね備えた研究者および高度専門職業人の育成に努力している。このことはパンフレット『関西大学大学院 Information』に記されている。本研究科の前期課程２年では、広い視野をもつ研究能力または高度の専門性を要求される職業等の養成に力を入れ、１年次の「演習(1)」、２年次の「演習(2)」の必修科目を軸に多様な講義科目が配置され、計 32 単位の修得を課すとともに、修士論文の作成を課し、修士号の取得をめざす体制が確立している。学生は、学内進学試験および一般試験によって進学した本学学生、一般入試による他大学出身の学生、外国人留学生試験および一般試験による外国人留学生、社会人入試による社会人学生、そして外国人研究生らであるが、彼らは前期課程入学時に希望の専修を選んで入学し、１年次には当該の専修・専攻が配置した指導教授（演習担当）の指導を受けることになる。２年次からは学生が希望する指導教員を自由に選択して修士論文の作成へと向かう。指導教授が必要と認めたときには、演習以外の講義科目については、前期課程では他研究科および他大学院の講義科目の履修も可能となっている。

（イ）後期課程では「演習(1)」、「演習(2)」、「演習(3)」の必修科目を軸に先端的な講義課目が配置され、計 16 単位の修得を課すとともに､課程博士論文の提出を求め､博士号の取得をめざす体制が確立している。

もちろん、研究者をめざす学生には、前期課程と後期課程の連続性が求められるが、本研究科では前期課程の指導教員に後期課程も引き続いて指導を受けられる制度になっている。すなわち、後期課程の１年次から３年次までの３年間、学生が希望する専門分野に最も関係の深い指導教員の授業「演習(1)」、「演習(2)」、「演習(3)」を選択するとともに、専門性の高い講義科目を受講して、独創的な課程博士論文作成の指導を受けることのできる体制が確立している。後期課程ではやはり指導教授の指導にもと、他専攻、他研究科、そして他大学院の講義科目も履修可能となっている。また、後期課程２年次以降に、研究テーマの大きな変更等の事情が生じたときには、指導教授の変更も可能となっている。

（ウ）本大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、単位互換制度を設けている。また、2005 年度から実施に踏み切った飛び級進学制度によって、大学院と学部教育との連携が一貫教育という方針のもとに進められている。

加えて、社会人学生について文学研究科では、中、高の現職教員を中心に広く企業人や主婦、そして定年退職者を受け入れており、社会の要請でもある現役の社会人に対する教育や主婦層などに対する生涯教育に対応する体制を確立している。とりわけ、社会人学生については、状況に応じて午後６時以降開講の授業も配置している。また、2001 年度から英文学専修・専攻、教育学専修・専攻では昼夜開講制を採用し、なかでも地理学専修・専攻では、夜間（午後６時～９時）の時間帯や土曜日における授業時間割を実施している。さらに、近年、増加しつつある外国人留学生に対しても、少人数教育の体制のため、丁寧な指導が可能となっている。

また、文学研究科の各専修・各専攻には、学会組織（「関西大学哲学会」等）が確立しており、大学院生の研究活動にとって重要な機会を与えている。

なお、研究科長と研究科長代理によるオフィス・アワーが設けられており、大学院生は研究活動に関わるさまざまな問題について、指導教授以外の教員にも公的に相談できる体制がとられている。

【点検・評価】

〈長所〉

1)　各専修（前期課程）および各専攻（後期課程）とも、基礎的かつ専門的な教育を少人数による演習・講義によって実施しており、指導教員と学生とが親密に研究を行うことによって、専門的知識、独創的な着想、プレゼンテーション能力などが、毎回の授業によって高い水準に引き上げられている。また、授業中に行われるミニテストやレポート提出などによって、丁寧な指導がなされ、一定の効果を上げている。さらに、教員との人間的な関係から、人格が陶冶されるという利点も生まれている。

2)　学部の卒業論文を踏まえて、前期課程では指導教員のもとでより専門的な授業を通して研究・教育に対する研鑽と修士論文作成に向けての指導を行い、研究者あるいは高度専門職業人養成の指導を行っている。

3)　前期課程の修士論文を踏まえて、後期課程では指導教員のもとでよりいっそう専門的な授業を通して研究・教育に対する研鑽と課程博士論文作成に向けて少人数による密な体制で研究者養成の指導を行っている。

4)　学生が国際学会をはじめ、国内の各種の学会発表に参加することによって、国際的な学問的水準を直接体験する機会をもつ。学内外の学会発表等に際しては、参加費用の補助制度があり、大学院生協議会が編集・発行する『千里山文学論集』に論文掲載の資格をもつ。

〈問題点〉

1)　最近の社会情勢の急速な変化の影響を受けて、大学院は教育内容を積極的に変革しつつあり、従来の研究者養成のみを柱にした教育体制をさらに大きく変える改革を実施しつつある。

2)　変貌する社会に対応するため、学際的な学問領域を扱う専修・専攻の設置が求められるため、改革によって、新たな学問領域にかかわる新専修の設置を進める必要がある。

3)　前期課程１年次では当該の専修が配置した指導教授（演習担当）の指導を受けることになっているが、学生の専門領域にとって適切な指導教員については、地理学専修などを除いて、２年次からしか指導につけない専修がほとんどである。これについては、入学時の１年次から希望の指導教員を選択できる制度の確立が望まれる。

4)　大学院と学部教育との連携については、一層の努力による改善の必要がある。

5)　現職の社会人を受け入れるためには、午後６時以降開講の夜間の授業を充実させる必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

前期課程１年次の指導教員の選択については、2006 年度よりすべての専修において学生が入学時に指導教員を自由に選択できるよう改革がなされた。

（2）教育方法等

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

文学研究科の大学院生の修了後の進路は、大学教員（非常勤講師を含む）、中、高の教員、美術館・博物館の学芸員、国家公務員、地方公務員、一般企業等多様であるが、これまで一定の成果を上げている。

イ　教育改善

文学研究科では、入学時に新入生ガイダンスを実施し、オリエンテーションでは、履修ガイダンス、授業、教職、関西四大学大学院学生交流制度、教材複写・製本に関する補助、学会補助費、多目的室の利用、大学院事務室の業務、関西大学情報処理システムに関する説明を研究科長ならびに指導教授より行っている。なお、これらの事項において問題が生じた場合に備えて、研究科長及び科長代理によるオフィスアワーを設置し、学生の相談に応じている。

ウ　授業アンケート

2004 年度秋学期より、講義科目を対象として、大学院生による授業評価アンケートを実施し、さまざまな学生の要求などを聞いて、授業の充実を図っている。加えて、2002 年度から各教員の教育に関する取り組みを取り纏め、各学部事務室において、関西大学に帰属する教員の教育活動として公開している。

エ　シラバス

文学研究科では講義、演習、実験のシラバスが冊子の形で入学生に配布され、学生の授業科目選択の指針となっている。また 2004 年度より冊子体であったシラバスが、ウェブ上での公開シラバスとなり大学のホームページで各専修・専攻の概要と授業科目概要とともに社会に開示され、入学生だけではなく、受験生にも公表されている。

オ　修士論文

文学研究科においては、修士論文を重視し、1998 年度 61 本、1999 年度 59 本、2000 年度 80 本、2001 年度 106 本、2002 年度 84 本、2003 年度 84 本、2004 年度 61 本の修士論文が認定されるなど、教育効果として著しい成果を上げている。

カ　修了生の進路

前期課程の進路状況は、2003 年度修了生 61 名のうち、進学 14 名、就職 15 名、不明 19 名、未定 13 名であり、2004 年度修了生 61 名（アンケート提出者 42 名）のうち、進学 14 名、就職 14 名、小・中・高校への現職復帰 3 名、その他 3 名、未定 8 名である。また、2003 年度の後期課程修了者の進路は、単位修得認定者 29 名であり、そのうち就職者は３名が報告されている。就職は未定であっても、更に研究の継続を希望する者が多い。

キ　成績評価

授業科目の成績は、評語（優、良、可）をもって学生に発表され、その評価基準は 100 点満点の素点をもって決められている。優が 80 点以上、良が 70～79 点、可が 60～69 点である。60 点未満は不可とされる。評価方法はシラバスで周知され、筆記試験やレポート作成、平常点による評価などがある。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

文学研究科では、入学時のガイダンス、オリエンテーションに始まり、シラバスの開示、ウェブ・システムによる履修、適正な授業評価など、懇切丁寧な制度が採り入れられ、またそれらがうまく機能している。こうした授業科目の一層の充実はいうまでもないが、さらに、学生のニーズに対応するため、授業アンケートを実施しているが、授業は少人数で行われているので、匿名といっても、アンケートの書き手が特定され易いという問題が残る。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

2006 年度からは、前期課程において、「英米文化研究(2)」「英米文化研究(3)」「文化遺産学研究」「エジプト学研究」「芸術学美術史実習」「コミュニティ教育学研究」「ルネサンス学研究」などの新設科目を開設することが決まっており、社会や学生のニーズに合う魅力ある授業の改革に乗り出している。また文学研究科内部において、他専修・他専攻の人文学共通の授業科目を履修できる共通科目を設置するとともに、他研究科との共通科目の設置にも配慮している。

（3）国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

2005 年度には文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業の中、文学研究科が母体となっているプロジェクト「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」、また、文学研究科を中心とする２つのプロジェクト「東アジアにおける文化情報の発信と受容」および「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」が採用され、それぞれのプロジェクトに関連して海外から多くの外国人研究者を招聘し、本学教員や大学院生との交流がなされている。加えて、院生の学会発表にも参加費用の補助を行うなど細かく配慮しており、他大学の院生や研究者との交流の場を広げる方策をつくっている。さらに、院生協議会編『千里山文学論集』の発刊によって研究成果の公表にも力を入れている。

【点検・評価】

文学研究科からも、たとえば 2005 年 6 月 26 日～28 日に開催された復旦大学創設 100 周年記念の国際学術検討会（学会）をはじめとする種々の国際学会等に教員および大学院生が参加して国際交流を深めている。

（4）学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程では、修士論文に関して、演習および講義の授業において指導教授から詳細適切な指導を行い、独創的な学位論文の作成に向けて指導力のある教員によって演習の授業を行っている。学位審査に当たっては、指導教授を主査、他に２名の関連分野の教員を副査として配置し、厳正な口頭試問を行い、各専修による審査結果を研究科委員会に報告し、厳正な審査を行って、３月と９月の年２回に修士の学位授与を行っている。

後期課程では、社会に貢献する独創的な学位論文の作成に向けて指導力のある教員によって演習および講

義の授業を行っている。学位審査に当たっては、指導教員の主査１名と関連分野の他専攻、あるいは研究内容によっては、他大学の教員最低１名を含む副査計２名の審査委員計３名によって厳正な口頭試問を行い、各専攻による審査結果を研究科委員会に報告し、厳正な審査を行って、３月と９月の年２回に課程博士の学位授与を行っている。

前期課程および後期課程の過去５年間の学位授与者数に言及すると、修士の学位取得者は、過去５年間の平均が毎年 70 名で、入学定員 108 名に迫る勢いではあるが、今後一層の努力が必要である。後期課程の学位授与者数については、文学研究科は関西大学のすべての研究科の中で最も多い博士の学位を出している。過去５年間の博士論文授与数は、課程博士 47 名、論文博士 51 名で、両方合わせて計 98 名となり、毎年約 20 名の博士を輩出している。これは過去５年間の関西大学全体の授与数 200 名の約 50%に当たる大きな数値である。

【点検・評価】

1) 前期課程の修士号授与数は、大きな問題はないとはいえ、まだ入学定員 108 名には達していないので、今後、定員充足に努力して、毎年 108 名の修士論文が出るように改善していく。
2) 2006 年度より１年制の前期課程として、現職教員のリカレント教育を実施して、社会のニーズにこたえるとともに、108 名の定員充足をめざす。
3) 後期課程の学位授与者数が入学定員のほぼ半数に達しており、関西大学のすべての研究科の中で最も多くの課程博士及び論文博士を輩出しているとはいえ、課程博士については未だ入学者の半数である。今後は入学者の大半が課程博士号を取得できる体制を整えていく。
4) 博士論文申請資格については、レフリー付の外部学会における発表など、今後、明確な基準が必要であるが、2006 年度より、レフリー付き外部学会での口頭発表１回及びレフリー付き外部学会誌への投稿論文掲載１本を基準にする方向で議論を進めている。
5) 後期課程の学位授与数を増やすためには、指導教員による課程博士論文についての合理的な指導計画が必要である。文学研究科では改革を進める中で、2005 年度に運営委員会および研究科委員会に「学位授与に至るフローチャート」の設置を提案し、2006 年度より実施できる方向で議論を進めている。
6) 大学院学則第 24 条および第 25 条に、優れた業績を上げた者については標準修行年限を短縮できる旨の規定があり、学生の研究意欲を刺激するものとして評価される。2006 年度より前期課程に現職教員のリカレントコース１年制を導入するが、後期課程の学生にもこの制度が適用できる研究指導を充実させていく。

３　学生の受け入れ

文学研究科前期課程では、時代の要請に応えるべく、研究・教育に対する独創性と指導力を兼ね備えた広い視野にもとづく現実問題解決能力をもつ国際化に対応した高度専門職業人・研究者の養成を目標としている。

後期課程では、大学、各種研究機関において主として基礎研究に従事する研究者の養成のみならず、中等教育、美術館・博物館、官庁等における研究開発のリーダーとして社会の発展に貢献しうる人材育成を目的としている。また、各種の学校の質的変化および人文科学分野の急速な進展に伴って必要とされる再教育や生涯教育を担うことを目的としている。

以上のような本研究科の理念・目的・教育目標の実現を目指して、入学試験を位置づけている。

【現状の説明】

研究科の理念・目的・教育目標を実現するために、教員組織、施設、設備を勘案し、収容定員を定めている。この収容定員に対して、以下に示す多様な入学試験を実施し、本研究科の理念・目的・教育目標の実現にふさわしい学力をもつ優れた学生を迎えるために、また、社会人や留学生の受け入れ、科目等履修生の受け入れを円滑に実施することのできるように、以下に示す入学選抜方法に基づいて入学試験を適切な時期に実施することにより、広く社会に門戸を開いている。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施しているが、文学研究科が 2005 年度入学試験として実施した試験の種類を次に示す。こうした入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、過去の試験問題を大学院事務室において開示している。

ア　前期課程

（ア）収容定員

文学研究科前期課程では、教員数・施設規模などを勘案して収容定員を総合人文学専攻 216 名と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

（イ）学内進学試験

本学の学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は口頭試問のみで、５～６月に行われる。この制度により進学する学生は、卒業論文作成の学部１年間、修士論文作成の前期課程２年間を連続的な計画をもって一貫した研究を行うことができる。すなわち、学部・大学院のつながりをもった研究・教育が行える利点がある。2005 年度入学試験でみれば、前期課程の入学者の約 39%が学内進学方式によるものである。

（ウ）一般入学試験

本学、他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、９月と３月に一般入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。2005 年度入学試験でみれば、前期課程の入学者の約 27%がこの方式によるものである。

（エ）飛び級入学試験

本学の学部 3 年次修了時点で、3 年間の学部成績が優秀で一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は筆記試験と口頭試問で、5～6 月に行われる。この制度により進学する学生は、卒業論文を作成することなく 3 年次生から前期課程に進学するため、早くから修士論文の準備に取り掛かることができ、優秀な資質を早く伸ばすことができるという利点をもつ。2005 年度入学試験でみれば、7 名がこの方式で入学している。

（オ）外国人留学生入学試験

外国人留学生に対して 10 月に第１次選考（書類選考）、11 月に第 2 次選考（筆記試験と口頭試験）を行っている。①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①および②と同等以上の学力を有すると認めた者、ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除くである。2005 年度入学試験では 2 名がこの方式で入学している。

（カ）社会人入学試験

社会人に対して 10 月に実施している。とりわけ文学研究科においては、再教育や生涯教育を視野に入れた入学試験制度で、試験は口頭試問のみである。

（キ）科目等履修生など

大学院では、春・秋学期に４年制大学を卒業した者、またそれと同等以上の学力があると志望する研究科が認める者を対象に１学期に履修できる授業科目を３科目以内として、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を採用しており、2005 年度の科目等履修生は７名である。

また、自己の研究テーマについて本学の研究科で研究指導を希望する外国人を対象として、４月と９月の２回、７科目以内として、外国人研究生の受け入れ制度が採用されている。これらの外国人研究生は、このあと外国人留学生試験を受けることになる。

（ク）入学試験状況

2005 年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ-文研-1 に示す。

表Ⅱ-文研-1　2005 年度　前期課程入学試験状況

入試区分	志願者	受験者	合格者	入学者
学内進学	44(0)	44(0)	39(0)	35(0)
一般	49(20)	43(17)	29(12)	26(9)
飛び級	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)
外国人留学生	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
社会人	26(15)	26(15)	22(11)	22(11)
計	128(37)	122(34)	99(25)	92(22)

注）（　）内は他大学または本学他学部で内数。

この表を見ると、他大学、本学の他学部の学生が文学研究科を目指して受験していることがわかるが、今後とも他大学の優秀な学生を確保できる魅力ある体制整備が望まれる。

イ　後期課程

（ア）収容定員

文学研究科後期課程では、教員数・施設規模などを勘案して収容定員を 75 名（英文学専攻６名、国文学専攻６名、哲学専攻６名、史学専攻 15 名、ドイツ文学専攻６名、フランス文学専攻６名、中国文学専攻６名、地理学専攻 12 名、教育学専攻 12 名と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

（イ）一般入学試験

３月に一般入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。2005 年度入学試験でみれば、後期課程の入学者の約 64%が一般入学試験方式によるものである。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人留学生に対して 10 月に外国人留学生入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。2005 年度入学試験では２名がこの方式で入学している。

（エ）社会人入学試験

社会人に対して 10 月に実施している。とりわけ文学研究科においては、再教育や生涯教育を視野に入れた入学試験である。試験は口頭試問のみである。

（オ）入学試験状況

2005 年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ-文研-2 に示す。

表Ⅱ-文研-2　2005 年度　後期課程入学試験状況

入試区分	志願者	受験者	合格者	入学者
一般	21	19	17	16
外国人留学生	2	2	2	2
社会人	10	10	7	7
計	33	31	26	25

(2) 門戸開放

文学研究科においては、前期課程および後期課程ともに有効かつ計画的に、入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用され、国内他大学出身の受験生の他、外国人、社会人に受験機会が開かれている。これらの入試情報は本学ホームページなどで積極的に広報している。

(3) 定員管理

収容定員は、文学研究科全体で、前期課程 216 名、後期課程 75 名と定めている。大学基礎データ表 18 のとおり、2005 年 5 月現在の前期課程の在籍者は 192 名、後期課程では 138 名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では 0.89、後期課程では 1.84 である。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

1) 2005 年度の文学研究科の改革などによって、前期課程の志願者数は増加傾向にある、しかし、定員充足に向けて一層の努力と改革が必要である。今後、質の高い入学者を確保するために、魅力ある授業や卒業後の進路開拓などの問題解決が求められる。加えて、社会人および留学生について積極的な広報活動とそれに対応した体制整備の確立が必要である。2005 年度の前期課程入学試験状況の表を見ると、他大学、本学の他学部の学生が文学研究科を目指して受験していることがわかるが、今後とも他大学からも優秀な学生を確保できる魅力ある体制整備が望まれる。
2) また、後期課程については、これまでのところ定員は充足されているとはいえ、それぞれの専攻に対する入学者数は、1.3 倍を越える過剰となっている場合と、定員未充足の場合とが混在している。今後、各専攻の定員数の見直しが必要である。ただし、1.3 倍を越えている場合でも、研究業績の多い教員によって、少人数の学生に対する指導がなされており、内容は高い水準にあるといってよい。
3) なお、文学研究科においては、中・高校の現職教員も受験してくるため、今後は現職教員に対する特別の制度を整備する必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

1) 前期課程における飛び級入学試験の導入、社会人および留学生入学試験の充実、社会や学生のニーズに対応する魅力ある新科目の設置など、文学研究科は改革によって、ここ数年、入学者数を増やしている。また、各種の奨学金制度の充実も図っている。
2) 後期課程の定員充足については、2005 年度から始まっている前期課程の改革を踏まえて、過去 5 年間の見直しを行い、各専攻の定員数を変えるように改革の努力を続けている。
3) 現職教員の受験も多いため、2005 年度に検討が進められ、2006 年度より文学研究科前期課程に、現職教員のリカレントコース（1 年制）を設置することが決定した。これによって、社会の要請でもある小、中、高校の現職教員の再教育に本格的に着手できることになる。

4　教員組織

文学研究科では、人文学分野の研究者養成、高度専門職業人養成を目的として前期課程の 1 専攻 9 専修と後期課程の 9 専攻において、文学部に所属する教員を基盤にしつつ、高度の専門的指導力もった教員を配置し、院生の多様な研究について適切な研究指導・教育が少人数教育として行える体制を整えている。また、

社会の要請に基づき「学の実化」を具現化するため、多様な研究領域の非常勤講師を任用して教育にあたっている。

【現状の説明】

文学研究科において授業および研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第 33 条により、大学院設置基準 9 条 2 号に規定する資格に該当する本学の教授であるが、実情に合わせて助教授および講師をもってこれに充てている。

ただ、文学研究科は、文学部を基礎とする研究科であるので、実際上その教員は、文学部の教授をもってあてられている。したがって、教員の任用については文学部にゆだねられ、その所属も文学部である。教員の募集・任免・昇格に関する基準は全て、関西大学教育職員選考規程に基づくものとなっている。

大学院では専門性をもつ教育・研究指導を実施するために、研究科委員会において各教員の新規の資格審査を運営委員会および研究科委員会に諮ることで業績審査を行い、教育水準の維持を図っている。資格審査は、授業および研究指導を担当する教員を対象に、大学院設置基準９条１号、２号に規定されているD㊎、D合、M㊎、M合の資格を 2000 年 5 月制定の「文学研究科教員資格判定基準（内規）」に従って公平に行っている。

任用は以下の「要件」、「判定基準」、「専任教員の審査」によって決定している。

〔要件〕

(1) 専攻分野に関する博士の学位を有すること。
(2) 専攻分野に関する単著を有すること。
(3) 専攻分野に関する編著書を有すること。
(4) 専攻分野に関する学術論文を継続的に発表していること。
(5) 近年の主たる学術研究業績が専攻分野（担当科目）に焦点化されていること。
(6) 大学教授（助教授）として長年の教育・研究経験（大学院・学部・短期大学での科目担当経験）を有すること。
(7) 学術研究に関連した活動に長年の経験や顕著な業績を有すること。
(8) 専攻分野に関連した高度の知識や特殊な技術・技能を有すること。
(9) 特殊な経歴・精深な見識や傑出した能力などから、教育や学術研究活動の拡大・深化に独特な貢献が期待できる卓越した人物であること。

〔判定基準〕

(1) D㊎は、上記（1）、（2）のいずれかを含め、5 要件以上を満たしていること。
(2) D合は、上記の 4 要件以上を満たしていること。
(3) M㊎は、上記の 4 要件以上を満たしていること。
(4) M合は、上記の 3 要件以上を満たしていること。

〔専任教員の審査〕は、以上の〔要件〕、〔判定基準〕に基づき次のように行っている。

(1) 専任教員で前期課程の科目を担当する場合はM合、後期課程で科目を担当する場合はD合以上とする。
(2) 専任教員で研究指導教授（M、Dの演習担当教員）となるには前期課程ではM㊎、後期課程ではD㊎の資格が必要である。ただし、助教授であっても上記の条件を満たしておれば可とする。
(3) 文学研究科における授業科目の担任者の決定には、各専攻（各専修）において上記の〔要件〕、〔判定基準〕により、各専攻の委員が勘案し、文学研究科運営委員会に諮り、文学研究科委員会において審議する。
(4) 新規担当者の審査段階は①M合基準、②M㊎基準、③D合基準、④D㊎基準の四段階とする。ただし、各専攻は被推薦者が上記の「要件」、「判定基準」に準拠しているかを勘案し、どの段階からでも文学研究科運営委員会および文学研究科委員会の審議に諮ることができる。しかし、審査のたびに履歴書・

業績一覧表が必要である。なお、非常勤講師の任用についても、上記の内規により審査している（M合・D合のみ）。

大学基礎データ（表 18・19）に明らかなように文学研究科の教員組織は、質的向上が図られており、また、教員一人当たりの学生定員数は、上の表より、2004 年度、2005 年度とも 2.1 名となり、おおむね適切な人数と考えられ、高度な研究と教育にとって適正な組織になっていると考えられる。

【点検・評価】

〈長所〉

本研究科では、資格基準が明確に示された有資格教員が、大学院担当教員として配置され、研究指導・講義が行われていることがわかる。しかも、担当教員は、教授を中心としながらも、助教授、業績によっては講師も授業担当となって、社会や学生のニーズに応える多様な学問領域を教授研究可能にしている。

また、前期課程では文部科学省の通達に基づき、一指導教授が指導することのできる学生数を 1 学年 10 名（2 学年 20 名）として上限を定め、その範囲内で研究指導を行っている。現状では教員一人当たりの学生数は、約 3 名で、基準の 1 学年 6 名を満たす適切な配置となっている。

また､教員は学内の研究所である東西学術研究所や人権問題研究室などの研究員としても研究活動を行っており、東西学術研究所においては、大学院生（後期課程）を準研究員として受け入れることを可能としている。

〈問題点〉

前期課程および後期課程ともに受講生の極端に少ない授業がある。今後はこうした授業については教授方法を適正に考えた後、合併などの処置を考える必要がある。

また、急速に変貌する社会の要請に応えるため、社会で実務経験のある者や芸術家などを積極的に非常勤講師に迎える体制が必要である。

後期課程の演習担当教員は全て、博士号を有するか、あるいは専門分野に関する単著の出版を行っていることが条件となっている。後期課程担当教員の資格については問題がないといってよいが、後期課程担当でない教員はD合の有資格者となるよう今後とも努力が必要である。また、D合についても必要条件を満たすよう努力が必要である。

後期課程の学生をリサーチアシスタント（RA）およびポストドクトラルフェロー（PD）として雇用する体制については、これまで雇用のケースはなく、まったく機能してこなかった。今後はこの制度を拡大する必要がある。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、教員の適正な男女比構成に配慮する必要があるが、本研究科では女性教員の比率がまだまだ低い。加えて、外国人教員の数も少ない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

受講生の極端に少ない授業を統合するため、2006 年度から前期課程の演習（1）と（2）のクラスを合併、後期課程の演習（1）と（2）のクラスを合併する改革が決定しており、より合理的な授業運営を考えている。ただし、前期課程の演習（1）のクラスに 4 名以上の履修学生がいる場合には、演習（2）は 2 クラス開講できるものとして、研究指導が充実するように配慮がなされている。また、後期課程の演習（3）は、課程博士論文執筆の最終年にあたるため、演習（1）や（2）との合併は避け、課程博士論文の指導が徹底するように配慮し、後期課程単位取得者が、課程博士を取得できる体制を固めつつある。

さらに、社会の要請に応えるため、前期課程では英文学専修、2006 年度設置の芸術学美術史専修の客員教授を計 2 名任用するなど、多様な人材を非常勤講師に迎え、いっそう発展する方向で進めている。

後期課程担当教員におけるD合の有資格者は６割を越えているが､今後とも一層の充実を目標にしている。

加えて、後期課程の学生をリサーチアシスタント（RA）、ポストドクトラルフェロー（PD）として雇用する

ため、内外の資金の活用を考えているが、2005 年度には文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業に応募し、文学研究科の専任教員を中心とする 3 つのプロジェクト（①「東アジアにおける文化情報の発信と受容」（東西学術研究所が母体)、②「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」（大学院が母体)、③「なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究」（関西大学博物館が母体）が選定され、PD ６名（文学研究科修了者は２名）・RA９名（文学研究科院生９名）の雇用がなされ、今後とも拡大が予定されている。

男女共同参画社会の実現に向けての教員の適正な男女比構成については、教員採用が学部教授会を通じて行われるにしても、学部との連携によって、2004 年度から導入された原則として公募制による採用人事によって、全体的に採用人数の少ない女性教員と外国人教員の採用については改善がなされつつある。

５　研究活動と研究環境

社会情勢として人文学分野では研究活動は大学院が担っている。前期課程は１専攻制（2005 年度より１専攻９専修制、2006 年度より１専攻 13 専修制となる)、後期課程は９専攻制をとって、大学院の充実に基づいて学問的なレベルを高めることはもとより、中等・高等教育および産業界等との連携による「学の実化」を実現するため、幅の広い多様な研究分野を網羅し、国際的に通用する人材の育成および国際的な学術研究を行うという高い理想を掲げ、研究活動を行っている。

【現状の説明】

文学研究科では前期課程が総合人文学専攻（英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修の９専修)、後期課程が英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻、史学専攻、ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、中国文学専攻、地理学専攻、教育学専攻の９専攻によって構成され、文学研究科の授業を担当するすべての本学教員は文学部に所属している。さらに、各専攻における教員は大学院担当教員として、D㊒、D合、M㊒、M合の資格を有するものである。それゆえ、文学研究科の授業担当教員の研究活動としては、文学部・文学研究科総体としてその活動を点検評価しなければならないものと考える。

本学教員の研究活動の改善・改革については、文学部・文学研究科を母体にして、専門性を一層高める努力を持続しながら、国際的な水準の研究活動を行うために、外部資金の導入に積極的に取り組んでおり、2005 年度には文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業の中、文学研究科を母体とする「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」、また、関西大学東西学術研究所を母体とし、文学研究科担当教員を中心とする「東アジアにおける文化情報の発信と受容」、さらに、関西大学博物館を母体とし、文学研究科担当教員を中心とする「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」のプロジェクト資金を獲得し、本学教員、本学大学院生、他大学教員、海外の研究者と学術交流を深めながら、研究活動を行っている。とりわけ「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」は、文学研究科を基盤とするプロジェクトで、注目すべき成果を上げつつある。

なお、研究成果等、その他の研究活動・研究環境については、文学部の項を参照されたい。

【点検・評価】

本学教員においては国際的な研究活動に参加している者も多く、また、各種の学会賞等を受賞している者、学会の委員・幹事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者、各種の講演会等に招待されている者も多く、教員の研究活動は活発である。大学院担当教員に対する資格審査を定期的に点検するのみならず、文学研究科の研究環境として、活発な外部資金の

導入を目指した施策が必要である。

6　施設・設備等

本研究科の教育目標を達成するために必要な施設・設備を適切に整備・運用することは、重要な課題であるととらえ、多様な学問領域に応じた整備を行っている。

【現状の説明】

本研究科の施設・設備には、大学院各研究科共通の施設として、大学院学舎尚文館（7 階建：この一部に学生用の研究室がある）が建てられている。また、全学の共通施設として図書館・博物館（主に史学専攻・史学専修が利用）・教材開発室（第 1 学舎 1 号館：主に教育学専攻・教育学専修が利用）があり、図書館の書庫内には院生が利用できる研究個室が用意されているなど、現状では大きな問題はないといってよい。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

上記の既存の施設・設備、さらに 2005 年度着工の研究センターの施設・設備など、本研究科の設備は充実しつつあり、大きな問題はないが、社会や学生のニーズに対応しながら、今後とも関係する施設・設備がさらに必要である。

上記の施設・設備の充実など、今のところ大きな問題はないが、本研究科においては学生数が相当に多い。その人数にもかかわらず、大学院学舎尚文館に配分されている研究スペースが相対的に少ない。各研究科の配分比率を見直し、改善する必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

2005 年度に文部科学省によって選定された私立大学学術研究高度化推進事業のプロジェクト「東アジアにおける文化情報の発信と受容」および「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」に付随して、アジア文化交流研究センターとなにわ・大阪文化遺産学研究センター（博物館を拡張）の建設が決まっており、前者については東西学術研究所の書庫等の施設が、後者については考古資料を中心にした歴史・美術資料の利用が教員・大学院生に可能であり、研究環境がさらに改善されつつある。

大学院学舎尚文館の設備を学生に適正に配置配分するよう努力する必要がある。

7　管理運営

本研究科では、先に示した理念・目的を実現するために、以下に述べるように規則に則って管理運営を行っている。

【現状の説明】

本研究科の管理運営に関する規定は、『関西大学大学院学則』（以下「学則」という）に定められている。その第 33 条は、担当教員の資格に関するものである。これに基づいて、本研究科における 2005 年度の担当教員は 21 名の助教授を除いて他は全て教授（82 名）である。これらの担当教員全員によって研究科委員会が構成され、研究科委員会の審議事項は『学則』第 40 条によって規定されている。重要な案件はすべて本委

員会で審議・決定している。その運営業務遂行のため、本委員会の中から、『学則』第 39 条によって、文学研究科構成メンバーによる選挙で研究科長が選出され、研究科長によって運営委員会で諮られた内容を研究科委員会において審議している。運営委員会は研究科長と研究科長代理、そして各専修・専攻において選ばれた 9 名の委員によって構成される。2002 年度からは制度改革によって研究科長代理が設置された。さらに、2004 年度からは、委員長、副委員長を擁する文学研究科自己点検・自己評価委員会が設置された。これらの役職・委員の設置により、多様な問題に対処している。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

研究科委員会は『学則』に従って適切に運営されている。また、学部と大学院との一貫教育が提唱される中、学部長と研究科長との意思疎通が充分になされるよう改善が必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

近年、学部・前期課程の一貫教育の方向性が明確になってきたことを踏まえて、研究科長と学部長の一体化が進められており、一体化については、2006 年度 10 月から実施することが決定されている。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

大学院の自己点検・評価委員会については、以前は大学院自己点検・評価委員会としての活動を行っていたが、2004 年 4 月より文学研究科自己点検・評価委員会規定に基づき自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、研究科の教育水準の向上を図ることを目的に設置され、文学研究科の各専攻から選出された委員と文学研究科長代理、文学研究科担当事務職員の 11 名の委員によって構成されている。職掌事項は、文学研究科の自己点検・評価に関する事項とその報告書の作成、第三者評価に関する事項、ならびに外部評価に関する事項である。報告書は隔年に作成され研究科長に報告されるとともに公表され、学内に留まらず、社会からの評価を受けることとなっている。

【点検・評価】

文学研究科自己点検・評価委員会は、研究科内部の関心の高い問題をめぐって、全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、第三者評価に対応する活動を行っている。

現状の文学研究科の自己点検・評価活動をより活発に行うために、全学的な活動である全学共通教育推進機構が行っているＦＤフォーラムへ文学研究科の成果を発信し、より深くかつ広く議論を行い、円滑に文学研究科の成果を次なる施策に反映することができるように、現在、文学研究科自己点検・評価委員会でその実現を計画している。

経　済　学　部

第Ⅱ部　経済学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 397

(1) 理念・目的等　〈397〉

(2) 理念・目的等の検証　〈398〉

(3) 健全性、モラル等　〈399〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 399

(1) 教育課程等　〈400〉

(2) 教育方法等　〈410〉

(3) 国内外における教育研究交流　〈415〉

3　学生の受け入れ …… 416

(1) 入学者受け入れ方針等　〈416〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等　〈417〉

(3) 入学者選抜の仕組み　〈420〉

(4) 入学者選抜方法の検証　〈421〉

(5) 入学者選抜における高・大の連携　〈421〉

(6) 社会人および外国人留学生の受け入れ　〈421〉

(7) 科目等履修生・聴講生　〈422〉

(8) 定員管理　〈422〉

(9) 編・転入学、退学者　〈422〉

4　教員組織 …… 423

(1) 教員組織　〈423〉

(2) 教育研究支援職員　〈425〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈426〉

5　研究活動と研究環境 …… 428

(1) 研究活動　〈428〉

(2) 研究環境　〈430〉

6　施設・設備等 …… 431

(1) 学舎と研究棟　〈431〉

(2) 情報処理機器等の整備　〈432〉

7　管理運営 …… 433

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈433〉

(2) 学部長の権限と選任手続　〈434〉

8　自己点検・評価 …… 435

(1) 自己点検・評価、その改善・改革システムの連結と学外者による検証　〈435〉

(2) 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応　〈436〉

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

【現状の説明】

近代日本を支え、その指導者となる意欲と熱意を持った若者たちを対象に法律と経済を講義するために関西に初めて設立された法律学校の創立者の精神は、「正義を権力より護れ」との理念に表れている。この法律学校で行なわれた最初の講義は経済学であった。1904 年には、大阪で実業の世界を目指す学生に勉学の機会を提供するために経済学科が設置され、今日に至る。

経済学部の教育理念は、関西大学の建学の精神と教育の理念・目的をそれぞれの時代に即して解釈し、それに具体的な内容を盛り込むことで設定されてきた。それは、関西大学の「学理と実際の調和」＝「学の実化」という教学の理念が、学問としての経済学の特性あるいはそれを講じる経済学部の教育理念にふさわしいものであったからであり、関西大学学則第 1 条「本大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）に基づき人格の完成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、情報学、工学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする」を常に考慮してきたからである。

すなわち、「経済学は、人間の経済活動およびその社会的関係を理論的、実証的、歴史的分析によって解明し、その成果にもとづいて問題を解決する方法策定に寄与することを目指す」学問であり、「経済学教育は、専門分野としての経済学を教えることにより、それを修得した学生が専門的、総合的視野から内外の社会、市民生活、企業での諸問題を理解し、分析し、解決する力量を身につけることを目指す」と理解されてきたからである。(『経済学教育に関する基準』大学基準協会)

近年、関西大学では、「国際化」「情報化」「開かれた大学」という教育理念が掲げられ、経済学部では、この理念を独自に具現化する試みを行なってきた。経済学部の広報誌には、「知と技の工房」(Intelligence Workshop of the Globe) としての経済学部において、「情報化社会 (Information-Oriented Society) に対応する能力を養い、国際化 (Internationalization) する世界の動きに対応する知識と経験を提供する」と表現されている。このような教育理念に基づいて、学部教育の目的は、地球的視野に立って経済の仕組を究明し、地球に生きる市民として経済学を活用できる学識をもった人材の育成をはかることにおかれている。

経済学部では、上記の理念と目的に基づき、以下のような教育目標を設定している。

第 1 は、出身地域の経済と社会の活力を維持し、発展させることのできる人材の養成である。経済学部では、地方入学試験や指定校制推薦入学制度において、日本各地から学生を受け入れているが、指定校の重点は近畿圏およびそれ以西の諸地方に移行している。それは、経済学部の立地している経済圏の特性を一部反映したものである。

第 2 は、商都大阪を基盤にして、国際的に活躍できる人材（とくにアジア諸国・諸民族との間に平和と友好を築きあげることができる人材）の養成である。経済学部では、商都大阪を基盤とする大学であるという地理的条件を意識したうえで、国際的に活躍できる人材の育成を目標としている。

第 3 は、人権の意識を優先させることのできるモラルの高い人材の養成である。関西大学の創立者の崇高な理想を人権教育の精神として受け止めるとともに、学部教育の中でも人権問題に対する学生の意識向上に取組んできた。卒業後、公務や民間企業あるいは非政府機関 (NGO) での活動にたずさわるとき、人権尊重の意識を優先させることのできるモラルの高い人材は、社会への貢献度も顕著である。

第 4 は、今日の情報化社会において、問題を的確にとらえ、自らの考えを明確に表明できる能力をもった人材の育成である。コンピュータ技術を利用したコミュニケーション手段は実に多様化している。経済学部では、現在、常識となりつつある情報処理の基礎的なリテラシーとツールを学生たちに身につけさせることはもとより、それらのツールを駆使して自己を主張できる人材の養成をめざしているだけでなく、これらの

情報関連機器の利用に伴うモラルを高める教育にも取組んでいる。

【点検・評価】

経済学部は、関西大学の建学の精神と教育の理念・目的を踏まえ、また、国際化および情報化といった今日の大学を取り巻く環境に対応して、教育理念を設定した。経済学部では、その理念と目的にそって経済学を体系的に学習できるような科目群と社会の要請に応える応用・実践科目群の設置に取り組んできた。

経済学部の教育理念・目的等の学生および教職員への認知は、十分とは言えないまでも広まってきた。受験生には、学部案内やホームページなどにおいて広報活動を展開しており、新入生には、入学後の各種説明会、講演会および導入科目などの機会をとらえて理解を深めさせてきた。

経済学部を構成している教職員および学生の間で教育の理念や目的への理解をさらに深め､広めるために、これまで少人数の「経済学ワークショップ」の各クラスの学生たちを適宜担当教職員が関西大学年史展示室を訪問させたり、授業の一部を大学や学部の歴史の説明にあてたりしてきた。今後は、学生たちが「経済学ワークショップ」のなかで大学や学部の歴史だけでなく教育の目的と理念を学ぶ機会を組み入れることが望ましい。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

経済学部は、上記のような教育理念および教育目標が今日の社会的要請に対応しており、かつ充実した成果をあげているかどうかを検証する機関として「経済学部自己点検・評価委員会」を設置している。同委員会は、2 年に 1 度、経済学部に関する詳細な評価報告書を作成してきた。『経済学部自己点検・評価報告書』において指摘されたさまざまな問題点は、学部執行部会議や教授会でも議論され、問題意識が共有される。また、カリキュラム等を検討する「学務委員会」においても、その都度学部の教育理念・目的等に照らして科目が編成されてきた。

こうした点検・評価作業は、学部内の関係者に留められるのではなく、学部での学習内容が実務に応用できたかどうかは、学生たちによるインターンシップの体験報告会や企業を対象とする就職懇談会を通して検証される。それに加えて、経済学部では、教職員が経済学部自治会やゼミナール協議会などの学生の諸団体とも定期的な懇談の機会をもつだけではなく、学部独自に教育内容を検討するために学生から直接に意見を聞くファカルティ・デベロップメント・フォーラム（FD）の機会が設定されている。

さらに、社会の側から経済学部教育の内容や成果に対する評価を得るにあたって、経済学部は 2001 年 4 月 25 日～5 月 31 日に世代別の卒業生 3000 人を対象にアンケート調査（有効回答数は 24.1%）を実施した。（『関西大学経済学部自己点検・評価 4』2002 年 3 月 31 日）また、経済学部創設 100 周年には卒業生と現役学生との間で「経済学部の現状と課題を考える」座談会（2004 年 5 月 29 日）を開催し（『関西大学経済学部創設 100 周年記念誌』2005 年 3 月）、さらには、毎年 5 月および 8 月には、学部教育懇談会を通じて、家庭の眼で経済学部教育のあり方に対する評価を得る機会も設けてきた。これらの機会に寄せられた質問や意見に対して教職員は適切に応え、また、指摘された点については必要な措置を検討することで、学部教育が社会的に明確な説明責任を負えるように努めている。

【点検・評価】

経済学部では、学部教育の理念・目的・目標を検証する役割を学務委員会、研究体制・FD 委員会などの各機関が有効に果たしている。また、経済学部は、全学に先駆けて学部独自に教育にかかわる諸問題を点検するために学生と教職員とのインターフェースの意見交換を行なう機会（FD フォーラム）を設けた。これは、教育の理念と目的への理解を深める機会になるだけでなく、教育内容やカリキュラム等の改善に対する教職

員の動機付けを高める成果をあげている。

経済学部は、学部学生の入学前教育の変化と卒業後の進路や社会状況の変化を十分に意識して、理念・目的・目標をカリキュラム編成にいっそう具現化する作業を必要としている。2007 年度以降、現行の昼夜開講制を維持したまま夜間主廃止にともなう新カリキュラムの策定にむけて、経済学部は、「カリキュラム改革委員会」において具体的な取組を開始した。

（3）健全性、モラル等

【現状の説明】

経済学部は、教育職員や学生の職業倫理と社会倫理の向上について、教育と研究と同等に重要であると認めている。すでに人権問題委員会委員、セクシャル・ハラスメント相談員および同防止委員が配置されており、人権問題への取組の一環として、教育職員は新入生や在学生に対して、セクシャル・ハラスメント等に関するパンフレットの配布やガイダンスによって理解を深める努力を行ってきた。また、毎年 4 月には新入生を対象に人権問題に関する講演会を開催し、経済学特殊講義の一つに人権に関する講義を常設している。大学の立地している地域社会に対する迷惑行為を防止し、学生のモラルを高めるために交通問題対策委員会委員が配置されている。インターネットの利用に関しては、「ネットワーク利用に関する規定」に基づいて「利用誓約書」の提出を求め、モラルの維持・向上を図っている。

【点検・評価】

経済学部は、これまでも学生生活の実情を調査し、実態の把握に取り組んできたが、近年、経済学部では、女子学生の増加、入学直後の学生や在学生の精神的なストレス、および卒業後にむけたキャリアデザインの悩みなど、健全なモラルの形成に配慮した多様な対応が問題としていっそう真剣に認識されるようになった。そのような現状認識に立ち、問題に対処してきた経済学部の人権問題委員、セクシャル・ハラスメント相談員および同防止委員、キャリアセンター主事などの教育職員の存在をいっそう学生に周知させる必要がある。それには、既存の制度を生かしながら、導入教育（「経済学ワークショップ」）では個々の教育職員が、基礎教育（「経済学（入門２）」）でコーディネートにあたる教育職員が、学生に対して進路・生活指導とその応対の仕方について高いモラルの必要性を指導するばかりでなく、上位年次のゼミナールなどでも、たとえば、キャリアセンター職員、国際交流センター職員、教育実習経験者、専門職大学院（法律・会計）在学生など、学生たちに身近な人々を招いて、各人が自らの道を切り開いていく上でどのようにしてモラルを高めてきたか、また、高められてきたかを少人数クラスの中で学ぶ機会を数多く設ける。

２　学士課程の教育内容・方法等

大学は、学校教育法第 52 条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことがうたわれ、大学設置基準第 19 条に「専門の学芸を教授する」ことが規定されている。

経済学部は、これらをうけて、「学の実化」という本学の教育理念を基本としつつ、関西法律学校設立以来の伝統を踏まえて、①出身地域の経済・社会の活力の維持・発展を支える人材の養成、②商都大阪を基盤にして国際的に活躍できる人材の養成、③絶えず人権擁護の意識を優先させることのできる人材の養成、④情報化社会の中で自己主張ができる人材の養成を教育目的とし、情報処理のリテラシーを重視するとともに１年次から４年次にいたるまで少人数教育を実施している。そして地球的視野に立って経済の仕組みを究明

し、地球に生きる市民として経済学を活用できる学識を持った人材を育成するために学生の幅広い関心とニーズに対応できるカリキュラムを用意し、以下に示すような体系的な教育課程を編成している。

(1) 教育課程等

ア　経済学部の教育課程

【現状の説明】

（ア）カリキュラムの概要

経済学部では、2003 年度に導入された新カリキュラムに基づいて、デイタイムコース（昼間主）・フレックスコース（夜間主）ともに、一学期間に少数の科目を集中的に学習できるよう半期集中（週２回講義）型の完全セメスター制をとっており、クラス指定のある１年次配当の特定科目を除いて、第１時限から第７時限までの専門教育科目を自由に履修することが可能となっている。以下、2005 年度新入生用のカリキュラムを中心に説明する。デイタイムコースとフレックスコースのカリキュラムは基本的に同一であり、大きな違いがある場合にのみ、その違いを明記することにする。

卒業所要単位は 124 単位であり、まずその概略を示しておく。内訳は次のようである。

1）教養科目および保健体育科目　24 単位以上（フレックスコースは外国語科目と合わせて 30 単位以上）

2）外国語科目　16 単位以上（フレックスコースは８単位以上）

3）専門教育科目　84 単位以上（フレックスコースは 78 単位以上）

ａ　教養科目および保健体育科目

教養科目は、「人間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の３分野からなり、幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するために設置している。また、学生の心身の健康を保持し増進するために保健体育科目を置き、所定の単位数を卒業所要単位に含めている。教養科目および保健体育科目は基本的に全学の方針にのっとっている。

ｂ　外国語科目

外国語科目は、幅広い国際化に対応するために、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の７つを開設しており、英語を含む２ヵ国語を必修としている（フレックスコースは１カ国語必修）。

ｃ　専門教育科目

専門教育科目は、専門的な教育を遂行し学習目標を達成するためのものであり、共通科目（必修ではないが履修義務がある）、選択必修科目、選択科目および自由科目に分かれる。

（イ）カリキュラムの体系（専門教育科目）

経済学部は単一学科（経済学科）からなり、卒業者には学士（経済学）の学位を与える。カリキュラムの体系は、デイタイムコースおよびフレックスコースともに基本的に同一である。専門教育科目は、入門的・基礎的内容を習得した上で、より高度な専門的内容を段階的・体系的に学習するように位置づけられている。

経済学の学習の動機付けに配慮して導入教育を重視し、１年次には、経済学の基礎知識の習得や学習能力の養成をはかるために、(1) 教養科目である「経済学（入門１）」「経済学（入門２）」、および(2) 専門教育科目の共通科目である「経済学ワークショップ」「初級ミクロ経済学」「初級マクロ経済学」「情報リテラシー入門」については、クラスを指定して履修を義務づけており（ただし単位を取得できなかった場合に再履修の必要がない点で必修科目とは異なる）、さらに、(3)「政治経済学入門」「経済数学（各テーマ）」「統計学」「経済史」を選択必修科目としている。

１年次の「経済学（入門１）」（通称「経済学ブリッジ」）は、高校の公民科から大学での本格的な経済学へと橋渡しとなる入門科目であり、「経済学（入門２）」（通称「経済学ロンド」）は、専門分野の異なる複数の専任教員がリレー形式で行う講義で、教員が各自の専門領域を紹介することによって経済学という学問分

野の全体を概観させ、２年次以降の専門教育科目の履修や「経済学演習」（ゼミナール）選択に必要な予備知識を提供することをねらいとする。「経済学ワークショップ」は、少人数クラスに分かれクラス担任によって運営される基礎演習科目であり、レポート作成や発表などを通して、文献を読む力やプレゼンテーションの能力を身につけることを目的としている。「初級ミクロ経済学」「初級マクロ経済学」は、２年次以降の専門教育科目を履修するために必要な基礎知識の習得と基礎能力の養成を目指す共通科目であり、実際に問題を解くことによって講義で学んだ内容の理解を深めるために「補習クラス」を設けている。「情報リテラシー入門」は、学習、文献検索、卒業論文の作成などに必要なパソコンの基本的操作を身につける科目であり、その上級科目として、２年次には「経済情報処理論」「経済情報処理演習」を設けている。情報処理教育では、ネットワーク利用に際してのモラルを高め個人情報保護の重要性を自覚させることによって、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮している。

図Ⅱ−経−1　経済学部（デイタイム・フレックスコース共通）のカリキュラム体系の概念図

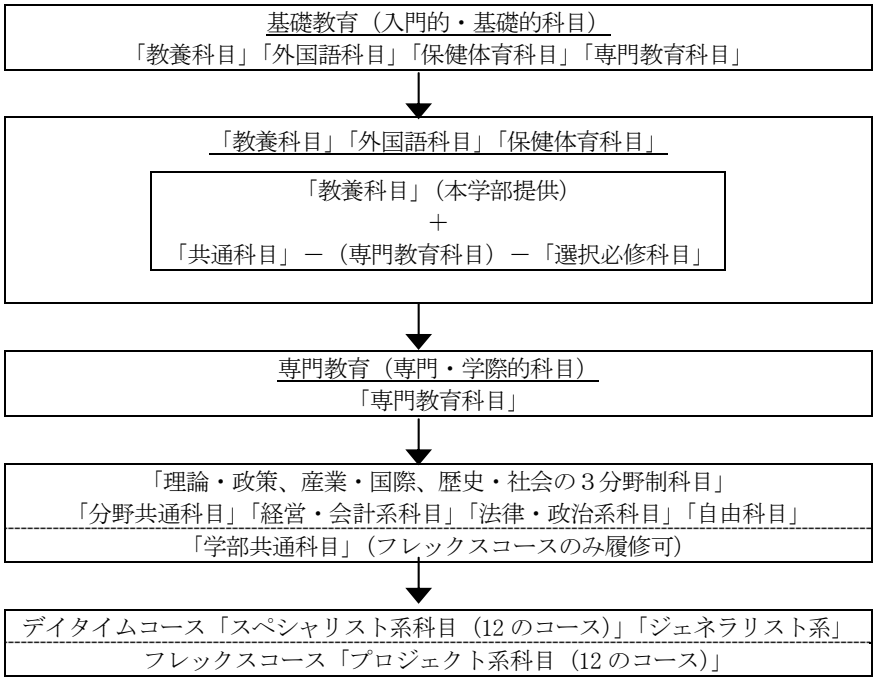

２年次以降には、３分野（「理論・政策」・「産業・国際」・「歴史・社会」）に分かれる専門教育科目を中心にして、それ以外に分野共通科目、経営・会計系科目、法律・政治系科目および自由科目からなる専門科目を用意している。これらの選択科目については、各学問分野の体系性に適合した配当年次を設けることで、専門領域を段階的・体系的に学べるような配慮を行っている。

課題設定・問題解決能力の育成という教育理念から「演習」を重視し、２年次秋学期から４年次春学期まで４セメスターにわたって「経済学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を定員 15 人の少人数クラスとして開講し、その履修を条件として４年次秋学期に「卒業論文」を単位として認定している。「経済学演習」および「卒業論文」は、在外研究員を除く全専任教員が担当する科目であり、2 年次春学期に履修ガイダンスを行い、学生が希望するテーマによって選択し申し込む方式をとっている。

デイタイムコースでは、幅広い学習を行うジェネラリスト系のほかに、２年次から学習意欲を高めつつ専門性をもった系統的学習ができるように、12 のコース（１コースあたり５～10 科目からなる専門教育科目群）から構成されるスペシャリスト系科目を用意している。学生は履修コースを登録し、「コース別履修モデル」に従って科目を修得する。所定の単位（20 単位）を修得した者には、成績証明書にその旨を明記するとともに、卒業時にコース修了証を授与する。コースの科目群は、学生が「コース別履修モデル」に従って２年次以降順次履修することで、コースごとの具体的な目標を達成できるように配当している。

他方、フレックスコースでは、２年次から多くの他学部科目を利用した学際的な学習やスキルアップを行うことができるように、12 のプロジェクト（１プロジェクトあたり 13～24 科目からなる専門教育科目群）から構成されるプロジェクト系科目群を用意している。プロジェクト系科目には、３つの履修義務プロジェクトと９つの自由選択プロジェクトがあり、履修義務プロジェクトにはそれぞれ「学際研究講義（各テーマ）」と「学際研究演習（各テーマ）」がある。学生は、３つの履修義務プロジェクトのうちから１つ以上を選択して履修登録しなければならない。所定の単位（20 単位）を修得した者には、成績証明書にその旨を明記するとともに、卒業時にプロジェクト修了証を授与する。プロジェクト系科目群では、学部横断的で学際的な学習を通じて社会現象を幅広く学ぶとともに、任意の専門領域を深く学べるように科目を配当している。

また、専門教育科目の選択科目において人権をテーマとした「経済学特殊講義Ⅱ（各テーマ）」を開講するとともに、毎年４月の新入生歓迎行事においても人権意識の啓発を目的とした講演会を開催して、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮している。

（ウ）教養科目および保健体育科目

教養科目は１・２年次に配当し、「人間・文化」分野 48 単位（12 科目 24 テーマ）、「社会・経済」分野 24 単位（６科目 12 テーマ）、「自然・技術」分野 34 単位（９科目 17 テーマ）を開講している。「社会・経済」分野には「部落解放論」（１科目２テーマ）という人権教育の科目を配置し、倫理性を培う教育を行っている。さらに、特に総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために、複数の教員が共通テーマでオムニバス型の授業を行う「テーマスタディ」を設置し、専任教員を対象とした学内公募制によって実施している。また教養科目は「哲学（個と宇宙）」「哲学（生と死の諸相）」のように表記し、「哲学」が科目名、カッコ内がテーマ名である。学則上これらは同一科目となるが、授業内容の幅広さと深さを確保するために個別のテーマを設定し、運用上は２単位科目二つとみなしている。教養科目は、デイタイムコースでは各分野からそれぞれ４単位以上計 18 単位以上、フレックスコースでは各分野からそれぞれ４単位以上計 16 単位以上を修得しなければならない。なお「経済学（入門１）」「経済学（入門２）」は、１年次の履修義務科目である。学際的科目である「テーマスタディ」は、２コース４単位までを卒業所要単位に含めることができる。

保健体育科目も１・２年次に配当されており、「基礎体育学」「スポーツ研究」など７科目８単位のうち、６単位までを卒業所要単位に含めることができる。

教養科目は、全学共通教育推進機構の教養教育部門委員会（各学部から選出された委員から構成される）が取りまとめを行い、各学部の教員が分担する形で、実施・運営されている。

（エ）外国語科目

デイタイムコースでは、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語のうち、英語を含む２ヵ国語（第１選択外国語および第２選択外国語）を必修としている。卒業所要単位は 16 単位であるが、経済学部では、国際的に活躍できる人材の育成という教育理念に基づいて、第１選択外国語８単位および第２選択外国語８単位というパターンだけでなく、特に一つの外国語を集中的に履修できるように、第１選択外国語 12 単位および第２選択外国語４単位というパターンでの修得も選択できるようにしている。16 単位をこえて修得した場合は、８単位を限度として卒業所要単位とすることができる。フレックスコースでは、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語のうち、１外国語８単位の修得が卒業要件である。８単位を超えて修得した場合は、８単位を限度として卒業所要単位とすることができる。

また実用英語技能検定やＴＯＥＦＬ、ＴＯＥＩＣなどの語学検定試験に合格（スコア取得）した場合は、「検定認定」外国語科目として、英語は６単位、英語以外の外国語は４単位を限度として卒業所要単位とすることができる。「検定認定」による単位取得者に対しては「上級外国語」を開講している。さらに、交流協定校であるマンチェスター大学での英語研修セミナーやゲッティンゲン大学でのドイツ語研修セミナーなどに参加した場合には、「海外研修（各セミナー）」外国語科目として、２セミナー４単位を限度として卒業所要単位とすることができる。

（オ）必修選択の量的配分

卒業所要単位における科目の量的配分については、上記「１．カリキュラムの概要」で述べたように、デイタイムコースでは、卒業所要単位 124 単位のうち、教養科目および保健体育科目・外国語科目が 40 単位（32.3%）、専門教育科目が 84 単位（67.7%）となっている。フレックスコースでは、卒業所要単位 124 単位のうち、教養科目および保健体育科目・外国語科目が 30 単位（24.2%）、専門教育科目が 78 単位（62.9%）、さらにいずれかから 16 単位（12.9%）となっている。

デイタイムコースの必修科目に相当するのは、教養科目の履修義務科目である「経済学（入門１）」および「経済学（入門２）」の４単位、専門教育科目の履修義務科目である「共通科目」（12 単位）および「選択必修科目」（８単位）の計 24 単位である。したがって、必修科目が卒業所要単位に占める比率は 19.4%である。専門教育科目のみについてみると、必修科目（20 単位）が卒業所要単位（84 単位）に占める比率は 23.8%である。全体に必修科目が占める割合は低くなっている。

フレックスコースも、デイタイムコースと同様に、必修科目が卒業所要単位に占める比率は 19.4%である。専門教育科目のみについてみると、必修科目（20 単位）が卒業所要単位（78 単位）に占める比率は 30.8%であり、デイタイムコースと比べて高い。これは、フレックスコースのカリキュラムが学際性を重視して卒業所要単位に占める経済学部の専門教育科目の比率を低く設定しているためであり、それによって異なる学問領域にまたがって広く学ぶことも、特定の学問領域を深く学ぶことも可能な、多様な学習の仕方を提供している。

（カ）開設授業科目における専・兼任比率等

「大学基礎データ　表３」に見られるように、デイタイムコースの場合、教養科目は兼任担当科目が多く、専任比率は 26.9%となっているが、専門教育科目については、自由科目を除く科目において専任担当科目の方が多く、必修科目（経済学部の「共通科目」）、選択必修科目、選択科目別で見ると、専任比率は 53.0%～100%（全開設授業科目では春学期 51.1%、秋学期 53.6%）となっている。必修科目と選択必修科目は原則としてすべて専任教員が担当する科目である。また選択科目では、専任比率が春学期で 53.0%、秋学期で 62.3%の値を示している。

フレックスコースの場合も、教養科目は兼任担当科目が多く、専任割合は 33.3%であるが、デイタイムコースに比べると専任比率は高い。専門教育科目では、自由科目を除く科目において専任担当科目の方が多く、専任比率は 65.0%～100%（全開設授業科目では春学期 55.4%、秋学期 53.5%）となっている。また選択科目では、専任比率が春学期で 68.1%、秋学期で 65.0%を示しており、これもデイタイムコースよりも高い数値である。

（キ）授業形態と単位の関係

授業科目の単位数は、学則第 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」「実習」「実験および製図」の５種に分けて基準を定めている。経済学部の授業科目は、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」の３種であり、前２種についてはそれぞれ学則に準じて単位を計算しているが、「経済学演習」については「毎週１時間 15 週の授業をもって１単位とする」規定が適用されている。「卒業論文」は「経済学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の履修を条件として単位を計算している。

（ク）情報化とグローバル化への対応

情報化とグローバル化に対応するための教育として、情報処理教育と、コミュニケーション能力の涵養を目的とするコミュニケーションクラスによる外国語教育を行っている。

情報処理教育科目には、１年次の「情報リテラシー入門」、２年次の「経済情報処理論」「経済情報処理演習」がある。「情報リテラシー入門」は、学生全員に情報処理の基礎を身につけさせるための共通科目であり、２年次の科目は、さらに進んだ情報処理の知識と技術を身につけるための専門教育科目である。

外国語科目では、デイタイムコースの英語の場合、１年次春学期・秋学期配当の「英語Ⅰa」「英語Ⅰb」

28 クラスのうち半数を超える 17 クラス、２年次配当の「英語Ⅲa」「英語Ⅲb」では、22 クラスのうち３クラスがコミニュケーションクラスであり、３年次配当の「英語Ⅴa」「英語Ⅴb」「英語Ⅵa」「英語Ⅵb」にも各１クラスのコミュニケーションクラスを設置している。英語以外ではドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語にコミュニケーションクラスを設けている。フレックスコースでは、「英語Ⅰa」「英語Ⅰb」７クラスのうち３クラスがコミュニケーションクラスであるが、英語以外の外国語にはコミュニケーションクラスは設けていない。

なお、外国語科目以外にも、外国語を通して経済学の専門的内容を扱う教育科目として、１年次に「時事英語Ⅰ」、２年次に「時事英語Ⅱ」「経済英語」「外国書研究Ⅰ」、３・４年次に「外国書研究Ⅱ」「専門外国書研究Ⅰ」「専門外国書研究Ⅱ」「実用英語研究（国際ビジネス英語）」を配置している。「実用英語研究（国際ビジネス英語）」は、フレックスコースでは２年次配当である。

（ケ）起業家的能力の涵養

起業家的能力の涵養に資する科目として、デイタイムコースではジェネラリスト系の「経営・会計系科目」およびスペシャリスト系の「産業経済コース」と「ビジネスコース」の科目群があり、フレックスコースではプロジェクト系科目群の選択プロジェクトとして「経営・会計・税」がある。また、１年次の「経済学ワークショップ」では全クラスを対象に「キャリアプランニングガイダンス」を実施しており、デイタイムコースの「経済学演習」では、中小企業問題を取り上げながら起業のノウハウにも言及する取り組みもある。

（コ）健康の保持・増進

経済学部では学生相談室を設けており、学生相談主事が学生の相談にあたり、問題の自主的な解決のための助言指導を行っている。また自習室に加えて学生控室を設け、学生の健康の保持・増進のための配慮を行っている。学舎内を禁煙にする措置も講じた。

【点検・評価】

〈長所〉

(1) 経済学部のカリキュラムは、学部教育の理念・目的を実現するために、学生のニーズに対応して専門性をもった系統的な学習と幅広い学際的な学習とを選択できるよう配慮するとともに、実践的な応用力の育成を重視しており、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第 52 条に定められた大学の目的に合致している。教育課程の編成についても、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」求めた大学設置基準第 19 条に合致している。

(2) 経済学部のカリキュラムは、本学の建学の精神である「学の実化」を実践するものであり、デイタイムおよびフレックスの両コースは、共通するカリキュラム体系を保ちながら、それぞれの特色を表す一連の専門教育科目を配置しており、学部としての共通性とコースの独自性との適切なバランスに配慮している。またフレックスコースでは、「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づいて、地域やテーマを選択して学際的な研究を行うことができるだけでなく、74 単位を上限としてデイタイムコースの開講科目および他学部開講の専門教育科目を卒業所要単位に算入することができるため、特定分野を深く学ぶことも、幅広い分野を学ぶことも可能である。

(3) 経済学部の教養科目は、３分野にわたって多様な科目が配置されており、総合的な視野から物事を見ることのできる能力、自主的、総合的、批判的に物事を思考し、的確に判断できる能力等を育成するのに適したものになっている。また「社会・経済」分野には「部落解放論」（１科目２テーマ）という人権教育の科目を配置し、さらに専門教育科目の選択科目においても人権をテーマとした「経済学特殊講義Ⅱ（各テーマ）」を開講するとともに、毎年４月の新入生歓迎行事においても人権意識の啓発を目的とした講演会を開催して、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮している。

(4) 外国語科目の内容は多彩であり、特にコミュニケーションクラスにおいて「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」を行っている。また、専門教育においても「実践英語研究（国際ビジネス英語)」などの外国語科目を設けている。

(5) 経済学部の基礎教育科目である必修科目のうち、「初級マクロ経済学」「初級ミクロ経済学」など複数の専任教員が担当する共通科目では、補習担当者も含めて打ち合わせ会議を開いて合意形成を行い、内容の共通性と統一性を確保している。教養科目の「経済学（入門２)」は、専門分野の異なる複数の専任教員がリレー形式で行う講義で、教員が各自の専門領域を紹介することによって経済学という学問分野の全体を概観させ、２年次以降の専門教育科目の履修やゼミナール選択に必要な予備知識を提供している。共通科目の「経済学ワークショップ」は、原則として全専任教員が担当する少人数クラス制の基礎演習科目であり、レポート作成や発表などを通して文献を読む力やプレゼンテーションの能力を身につけることを目的とする。これらの科目は、専任教員とその専門領域を早いうちに知ることができるという点でも学生の学習意欲を高める効果をあげている。

(6) 情報処理教育では、１年次の「情報リテラシー入門」で学習した知識や技能を、学生はすぐに「経済学ワークショップ」でのネット検索やレポート作成に生かすことができており、その教育目的はほぼ達成されている。２年次の「経済情報処理論」「経済情報処理演習」は、「計量経済学」などの専門教育科目や「経済学演習」の履修の中でその効果を発揮している。また、情報処理教育の中で、ネットワーク利用に際してのモラルを高め個人情報保護の重要性を自覚させる、いわゆるネチケット教育を行うことによって、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮している。

〈問題点〉

(1) 経済学部のカリキュラム体系は、大学および学部の理念と目的、教育基本法第 52 条、大学設置基準第 19 条に適合している。経済学部では、2003 年度の昼夜開講制の導入に伴い、デイタイムコースとフレックスコースのそれぞれが特色をもつようにカリキュラムを設定し、デイタイムコースのスペシャリスト系コースでは経済学部の専門科目を主軸においた系統的な履修モデルを提示しているのに対して、フレックスコースのプロジェクトは多くの他学部科目を利用した学際的な履修モデルを提示している。しかし、2005 年３月の経済学部自己点検・評価委員会の検討結果が指摘するように、履修モデルの登録は届け出制であって登録履修を卒業要件とするものではなく、あくまで学生の自主的選択に任されているために、教育目標の達成という点でどの程度実効性があるか不明確である。特にデイタイムコースのジェネラリスト系は、実際にはスペシャリスト系コースを選択しない場合の履修形態を意味するにすぎず、具体的な教育の達成目標が明確とは言えない。

(2) 経済学部では、2003 年度にデイタイムコースおよびフレックスコースともに専門教育科目を原則として完全セメスター制（週２回の半期集中型）とし、「経済学演習」も半期２単位からなるセメスター科目「経済学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」に変更するなど、専門教育における教育効果を高めるための改訂を行った。しかし、他に週２回半期集中型のセメスター制を取っている学部がないために、授業科目の他学部への開放という点で問題を生じており、学際的な履修という経済学部の教育理念の一つと矛盾をきたしている。

(3) 少人数教育を推し進める一環として、原則として全専任教員が担当する少人数編成クラスの「経済学ワークショップ」を設置しているが、より少人数できめ細かな基礎教育を実施するためには、クラス数を増やす必要がある。それによって教育効果が高まることが期待されるが、しかしながら、それが教員の負担増につながり、かえって教育効果を低下させる可能性もある。そもそも経済学部の開設授業科目における専・兼任比率からも明らかなように、少人数教育の実施に必要な専任教員は不足しており、開設科目全体にわたって専任教員の負担増や非常勤講師の採用によって対応している。

(4) 学部の学生相談が取り扱う事項には、学生の健康に関する問題も含まれる。学生が抱えるさまざまな問題には、その背景に健康に関する問題、特に心理的な健康面での問題が潜んでいることもしばしばである。本学では、充実した専門スタッフを擁する心理相談室も設けられているので、相談窓口の連携を促進し、

これらの問題に適切に対応することが重要であると思われる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

(1) 経済学部では、フレックスコースの入学者のほとんどが、クラス指定のない授業科目に関しては１～５限の時間帯で履修しており、６・７限の時間帯での履修者がきわめて少ないという現状をふまえて、2007年度にデイタイムコースとフレックスコースを統合することを決定しており、それに伴ってカリキュラムの再編を予定している。その際、新カリキュラムは現行のデイタイムコースのカリキュラムを基本とし、現行のフレックスコースのカリキュラムは廃止する予定である。具体的な細部はカリキュラムに関する検討委員会を立ち上げて検討することになるが、スペシャリスト系コースとジェネラリスト系という現在の履修制度に関しても、さらに教育効果が高められるよう配慮するとともに、多様化してきている学生の興味・関心や能力を学部教育の理念・目的といかに適合させていくか、また学生のもつ潜在的能力の開発をいかに進めるかを検討し、改編を行う予定である。

(2) また、2005年７月の学務委員会答申に基づいて、2007年度のカリキュラム改編にあたっては、経済学部の現行の週２回半期集中型セメスター制を見直す予定である。他学部の開講科目の履修や他学部に対するオープン科目の設定などを考えれば、半期集中４単位科目を半期２単位科目に分割することを検討せざるを得ない。ただし、教育効果を考えれば、半期集中４単位方式が望ましい科目もあると思われるので、具体的な選別などについてはカリキュラムに関する検討委員会で議論する予定である。

(3) 少人数教育の推進にあたっては、専任教員の増加が見込めない状況の中では、教員の負担増と教育効果との関連を配慮しつつ、より小さなクラスサイズの実現について検討するとともに、現行のクラスサイズでもいっそう教育効果が高まるような授業の展開を様々に工夫し、教育改善への取り組みを行っている。例えば、ＷＥＢを利用した授業支援システムの活用、学生による授業評価や経済学部独自のＦＤ活動、マルチメディアの活用などにおいて努力を重ねる。また、専任教員の欠員を可及的速やかに補充することが重要である。

(4) 学生が抱える問題に関しては、相談窓口が対応するだけでなく、ゼミ担当教員等の日常的なケアも重要である。学生が教員に何でも相談できるような信頼関係を築いていく努力を引き続き行う。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

１年次の「経済学（入門１）」は、高校の公民科から大学での本格的な経済学へと橋渡しとなる入門科目であり、「経済学（入門２）」は、専門分野の異なる複数の専任教員がリレー形式で行う講義で、教員が各自の専門領域を紹介することによって経済学という学問分野の全体を概観させ、２年次以降の専門教育科目の履修やゼミナール選択に必要な予備知識を提供することをねらいとしている。「経済学ワークショップ」は、少人数クラスに分かれクラス担任によって運営される基礎演習科目であり、レポート作成や発表などを通して、文献を読む力やプレゼンテーションの能力を身につけることを目的としている。

【点検・評価】

これらの科目では、経済学の各専門領域にふれることで問題関心と学習意欲をもたせるとともに、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方などにいたるまで、高等教育への移行に適応できるように配慮した懇切丁寧な指導が行われている。特に、「経済学ワークショップ」は少人数クラス制であるため、これらのクラスの中ではじめての友人ができることも多く、勉学面のみならず、大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。これらは複数の専任教員が担当する科目なので、担当者の打合会や教授会での議論などを通して意思疎通と合意形成を図っており、さらにＦＤ活動などを通して共通性を確保する努力をしている。

大学教育への移行に関する配慮は適切に行われており、大きな問題点はない。しかし、今後は入学生の一

層の多様化や学力低下も予想されるので、基礎的な学力を測定し、より適切な指導を行うことが必要になると思われる。また、適切な導入教育を行うためにはより少人数のクラス編成が望ましいが、この点についても学務委員会などで検討していきたい。

ウ　各種資格課程

【現状の説明】

本学では、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として、教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が設定されている。経済学部でもこれらの課程を履修することが可能である。履修者数が最も多いのは教職課程であり、経済学部では、社会の中学校教諭一種普通免許状および地理歴史・公民の高等学校教諭一種普通免許状の取得が可能である。2004 年度の実績をみると、中学校の社会免許取得者は３名であり、高等学校の免許取得者が地理歴史 13 名、公民４名である。その他の課程では、図書館情報学課程で司書資格を取得した者が２名、司書教諭資格を取得した者が１名、学芸員資格を取得した者が１名であった。

【点検・評価】

経済学部の専門教育科目のうち、特に経済史を中心とする「歴史・社会分野」の科目は、社会および地理歴史・公民に関する免許状取得に必要な知識を学習する科目となっている。今後、各都道府県における教員採用数の増加が見込まれているので、教員採用試験合格に向けた全学的な支援とともに、学部においても、教職課程履修者に対する適切なガイダンスを行いたい。

エ　インターンシップ

【現状の説明】

本学では、キャリアセンターが派遣先企業等を開拓して「ビジネスインターンシップ」を実施している。2004 年度の経済学部からのインターンシップ申込者は 47 名である。それとは別に、企業などが直接に公募する場合も増えており、経済学部で 2004 年度に実際にインターンシップを経験した実習者は、大学から派遣するインターンシップのほかに学外公募インターンシップ実習者を含めて、48 名であった。また、企業でのインターンシップとは別に、教職志望者が学校現場で教育補助などを行う「学校インターンシップ」も実施しており、経済学部の 2004 年度の実習者は 19 名であった。

経済学部では、インターンシップの事前講座を受講して実習を体験し、さらに実習報告書の提出や実習報告会への参加といった所定のプログラムをすべて修了した者に対して、自由科目「インターンシップ（ビジネス)」「インターンシップ（学校)」（各２単位）として単位認定を行っている。

【点検・評価】

インターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会である。本学のインターンシップ制度は定着し、うまく機能していると思われる。

ただし、学生数が多いためもあって、大学派遣インターンシップに関しては申込者数が派遣枠を上回っており、希望者全員が実習を経験できる状況にはない。また大学派遣のビジネスインターンシップは夏休み期間中に実施しているが、学校インターンシップなどで授業を休んだ場合のケアは制度化されていない。

現在のインターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学部としても、企業からのインターンシップの公募情報を収集して積極的に情報提供を行うなど、ひとりでも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう側面から支援する必要がある。また、インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすためにも、十分なガイダンスを行う必要がある。さらに教学上のケアとして、インタ

ーンシッププログラム修了後の進路選択の問題などに関しても、演習担当教員などを通して学生の支援を強化していきたい。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第 22 条の２に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定できることになっている。

また、学則第 22 条の３に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、および短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で認定できる。

「大学基礎データ　表 11」が示すように、2005 年５月現在海外の 22 大学と国際交流協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行うとともに、交換派遣留学制度を設けて留学生の派遣を行っている。学生の留学には、これらの交流協定校への派遣留学と、それ以外に学生自身が選択した大学に留学する認定留学があり、いずれも１年間を限度に留学期間を修業年限として認め、60 単位を超えない範囲で修得単位を認定している。経済学部からの交換派遣留学生は、2002 年度と 2003 年度は各１名であり、2004 年度は３名であった。また、交流協定校以外の大学に留学する場合、教授会の審査を経て認定留学として認めている。経済学部からの認定留学生は、2002 年度と 2003 年度にはいなかったが、2004 年度は１名であった。

2001 年度に導入されたＤＤ（dual degree）プログラムは、ウェブスター大学に１年間留学し、所定の単位と条件を満たすことによって、本学とウェブスター大学双方の学士号が取得できるプログラムである。本学とウェブスター大学で修得した単位を所定の条件で相互に認定することによって、４年間で２つの大学の学位を取得できる。経済学部では 2005 年度入学の１名が最初のケースである。他方、ウェブスター大学の学生に対して英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目のうち、「日本の経済」を経済学部が提供している。

また、長期留学以外にも、短期集中のセミナーとして、交流協定校での「海外語学セミナー」と「大学洋上セミナーひょうご」が設けられている。前者は「海外研修（各セミナー)」外国語科目として、２セミナー４単位を限度として卒業所要単位とすることができる。経済学部からの参加者は、2002 年度が９名、2003 年度が５名、2004 年度が９名である。後者は隔年開講であり、自由科目として単位認定を行っている。経済学部からの参加者は、2004 年度が１名である。

さらに、2005 年度からは、入学前に実用英語技能検定やＴＯＥＦＬ、ＴＯＥＩＣなどの語学検定試験に合格（スコア取得）した者には、「検定認定」外国語科目として、合格した級や取得したスコアに応じて、英語は６単位、英語以外の外国語は４単位まで卒業所要単位として認定している。経済学部では、12 名に対して 17 科目 34 単位を認定している（2005 年９月時点)。

【点検・評価】

単位互換・単位認定の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。

カ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

デイタイムコースで外国人留学生入学試験を実施し、留学生の受け入れを行っている。留学生に対しては、１年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ（講読)」「日本語Ⅱ（作文)」「日本語Ⅲ（講読)」「日本語Ⅳ（作文)」

計８単位を設けており、さらに日本についての理解を深め、合わせて留学生の日本語能力を向上させるために、１年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会)」「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術)」計４単位を設けている。ウェブスター大学とのＤＤ協定に基づいて英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目は、ウェブスター大学の学生以外の留学生も受講できるようにしている。

また、入学した留学生に対して履修ガイダンスを行うとともに、外国人留学生学習指導担当の専任教員を配置し、オフィスアワーで指導を行っている。さらに、経済学部独自の外国人留学生懇談会を年２回開催し、学部に在籍する留学生全員を招待して、留学生学習指導担当教員だけでなく学部執行部の教員および学部事務室の事務職員と懇談し、さらには留学生同士で親睦を深めることのできる機会を提供している。

フレックスコースでは、社会人入学試験を実施し、社会人の受け入れを行っている。

【点検・評価】

留学してから日が浅い学生はいろいろな悩みを抱えがちであるが、年２回開催される外国人留学生懇談会が、悩みの解決の糸口になることも多い。また新入生に対する履修ガイダンスも、科目履修に関する相談だけでなく、生活相談の窓口ともなっており、留学生が教員や事務職員および留学生間の親睦と信頼を深めることに役立っている。

社会人入学試験に関しては、経済学部ではこれまでをフレックスコースでのみ実施して受け入れてきたため、社会人の生活様式の多様化に十分には対応できていなかったが、2006 年度にはデイタイムコースでも社会人入試を実施し、より積極的に受け入れる予定である。

キ　生涯学習への対応

【現状の説明】

「大学基礎データ　表 10」に示すように、大学全体として、関西大学吹田市民講座、経済・政治研究所の産業セミナーと公開講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市）などの公開講座を実施しており、経済学部の教員も積極的に関与している。また、社会人の科目等履修生・聴講生の受け入れも、生涯学習に貢献するものとみなすことができる。科目等履修生と聴講生は、教授会で承認された場合に受け入れが可能となる。経済学部では、自己研修を目的とする社会人を、2004 年度に科目等履修生として１名、2005 年度に聴講生として１名受け入れている。

【点検・評価】

本学はアクセスの便利な立地条件に恵まれており、各種の公開講座への参加者も多く、現状では特に問題はない。生涯学習への対応は、現時点では学部独自の取り組みとしては行われていないが、大学全体での取り組みとして行われている。

ク　正課外教育

【現状の説明】

ゼミナール単位で参加するディベート形式の「経商合同学内ゼミナール大会」が、経済学部と商学部の学生の自主的組織であるゼミナール協議会の主催で毎年行われている。2004 年度は 12 月１日に開催され、学部として通常授業の休講措置を取るとともに、各ゼミナールの担当教員が大会に参加して指導に当たっている。

また、毎年５月には、新入生を対象とする合宿形式でのフレッシュマンセミナーが経済学部学生自治会主催で行われ、経済学部の教員および事務職員も参加して、新入生に対する学生生活のガイダンスを行っている。

さらに、学部学生を正会員とする経済学会では毎年１月を締め切りとして学生懸賞論文を募集しており、

応募論文を複数の教員が審査して、優秀な論文に対して賞状と賞金を授与している。

【点検・評価】

ゼミナール大会は、他のゼミナールと交流する場として、学生の学習意欲の向上に貢献している。ただし、ゼミナール協議会の運営にあたる委員会への参加者が年々減少しており、自主的な活動が困難になりつつあるので、学部としてゼミナール協議会の活動を積極的に支援する方策を検討したい。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育効果の測定方法

成績という観点から教育効果を測定する方法には、(1)「定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験など（平常成績）で総合評価する」、(2)「筆記試験」、(3)「論文（レポート)」の３通りがある。

2004 年度の専門教育科目でいえば、デイタイムコース・フレックスコースの全開講科目 166 科目うち、少人数の演習型科目である「経済学ワークショップ」「経済学演習Ⅰ／Ⅱ」「情報リテラシー入門」「経済情報処理演習」「経済英語」「時事英語Ⅰ／Ⅱ」「外国書研究Ⅰ／Ⅱ」および「学際研究講義Ⅰ～Ⅴ」の 15 科目（全開講科目数の９％）では、平常成績による総合評価を行っている。講義型の専門教育科目（自由科目を除く、共通科目・選択必修科目および選択科目）では、「平常成績」評価が８科目（５％)、「筆記試験」評価が 125 科目（75%)、「論文（レポート)」評価が 18 科目（11%）である。筆記試験を行う講義型科目でも、平常時に小試験やレポートを課す場合も多い。これは、教育の効果を確かめるうえでより有効であるといえよう。このような試験を含む成績評価の方法については、シラバスに明記して学生に周知している。

教育効果の測定方法に関しては、教員間の合意がある。教育効果の測定方法の基本方針は教授会で合意されており、教員間での理解のずれはない。

（イ）卒業生の進路状況

「大学基礎データ　表８」が示すように、2004 年度では経済学部の卒業生の 70%が民間企業に就職しており、この他に官公庁への就職が４％、大学院進学が２％である。大学院進学者のほとんどは経済学研究科への進学である。「その他」の比率も 23%とかなり高く、ここには自営業のほか、専門学校進学予定者、公務員試験・教員採用試験受験予定者などが含まれ、進路の多様性を反映していると思われる。

【点検・評価】

教育効果の測定に関して、経済学部では講義・演習など科目の性質によりそれぞれにふさわしい方法を取り入れている。また総合的な教育効果の測定指標として卒業論文を重視している。以上の教育効果の測定方法についてはシラバスに明記しており、教員も学生も共通の認識を持っている。

ただし、教育効果の測定方法が全体として有効に機能しているかどうかを検証する仕組みの制度化については、まだ十分とはいえない。個別科目ごとの成績分布や成績別の人数などを学生に開示することは教員の個人的判断に任されており、前年度の成績分布をシラバスに明記したり、学生に配布する『経済学会報』(関西大学経済学会発行)で開示したりする教員が増えてはいるが、まだ制度化されてはいない。教養科目および保健体育科目・外国語科目・専門教育科目というカテゴリーごとの成績分布の概要は、毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されているが、そのデータをもとに学部で議論する仕組みはなく、こうした制度の構築は今後の課題である。

経済学部では、個別科目ごとの成績分布について、すでに一度 2001 年度の自己点検・評価報告書で開示したことがある。また、教員間で問題を共有して検討するために、希望する教員に対して個別科目ごとの成

績分布を事務室において開示する仕組みを取ってきた。学生および教員全員に公開することは制度化されていないが、蓄積されたデータは公開可能であり、教育効果の測定方法の点検・評価に有効に活用するためにはどのような形で仕組みを制度化したらいいのかをこれから検討したい。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

（ア）履修科目登録の上限設定とその運用

経済学部では、学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修単位制限を設け、１年次および４年次は年間 44 単位（各学期 23 単位を上限）、２・３年次は年間 42 単位（各学期 22 単位を上限）と定めている。ただし、教職・学芸員などの資格取得のための「自由科目」は、履修制限単位外として年間 30 単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。さらに、「インターンシップ（ビジネス）」（２単位）、「インターンシップ（学校）」（２単位）「教育実習（一）」（２単位）、「教育実習（二）」（３単位）、「イングリッシュ・メディアラボⅡa」「イングリッシュ・メディアラボⅡb」（各１単位）は、学生の実践的能力を高める目的で設置されていることから、30 単位とは別枠で履修できることになっている。

ただし、編転入学生の場合は２年間での卒業を見込んでいるため、年間の履修制限単位を 48 単位に緩和しており、一人一人の事情に応じて無理のない履修ができるよう相談を行っている。

（イ）成績評価の方法と基準

成績評価は 100 点満点で行われるが、学生には 100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格として学期ごとに開示している。開示後１ヶ月をクレーム期間として、成績評価に疑問のある学生は期間内に事務室へ問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績評価の根拠を説明しなければならない。学生の成績評価は年２回、４月と 10 月に保護者に送付しており、保護者とも協力して学生の勉学意欲を向上させるよう配慮している。毎年５月には「教育懇談会」を開催し（大阪以外の地域では夏と秋に開催している）、保護者に対して経済学部の教育方針や成績表の見方などを説明するとともに、個人面談を行い、相談を受け付けている。

定期試験に際しては厳格な対応を行っている。試験監督には担当教員のほかに必ず応援教員または職員がつくようにしており、学生 60 人にひとりの割合で監督者を確保している。試験監督は全学の「監督マニュアル」をもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認を行い、受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないか確認するなど、不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一不正行為が発覚した場合は、当該科目を含めて当該学期の全受験科目を無効にするという厳正な態度で臨んでおり、このことは受験心得にも明記している。ただし、本人が強く反省している場合には、学部の申し合わせ事項に基づいて、教育的配慮をしたうえで緩和措置を取っている。

（ウ）学生の質を検証するための方策

２年次の「経済学演習Ⅰ」、３年次の「経済学演習Ⅱ・Ⅲ」、４年次の「経済学演習Ⅳ」および「卒業論文」においては、学生が自分で研究をおこない、報告し、論文を作成する能力を実践的に訓練するが、そのためには、基礎となる知識・技術が不可欠である。したがって、経済学部では、「経済学演習Ⅰ」履修の条件として、教養科目の経済学、共通科目および選択必修科目のうちから８単位以上の修得を課している。また、「経済学演習Ⅱ・Ⅲ」は「経済学演習Ⅰ」の修得を条件としている。ただし、３年次編入者に対しては、「経済学演習Ⅰ」の修得を条件とせずに「経済学演習Ⅱ・Ⅲ」の履修を認めている。

成績表には卒業見込みに関するコメントを掲載し、修得単位の少ない学生の努力を促す工夫をしている。毎年５月には、２年次と３年次の成績不振者を集めて、学生相談主事が全体的な指導を行っており、６月には個別の指導も行っている。また、「経済学演習」と「卒業論文」の担当教員には指導担当学生の成績が配布され、教員は、学生の修得単位数に応じて助言や指導を行っている。

さらに、各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える「学部給付奨学生」制度が 2001 年度から設け

られ、2004 年度の経済学部の給付奨学生は、1 年次が 19 名（１年次は入学試験成績の上位者)、2 年次が 41 名、3 年次が 48 名、４年次が 19 名にのぼる。また、卒業時の成績優秀者を表彰する制度（校友会の後援）も 2002 年度から設けられている。

なお、「大学基礎データ　表６」に示すように、経済学部第１部の卒業判定における合格率は、2002 年度が 74.8%、2003 年度が 73.0%、2004 年度が 72.4%である。

【点検・評価】

成績を厳格に評価する仕組みはかなり整っており、各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方策も工夫されている。ただし、成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付制度はいずれも新設の制度であり、学生に十分認知されているとは言えないので、学生への周知を徹底することによって学習意欲の向上を図る必要がある。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修ガイダンスは、入学直後に開催する「新入生指導行事」の一環として実施している。これによって、新入生は経済学部のカリキュラムの概要を理解し、履修すべき科目について知識を得ることとなる。近年は、教員資格などの資格取得を目指す学生も多く、別途、希望者を対象とした教職課程ガイダンスを実施している。また、希望者には、個別に履修相談に応じる体勢をとっている。

上記以外に、１年次生に対しては、「経済学ワークショップ」において履修指導を含めた日常的な学生生活指導を実施している。この科目は専任教員が担当しており、２年次秋学期の「経済学演習Ｉ」までの間のクラス担任の役割を担っている。また１年次秋学期の「経済学（入門２)」でも、学年末の最後の授業時間を使って、２年次以降のゼミの履修とデイタイムのスペシャリスト系コースおよびフレックスのプロジェクトの選択についてのガイダンスを実施している。

上位年次生に関しては、履修受付時に個別に質問に応じるとともにＷＥＢ上にその回答を載せている。学生の大半は「経済学演習」を履修しており、ゼミ担当の専任教員が日常的に履修指導を実施している。

「経済学演習」の選択に関しては、１年次の学年末に「経済学演習履修要項」を配付し、２年次春学期に仮登録させたうえで、６月に全教員が自分のゼミナールについて説明する履修ガイダンスを行っている。この履修ガイダンスは、学生の自主的組織である経済学部ゼミナール協議会が主催し、学部教員が協力する形式で実施している。

また、外国人留学生に対しては、留学生学習指導担当の専任教員がオフィスアワーを設けて履修指導を行っており、さらに学部執行部主催の懇談会を開催して履修指導ならびに学生生活相談に応じている。

（イ）オフィスアワー

オフィスアワーは外国人留学生に対しては制度化されている。各科目の履修者に対しては、各教員が授業時間中および授業時間後に個別に質問や相談に応じている。また学生が学部事務室に申し出れば、随時担当教員との面談が可能である。近年は、電子メールによる質問や相談が増えており、大半の教員はこれに対応している。とりわけ「経済学ワークショップ」や「経済学演習」の担当クラスの学生からの質問や相談に関しては、担当教員は授業時間以外にも電子メールを活用して対応している。

（ウ）留年生に対する配慮

留年生に対する指導は、基本的に「経済学演習」担当教員が実施している。近年では、大学を休学して語学留学をするケースや、就職活動を継続するために自発的に留年を選択するケースもあり、とくに勉学面での指導を要しない事例もある。

しかしながら、勉学意欲を喪失して留年する学生もおり、修学の継続に特段の努力を要する場合もある。

こうした事例には演習に所属していない学生が多く、その場合には、学生相談主事や学生主任を中心として学部執行部が個別に指導する体制を取っている。

また、留年生を作り出さないために、成績不振者に対しては、毎年５月と６月に学生相談主事による特別の履修指導を実施している。

【点検・評価】

経済学部では、総体的にはきめ細かい履修指導を実施している。オフィスアワーを個人的に設けて対応している教員も少なくなく、また学生間の携帯電話と電子メールの普及によって、担当教員は全体としては学生の相談に柔軟に対応できている。ただし、教員が電子メールに対応する時間を十分に確保できない場合もあり、また、オフィスアワーが制度化されていないために、日常的な履修指導や相談への対応が不十分な側面もある。適切な履修指導によって学生の学習意欲を引き出すためにも、授業時間外での教員と学生とのコミュニケーションの場を日常的に用意することが望ましいのは確かである。オフィスアワーの制度化については、2007 年度のカリキュラム改編に関する検討と合わせて十分に検討したい。

エ　教育改善への取り組み

【現状の説明】

（ア）学修の活性化と教員の指導方法の改善を促進するための措置

経済学部では、前記「経済学部の教育課程」で説明したように、学部の教育理念を実現するために、１年次での導入教育を体系的に強化し、上位年次生においても、経済学への学習意欲を高めるために「経済学演習Ⅰ」の履修を従来の３年次から２年次秋学期へと早めて、学生の関心に応じた学習の道を開いている。このように、学生が早くから経済学に興味を持って多様な学習を行うことができるように、基礎的科目と演習系科目の充実を目指すカリキュラムを実行している。

学生の学習意欲を高めるために、講義科目においても、教材提示装置を利用して資料や書籍などを投影したり、ビデオなどの映像資料を利用したりする授業が増えている。さらに、１科目につき１回という制限はあるが、社会で実際に活躍している人の話を学生に聞かせるという趣旨でゲストスピーカー制度を導入し、講義の幅を広げるために利用している。これは、経済社会の実態を重視する経済学部の教育方針にも適合した制度である。

またＷＥＢを利用した授業支援システムが 2004 年度秋学期から全学的に導入され、出席確認や授業の予習・復習の支援、レポート課題の提示、小テストの実施、さらには学生による授業評価など、さまざまな活用が試みられている。経済学部でも、このシステムを利用する教員が増えている。

２年次秋学期から始まる「経済学演習」や４年次の「卒業論文」指導に際しては、専門分野の学習効果を高めるために、多くのゼミが合宿研修を実施しており、集中的な学習や、学生相互間および学生と教員間の緊密なコミュニケーションを実現するために、各担当教員がさまざまな工夫をしている。こうした教育の成果である卒業論文は、大学での学習の集大成であり、総合的な教育効果を計る目安ともなるものである。

また１年に２～３回程度、学部主催の学術講演会を開催し、学外の研究者や学識経験者による講演によって学生に学問的刺激を与えている。

（イ）シラバス

シラバスは、2004 年度よりＷＥＢ上での入力によって同一書式で作成され、冊子体の『経済学部講義要項』に記載されるとともに、学生がＷＥＢ上で容易に見ることができるようになった。シラバスでは経済学部の授業科目が詳細に説明されている。各科目の記載項目は、①講義概要、②講義計画、③成績評価、④教科書、⑤参考書、⑥その他、であり、教員間で記述の内容や量に大きな違いはない。これによって学生は履修科目を適切に選択し、講義計画に合わせて予習することができる。

（ウ）学生による授業評価

2001 年度から全学共通教育推進機構が「学生による授業評価」アンケートを実施しており、経済学部もこれに積極的に協力している。2004 年度の場合、春学期の授業では対象 321 クラスのうち 311 クラスで実施され、実施率は 96.88％である。秋学期の授業では対象 292 クラスのうち 280 クラスで実施され、実施率は 95.9％である。全学の実施率は春学期が 90.77％、秋学期が 90.0％であり、経済学部の実施率は、春学期・秋学期ともに全学部中で最も高いものであった。

このアンケートでは、マークシートによる授業評価と同時に、自由記述方式が採用されており、後者は調査実施教員が直接に入手し、今後の授業の参考にしている。授業評価の結果は学部ごとに集計されて公開されると同時に、調査実施学科目の担当教員に対して集計結果がフィードバックされ、その結果は個々の教員によって活用されている。また、授業評価の結果に対する教員のコメントが冊子体の『「学生による授業評価」アンケートに対する教員のコメント集』として各学部事務室や図書館において学生に公開されている。

（エ）ＦＤ活動への組織的取り組み

大学全体としては全学共通教育推進機構が毎年ＦＤフォーラムを開催しており、報告書を年２回発行して全学に周知している。これとは別に、経済学部でも独自に 2004 年度からＦＤフォーラムを開催し、学生の声を直接聞く場を設定している。2004 年度の場合、各学年から選ばれた学生パネリスト８名の報告を受けて、経済学部教員 17 名、事務職員４名、学生 24 名が参加して意見交換を行った。その結果は教授会で報告され、全教員に周知されている。

また 2004 年度秋学期には、全学で「公開授業週間」が設けられ、経済学部でも４科目を「公開授業」として開放して、参加教員に対する授業アンケートを実施した。

【点検・評価】

経済学部では、充実したシラバスを作成して学生に提供しているので、学生は適切な履修選択が可能である。また学生による授業評価も実施されており、担当教員の授業改善に資している。ただし、「学生による授業評価」の活用方法は基本的に教員個人の判断に委ねられている。また「学生による授業評価」の具体的実施方法については、実施の主体である全学共通教育推進機構が、個々の学部や教員の意見を採り入れて毎年改善を行っている。経済学部では、全学共通教育推進機構が実施する「学生による授業評価」と、経済学部がこれまで独自に実施してきた授業評価とＦＤ活動の成果とを結合させて、経済学部における授業評価をより良いものにしようとしている。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

少人数教育は経済学部の教育理念を実現する上で重要な柱の一つである。現在、１年次の「経済学ワークショップ」と２年次以降の「経済学演習」では、少人数できめ細かい教育指導が実践されており、「情報リテラシー入門」では、１クラスあたり４名のＴＡを配置し、学生の情報リテラシースキルの習得に貢献している。特に「経済学ワークショップ」では、担当教員がクラス担任の役割を担い、入学間もない学生が学習や生活に関して抱く不安の解消にも一役買っている。「経済学演習」も定員を従来の 20 名から 15 名に減らし、きめの細かい指導ができる体制を整えるとともに、学生相互の議論や研究報告の訓練ができるように、移動式の机のあるゼミ教室を利用している。またゼミ合宿に対する出張費が制度化されており、年数回の合宿などを行って密度の濃い学習や議論を行っているゼミもある。

また入学生の学力の多様化に伴う措置として、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」では「補習クラス」を設定し、補習担当者が学生からの質問に答えている。

教養科目や専門教育科目の講義科目は履修生も多く、大規模クラスで行っているが、500 人を超えた場合

は複数のクラスに分割している。また外国語科目は１クラス 40 人を超えないようにしている。多人数のクラス編成をなくすことは困難であるが、クラスの規模をできるだけ小さくするよう努力している。

経済学部のほとんどの教室には、教材提示装置、大型スクリーン、ＴＶモニターなどが備えられており、大規模クラスであっても教育効果はかなり改善されている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

板書や教材提示の代わりに、プレゼンテーション用アプリケーションである PowerPoint を用いる講義が増えている。また、ＶＴＲやＤＶＤによる映像情報の提示は従来から行われているが、最近ではパソコンのＭＰＥＧ提示やインターネットを用いた情報の提示なども行われている。経済学部では、中規模以上の教室のほとんどに、このようなマルチメディアを利用するのに必要なＡＶ機器や情報コンセントが装備されている。また個人的にＷＥＢ上にホームページを開設し、授業に関連する情報を掲載したり質問への返答を公開したりする教員も増えている。現在では授業支援システムが整備され、ほとんどの教員がＷＥＢ上で情報発信できる環境が整えられている。

【点検・評価】

教員数に対する学生数の多さによる構造的問題は存在するものの、「経済学ワークショップ」、「経済学演習」などの科目で少人数教育を実践し、クラス担任制によるきめ細かな学習支援を行っている。ただし、教員数に制約があり、教員を増員できないことを前提にすれば、「経済学ワークショップ」や「経済学演習」のような双方向型の授業をさらに増やすことはかなり困難である。今年度の「経済学（入門２）」では履修者の出欠管理のためにＴＡを実験的に利用する予定であるが、そのような多人数クラスにおけるＴＡの活用や、「補習クラス」の活性化などの工夫が、今後の検討課題である。

カ　４年卒業の特例

早期卒業制度は、まだ導入されていない。大学院進学と関連した５年一貫教育制度（学士課程４年＋研究科１年在籍制度）については、現在学部教授会および研究科委員会において導入に向けて検討が行われているところである。３年卒業制度についても検討が行われる予定である。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

本学は教学の３つの理念の一つに「国際化」を掲げ、国際交流の拡大と活性化を基本方針としている。経済学部も、留学生の派遣を積極的にすすめながら国際化に対応できる知識と経験を提供することを学部の基本方針としており、受験生向けガイドブックで海外における研究教育交流について紹介している。すなわち、(1) 交流協定大学への派遣留学、(2) 認定留学、(3) 海外語学セミナーであり、これらの交流について新入生にもガイダンスで推奨している。

経済学部からの交換派遣留学生は、2002 年度と 2003 年度は各１名であり、2004 年度は３名であった。また、交流協定校以外の大学に留学する場合、教授会の審査を経て認定留学として認めている。経済学部からの認定留学生は、2002 年度と 2003 年度にはいなかったが、2004 年度は１名であった。海外語学セミナーへの経済学部からの参加者は、2002 年度が９名、2003 年度が５名、2004 年度が９名である。

2001 年度からアメリカのウェブスター大学との協定にもとづき、ＤＤプログラムを経済学部でも採用しているが、経済学部では 2005 年度入学の１名が最初のケースである。他方、ウェブスター大学の学生に対して英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目のうち、「日本の経済」を経済学部が提供している。

このほか、全学の規程として、協定大学からの交換研究者や招聘研究者には、滞在期間中に学生を対象と

した講演会を依頼している。また、教員とはセミナーなどの研究交流を行っている（「大学基礎データ　表12」参照）。

また、国内における教育研究交流である「大学洋上セミナーひょうご」への経済学部からの参加者は、2004年度は１名である。

【点検・評価】

近年、本学は海外協定大学を増加させ、海外語学セミナーの開催地を増やしてきた。経済学部の教員もこれを積極的に推進し、学生を送り出している。留学生の数も増加傾向にあり、経済学部の国際化および国際交流も着実に進展している。留学を目指して語学力を確実に身に付けられるよう実践的な外国語教育を強化するために、今後も学部と外国語教育研究機構との連携を図り、学部の教育方針を外国語科目のコミュニケーションクラスの内容に反映させるよう努力したい。また学生に対しては、入学後のできるだけ早い時期に留学のガイダンスを行い、具体的な準備を始めるよう指導することを検討したい。

３　学生の受け入れ

「第 1 章　理念･目的・教育目標」で述べた通り、経済学部の教育目的は、地球的視野に立って経済学の仕組みを究明し､地球に生きる市民として経済学を活用できる学識をもった人材の育成をはかることにある。経済学部では、このような教育に必要な基礎知識を備え、かつこれに意欲を持った学生を受け入れるために多様な入学者選抜方法を取り入れている。これは、多様な入学者選抜方法を取ることが本学部の教育目的に適うからである。

入学者選抜方法のうち一般入学試験に関しては、全学の記載において詳細に述べてあるので、ここでは一般入学試験以外の選抜方法、方針等を中心に説明する。

（1）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

経済学部の入学者受け入れ方針は、多様な選抜方法を採用することにより、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲をもつ学生を多角的に受け入れることである。これは、「国際化」・「情報化」および「開かれた大学」という経済学部並びに本学の理念にもとづくものである。

経済学部では、上記入学者受け入れ方針にもとづき、 次の(2)で述べるような多様な募集・選抜方法によって学生を受け入れている。各入試区分でそれぞれどの程度の学生を入学させるかについては、おおよその目安として、一般入学試験で 60～65%程度、指定校制推薦入学で 25～30%程度、残りの 10%～15%程度をアドミッション・オフィス（ＡＯ）入試、スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入試、関西大学第一高校卒業見込者入試、社会人入試、外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入試と想定している。2005 度入試の実績を見ると、一般入学試験による入学者が 61%、指定校制推薦入学による入学者が 26%、その他の入試による入学者が 13%であり、期待された範囲内にある。

経済学部の教育目標を達成するために、多様な入試科目のパターンを設定している。具体的には次の通りである。

ア　3 教科型：英語（必須）、国語（必須）、および社会その他

・　一般入試（A 日程、S 日程、後期 B 日程）、センター利用入試（中期）ではいずれも外国語（英語）と国語とを必須受験科目とし、もう１科目は社会などの科目を課している。なお、センター利用入試（中期）

では、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目として課している。

イ　3（2）教科・3科目型：外国語（必須）、国語および社会その他から2科目

・　センター利用入試（前期）では、センター試験の外国語を必須受験科目とし、他は国語および社会その他から2科目の計3科目を課している。

ウ　外国語の重視：英語およびその他の外国語

・　外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、デュアル・ディグリー（DD）入試では、いずれも英語を必須受験科目としている。(DD入試では英語での面接を実施している)

・　編・転入試では、英語、フランス語あるいはドイツ語の中から一科目を受験生に選択させ、それを必須受験科目としている。

エ　面接および書類選考の重視

・　AO入試では、面接と書類選考をともに重視している。これは、単なる知識量では測れない多様な能力を有する学生を受け入れるためである。

【点検・評価】

入学者の受け入れは、入試区分別入学者構成比からして経済学部の方針にもとづいた適切なものである。また、望ましい入試制度のあり方については入試制度検討委員会において随時検討している。

多様な入試区分によって学生を受け入れていることに対応して、「第2章　学士課程の教育内容・方法等」に示したように、特に1年次のカリキュラムに入門的・基礎的科目を適切に配置し、いかなる入試区分で入学した学生も上位年次での専門科目の履修がスムーズに進行するように細かく配慮している。

さらに、指定校制推薦入学による入学予定者、関西大学第一高等学校卒業見込者入試およびAO入試の合格者に対しては、入学予定者に課題を与え、それを添削して本人に返却する課題添削形式の入学前指導を行っている。SF入試による入学者に対しては、1年次の1年間、初級ミクロ経済学と初級マクロ経済学に関し、チューター形式の指導を行い、2年次以降は学部学生相談主事による定期的な学習指導を実施している。このように、入学者の受け入れ方針と経済学部の教育目標が整合性を保つように配慮されている。

（2）学生募集方法、入学者選抜方法等

【現状の説明】

経済学部の場合、2005年度の全入学者（履修届提出者）941名のうち、センター利用入試を含む一般入学試験による入学者は574名（うちフレックスコースは53名）、その他の多様な入学試験による入学者は367名（うちフレックスコースは23名）であった。このように、多様な入学試験を通じて入学してくる学生が39%を占めている。

ア　一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験であり、A日程・S日程・後期B日程・センター利用入試（前期）およびセンター利用入試（中期）の5つの日程に区分される。

各日程の試験科目および配点は下記の通りである。　（　）内は配点

ａ　A日程・S日程・後期B日程

英語（200点）、国語（150点）、地歴・公民または数学（100点）の計3科目　計450点満点

ｂ　センター利用入試（前期）

センター試験の外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語から1科目200点）およびセンター試験の国語・地歴・公民・数学・理科（各200点）から2科目（400点）の計3科目　計600点満点

ｃ　センター利用入試（中期）

本学個別試験の英語（300点）、センター試験の国語（200点）、センター試験の地歴・公民・数学・理科

から 1 科目（100 点)の計 3 科目　計 600 点満点

イ　指定校制推薦入学

本学経済学部での勉学を強く希望し、かつ所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることで本学部の活性化を図ることを狙いとして導入している入学制度である。指定校の選定は、他の入試区分の経済学部への合格者数と入学者数の実績を基準として入試制度検討委員会で検討の上、教授会で決定している。

1999 年度からは、過去の推薦実績のみならず、入学後の学習成績等も総合的に判断し、高校によっては募集を 2 名枠にするなどの措置をとっている。2005 年度の結果は、250 名の募集目標に対し、指定校 251 校、応募が 244 名で充足率は 97.6％である。その全員が入学しており、経済学部全入学者 941 名に占める割合は 26.0％である。

応募資格は、高校 3 年の 1 学期までの評定平均値の平均が 4.0 以上で学校長の推薦がある者である。応募者に対し、本学部専任教員が 2 名 1 組で 1 グループにつき 4～5 名のグループ面接を行い、面接委員 2 名が協議してつけた評価にもとづき教授会において査定を行っている。

なお推薦入学者については、入学後、推薦校との連絡を密にしながら、当該入学者の学業成績の向上ならびに学生生活の充実に努めている。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

受験生の能力や個性を多角的に評価できる入学試験として、2002 年度から導入している。募集定員はデイタイムコース・フレックスコースあわせて約 20 名である。2005 年度の出願資格は高校 3 年の 1 学期までの評定平均値の平均が 3.5 以上である。

選考は 2 段階で行っている。第 1 次選考では自由エッセイおよび志望理由書により経済学部で合否判定の原案を作成し､全学ＡＯ入学試験委員会で合格者を決定している｡第 2 次選考は経済学部のみで行うもので、試験当日、受験生に記述させる課題エッセイおよび面接により評価点を出した上で、教授会において最終的に合否を決定する。

2005 年度の結果は、志願者 90 名、合格者 25 名、入学者 23 名（うちフレックスコースは 3 名）である。

エ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績および能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度で、経済学部では 2004 年度から導入している。募集定員はフレックスコースのみの約 10 名である。これについては経済学部独自の選抜方法は採っていない。経済学部の場合、2005 年度の結果は、志願者 19 名、合格者 13 名、入学者 13 名である。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から本学に入学することを前提に勉強をし、本学への帰属意識も高い学生を入学させるために全学部で実施している。2004 年度入学試験からは、3 回の外部テストの平均点（700 点満点）および内申点（500 点満点に換算）の合計 1200 満点で合否判定を行っている。

2005 年度の結果は、募集定員 60 名に対し、志願者 60 名、合格者 58 名、入学者 58 名（うち、フレックスコース 0 名）である。

カ　社会人入学試験

学習意欲が高く、目的意識も高い社会人に勉学の機会を提供し、かつそれによって学部の活性化を図るねらいで導入している入試制度である。出願資格は入学年度 4 月 1 日現在で満 23 歳以上、かつ高校卒業かそれに相当する学力があると認められる者で、募集定員はフレックスコースのみの約 20 名である。試験科目は小論文（100 点）および面接である。

2005 年度の結果は、募集定員 20 名に対し、志願者 8 名、合格者 7 名、入学者 6 名である。

キ　外国人学部留学生入学試験

学部・大学の理念である国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れるため、デイタイムコースのみで行っている。出願資格は、外国人であって外国において通常の課程による 12 年の学校

教育を修了した者もしくは修了見込みの者、または学部教授会においてこれと同等以上の学力を有すると認定された者で、募集は若干名である。なお、試験は日本語（150 点）、英語（100 点）に面接での評価を加味して合否判定を行っている。

2005 年度の結果は、志願者 43 名、合格者 22 名、入学者 18 名である。

ク　帰国生徒入学試験

帰国生徒を対象にした入試制度で、募集はデイタイムコース・フレックスコースあわせて若干名である。試験科目は日本語作文（100 点）、英語（100 点）、「書類選考および面接」（100 点）の合計 300 点満点である。

2005 年度の結果は、志願者 15 名、合格者 11 名、入学者 4 名（うちフレックスコース 1 名）である。

ケ　デュアル・ディグリー（DD）入学試験

4 年間で本学と留学先大学の両方の学位を取得できるように制度化された入試である。米国ウェブスター大学との間でデュアル・ディグリー協定が締結されたことを受け、2001 年度より導入している。募集定員はデイタイムコース・フレックスコースあわせて約 10 名で、出願資格は設定基準以上の英語能力を有していることである。選考は外国語教育研究機構の教員 1 名と経済学部の教員 2 名による、英語および日本語での面接によって行われる。

2005 年度の結果は、志願者 1 名、合格者 1 名、入学者 1 名（うちフレックスコース 0 名）である。

コ　編・転入学試験

本学他学部または他大学を卒業した者あるいは卒業見込みの者、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者あるいは卒業見込みの者、本学または他大学の 2 年次を修了した者あるいは修了見込みの者に対して勉学の機会を提供することをねらいとして実施している入試制度である。編転入学年次は 3 年次である。

募集はデイタイムコース・フレックスコースあわせて若干名で、外国語（英語・ドイツ語・フランス語から 1 科目選択；200 点）と経済学（200 点）および一般教養（200 点）の試験を実施し、これにより合否判定を行なっている。なお、一般教養の試験は、学内受験者および 4 年制大学卒業〔見込〕者には課せられない。

2005 年度の結果は、志願者 25 名、合格者 9 名、入学者 7 名である。

サ　社会人編入学試験

社会人を対象にした編入学試験で、入学者は 3 年次に編入される。出願資格は、入学年度 4 月 1 日現在で満 23 歳以上という条件を除けば、編・転入学試験と同一である。募集はフレックスコースのみの若干名である。試験科目は、小論文（100 点）および面接である。

2005 年度の結果は、志願者 3 名、合格者 3 名、入学者 2 名である。

【点検・評価】

〈長所〉

(1) 上述のように、一般受験生だけでなく多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れが、制度上のみならず実態上も実現されていること。

(2) 指定校制推薦入学による入学者の割合が一般入学試験に次いで大きいこと。これは、高校との信頼関係があって初めて成立する入学制度であるため、真面目で意欲的な学生が入学しており、実際、毎年の調査結果を見ると、入学者の入学後の成績は他の制度による入学者より優れている。また、各高校からの入学実績に応じて推薦枠を複数名にしたり、逆に指定を取り消すなどの点検・改善をたえず行っていることが、当該制度を活性化させる効果をもたらしている。

(3) 社会人入学試験による入学者については、学習意欲が極めて高く、他の一般学生にも強い刺激を与え、授業の活性化につながっていること。

(4) 経済学部は、留学生の受け入れ比率が商学部についで高いこと。これは「国際化」という学部の理念にも合致している。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

(1) 指定校制推薦入学については、これまでの実績から見て、高校との信頼関係が十分に築き上げられたと判断される。したがって、指定校制推薦入学の応募者への面接については 2006 年度から取りやめ、これに代えて、登校日を定め入学予定者全員に対面方式による入学前指導を実施することとした。従来の入学前指導は、経済に関する課題図書を入学予定者に示し、それに対する感想文を提出させて添削し返却するという形式で行われていたが、今回実施するものはそれをより強化・充実させたものである。これは、入学までの期間中、入学予定者に本学部で学ぶことに対する意欲を高めてもらい、それを入学後の学習に役立ててもらうことをねらいとしている。

(2) 関西大学第一高等学校の卒業見込者については、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験以外の入試区分で本学を受験する途は、一般入試と AO 入試しか存在しない。

そこで、2006 年度から関西大学第一高等学校の卒業見込者のみを対象にした経済学部チャレンジ入学試験を実施することとした。これは、同校生徒に対しても、能力や個性を多角的に評価できるような入学試験制度を導入する必要性があったためである。

募集人員はデイタイムコース・フレックスコースあわせて約 20 名で、出願資格は一定の学力条件、スポーツ・文化活動などの一定の成績条件を満たす者である。なお、経済学部チャレンジ入学試験の合格者に対しても、指定校制推薦入学の入学予定者に対するものと同様の入学前指導を実施する。この試験の不合格者は経済学部の関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験を受験することができる。

(3) フレックスコースのみで実施している 社会人編入学試験については、ここ数年志願者・合格者・入学者数とも極めて少なくなっている。本学部にはこれと類似した他の入学制度が存在しているため、当該入試区分の存在意義が薄れている。

そこで、社会人編入学試験は 2005 年度で廃止し、2006 年度からは社会人入学試験の募集をフレックスコースの他デイタイムコースでも行うこととした。

(3) 入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

全学的な体制で行っているものへの貢献方法、および経済学部が独自に行っていることについて以下に書く。

ア　入学試験の実施体制

入学試験はスケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従って行われるが、経済学部執行部の一員として入試主任がおり、その教員が同時に全学の入試センター主事を兼ねている。したがって、全学の入学試験方針を誤解なく本学部に伝えるとともに、本学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制が確立されている。

イ　入学者選抜基準の透明性および入学者選抜とその結果の公正性

一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平がないよう調整した上で合否判定を行っている。例えば、A 日程と S 日程の両日程ともに受験した受験者の得点をもとに日程による同一科目の平均点の差を算出し、これにもとづいて得点調整を実施している。

面接を実施しているのは、指定校制推薦入学、ＡＯ入学試験、ＤＤ入学試験、社会人入学試験、社会人編入学試験、帰国生徒入学試験、外国人学部留学生入学試験およびＳＦ入学試験であるが、評価に偏りが生じないよう十分な事前打ち合わせを行い、経済学部教員が必ず 2 名のチームを組んで行っている。

面接の評価はすべて所定の面接票に記入する形式をとっており、評価を 4 段階（入学試験によっては 5 段階）でランク付けするとともに、その理由を記載するように定めている。

いずれの入学試験の場合も、入学試験の最終合否は得点データのほか必要な資料にもとづいて教授会の審

議を経て決定されている。

なお、一般入試の受験者については、不合格者に対してのみ、入試の総得点と合格最低点とを本人に通知している。

【点検・評価】

入学試験の実施体制、入学者選抜基準の透明性、選抜方法の公正性、説明責任の遂行など、いずれの点においても経済学部は制度的にも実際的にも十分に対応しており、特に問題点として指摘すべき事項はない。

（4）入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入学試験問題については、ＡＯ入学試験とＳＦ入学試験とを除き、入試実施後すべて公表している。このうち一般入学試験の問題については、作成時に同一科目の出題委員の間で十分に検討を行い、問題の適切性や難易度などを事前にチェックしている。また、毎年度の入試終了後、各設問別の正答率などを詳細に分析した「入試問題の概要」を発行し、各関係先に配布している。

経済学部が独自に問題作成を行っているのは、ＡＯ入学試験の課題エッセイ、社会人入学試験の小論文、社会人編入学試験の小論文、帰国生徒入学試験の日本語作文、編・転入学試験の外国語・経済学および一般教養、そしてＳＦ入学試験の小論文課題である。出題者は教授会で審議の上、決定される。なお、出題者は過年度の出題をチェックの上、問題を作成している。また、教授会での合否査定の際には、必要に応じて問題または課題の趣旨説明を出題者に求められる。

【点検・評価】

入試問題の検証とそれに関連する説明責任の遂行について、いずれも経済学部は適切に実施しており、特に問題点として指摘すべき事項はない。

（5）入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

経済学部では毎年、学部紹介のガイドブックを作成している。内容はカリキュラム、教員紹介、就職情報や入学試験情報などである。また 3 月に実施されるフレッシュキャンパスや、7 月下旬の 2 日間と 8 月下旬に行われるサマーキャンパス、および 9 月下旬に行われるオータムキャンパスでは経済学部教員と職員がカリキュラムの説明を行ったり、受験生の相談に応じたりするほか、ミニ講義などを行っている。その他、入試センターの企画である高校での模擬講義や各地方での広報活動にも経済学部として参加し、本学部教育について広く広報活動を行っている。

【点検・評価】

いずれも経済学部は適切に実施しており、特に問題として指摘すべき事項はない。

（6）社会人および外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

経済学部のフレックスコースおよび第 2 部における社会人学生の在籍者総数は 2005 年 5 月現在で 23 名である。同様にして、デイタイムコースおよび第 1 部における外国人留学生の在籍者総数は 70 名である。

なお、外国人学部留学生の出願資格については、入試要項で厳密に規定し、これにもとづいて出願時に精査している。

【点検・評価】

いずれも経済学部は適切に実施しており、特に問題として指摘すべき事項はない。

(7) 科目等履修生・聴講生

【現状の説明】

入学試験を行わない学生の受け入れについては、関西大学科目等履修生取扱規程および関西大学聴講生取扱規程に基づき、経済学部教授会での審議で妥当と認められる者を科目等履修生あるいは聴講生として受け入れている。ここ2年間の実績を見ると、2004年度が科目等履修生9名、聴講生2名で、2005年度が科目等履修生2名、聴講生1名である。受講理由は資格取得および自己研修とに大別され、年齢層も幅広い。

【点検・評価】

これらの制度による学生の受け入れが資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を提供していることにもなっていることがわかる。必要な人が必要なときに利用しており、この制度の意義が生かされているといえる。特に問題点は見当たらない。

(8) 定員管理

【現状の説明】

経済学部の収容定員と在籍学生数、および両者の比率は「大学基礎データ　表14」のとおりである。これによると、2005年度の収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.20である。また、経済学部における過去５年の入学定員に対する在籍学生数比率の平均は1.22である。

【点検・評価】

経済学部の定員超過率1.20は関西大学では商学部の1.19に次いで低い。1年次生（2005年度入学）は期待以上の入学者であり、定着率予測の難しさの一端を示している。ちなみに、2･3年次在籍生のみで見ると、収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.06である。4年次生の留年率が定員超過率を引き上げるもう１つの要因となっている。これは厳格な成績評価と関連しているが、「第 2 章(2)-ウ-(ウ)留年生に対する配慮」の項で述べた指導の体制を強化する方向で検討したい。デイタイム・第1部とフレックス・第2部の定員充足率に大きな差が存在する。これは主に入学志願者数の差異に起因しているが、2007年度よりデイタイムとフレックスの統合が決定されており、この問題は解消する。

全体としては、経済学部の工夫および努力により、現状においては特に教育に支障をきたすような事態には至っていないが、今後も、組織改組、定員変更の可能性も含めて定員管理の適切性の向上に努めることが重要である。

(9) 編・転入学、退学者

【現状の説明】

ア　退学者

2002年度～2004年度の経済学部の退学者は「大学基礎データ　表17」に示したとおり、それぞれ80名、

101 名、68 名である。学生の退学は経済学部教授会での審議事項となっており、退学理由については本学部ですべて把握している。なお、退学者には再入学の道も用意されており、その情報は退学者本人に伝達されている。

退学に関する相談については、各演習・経済学ワークショップ担当教員あるいは学部学生相談主事が対応を行っている。

イ　編・転入学、転部

本学の他学部から経済学部に転部する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。編・入学の募集は全体で若干名としている。2005 年度の経済学部に関する転部の状況は、本学他学部から本学部への志願者が 0 名、本学部から本学他学部（文学部）への志願者が 1 名（合格者 0 名）となっている。

なお、転部は本人の判断が最大限尊重されるが、希望する学生には、本人の申し出により各担当教員が相談に応じている。

【点検・評価】

学部相談主事を兼務する事務長を軸に退学者の状況をより的確に把握し、助言・指導を高める必要がある。

4　教員組織

経済学部は「第 1 章　理念・目的・教育目標」の項で示した教育理念を実現するためにそれぞれに専門性を持つ教員を配置している。以下、専任教員を中心に、非常勤講師に関するデータを加味しながら教員組織の点検・評価を行うことにする。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2005 年 5 月現在、経済学部の専任教員数は 43 名（他に、9 月に着任が決定している教員 1 名、定員数は 49 名）であり、全員が教授会の構成員である。大学基礎データ 表 19 に示すように、専任教員 1 人当たりの学生数は、89.1 人である。教員数は、設置基準上必要専任教員数 34 名は大きくクリアしているものの、転出など想定外の退職者が現れ、教員定員を迅速に充足しえていないことも数値を押し上げる要因になっている。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員については、65 歳が定年と定められているが、学部が特に必要とした教員は、定年後 5 年間に限り教授会の承認を得て 1 年ごとに定年延長を行うことができる。すなわち、ある教員について定年延長の手続きが5回行われた場合には、70 歳の教員が存在することになる。経済学部教員の年齢構成は、大学基礎データ表 21 のとおりである。経済学部の教員の年齢構成は 60 歳以下の教員の比率が全体の 76.7%であるのに対し、50 歳以下の比率が 53.4%となっている。5 歳刻みでみたときに最も構成比が高いのが 61 歳から 65 歳の 23.3%であり、次いで 56 歳から 60 歳、46 歳から 50 歳、31 歳から 35 歳の 16.3%となっている。一方、最も低いのは 51 歳～55 歳の 7.0%となっている。また、経済学部教員の平均年齢は、教授 54.7 歳、助教授 35.9 歳、専任講師 33.7 歳である。

（イ）専任教員・兼任教員の比率

大学基礎データ 表19に示したように、経済学部では専任教員数43名に対し、兼担教員数は174名、兼任教員数は407名であり、人数比では6.9%、27.9%、65.2%となっている。このことから、外部から多くの力（人数）を借りていることがわかる。兼担教員、兼任教員が少し多いように見えるが、経済学部では外国語や保健体育科目等の専任教員は持たないことに起因している。大学基礎データ 表３に示すように、科目数ベースの専任教員（兼担教員を含む）・兼任教員の比率では、かなり高い専任比率を示している。また、専任比率は専任教員１人当たりの学生数が同程度の社会科学系学部（法・商・社会学部）とほぼ同水準にあることがわかる。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合についていえば、全43名のうち２名が女性教員であり、全体の4.7%を占めている。この２名のうち、教授が１名、助教授が１名となっている。

経済学部での専任教員の採用に関しては、男女を問わず、研究・教育の業績および経歴により定められたルールに基づき、厳格に任用人事を行うことにつとめてきた。その結果、2 名の女性教員を擁することになった。

（エ）教員組織における社会人および外国人研究者の受け入れ状況

直前の職が大学以外の民間企業、政府関係機関出身の専任教員が２名在職している。非常勤講師としての受け入れも民間企業から３名、大学以外から15名となっている。また、2002年度からはゲストスピーカー制度を試行的に実施している。これは専任教員だけでカバーできない内容について、専任の担当授業の時間帯に学外者を招いて講義してもらう制度であり、2002年度、2003年度には各４名、2005年度には５名の教員を招いた。

本学部では過去に専任教員として２名の外国人教員を採用し、現在の在職者は１名である。このほか、国際交流関連規程にもとづいて、海外の協定校および研究機関から交換研究者・招へい研究者を受け入れ、学生向けの講演を必ず実施している。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

次に、主要専門教育科目に関しての専任教員の配置状況を見てみる。大学基礎データ 表３には、専門教育科目における専任教員（兼担教員を含む）および兼任教員の授業担当科目数と専任教員の割合が示されている。表３によると、デイタイムコース（第１部）においては専門教育科目（自由科目を除く）における専任教員の割合は60.9%である。一方、フレックスコース（第２部）は、68.4%となっている。なお、経済学部では、「経済学演習」、「経済学ワークショップ」、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」などの共通科目に関しては基本的には専任教員を100%配置している。

エ　教員間の連絡調整

経済学部においては、従来から主要科目において密接な教員間の連絡調整を行ってきた。具体的には、経済学部の選択必修科目として旧来設置されていた経済原論に対応して設置された原論担当者会議（現、経済学・経済理論担当者会議）が存在する。当初の原論担当者会議においては、各教員の科目担当の配置やおおよその講義範囲の確認のみに留まっていたが、2003年度から施行された新カリキュラムにおいては、教科書の統一化などをはかることにより、分割クラスにおける授業内容をおおむね統一している。新カリキュラムにおいては、「経済学ワークショップ」、「経済学（入門1）」、「経済学（入門2）」などの科目においても、事前の調整会議を通じて授業内容の統一が図られている。また、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」に関しては補習担当者を含めた連絡調整が実施されている。

【点検・評価】

〈長所〉

導入教育プログラムとして設置された1年次の「経済学ワークショップ」や専門教育の柱としての2年次以降の「経済学演習（ゼミナール）」などにおいては、密度の濃い少人数教育を実施している。旧カリキュラムでは、卒業論文は制度化されてはいなかったが、多くのゼミナールにおいては卒業論文を課し、きめ細かいゼミナール形式で授業を行いながら専門知識を向上させるという、丁寧な指導を行ってきた。こうしたことから、現状の学生数と教員組織は、本学部の理念・目的・教育目標ならびに教育課程の種類や性格に照らしておおむね適切であると考える。

教員の年齢構成は、若干の偏りはあるものの、全体として比較的バランスがとれていると判断できる。

デイタイム・コースの過半数の授業科目を専任の教員が担当していることは、学生の指導の面においても重要である。また、1年次の「経済学(入門1)」、「経済学(入門2)」、「経済学ワークショップ」、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」および2年次以降の「経済学演習（ゼミナール）」のすべてを専任教員が担当していることも評価できる。

〈問題点〉

教員の年齢構成において、30歳～70歳を5歳ごとに分けると8クラス出来ることになるが、それぞれのクラスが12.5%ずつであることが理想的である。実際には、61歳～65歳（23.3%）、31歳～35歳（16.3%）、51歳～55歳（7.0%）など、偏りが見られる部分があり、可能な限りにおいて改善することが望ましい。新任人事においては、「経済学部教員の年齢構成からみた補充人事についての申し合わせ」により、「原則として各年齢に1名、7年に1度2名が存在するような人員構成をもって最適モデルとし、これに基づき補充人事の年次計画を立案するものとする」としている。しかしながら、近年は主として公募人事を行っているため、最適な状態に近づけることが困難な状況にある。また、大学審議会や中央教育審議会が指摘するように，女性教員、実務家教員、外国人教員など多様な人材を教員として採用することに関して検討する必要があろう。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

「経済学部教員の年齢構成からみた補充人事についての申し合わせ」を再検討し、年齢構成比率の低い層に該当する教員を採用することができるよう、さらに、女性教員、実務家教員、外国人教員などの採用に関しても、公募人事と推薦人事をあわせて、採用計画について検討する必要があろう。

経済学部人事委員会は、「経済学部補充人事について（答申）」（2005年5月18日付）において、「女性、社会人（実務経験者）、外国人（日本語で講義可能なもの）の積極的な応募を期待しています」という文章を公募要項の末尾に記入することが望ましいとしたが、誤解を招く恐れがあるため、実行にいたらなかった。こうした積極的な応募の呼びかけを含め、今後、検討する必要がある。本学部の公募人事では、応募資格に「博士号(Ph.D.を含む)または査読付き論文を有するもの」としているが、官庁・民間の研究者・実務家の応募が見込める科目については、「博士号(Ph.D.を含む)またはそれに準ずる業績を有するもの」として応募しやすいよう工夫をしている。このような工夫を今後も重ねていく必要がある。

さらに、教員組織における社会人および外国人研究者の受け入れに関しては、今後、本学の客員教授制度、およびゲストスピーカー制度をより積極的に活用によっても促進可能である。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

本学では、情報処理関連科目の実習補助者については、機器の操作･運用に熟達した本学の大学院生と上位年次の学部学生から選任されている。総合情報学部設立時（1994年度）にＴＡ（ティーチング･アシスタント）、ＳＡ（スチューデント･アシスタント）制度が採用された。経済学部では、春学期に1年次のすべての

学生に履修を義務づけている「情報リテラシー入門」にのべ 56 名（実数は、18 名で、すべて大学院生）、2 年次配当の「経済情報処理演習」にのべ 4 名（実数は、2 名で、すべて大学院生）のＴＡを配置している。さらに、学生の自習に利用されているパソコン教室でのパソコン利用の際の補助員として 33 名（学部学生が 15 名、大学院生が 18 名）を配置している。補助員の採用に当たっては、新規採用の場合は統合ソフトウェアに関する実技試験を、継続採用の場合は業務内容について問う筆記試験を課し、補助員のレベルチェックを行っている。

また、2003 年度からの新カリキュラムにおいては、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」に補習クラスが設置され、補習クラスでは講義の理解を一層高めるために、復習のための質問、練習問題などを通じて特別の指導が非常勤講師により行なわれている。2005 年度春学期には、「初級ミクロ経済学」（3 クラス）、「初級マクロ経済学」（1 クラス）、秋学期には「初級ミクロ経済学」（1 クラス）、「初級マクロ経済学」（3 クラス）のそれぞれに 1 名ずつ配置されている。現行制度のもとではこの補習クラスの担当者としてＴＡを配置することはできないため、非常勤講師を活用しているのが現状である。教員と補習クラス担当者は、密接な連絡体制をとっており、効率よく補習クラスが運営されている。

さらに、2005 年度より一部の講義科目においてもＴＡが配置されている。2005 年には、「経済学（入門 2）」、「経済学演習」、「経済学特殊講義」の各 1 クラスにＴＡがそれぞれ 1 名ずつ配置されている。

【点検・評価】

経済学部の授業においてＴＡを重点的に配置しているのは、現在のところ、パソコンを主として使用する授業である。こうした授業は受講者数も多く（情報リテラシー入門は一クラス当たり 80 名で 14 クラス）、ＴＡは授業の進行上欠くことのできない役割を果たしている。

一方、ＴＡ・ＳＡの採用は多いとはいえない。また、講義科目においては、2005 年度より試行的に３つの講義科目に対し、ＴＡが１名ずつ配置されるにとどまっている。

今後、こうした教務補助の必要性は、とくに多人数クラスなどでは、増加の傾向にあると予想されるので、より良いＴＡ、ＳＡを採用するための適正資格の基準や選考方法といった制度の整備が必要である。今年度から実施されているＴＡ制度を基にして、出来るだけ多くの講義でのシステム的なＴＡ配置を進める必要があろう。

（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

経済学部において教育研究活動に対する評価は、任用時、昇任時の各時点でおこなわれている業績審査と学生による授業評価制度によって確保されていると考えられる。

ア　募集と任免

専任教員の募集の実施については以下のような方式で決定している。

(1) 経済学部における専任教員の募集は、学部長による人事委員会への諮問より開始される。人事委員会の構成は「経済学部申し合わせ事項」に基づいて各分野から選ばれている。

(2) 学部長は、人事委員会に対して、専門分野、職階、採用方法等に関する諮問を行う。

(3) 学部長は人事委員会の答申をもとに教授会の審議を経て、採用方法を決定する。近年は、公募による採用が中心になっている。

公募に際しての広報としては、次のような方法で実施している。

(1) 経済学部を設置する大学および民間・官庁の各種研究機関への公募書類送付

(2) JREC-IN 研究者人材データベースへの登録

(3) 本学部ホームページを通じてのインターネット上への情報提供

特に、(2)や(3)での広報により、海外からの応募者を含めて多数の応募者を確保することに成功している。

教員の選考基準については、公募人事、推薦人事ともに書類審査と面接を行うこととなっており、特に次のような特徴を持っている。

(1) 書類審査においては、履歴書、研究業績書、主要研究業績等の提出を求めている。とりわけ研究業績の審査を重視している。教員の研究活動はすべて直接、間接に教育活動に寄与するものと考えられる。さまざまな研究課題に取り組んだ成果を授業にフィードバックすることが期待されているからである。

(2) 教員選考基準における教育に対する評価方法として、提出書類の「担当予定科目のシラバス(案)」、「本学部の教育にあたっての抱負」を参考にし、学部長面接を行っている。

任用に関しては、教授会で選出された審査委員が教授会において審査結果を報告した後、十分な審議を経て、投票により可否を決定するが、最終的には理事会において決定される。なお、教授会の決定が理事会で覆されたことはない。人事教授会については「第7章　管理運営」で説明されている通りである。

イ　昇任人事

昇任人事で審査対象となる教員は、助教授人事に関しては専任講師3年、教授人事に関しては助教授7年を経たものとされている。任用と同様に、教授会で選出された審査委員が教授会において審査結果を報告した後、十分な審議を経て、投票により可否を決定した後、理事会において最終的に決定される。

専任教員の出身大学別の人数は、関西大学6名、次いで京都大学、神戸大学などが4名となっている。出身大学院で見ると、トップは関西大学の9名であるが、京都大学、神戸大学などが4名で続いている。本学大学院を最終学歴とする専任教員は2割に過ぎず、残りはさまざまな大学院に分散していることがわかる。大学院を持つ私立大学の多くで自学出身者の比率が高くなる傾向があるのに対して、本経済学部では比率はかなり低いと言える。しかもその比率は年々減少傾向が続いている。

【点検・評価】

教員の募集に関しては、研究業績が重視されており、その審査においては、近年では学位ないし査読付き論文を有するものとするなど、優秀な教員を確保する努力がおこなわれており、手続きの透明性も保証されている。

昇任に関しても、基準、手続きは明確であり、透明性を確保している。また、教員の出身大学の多様性からしても、本経済学部の人事が公正かつ透明におこなわれてきたことを示している。

また、教育研究活動の評価に関しては、学生による授業評価システムにおけるアンケート調査や自由記入欄の書き込みにより教員自身が確認できるようなシステムが確立されている。

よって、現状では特に大きな問題点はない。しかし、あえて指摘するならば、教員選考基準における教育能力に関する評価システムの必要性は認識しているが、現時点では十分に確立しておらず、今後、実効性のある方式に向けて検討を開始することが望ましい。

将来の改善・改革に向けた方策の一つとして、教員の公募に際し、募集要項において口頭報告を求める可能性があること、提出書類の「担当予定科目のシラバス(案)」、「本学部の教育にあたっての抱負」を審査委員会の参考資料とすることを明記している。教員の教育能力に関する評価は研究業績の評価とともに教育の質を確保する上で重要な問題であるが、難しい問題である。しかし、それについて議論ができる環境を整備することからはじめることが必要であろう。

5　研究活動と研究環境

本学部は、経済学科の1学科で構成されているが、教育のための組織と研究のための組織とは区別されておらず、常設の独自の研究組織は設けられていない。いわば教育研究組織となっている。そのなかで専任教員は、「学の実化」という本学の教育理念のもとに、各自の専門とする立場から、学術の向上・発展、人類全体の福祉の増進を目指して研究活動を展開している。なお、専任教員の数は2000年度が46名、2001年度が43名、2002年度が45名、2003年度と2004年度が各46名、そして2005年5月1日現在では43名（9月21日以降は44名）である。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況

本学部には、専任教員や学生などの任意加入の外郭団体「関西大学経済学会」があり、専任教員によって構成される評議員会のもとに学術雑誌『関西大学経済論集』を、年に4号発行している。掲載にあたっては、執筆希望者があらかじめ計画を提出し、評議員のなかから互選された学会委員、わけても編集担当の委員が中心となって調整を行い、載録号を決めている。そのほかに、同学会では会員の研究成果の迅速な発表を目的としてワーキングペーパーを随時発行している。これらによる研究成果の発表状況は、下表のとおりである。ちなみに、同学会では学内外の研究者を囲んでの不定期の研究会とは別に、毎年度春学期授業期間終了直後に研究大会を開催し、3名の専任教員による研究報告ならびに討論を行っている。

表Ⅱ-経-2　「関西大学経済学会」を通じての研究成果の発表状況

			2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
『関西大学経済論集』		掲載論稿数 (うち論文数)	26（16）	29（16）	26（17）	21（12）	34（25）
		執筆者のべ人数 (うち専任教員数)	30（19）	35（21）	33（20）	27（16）	44（26）
ワーキング ペーパー	欧文	発行回数	1	4	1	2	2
	和文	発行回数	3	1	2	2	1

また、本学部では単独で、専任教員がその研究論文を海外に向けて発表するための欧文の学術雑誌 *Kansai University Review of Economics* を年に1回発行している。掲載に関しては、「関西大学経済学部欧文紀要刊行委員会要項」に基づいて設置した委員会が希望者を募り、「関西大学経済学部欧文紀要投稿基準」に照らして公明正大に承認を与えている。2000年度から2004年度までの執筆者数は、それぞれ、4名、5名、4名、3名、3名であった。

さらに、本学の「研究成果出版補助金規程」に基づく出版助成を利用して図書を刊行することもできる。上記の5年間におけるその刊行の件数は、それぞれ、1件、2件、1件、1件、3件であった。

これら以外の著書や論文なども含めた本学部専任教員の過去5年間における研究業績を2005年度の中間段階集計の「関西大学学術情報データベース」によって集約するならば、次のようになる。

表Ⅱ-経-3　過去5年間の研究業績数

年度	著書	論文	学会発表	その他	合計
2000	16	49	9	16	90
2001	14	51	5	18	88
2002	8	55	3	19	85
2003	11	39	7	14	71
2004	3	47	6	13	69

なお、同じデータベースによって本学部専任教員の全研究業績を累計するなら、著書438、論文667、学会発

表 75、その他 204、合計 1384 点、となる。ここには、外国人研究者との共同研究の成果も含まれている。

イ　国内外の学会等での活動状況

2000 年度以降の 5 年間における本学部専任教員の国内学会・国際学会、国際会議への参加の状況は、下表のとおりである。ただし、国内外の学会等への参加はそのすべてが届けられているわけではなく、ここには把握しえたかぎりの数を掲げるにすぎない。

表Ⅱ-経-4　国内外学会等への参加者数

	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
国内学会への参加者数	57	57	59	71	80
国際学会への参加者数	7	1	6	3	7
国際会議への参加者数	3	0	0	0	1

なお、本学部の専任教員のなかには、国内の全国的な学会の理事や幹事などの役職を務めることで各分野の研究レベルの向上に貢献している者も少なくない。さらに、2002 年度から 2004 年度までの 3 年間における学術賞の受賞状況は、大学基礎データ表 26 に示したとおりである。

ウ　研究助成

経常的な個人研究費を補う学内の研究助成としては、2003 年度までは学部共同研究費も利用可能であったが、それが「科学研究費申請奨励研究費」に移行したため、2004 年度以降は学術研究助成基金による助成と重点領域研究助成に限られている。2000 年度以降の 5 年間にこれらの助成を受けた本学部専任教員の数は、次のとおりである。

表Ⅱ-経-5　学内研究助成費の受給者数（括弧内は代表者数）

	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度
学術研究助成基金助成費　奨励研究	1	1	1	0	0
学術研究助成基金助成費　共同研究	2（1）	0	0	0	0
重点領域研究助成費	1	0	3（1）	0	0
学部共同研究費	6（2）	7（2）	6（2）	7（2）	―

表に見られるように、学部共同研究費を別とすれば 2003 年度以降における学内研究助成費の受給者は皆無である。これには、科学研究費補助金の申請と採択の件数の増加が対応している。それぞれの件数は、大学基礎データ 表 33 に示したとおり、2002 年度が 1 件と 1 件、2003 年度が 4 件と 2 件、2004 年度が 11 件と 6 件であった。ただし、その他の学外研究費の受給件数は、大学基礎データ 表 32 によれば、少なくとも 2002 年度以降はゼロであった。したがって、この 3 年間に本学部専任教員が受給した研究費は学内研究助成費と科学研究費補助金だけであり、そのうちの前者の割合が逓減する半面、後者の割合のほうは増加傾向にあるということになる。

エ　本学の附置研究所等での共同研究への参加状況

本学部専任教員は、本学の附置研究所等での共同研究に参加してもいる。経済・政治研究所では、たとえば 2004 年度に活動を始めた「ビジネス・エシックス研究班」に 3 名（うち 1 名は主幹）、2005 年度に 2 期目に入った「少子高齢化社会の総合政策研究班」には 2 名（うち 1 名は主幹）、2005 年度活動開始の「サステイナブル社会と公共政策研究班」には 1 名が、それぞれ加わっている。同研究所の私立大学学術フロンティア推進拠点「ソシオネットワーク戦略研究センター」においても「経済ネットワーク戦略研究班」に 1 名が、また社会連携研究推進事業「政策グリッドコンピューティング実験センター」にも 1 名が参加している。さらに、法学研究所で 2004 年度までの 5 年間にわたって展開された文部科学省私立大学学術フロンティア推進事業の「金融研究班」と「国際課税研究班」と「国際資本移動・電子商取引研究班」には、各 1 名が加わっ

ていた。最後に、人権問題研究室の「人種・民族問題研究班」のメンバーとして1名が共同研究に携わっている。

なお、本学部専任教員のなかには経済・政治研究所の所長や幹事の役職を務めることにより、共同研究の進展に寄与している者もいる。

【点検・評価】

総じて本学部の専任教員は、各自の使命感、ならびに本学部・本大学の理念に基づいて誠実に研究活動を行い、その成果を着実に発表することで、学術の向上・発展、人類全体の福祉の増進に貢献してきた。それが証拠に、多くの学術賞受賞経験者が在職している。また、国内外の学会等での活動も活発であり、とりわけ国内についていえば主要学会の理事などの重責を担っている者も相当な数に上る。さらに、国際的な共同研究の事例も、少しずつではあるが増えてきている。これらのことは、前述のデータベースに見られるとおりである。なお、学内外からさまざまな助成を受けた者や本学の附置研究所等での共同研究に参加した者も、当然ながら適切に研究費を使用して立派な成果をあげ、世に問うている。

しかしながら、経済学研究の場合はその対象が歴史的にたえず変化することもあって、これで十分といえるような水準は存在しない。そこで、研究活動を今後も引き続き展開させていく必要がある。

(2) 研究環境

【現状の説明】

本学部専任教員用の個人研究費の予算総額とその配分および執行率、研究室の整備状況、研究時間の確保のための方途、研修機会の確保のための方策などについては、第Ⅰ編第6章に説明したとおりである。ただし、研究室の利用に関しては商学部と共同して定めた「経済学部・商学部研究棟管理運営規程」に基づいている。また、在外研究員制度の運用に関しては「在外学術研究員選考基準」を、さらに研修員制度の運用に関しては「研修員選考についての申し合わせ」を、それぞれ独自に設けている。本学部専任教員1人ひとりにとっての定年退職までの期間におけるこれら2つの制度の利用の機会は、若干の例外はあるものの在外学術研究と在外調査研究が各 1 回、研修が 2 回である。交換（派遣）研究員制度の利用者数は最近では 2000 年度と 2005 年度の各1名である。

なお、本学部専任教員にとって利用可能な学内の共同研究費等の制度とその運用、研究成果公表支援の措置、ならびに科学研究費補助金の申請と採択の状況については、本章前節も参照されたい。

【点検・評価】

研究成果の発信・受信のための条件は、たとえば『関西大学経済論集』やワーキングペーパーや *Kansai University Review of Economics* の発行回数、掲載論稿数、投稿者数などから判断するに、十分整備されている。とくに欧文紀要の存在は、国際的な研究交流の活発化に対応し拍車をかけるものとして、高く評価することができる。さらに、本学の出版助成を利用しての図書刊行の件数をも視野に収めるなら、研究成果公表支援の措置は適切であるといってよい。

科学研究費補助金の申請とその採択の状況は、本学部の場合、最近はいたって良好である。とりわけ 2004 年度は、専任教員数に対する採択件数の割合と採択率が、本学の全学部・機構のなかで、それぞれ2番目と1番目の高さであった。この点で本学部は、2003 年度に発足した「科学研究費申請奨励研究費」制度の有効性の証明に大きく貢献しているといえる。

そのせいか学内の研究助成費の受給件数のほうはゼロであったが、しかし競争的研究資金で構成される学内公募型の共同研究費等の助成制度それ自体は、当然ながら本学部の専任教員にも開かれている。なお、2003 年度における学部共同研究費の廃止に対して何らかの評価を下すのは時期尚早である。その影響については、

今後たとえば研究体制・FD 委員会などによる検討を待つ必要があろう。

本学部専任教員用の個人研究費の総額は、予算執行率が 92.2%であることに鑑みるなら、現状ではほぼ適切であるといってよい。だがしかし、その予算の配分および執行の方式や使途に関しては、近年における経済学の学問内容の高度化、研究領域の細分化と複雑化、学術交流のあり方の多様化等々の特殊事情のみならず、外国出張補助費をはじめとする本学の研究支援・助成制度との関連においても、総合的かつまた木目細やかに再検討していく必要がある。

研究室の整備状況についても、同様のことがいえる。本学部の場合、教員個室率は 100%であり、この点では積極的に評価することができる。だがその広さについては、長期的観点から改善が必要であろう。

しかし、研究活動のさらなる展開のためには、十分な研究時間をいかにして確保するかが最重要課題となる。これまで本学部の専任教員は、社会の要請を受けて研究ばかりでなく教育にも力を注いできた。それ以外にも、たとえば入試業務や大学・学部の運営のための会議などに多くの時間を費やしている。だが、大学基準協会の指摘を待つまでもなく「高い教育水準は、十分な研究の蓄積のもとに成り立つものである」(『経済学教育に関する基準』11 頁)。しかもその研究には、上述のような特殊事情が纏わりついている。そこで、少しでも多くの時間を研究に振り向け、その成果の積み重ねに基づいて教育を行うことにより、一段と高いレベルで社会の要請に応えていくのでなければならない。こうした趣旨から、本学部自己点検・評価委員会では 2005 年 3 月 23 日付の「諮問事項に対する検討結果（メモ)」に、たとえば教員 1 人あたり学生数の削減などといった提言を盛り込んだのである。そしてそれを踏まえて、2006 年度には本学部と経済学研究科との間に共通科目を設置し、また 2007 年度には「昼間主（デイタイムコース)」と「夜間主（フレックスコース)」の区別を廃止した昼夜開講制に移行する運びとなった。今後はさらに、関係部署とも協議を重ねて入試業務や会議等の効率化による研究時間確保の可能性を探っていく。

同様の趣旨で、研修機会の確保のための方策もいっそう充実させていくべきである。現行の在外研究員制度と研修員制度の運用の公正性は、前述の基準や申し合わせ等によって保障されている。けれども、研究活動の不断の展開のために、それらの制度の拡充とりわけ利用機会の増大に向けて、環境を改善していく。

6　施設・設備等

経済学部では「第 1 章　理念・目的・教育目標」の項で示した教育理念に即し、教育上の効果が十分発揮されるように施設・設備の整備をはかっている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えている。以下、具体的に説明する。

【現状の説明】

(1) 学舎と研究棟

経済学部は、千里山キャンパスの正門を入ってすぐ右手の第 2 学舎を、商学部及び第 2 部 5 学部と共用している。この第 2 学舎には講義室・演習室等がある 1 号館から 4 号館と、教員の個人研究室、資料室を配置した第 2 学舎内の独立した経商研究棟がある。

ア　学舎

経済学部では、専任教員および非常勤講師による教育活動が第２学舎を中心に展開されており、第２学舎の１号館～４号館の建築延べ面積は 21,875.94 ㎡で、商学部と共用している。

講義室･演習室等の整備状況は、「大学基礎データ　表 37、表 38、表 40」で示されているとおりである。講義用小教室（収容定員 99 名以下）は全号館に 28 室あり、主に語学教育に利用している。収容定員 100 名

を超える中・大教室は全号館に 12 室あり、その内、300 名を越える大教室は 1 号館に 2 室、3 号館に 3 室、そして 4 号館のＢＩＧホール（1002 名収容）の計 6 室を配置している。またこれ以外に 1 号館及び 2 号館には 22 室の演習室、1 号館には情報関連教室 9 室と視聴覚教室（ＬＬ教室）2 室が配置されている。

各教室の使用状況の特徴としては、教授会開催のため専任教員が授業のできない水曜日の午後に比較的空き教室が目立つことのほかに、①月曜日の中および大教室、火曜日の小および大教室、木曜日及び土曜日の小教室の使用率が高いが、これは語学の授業が配置されているためである。②2 号館Ｂ棟と 3 号館Ｄ棟の使用率が低い。③大教室も月曜日、火曜日、木曜日では 100%の教室が多いが、これは商学部との合併授業が設定されているためである。

自習室は 2 号館に 3 室あり、収容定員は合計 148 名で、経済学部・商学部の学生数から考えて少ないように思われる。ただ、第２学舎に隣接した総合図書館に自習室が多数用意されていることや、学生の自習室利用が高くなる 7 月および 1 月の試験期間においては、1 号館の演習室 10 室を自習用に開放して、自習室に対する一時的ニーズの高まりに対応している。

第 2 学舎全体の施設管理は予算申請を含めて経済学部事務室が一括して担当している。ただし、建物の建築や教室等の大改修を伴うものは両学部合同の特別委員会を設置して、教学上の要請などをまとめて法人に要望する形式をとっている。また経年的な設備充実についても、両学部からの要望をまとめて経済学部から予算申請して整備を図っている。

イ　研究棟

経商研究棟の中には、経済学部・商学部・大学院会計研究科（2006 年 4 月設置予定）の教員の個人研究室と経商資料室、計算機室及び会議室がある。経済学部の教員定員 49 名に対して個人研究室は 51 室あるので十分充足している（「大学基礎データ　表 35」）。経商資料室には、45,000 冊の資料を揃え、教員・大学院生（許可された学部学生）への資料の提供や複写サービス（コピー機 2 台を設置）を行っている。

（2）情報処理機器などの整備

ＡＶ機器、コンピュータその他の各種情報機器は、今日、教育研究環境を左右する重要な設備となっている。講義室・演習室の合計 62 室の内、ビデオは 32 室に整備されている。教材提示装置は、13 室に整備されている。

また、実習室は 11 室あり、情報処理関係の実習室が 9 室で 330 台のパソコンを整備し、視聴覚教室（ＬＬ教室）が 2 室で 96 台の LL 装置がある。情報処理関係の実習室を授業で 2004 年度に利用した学生数は 126,810 名、2003 年度と比較して 31.7%の増加である。

経商研究棟の計算機室にも教員研究用としてパソコン 4 台を配置している。また、経済学部事務室には専任事務職員全員にパソコン各 1 台が配置され、さらに成績照会や証明書の発行のための端末が 3 台設置されている。学生が授業（演習等）で発表する際の資料を印刷するために、学生専用のコピー機を 1 台設置している。

【点検・評価】

経済学部の教育研究に必要な施設・設備は充実しており、各種形態の授業の実施及び教員の研究遂行が効果的に行われるようになっている。また、コンピュータ等の情報機器についても整備が進んでおり、大きな問題はない。

ただ、ビデオ装置は語学教育に必要不可欠な設備であるが、講義室・演習室のビデオ装置整備率は約 50%で、語学授業などで教室の臨時的な変更などに対応する必要があり、必要なビデオ装置（移動式）を全教室に配備する予算を申請・取得できたので、秋学期授業開始までには完備する予定である。

7　管理運営

【現状の説明】

(1) 学部運営に関する意思決定体制

ア　教授会

経済学部は、教育研究体制の充実と活性化を図るため、教学面での学部・大学院の連携だけではなく、より一層の効率的な管理運営体制の改善についての検討を行ってきた。

経済学部は、経済学部長を置き、学部長を議長とする教授会を最高意思決定機関として教学上の運営を行っている。教授会は、1992 年 4 月 1 日に施行された「関西大学経済学部教授会規程」に従って運営されている。

教授会は、学部長が必要と認めたとき、また構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって開催されている。休業期間を除き原則として月 2 回開かれ、2004 年度の開催数は 21 回であった。

教授会の構成員は職階にかかわらず全ての専任教員であり、その審議事項は、「関西大学経済学部教授会規程」に定められている諸項目である。

議決は、通常、有効投票数の過半数の同意に基づいて行われる。なお、その運用の詳細は「関西大学経済学部申し合わせ事項」中の「一般的事項（人事、その他重要事項を除く）の採決における投票」として明文化されている。

特に、人事に関する議事運営については「人事に関する経済学部教授会の議事運営についての申し合わせ」に基づいて人事教授会を設置して審議を行う。人事教授会は、構成メンバーの 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その決議は有効投票数の 3 分の 2 以上の同意のもとに行われている。

なお、教授会のもとに置かれる人事委員会が、教授・助教授・専任講師の任用および昇任に関する人事案件の検討を行っている。人事委員会は学部長が指名する専任教員によって構成されており、その運営は「経済学部人事委員会内規」に基づいて行われている。

イ　執行部

教授会の運営にあたっては、学部長の下に、経済学部長代理、教学主任、入試主任、学生主任、さらに学生相談主事の、合計 7 名からなる執行部を組織し、共同でその任に当たっている。学部運営に関するそれぞれの職掌分野はおおむね以下の通りである。

学部長	総括
学部長代理	総括補佐、教学事項、全学共通教育推進機構委員会、第 2 部協議会、関西大学第一高等学校との接続協議会
教学主任	教学事項
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通対策委員会、第 2 部協議会

執行部は打合せ会議を開催し、教授会事項、学部運営に関わる諸事項について議論を行っている。

学部執行部体制は全学共通であり、2000 年度までは学部長、学部長代理、学生主任（2 名）、学生相談主事（2 名）の 6 名で構成されていた。2001 年度より学部長、学部長代理、教学主任（2 名）、入試主任（入試センター主事兼務、1 名）、学生主任（1 名）、学生相談主事（1 名）の 7 名に改編された。学部長及び学部長代理の任務が多岐にわたる状況に鑑み、2 名の教学主任を設置することによって学部長代理の任務を整理し、学部長代理が学部長を補佐する本来の職務を遂行できるように配慮したものである。なお、教学主任の職務については学部の裁量によるとされ、全学共通の規程は設けられていない。また、学部の特性を生かした入

学試験が円滑に実施されることを目的として、学部と入学試験部が適切に連携する必要から、学部に入試主任を設置して入試センター主事を兼務とすることとなった。学生主任は、従来より経済学部の自治会およびゼミナール協議会などの学生の組織的活動に対応してきたが、最近では学生の通学に伴って生じる交通問題対策委員、さらには、セクシュアル・ハラスメント防止委員をも兼務することが慣例となっている。学生相談主事は、これまで学生の奨学金問題や個人的相談に対応してきたが、最近ではセクシュアル・ハラスメント相談員を兼務している。

ウ　経済学部各種委員会

現在経済学部には、合計 7 つの委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議を行っている。そのうち、経済学部自己点検・評価委員会以外の次の 6 つは、教授会の下に設置されている。学務委員会、人事委員会、研究体制・FD 委員会、入学制度検討委員会、欧文紀要刊行委員会、経済学部インフォメーション委員会がそれである。この他に、商学部と学舎を共用していることから、経商情報処理施設等管理運営委員会と経商研究棟管理運営委員会が設置されている。

さらに、経済学部は大学協議会をはじめとする 20 以上にわたる全学的な各種委員会に委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。

(2) 学部長の権限と選任手続

ア　学部長の選任手続の適切性、妥当性

経済学部長は「経済学部長選挙に関する申し合わせ」に従って選任される。経済学部長の被選挙権を有する者は、経済学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有する者は、経済学部に所属するすべての専任教員である。選挙会は、選挙権者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、選挙は単記・無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得た者を経済学部長当選者とする。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期経済学部長就任の受諾を確認して、次期経済学部長を決定している。就任を受諾した次期経済学部長は、経済学部長代理、2 名の教学主任、入試主任、学生主任および学部学生相談主事を教授会に推薦し、承認を得た後に、上記学部管理運営を行っている。経済学部長の任期は 2 年であるが、再任は妨げないものとされている。

イ　学部長権限の内容とその行使の適切性

学部の教学を統括する経済学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、学部長代理の推薦をはじめとする学部執行部の任免権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、 ①所轄事項中常例に関する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇、その他の服務に関すること（以上、第 6 条第 1 項)、および④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

【点検・評価】

上に述べたように、経済学部における管理は、規程等に則り、教授会、執行部や委員会の構成、学部長の任免等、いずれの面に置いても、大学の理念・目的に沿い、大学の現状に即した形で行われている。また、その運用は、いずれも明文化された規定に従って、それぞれの役割・機能分担を踏まえて、公正かつ妥当な方法で行われている。

経済学部では、常に、より開かれた現実に即した学部運営を目指してきた。以前は、人事案件の内容により人事教授会の構成員を対応する職階以上の者に限ってきたが、2005 年 10 月 26 日開催の教授会においてこの枠組みを広げ、常にすべての構成員が教授会に参加する形に改革を行ったところである。

当面、顕在化する問題は見られないが、第 2 章でふれたように、来年度より、高度化する教育内容に対応するため、学部長は研究科長を兼務することになっている。

8　自己点検・評価

(1) 自己点検・評価、その改善・改革システムの連結と学外者による検証

【現状の説明】

経済学部自己点検・評価委員会は1993年10月1日に発足した。関西大学経済学部自己点検・評価委員会規定は1994年1月28日に制定され、1993年10月1日から施行された。同委員会の発足時は役職上の委員2名(学部長代理と事務長)と教授会で選出された専任教育職員4名の委員で構成され、うち1名は関西大学自己点検・評価委員会委員兼任とした。2000年6月より教授会で選出された教育職員を7名に増員した。発足時の職掌事項は(1)自己点検・評価項目の設定及び変更、(2)資料の収集ならびに整理、(3)自己点検・評価及び報告書の作成、(4)その他自己点検・評価に必要な事項、の4項目であったが、その後、第三者評価に関する事項、本学部の将来構想の検討、の2項目が追加された。

経済学部自己点検・評価報告書を過去4回提出した。最初の3回は職掌事項(2)に対応するアンケート調査報告書である。第1回調査は1995年度から導入された新カリキュラムの評価をも兼ねて同年11月に1年次生を対象にして行われた。その調査報告書『関西大学経済学部自己点検・評価１』の終りで、カリキュラム改革はそれ自体が目的でなく、その後になすべき事が沢山残されているはずで、教育にはそれなりの創意・工夫が必要であることをこのアンケートが示している、と指摘した。この指摘に対応して、たとえば、授業評価アンケートを個別に行う教員が漸増し、さらに、2001年度から全学で授業評価アンケートを実施する制度が確立した。

第2回アンケート調査は調査項目を大幅に増やした上で1997年に4年次生を対象に実施された。対象者は旧カリキュラムで教育を受けた演習(ゼミ)履修生である。そこで出された要望、たとえば、全教室へのクーラー設置要望は2000年度以降完全に満たされた。また、情報処理教育の充実要望は、次項（２）で述べる条件とあいまって、2000年度より実現された。

第３回アンケート調査は1999年11月に実施された。これは1995年度に導入されたカリキュラムおよび前年度より導入されたセメスター制(専門科目の半期集中型講義形式)に関する意識調査をも兼ねたもので、通年制とセメスター制の両制度を経験した3年次生と4年次生が対象であった。カリキュラムに関しては、1年次の「基礎経済英語」(2単位、履修義務科目）が果たしている教育効果はあまり高くないこと、学問的関心に基づくゼミ履修が7割を超えるもののゼミ離れの様相も見られること、関連他学部科目の開設増加を希望する学生が半数を超えていることなど、また、セメスター制に関しては、肯定的意見が否定的意見より多いものの、語学や保健体育へ拡充することに対しては、肯定的意見より否定的意見の方が多いことなどが明らかにされた。この調査結果（『関西大学経済学部自己点検・評価3』に掲載）はカリキュラム改正(2003年度入学生より適用)に反映された。(第2章(１)ア参照)

教育に関する在学生からの基礎データ収集に一区切りがついたことから、外部評価を受けることを前提に、大学基準協会の定める点検評価項目に準拠し、経済学部の教育研究のすべてにわたる『関西大学経済学部自己点検・評価報告4』を2002年3月に提出した。この報告書の主要な特徴を挙げるとすれば、第１は経済学部のすべての側面にわたる包括的報告書ということである。たとえば、カリキュラムに関しては単に「カリキュラム」の項だけでなく、理念、入試、授業評価、就職等の項目との関連でも検討されている。第２は数量データを最大限に利用して学部状況を客観的に分析し、問題点と方向性を示したことである。第３は学部固有の問題と全学問題との関連を明確にしながら、検討が行われていることである。たとえば、入試、教育支援、就職、施設･設備などは全学との関連が強く、その中で学部が全学と協力して改善すべき点と学部独自に努力しうる点が区分されていることである。第4は経済学部教授会の了解の下で各科目の成績評価を掲載したことである。第5は経済学部卒業生3000人（有効回答数722人）に対してアンケート調査を行い、分析結果と自由記述を掲載していることである。

この報告書で指摘された問題点については、すでに各項目の【現状の説明】の中で述べられたように、昼夜開講制へ移行する際に行われたカリキュラム改正や入学試験のあり方などを含めて、可能な限り改善の努力が払われただけでなく、その後の教育研究に関する日常的活動の中で現実的に改善するために不断の努力が払われてきた。

関西大学自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価項目およびフォーマットを整理し、各組織ごとに提出していた報告書を『関西大学自己点検・評価報告書』にまとめて2004年3月に学長に提出した。当然ながら、本学部の自己点検・評価報告もそれに収録されている。経済学部はそこで指摘されている問題点に対応するためにも、前述のように、2004年11月に関西大学経済学部自己点検・評価委員会規程の一部を改正して職掌事項の中に「本学部の将来構想の検討」を追加した。それに基づき、経済学部長から経済学部の今後のあり方に関する諮問があり、経済学部自己点検・評価委員会は「諮問に対する検討結果（メモ）」（2005年3月23日付）として答申した。

【点検・評価】

経済学部自己点検・評価委員会は規定に則って恒常的かつ客観的に自己点検・評価を行ってきた。同委員会は長期的視点に基づき、在学生や卒業生の意見を収集しながら継続的活動を展開し、客観的数値データを軸に自己点検・評価を行って2年に1度、報告書を提出し、学部長は教授会の議を経てそれを公表してきた。

同委員会が実施したアンケート調査は経済学部の教育改革に資する基礎データを提供し、それに基づく報告書は、本学部の教育研究活動の改革を可及的速やかに具体化する上で有効な役割を果たしたと言えよう。

在学生に対しては、本学部自己点検・評価委員会がアンケート調査を行うだけでなく、学部として2004年度より経済学部FDフォーラムを開催して直接意見を聞く機会を設けるようになった。2001年には卒業生に対してアンケート調査を行い、その結果は本学部のホームページに載せて公開性を保持した。経済学部は2004年に創設100周年を迎え、記念行事を行うとともに『関西大学経済学部創設100周年記念誌』を上梓した。「経済学部の現状と課題を考える」と題して卒業生と在学生合わせて10名による座談会が開催され、同誌に収録されている。これは経済学部自己点検・評価委員会の仕事でないとしても、在学生、卒業生の意見を教育研究に反映させるというこれまでの基本方針に立脚するものである。

本委員会の職掌事項の中に「本学部の将来構想の検討」が追加されたことにより学部長と本委員会とのフィードバック・メカニズムが制度化され、将来の発展に向けた改革をより迅速・有効に具体化できる方途が開かれた。たとえば、上記答申「諮問に対する検討結果（メモ）」は教授会に配布されただけでなく、2005年度第8回教授会で懇談事項「カリキュラム改革について」として取り上げられた。このように、自己点検・評価活動と改善・改革システムの連動性は確保されていると言えよう。

これまでに出された本学部の自己点検・評価の結果（報告書）は数値データなど客観データを重視した透明性の高いものとし、第3者が本学部を適切に評価可能となるように配慮してきた。同時に、これらの報告書は他大学経済学部をはじめとする多くの外部組織に送付し、各種の意見を吸収できるよう努めてきた。とりわけ、経済学部は外部評価を受けることを前提に公表した『関西大学経済学部自己点検・評価報告4』は、関西大学全体として外部評価を受けるとの方針に従って経済学部単独の外部評価を延期したものの、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保する上で1つの基本事例になっていると言えよう。

（2）大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

【現状の説明】

経済学部は大学基準協会より「関西大学に対する助言・勧告」（1998年3月17日付）の中で、「経済学部において国際化、情報化に対応したカリキュラム編成の工夫が不足」との指摘を受けた。

情報化対応に関しては在学生からの要望ともあいまって、1年次生のうち約240名しか履修可能でなかっ

た「情報処理基礎演習」(2 単位) を 2000 年度入学者より「基礎経済情報処理（情報リテラシー入門） 」(2 単位) に変更し、1 年次生全員の履修義務科目とした(この科目は 2003 年度より「情報リテラシー入門」に名称変更された)。その結果、この履修義務科目の上に 1995 年に新設された選択科目「経済情報処理論」(2 単位)、「経済情報処理演習」(2 単位) が繋がり、情報化に対応するカリキュラムに改善された。

国際化対応に関しては「外国経済論Ⅰ」(4 単位)、「外国経済論Ⅱ」(4 単位)、「経済学特殊講義Ⅶ」(2 単位)、「経済学特殊講義Ⅷ」(2 単位) を廃止して、2001 年度入学生より「アジア・太平洋経済論Ⅰ」(2 単位)、「アジア・太平洋経済論Ⅱ」(2 単位)、「EU 経済論Ⅰ」(2 単位)、「EU 経済論Ⅱ」(2 単位)、「アメリカ経済論Ⅰ」(2 単位)、「アメリカ経済論Ⅱ」(2 単位) を新設し、科目内容を明確化するとともに国際経済の変化に弾力的に対応できるように改善した。

【点検・評価】

大学基準協会からの「助言・勧告」に対し、経済学部は可及的速やかに対応するとともに、その後も自己点検・評価を基礎にして 2003 年度より新カリキュラムを編成した。特に、指摘する問題点はない。

経 済 学 研 究 科

第Ⅱ編　経済学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 441

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 442

(1) 教育課程等　〈442〉

(2) 教育方法等　〈449〉

(3) 国内外における教育・研究交流　〈450〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈450〉

3　学生の受け入れ …… 452

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈452〉

(2) 門戸開放　〈454〉

(3)「飛び級入学」制度　〈454〉

(4) 社会人の受け入れ　〈454〉

(5) 科目等履修生等　〈455〉

(6) 定員管理　〈455〉

4　教員組織 …… 456

(1) 教員組織　〈456〉

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈458〉

(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈459〉

5　研究活動と研究環境 …… 459

6　施設・設備等 …… 459

7　管理運営 …… 460

8　自己点検・評価 …… 461

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

新制大学院制度が発足するのは 1950 年度である。この年、法学研究科、文学研究科とともに経済学研究科（修士課程）が誕生した。その後、1953 年度に博士課程（金融経済・経済史専攻）が設置され、1963 年度には名称が金融経済・経済史専攻から経済学専攻に変更された。それ以降は大きな制度上の変更はなかったが、1997 年度には博士課程前期課程に「コース制」を導入し、さらに 2005 年度には「コース制」を充実させるなど改革を続けている。

経済学研究科における理念のひとつは、「国際的視野の育成」である。この理念に基づいて、経済学の高度な専門知識を生かして国際的に活躍できる人材を養成することが、本研究科の目的の一つである。

もうひとつの理念は、「地域に立脚した人材の育成」である。それぞれの学生が、国際的な視野を持ちながら、ある地域に立脚して地域の発展に貢献しうる人材となることが期待される。ここにおける地域とは国内だけでなく、外国における地域をも意味している。

本研究科は、上記の理念・目的に即して、可能な限り多くの開設科目を用意している。同時に、学生の自主性を尊重し、多様な学生のそれぞれの研究テーマに適した系統的履修が可能となるように、専門分野を分類し科目を配列しているが、さらに科目の種類、分類、配列をより適正なものにするべく改善を続けている。経済学の研究・教育の水準を絶えず向上させることによって、国際的視野を持ちつつ地域に立脚して日本と世界の人々の平和と幸福に寄与する人材を多数社会に送り出すことが本研究科の教育目標である。

また本研究科は、進学相談会（毎年７月上旬開催）、大学院インフォメーション、大学院要覧、講義要項、及び入学試験要項等の出版物、ホームページ等で理念・目的・教育目標について、学生、受験生を始め社会一般の人々に対する広報活動を行うとともに、教職員間での周知徹底を図っている。

ア　博士課程前期課程

博士課程前期課程は、研究者養成を目的とする「アカデミックコース」と高度専門職業人の養成や社会人の再教育、生涯教育を目的とする「プロジェクトコース」とに分けられている。

アカデミックコースの場合は、博士課程後期課程へ進学することが入学時からの前提となっている。したがって、本コースの学生は大学院 5 年間の研究の前半として在籍しており、最終目標は後述の後期課程のそれと同じである。

プロジェクトコースの場合は、多くの場合、博士課程前期修了と同時に社会人として何らかの形態の就業者となることが想定される。したがってこのコースにおいては、たとえば各種資格試験に合格できるような、高度に専門性を要する職業に必要な高度の能力を身につけた人材、あるいは深い教養を身につけた人材を養成することが目標になる。

イ　博士課程後期課程

この課程は研究者養成が第一の目標である。学生は将来において経済学の研究者として日本と世界の人々の平和と幸福に寄与することが期待される。より具体的には、本課程の修了と同時に研究者として自立できるだけの能力を身につけた人材を養成することが目標になる。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

本研究科の理念は、『学校教育法』第 65 条に定められた目的に合致しているだけでなく、経世済民の学としての経済学に期待されることに応えるものである。さらに、「学の実化」という本学の教育理念を具体化するものとして評価される。

また本学は、その将来構想における新しい教学理念の一つとして「グローバル化とネットワーク化」を提示しているが、本研究科の理念はこれに沿い、具体化するものである。

本研究科の教育目標は、『大学院設置基準』第 3 条および第 4 条に合致するものであり、特に問題とすべき点は見あたらない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本研究科は近年、大きな改革を行っている。すなわち 1997 年度に研究者養成を目的とする従来のコース（本科コース）に加えて、高度な専門職業人を養成するコース（専修コース）を設定し、2005 年度にはこれらを「アカデミックコース」「プロジェクトコース」として充実させた。また 2006 年度より「学部・修士５年制」を新設する。これらの改革は社会の要請に一層適切に応えようとするものであり、『大学院設置基準』第 3 条第 1 項に準拠するものである。

近年は多様な目的を持ち、予備知識の種類、水準が異なった学生が主にプロジェクトコースに入学してきている。この傾向は今後さらに強くなるだろう。したがって、このような社会からの教育要請に応え、「アカデミックコース」「プロジェクトコース」両コースの教育目標をバランスをとりつつ達成するために前期課程におけるカリキュラムの改善に一層の工夫を凝らすことが必要である。その実現には経済学部との連携・協力が必要であり、本研究科の将来像、及び改革の具体案について経済学部と協議し、また経済学部教授会でも懇談を行っている。このことは『大学院設置基準』第 7 条に合致するものである。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

本研究科は国際的な視野を持ち地域に立脚して活躍できる人材の育成を教育・研究指導の目的としてきた。そのなかで、2005 年度に前期課程において従来の「専修コース」と「本科コース」に代えて「プロジェクトコース」と「アカデミックコース」を設定するとともに、このコース制の拡充に対応した抜本的なカリキュラム改革を実行した。この改革によりプロジェクトコースには「エコノミスト系」「パブリックポリシー系」「地域・国際系」「歴史・社会系」および「企業・ファイナンス系」の５つの系が設けられた。これは時代に即したカリキュラム体系を用意することにより、高度専門職業人を目指す学生や、生涯学習など、多様な目的を持って入学した学生のニーズに積極的に応えようとするものである。これに対し、アカデミックコースは研究者養成を目的とした前期課程・後期課程一貫の指導体制である。

また、2006 年度からの導入を予定している学部からの「５年一貫教育プログラム」は、学部学生にとって大学院進学のインセンティブを与えることを意図している。

（1）教育課程等

ア　経済学研究科の教育課程

【現状の説明】

経済学研究科は、『学校教育法』第 65 条、『大学院設置基準』第 3 条および第 4 条に基づいて、経済学専攻の博士課程を置いている。これは『関西大学大学院学則』第７条に規定されている。

本研究科は、1950 年の発足以来、その目的を主として研究者の養成においていたが、国際的な視野を持ち、地域に立脚して活躍できる人材の育成を目標としてきた。1997 年度には博士課程前期課程において、主に研究者養成を目的とする「本科コース」と、主に高度な専門職業人の養成を目的とする「専修コース」と、二つのコースを設定した。この改革は、高度専門職業人を目指す学生数の増加など、一定の成果を上げた。

2005 年度にはさらに、本科コースと専修コースに代えて「アカデミックコース」と「プロジェクトコース」を設定するとともに、前期課程において大幅なカリキュラム改訂を行った。

博士課程前期課程の学生は入学試験の時点でアカデミックコースとプロジェクトコースのいずれか一つのコースを選択する。いずれのコースにおいても、修了所要単位 32 単位以上の修得のほか修士論文審査に合格することが修了の要件である。

開設されている科目は、選択科目と基礎科目とに分けられる。選択科目は５つの系に区分される。すなわち、エコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、および企業・ファイナンス系がある。さらに、選択科目として上記の系の他に「共通科目」が加えられる。

基礎科目は 2002 年度に新たに導入された科目群である。これは、主にプロジェクトコースの学生を対象としたものである。

プロジェクトコースの学生は、指導教員（演習担当者）の担当する講義、演習および論文指導の計 12 単位、並びに、基礎科目４単位以上、および自分の所属する系の科目８単位以上を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目は８単位を超えて修了所要単位に算入することはできない。

アカデミックコースの学生は、指導教員の担当する講義、演習および論文指導の計 12 単位以上を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目は８単位を超えて修了所要単位に算入することはできない。なお、インターンシップを修了所要単位に算入することはできない。

前期課程における授業科目は表Ⅱ-経研-1 のとおりである。

表Ⅱ-経研-1　授業科目一覧（博士課程前期課程）

系	科目名（各科目Ⅰは春学期、Ⅱは秋学期）	系	科目名（各科目Ⅰは春学期、Ⅱは秋学期）
エコノミスト系	ミクロ経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義	歴史・社会系	経済学史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	マクロ経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		近代経済学史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	経済変動論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済思想史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		社会思想史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	経済統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		政治経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	数理統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済体制論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	数理経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		現代資本主義論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	計量経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義	企業・ファイナンス系	工業経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	情報処理論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		産業組織論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	労働経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		中小企業論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	金融工学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経営管理論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	ゲーム論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経営労務論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
パブリックポリシー系	経済政策論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		知的所有権研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	財政学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		海外中小企業事情研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	租税政策研究Ⅰ・Ⅱ　講義		大阪中小企業研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	社会保障論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		金融経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公共経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		企業金融研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際税制論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		企業統治論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	租税論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		ファイナンス論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公共政策論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		金融システム論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	都市経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義	基礎科目	ミクロ経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	地方自治論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		マクロ経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公会計論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済数学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	行政法研究Ⅰ・Ⅱ　講義		統計学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
地域・国際系	経済地理学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		政治経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	地域経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済学説史基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済史基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際金融論研究Ⅰ・Ⅱ　講義	共通科目	経済学研究演習Ⅰ・Ⅱ　演習
	経済発展論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済学研究演習Ⅰ・Ⅱ　論文指導
	人口学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(英語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	開発経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(ﾌﾗﾝｽ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	農業経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(ﾄﾞｲﾂ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	環境経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(中国語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	アジア経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(ｽﾍﾟｲﾝ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	アメリカ経済論研究Ⅰ・Ⅱ 講義		外国文献研究(朝鮮語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	ＥＵ経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		専門研究(各テーマ)
歴史・社会系	日本経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		インターンシップ
	西洋経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義	注）専門研究(各ﾃｰﾏ)・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟは両学期とも開講	
	東洋経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		
	外国経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		

後期課程の入学者は主に前期課程における本科コース（現行のアカデミックコース）の修了者であり、他には他大学院の前期課程修了者および留学生である。本課程修了のためには、指導教員の担当する「講義」「演習」「論文指導Ⅰ」および「論文指導Ⅱ」各4単位を含めて20単位以上を修得しなければならない。

学部教育との関連性については、従来、本研究科においては経済学部との教育課程の一貫性が重視されてきている。また、『関西大学大学院学則』第 33 条の改正を受けて、2005 年度より本研究科の担当教員も助教授層まで拡大されたので、近い将来には学部と研究科の教員はほとんど同じメンバーとなることが期待される。

さらに、本学経済学部の学生が本研究科を目指す場合は、早い段階で学内進学試験を実施して、大学院入学後の研究計画が立て易いようにしている。それに加えて、本研究科としては学部との一層のタイ・アップを図るなかで、学部と大学院前期課程とを連結した「５年一貫教育プログラム」の実現化を予定している。

前期課程・後期課程における教育内容および両者の関係についていえば、前期課程および後期課程においては、共に開設科目として選択科目がおかれている。選択科目については、学生は、これらの科目のうちから指導教員の担当する講義、演習各4単位を必ず修得しなければならない。加えて、前期課程においては論文指導4単位、後期課程においては論文指導Ⅰおよび論文指導Ⅱ各４単位を修得しなければならない。

もうひとつ、前・後期課程を通じて選択科目の中に「共通科目」という科目群が置かれている。共通科目は、どのコースあるいはどの系に属する学生にも履修可能な科目群である。ここでは、外国文献を研究する科目の他、前期課程に「専門研究（各テーマ）」、後期課程に「特殊研究（各テーマ）」という科目も開設されている。この科目によって時事的に緊急のテーマや、あるいは学会での重要なテーマなどを取り上げ、年度によって弾力的に開講できる仕組みにしている。

2005 年度から前期課程においては新カリキュラムが実施に移されたが、以上の点では従来と変更はない。したがって、学生は前・後期課程を通じて一貫した指導が受けられる体制が保障されている。

他方、後期課程への進学を前提としないプロジェクトコースの学生については、さらに別個の教育上の配慮がなされている。ひとつは、2002 年度に新たに導入された選択必修科目（現行の基礎科目）である。この科目群は、学部レベルの知識のリカレント教育的な意味を持っている。もうひとつは、自分の所属する系の科目を多く選択するように条件を設定したことである。この条件は、学生が２年間という短い就学期間で自分の専門を系統的に研究するためのガイドラインの役割をはたすものである。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、本研究科の場合は、前・後期課程共に、入学志望者は入学試験の段階で指導教員を選び、それに対応して受験科目を選択するという仕組みになっている。この点で、学位授与に至るプロセスにおいて指導教員の占めるウェイトは非常に大きい。

前期課程の場合は、学生は、まず入学時に一般的なガイダンスを受ける。次に、履修科目登録をするに際しては、どの科目を何年次に履修すべきかに関して、指導教員から指導を受ける。そこにおいて前期課程の研究計画も具体的に決定されると言ってよい。2 年次には、指導教員による「論文指導」という科目を履修しなければならない。これによって修士論文作成の指導がなされる。

後期課程においては、課程修了に必要な20単位以上のうち16単位は指導教員の担当による科目を履修しなければならない。この点で、後期課程は教員と学生との間でほぼ1対1の研究活動をすることになる。後期課程の 2 年次に「論文指導Ⅰ」、その次の年次に「論文指導Ⅱ」を各 4 単位、指導教員の担当科目として履修しなければならない。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

1997 年度に前期課程において上記の二つのコースを設定することにより、『大学院設置基準』第 3 条第 1 項に則するものとなっている。また 2005 年度のカリキュラム改革は、近年の高度専門職業人を目指す学生

や生涯学習を求めて入学する学生の増加に対応して、肌理の細かい教育の徹底化を目指すものである。この改革によって学生の履修指導をし易くし、加えて定員充足率を高めることによって本研究科の活性化を図るものである。また、このカリキュラムでは前期課程においては後期課程よりもかなり多くの科目が幅広く開設されている。この点も 2005 年度におけるカリキュラム改革の特徴であり、学生の学習目的の多様性に対応する措置として評価できる。

1997 年度の制度改革は定員充足率の上昇に大きな効果をもたらしたが、他方、当初は予想されなかったような多様な学生の増加によって、教育課程の見直しも必要とされた。その対応策の一つとして、2002 年度に選択必修科目(現行の基礎科目)が設置された。

後期課程においては、修了要件から分かるように、前期課程に比して指導教員の責任は一段と大きくなる。前期課程における本科コース（現行のアカデミックコース）出身の場合は、前・後期課程を通じて一貫して同一の指導教員の指導を受けられるシステムであり、その点では、研究者養成の目的に則した制度である。

学部教育との一貫性の重視は、本研究科の長所のひとつである。「５年一貫教育プログラム」の実現は、学部の学生にも大きな刺激を与え、大学院進学のインセンティブを与えるものと期待される。

前期課程・後期課程における教育内容および両者の関係については、前期課程には後期課程とほぼ同じ名称の科目が開設されており、前期課程を修了した学生が同じテーマで研究を継続しようとする場合、より高いレベルの研究を続けられるような教育内容が後期課程において保証されていると言える。

前期課程・後期課程のそれぞれの教育課程における指導教員の占めるウェイトとしては、現行の制度は適切なものと判断される。ただし、個別的な問題としては、特定のテーマに関連して特定の教授に学生数が偏っているという現状がある。例えば、「財政学研究」「租税政策研究」「経済発展論研究」などの科目では当該担当教授の教育上の負担は非常に大きい。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本研究科の場合は、近年の学生数の増加にもかかわらず、前期課程の定員充足率はなお改善の余地がある。

そのことを考慮するならば、より一層の教育課程の充実に向けて努力する必要があり、2005 年度のカリキュラム改革の効果を見守る必要がある。とくに当面の措置としては、多様な学生のニーズに応えるべく新設された科目において海外からの招聘教授や実務経験者を客員教授あるいは非常勤講師として迎え入れることが考えられる。

特定の教授に学生数が偏るという問題については、現行制度は、学生が入学試験の際に特定の教授を選ぶ仕組みであり、テーマとの関係を考えれば特に問題はない。他方で、研究科内の申し合わせとして、1 教授が指導する学生数は 1 学年につき 5 名以内を目安としている。このため、前期課程において特定科目の教授に志望者が集中した場合に、その科目に関しては入学試験の合格率は下がる。志望を他の科目に変えさせるなどの措置はできない。この制度により、志願者総数が多くても必ずしも定員充足率の上昇にならない。これはカリキュラム改革だけでは解決できない問題であり、今後は入学試験制度との関連で解決を図るべきであると考えている。

イ　単位互換と単位認定

【現状の説明】

関西大学大学院は同志社大学、関西学院大学、立命館大学のそれぞれの大学院と単位互換制度を設けている。2005 年度は他大学への送り出しが 2 名であり、他大学からの受入は 0 名である。

他方で、関西大学大学院では、2005 年度に新しい制度として、工学研究科を除く全研究科の間での単位互換の制度を発足させた。この制度は、全研究科の「大学院共通科目」を設定し、そこに各研究科から提供された科目については全研究科の学生が選択履修できるようにしたものである。2005 年度については、経済学研究科が提供している科目は 10 科目である。また、法学研究科が提供している科目を受講している経済学研究科の学生は 3 名である。

【点検・評価】

他大学大学院との単位互換制度は、研究・教育の上で他大学と相互に補完関係を築くことができる点で有意義なものである。しかるに現状は、主に地理的な理由によると思われるが、期待される程には実績を上げていない。この点については、地理的な問題を解消するための工夫が必要である。そのためには、本学大学院全体として関連大学院と協議が必要であるが、情報機器利用の可能性などを検討する必要がある。

これに対して、同一大学内での研究科間の単位互換は、資格取得等、多様な目的をもった学生の要請に応えるものとして評価できる。

ウ　社会人学生、外国人学生への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生の場合、勉学に支障となる大きな問題のひとつは受講の時間帯である。それに対する配慮として、2002 年度より時間割の時間帯を夜間および土曜日に拡大している。もう一つの問題は、社会人学生の全てというわけではないが、アカデミックコースの学生との間に学力差が見られることである。これを補うための方策として、やはり 2002 年度に選択必修科目（現行の基礎科目）が開設された。この科目群は、本研究科のどの専門分野にとっても基礎となるような講義科目を配列したものである。

外国人留学生に関しては、『関西大学大学院外国人留学生取扱規程』と『関西大学大学院外国人研究生規程』との二つの制度が用意されている。これらのうち、外国人留学生については、当該留学生の事情によって「当該研究科委員会が特に指定した授業科目を履修又は聴講させることがある」(同規程、第 10 条)。ただし、本研究科においては、このような事例はない。

【点検・評価】

社会人学生を対象とする教育上の配慮としては、夜間および土曜日を活用することにより現行の制度で十分に対応できていると思われる。他方、留学生に関しては、これまでの実績として人数がそれ程多くはないこともあり、経済的な問題や進路などに関しても指導教員が個別に配慮してきた。しかし今後は、特に留学生の増加に対応した方策を検討する必要がある。たとえば、2005 年度に設定された「大学院共通科目」の中には「外国語運用実習（日本語表現法クリニック)」という科目があるが、この科目を必要に応じて本研究科の外国人留学生に履修させるのもひとつの方法である。

エ　生涯学習

【現状の説明】

1997 年度に高度専門職業人の養成を目的とする学生を受け入れる制度が敷かれて以来、本研究科としては入試制度の改正、カリキュラムの部分的改正などを中心とした指導体制の見直しも行ってきた。これら一連の改革を通じて、生涯学習を目的とする学生を受け入れる体制も整ってきたと言える。実際、近年は本研究科においても生涯学習という目的から入学する学生の例が見られるようになった。

【点検・評価】

2005 年度のカリキュラム改革は、多様な開設科目を設定することによって生涯学習を目指した学生の受け入れをも意識した内容となっている。また、大学院共通科目の開設はこの多様化をさらに進めるものといえる。

オ　研究指導等

【現状の説明】

学生は、まず「当該年度に履修しようとする科目については、指導教員の承認を得たうえ」(『大学院規

則』第 10 条)、履修登録することになっている。この規則により、学生は指導教員の担当科目以外の科目履修についても指導教員のアドバイスを受けることになる。したがって、前期課程の学生は入学時から 2 年間、アカデミックコースに入学した場合は後期課程も含めた 5 年間、同一教授より一貫した指導を受けることが原則である。

ここにおける指導教員とは、本研究科においては「学生の選択する演習及び論文指導を担当する教授」（『大学院学則』第 17 条第 2 項）である。そして、各学生は「指導教員の担当する演習及び論文指導を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない」（『大学院学則』第 16 条第 2 項)。なお、後期課程においては、「論文指導」は「論文指導Ⅰ」および「論文指導Ⅱ」の 2 科目となり、それぞれ 2 年次と 3 年次に配当されている。

以上のように、前期課程および後期課程における指導教員の役割は大きい。指導教員は学生の研究計画を把握した上で、年度の途中においても学生の研究の進展状況を点検しながら、最終的に学位論文の作成に至るまでの指導をしていくことになる。

さらに、前期課程のみについて言えば、修了所要単位（32 単位）のうち、指導教員による担当科目の単位数は 12 単位であり、残りの 20 単位（以上）は他の教員が担当する科目を履修することになる。経済学の分野においては、分析手法および分析対象の両面で研究分野が細分化しており、関連科目のはたす役割も大きい。特に高度専門職を目指す学生にとっては、幅広く関連科目を履修することも重要視される。

本研究科のカリキュラムは、3 つの特徴を持っていると言える。

1 つは、学生が自己の専門分野を系統的に研究するためのガイドラインを設定していることである。すなわち、本研究科の開設科目は、前期課程において５つの系に、後期課程においては３つの分野に分類されているという特徴である。

もう 1 つは、共通科目のうちに「専門研究（各テーマ)」（前期課程の場合）あるいは「特殊研究（各テーマ)」（後期課程の場合）という名称の科目を開設していることである。たとえば、近年の急激な学問の進展に伴って、新しい分析手法や分析対象の科目が必要になった場合、それに最適な専任教員を確保するには時間を要する。そうした場合に、主に客員教授や非常勤講師の担当による「専門研究」という科目を活用することによって、学生にとって特に必要な科目を開講することができる。

3 つ目に、前期課程における基礎科目の設置である。これは、学部レベルの基礎知識の補充という意味を持っており、主にプロジェクトコースの学生に対する配慮である。特に社会人などの場合、大学卒業からの長い勉学のブランクがある学生にとってはリカレント教育としての意味を持っている。これはまた、より高い専門知識を習得するための橋渡しの役割を持っている。

このようなカリキュラムの下で、指導教員は、学生の研究テーマに照らして、具体的にどの科目をどの年次に選択するかを指導している。

本研究科における講義・演習の実態は、基本的に個別指導と言ってよい。前期課程においては、学生は指導教員の担当する講義、演習および論文指導各 4 単位（合計 12 単位）を履修しなければならない。これは前期課程修了所要単位 32 単位の 37.5%に相当する。

例外は、財政学関連の担当者の場合である。これは、税理士志望の学生が多いことによる。こうした担当者の場合は、正規の時間帯だけでは十分な指導が不可能になりがちであり、オフィス・アワーを設けて対応している。なお、研究科として各教員にオフィス・アワーを義務づけているわけではないが、自発的に設定している教員も少なくない。

後期課程の場合は、事実上は、学生は 4 単位を除いて他は全て指導教員による担当科目を履修することになる。自動的に個別的研究指導の体制にならざるをえない。後期課程を通じて、学生に研究者として自立しうる力量を身につけさせることが指導教員の責務である。

本研究科の学生にとって学問的刺激を与える場としては、関西大学大学院生全体の恒例の行事として、毎年 12 月に開催される大学院生合同学術大会がある。そこにおいては、各研究科の学生によって研究発表が

行われる。さらに、本研究科の学生が執筆する専門雑誌としては、経済学研究科の学生自治団体である経済学研究科院生協議会の刊行する『千里山経済学』があり、年２回刊行される。そこに論文が掲載されるに当たっては、指導教員による承認が必要であり、指導教員がレフェリーの役割を果たしている。

以上は、学生が主体となって運営している研究活動であるが、他方で経済学部には主として経済学部の教員と学生とによる研究組織として経済学会がある。大学院の学生は、この経済学会にも加入することができる。経済学会による定期刊行物として『関西大学経済論集』（年 4 回発行）がある。大学院学生は、指導教員等との共同執筆の形で、あるいは教員による査読を経た上で単独論文を掲載することもできる。また、経済学会は年に数回の研究会を開催しているが、そこに参加することもできる。

その他、学内の研究所などにおいて教員による共同研究が組織されたような場合にはリサーチアシスタントとして参加する制度も用意されている。また、指導教員の多くは積極的に学生を専門分野の学会に加入することを勧め、そこで研究発表することを奨励している。

本研究科の場合は、学生は入学試験の時点で指導教員を選択する仕組みになっているが、一方で、入学後において、もし学生が何らかの理由で指導教員の変更を望む場合には、関係教員および研究科委員会の承認を経て、指導教員の変更が認められる。これまでにも 2～3 の事例があり、それらの場合は、学生によるテーマの変更、あるいは教員の在外研究などが理由となっている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

学位論文作成の過程において、指導教員は制度上で大きな責任を負っているのみならず、事実上、担当時間数を超えて日常的に学生の指導に当たっている。この点は長所であるが、指導教員の負担が過大となりがちであることは否めない。なお、前期課程ではほとんどの学生が関連科目を幅広く履修していることは評価されてよい。

カリキュラムについては、科目の系別あるいは分野別配列、共通科目および基礎科目の設定は、プロジェクトコースの学生のニーズに柔軟に対応できる制度として評価される。

研究指導のあり方としては、後期課程においては、指導教員と学生との間の一対一の対応による研究活動になる。その点は長所であるが、短所ともなりうる。最大の短所は、比較すべき対象がいないために、研究上の進歩の度合いを学生が自分で判断しにくい点であろう。

学生に対する学問上の刺激としては２種類が考えられる。１つは、研究の成果を発表する機会を保証することによる刺激であり、もうひとつは日常の研究活動そのものを通じた刺激である。研究発表の機会という点に関しては、口頭形式にせよ論文形式にせよ、学生が自分の研究を発表する機会は十分に保証されている。他方、日常の研究活動に関しては、指導教員による個人的な努力は別として、他に効果的な刺激策は見られない。また、ひとりの指導教員の下に志望学生が毎年のように入学してくるのであれば、同門の学生同士による共同研究が可能であるが、本研究科においてこの形式を取りうる専門領域は極めて限られている。

指導教員の選択と変更については、本来なら、学生は入学試験要項などの資料によって自分の研究テーマと指導教員との関連は事前に知っているはずであるから、入学後の指導教員の変更は例外と見なされる。しかし、自分のテーマに関連する教授は研究科内に１名だけとは限らない上、テーマそのものの変更もありうるので、制度として指導教員の変更を可能にしておくことは望ましい。したがって、運用には注意を払う必要があるが、現在の制度は適切である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

将来において、学生数が増加した場合には、従来のきめの細かい指導にも限界が生じるであろう。そうした問題を回避するためには、学生の志望が特定の教授に偏らない方策も検討する必要がある。

カリキュラムとの関係では、基礎科目の講義内容の問題がある。この科目群には固定した担当者が予定さ

れているわけではない。したがって、年度によって担当者が変わりうるが、それによって講義内容や講義レベルが大きく異ならないよう、担当予定者の間で調整しておかなければならない。

研究科の学生数が少ないため学生が独りよがりになることを避けるための一つの方法としては、他の大学院との単位互換制度がある。例えば、ある教員の専門分野と同じ専門の教員は近隣の大学院にも存在するはずである。それらの教員間で開講科目の内容を調整するならば、学生にとっての便利さが増すはずである。他方、制度的な保証とは別に、指導教員の助言により、関連の学会に加入し、学会や研究会で研究発表することも有効な方策である。

学問的刺激の誘発という点で他に可能性のある方策としては、教員による学内の共同研究へテーマに応じて学生を積極的に参加させることがある。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育・研究指導の改善

すでに記したように、1997 年度の制度改革以降、本科コース（現行のアカデミックコース）の学生数には大きな変化はないが、専修コース（現行のプロジェクトコース）の学生が増加している。こうした情勢の変化に対応して、研究科全体としてどのような研究指導方法がよいか、研究科内において検討されてきた。その過程から実現された改善策のひとつが 2002 年度における選択必修科目（現行の基礎科目）の設置である。そして 2005 年度から実施の新カリキュラムである。

現行の制度においては、学生は受験段階において特定の 1 教授を指導教員として選ぶことになっている。研究者志望の学生にとっては確かにその方が指導を受けやすい。しかし、高度専門職を目指す学生にとっては、もう少し弾力的な指導教員の選び方があってもよい。たとえば、学生のテーマに関連する複数の教授によるグループ指導が可能なシステムが考えられる。この発想に基づいて、新カリキュラムにおいてはプロジェクトコースを５つの系による区分した。この制度によって、学生は指導教員の他に同一系内の他の教員からも講義および演習を通じて指導を受けられる仕組みになっている。

本研究科においては、従来は「講義要項」によって学生に講義および演習の内容を周知してきたが、2004 年度より全科目においてシラバスが作成され、Web 上に公開されている。また、2004 年度より、全ての講義科目について学生による定期的な授業評価が実施されている。

イ　教育効果の測定

本研究科全体として制度化されたものとしては、前・後期課程の論文審査に際して、最終審査（口頭試問）の段階においてプレゼンテーションが行われていることである。そこでは 3 名の審査委員に加えて他の教員も参加して発言できる仕組みになっている。また、学生の参加も認められている。

ウ　成績評価法

成績の評価法については「関西大学大学院学則」第 20 条、第 21 条および「大学院規則」第 17 条、第 18 条に定められており、全研究科共通のものである。それに従って、授業科目の成績は評語（優、良、可）によって学生に発表される。100～80 点が優、79～70 点が良、69～60 点が可、と表示される。これらの評価は、学期末試験によって決定されるのが原則であるが、その他に授業時の報告や討論、あるいはレポート提出、などによっても評価される。

【点検・評価】

近年における学生の研究目的は多様である。学生の多様なニーズに対応できるカリキュラムが設定されたこと、また同一系内の教員による協力体制ができたことは評価できる。

シラバス作成は担当者全員に義務付けられており、制度として確立したといえる。

学生による授業評価に関しては、大学院の場合、学部とは異なり、1 講義あたりの受講者数が少ない点を考慮し、できるだけ匿名性を保証するため、授業評価の結果は事務室が管理している。これによって、教員による指導方法の改善のための出発点が確保されたと言える。

教育効果の測定については、大学院における教育の成果が最終的には学生の学位論文に集約されるものとすれば、全教員が学生のプレゼンテーションに出席できることは、教育効果を測る上で効率的かつ有効な方法であろう。

また、成績評価は現在のところ、各担当教員による絶対評価が行われている。相対評価法も考えられるが、少人数の講義がほとんどのため、現実には相対評価はとりにくい。

(3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

国内外への教員の派遣、あるいは国内外からの研究者の招へいなどの人事は経済学部に決定権がある。したがって、国内外の研究者との交流は、本研究科が独自に行っているものはない。

ただし、経済学部、あるいは既述の「経済学会」が主催する研究会や講演会は少なくない。そこには本研究科の教員だけでなく大学院学生も参加できる。近年は、主に「経済学会」が主催して、外部から招へいされた研究者による研究発表会が頻繁に開催されている。

また、前述のとおり、他大学大学院との単位互換制度や『千里山経済学』『関西大学経済論集』での論文発表による教育・研究交流も行われている。

【点検・評価】

本研究科の委員の全員が経済学部の教員による兼担であることを考えれば、現状のままでよい。大学院学生についていえば、経済学研究科院生協議会が刊行する専門雑誌として『千里山経済学』があり、論文発表をつうじて学外の研究者との交流の機会をもっていることは評価される。

(4) 学位授与・課程修了の認定

ア　学位授与

【現状の説明】

本研究科においては、1990 年代後半に至って前期課程を中心に学生数が増加したこともあって、2000 年代になってからは、それ以前に比べて修士の学位取得者が増加したことは確かである。

他方、1960 年代以降の長期的なデータで見る限り、後期課程への進学者は年平均で約 2 名である。そうした事情から、課程博士の学位取得者は数年に 1 名というのが実状である。

学位の授与に関する手続きは『関西大学学位規程』に定められている。まず、修士の学位論文に関する手順は次のようになっている。

①計画書の提出　②論文の提出　③論文の審査　④最終試験（口頭試問）

より具体的に記せば、学生は指導教員の指導に基づき、定められた期限までに修士論文計画書を提出する。その後、外国語の学力に関する認定に合格（研究科委員会による免除の規定あり）した後に、修士論文を研究科に提出する。研究科は、指導教員を主査とする計 3 名の審査委員を決定する。審査委員は論文の審査を行う。その後に最終試験として、原則として口頭による試問が行われる。審査の結果は、研究科委員会の議を経て、研究科長会議の承認を得るものとされる。以上のプロセスを経て、合格者に対する学位授与が行われる。なお、修士論文に代替できる特定の課題研究の制度は今のところ設けていない。

課程博士の学位論文に関しても審査の手続きはほぼ同じである。異なっている点は、学位授与の後に論文

を印刷公表しなければならないことである。なお、論文提出による学位の場合は、学位を申請する際の提出書類は次のようになる。すなわち、学位申請書、博士論文、論文要旨、履歴書、研究業績一覧表、および審査手数料である。これ以外の手続きは課程博士の場合とほぼ同じである。

従来、本研究科においては、特に論文博士の学位論文審査に際しては、研究科委員会が必要と認めた場合に本研究科以外の研究者に「専門委員」として審査を依頼している。専門分野が益々細分化されつつある現状においては、1 研究科内で 3 名の専門研究者を審査員として確保することが難しい専門領域も存在する。そうした場合は、研究科内の審査員に加えて外部の専門研究者に「専門委員」として審査を依頼し、審査結果を文書で提出してもらう制度を採っている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

後期課程の学生定員が少ないという事情はあるが、博士の学位取得者の人数が少ない。それに加えて、これまでの学生のほとんどは、予定された 3 年間の在籍期間に課程博士の学位を申請するに至っていない。他方で、近年における大学院学生の急増に伴って就職状況は大変厳しい。このような状況下にあっては、在籍中に学位を取得する意識で研究に取り組む姿勢が従来に増して必要である。

本研究科においては、最終試験（口頭試問）の際に当該学生によるプレゼンテーションを行っている。その際には審査委員以外の教員も出席して質問することができる。また学生も聴講できる。その点で、透明性および客観性は十分に保証されている。この制度は、修士論文の場合だけでなく、課程博士の論文の場合も同様である。

また、論文博士の学位論文審査においては、必要に応じて本大学以外の研究者に「専門委員」として審査を依頼している。この点でも、審査の透明性および客観性の程度は非常に高い。

前期課程については、近年は、プロジェクトコースの学生の中には税理士や会計士などの資格取得を目的とした学生だけでなく、生涯学習を目的とする社会人学生も増えつつある。このような状況を考慮して、本研究科においても従来の修士論文による修了だけではなく、それに代わる制度を導入する時期にきている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学生を指導する研究指導体制に特に問題点があるとは思えないが、学位に対する考え方が変化してきていることも確かである。本研究科においても、教員および学生の双方において予定の在学期間中に学位申請をするという強い意識を持つことが必要であろう。

その一方で、研究科として学生に対して学位論文提出のためのガイドラインを示す必要がある。そうすれば、学生にとっても分かり易く、研究の刺激ともなるだろう。

修士論文に代替できる特定の課題研究を導入するに際しては、プロジェクトコースの学生の場合でも、資格取得のためには修士論文が不可欠の場合がある点を考慮しておく必要がある。そうした場合とそうではない場合とを区別して、特定の課題研究をもって修士論文に代えることを制度化することが必要である。

外部の研究者に審査を依頼する最大の理由は、審査の客観性と透明性を確保することにある。その点で、本研究科の制度は優れているものと評価される。

イ　標準修業年限未満の課程修了の認定

【現状の説明】

『関西大学大学院学則』第 24 条および第 25 条には、すぐれた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定がなされている。しかし、これまで本研究科においては、この規定を適用された例はない。

【点検・評価】

現行の規程は、学生の研究意欲を刺激するものとして評価される。しかし、せっかくの規程を生かすためには制度の具体化が必要である。本研究科としては、学部と修士課程とを通じて５年間で学士と修士の学位を修得できる制度を次年度から導入する予定である。

３　学生の受け入れ

本研究科は、一般入学試験は既に 9 月と 3 月の 2 回実施しているが、2005 年度の入学試験から学内進学試験を 1 回から 2 回、2006 年度から社会人入学試験も 2 回実施することを決定した。これは多様な目的を持って、本研究科を志願する者のニーズに応えるものであり、時代に即した学生受け入れを行っているといえよう。2006 年度から学部 4 年・修士 1 年の 5 年一貫教育プログラムによる入学試験実施も決定しており、早晩導入されるであろう早期卒業にも対応できる学生の受け入れにも取り組んでおり、本研究科の理念・目的を達成する上で問題のない学生の受入れを行っている。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

本研究科では博士課程前期課程及び博士課程後期課程において学生募集を行っている。

博士課程前期課程は「プロジェクトコース」と「アカデミックコース」とに分けられているが、コース別の定員はない。入学定員は 50 名である。入学者受け入れの基本方針は、経済学部卒業程度の専門基礎学力を有し、合わせて研究意欲を有するとみなされるものを入学させることである。そのために採用している学生募集方法は 4 種類あり、それらは①学内進学試験、②一般入学試験、③外国人留学生入学試験、④社会人入学試験である。

博士課程後期課程は、研究者養成を目的とするもので、将来の研究者としての潜在能力を有するものを入学させることを基本方針とし、入学定員は５名である。選抜方法は①一般入学試験と②外国人留学生入学試験との２種類ある。

（ア）学内進学試験

この方式は、博士課程前期課程で実施し、本学経済学部の卒業予定者を受験対象者としている。それらの中で一定の学業成績基準を満たしているものに受験資格を与え、口頭試問によって選抜するものである。なお、学業成績基準はプロジェクトコースの場合とアカデミックコースの場合とで異なる。実施時期は 2004 年度までは５月の１回のみであったが、2005 年度は５月と 11 月の２回実施している。

（イ）一般入学試験

一般入学試験は博士課程前期課程及び博士課程後期課程で実施している。

博士課程前期課程においては、本学卒業生（予定者を含む）だけでなく他大学出身者にも同様に受験資格がある。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験科目は、プロジェクトコースの場合は専門科目及び基礎科目１科目を選択し、アカデミックコースの場合はプロジェクトコースの試験科目に加え、外国語１科目（英語）である。

なお、専門科目については、受験者は志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。これについては次の(ウ)による試験の場合も同じである。実施時期は 2005 年度の募集は、9 月と 3 月である。また、3 月募集は 2004 年度まで専修コース(2005 年度からプロジェクトコースと改称)のみの募集であったが、2005 年度からプロジェクトコース及びアカデミックコースの２コースで募集している。

博士課程後期課程においては、博士課程前期課程を修了したものを対象とする。本研究科の博士課程前期課程において本科コース(2005 年度からアカデミックコースと改称)に所属したものについては、修士論文と口頭試問によって選抜する。それ以外の受験者については、口頭試問の他に専門科目 1 科目および外国語（英語）の試験が課せられる。なお、専門科目については志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。実施時期は 2005 年度の募集で 3 月である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人留学生入学試験は博士課程前期課程及び博士課程後期課程で実施している。

博士課程前期課程及び後期課程ともに本試験は、外国人留学生を対象としている。選抜方法は筆記試験と口頭試問とによって行われる。筆記試験科目は、専門科目と外国語（博士課程前期課程はアカデミックコースのみ）である。受験資格として日本語能力試験 1 級または日本留学試験 219 点以上という基準がある。実施時期は 2005 年度の募集は 11 月である。

（エ）社会人入学試験

社会人入学試験は博士課程前期課程において実施しており、プロジェクトコースのみ募集している。試験は、主として志望理由を中心とする口頭試問による。実施時期は 2005 年度の募集は 11 月である。2006 年度から 3 月にも実施し、2 回募集することを決定している。

表Ⅱ-経研-2　博士課程前期課程入学試験状況

	2001 年度			2002 年度			2003 年度			2004 年度			2005 年度		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
一般入学試験	52	13	12	19	4	4	20	6	4	29	11	11	21	11	8
学内進学入学試験	6	5	3	11	10	9	5	5	4	11	10	9	13	12	6
社会人入学試験	14	6	5	4	3	2	5	3	3	4	2	2	7	3	2
留学生入学試験	2	1	1	2	0	0	4	3	3	6	4	4	7	4	4
計	74	25	21	36	17	15	34	17	14	50	27	26	48	30	20

表Ⅱ-経研-3　博士課程前期課程入学試験状況　　2005 年度

	志願者	受験者	合格者	入学者
プロジェクトコース	45	39	27	19
アカデミックコース	3	3	3	1
計	48	42	30	20

表Ⅱ-経研-4　博士課程後期課程入学試験状況

	2001 年度			2002 年度			2003 年度			2004 年度			2005 年度		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
一般入学試験	4	2	2	3	2	1	6	5	4	1	1	1	1	0	0
留学生入学試験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
計	4	2	2	3	1	1	6	5	4	1	1	1	2	1	1

【点検・評価】

本研究科は 1997 年度から博士課程前期課程において、「本科コース」と「専修コース」の 2 コース制を導入し、2005 年度からは「本科コース」を「アカデミックコース」に、「専修コース」を「プロジェクトコース」に改称し、多様な学生募集方法をとってきている。外国人留学生や社会人など、学歴・経歴の異なる受験生にも研究の機会が開かれており、募集方法は適切であると見なされる。その結果、下の表に見られるように、特に「プロジェクトコース（2004 年度まで専修コース)」における入学者の比率が高い。

2005 年度から学内進学試験を 2 回実施し、2006 年度からは社会人入学試験も 2 回実施することを決定し

ており、入学試験の種別・時期については受験生に配慮し、受験機会を拡大しているので、問題はない。

博士課程後期課程の大学院学生は研究者志望と見なして間違いないが、全国的なデータで見ても博士課程前期課程から博士課程後期課程へ進学する際に所属研究科を変更する大学院学生はきわめて少ない。また本研究科が博士課程前期課程において高度専門職業人養成を目的としているプロジェクトコースに重点を置いていること及びプロジェクトコース修了生が博士課程後期課程の入学試験を受験できることを考慮すれば、博士課程後期課程に関しては、学生募集方法および入学者選抜方法ともに現行の制度で十分であろう。

(2) 門戸開放

【現状の説明】

既述のように、本研究科においては博士課程前期課程の入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用されている。その結果、国内他大学出身の受験生が増加している。また外国人留学生、社会人にも受験機会が開かれている。具体的な数値は表Ⅱ-経研-2 のとおりである。

【点検・評価】

入学試験における門戸開放は、制度としては現状で十分であろう。2004 年度からシラバスをインターネットで公開していることは、本研究科の内容を広く周知させるという点で評価できる。

(3)「飛び級入学」制度

【現状の説明】

本研究科においては、飛び級制度による入学試験は実施していない。しかしながら、2006 年度から学部 4 年次に博士課程前期課程の科目を履修し、本研究科入学後、学部 4 年次に修得した単位を認定し、博士課程前期課程を 1 年で修了できる 5 年一貫教育プログラムによる入学試験の実施を決定した。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

飛び級入学試験の場合、大学院入学時に在籍する学部を退学する必要があり、学士の資格が得られないという欠点がある。本研究科が実施する 5 年一貫教育プログラムは、学部 4 年在学時に本研究科の科目を履修することで学士の資格を得られるという点で飛び級入学試験よりメリットが大きいと考えられる。しかしながら、大学院入学前の既修得単位の認定は 10 単位を上限としており、本研究科の修了所要単位が 32 単位であることを考慮すると、博士課程前期課程 1 年次に履修科目が多くなるというデメリットもある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

2006 年度から実施する 5 年一貫教育プログラムについては、前述のとおり博士課程前期課程 1 年次に多くの科目を履修しなければならないという欠点を持つ。学部を 3 年で卒業できる早期卒業制度が導入されれば、本研究科の 5 年一貫教育プログラムを発展的に解消する予定であり、早期の導入が期待される。

(4) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

社会人に関しては、すでに記したように前期課程において社会人入学試験制度によって受け入れを実施しており、税理士試験の税法科目の試験免除を目的とした者や定年退職者などが受験している。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

本研究科においては、社会人学生の場合は、税理士などの資格を目的にする者と、生涯学習を目的とする者が多く、入学後の学力に大きな差が見られる場合があるので、指導教授は個別的なきめの細かい指導が求められる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

社会人学生の場合は、年齢や職業、あるいは大学卒業後の経過年数などに大きなバラツキがある。従って、学力に応じて個別的な指導が必要になることはやむをえない。今のところ、人数が少ないので問題はないが、特定の教員に過重な負担とならないよう、将来的には複数指導制などの工夫をする必要があるだろう。

(5) 科目等履修生等

【現状の説明】

本研究科においては、上記の大学院学生の他にも種々の目的によって勉学を希望する学生を受け入れている。具体的には、2005 年 5 月現在において本研究科において学んでいる各種の学生数は、聴講生 1 名、研修生 0 名、交流研究生 0 名、科目等履修生 1 名、外国人研究生 5 名(うち 2004 年 9 月受け入れ 2 名)である。

聴講生 1 名は自己研修、科目等履修生 1 名は研究継続が目的である。交流研究生としての受入れはないが、他に本研究科から 1 名の大学院学生を同志社大学と立命館大学へ交流研究生として送り出している。

【点検・評価】

現状の数値に特に問題があるとは思われない。強いて指摘するなら、交流研究生がもっとあってもよいと思われる。ただし、研究生の交流には地理的な問題も付随するので、それ程人数が増加することは望めない。また、研究交流生については、修士論文作成等研究の補完が本来の目的であることを考慮すれば、人数が少ないことについても特に問題はない。

科目等履修生及び聴講生に関しては、自己研修や研究継続など勉学の目的がそれぞれ異なる。本研究科として志願者に勉学の機会が開かれていることを周知することは重要であり、2004 年度からシラバスの内容及び本研究科の時間割をホームページで公開している点は評価できる。

(6) 定員管理

【現状の説明】

本研究科の収容定員は博士課程前期課程 100 名、博士課程後期課程 15 名である。それに対して 2005 年度における在籍者数は博士課程前期課程、博士課程後期課程それぞれ 48 名、15 名である。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

ここで特に問題となるのは博士課程前期課程における収容定員充足率の低さである。在籍者数が少ないということは、学生に対する教育効果の面ではプラスであり、奨学金等の経済的バックアップの面でも不利益にはならない。しかし反面で、大学院学生同士で切磋琢磨するなどの研究上の刺激に乏しい点は否定できない。

本研究科の場合は、博士課程前期課程のプロジェクトコースにおいて、特に税理士志望の大学院学生が多いことが特徴であったが、ここ数年における大学院在籍者数の減少は税理士試験制度の変更による影響が大であることは間違いない。具体的に記せば、従来の制度は通称「ダブル・マスター」と呼ばれるものであっ

た。これは、会計関係の科目と税法関係の科目との両方で修士の称号を取得すれば、税理士試験において税法科目 3 科目および会計科目 2 科目が免除される制度である。しかし、制度改正の結果、試験が免除される科目は、税法科目 2 科目、会計科目 1 科目に減少した。

過去の長期的なデータを見るならば、本研究科における研究者志望の大学院学生数には大きな変化はない。従って、定員管理の点からいえば、主として高度専門職業人を目的として入学する大学院学生あるいは定年退職者等、生涯学習を目的として入学する大学院学生を充足させることが課題になる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

以上のような在籍者減少傾向に対しては早急に対応策を取る必要がある。第一に考えられることは、進路の確保である。これについては 1 研究科だけの努力には限界があり、大学全体として取り組むべき課題であろう。近年、他研究科を含む大学院学生が難関である巨大企業や大企業等へ就職している。この結果を見ると、大学院学生を企業が採用する環境ができつつある。本研究科としても 2005 年度からカリキュラムを改正し、進路を確保する取り組みを行っている。

第二は、カリキュラムの改革である。大学院学生が自分の希望する専門的な知識を系統的に履修できるような科目を開設し、本研究科の特徴をわかりやすくする工夫も必要である。プロジェクトコースは、所属する系の科目を重点的に修得するカリキュラムに改正しており、従前の専修コースより高度専門職業人養成に特化したカリキュラムになっている。カリキュラム改正による定員充足率への効果については、今後、その推移を見守る必要がある。

第三に、社会人等の勉学にも配慮した講義時間帯の拡張も必要である。すでに 2003 年度から講義時間帯を夜間と土曜日へ拡大することにし、実施しているが、社会人学生がより容易に本研究科で学べるようさらに拡張することが求められる。

最後に、生涯学習を目的とする者の受け入れを拡大することであろう。近年、本研究科に定年退職者等、生涯学習を目的とする者が入学している。わが国が少子高齢化社会を迎えることを考慮すれば、その需要はあろう。プロジェクトコースを高度専門職業人養成という役割を持ちつつ、定年退職者や子育てを終えた主婦など生涯学習を目的とする者をも対象とするコースへシフトすることが検討されるべきだろう。

4　教員組織

経済学研究科は、国際的な視野を持ち地域に立脚して活躍できる人材の育成を理念として掲げ、専門的研究者の養成のためのアカデミックコースと高度専門職業人の養成のためのプロジェクトコースを設置しているが、当研究科は改善の余地があるとはいえ、このような教育研究の理念と目標を実現していくのに十分な教員組織を確保しており、一層の教育活動の充実のため、今後も引き続き十分な体制を整えていく。

(1) 教員組織

【現状の説明】

経済学研究科の意思決定組織として、学部の教授会に相当する経済学研究科委員会がおかれている。当委員会の構成メンバーは、大学院の専門科目の講義等を担当するすべての専任教員である。ただし、大学院担当であっても、「外国文献研究」のみを担当する専任教員（2005 年度は該当者なし）は研究科委員会の構成メンバーにはならない。

2005 年度についてみると、研究科委員会の構成メンバーは教授 30 名、助教授 1 名となっており、全員が経済学部と兼担である。年齢構成及び平均年齢を前期課程担当者（後期課程担当者はすべて前期課程をも担

当する）と後期課程担当者に分けて4月1日現在で示せば次表のようになっている。

表Ⅱ-経研-5　担当教員の年齢構成　　2005年4月1日

年齢／課程	39歳以下	40歳代	50歳代	60歳代	合計	平均年齢
前期課程	1	9	11	10	31	54.4歳
後期課程	0	8	10	10	27	55.0歳

5 月 1 日現在において、本研究科の在籍者数及び専任教員一人当たり学生数(アカデミックコース及び2004年度以前の大学院学生には指導教員の所属の系に分類)は、次のようになっている。

表Ⅱ-経研-6　学生数と専任教員数の比率　　2005年5月

		専任教員数	プロジェクトコース 専修コース(2004以前入学生)	アカデミックコース 本科コース(2004以前入学生)	計	教員一人当たりの学生数
博士課程前期課程	エコノミスト系	9	6	1	7	0.78
	パブリックポリシー系	3	14		14	4.67
	地域・国際系	6	11		11	1.83
	歴史・社会系	10	13	1	14	1.40
	企業・ファイナンス系	3	2		2	0.67
	合計	31	46	2	48	1.55
博士課程後期課程		27	15		15	0.56

以上、専任教員について述べたが、それ以外に、2005 年度に前期課程で 9 名、後期課程で 1 名の非常勤講師が科目担当者になっている。規程上可能な客員教授の招へいは、2004 年度で 2 名、2005 年度で 1 名招へいしている。また、本研究科においては研究支援職員の制度は敷かれていないが、経商資料室の職員は研究に必要な文献の収集・管理・利用に携わり、経済学部と商学部の教員および院生の研究を支援している。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

当研究科は基本的には教育研究の目標を達成するのに適切した、十分な業績と指導力のある多くの教員を、プロジェクトコースの５つの系とアカデミックコースの諸科目に適切に配置している。その結果、教員一人あたりの学生数が比較的少なく、密度の濃い教育研究の指導が可能になっている。とりわけ、専門分野で長年教育・研究に携わってきたベテランの教員の識見を尊重するとともに、助教授以下のいわゆる「若い感性」を講義等に反映させることも重視して、教員の配置を工夫している。具体的には、2005 年度から制度上は、助教授 2 年以上の教員は前期課程を担当できるようになった。担当の是非は本人の意思に委ねられており、現状では助教授現員 10 名中 1 名（2005 年度）が大学院担当であったが、2006 年度は助教授現員 11 名中５名が担当することになっており、今後さらに多くの助教授が担当することが期待できる。

また、本研究科が「国際的視野の育成」「地域に立脚した人材の育成」を理念・目的として、プロジェクトコースの中にパブリックポリシー系、地域・国際系、企業・ファイナンス系などを設置している以上、非常勤講師・客員教授を含めて、外国人や実務経験者の起用にもより積極的な取り組みが望まれる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

経済学研究科は研究科の理念・目的および時代の要請に合ったカリキュラムの在り方を鋭意検討してきたが、2005 年度から従来の本科コースと専修コースをアカデミックコースとプロジェクトコースに改め、プロジェクトコースにはエコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、企業・ファイナンス系という５つの系を設けるなど、カリキュラムの革新を実行に移している。初年度の 2005 年のデータでは、専任教員数の少ないパブリックポリシー系や地域・国際系に相対的に多くの学生が属している。留学生のほとんどは予想されることであるが、地域・国際系に属している。現状では、新しいカリキュラムと教育研究のための人的体制との間にギャップが存在していることは否定できない。このギャップを埋める

ために、現在、十分な業績と指導力のある助教授・専任講師の積極的起用および、実務経験者や外国人を客員教授・非常勤講師として招くことに取り組んでいる。

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

本研究科の専任教員はすべて経済学部と兼担であり、専任教員の募集・任免・昇格は学部教授会の決定を経て行われる。それゆえ、人事に関する研究科固有の事項は、講義科目担当者の資格基準の設定とそれに基づく担当者の決定に限られる。

本研究科では、専任教員による科目担当の資格基準として、博士課程前期課程と同後期課程に分けてそれぞれ次のように内規で定めている。

ア　前期課程

(1) 博士の学位を有し、かつ学術著書 1 冊以上を著したもの。

(2) 研究上の業績が (1) に準ずると認められたもの。

(3) 研究が優れているため、科目担当が特に求められるもの。

なお、(2) の「研究上の業績が (1) に準ずる」という文言の解釈および実施方法については、1991 年 6 月 12 日開催の研究科委員会において、次のとおり了承されている。すなわち、学術著書（学界で定評のある教科書を含む）1 冊以上、もしくは、質量ともにそれに相当する学術論文を有するものとし、かつ、研究書の訳業についても研究上の然るべき業績とみなす。

イ　後期課程

(1) 博士の学位を有し、かつ学術著書 2 冊以上を著した教授職のもの。

(2) 研究上の業績が (1) に準ずると認められた教授職のもの。

(3) 最新の研究に優れた業績をあげているため、科目担当が特に求められるもの。

なお、(2) の「研究上の業績が (1) に準ずる」とは、「質量とも学術著書 2 冊以上に相当する学術論文を有するもの」とする。

非常勤講師による科目担当の資格基準としては、前期課程・後期課程それぞれについて、上記 (1) から (3) のいずれかの条件を満たし、かつ 70 歳を超えないこととされている。

以上が 2004 年度までの新たな担当者の決定にさいしての基準であったが、大学院学則第 31 条の改正にともなって、本研究科では 2005 年度の新たな担当者の決定は次のような運用基準に従っておこなわれた。

ア　前期課程

(1) 講義を担当するのは、助教授昇任 1 年を経過しているもの。

※ただし担当については、強制とせず、本人の意向を尊重する。

(2) 演習・論文指導を担当するのは、教授で前期課程の講義科目を 1 年以上担当しているもの。

イ　後期課程

(1) 講義を担当するのは、教授で前期課程の演習・論文指導を 1 年以上担当しているもの。

(2) 演習・論文指導を担当するのは、教授で後期課程の講義科目を 1 年以上担当しているもの。

なお、資格審査は後期課程の講義を新たに担当する場合のみである。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

上記の 2004 年度までの担当者資格基準とそれに基づく担当者の決定は、恣意的な判断を排して研究科の理念・目的にかなった適切な担当者を公平に選任することにつながっており、一定の合理性をもっていたが、2005 年度からは大学院の教員組織と学部の教員組織との一体化をめざして、①教授は原則的に大学院の演

習・論文指導を担当する、②若手教員を積極的に起用することが望ましい、とする新しい基準に従って、新たな担当者が決定されるようになった。しかし、この新たな基準も後期課程の講義および演習担当者を「教授職」に限定し助教授以下を排除しており、この点が妥当であるか否かが今後の問題となろう。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

アカデミックコースとプロジェクトコースから成る前期課程の新カリキュラムを効果的に運用して研究教育の実をあげていくためには、大学院の教員組織と学部の教員組織との一体化をよりいっそう推し進め、能力と意欲のある教員が大学院の研究教育に参画できるようにする必要がある。最近の改革によって、助教授は前期課程のカリキュラムを担当できるようになったが、担当するか否かは本人の自主性に委ねられているため、助教授のうちで実際に担当するものは限られている。若手の助教授が大学院の担当に消極的な理由は、講義負担の増加を危惧するためである。学部教授会およびその他の会議を通じて、助教授以下の教員の大学院の研究教育への理解を深めていくことが重要である。中期的には、講義負担の面でも学部と大学院の一体化を推し進め、学部と大学院の合わせた負担コマ数を、教授、助教授、講師について設定していく必要があろう。

（3）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

教員が経済・政治研究所をはじめとした学内の研究所の研究員として、研究活動を行うとともに、後期課程の学生は、自己の研究テーマに関連する、経済・政治研究所等の研究班に準研究員として参加し、調査研究および成果の公表に加わることができる。

５　研究活動と研究環境

経済学研究科に属する専任教員は全員経済学部の教員を兼ねている。また、研究科独自の研究活動及び研究体制はないため、本章の内容については、「第Ⅰ編第６章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編経済学部第５章　研究活動と研究環境」の記述に委ねる。

６　施設・設備等

本研究科の教育・研究施設である尚文館(大学院棟)は、本研究科のほか５研究科の共用施設であるが、マルチメディア機器等の設備も充実し、大学院学生用の研究用スペースも十分にあり、本研究科の教育研究活動において問題となるところはない。本研究科の理念・目的を達成する上で十分な施設・設備が整備されており、適切な運用を行っている。

【現状の説明】

本研究科の設備・施設は、尚文館(大学院棟)にあり、大学院全体のうちの 4 研究科（2005 年度からは法学、文学、商学、社会学、外国語教育学研究科の５研究科）と共用になっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、各学部の施設および各教員の研究室も使用しており、十分なものである。講義等で尚文館でマルチメディアパソコン教室やその他の教室でも各種マルチメディア機器を利用でき、実際に本研究科の教員が講義で利用している。

大学院生用研究室については、中規模の共同研究室（40 名前後の収容能力）が 1 室と小規模の共同研究室（収容能力は 5～6 名）が 1 室あり、７階に各研究科共用のフリースペースも用意されている。大学院学生はそこで備え付けのパソコン、貸出用ノートパソコン及びプリンタを随時使用し、研究が可能である。インターネットの利用申請をしていれば、各自の所有するパソコンでもインターネットが利用できる。2004 年９月からはワークステーションルームでもパソコン及びプリンタを自由に使用できるようになった。

【点検・評価】

〈長所〉

本研究科の講義等授業及び大学院学生の研究用施設・設備としては十分である。全ての教室でマルチメディア機器を利用できる環境にあることは評価できる。また、大学院学生が自由にパソコン等を利用できることは、大学院学生が研究活動を行う上でよい環境にある。

尚文館の施設・設備については他大学と比べても充実しているといえよう。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現状、施設・設備について問題はないが、あえて課題をあげるとすれば、講義等授業におけるマルチディア機器の需要は今後さらに増えるだろう。常にそのニーズに応え、必要な機器を整備するとともに、専任及び非常勤の教員へ利用できる施設・機器及び利用方法のさらなる周知が必要である。

7　管理運営

【現状の説明】

経済学研究科の管理運営に関する規定は『関西大学大学院学則』（以下、『学則』と記す）に定められている。その第 33 条は、担当教員の資格に関するものである。これに基づいて、本研究科における 2005 年度の担当教員数は、教授 31 名、助教授１名である。これら諸教員によって研究科委員会が構成されているが、すべて経済学部教員との兼担である。研究科委員会の審議事項は『学則』第 40 条に規定されているが、学生の学籍、教育課程、教員の資格審査、学位審査など、教学上の重要事項はすべて審議対象になっている。

従来、『学則』第 33 条は、大学院における授業および研究指導を担当する教員を原則として教授に限定していたが、2004 年度に条文改正され、それを受けて経済学研究科では 2005 年度より授業担当教員は助教授まで拡大された。これは、近年における主として高度専門職業人を目指す学生の増加に対応して大学院における教員の充実を目指したものである。現在、経済学研究科委員会の構成員は経済学部全教員の約 2/3 を占める。各種委員の選任などにおいては、学部委員との兼ね合いを考慮して、特定の教員に負担が過重にならないような配慮がなされている。

研究科長は、研究科委員会において選挙によって選出される（『学則』第 39 条）。これまでのところ、選出規定は学部長選挙と同じである。また、明文化されているわけではないが、これまでの組織の独自性と構成員の相違のために経済学研究科長と経済学部長とは同一人にならないよう配慮されてきている。なお、大学院における組織改革に伴い、2002 年度より各研究科に研究科長代理が設置された。これにより、従来は研究科長が一人で担ってきた職務の一部（たとえば教務関連の職務）が科長代理に委譲されることとなった。

本研究科では、担当者の助教授への拡充や、学部・研究科５年一貫教育プログラムの導入など、学部教授会において研究科の運営にかかわる事項を協議するケースが増えており、学部との連携を進めるための組織的条件が整いつつある。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

本研究科の管理運営は、『学則』等の明文化された諸規則に則したものであり、その点では適切である。

しかし、本研究科の将来を考える立場からは若干の問題点を指摘することができる。そのひとつがカリキュラムと人事との関連の問題である。近年、経済学関連の諸分野においても学問の進歩・発展には著しいものがある。そうした情勢に応じて、本研究科においては数年毎にカリキュラム等の見直しを行ってきており、2005 年度にはカリキュラム改正が行われた。そこにおいては新しい科目もいくつか設置されているが、それら当該科目の専任教員を即座に大学院担当として補充できるわけではない。教員採用の人事権は学部にあるからである。

もう一つは、研究科長と学部長との兼任の問題である。研究科と学部の一層の連携・協力を進めるには、研究科と学部の執行体制の統合が避けられない課題となっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在、関西大学全体として研究・教育の両面で大学院と学部との連携・一体化が計られつつある。そのためには、学部長と研究科長との兼任は不可欠であり、各研究科において 2006 年 10 月 1 日を移行時期として意志統一が図られつつある。ただし、この場合に考慮すべきことは、近年に至って研究科長および学部長の職務が共に繁忙化しているという事情である。各研究科によって事情は異なるにしても、職務分担を現状のままにして両職を兼任することは困難である。また、学部・大学院の一体化のためには、人事の取り扱い、カリキュラム編成、学部と大学院の教育の一貫性など観点からも、両組織の一体化まで進める必要がある。将来的には、学部と大学院との総担当時間数を考慮して教員の担当時間数を決めていくことも必要であろう。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

関西大学大学院自己点検・評価委員会は 1994 年度に設置された。この委員会は、『関西大学大学院自己点検・評価委員会規程』に基づいて、各研究科から選出される各 2 名の委員によって構成されていた。委員会は、大学院における自己点検・評価を行い、その結果を『関西大学大学院自己点検・報告書』（隔年発行）として公表してきた。

2004 年 4 月には、関西大学大学院自己点検・評価委員会を廃止し、新たに大学院各研究科に自己点検・評価委員会を設置し、本研究科にも関西大学大学院経済学研究科自己点検・評価委員会が設置された。この委員会は、研究科長代理を含む 5 名の委員によって構成されている。そのうち 1 名は、2004 年 4 月の関西大学自己点検・評価委員会規程の改正により、関西大学自己点検・評価委員会の委員を兼ねることになった。

『大学院設置基準』第 1 条の 2・第 3 項は、「…点検及び評価について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定している。この規定に従って、大学基準協会に準拠する報告様式に基づいた本研究科の自己点検・評価報告書を 2003 年度に作成した。この報告書は、『関西大学自己点検・評価報告書』（2001－2002 年度版）の一部をなすものである。

【点検・評価】

これまでは、任期（2 年）毎に主要なテーマを設定して大学院の点検・評価を行ってきた。第三者評価を前提にした点検・評価は今回が最初である。その意味では、従来の活動から大きく一歩を踏み出したこととして評価されてよい。

また、本研究科にとっては、大学基準協会に準拠した報告様式に基づく報告書の作成は 2003 年が最初で

ある。その経験を踏まえて、2004 年度の規程改正により本研究科の自己点検・評価委員会が設置され、委員が２名から５名となった。そのうち事務職員１名が委員として加わることになり、委員会の活動体制が強化されたことは評価される。

商　学　部

第Ⅱ部　商学部　目次

1　理念･目的･教育目標 …… 465

(1) 理念･目的･教育目標 〈465〉

(2) 理念･目的等の検証 〈466〉

(3) 健全性、モラル等 〈467〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 468

(1) 教育課程等 〈468〉

(2) 教育方法等 〈483〉

(3) 国内外における教育研究交流 〈488〉

3　学生の受け入れ …… 489

(1) 入学者受け入れ方針 〈489〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法 〈490〉

(3) 入学者選抜の仕組みとその検証 〈495〉

(4) 入学者選抜における高・大の連携 〈496〉

(5) 科目等履修生・聴講生等 〈496〉

(6) 定員管理 〈497〉

(7) 編・転入学者、退学者 〈497〉

4　教員組織 …… 498

(1) 教員組織 〈498〉

(2) 教育研究支援職員 〈500〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き 〈501〉

5　研究活動と研究環境 …… 502

(1) 研究活動 〈502〉

(2) 研究環境 〈504〉

6　施設・設備等 …… 506

(1) 学舎と研究棟 〈506〉

(2) 教室の付帯設備（AV 機器や情報処理機器） 〈507〉

(3) 授業以外に必要とする施設・設備（図書室や情報処理施設、自習室等） 〈508〉

(4) 学生生活関連施設（食堂・トイレ・掲示板等） 〈508〉

7　管理運営 …… 509

(1) 学部運営に関する意思決定体制 〈509〉

(2) 学部長の権限と選任手続き 〈511〉

8　自己点検・評価 …… 512

1　理念･目的･教育目標

(1) 理念･目的･教育目標

【現状の説明】

ア　理念、教育目標

商学部は1906年に関西法律学校専門部商業科、1922年大学令の関西大学商学部、1948年新制大学商学部として、100 年の歴史を持つ。商学部の理念は、江戸期以来、日本における商品流通の中心であり、多くの産業勃興の中心であり又今なお東アジアの玄関である商都大阪に根づいた実践を背景にし、「学の実化」言い換えれば、実務界からの環境変化に対応した情報を取り込み、それを理論と実践の統合により、社会に、知識の実践として発信することにある。

そこで、1998年に、これを達成するための教育目標として、学生が幅広い基礎知識・教養を有しつつ、個別専門分野において知的な創造性をもち、自らを律するための「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」に育つことを目的とすると、定義した。それを具体的に展開するための手段として、第一に、社会に開かれた大学、社会に接点をもつ大学、地域に開かれた大学という「開かれた大学」に対応していく。第二に、情報化社会への対応、即ち情報技術（Information Technology）を駆使した教育、情報技術の習得、多くの情報を選別し分析・解読能力の養成を図る。第三に、グローバリゼーションに対応した研究教育、多くの異なった国々の学生の受入と異文化に触れる機会の利用を促進する国際化の推進である。

イ　具体的展開

上述した商学部の理念・教育目標を達成するために次のように具体的な展開を図っている。

第一に、「学の実化」への対応として、教育分野を流通、経営、ファイナンス、国際ビジネス、会計の５コースに分けて学問的な専門性と産業・経営との結びつき、学生の興味・関心や将来の進路などと関連づけながら専門教育を推進している。

第二に、国際化の推進の為に国際ビジネスコースを設けていると同時に、各コースに国際会計のように国際的専門科目を配置し、更に外書講読を履修させていたり、外国語習得は第一外国語のみならず、第三外国語まで選択できるようにしている。また商学部で学ぶ留学生は104名で学部全体に占める比率は約3%で全学の中でも多い。

第三に、情報化社会への対応として、情報技術を活用した講義である情報処理基礎・応用演習、データ・マイニング論、データ分析論などが経商ステーションのＭＭＬ教室などを使用して行われたり、HIP(Hybrid Incubator Project)プロジェクトを通じた実践的な情報処理技法の修得などが試みられている。

第四に、「開かれた大学」のために各コースに実業界、官界などで活躍中の実務家を非常勤講師に招いて、「物流の変革」、「デリバティブ入門」、「国際取引と知財法」、「ブランド・マネジメント」、「証券取引法監査・税法実務」など実社会のリアルな体験にもとづく特殊講義を開講している。

第五に、商業高校からの入学生の簿記検定試験の初年度認定と普通科高校から学生の入学後の資格認定は、資格取得の動機づけとなり次の通り活発である。2004年度は、申請197名で、単位認定申請科目数242科目になっている。

ウ　理念・目的・教育目標の広報

商学部の理念や教育目標、カリキュラムの特徴や教員組織について、各種の大学・学部紹介の冊子やホームページを通じて受験生や広く社会に開示して、その周知を図っている。また推薦入学の指定校を個別に教員が訪問したり、オープンキャンパス・入試イベントを積極的に活用するなど広報活動に力を入れている。

【点検・評価】

〈長所〉

東京に次ぐわが国第2の都市である大阪には製造業や商業・サービス業などを中心とする様々な企業、行政、教育その他多数の事業体が経済・産業活動を展開している。この大阪に立地することによって関西大学商学部は、他の地域に比べて情報も得やすく、発信もし易い。工場見学、インターシップ、市場調査の実施、実務家非常勤講師の依頼が容易で、知識と実践の統一が図られそれが高い就職率としても結実している。

〈問題点〉

第一に、商都大阪を背景にした教育は、実務家講師による非常勤講師科目の設置や各種講演会の開催などを通じて行われているとはいえ、まだ産官学の連携や交流は十分ではなく、大阪という都市の持つポテンシャルを生かし切れているとは言えない。

第二に、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」とはいかなる具体的像を持つかについて従来必ずしも明示的なイメージが提示されてこなかった。またそれと教育課程であるカリキュラム体系との関連について立ち入った検討も不十分であると思われる。

〈将来の改善･改革に向けた方策〉

商都大阪に立地する商学系の学部として従来掲げてきた「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」という理念、目的や教育目標が、大阪で発展してきた商業やビジネスの歴史やそれがかかえる政策課題、さらに商学部の受験生の期待やニーズ、卒業生の進路、さらに2005年より開設される会計専門職大学院（アカウンティングスクール）との連携などとの関連で果たして21世紀にふさわしいものかどうかについての検証が必要となろう。さらに商学部の教育や研究で扱っている領域の地理的な広がりから言えば、いまや大阪という地域を越えてアジアや世界を視野に入れた国際性も要求されるのではないかと思慮される。

（2）理念･目的等の検証

【現状の説明】

学部の理念として常に念頭に置かれていたのは、単に技術論的なものだけを実用主義的に学ぶところではないという点であり、本学の建学の精神の一つである「学の実化」を具体化することが課せられてきたと言ってよい。すなわち、経済一般における基礎知識や企業経営に関する理論的・実用的な専門知識を教授すること、そしてそれを通じて変化と発展の著しい産業界において十分活躍できる資質を陶冶・育成することが商学部の教育目標とされてきている。このような理念・目的等が時代や社会の変化に十分対応するかたちで展開されていたかどうかを検証する仕組みとしては、自己点検・評価委員会や学部ＦＤ委員会、また教授会などでの調査や議論、またそれを補完するものとして学生による授業評価アンケート、推薦指定高校に対するヒアリング、ＡＯ入試のコミュニケーター、父兄組織である教育後援会や大学卒業生の組織である校友会との意見交換、予備校やマスコミなどでの各種調査などがあげられる。商学部ではこれらを適宜活用しながら検証を進めてきた。

【点検・評価】

〈長所〉

商学部の自己点検・評価委員会は、スタッフ組織として学部の中でも大きな位置づけが与えられており、この間学部の直面する問題をテーマとしたプロジェクト別に、理念、教育目標、演習のあり方、教員採用方法、人事制度等について具体的提案を行うなかで、理念・目的等についての検証を図った。2004年3月にとりまとめられた「商学部教員採用人事のあり方に関する提言」はその後、学部の人事制度の見直しにもつながった。

商学部には学部ないし大学の卒業生や父兄など学外の関係者との定期的な会合や面談の機会が少なくなく、

そうした機会を通じて直接間接に教育に関する学外の意見なり要望を反映したり、学部の理念・目標について検証することが可能である。

〈問題点〉

学部の理念・目標をもっぱら検証する組織である自己点検・評価委員会や学部ＦＤ委員会などは学部執行部と連携を取りながら随時問題を議論することになっているが、そうした検証活動がこれらの委員会や学部執行部の範囲内にとどまり、教員全体の意識改革につながらず、学部をあげた取り組みにも必ずしもなっていない。

〈将来の改善･改革に向けた方策〉

現在、商学部に将来構想検討委員会が設置され、大学全体の改革の動きの中で学部改革の議論が進みつつある。その際には当然、商学部の理念・目的等についてもこれまでの自己点検・評価の活動や会計専門職大学院（アカウンティングスクール）の設置という事態をふまえた検証と議論が展開されることとなる。

（3）健全性、モラル等

【現状の説明】

学生の一定の教育上の質確保は、授業などに見られる教育力によって確保されるものであるという位置づけから、商学部として以下のことを実施している。

第一に、学生による授業評価は、2004 年秋学期 302 科目中 276 科目（実施率 91.4%）受講者 34,505 人中 11,780 人（回答率 34.1%）と高いが、その後の教員の感想人数は、数名で、実際にアフターケアーが不足している。

第二に、期末試験内容の教授会での回覧による相互牽制システムにより、学問が目先の実益に焦点をあわせたものや、安易に流れることのない手立てを図っている。

第三に、身体の不自由な学生の入学が、関大前駅から学舎まで環境整備されていないことも一因して少ないので、人権教育への切迫感が乏しい。

第四に、セクシュアル・ハラスメントについては、セクハラ委員会にパンフレット配布･ガイダンスなどの啓発や学生からの申し立てに対応し事故発生の予防に努めている。また学内電子メールや学内ＷＥＢ利用に関しては、「インターネット利用に関する誓約書」への同意も必要である。

【点検・評価】

〈長所〉

商学部で健全性やモラルを向上させていくための積極的な取り組みとして以下のものが評価できる。

第一に、留学生と教員のコミュニケーションの場として留学生懇談会を毎年開催している。

第二に、父兄と教員による教育講演会による個別指導で学生の実態を相互に認識して、一人一人の現在在るべき問題や将来について懇談している。

第三に､成績優秀者や資格取得者の公表･表彰制度によって学生の勉学へのモチベーションを高めている。

〈問題点〉

健全性、モラルの向上はもっぱら教員個人の良識に依存しており、学部全体としては新入生向けのオリエンテーションの中で人権啓発をテーマとする講演会を実施しているが、さらに学部全体としてシステム的な体系が必ずしも浸透していない。

〈将来の改善･改革に向けた方策〉

この課題は綱領などに頼るよりも、教育、研究そのもののなかで倫理、社会的正義が意識されるべきであろう。その意味では定期的な人権啓発への取り組みを学部主催の行事だけでなく、基礎演習、演習、専門演習等の正課教育の中でも各教員の責任で積極的に進める必要がある。また非常勤講師などについてもこの点

についての協力を依頼しながら具体化していくことが求められる。これによって構成員、組織のモラルを向上することも可能になると考えられる。

２　学士課程の教育内容・方法等

学校教育法第 52 条では大学の目的として、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことがうたわれ、また大学設置基準第 19 条に「専門の学芸を教授する」ことが規定されている。

本学の「学の実化」というスローガンを基本としつつ、商都大阪の期待と要請に応えるかたちで約 100 年前に創設された商学部は、そうした歴史と伝統をふまえながら、近年はＩＴ革命とグローバル化の 21 世紀にふさわしいチャレンジ精神に富んだ「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成を学部の理念ないし教育目標に設定し、またそれを具体的に展開する柱として「国際化」、「情報化」、「開かれた大学」をかかげながら改革を進めてきた。

なかでも注目されるのは、コース制を中心にしながら一人一人の可能性を引き出し、創造的で個性的な人間を育てるべく実践的、先進的な教育、研究活動を充実させてきたことである。それは理論と実践を核とする専門教育科目を配当した「流通」「ファイナンス」「国際ビジネス」「経営」「会計」という 5 つのコースに具体化されており、3 年次になると学生は自分の希望する、あるいは自分の将来像を思い描くことのできるコースをこの 5 コースの中から選択し、自主的・自発的に意欲をもって学習することを奨励する教育課程である。具体的には、①流通コースでは、商品やサービスの生産・流通・消費について企業活動の遂行に必要な知識と理論を学ぶ。②ファイナンスコースでは、国際化・情報化の進展によってますます多様化・複雑化する金融取引について学ぶ。③国際ビジネスコースでは、グローバリゼーションの中で変動しつつある世界経済と企業行動について学ぶ。④経営コースでは、現代の経済活動の主役である起業の経営活動の実際を多面的な角度から学ぶ。⑤会計コースでは、企業の経営者や投資家・債権者の行動を左右する会計情報の作成と利用について学ぶ、となっている。

そして 2002 年度から第 1 部では、さらにそれを徹底すべくセメスター制の導入、少人数教育によるゼミナール制度の充実、総合選択方式の導入の 3 本柱からなるカリキュラム改革が進められた。一方、第 2 部では専門教育科目に流通・ファイナンス・国際ビジネス・経営・会計の 5 つの「関係科目群」を配置して系統的な学習を進めてきた。そして 2003 年度からは昼夜開講制が実施されることにより、デイタイムコースとフレックスコースとの相互乗り入れが積極的に進められると同時に、カリキュラム体系を弾力化した。

(1) 教育課程等

ア　商学部の教育課程

（ア）カリキュラムの概要

商学部では、卒業所要単位としてデイタイムコースで 132 単位、フレックスコースで 124 単位が必要であり、まずその概略を示しておく。内訳は次のようである。ただし括弧内はフレックスコースの単位数である。

1）教養科目　18 単位（20 単位）以上
2）保健体育科目　選択科目（6 単位まで卒業所要単位に算入）
3）外国語科目　16 単位（8 単位）以上
4）専門教育科目　92 単位（88 単位）以上
5）インターファカルティ教育科目

なお、デイタイムコースでは、1)と 2)で 24 単位以上、フレックスコースでは、1)と 2)と 3）で 36 単位以上修得しなければならない。

ａ　教養科目

教養科目は、人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野に分かれ、文化事象に関する幅広い知識を習得し、広い視野にもとづく総合的判断力を培うために設置されている。

ｂ　保健体育科目

学生の心身の健康の保持・増進のために保健体育科目として基礎体育学Ⅰ、基礎体育学Ⅱなどを置き、選択科目であるが修得すれば所定の単位数を卒業所要単位に含ませている。

ｃ　外国語科目

外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の各々Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、検定認定１、２、３（各検定試験）および海外研修（各セミナー）がある。

ｄ　専門教育科目

商学部の専門教育科目は、学部共通入門科目としての必修科目の他に、各コースないし分野の基礎科目である選択科目第 1 類と各コースないし各分野に配属されている選択科目第 2 類、そして選択科目第 3 類、プログラム科目および自由科目に分かれている。

ｅ　インターファカルティ教育科目

インターファカルティ教育専門教育科目は学部横断的な学際的科目として 2005 年度に全学を対象に開設されたものであり、商学部ではテーマスタディとキャリア教育の 2 つを採用している。

（イ）カリキュラムの体系性

ａ　専門教育科目

【現状の説明】

商学部デイタイムコースの専門教育科目（92 単位）は、必修科目（「基礎演習」「経済入門」「現代経営」「簿記演習」）8 単位、選択科目第 1 類（「流通入門」「現代経済」「国際ビジネス英語入門」「現代社会と企業」「会計学概論」）6 単位、各コースに配属されている選択科目第 2 類 70 単位、選択科目第 3 類 8 単位である共通科目（「ビジネス特殊研究」）、外書分野の「実用英語」、情報処理分野の「情報処理基礎演習」・「情報処理応用演習」、法律分野の科目群、およびプログラム科目である会計特別プログラム、アカウンティング・プロフェッショナルズ・プログラム、自由科目からなる。

一方、フレックスコースの専門教育科目（88 単位）は、必修科目（「基礎演習」）2 単位、選択科目第 1 類（「流通入門」「現代経済」「国際ビジネス英語入門」「現代社会と企業」「会計学概論」）8 単位、選択科目第 2 類 28 単位からなり、これらの合計が 46 単位以上となっている。他には選択科目第 3 類、プログラム科目、自由科目および一部他学部開講専門教育科目が 42 単位まで卒業所要単位として算入できるようになっている。

デイタイムコースにおいてもフレックスコースにおいても、教養科目、保健体育科目および外国語科目は１・２年次を中心に配置している。一方、専門教育科目は、入門ないし基礎科目は１年次にも開設しているが、主に２年次以降に配置している。

ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べると、デイタイムコースでは１年次の科目は学部共通の基礎的科目、コース共通の基礎的科目が必修科目として配置されているのみである。2 年次の演習およびビジネス特殊研究をふまえて、３年次以降の演習選択方式では特定のコースの「専門演習」、「卒業研究」、「研究論文」を履修し、より専門的な学識を得る。他方、「専門演習」を履修しない総合選択方式を選択した学生は一定のコースに所属しながらも、特定の副専攻に関する科目や自由科目を幅広く履修するようになっている。副専攻とは、商学部専門教育科目のほかに、「情報」「都市経営とＮＰＯ」「ベンチャー」「グローバリゼーション」という 4 つのテーマにもとづいて、他学部や他コース科目を含む副専攻科目群か

ら、学部の枠を超えた学際的な商学教育に関連する科目を幅広く履修する制度である。

フレックスコースの学生については「総合演習Ⅰ」(3 年次配当）と「総合演習Ⅱ」(4 年次配当）を基本的に同じ担任者の下で履修することになる。

【点検・評価】

〈長所〉

商学部のカリキュラムは、その理念・目的に適合するように設計され、また、知識の広がりや深さを身につけることができるように配慮されている。それゆえ「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を発展させる」という学校教育法第 52 条に定められた規定に合致する。

(1) デイタイムコースでは 2002 年に実施されたカリキュラム改革の結果､大学での勉学の動機づけを早期に行えるよう、1 年次基礎演習を春学期 2 単位とし、基礎的な勉学技術や専門領域の基礎概念を集中的に学べるようにした。また、1 年次秋学期には選択必修科目を設置し、基礎的専門科目の修得を促した。さらに 2 年次生に対する学習指導の空白化を緩和するため、秋学期に「演習」を新設した。これによって 1 年次から 4 年次にかけて基礎的なものから専門的なものまで系統的に演習科目が連続することとなった。とりわけ演習選択方式と総合選択方式を分け、それぞれスペシャリストコース、ゼネラリストコースとして明確化したことは大きな前進である。以前から演習は選択科目となっており、演習非履修パターンであっても追加的な科目履修によって卒業が可能であったが、総合選択方式の導入と「副専攻」の設置を通じてこの 2 つのコースが名実共に並立することとなった。その結果、実践的でより高度かつ幅広い専門教育が可能となった。

(2) 情報化社会への対応という面では、パソコンを使用した情報処理基礎演習（2004 年度 420 人、2005 年度 422 人)、情報処理応用演習（2004 年度 208 人、2005 年度 261 人)、データ・マイニング論（2004 年度 196 人、2005 年度 61 人)、データ分析論（2004 年度 41 人、2005 年度 18 人）といった科目で相当数の学生に対する情報化教育を進めると同時に、全学的に取り組まれている授業支援型 e-Learning システムであるＣＥＡＳ（“Web-Based Coordinated Education Activation System”）の一環として携帯電話による出席確認などの試みが商学部でも開始されている。またゼミ単位で HIP(Hybrid Incubator Project）プロジェクトが 3 件採択され､40 台規模のパソコン端末が設置されている専用のプロジェクトルームなど 3 室を使用して、より進化した実践的な統計解析や情報処理技法の修得が学外のさまざまな組織との共同研究を通じて行われている。

(3) 国際化に対応すべく専門教育科目の中に独自に実用英語や専門英書（「英語で学ぶ流通」「英語で学ぶファイナンス」など）を配置し、この面での学生の要望に応える点で一定の貢献を行っている。

(4) 「開かれた大学」のためには実務家による特殊講義を数多く開講している。具体的には、①流通コース：「消費の変化と流通戦略」「生活者と流通業」「物流の変革」②ファイナンスコース：「デリバティブ入門」「生命保険と年金」③国際ビジネスコース：「国際取引と知財法」「「国際商取引と金融」④経営コース：「マーケティング Com」「ブランド・マネジメント」⑤会計コース：「証券取引法監査・税法実務」「商法監査」「国際業務」である。ゼミを中心に地域連携の取り組みとして、神戸市、吹田市、尼崎市等の商店街の活性化の事業に参画している。またトヨタ自動車、キヤノン、武田薬品等の工場見学と意見交換会、市場調査特にブランド調査の実施、データ・マイニングによる統計調査スキルの習得等も行っている。

また、学生の各種資格取得へのモチベーションをより一層高めるため、2004 年度に学外資格等単位認定制度をスタートさせた。この制度は、商学部が定める検定試験や資格を取得した場合、商学部の専門教育科目の単位として認定するものである。単位認定対象資格には日商簿記 3 級、日商簿記 2 級、日商簿記 1 級､税理士試験科目合格､公認会計士第 2 次試験合格なお､新入生が入学以前に取得した資格についても､入学後の申請により認定するのが大きな特徴である。初年度は 203 人がこの制度によって単位認定を受け

た。入学時申請 51 名で単位認定申請科目数 86 科目に対し、入学後申請 146 名で単位認定申請科目数 156 科目になっている。

(5) 会計専門職大学院への進学促進と進学事前準備を目的とする会計特別プログラム（ＡＳＰ）がデイタイムコース時間帯に、公認会計士になるために必要な実務知識や理論、高度な専門知識を身につけることを目的とした少人数の演習形式のアカウンティング・プロフェッショナルズ・プログラム（ＡＰＰ）がフレックスコース時間帯にそれぞれ開設されており、学生からも高い評価を受けている。またアカウンティングスクールへの進学促進策ないし動機付けとして、デイコースの各特殊講義に各コースと会計の係わり合いの講義（５つ）を設け、又会計学特殊講義（簿記と会計・財務会計・管理会計論・監査論演習）に公認会計士ステップ用演習科目を設けている。

(6) フレックスコースでは、必修科目、選択必修の科目がデイタイムコースに比べて相対的に少ないが、昼夜開講制の導入によって、デイタイムコース時間帯における商学部配当科目であっても必修科目や選択科目第Ⅰ類科目など一部の専門科目を除き自身の関心に沿って主体的かつ自由に履修することが可能となった。その結果、学生が自己の学問的関心や教職などの資格取得要求に応じて最大限自由に学習計画を設定できるようになり、専門教育と職業教育の融合を通じてキャリア・プランニングの支援が図られることになった。このように、一連の改革は、大学教育法第 52 条・大学設置基準第 19 条の基準により適応する形で進められている。

このように教育課程の編成は大学設置基準第 19 条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」よう配慮がなされている。

〈問題点〉

セメスター制への移行にともなって４単位科目を２単位科目に再編した際に、経済社会や産業の変化、企業経営をめぐる新しい課題、学生の今日的な関心やニーズに対応しながら「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」を育成していくという商学部の教育目標に照らし合わせて、科目名称を大幅に変更した。そうしたなかで「Ｅコマース論」、「サプライチェーンマネジメント」、「ベンチャー論」、「ニュービジネス」といった新設科目も設置された。しかし、それらの科目群を編成する軸として５コース制そのものには手が付けられてこなかった。「流通」「ファイナンス」の両コースは産業論、「経営」「会計」の両コースは企業論、「国際ビジネス」コースはやや経済学・地域論というように、基本的に 15 年近く前の学問研究の体系、専任教員の専攻分野や人数を前提にしながら編成されたものである。新しい科目群と現行の５コース制とが整合性を持っているかどうかを中心に、今日求められている教育課題との関連についての議論や検証は十分にはなされてこなかった。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

今後の課題としては、基礎的なものから専門的なものまで系統的に関連づけながら、どうスペシャリストの養成を図るのか、英語や外国語による講義や演習の実施などコミュニケーション面での専門教育の「国際化」などが必要となろう。そしてこれらの学部の教育体系の改革は会計専門職大学院の設置をはじめとする一連の大学院の改革とも密接に関連づけられなければならない。

b　教養科目および保健体育科目

【現状の説明】

教養科目の人間・文化、社会・経済、自然・技術の各分野からそれぞれ 4 単位以上を含めて、合計 20 単位以上を修得しなければならない。なお、インターファカルティ教育科目テーマスタディ「各テーマ」を修得した場合、2 テーマ 4 単位まで教養科目の卒業所要単位に算入することができる。

保健体育科目としては、「基礎体育学Ⅰ」(1 単位)、「基礎体育学Ⅱ」(1 単位)、「スポーツ研究実習」(1 単位)、「スポーツ研究理論」(2 単位)、「応用体育学Ⅰ」(1 単位)、「応用体育学Ⅱ」(1 単位)、「スポーツ研究

フィールドワーク」（1 単位）を置いている。これらのうち合計 6 単位まで専門教育科目の卒業所要単位に算入することができる。

【点検・評価】

〈長所〉

教養科目の授業科目にはそれぞれテーマが設定されていることから、学生にとって授業内容が理解しやすいだけでなく、タイムリーで時宜にかなった学習、特定分野について突っ込んだ学習も可能である。また教養科目の内容や授業方法の改善などについては、学部としては全学共通教育推進機構内の教養教育部門委員会に委員を派遣し、学部の意向が反映されるようにするなど調整が図られている。

〈問題点〉

現実的には教養科目や保健体育科目の運営は主として担当教員の自己責任に依存する部分が大きく、学部の意向が十分に反映されているとは必ずしも言えない。この点を是正するために学部と全学共通教育推進機構との間での調整が行われているが、具体的な講義や試験の内容などに踏み込んだものになっていない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

教養科目や保健体育科目の内容や授業方法の改善については、商学部の理念や教育目標に沿った教養科目の内容や履修形態について現状とりわけ学生のニーズや期待の把握とそれをふまえた対応が不可欠である。具体的には歴史、文学、法学、数学などの科目でも商学や経営学などに関連する事例やエピソードを随時取り入れることが必要で、それを実現するための取り組みとして、これらの科目担当者との間での調整会議をシラバスの策定時期などに定期的に持つことがあげられよう。

c　外国語科目

【現状の説明】

デイタイムコースでは、外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語についてⅠa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳa、Ⅳb、Ⅴa、Ⅴb、Ⅵa、Ⅵb が設置されている。この他に上級外国語（英語）、海外研修（各セミナー）、外国語検定試験により単位認定を行う科目がある。外国語の履修（16 単位）は、英語を含む 2 ヶ国語を必修とし、ひとつを第 1 選択外国語 8～12 単位、他を第 2 選択外国語として 4 単位～8 単位を含む計 16 単位以上を修得しなければならない。また英語については、上級外国語（英語各科目）を含む。なお修得方法によっては第 3 選択外国語も履修できる。

修得方法としては第 1 選択外国語 8 単位と第 2 選択外国語 8 単位のケース、第 1 選択外国語 12 単位と第 2 選択外国語 4 単位のケース、および第 1 選択外国語 8 単位、第 2 選択外国語 4 単位、第 3 選択外国語 4 単位のケースの３通りがある。

外国人留学生については日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの計 8 単位のほか、外国人留学生向けの外国語科目を選択し、Ⅰa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb、Ⅲa・Ⅲb、Ⅳa・Ⅳb の計 8 単位を修得しなければならない。また、検定認定 1、2、3（各検定試験）を修得した場合は、英語については 6 単位まで、英語以外の外国語については 4 単位まで卒業所要単位に含めることができる。海外研修（各セミナー）を修得した場合も、2 セミナー4 単位まで含めることができる。

フレックスコースでも、外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語のうちから 1 ヶ国語を選択し、そのⅠa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳa、Ⅳb の計 8 単位を修得しなければならない。また、2 ヶ国語を選択し、1 つを第 1 選択外国語、他を第 2 選択外国語とすることもできる。また、検定認定 1、2、3（各検定試験）を修得した場合は、英語については 6 単位まで、英語以外の外国語については 4 単位まで卒業所要単位に含めることができる。海外研修（各セミナー）を修得した場合も、2 セミナー4 単位まで含めることができる。

また、専門教育科目においても、それぞれのコースにおいて専門英書や外書領域においては「実用英語Ⅰ

～Ⅳ」までの科目が配置されている。

【点検・評価】

〈長所〉

外国語の修得方法が、英語と第２外国語とが一律にセットになっている以前の方法から、両者を一定のパターンに合わせて自在に組み合わせる方法に変更された。これは外国語修得に対する学生のニーズにきめ細かく応えるものであり、学生の評価も高い。

2005年度より外国語検定試験への受験を進めるためにTOEFLやTOEICなど本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得した者、またはその試験に合格した者には検定認定の単位が認定され、その単位を当該外国語の卒業所要単位に含めることができるようになった。また試験の優れた英語能力を有して英語圏への留学を志す者に対する「英語Ｖａ・b」のプラクティカル・イングリッシュ・セミナー、検定認定の単位を認定された者に対する上級外国語、アメリカのウェブスター大学とのデュアル・ディグリー（ＤＤ）入学生向けのクラスを設けるなど外国語の学力に応じたきめ細かい外国語教育を行っている。

〈問題点〉

外国語科目担当教員は本学部の専任教員ではないことから、外国語教育の中に商学マインドやビジネス実務への応用をどう活かしていくかについてはまだ取り組みがなされていない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在問われているのは、専門教育とりわけビジネス教育にふさわしい「使える」外国語、コミュニケーション手段としての外国語のあり方をめぐる議論とその具体化である。そのために外国語科目の内容や授業方法の改善などについても教養科目と同様に担当教員への個別的な働きかけと同時に、たとえば、「コミュニケーションクラス」の大幅な拡充など全学共通教育推進機構や外国語教育機構との間で学部の意向との調整をより進めていくことを進めている。同時に学部の専任教員のうち関連する領域の教員を中心にそうした英語で講義を行うなど問題意識をもって専門教育との連携を考えていくことも必要である。

ｄ　インターファカルティ教育科目

【現状の説明】

全学共通の授業科目として設置されているインターファカルティ教育科目のうち商学部では「テーマスタディ」と「キャリア教育」の２つが設置されている。「テーマスタディ」は、今日の社会の中で学問的に重要な課題や現代社会が直面している基本的な問題などをテーマに取り上げ、多面的な理解と総合的な洞察力、そして適切に判断し対処する能力の養成を目標としている。テーマしては色彩論、ジェンダー論、魔術、風景などユニークなものが多い。2テーマ4単位まで卒業所要単位に算入できる。「キャリア教育」は「キャリアデザインⅠ（働くこと）」「キャリアデザインⅡ（仕事の世界）」「キャリアデザインⅢ（私の仕事）」の３つの授業科目から構成されるが、将来をデザインする能力、情報を収集する能力、意思決定を行う能力など「生きる力」を身につけることがその目的である。これについては専門教育科目自由科目の単位に算入できる。

【点検・評価】

〈長所〉

「テーマスタディ」はその学際的内容、共同的・開拓的内容、カレントトピックス性によって学生の知的好奇心を開拓することができる一方、「キャリア教育」は文章表現やプレゼンテーション、グループ討論といった課題を交えながら自己と社会や両者の関わりに対する理解を深めて自らの将来について考える機会を提供できるようになっている。

〈問題点〉

「キャリア教育」は現時点ではまだその成果が具体的なかたちで目に見えるように現れておらず、「テーマスタディ」も2005年度から実施されたものであるが、これらについて点検・評価する基準や指標がまだ確立されていない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

将来の改善に向けてまずインターファカルティ教育科目によって学生の多面的かつ総合的な能力をつけたり自身の将来の進路を考える機会が創造できているかどうかの検証が必要であり、大学全体の動きとの連携が求められる。

（ウ）基礎教育・倫理を培う教育

【現状の説明】

必修科目の8単位（「基礎演習」「経済入門」「現代経営」「簿記演習」）、選択科目第1類6単位以上（「流通入門」「現代経済」「国際ビジネス英語入門」「現代社会と企業」「会計学概論」）が、専門教育科目の基礎科目として位置づけられている。2002年の新カリキュラムでは、2年次秋学期から始まる「演習」は、「専門演習」「卒業研究」「研究論文」の前段階として位置づけられ、基礎的な能力の育成に対応している。

一方、倫理性を養う科目群としては、専門教育科目（自由科目）の「倫理学概論」「人権教育論」や「インターファカルティ教育科目」の「テーマスタディ（ジェンダー論）」などが配置されている。

【点検・評価】

専門科目のうちの基礎教育としての基幹科目や「演習」などの位置づけやその内容は妥当と言える。倫理性を養う科目も配置されている。

しかし、プレゼンテーションやディベートなどの自己表現能力が重要視されている現在、科目の配置だけでなく、それを涵養する教育方法においても検討すべき課題がある。

今後は、プレゼンテーションやディベート等を涵養する指導法のガイドラインを作成し、活用する方策を検討しなければならない。

（エ）科目の配分

【現状の説明】

デイタイムコースでは、教養科目、外国語科目、保健体育科目は、それぞれ57科目、86科目、7科目となっている。これらの科目の中には、幅広い科目設定の中で一部修得しても、卒業所要単位に含められないものもある。

商学部の場合、教養科目、外国語科目、保健体育科目の比率を見ると、合わせて全体の34.7%弱になる。それに対して、専門教育科目の比率は、65.3以上を超えている。以前ほどではないが、これは専門教育科目の比重が商学部のカリキュラムの中で、大きなウェイトを占めていることを示している。

フレックスコースでは、教養科目59目、外国語科目863科目、保健体育科目7科目が開設され、これらで開設科目総数の36.7%を占めている。従って、専門教育科目は、63.3%となっている。

表Ⅱ-商-1　教養・外国語・保健体育・専門の量的配分（科目数）　2005年度

昼・夜	教養科目	外国語科目	保健体育科目	専門教育科目				合計
				必修科目	選択必修科目	選択科目	自由科目	
デイタイム	57	86	7	4	5	199	74	432
フレックス	59	86	7	1		188	74	415

（注）留学生科目のうち、日本語Ⅰ～Ⅳは外国語、日本事情Ⅰ・Ⅱは教養科目としてカウント。

次に卒業所要単位における教養科目、外国語科目、保健体育科目を見ると、デイタイムコースの場合、卒業所要単位数は、132 単位となっている。教養科目と保健体育科目をあわせて 24 単位以上、外国語科目は 16 単位の合計 40 単位を修得する必要がある。

専門教育科目は、92 単位以上を修得することが卒業要件となる。その内訳は、必修科目 2 単位、選択科目第 1 類から 12 単位以上（6 単位を超過した場合第 2 類の各コースに算入）、選択科目第 2 類から計 70 単位以上、選択科目第 3 類から 8 単位以上となっている。選択科目第 2 類では演習選択方式の場合は選択科目第 2 類のうち所属するコースから 24 単位以上、さらに所属外コースから各 8 単位以上を含む 32 単位以上、他方、総合選択方式の場合は副専攻 14 単位以上、所属コース 24 単位、所属外コース 32 単位以上、自由専攻では所属コース 24 単位、所属外コース 32 単位以上を修得しなければならない。

以上のように、デイタイムコースでは、卒業所要単位 132 単位のうち、教養科目・外国語科目・保健体育科目を 40 単位（30.3%）、専門教育科目を 92 単位（69.7%）修得しなければならない。

フレックスコースでは、卒業所要単位 124 単位を修得する必要がある。内訳は教養科目 20 単位以上、外国語科目 8 単位以上、保健体育科目（選択科目）を含めて 36 単位以上を修得することが必要である。

専門教育科目は、88 単位以上を修得することが卒業要件となる。その内訳は、必修科目 2 単位、選択科目の第 1 類から 8 単位以上、選択科目第 2 類からは 28 単位以上、これらの合計単位が 46 単位以上になるよう修得しなければならない。選択科目第 3 類、プログラム科目、自由科目、他学部開講専門科目は合計 42 単位までが卒業所要単位と認められ、科目を履修できる自由度が増した。

その結果、フレックスコースでは、卒業所要単位 124 単位の内訳は、教養科目・外国語科目・保健体育科目が 36 単位（29.0%）、専門教育科目が 88 単位（71.0%）となっている。

【点検・評価】

デイタイムコースについて、卒業所要単位に占める専門教育科目の比率は 70%弱、開設科目に占める専門教育科目の比率も 65%を超える。このことから、他学部に比べれば、教養科目・外国語科目・保健体育科目の割合が低いことを示している。しかし、商学部の教育理念である「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」の下、経営のスペシャリストを養成するためには専門教育の拡充は優先事項であり、それに照らし合わせるなら、適切な科目の配分と言える。

2003 年度から昼夜開講制が導入されることで、デイタイムコースとフレックスコースの相互乗り入れが可能となり、幅広く専門教育科目を履修することができるようになった。また、フレックスコースプログラム科目であるＡＰＰの単位が卒業単位に算入されるなど、専門教育科目の拡充を図っている。

しかしながら、フレックスコースは、卒業所要単位に占める専門教育科目の比率が 7 割を超えるのに対して、専門教育科目の開講数の比率に関しては、55%と低くなっている。先の教育理念から言えば、専門教育科目の開設数は、デイタイムコースに比べて相対的に少ないと言わざるをえない。

昼夜開講制のもとでのフレックスコースの存在意義と現状、さらに将来見通しをふまえながら、専門教育科目の開設数や開設科目を再検討することが求められている。

（オ）必修選択の量的配分

【現状の説明】

デイタイムコースの卒業所要単位における必修科目と選択科目との量的配分を見ると、教養科目、外国語科目、保健体育科目は必修科目として位置づけていないため、専門教育科目 8 単位のみが必修科目となっている。必修科目の卒業所要単位に占める比率は、6.1%となっている。必修科目としては 8 単位であるが、選択科目第 1 類のうち必修科目をのぞく 5 科目（10 単位）の中から、3 科目 6 単位以上を選択する必要のある選択必修の科目が存在する。それを必修科目として数えるなら、合計単位は、14 単位となり、10.6%となる。

フレックスコースの必修科目は、専門教育科目のみの計 2 単位である。卒業所要単位に占める比率は、1.6%

となっている。なお選択必修科目は設定されていない。

表Ⅱ-商-2　履修科目の区分(必修選択の量的配分)　2005 年度

コース	区　分	教養科目	外国語科目	保健体育科目	教養科目合計	専門教育科目	合　計	割　合(%)
デイタイム	卒業必要単位数	18～24	16	0～6	40	92	132	100
	必修科目単位数					8	8	6.1
	選択必修科目単位数					6	6	4.5
	選択科目単位数	18～24	16	0～6	40	78	118	89.4
フレックス	卒業必要単位数	20～28	8～16	0～6	36	88	124	100
	必修科目単位数					2	2	1.6
	選択必修科目単位数						0	0
	選択科目単位数	20～28	8～16	0～6	36	86	122	98.4

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

商学部では他学部に比べて必修科目の占める比率はきわめて低く、科目選択の自由度が高い点が特徴である。学生が自らの関心に応じて自由に科目を選択できることが可能となっている。必修科目や選択必修科目が少なすぎるように見えるが、各コースの基本的な理解を促進する科目が配置されており、商学部の基本的な理解を深めるという必修科目の役割は達成されているといえる。

さらに従来、演習は 3 年次開講であったため、履修指導を行うには時期が遅く、適切な指導は困難であったが、2002 年度入学生より、2 年次演習を開講することで、2 年次の段階から履修指導が行えるような体制になった。

しかし、自由に選択できる科目が少なくないために、学生が安易な科目選択に流れることによって体系的な学習が損なわれる可能性があることも依然として否定できない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

さらに適切な科目選択を進め、系統的な学修を促進するためには、履修モデルをより具体的かつ明示的に示しながら、履修指導を徹底することが必要である。そのためには学部全体としての科目履修上の指導と同時に、演習担当の指導教員によるさらに適切な履修指導も有効である。

（カ）開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

大学基礎データ表 3 の通り、2005 年度春学期にデイタイムコースで開設された授業科目のうち教養科目の専任担当科目数は 13.2 科目であり、兼任担当科目数は 20.8 科目である。したがって担当科目における専・兼比率は 38.7%となっている。外国語科目では同 9.0 科目、33.0 科目、専・兼比率は 21.5%となっている。他方、インターファカルティ科目の専任担当科目数は 4.2 であり、兼任担当科目数は 0.8 である。したがって担当科目における専・兼比率は 84.0%ときわめて高い。専門教育科目のうち必修科目は同 4.0 科目、1.0 科目、専・兼比率は 80.0%となっている。また自由科目では専兼比率は 15.4%となっている。その結果、専門教育科目全体では専・兼比率は 56.3%である。

次に、フレックスコースで開設された授業科目のうち教養科目の専任担当科目は 10 科目であり、兼任担当科目は 18 科目である。したがって担当科目における専・兼比率は 35.7%となっている。外国語科目では同 1.1 科目、38.9 科目、専・兼比率は 2.8%となっている。専門教育科目のうち必修科目は同 1.0 科目、0 科目、100.0%である。選択科目における専任担当科目は 25 科目であり、専・兼比率は 56.8%である。また自由科目では専・兼比率は 25.9%となっている。その結果、専門教育科目全体では専・兼比率は 45.3%となっている。

【点検・評価】

本学部の開設授業科目のうち専任教員が担当する割合はそれほど高くないが、本学部の専任教員のほとんどが専門教育科目担当であること、さらに本学部がここ数年間で一部カリキュラムを改正し、社会の変化や学生のニーズに対応して新しい科目を増加させてきたことを考慮すればそれなりの水準であると思われる。

しかし、専任教員の過半が学部だけでなく大学院も含めた授業を担当し、その負担割合は個人によって格差がある。さらに会計専門職大学院との兼担コマ数も含めた授業負担を考えると、現在の開設授業科目における専・兼比率が適正なものかどうかは検証の余地がある。

今後、専任教員の学部、大学院、さらに会計専門職大学院も含めた責任コマ数の実態を調査・検討する中で、必要な人員を補充・確保して開設授業科目における専任教員の比率を高めることが必要となる。

（キ）授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学部の授業形態は、1 授業時間を 90 分として、月曜日から土曜日まで 1 日に 7 授業時間（午前 9 時から午後 9 時 10 分まで）をもって授業時間割を編成している。すなわち 1 週 42 時限の授業時間体制である。

授業科目の単位数は関西大学学則 14 条で規定されており、講義は原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とされる。外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とされる。演習は原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とされる。そして本学部では多くの大学と同様、2 時間を連続で 1 授業時間（90 分）として授業時間を設定している。セメスター制の導入によって、本学部では演習を除いた基礎科目、専門科目が 2 単位となっている。

【点検・評価】

授業形態と単位計算方法は大学設置基準に基づいており、概ね妥当なものと判断される。また 2002 年度から新しい試みとして専門教育科目の中で授業上必要があれば１科目１人という限定ながらゲスト・スピーカー制度を導入した。この制度の趣旨は、当該科目に関連して実社会で活躍している人に話をしてもらうことにある。これによってより魅力のある授業も可能になった。2002 年度は 5 科目、2003 年度は 4 科目、2004 年度は 2 科目で実施されている。

また、2002 年度にセメスター制が導入されて新しい授業形態の試みとしてリレー講義形式での分担授業が教養科目などだけでなく、専門教育科目でも増大している。これは学生にとって非常に魅力的なものではあるが、その運用についての議論が十分ではなく、やや実施上の困難もあると考えられる。

そうした新しい授業形態と単位計算方法が所期の目標を達成できているかどうか、教員と学生双方の立場から不断に点検・評価することが大切である。セメスター制の導入後 3 年を経過するなかで、そうした点検・評価をする条件整いつつあることもあって、現在見直しの作業が進められている。

（ク）実施・運営体制

【現状の説明】

商学部では、商学部充実委員会において学部全体のカリキュラムのあり方が議論される。また、各コースにおいても、各コース独自の教育目標を達成するために、コース会議にてカリキュラムについての議論がなされ、授業科目の編成が行われている。

教養科目などについては、全学共通教育推進機構ならびにその下部組織である教養教育部門委員会へ各学部から委員が選出されており、教養教育の実施・運営に関する学部の意向が伝達される。これらの議論に基づき、教養科目、外国語科目、保健体育科目ならびに教職関係科目については、全学的な調整の下に授業科目が編成されている。それに対して、専門教育科目は、前述の充実委員会において編成される。

【点検・評価】

現状では、専門教育科目に関しては、商学部充実委員会の調整の下、各コースの理念に従って開設・開講されている。また、教養科目・外国語科目・保健体育科目に関しては、全学共通教育推進機構に学部から専任教員を委員として派遣するなかで調整がはかられている。

専門教育科目についてはともかく、教養科目・外国語科目・保健体育科目に関しては全学的な方向性についての議論が近年活発になされてきているが、学部の教育課程に関する方針との調整が十全になされない場合がある。

現在教養科目を中心に基礎教育をいかに効果的・効率的に進めていくかということについて全学的な議論がなされているが、そうした動きをふまえながら学部の基礎教育から展開教育、専門教育への系統的な履修モデルを再構築することも検討することが求められている。具体的には将来構想検討委員会を設置して現行の履修体系の見直しを行うことが予定されている

（ケ）グローバル化への対応

【現状の説明】

本学部は、教育理念を具体化する際の一つの柱であるグローバル化を実現するために、５コース制の中に国際ビジネスコースが設けられている。国際ビジネスコースの専門科目群には、国外各地域の経済事情を学べる科目が設置されている。また、グローバル化に対応する語学能力の育成として、「国際ビジネス英語入門」という学部共通基礎科目の他に、各コースに「英語で学ぶ流通」「英語で学ぶファイナンス」などの選択科目2類科目や総合選択方式の学生向けの「専門英書」、さらに選択科目3類として「実用英語」等の科目を配置している。この「国際ビジネス入門」は英語で行われる少人数クラス授業で、国際ビジネスコースを選択する際の必修科目となっている。また、2002 年度から実施された副専攻の一つに、「グローバリゼーション」が設けられ、それに対応する科目群が学部内外に設置されている。

外国語教育については、英語の場合、1 年次配当の「英語Ⅰa・b」では、36 クラスの半数以上の 19 クラスがコミュニケーションクラス、また、2 年次配当の「英語Ⅲa・b」では、30 クラスの 9 クラスが LL またはコミュニケーションクラスである。英語以外では、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、朝鮮語にコミュニケーションクラスが設けられている。

【点検・評価】

〈長所〉

外国語検定試験の受験を奨励するために本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得したり、合格した者には検定認定の単位が認定され、それを卒業所要単位に含めることができる。この検定認定の単位を認定された者に対する上級外国語の他、英語圏への留学を志す者に対するプラクティカル・イングリッシュ・セミナー、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学生向けのクラスなど学力に応じたきめ細かい外国語教育を行っている。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

国際化を学部理念の柱にしながらカリキュラム面などでの対応がなされてきたが、今日のグローバル化の要請からすれば学部の教育課程全体とりわけ専門教育科目をどうグローバル化に対応させるという点では依然として不十分である。英語での授業がなされている科目は皆無であり、比較的割合として多い中国人留学生へのカリキュラム対応やデュアル・ディグリー（ＤＤ）入学生に対する学部としての特別プログラムも十分ではない。

商学部の専門教育科目を中心としたカリキュラム編成や講義内容の面でのグローバルスタンダードの確立、非常勤講師への外国人の積極的登用など教育課程全体のグローバル化に向けて改善・改革を進めることが必要である。

（コ）起業家能力の涵養

【現状の説明】

商学部の教育理念である「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」には、当然起業家能力の涵養を含んでいる。具体的には、副専攻のひとつに「ベンチャー」を設けている。また、専門教育科目でいえば、「ベンチャー論」「ニュービジネス」「Ｅコマース論」「イノベーション・マネジメント」など、起業家能力の育成を支援する科目が設けられている。また、ビジネスの現場で活躍されている社会人を講師とする「ビジネス特殊研究」は、実務の視点からビジネスの実践的な知識を享受することで、起業家能力の育成を支援している。

【点検・評価】

商学部では、企業の立ち上げ、運営に関わる基本的な知識や理論を修得し、将来の起業に役立つよう起業家能力の涵養を教育目標の一つとしており、それに対応するカリキュラム編成が行われている。

しかしながら、副専攻「ベンチャー」について言うと、もっぱら関連する科目群を自主的かつ主体的に学修していくことが求められ、演習選択方式のように指導教員を中心に２年間のきめ細かい系統的な指導がなされるわけではない。

副専攻の存在意義をふまえながら、何らかのかたちで起業家能力の涵養を専任教員の指導の元で系統的に行っていけるような仕組みや起業家能力を磨いたり、研究成果を発表するための学内コンペを学生の自治組織である商学部ゼミナール協議会と連携して実施すること、学生起業を具体的に進めるための資金や人材ネットワーク面のサポート体制、産学の連携体制の構築などのバックアップも必要となる。

（サ）健康の保持・増進

【現状の説明】

健康の保持・増進のための人的な対応として、保健管理センターおよび当センターに設置された第一診療所・心理相談室が実施する健康診断、疫病管理、健康相談、診察、心理相談などが、学生の心身にわたる健康の保持・増進のために全学的に行われている。また、学生センターに設置された大学学生相談室では、大学学生相談主事が学生の諸々の相談業務に当たっている。商学部においても、学部学生相談主事や学生相談主任が学生の相談業務に対応している。

【点検・評価】

健康の保持・増進を行うための施設管理に関して言えば、商学部が教育を行う第２学舎では、学生の健康を保持・増進するよう、他と同様に学舎内全面禁煙を行っている。

現時点で問題があるとすれば、学部学生相談主事や学生主任が学生の相談業務にあたっているが、たとえばいわゆる「五月病」のように、健康に関する問題に対応する際、保健管理センター等との連携やアフターフォロー、保護者との対応が制度として確立していないことである。

学部学生相談主事など学生相談の担当者は、保健管理センター等との連携をこれまで以上に緊密に保つことで、適切でかつ柔軟な対応を行うことが重要である。また基礎演習や専門演習などの少人数クラス授業での対応や進路指導面での配慮、これと関連して保護者との連携も不可欠である。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

学生が後期中等教育から高等教育に円滑に移行するために必要な導入教育に本学部は従来から取り組んできている。第 1 に、1 年次春学期に大学で学ぶための基礎的な学習スキルを身につけることを目的としたクラス指導制の必修科目として「基礎演習」（40 名規模 20 クラス）を配置し、すべてのクラスを専任教員が

担当している。この「基礎演習」については担当者会議をほぼ毎年度定期的に開催し、クラス指導の方法について情報交換を行なってきている。第2に、商学部で学ぶための基礎的な知識を身につけることを目的として基礎的入門科目「経済入門」「現代経営」「簿記演習」（いずれも春学期・必修科目）、「流通入門」「現在経済」「国際ビジネス英語入門」「現代社会と企業」「会計学概論」（いずれも秋学期・選択必修科目）を1年次に配置している。第3に、「簿記演習」「情報処理演習」と語学科目においてクラス別指導を行なっている。第4に、各種の推薦入学者および関西大学第一高等学校からの入学者に対して入学前の教育指導を実施している。

【点検・評価】

〈長所〉

カリキュラム上に導入教育を位置づけ、クラス指導を可能にする科目と基礎的な知識を身につける入門科目を含めて配置し、それを専任教員が担当していることは評価されよう。また、クラス別指導を行なう科目を設置し、きめの細かい教育指導がなされていることも評価される。さらに、入学前指導を行なっている点も評価できる。

〈問題点〉

問題点としては、第1に「基礎演習」のクラス規模が40名と多いことがあげられる。これまでも可能な限りクラス数を増やす努力を行ってきたが、より丁寧な指導のためにはより少人数のクラス編成が求められる。ただし、教員数の関係や専門基礎科目等への教員配置等の必要性のために、すべての教員が基礎演習を担当することは不可能であり、現状は40名弱のクラス規模となっている。第2に「基礎演習」の授業内容と形態は各担当教員に委ねられているために、例えばグループ学習中心のクラスもあればレクチャー中心のクラスもあり、パソコン実習を行なうクラスもあれば行なわないクラスがある等、各クラスを比較すると内容と形態の両面においてばらつきが大きい。第3に、高校までの学び方（既存知識記憶型学習）から大学にふさわしい学び方（知識創造型学習）へと転換させる指導が十分ではなく、学習上の悩みを抱える学生が少なくないことがあげられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

第1と第2の問題については、現在充実委員会において「基礎演習」のクラス数を20から25へと増やし、クラス規模を縮小させることを検討している。さらには、第1に授業の形態と最低限授業で行なうことを定めたガイドラインを定めて担当教員はこれに従ってシラバスを作成すること、第2に、このガイドラインによって非常勤教員も「基礎演習」が担当可能となり、非常勤教員の手も借りながらクラス規模を縮小させることが方策として考えられる。

第3の問題については大学での学び方を学ぶ「大学入門」といった科目を配置することが方策として考えられる。ただし、これを商学部の専門教育科目として位置づけるか、教養科目として位置づけるかは現在全学で進行している教養科目改革の動きを見ながら検討しなければならない。

ウ　各種資格課程

【現状の説明】

商学部学生については、教育職員免許法による所定科目の単位取得を行った者には、中学校教諭（社会科）、高等学校教諭（地歴科、公民科、商業科）、の１種免許状が与えられる。また図書館学課程の関係科目単位取得者は司書及び司書教諭の資格が取得でき、博物館学課程の関係科目単位取得者には、博物館における専門職員である学芸員の資格が与えられる。社会教育課程の関係科目単位取得者が卒業後、都道府県、市町村教育委員会に就職し、社会教育主事補として１年以上経過した場合、社会教育主事として任用される資格を得る。

免許取得者の実績は、2003年度では、中学校社会11名、高等学校地歴12名、公民12名、商業5名、司

書5名、学芸員1名、2004年度では、中学校社会12名、高等学校地歴8名、公民15名、商業14名、司書3名、学芸員1名となっている。一方、資格取得者では、2003年度が、税理士試験科目合格6名、日商簿記検定1級3名、不動産鑑定士試験第2次試験1名、TOEIC 845点1名、2004年度が、公認会計士第2次試験1名、日商簿記検定1級2名、日商簿記検定1級・税理士試験科目合格各1名、国税専門官・国家Ⅱ種(行政)各1名、TOEIC 815点1名、TOEIC 905点1名、TOEFL(CBT) 220点1名である。

【点検・評価】

商学部の専門科目や推薦学制度に関連した日商簿記検定試験や税理士、会計士試験、さらに英検やTOIECなど各種外国語試験などによって得られる資格については、2004年度から学外資格等単位認定制度がスタートし、そうした資格取得を積極的に促進するための所作がなされた、2004年度は197名が顕彰された。

エ　インターンシップ

【現状の説明】

2004年度の本学部のインターンシップ実習生（各種団体が主催するインターンシップの実習生でキャリアセンターが把握できた人数）は、男子11名、女子18名が参加している。キャリアセンターが募集したインターンシップには男子319名、女子402名が申し込み、いずれも女子学生が積極的にインターンシップに申込み、参加しているところに特徴がある。

インターンシップ実習生派遣に当たっては、関西大学として実習に必要な最低限の知識やマナーを理解できるような事前講座を用意し、実習の終了後には実習報告書と業務日誌の提出、さらにレポートの提出や実習報告会･受け入れ先との懇談会への出席等の事後講座を義務付けている。2004年度の商学部の事前講座は、キャリアセンター主事を中心として1回1時間程度実施している。このインターンシップ・プログラム修了者に対しては、専門教育科目の自由科目「インターンシップ（ビジネス)」として単位を認定している。

【点検・評価】

インターンシップを学部として積極的に推進する意義は理解されている。とりわけインターンシップについて単位認定を行なっていることは評価されよう。

しかし、現状ではインターンシップを単位として認定する他は学部として具体的なとりくみを行なうに至っていない。またインターンシップ実習生の数もそれほど多くない。

したがって、インターンシップを学部として積極的に推進するとりくみについては、学部独自のインターンシップ・プログラムの開発やカリキュラムにおける位置づけを明確にすることなどによって学生の意識を高めることも必要であろう。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学では学則22条の2で協定のある他大学（外国の大学を含む）の授業科目の履修および単位認定を60単位を超えない範囲で認めている。ＤＤ（デュアル・ディグリー）プログラムや派遣留学、認定留学でもこの制度は活用されている。

また学生が入学する前に所属していた大学や短大、専門学校等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）も60単位を超えない範囲で認めている。2004年度の単位認定の実績を見ると、ＤＤプログラムは1名（平均の認定単位数は30単位、以下同じ。)、海外語学セミナーは14名（2単位)、大学洋上セミナーは1名（6単位)、編･転入学者7名（46単位)、学外資格等単位認定203名（2.4）である。

さらに、本学部では学外資格等単位認定制度を 2004 年度より設け、日商簿記検定試験や税理士、公認会

計士試験、さらに英検やＴＯＥＩＣ等各種外国語試験等に対するモチベーションを高め、学部教育の選択肢を拡大するために各種資格を得ることによる単位認定を実施している。

【点検・評価】

基礎的な単位認定制度は整備され運用されており、また日商簿記検定試験や税理士、公認会計士試験の結果による会計学関係専門教育科目をはじめとして従来の枠組みを越えて幅広く単位互換と単位認定を行なう方向にある。したがって、学外資格等単位認定制度の活用促進策を検討する必要がある。

カ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生に対する教育上の配慮は 10 名という少ない定員ということもあって特に行っておらず、原則的に他の一般学生と同等に扱っている。ただし、フレックスコースが設置されているので、職業をもつ社会人は夜間や土曜日にその科目を受講し、単位を修得することが可能である。

外国人留学生は本学部が全学部中最も多く、2005 年度の入学者は 26 名となっている。外国人留学生への教育上の配慮としては、「日本語」「日本事情」科目を配置しているほか、学部の教職員との留学生懇談会等を毎年実施し、教育指導の円滑化を図っている。なお本学部では 2 名の教員が留学生担当として配置され、オフィスアワーを設けて留学生の相談に対応している。

【点検・評価】

社会人については人数が少ないこともあるが、学生の就学ニーズに合わせた何らかの教育的配慮は必要であろう。留学生についてもよりきめの細かい教育指導が留学生担当だけでなく、各授業科目担当者の個々の学習指導というかたちで求められる。

キ　生涯学習への対応

【現状の説明】

商学部では、生涯学習への対応としては経済・政治研究所の公開講座（2003 年度 1 人、2004 年度 3 人）や産業セミナー（2003 年度 4 人、2004 年度 1 人）、吹田市民講座（2003 年度 2 人、2004 年度 3 人）、エクステンション・リードセンターの公開講座等（2003 年度 1 人、2004 年度 1 人）に積極的に講師派遣をする一方で社会人学生、編転入生、科目等履修生、聴講生等を受け入れてきている。2003 年度と 2004 年度の実績はで社会人入試による学生（9 人、10 人）、編・転入学生（第 1 部 1 人・第 2 部 7 人、第 1 部 5 人・第 2 部 6 人）、科目等履修生（第 1 部・デイタイム 4 人、第 2 部・フレックス 5 人、第 1 部・デイタイム 8 人・第 2 部・フレックス 7 人）、聴講生（第 1 部・デイタイム 2 人、第 2 部・フレックス 1 人、第 1 部・デイタイム 1 人、第 2 部・フレックス 4 人）などとなっている。

【点検・評価】

近年、生涯学習に対する社会の潜在的なニーズはますます多くなっており、またその学習の形態も多様である。こうしたニーズに応え、またニーズそのものを発掘していくために、教員個々人の努力に任せないで、学部全体としてより本格的かつ組織的にこれに取り組むことが求められよう。

（2）教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育上の効果を測定する方法

商学部の専門科目の評価は、基本的には定期試験によって評価され、さらにそれらを補完する手段としてレポートや小テスト、出席状況等の平常評価が各教員の工夫によって行われている。2002 年度からセメスター制度の導入により、春学期・秋学期それぞれの期末に評価を行うことになり、学生には、通年制時に比べて、間延びせず集中的な学習を促進し、教員に関しても、教育の内容の理解度を確認できる機会が増えることで授業内容の改善に生かされている。

（イ）教育効果の測定方法に関する教員間の合意

本学部においては多くの大学と同様、教育効果の測定は伝統的に各教員に任されており、評価方法や測定の適切性について論評することは難しい。ただ新しい試みとして 2003 年度から 1 年次生の必修科目でクラス編成（9 クラス）を実施している「簿記演習」では、統一テキスト、統一試験によって成績評価方法とその基準について担当教員間で事前に相談し、試験結果についても教育効果を測定する共通の資料として活用されている。また 1 年次必修の「現代経営」においては経営学コースの教員全員がオムニバス形式で担当し、各教員がそれぞれ成績評価に加わり、丁寧な教育効果の測定が試みられている。

（ウ）卒業生の進路状況

大学基礎データ表 8 のとおり、本学部の卒業生は、学部の性格上その多くが民間企業に就職している。製造業、商業、金融業等を中心に就職し、本学部で享受した教育を実務の世界で生かしている。また、大学院進学者の多くは、会計学専攻であり、会計学の専門的な能力を深めるために、大学院に進学している。

フレックスコースの卒業生に関しては、勤労学生だけでなく、とりわけ本学部には、社会人学生が多いため、卒業時に改めて就職するということは少ない。それゆえ、進路状況の数からだけで教育効果を推測することは難しい。

【点検・評価】

商学部における成績評価は、従来、主として筆記試験を中心に優、「優」「良」「可」「不可」という 4 段階でなされてきた。このような評価方法や評価基準は教育上の効果を測定する指標として妥当性を持つとしても、その客観性や妥当性をさらに議論していくなかで、たとえば、成績判定で優の範囲が 20 点もある点を是正するために、一部の大学で見られるような秀（90 点以上）を導入したり、科目ごとの平均点や合否割合を学生に公表すること等の見直しについても検討作業を開始していくことが望まれよう。また、非常勤講師を巻き込みながら学部全体の教育効果測定のシステムづくりに向けた議論や合意形成も不可欠である。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

商学部においては学生が履修登録をした授業科目の教育効果を高めるために各年次で履修科目登録の上限を設定しており、1・2 年次は春・秋学期とも 23 単位以内で年間 42 単位、3 年次は各学期とも 24 単位以内で年間 46 単位、4 年次は各学期とも 26 単位以内で年間 50 単位となっている。3 年次編・転入学の場合は、3 年次生で各学期とも 27 単位以内で年間 52 単位となっており、4 年次生は各学期とも 26 単位以内で年間 50 単位までとなっている。

定期試験による成績判定は 100 点満点で評価され、80 点以上が優、70 点以上 80 点未満が良、60 点以上 70 点未満が可、60 点未満が不可と判定される。学生に対しては優、良、可、不可で公表され、素点は提示されていない。成績発表後、成績に疑問のある学生は、2 日以内に問い合わせをすることができ、問い合わせ

を受けた教員は、答案・レポート、平常点から、成績の根拠を説明することが求められている。

定期試験はその実施が厳格に行われるような措置をとっている。実施は「監督マニュアル」をもとに行われ、最大5名の試験監督が配置される。学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに、不正行為の防止に極力つとめている。また、答案用紙の回収漏れがないようにするため、回収後ただちに事務職員が再度枚数をチェックするという体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、それ以前に受けた試験をすべて無効にし、本人に強く反省を求めるなど厳正な態度で臨んでいる。

学生の質を検証・確保するための方策としては、商学部では学年の進級制を採ってはいないが、所属するコースの専門科目と一定の単位取得（60単位）が3年次の「専門演習」を履修する条件としている。

また本学部は再試験制度を2001年度に廃止した。その結果卒業できなかった不合格者（在学年数不足者、休学者を除く）が第1部では1999年度110名（不合格率11.8%）、2000年度119名（同12.4%）から2001年度170名（同19.1%）、2002年度159名（同16.5%）、2003年度155名（同16.9%）、2004年度150名（同16.8%）へと増加した。第2部では1999年度20名（不合格率22.0%）、2000年度24名（同27.0%）、2001年度29名（同35.8%）、2002年度16名（同18.4%）、2003年度22名（同23.9%）、2004年度34名（同35.8%）となっている。

学生の学習意欲を刺激する方策としては、成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が 2003 年度に設けられた。現在この制度によって給付奨学金を得ている学生は、141 名存在する。成績優秀者、資格取得者を学部での卒業証書授与式において表彰する制度を設けている。

【点検・評価】

〈長所〉

本学部では科目毎の「優」「良」「可」「不可」比率は教授会において閲覧に付され、一定のチェックがなされていることは評価でできよう。

毎年成績不良者については呼び出して学生主任が教育指導をする一方で、成績優秀者には表彰する制度を導入し、学生の勉学への意欲を高める効果を発揮させている。

再試験制度の廃止は、学部全体として厳格な成績評価に重要な一歩を踏み出したと評価できる。

〈問題点〉

成績評価法・基準についての学部内での申し合わせはなく、また科目毎の成績評価法・基準を学部として公表する仕組みもない。ただ成績評価が最終的には各教員に任されていることから、厳格で一律的な成績評価システムの導入は困難であるとはいえ、合意を形成する作業を通じてそれらを共通化・一般化する努力も望まれる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

再試験制度の廃止を有効なものにすることを含め、成績評価の仕組みを厳格にする点では、成績評価方法・基準とその結果（成績評価）の学生への公開を通じて評価基準の客観性、妥当性を確保することがまず必要である。再試験制度の廃止と厳格な成績評価によって今後とも成績不良による残留者が増加するならば、その詳細な実態調査と特別な教育指導体制も必要になってくる。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

学生に対する履修指導は、入学時のガイダンスで説明をしている。履修届提出時の説明に加えて、商学部事務室では日常的に学生の相談に対応して恒常的な指導体制を採っている。さらには成績不良者に対しては毎年学生指導を5月中旬に実施している。

（イ）オフィスアワー

オフィスアワーは現時点では実施していない。また残留生に対しては本学部では特別な教育指導を現時点では実施しておらず、通常「卒業研究」「専門演習」「演習」「基礎演習」等の担当教員が適宜相談に応じてきたというのが現状である。

（ウ）留年生における配慮

商学部の留年率は、第１部において、2002 年度 16.5%、2003 年度 16.9%、2004 年度 16.8%と他学部に比べて留年生が多いわけではないが、留年生を極力出さないように、入学時のオリエンテーションを始め、毎年５月中旬に実施している成績不良者に対する学生指導などといった措置を講じている。

商学部の専任教員２名が学部留学生指導担当者として留学生が抱える固有の相談･指導に当たるとともに、学習上の相談には「卒業研究」「専門演習」「演習」「基礎演習」の指導教員とともに連携し行うことになっている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

履修指導は必ずしも十分でなく質量ともに高める必要があるが、現在の教員･職員の体制では限界がある。また留年生に対する特別の配慮は行っていない。

オフィスアワーについては、本学部では大学の研究室で研究する教員も多く、これまで特別の時間を設定していなくても必要に応じて学生の相談に対応していた側面がある。ただ、これでは学生が研究室を訪問することに抵抗を感じ、相談に来る学生が極めて限られているのが現状である。しかも、現状では学生が授業時間外に教員と直接コンタクトをとる方法が事実上研究室訪問に限られている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

履修指導については、本学部の現在の教職員の人員配置・財政基盤を前提とせざるを得ないのであれば、学生（上級生）が学生（下級生）の学習支援を行なうチューター制度、ピアサポート制度を設けることが検討されるべきであろう。

オフィスアワーについては現在制度化のための準備をしており、その実現が望まれる。オフィスアワーの他にも教員のメールアドレスの公開等、学生が授業時間外に教員と直接コンタクトをとる方法を学部として学生に明示する必要がある。

エ　教育改善への取り組み

【現状の説明】

本学部では教育の改善や活性化をはかるために一連の組織的な取り組みを行っている。まず、全学共通教育推進機構 FD 部門委員会が企画する「学生による授業評価」アンケートに本学部教員は積極的に協力している。2004 年度の場合、春学期の授業では対象 286 クラスのうち 272 クラスで実施され（95.1%）、通年クラスないし秋学期の授業では対象 302 クラスのうち 276 クラスで実施（91.4%）されている。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに、担当教員にはその科目についての集計結果がフィードバックされる。

活性化の方途の一つとして、2002 年度からゲスト･スピーカー制度を導入したことは前述した通りである。また、学部としては、外部の研究者や学識経験者を招いて随時、講演会を行っている。2004 年度には新入生歓迎講演会を１回、学生向けの学術講演会を２回行った。このほか、３年次の演習や４年次の卒業演習では大多数の教員が演習ごとに合宿を行い、集中的な学習や学生・教員間のコミュニケーションを密にする工夫を行っている。この合宿費用の補助も制度化している。

シラバスは『商学部講義要綱』を作成し、本学部における開講科目のすべてについて掲載している。内容は(1)授業科目名、(2)学期、(3)単位数、(4)担任者名、(5)講義概要、(6)講義計画、(7)成績評価の方法、(8)教科書、(9)参考書、(10)備考の各項目に分けて記載している。なお、2004 年度より Web 上でシラバスを閲

覧できるようになったため、学生には冊子体のシラバスは希望者のみに配布するものとした。これによって学生は履修科目を選択する際の詳しい判断材料を手にすることができ、綿密な授業計画を立てることができるようになっている。

学生の授業カリキュラムに対する理解を促進する観点から、本学部の専任教員を中心に構成されている商学会では『リサーチ・ガイド商学』を発行し、学生に配布している。ただし、現状では商学会の学生会員にのみ配布される、商学会独自のサービスである。この種のサービスは商学会との共同により学部生全員に提供される方向へと充実させていくことが望まれる。

なお、2005 年 5 月に学部内に FD 委員会が設置され、FD の継続的実施のための基盤が整備された。現在は教育の改善と活性化のための方策を専門的に検討している。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

シラバスは全科目で同一の書式をとっているため、見やすいものとなっている。「学生による授業評価」アンケートに対して教員も協力的である。FD の継続的実施のために FD 委員会が学部内に設置されたことは評価できる。

しかしながら、シラバスに若干の精粗が見られ、必ずしもすべての科目のシラバスで学生が履修を検討する際に必要かつ十分な内容を持っているとは言えない。一方で、シラバスをよく参考にして履修手続きを行なっている学生がほとんどであるとは言い難く、シラバスを見ずに風評と科目名と曜限で履修を決める学生も少なくない。

また、「学生による授業評価」アンケートがどのように授業改善に活かすかは基本的に担当教員の判断に委ねられており、どのように授業が改善されたかは把握することが難しい。2003 年度からアンケート結果についての学生に対するフィードバックとして「アンケートに対するコメント」の提出・公開制度が全学共通教育機構授業評価部門委員会によって実施されているが、このコメントを提出した専任教員は本学部では 2004 年度春学期 3 名、秋学期 3 名とごく限られている。「学生による授業評価」アンケートが、授業改善に活かされるのかわからないとする学生の声もある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

シラバスをすべての科目について必要かつ十分な内容にするために、学生が科目選択においていかなる情報をどのように活用しているのかをヒアリングしたり、アンケート調査をする一方、その結果について教員間で議論を進め、学生にとって有益でわかりやすいシラバスを作成するよう学部全体で取り組むことが求められる。

学生による授業評価アンケートを材料として授業のあり方・進め方について教室で学生と対話する機会を設けたり、教員と学生とが参加する授業改善シンポジウムの開催といった、授業に関する学生の声を学部として授業改善に生かすとりくみが FD 委員会で検討されている。卒業生に対する在学時の教育内容点方法を評価させる仕組みや学生満足度調査の導入についても検討する必要があろう。

オ　授業形態と授業方法との関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

科目種類別の受講生規模を見ると、以下の諸点が読みとれる。専門科目のうち必修科目「基礎演習」20 クラスは 21～50 人規模のクラスであるが、同じ必修科目に 101～500 人規模のクラスが存在している。一方、専門科目の多くは選択科目であるが、受講生が 100 人までの規模の科目数の比率は 3 割強、200 人までの規模の科目数の比率は 6 割、それ以外はいわゆる大人数教室での講義の形となっている。受講生 500 人以上の科目数の比率は約 1 割となっている。200 人以下の規模の科目数がせめて全体の 8 割程度となることが望ま

しいように思われる。しかし、この種の分布は基本的に学生数と教員数との比率に依存して決定されるのであり、最適教員数については今後さらに検討されていく必要があるものと思われる。商学部では、少人数規模の演習形態の「基礎演習」（必修科目）、「演習」「専門演習」「卒業研究」（選択科目）を教育上の特長の一つにしている。そのうちの約7割は20人以下で少人数教育の名に恥じない水準となっているが、3割強がこれを越える受講生数を抱えている。その割合もせめて2割程度とすることが望まれるが、これも演習の履修学生数制限の程度と教員数の比率に依存するのであり、最適規模や演習数を実現するための措置を検討することが望ましい。

（イ）マルチメディアを活用した教育

マルチメディアを活用した教育のとりくみとしてまず挙げなければならないことは、本学で2005年度から本格的に運用が開始されたWEBを利用する授業支援システム（現代GPに採択されたCEASなど）の利用が本学部においても始まっていることである。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

商学部も大規模私立大学の一学部として、特に必修科目や演習科目については概ね少人数教育が実施されていると言える。

しかし、選択科目のなかには多人数授業も少なからず存在し、教育効果の観点から問題がないとは言えない。本学の学舎や教室の数ないし規模は概ね妥当な状況にあると考えられることから、他人数教室の問題は基本的には学生定員と教員数との比率に規定される性質のものであり、今後ともこの点の改善が望まれる。同時に、教育現場にITを活用しながら問題の解消に当たることも積極的に検討していく必要がある。

授業支援システムやマルチメディア・コンテンツの活用については、これらの情報機器に不慣れな教員も少なくなく、科目種別、担当教員別でばらつきが少なくない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

当面、学生数と教員数の比率を直ちに改善することは不可能であることを考慮すれば、教育現場へのIT活用をさらに積極化させることも重要と考える。その場合には、教員自身がITを利用した教育手法を身につけるとともに、これを支援する能力開発スキームとTA（ティーチング・アシスタント）・SA（スチューデント・アシスタント）制度の充実が望まれる。

各種のマルチメディア・コンテンツもそのための開発環境も充実しつつあるので、従来のように語学関連科目のみならず、専門教育科目を含めて広く新しいメディアが積極的に活用されることが望まれる。そのためには、多くの教員が情報機器の操作に習熟し、マルチメディア・コンテンツを容易かつ積極的に利用・開発し得る環境を整備することも不可欠である。これらの情報機器に不慣れな教員も少なくなく、その活用方法を研究・習得する研修を用意する必要もある。同時に、情報機器の操作やコンテンツの開発支援を行なうTA・SA制度と、従来から進められてきたマルチメディア・コンテンツを授業で活用しやすい教室環境の整備・メンテナンスがより一層必要である。

既述のとおり多人数の受講生を抱える専門科目も少なくない。教室の利用可能性にも制約されるが、そのような科目についてはむしろ積極的に遠隔授業の仕組みを活用することが望まれる。また、学術交流協定のある外国大学等と今後は教育面での提携強化を図りつつ、これを遠隔の合同授業を実践していく等の仕組みを構築することも望まれる。そのためには、教員が語学能力を高め、その維持を図る研修等の機会をさらに多く与えられるとともに、その能力を活用しつつ国境を越えた遠隔授業等が実施されるための環境整備が必要となる。また、国内にも提携大学を持つことで、同様の試みを行うなり、また個々の教員ベースで相互に遠隔授業を行い、学生の討論の機会を増やすことを試みる等に対しては、教員のその種の作業を補完するためにTA・SA等で支援していく仕組みの整備が不可欠である。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

一般社会の国際化の進展、ならびに学術の国際的発展という状況に鑑み、本学部での教育と研究面での国際化をいっそう促進することは至上の命題であると認識している。そのために、全学的制度として在外研究制度や学会報告に対する財政的支援の制度が各種存在する。本学部はこれらの制度を活用しようとする教員を積極的に後押しする雰囲気に満ちている。とりわけ若手教員が在外研究の機会を得たいとする要望は可能なかぎり尊重し、これを実現させる仕組みと雰囲気が本学部には伝統的に存在している。たとえば、在外研究員については2003年度では、1年2名、半年1名、2004年度では、1年2名、半年1名であり、研修員については、2003年度は2名、2004年度は1名となっている。また補助金を受けた外国出張は、2003年度で学会発表 1名、学会参加 1名、調査 2名、2004年度は学会参加 1名となっている。

このような学術調査在外研究等を通じて出向いた大学等での人的交流を前提に、これを国内に持ち込み、学部の教育研究の国際化を積極的に進展させつつある教員も少なくないが、それはそうした各種在外研究制度が有効活用されている証左とみなすことができる。海外研究員との交流の機会を活用して、これを教育面で活かす工夫は種々図られており（学部での特別講義・講演等）、在外研究の成果が学生にも還元される仕組みは存在していないわけではない。ただし今後は、この種の試みをさらに拡大していくことが必要であり、それは個々の教員の自主的努力に依存するばかりではなく、学部として積極的に取り組むことが望まれる。

外国から学生を受け入れて学習機会を与える意味での教育面での国際化にも本学部は熱心であり、本学部は関西大学で留学生が最も多い学部となっている。他方、学部学生を海外に派遣する仕組みはまだ脆弱であるが、教員が自主的にゼミ旅行として海外に学生を連れて行き、現地の学生と交流を実施しているケースもある。今後は、海外の学生との交流を促進する財政的支援制度を学部独自にも設けることが望まれる。

なお、国内においてもたとえば実業界との交流を教員研究者レベルのみならず、学部学生に対する教育レベルにも及ぶような仕組みは、部分的に存在する。たとえば、専門教育科目でのゲスト・スピーカー制度や特殊講義科目での実業家非常勤講師の採用等である。今後とも、本学部の特質を踏まえて、このような学内外の交流も活性化することがさらに望まれる。また「日本経済インターゼミナール大会」が毎年定期的に実施されるのを利用して、本学部と他大学の学生が交流を深めているゼミナール（「卒業研究」「専門演習」）は2002年度で3ゼミ、2003年度で3ゼミ、2004年度で3ゼミと少ない。これについては、このとりくみの主体である商学部のゼミに所属する学生で組織されている「商学部ゼミナール協議会」へ助言や便宜提供を通じて本学部は支援している。

【点検・評価】

本学では海外との交流を促進させる制度が近年急速に整えられてきた。しかし、その十分な活用を保証するような奨学金や授業料減免、宿泊施設など他の制度的措置が整わないために、実際の活用は十分に進んでいるとは言い難い。

海外との研究・教育双方における交流を実際に促進するためには、単に在外研究や学生留学等の諸制度を整備するだけではなく、日常的な教育研究の活動との齟齬をきたさないような上記の制度整備も不可欠である。それ以外にも整備されるべき制度的措置等の洗い出しと、その改善や実現に向けた努力を行う必要がある。

３　学生の受け入れ

商学部では、学部としての理念に基づき、一般入学試験に加えて、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ学習意欲のある学生を受け入れるための多様な選抜方法を取り入れている。異なる学習歴や特色をもつ学生の関心・能力を育むことが「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成という商学部の教育目的にもかなうと考えるからである。また、2006 年度からは、センター利用入学試験を新たに導入する予定であり、より多様で優れた学生の確保をめざしている。

一般入学試験に関しては全学の記載において詳細に述べてあるので、ここでは商学部独自の選抜方法、方針等を中心に説明する。

(1) 入学者受け入れ方針

【現状の説明】

次項（2）で述べる募集・選抜方法によってどの程度の数の学生を入学させるかについて、商学部では次のような方針を立てている。それは、一般入学試験で約 50%、指定校制推薦入学および指定校制（商業科）推薦入学で約 30%、残りの約 20%を公募制推薦入学、アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験、スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験等の入学制度で受け入れるという方針である。これに対し、2005 年度の入学者数は、一般入学試験で 53.4%、指定校推薦入学および指定校（商業科）推薦入学で 28.0%、その他入学制度で 18.6%となっており、概ね上記の方針に沿った実績となっている。

また、商学部は「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という教育目的のもとに「開かれた大学」「情報化社会への対応」「国際化の推進」の三つを教育目標として掲げており、入学試験もまたその目標に合致するよう、基本的な科目を設定している。具体的には、次のようである。

ア　3 教科型：英語・国語・社会（地歴公民）または数学

一般入学試験（A 日程、S 日程、後期 B 日程）は、いずれも英語と国語の 2 科目を必須受験科目とし、もう 1 科目は社会（地歴公民）または数学を選択科目として配置している。

このように、入学試験科目においては特に、英語と国語を重要視していることが特色となっている。また、他の科目としては、社会または数学を配置している。

イ　面接・書類選考の重視

面接や書類選考を重視しているのは、指定校推薦入学および指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学、ならびに AO 入学試験である。これは単なる知識量ではその能力を判定することの困難な多様な学生を受け入れることを狙いとしており、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成という商学部の教育目的にかなう方針といえる。具体的には、次のようである。

（ア）英語の重視

商学部独自の制度である指定校（商業科）推薦入学および公募制推薦入学では共に、実用英語技能検定 2 級以上、または全国商業高等学校協会英語検定 1 級の検定試験に合格していることを出願資格の必須条件として課している。また、外国人学部留学生入学試験、DD 入学試験では、いずれも英語を受験必須科目としている。

（イ）商業に関する科目（簿記、情報処理）の重視

商学部独自の指定校（商業科）推薦入学および公募制推薦入学では共に、日本商工会議所簿記検定 2 級以上等の簿記に関する検定試験、または経済産業省基本情報技術者試験等の情報処理に関する検定試験のうち、少なくともいずれか一つに合格していることを出願資格の必須条件として課している。

【点検・評価】

〈長所〉

一般入学試験で約 50%、指定校制推薦入学および指定校制（商業科）推薦入学で約 30%、残りの約 20%を公募制推薦入学・ＡＯ入学試験・ＳＦ入学試験等の入学試験で受け入れるという方針は商学部が独自に設定しているが、知識を問う一般入学試験と、偏差値にあらわれない学習意欲や帰属意識、外国語の能力など多様な実力を問う指定校推薦入学等の制度とのバランスが良く取れているといえる。

〈問題点〉

商学部ではこれまでセンター利用入学試験の導入を見合わせてきたが、それにより多様な分野の知識や学力を有する受験生を受け入れる機会が狭められていたことは否定できない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

商学部は、2006 年度より、センター利用入学試験を導入する。この入学試験は、前期Ａ方式と前期Ｂ方式からなり、いずれも個別学力試験は課さない。まず、前期Ａ方式に関しては、募集人員は約 15 名（うちフレックスコースはなし）であり、国語と英語を必須科目とし、もう 1 科目は社会（地歴公民）、数学または理科からの選択科目とする。他方、前期Ｂ方式に関しては、募集人員は約 5 名（うちフレックスコースは 3 名）であり、国語と数学（簿記・会計）を必須科目とし、もう 1 科目は英語または社会（地歴公民）からの選択科目とする。この制度の特色は、前期Ｂ方式の必須科目の一つとして数学（簿記・会計）を課していることにある。

（2）学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

商学部の場合、2005 年度の全入学者（履修届提出者）800 名（うちフレックスコースは 47 名）のうち、一般入学試験による入学者は 427 名（うちフレックスコースは 18 名）、その他の多様な入学試験による入学者は 373 名（うちフレックスコースは 29 名）であった。このように、多様な入学試験を通じて入学してくる学生がかなりの割合を占めている。

ア　一般入学試験

受験生の学力面を重要視する試験で、英語・国語・社会（地歴公民）または数学の 3 科目で行われる。配点は英語 200 点、国語 200 点、社会（数学）100 点とし、基礎的な学力を試すことを目的としている。また、商学部独自の科目構成は行っていない。2 月初旬にＡ・Ｓ日程、3 月初旬にＢ日程の入学試験が行われ、本学商学部への入学を希望する受験生に受験機会を複数提供している。合否判定についてはＡ・Ｓ日程については一括して行っているが､公正を期すためにＡ日程とＳ日程において出題された問題の難易度の差を勘案し、得点データに統計的な処理をした上で判定を行っている。

イ　指定校制推薦入学および指定校制（商業科）推薦入学

商学部における勉学を強く希望し、かつ所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることで学生の質を維持・向上すること目的として1987年度から導入した。指定校の選定は、基本的には商学部への入学者実績および合格者実績を基準として決定している。また、一定以上の実績を残している指定校については募集人数を複数名にする措置をとり、逆に、応募実績や入学後の追跡調査の結果が思わしくない場合には、指定校に注意または警告し、それでも改善が見られない場合には指定を取り消すといった点検をたえず実施している。

1999年度からは、それまで近畿圏については指定校１校につき一律男女１名ずつ計２名としてきた募集定員を､応募する側の便宜を考慮し、性別を問わず１名枠と２名枠の指定校とする措置をとった。また、入学後

の追跡調査により、商業科出身の学生は学習意欲が高く成績も良好であることが判明したため、2003年度からは、従来の普通科・国際科・英語科・理数科に加えて、商業に関する学科も対象としている。この指定校制（商業科）推薦入学は、商学部独自の制度である。

近年、高等学校における制度改革が進展していることを反映して、学科の多様化・複雑化が著しい。商学部では、そのような変化に対応するために、高等学校のパンフレットやホームページを調べたり、必要とあれば当該の高等学校に直接問い合わせたりといった所作を講じることで、絶えず推薦入学の対象となる学科を調査している。この点は、次の公募制推薦入学においても同様である。

指定校制推薦入学の場合、その応募資格は内申成績の評定平均値4.0以上で、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。他方、指定校（商業科）推薦入学の場合、その応募資格は内申成績の評定平均値4.3以上、日商簿記検定２級レベルの簿記あるいは情報処理などの検定試験と実用英語技能検定２級クラスの英語の検定試験とに合格しており、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。合否判定に関しては、成績、推薦書、調査書、志望理由書などをもとに総合的に判断している。この制度は本学部と指定校との信頼関係に基づいており、新規指定校を中心に毎年10校程度、高等学校を訪問し、信頼関係の維持発展に努めている。なお、推薦依頼の時期は6月中旬である。

2005年度は、指定校254校（うち商業科26校）、依頼人員319名（うち商業科26名）、募集人員約220名（うち商業科約20名）に対し、応募が224名である。その全員が入学しており（うちフレックスコースはなし）、商学部全入学者800名に占める割合は28.0％である。

ウ　公募制推薦入学

商学部が独自に実施している公募制の推薦入学制度である。特に商業に関する学科の生徒を対象とする入学制度であることに特色があり、所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることで、商学に関心の高い優れた学生を確保することを目的として1987年度から導入した。

出願資格は、商業に関する学科の生徒であり、内申成績の評定平均値4.0以上、日商簿記検定２級レベルの簿記あるいは情報処理などの検定試験と実用英語技能検定２級クラスの英語の検定試験とに合格しており、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。合否判定に関しては、資格要件を満たした者のなかから、小論文の評価と２人１組の面接の結果を総合的に判断している。なお、推薦依頼の時期は６月中旬である。また、指定校推薦入学および指定校（商業科）推薦入学においても述べたように、高等学校における制度改革の進展という現状を踏まえ、絶えず推薦入学の対象となる学科を調査している。

2005年度は、1,073校に対し推薦依頼を行った結果、約25名の募集に対して応募が30名あり、合格者28名、入学者28名（うちフレックスコース2名）となっている。

エ　アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験

起業に関心のある者もしくは、ボランティア活動で顕著な実績を有する者、理系の素養を持つ者、高度な資格を持つ者、学術・文化・芸術およびスポーツ活動で優れた実績をあげた者を対象とする入学試験であり、書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入学試験として 2002 年度から導入した。出願資格は高校での評定平均値が 3.5 以上であり、出願期間は 9 月下旬から 10 月上旬にかけての約 1 週間である。

選考は2段階で実施している。第１次選考では、志望理由書と起業モデルの企画書ないし出願資格を証明する資料をもとに、商学部から選出される３名の委員が合否判定の原案を作成し、全学ＡＯ入学試験委員会で決定がなされる（第1次審査結果）。第2次選考は商学部において行うもので、3名の面接委員が15分程度の面接（起業に関心のある者については10分程度のプレゼンテーションと15分程度の面接）を行って、各面接委員の評価を総合して受験者の席次を決定する（第2次審査結果）。こうして得られた第1次審査結果と第2次審査結果をもとに、教授会で最終合格者を決定する。

2005 年度は、約 20 名の募集に対して志願者が 36 名、合格者 9 名、入学者 7 名（うちフレックスコースはなし）である。

オ　スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験

優れたスポーツ実績・能力をもつ高校生を対象に実施する入学試験として 2003 年度から導入した。出願期間は 8 月下旬から 9 月上旬にかけての約１週間である。この入学試験に関しては、商学部独自の選抜方法はとっていない。ただし、商学部での受け入れは、フレックスコースに限定している。

商学部の場合、2005 年度は、約 10 名の募集に対して志願者が 41 名、合格者 23 名、入学者 23 名（全員がフレックスコース）である。

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、本学への帰属意識の高い生徒を対象とする入学試験であり、全学で実施している。1948 年の第一高等学校設立以来実施しているが、現行の制度となったのは 2004 年度からである。

出願日は 1 月上旬に設定しており、また、個別学力試験等は実施せず、内申書による得点と外部テストの得点を総合的に評価して合否判定を行っている。

2005 年度は、約 50 名の募集に対して志願者が 48 名、合格者 48 名、入学者 48 名（うちフレックスコースはなし）である。

なお、2003 年度までは、スポーツ・文化活動で優れた実績をあげた者については、合否判定の際にその実績をも含めて総合的に評価していたが、2004 年度からは、そうした実績をあげた者を対象とする入学試験（次の「関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験」）を新たに導入した。

キ　関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験

商学部独自の入学試験である。関西大学第一高等学校において優れた学業成績をあげた者、あるいは一定の学業成績を修めるとともにスポーツ・文化活動で顕著な実績をあげた者で、商学部での勉学を強く希望する個性豊かな卒業見込者を対象とする入学試験として 2004 年度から導入した。出願日は 10 月下旬に設定している。個別学力試験等は実施せず、11 月上旬に行う面接によって選考する。

2005 年度は、約 10 名の募集に対して志願者が 10 名、合格者 10 名、入学者 10 名（うちフレックスコースはなし）である。

ク　社会人入学試験

実社会での経験を持ち、目的意識が明確で勉学意欲のある社会人や生涯学習として高等教育の機会を求める者を対象とする入学試験である。工学部を除くすべての学部において一斉に実施し、出願期間は 10 月中旬であり、試験日は 11 月上旬である。商学部の場合、時事問題等をテーマとする小論文と面接によって選考を行い、また、受け入れはフレックスコースに限定される。

2005 年度は、約 10 名の募集に対して志願者が 11 名、合格者６名、入学者４名（全員がフレックスコース）である。

ケ　外国人学部留学生入学試験

本学での勉学を望む留学生を対象とする入学試験で、全学部で実施されている。出願期間は 10 月前半の約２週間であり、試験日は 11 月上旬である。商学部では、英語、日本語および面接によって選考を行い、また、受け入れはデイタイムコースに限定している。

2005 年度は、約 20 名の募集に対して志願者が 59 名、合格者 30 名、入学者 26 名（うちフレックスコース

はなし）である。全学における入学者は 73 名であるから、商学部のシェアは 35.6％であり、全学で最も高い値となっている。

コ　帰国生徒入学試験

帰国生徒を対象とする入学試験である。しかしながら、志願者、入学者ともに激減した（2002 年度の入学者は２名であった）ことと、ＡＯ入学試験の資格要件（高度な資格）のひとつとして英語に関わる資格を課していることから、2003 年度より募集を停止している。

サ　デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験

アメリカのウェブスター大学に留学し、本学とウェブスター大学双方の学位を取得することができるプログラムを履修する生徒を募集する入学試験である。出願期間は 10 月中旬ごろの約１週間であり、試験日（面接日）は 11 月下旬である。

出願資格は優れた英語能力を有していることであり、具体的な基準としては、①ＴＯＥＦＬスコア173点以上（Computer-Based Testing）または500点以上（Paper-Based Testing）、②実用英語技能検定準一級以上、③ＴＯＥＩＣスコア650点以上、④国連英検Ｂ級以上、⑤ＩＥＬＴＳ5.5バンド以上、としている。選考は外国語教育研究機構所属の教員１名を含む３名の教員による英語と日本語での面接によって行い、各教員の評価を総合して合否判定を下している。

2005 年度は、約 10 名の募集に対して志願者が４名、合格者３名、入学者３名（うちフレックスコースはなし）である。

シ　編・転入学試験

編・転入学試験は全学部で実施している。出願期間は 10 月中旬の約１週間であり、試験日は 11 月上旬である。商学部では、３年次への編・転入学のみを行っており、外国語（英語 100 点）と専門科目（商学・経営学・経済学・会計学から 2 科目 100 点）によって選考している。

2005 年度は、若干名の募集に対して志願者が 35 名、合格者６名、入学者４名（うちフレックスコースはなし）である。

ス　社会人編・転入学試験

社会人編・転入学試験は、文学部、経済学部、商学部の３学部で実施している。出願期間は 10 月中旬の約１週間であり、試験日は 11 月上旬である。商学部では、３年次への編・転入学のみを行っており、面接と専門科目（商学・経営学・経済学・会計学から１科目選択）によって選考している。また、受け入れはフレックスコースに限定している。

2005 年度は、若干名の募集に対して志願者が６名、合格者３名、入学者３名（全員がフレックスコース）である。

【点検・評価】

〈長所〉

商学部の学生募集方法、入学者選抜方法の長所としては、次の点を挙げることができる。

第 1 は、全学的な入学試験と商学部独自の入学試験を併用することにより、一般受験生のみならず、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れが可能になっており、それが商学部の掲げる三つの教育目標の一つである「開かれた大学」に合致していることである。

第 2 に、指定校制推薦入学および指定校制（商業科）推薦入学という入学制度は、高等学校との信頼関係のもとに成立する推薦制度であるため、まじめで意欲的な学生を確保でき、実際、入学後の成績がおおむね

良好である。また、実績に応じて、募集割り当てを複数名にしたり、逆に指定を取り消したりといった点検・改善をたえず行っていることと、新規指定校を中心に毎年10校程度、高等学校を訪問し、信頼関係の維持・発展に努めていることも長所に挙げることができる。さらに、近年、高等学校における制度改革が進展していることを反映して、学科の多様化・複雑化が著しい。商学部では、そのような変化に対応するために、高等学校のパンフレットやホームページを調べたり、必要とあれば当該の高等学校に直接問い合わせたりといった所作を講じていることも長所に挙げることができよう。最後の点は、次の公募制推薦入学においても同様である。

第3は、商学部独自の指定校（商業科）推薦入学および公募制推薦入学における出願資格が、商学部の掲げる教育目標と合致していることである。この入学制度は、商業に関する学科の生徒を対象としていることに特色があり、また、その出願資格には、簿記あるいは情報処理などの検定試験と英語の検定試験とに合格していることという条件が含まれており、商学部の掲げる三つの教育目標の二つ、「情報化社会への対応」と「国際化の推進」に合致している。

第4は、商学部独自のチャレンジ入学試験における出願資格が、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れに貢献していることである。系列校である関西大学第一高等学校の卒業見込者を対象とした試験において、全学的に導入されている試験に加えて、商学部独自にチャレンジ入学試験を実施している。この試験は、第一高等学校の卒業見込者向けのＡＯ入学試験という性格を有し、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れに貢献している。

第5は、外国人学部留学生入学試験による入学者の割合が、他の学部に比して相対的に高いことがある。商学部の場合、全学の当該試験入学者の35.6%を占めている。この試験は本学での勉学を望む留学生を対象とする入学試験であり、商学部の掲げる三つの教育目標の一つである「国際化の推進」と合致している。

第6に、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験による入学者は、他の入学試験を経て入学してくる学生と比べて概して入学後の成績が優秀であるだけでなく、英語力や勉学意欲の点で周囲の学生にとって好影響を及ぼしていることが指摘される。

〈問題点〉

商学部の入学試験制度における問題点としては以下の5点があげられる。第1は、一般入学試験における成績上位合格者の入学率が必ずしも高いとはいえないこと、第2は、指定校推薦入学において推薦を辞退する高校が少なくないこと、第3に、スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験の入学者をすべてフレックスコースに受け入れているが、授業時間とスポーツの練習時間が重なるといった事態が生じていること、第4に、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験は、募集定員10名に対し、志願者数が2001年度５名、2002年度４名、2003年度４名、2004年度１名、2005年度４名となっており、恒常的に志願者数の低迷が続いていること、第5に、外国人学部留学生入学試験の志願者数の変動が激しいことと、入学者の出身国にかなりの偏りが見られること、がある。実際、この試験の志願者数は、2001年度52名、2002年度87名、2003年度66名、2004年度99名、2005年度59名となっているが、入学者において中華人民共和国からの留学生が占めるシェアは、2001年度60.9%、2002年度90.0%、2003年度69.6%、2004年度94.4%、2005年度88.5%ときわめて多くなっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

以上をふまえて今後の課題としては以下の５点が指摘されよう。第1に、一般入学試験における成績上位合格者の入学率を高め、入学後に学習に専念できるようにすることである。同試験の成績上位合格者に対して奨学金を給付する旨の通知を2001年度から合格通知とともに送付すると同時に、当該奨学金制度の存在を大学案内等で公表している。2005年度の実績では、この奨学金を受給している学生は、１年次生23名（一般入学試験（Ａ・Ｓ日程）およびＡＯ入学試験の成績上位者）、２年次生28名（１年次の給付対象者に継続給付、ただし成績不良者は給付停止）、３年次生38名（通算の修得科目（卒業所要科目）の平均点の成績上位者）、４年次生39名（通算の修得科目（卒業所要科目）の平均点の成績上位者）となっている。

第2は、高等学校の変化が激しいことをも考慮すれば、指定校推薦入学において推薦を辞退する高校が今後も出続けることは避けられない。しかしながら、高等学校との信頼関係の下での推薦制度であるから、商学部入学試験検討委員会では、入学実績や入学後の成績をもとに指定校の見直しを絶えず行うとともに、指定校訪問を一層精力的に実施していく方向で検討がなされている。

そして第3に、商学部においてＳＦ入学試験の入学者をすべてフレックスコースに受け入れていることに伴う問題については、2007 年度以降に予定されているフレックスコースとデイタイムコースの統合により、解消を目指す。

第4に、ＤＤ入学試験に関しては、全学的な委員会のもとで、制度の再検討とウェブスター大学との協議を改めて行う準備を進めている。

第5に、外国人学部留学生入学試験の志願者数の変動を安定化させ、また、入学者の出身国に見受けられる偏りを緩和するための方策の一つとして、協定校を中心に現地での受け入れ態勢を整備することが、商学部入学試験検討委員会における検討課題である。

（3）入学者選抜の仕組みとその検証

【現状の説明】

入学試験は日程や問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従って行われるが、学部から選出された入学試験主事が学部の意向を入学試験主事会に伝え、全学の入学試験方針について学部に伝える役割を果たしている。

本学部が独自に問題作成を行っているのは、公募制推薦入学、ＡＯ入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験、社会人編・転入学試験である。また、本学部が独自に面接試験を行っているのは、指定校制推薦入学および指定校制（商業科）推薦入学、公募制推薦入学、ＡＯ入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、社会人編・転入学試験である。これらの面接試験は学部教員が必ず２名以上のチームを組んで行っており、面接試験の評価はすべて規定の面接試験票に、ＡＯ入学試験とＳＦ入学試験の場合は４段階（ＡＢＣＤ）、その他は５段階（ＡＢＣＤＥ）で記入することにしている。

いずれの入学試験の場合にも合否判定は教授会において行なわれる。合否判定の教授会においては、すべての得点データおよび他の判定資料を明らかにした上で説明がなされ、また本学部独自に問題作成や面接を行っている場合には出題者および面接者からの出題内容と採点結果について報告・点検を行った後に、審議を経て決定される。

異なる入学試験で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査も毎年実施しており、入学者選抜方法の検証する材料として活用している。一例として、2004 年度入学生のデータをもとに分析した結果をみると、学業成績（平均点）の高い順に、指定校推薦入学（商業科を含む）、公募制推薦入学、関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験、一般入学試験、ＡＯ入学試験、ＤＤ入学試験、外国人学部留学生入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験となっている。指定校推薦入学、公募制推薦入学、チャレンジ入学試験などの勉学意欲を評価する入学試験での入学生の学業成績が良好であることがわかる。

【点検・評価】

〈長所〉

入学制度別でみた入学生の入学後の成績分布から判断する限り、各入学制度のねらいは全体として達成されている。とくに、受験生に対する入学試験情報発信および学部広報や入試選抜基準の公平性・透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮を加えている。

第1に、商学部では、学部紹介パンフレットを毎年作成し、入学試験説明会などで配布している。内容は、

コース制を柱としたカリキュラム体系、教員紹介、学生・卒業生の声、就職実績などである。７月末と８月後半に開催されるサマーキャンパス、９月下旬に行われるトライキャンパスには、学部執行部および学部職員が出席して受験生の相談に応じるほか、学部施設の見学などを行っている。また学部のホームページでは、学部紹介パンフレットの内容を中心に情報を発信している。その他、入学試験部が行う高校での模擬講義や、ＵＩ活動の一環として大学として行う各地方での広報活動にも学部として参加し、学部教育について広報活動を広く行っている。

第２の公平性・透明性であるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平が生じないように素点に統計処理を行った上で判定に用いている。同様の統計処理は関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験における入学試験得点と内申書得点にも施され、両得点の配分に不公平が生じないように配慮している。

また商学部が独自に作成している入学試験問題について、教授会における合否判定の際にそれぞれの得点分布が示され、問題の難易度がわかるようになっていると同時に、出題者からの出題内容と採点結果について報告が必ずなされることになっている。面接試験については、統一した面接票を用いて評価基準を一定に保つとともに、面接者がＤまたはＥとの評価した場合には、合否判定の教授会においてその理由が説明されることで、公平性・透明性を確保している。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

入学生の入学後の成績だけから目標達成度を推し量ることが困難な関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験については、別の評価尺度が必要である。

上記の困難を伴う入学者選抜方法を評価するための方策としてはクラス・ゼミ担当教員へのヒアリングなどが考えられるが、評価尺度自体の開発を伴うなど障害が多く、今後の課題である。

（4）入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

商学部は、指定校推薦入学および指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験においてさまざまな形態や取り組みを通じて高等学校側との連携の強化や相互の交流に努めてきた。

【点検・評価】

高等学校との信頼関係・協力関係の下、優秀で個性あふれる学生を確保することに成果を上げているが、すでに述べたように、高等学校側における教科科目や進路指導面での変化が激しいことから、それぞれの高等学校の置かれている状況を正確に把握することは必ずしも容易でない。

今後、高等学校との間でのインターネットを活用した情報交換を活発化することはもちろん、高校訪問を一層精力的に実施していくといった積極的な方策が必要である。

（5）科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

業務や資格取得の必要上や生涯学習の観点からの学習機会を提供するために行っている。出願資格は、高等学校卒業者またはそれと同等以上の学力があると認められた者であり、選考方法は書類審査で行われ、教授会が履修許可を与えている。受講目的を見ると聴講生・科目等履修生ともに自己研鑽が多く、生涯学習の場として活用されていることがわかる。科目等履修生は2003年度ではデイタイムコース４名、フレックスコース５名、2004年度では同８名、６名となっている。また聴講生は2003年度ではデイタイムコース０名、フ

レックスコース１名、2004 年度では同１名、３名である。

【点検・評価】

必要な人が必要な時に利用しており、この制度の意義が生かされているといえる。

(6) 定員管理

【現状の説明】

2005 年度では、大学基礎データ表 14 に示すように、在籍学生総数は収容定員の 1.19 倍となっている。差し当たって授業に多大な支障が出ているわけではないが、学部としてはより収容定員に近づける方向でこの間努力を重ねてきており、その結果、在籍年次が低くなるにつれて学生数が減少している。

【点検・評価】

特に著しい定員超過も定員割れもなく、適正な定員管理水準にあるといえる。したがって、重大な問題点はない。ただし、2007 年度以降に予定されているフレックスコースとデイタイムコースの統合に関連して注意すべき点がある。商学部は、この統合を円滑に行うためには、デイタイムコースとフレックスコースの間において一般入学試験合格者の得点格差をできるだけ小さくしておく必要があると考え、フレックスコースの合格者数を絞り込んできている。実際、2005 年度では、フレックスコースの募集定員約 80 名に対し、志願者 363 名、合格者 103 名、入学者 47 名（うち一般入学試験 18 名）となっている。これは定員割れの状態であるが、しかし、それは円滑な制度変更を実現するための措置を商学部が意図的にとっているためである。

(7) 編・転入学者、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学

商学部に編・転入学する場合には、編・転入学試験または社会人編・転入学試験を受け、合格する必要がある。社会人編・転入学試験については、「(2)学生募集方法、入学者選抜方法」のなかで述べた通りであるので省略し、以下では、2005 年度における編・転入学の現状について補足説明を行う。

まず、商学部における編・転入学試験の現状であるが、他学部から商学部への編・転入学者は０名、他大学から商学部への編・転入学者は７名である。他学部における編・転入学試験の現状からみると、商学部から他学部への編・転入学者は０名となっている。

イ　退学者（除籍者を含む）

近年における商学部の退学者・除籍者については、2002 年度 53 名（うちフレックスコースおよび第２部は 16 名）、2003 年度 65 名（うちフレックスコースおよび第２部は 18 名）、2004 年度 58 名（うちフレックスコースおよび第２部は 14 名）である。退学の理由は、一身上の都合というのが最も多い。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の制度が用意されており、その情報については『大学要覧』で学生に伝達している。

ウ　編・転入学および退学の申請があった場合の対応

編・転入学および退学の申請があった場合には、学生の希望を最大限に尊重しつつ、必要に応じて学部学生相談主事や演習担当の教員が相談に乗っている。

エ　単位取得の少ない学生に対する指導・助言

毎年、単位取得の少ない学生を集めて、学部執行部の教員が指導・助言を行っている。また、演習に参加している学生に対しては、演習担当指導教員が必要に応じて個別に対応している。

オ　欠席しがちな学生に対する心理的・身体的ケア

指導教員が必要に応じて対応しており、また、全学的には保健管理センター心理相談室において対応している。

【点検・評価】

編・転入学および退学に関しては、学生の希望を尊重しつつも、必要な場合には教員が相談に応じるという態勢が整っている。とくに退学に関する申請があった場合、学生のプライバシー保護の観点から、教員が詰問するわけにはいかず、学生の置かれている状況を正確に把握することが困難な場合がある。教育機関としては、学生が不本意な理由で退学するようなことがないよう、今後とも、退学者の状況を調査し、サポートする体制を強化していく必要がある。

4　教員組織

商学部は、大学全体の教育理念の「開かれた大学」「国際化の促進」「情報化社会への対応」に沿いながら、幅広い基礎知識や一般教養を有しつつ、個別専門分野で応用力にすぐれた知的で創造的な人間を育成するために、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成という教育目標をかかげ、そして、それを実現するために、商学部商学科のなかに、流通・経営・ファイナンス・会計・国際ビジネスコースの 5 コース制を採用している。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

大学基礎データ表 19 に示したとおり、2005 年度現在、商学部は 43 名の専任教員が在籍しており、全員が教授会の構成員である。専任教員全員が教授、助教授、専任講師いずれかの職位に該当し、助手や特任教員は配置していない。また、専任教員は全員、5 コースいずれかに所属している。

2005 年度における専任教員 1 人あたりの学生数は大学基礎データ表 19 に示したとおりである。専任教員 1 人あたりの学生数が 82.7 名である。このように教員 1 人あたりの学生数は、文系他学部と比較すると多い。それは、教養科目・外国語科目を担当する教員が商学部には 1 名しか存在しないということもあげられるが、基本的には商学部の専任教員それ自体が少ないことに起因する。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員の定年は、65 歳と定められているが、定年後5年間に限り毎年教授会の議を経て理事会の承認のもと1年単位で定年を延長することができる。すなわち、ある教員についてこの定年の延長の手続きが行われる場合には、最高 70 歳の教員が存在することになる。大学基礎データ表 21 から、商学部では、60 歳以下の教員の比率が全体の約 88%を占めており、他学部と比較すると、60 歳以下の教員の占有率は、高い方に位置づけられる。年齢構成を、5 歳刻みでみたときに構成比が最も高いのは 51 歳～55 歳の 25.6%である。年齢構成の中で、最も構成比が低いのは、66 歳～70 歳の 2.3%、26 歳～30 歳の 2.3%である。これらの年齢層を除いた場合、ほとんど、9%～14%の間で推移している。そのことから、バランスよく構成されていることがいえよう。

（イ）専任・兼任（非常勤比率）の比率

商学部の専任・兼任（非常勤講師）の比率は、大学基礎データ表 3 の通り、専門教育科目に関しては、52.2%である。文系他学部に比べれば、低いといえる。しかし、それは、専門性が高く多様性に富んだ教育を可能とするために、数多くの専門教育科目が開講されていることはむしろ積極的に評価されてよい。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性教員の占める割合について言えば、全 43 名のうち 2 名が女性教員であり全体の約 4.7%に該当する。このうち、１名が助教授、１名が専任講師である。文系他学部の中でみれば、女性教員は少ないと位置づけられる。しかし、それには、女子学生が占める割合が他学部文系にくらべて少なく、かつ、女性教員が商学部の教員を目指すことが少なかったという供給側の事情も関連していた。しかし、商学部における女子学生の割合の上昇、また、商学分野における女性教員数の上昇を受けて、商学部も積極的に女性教員の採用を行っている。それは、商学部に在籍する 2 人の女性教員の着任が 2000 年、2005 年と近年集中していることに現れている。

（エ）教員組織における社会人および外国人研究者の受け入れ状況

社会人（民間企業）からの受け入れは、これまで実績がない。しかし、それに対しては、カリキュラムの面で対応している。例えば、2004 年度より、物流に関わる実務家を非常勤講師に迎えて寄付講座を開設している。また、寄付講座以外の通常のカリキュラムでも、ビジネス事情、会計学特殊研究・経営学特殊研究等で実務家教員が講義を担当している。また、2002 年度からゲスト・スピーカー制度を採用することで、通常の授業に実務家をゲスト・スピーカーとして迎えることが可能となっている。

また、外国人教員に関して言えば、商学部では配置していないが、国際交流関連規程に基づいて、海外の協定校および研究期間から交換研究者・招聘研究者を受け入れ、学生向けの講演を開催している。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

商学部は、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」を育成するために、幅広い基礎知識や一般教養を有しつつ、個別専門分野で応用力にすぐれた専門教育の体得が学部の目標である。高度に優れた専門教育を可能とするためには、その基礎科目が重要となる。それゆえ、必修科目やそれに準ずる選択必修科目には、専任教員を配置している。大学で学習するうえでの基礎的な素養やリテラシーの体得と位置づけられる必修科目の「基礎演習」は、すべてのクラスが専任教員で担当している。さらには、専門教育を学ぶ上で、基礎科目と位置づけられる、必修科目「経済入門」、「現代経営」、「簿記演習」に関しても専任教員で担当している。

また、選択必修科目である「流通入門」「会計学概論」「現代社会と企業」にも、専任教員が配置されている。国際ビジネスコースの「国際ビジネス英語入門」は、少人数教育を科目の方針としているため、専任教員だけでなく、兼任教員も担当することとなるが、それ以外をみれば、基礎科目に位置づけられる科目は、ほとんど専任教員が担当している。

エ　教員間の連絡調整

商学部の専任教員は 5 コース（流通、ファイナンス、国際ビジネス、経営、会計の各コース）に所属する。主要科目に関しては、従来から基本的にはこの分野別コース毎にコース内の連絡や調整を周到に行ってきた。

そうした各コースの意向をもとに、学部全体的な視野でカリキュラムを調整・検討する組織として充実委員会がある。充実委員会は、各コースの意向に偏重がないよう、5 コース選出の委員と執行部の委員で審議される。充実委員会のメンバーは、学部長代理（委員長）、学部執行部の委員、5 つの分野別コース選出の委員各 2 名である。また、「基礎演習」に関しては、学部の基幹的な科目と位置づけられているために、連絡を密にとるべく「基礎演習連絡会議」が開催されている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

商学部の専任教員の年齢構成は幅広い年齢層に行き渡っており、バランスのよい構成となっている。また、専任比率が低いことも、商学部の理念を実現するために、数多い専門教育科目を開講していることに起因している。

そうした高度な専門教育を可能とするために、専門科目の基礎となる主要科目、基礎演習、必修科目、選択必修科目に専任教員を配置していることは適切であるといえる。また、寄付講座や、実務家が担当することができる科目の設置などは、商学部の理念を適切に実践しているといえよう。教員間の連絡調整においても、コース会議と充実委員会を経ることで、各コースの意向と、学部全体的な視野からの調整が可能となっている。多様な意見を縮約・整合できるようになっている。

しかし、教養科目や外国語科目の教員が一人しかいないことや、来年度開講されるアカウンティグスクールに３名が移行することを考え合わせると、専任教員の補充が急務である。商学部の基幹科目と位置づけられる「基礎演習」は学部の専任教員で行われ、さらに、主要な学務となる全学的な委員会等には、各学部から同人数派遣しなければならない。その意味で言えば、あらためて学部間の教員の適正な配置を行わなければならない。近年、女性教員の採用が増えているが、そうした女性教員や実務家、外国人研究者の受け入れについては、他学部に比べて進んでいるとはいえない。今後、一層の改善が望まれる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

女性教員の採用を増加させることは、後に述べる新たな人事制度においても可能になる。商学部では、公募制を人事制度の選択肢とすることで、広く人材を迎えることができるようになった。専任教員を公募で任用することで、より一層、男女に公平な応募の機会を提供することも可能である。また、特任教授など新たな雇用形態を検討することで、社会人や外国人研究者の受け入れも視野に入れることができる。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

情報処理関連科目の教育補助者については、機器の操作･運用に熟達した本学大学院の学生と上位年次の学部学生から選ばれている。総合情報学部の設立時（1994 年度）にＴＡ（ティーチング･アシスタント：大学院生）、ＳＡ（スチューデント･アシスタント：学部学生）制度が採用された。現在、1 年次配当科目である「情報処理基礎演習」5 科目、「情報処理応用演習」3 科目において受講学生約 20 名に対してＴＡ・ＳＡを各 1 名配置している。

また、情報処理科目にとどまらず、専門教育科目でも、教育補助者を割り当てる科目も存在する。例えば、データ分析論、データ・マイニング論などは、専門的な教育科目にも関わらず、授業内容において実習的な側面が強いため、教育補助者が割り当てられるようになった。

さらに、学生の自習に利用されているMMＬ室でのパソコン利用の際に補助員を配置している。ＴＡ・ＳＡと教員との連絡体制としては電子メールおよび連絡会議がある。そこでは、ＴＡ・ＳＡのとりまとめを行う大学院生を定め、教員とその他のＴＡ・ＳＡとの仲立人となり、調整の役割を果たしている。

【点検・評価】

〈長所〉

「情報処理基礎演習」は大学において学ぶために必要となるコンピュータリテラシーを習得するための演習科目であり、「情報処理応用演習」はその基礎をふまえて、さらに高度な情報技術を学ぶための演習科目として設置されている。情報処理基礎演習は５クラス開講し、情報処理応用演習は 4 クラス開講し、両者とも 1 クラス約 100 名の受講者定員を設けている。コンピュータを用いて進める実習において、教育補助者抜き

には効率的な運営は考えられないため、現在、受講学生約 20 名に対してＴＡ・ＳＡを１名配置していることは適切な処置といえよう。リテラシー教育にとどまらず、授業内容によっては、専門教育科目にも教育補助者が割り当てられることは、弾力的な措置が施されていると考えることができ、評価することができる。

〈問題点〉

パソコンの講習会における最適なＴＡの数は、ＴＡ１人あたり受講者約 10～15 名と言われており、現時点ではそれに見合うほど配置されていない。また、その他にも、情報処理演習以外の科目、例えば、「基礎演習」においても、コンピュータを用いた導入教育を行っているクラスが多い。また、クラスをグループに分け、ディベートを行っているものもある。こうしたクラスにおいても教育補助者は必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

必要が認められれば、情報処理演習関連の科目以外の専門科目にも教育補助者の措置が可能となったが、今後、それを他の専門教育科目にもさらに拡大し、必要に応じて一層弾力的に運営していくことが必要である。

（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

商学部で、教員募集のあり方を、「採用人事制度に関する内規」に定め、2005 年度より推薦制度から、公募を選択肢の一つとする新たな採用人事制度を設けることになった。その新たな人事制度は、本学部における教員の募集は、欠員が生じると予想される、または生じた段階で以下のプロセスを経て行われる。

①採用人事の必要が生じた場合に教授会によって人事委員会が設置される。構成メンバーは、各コースから１名、および学部長代理・教学主任の７名である。

②人事委員は、公募方式あるいは推薦方式（特別な理由の明記）、採用条件、選抜方法を決定する。

③候補者についての業績審査や面接を行う審査委員会が設置される。

④その後、審査委員会での審査を基に、教授会構成員の３分の２以上が出席した教授会で審議が行われる。了承となった後、最終的に理事会において決定される。

また、昇格人事制度に関しては、「商学部専任教員人事取扱いに関する内規」を定め、次のようなプロセスを経る。

①本学部教授会において審査委員３名を選出する。

②審査委員は教授会構成員の３分の２以上が出席した教授会において審査結果を報告し、教授会の審議を経て、最終的に理事会において決定される。

採用人事および昇格人事の基準については、後者について専任講師、助教授はそれぞれ３篇以上の論文を執筆していること、教授については著書１冊以上又はそれにかわりうる一連の体系化された論文という規定があり、前者についてもこれが基本的に踏襲されている。

専任教員の出身大学および出身大学院別の人数では、本学大学院を最終学歴とする者が専任教員の約 19%を占めていることがわかる。また、本学または本学大学院を最終学歴とする者の割合も約 23%である。

出身大学院の分布をみると、関西大学大学院（約 14%）、京都大学大学院（約 19%）、神戸大学大学院（約 19%）、大阪市立大学大学院（約 16%）となっており、これら４大学院で全体の 68%を占めている。他方、出身大学の分布を見ると、上記大学以外に、香川大学、神戸商科大学、同志社大学、早稲田大学までの８大学で上位約 70%を占めている。全体として大学に比べ、大学院の方が少し集中していると判断できる。

【点検・評価】

〈長所〉

大学院を持つ私立大学において、教員に占める自校出身者の割合が高くなる傾向があるのに対して、本学

部ではその割合は低いと言える。また、専任教員の出身大学および大学院は、大学院では少し集中の程度が高いものの、広く分布をしており、本学部の人事が公正かつ透明に行われてきたことを反映しているものと評価できる。さらに、公募制を人事採用の選択肢とすることで、より一層、公正かつ透明におこなわれることが可能となっている。また、採用人事の透明化とともに、硬直化しがちな科目について定期的に見直しを行う充実委員会人事検討小委員会などが設置されたことで、採用人事制度の透明性だけでなく、時代に適応する講義科目の設置・改廃などの変更も可能となっている。

〈問題点〉

問題点としては、新しい採用人事制度自体が新しく、実績がないことがあげられる。それゆえ、この制度を有効に活用しなければならない。また、上記で述べたように、社会人や外国人研究者を受け入れ可能とする新たな雇用形態を検討しなければならない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

社会人や外国人研究者を受け入れるためには、非常勤講師以外にも客員教授や特任教授、また期限付き教員や専門職大学院で実務家に適用されている本職を持ったまま専任教員として一定期間採用するなどの多様な雇用形態をもっと積極的に活用していくことが望まれる。

5　研究活動と研究環境

本学部は、教育目標の柱となっている国際化と情報化、さらには、現代の多様な環境変化に対応すべく、企業経営に関わる様々な研究領域専攻の教員から構成され、学際的な研究活動を展開している。さらに、近年、商学部の研究対象であるビジネス領域もグローバル化を進展させていることからも、研究活動やその内容も国際化をはかる必要がある。また、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」という商学部の教育目的を考慮すれば、教員の研究活動において産学連携を伴う必要もある。こうした国際化、そして産学連携が商学部の研究活動の到達目標となる。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況

商学部には、専任教員で組織する「関西大学商学会」が存在し、専任教員によって構成される「商学会常任委員会」のもと年6回『関西大学商学論集』を発行している。掲載に当たっては、執筆を希望する専任教員があらかじめ計画を提出し、「商学部常任委員会」の調整にもとづき掲載号を決めている。執筆者は、全教員43名のうち、2003年度は、13名、2004名は、19名である。2003年度および2004年度の執筆状況は、以下の通りである。

2003年度『商学論集』第48巻第1号～第6号　掲載論文数計38本

2004年度『商学論集』第49巻第1号～第6号　掲載論文数計43本

また、商学部では、「関西大学商学会」とは別に英文で論文を執筆する機会を設けている。『商学部欧文紀要』を「商学部欧文紀刊行委員会」のもと年1回発行している。「関西大学商学会」と同様に、掲載に当たっては、執筆を希望する教員があらかじめ計画を提出し、「商学部欧文紀要刊行委員会」の調整にもとづき掲載号を決めている。執筆者は、全教員43人のうち、2003年度は、3名、2004名は、4名である。欧文紀要の執筆状況は、以下の通りである。

2003年度『商学部欧文紀要』No.5　掲載論文数計3本

2004 年度『商学部欧文紀要』No.6　掲載論文数計 4 本

最新の『関西大学学術情報データベース』によれば、商学部専任教員による他の論文、著書を含めた研究業績は以下のようになる。これによって商学部の教員が全体として十分な研究成果をあげていることがわかる。

表Ⅱ-商-3　研究業績数一覧

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2000	21	54	9	17	101
2001	19	59	8	16	102
2002	23	54	16	28	121
2003	19	80	15	30	144
2004	14	60	15	23	112
2005	10	61	6	16	93

※　2005 年は中間段階集計

イ　国内外の学会での活動状況

国際学会、国内学会への参加は、下記の通りである。国内外の学会への参加は、そのすべてが届けられているわけではなく、ここで把握しているもののみについてデータを挙げている。全体として、国際学会への参加は少ないが、上昇傾向があるといえよう。国内学会への参加は増加しているといえる。このほか、国内の全国的な学会において、多くの教員が会長や理事などの役職をしている。

表Ⅱ-商-4　国内外学会への参加回数

	2003 年度	2004 年度
国際学会への参加回数	2 回	9 回
国内学会への参加回数	66 回	77 回

また、2003 年度の論文や著書に対する受賞者は、原価計算学会賞、テレコム社会科学奨励賞、The Best Paper Award at the IBERBER Conference の 3 名が存在する。

なお、専任教員がゲストスピーカーとして講演した件数は次の通りである。

表Ⅱ-商-5　ゲストスピーカーの件数

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
国内学会ゲストスピーカー	3 件 3 人	2 件 2 人	2 件 2 人
国際学会ゲストスピーカー	0 件 0 人	1 件 1 人	4 件 3 人

ウ　研究助成

文部科学省および日本学術振興会の科学研究費受給状況は、「大学基礎データ　表 33」に示した通りである。商学部は、他学部に比べれば、それほど科学研究費の獲得が多いとはいえない。しかし、2002 年から見れば、順調に獲得額は増えている。さらには、総研究費における科学研究費の占める割合は、文系の他学部に比べれば高い。そのことから、関西大学以外の外部資金を積極的に獲得し、自身の研究に役立てていると理解することができる。また、それほど多いわけではないが、企業などの外部組織から依頼を受ける受託研究も毎年存在している。そのことは、産学連携が浸透しつつある例といえよう。

エ　文部科学省「私立大学学術フロンティア推進拠点」への参加

私立大学学術フロンティア推進拠点としての「ソシオネットワーク戦略研究センター」において、企業ネットワーク戦略研究班に 2 名参加している。また「国際金融革命と法」において、金融証券市場に関する総合的実証研究班やタックス班に 2 名参加している。

「政策グリッドコンピューティング実験センター」や「法学研究所・国際金融革命と法」等に商学部からも参加している。

表Ⅱ-商-6　外部資金の採択・獲得金額状況　（金額：千円）

	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金特定領域研究	1	3,300	1	3,000	1	2,500	1	3,800
基盤研究（B）	2	8,600	2	6,000	3	9,200	1	4,200
基盤研究（C）			2	2,400	3	2,700	4	4,300
萌芽研究			1	1,100	1	900	5	5,200
奨励研究（A）	1	1,100						
若手研究（A）								
若手研究（B）			1	1,700	4	4,700	5	5,200
小計	4	13,000	7	14,200	12	20,000	13	20,200
受託研究			1	500	2	4,150	1	1,000
合計	4	13,000	8	24,150	14	24,150	14	21,200

【点検・評価】

〈長所〉

商学部の「商学論集」、そして、「欧文紀要」の存在からわかるように、研究発表の場が十分に確保され、研究環境はかなりの程度整備されているといえる。また、後者の「欧文紀要」は、英文で論文を投稿する機会を与えている雑誌であることから、研究面で、積極的に国際化に対応していることがわかる。

商学部の教員は、多くの研究論文を発表するとともに、国内外の学会でも研究活動を行っている。さらには、研究費の内訳をみると、科学研究費の占める割合が高いことは、競争的な研究環境に積極的に関わり、さらに、その内容が外部で評価をされていることを示している。また、受託研究も存在することから、産学連携も進みつつあるといえる。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

商学部の専任教員の研究業績の相互評価をおこなう客観的なデータが存在しないことは、問題点として挙げられる。例えば、研究業績の厳正な評価の指標としてレフリー雑誌への応募数の集計、もしくは、本学部の紀要である『商学論集』のレフリー化を行うことで、客観的な評価を行うことも可能である。また、レフリー制だけでなく、学部の目標に沿うように、国外雑誌への投稿、もしくは国外の学会発表なども積極的に行われなければならない。それゆえ、国際化に対応する手段として、「欧文紀要」の刊行数を増加させる必要がある。それと同時に、商学会主催の研究会を専任教員の相互啓発の場として位置づけ、より一層の活性化を行わなければならない。

また、産学連携を示す受託研究の数もまだまだ少ないといえよう。それゆえ、実務家との共同研究の場を積極的に設けなければならない。その例として、「大阪ブランド戦略マネジメントプロジェクト」が挙げられる。このプロジェクトは、商学部の教員が研究代表者となり、実務家や大阪府・大阪市などの自治体、関経連などの経済界が関わることで、産官学の連携が行われつつある。また、HIP プロジェクトとして、教員の研究活動に、演習に所属する学生が積極的に関わることを支援するプロジェクトも存在する。そこでは、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」という教育目的が研究活動を通して生かされている場ともいえよう。

（2）研究環境

【現状の説明】

商学部教員の研究環境のうち設備面についてみると、個人研究室は平均面積が 19.7 ㎡とやや狭いものの一人１室が確保されている。しかも学内 LAN や個別冷暖房等をはじめ机、書架、ロッカー、応接セットなど常設備品など研究上のインフラは整備されている。

研究費であるが、個人研究費は 51 万円で、使途については学会出張費、図書費、設備備品費、消耗品費などがあり、各用途については総額の範囲内で流用が認められ、専門領域や研究スタイルの違いによって弾力

的に運用され、使いやすくなっている。他に学部教員の共同研究を推進する目的で学部共同研究費が平成15年度まであり、学部で毎年２グループ、合計８人以上、研究費として１人年額30万円が支給されて一定の役割を果たしていた。しかし、2005年度から外部資金とくに科学研究費の導入促進のための別途研究助成制度が新設されたことにともなって、この制度は商学部では廃止された。その他、全学的な研究助成制度として、本学の教学方針を踏まえて設定された重点領域研究に対する助成である重点領域研究助成制度、研究・教育振興を目的とする個人ないし共同の研究に対する助成制度である学術研究助成基金などがあり、商学部の実績としては2002年度重点領域研究助成1名、2003年度重点領域研究助成1名、2004年度学術研究助成1名となっている。

こうした研究活動を支えているのは、逐次整備されてきている学内の研究体制に加えて、外部からの研究費の受給である。文部省・文部科学省、学術振興会の科学研究費の補助金および、その他の外部機関からの研究費の受給状況は大学基礎データ表34のとおりである。

在外研究制度としては、毎年、1年間の在外研究員2名、半年間の調査研究員2名の合計4名となっており、着任後平均して4～5年でこの制度を活用して留学している。また研修員制度もあり、前後期各1名の計2 名というように他学部や他大学と比べても比較的充実している。近年の実績をあげると、在外研究員については2003年度では、1年2名、半年1名、2004年度では、1年2名、半年1名であり、研修員については、2003年度は2名、2004年度は1名となっている。その他、学部の各種委員などを免除することによって研究時間を少しでも保証してその成果をまとめることを促進しようという学部独自の学部研究奨励制度が 2000年に誕生したが、申請がきわめて少なく実績があげられていない。

【点検・評価】

〈長所〉

設備面や個人研究費の額などの研究環境は他学部や他大学と比べても遜色ないといってよい。特に学部共同研究費や全学的な研究助成制度は近年急速に整備されてきた。また在外研究の制度についていうと、年間3名派遣という枠は商学部の教員数からすれば、特筆すべき点である。

〈問題点〉

学部および学内の研究助成制度が整備される半面、科学研究費や受託研究については2004年度で教員１人当たり504,762 円であり、工学部を除き高水準であるが、以前として少数の教員に偏っている傾向が見られ、学部全体の動きになっていない。

近年、学部および大学院の授業時間やその準備時間、各種委員会活動時間、学生指導時間、入試や就職対策のための時間などが増大していく中で、各教員の研究活動は大幅に制約されるようになってきている。たとえば、11月には各種の推薦入試が土曜日や日曜日に実施されることから学会への参加にも支障をもたらしているほどである。教員の学部教育や入試、その他の各種管理業務において果たす役割が増大し、また多様化していることは認めざるをえないが、全体として負担がますます大きく、しかも教員間のアンバランスも増大している。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

2003 年度からスタートした科学研究費申請奨励研究費は学外の研究資金の導入を積極的に推進していくことを狙ったものではあるが、さらに進んで研究費を研究業績と部分的に連動させる仕組みを考案するなど研究に対するインセンティブを高める措置や研究の成果を社会に積極的に還元していくなど教員間で研究向上へのマインドを具体的に育成していくことも必要である。もちろん教育指導や入試業務、また各種委員会活動の合理化や負担の公平化などによって研究活動を阻害している要因を削減することも緊急の課題である。

６　施設・設備等

「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成を目的として、学問領域が重なり合う授業の多い経済学部、第５時限以降は第２部の５学部と、施設・設備を共用しながら、教育指導上の効果が十分発揮できるよう、教養科目・専門科目の講義用教室のみならず、語学教室や少人数教室、情報処理教育などのための教室、及びそれらに付置すべき設備の整備・充実を図っている。

学生たちが卒業までに履修しようとする授業が、ウィークデイの時間割に支障なく組みこむことができる構成になっているかどうか、また授業の展開に応じてＡＶ機器やパソコン等情報処理機器など、必要な設備（ハード及びソフト）が整っているかどうか、また学生たちが授業以外に必要とする図書室（図書資料）や自習室、情報処理施設、さらには学生生活において欠かすことのできない食堂やトイレ、掲示板（事務室からの連絡）学生相談室などが支障なく整備されているかが評価ポイントとなるであろう。

（1）学舎と研究棟

【現状の説明】

ア　学舎

商学部では、専任教員及び非常勤講師によるスタッフにより授業・研究活動が、千里山キャンパスの第 2 学舎にある第 1 号館から第 4 号館及び経済学部・商学部研究棟を中心に展開されており、経済学部と共用している。

講義室･演習室等の整備状況は、「大学基礎データ　表 37、38、40」に示しているとおりである。講義用小教室（収容定員 99 名以下）は 1・3 号館に 28 室あり、主に語学教育に利用している。収容定員 100 名を越える中・大教室は 1・2・4 号館に 12 室あり、その内、300 名を越える大教室は 1 号館に 2 室、3 号館に 3 室、そして 4 号館のＢＩＧホール（1002 名収容）の計 6 室を配置している。またこれ以外に 1 号館（ゼミ棟）及び 2 号館には 22 室の演習室、1 号館には情報関連教室 9 室と視聴覚教室 2 室が配置されている。

各教室の使用状況は、教授会開催のために水曜が比較的空き教室が目立つことのほかに、①月曜の中及び大教室、火曜の小及び大教室、木曜及び土曜の小教室の使用率が高い、②2 号館Ｂ棟と 3 号館Ｄ棟の使用率が低い、③大教室も月曜、火曜、木曜では 100％の教室が多い。木曜と土曜の小教室は語学授業が設定されているためであり、大教室の使用率が高いのは、経済学部との合併授業が設定されているためである。

第 2 学舎全体の施設管理は、予算申請を含めて経済学部事務室が一括して担当している。但し、建物の建築や教室等の大改修を伴うものは両学部合同の委員会を設置するなどして利用する立場からの必要要件などをまとめて大学当局に要望する形式をとっている。また経年的な設備充実についても、両学部からの要望をまとめて経済学部から予算申請して整備を図っている。

イ　研究棟

経済学部・商学部研究棟の中には、経済学部・商学部の専任教員のための個人研究室と経商資料室、計算機室（パソコン 4 台及びプリンタ）及び会議室(大 2 室、小 2 室)がある。個人研究室は商学部教員の定員 44 名に対して、48 室を確保している。両学部の専任教員及び大学院生の共同利用施設として、経商資料室は 45,000 冊の資料を揃え、資料提供や複写サービスを提供している。

【点検・評価】

〈長所〉

木曜と土曜の小教室の使用率が高いのは語学授業が設定されているためであり、大教室のそれは、教養科目や専門科目で経済学部との合併授業が設定されているためである。経済学部との連携で効率よく教室の利用ができていると言える。1 号館の教室が比較的使用率が高いのは、4 つの建物の中でも新しい建物でＡＶ機

器やパソコン等の利用設備が整っているため、利用を希望する教員が多いことによる。

全体的に 7 割程度の使用率となっており、部分的に 100%の使用率の曜日があるものの、他の学舎を借りなければならないほどの緊迫した状況になく、商学部の学生たちはほとんどの授業を第 2 学舎で受講できる状況にある。

〈問題点〉

経済学部との合併授業で効率よい時間割が組むことができているが、一方で履修者が増えるという点では好ましくないかもしれない。履修者が 500 人を超える大教室授業の適切性の問題として、クラス分割を履修者数などを基準にして見直したり、クラス増を検討する必要がある。

時限別使用状況では、使用率の低い教室が 1 時限と 5 時限に比較的多く見られる。この点は 1 時限目や 5 時限目の授業は、履修する学生が少なくなるという傾向に起因するものと考えられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

教室の使用効率を改善するための方策の一つとしては、各曜日、各時限にバランスよく時間割を組み立てることがあげられる。またプレゼン用の新しい設備を備えた教室の利用が高くなるにつれて、最も古い建物である 2 号館の教室の使用率が下がってきている。これは通常の授業においてもプレゼンやビデオなどを使用する形態の授業が増加していることの反映でもある。また既に設置されていてもＴＶ型のモニターのなかには、ディスプレーが小さく見づらいものもある。こうした事態を解消するためには、大小を問わず各教室にプロジェクターや昇降型スクリーンないし大型の薄型ＴＶ、教材提示装置、ビデオ・ＤＶＤなどの設備を常備したり、さらにインターネットへの常時接続といった抜本的な増強が不可避である。

（2）教室の付帯設備（AV 機器や情報処理機器）

【現状の説明】

第 2 学舎 1 号館の 4 階にＭＭＬ、ＣＡＬ教室、経商ステーション、総計 124 台が設置されているパソコン教室（AV-PC1、AV-PC2）、視聴覚教室（2 室）が設置されている。また平成 16 年度に 1 号館 3 階の改装を行い、実践的な情報処理技法を取得するとともに、学外のさまざまな組織との共同研究を行うプロジェクト（ゼミ単位）であるＨＩＰ（Hybrid Incubator Project）がオープンした。そして専用教室としてプロジェクトルーム、コラボレーションルーム、サーバー室が充てられ、総計 20 台のパソコンとプリンター2 台、およびロッカー、テーブルなどが設置されている。

【点検・評価】

〈長所〉

経済学部と商学部に所属する教員と学生のみが利用対象となっており、他の学舎に行かなくても、同じ建物内で情報処理演習やデータ･マイニング論など商学部の情報処理科目を受講することができる。また授業の合間に学生たちが自由に利用できる。

ＨＩＰの施設は公募によって利用が認められた特定のプロジェクトチームが独占的・優先的に利用できる情報処理施設であり、2 年以内の利用期間内にその研究成果が求められるため、やる気のある学生たちがさらに高度な情報処理技術の修得と学内外の技術者や研究者との連携プロジェクトの活動が可能となっている。

〈問題点〉

経商学舎の情報関連システムはＩＴセンターのそれとは別システムであるため、別途の利用のための登録手続きが必要となる。またパソコンの修理やリプレイス、ソフト等の更新に学部予算が必要となる。サーバーの管理やサービス提供のため専任職員やＴＡなどが必要となる。

ＨＩＰについては、4 チームの募集に対して 3 チームの応募しかなかったとはいえ、平成 16 年度後半の試行期間を経て平成 17 年度から本稼動となったばかりであり、今後の成果が期待される。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

語学や情報処理関係の授業だけでなく、通常の講義や演習においても、パワーポイント等を利用する授業形態が急激に増えつつあり、パソコン・プロジェクター・スクリーンの設備が整った教室を抜本的かつ経年的、計画的に増やす必要がある。また機器類の接続や利用方法について扱いなれない教員でも容易に利用できるような統一規格や共通マニュアルの整備、また必要な人員の配置も求められている。

（3）授業以外に必要とする施設・設備（図書室や情報処理施設、自習室等）

【現状の説明】

商学部独自の図書室はないが、図書館に所蔵しない研究資料を整理保存するための経商資料室が経商研究棟の1階に設置されており、これは教員と大学院生を利用対象としている。

授業の合間に利用するための自習室及び多目的室として計3室（定員148名）が、第2学舎2号館の1階に設置されている。経済学部・商学部の全学生数に対して少ない状況にあるが、第2学舎に近接する総合図書館に多数の自習室が確保されていることから､通常は第2学舎において利用者が溢れる状況にないことや、利用度の高まる試験期間には1号館の演習室8室を自習用に開放していることで、有効な施設利用が図られているということもできる。

学生相談室は、商学部事務室の個室として応接セットをおいて設置している。適宜、学生相談主事を中心として学生相談に応じている。

【点検・評価】

自習室や多目的室は必要な広さを持つとともに、それぞれの教室からもほぼ等距離の位置にあり、利用しやすくなっているが、会計を専門とする学生たちの利用形態として計算機を必要とするケースがあり、自習室において他の学生たちの迷惑になることがある。

会計専門職大学院を2006年度設置し､その大学院生のための自習室を2号館に設置する予定であるため、学部生との共用利用に伴う問題を解決していくことが必要である。

（4）学生生活関連施設（食堂・トイレ・掲示板等）

【現状の説明】

第2学舎1号館の1階に学生用食堂、談話室が設置されており、フレックスコース・第2部の学生利用のため、授業のある期間は20時(水曜と土曜は19時)まで営業している。大学からのお知らせや呼出情報・休講情報等を、学生証をスキャンするだけで入手できるインフォメーション端末も談話室や2号館ゼミ棟に配置されている。平成16年度からはWeb版のシステムが稼動したので、インターネット･パソコンで情報入手も可能となっている。

トイレは当然に各建物のフロアーに一部を除いて男性用、女性用それぞれが設置されている。身障者用トイレは古い建物である2号館及び3号館を除いて、それぞれ1箇所ずつ設置されている。エレベーターは3号館を除いてすべて設置されている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

生協の本部食堂まで行かなくても、授業を受ける学舎内で食事をとることができる。また正門前に最も近いために必ずしも学内食堂を利用しなくても済む｡第2部やフレックスコースの学生たちのため20時までオープンしており便利な施設と言えるが、学生食堂の座席数が圧倒的な学生数に対して、少なすぎるため昼時

は一時的に溢れることが多い。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学生用食堂の座席数を確保するためには、物理的に拡張が必要となるが、スペース的に困難な状況でもある。総合学生会館（食堂を含む）の完成（2006 年度）が待たれるが、昼間の 30 分程度の集中対策が必要であるため、オープンカフェのように食堂周辺に食事が可能なベンチやテーブルを増設したり、2 時限目や 3 時限目に授業を集中させないことも方法の一つであろう。

7　管理運営

【現状の説明】

(1) 学部運営に関する意思決定体制

ア　管理運営体制の概要

学部運営にあたっては、学部長が執行部を組織し、その指導のもとに最高意思決定機関としての教授会が運営されている。本学部を構成する各コースの運営は、コースから選ばれた充実委員 2 名があたり、コースの教育に関する事項をコース会議で検討している。さらに現在 10 以上の委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議している。また、本学部は、大学協議会協議員をはじめとする約 30 の全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。加えて、本学部運営に対して、自己点検・評価委員会を設置し、教育研究水準を点検・評価することで向上をはかっている。

イ　教授会

最高意思決定機関としての教授会は、1992 年に制定された教授会規定にしたがって運営されている。教授会は、定例教授会として、月 2 回、もしくは、学部長が必要と認めたときおよび構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき学部長が召集し、学部長を議長として構成員の2分の1以上の出席をもって開催されている。議決は、出席者の過半数の同意に基いてなされ、その構成員は、専任の教授、助教授および専任講師である。教授会における審議事項は、以下の 12 の事項である。

a　学部長の選出
b　学部長代理の就任
c　評議員の候補の選出
d　学長の承認
e　商学部教員の任用及び昇任及びその他人事に関する事項
f　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
g　学則に関する事項
h　教育課程に関する事項
i　学生の入学、学籍、卒業、賞罰及び補導に関する事項
j　学生の試験に関する事項
k　商学部の自己点検・評価に関する事項
l　その他教育・研究に関する事項

上記 e の人事に関する審議事項は、教授会の審議事項であるが、上記とは異なる規則で審議される。とくに教員の任用については 2005 年 2 月に「採用人事制度に関する内規」を制定し、中長期の将来計画に基づ

いて科目編成計画および人事採用計画を策定することが確認され、当面は人事委員会を中心に採用人事が進められることになった。人事委員会は基本的に各コースから１名および学部長代理、教学主任の合計７名から構成され、採用人事の募集方法、採用条件等を決定し、候補者を３名程度に絞り込み、審査委員会に業績審査と面接を付託する。審査委員会は主査１名と副査２名の３名の委員から構成され、その委員は学部長が提案し、教授会で承認される。なお教員の昇任に関する事項は、従来と変わらず、審査委員会において審査されている。この昇任に関する審査委員については、学部長が、審査対象者の所属するコースから２名、その他のコースから１名の計３名の教授を委員として提案し、教授会で承認される。その審査結果の報告を３分の２の出席が成立の要件となる教授会で審議する。定年到達者の「定年延長」に関しては、学部長が提案し、教授会で審議する。

以上の教授会の審議に関する議事録は、事務長に作成され、学部長によって確認されている。

ウ　執行部

上記の教授会の運営は、学部長、学部長代理、教学主任（2 名）、学生主任、入試主任、学部学生相談主事からなる執行部があたっている。学部運営に関して、それぞれの職掌分野は以下のとおりである。

学部長	学部に関する校務
学部長代理	学部に関する校務の補佐、全学共通教育推進機構に関する事項 第 2 部協議会、関西大学第一高等学校・第一中学校との接続に係わる専門委員会
教学主任	教学に関する事項
学生主任	学部学生の補導、交通対策委員会
入試主任	入学試験に関わる事項、入試センター主事会
学生相談主事	学部学生の相談、奨学金委員会

執行部は、執行部会議を開催し、教授会事項、学部運営に関する事項について審議を行っている。執行部会議を教授会の事前に行うことで、効率的でかつ効果的な教授会運営を行うために開催されている。2004 年度は、20 回開催された。

エ　充実委員会

コース会議では、コース独自の教育内容を達成するために、提言や意見が集約されるが、その提言や意見を本学部全体の教育の充実に生かすために、充実委員会が設置されている。充実委員会は、学部長代理によって開催される。充実委員会の構成員は、学部長代理、各コースの代表者 2 名と、前学部長代理、教学主任、で構成される。充実委員会は、原則として教授会と同日、毎月 2 回行われている。2004 年度の充実委員会の回数は 16 回である。

オ　商学部各種委員会

本学部に設置されている主要な委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要および年度別開催回数は、以下のとおりである。

（ア）商学部自己点検・評価委員会

各コースから選出された委員 1 名、学部長の委託を受けた若干名、学部長代理、事務長の 7 名からなる。本学部における教育・研究の充実と向上を図り、理念を実現するため、自己点検・評価と将来ビジョンの検討を行う。2004 年度開催回数は 7 回である。

（イ）商学部入試検討委員会

学部の専任教員、オブザーバーとして学部長、学部長代理、入試主任の 5 名からなる。本学部が実施する

入学試験について、学部長の諮問に応え、答申する。また、企画立案を行い、学部長に建言する。2004 年度開催回数は 11 回である。

（ウ）商学部人権問題委員会

学部長代理、前学部長代理、学生主任、人権問題研究員、人権問題委員の 5 名からなる。

（エ）商学部人事委員会

学部の各コースから 1 名および学部長代理、教学主任の 7 名からなる。2005 年 2 月に制定された「採用人事制度に関する内規」に基づき設置された委員会である。採用人事の募集方法、採用条件等を決定し、候補者を 3 名程度に絞り込む役割をもっている。

（オ）インフォメーション委員会

インターネット広報委員、学生主任、事務長、学部の専任教員の合計 5 名からなる。本学部の広報活動の企画と運営を業務としている。2004 年度開催回数は 3 回である。

（カ）商学部 100 周年記念事業検討委員会

学部から選出された委員と学部長代理の 6 名からなる。本学部の 100 周年事業を企画することを業務としている。2004 年度開催回数は 3 回である。

（キ）単位認定委員会

学部長代理、各コースの充実委員から 1 名の合計 6 名からなる。編・転入学生の入学前の既修得単位の認定について検討する。2004 年度開催回数 1 回である。

（ク）内申書評定委員会

学部長代理、入学試験主事、入試検討委員長、教学主任 2 名の合計 5 名からなる。関西大学第一高等学校卒業見込者試験受験者の特記事項について精査し、学部長に報告するというものであったが、2003 年年度で廃止された。

（ケ）商学部ＦＤ委員会

学部の専任教員、オブザーバーとして学部長代理、教学主任の合計 5 名からなり、商学部における教育の改善のために 2005 年 4 月に発足した。

（コ）商学部将来構想検討委員会

「採用人事制度に関する内規」に基づいて 2005 年度に商学部の中長期の将来構想を策定する役割をもつものとして設置が承認された委員会である。学部長指名による 5 名の委員からなる。

（サ）経・商情報処理施設等管理運営委員会

商学部の専任教員 5 名と経済学部の専任教員からなり、第 2 学舎に設置されている教育用情報処理施設等の管理および利用に関して検討する。2004 年度開催回数は 6 回である。

（シ）経・商研究棟運営委員会

商学部の専任教員 3 名と経済学部の専任教員からなり、経済学部および商学部に所属する専任教員の学術研究に必要な便宜を提供するために、研究棟の管理運営にあたる。2004 年度開催回数は 6 回である。

（2）学部長の権限と選任手続き

学部の校務をつかさどる学部長は、上記の教授会の開催、教授会の議題設定、学部長代理の推薦等をはじめとする学部執行部の任命権限を有する。また、「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所管事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒に関すること②所属課長の国内出張に関すること③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第 6 条第 1 項）、および④所属教育職員の国内出張に関すること⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

学部長は、商学部長選挙に関する内規に従って選任される。商学部長の被選挙権を有する者は、商学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、商学部に所属する教授、助教授、専任講師とされてい

る。学部長選挙は、選挙権者の3分の2以上の出席をもって成立し、単記の無記名投票により選挙を行い、有効投票総数の過半数を得たものを商学部長の当選者としている。開票結果は、教授会で発表され、教授会は、次期商学部長の受託を確認して、次期商学部長が決定される。選挙管理に関しては、学部執行部が行っている。

就任を受託した次期商学部長は、商学部長代理を提案し、教授会で信任投票が行われる。それ以外の執行部の構成員である2名の教学主任、学生主任、入試主任、商学部相談主事の役職者を教授会に推薦し、教授会で承認される。その後、上記学部管理運営を行っている。商学部長の任期は2年であるが、再任を妨げない。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

管理運営において、該当するいずれの委員会においても、専門的な協議がなされ、本学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして基本的な役割を果たしているが、本学部では、他学部に比べて比較的に専任教員が少なく、委員会の兼務率が高くなっている。専任教員（在外研究員、研修員を除く）40 名に対して、上記の委員会の総委員数は、64名となっており、平均兼務率は1.6を超える。その膨大な数の委員会に教員の多大な時間とエネルギーを割かざるをえないのが現状である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

全学委員会を含む効率的な意思決定を行える仕組みを再設計する必要がある。とりわけ 2006 年 4 月から会計専門職大学院が設置されることにともない、本学部から4名の会計コースの教員が転出したが、補充は1名だけであり、本学部の専任教員の定員は3名減少することになる。本学部の管理運営を効果的かつ円滑に進めるためにも減員となった3名の専任教員が早急に補充されることが望まれるところである。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

商学部においては、本学部の教育・研究水準の向上を図るため、1993 年 10 月より商学部自己点検・評価委員会規程を置き、それに基づいて、学部教授会で選出された専任教育職員６名および事務長からなる自己点検・評価委員会を組織して、自己点検・評価活動を行ってきている。その自己点検・評価委員会は、本学部の教育・研究水準や学生受け入れに関する活動状況ならびに制度、組織、施設、設備の現状およびその運営について自己点検・評価活動を行うこと、さらにこれにもとづいて商学部の将来ビジョンについてもあわせて検討することを任務としてきた。なお、商学部の点検・評価活動は大学院のそれと密接に関連することから、必要に応じて商学部研究科自己点検・評価委員会とも連携を図りながら、活動を推進している。

【点検・評価】

〈長所〉

商学部自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、商学部についての自己点検・評価活動を行っている。とくに商学部では「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成を教育目標に掲げ、セメスター制度への移行、副専攻の導入、昼夜開講性の実施、また人事における公募制の導入など各種の改革を進めてきた。このような一連の改革において既存の教育・研究活動の改善を考え足り、新たな展開方向を模索したりするなどその先導役を務めたのが、商学部自己点検・評価委員会にほかならない。このような変化の激しい状況のもとで、自己点検・評価委員会規程のもとで自己点検・評価活動を行うことが問題点の

洗い出しや改善点の検討に大いに役立った。

〈問題点〉

自己点検・評価活動を進めるうえで、委員会内部の問題として各項目別の点検・評価を担当者が分担して作成するという形式を取ることが多く、その結果提出された自己点検・評価内容を十分時間をかけてその妥当性を検討して客観化したり、全体の整合性を図る機会を十分取ることができていないという問題がある。また、自己点検・評価委員会に学部長代理が委員として加わり、学部執行部との調整機能を果たすことはある程度行われ、具体的な提案が学部の経常的な意思決定を行う役割を果たす学部充実委員会を経て学部教授会で審議・実現されたとはいえ、自己点検・評価委員会においてまとめた内容について学部教授会などで恒常的に議論を行ったりすることによって自己点検・評価内容を学部全体として組織的に検討し、問題意識を共有するなかで具体的に改善していくというプロセスや手続きが必ずしも確立されていない。また自己点検・評価委員会と学部の将来計画ないし将来構想を検討する委員会のような組織との連携も不明確なまま残されている。

〈将来の改善・改革へ向けた方策〉

自己点検・評価を学部全体で取り組む体制を構築することと同時に、学部の自己点検・評価活動を全学的なそれと積極的に連携づけることによって他学部の先進的な取り組みを学ぶことも必要である。さらにこうした自己点検・評価の活動をより一層効果的なものにするためには、学部の非常勤講師や他大学、高校、予備校などの教育関係者だけでなく、産業界や自治体など広く学外者による第三者評価機関を設け、その機関から外部評価を定期的に受ける体制を作りあげることも望まれる。本学部のいわばステークホルダーでもある学外者による第三者評価を実施し、より客観的な目をもって問題点を指摘していただき、改善・向上に結びつけて行くためのシステムを早急に整備することが求められている。

商　学　研　究　科

第Ⅱ編　商学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 517

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 519

(1) 教育課程等　〈520〉

(2) 教育方法等　〈525〉

(3) 国内外における教育・研究交流　〈527〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈528〉

3　学生の受け入れ …… 529

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈530〉

(2) 門戸開放　〈532〉

(3) 科目等履修生等　〈532〉

(4) 定員管理　〈533〉

4　教員組織 …… 533

5　研究活動と研究環境 …… 535

6　施設・設備等 …… 535

7　管理運営 …… 537

8　自己点検・評価 …… 539

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

商学研究科は、わが国経済社会が高度成長期を迎えているときに本学商学部に基礎を置く研究科として1962 年 4 月に開設された。本学商学部の創設は 1906 年であったが、1958 年に創設された工学部が 1962 年に工学研究科を創設するのと同年に商学研究科開設の運びとなったのは、その当時がまさに商学や工学などの実学志向研究の高度化が必要とされていたからであろう。ところで、本学においては、「学の実化」を教育理念としているが、その意味は、「学問において実際から出発して一の原理に到達する順序と、さらに学術的思索から実際に帰るという順序とが、表裏一体のものとならねばならぬ」（本学大学昇格時の総理事山岡順太郎の言葉）ということであり、その見解は、まさに当研究科に当てはまるものと言える。

商学研究科においては、本学のこの理念を自らの担当領域に適用することにより、商学研究科の活動目的としてきた。すなわち、商学研究科が究明を委ねられた領域とは、商学に関わる理論と応用である。商活動については、流通とファイナンスという基本側面を伴い、また、一連の商活動は、経営と会計という活動によって導かれる必要がある。また国際的にそれらの活動が展開されるときには国際ビジネスとなる。そこで商学研究科においては、商学と会計学という 2 専攻制をとり、商学専攻分野では流通、ファイナンス、国際ビジネスにおける理論と応用の深奥を究めるとともに、会計学専攻分野では、経営と会計における理論と応用の深奥を究めることをめざし、得られた知見が「学理と実際との調和」を伴ったものとなるように取り組むことを目的としてきた。

商学研究科が創設された当時は、上記の領域における優れた研究者の養成が教育目標とされたが、経済社会の複雑化・高度化に伴い、高い資質を有する多様な人材育成についての社会的期待が高まるなかで、その教育目標が次第に拡大されてきた。すなわち、社会人教育を行うという目標を達成するため、本研究科は、1995 年度からは社会人向けの新たな入学制度を設けることとした。また商学研究科の国際化対応をより一層推進するため、外国人留学生を積極的に受け入れることをめざすための制度整備を図った。すなわち、国によって留学生 10 万人受け入れ計画が発表され、商学研究科においても、そのような国の方針もふまえつつ、将来商学研究科入学を希望する外国人を研究生として受け入れる外国人研究生制度を 1995 年度に導入した。それは、指導教授による個別集中指導を行うとともに各種講義の聴講許可を通じて、正規生としての受け入れが可能となるように指導を行おうとするものであった。

さらに、2000 年度より博士課程前期課程の商学・会計学の両専攻に高度専門人養成をねらいとする専門職コースを設けることになった。従来の研究者の養成をめざした課程については、それを研究者コースとして維持し、両専攻に研究者コースと専門職コースの 2 コースを設けることとしたのである。研究者コースの教育目標は、研究者の育成を図ることであり、博士課程後期課程への進学希望者をその対象とするものである。それに対し専門職コースの教育目標は、21 世紀の経済社会で活躍することのできる高い見識と専門知識を備えた高度専門職業人の養成である。

なお 2006 年度からは、商学研究科会計学専攻を母体とし、それより分離して会計研究科（アカウンティング・スクール）を創設することが計画されている。そこでは、グローバル化の進展する経済社会のもとでの高度専門会計職業人の育成を図ることがめざされているが、商学研究科としては、同会計研究科とも連携を保ちつつ、独自の会計学教育を引き続き行っていくことを、その教育目標の一つとして維持しようとしている。

このように、流通・ファイナンス・国際ビジネス・会計・経営の各分野において、次代の学術研究の発展を担う高度の研究能力をもった研究者の育成と、複雑化し激変する経済社会のもとでの企業経営諸活動を高い専門知識をもって分析し、諸問題に対処していくのに必要な能力を備えた高度専門職業人の育成とを商学研究科の教育目標として設定してきた。これらの目的・教育目標は、大学院インフォメーションや関西大学ホームページにおいて、大学院に所属する関係者のみならず広く一般公衆に周知させられ、将来関西大学大

学院商学研究科に入学したいという希望を持つ者に対して、入学試験へのチャレンジをさせるのに必要な判断材料を提供している。

【点検・評価】

〈長所〉

本学の教育理念としての「学の実化」を、商学の分野で実現するという商学研究科の教育理念は、21 世紀経済社会が必要としている人材を教育する場を方向づけるものとして適切なものである。特に、高度専門職業人の養成をめざすとする教育目標を掲げた専門職コースは、「学の実化」を商学の分野で実現するうえでの中心的な役割を果たすものと位置づけられる。そこで、本研究科はこの専門職コースの設置にあたって、ビジネスや行政等の第一線で活躍し豊かな経験を有する優れた実務家を非常勤講師ないし客員教授として任用することとした。その試みを可能なものとするために、「大学設置基準の一部を改正する省令の施行について」等を考慮しつつ、任用基準を従来の印刷刊行された研究業績を中心としたものから、実務経験等を重視したものへと変更した。そのような対応によって豊かな経験を有する実務家の非常勤講師任用が可能となり、高度専門職業人を育成するという教育目標に適合した科目を開設することが可能となった。

また博士課程後期課程は研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力やその基礎となる豊かな学識を養い、学術発展に寄与するという教育目標をより一層具体化するために論文博士や課程博士の授与という社会的使命を推進する方策を模索した。その一つが「課程博士の円滑な授与」に向けた一連の措置である。その措置に基づいて、課程博士を相次いで授与することができるようになった。

〈問題点〉

本研究科においては、商学専攻と会計学専攻の 2 専攻が設けられているにもかかわらず、本研究科に関するホームページ上において、商学研究科の教育理念が一括して述べられているのみであり、両専攻の教育理念の相違は明確に述べられていない。研究者育成の観点から、また高度な職業人育成の観点からも、既存の商学、会計学 2 専攻制のままでよいのか、この両者を横断する知識の教授が必要になってきているのではないかという問題点が指摘されうる。前述のように、本研究科会計学専攻からスタッフが移籍する形で会計研究科が発足の運びとなっており、会計研究科（アカウンティング・スクール）が発足の後に、商学研究科と会計研究科の教育目標が相互に重なり合わず、識別できるように商学研究科の教育目標についてより一層の明確化を図る必要がある。

ところで実務経験者による講義は、現実における様々な問題に対する知覚と経験を受講生に伝えることができる長所を持つ一方で、専任スタッフによる演習や講義科目は、学として体系化された知識の教授を行うことができるという長所を有している。ただし、このような実務経験者による実際的講義と専任スタッフによる理論的体系的講義の両者について、どのようにすれば最適な組み合わせが達成できるのかの工夫が各学生に委ねられていること、またそのような実際と理論を統合するための思考方法論ないし研究方法論に関する科目を必修（あるいは選択必修）とするなどの方向づけが示されていないこと、などが問題である。

〈将来の改善・改革へ向けた方策〉

既述の通り、会計研究科が商学研究科より分離して発足する予定となっている。このような状況のもとで、商学研究科が従来設けていた商学、会計学の２専攻制については、見直しを行う必要がある。なぜならば、新たに発足する会計研究科と商学研究科の会計学専攻とはどこが異なっているのかを明確にしなければ、関西大学大学院商学研究科を受験しようとするものに対し混乱を生じかねないからである。そのような混乱を回避させ、商学研究科の独自性を打ち出すための考えられる方向性としては、従来商学専攻のもとで教授されてきた流通、ファイナンス、国際ビジネスなど商活動の実際的、産業的展開に関する知識と、会計学専攻のもとで教授されてきた経営・会計などの個別企業の運営に関する知識とを統合することによって、より現代社会を理解し、変革する「知」を研究教育する場としての独自性を打ち出すことが考えられる。この統合によって、研究者コース、専門職コース双方の教育をより効果的なものにすることができる。早急にこの

点の改革を実施することが望ましい。なお、この点については、2005 年 10 月 13 日に開催された研究科委員会において、現在の商学、会計の 2 専攻制を改め、商学専攻の 1 専攻制に統合することが決定されたことを付記しておく。

また、既存の 2 専攻制のもとでは、商学専攻において、流通、ファイナンス、国際ビジネス、会計学専攻において、経営、会計という全部で 5 つのプログラムが設置されていた。ここで、プログラムとは、研究科担当教員をそれぞれ分属させたもので、学生は、5 つのプログラムのうちから 1 つを選び、1 年次において、当該プログラム科目を履修し、そのプログラムに所属する複数教員から当該分野の基本論点を学習するというものである。このような 5 つのプログラム科目を残したまま、1 専攻に統合するのでは、統合の効果が限定的なものになる可能性がある。一専攻制のもとで、より少数のまとまりある幾つかの領域に分類した体制を構築することが望ましい。なお、この点についても、2005 年 10 月 13 日および 2005 年 12 月 14 日に開催された研究科委員会において、「戦略マネジメント系」、「流通・国際ビジネス系」、「ファイナンス・会計系」という 3 つの系に集約することが決定され、2007 年度からの実施が決定された。

さらに、高度専門職業人の育成を本研究科の特色の一つとするという観点からは、その目標を現実に近づけるべく、経営大学院（ＭＢＡ）の開設の模索を行うという方策が考えられる。2006 年度に開設が予定されている会計専門職大学院の開設は、このような模索の一環であったと位置づけることができる。会計専門職大学院の実施状況をモニターしながら、この方向への一層の進展を図ることが将来の改善・改革へ向けた方策の一つということができる。

次に、研究者コースと専門職コースという 2 つのコースがあるということのシナジー（相乗効果）を活かしつつ、それぞれの特徴をより一層伸ばすための取り組みへの着手が必要である。特に会計学専攻から数名のスタッフが移籍するのに伴い、商学研究科としての研究・教育能力をアピールしていくためにも、研究者コースと専門職コースの双方をともに改善できるような取り組みの必要性がより切実なものとなってきている。特に、専門職コースについては、体系的な知的枠組みの構築の仕方を学習させるとともに、実務家の経験からも知識を吸収させるという教育目標を明確に設定することが必要である。そして、その教育目標を実現するには、知を創造する方法論の基礎に関する必修科目を設置するとともに、変動する実社会実態に触れることを可能にするインターンシップ、実務家講師による講義など積極的に拡充していく努力を続けて行くことが必要である。

本学の初期における理念は「正義と自由の探求」であった。グローバル市場経済が進行するもとでの商活動の理論と応用を究めていくにあたり、「正義と自由の探求」と「学の実化」という理念の両立を図って行くためには、商学研究科としてどのような目的・教育目標を設定し直す必要があるのかの再検討が必要である。近年のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス経営重視の動きは、「正義と自由の探求」としての企業行動や職業意識におけるモラルや倫理性を問うており、「学の実化」を果たすための優れた学識や秀でた実務能力との両立が問われている。その意味で高い倫理観や道徳観、正義感を持ち、自由を希求する活気にあふれた「有徳の経済人」の養成という課題を果たすために、商学研究科としての理念・目的・教育目標の見直しと再構築を早急に行わなければならない。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

科学技術の急速な進歩や経済社会の複雑化・高度化に伴い、独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ多様な人材育成に対する社会的期待が高まってきている。そのなかで商都大阪に位置する商学研究科は、「学の実化」という全学的な理念のもとで次代の商学や経営分野における学術研究の発展を担う高度の研究能力をもった優れた研究者の養成をめざすと同時に、ダイナミックに変動し、ますます複雑化する産業の仕

組みや企業行動を高い専門知識によって分析し、問題解決を図っていくことのできる能力を備えた高度専門職業人の育成とを目指している。

商学研究科では博士課程前期課程および後期課程の双方に商学および会計学の２専攻を置いている。商学専攻は「流通」・「ファイナンス」という「商」活動を展開するうえで基本的な側面を教育すべく、それらに関する授業科目を開設している。なお、それらの「商」活動の国際的展開についての実態と理論を教育すべく、「国際ビジネス」に関する授業科目も開設している。また会計学専攻は、現代経済社会の中枢を占める企業活動の経営職能に関する教育を行うことをめざしている。そのため企業経営職能しての「会計」・「経営」に関する授業科目を開設して系統的に研究・教育を進めてきた。ところで 2000 年度より 21 世紀の経済社会で活躍する高い見識と専門的知識を備えた職業人を養成するという目的で前期課程に専門職コースを設けた。さらに 2006 年開校に向けて、理論と実務に習熟した公認会計士などの養成をめざす会計専門職大学院（アカウンティングスクール）を現在準備している。

（1）教育課程等

【現状の説明】

ア　教育課程の特徴

商学研究科は学校教育法第 65 条〔大学院の目的〕、大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に基づく研究者養成および専門職養成のために、商学専攻と会計学専攻の２専攻を置き、いずれの専攻においても博士課程を設置し、前期課程 2 年と後期課程 3 年に区分した区分制をとっている。また、前期課程については 2000 年度のカリキュラム改定以後、研究者コースと専門職コースの２コースに区分し、多様な専門分野を教育内容として包含すると共に、高度な専門性の育成や幅広い学識の涵養においても十分対応可能な教育課程を構成している。

イ　教育課程の内容

商学研究科では、博士課程を前期 2 年、後期 3 年に分け、前期課程を修士課程として取り扱っている。前期課程は広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としている。その中でも専攻分野における研究能力を育成することをめざすものとして研究者コースが、そして高度の専門性を有する職業などに必要な高度の能力を養うことをめざしたものとして専門職コースが設けられた。

博士課程前期課程のカリキュラムは、専任教員による研究者コース配当科目（演習および論文指導）と研究者コース・専門職コース共通配当科目（講義）、専門職コース配当科目（「プログラム演習」「課題研究指導」実務家講師による講義と「ワークショップ」）の 3 種目に分けられている。このうち、専任教員による講義科目については、学部との連携をふまえて勉学の方向づけを系統的なものにするために、流通、国際ビジネス、ファイナンス、会計、経営という学部の５コース制をふまえつつ、商学および会計学の２専攻において、ほぼ学部のコース制に対応した科目配置を行うこととした。ところで、それ以後、学部の方ではカリキュラム改定がなされ、セメスター制実施に伴って、もともと１年４単位科目を、半年２単位科目２つに分割するとともに、科目名を変更した。その結果、名称に関する限り、学部の科目名と、大学院の科目名との間にはズレが生じてきていることも事実である。なお専門職コース配当のプログラム演習は、上記各コース所属の教員が複数担当制で取り組むこととしている。また実務家講師による講義も専門職コース配当科目として用意されている。研究者コースの学生も、この科目を履修することができ、ビジネスの実際に触れることを可能としている。また、「ワークショップ」とは企業や研究所等での実習をともなう少人数での一種の演習で、専門職コースのコア科目というべきものでもある。

前期課程の研究者コースでは入学時に選択した専修科目８単位（演習Ⅰ・Ⅱ計４単位、論文指導Ⅰ・Ⅱ

計４単位）のほか、演習８単位を含めて 24 単位以上を修得しなければならない。この専修科目を担当する同一教員のもとで２年間、修士論文作成による修士号授与まで指導を受けることになる。

これに対して専門職コースにおいては複数の教員が担当する流通、国際ビジネス、ファイナンス、会計、経営の５つのプログラム演習Ⅰ・Ⅱ計４単位、課題研究指導２単位及び研究者コース・専門職コース共通配当科目にある指導教員が担当する講義Ⅰ・Ⅱ計４単位のほか、所属専攻の講義 16 単位以上を含めて 22 単位以上を修得しなければならない。２年次には当該プログラムを担当する教員のうち１名の指導のもとで課題研究論文の作成による修士号授与まで半期指導を受ける。

一方、専門分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とした博士課程後期課程においては、博士論文作成が最大の目標となるので、学生は後期課程進学出願時に希望する研究分野に最も近い指導教授を選び、その専修科目 16 単位（講義４単位、演習 12 単位）を修得することを通じて、課程修了までの 3 年間を一貫した指導を受けるとともに博士論文作成を行う教育システムになっている。そのほか、講義４単位以上を修得しなければならない。

なお、研究者コースおよび専門職コースにおける論文作成指導と審査体制について、研究者コースの修士論文指導課目（４単位）は、２年次１年間の指導であるが、口頭試問も含めて審査される。課題研究（２単位）については、学生は各プログラムコースに配置された研究テーマと専任教員の研究分野のマッチングによる指導を半年間であるが受けることになっている。しかしながら、指導教授にあたる教員の中には早い時期から指導を開始して実質１年にわたる課題研究作成指導を行う場合も多い。なお、2007 年度からは 1 年間にわたる課題研究作成指導を行うようにカリキュラム改正を行っている。

審査は複数の専任教員により口頭試問も含めて行われる。課題研究の質・量（4 万字以上）が研究者コースの修士論文に匹敵すると評価された場合、後期課程への進学要件の一つが満たされたこととなり、また税理士科目の免除申請が認められる。

以下でいくつかの側面についての実態数字を示す。

表Ⅱ-商研-1　入学許可者（入学志願者）の推移と定員との比較

	定員	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
専門職コース	30	46(119)	28(72)	39(62)	30(47)	32(59)
研究者コース（前期）	10	9(24)	9(16)	2(11)	3(9)	3(12)
（後期）	10	4(5)	5(6)	3(4)	2(5)	1(4)

（ ）内に示した数字は入学志願者数

表Ⅱ-商研-2　専門職コース･研究者コース教員１人当り学生

	在籍学生数	教員数	教員１人当り学生数
専門職コース	70 人	30 人	2.3 人
研究者コース（前期）	40 人	30 人	1.3 人
（後期）	15 人	22 人	0.7 人

研究者コースにおける少人数個別指導による成果として、修士修了者、博士課程単位習得者の研究能力を高めることに成功し、その結果、大学教員（武蔵大学、専修大学、帝塚山大学、等）として採用される大学院生をコンスタントに輩出している。

ウ　単位互換、単位認定

関西大学大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、関西四大学院学生単位互換制度を設けている。商学研究科については、2003年度に同志社大学商学研究科より１名、2004年度に同志社大学商学研究科より１名、同志社大学総合政策科学研究科より１名の大学院生を受け入れ、この制度を利用した単位互換を行ってい

る。なお、商学研究科の大学院生がこの制度を利用して他大学院研究科科目を受講し、単位互換を目指した事例は、2003年、2004年のいずれにも見られなかった。

また、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻もしくは他の研究科又は他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

エ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人学生の入学者数は 2000 年の 5 人を頂点にして 2005 年の１人と近年は低水準にとどまっている。具体的な社会人学生への教育上の配慮として、夜間（6 限・7 限）と土曜日の講義だけでも商学研究科を修了できるようにカリキュラムの工夫を行うようにしている。社会人学生は専門職コースに所属することになるが、必修科目である各プログラム演習は 6 限目（18 時～19 時 30 分）に配置され、経済界や官公庁の実務家が担当する講義やワークショップも一定数を 6 限目や土曜日を中心として配置されている。

カリキュラム内容も社会人学生の問題意識に対応する実務経験と高い識見を備えた実務家が担当する実際的・実践的な講義科目（2 単位）を開講している。たとえば、これまで川上哲郎（住友電気工業（株）元会長)、伊藤進一郎（住友電気工業（株）前副社長)、萩尾千里（関西経済同友会常任幹事・事務局長)、飯田洋三（(株）デサント前社長)、関要（日本証券経済研究所理事長)、堤多嘉男（元大阪証券取引所専務理事)、服部巖（資生堂ＣＩＴＹ元社長）などの諸氏のほか実務経験が豊富な公認会計士、弁護士さらに近畿運輸局、郵政局の管理職員を講師に迎えてきた。そうした授業やワークショップ、また一部のプログラム演習では、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等が積極的に取り入れられている。

さらに社会人の再教育にも対応しうるようなカリキュラムの改善を生涯学習の推進の観点から進めている。また社会人の聴講生も積極的に受け入れている。また、各種の公開講座にも学部と協力して講師の派遣に努力している。外国人留学生については独自に前期課程の入学試験を行い、2005 年度の入学者が 13 名というように例年 10 人前後が入学してきており、前期課程在籍学生の約三分の一を占めている。しかし、現状では学部とは異なり日本語教育を実施するなどの教育課程上の配慮は特にしていない。

オ　研究指導等

前期課程入学学生に対する履修指導としては、入学式後に研究科執行部を中心に履修方法や勉学態度、学生生活全般に関するオリエンテーションを実施している。また研究者コースの場合には、各専修指導担当教員が個別に履修相談にあたり、適切な指導を行うこととしている。さらに、専門職コースについては、各プログラム演習担当の複数教員が当該プログラム学生に対して、履修指導を行っている。そしてこの教員の中から暫定的に指導教授を選び、さらに２年次になったときに課題研究論文（修士論文）を指導する主たる指導担当教員を正式に選び、最終的な個別指導責任体制を決定する。ただし他の教員も共同指導責任を負うことになる。

研究分野や指導教員についての１年次での暫定的な決定に関して学生からの変更希望があったときは、その主旨や理由を本人から聴取し、それがやむを得ないと判断される際には研究科研究科委員会で審議したうえで認めることとしている。

【点検・評価】

〈長所〉

大学院博士課程の目的が、「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」（大学院設置基準第4条）にあるとすれば、本研究科ではそのうち前者の「研究者として自立して研究活動を行う」ことのできる人材の養成については、前期課程2年と合わせて5年間の教育課程を同一専修担当教員が修士論文の作成から課

程博士学位の取得まで継続的に指導することにより「高度の研究能力」の育成を精力的に進めることとしてきた。その意味では大学院設置基準の本旨に沿った一貫教育が行われてきたといえる。そして、これまで博士後期課程3年を超える期間を要していた課程博士学位であるが、前期課程修了後できるだけ早期かつ確実に学位が取得できることが望ましいという判断から2002年度に標準論文数を中心に学位審査基準の見直しがなされた。その結果、2002年度には学位審査基準の見直しを受けて、新たな基準に基づく課程博士を2名輩出し、その後2003年１人、2004年３人と増加基調が続いている。

2000年より前期課程に従来からの研究者の養成を中心とした課程である研究者コースとは別に専門職コースを設けることによって、研究者を志望しないで、各種の専門職を志望する学生に門戸を開くことができ、商学研究科の定員充足が可能となった。特に専門職コースは、プログラム科目や多数の実務家講師に委嘱するかたちでの「現代研究」科目を中心とする講義と企業等での実習を伴うワークショップでの学習を通じて21世紀の経済社会で活躍する高い見識を備えた職業人を養成することを目指したものであり、「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」（大学院設置基準第3条）という目的にかなうものでもある。特にこのコース制の導入は、実務家講師による多様でユニークかつ実務に直結した講義、ある種のインターンシップ体験の導入、複数担任制による集団指導体制の構築など高度職業人養成型のカリキュラムの提供や教育指導を可能にし、当初商学研究科の定員の充足率が一挙に高まったことに示されるように一般学生、社会人学生、外国人留学生の期待やニーズに応える試みであった。さらにともすれば高度職業人志望の学生と研究者志望の学生とが混在していたことによって教育課程に生じていた一定の混乱が解消されるという成果も見られた。

また商学部において2004年度より実践的な情報処理技法を修得させ、即戦力を磨くためのHIPプロジェクト(Hybrid Incubator Project)が導入されたが、そこでは、学外のさまざまな組織との共同研究によるプロジェクト（ゼミ単位）を３件実施している。このうち一部に大学院学生も参画し、学部学生や指導教員とともにアンケート調査の解析などを行い、その成果を海外の学会で発表するなど共同研究を進めていることは注目される。

学生に対する地理的利便性や比較優位にある他大学大学院専門科目の履修可能性の点から、単位互換や単位認定の制度の趣旨は評価でき、学生の方でそれぞれの大学院や他の研究科の比較優位科目を選好する姿勢が現れている。

外国人留学生が他研究科に比べると多いので、日本人学生との交流が日常的に授業の中で行われるという利点があり、とくに国際的視野を醸成することが求められている専門分野ではその教育効果が認められる。

〈問題点〉

「高度の研究能力」の育成という大学院博士課程の目的は、同時に「豊かな学識」や幅広い視野に立つ総合的な研究能力の涵養を図ることと両立させられなければならない。この点で複数指導制をとっていない現行の指導体制ではそうした課題に必ずしも対応できないという問題がある。また商学と会計という専攻を超えた集団指導、さらにそれぞれの専攻内の専修の枠を超えた複数の教員による集団指導も効果的であると思われるが、現行の制度のもとでは実施できていない。そこでは指導教授による個人指導とその他の教員による集団指導をどううまく組み合わせるかが未解決となっている。また制度上は前期課程と後期課程が５年一貫教育という形式をとっていないことから、前期課程修了者の問題関心やテーマが変化した場合には、後期課程への入学試験を経て、その専修科目と指導教員の変更が可能となっている。なお前期課程の専門職コース修了者が後期課程に進学希望する場合、後期課程入学試験を経て、その進学を許可しているが、それに対する教育研究指導のあり方をどうするかという問題も生じている。

他方、前期課程専門職コース制におけるプログラム制についても導入時点で掲げた所期の目的を十分に達成できていない点が指摘される。専門職コースを2000年に開設するにあたってでは商学専攻のもとに「流通プログラム演習」、「国際ビジネスプログラム演習」、「ファイナンスプログラム演習」、会計学専攻の

もとに「会計プログラム演習」、「経営プログラム演習」の計5プログラム体制を設けた。そして各プログラムに対応する学部のコース所属教員が複数で担任することにした。ただし、大学院担当教員の過重負担を避けるという狙いから、大学院専任教員の各プログラム担当を隔年にした。ところが、志望する学生の側からいえば、自分が入学を希望する年度において、指導を希望する教員からの指導が受けられない可能性があるなど、この隔年制は、志望学生のニーズには必ずしも対応したものとなっていないという面があった。

学部と大学院との連携については、本学商学部において勉学を積んだ学生が、より高度の勉学や研究を続けることを可能にする目的もあって商学研究科が設けられたという歴史的経緯を持つことから、学部で学んだコースに対応する2専攻のどちらかを選べばそのまま大学院へと継続的に勉学を進めることができる体制が目指された。しかしながら、現時点では、そのように連続して勉学・研究を希望する者に対しても、大学院入学試験が課されている。これは大学院に進学できる学力をチェックするという意味では当然のことであるが、学部と大学院の関連づけという点では検討の余地がある問題である。なお、学部で学んだコースとは別の専攻を選ぶことも可能であり、この場合は、入学試験を課することの十分な意味がある。

また、現段階では学部教育がより一般基礎的、大学院教育がより専門的という性格の違いがあるうえに、両者の連携といっても教育課程の編成は学部教授会と研究科委員会のそれぞれで独自に行われており、教育課程の内容や具体的な指導は個々の担当教員の自主的な判断に基づいてなされている。また大学院進学を希望する学生の側も、学部から大学院に進学するときに、どのような点について学習内容が高度化するのかについての認識が十分であるとはいえない。

社会人学生向けの教育上の対応については現在、特別の科目を設置するなどカリキュラム上の措置を特に講じることなく、一般学生と同等に扱っている。現在の社会人学生数を前提にした場合には、現行カリキュラムを大きく変更する必要はないと考えられる。なぜならば、それぞれの担当教員と学生との間で、教育効果を考えた時間割配置をすることによって問題が基本的に解決されると思われるからである。本研究科のカリキュラムは、社会人学生向けの生涯学習ニーズにも十分対応していると思われるが、現実に入学してくる学生数から判断すると、社会人学生への配慮がそれほど認知されていない可能性がある。他方、相当数を抱える外国人学生については、日本人学生との交流が円滑に行われて、相互の刺激が促進されているケースもあるものも、外国人学生のもつ諸問題への十分な教育上の対応が出来ていない面がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在文部科学省に設置認可申請中の会計研究科（アカウンティング・スクール）が発足することになると、従来商学研究科が担っていた役割の一部が消え去ることとなる。また以前に全学的な委員会で検討を行ったビジネススクール構想のように、これから商学研究科の役割の一つとして育成していかなければならないものもある。また、前期課程の専門職コース、前期課程の研究者コースや後期課程などについても、そのねらいについて変化が生じてきている。このように流動的に変化している商学研究科の役割と、商学研究科が本来もつ理念や教育目的とをどう体系的に関連づけしていくかが焦眉の検討課題である。またアカウンティング・スクール設置に伴い、研究科の専任教員が３名減少し、会計プログラムを含めプログラム科目を廃止することをすでに決定している。一方、全国的に専門職大学院としてのビジネススクールが林立するに至り、その関係もあり近年急速に専門職コースの入学志願者が急減している現時点において、2専攻制や2コース制を柱とする現在の研究科の教育課程のままでよいのかどうか、学部や研究科の再編の動きも視野に入れながら改革していくことが望まれる。これについては現在研究科長の諮問委員会である企画委員会で検討案を検討し、それを研究科委員会でも審議しているところである。

あわせて、学部と大学院の両教育課程の編成における一層の連携を進める意味でも飛び級制度や学部学生が大学院の授業科目を履修し、それを単位として認定できるという聴講制度の新設など5～6年間での学部と大学院の一貫教育を可能にするようなコースの新設なども検討されている。その場合、他学部や他大学から入学してきた大学院生の教育体系との整合性をどう図るかという問題が残る。

単位互換・単位認定の2003年度および2004年度実績について言えば、受け入れ学生数が０にとどまっている研究科もある中で、商学研究科については2003年度に1名、2004年度に２名と受け入れを行っている。ただし、科目等履修生については、2003年度、2004年度とも１名であり、これについては本学他研究科と比しても少ない方である。ただ低調の原因が単に単位互換制度の周知徹底不足にあるのか、あるいは本当にそうしたニーズがないのか、についての検証が必要である。今後、国内外の大学院間のより一層の連携・交流を進めるためにも現段階では関西四私大の間にとどまっている単位互換を近隣の国公立大学や他の私大、さらに関東や海外などの大学院にも拡張し、遠隔授業を含む多様な学修機会を提供することが求められている。

社会人向けカリキュラムの生涯学習としての有効性を、社会に対して広報する活動やその態勢が未だ不十分であり、その改善とともに一層魅力的なカリキュラム内容の工夫が求められている。かなりの数の外国人学生が専門職コースを選択している実状からすれば、専門職コースの実態が彼らのニーズに適合している面があるのであろう。それに対し、社会人学生の応募・入学が少ないという現状は、彼らのニーズに適合していない面が多いということを意味していると考えられるのであり、その意味からも意欲的な社会人の入学インセンティブを高めるために当該コースの入学試験および教育内容のあり方を再検討する必要がある。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

教育・研究指導効果は、就職状況や資格取得状況から測定することが、1 つの方策として考えられる。本研究科の前期課程修了者のほとんどが修士論文もしくは課題研究を提出しており、修士の学位取得者は 2003 年度で 32 名、2004 年度で 35 名と過去２カ年間を見ても順調に推移している。また後期課程進学者を除き全員が企業就職ないし国税専門官や税理士として活躍中である

本研究科の後期課程の単位取得修了者については 2002 年度は 2 名、2003 年度は 1 名、2004 年度は 1 名が大学に研究者として就職している。なお、2002 年度から学位授与を積極的に進めていくことが商学研究科委員会において確認され、同年は博士の学位が 3 名（論文博士 1 名、課程博士 2 名)、2003 年度は 1 名（課程博士１名)、2004 年度は４名（論文博士１名、課程博士３名）に授与された。

イ　成績評価法

本研究科では、比較的少人数の講義や演習のため、成績を評価する方法として、基本的には平常の講義や演習の出席状況と発表、議論の内容をもとに判断することとしている。また、それらを補完する手段としてレポートの作成を課題とすることもある。これらによる成績判定は 100 点満点で評価され、80 点以上が優、70 点以上 80 点未満が良、60 点以上 70 点未満が可、60 点未満が不可と判定される。学生に対しては成績結果が優、良、可、不可で公表され、素点は提示されないことになっている。

ウ　教育・研究指導の改善

本研究科は、すでに述べてきたように商学専攻と会計学専攻の 2 専攻を設置しており、各専攻の博士課程前期課程は、研究者コースと専門職コースに区分されている。

教育・研究指導方法を改善するための組織的な取り組みは、専門職コースにおいてこの間、主に行なわれてきた。具体的には、豊富な実務経験と高い識見を備えた実務家が担当する実際的・実践的な講義科目を配置してきた。また、専任教員が担当するプログラム演習では複数の教員がそれぞれの専門分野を生かしながら共同して演習を実施し、活性化させてきた。ただ、研究者コースの方では大学院生が少ないこともあっ

て従来の伝統的な教育方法が引き続き採用されてきている。

指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として他の専攻もしくは他の研究科または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を所定の単位数に充当することができるようにしている。毎年この制度を利用して他大学や他の研究科からの大学院生も講義に出席している。

シラバスについては専門職コースのとくに実務家教員ではかなり詳しく講義内容が記述されるようになってきており、改善されてきている。なお専任教員について講義内容が詳細に記述されていないことも多いが、そもそも講義内容依頼の制約文字数が極めて限定されているため、結果的に講義内容記述が簡単なものとなっている面もある。ただし、2004 年度からＷｅｂシラバスのシステムが導入され、一回の授業毎に要点を示すこと、参考資料を閲覧させること、などが可能となった。

学生による授業評価アンケートは 2004 年より大学院でも統一的な様式で全学一斉に実施するようになったが、演習のような少人数講義が多いため、アンケートの性格が学部とは少し異なったものとなっている。アンケートによって得られた結果を各担当教員は、教育改善に生かしていくことになるが、同時に少人数のため大学院生の授業に対する評価や反応は日常的な質問や議論のなかで実質的に理解できている面もあり、授業評価アンケートの独自の意義が不明確になっている面があるようにも思われる。

【点検・評価】

〈長所〉

就職状況ならびに学位授与数の漸増から判断し、本研究科による教育・研究指導も徐々に改善され、その効果も出てきている。とくに専門職コースの実務家による実践的な教育ならびに複数専任教員によるプログラム演習は、このような専門職業人になることを志望している学生に対して配慮したカリキュラム配置である。これについては専門職コース学生数も安定している点から、専門職コースの学生の期待やニーズに適した内容となっていると理解される。一方、研究者コースについては、従来からの個別指導型教育システムを採用しているため、教育・研究指導方法についてのノウハウなどの共有・移転が生じず、教育・研究内容についての改善程度やそのレベルの向上・高度化について教員間でバラツキが生じてくるとの見方が示されることもある。

〈問題点〉

本研究科では多くの大学院と同様、教育効果の測定は伝統的に各教員に任されてきており、評価方法や測定の適切性について論評することは容易ではない。特に専門職コースにおいては、実務界から複数の非常勤講師がオムニバス形式で時事テーマを教授する体制を取っている科目も多いことから、学生の講義に対するモラールは高まるという長所がある反面、実施されている講義の教育効果を測定するのが難しいという問題もある。

大学院では少人数の講義ないし演習がほとんどであるため、実際の授業参加者の能力や希望に応じて、教育内容が変わる可能性もあり、予めシラバスを詳細に記述することが非現実的なことがあり、特に研究者コースでは難しいことがある。しかし、カリキュラムを標準化し易い専門職コースについては、詳細な記述を行うことで学生の履修意思決定に資することができると考えられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

専門職コースが後期課程への進学を意図したものでなく、前期課程修了後に専門職として就職ないし開業することを趣旨としている点から、そこでの教育は、専門職業人として最低限備えるべき知識や技能を身に付けさせなければならない。したがって、カリキュラムの標準化とその評価の客観化・学生への可視化を検討すべきである。

専門職コース修了者の就職活動支援については、現状では学部のようにキャリアセンター主事によるバックアップ体制があるわけではない。学部生と同じかたちで就職活動を展開する学生に対して研究科としても何らかの支援策を考える必要がある。

一方、研究者コースについては、教育者としての意欲や研究者としての能力に左右されるため、各教員の自己研鑽が不可欠であり、研究科組織としてもそれをフォローアップする体制作りを急ぐ必要がある。具体的には、研究者コースを指導できるだけの適格性を計る１つの指標として、学会報告頻度や公表論文数を定期的に審査するシステムを構築することも考えられる。

学部に比べてより双方向型の強い大学院教育において授業計画を事前にどこまで詳細化できるかという点で制約があることも事実であるが、受講予定者にとって受講目的を明確に知らせたり、広く学内外に講義内容を広報し教育課程に対する関心を醸成するという意味でその役割は決して小さくない。今後はできるだけ実際に行われる授業に近くかつ詳細にしていくためには何が必要かを検討していくことが必要である。随時更新が可能なＷｅｂシラバスが 2004 年度より実施されているが、それを使いやすいものにしていくことが必要である。

学生による授業評価については、少人数の講義や演習が中心であるため、評価する学生の匿名性が問題となる。たとえ匿名で評価させたとしても、少人数であるが故に、誰が低い評価をくだしたかがある程度分かることとなり、その結果気まずい人間関係が生じて、当初ねらった授業の改善とは逆の機能が生じて、雰囲気を悪くしてしまうことも想定される。したがって、現在の教育環境で授業評価を導入することは、とくに研究者コースにおいては難しい。学生の演習や講義の満足度調査、さらに卒業生から大学院時代の教育内容や方法を振り返って評価してもらう仕組みを作り上げていくことも考えられるが、その客観性をいかに達成するかも問われている。

（3）国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

国内における教育交流制度としては、全学的に関西四大学大学院学生単位互換制度がある。その実績は、2004 年度で受け入れが 2 名（科目等履修生は 1 名）、送り出しが単位互換・科目等履修生いずれについてもなし、となっている。

また大学院生の学会発表・出席については、2003 年度で博士課程前期課程６件、博士課程後期課程 10 件、2004 年度で博士課程前期課程 12 件、博士課程後期課程 4 件と活発に研究交流を行っている。

なお、商学部教員による研究成果を公刊・発表していくための機関として商学会があるが、商学研究科大学院生も寄稿が認められており、その発表件数としては、2003 年度が４本、2004 年度が２本であった。さらに、商学研究科大学院生が自らの研究成果を公表するための学術雑誌として、『千里山商学』を刊行している。2003 年度については、第 58 号、第 59 号の２冊を刊行し、６名の大学院生が論文を寄稿した。また、2004 年度については、１冊の刊行であり、５名の大学院生が論文を寄稿した。

【点検・評価】

〈長所〉

教育交流については、全学的な制度として関西四大学大学院学生単位互換制度というユニークな制度があって、大学院学生の研究の一層の深度化と対象領域の拡大に有効に活用することができる。

〈問題点〉

教育交流については、関西四大学大学院学生単位互換制度の場合、本研究科大学院生が受講を申請しても、実際に受講できるのは設置大学（派遣先）の正規大学院学生が登録・履修している科目に限定されるという問題がある。さらに、設置大学での受講生の有無が確定したうえで、研究科委員会での承認が必要なことから、正式な受講資格を得るまでの時間がかかりすぎるという問題もある。また対象年度によっては、受け入れのみで送り出しがゼロという片務的な結果となっている。さらに、大学院学生の海外との交流（学部では制度化されている協定校とのデュアル・ディグリー、海外で開催される学会での報告の補助）のための

制度的枠組みが未整備であることも問題点として挙げられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

制度としてはユニークで古くからのものであるが故に実績も上げている関西四大学大学院学生単位互換制度であるが、実際の運用についてはいくつかの問題点が指摘されており、その有効活用を図るための具体的な方策を実施すべきである。例えば、他大学開講科目のシラバスを容易に参照できる環境を整備することが考えられる。

とりわけ研究活動が教育面でも重視される大学院では、研究に関する時間的・予算的配慮が制度的に考えられねばならない。こうした問題については、まず企画委員会に研究科長が諮った上で、その答申を研究科委員会で議論するという枠組みが整っているので、それを活用することができよう。ただ商学研究科では、会計専門職大学院の設置により教育課程の再編等問題が山積しているので、問題の軽重に応じて効率的に懸案を処理することが求められている。

（4）学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

商学研究科での学位授与数は、大学基礎データ表７にみられる通りとなっている。

ア　修士論文および課題研究論文の審査

修士論文については、指導教授から詳細な指導を受けた後、研究者コースの大学院学生は、指導教授を含め３名の審査委員によって口頭試問も含めて審査される。修士論文の字数は４万字以上と定められている。また専門職コースの大学院学生も指導教授から詳細な指導を受けた後、修士論文の場合と同様の審査体制により審査される。その字数は３万字以上と定められている。ただし、専門職コースであっても税理士試験の科目免除を希望する者、博士課程後期課程に進学する者については、4 万字以上の課題研究論文を作成したうえで、審査を受ける必要がある。

最終的には提出された修士論文は、研究科委員会において審議を行い、学位の認定を行っている。

イ　博士論文の審査

博士の審査と授与については、まず論文博士の場合は本人の申請に基づき、教授が商学研究科長に諮り、博士論文としての要件を備えているかの確認申請をすることから開始される。要件を備えていることが確認されれば、研究科委員会で３名の博士課程後期課程担当教授から成る受理委員会が組成され、その審査と研究科委員会での審議をもとに受理が確定される。受理が決まれば、受理委員会が原則として審査委員会に成り替わり、1 年以内の期間を費やして審査が行われる。審査委員会の主査１名には論文の内容に最も近接した領域を研究する教授が選ばれ、他の副査の２名はむしろ専門領域を異にする領域の教授から選ばれる。論文の内容次第では、商学研究科以外の他の本学研究科あるいは他大学の当該分野に詳しい研究者の意見を参考意見として求めることも可能となっている。審査開始と同時に、全ての商学研究科委員会構成員（教授）に論文の閲覧機会が与えられ、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会委員の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の同意をもって博士号授与が決せられる。

課程博士の場合は、受理委員会は設置されず、博士論文提出の少なくとも 1 年前（研究科委員会が認めた時は、これを３ヶ月前とすることができる）に指導教授の承認の下提出された論文計画について研究科委員会から承認をえる等、手続きが若干異なるが、論文審査の方法は課程博士と同様である。ただし、外国語学力に関する認定は、免除されている。

【点検・評価】

〈長所〉

大学院重点化というわが国の文教政策に対応して、商学研究科でも大学院教育の充実を図っており、その成果が学位授与数の増加となって現れているものと評価できよう。また修士号については、専門職コースを中心に留学生の比率が高く、国際化にも貢献していると評価できる。

また博士号については、課程博士論文の審査過程と審査基準の適正化によって、従来例外的にしか授与できなかったものを積極的に授与する方向に転じた。すなわち、従来は博士課程後期課程入学時点からカウントして 10 年超の期間に年平均 1 本ないし 1.5 本の論文を発表し、これを書物として公刊するという実に厳しい条件を課していたが、これを博士課程後期課程の単位修得と 3 本以上の論文の発表に見直し、2002 年度から実施している。論文の審査過程は、透明性と公平性において問題がなく、適正なものと判断される。

〈問題点〉

学位授与・課程修了の認定の問題は、すなわち学生の受け入れの問題である。というのも、専門職コース設置以前に比べて学位授与数は増加しているもののそれは漸減傾向にあり、その要因として応募者数・入学者数の減少が挙げられるからである。応募者数減少の原因は、旧国立大学の一部が大学院大学化したことに伴い、大幅に入学定員を増加させたことにあると考えられる。

実は会計専門職大学院は、この問題に対する方策の一つとして実現されるものである。しかし実際問題として深刻なのは、博士課程前期課程の専門職コースよりも、博士課程後期課程と一体となった指導をしている研究者コースの方であるかも知れない。かつては博士号取得が可能な博士課程後期課程を設置する大学が極めて限られていたことから本学への他大学からの進学が見られたものが、競合する大学が増加したことで応募者の選択肢が拡大しているからである。同時に、博士課程後期課程における社会人入試制度と博士号授与についても、他大学に比べて遅れを取っていることを否めない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

大学院学則では在学期間を短縮して修了することが可能となっているが、商学研究科ではその実例はなく、今後の課題として検討すべきである。

それに関連して、専門職コースについては従来流通・ファイナンス・国際ビジネス・経営・会計の 5 つのプログラムに分かれていたが、会計専門職大学院の設置によりその再編が研究科委員会で議論されている所である。

博士課程後期課程（研究者コース）の問題については、社会科学系大学院再編の問題として全学的に議論しようとする動きがあり、そこで改革に向けた抜本的方策が提議される可能性があると思われる。

また論文博士の場合、課程博士の場合と異なり現在申請者が指定した学位に関する研究科の授業科目 3 科目及び 2 つの外国語に関する学力確認試験が課せられているが、本学商学研究科出身者のみならずそれ以外にも博士号取得の機会を増やす方向でこれを適正化すべく、現在研究科委員会で議論が展開されている。

3　学生の受け入れ

商学研究科博士課程前期課程には、商学専攻と会計学専攻の 2 専攻があり、2000 年度から各専攻に研究者コースと専門職コースが設けられた。研究者コースは、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。専門職コースは、複雑・高度な経済社会に対応しうる高い見識を備えた職業人の養成を目的としている。

後期課程では、大学、各種研究機関等において商学に関する基礎研究や応用研究及びそれに基礎づけられた大学教育を自主的に行うことができる研究者を養成することを目的としている。

以上のような本研究科の理念・目的・教育目標の実現を図るためには、優秀な学生の選抜が必要である。そのような優秀人材を選抜するための方法として商学研究科の入学試験を位置づけている。

【現状の説明】

研究科の理念・目的・教育目標の実現を目指して、教員組織、施設・設備等を勘案し、収容定員を定めている。この収容定員に対して、以下に示す多様な入学試験を実施し、本研究科の理念・目的・教育目標を実現するのに十分な学力・能力を有する学生を受け入れている。また、社会人や留学生の受け入れ、科目等履修生等の受け入れを円滑に実施することのできるように、後述する入学選抜方法に基づいて入学試験を適切な時期に実施することにより、広く社会に門戸を開いている。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施している。このような状況に対応して、収容定員を定め、多様な入学試験制度の下に、2005 年度入学試験（2004 年度実施）として本研究科が実施した試験の種類を次に示す。このような入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、試験科目問題内容については、『入学試験問題集』として製本し、大学院事務室において希望者に過去の入学試験問題例を開示している。

ア　博士課程前期課程

（ア）収容定員

商学研究科博士課程前期課程では、教員数・施設規模などを勘案して収容定員を 80 名（商学専攻：研究者コース、10 名、専門職コース、30 名、会計学コース：研究者コース、10 名、専門職コース、30 名)と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

（イ）学内進学試験

商学研究科では、本学の当該学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は筆記試験と口頭試問で、5 月と 2005 年度から 11 月にも行われている。筆記試験として、研究者コースの場合、志望する専修科目に関するレポート提出と英語（辞書参照可)、専門職コース場合、志望するプログラム科目（筆記試験免除者は口頭試問のみ）が課される。両コースに課されている口頭試問は、主として進学動機や入学後の研究計画あるいは学力等について複数の教員によってなされる。この制度は研究意欲を持ち、大学在学中に優れた成績をあげ、しかも大学院生にふさわしい学生を早期に確保できるだけではなく、学部と大学院のつながりを持った研究・学習が行えるという利点を有する。

なお、2005 年度の志願者は 7 名、合格者は 6 名、入学者は 6 名である。

（ウ）一般入学試験

本学、国内外の他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、①大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、②外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、③文部科学大臣の指定した者、④大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者を対象に、商学研究科では、9 月と 3 月に下記のような筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。研究者コースの筆記試験は、志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語（母国語及び母語を除く）から 1 ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。なお、英語、ドイツ語、フランス語に関しては所定の条件に該当する場合、外国語試験が免除される。例えば英語の場合、TOEIC では 750 点、TOEFL CBT で 213 点、TOEFL PBT で 550 点を取ると外国語試験は免除となる。専門職コースの筆記試験は志望するプログラム科目（プログラム担当教員による出題）について行われる。

2005 年度の志願者は 32 名、合格者は 13 名、入学者は 8 名であり、前期課程の志願者総数の 45%、合格者総数の 37%、入学者総数の 29%が一般入学試験方式によるものである。

（エ）外国人留学生入学試験

商学研究科は、10 月に下記のような筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。外国人留学生入学試験の受験資格は、①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本の大学において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①および②と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く）である。実際の受験生は、大学院の外国人研究生として在籍している学生、日本の大学で留学生として在籍し、卒業した者又は卒業見込みの者、試験合格後に留学する国外の者と多様である。

研究者コースの筆記試験は志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から１ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。なお、英語、ドイツ語、フランス語に関しては所定の条件に該当する場合、外国語試験が免除される。必要な要件は、一般入学試験の場合と同一である。専門職コースの筆記試験は志望するプログラム科目（プログラム担当教員による出題）について行われる。

2005 年度の志願者は 31 名、合格者は 15 名、入学者は 13 名であり、前期課程の志願者総数の 44%、合格者総数の 43%、入学者総数の 46%がこの外国人留学生入学試験方式によるものである。入学者の主要な部分が当該入試制度に基づくものであり、外国に広く門戸を開く入試制度が実施されている。ちなみに、最近の志願者及び入学者の多くは中国からの留学生によって占められている。

（オ）社会人入学試験

社会において職務に従事しながら、より高度な専門職としての能力を高めたいと希望する者に開かれた大学院受験機会であり、商学研究科では専門職コースのみに 10 月とそれに加えて 2006 年度入試より３月に実施している。

受験資格は、①大学を卒業した者、②外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、③文部科学大臣の指定した者、④本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者のいずれかに該当し、かつ出願時において大学卒業後同一企業、官公庁、教育・研究機関等において引き続き 2 年以上勤務している者又は経験を有する者、あるいはこれらに準じる職歴を有すると研究科委員会が認めた者である。

筆記試験は志望するプログラム科目（プログラム担当教員による出題）について行われ、しかもプログラム担当教員による口頭試問が課される。

なお、2005 年度の志願者は 1 名、合格者は 1 名、入学者は 1 名である。

（カ）入学試験状況

2005 年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ-商研-3 に示す。

表Ⅱ-商研-3　2005 年度の前期課程入学試験状況

専攻	コース	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
商学	研究者	5	3	3	2	1
	専門職	15	37	35	20	16
会計学	研究者	5	9	8	1	1
	専門職	15	22	20	12	10
合計		40	71	66	35	28

イ　博士課程後期課程

（ア）収容定員

商学研究科博士課程後期課程では、収容定員を 30 名(商学専攻：15 名、会計学専攻：15 名)と定め、下

記に示す入学試験を実施している。

（イ）一般入学試験

本学大学院・国内外の他大学大学院を問わず、大学院博士課程前期課程（修士課程）修了者（修了見込み者を含む)、またはこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、3 月に筆記試験と複数の教員による口頭試問を実施している。筆記試験は志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から１ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。

2005 年度は 3 名の志願者があったものの、合格者はいなかった。なお、入学志願者はここ数年 2～4 名で推移している。

（ウ）外国人留学生入学試験

商学研究科では、10 月に筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。

博士課程後期課程の受験資格は、①外国の大学院において修士の学位に相当する学位を得た者、又は修士の学位に相当する学位を得る見込みの者、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得た者、又は修士の学位を得る見込みの者である。

筆記試験は志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から１ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。

2005 年度の志願者は 3 名であり、1 名が合格し入学した。なお、入学志願者はここ数年 1～4 名で推移している。

（エ）入学試験状況

2005 年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ-商研-4 に示す。

表Ⅱ-商研-4　2005 年度の後期課程入学試験状況

専攻	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
商学	5	1	1	0	0
会計学	5	3	3	1	1
合計	10	4	4	1	1

(2) 門戸開放

商学研究科においては入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用され、本学のみならず国内他大学出身の受験生の他、外国人、社会人(前期課程のみ)にも受験機会が開かれている。これらの大学院の入試情報も本学ホームページなどで積極的に広報している。

また、大学院入学後の単位互換制による学生への便宜とそれによる研究教育機会の拡大は、同志社大学、関西学院大学、立命館大学の各大学院との交流研究生制度として定着しており、毎年若干名が利用している。2005 年度は受け入れは 0 名だったが、他大学院へは 1 名が行っている。

(3) 科目等履修生等

関西大学大学院では、春・秋学期それぞれに 4 年制大学を卒業した者、又はそれと同等以上の学力があると志望する研究科が認める者を対象に 1 学期に履修できる授業科目を 3 科目以内として、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を実施している。また、自分の研究テーマをすでに持ち、本大学院の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人を対象として外国人研究生を受け入れる制度がある。この外国人研究生の受入れは、4 月と 9 月の年 2 回である。

2005 年５月現在の商学研究科の科目等履修生は 2 名、聴講生は 1 名、外国人研究生は 6 名である。

（4）定員管理

収容定員は、商学研究科の前期課程 80 名、後期課程 30 名と定めている。大学基礎データ表 18 のとおり、2005 年 5 月現在の前期課程在籍者は 71 名、後期課程のそれは 11 名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では 89%、後期課程では 37%である。

【点検・評価】

〈問題点〉

2002 年度に、前期課程の入学志願者が研究者コースと専門職コースをあわせて 140 人余りから 90 人弱に大幅に減少し、その後 60～70 人前後で推移している。専門職コースは入学定員をほぼ充足している状況が続いているものの、研究者コースの入学定員充足率は 2003 年度から 2～3 割程度である。学外や外国とりわけ中国からの志願者の多い状況が今後も続くことが予想され、しかも会計専門職大学院が 2006 年度から開設されるなか、今後専門職コースの見直し等を進め、教育研究の充実を図るとともに、文部科学省の大学院重点化政策の下で大学院の拡充に向かう他の有力大学との競争に伍して、今後質の高い入学者を十分な数、確保するための十全の施策を早急に行わなければならない。たとえば、意欲的な社会人の入学インセンティブを高める方策、奨学金制度の一層の充実、卒業後の進路開拓などはその一例である。また、積極的広報活動も必要であり、そのための体制を整備すべきである。

一方、後期課程は入学定員に比して、志願者・入学者がきわめて少ない状況が続いている。商学に関する専門分野の後継者養成を後期課程が担っていることを考えると、現状の改善に取り組まなければならない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

国際化推進の方針の下に、大学院への多様な留学生の受入れを図るために、関西大学との協定校とりあえず中国の協定校に優秀な学生を推薦してもらう推薦入学試験を検討課題としている。また、これと連動して推薦入学試験によって入学を許可された留学生に対する特別奨学金制度の検討も行う予定である。また、留学生のニーズに適合したカリキュラムの再編成を図る必要もある。なお、学内進学試験の志願者を増やすために、2005 年度から 5 月に加えて 11 月にも入学試験を実施している。学内進学試験の説明会を商学研究科単独であるいは他研究科と合同で行ったり、商学部ゼミナール担当者に個々に入試情報提供を依頼したりして、よりきめ細かな広報活動に努め、学部と前期課程および後期課程との間の連関性を強化し、教育研究内容の充実化と合わせて学生の進学意欲を一層高める努力を払っている。また、学内進学試験において成績の特に優れた者に対する飛び級入学制度等の導入の検討も始めている。社会において職務に従事しながら、より高度な専門職としての能力を高めたいと希望する者に開かれた社会人入学試験の受験機会を拡大し、多くの意欲ある社会人を受け入れるために、2006 年度入試から 9 月に加えて 3 月にも試験を実施することとなった。

商学研究科でも、特に後期課程の学生が少ないことが大きな問題であり、施設などの改善やカリキュラム改革と連動させて、例えば社会人入学試験を新たに導入するなど、前期課程から後期課程への進学者が増えるよう最大限の努力を試みる一方で、博士の学位を多く出すことは、商学研究科の社会的評価を高める重要な手段の１つでもあるから、課程博士だけではなく論文博士も多く輩出するよう努めなければならない。

4　教員組織

商学研究科では、商学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成という教育目標を達成するため、商学専攻と会計学専攻のもとに、それぞれの領域において専門性を有する教員を配置している。それらの教員が講

義や演習科目を少人数教育として行うことを通じて、様々な院生の多様な研究関心について適切な研究指導・教育をする体制を整えている。また本学の教育理念であり、かつ本研究科の教育理念でもある「学の実化」を具体化するために、企業など社会での活躍経験を保有する人材を実務家非常勤講師として任用している。

【現状の説明】

商学研究科において講義あるいは演習を担当する教員については、商学部教員の中から資格審査を経て決定することとしている。すなわち、本研究科では専門性の高い学術的教育・研究指導を実施するために研究科担当教員についての資格基準内規（1997 年 10 月制定）を有し、その定めに基づいて、資格審査を行っている。前期課程授業については、商学部において教授昇格または教授として新規着任と同時に講義を担当することとし、次年度より演習も担当できることとしている。後期課程講義については、文部科学省の教員審査に準じ、教授のうち研究業績審査（教授歴 2 年以上で教授昇進後専門分野の学術論文 3 編以上の業績かつ前期課程担当経験）を経て、研究科委員会における審査を経たものが担当することとしている。専任教授の学位取得状況は 13 名で、この研究成果が講義や演習に色濃く反映している。なお以上で明らかなように、本研究科における講義担当は教授のみであって、助教授・講師は今のところ担当教員に含まれていない。

次に実務家非常勤講師は、ベンチャー企業創始者、官庁、企業、公認会計士など実務界の第一線で専門性の高い仕事についている人であるが、その任用基準は「大学設置基準の一部を改正する省令の施行について」（昭和 60 年 2 月 5 日文行高大第 85 号）に則り、分野の職務上の業績、職務経験期間、資格などを総合的に判断して審査の上決定している。任用期間は原則 2 年であり、担当者の固定化を避けるため継続再任はできないこととしている。

研究科担当教員数は，下記の表に示されているような人数となっている。

表Ⅱ-商研-5　研究科担当教員

	D㊎	D合	M㊎	M合
専任教員人数	22 人	22 人	30 人	29 人
実務家非常勤講師	―	―	―	32 人

したがって、教員１人当たり学生については，以下の表に示された比率を示すものとなっている。

表Ⅱ-商研-6　教員１人当たり学生比率

		在籍者数	教員数	教員１人当たり学生
博士課程前期課程	専門職コース	65 人	30 人	2.2 人
	研究者コース	6 人	30 人	0.2 人
博士課程後期課程	研究者コース	11 人	22 人	0.5 人

なお、研究支援職員についての規程はなく，したがって実績もない。ただし、大学院博士課程後期課程に在学する学生の中から、関西大学経済・政治研究所における準研究員としての参加を認めるという制度を、大学院と経済・政治研究所との間で設けている。この制度は、大学院博士課程後期課程在学学生の研究条件を充実させるものであるとともに、当該学生の指導教授にとっては、当該学生に対する教育を行っていくうえでの教育支援につながるものであると位置づけられる。

【点検・評価】

〈長所〉

実務家非常勤講師は、ベンチャー企業創業者、官庁、企業、公認会計士など実務界の第一線で専門性の高い仕事についている人である。専門職コースにおいて、専任教員による研究成果を反映した理論講義と実務経験が豊富な上に、学識豊かな実務家客員教授・非常勤講師による実践的講義の統合により、修了生へのアンケート調査（2005 年 3 月実施）においても学生の満足度は極めて高く、かつそれが専門性の高い職業分

野と評価できる進路（民間調査機関、ＩＴ企業、ハイテク企業、税理士法人）に繋がっている。

〈問題点〉

現時点において、研究科における講義および演習科目の担当者は、商学部教員のうちの教授職にあるものと限定されている。このような限定を行うことは、商学研究科が基盤を置く商学部教員全体の人的資源を有効活用するという観点からいえば問題がある。また、学部専任教員の場合、商学部における夜間講義の負担があるため、大学院で社会人にターゲットを当てた夜間開講科目を多数設置することが難しいという時間的制約がある。この点は、今後の取り組み課題の一つである社会人教育を本格的に推進し、夜間開講科目を多数設置するうえでの問題となっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

会計専門職大学院（アカウンティングスクール）が商学研究科から分離して 2006 年 4 月より開講予定となっており、商学研究科としても、会計専門職大学院との差別化を明確なものにする必要がある。現在、商学専攻および会計学専攻のもとで、会計・経営・流通・ファイナンス・国際ビジネスという５つの分野区分が想定されているが、それをより少数のまとまりある領域に集約していくことが商学研究科の教員組織をより機能的なものとするための改善につながる。この点については、2005 年 10 月 13 日および 2005 年 12 月 14 日に開催された研究科委員会において、「戦略マネジメント系」、「流通・国際ビジネス系」、「ファイナンス・会計系」という三つの系に集約することが決定された。また、それに伴い、いくつかの科目について講義名名称変更を実施して、上記の三つの系のねらいを明確化させることが改善・改革に向けた方策の一つとして考えられる。この点についても、2005 年 10 月 13 日開催の研究科委員会において、実施の合意がなされた。

５　研究活動と研究環境

商学研究科に属する専任教員は、商学部に属し、研究科を兼担しているため、本章の内容については、「第Ⅰ編第６章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編商学部　第５章　研究活動と研究環境」の記述に委ねる。

６　施設・設備等

本研究科では，複雑化する現代社会を読み解き，分析するとともに，創造的な提案を創造できる人材を育成するため，教育指導上の効果が十分発揮できる施設・設備の整備をはかっている。

【現状の説明】

本研究科の設備・施設は、尚文館(大学院棟・7 階建て)にあり、大学院全体のうちの５研究科（法学、文学、経済、商学、社会学各研究科）と共用になっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、各学部の施設および各教員の研究室をも使用している。その他、マルチメデイア・パソコン教室や多目的室なども随時使用が可能なように設置している。

大学院生用研究室については、中規模の共同研究室（40 名前後の収容能力）が 1 室と小規模の共同研究室（収容能力は 5～6 名）が 1 室あり、７階に研究用フリースペースも用意されている。大学院生はそこで備え付けのパソコン、貸出用ノートパソコン及びプリンタを随時使用し、研究が可能である。インターネッ

トの利用申請をしていれば、各自の所有するパソコンでもインターネットが利用できる。2004(平成 16)年 9 月からはワークステーションルームでもパソコン及びプリンタを自由に使用できるようになった。

なお、本研究科には実習が主体となる講義が多数あるという状況のもとにはないため、大学院生用実習室等が設置されていない。

なお、本研究科専用のものとしての先端的な設備・装置等は設置されていないが、各研究科共用のマルチメディア機器やパソコン教室等を使用することは可能であり、講義等で実際に使用されている。また、商学研究科大学院生については，申請すれば学部に設置のパソコンも利用できることとなっている。

【点検・評価】

〈長所〉

現在の在籍者数、講義科目数等からみて教育目的を達成し、大学院生用の研究を支援する意味では現在の施設・設備は基本的に十分である。すなわち、定員を完全には充足していない現状のもとでは、他の研究科との共用施設・設備により、十分教育が可能となっている。

〈問題点〉

上記のパソコン教室等の利用度は決して高いものではない。このような施設等があることすら、学生だけでなく教員にも周知されていない面がある。その結果、不十分にしか利用されていないという現状が見られる。このようなＩＴ設備・機器の整備状況は、教員に対しても十分周知、徹底できていないという問題点がある。例えば、指紋認証を通じてパソコン利用が可能となるなどの運営がなされていることが十分に周知されていないという事情もあり、施設を十分利用しているとは言い難い状況となっている。

なお、現実に商活動が様々な産業領域で展開され、それらの活動が各企業による経営・会計機能を通じてコントロールされているありさまを解明しようとする商学という学問分野の性格をふまえると、現時点ではそのニーズが顕在化していないが、各種データベースの整備を図り、自由に検索できる仕組みを整備することが求められる可能性がある。また、複雑な経営・会計機能をビジネス・ゲームなど実習を通じて学習させるための設備を常設する必要性も求められる可能性がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現状はとくに問題はないが、既存設備の十分な活用を図るとともに、今後はさらに高度な大学院教育や研究指導を進めるために、各教室へのプロジェクターや情報端末機等の整備、充実が望まれる。また、設備の充実を図るだけでなく、専任教員及び非常勤講師に対して、尚文館において利用できる各種情報機器の利用方法についてのより一層の周知が必要である。また、各種データベースの整備を図るとともに、現在既に利用可能となっているネットワーク情報源の周知・利用を教員および大学院生に対して働きかけていくことが必要である。

尚文館は 5 研究科の共用施設となっているため、全ての研究科の定員充足率が上昇すれば、全研究科共用部分については、手狭になる、あるいはパソコン等の利用が厳しくなる可能性がある。現状では、一部の研究科が他研究科と比べ、多くのスペースを専有し、研究科間で不公平感もあるため、該当部分のうち利用頻度の低い部分については、共用施設として開放する必要がある。データ処理、ビジネス・ゲームの実践などのために必要なスペースについては、現状の尚文館施設の一部を、その目的のために利用できるようにすることが望ましい。

7　管理運営

【現状の説明】

本研究科の管理運営についての最高意思決定機関と位置づけられているのは、商学研究科委員会である。商学部教員のうち、教授職にある教員が研究科委員会の審議を経て大学院担当教員となっており、これらの大学院担当（兼担）の商学部教員が商学研究科委員会を構成している。研究科委員会は、入学試験（募集と査定)、教育課程、学籍、教育人事（後期課程演習担当への昇任・非常勤講師の任用・研究科長の選出等)、学位授与等の事項について審議・決定する機関としての機能を果たしている。研究科委員会は、2001 年度は 16 回、2002 年度には 18 回、2003 年度には 17 回、2004 年度には 20 回開催された。2004 年度における開催回数は通常年度よりも、2、3 回多かった。それは本研究科を母体として新たに会計研究科（アカウンティング・スクール）を発足させるのに伴い、その構想を具体化するための審議を行う必要があったこと、またそれに伴い商学研究科の今後のあり方を審議する必要があったためである。研究科委員会は大学院学則、学位規程、大学院規則、また大学院外国人留学生取扱規程等の大学院関連規程にもとづいて運営されている。

研究科の管理運営に当たっての執行部の役割を果たしているのは、研究科委員会で選出された研究科長（任期２年）と、研究科長が指名し研究科委員会で信任された研究科長代理との両名である。研究科長は、研究科委員会の議長として、種々の案件の審議・決定を導く役目を担っている。なお、研究科委員会で研究科長を選出するにあたっては、「商学部長選出に伴う申し合わせ事項」を準用し、研究科委員（大学院担当教員）の３分の２以上の出席のもとで、単記無記名投票を行い、出席者の過半数の得票を得た者を次期商学研究科長としている。

本研究科の管理運営組織としては他に、研究科長代理を委員長とする企画委員会がある。同委員会は、商学研究科の５つの分野である流通、ファイナンス、国際ビジネス、経営、会計の各分野から１名ずつ選出された委員により構成されており、専門職コースが新たに設置されたのと同時期に設置されたものである。同委員会は、専門職コース関連科目を担当する非常勤実務家講師の候補者推薦を中心的な役割としていた。しかし、それにとどまらず、研究科長の諮問に基づいて特定課題を審議し答申する任務も与えられており、将来構想に関わる企画・立案の機能を果たすことも期待されている。

また会計研究科（アカウンティング・スクール）の 2006 年度設立に伴い、従来の研究科委員会構成員の数名移籍が避けられない事態となった。そのことへの対処を含む商学研究科のあり方に対する検討を行うべく研究科長直属のワーキング・グループを立ち上げ、新しいカリキュラム体系等の検討を行うことをめざしたが、最終的には、企画委員会で、商学研究科の改革実施案をまとめることとなった。

学部と大学院との管理運営上の関係についていえば、明文化されているわけではないものの、現在は研究科長と学部長が別人によって担われている。また学部教授会が終了してから、研究科委員会が開催されるというように、学部と研究科委員会とは、スタッフの共通性が非常に高いにもかかわらず、それぞれが別個の独立した存在として活動しているのが現状である。

【点検・評価】

〈長所〉

研究科委員会は研究科の最高意思決定機関として、その手続きは民主的に行われ、その意味で最高意思決定機関としての機能を適切に果たしている。2000 年度に専門職コースを設置したときに、新たに企画委員会を設置するなど、管理運営組織を新たな状況と新たな課題に適応するように更新してきたことは評価できる点である。

〈問題点〉

他研究科と同様、商学研究科にも自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価委員会報告書作成への取組みを進めてきている。その規程も定め、自己点検評価書を提出する運びとなっているが、その役割と

企画委員会との役割関係が明確でない。たとえば、企画委員会の議事録などが自己点検委員会に提供され、それをふまえて自己点検を行うとか、逆に自己点検を推進する中で明確となってきた問題点を企画委員会が受け止めて改善策を検討するといった関係の設定がなされていない。

会計研究科（アカウンティング・スクール）が 2006 年度発足予定の中で、商学研究科の新たな体制をどのようにするのか、例えば現在の商学、会計学の 2 専攻制を 1 専攻制に統合する必要がないかなどの決定が早急になされるべきであり、そのためにも現在の管理運営組織のあり方、例えば企画委員会の構成が現状のままでよいのかなどの検討が必要である。すなわち、企画委員会は、流通・ファイナンス・国際ビジネス、経営、会計各分野から 1 名を選出することになっているが、その選出方法は、研究科長など執行部の裁量に委ねるという方法によるのか、各分野からの選出によるのかが明確ではない。すなわち、企画委員会を執行部の補佐役的なものとして機能させるとともに、各分野の意向を反映させつつ商学研究科の長期構想を考えるための場として活かしていくには、どのような委員選出の方法がよいかを見直す必要がある。また、同委員会の活動内容についての議題設定のプロセスが明確化されていないことも問題である。すなわち、企画委員会における討議内容と研究科委員会における審議とを効果的に相互作用させながら議論を進行させていくプロセスが確立されていない。たとえば、研究科委員会での議論を経て大枠が決まった問題について具体化を図るものとして企画委員会が位置づけられているのか、それとも研究科委員会での議論を先導するように、ある問題についての大枠を設定する役割を担っているものとして企画委員会が位置づけられているのか、その位置づけが曖昧なままとなっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

研究科の長期的な方向づけを打ち出していくプロセスが不明確な現状に対して、自己点検・評価委員会が、その点検評価をふまえて現在の研究科のあり方の問題点を指摘し、そのうえで将来へ向けた対策を提示していくという機能を果たすことが期待される。また、研究科の管理運営体制を改善するための方策として、研究科委員会、企画委員会、自己点検・評価委員会のそれぞれが相互に連携できるような枠組みを具体化することが必要である。例えば、自己点検・評価委員会で示された問題点や改善策について、企画委員会においてその具体化を図るとともに、その議論内容を研究科委員会に示してフィードバックを得るようにするなどの相互連携の枠組みを確立することが研究科の管理運営体制の改善へ向けた方策として考えられる。なお、その後の話し合いにより、自己点検・評価委員長が企画委員会のオブザーバーとして参加することとなり、両者の相互連携の体制の構築に一歩前進が見られた。

会計研究科（アカウンティング・スクール）が商学研究科より分離・発足するに伴い、商学研究科のあり方を見直すことが必要である。例えば、現在商学研究科の構成員は教授に限定されているが、近年、多くの大学で、課程博士号を有するが、未だ教授職にはない若手教員が大学院教育を担当することが一般化しつつあることを考えると、魅力ある大学院教育のためにも、研究科委員会構成メンバーの条件を緩和し、教授でなければ商学研究科の講義担当ができないという現状を再検討しなければならない。

また学部・大学院の運営を一層緊密なものとするため、2005 年 5 月 25 日の研究科委員会において、次期の研究科長の選挙にあたっては，学部長と研究科長の兼任を行う体制に移行することを決定した。その際、執行部体制等の具体的な条件が提示されたもとで兼任体制への移行を了承するとの条件が付けられた。この学部長と研究科長の兼任という取り組みを行うのは、現在の社会的要請として、高度の研究能力を備えた大学の育成が望まれており、そのような社会的要請に応えるための方策の一つとして学部と大学院の一体化を図ることが必要であると考えられるからである。さらに、教育・研究能力の向上のためにも、学部・大学院の一体化、学部長と研究科長の兼任が改革の方策の一つとして位置づけられる。

８　自己点検・評価

【現状の説明】

商学研究科においては、本研究科の教育・研究水準の向上を図るため、2004 年 4 月より商学研究科自己点検・評価委員会規程を置き、それに基づいて、研究科委員会において選出された専任教育職員５名および大学院事務職員１名からなる自己点検・評価委員会を組織して、自己点検・評価活動を行ってきている。このような自己点検・評価の体制が作られる以前は、大学院全体の自己点検・評価委員会によって、自己点検・評価が行われていた。そのような以前の体制に代えて、現在の商学研究科における自己点検・評価委員会は、本研究科の教育・研究水準に関する活動状況ならびに制度、組織、施設、設備の現状およびその運営状況について、自己点検・評価活動を行うことを任務とするものとなっている。なお、商学研究科の担当専任教員は、すべて商学部専任教員であることから、商学部自己点検・評価委員会とも連携を図りながら、自己点検・評価の活動を推進してきている。

また、自己点検・評価委員会がまとめた報告書原稿は、研究科委員会において報告事項として披露され、その内容をめぐっての懇談を通じて意見のフィードバックを図っている。

【点検・評価】

〈長所〉

商学研究科自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、商学研究科についての自己点検・評価活動を行っている。特に商学研究科においては、専門職コースを設置したり、あるいは商学研究科から会計研究科が分離独立したり、と様々の変化が生じてきた。このような変化の激しい状況のもとで、新たな展開方向を考えるとともに、既存の教育・研究活動の改善を考えるうえで、整備された自己点検・評価委員会規程のもとで自己点検・評価活動を行うことが問題点の洗い出し、改善点の検討にある程度役立っている面がある。

〈問題点〉

自己点検・評価活動を進めるうえで、領域別の点検・評価報告を担当者が分担して作成するという形式を取ることが多く、その結果提出された自己点検・評価内容を十分時間をかけてその妥当性を検討し、全体の整合性を検討する機会を十分取ることができていないという問題がある。また、自己点検・評価委員会においてまとめた内容を、研究科委員会において報告することとしているが、自己点検・評価報告結果を具体的な改善に導いていくプロセスを研究科長のリーダーシップのもとで確立していく必要がある。研究科のあり方を考え、改善する役割を果たすものとして企画委員会が置かれているが、自己点検・評価委員会と企画委員会の役割分担関係が不明確なまま残されているという問題点もある。ただし、自己点検・評価委員長が企画委員会にオブザーバー参加する取り決めがなされるなど、両者の連携関係についての改善が図られつつある。

〈将来の改善・改革へ向けた方策〉

自己点検・評価をより一層効果的に実施するために、学外者による第三者評価を定期的に受ける体制を作りあげるという改善・改革方策が考えられる。専門職コースを立ち上げた当初は、執行部が専門職コースを担当いただいた実務家非常勤講師との懇談会を不定期ではあるが開催し、商学研究科専門職コースの運用状況についてのご意見を聞いたことがあった。そのような試みを常設化するとともに、実務家非常勤講師以外の学外者による第三者評価を実施し、より客観的な目をもって問題点を指摘いただき、改善・向上に結びつけて行くためのシステムを整備する必要がある。

社　会　学　部

第Ⅱ編　社会学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 543

(1) 理念・目的等　〈543〉

(2) 理念・目的等の検証　〈546〉

(3) 健全性、モラル等　〈548〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 549

(1) 教育課程等　〈550〉

(2) 教育方法等　〈561〉

(3) 国内外における教育研究交流　〈567〉

3　学生の受け入れ …… 567

(1) 入学者受け入れ方針　〈568〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等　〈568〉

(3) 入学者選抜の仕組み等　〈572〉

(4) 科目等履修生・聴講生等　〈573〉

(5) 定員管理　〈573〉

(6) 編・転入学、退学者　〈573〉

4　教員組織 …… 574

(1) 教員組織　〈575〉

(2) 教育研究支援職員　〈577〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈578〉

5　研究活動と研究環境 …… 579

(1) 研究活動　〈579〉

(2) 研究環境　〈580〉

6　施設・設備等 …… 581

(1) 学舎と研究棟　〈581〉

(2) 情報処理機器等の整備　〈582〉

(3) 教育・研究目的のその他の施設　〈582〉

7　管理運営 …… 583

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈583〉

(2) 学部長の権限と選任手続き　〈585〉

8　自己点検・評価 …… 586

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

【現状の説明】

社会学部は、本学の 6 番目の学部として 1967 年に設立された。これに先立つ 1959 年ごろより、文学部新聞学科をベースとして社会学、心理学、マス・コミュニケーション学、産業社会学の諸領域を統合し、伝統的な狭い学問領域にとらわれず、広い視野から社会や人間に関する現象を扱う社会学部を設置しようという動きが始まった。そして、10 年近い準備期間を経て、社会学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、産業社会学専攻の 3 専攻からなる第 1 部が誕生するとともに、専攻を設けずに学際性を重視する第 2 部も同時に開設された。その後、1973 年には第 1 部に産業心理学専攻が加わって 4 専攻となった。2004 年度より、専攻の特色を明確に打ち出すため、産業社会学専攻が社会システムデザイン専攻へと名称変更した。

全学的な動きとも呼応して、2002 年度より第 1 部にセメスター制が導入されたが、これは教育効果を高めるとともに、幅広い科目選択を可能にすることを目指したものである。また、2003 年度には第 2 部にもセメスター制を導入するとともに、デイタイム（昼間主）コースとフレックス（夜間主）コースを設ける昼夜開講制が導入された。さらに 2005 年度からは、デイタイムコースとフレックスコースが統合され、1 学科 4 専攻（社会学専攻、産業心理学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、社会システムデザイン専攻）の体制を取っている。2006 年度には、産業心理学専攻が心理学専攻に名称を変更する予定である。近年は、全学において学科の再編が行なわれているが、社会学部では、当面、1 学科 4 専攻の枠組みが維持される見通しである。

設立以来、社会学部では「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標としてきた。これらの教育理念と教育目標は、本学の教育理念「学の実化」を実践するための理念・目標として位置づけられるものであり、したがって、〈伝統と革新〉、〈専門性と学際性〉、〈理論と実証〉という３つのバランスを念頭においた適切な教育・研究を実現していくことが、学部の基本となっている。また、全学で推進されている「国際化」に関していえば、外国人留学生の受入数の多さをめざすのではなく、在籍学生が習得できる外国語科目の充実や、専門科目で展開される授業の内容で国際的視野を涵養していくことが重視されている。

これらの学部の理念・目標は、入学希望者に配布される学部紹介のガイドブック（『関西大学社会学部 2005』）や、学部の運営するホームページなどでも謳われており、一般にも公開され、社会的な認知を受けるよう努力がなされている。社会学部ではこれらの理念・目標に基づいて、広い視野と総合的な判断力を持ち、実社会において活躍できる有能な人材の育成を目指している。また、受験生に対しては、本学全体の各種案内や刊行物に学部紹介の欄を設け、そのつど新しい情報を載せている。特に学部ホームページでは、講演会をはじめとするイベントの情報を随時掲載し、また、学生・教員が交代で執筆するコラムによって、学部の学習の内容や成果がリアルタイムで伝えられている。このように関連情報を明示することによって、教職員と学生、受験生を含む社会一般の人々のいずれもが本学部における教育・研究の目的に関して共通の認識を持つことができるよう、きめの細かい配慮をしている。

人材養成の目的については、『関西大学社会学部 2005』において、「現代社会の複雑な状況に対応し、問題解決を果たすことのできる創造的で活動的な人材の育成」、「問題に応じて新しい取り組み方を考え出し、実行できる柔軟な思考と実践力の持ち主を世に送り出すこと」を掲げている。各専攻における人材養成の目的は、下記のとおりである。

1)　社会学専攻では「社会現象や人間関係をさまざまな距離から見つめ直し、多様な切り口で分析する力」を持った人材の育成を目指している。「理論社会学」から「社会調査実習」まで、まさしく〈理論と実践〉のバランスに配慮したカリキュラムが展開され、また 2004 年度には「社会調査士」（社会調査士認定機構

の認定による資格）の資格取得のための授業も整備された。これも、「問題を発見し、調べ、考え、表現する力を高める」という専攻の目標に沿った対応であり、社会における問題の分析と解決のために寄与できる人材の育成という学部の目的に合致した改革である。

2) 産業心理学専攻では「個人－集団－社会に焦点をあて、さまざまな側面から人間の心と行動の仕組みについて学び」、「コンピュータによる高度な情報処理技術をふまえた実証的な分析に取り組み、心を理解するための科学的な方法」を備えた人材の養成を目指している。とくに、心理現象の科学的分析に必須とされる統計的知識やコンピュータ・リテラシーを高めるための授業群の設置は、学部の教育目的に叶うものである。また、「21 世紀は心の時代」という認識のもと、臨床心理、社会心理、産業心理など幅広い分野にわたる授業が展開され、「精神医学」や「人間工学」の履修も可能であるなど、〈専門性と学際性〉を両立させるようなカリキュラムが提供されている。

3) マス・コミュニケーション学専攻では「マスコミの学際的研究と“未来のマスコミ人”の育成」を標榜しており、人間と社会に関わる幅広い教養・知識とマスコミ・情報社会に関わる専門的知識を備えた人材の養成を目指すとともに、「将来のメディアにとって特に必要な、柔軟な発想と行動力をもった“未来のマスコミ人”の育成」に努めている。新聞学の伝統からスタートした専攻ではあるが、その後の社会は電波メディアの台頭、携帯電話やインターネットの急速な普及など、大きな変化を経験した。専攻では、そういったニューメディアを扱う科目を追加し、学生たちの知的欲求に応えている。これはまさしく、〈伝統と革新〉の調和と呼ぶにふさわしい姿勢といえる。コミュニケーションやメディアの歴史、理論、倫理を学ぶアカデミックな授業群のほか、メディア利用に関する調査・分析の技法を学ぶ授業群、印刷・映像・広告それぞれの分野でのコンテンツを制作する実習、さらには新聞社や放送局、広告代理店の企業人を招いて現場の問題を考えるためのセミナーなどが展開され、〈理論と実証〉のバランスをとるための努力がなされている。

4) 社会システムデザイン専攻では「企業についての現実的な知識と情報処理能力をしっかりと身につけ、幅広い関心をもって現代社会の問題に主体的に取り組む人間」の育成を目指している。現代社会の企業は、単なる収支計算だけで存立するものではない。企業イメージの維持や危機管理、労働意欲の涵養といった問題は、金銭の計算だけで解決できる性質の問題ではない。そこで、在籍学生には、「技術史」、「人的資源論」、「失敗とテクノロジー」、「人と企業のメンテナンス」、「国際経済システム」などの特色ある授業を提供し、また経済学や科学論など学際的な知識を得る機会を設けている。このカリキュラムによって、〈学際性〉や〈国際性〉を身につけた、これからの社会で求められる企業人、あるいはＮＰＯの活動をリードしていけるような人材を育成しようとしている。実習科目においては地元・大阪での企業フィールドワークが実施されているほか、シミュレーション・ゲームの活用などにも取り組んでいる。「仕事」をキーワードとして、「人と人とのつながり」を考え、新たな「社会や人間関係の仕組み」をデザインするのが専攻の教育目的である。

なお、社会学部の教育課程においては、これらの理念・目的や教育目標を実現するためのカリキュラムを専攻ごとに設置しているだけでなく、履修条件の設定によって他専攻の科目を履修する可能性を開き、学部の在籍学生が総体として学際的な視野をもてるよう設計されている。また、４専攻すべてが、実習科目を充実させるための努力を継続している。社会学部のこれまでの伝統を受け継ぎつつ、他方で新しい時代の要請に沿った制度へとたえず改良を積み重ねることで、社会学部は多くの優れた卒業生を送り出してきた。

【点検・評価】

〈長所〉

社会学部の理念・目的は本学教育理念に合致したものであり、また人材養成の目的は、学部の理念・目的に適合している。理念・目的の達成に関しては、教育・研究活動を行うのに必要な組織・制度とその諸条件を整備することにより、これまで十分に達成されてきたと考えられる。また、学部および理念・目的は、大

学案内や大学要覧、ホームページ等を通じ、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して明らかにしており、学内外に十分周知されている。

社会学部の特徴は、学生数において学科に相当する規模の専攻を有しながら社会学科1学科制を敷くことで、専攻間に共通するカリキュラム体系の下に、各専攻の特色を反映した科目を配置している点にある。いっぽう、入学した学生は、いずれかの専攻に分属するが、上記のとおり、他の専攻の専門科目を履修する機会も多く、学際性と専門性との調和が実現できるかたちになっている。

〈問題点〉

社会学部の理念・目的に基づく共通のカリキュラム体系を今後も堅持していくのか、それとも専攻の独自性を優先していくのかという点は、継続的に検討されるべき課題である。近年は学生の興味、関心が一層多様化し、特定の局面では教員側の理念・目的との乖離もみられており、両者のバランスをいかに配慮していくかという点も、今後の検討課題であるといえよう。社会の変化のなかで、学部が学生のニーズに応えるためには、一定の組織改革が必要とされるが、そのような組織問題については、学部教授会や学部充実委員会などの場における意見交換を経て、必要に応じて議論できる態勢にはある。また、学生のニーズそのものについても、授業評価アンケートなどを通じて要望をすくい上げる制度は設けられている。しかし、改革はとかく遅延するのも事実である。改革を担うべきこれらの仕組みが十分に機能し、学部教育の見直しが常時行なわれるようにする必要がある。

なお、第2部に関しては、学際性を重視して専攻制を敷いていないため、幅広い領域にまたがる科目履修が可能であり、この点は理念・目的にかなう長所であった。しかしながら、科目履修の仕方によっては体系的な学習が十分に達成されず、4年間で何を学んだのかが曖昧になる可能性を含んでいる点が問題であった。また、第2部を志願する学生の減少という事態を受け、上述のとおり、昼夜開講制への移行、さらにデイタイムコースとフレックスコースの統合にいたっている。現在、第2部の最終学年は4年次生（2002年度入学生）であり、またフレックスコースについては2年次生（2004年度入学生）をもって最終となる。これらの制度のもとで入学した学生たちが全員卒業するまでのあいだは、入学時に示した教育内容を保障していくことが学部の責任であることは言うまでもない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

各専攻の特色をより明確にし、学部としての魅力を高めるために、改善に向けた取り組みが活発になされることが望ましいが、同時に専攻間の共通性と独自性の問題について議論していくことも必要である。また、教員側の理念・目的と受講者の興味・関心とのバランスについても、継続的に議論し改善策を提示していくことが必要である。

これらの課題に対して、重要な役割を果たしているのが、先述の学部充実委員会である。学部執行部と各専攻から2名ずつ選出された委員をもって組織される学部充実委員会は、比較的少人数の会議であるため、問題点の改善や学部の将来構想について自由に議論できる雰囲気が強く、学部のかかえる問題点の発見、それらの改革・改善のために大きな機能を果たしている。

学部の理念・目的に関わる改善策としては、専攻の特色をより明確にするために、専攻名の変更が行われている。既に、2004年度より、「産業社会学専攻」が、「社会システムデザイン専攻」へと名称を変更したが、続いて、2006年度には「産業心理学専攻」が「心理学専攻」へと名称を変更することが決まっている。「産業心理学専攻」は幅広い領域の中に産業心理学の分野を含んでいることが大きな特徴であったが、産業心理学のみならず心理学の分野全般について幅広く学ぶことのできる専攻でもある。そこで、教育・研究内容の実態に合わせて、専攻名称を「産業心理学専攻」から「心理学専攻」に変更することになったのである。「社会」との関わりのなかで、社会現象・社会問題の解明へ向けての応用を中心とし、現代社会に生きる人間の心を探究する専攻として、新たなスタートをきる。

また、教育・研究のさらなる充実をはかるために、専攻内でも新たなプログラムを立ち上げている。マス・コミュニケーション学専攻では、2005年度から「ジャーナリスト養成プログラム」を設置している。このプ

ログラムでは２年次から「文章実習」「調査実習」「制作実習」などの実習科目を軸とした独自のカリキュラムを設定し、学生たちの試行錯誤のなかからジャーナリストとしての実践知を練り上げていくことを狙いとしている。

このように、学部および専攻の改革・改善については、学部充実委員会を中心に大いに議論が進められており、議論された改革・改善案は着実に具体化されている。社会の変化、学生の変容と学部組織、教育システムのインターフェースをデザインするという、この委員会の本来的な機能をさらに高め、実効ある学部改革を牽引していくことが強く求められている。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

ア　自己点検・評価活動

社会学部では、理念・目的・教育目標が教育活動を通して一定の成果をあげているかどうか、教育の受け手である学生たちにどのように受け止められているのか、また今日の社会的要請に対応しているかどうか、といった点を検証する仕組みとして、社会学部自己点検・評価委員会を設け、積極的な自己点検・評価活動を行っている。

他学部と同様、社会学部においても、1994 年 1 月 28 日に「関西大学社会学部自己点検・評価委員会規程」が制定されたが (1993 年 10 月 1 日施行)、これに先だって「社会学部自己点検・評価委員会」が組織された。以後、自己点検・評価委員会は、その都度必要に応じた目的を設け、自己点検・評価活動を企画・実施し、これまでに 5 冊の報告書を作成してきた（1994 年・1997 年・1998 年・2002 年・2004 年)。その内容は、学生を対象としたアンケート調査に基づく点検・評価やカリキュラム・入学試験制度の検討などであり、入学試験・教育課程・教職員・学生生活・卒業後の進路・休学・退学など広範囲にわたる諸問題を検討してきた。これらの点検・評価は個々の具体的な問題を扱っているが、最終的には学部の理念・目的・教育目標の妥当性や達成状況を検証するものである。報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や学部充実委員会、教授会などでの議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。

イ　受験生の声を直接受けとめる機会

社会学部では、全教員が、面接をともなう入学試験等（指定校推薦入学、ＡＯ入学試験、ＤＤ入学試験、スポーツ・フロンティア入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験、編・転入学試験、在学生 2 年次編転入学試験）の面接者を交代で勤めるとともに、年数回実施されているオープン・キャンパス（グリーン・キャンパス、サマーキャンパス 1st Stage、サマーキャンパス 2nd Stage、オータム・キャンパス、フレッシュ・キャンパスなど）の説明者としての役割を積極的に担う態勢をとっている。入学試験の面接においては、学部の理念・目的・教育目標、あるいはそれに基づく「求める学生像」に照らして受験生を評価している。志願者のプロフィールが多様になってきている現状に鑑み、面接の基準の見直しなども、学部充実委員会や入試制度検討小委員会などの場で検討されている。

一方、オープン・キャンパスでは、学部の理念・目的・教育目標そのものを志願者に対して直接的に伝える場と位置づけられる。オープン・キャンパスは、全学の入試センターが中心となって実施される行事ではあるが、社会学部についていえば、2004 年度から学部独自のイベントを大幅に拡充した。たとえば、ミニ講義や実験・実習の体験コーナー、学生の制作物を実地に見聞できる展示などである。これらの独自企画は参加した受験生・高校生にとっても好評であり、教員も、学部の理念・目的にふさわしい学生の獲得のために、積極的に参加している。オープン・キャンパスは学部の理念・目的等の検証を目的とした仕組みではないが、これらの場面で受験生や高校生と接することは、一人ひとりの教員が学部の理念・目的等を検証し、入学を志す若い世代のニーズを確認する格好の機会になっている。

ウ　社会との関わり

社会との関わりの中で学部の理念・目的・教育目標を見直す機会も多い。社会との接点として父母、高等学校、産業界等があるが、在学生の父母を大学に招いて開催される教育懇談会、大学・学部の執行部メンバー等が出向き、全国の 15 都市で開催される地方教育懇談会は、社会学部の教育のあり方に対する父母の評価を直接耳にする機会となっている。また、企業を招いて開催される学生のインターンシップ報告会は、企業からの評価を聞く貴重な機会である。

エ　高等学校との関わり

高等学校からの評価は、全学的には主に入試センターから伝えられる。その情報は、入試センターに直接寄せられたもの以外に、アドミッション・コミュニケーターを通じて高等学校から間接的に伝えられるものもある。社会学部では、毎年アドミッション・コミュニケーターを学部に招き、その率直な意見を聞く機会を設けている。アドミッション・コミュニケーターからは高等学校側が社会学部をどう見ているかが報告される。また、社会学部での取り組みや将来的な取り組みについては、アドミッション・コミュニケーターを通して、高等学校側へと情報発信されている。

ただし、アドミッション・コミュニケーターは高等学校教員の退職者が充てられていることが多く、世代的にみると必ずしも社会学部の教育カリキュラムや授業内容について深い理解をもっているわけではない。そのために、アドミッション・コミュニケーターを通して社会学部の実情が高等学校側にどの程度伝達されているかは常に検証されねばならない。情報不足やそれに由来する誤解があるばあいは、学部所属の教員が直接、高等学校側と接触する入試説明会や、指定校制推薦入学の指定高等学校訪問などの機会を利用し情報を補う必要がある。

これに加え、やはり全教員が交代で出向する教育実習の訪問指導の際に、当該校の校長や教頭、指導担当教員から学部の評価が伝えられることもある。そのほか、高等学校からの要望にもとづいて、教員が出張講義を実施するなどの努力もなされていて、その際に、高校生や高校教員からの意見を聞く機会を持つことがある。いずれも体系的な仕組みとはまだなっていないものの、学部の理念・目的等を社会との関わりにおいて検証する上で、一定の役割を果たしているといえよう。今後は、高大連携推進事務室、入試センターなどと協力して、高等学校とのさらに適切な関係づくりが行なわれるよう必要な調整がなされるべきである。

【点検・評価】

〈長所〉

自己点検・評価報告書で指摘された問題点や父母、高等学校、産業界等から伝えられた評価については、学部執行部が適宜取り上げ、執行部内で検討するとともに、学部充実委員会や教授会で議論されている。このように、学部で生じた問題については、速やかに検証が行われ、改善策が取られる体制が確立されている。

〈問題点〉

しかしながら、教員によって学部の理念・目的・教育目標のとらえ方に多少の違いやずれが見受けられることもある。これは、多様な専門分野の教員が所属している組織である以上、一定の範囲では生じうることであろう。もとより、授業科目のすべてを画一的な方針のもとで展開する必要はなく、教員一人ひとりの教育方針は尊重されるべきである。しかし、学部の教育のうち、共通して身につけるべき知識・技術を伝達するような性格の科目については、学部の理念・目的・教育目標にもとづく一定のコンセンサスを得ておく必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在までの取り組みを継続し、学部の理念・目的等を検証していくことが重要である。自己点検・評価委員会や学部充実委員会での議論、あるいは外部からの評価については、全教員が同時に触れるものばかりではないので、より一層、情報の共有化を図っていくことが必要である。

そのためには、学生による授業評価アンケートの結果、父母からの要望、企業などからの意見など、教員以外の評価を、教員どうしで交わされる議論に組み込める態勢をいっそう整備するべきである。

学生からの要望を汲み上げるために、授業評価アンケートの結果は、逐一教員にフィードバックされている。このうち、計量的な分析が可能な項目については、全学あるいは学部のデータと、教員個人の個々の担当科目の評価とを比較することができるかたちで返されている。また、アンケートと同時に実施・回収される自由記述の意見も、個々の担当教員がすぐに読めるよう運用されているので、学生の生の声にもとづく改善を翌週の授業からすすめることも可能である。これ以外にもインフォーマルな場面での改善の努力もなされている。基礎研究Ⅰ・Ⅱや基礎演習などの少人数クラスにおいては、専任教員が受講学生と緊密なコミュニケーションを行なって、学生の間にある不満や要望をすくいあげる努力をしている。これらは、担当教員の自覚的な行動によるもので、プログラム化されているわけではない。学部としては、教授会の場などで、そういった心構えが教員に共有されるような呼びかけを継続的に行なっている。

父母からの要望は、上述の教育懇談会の機会にかぎらず、常時、事務室で対応できる態勢をとっている。具体的には、相談の窓口となる事務室の電話番号を父母に周知し、父母から相談があった場合は、事務職員と執行部が中心になって対応し､場合によっては学生を担当する教員をふくめて問題解決がはかられている。

このような日常的な努力をきめ細かに積み上げていくことを基本としながらも、問題の所在、解決のための動機づけなどを共有する仕組みの構築についても、今後検討する必要性があるだろう。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

健全性やモラルに関する問題への取り組みは、関西大学として全学的に行われているものが多い。社会学部においては、その取り組みが周知徹底するような措置を講じている。

たとえば、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」（1999 年 10 月 8 日制定、1999 年 10 月 1 日施行）に基づき、専任教員の相談員を配置している。相談員については、氏名だけでなく個人研究室の電話番号とメールアドレスを公開しており、セクハラ防止のパンフレットにも掲載している。このパンフレットは、新入生に配布するとともに、教員にも配布してセクシュアル・ハラスメントについての理解の促進を図っている。

また、2005 年 4 月施行の個人情報保護法の定めを遵守するため、全学的な対応と同時に、学部でも運用中のホームページの点検をはじめ、学部として発行している印刷物の内容の確認、さらには、教授会ほか種々の会議で配布する資料の点検を実施した。そして、個人的な情報を含む内容については、その公開の是非を精査し、不適切なものは除外し、適切な対応ができるよう個人への意思確認の励行を実施するようにした。また、会議資料については、一部を回覧資料として、不必要に個人情報が流出しないように努めている。

人権問題への取り組みの一環として、社会学部ではすべての専攻の専門教育科目に「差別と社会Ⅰ」「差別と社会Ⅱ」（2 年次選択科目）を配当しており、いずれも 2 クラス体制で授業を行っている。ちなみに、2005 年度の受講生は「差別と社会Ⅰ」が 2 クラス合わせて 776 名、「差別と社会Ⅱ」が 2 クラス合わせて 695 名であり、社会学部の多くの学生が人権問題に対する理解を深める重要な授業となっている。

【点検・評価】

〈長所〉

幸いにして、最近の社会学部ではセクシュアル・ハラスメントや人権に関する問題は生じていない。このことは、社会学部が周知徹底に務めてきた諸々の取り組みの有効性を物語っていると考えることができる。

〈問題点〉

しかしながら、モラルの問題に関しては、私語や着帽、携帯電話の使用をはじめとする授業態度や禁煙場所での喫煙、食事後の食器の放置等、種々の問題が散見される。ひとつひとつは小さなことであり、また学

内における問題である。しかし、電車内での携帯電話使用にみられるように、大学生活において健全性・誠実性やモラルが確保できているかどうかという問題は、社会的場面における学生や教員の行動における健全性・誠実性にもつながっている。今後は、このような問題に対して、具体的な対応を考えていくことが必要であろう。

なお、近隣住民からの苦情もあるため、自動車・バイクによる通学の禁止は、入学時に誓約書をとるかたちで学生たちの意識向上につとめている。その一方、実地指導・掲示などを通じて日常的にも取組みがなされている。こういった指導があっても、残念ながら少数の学生については近隣住区内に自動車・バイクを放置することがある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在までの取り組みを継続するとともに、さらなる徹底を図っていくことが重要である。社会学部では、学部執行部の方針により、1998 年以来、学舎内を全面的に禁煙としたが、学内におけるモラルやマナーの問題に対しては、社会的な風潮もあって、なかなか向上をみない部分も残されている。また、社会学部が使用している第３学舎は、夜間になるとエクステンション・リードセンターが利用するため、学外からの利用者もおり、在籍学生のみを対象とした指導では十分でないという事情もある。

違法駐車の問題については、全学的な取組みとともに、学部としての所作も実施されている。注意が一定の回数を超えた学生については学生センターから学部に通知がなされる。学部では、第一段階としてゼミや少人数クラスの担当教員による説諭を行ない、それでも改善されない場合は、誓約書の提出と保護者への通知を行なっている。最終的には教授会の議を経た処分を想定しているが、現在のところ、第一段階から第二段階での指導が功を奏し、悪質なケースでも改善をみている。

２　学士課程の教育内容・方法等

大学は、学校教育法第 52 条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」べきとうたわれ、大学設置基準第 19 条に「専門の学芸を教授する」ことと規定されている。社会学部はこれらをうけ、「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」という教育の目標のもとで、学士課程を体系的に編成している。以下、2005 年度新入生用のカリキュラムを中心に説明する。

各専攻の専門教育科目では、「理論社会学Ⅰ・Ⅱ」（社会学専攻）、「心理学概論」（産業心理学専攻）、「マス・コミュニケーション理論Ⅰ・Ⅱ」（マス・コミュニケーション学専攻）、「産業社会学」（社会システムデザイン専攻）といった「理論研究」を重視した講義科目を設置するとともに、「社会調査実習」（社会学専攻）、「心理学実験実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（産業心理学専攻）、「マスコミ調査実習」「マスコミ文章実習Ⅰ・Ⅱ」「マスコミ制作実習」「ジャーナリズム作品制作実習」（マス・コミュニケーション学専攻）、「社会システムデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」（社会システムデザイン専攻）といった「実証分析」を重視する調査・実験などの実習科目や情報処理教育科目を設置し、全体として「理論研究」と「実証分析」のバランスが取れたカリキュラムを用意している。これらの専門教育科目を通して、人間や社会に関する現象について、各専攻分野の専門的知識を深めるとともに、隣接分野の視点も踏まえて広い視野から問題をとらえる姿勢を保ち、具体的な問題を解決していけるような、実社会において活躍できる有能な人材の育成を目指している。

(1) 教育課程等

ア　社会学部の教育課程

（ア）カリキュラムの概要

【現状の説明】

社会学部では、全専攻とも卒業所要単位として 132 単位が必要である。まずその概略を示しておく。内訳は次のとおりである。

1）教養科目 20 単位以上（保健体育科目６単位まで卒業所要単位に算入可）

2）外国語科目 12 単位以上

1)と 2)をあわせて 48 単位以上

3）専門教育科目 84 単位以上

4）インターファカルティ教育科目

1）教養科目および保健体育科目

教養科目は、幅広い知識を習得し、広い視野にもとづく総合的判断力を培うために設置されており、「人間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の３分野に分けてそれぞれ科目が配当されている。また、学生の心身の健康の保持・増進のために保健体育科目を置き、６単位までを卒業所要単位に含めることができる。

2）外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の７つを開設しており、英語を含む２ヵ国語を必修としている。このうち１つを第１選択外国語、他を第２選択外国語とし、第１選択外国語８単位、第２選択外国語４単位の修得が必要である。

3）専門教育科目

専門教育科目は、「専攻に係る専門の学芸」を教授するための教育を遂行するものであり、必修科目、選択科目および自由科目からなる。

4）インターファカルティ教育科目

インターファカルティ教育科目は学部横断的な学際的科目として 2004 年度、全学を対象に開設されたものであり、社会学部では次の３コースを採用している。

1. 生涯スポーツ・身体運動文化コース
2. キャリア教育
3. テーマスタディ

「1. 生涯スポーツ・身体運動文化コース」の履修資格は、スポーツ・フロンティア入試による入学生であり、基礎科目群の科目は、8 単位までを教養科目の卒業所要単位に算入することができる。「2. キャリア教育」の履修資格は、入学者全員であるが、自由科目であり卒業所要単位には算入できない。「3. テーマスタディ」の履修資格は、入学者全員であり、4 単位（2 テーマ）までを、教養科目、外国語科目および保健体育科目の卒業所要単位に算入することができる。

【点検・評価】

〈長所〉

社会学部のカリキュラムは、理念・目的に適合した内容を有している。また、知識の広がりと深さを身につけることができるよう配慮するとともに、実践的な応用力の育成を重視しているところから、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第 52 条に定められた目的にも合致している。教育課程の編成についても、大学設置基準第 19 条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を

涵養するよう」配慮がなされている。また、社会学部のカリキュラムは、「理論研究と実証分析の調和」という社会学部における教育目標に適合しており、これは本学の教育理念である「学の実化」を実践するものでもある。このように、社会学部のカリキュラムは、大学・学部の理念・目的および学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に適合しており、教育課程を編成する基本方針には特に問題点はないと考える。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

教育の理念・目的とそれに基づく教育課程の編成方針については、現行カリキュラムについてみれば、改善の必要はない。しかしながら、カリキュラムの運用にあたっては、継続的に点検・評価を行い、教育効果がさらに高められるよう配慮するとともに、近年、多様化してきている学生の興味、関心や能力を学部の理念・目的といかに適合させていくかを検討し、カリキュラムの詳細部分について、適切に改革していくことが必要である。

教養科目については、2004 年度以降、全学的な改革への取り組みが進められている。この教養科目の改革を見据えつつ､学部の専門教育科目についても新たな制度の設置や既存の科目の再検討が必要となるだろう。社会学部では、学部充実委員会での議論をふまえ、学部の教育・研究に関する将来構想についてさらに詳細に話し合う場を設定する予定である。

（イ）カリキュラムの体系（専門教育科目）

【現状の説明】

社会学部に設けられた 4 専攻は、いずれも社会学科に所属しており、卒業者には学士（社会学）の学位が与えられる。教養・外国語・保健体育科目は 1・2 年次を中心に配置されており、専門教育科目は 1 年次にも配置されているが、中心となるのは 2 年次以降である。教養科目および外国語科目については、別項目で点検・評価を行うので、ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べる。

学部の理念･目的を実現するために､各専攻にそれぞれの領域に独自の専門教育科目が設置されているが､カリキュラム体系を構成する基本的な枠組みは 4 専攻とも共通である。専門教育科目は、入門的・基礎的内容を習得した上で、より高度な専門的内容を学習するように位置づけられている。この考え方をよく表しているのが少人数クラス制の入門科目「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」とゼミに該当する「専門演習」「卒業研究」の 4 科目である。これらの科目は 1 年次から 4 年次にかけて順に配当されており、クラス担任・ゼミ担任によって運営されている。入門科目・基礎科目に当たる「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」の場合は機械的にクラス分割が行われるが、ゼミ形式で卒業研究論文の指導を行う「専門演習」「卒業研究」の場合は、2 年次の秋にゼミ・ガイダンスを行い、希望するテーマによって学生がゼミを選択する方式をとっている。また、各専攻に配置された「社会調査実習」「心理学実験実習」などの実験・実習科目の多くは 2 年次からスタートするが、そこで必要とされるパソコンの基本的操作を身につける科目として、1 年次の「情報処理演習Ⅰ」および 2 年次の「情報処理演習Ⅱ」が設けられている。なお、2 年次配当科目である「差別と社会Ⅰ・Ⅱ」は、学生の倫理性を培ううえで重要な役割を果たしており、4 専攻すべての専門教育科目となっている。

社会学部では、4 専攻に共通するカリキュラム体系を保ちながら、各専攻の特色を表す専門教育科目が配置されている。各専攻における専門教育科目のカリキュラムの特色は、以下のとおりである。

社会学専攻では、家族、都市、教育、民俗、環境、性、若者、余暇、風俗など、多彩なテーマを学ぶための授業科目が配当されている。4 年間を通して、「常識を疑う」という思考方法と、いくつもの視点から物事を多角的にとらえる「複眼思考」を学び取ることができる。

産業心理学専攻では、現代社会に生きる人間の心をテーマとし、「性格やストレス、心の病に関わる臨床心理」「対人関係や集団行動に関わる社会心理」「職業、消費、広告などに関わる産業心理」という 3 領域に実験・認知心理学系、計量心理学系の各領域を加えた、5 つの領域・アプローチに分節され、それぞれのアプローチに即した科目が配当されている。

マス・コミュニケーション学専攻では、メディア社会の解明・理解および、未来のマスコミ人となるのに

必要な、柔軟な発想力と果敢な行動力を身につけるための授業科目が配当されている。アカデミックな科目に加えて、マスコミ関連への就職志望者には欠かせない文章力、企画・調査力、制作力を鍛える実習科目、業界で活躍中の講師によるマスコミ業界セミナーなど、充実した実践的科目群が用意されていることが特徴となっている。

社会システムデザイン専攻では、現代社会のビジネスや仕事を理解するうえで必要な経済学・経営学・科学技術論の科目群を備えつつ、それらを社会学と連携させたユニークな教育をおこなっている。事故を防ぐための試み、企業と社会の信頼関係の回復、ボランティアの発展など、さまざまな仕事の進化の状況について学ぶことができる。

このような現在の専門教育科目におけるカリキュラム体系は、学部の理念・目的に添って 1997 年度から実施されたカリキュラム改革に基づいている。2002 年度には、全学的にセメスター制が導入されたことにともない、第 1 部における通年 4 単位の専門教育科目は、そのほとんどが半期 2 単位科目に 2 分割された。その際、マス・コミュニケーション学専攻では、従来 2 年間で行ってきたゼミ形式の卒業研究論文指導を 2 年次の「基礎演習Ⅱ」から開始し、2 年半の一貫教育に改められた。

【点検・評価】

〈長所〉

学士課程としてのカリキュラム体系は、学部の理念・目的に基づいて構築されており、学士（社会学）の学位を与えるのに適したものである。社会学部では、4 専攻に共通するカリキュラム体系を保ちながら、各専攻の特色を表す一連の専門教育科目が配置されている点に特徴がある。また、一部の例外的な科目を除いて他専攻に配置された選択科目は自由に履修することができ、一定範囲（22～24 単位）まで卒業所要単位に参入することが認められているため、自専攻の専門教育科目を深く学ぶとともに、専攻の枠をこえて幅広い視野を身につけることも可能である。このように、学部の共通性と専攻の独自性との相補性に配慮した、適度にバランスの取れたカリキュラムになっている点が長所である。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

2002 年度からのセメスター制導入にあたり、通年 4 単位科目を半期 2 単位科目に 2 分割することを当面の原則として、カリキュラムが改訂された。教育効果を配慮して、ゼミ形式の「専門演習」や「卒業研究」などは、通年 4 単位の授業を継続して行っている。しかし、全学的な方針にしたがってセメスター制が導入されたため、社会学部では適切な様態について、必ずしも十分な議論を尽くすことができなかったのも事実である。議論の過程においては、「教育効果を配慮するならば、講義科目を半期 4 単位とし、週 2 回授業を行うことによって、同時履修科目を半減する方が望ましい」という意見や「半期 2 単位、半期 4 単位、通年 4 単位のいずれが適切かは科目の特性による」といった見解も聞かれた。しかし、実際に運用するとなるとそれぞれ困難な問題が生じることがわかり、当面はいわゆる「ゼミ」を通年科目として設置運営していくことが教育効果を最も期待できる方策であろうという結論を得た。現行のセメスター制はそれなりにうまくいっているのであるが、全学的な教養科目の改革などとも連動させながら、より教育効果の高いセメスター制の実現を図るための検討を今後も継続していく必要があると認識している。

（ウ）教養科目および保健体育科目

【現状の説明】

教養科目は主として 1・2 年次に配当されており、「人間・文化分野」52 単位（13 科目 28 テーマ）、「社会・経済分野」36 単位（9 科目 18 テーマ）、「自然・技術分野」30 単位（8 科目 17 テーマ）が開設されている。ここでいう「テーマ」とは、たとえば、「社会学（社会学入門）」「社会学（現代の社会）」という科目において、カッコ内に示された名称を指している。「社会学」が科目名、カッコ内がテーマ名であるため、学則上これらは同一科目としているが、実際は 2 単位科目 2 つとみなすことができるものである。教養科目は各分野

からそれぞれ 4 単位以上を含めて 20 単位以上修得することが卒業要件となっている。ただし、専門教育の観点から、社会学専攻の「社会学」4 単位（2 テーマ）および産業心理学専攻の「心理学」4 単位（2 テーマ）は必修としている。また、20 単位をこえて修得した単位については、16 単位を限度として卒業所要単位に参入することができる。学部にまたがって開設されるインターファカルティ教育科目「テーマスタディ」は 4 単位（2 テーマ）までを教養科目、外国語科目および保健体育科目の卒業所要単位（48 単位）に算入することができる。また、2003 年度から開設されたインターファカルティ教育科目「生涯スポーツ・身体運動文化コース」については、スポーツ・フロンティア入学試験による入学生を対象とし、2 年次以降に 16 単位以上修得することをこのコースの修了要件としており、その際は、16 単位のうち基礎科目群の 8 単位を教養科目の卒業所要単位に参入することができる。

【点検・評価】

社会学部における教養科目の編成は、各分野に必要十分な科目が配置されており、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するのに適したものになっている。特に学部をこえて設置されたインターファカルティ教育科目「テーマスタディ」は本学の特徴的な科目であり、特定分野をこえた総合的な判断力や豊かな人間性を育む上で、一翼を担っていると考えられる。また、「社会・経済」分野に「部落解放論」（1 科目 2 テーマ）という人権関係科目 4 単位が配置されている点は、基礎教育の段階において倫理性を培うための科目を設置しているものとして評価できる。

なお、教養科目の実施・運営については、全学共通教育推進機構の教養教育部門委員会で取りまとめられている。同委員会の構成員には各学部からの選出の委員が含まれており、この委員が全学の教養科目についての方針を学部に伝えるとともに、社会学部における教養科目の考え方を全学の委員会の議論に反映させるという仕組みになっている。難しい調整事項も多いが、おおむね良好に機能していると見ている。

（エ）外国語科目

【現状の説明】

外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語のうち、英語を含む 2 カ国語を必修としており、ひとつを第 1 選択外国語、他を第 2 選択外国語としている。第 1 選択外国語 8 単位、第 2 選択外国語 4 単位、計 12 単位を修得することを卒業要件としているが、英語を第 1 選択外国語として履修しているケースが一般的である。第 3 選択外国語を修得した場合も含め、12 単位をこえて修得した単位については、12 単位を限度として卒業所要単位に算入することができる。

たとえば英語の場合、英語Ⅰおよび英語Ⅲにはコミュニケーションクラス、英語Ⅱには「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」など多様なクラスが用意されている。また、第 1 選択語としての必修の 8 単位をこえて英語を学習したい学生に対しては、英語ⅤおよびⅥに「アドバンスト・コミュニケーション」「アドバンスト・ライティング」「プラクティカル・イングリッシュ・セミナー」「アドバンスト・メディア・イングリッシュ」「エアリア・スタディズ」といったクラスが設置され、それぞれの目的に応じて工夫を凝らした授業が展開されている。

さらに、2005 年度入学生からは、海外の提携大学で実施する「海外研修（各セミナー）」を 4 単位まで第 3 選択外国語として卒業所要単位に参入可としたことや、本学が指定する検定試験を受けて得た所定のスコアの結果等にもとづき単位を認定する「検定認定」科目（入学前に受けたものを含む）を開設し、一定の範囲で外国語科目に読み代えるかたちで認定する道が開かれた。さらに学生の語学力向上を支援するため、英語では、検定でよいスコアを取得した者を対象に「上級」クラスを設置し、履修を認めている。

なお、外国語科目ではないが、外国語を用いて専門教育を行う専門教育科目も配置されている。社会学専攻では、「社会学外国文献講読Ⅰ・Ⅱ」、産業心理学専攻では「外国文献研究Ⅰ・Ⅱ」、マス・コミュニケーション学専攻では「ニュース英語」「マスコミ英書研究」、社会システムデザイン専攻では「外国文献講読（社

会システムデザイン）Ⅰ・Ⅱ」が設置されており、専門分野の外国語の習得を目指した授業が行われている。

【点検・評価】

外国語科目については、内容が多彩な点が特徴であり、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」が可能なカリキュラムとなっている。また、専門教育においても外国語に関する科目が各専攻に設けられている点も、社会学部のカリキュラムにおける長所である。

なお、今後の国際社会の進展を考えると、引き続き外国語教育に力を入れていく必要がある。教育効果をより高めるために、少人数クラスや能力別クラス編成の実現など一層の工夫を求め、外国語教育研究機構と連携しながら検討していく必要がある。

（オ）専門教育科目

【現状の説明】

社会学部では、「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育科目のうち、科目名称に若干の差異はあるが、総論科目および「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」「専門演習」「卒業研究」が、各専攻共通の必修科目である。また、専門教育の観点から、社会学専攻では教養科目「社会学」（2 テーマ 4 単位）を必修としており、産業心理学専攻では同じく「心理学」（2 テーマ 4 単位）を必修としている。産業心理学専攻では、「心理学実験実習Ⅰ（基礎実習）」（2 単位）も必修科目である。社会学専攻では 59 科目 126 単位、産業心理学専攻 56 科目 132 単位、マス・コミュニケーション学専攻 57 科目 122 単位、社会システムデザイン専攻 62 科目 128 単位が配置されている。これらの選択科目については、各学問分野の体系性に適合した配当年次を設けたり、必要に応じて科目履修の先修条件を設けたりすることで、専門領域を体系的に学べるような配慮を行っている。

表Ⅱ-社-1　各専攻の専門教育科目における必修科目

専攻	年次	必修科目	単位	専攻	年次	必修科目	単位
社会学	1	基礎研究Ⅰ	2	マス・コミュニケーション学	1	基礎研究Ⅰ	2
	1	基礎研究Ⅱ	2		1	基礎研究Ⅱ	2
	1	社会学総論	4		1	マスコミ総論（ジャーナリズム）	2
	2	基礎演習	2		1	マスコミ総論（メディア文化・社会）	2
	3	専門演習	4		2	基礎演習Ⅰ	2
	4	卒業研究	4		2	基礎演習Ⅱ	2
		必修合計	18		3	専門演習	4
					4	卒業研究	4
						必修合計	20
産業心理学	1	心理学基礎研究	4	社会システムデザイン	1	基礎研究Ⅰ	2
	1	心理学総合研究	4		1	基礎研究Ⅱ	2
	2	心理学基礎演習	4		1	社会システムデザイン総論Ⅰ	2
	2	心理学実験実習Ⅰ（基礎実習）	2		1	社会システムデザイン総論Ⅱ	2
	3	心理学専門演習	4		2	基礎演習	2
	4	心理学卒業研究	4		3	専門演習	4
		必修合計	22		4	卒業研究	4
						必修合計	18

【点検・評価】

専門教育科目は、理論研究を重視した科目や実証分析を扱う科目が適切に配置されており、全体としてみると、学部の理念・目的を具体化したものになっている。各学問分野の体系性に適合し、学校教育法第 52 条の目的にもかなっている。

専門教育科目等の履修に際しては、事前説明・ガイダンスを重視している。具体的には、入学時に対して実施される「専攻別ガイダンス」、２年次生を対象に実施されるゼミ分属に関する「ゼミ・ガイダンス」などがあるほか、教員免許取得希望者を対象とした「教職ガイダンス」、社会調査士資格に必要な科目を履修する場合や、ジャーナリスト養成プログラムを受講する場合に必要な説明も〈ガイダンス〉のかたちで行なわれ

ている。これらのうち、原則的に全教員が参加し、専攻に所属する全学生を集めて開催されるのが入学時の「専攻別ガイダンス」と、ゼミ分属前の「ゼミ・ガイダンス」である。学生たちが将来の人生設計や履修計画を立てるために必要な情報はこのときに説明され、また不明な点について直接教員に質問する機会も用意されている。

しかしながら、必修科目が少なく、履修上の自由度が高いため、個々の学生の履修方法とその学修成果が学部の理念・目的等に適合しているかどうかは今後も検証を続ける必要がある。学生のインセンティブを高めるようなより適切な履修ガイダンスを行うことはもちろん、必修科目の選定とその効果的な配備、学生の勉学への動機付けや自己評価の仕組みなどが、関連する検討課題となろう。

（カ）必修選択の量的配分

【現状の説明】

前に述べたように、社会学部の卒業所要単位は、合計 132 単位である。専攻ごとの卒業に必要な単位数の配分は次の表のとおりである。

表Ⅱ-社-2

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="6">教養科目</td><td colspan="3">外国語科目</td><td rowspan="3">保健体育科目</td><td colspan="3">専門教育科目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">種別
専攻</td><td rowspan="2">人間・文化</td><td rowspan="2">社会・経済</td><td rowspan="2">自然・科学</td><td rowspan="2">第1選択</td><td rowspan="2">第2選択</td><td rowspan="2">第3選択</td><td rowspan="2">必修科目</td><td colspan="2">選択科目</td></tr>
<tr><td>自専攻</td><td>他専攻</td></tr>
<tr><td rowspan="4">社会学</td><td>4～24</td><td>4～24</td><td>4～24</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2">42～66</td><td rowspan="2">0～24</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="3">84</td></tr>
<tr><td colspan="10">132</td></tr>
<tr><td rowspan="4">産業心理学</td><td>4～24</td><td>4～24</td><td>4～24</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">22</td><td rowspan="2">40～62</td><td rowspan="2">0～22</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="3">84</td></tr>
<tr><td colspan="10">132</td></tr>
<tr><td rowspan="4">マス・コミュニケーション学</td><td>4～24</td><td>4～24</td><td>4～24</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">20</td><td rowspan="2">40～64</td><td rowspan="2">0～24</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="3">84</td></tr>
<tr><td colspan="10">132</td></tr>
<tr><td rowspan="4">社会システムデザイン</td><td>4～24</td><td>4～24</td><td>4～24</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2">42～66</td><td rowspan="2">0～24</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="3">84</td></tr>
<tr><td colspan="10">132</td></tr>
</table>

注：専門教育科目を 84 単位以上修得した場合は、8 単位まで教養科目、外国語科目および保健体育科目の卒業所要単位に算入することができる。

卒業所要単位における必修科目と選択科目との量的配分を専攻別にみると、教養科目に必修科目を設定しているのは社会学専攻の「社会学」と産業心理学専攻の「心理学」であり、それぞれ４単位の科目である。マス・コミュニケーション学専攻と社会システムデザイン専攻については、教養科目の必修科目はない。

専門教育科目については、社会学専攻と社会システムデザイン専攻は必修科目が 18 単位、産業心理学専攻は必修科目が 22 単位、マス・コミュニケーション学専攻は必修科目が 20 単位である。教養科目と専門教育科目を合わせた必修科目の合計単位数は 18～26 単位であり、卒業所要単位に占める比率は 13.6～19.7%である。専門教育科目のみについてみると、卒業に必要な 84 単位のうち、必修科目が占める比率は 21.4～26.2%である。専門教育科目は、およそ 5 分の 1 が必修科目である。学部に共通のカリキュラム体系の中で、総論科目および「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」といった基礎教育科目、ゼミ形式の「専門演習」「卒業研究」といった基礎的・基幹的な科目のみを必修としているので、必修科目が占める割合は低くなっている。ただ

し、学問領域によって考え方が異なり、いわゆる積み上げ形式が必要な産業心理学専攻では、必修科目の比率が最も高くなっている。

なお、卒業所要総単位に占める教養・外国語・保健体育科目の割合は 36.4%であり、卒業所要総単位に占める専門教育科目の割合は 63.6%となっている。

【点検・評価】

卒業所要単位に占める専門教育科目の単位数の割合は 6 割強であり、専門教育科目の量的配分は適切である。

ただし、専門教育におけるよりいっそうの実質的な学習効果の向上をめざそうとするなら、卒業所要単位全体の削減や、教養科目の履修条件の緩和などについて検討することが必要になろう。学部の教育目的・目標との関連を十分に踏まえて、明確な方針をうちだしていくことが求められている。

（キ）開設授業科目における専兼比率等

【現状の説明】

開設授業科目における専兼比率については、大学基礎データ表 3 に示されている。同表のとおり、教養科目はいずれの専攻においても兼任担当科目数の方が多く、専兼比率（専任割合）は 50%を下回っているが、専門教育科目については、兼任担当科目数の方が多いのは産業心理学専攻とマス・コミュニケーション学専攻であり、他の 2 専攻は専任担当科目数の方が多く、専兼比率は、2005 年度春学期が 47.1～53.9%、2005 年度秋学期が 45.1%～55.6%となっている。また、社会学専攻および社会システムデザイン専攻の専門教育科目の必修科目については、専兼比率（専任割合）は春学期で 97.3%～98.4%、秋学期では両専攻とも 98.0%となっており、専門教育科目の必修科目のほとんどが専任教員によって担当されている。

【点検・評価】

社会学専攻と社会システムデザイン専攻において、専門教育科目の必修科目のほとんどが専任教員によって担当されている点は望ましい姿であり、それ自体は長所である。しかしその背後には、専任教員の授業負担と開設授業科目数とのディレンマがあることも事実である。一方、マス・コミュニケーション学専攻において専任担当科目数が少ないのは、学外の現場を知る実務家を講師として招聘していることなどによる。兼任担当科目が多いとはいえ、専任教員がコーディネートに尽力しているので、教育上の支障はない。このことは、専兼比率の専攻間の差が専任教員の負担の差では決してなく、むしろ専任教員数の絶対的不足が背後に横たわっていることを示唆している。

（ク）授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学では、授業科目の単位数については、学則第 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目及び保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めているが、社会学部の授業科目に該当するのは次の 4 種である。

①講義は、原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

②外国語科目および保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

③演習は、原則として毎週 1 時間 15 週又は毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

④実習は、原則として毎週 2 時間 15 週又は毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

社会学部の「演習」については、「毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用され、「実習」については、「毎週 2 時間 15 週又は毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用されている。

なお、2002 年度よりセメスター制を導入したことにともない、従来、通年で実施されていた 4 単位の講義科目は、原則として半期 2 単位となっている。

【点検・評価】

単位の計算方法は一般的なものであり、妥当である。セメスター制に移行しても、単位の計算方法に変化はなく、特に問題はない。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

前述のように、総論科目と「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」が基礎教育科目の位置づけを有している。総論科目は各専攻の全専任教員によるオムニバス形式の授業であるが、この科目の場合は、大規模教室で行われ、専任教員の研究領域の紹介を中心に、一般の講義科目と同様に授業が行われている。しかし、他の基礎教育科目では、30～40 人規模のクラスごとにクラス担任によって運営されている。特に、入門的科目として重視しているのが 1 年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」である。これらの授業では、たとえば、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方といった、高等教育への移行に適応できるように配慮した懇切丁寧な指導が行われている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」は、クラス制を採用しているため、クラスでの関わりを通じて大学ではじめての友人ができることも多く、勉学面のみならず、大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。3 年次になる際に、これら入門クラスの担当者のゼミに所属する学生もしばしば見受けられ、教員と学生との関係を構築する上でも一役買っている。ただし、授業運営をよりスムーズにし学修効果を高めるためには、授業時や授業時間外の学習支援のための人的・空間的資源の確保が不可欠である。この点の改善については十分な取り組みがまだできていない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在でも、大学教育への移行に関する配慮は適切に行われているが、今後は入学生の一層の多様化や学力低下も予想されることから、基礎的な学力をチェックして、より適切な指導を行うことが必要になる。そのためには、より少人数のクラス編制が望ましく、上述の課題に対する早期の取り組みが求められる。

ウ　各種資格課程

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が開設されており、これらの課程を履修することが可能である。中学および高校の「教員」免許のための教職課程、「司書」および「司書教諭」のための図書館情報学課程、「社会教育主事」のための社会教育課程、「学芸員」のための博物館学課程がそれである。社会学部においても、当該の課程を履修し、所定の単位を修得することでこれらの免許・資格を取得することが可能である。

このほか、社会学部においては、「社会調査士」「認定心理士」の資格も取得することができる。「社会調査士」とは、社会調査に関する基礎的な知識と技能、倫理観をもつ人材に与えられる資格であり、社会学部の学生が必要な科目を履修し、所定の手続きをとれば、卒業時に、日本社会学会などによって設立された「社会調査士資格認定機構」から資格の認定が受けられる。2005 年 3 月に社会学部を卒業した 10 名が、「社会調査士」の資格を取得している。また、「認定心理士」とは、心理学に関する基礎的知識を有する者であること

を社団法人日本心理学会が認定する資格であり、産業心理学専攻の学生が、「日本心理学会認定心理士認定資格細則」に定める所定の単位を修得し、演習・卒業研究の指導教員の証明を受けて申請すれば、「認定心理士」の資格を取得することができる。

履修者数が最も多いのは、教職課程である。社会学部では、社会と職業指導の中学校教諭一種普通免許状および地理歴史・公民・職業指導の高等学校教諭一種普通免許状の取得が可能である。2004 年度の実績（第 1 部）をみると、中学校教諭免許の取得者が延べ 27 名、高等学校教諭免許は延べ 56 名で、中学校教諭免許の取得者は全学の免許取得者（第 1 部・第 2 部）の 10.7%、高等学校教諭免許の取得者は全学の免許取得者の 10.4%を占めている。なお、本学が把握している限りでは、2004 年度に実施された全国の公立学校教員採用候補者選考試験において、本学の在学生および出身者の合格者は 31 名（含、大学院生）であった。

次に、第 1 部におけるその他の課程の取得状況についてみると、図書館情報学課程で司書資格を取得した者が 19 名おり、司書教諭資格の取得者は 1 名であった。博物館学課程で学芸員資格を取得した者は 1 名、社会教育課程で社会教育主事任用資格の取得者が 1 名であった。

【点検・評価】

社会学部においては、教職課程の履修者および教員免許の取得者が例年、文学部に次いで多い。この点は、評価されるところである。本学の社会学部は、教員養成系大学や学部ではないため、教職課程の「教職に関する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に算入できない自由科目として配当されているものが多い。それにもかかわらず、教職課程の履修者・免許取得者が毎年一定数を占め、学内でも比較的多い学部なので、これらの事情を配慮し、免許資格部門委員会と連携して、各種の支援策を講じる必要がある。

今後、各都道府県における教員採用数の増加が見込まれているので、全学的に教員採用試験合格に向けた支援を展開するとともに、全学の動きとも連携しつつ学部としても支援策を講じる必要がある。現行では、学部においては、新入生を対象としたガイダンスを行う際に、教職・資格ガイダンスの場を設けている。また、「学校インターンシップ」制度への積極的な参加もすすめている。学校教育現場を「仕事」の場として体験することができる。

エ　インターンシップ

【現状の説明】

インターンシップはここ数年で急速に普及し、また多様化している。現在ではキャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するインターンシップの他に、企業や経営者団体等が公募などで行うものも増えてきており、大学が実態を把握するのは困難になりつつある。

キャリアセンターが把握している範囲で 2005 年度における「ビジネス・インターンシップ」の実績をみると、全学の申込者は 463 名、実際にインターンシップを経験できた実習生は 356 名であった。社会学部の申込者は 76 名、実習生は 44 名であり、全学の申込者および実習生の 16.4%、12.4%を占めている。

また、「学校インターンシップ」については、全学の申込者は延べ 313 名、実際にインターンシップを経験できた実習生は延べ 296 名であった。社会学部の申込者および実習生はいずれも延べ 38 名であり、全学の申込者および実習生の 12.1%、12.8%を占めている。

インターンシップは、2001 年度より、自由科目「ビジネス実習」(2 単位)、2005 年度には「インターンシップ（ビジネス)」(2 単位）と科目名称を変更して単位認定を行っている。単位の認定を受けるには、キャリアセンターへインターンシップを申し込み、事前講座を受講してインターンシップ実習を体験し、さらに実習報告書の提出や実習報告会への参加といった所定のプログラムをすべて修了することが条件となっている。さらに 2005 年度からは、学校インターンシップの単位認定を制度化し、「インターンシップ（学校１～４)」というかたちで単位認定を行なうとともに、入学時からの参加の道を開いた。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

最近では、採用直結型のインターンシップも増えつつあるが、基本的にインターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会である。本学は学生数が多いことから、希望者全員がインターンシップを経験することは困難であり、この点は問題点であるが、インターンシップの制度自体は定着し、うまく機能している。現在のインターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学部としても､積極的に情報提供を行うなど､ひとりでも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう、側面から支援する必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすよう継続して努力することが求められている。進路選択の指導に際しては、キャリアセンターとも連携しながら、学部としてもゼミ担当教員などを通し、インターンシップの成果が活かされるように可能な限り学生の支援が図られるべきである。

学校インターンシップについては、高大連携推進事務室を通して、学部が運営に参加している。また、ボランティアについても、2005 年度から学生を支援するボランティアセンター事務室が設置された。学部としても今後これらとの連携を図っていくつもりである。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第 22 条の 2 に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定できる。また、学則第 22 条の 3 に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、および短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で認定できることになっている（編・転入学の場合を除く)。これらは､「大学設置基準」に基づくものでもある。なお、社会学部では、大学基礎データ表 4 のとおり、単位互換協定に基づく単位認定として､4 名について単位認定を行い､1 人当たり平均認定単位数は 39 単位であった。また、大学基礎データ表 5 のとおり、単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定として、2 名について単位認定を行い、1 人当たり平均認定単位数は 6 単位であった。

2005 年 5 月現在、海外の 22 大学と提携を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行っているが、このうち 21 大学と学生交換協定を締結し、大学間で学生の派遣を行っている。学生の留学には、これらの協定大学へ留学する派遣留学と、学生自身が開拓してきた協定校以外の大学に留学する認定留学があり、いずれも 1 年間を限度に留学期間を就業年限として認め、前述のように、留学先で修得した単位は 60 単位を超えない範囲で認定が行われる。

2001 年度より導入されたＤＤ（Dual Degree）プログラムは、アメリカのウェブスター大学に 1 年間留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に本学とウェブスター大学双方の学位を取得できるプログラムである。所属する専攻によって、ウェブスター大学のどの学位を取得するかが決まり、学位によって取得の条件や単位の認定は異なるが、基本的には本学とウェブスター大学で修得した単位を所定の条件で相互に認定することによって、4 年間で 2 つの大学の学位を取得できる仕組みとなっている。ＤＤプログラムの学位取得の実績は 1 名（2004 年度）である。また、その他にも、海外での短期集中のセミナーとして､「海外語学セミナー」「大学洋上セミナー」が設けられている。

単位互換ではないが、編・転入学生に対する単位認定は､「学外からの編・転入学」「学内他学部からの編・転入学」「第 2 部からの転部および編・転入学」「3 年次転専攻」「2 年次転専攻」の種別に分けて、細かな単位認定基準を定めており、編・転入学時にはこれに従って、単位の認定が行われている。その際、学外から

の編・転入学に限り、教養科目と保健体育科目は一括認定を実施している。その認定単位数は専攻によって若干異なるが、教養科目は28～32単位、保健体育科目は4単位を一括認定している。これ以外に、専門教育科目については、シラバス等を精査したうえで20単位を上限として単位を認定している。

【点検・評価】

単位互換・単位認定の制度はいずれも基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。その点において問題はないが、派遣留学・認定留学や編・転入学が決まった学生がこれらの制度や単位互換・認定の基準を正確に理解していない場合がしばしば見受けられる。これらの学生に対して、制度と基準の周知を図る必要がある。

単位互換・単位認定制度の周知を図るためには、編・転入学生に対しては、入試広報として情報提供を行うことが必要であり、留学しようとする在学生に対しては、事前に徹底したガイダンスを実施する必要がある。

カ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会学部では、外国人留学生入学試験を実施し、留学生の受け入れを行っている。留学生に対しては、1年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ～Ⅳ」のが計8単位が設けられるとともに、日本についての理解を深め、併せて留学生の日本語能力を向上させるために、1年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会)」「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術)」の計4単位が設けられている。また、年1回であるが、学部独自に外国人留学生懇談会を開催している。大学全体の取り組みとして、交換留学生・私費留学生いずれも入寮できる学生寮「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、留学生にとっても日本人学生にとっても、共同生活の中で国際感覚の育成や相互の交流を推進する役割を果たしている。

【点検・評価】

〈長所〉

外国人留学生懇談会は、学部に在籍する全留学生を対象に、学部執行部の教員および学部事務室の事務職員が懇談するもので、留学生が教員や事務職員と、さらには留学生同士の親睦を深める良い機会となっている。特に、新入生の留学生は、いろいろな悩みを抱えがちであるが、この懇談会が解決の糸口になることもしばしばあり、貴重な機会となっている。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

日本の大学における学生は、まだ等質性の高い集団であるといえようが、近年では、社会人や外国人留学生などを受け入れ、多様な学生集団となりつつある。このことは、一般学生を活性化する上で大きな効果を発揮していることもあり、社会人や外国人留学生が適応しやすいように、引き続き教育上の配慮を行うことが重要である。

社会学部では、たとえば商学部などと比較した場合、留学生の受け入れ数そのものが多いわけではない。学部教育が一定の専門性の獲得を目標としている以上、日本語の習得はもとより、専門教育を受けるにふさわしい基礎的知識が必要とされるため、留学生にとっては、やや門戸が狭いといえるかもしれない。しかし、大学の「国際化」は、留学生の受け入れ数だけで評価されるだけでなく、たとえば専門科目の講義のなかで、日本に対する国際社会の評価が常に検証されたり、海外の日本研究の動向が紹介されたりといったことが積み重ねられ、日本人学生の「国際的な感覚」が研ぎ澄まされることも重要である。そのような意味で、社会学部の専門教育のなかで多くの教員が「国際比較」や「海外の研究動向」を論じている点は評価されるべきである。

キ　生涯学習への対応

【現状の説明】

本学では関西大学吹田市民講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市）、関西大学文化セミナー、関西大学サタデー・カレッジといった公開講座を実施しており、社会学部の教員も積極的に関与している。

また、社会人入学生、編・転入学生、科目等履修生、聴講生の受け入れも、生涯学習に貢献するものとみなすことができる。

【点検・評価】

生涯学習への対応は、学部独自で取り組むというよりも、大学全体としての取り組みの中にみられるものが多い。現在、学部および大学全体によって取り組みがなされている生涯学習への対応を継続していくことが重要である。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

（ア）教育効果の測定

【現状の説明】

社会学部専門教育科目の構成は実習・演習科目と講義科目とに大別できる。専門教育科目の評価方法は、「定期試験（筆記）のみ」、「定期試験（筆記）＋平常点」、「定期試験（論文）のみ」、「定期試験（論文）＋平常点」、「平常点」に分類できる。実習・演習科目の多くは「平常点（平常時の報告ないしレポート)」もしくは「定期試験（論文）＋平常点」によって到達度を評価している。2005 年度春学期において「定期試験（筆記)」を実施した科目は 67 科目、「定期試験（論文)」を実施した科目は 7 科目ある。2002 年度からのセメスター制度の導入により、春学期・秋学期それぞれの学期末に評価を行うことになり、通年制時に比べて教育内容のまとまりごとに到達度の評価を行うことができるようになった。さらに、平常時における小試験やレポートを課して効果を確かめながら授業を行い、それらの平常点により評価を行なっている科目が合わせて 110 クラスある。こうしたことから判断して社会学部では全体としてきめ細かく教育効果を見ながら授業を進めていると言える。

在学期間を通しての教育の効果を総合的に判断するために社会学部では 4 年次に卒業研究レポートの作成を必修にしている。卒業研究レポートを評価することで研究に対する態度、知識、資料の収集や分析能力、データ解析能力、文章力、構成力、報告能力などを総合的に評価することができ、学部での最終的な教育効果を測定するものとしては最も適した方法であると認識している。そのためもあってか学生の卒業研究レポートに対する取り組みも非常に熱心である。

また、教育効果の測定方法に関する教員間の合意については、大枠は専攻会議で議論され、ついで教授会で決定されるものであり、教員間で理解のずれはない。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

教育効果の測定に関して、社会学部では講義・実習・演習などの科目の性質によってそれぞれにふさわしい方法を取り入れている。また総合的な教育効果の測定指標として卒業研究レポートを必修にし、効果を上げている。以上の教育効果の測定方法・基準についてはすべて各年度版の『講義要項・授業計画』に明記されており、教員も学生も共通の認識を持っている。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについてはいまだ十分な導入状況に

あるとはいえない。科目ごとの成績分布や不可となったものの人数や割合を学生に開示したり、教員間で共有して検討したりするシステムはない。また外国語科目・教養科目・専門教育科目（必修・選択）ごとの成績分布は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度はいまのところない。今後、検討を要する課題である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

測定値自体は蓄積されているので、これを教育効果の測定システムに対する検証のために有効活用する方法が検討される必要がある。一部の教員は、自分自身のデータをシラバスやホームページ、あるいは授業時に開示して、学生に意見を求め、改善の基礎にしている。また、授業そのもの改善に対する取り組みは、授業評価アンケートに対するリプライやＦＤフォーラムへの参加、公開授業への参加などをとおしてすすめられている。また、専攻ごとの、あるいは科目群ごとの授業担当者会議あるいは授業と評価の検討・改善をめざした共同研究などが進められている。これは、従来のインフォーマルな相互理解をシステム化する方策の一つだといえよう。

（イ）卒業生の進路

【現状の説明】

大学基礎データ表８にみるとおり、社会学部の卒業生の多くは民間企業に就職しており、官公庁への就職と大学院進学がそれぞれ毎年 20 名前後いる。

【点検・評価】

社会学部の卒業生が就職する企業は、従来型の重厚長大産業から、ベンチャー企業までさまざまである。とくに新しい社会の変化に対応するために起業した会社や、新規事業として子会社を立ち上げる会社にとってみれば、社会変化に適応できる人材の候補として、社会学部卒業生は魅力的であろう。実際に、就職先のリストをみると、この 10 年あるいは 20 年で急成長した企業の名前が並んでいる。このような動向をみるとき、社会学部での教育は、専門性と学際性の調和、理論と実践の調和といった目標が社会の求めるものに合致しているといえる。このバランスをよりよいかたちで実現し、企業に望まれる総合的な力を身につけた人材を継続して育成していく必要がある。

大学院進学者の多くは産業心理学専攻出身の学生である（臨床心理学を学ぶ者が多い）。官公庁への就職も学部としての組織的な支援は行っておらず、教員の判断でゼミ所属者に対する特別教育を行っている程度である。

「その他」の比率も少なくないが、ここには自営業のほか、専門学校進学予定者、公務員試験・教員採用試験受験予定者などが含まれ、進路の多様性を反映している

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

本学部では学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修制限単位を 48 単位以内（各学期 23～25 単位以内）と定めている。ただし、教職・学芸員などの資格取得のための自由科目は履修制限単位外として各学期 16 単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。さらに自由科目のうち「インターンシップ（ビジネス）」2 単位、「インターンシップ（学校 1～3）」各 2 単位、「教育実習（一）」2 単位「教育実習（二）」3 単位、「イングリッシュ・メディアラボ・Ⅱa/b」各 1 単位は学生の実践的能力を高める目的で設置されているものであり、上記 16 単位とは別枠で履修できることとしている。

ただし、編・転入学生の場合は 2 年間での卒業を見込んでいるために、年間 48 単位の枠をはずしているが、一人ひとりの事情に応じて無理のない履修ができるように相談して決めている。

成績評価は科目の性質によって出席、定期試験（筆記）、平常試験、定期試験（論文）、平常レポート、授

業への参加度、研究報告などの評価をもとに行われる。評点は100点満点で、学生には100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として学期ごとに発表される。

なお、成績発表後3日間をクレーム期間として設けており、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室経由で文書によって担当教員に問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。学生の成績は年２回保護者にも通知しており、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための配慮もしている。保護者とは毎年5月に「教育懇談会」を開催し（大阪以外の地方でも主に夏期休暇中を利用して開催される）、社会学部各専攻における教育方針や成績表の見方などを説明した後、個人面談を行い、個々のケースについて相談を受けている。年2回保護者宛に通知している成績のうち4月末頃に送付している成績は、上記「教育懇談会」の際に学生の成績についての質問ができるように配慮しているものである。

定期試験（筆記）の実施に際しては厳格に行われるような措置を取っている。試験監督は、担当教員のほかにかならず応援教員または職員がつくようにしており、数はおよそ学生50人に1人の割合で配置している。実施は「試験監督者へのお願い」（監督マニュアル）をもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないかなど不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、それ以前に受けた試験をすべて無効にするとともに、原則としてそれ以降の試験もすべて受けられなくなるという厳しい措置を取っている。その上でさらに本人に強く反省を求めるなど厳正かつ教育的な指導を基本としている。

社会学部では、各年次の学生の質を検証・確保するための方策についての仕組みが整っている。3年次の「専門演習」および4年次の「卒業研究」（ともに必修）においては、学生が自分で研究を行い、論文を作成し、報告する能力を実践的に訓練するので、その基礎となる知識や情報技術などは事前に習得していることがどうしても必要である。そのため「専門演習」を履修するには、2年次までに36単位以上を修得していることと1年次配当の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」の修得を条件として課している。また「卒業研究」は「専門演習」の修得を条件としている。

また2001年度より4年次生以上の再試験制度を廃止し、1単位でも不足すれば留年となることから学生は下位年次から計画的に履修をする態度が強化されている。

学生の学習意欲を刺激する方策としては2001年度から入学試験成績の上位者および2年次以上の成績優秀者に対し給付奨学金制度が発足した。2005年度現在、この制度によって給付奨学金を得ている学生は1年次で25名、2年次で38名、3年次では31名、4年次で25名いる。卒業時の成績優秀者および在学生の成績優秀者を表彰する制度（校友会の後援）も2002年度から設けられている。

【点検・評価】

成績を厳格に評価する仕組みは整っており、各年次、卒業時の学生の質を検証・確保するための方途もそれぞれの専攻で工夫されている。ただし、成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付など、いずれも新設の制度でもあり、学生に対して十分に周知されているとは言いがたいことは問題である。また、単に結果として成績優秀者に奨学金が給付されたり、表彰されたりするというのでは意味がない。本来の趣旨である学生の勉学へのインセンティブを高めるためにこそこの制度が積極的に活用されるよう、工夫をすることが必要である。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修指導は、専攻別に分かれ、事務職員による Web 履修登録説明会が行われる。その後、

各専攻の教員によって専攻の特色や科目の特徴、履修上の注意事項などについて説明がなされる。その後、さらに1年次必修の「基礎研究Ⅰ」のクラスごとに分かれ、担任と個々に相談する機会が設けられている。とくに教員免許などの資格の取得を希望する学生に対しては、2003 年度から学部独自のガイダンスを行い、履修計画を早めに立てるよう注意を促している。

（イ）オフィスアワー

オフィスアワーは制度化されていない。しかし、これは教員が担当する科目の受講生、とりわけ少人数クラスの学生については個別の相談、グループでの相談に応じるのが当然であるという意識をもって教育にあたっているからである。とりたててオフィスアワーという制度を設けていなくても、学生の面談申し出に応じ、適切な指導をする姿勢は、社会学部の教員にじゅうぶん共有されている。

教員は、担当する科目の学生には研究室の電話番号や電子メールのアドレスなど連絡方法を明らかにし、学生が適宜相談を受けられる状態にある。実際、多くの教員はそのような方法で学生の相談に応じており、特に最近では電子メールによる相談を受けたり、アドバイスをしたりしているケースが増えてきている。

個別の相談のためには、教室の他、実習室や実習準備室、教員の個人研究室、さらには学生ワーキングスペースや応接室などの場所が、指導目的に応じて適宜利用されている。

（ウ）留年生に対する配慮

社会学部では学年ごとに進級または留年を決定するシステムをとっていないため、留年は4年次終了時点で最終的には決定されることになる。大学基礎データ表６のとおり、卒業予定者のうち、卒業に合格できない学生は､180名前後おり､卒業予定者に対する卒業合格者の比率は2003年度で82.6% ､2004年度では83.0%である。留年生に対する指導は基本的にゼミの指導教員が行うことになっているが、勉学についていけないなど能力にかかわるものではなく､休学して語学留学をしていたとかサークルに打ち込んだ結果であるなど、学生本人の自覚的な選択である場合がほとんどである。しかし近年は精神的な問題で授業に出席できないなどのケースも散見され、そうしたものには学部から連絡を取って対応するなどの措置を取っている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

社会学部における履修指導は全体として丁寧に行われており、オフィスアワーも制度化こそされていないが、研究室への訪問はもちろん、電子メールの急速な浸透により学生の相談には柔軟に対応できている。一方、問題点としては教員全員が電子メール利用者であるわけではなく、そのような場合、学生から教員へのアクセス手段は電話などの方法に限定されることになる。オフィスアワーの制度化がなされていない分、教員は学生からのアクセスを容易にする何らかの手段を講じておかなければならないが、その点の制度的な確認の仕組みはもっていない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在のところ具体的な対応は検討されていない。授業以外での教員と学生とのコミュニケーションが学生の意欲を引き出し、目標を明確にすることに役立つことを考えれば、そのような場が日常的に用意されることが望ましいが、日常的な履修指導や相談についてどの程度の需要があるのか、まずはそこから調査を行うことが必要であろう。

エ　教育改善への取り組み

【現状の説明】

社会学部では「理論研究と実証分析の調和」という教育目標のもとでこれまでも実験・実習および演習系の科目を重視してきたが、これは言い換えれば学生が自ら主体的に物事を考え、形にするという参加型の授業を重視するということでもあった。こうした授業が学生の学習を活性化させることは教員の間でも共通に理解されているため、1年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、2年次の「基礎演習」でも参加型の授業を行い、研究の

ための基本的なスキルを身につけるとともに仲間との共同作業を体験することで意欲を高めるよう工夫している。

また講義系の科目においても教材提示装置によって資料の現物を見せたり、ＶＴＲなどの映像資料を使ったりして、学生の五感に訴える授業を行っている教員も近年増加している。

さらに 2002 年度からはゲストスピーカー制度が発足し、年度内で 1 教員が 1 名のゲストスピーカーを 1 回招へいすることが可能となった。この制度は担当科目の授業運営の中で、実社会で活躍している人に講義をしてもらうことで教育効果を高められると判断したときに招へいできる制度で、学際的・実践的な教育を理念とする社会学部にふさわしい制度である。

3 年次の専門演習や 4 年次の卒業研究では大多数の教員が合宿授業を年度内に数回行い、集中的な学習や学生同士、学生と教員とのコミュニケーションを密にする上で高い効果をあげている。この合宿授業への費用補助として「ゼミナール学生小旅行参加補助費」も制度化されている。また同様の趣旨で 1 年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、2 年次の「基礎演習」、3・4 年次のゼミでは担当教員は年 2 回まで「クラス懇談会参加補助費」が申請できることになっている。

卒業研究論文は学生の総合的な教育効果を計る目安であるが、1994 年度から専攻ごとに『卒業研究論文要旨集』を学部予算で編集し、卒業時に各学生に配布するとともに後輩学生たちが卒業研究論文執筆の参考にしてもらうためにいつでも閲覧できるようにしている。またより積極的な活用策として、2 年次後期のゼミ・ガイダンスの際に 2 年次生全員に配布し、それを参考にしながら説明をしている専攻もある。

その他の学修活性化のための措置として、年度内に各専攻 1 回の枠で、外部の研究者あるいは学識経験者を招いて学術講演会を開催し、学生に外部の世界に目を開かせるための努力を行っている。

シラバスについては、インターネット上に公開されており、社会学部における開講科目のすべてについて①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目が記載されている。これによって学生は履修科目を適切に選択することができ、またあらかじめ受講計画を立てやすくなった。学生は常時、履修科目を選択する際の詳細な判断材料を手にすることができ、綿密な受講計画を立てることができるようになっている。

全学共通教育推進機構が企画するＦＤに対する取り組みには社会学部も積極的に協力し、授業のＶＴＲ作成、学生による授業評価を学部として実施している。「学生による授業評価」では社会学部は、2004 年度春学期は対象 273 クラスのうち 257 クラス（94.14%）で実施し、通年クラスないし秋学期の科目では対象 292 クラスのうち 275 クラス（94.2%）で実施されている。この調査ではマークシートによる調査のほかに授業に関する意見を自由記述方式で記入してもらっており、自由記述分は直接担当教員が受け取り、その後の授業運営の改善に役立てられるようになっている。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目についての集計結果がフィードバックされている。さらに、教員からのコメントも編集されて学生に読めるかたちで公開されている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

シラバスは充実しており、学生が履修を検討する際に必要十分な内容を持っている。また「学生による授業評価」にも協力的である。学際的な教育という社会学部の理念についても具体的な体制が整っており、参加型の授業が効果を上げていることについても教員間で共通理解が得られている。

問題点としては、「学生による授業評価」の評価結果がどのように活かされるかが基本的に教員個人の判断にゆだねられている点、また学生による授業評価の信頼性に疑問を持つ教員も少なくない点が上げられる。学生による授業評価は全学的組織である全学共通教育推進機構の授業評価部門委員会の主導で行われているものであり、社会学部としてその活用方法についての検討が必要となっている。

いわゆるＦＤのなかで制度的に実施される評価とは別に、社会学部ではさまざまなかたちでコミュニケー

ションをはかるための用紙・カードが用意されており、教員の控室におかれている。教員は、担当科目の実情に合わせて、これらの用紙を利用し、公的なアンケートの機会だけでなく、日常的に授業に対する感想を求め、それに対して答える習慣をもっている。こういったふだんの授業に臨む際の意識を維持し、あるいは涵養することが重要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

全学委員会主導の授業評価であっても学部での議論を経て、その意義を再確認したうえでの実施でなければ授業評価も実効性あるものとはなりにくい。問題点や新たな取り組みについては、ＦＤ委員会での議論が学部執行部をつうじて学部充実委員会あるいは教授会で紹介されており、全学的な動向を教員が共有できるかたちにはなっている。ただ、授業評価の結果を今後の教育にどのように活かすかについての判断が最終的に教員個人にゆだねられるのは当然であるとしても、せっかくのデータを組織としてより効果的に活かさない手はない。そうした方法については、今後も検討を重ねていく必要がある。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

社会学部における授業はクラス規模にメリハリをつけて行われている。演習形式の専門教育科目で必修になっているものは1クラス50名を超えないように配慮し､講義形式の選択科目では多人数クラスでもやむをえないものとしている。演習のうち、3・4年次のいわゆるゼミは定員を20名程度とし、きめの細かい指導ができる体制を整えるとともに、学生相互の議論や研究報告の訓練ができるようにとくに教室も移動式の机のある部屋を利用している。またゼミ合宿に対する出張費が制度化されていることもあってほとんどのゼミでは年数回、合宿を行って集中学習や密度の濃い議論をおこなっている。そのほかの演習や実験実習ではできるだけ50名を超えないようにしているが､超える場合には複数の教員が担当したり､補助教員をつけたりするなどして指導が行き届くように配慮している。

教養科目は履修生も多く､大規模クラスで行っているが､外国語科目はその効果を考えて極力1クラス50人を超えないようにしている｡社会学部の教室の多くは教材提示装置やAV装置が備えられており､大規模クラスであっても、以前のように見づらい、聞きづらいという状況ではなく、大規模クラスであることのマイナス面は、改善されている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

教材をパワーポイントで提示したり、映像情報をＶＴＲあるいはＤＶＤで提示したり、インターネット上のデータベースを利用して調査をしたりといったマルチメディアの活用は必要に応じてごく普通に行われるようになってきた。またそのための設備も社会学部の中教室以上の教室にはすべて装備されており、条件的にも整っている。また新設の大教室にはすべての机に電源と情報コンセントが備え付けられており、学生は必要に応じていつでもノートパソコンを接続できるように配慮されている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

社会学部における授業形態と授業方法の関係については適切に配慮されている。問題点をあえてあげるとすれば、1年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、2年次の「基礎演習」のクラス規模が30～40名であり、とくに産業心理学専攻で40名を超えるクラスがあるのは少人数クラスとしてはやや問題であろう。また、履修登録が500名をこえる講義も若干あり、時間割編成の工夫や、受講制限の方法を検討するなどの改善が必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」､「基礎演習」のクラス規模が30名を超え、さらに40名を超えるクラスさえあるのは端的に教員の数に制約があるためであるが、教員を増員できないことを前提にすれば、参加型の授業である

この科目でなお効果を上げるにはＴＡなどの導入が不可欠である。2005 年度からは、一部の授業で実験的に導入が始まり、より広範囲で活用するための準備が進められている。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

社会学部では、国際化への対応と国際交流の推進について、在籍学生が習得できる外国語科目の充実や、専門教育科目で展開される授業の内容で国際的視野を涵養していくことが重視されている。

社会学部の受験生向けガイドブックには海外協定校とその協定校への交換派遣留学制度が紹介されており、入学生にもガイダンスで推奨しているが、全学での枠が 20 名前後であることから社会学部からの交換派遣留学生の実績も、その枠の一部にとどまらざるをえない。2004 年度は 2 人、2005 年度は 1 人である。

2001 年度からアメリカのウェブスター大学との協定にもとづき、ＤＤプログラムを社会学部でも採用しており、このプログラムによって社会学部から留学している学生は 2002 年度で 1 名、2003 年度で 2 名、2004 年度で 2 名である。

学部ではこのほか海外の研究者を招いて、学生や研究者との交流を図る招へい研究員制度がある。招へい期間は最長で 3 ヵ月。招へいされた研究者は学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行い、教員とはセミナーなどの研究交流を行っている。

【点検・評価】

大学としての国際的な教育研究交流の体制は着々と進んでいる。だが、社会学部の教育研究における国際交流の現状を見るに、学生の派遣留学について、「数」だけをとりあげれば、やや少ないといえる。入学試験用のガイドブックにも海外の協定大学を紹介し、留学の可能性を魅力のひとつとしてあげていることからすれば、留学に求められるだけの語学力を確実に身に付けられるよう、語学教育を強化する必要がある。学部と外国語教育研究機構とのコミュニケーションを密にし、学部の教育方針を語学教育に反映させるシステムの構築が求められる。また学生本人にも入学後のできるだけ早い時期に留学のための準備を具体的に指導する体制作りが必要となろう。これに関しては、海外語学セミナーや検定認定の単位認定制度が導入されたので、今後は、語学の向上を在学中の目標にする学生も増加すると予想される。また、それらの学生を核として、留学に関心をもつ学生を増やしていくことが具体的に図られる必要があろう。

しかしながら、既述のとおり、「国際化」というとき、それは必ずしも留学をする学生の数や外国人留学生の受入の数の「多さ」によって示されるわけではない。社会学部においては、在籍学生が習得できる外国語科目の充実や、外国語科目を選択する柔軟性の保障、専門教育科目の授業のなかで国際的視野を涵養していくことが重視されている。

３　学生の受け入れ

社会学部では学部の理念に基づき、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲のある学生を受け入れるためにさまざまなかたちの募集および選抜方法を取り入れている。できるだけ多様なバックグラウンドを持つ学生、多様な国・地域からの学生を入学させ、入学した学生がそれぞれの特性を活かしながら相互に刺激し合って能力を伸ばしていけるようにすることが、社会学部の教育理念・目標である「専門性と学際性の調和」、「理論研究と実証分析の調和」を実現することにつながると考えるからである。

(1) 入学者受け入れ方針

【現状の説明】

社会学部では、おおよその目安として、センター利用入学試験も含む一般入学試験で50～60%、指定校制推薦入学で30%程度、残りの10～20%をアドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験、スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験（「その他入試」、詳細は次項参照）と想定している。2005年度入試の実績を見ると、一般入学試験による入学者が58.5%、指定校制推薦入学による入学者が27.8%、その他入試による入学者が13.7%という数字を示しており、目安と実質に食い違いはない。

また、社会学部の「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念、「理論研究と実証分析の調和」という教育目標に適合するよう、入学試験にも配慮している。試験科目については、本学部における学業遂行に対応しうるような基本的な科目を課している。具体的には次のようになる。

ア　言語能力の重視

社会学部において勉学を進めていく上での基礎学力として言語能力を重視している。一般入学試験では、国語、英語を課している。センター利用入学試験でも、配点において英語を重視している。また、アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験では、志望理由書だけでなく専攻ごとのレポートを課し文章表現力を評価している。社会人入学試験では英語と小論文を、編・転入学試験では、英語と専門論文を課している。

イ　多様な選択科目

一般入学試験では、英語、国語に加えて、社会学部における勉学を進める上で重要な科目である、世界史B、日本史B、地理B、政治・経済、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ａ・数学Ｂ〈数列・ベクトル〉）のうちから1科目を選択するようになっている。

ウ　面接の重視

単なる知識量では測れない多様な能力を有する学生を受け入れるために、アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験、スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験では、精査された実施マニュアルに基づき公正な面接を実施している。

【点検・評価】

入学者の試験方法別の割合は、学部全体、各専攻ともおおむね想定どおりの数値を示している。知識を問う一般入試と、単なる知識量では測れない学習意欲や帰属意識など多様な実力を問うその他の入試とが、バランスよく組み合わされているといえる。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等

【現状の説明】

選抜方法は、一般入学試験、センター利用入学試験のほかに、推薦入学制度として指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験、スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験、その他の入学試験としては関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験を行っている。2005年度の全入学者（履修届提出者）839名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は491名（約58.5%）、その他の多様な入学試験による入学者は348名（約41.5%）であった。

なお、2002年度までは、勤労学生・社会人・その他、教養と専門的な知識・技術を身につけたいと望む者に広く教育の機会を提供するために、第2部を設け、第1部とは別に入学試験を行ってきた。第2部は、専

攻制をとっていなかったため一括して受け入れるかたちをとり、一般入学試験、社会人入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、編・転入学試験を行ってきた。2003 年度には第 2 部の募集は行わず、昼夜開講制のフレックスコースに移行したが、募集方法や入学試験方法については基本的には従来のやり方を踏襲した。2005 年度には、デイタイムコースとフレックスコースを統合し、入学試験方法を一本化した。

以下、それぞれの入学試験方式について狙いと募集方法を説明する。

ア　一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験で、科目は英語・国語・地歴、公民または数学の３科目である。科目配点は英語 200 点、国語 150 点（2004 年度まで 200 点）、社会または数学 100 点。広い視野に立って物事を考えたり、現象を深く追究したりするために必要なのはまず確かな基礎学力であり、いまのところこの 3 科目についてとくに問題となる点もないので社会学部独自の問題作成は行っていない。2 月の初旬にＡ・Ｓ日程、3 月初旬にＢ日程の入学試験が行われ、本学社会学部に強く入学を希望する学生に複数回の受験機会を提供している。入学試験の申し込みは 4 つの専攻に第 1 希望から第 4 希望までを記入する方法をとっている。合否判定は学部としての合格最低点を確定した上で、第 1 希望を優先させるかたちで各専攻への合格を決め、第 1 希望の専攻の合格人数に入り切れなかった者を第 2 希望以下、順に合格予定人数に満たない専攻に割り振るという方法をとっている。。

合否判定はＡ・Ｓ日程については一括して行っているが、Ａ日程とＳ日程の入学試験問題の違いが不公平にならないように得点データに統計処理を加えて標準化した値を用いて判定している。

入学試験成績上位合格者の入学率を高め、入学後の学習に専念できるように、2001 年度から入学試験成績上位合格者を対象に学部給付奨学金奨学生としての採用通知を合格通知とともに送付している。2001 年度、2002 年度は給付期間は 2 年間だったが、2003 年度から単年度の給付に改め、2 年次以降は学業の成績によって受給資格を判定している。その結果、この奨学金を受給している学生の 2005 年度の実績は 1 年次生 25 名、2 年次生 38 名、3 年次生 31 名、4 年次生 25 名となっている。

イ　センター利用入学試験

幅広い学力を有する優れた生徒を入学させるため、2005 年度より導入した。科目は 3 教科・3 科目で、配点は外国語（英語）200 点および国語（漢文を除く）、地歴（「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」から 1 科目）、公民（「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」から 1 科目）、数学（「数学Ⅰ・数学 A」、「数学 II・数学 B」から 1 科目）、理科（「物理ⅠB」「化学ⅠB」「生物ⅠB」「地学ⅠB」から 1 科目）から 2 科目（ただし、地歴または公民のいずれか 1 科目は必須）それぞれ 200 点、総計 600 点。専攻単位の志望とし、専攻ごとに合格者を決定する。2005 年度は 33 名が入学した。2006 年度には、2005 年度の「前期」に加えて、本学部が指定したセンター試験 2 科目の得点に本学の英語学力検査の得点を加えた合計点で合否を判定する「中期」、センター試験の 4 教科・4 科目の得点により合否を判定する「後期」の 3 タイプの試験を実施することが決まっている。

ウ　指定校制推薦入学

本学社会学部での勉学を強く希望し、かつ成績・人物ともに優秀な生徒を所属する高等学校長からの推薦により入学させることで学生の質を維持向上させることを狙いとして 1986 年度から導入した。指定校の選定は、基本的には全入試による社会学部への入学実績と合格者実績、およびこの推薦入学制度への志願者の実績にもとづいて随時調整している。また、2006 年度からは、全学部への入学実績と合格者実績をも配慮し、入試センターと連携をとりながら、学部の指定校を決めている。指定校にはそれぞれ入学できる専攻を割り当てているが、原則として 4 年で 4 つの専攻がそれぞれに割り当てられるように配慮している。2005 年度は、指定校 354 校、354 名の募集に対し応募者が 233 名で志願率は 65.8％である。

応募資格は高校における全科目の評定平均値が 4.0 以上で、学校長の推薦がある者。各専攻の教員が 2 名

1組で面接を行い、2名がそれぞれに行った評価を総合して合否判定を行っている。

この制度は高校と本学部との信頼関係に基づいている。高校の進路担当者対象の説明会への出席のほか、受験生が面接で不合格になった場合、新たに指定校に指定する場合、入学者に成績不振その他の問題が生じた場合などは、高校側に出向いて説明するなどして、相互の信頼を維持し、真摯な姿勢で生徒を推薦してもらえるよう働きかけている。

エ　アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験

受験生の能力や個性を多角的に評価できる、自薦型の公募制入学試験として、2000年度から導入した。募集人員は約20名。出願資格は高校での評定平均値3.8以上（2004年度まで4.0以上）である。選考は2段階で行っている。第1次選考では、志望理由書と希望専攻から与えられた課題についてのレポートを元に各専攻で合否判定の原案を作成し、全学ＡＯ入学試験委員会で決定する。第2次選考は専攻ごとに3名の面接委員によって30分程度の面接を行い、各面接委員の評価を総合して、最終合格者を決定する。2005年度は、志願者93名、合格者33名、入学者31名である。

オ　スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験

学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成をめざすとともに、スポーツ文化の活性化を通して本学の学生文化全体を活性化させることを狙いとする入学試験である。本学部では1991年度より、硬式野球、サッカー、陸上競技を対象に、スポーツ能力に優れた者の公募制推薦入学を実施してきたが、2003 年度より全学的な規模でのスポーツ・フロンティア入学試験を実施することになったことに伴い、現行制度に移行した。本学体育会にある37種目を対象とし、応募資格は高校における全科目の評定平均値が3.4以上かつ、スポーツにおいて一定の基準以上の成績を残していることである。選考は2段階で行っている。第1次選考では、出願書類をもとに、主に志願者の競技成績に基づいて評価し選考する。第2次選考では、専攻ごとに2名の面接員によって面接を行い、最終合格者を決定する。2005年度は、志願者51名、合格者21名、入学者20名である。

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から本学に入学することを前提に勉強をし、本学への帰属意識も高い学生を入学させるために学部創設以来、実施している。以前は第一高等学校の卒見者入試として個別に行ってきたものを、2004年度からは、内申書による得点と外部テスト（３回実施）の得点を総合的に評価して、合否判定をおこなっている。いわゆる内部進学に見られがちな「甘え」を是正する方策でもあった。2005年度は、志願者51名、合格者50名、入学者49名である。

キ　デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験

米国ミズーリ州にあるウェブスター大学に留学し、同大学で専門教育を受けることにより、卒業時に関西大学社会学部とウェブスター大学での在籍学部の双方の学位を取得することができるプログラムである。ウェブスター大学との間でデュアル・ディグリー協定が締結されたことを受け、2001 年度より実施している。募集人員は約10名で、出願資格は設定基準以上の英語能力を有していることである。選考は外国語教育研究機構の教員による英語での面接および社会学部の教員2名による日本語での面接それぞれの評価を総合して行っている。2005年度は、志願者6名、合格者3名、入学者3名である。

ク　外国人留学生入学試験

大学の理念である国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドをもつ学生を受け入れるために行っている。試験は日本語（150点）、英語（100点）に面接での評価を加味して合否判定をおこなっている。合格者

は志望専攻に入学できる。2005 年度は、志願者 31 名、合格者 15 名、入学者 12 名である。

ケ　社会人入学試験

学習意欲が高く、目的意識も高い社会人に勉学の機会を与え、かつそれによって学部の活性化を図る狙いで実施している。2002 年度までは第 2 部、2004 年度まではフレックスコースにおいて実施していたものである。2006 年度入試における出願資格は、入学当該年度 4 月 1 日現在において 23 歳に達し、高等学校を卒業したと同等の学力があると認められる者で、5 年以上の勤労・実務の経験、またはそれに準ずると認められる者である。選考は、英語〔英和辞書を貸与〕と小論文の試験に面接での評価を加味して合否判定をおこなっている。

コ　編・転入学試験

本学または他の 4 年制大学を卒業した者あるいは卒業見込みの者、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者あるいは卒業見込みの者、本学または他の 4 年制大学の 2 年次を修了した者あるいは修了予定の者に対して勉学の機会を提供し、あわせて勉学の目標の明確な学生を取り入れることを狙いに実施されている。原則として 3 年次への編・転入学であるが、産業心理学専攻（2006 年度より心理学専攻）においては、カリキュラム上、積み上げ方式をとっており 2 年間の在学では体系的な学習の実現が困難であると考えられるため、2004 年度から 3 年次編・転入学試験制度は廃止し、2 年次編・転入学試験制度が新たに設けられた。ただし、学内からの編・転入学に限り、一定の出願資格を有している場合には、3 年次編・転入学試験を受けることができるものとしている。

【点検・評価】

〈長所〉

一般入学試験については、入学試験の公正性・公平性という面では十分な配慮がなされている。また、いわゆる専攻回しによって第 2 希望以下の専攻に合格した学生や、入学後に異なる専攻での学習に強い意欲をもつにいたった学生には、1 年次修了直前に入学後の転専攻試験が用意されており、ケア面での問題はない。現行の一般入試の形態は、本学社会学部で学習したいと強く望む受験生に広くその機会を提供しているという面で積極的に評価できるものと考えている。むしろ課題は入学試験成績上位合格者の入学者をいかに高めるか、という点に集約されているのが現状である。

指定校制推薦入学については、高校との信頼関係の下での推薦制度であるため、教員の間でもまじめで意欲的な学生を確保できているとの評価が高く、実際入学後の成績はよい。

アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験については、教員の間では、自己表現力に富み、入学後の目標が明瞭である意欲的な受験生を選抜できているという評価がある。現に定員枠の拡大を望む専攻もある。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

問題点を入試種別ごとに列挙すると、まず一般入学試験では、上述したように合格上位者の入学率が低いことがあげられる。

指定校制推薦入学についてみると、まず、他大学への進学志向が高い高等学校からは志願者が出にくい傾向がある。これは、高等学校間の格差の問題とも関係してくる。また、関西圏になじみのない遠隔地の高等学校においても、志願者が出にくい傾向がある。

アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験については、一人ひとりの選考に多くの時間を割いており、今後、志願者が増えた場合、短期間に教員だけで選抜する作業を担えるかという問題がある。また、志願者に対する受験指導がゆきとどき、新聞記事を読ませるなどの課題では個性が識別しにくくなっていることや、高校でのボランティア活動のとりいれ、総合的学習の時間の導入などの結果、見るべき活動歴をもって志願してくる者が必ずしも増加していない点も見逃せない。

デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験については、ウェブスター大学との連携のための作業が煩雑で、入学後に学部の教員および事務室だけでその業務を担うことが難しい、といった問題点があげられる。単位認定の適切性を維持するためには、かなりの注意が必要とされ、２大学間の情報交換と相互理解が不可欠である。

これらの問題点に対しては、1）一般入学試験合格上位者の入学率が低い点については、本学社会学部の特徴を適切にアピールする、2）指定校制推薦入学の出願の資格については、それぞれの高等学校の実績も考慮に入れ、複数の評定平均値を設定することを検討する、3）アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験については、選抜作業を学部の教員・事務室だけで担うことの限界を踏まえ、選抜の体制について別の可能性を検討する、4）デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験については、ウェブスター大学との連携のための作業について、全学的な支援の体制を作り上げる、といった策を現在検討している。

また、より多様な学力をもつ学生を確保するための改善策として、2006 年度には、2005 年度に導入したセンター利用入学試験前期に加えて、上述のように、本学部が指定したセンター試験２科目の得点に本学の個別学力検査（英語）の得点を加えた合計点で合否を判定するセンター利用入学試験中期、センター試験の4 教科・4 科目の得点により合否を判定するセンター利用入学試験後期を実施する。

社会学部では、指定校推薦入学についてのきめ細かい制度改革を重ねるなどの対応をとってきたが、今後、すべての入試種別について、より抜本的な改革が必要だという認識に至っている。そのため、現行制度の改善で対応できる事項については、執行部を通じて入試センター、他学部との調整をしつつ、大学執行部に要望を伝えている。また、学部内では、入試制度検討小委員会を設置して、各種入試のアドミッション・ポリシーの再検討や、出願基準、選考方法および選考基準などについて意見交換を行ない、入試制度の継続的な見直しと改善に着手している。

（3）入学者選抜の仕組み等

【現状の説明】

入学者選抜の実施体制や選抜基準の透明性確保のための仕組みは次のとおりである。

入試の実施体制としては、スケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従っている。また、社会学部執行部の一員として入試主任がおり、全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を誤解なく学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準に関してであるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないよう、素点に統計処理を行っている。同様の統計処理は関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験における内申書の得点と外部テスト（3 回実施）の得点にも施され、両得点の配分に不公平が出ないように配慮している。

社会学部が独自に試験問題を作成しているのは、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験である。面接を行っているのは、指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験、スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験、デュアル・ディグリー（ＤＤ）入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験である。これらの出題や面接には、本学部教員が必ず２名ないし３名のチームを組んで行っている。出題については、執行部や出題者による難易度の調整、複数題の場合の調整など入試問題の適正化を図る仕組みがある。また面接の評価は、客観性・公平性を保つために、すべて所定の面接票に記入する方式をとっており、評価を４段階でランク付けするとともにその理由を記載するよう定めている。必要に応じて、執行部と面接委員が協議をする明確な仕組みも有している。

いずれの入学試験の場合も最終合否の判定は教授会で決定する。すべての得点データや判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経たうえで決定している。

【点検・評価】

入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮を加えており、特に問題点はないと考える。

(4) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生および聴講生という、入学試験を行わない学生の受け入れについては、本学の規程にもとづき、教授会で審議したうえで、妥当と認められるものを許可している。

【点検・評価】

本学部においても科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れが、資格取得の援助のみならず、生涯学習の場として利用されていることは、実績が示すとおりである。人数はさほど多くはないが、目的・理由に応じ必要な人が必要な時に利用しており、この制度の意義は十分に活かされているといってよい。

(5) 定員管理

【現状の説明】

大学基礎データ表 14 のとおり、社会学部の入学定員は学則上、社会学専攻が 190 名、産業心理学専攻（2006 年度より心理学専攻）が 190 名、マス・コミュニケーション学専攻が 200 名、社会システムデザイン専攻が 190 名、合計 770 名である。社会学部の収容定員は 3,134 名で、これに対し 2005 年度における在籍学生数は社会学部全体で 3,851 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.25）である。専攻別では、社会学専攻が収容定員 709 名に対して在籍 878 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.24）、産業心理学専攻が 709 名に対して 879 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.24）、マス・コミュニケーション学専攻が 767 名に対して 959 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.25）、社会システムデザイン専攻（2003 年度まで産業社会学専攻）が 709 名に対して 917 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.29）、第 2 部およびフレックス・コースが 240 名に対して 270 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.13）である。

【点検・評価】

2005 年度における収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.25 の比率内に収まっている。各専攻における在籍学生総数の比率も、社会学専攻が 1.24、産業心理学専攻が 1.24、マス・コミュニケーション学専攻が 1.25、社会システムデザイン専攻が 1.29 となっており、専攻間に大きなばらつきはない。各年の入学者や留年生の状況等により、収容定員に対する在籍学生総数の比率が 1.25 を超えるケースが生じる場合もあるため、入試制度の見直しと改善の過程において、入学者の受け入れ方針や、定員適正化に向けての取り組みについては常に検討をしていくことが必要である。

(6) 編・転入学、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学、転部・転専攻

編・転入学の募集は全体で若干名としており、4 年制大学、短期大学、高等専門学校および専修学校の卒業者が対象となる編入学については、2005 年度は、デイタイムコースの志願者が 15 名、合格者が 4 名、入

学者が 3 名であり、フレックスコースの志願者が 5 名、合格者が 1 名、入学者は 0 名であった。また、転入学については、2005 年度は、デイタイムの志願者が 27 名、合格者が 8 名、入学者が 5 名であり、フレックスコースの志願者が 4 名、合格者が 1 名、入学者が 1 名であった。なお、本学の他学部から社会学部に転学部する場合やフレックス・コースからデイタイムコースへ変更する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。また、社会学部のデイタイムコースにおいて、転専攻する場合には、２年次転専攻試験に合格するか、一般の転入学試験に合格する必要がある。

2005 年度は、上記の編・転入学者の実績のうち、デイタイムコースの転入学について、工学部から社会学部デイタイムコースへの転入学の志願者が２名、合格者が 0 名、社会学部デイタイムコースにおける 2 年次転専攻の志願者が 5 名、合格者が 2 名、入学者が 2 名、社会学部フレックスコースから社会学部デイタイムコースへの転入学の志願者が 10 名、合格者が 3 名、入学者が 2 名である。他方、社会学部から本学の他学部への転学部については、2005 年度法学部への編入学の志願者が 1 名、合格者が 1 名、入学者が 1 名であった。

また、転部や転専攻については、入学前の広報、入学時のガイダンスなどの機会に周知され、出願にあたっては本人の判断が最大限尊重される。希望する学生には、本人の申し出により所属専任教員が相談にのっている。

イ　退学者

近年における社会学部の退学者および除籍者は、大学基礎データ表 17 に示したとおりである。2002 年度は 81 名、2003 年度は 64 名、2004 年度は 57 名と、減少傾向にある。退学の理由は一身上の都合というのが最も多く、特に大きな変化は見られない。なお、退学者・除籍者には全学の規程により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報についても『大学要覧』で学生に伝達している。

修得単位の少ない学生については、父母宛に 4 年間での卒業が難しくなるとの警告を通知するほか、適宜指導を行っている。欠席しがちな学生に対しては、少人数クラスや演習（ゼミ）の担当教員が、場合によっては学生相談主事や専門家に相談しながら指導を行っている。

【点検・評価】

社会学部における編・転入学者の数は、2005 年度、若干名の募集に対して入学者が 13 名という状況であり、特に問題はない。学部内転専攻については希望者は年に数人という規模ではあるが、制度は十全に機能しているといえる。

欠席がちな上位年次の学生に対しての取り扱いは、現在のところ演習担当教員に任されている。ただ、欠席の理由は多様化しており、より専門的な見地からの支援が必要とされる場合もある。今後は保健管理センターや心理相談室などをふくむ全学の組織と連携して対応する必要がある。

教育機関としては退学者を出さないことが望ましいので、今後、退学者の状況を調査し、サポート体制を検討していく必要がある。

４　教員組織

社会学部では「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標としてきた。前述のとおり、社会学部は社会学科のみの一学科制を敷いているが、その一学科を 4 専攻に分割することにより、「専門性」と「学際性」の調和という理念の実現を図っている。それぞれの専攻においては、「理論研究」と「実証分析」の調和、「伝統」と「革新」の調和という教育理念の実現を目指し、それぞれに専門性を持つ教員を配置している。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2005 年度現在、社会学部学生の総在籍数は大学基礎データ表 14 のとおり 3,907 名である。

教員については大学基礎データ表 19 のとおり、専任教員が 49 名（副手 1 名含む）である。専任教員は、専門教育科目における必修科目のほとんどと主要な選択科目を担当している。そして、専任教員 49 名が学部の意思決定機関である教授会構成員となっている。専攻別の専任教員数は、社会学専攻 12 名、産業心理学専攻 14 名、マス・コミュニケーション学専攻 10 名、社会システムデザイン専攻 12 名および副手 1 名である。

学生数との対比を見ると、専任教員は１名当たり約80名（在籍学生数は、収容定員の1.25倍　2005年度）という多数の学生を教育している。しかし、少人数の演習系科目、実習科目において個別指導の場を設けており、個々の学生に対応した教育ができる仕組みが整えられている。

専任教員1人当たりの学部授業の週担当時間数は、大学基礎データ表22のとおり、教授が、最高26.2時間、平均15.4時間、助教授が最高19.2時間、平均12.9時間を担当している。責任時間数が教授8時間、助教授・専任講師6時間であることを考えると、担当時間数の多さが教員の負担感を増していることは否めない。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

専任教員の年齢構成については、大学基礎データ表21のとおり、66～70歳が3名、61～65歳が5名、56～60歳が8名、51～55歳が10名、46～50歳が10名、41～45歳が8名、36～40歳が3名、31～35歳が2名とであり、教員の年齢は各年齢層に広がっている。

また、社会学部における専任教員の勤続年数については、広く分散している。勤続年数10年以下が22名、11～20年が14名、21～30年が6名、31年以上が7名となっており、特に勤続年数10年以下の教員が22名（44.9%）を占めている点は教員の流動性を表す指標のひとつといえる。

（イ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合についていえば、全 49 名のうち 6 名が女性教員であり、全体の約 12%を占めている。本学部では男女を問わず、教育・研究の業績および経歴により的確な採用・昇任人事を行うことに努めてきた。

（ウ）教員組織における社会人研究者の受け入れ状況

社会人研究者の受け入れについては、学部創設以来、民間企業や民間研究所・官公庁などから幅広い人材を専任教員として採用してきている。また、2005 年度には、本学の客員教授制度のもとで 1 名を任用した。また、マス・コミュニケーション学専攻の授業である「マスコミ・セミナー」では、新聞社、放送局、広告会社に勤務されている方を講師として、現場での実践経験を踏まえながら講義を行っている。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

社会学部では、社会学、産業心理学、マス・コミュニケーション学、社会システムデザインのそれぞれの専攻で、基礎理論と実証分析の重要な領域の研究者を専任教員として置き、原則としてこれら専任教員を演習および演習系の必修科目、主要講義科目、実習主担に配置している。また、教育上必要な関連諸領域の講義、実習等に、関連企業などで経験を積み重ねてきた社会人を含む非常勤の教員を配置している。

社会学部(デイタイムコース)の卒業所要単位にカウントされる専門教育科目への専任教員の配置状況は、大学基礎データ表３からみてとれる。専任教員が担当している科目の比率（2005 年度春学期）は、必修科目の場合、社会学専攻で 98.4%、産業心理学専攻で 73.7%、マス・コミュニケーション学専攻で 68.0%、社会システムデザイン専攻で 97.3%という状況であり、マス・コミュニケーション学専攻の比率がやや低いのを

除けば、中核科目のほとんどを専任教員が担当していることがわかる。また選択科目については、社会学専攻で61.5%、産業心理学専攻で53.2%、マス・コミュニケーション学専攻で53.3%、社会システムデザイン専攻で 65.4%という状況であり、いずれの専攻においても半数程度の科目を専任教員が担当している。これらのことから、社会学部（デイタイムコース）における主要科目の中核部分はそのほとんどを、選択科目部分の半数程度を専任教員が担当する構成になっており、妥当な指導体制であると考えられる。

フレックスコースの場合も同様に、卒業所要単位にカウントされる専門教育科目への専任教員の配置状況は、必修科目で100%、選択科目で51.6%となっている。このことからわかるように、フレックスコースにおいても主要科目の中核部分はすべて、選択科目部分で半数程度を専任教員が担当する構成になっており、デイタイムコースと同様に妥当な指導体制であると考えられる。

エ　教員間の連絡調整

教員間でカリキュラムや教育評価など教育に関する問題について検討し、共通理解を得るための連絡調整機関としては、教授会の他に以下のような場が設けられている。

まず各専攻は独自の教育の充実を図るため、専攻会議を開催している。専攻会議において各専攻の意見や提言が集約される。

その意見や提言を学部全体の教育に生かすために学部充実委員会が設置されている。学部充実委員会は各専攻の代表者２名と学部長、学部長代理、教学主任、学生主任､入試主任で構成されている。学部長代理は学部の運営に関して学部長を補佐し、教学主任は教学面に関して、学生主任は学生補導に関して、入試主任は入学試験に関して学部長を補佐することとなっている。

また、学部の理念・目的・教育目標の適切性や達成状況を検証するために、「学部自己点検・評価委員会」が設置されており、同委員会による報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や学部充実委員会、教授会などでの議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。

さらに、社会学部では情報処理教育に力を入れており、所属専攻にかかわらず学生が体系的に学習できるように機器の選定からカリキュラムまでトータルに検討する場として「情報処理教育連絡会議」が設けられている。また、「社会学部ガイドブック作成委員会」では受験生向けに社会学部の理念・目標、カリキュラム体系、就職状況など受験生が学部を選択するために必要な情報をガイドブックとして毎年、発行している。その他、社会学部では、教育・研究の充実をはかるために、「学部図書委員会」「社会学部紀要編集委員会」が、各専攻から選出された委員によって組織されている。

これら委員会での検討結果は、学部長が議長となる教授会で審議され、学部の意思決定がおこなわれる。これらの委員会委員は、いくつかの委員を兼務しているものも少なくない。

他学部との連携に関して述べると､全学共通教育推進機構委員会に本学部の学部長代理が参加することで、本学部の意見が反映されるようになっている。また全学教育共通推進機構の下部組織である教養教育部門委員会、インターファカルティ教育部門委員会、外国語教育部門委員会、ＦＤ部門委員会、授業評価部門委員会、免許・資格部門委員会には、学部選出の委員が参加している。全学共通教育推進機構委員会とその下部組織の委員会それぞれの段階で、他学部との調整を含めたカリキュラムや授業計画等の調整の機会が持たれている。

その他、教育・研究を支援する機関として、研究助成委員会、図書館・インフォメーションテクノロジーセンター・視聴覚教室・国際交流センター・人権問題研究室・経済・政治研究所等の運営を行う委員会があり、これらのそれぞれに対して学部選出の委員を送ることで、本学部の意見を反映させつつ、他学部との調整がおこなわれている。

兼任教員との連絡調整に関しては、各専攻の責任者および科目関連の専任教員が、学期の前後を含め、つねに兼任教員と連絡を取り合い、授業内容や評価方法について学部や専攻の教育方針との齟齬がないようにしている。

【点検・評価】

〈長所〉

社会学部専任教員の担当する授業は多人数クラスが多く、また担当時間数も多く、これらの点から見てもかなりの負担感があるのは否めない。このような状況の中にあっても、学部の主要な科目は専任教員が担当し、少人数教育、個別指導の場を設定するなど、教員はよく教育努力を積み重ねている。

教員間の連絡調整に関しては、各専攻がその独自性を出しながらも、学部としての統一性を保持する仕組みが整えられている。また他学部や他の機関との連携においても、委員会を通して社会学部の意見が反映される機会が確保されている。

教員の年齢構成、勤続年数に大きな問題は見当たらない。40 歳代の中堅教員が多いことは、現時点においては、教育・研究の充実につながっていると考えられる。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

先ほど述べたように、社会学部専任教員の担当する授業は多人数クラスも多く、担当時間数の点でもかなりの負担感があるのは否めない。例えば、マス・コミュニケーション学専攻では、演習系の必修科目にも兼任教員を当てなければならないなど、教員の過重負担はこのような形で不本意な面を生じさせてもいる。役職・各種委員、その他入試・広報業務などをくわえると、その負担はきわめて大きいものがある。学部内・外の連携がますます重要になってくること、しかも全学的な状況、動向を各教員が共有する必要性がますます高まることを考えると、授業担当時間だけで教員組織の適正性をみることには限界がある点も、付記しておきたい。

また、若い年齢層の専任教員が比較的少ないことが、今後問題になりうる可能性がある。若い教員に関しては、教育・研究の資質を的確に評価することがむずかしいという点はあるにしても、今後の年齢バランスを考えると長期的な人事計画の中で困難を克服する方策が模索されるべきであろう。

教員組織の構成に関しては、学部の将来にかかわる問題であり、長期計画の中で適切な改善が図られる必要がある。またこの問題は、教育内容との関連を抜きに考えることはできないので、まずそれぞれの専攻の専攻会議で十分な検討を行い、さらに学部全体の問題としては学部充実委員会で将来を見据えたプランを策定する必要があろう。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

本学部の教育研究支援職員としては、まず、「情報処理基礎演習（春・秋学期）」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期）」、「心理学データ解析演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期）」、「コンピュータ応用演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期）」の実習科目の教育補助員を学期ごとに、3・4 年次学生および大学院生から選定している。選定の条件は、３・４年次学生については「情報処理基礎演習」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」をすべて修得済みの者、大学院生については「コンピュータ応用演習」または「行動科学におけるコンピュータ応用実習」を修得済みの者としている。

2004 年度の教育補助員は前期 23 名（3 年次生 12 名、4 年次生 4 名、大学院生 7 名）、後期 27 名（3 年次生 16 名、4 年次生 6 名、大学院生 5 名）であり、週当たりの延べ人数は前期 74 名、後期 73 名であった。この教育補助員は主担当教員の指示の下で、個々の受講学生に対し必要な教育支援を行っている。

この他に、4 つの専攻それぞれの実習室に各 1 名、計 4 名、またコンピュータ実習準備室に 2 名の定時事務職員が配置されており、専攻事務および実習にかかわる事務的な職務に携わっている。

教員と上記の教育支援職員との間には、授業を円滑に進めるために常に緊密な連絡網が整備されており、授業運営についてのミーティングが適宜行われている。教員と教育支援職員はこのミーティングにおいて、授業の準備や進行の段取りについて相談するほか、授業の反省点や改良点をディスカッションし、授業の向

上を図っている。

【点検・評価】

教育上必要なところに教育補助員および実習関係事務職員が配置されており、教員との連携・協力も適切に行われ、教育上の効果をあげている。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

ア　募集と任免

審査の基準・手続きは、本学の「教育職員選考規程」、「同規程に関する取扱内規」および「社会学部人事委員会運営要領」に従って行われている。

本学部における教員の募集は、現状では退職教員の後任採用の場合に限られており、定年退職者の後任で同一科目担当者に関しては、退職一年前の採用が認められている。

募集手続きは、学部長による学部人事委員会への諮問、当該専攻における専攻会議の意向を踏まえた学部人事委員会での審議を経て、教授会で決定される。学部人事委員会は、教授会で毎年選挙によって選出される各専攻の代表者2名ずつに加えて、学部長、同代理、大学院研究科長により構成されている。

教員募集は公募もしくは推薦によっている。社会学部で実際に公募による教員採用を実施したことは近年では一例のみである。公募にすることによって、より広い候補からの選択が可能になるいっぽう、インターネットなどをつうじて大量の応募が集中し、丁寧な審査ができなくなるなどの問題もあった。このような事情もあり、社会学部では多くを推薦によっている。専任教員としてふさわしい人材は、研究能力に優れていることももちろん重視するが、教育者としての資質や適性という面での評価も重要である。このような面をカバーするためにも、推薦による採用人事には一定のメリットがある。推薦の場合には当該専攻教室会議で複数の候補者を挙げ、研究業績を中心に検討して、最適な候補者に絞り込んでいる。

専攻は、学部人事委員会および教授会において選出された3名の審査委員（内1名は他専攻）による審査報告を基に、人事委員会および教授会での審議により決定する。審査そのものは、履歴書、研究業績書、研究業績を対象とするが、とりわけ研究業績を重視している。

イ　昇格

昇格の手続きも上記の任用の場合とほぼ同じである。本学の教育職員選考規程の定めにより、助手3年で専任講師、専任講師3年で助教授、助教授7年で教授昇格の資格が生ずるが、研究業績（教育業績も付加）について厳格な条件を付しており自動的になされることはない。

【点検・評価】

任免・昇格についての審査の基準・手続きは、「教育職員選考規程」、「同規程に関する取扱内規」および「社会学部人事委員会運営要領」に従っており明確である。審査報告は人事委員会と教授会の両方で行われ、報告に対する議論も自由に行われている。また社会学部では、教員の任免・昇格のすべての場合に教授会構成員の全員が参加しており、人事審査が教授会の全構成員に開かれた形で行われている。このように実際の審査過程においても、透明性が確保される仕組みになっている。

現在の方法でとくに問題点はないが、より適切で合理的な人事方法について、公募のやり方なども含め、常に検討してゆく必要があろう。専攻会議、学部人事委員会の課題である。

5　研究活動と研究環境

本学部では、社会学、産業心理学、マス・コミュニケーション学、社会システムデザインの 4 専攻所属の 49 名の専任教員が、人間と社会にかかわる広範な領域の重要な諸問題の研究を推し進めている。それによって各領域の諸現象を深く掘り下げて基礎にある構造・問題を明確にするとともに、日本・世界の現実の諸問題の分析・検討を通して、基礎理論が諸問題の解明・解決にいかに役立ちうるかを究めようとしている。以下、研究活動および研究環境の状況について説明する。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況等

社会学部では、教員の研究発表の場として「社会学部紀要」を年 3 号発行しており、1 号と 3 号は通常号で 2 号は特集号となっている。学部長が編集委員長となり、各専攻から 1 名が編集委員として選出され、5 名で編集委員会が構成されている。2003 年度および 2004 年度の執筆状況は以下のとおりである。

2003 年度　『社会学部紀要』第 35 巻第 1 号～第 3 号　　掲載論文数　計 15

2004 年度　『社会学部紀要』第 36 巻第 1 号～第 3 号　　掲載論文数　計 18

また、論文等研究成果の発表状況は、大学基礎データ表 24・25 に示してある。こうした研究成果は、大学院はもちろんのこと、学部の講義や演習の中に生かされ、学生の教育研究レベルを高めるのに役だっている。

なお、社会学部専任教員による論文・著書を含めた研究業績を本学の学術情報データベースによって集約すれば以下のようになる。これらのデータから、社会学部の教員が全体として十分な研究成果をあげていることがわかる。

表Ⅱ-社-3　研究業績数一覧

年度	著書	論文	学会発表	その他	合計
2000 年度	25	38	7	35	105
2001 年度	21	41	7	38	107
2002 年度	15	37	14	34	100
2003 年度	10	46	11	22	89
2004 年度	13	47	12	37	109
2005 年度	13	40	7	21	81

※2005 年度は中間段階集計

学会賞の受賞業績については、大学基礎データ表 26 に示したとおり、2004 年度、国内の学会における学術賞の受賞が 4 件である。また、産官学連携による研究活動については、大学基礎データ表 28 に示したとおり、2004 年度、受託研究が 1 件行われている。

イ　研究助成

文部科学省および日本学術振興会の科学研究費採択状況は、大学基礎データ表 33・34 に示したとおりである。

【点検・評価】

総じて言えば、本学部専任教員の研究活動は、各研究者の強い研究意欲に支えられて、質・量の両面で大きな成果を挙げている。成果の発表もよく行われているといえる。

個々の教員はそれぞれに自分の研究成果を発表しているにもかかわらず、研究成果の概要を公開するため

に用意された学術情報データベースが十分に活用されていないケースも若干ながら残されている。そういった場合も、教員個人が開設しているホームページなどで業績を開示しているケースがある。ただし、全学的に学術情報データベースが整備され、研究成果に関する情報の収集と更新が容易に行える環境が整っている以上、それを窓口として学外からのアクセスを一本化できることが望ましい。自身の研究成果についての情報公開や更新の作業が適切に行われているかについて、定期的に確認する仕組みをつくる必要もある。

教員の研究は十分におこなわれているとはいえ、研究の更なる発展、向上を実現する必要がある。そのためには、自由な研究時間をいかに確保するか、研究者間の深い次元でのコミュニケーションを図る仕組みをいかに作っていくかが課題となる。教員がインフォーマルに研究会を組織し、互いの成果について議論する場を設けることも少なくないが、こういった取り組みを具体的な研究制度の中にとりいれやすい環境をつくることも必要である。

しかし、現状では、教育および学内行政に相当な時間が割かれ、研究時間が十分に確保できない実情がある。制度化されている半年あるいは1年単位の研修制度だけでなく、集中講義などの利用による研究時間の創出など新たな工夫が不可欠だが、学部の取り組みだけでそれを実現することは困難な情勢である。

(2) 研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費

大学基礎データ表29のとおり、社会学部の専任教員に配分される研究費は、在外研究旅費、研修出張旅費、国内研究員研究費、研修員研究費、個人研究費を合わせた場合の支給額は、社会学部教員の総額が29,794,972円であり、教員1人当たりの額は551,759円である。個人研究費に限定すると、支給額は、社会学部教員の総額が、25,522,242円であり、教員1人当たりの額は、472,634円である。また、研究旅費については、大学基礎データ表30のとおり、国外留学（長期）の支給件数が3件、支給総額は3,262,630円であり、国外留学（短期）の支給件数が5件、支給総額は530,100円である。また、学会等出張旅費については、国外出張旅費の支給件数が 1 件、支給総額は 160,000 円であり、国内出張旅費の支給件数が 124 件、支給総額は6,510,719円である。また、学内共同研究費については、大学基礎データ表31のとおり、利用件数が4件、支給総額は、8,731,847円となっている。研究費総額の内訳については、大学基礎データ表32のとおり、2004年度については、学内の経常研究費が57.2%、学内共同研究費が16.8%、科学研究費補助金が21.5%、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金が4.6%となっている。

なお、他の学部では学部共同研究費制度を改め、科学研究費の申請をした者に対する研究助成というかたちをとっている。社会学部でも、この制度変更について議論したが、助成をもらうために科研費の申請をすることがあっては本末転倒であり、申請は研究者の自主的な努力によるべきだという意見から、旧制度を維持した。それにより、専攻をこえて研究者が学際的な研究をする場合にも、学部内の運営によって、柔軟に対応をすることが可能になっている。

イ　研究室の整備

教員個室等の教員研究室の整備状況については、大学基礎データ表35に示したとおりである。社会学部の専任教員数48名（副手1名除く）に対して、個室は57室、共同研究室は5室であり、個室率は100%で専任教員全員に個室があてられている。1室あたりの平均面積は、個室が20.0㎡、共同研究室が44.6㎡である。

ウ　研修機会の確保

教員の研究時間を確保させるための制度、研究活動に必要な研修機会確保のための方策としては、海外での1年間の学術研究もしくは6ヶ月以内の調査研究を行う在外研究員の制度や、6ヶ月間の研修を行う研修員の制度がある。社会学部においては、2003年度は、1年間の在外研究員が2名、国内の研修員が1名、2004年度は、1年間の在外研究員が1名、研修員が2名、2005年度は、1年間の在外研究員が2名、6ヶ月の在外

研究員が 1 名、研修員が 1 名である。

このほか、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等の教育研究補助スタッフについては、2005 年度から試験的導入が実施されている。

【点検・評価】

研究活動を行ううえでの、個人研究費、学部共同研究費、研究旅費についての仕組みは整っている。また、研究に適切な広さの研究室と研究用施設・設備、および十分な支援体制は整備されている。在外研究員や研修員の制度は、教員の研究活動に必要な研修機会を確保するうえでの一助となっている。だが、より質の高い教育研究活動を遂行できるように、人的・物的・時間的な環境を適切に整備するためにはさらなる整備が必要である。

6　施設・設備等

社会学部では「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標としてきた。それを実現するために、教育指導上の効果が十分発揮される施設・設備の整備をはかっている。また、教員による教育・研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えるようにしている。

【現状の説明】

(1) 学舎と研究棟

社会学部は、千里山キャンパスの第 3 学舎を使用している。この第 3 学舎は 1 号館から 4 号館までの 4 棟に分かれている。教員の個人研究室や資料室は 3 号館にある。

ア　学舎

第 3 学舎の建築面積は 3,887.03 ㎡、その延面積は 18,038.39 ㎡（学生 1 人当たり 4.6 ㎡）である。

講義室等の整備状況については、「大学基礎データ　表 37、表 38、表 40」に記載してある。まず、講義室は 26 室で総面積 4196.0 ㎡（学生一人当たり 1.10 ㎡）、収容人員 4,210 名である。演習室は 10 室で総面積 661.6 ㎡（学生一人当たり 0.17 ㎡）、収容人員 417 名である。社会学部の学生が利用できる自習室としては、読書室 64.35 ㎡と学生用ワーキングスペース 130.0 ㎡、自習室があり、自習室は総面積 82.0 ㎡（学生一人当たり 0.02 ㎡）、収容人員 66 名である。次に実験・実習室についてみると、部屋数は 19 室で総面積 2301.4 ㎡、収容人員 956 名である。また、講義室・演習室の規模別使用状況をみると、収容人員 1 ～49 名の教室の使用率が 33.5%、収容率が 50～99 名の教室の使用率が 37.0%と使用頻度が高く、収容人員が 100 名以上の教室の使用率は、いずれも 1 割未満となっている。

1 号館は 1968 年、2 号館は 1986 年竣工で、この 2 つの建物は第 3 学舎の中でも古い建物であるが冷暖房は完備し、教材提示装置、ビデオ、提示用モニターなどが備えられており施設の拡充がおこなわれている。

3 号館、4 号館は、2002 年竣工の最新の学舎である。3・4 号館には 500 名収容のソシオ AV ホールや学生の机に情報コンセントと電源コンセントを配した大教室もあり、各教室は黒板ではなくホワイトボードで、プロジェクターや電動式スクリーンなども配備されており、授業環境は良い。屋上広場があり、トイレもウォシュレットタイプでアメニティにも配慮されている。

イ　研究棟

教員の研究室については、大学基礎データ表 35 にあるように、専任教員 48 名に対して個室が 57 部屋であ

り、個室率は100%である。教員１人当たりの平均面積は23.8㎡である。そのほか、共同研究室が5部屋あり、研究室の総面積は、1,363.0㎡となっている。

施設・設備の運営・管理については、学部長、各専攻から選出された委員1名からなる「学舎管理運営委員会」において検討され、最終的には、学部長に運営・管理の責任を持つ体制が取られている。

(2) 情報処理機器等の整備

ＡＶ機器の設置状況をみると、ＡＶ機器が設置されている教室は35室あり、そのうち18室が移動式のものである。このうちプロジェクターが設置されているのが12室で、その他の教室はモニターテレビである。社会学部のパーソナルコンピュータ(以下ＰＣと略)の配備状況は、表Ⅱ-社-4 に示すとおりである。表に示した教室のうち、コンピュータ実習室として主に使われているのは311、318、421の3教室である。その他の教室は、情報処理関連以外の授業で使われ、必要に応じてノートＰＣを取り出し利用することができるようになっている。

表Ⅱ-社-4　パーソナルコンピュータ配備状況

教　室	ＰＣ台数	種　類	システム	更新
311	74	デスクトップ	Windows XP	2003年
318	76	デスクトップ	Windows XP	2004年
421	64	デスクトップ	Windows XP	2004年
422	85	ノートＰＣ(67台) デスクトップ(18台)	Windows XP	2001年
402	50	ノートＰＣ	Windows XP	2003年
403	50	ノートＰＣ	Windows XP	2003年
220	50	ノートＰＣ	Windows XP	2003年
3505	50	ノートＰＣ	Windows XP	2004年

上記の表以外に専攻ごとに多種多様な機器が設置されている。マス・コミュニケーション学専攻ではMacintoshのノンリニア編集システム12台、ソニーES-7ノンリニア編集システム2台がある。また、撮影スタジオシステムや収録編集システムも備えられている。産業心理学専攻では、約20台のPCのネットワークを使った集団の実験システム、社会システムデザイン専攻では10台の実習用PCなどが備えられている。

(3) 教育・研究目的のその他の施設

教育・研究目的のその他の施設としては、3 号館に教員の個人研究室と主として教員が利用する社会学部資料室がある。3号館は2002年に竣工した新しいもので学内LANのコンセントがすべての研究室に配線され、冷暖房設備も整っている。

社会学部資料室には図書約37,200冊（和書約36,100冊、洋書約1,100冊），雑誌約1750タイトル（和雑誌約1600タイトル，洋雑誌約150タイトル）を所蔵している。

【点検・評価】

社会学部の教育・研究に必要な施設・設備は充実しており、各種形態の授業の実施および教員の研究遂行が効果的に行えるようになっている。また視聴覚関係機器やコンピュータ等の情報機器についても十分に整備されており、大きな問題はない。

施設・設備については、今後も、アメニティの向上、バリアフリー化の推進などを継続的に進めるべく、執行部および事務室での検討が日常的に積み上げられている。

7　管理運営

(1) 学部運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

ア　学部運営体制の概要

社会学部の学部運営にあたっては、社会学部長が執行部を組織し、執行部で提案内容を協議し、必要に応じて各種委員会および専攻会議での検討を経て、最終的には最高意思決定機関である社会学部教授会で審議し決定するという方式で運営している。4 つの各専攻における「専攻会議」は、フォーマルな会議ではないが、カリキュラムの検討をはじめ専門的な内容に関わる問題を扱う上で、実質的に非常に重要な役割を果たしている。

イ　教授会

学部の最高意志決定機関としての教授会は、「関西大学社会学部教授会規程」にしたがって運営している。教授会の構成員は、専任の教授、助教授、専任講師、および副手である。教授会は、休業中を除いては原則として月に 2 回開催される。その他、学部長が必要と認めたとき、また構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときに学部長が招集し開催する。議長は学部長が務める。教授会の定足数は構成員の 3 分の 2、議決は原則として出席者の過半数の同意にもとづいておこなう。

教授会における審議事項は、(1)学部長の選出に関する事項、(2)構成員の人事に関する事項、(3)教育課程に関する事項、(4)学科目担任に関する事項、(5)学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項、(6)学生の試験に関する事項、(7)科目等履修生・聴講生に関する事項、(8)学則に関する事項、(9)その他必要と認められる事項、の 9 項目である。教授会の議事録は学部長によって作成され、社会学部事務室に備えられている。

ウ　学部執行部

教授会の運営は、社会学部長、社会学部長代理、教学主任 2 名、入試主任、学生主任、学部学生相談主事からなる執行部があたっている。学部学生相談主事を除く 6 名は狭義の執行部を形成し、教授会前に執行部会議を開き、時間をかけて検討し、学部充実委員会および教授会において「議長団」的役割を果たしている。2004 年度は執行部会議を 24 回開催した。

学部運営に関してのそれぞれの職掌分担は以下のとおりである。

学部長	総括
学部長代理	総括補佐、全学共通教育推進機構委員会、第 2 部協議会、関西大学と関西大学第一高等学校・第一中学校との接続に係わる協議会
教学主任 2 名	教学事項
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生主任	学生補導、交通問題対策委員会、第 2 部協議会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会

エ　各種委員会

社会学部は、学部内に 9 の委員会を設置している。それぞれの委員の内訳、活動概要は以下のとおりである。

（ア）社会学部自己点検・評価委員会

各専攻から選出された委員、学部長代理、事務長によって構成されている（構成員数は 6 名）。委員長は、委員の互選によって決まる。社会学部の教育研究に関する活動状況並びに制度、組織、施設・設備の現状及びその運用について、自己点検・評価を行い、その結果を公表することを目的としている。

（イ）学部人事委員会

学部長、学部長代理、各専攻から選出された委員 2 名、大学院研究科長で構成されている。（構成員数は 11 名）。委員長は学部長が務める。各専攻から選出される委員は、教授会において、教授会構成員による選挙により選出される。定足数は、3 分の 2 以上であり、かつ各専攻選出の委員 1 名が出席していることを成立要件とする。学部人事委員会では、各専攻から推薦された教授・助教授・専任講師の「任用」、「昇任」、および定年到達者に「定年延長」に関する人事案件の事前審査を行っている。また、非常勤講師の「任用」についての事前審査も行う。2004 年度開催回数は 15 回である。

（ウ）学部充実委員会

学部長、学部長代理、教学主任 2 名、入試主任、学生主任、各専攻から選出された委員 2 名、事務長によって構成される（構成員数は 15 名）。委員長は学部長が務める。学部長から付議された教学に関する事項について協議している。定足数は、3 分の 2 以上であり、かつ各専攻選出の委員 1 名が出席していることを成立要件とする。教育活動の基本を決める実質的に最も重要な会議である。2004 年度の開催回数は 15 回である。

（エ）入試制度検討小委員会

学部長代理、入試主任、各専攻から選出された委員 1 名によって構成される（構成員数は 6 名）。委員長は学部長が務める。学部長から付議された入試制度に関する事項について協議している。

（オ）学部図書委員会

各専攻から選出された委員 1 名によって構成される（構成員数は 4 名）。委員長は、委員の互選によって決まる。社会学部における図書の選定を行っている。

（カ）社会学部紀要編集委員会

各専攻から選出された委員 1 名によって構成される（構成員数は 4 名）。委員長は、委員の互選によって決まる。社会学部紀要の編集・発行を行っている。

（キ）学舎管理運営委員会

学部長、学部長代理、各専攻から選出された委員 1 名によって構成される（構成員数は 6 名）。委員長は学部長が務める。第 3 学舎の管理運営を行っている。

（ク）情報処理教育連絡会議

学部長代理、教学主任、各専攻から選出された委員 1 名、情報処理教育科目担当教員 1 名によって構成される（構成員数は 7 名）。委員長は学部長代理が務める。社会学部の情報処理教育について協議している。

（ケ）ガイドブック作成委員会

教学主任、各専攻から選出された委員 1 名、事務職員 1 名によって構成される（構成員数は 5 名）。委員長は教学主任が務める。社会学部のガイドブックを作成している。

（コ）学部広報委員会

2004 年に学部ホームページがリニューアルし、執行部が中心となって学部ホームページの運営にあたっていた。ホームページ運営の役割と、（ケ）のガイドブック作成委員会の役割とは、緊密に関連するものであるとの認識から、年度半ばの 10 月に、新たに「学部広報委員会」を設置した。執行部メンバーのうち、各専攻それぞれ 1 名を選んで構成し、学部長代理が総括している。社会学部のガイドブック作成と、ホームページの運営を行なっている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

教授会、各種委員会、専攻会議がよく連携し、バランスよく機能しており、学部の管理・運営を円滑に行っている。教授会、人事委員会など、重要な委員会については明文化された規程があり、これらにしたがって会議をもち、学部の管理・運営を行っている。明文化された規程をもたない委員会、会議についても、「申

し合わせ」や「確認」のかたちで運営のルールが共有されており、意思決定にかかわる問題は発生していない。

但し、学部充実委員会、学部人事委員会、教授会、専攻会議、研究科委員会を同日に開催しているため、会議出席者の負担が大きくなり、実のある議論をするという点において問題がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

明文化された規程のない委員会、インフォーマルな会議として位置づけられている専攻会議について、明文化された規程が必要かどうか検討し、必要な場合は規程を作成する必要がある。2006 年 10 月より全学的に学部長が大学院研究科長を兼ねることになり、学部教授会と大学院研究科委員会も実質的に統合されることになる。学部に関する事項と大学院に関する事項の整理、学部充実委員会、学部人事委員会など各種委員会の役割の見直しを含めて、効率的な会議の持ち方を追求しなければならない。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

学部の教務を統括する社会学部長は、教授会の開催、人事委員会、充実委員会の開催、その他各種委員会の開催、教授会議題の設定、学部長代理の推薦をはじめとする学部執行部の任命権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所管事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第６条第１項)、および④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第３項）を専決する。

社会学部長は社会学部長選挙に関する内規に従って選任される。社会学部長の被選挙権を有するものは、社会学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、社会学部に所属する教授、助教授、専任講師および副手である。選挙会は選挙権者の３分の２以上の出席をもって成立し、選挙は単記、無記名投票で行い、有効投票総数の過半数を得たものを社会学部長当選者としている。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期社会学部長就任の受諾を確認して、次期社会学部長を決定している。就任を受諾した次期社会学部長は、社会学部長代理、教学主任２名、入試主任、学生主任および学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後に、学部管理運営を行っている。社会学部長の任期は２年であるが、再任は妨げないものである。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

社会学部長は、適切な選出方法により選出していると言える。その権限も責任も妥当と考えられる。ただし、教授会開催日に、学部充実委員会、学部人事委員会も併せて開催しているため、長時間にわたって会議の議長兼提案者兼答弁者として過ごさねばならず、体力的にも精神的にもかなりの重労働になっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

2006 年 10 月より全学的に学部長が大学院研究科長を兼ねることになった。学部教授会と大学院研究科委員会も実質的に統合されることになる。学部長および大学院研究科長を補佐する体制を構築するとともに、学部長に過度の負担をかけずに十全の責任を果たせるような会議の持ち方を検討していく必要がある。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

1994 年 1 月 28 日に「関西大学社会学部自己点検・評価委員会規程」が制定されたが（1993 年 10 月 1 日施行)、これに先だって「社会学部自己点検・評価委員会」が組織された。社会学部自己点検・評価委員会は、専攻から選出された委員、学部長代理、事務長によって構成されている。社会学部自己点検・評価委員会では、その都度必要に応じた目的を設け、自己点検・評価活動を企画・実施し、これまでに 6 冊の報告書を作成してきた（1994 年 9 月・1998 年 9 月・1999 年 9 月・2002 年 3 月・2002 年 9 月・2004 年 3 月)。その内容は、学生を対象としたアンケート調査に基づく点検・評価やカリキュラム・入学試験制度の検討などであり、入学試験・教育課程・教職員・学生生活・卒業後の進路・休学・退学など広範囲にわたる諸問題を検討してきた。これらの点検・評価は個々の具体的な問題を扱っているが、最終的には学部の理念・目的・教育目標の適切性や達成状況を検証するものである。

なお、2002 年 11 月の「学校教育法」の改正により、2004 年以降すべての大学が、文部科学省が認証した第三者評価機関による評価を受けなければならなくなった。それに対応して、社会学部自己点検・評価委員会は、第三者評価に対応するための活動を委員会の正規の活動として組み込むこととなった。2003 年には「社会学部自己点検・評価委員会規程」を改正し、第三者評価のための自己点検・評価および報告書の作成が「職掌事項」として追加された。この改正により、社会学部自己点検・評価委員会は、第三者評価を受ける際の社会学部における責任主体と位置づけられるようになった。それを踏まえて、「平成 15 年度社会学部自己点検・報告書」（2004 年３月）は、全学の自己点検・評価活動に沿い、第三者評価を念頭において作成された。報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や学部充実委員会、教授会などでの議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。2005 年度は、第三者評価を受けるための自己点検・評価活動が継続的に進められている。

【点検・評価】

社会学部自己点検・評価委員会は、社会学部の教育・研究に関する全体的な活動状況ならびに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営状況について、自己点検・評価を行うとともに、全学の自己点検・評価委員会との連携のもとに、第三者評価を受けるための活動を担っている。社会学部の自己点検・評価活動に立脚して、社会学部の改善活動が進められる必要があるが、学部執行部メンバーである学部長代理が委員として加わっているため、自己点検・評価活動によって明らかにされた改善策については、委員会に速やかに学部執行部、学部充実委員会、教授会での議論を経て、実行に移される仕組みが整っている。今後も継続して、自己点検・評価活動によって明らかになった改善策に関して議論をおこない、円滑に次なる施策に反映することができるようにしていくことが必要である。

社 会 学 研 究 科

第Ⅱ編　社会学研究科　目次

１　理念・目的・教育目標 …… 589

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 590

(1) 教育課程等　〈591〉

(2) 教育方法等　〈594〉

(3) 国内外における教育・研究交流　〈596〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈596〉

３　学生の受け入れ …… 598

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈598〉

(2) 科目等履修生等　〈600〉

(3) 定員管理　〈600〉

４　教員組織 …… 601

(1) 概況　〈601〉

(2) 教員の募集・任免・昇格　〈601〉

(3) 大学院と他の教育研究組織･機関等との関係　〈602〉

５　研究活動と研究環境 …… 602

６　施設・設備等 …… 603

７　管理運営 …… 604

８　自己点検・評価 …… 605

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科は、「学の実化」を教育理念とする本学において、社会科学と人間科学の学際的領域の実証的、実践的研究とこれに基づく人材育成を目的として、社会学部を基盤に1971年に設置された。設立当初は、社会学専攻と産業社会学専攻の2専攻だったが、その後、両専攻に含まれていた心理学分野が社会心理学専攻として独立し3専攻となった。1994年にはマス・コミュニケーション学専攻も加わり、現在では、博士課程前期課程、博士課程後期課程ともに、社会学専攻、産業社会学専攻、社会心理学専攻、マス・コミュニケーション学専攻の4専攻を備えるにいたっている。

博士課程前期課程の教育は、大学院設置基準第三条に則って、広い視野に立った学識を得て、専門分野の研究能力の基礎を身につけ、高度の専門性を要する職業等に必要な訓練を行うことを目的としている。学生は、各専攻のそれぞれの分野の専門的知識を講義で、専攻を越えた分野の知識を共通科目で学び、広い視野に立った学識を得ている。実習と演習および論文指導では少人数のインテンシィブな訓練が行われ、研究能力の基礎を身につけている。また、博士課程前期課程では、社会学専攻における専門社会調査士、社会心理学専攻での日本臨床心理士資格認定協会による第1種大学院（協会の定める必要な単位を修得していれば課程修了後に臨床心理士の資格試験を受験できる）への指定といった資格取得など、高度の専門性を要する職業に必要な教育の機会が提供されている。博士課程前期課程1学年の定員は、4専攻各10名、合計40名である。

博士課程後期課程の教育は、大学院設置基準第四条に則って、高度な学識を備えて自立して研究活動を行える研究者および高度専門家養成のための教育を目的としている。このため、学生は、演習および論文指導において、博士号取得をめざし、個別のインテンシィブな指導のもとに研究をすすめている。研究成果は、前期課程に引き続き、研究科のバックアップを受け学会や研究科の機関誌等で発表されている。社会心理学専攻の臨床心理学領域では、博士課程後期の学生の多くが、心理相談所や病院等における臨床心理学の仕事に従事する機会を得て、高度専門家としての訓練を行っている。博士課程後期課程1学年の定員は、社会学専攻、産業社会学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、各3名、社会心理学専攻4名の、合計13名である。

本研究科における、博士課程前期課程、後期課程は、高等教育におけるリカレント教育や国際化の理念にそって、社会人や留学生にも広く開かれたものであることを目指している。このため、一般入試、学内入試に加え、前期課程、後期課程ともに、社会人入試と留学生入試を行っている。

以上に述べた教育目標は関西大学大学院学則第２条に明記されている。また、本研究科の目的と教育目標、学生募集については4専攻の具体的な教育内容とともに、『大学院インフォメーション』、関西大学大学院社会学研究科ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/Gr_sch/soc/index.html）などで解説されており、教職員や学生、受験生など広く社会に開示され、周知がはかられている。

【点検・評価】

〈長所〉

本研究科では、大学院修了者にふさわしい専門的知識や高度の学識を備え、専門的研究に従事したり、高度専門職業人として活躍する、多くの人材を世に送り出してきている。2003年度から2005年度までの過去3年間の卒業生について、研究科が2005年9月に行った調査結果によると、前期課程修了者ならびに後期課程修了者の大多数が大学院での専門教育を生かした高度の専門性を要する仕事や学業に従事している（具体的なデータは、「第2章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等 (2)教育方法等 ウ前期課程ならびに後期課程修了者の進路状況」を参照。）。学位は、2000年度から2004年度の過去5年間に、「博士（社会学）」を12名（課程博士10名、論文博士2名）授与している（大学基礎データ表7）。研究科の目標とする、高度の専門性を要する

職業等に必要な訓練、自立した研究者養成の目的は、基本的には達成されていると言える。

〈問題点〉

2005年度における社会学研究科全体の在籍学生数の収容定員（修士課程が1学年で40名、博士課程が1学年で13名）に対する比率は、前期課程が0.99、後期課程が1.26である（大学基礎データ表18）。研究科全体として、学生数はほぼ適切な水準を達成している。しかし、年度による変動や、専攻ごとのばらつきも見られる。特に前期課程では、専攻間のバラツキが大きい傾向が見られる。

研究科全体における、社会人入試の入学者数は、前期課程が2005年度4名、2004年度1名、後期課程が2005年度0名、2004年度0名である。同じく、留学生入試の入学者は、前期課程が2005年度5名、2004年度7名、後期課程が2005年度4名、2004年度0名である。社会人入試の入学者数が収容定員の1割以下と、やや少ない傾向にある。

他研究科では、学部3年から大学院への飛び級が、すでに実施されている。また、2006年度からは、一部の他研究科で、修士課程における一年制コースも導入される。これにともなって関西大学大学院規則、ならびに学位規定が改正された。社会学研究科では、飛び級や1年制コースの導入は予定されていない。今後、飛び級や一年制コース導入の可否について、研究科の教育目標と照らして、方針を明確にする必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

社会学研究科は、1994年以来10年以上にわたって、4専攻体制を維持してきた。現在、社会心理学専攻と、文学研究科における心理学専修を統合し、独立の心理学系大学院を設置すべく、研究科長会議のもとでの心理学研究科設置検討ﾁｰﾑが作業中である。独立の心理学系大学院の設置がなされると、社会学研究科から、社会心理学専攻が分離することになる。残りの3専攻の体制については、定員管理も含めて、研究科の体制の抜本的見直しが必要になる。現在、教務委員会では、社会心理学専攻が分離した場合について、社会学研究科の体制をどうするのか、検討が始まっている。

2005年に行われた社会人入試から、筆記試験としては専門試験のみ課すことになった。こうした、入試の改革は、専門の研究を志す社会人の受け入れの促進と整合的な方策である。より抜本的な、専門の研究を志す社会人の受け入れの促進、飛び級や一年制コースなどについては、教務委員会において継続的に検討を行っている。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

社会学研究科は、「学の実化」を教育理念とする本学において、社会学部における学部教育を引き継ぎ、社会科学と人間科学の学際的領域における高度の専門的教育を行い、高度の専門性と研究能力を備えた人材を育成することを目的としている。このため前期課程では、講義科目で専門の基礎と関連知識を、実習科目で専門的研究の方法を学び、少人数での研究指導を受け研究成果を発表し、専門分野についての高度な学識と研究能力の基本の修得を図っている。後期課程では、これを受け継ぎ、個別の研究指導の元で独創的な研究を行うことを通じ、自立した研究能力の修得を図っている。学生は、入学時のオリエンテーションから始まり、シラバスによる講義情報など、十分な情報が提供されるなかで、専門とするテーマに関連した科目を学び、教員による個人的な指導と制度的支援のもとに、論文発表や学会発表などの研究活動を行っている。個々の科目の教育効果は、授業評価を通じて各教員にフィードバックされ、授業改善が図られている。前期課程での成果は修士論文に、後期課程での成果は博士論文に集約される。修士論文の審査、博士論文の審査は厳格な基準に従って行われ、修士および博士の学位が授与されている。

（1）教育課程等

【現状の説明】

ア　教育課程と研究指導

社会学研究科は、学校教育法第 65 条[大学院の目的]および大学院設置基準第三条および第四条に基づき、高度な創造的能力と自立的活動力をもつ研究者および専門家を養成することを目的とし、次の 4 つの専攻を設けている。以下、各専攻の概要を簡単にしめす。

（ア）社会学専攻

複雑さと不確実性に覆われ混迷する現代社会を前にして、社会学的な見方の有効性と重要性は日増しに高まっている。目指すべきは、現代人が埋め込まれている「関わりのシステム」と「意味のシステム」を複眼的に捉えながら、関心領域や考察対象を社会学的に記述・説明する分析力と、問題発見と課題解決に資する感性と思考力を身につけることである。カリキュラムの主眼は主要理論と研究方法の徹底した学修と、現実理解の深化と独自の視点の構築を促すための研究指導に置かれている。専門社会調査士の資格も取得できる。

（イ）社会心理学専攻

社会的条件との関連で人間行動を理解することは心理学の視点として不可欠であるが、その研究は、いかなる対象領域にどんな方法論を適用するかで特色づけられる。本専攻は、対象領域に関しては社会心理学・認知心理学・産業心理学・臨床心理学を、また方法論では計量心理学を中心に科目を構成しており、より広い心理学的基礎のうえに高度の専門性を築くことを目指したシステムで、個々人の研究能力の開発・向上を促している。なお、本専攻志望者で「臨床心理士」の受験資格取得を希望する者は、「臨床心理学研究Ⅰ又はⅡ」を志望専修科目として選択しなければならない。

（ウ）産業社会学専攻

産業社会学専攻は、産業社会を社会学、経営学、経済学、産業技術論の視点から認識する諸科目を配置し、そのうえで、これら諸科学の協力によって、それを総合的に把握し解明することを目指している。大きくは、産業社会を社会学的アプローチによってとらえる産業社会学分野、経営組織の管理を経営学的にとらえる経営・情報管理学分野、ならびに、産業社会を経済学的に理解しようとする産業経済学分野の諸科目より構成されている。

（エ）マス・コミュニケーション学専攻

情報環境が大きく変動し、マス・メディアや人間の主体的なコミュニケーション行動のあり方が問い直されている。本専攻では、これらの今日的かつ基本的な課題の解明を意図し、活字・放送メディア、メディア文化を中心とするマス・メディア研究、広告やメディア利用を理論的・実証的に解明するメディア研究系、主体的なコミュニケーション行動を理論と思想の両面から問うコミュニケーション研究系の講義・演習・論文指導のほか、理論や研究方法の基礎を養成する共通科目を設けている。

社会学研究科の 4 専攻にはいずれも前期課程と後期課程が設けられている。各専攻には、それぞれの専門領域に関する基礎理論や最新動向の総合的理解を促す講義科目と、特定テーマに関する独創的探求を目指す演習科目が置かれ、それらに、各分野の実証研究を行うのに必要な調査・実験法や情報処理技術を磨く実習科目が組み合わされている。前期課程では専門家として独り立ちできる基礎をつくることが目的とされているが、こうしたカリキュラムで学習・研究した成果を、修士論文に集約させることによって前期課程の目的への適合性を実現させている。また、後期課程では独自の研究的創造性を発揮して博士論文に集約することが期待されているが、そのための上記のような独創的なカリキュラムと個人指導を系統的かつ重点的に行うことによって後期課程の目的への適合性を達成している。このように、前期課程と後期課程は合理的に接合されており、指導・教育体制もこれに適切に対応するものとなっている。

社会学研究科では、大学院生は、前期課程、後期課程ともに入学試験時に演習科目を選択し、入学後は、

その演習科目の担当者を指導教員とすることになっている。ただし、マス・コミュニケーション学専攻の前期課程においては、入学試験時に、マス・メディア研究、メディア研究、コミュニケーション研究の３つの領域のうちからいずれかを選択する。入学後、学生は、志望した領域の複数の担当者のなかから、指導教員を一名または複数選択する。４専攻とも、在外研究や転出など、指導教員変更の必要が生じた場合には、学生との話し合いの上で、指導教員の変更を行っている。

社会学研究科博士課程前期課程のカリキュラムは次のとおりである。

a　社会学専攻および産業社会学専攻においては、専修科目 8 単位（演習 4 単位、論文指導 4 単位）のほか、選択科目 24 単位以上（実習 2 単位以上を含む。）を修得しなければならない。

b　社会心理学専攻においては、専修科目 8 単位（演習 4 単位、論文指導 4 単位）のほか、選択必修科目 8 単位以上および選択科目 8 単位以上（実習 2 単位以上を含む。）を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。また、「臨床心理実習」は 2 年次配当とし、「臨床心理学研究」を専修科目とする者が、「臨床心理基礎実習」を修得した場合に限り履修できるものとする。

c　マス・コミュニケーション学専攻においては、選択必修科目 8 単位（演習 4 単位、論文指導 4 単位）のほか、マス・メディア研究、応用研究Ａ（メディア研究系）、応用研究Ｂ（コミュニケーション研究系）および共通科目の中からそれぞれ講義又は実習 4 単位以上を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。

社会学研究科博士課程後期課程のカリキュラムは次のとおりである。

a　社会学専攻、産業社会学専攻および社会心理学専攻においては、専修科目（演習 12 単位）を含めて 12 単位以上を修得しなければならない。

b　マス・コミュニケーション学専攻においては、指導教員の担当する演習 4 単位、論文指導 8 単位、共通科目 4 単位を含め 20 単位以上を修得しなければならない。

指導教員は大学院生に対して研究の仕方、論文作成だけでなく、履修科目の選択についてもきめ細かな指導をしている。「追加科目」の制度はこうした指導に対応したものである。指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻や他の研究科、あるいは他の大学院の教育課程の授業科目を受講するように助言し指導することができる。この授業科目の単位を取得すれば、前期課程では 20 単位まで所定の単位数に充当することができる。ただし、社会学専攻については、同一研究科の他専攻の授業科目についてのみ所定の単位数に充当することができる。また、全研究科としての取り組みとして 2005 年度から、全学共通科目が開始され、各自の専門とするテーマにあわせて、より広い範囲の科目から履修を行うことが容易になった。全学共通科目の制度化をうけ、社会学研究科では 2005 年度から「笑いとユーモアの科学」、「国際ジャーナリズム論」が開設された。2005 年度における両科目の履修者はそれぞれ 17 名と 13 名だった。大学内での交流の展開が始まったといえる。

イ　単位互換

関西大学は 1998 年に関西学院大学、同志社大学、立命館大学と「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に調印して、大学院生相互の単位互換を認め奨励している。本研究科もこの協定に従って単位互換を行ってきた。2001 年度には、受け入れが 3 名（8 単位）、送り出しが 1 名（2 単位）、2002 年度には受け入れが 1 名（4 単位）だったが、2003 年度から 2005 年度までは、受け入れ、送り出しともに 0 名だった。

ウ　セメスター制、社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

開講の期間と時間については、セメスター制が採用され、一部の授業は夜間にも開講されている。セメス

ター制が採用されているので、講義科目等は原則として半期で開講されている。ただし、演習や実習等は通年で開講されており、秋入学は行われていない。修士論文完成の遅れや、単位不足などの理由で、9 月卒業を選ぶ学生は若干いる。また、一部の授業科目は、6 時限（18:00ー19:30）、7 時限（19:40ー21:00）に配置されている。これは、社会人学生の受講上の便宜に対応するものである。

外国人留学生については、前期課程入学のための外国語の試験科目としては、日本語も選択できるようになっている。このため、外国人留学生については、課程に入学してからの英語文献の使用についての配慮が必要になる場合がある。これらの外国人留学生の学習上の問題への配慮と対応については、指導教員と各授業の担当教員が、それぞれその任にあたってきた。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

本研究科が目的とする、専門分野についての高度な学識と研究能力の基本の修得、自立した研究能力の修得は、【現状の説明】で具体的に述べたカリキュラムと指導、「(4) 学位授与・課程修了の認定」で詳述する学位審査の体制を通じて、基本的には達成されてきていると評価できる。研究科の各専攻の科目のなかで、一定の部分は専攻にまたがり配置されて、学生の履修の便に供されている。追加科目や全学での共通科目により、研究科の垣根を越えて、各自の専門のテーマに必要な科目を選択することも可能である。このような幅広い選択肢のなかから、指導教員による助言のもとに、科目選択を行うことにより、各自の専門とするテーマに必要な科目を適切に履修することが可能になっている。また、前期課程の入学時からの指導教員や実習等の科目の担当者による指導は懇切丁寧なもので、研究能力の基本を身につける上で力になってきた。教育の成果である学位論文と学位の審査も適切に行われている。

以上のように、社会学研究科では、社会科学と人間科学にわたる学際的環境のなかで、高度の専門的教育が適切に行われている。しかし今後検討すべき課題として、以下のような点があげられる。

入学時からの一人の指導教員による個別指導は、懇切丁寧な指導を可能にしてきた。一方、マス・コミュニケーション学専攻が前期課程で行っている複数教員による指導も、より幅広い自立した研究者としての眼や姿勢をはぐくむ上では有益である。1 年次で複数教員による指導を行い、2 年次で個別指導に移行するといった、両者の利点を組み合わせたような指導体制も考えられる。

他研究科では、社会人入試、学内入試では、外国語は試験科目として課されていない。本研究科でも、社会人入試については、2006 年度入学生から、試験科目として外国語が課されないこととなった。これは、現場の経験を持った社会人の大学院教育への円滑な移行をはかるものである。また、学内入試についても、2006 年度入学生から、社会心理学専攻を除く 3 専攻で、試験科目として外国語が課されないこととなった。これは、学部教育から大学院教育への円滑な移行を目的としたものである。大学院教育における、外国語能力の必要性の程度は、専攻や研究テーマによって異なる。こうした専攻や研究テーマによって異なる外国語能力の必要性に柔軟に応じられる、入試、教育体制が必要である。

夜間の開講も行われており社会人の便宜にはなっている。しかし、現状では、昼夜開講制が可能なところまで、夜間の開講を増やすことは困難である。教員の負担がこれに耐えない。

社会学部出身の学生については、大学院での専門の基礎となるような科目を学部ですでに取得しており、大学院教育と学部教育とのスムーズな接合が行われている。本学でも他学部出身の学生や他大学出身の学生については、大学院での専門の基礎となるような学部での科目を修得していないこともある。こうした場合、指導教員が必要と判断すれば、学部での科目を聴講している。このように、大学院生が学部の科目を聴講することはあるが、その逆は行われていない。

社会科学と人間科学にわたる学際性は社会学研究科の特徴である。しかし、一方で、実験や測定を中心とした領域のディシプリンと、資料分析や文献研究、社会調査などを中心とした領域のディシプリンとで、学生の訓練や研究の評価の基準についての不整合が生じていると、研究科の教員間で認識されているのも事実

である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

マス・コミュニケーション学専攻以外の専攻でも、複数教員による指導体制を導入するか否かについては、教務委員会で議論された。社会学専攻では、教室で具体的に検討され、複数教員による指導体制を前提として、2006 年度開設科目から、順次に、科目変更と担当者の審査の手続きに入っている。

大学院生の外国語能力をどうチェックし、訓練していくかについては、各専攻内、教務委員会、研究科委員会で、継続的に議論が行われている。学内入試も含めて、入試で外国語能力をチェックすべきだという意見も強い。外国語能力の訓練の機会としては、教務委員会で、前期課程における専門の英語購読科目を新設することが決められた。教務委員会の決定を受け、研究科委員会にはかられ、現在継続審議中である。

他大学との単位互換制度は現在ほとんど利用されていない。ここには、交通の問題も考えられる。夏期や冬季における集中講義の情報を交換し、学生にアナウンスすることにより、専門のテーマに必要な学生の利用をはかるなどの対応が考えられる。

昼夜開講制については、教務委員会で議論されたが、現在の教員配置では困難であるとの意見が多数をしめた。昼夜開講制が困難であるとしても、社会人の大学院入学を増やし、学習の便をはかるには、入試科目の変更だけでは全く不十分で、大学院学生のための託児所を置くなど、種々の問題の検討と対策が必要との意見が出された。

学部と大学院との連携強化については、教務委員会で、大学院の科目を、まず共通科目から、学部生も履修可能にすべきとの意見が出された。大学院科目の学部生による履修については、現在、執行部が、具体的な実施の方策と問題点を検討中である。学部で大学院の科目を履修できるようにすれば、学部と大学院の連携をより強化でき、将来的には、飛び級を導入することも視野に入ってくる。大学院前期課程を 1 年で終了する短期修了制についても、教務委員会で、各専攻の状況をふまえて検討を行ったが、現時点では、短期修了制に適切なコースはないという判断だった。

社会人教育や学部・大学院の連携強化は、研究科をより充実するための重要な課題である。しかし、このためには、今後、コース制の導入など、研究科における教育の位置づけも含む教育体制再編の検討も必要だとの意見が教務委員会で出された。ディシプリンと関連した社会学研究科の再編については、現在研究科委員会で検討中である。2005 年 10 月 26 日の研究科委員会では、社会心理学専攻からの発議をうけ、臨床心理学の専門職大学院設置について、研究科として了承するとの決議がなされた。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育・研究指導の改善

関西大学大学院では、入学時に全研究科を対象とした大学院総合ガイダンス及び各研究科ごとにガイダンスが実施されている。オリエンテーションでは、履修ガイダンス、授業、教職、関西 4 大学大学院学生交流制度、教材複写に関する補助、製本に関する補助、学会補助費、多目的室の利用、大学院事務室の業務、関西大学情報処理システムに関する説明を研究科長ならびに指導教員より行っている。指導教員は、授業時間以外にも、学生の勉学や研究の相談に対し、個別に随時対応している。また、指導教員による相談とは別に、研究科科長、研究科科長代理が、時間をきめて、学生の個別相談に応ずる体制をとっている。

関西大学大学院においては、2004 年度秋学期より全学共通教育推進機構のもとに講義科目を対象として大学院生による授業評価アンケートを実施している。また、授業評価アンケートとは別途に、教員自身による教育に関するアンケート調査(教育活動調査票)を 2002 年度に 2000 年度から 2002 年度の 3 年間を対象として実施し、各教員の教育に関する取り組みを取りまとめ、各学部事務室において関西大学に帰属する教員の教育活動として公開している。

授業改善に向けての FD については、社会学研究科の教員は、社会学部での活動に参加している。このような全学共通教育推進機構による活動は、学部教育を中心とするものであり、大学院独自の FD 活動はおこなっていない。

社会学研究科のマス・コミュニケーション学専攻においては、複数教員による指導を受けることも可能にするなど、高度職業人養成にふさわしい伝統的な大学院教育にはなかった研究指導体制をも取り入れている。また、社会心理学専攻では、必修科目である実習科目担当者に、演習担当をしていない若手教員を積極的に登用するなど、実質的に集団指導体制的な研究指導方法を採用している。

イ　シラバス

講義科目だけでなく、実習や演習、論文指導も含めて、全科目の講義概要、講義計画、成績評価、教科書・参考書を詳述したシラバスが冊子として印刷され、配布されている。全科目のシラバスは、インターネット上でも一般に公開されている。2006 年度からは、Web 履修システムへの移行完了にともなって、シラバスは、インターネット上のみとなる。

ウ　前期課程ならびに後期課程修了者の進路状況

「(4) 学位授与・課程修了の認定」で詳述するように、前期課程、後期課程の教育の締めくくりとしての修士論文、博士論文の審査は厳格に行われており、内容的にも学術的な水準が保たれている。修了者の多くは、こうした教育の成果をいかし、研究職や高度に専門的な仕事についている。2002 年度から 2004 年度までの過去 3 年間の修了者について、研究科が 2005 年 9 月に行った調査結果によると、進路は以下の通りである。後期課程修了者 28 名中、大学専任教員 3 名、研究所勤務 3 名、大学非常勤講師 6 名、心理カウンセラー 6 名、民間企業 2 名、論文執筆中 3 名、その他 3 名、不明 2 名。前期課程修了者 91 名中、進学 13 名、受験準備 2 名、大学専任教員 3 名、公務員（心理技官 4、家裁調査官 1 名、政府職員 1）6 名、心理カウンセラー30 名、心理カウンセラー研修 8 名、小中高教員 2 名、民間企業 19 名、不明等 8 名。民間企業の職種は、コンサルタントなどの専門的な仕事が多くを占める。

エ　成績評価

大学院の授業科目の成績は、優、良、可の評価をもって大学院生に発表される。その評価基準は、100 点満点の素点をもって決められている。優が 80 点以上、良が 70～79 点、可が 60～69 点である。60 点未満は不可とされる。各授業科目担当者の判断により、授業時の討論、講読、資料収集、レポート作成等が評価の対象とされ、素点による評価がなされる。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

大学院学生の研究活動支援や補助はシステムとして概ね適切に運営されている。大学院学生による学会発表や論文集『人間科学』への投稿など積極的な研究活動が、支援制度の下で行われている。大学院の研究指導は院生に対する個人的指導が主となるため、その研究指導方法は個々の教員の裁量に任されている。今後、研究科、あるいは、専攻の教員相互が研究指導方法をさらにより良いものにするために、FD などの場を活用して、討議してゆく必要がある。

指導を受ける学生の選択肢を増やす意味からも、マス・コミュニケーション学専攻が認めている複数教員による指導方法は評価されるべきものである。しかしながら、複数教員からの指導を受けることを希望した学生は実際のところ 2001 年度と 2004 年度にそれぞれ 1 名と少ない。制度として複数教員による指導を実際にどのように活用していくか、検討が必要である。

〈将来の改善・改革へ向けての方策〉

複数指導体制は、専攻間で取り組みに違いがある。より効果的な指導のあり方について、教務委員会で検討を行っている。FD もあわせて、社会学研究科としての指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みを行うための計画について教務委員会を中心として、各専攻のフードバックしながら、検討を進めている。卒業生からの評価や外部機関による評価の導入も、今後の検討課題である。

（3）国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

国内外の研究者との教育・研究交流のために、研究科として、2003 年度に湯宗益教授（台湾国立政治大学）を、2005 年度には陳政雄教授（台湾国立中山大学）を、それぞれ招へいしている。招へいされた研究者の講演会、研究会などでは、研究科の教員に加えて、大学院生との研究交流を積極的に行っている。

大学院学生の国内外での学会発表については、発表補助費を支給して、積極的な活動の展開を援助している。2004 年度では、前期課程の 32 名、後期課程の 30 名が支給対象であった

【点検・評価】

国内外の研究者との教育・研究の交流のための招へいは、主に社会学部において行われているが、招へいされた研究者の講演会、研究会などには、指導教員から大学院学生への積極的な参加を呼びかけている。その他、指導教員の個人的な繋がりや院生の国内外での学会大会での発表を通して研究交流の機会がある。

国内外の研究機関・研究者との交流は、主として、社会学研究科の各教員の個々の努力によるものであり、研究科としての組織的な展開のより一層の充実が望まれる。

国内での研究交流の活性化のために、他大学・他研究機関との共同研究を通した連携を支援する体制について、留学生のサポートもあわせて、研究科として検討を行っている。

（4）学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程では、主査となる指導教員のほか、関連分野を担当する副査２名による、口頭試問による最終試験を行い、審査委員が合否を判定し、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、この報告にもとづき審査をおこない、学位授与の決議をおこなっている。なお、修士の学位申請は年２回である。2000 年度から 2004 年度までの過去５年間における前期課程の学位取得者数は、大学基礎データ表７のとおり 143 名である。修士の学位取得者数は、1 年平均 29 名で定員をやや下回っている。

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の少なくとも 1 年前に指導教員の承認を得たうえ、研究科委員会へ提出する。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを 3 ヵ月前とすることができる。博士の学位は毎年 3 月と 9 月に授与される。修業年限（3 年）のうちに博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出することが可能である。2000 年度から 2004 年度までの過去５年間における課程博士の学位取得者数は、大学基礎データ表７に示すとおり 10 名である。博士の学位取得者数は、定員を下回っているが、毎年着実に課程博士の学位取得者を出している。

また、学位審査の透明性・客観性を高めるために、以下のとおり措置している。

ア　修士論文の審査

修士論文を作成する前期課程の大学院学生は、論文指導の担当者である指導教員から詳細な指導を受けた後、修士論文計画書を提出する。研究科委員会では、前期課程での修得単位確認の後、計画書に基づき、主査となる指導教員のほか、関連分野を担当する副査２名を選出する。修士論文提出後は、口頭試問による最

終試験を行い、審査委員が合否を判定し、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、この報告にもとづき審査をおこない、学位授与の決議をおこなっている。

イ　博士論文の審査

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の少なくとも 1 年前に指導教授の承認を得たうえ、研究科委員会へ提出する。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを 3 ヵ月前とすることができる。博士の学位は毎年 3 月と 9 月に授与される。修業年限（3 年）のうちに博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出することが可能である。

社会学研究科では、2001 年度から学位(課程博士)論文の提出基準と審査に関する申し合わせ事項において、提出基準を次のように定めている。

① 研究書(単著)1 冊以上
② レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文 2 篇以上
③ レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文 1 篇および指導教授が研究論文と認める論文 3 篇以上
④ 指導教授が研究論文と認める論文 5 篇以上

校正中の論文を含め、以上のいずれかの条件を 1 つ満たしていること。

また、課程博士論文の審査の手続きは次のように定めている。

① 論文の提出があった場合、指導教授を主査とし、副査 2 名をもって査読委員会を構成する。
② 査読委員会は上記の提出基準を満たしているか、上記の論文や課程博士論文のテーマの統一性など、内容が課程博士論文のレベルに達しているか査読を行う。
③ 査読委員全員の合意が得られた場合、社会学研究科委員会にその旨を報告する。また、査読委員全員の合意が得られなかった場合も、その旨を研究科委員会に報告する。
④ 研究科委員会が査読委員会の報告を受けて審査委員会を構成する。原則として査読委員が審査委員を兼ねる。
⑤ 審査委員会が構成されなかった場合、論文の再提出は妨げない。

この申し合わせ事項により、論文の水準維持と審査の円滑化を図っている。

提出された論文の審査は、指導教授である主査 1 名および副査 2 名からなる審査委員に委ねられる。審査委員は、研究科委員会で決定し、外国語学力を確認し、博士論文を査読のうえ、提出された論文について、質疑応答および審査を行っている。

博士論文提出者に対する最終試験（口頭試問）が実施され、合否を決定し、主査と副査の連名になる審査報告書が研究科委員会に提出される。研究科委員会において、委員の 2/3 以上の出席と、その 1/2 以上の同意をもって決することになっており、社会学研究科では無記名投票によって採決が行われている。論文博士の場合は、審査委員会を構成するまでの手続きが課程博士とは異なるが、論文審査の方法は課程博士と同じである。

決定すると研究科長会議において承認され、学長に報告される。これらの手続きは「関西大学学位規程」に定められており、審査手続きの客観性・透明性が保持されている。また、審査内容は、合格した博士論文に関して 3 月期と 9 月期にそれぞれ『博士学位論文－内容の要旨及び審査の結果の要旨－』という冊子として印刷に付され公表されている。

また、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内に、その論文を「関西大学審査学位論文」と明記して印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りではない。なお、2000 年度から 2004 年度までの過去５年間における論文博士は、２件であった。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

審査のプロセスは透明性と客観性が制度として保証されており、審査は適正になされている。より一層の透明性と客観性を確保するために、公聴会の実施が望まれる。

社会学研究科の指導は、これまで、研究者養成という面が強く、進学してくる大学院生の傾向としても同様であったため、修士論文の作成は前期課程修了のための不可欠の条件である、との考えが強い。研究者育成というより高度な専門的知識を備えた多様な人材を育成するという観点を強調すれば、修士論文に代わる課題研究による前期課程修了も検討すべきところである。

〈将来の改善・改革へ向けての方策〉

学位審査での公聴会については、これを開催する方向で、教務委員会で検討を行っている。修士論文に代わる課題研究による前期課程修了の可能性、そしてそのためのカリキュラムについても、同じく、検討を行っている。また、大学院学則第 24 条および 25 条には、優れた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定が制定されており、学生の研究意欲の刺激をはかるものとして評価できる。今後、更なる研究指導体制の充実をはかりつつ、この制度の導入を検討していきたい。

3　学生の受け入れ

社会学研究科では、幅広い層から、有能な人材を募るべく、各種の学生募集、選抜方法を採用している。特に、博士前期課程では、自立的活動能力に基づく専門家の育成という点から、博士後期課程では、創造的能力を有する研究者および専門家の養成という点から教育・研究活動を推進している。

こうした教育・研究目標の実現を目指して、教員組織、施設・設備等を勘案し、定められた入学定員を制約として、以下に示す種々の入学試験を実施している。

【現状の説明】

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

ア　博士課程前期課程

（ア）入学定員

各専攻とも一学年 10 名、合計 40 名である。

（イ）学内進学試験

関西大学の学部を、実施当該年度に卒業見込みの者に対し、5 月に行われている。試験は、専門科目(志望する専修科目、マス・コミュニケーション学専攻の場合は、志望する研究系科目)の筆記試験(社会心理学専攻は、外国語(英語)も行われる)と口頭試問である。合格基準点が設けられ、専門科目 70 点以上かつ口頭試問 80 点以上の者が合格となる。社会心理学専攻の臨床心理学研究では、応募者多数のため、2003 年度入学試験から、筆記試験合格者に対してのみ、口頭試問を実施している。

（ウ）一般入学試験

大学卒業あるいは卒業見込みの者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、9 月および 3 月に実施される。試験は、専門科目と外国語(英語・ドイツ語・フランス語から 1 外国語を選択)の筆記試験および口頭試問である。9 月募集では、筆記試験の合格者に対してのみ口頭試問が実施される。

（エ）外国人留学生入学試験

外国人で、大学卒業あるいは卒業見込みの者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、

11 月に実施される。試験は、専門科目と英語あるいは日本語の筆記試験および口頭試問である。

（オ）社会人入学試験

大学卒業者あるいはそれと同等以上の学力を有すると認めた者で、通算 2 年以上企業、官公庁、教育・研究機関等で勤務しているあるいはしていた者に対し、11 月に実施される。

（カ）その他

前期課程大学院学生の前段階として、単位認定を行わない外国人研究生を受け入れている。前期課程外国人留学生入学試験の場合と同じ資格の者に対し、各学期前に書類審査と口頭試問により選考する。在学期間は 1 年、ただし延長を認めることができる。

2006 年度より、前期課程において、一年制が実施できるよう、大学院学則の改正が行われた。

表Ⅱ-社研-1　博士課程前期課程入学試験状況　2005 年度

専　攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者	外国人研究生志願者	外国人研究生入学者
社会学	10	8	6	2	2	0	0
産業社会学	10	2	2	1	1	1	1
社会心理学	10	106	102	25	25	2	1
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	10	21	20	7	6	3	3
計	40	137	130	35	34	6	5

表Ⅱ-社研-2　博士課程前期課程入学試験別状況　2005 年度

	志願者	合格者	入学者
学内進学	33	11	11
一般(9 月)	65	9	9
一般(3 月)	21	5	5
外国人留学生	7	6	5
社会人	11	4	4
計	137	35	34

イ　博士課程後期課程

（ア）入学定員

社会学、産業社会学、およびマス・コミュニケーション学の 3 専攻では、各専攻一学年 3 名、社会心理学専攻では、一学年 4 名の、計 13 名である。

（イ）一般入学試験

修士の学位を有する者または有する見込みの者、あるいはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、3 月に実施される。試験は、志望専修科目と外国語(英語・ドイツ語・フランス語から 1 外国語選択)の筆記試験および口頭試問である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人で、上記一般入学試験と同じ資格を持つ者に対し、11 月に実施される。試験は、志望専修科目と英語あるいは日本語の筆記試験および口頭試問である。

（エ）社会人入学試験

修士の学位を有するまたは有する見込みの者、あるいはそれと同等以上の学力を有すると認められた者で、通算 2 年以上企業、官公庁、教育・研究機研究機関等で勤務している、あるいはしていた者に対し、11 月に実施される。

試験は、志望専修科目と外国語(英語・ドイツ語・フランス語から 1 外国語選択)の筆記試験および口頭試問である。

表Ⅱ-社研-3　博士課程後期課程入学試験状況　2005 年度

専　攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者
社会学	3	2	2	1	1
産業社会学	3	1	1	1	1
社会心理学	4	2	2	1	1
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	3	3	3	3	3
計	13	8	8	6	6

表Ⅱ-社研-4　博士課程後期課程入学試験別状況　2005 年度

	志願者	合格者	入学者
一般	3	2	2
外国人留学生	5	4	4
社会人	0	0	0
計	8	6	6

(2) 科目等履修生等

以上のように、入学試験において広く各層からの志願者に道を開いているほか、なお一層の門戸開放のため、聴講生、科目等履修生、研修生(条件:博士課程後期課程在学年数満了および単位修得済みによる退学者)、および交流研究生(関西学院、同志社、および立命館の各大学院との間の交流)を受け入れ制度がある。前の二つについての実数は下表の通りである。後の二つの制度については、2005 年 4 月 1 日現在 0 名である。

表Ⅱ-社研-5　聴講生　2005 年 4 月 1 日

性別		学歴		職業		受講目的			
男性	女性	修士卒	学部卒	あり	なし	進学	自己研修	職務研修	研究継続
1	2	0	3	0	3	1	1	0	1

表Ⅱ-社研-6　科目等履修生　2005 年 5 月 1 日

性別		学歴		職業		受講目的			
男性	女性	修士卒	学部卒	あり	なし	進学	自己研修	職務研修	研究継続
1	2	1	2	1	2	1	2	0	0

(3) 定員管理

【現状の説明】

本研究科の在籍者数/収容定員は、2005 年度大学基礎データ表 18 にある通りである。社会学研究科全体では、前期課程 79 名/80 名(定員充足率 98.8%)、後期課程 49 名/39 名(定員充足率 125.6%)であるが、専攻間でばらつきがある。

【点検・評価】

〈長所〉

過去の入学試験の問題はすべて一般に公開されている。学部レベルから、さらに学問を深める意欲を持つ、幅広い層に対して、多様な受験機会を提供している点は、非常に評価できる。

〈問題点〉

博士課程前期課程における、学内進学試験では(社会心理学専攻を除く)、外国語の筆記試験を廃止したことにより、筆記試験が専門科目のみとなる。専門科目の出題が、一人の演習担当者による場合は、筆記試験の成績は、一人の担当者の判断にゆだねられることになる。これは評価の安定性、客観性の観点から言えば、かならずしも望ましいことではない。

定員充足率が満たされていないという問題点もある。スタッフおよび設備等の観点から、収容定員が決まってくるとすれば、充足率が 100%以下ということは、資源の有効活用ができていないということを意味する。そのために、幅広い層に門戸を開くということ、そしてそれぞれの制約に対して配慮するということは、意欲のある、優秀な人材を確保するために、欠かせないのであるが、反面、大学院における教育・研究の質を低下させるおそれもある。組織の再構築を含め、注意深く議論すべきである。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

基礎学力を見る有効な方法は筆記試験であることは否めない。しかし、今後、専門的知識を持つ職業人や、

活動的な研究者を育成するという本研究科の役割を考えるとき、入試の方法が検討されねばならない。多くの学生が、専門的知識を有する職業人を目指すときに、受験機会を拡大することは必要であるが、質の低下を避けるために、きめ細かな試験が必要である。

飛び級については、検討が始まったばかりである。社会科学という学問の特性を考えるとき、4 年の学部教育というのは、相当重い意味を持つ。学部教育と大学院教育の相互乗り入れについて、議論が急がれる。また、社会学研究科として、一年制を導入するかどうかも検討課題である。

さらに、大学院教育を受けやすくするという観点から、奨学金や授業料減免などの、経済的支援の充実も欠かせない。社会人の受け入れに関しては、昼夜開講制などの、時間的制約を緩和する方策も検討していかなければならない。

4　教員組織

社会学研究科は、社会学に関わる高度の理論、実証分析を研究教授し、この領域の深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成することを目的とし、この目的を達成するに適切な教員組織を社会学、産業社会学、社会心理学、マス・コミュニケーション学専攻において備えている。

【現状の説明】

(1) 概況

社会学研究科では、社会学、産業社会学、社会心理学、マス・コミュニケーション学４専攻の博士課程前期および後期課程において、研究者および専門職業人養成のために、優秀な能力・研究業績のある専任教員34 名(2005 年度)を演習、論文指導その他主要科目に配置するとともに、それら以外にも必要な諸領域の重要科目および実習科目（副担）に非常勤の教員を配置している。社会心理学専攻臨床心理学研究前期課程専修では、臨床心理士受験資格に必要である学外の協力施設（病院等）における実習のために多くの兼任教員を採用している。なお、研究支援職員は社会学研究科には配置されていない。

大学院学生数との対比を見れば、専任教員 1 人あたり前期課程では約 2.3 人、後期課程では約 3.3 人（収容定員と比べれば、在籍者数は前期課程 98.8%、後期課程 125.6%　2005 年度）である。

表Ⅱ-社研-7　専任・兼任教員・大学院生数　　2005 年度

専攻	専任教員				兼任教員		大学院生			
	前期課程実習のみ	前期課程のみ	後期課程	計	前期課程	後期課程	前期課程		後期課程	
							収容定員	在籍者数	収容定員	在籍者数
社会学	2	3	3	8	4	0	20	8	9	11
産業社会学	0	2	5	7	1	0	20	5	9	5
社会心理学	5	5	3	13	10	1	20	51	12	23
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	0	2	4	6	6	5	20	15	9	10
計	5	11	15	34	21	6	80	79 (98.8%)	39	49 (125.6%)

(2) 教員の募集・任免・昇格

社会学研究科大学院担当の専任教員は、関西大学大学院規則第 33 条「大学院設置基準（昭和 49 年文部省

令第 28 号）に規定する資格に該当する者とする」に従い、同設置基準第九条の規定に該当する者である。

社会学研究科の専任教員は全員が社会学部の教員であり、その募集･任免・昇格はすべて社会学部で行われている。学部でのこれらの審査を基にして、本研究科委員会ではさらに研究科内規「社会学研究科前期課程「実習」担当資格について」、「社会学研究科授業担当資格基準」及び「博士課程前期課程･後期課程の授業科目担当者の審査方法について」に従い、基準に達した者の中から、審査手続きを経て、大学院担当教員を選定している。審査は、本研究科委員会において選定された主査 1 名、副査 1 名による研究業績審査報告とそれに基づく委員会での審議により決定される。なお、前期課程授業担当者の審査は、2 年後の M㊟への昇格を含んで行われる。後期課程授業担当者の審査は、D 合と D㊟とを併せて行うことができる。

客員教授の任用は、「関西大学客員教授規程」に従って行っている。非常勤教員の審査基準は、専任教員の審査基準に準ずる。なお、本大学院担当専任教員の中で、博士号取得者は 7 名である。

教育研究活動の評価については、社会学部における審査･評価に加えて、大学院委員会での審査が研究業績を中心として、上述のとおり、節目毎に行われている。

（3）大学院と他の教育研究組織･機関等との関係

多くの教員が学内の経済･政治研究所、東西学術研究所、法学研究所、人権問題研究室および学外での共同研究に参加して、積極的に共同研究を行っている。更に本学には、博士課程後期課程学生を経済･政治研究所が委託学生として受け入れる制度が 1978 年からあり、本研究科学生もこれに参加して共同研究を行ってきている。また、2005 年度には、私立大学学術フロンティア推進事業研究プロジェクトの一つ「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究」のリサーチ・アシスタントとして本研究科博士課程前期課程修了者 3 名が任用されている。

【点検・評価】

社会学研究科の上述の理念・目的を達成できるよう少人数で充実した教育が行われており、教員組織の点でも特に問題点はない。教員の審査基準･手続きは明確であり、実際にもこれに従い公正に運用されている。教育研究活動の評価、大学院と他の教育研究組織・機関等との関係についても、特に問題点はない。

しかし、本学では、大学院担当専任教員全員が学部学生の教育をも行っているから、学部･大学院全体としての教育負担は過重である（社会学部「教員組織」の項参照）。とりわけ臨床心理士資格取得に役立つ社会心理学専攻の臨床心理学研究では、大学院学生数は前期課程では定員の約 2.5 倍、後期課程では約 2 倍であり（2005 年度）、きわめて多い（第 3 章学生の受け入れ（3）「定員管理」参照）。また、研究支援職員がいない点にも問題がある。

従って、教員の過重負担を軽減する方策や研究支援職員を配置する方途を検討し、より一層の教育研究活動の充実を図るよう努力している。

５　研究活動と研究環境

研究活動の中心的な展開を期待されている大学院では、４専攻の学問分野間の交流を図ると共に、より高い学術活動の実現を目指している。「学の実化」を実現する意味においても、高度の専門家養成に向けて、多様な研究の展開を大学院の活動の中で目指している。

【現状の説明】

研究活動については、近年、学術研究の高度化・国際化が顕著である。こうした動向にともなって必要となる研究費はますます高額化している。大学の個人研究費や研究助成金だけでは充分とはいえない。そこで本研究科としても､外部との共同研究を行い､外部からの研究助成を積極的に活用することを重視してきた。1999～2003 年度には、私立大学学術フロンティア推進事業研究プロジェクトとして「学校教育における包括的ストレス・マネージメントに関する臨床心理学的実践研究」、2004～2005 年度には、これの継続分として「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究」が研究拠点としての助成を受けている。2004～2005 年度においては、土田教授とドイツの Forschungszentrum Jülich GmbH との間の「公的メディアにおける科学的専門技術の統合」プロジェクトに関する協定（総計 Euro 28,862）がある。

なお、社会学研究科の専任教員は全て社会学部の教員であるので、研究業績等、その他の研究活動・研究環境については､「第Ⅰ編　第６章　研究活動と研究環境」および「第Ⅱ編　社会学部　第５章　研究活動と研究環境」を参照されたい。

【点検・評価】

〈長所〉

現在の研究環境のなかでは、研究施設は年々充実している。しかし学問研究の高度化が進むなかで教員の仕事量は研究のほかに教育・管理運営・社会貢献など急激に増大している。また研究費についてもこうした高度化に対応するにはいたっていないであろう。こうした厳しい環境のなかにあっても、本研究科の専任教員は積極的に著書・論文といったオーソドックスな業績をあげてきた。こうした研究業績は大いに評価される。

〈問題点〉

近年既述したように年々研究環境は厳しさを増している。こうした中で高度な研究成果を今後も継続してアウトプットしていくためには、なんといっても研究費と研究時間のより一層の充実が望まれる。

〈将来の改善・改革へ向けた方策〉

文部科学省科学研究費補助や外部資金のより一層の導入を図ることによって、研究活動の展開を活性することが求められている。研究支援体制をより充実するために、大学院学生をリサーチアシスタント(RA)とする方策やポストドクトラルフェロー(PD)の雇用を図ることを、教務委員会等で検討している。また、研究時間のより一層の充実に向けて、大学院での教育・研究指導体制の検討を行っている。

６　施設・設備等

本研究科の教育・研究目的を実現するための施設・設備等の充実は、重要な課題であるととらえている。現状では下記で示したように整備されており、施設・設備に関する到達目標はほぼ達成されており、適切に運用している。今後も教育研究の更なる充実のために検討・整備を行っていく。

【現状の説明】

実習は本研究科の教育・研究において重要な位置を占めている。特に、社会心理学専攻では、実習は必須である。本学大学院には、全研究科共用施設として尚文館があるが、尚文館における本研究科の実習は、以下の部屋を利用して行われている。それらは、個人検査実験室（25.92 ㎡）、集団実験実習室（77.76 ㎡）、行動観察室（主室：69.12 ㎡、副室：10.80 ㎡）、集団作業室（51.84 ㎡）、認知・発達実験室（86.40 ㎡）、AV 実験実習室（69.12 ㎡）、実験実習準備室（51.84 ㎡）、器具保管室（25.92 ㎡）、資料保管室（25.92 ㎡）、情

報処理のための諸教室・施設などである。これらの部屋には、観察記録用カメラ・マイクのシステムやワンウエー・ミラー、コンピュータなど、実習に必要となる機器備品が設置されている。

また、尚文館には大学院生用の研究室があり、院生・研究生のためのデスクや本棚、ロッカーなどの設備が整えられている。大学院生用研究室は尚文館の 6 階、7 階にあり、本研究科院生用研究室は、6 階に 2 箇所（71.76 ㎡、77.76 ㎡）、7 階に 1 箇所（64.80 ㎡）、配置されている。院生用デスクの専用・共用については、博士前期課程では専攻により違いがあるものの、博士後期課程では院生一人につき、ひとつのデスクが用意されている。コンピュータについても、院生用研究室に共用パソコンが数台ずつ配置されているほか、工学研究科を除く５研究科の院生に対しては、貸し出し用のノート型パソコン 30 台が用意され、うち 25 台は１週間、５台は１日の期限で貸し出しが行われている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

尚文館の院生用研究室は 24 時間の利用が可能であり、本研究科の教育・研究に使用されている上記の諸施設は、十分な機能を有していると認められる。

問題点としては、前述したとおり、院生用研究室は 24 時間の利用が可能であるが、実習室や実験室などの施設は、院生だけでの利用ができない点があげられる。また、院生個人で各種コンピュータ・ソフトを購入するには経済的負担が大きいことから、貸し出し用ノート型パソコンの利用希望者が台数を上回っているのが現状である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

尚文館の施設・設備に関して、院生がどのような要望や不満をもっているのかという情報は、個々の指導教員を通じて断片的にしか把握されていないといえる。院生を対象としたアンケート調査の実施により、院生の要望を把握し、尚文館の諸施設が院生にとってより利用しやすいものとなるよう、本研究科執行部が取り組みを始めている。なお、貸し出し用ノート型パソコンについては、ソフトの更新に努め、台数を増やしていくことを教務委員会で検討している。

7　管理運営

【現状の説明】

社会学研究科の管理運営に関する規定は、『関西大学大学院学則』に定められるところによる。担当教員の資格に関するこの学則第 33 条により、本研究科における 2005 年度の担当教員は、社会学専攻 8 名、産業社会学専攻 8 名、社会心理学専攻 12 名、マス・コミュニケーション学専攻 6 名、合計 34 名である。これらの教員によって社会学研究科委員会が構成される。

社会学研究科長は研究科委員会における選挙（互選）によって、有効投票数の過半数基準に従って、選出される。任期は 2 年である。2002 年度からは、科長の指名を受け、研究科委員会が承認する研究科長代理職が設けられた。これは、2003 年度後期から大学院部長が廃止され、代わって学長が大学院の科長会議をあずかるに至ることに先立って導入された職である。こうした一連の改革によって、大学院教育・研究に関する事項についてより迅速な意思決定がはかられるようになった。

社会学研究科の意思決定機関である、社会学研究科委員会は、研究科長を議長とする。委員会の運営は関西大学大学院の運営規則に、厳正に則って行われている。会議の議事録が作成され、研究科長及び研究科長代理がそれに署名することになっている。会議の定足数は構成員の 2/3 である。議決は出席者の過半数をもってなされる。学位授与、科長選挙などは、投票用紙による票決を行っている。研究科委員会の開催頻度は

2003 年度 13 回、2004 年度 11 回であった。

社会学部全教員のうち、社会学研究科委員会の構成員は 60%を超えるが、多様化・進化する研究・教育に適切に対応するために、学部の組織との一体化がさらに必要とされる。大学院担当教員は学部教員としての資格に関する審査を経て決定されるため、大学院担当審査の方法について再検討を行い、講義及び演習を担当する研究教育者としての質を維持しながら、資格に関する年限要件の短縮等をはかってきた。

教務関係の立案・実行は、各専攻から 1 名、計 4 名の教務委員が選出され、科長・科長代理と共に教務委員会を構成して、教務委員会規程に従い、その任に当たっている。教務委員会は科長が主催する協議機関である。

また、自己点検・評価委員や、必要に応じて、奨学金選考委員などの委員が各専攻から 1 名選出され、各種委員会の内規に基づいて、運営されている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

社会学研究科の管理運営は、規程及び内規に基づき、適正かつ厳正に行われている。しかしながら、研究科委員会と学部教授会の二重構造は、今後の学部・大学院をつなぐような、教育・研究改革に対して、円滑さを欠くという懸念が生じる。また、現体制では、教員採用や予算措置などの権限をもたないことも問題点である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

高学歴化の動きに合わせるためには、学部と大学院の緊密な関係を構築することは必須の条件である。そのため、2006 年度より、社会学部長が、社会学研究科長を兼ねる制度が実施されることになった(ただし、社会学研究科と心理学研究科の動向次第では、実施の変更等の可能性もある)。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

従来は、大学院全体として自己点検・評価活動を行っていた。社会学研究科としては、2004 年 4 月より、社会学研究科自己点検･評価委員会規程にもとづき、自己点検･評価委員会を設置し、教育･研究水準を維持･向上させるために、社会学研究科の組織･活動についての点検･評価活動を行っている。

社会学研究科自己点検･評価委員会は、各専攻から選出された委員と社会学研究科長代理の 5 名の委員から構成されている。職掌事項は、社会学研究科の自己点検･評価に関する事項と報告書の作成、第三者評価に関する事項などである。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

自己点検・評価の結果は、教務委員会にも伝えられ、将来の発展に向けた改善・改革のための検討が教務委員会で行われて、社会学研究科として実施に向けた組織的な取り組みに寄与している。社会学研究科における教育・研究に対する大学院生の要望や評価等について、自己点検・評価委員会では十分に把握できておらず、大学院生の要望や評価等を点検・評価活動に反映することが求められている。

〈将来の改善･改革に向けた方策〉

大学院生の要望や評価等を把握するとともに、自己点検・評価をより効果的に実施するために、その結果について大学基準協会による評価とは別に、学外の専門家による第三者評価を定期的に受ける必要がある。

そして、大学基準協会による評価を含め、学外からの第三者評価の結果を社会学研究科の教育・研究の改善・向上に結びつけていくためのシステムの整備が今後の検討課題である。

総 合 情 報 学 部

第Ⅱ編　総合情報学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 609

(1) 理念・目的等　〈609〉

(2) 理念・目的等の検証　〈610〉

(3) 健全性・モラル等　〈611〉

2 学士課程の教育内容・方法等 …… 611

(1) 教育課程等　〈611〉

(2) 教育方法等　〈623〉

(3) 国内外における教育研究交流　〈628〉

3　学生の受け入れ …… 629

(1) 入学者の受け入れ方針　〈629〉

(2) 学生募集方法及び入学者選抜方法　〈629〉

(3) 入学者選抜の仕組みと検証　〈634〉

(4) 科目等履修生・聴講生　〈635〉

(5) 定員管理　〈635〉

(6) 退学者　〈636〉

4　教員組織 …… 636

(1) 教員組織　〈636〉

(2) 教育研究支援職員　〈638〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈639〉

5　研究活動と研究環境 …… 640

(1) 研究活動　〈640〉

(2) 研究環境　〈642〉

6　施設・設備等 …… 643

(1) 学舎と研究棟　〈644〉

(2) 情報処理機器等の整備　〈645〉

7　管理運営 …… 648

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈648〉

(2) 学部長の権限と選任手続き　〈652〉

8　自己点検・評価 …… 652

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

【現状の説明】

総合情報学部は、1991 年 3 月に造成完了した関西大学の新校地・高槻キャンパスに、関西大学の第 7 番目の学部として 1994 年 4 月 1 日に創設された。総合情報学部は、関西大学の教育理念として長く継承されてきた「学の実化」を引き継ぎながら、関西大学が目標とするところの「情報化社会への対応」に応えるべく、新しく構想された学部である。

総合情報学部の理念・目的は、従来の文系・理系という枠にとらわれることなく、政治・経済・社会・文化などのさまざまな領域を「情報」という視点から総合的に探究するとともに、情報の生成・加工・蓄積・伝達の能力である情報リテラシーを育成する実践的教育を通じて、人間と社会に対する広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる人材、「情報ジェネラリスト」の育成をめざすことである。すなわち、総合情報学部は、情報の論理とその意義や機能、情報と人間・社会との関係について幅広い知識をもたせるとともに、社会の実践的な諸問題を認識し、情報技術を活用して問題の解決をはかることのできる人間の育成、あわせて創造性、国際性豊かな人間の育成をめざす学部である。

総合情報学部ではこのような学部の理念・目的に基づいて、文理総合型の学際的学部をコンセプトに、文理にまたがる総合的知識を習得し、幅広い視野から情報の操作と発信ができるようになり、高度情報化社会のリーダーとして活躍できる人材を育てることを教育目標としている。この教育目標の達成のために、既存の学問体系にこだわらず、「情報」をキーワードに、人文科学、社会科学、自然科学という幅広い学問領域を横断的に学ぶことができ、しかも実践的な情報リテラシーを習得することができるような全く新しいカリキュラムを導入している。ただし、カリキュラムが、文理総合をコンセプトとし、「情報」をキーワードとした幅広く多彩な科目で編成されているため、学生が科目選択で迷う可能性もある。そこで、学生が自分の関心や将来の目標・進路に合わせて学ぶための指針として「メディア情報モデル」「組織情報モデル」「知識情報モデル」という 3 つの履修モデルを学生に提示している。

さらに、総合情報学部では学部創設当初より、新しい教育方法も積極的に取り入れてきた。まず、１年を春学期と秋学期の 2 期に分けたセメスター制を採用し、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除く全ての科目の単位をセメスターごとに認定している。カリキュラム編成においては、従来型の一般教育科目は廃止し、教養的科目については学部教育の体系性のもとに再編成して基礎科目として設置している。外国語教育も刷新し、他学部にはない主選択と副選択の制度をつくり、主選択外国語 12 単位・副選択外国語 4 単位という主選択外国語重視策を採用し、コミュニケーション能力の育成とともに、日本語に次ぐ第 2 の言語習得（留学生の場合には母国語に次ぐ日本語の習得)を重視した実際に役立つ外国語教育を展開している。また、情報リテラシー教育を重視し、コンピュータやメディアに関連した実習を行う実習科目も数多く配置している。しかも、効果的に実習を進めるための教育支援・補助制度として、大学院生による TA(Teaching Assistant)制度と上位年次の学部生による SA（Student Assistant）制度を採用している。さらに、『総合情報学部　授業計画』というシラバスの配布や学生による授業評価制度も学部創設時から実施し、授業の改善や向上を図っている。

このような総合情報学部の理念・目的・教育目標等は、大学案内、学部パンフレット、学部 Web サイトなどで公表されており、教職員、学生はもとより、受験生を含む社会の多くの人々に周知する努力を行っている。

【点検・評価】

以上のように、本学部の理念・教育目標は明確であり、しかも新しい教育方法を関西大学の中で率先して

導入してきており、総合情報学部の理念・教育目標に沿った教育の枠組みは整備されていると判断できる。

しかし、本学部が創設された 1990 年代後半以降のインターネットの爆発的な普及に象徴されるように、社会のあらゆる領域で情報化が急速に進展してきた。多くの既存大学・既存学部でも、中学・高校の中等教育でも、情報教育の重視・普及が急速に進んできている。このように本学部の外部環境は大きく変化してきている。それに加えて、学生の履修動向における教育体系性の散逸化やそれに伴う専門性の希薄化という現象も現れてきている。

このような本学部をめぐる内外の環境変化に対して、本学部の多くの教員は学部教育の特徴や教育方針を再検討する必要性を認識してきている。学部が完成した翌年度の 1998 年度以降、教職免許状（情報）及び（公民）、（数学）の課程認可に関連したカリキュラム改訂をはじめ、5 回の小幅なカリキュラム改訂を実施してきたが、現在、学部教育全体の見直し・再編とそれに基づくカリキュラム改訂について学部執行部や学部将来構想委員会を中心に検討作業に着手しはじめている。変貌する情報化社会の要請に柔軟に対応できる人材の育成をめざし、学部教育改革についてできるだけ早い時期にまとめていく予定である。

（2）理念・目的等の検証

【現状の説明】

総合情報学部では、上述した理念・教育目標が今日の社会的要請に対応し、かつ充実した成果を挙げているかどうかを検証するために、学部創設時から総合情報学部自己点検・評価委員会を設置し、総合情報学部の『自己点検・評価報告書』を作成している。学部の『自己点検・評価報告書』は、これまでに 8 冊作成されており、点検・評価の対象年度が 1998 年度の報告書以降、毎年度作成されている（但し、2002 年度分は関西大学全体を対象に作成された『関西大学「学の実化」自己点検・評価報告書　2001 年度・2002 年度』の中の総合情報学部の部分の執筆・作成で代用している）。作成された報告書は、学部の教員だけでなく、大学執行部や他学部など大学内の関係機関、関係者にも配布されている。この報告書では、教育活動、教育支援活動、研究活動などに関する客観的データの開示とそれに関する教員（学部自己点検・評価委員会委員）による主体的な報告や評価が公表されている。報告書が指摘する問題点や改善点に関しては、教授会や学部執行部会議で議論が交さており、また学部将来構想委員会において長期的な見直し作業も進められている。

また、こうした点検・評価活動は学部内関係者に留めることなく、学生によるインターンシップの報告会や企業を対象とする就職懇談会を通して、総合情報学部の教育内容や成果に対する社会の側からの評価を得たり、保護者を対象とする教育懇談会で、家庭の目を通した総合情報学部の教育内容の評価を得たりする機会も作っている。これらの機会に寄せられた質問には学部教職員が真摯に回答し、また指摘された問題点に対する必要な措置を学部として検討し改善する努力が常になされている。

【点検・評価】

本学部の理念・目的の検証は、上記の活動を通して絶えず行われており、おおむね問題はないと思われる。

ただし、指摘された問題点によってはその対応策の検討に時間を要する場合もあるので、こうした対応を組織的にいかに迅速にとるかは今後の課題のひとつである。

「総合情報学部自己点検・評価委員会規程」第 8 条において、毎年度末に報告書を作成することを定めており、それに従って学部の自己点検・評価活動およびその報告書の作成を今後も毎年度継続していく。これによって、学部の理念・目的および社会的使命の達成と教育研究水準の向上に努めていきたい。

（3）健全性・モラル等

【現状の説明】

情報化社会では、その利便性とともに、情報利用のモラルが常に問われる。総合情報学部では、講義科目「情報と倫理」を必修科目とし、本学部の全学生に情報利用におけるモラルの定着と向上を図っている。また、新入生オリエンテーションでは、毎年、人権問題に関連した講演会を実施し、人権啓発に努めている。さらに､人権問題の一環であるセクシャル･ハラスメントに関するパンフレットを教職員や学生に配布して、これへの理解を深める努力をしており、また教員の相談員を配置している。

学生に配布される『大学要覧（高槻キャンパス)』には総合情報学部および大学院総合情報学研究科で定めた「ネットワーク利用上の内規」が記載され、この中で情報利用・ネットワーク利用においてモラルに反するような行為（例えば、個人のプライバシーを害するもの、コンピュータシステムの破壊・改変などに結びつくもの、他人のパスワード盗用やシステムへの不正アクセスなど）を禁止し、学生の情報利用におけるモラルの徹底を行っている。それでも時として、ごく少数の学生による情報利用のモラルを欠如した行為（システムの破壊・改変などに結びつく可能性のあるソフトウエアを学部内のコンピュータに入れた行為など）が生じることもあったが、このような場合には当該学生に対して数ヵ月にわたる教員の徹底した個別指導が行われており､学部としてモラル向上に誠意をもって対処することが教職員の間で合意され実践されている。

【点検・評価】

情報化社会の中で、大学としての健全性を保ちモラルを向上させるために、総合情報学部は積極的な取り組みを行っていると判断できる。

今後も、入学時のオリエンテーションはもとより、講義、実習、演習といった日常的な授業の機会を利用して、健全性やモラルに関して、また「情報」を学ぶ学部としてはとくに情報利用のモラルに関して、さらなる周知徹底をはかる努力を継続していく。

2 学士課程の教育内容・方法等

総合情報学部は、人間と社会に対する広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる情報ジェネラリストの育成という理念・目的に沿って、文理総合をコンセプトとし､「情報」をキーワードとした幅広く多彩な授業科目で教育を行っている。実習による情報リテラシー教育をはじめ、専門教育、教養教育、外国語教育に関わるカリキュラムをバランスよく配置し、学部の理念・目的とする人材育成に適う教育内容を整備している。以下、教育内容・方法等について詳細に説明する。

（1）教育課程等

ア　総合情報学部の教育課程

（ア）カリキュラムの概要

【現状の説明】

総合情報学部は、情報ジェネラリストの育成という理念・目的を出発点として教育を進めている文理総合型の学部であり、その教育課程においては、情報リテラシー教育を重視し、コンピュータやメディアに関連した実習科目を数多く配置している。また、従来型の一般教養科目としての一般教育科目を廃止し、学部教育の体系性の中に位置づけた精選された科目を基礎科目として設置するとともに､その履修は 1～3 年次配当

にしている。外国語教育も、主選択と副選択の制度をつくり、主選択には 12 単位を当てて、1・2 年次だけでなく 3 年次まで必修として履修する主選択外国語重視策をとっている。

総合情報学部は、文理総合型学部という性格上、そのカバーする領域が広範囲にわたるため、学生が自分の関心や将来の目標・進路に沿って系統的に学習できるようにするための科目選択の指針として、「メディア情報モデル」「組織情報モデル」「知識情報モデル」という 3 つの履修モデルを学生に提示している。「メディア情報モデル」は、インターネットをはじめとする多様化する情報メディアと変貌しつつあるマス・コミュニケーションの専門分野を中心に学ぶ履修モデルである。「組織情報モデル」は、企業や自治体などの組織を経営・管理・運営するにあたって情報をどのように活用していくかを中心に学ぶ履修モデルである。「知識情報モデル」は、高度化が進む情報社会に求められる最新技術を考察するとともに、人間と共存・協調できるコンピュータの可能性を追求していく履修モデルである。

また、少人数による専門教育を行う演習科目（3 年次の「専門演習」と 4 年次の「卒業研究」）は必修であり、担当教員による２年間の指導の成果は、最終的に卒業論文または卒業作品としてまとめることになっている。

総合情報学部は学部創設当初から 1 年を春学期と秋学期の 2 期に区分したセメスター制を採用し、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除く全科目の単位認定を各セメスターで行っている。従って、秋学期入学が可能であり（現在のところ秋学期入学には留学生と帰国生徒の枠がある）、休学や復学もセメスター単位で行える。また、『総合情報学部　授業計画』というシラバスの配布・提示や学生による授業評価制度も学部創設当初より実施し、授業の改善や向上を図っている。

さらに、総合情報学部は 2001 年 4 月より高校教諭一種免許状「情報」の課程認定を、また 2005 年 4 月より高校教諭一種免許状「公民」および「数学」の課程認定を受け、関係科目の整備も行っている。

【点検・評価】

総合情報学部のカリキュラムは、理念・目的に適合して設計され、また、知識の広がりと深さを身につけることができるよう配慮されている。さらに、実践的な応用力の育成を重視しており、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第 52 条に定められた目的にも合致している。

教育課程の編成についても、大学設置基準第 19 条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮がなされている。

しかし、総合情報学部創設後 10 年以上が過ぎ、情報化をめぐる社会の状況も大きく変わってきている。インターネット普及の黎明期であった学部創設当時は、情報をキーワードとした実践的なカリキュラム、そしてあらゆる領域でそれぞれの実態に即して情報化戦略を立案し実行できる情報ジェネラリストの育成という教育目標はきわめて鮮烈であった。

だが 21 世紀に入ると、わが国の IT 国家戦略が始動し、インターネットの世帯普及率はすでに８割を超えるまでになっている。大学生も学部を問わず、インターネット利用が当たり前のことになってきている。また、高校でも 2003 年度から「情報」が必修になり、2006 年度以降の大学新入生はすでにある程度の情報リテラシーを身につけて入学することが予想される。

このような情報化の大きな進展とそのもとでの社会状況の変化という総合情報学部を取り巻く環境の変化に対して、総合情報学部の教育課程は見直し・改善を求められている。これまでの情報リテラシーと問題解決能力をもつ人材育成から、さらに一歩進んで、情報ネットワーク利用における高い倫理性をもちつつ、高度な情報活用能力と問題発見・課題設定能力およびその解決能力をもつ人材育成が求められていると考えられる。21 世紀に求められる人材を育成するために、さらに広い視野を確保しつつ、専門性を強める方策、教育課程の充実・改善を今後も継続的に検討していく予定である。現在、その第一歩として、総合情報学部

の教育課程の特色である文理総合というコンセプトを活かしつつ、学生に自らの専門性をより強く意識させた学修ができるような教育課程の改革案が検討中である。

（イ）カリキュラム体系

【現状の説明】

総合情報学部のカリキュラムは、基礎科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目、教職・その他の科目から構成されている。

基礎科目は 17 科目が用意されている。この基礎科目は従来の一般教育科目に相当するものではあるが、それにとどまらず、学部の専門教育の体系性を考慮して、まさに専門教育のための基礎となる科目が精選されている。

外国語科目は主選択科目 12 科目、副選択科目 4 科目が必修である。学生は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語の 7 ヵ国語の中から主選択と副選択の語学を選択することができるが、主選択と副選択のいずれかは英語を選択するようにしている。ただし、留学生については、主選択科目は日本語である。外国語科目はとくに重視され、主選択科目は 1・2 年次だけでなく 3 年次も履修するように配当されており、副選択科目は 1・2 年次に配当されている。また、外国語をさらに進んで学びたい学生のために、卒業所要単位には含まれないが、外国語の自由科目も用意されている。

保健体育科目は 1・2 年次配当の 7 科目が選択科目として配置されている。

専門科目は、基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目から構成されている。基幹科目は学部専門教育のコアとなる科目で、必修科目 8 科目とそれに準ずる選択科目 8 科目から構成され、1・2 年次に配当されている。これらを土台に、選択科目である多彩な関連・応用科目が 64 科目用意され、2ー4 年次に配当されている。

実習科目は 26 科目（うち 1 年次配当の 2 科目が必修）あり、実習専用棟（C 棟）で授業が行われている。実習科目は、総合情報学部の情報リテラシー教育重視策を実践するものであり、カリキュラムの大きな特徴をなしている。また例えば、実習科目の「ネットワークコンピューティング実習」と基幹科目の「ネットワークコンピューティングの基礎」のように、実習と講義との連携も配慮されている。実習科目の配当年次は 1ー3 年次である。

なお、専門科目である基幹科目、関連・応用科目、実習科目、および基礎科目に区分される授業科目が、前述の３つの履修モデル（「メディア情報モデル」「組織情報モデル」「知識情報モデル」）では具体的にどのように構成されるかを示したのが図Ⅱ−情−1 である。

演習科目は、2 年次の春学期または秋学期に「基礎演習」が、3 年次に「専門演習」が、4 年次に「卒業研究」が配当されており、いずれも必修である。「基礎演習」は、学生が 3 年次の「専門演習」に円滑に適応できるようにするための準備演習科目として位置づけられている。「卒業研究」では最終的に卒業論文（あるいはそれに代わるソフトウエア・プログラムなどの卒業作品）を提出し合格しなければならない。

総合情報学部は、2001 年 4 月より高校教諭一種免許状「情報」の課程認定を、2005 年 4 月より高校教諭一種免許状「公民」と「数学」の課程認定を受け、これに関わる教職科目を自由科目として 1〜4 年次に配当している。また、教育実習に必要な協力校を確保している。

そのほかに、企業等で実務を経験するビジネス・インターンシップ、小学校や中学校、高校等での教育補助経験をする学校インターシップがあり、これらインターシップへの参加者は自由科目として単位が認定される。

授業科目は、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除き、いずれも１セメスターで終了して単位認定が行われる。卒業所要単位は 130 単位であり、卒業者には学士（情報学）の学位が与えられる。

図Ⅱ−情−1　総合情報学部のカリキュラムと３つの履修モデル

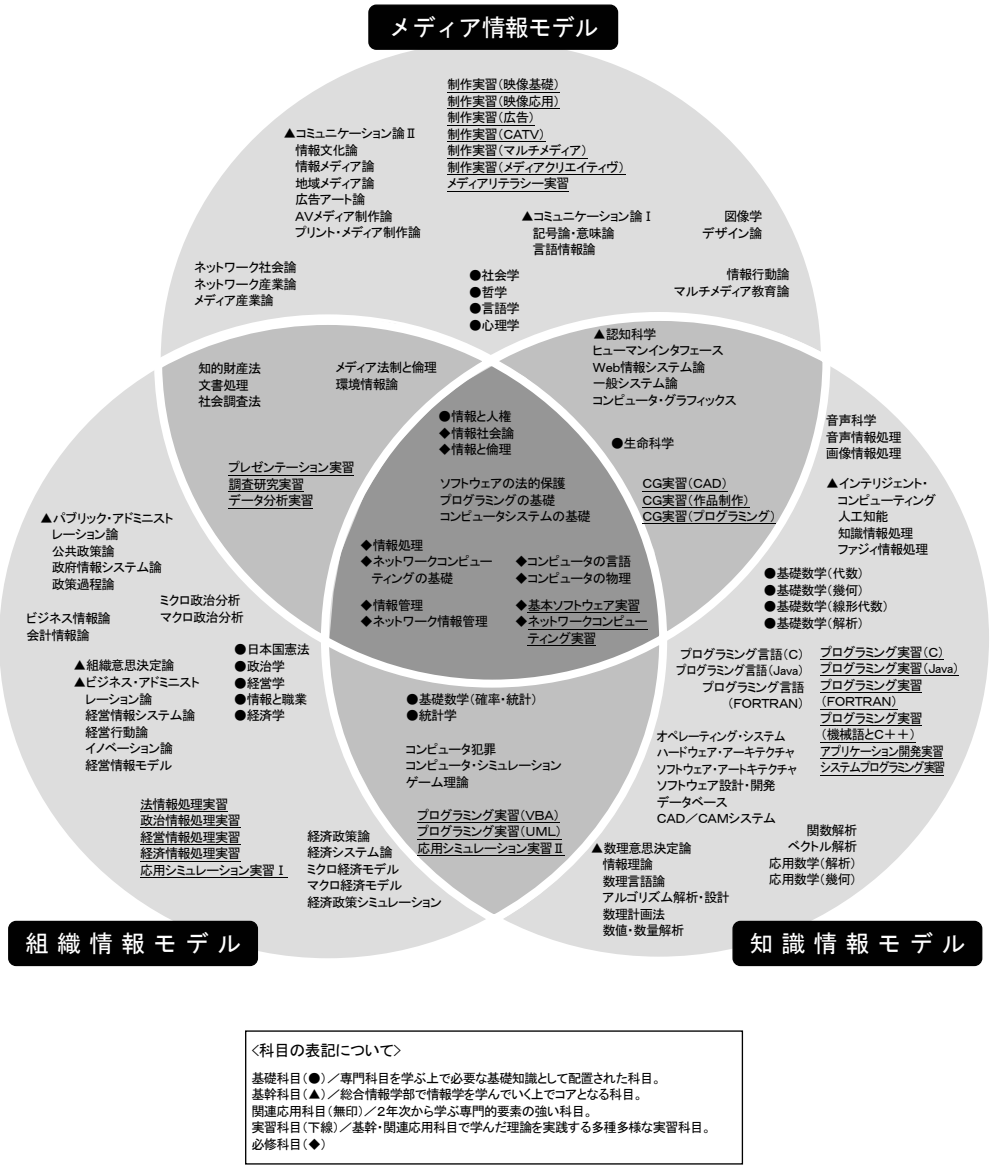

〈科目の表記について〉
基礎科目(●)／専門科目を学ぶ上で必要な基礎知識として配置された科目。
基幹科目(▲)／総合情報学部で情報学を学んでいく上でコアとなる科目。
関連応用科目(無印)／2年次から学ぶ専門的要素の強い科目。
実習科目(下線)／基幹・関連応用科目で学んだ理論を実践する多種多様な実習科目。
必修科目(◆)

【点検・評価】

学士課程としてのカリキュラム体系は、総合情報学部の理念・目的に基づいて構築されており、学士（情報学)の学位を与えるのに適したものといえる。科目分類およびそれぞれの位置づけも妥当であると考える。

しかしながら情報化をめぐる社会の変化は大きく、それぞれの科目の位置づけを配慮しつつ継続的にカリキュラムの充実・改善を進めている。また多様化するニーズに応えるために、新規科目の新設なども進めている。なお、カリキュラムに関する検討は、学部執行部を中心に、中長期的な事項については学部将来構想委員会で、短期的な運用事項については学部教務委員会で進めており、今後も継続して検討を行っていく。

（ウ）基礎教育、倫理性を培う教育

【現状の説明】

基幹科目の中の８科目と実習科目の中の２科目は必修科目であり、専門教育のうちの基礎教育と位置づけられている。また、基幹科目の中の選択科目８科目のうち４科目は卒業所要単位として履修が必要である。これらは前述した３つの履修モデルそれぞれに即した基礎教育に相当する。

２年次に１セメスターの「基礎演習」が必修となっているが、これは３年次以降に行われるゼミナール形式の演習の基礎教育という位置づけである。

倫理性を培う科目としては、専門科目において著作権保護や情報モラルを含む情報倫理を扱う「情報と倫理」が必修科目となっている。総合情報学部の性格上、情報倫理は講義だけでなく、実習でも実際の情報ネットワークの運用に際してきびしく指導している。

また基礎科目には情報による人権侵害を扱う「情報と人権」、職業倫理を扱う「情報と職業」があり、さらに教職・その他の科目には社会的差別問題を扱う「人権教育論」がある。

【点検・評価】

専門科目のうちの基礎教育としての基幹科目や基礎演習の位置づけおよび内容は妥当であると考える。倫理性を培う科目も十分に整備されている。

総合情報学部は、体系立てた教育を実施してきているが、今後とも全学的な教育方針と連携しながら、社会情勢の変化に対応した学部導入教育、基礎教育の検討を継続的に進めていく予定である。

（エ）専門科目

【現状の説明】

専門教育は基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目に分けて実施している。

基幹科目の必修８科目「情報社会論」「情報と倫理」「コンピュータの言語」「コンピュータの物理」「情報処理」「ネットワークコンピューティングの基礎」「情報管理」「ネットワーク情報管理」は、すべての履修モデルに共通する情報学の基礎となる科目として配置されている。その中で情報社会や情報倫理、コンピュータ科学について幅広い基礎的知識を得ることになっている。

上記の必修の基幹科目のうち、「情報処理」「ネットワークコンピューティングの基礎」は必修の実習科目である「基本ソフトウェア実習」「ネットワークコンピューティング実習」とリンクした内容となっており、これら講義と実習を履修することによって、情報処理や情報ネットワークの基本知識とともに情報リテラシーが実際に身につけられるようになっている。

また、基幹科目の中の必修科目以外の科目は選択科目であり、それらは3つの履修モデルに即した基礎的な科目として配置されている。

関連・応用科目はそれぞれの履修モデルに沿い、学生の学習意欲に応える多彩な科目が配置されている。その中には、専任教員の講義だけではなく、学外から非常勤講師で依頼した多方面の最先端の研究者や実務経験者による講義も含まれている。さらに、2003年度からは3年程度の期限限定でタイムリーなテーマの講義を随時行えるように、「特別講義」3科目（情報と計算機の科学、知的財産法、実践ジャーナリズム論）が開講された。なお、「特別講義（知的財産法）」は2005年度から特別講義ではなく、関連・応用科目の常設科目「知的財産法」として独立させている。2005年度の「特別講義」は実践ジャーナリズム論とベンチャー論の2科目であるが、「特別講義（ベンチャー論）」は起業志向をもった学生に対して起業家的能力を涵養するための科目として新設したものである。また、2 年次生が少しでも多く専門的内容の講義科目を履修できるようにとの配慮から、関連・応用科目の中で従来3年次配当科目であったもののいくつかを2年次配当に変更している。

実習科目は他の専門科目（基幹科目、関連・応用科目）にリンクした科目も少なからず含まれている。実習科目は学生の興味を惹くように工夫され、基礎的なものから応用的なものまで多彩な科目が準備されている。

演習科目である3年次の「専門演習」と4年次の「卒業研究」は、原則として2年間同じ教員の指導のもとゼミナール形式で行われる。ここでは講義や実習だけでは学べない調査研究、ディスカッションやプレゼンテーションを行い、さらにプロジェクトを企画実行し、論文や作品にまとめるといった能力を養う。あわせて学生が社会人に向けて成長していく上で、教員との人間的な接触が大きな意義をもつと期待される。

また、学生は2年次の春学期または秋学期の１セメスターで「基礎演習」を履修する。これはゼミナール

形式の授業に早期に慣れ、「専門演習」に円滑に適応できるようにするためである。

【点検・評価】

専門科目を基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目の４本立てで行うことは、総合情報学部の教育課程の体系性を保持するのに妥当であると考える。しかし、この枠組みを維持しつつ、時代の変化に対応する必要もある。

学部創設以来 10 年以上が経過し、情報化をめぐる社会の変化は大きい。このような変化は、教員の努力によって、専門科目等の授業内容に反映されているが、教育すべき事項がますます増大していることも事実である。

また、情報化の広がりとともに情報化にかかわる人材のニーズも多様化している。他方、学生の志向も多様化している。専門領域を究めたい者、多様な領域に関心を広げる者、情報技術と企業経営の双方に関心をもつ者、などさまざまである。

このような情報化をめぐる社会の変化、求められる人材の多様化、学生の志向の多様化といった時代の変化に、学部のカリキュラムが的確に対応していけるように、また専門科目が早いうちから受講しやすくなるように、今後も継続的にカリキュラムの検討を行うことが必要である。その際、総合情報学部の教育課程における専門性と総合性をどう調和させるかという課題を常に念頭に置いてカリキュラムを検討することが重要である。

（オ）教養科目

【現状の説明】

総合情報学部の基礎科目は一般教養科目としてではなく、学部の教育課程の体系性の観点から精選したものである。情報学の性格上、とくに数学を重視し、「基礎数学」5 科目（代数、線形代数、幾何、解析、確率・統計）および「統計学」を配置している。また「情報と人権」「情報と職業」という情報学に直接関わる科目も含まれている。

その他に、人文科学 4 科目、社会科学 4 科目、自然科学 1 科目がある。うち「日本国憲法」は、教職課程に関連する「文部科学省令に定める科目」である。また、教職課程に関連する「教科に関する科目」として「情報と職業」を設置している。

【点検・評価】

基礎科目は 17 科目あり、そのうち 8 科目を履修しなければならない。科目数は少ないようであるが、総合情報学部の性格上、専門科目が人文科学、社会科学、自然科学にかかわる多彩な科目群から構成されているので、視野の広さは確保できていると考えられる。

（カ）外国語科目

【現状の説明】

外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語および朝鮮語の 7 ヵ国語うち、英語を含む 2 ヵ国語が必修であり、ひとつを主選択外国語（12 単位）、他を副選択外国語（4 単位）としている。また、より進んだ外国語学習のために「実用英語」ほか上記各国語の自由科目が用意されている。

主選択外国語科目は 1 年次に週 3 回、2 年次に週 2 回、3 年次に週 1 回の授業を行っている。副選択外国語科目は 1 年次と 2 年次に週 1 回の授業である。主選択、副選択のいずれもコミュニケーション・クラスが配置されている。

また、2005 年度より、英語をはじめ各外国語の各種検定試験の一定基準以上を取得した学生に対しては、申請により検定試験を外国語科目の単位として認定するとともに、外国語学習のより一層の向上を目的に設

置した上級クラスで学べるようにしている。

【評価】

総合情報学部では、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」も重視しており、それが可能な外国語科目のカリキュラムになっている。すなわち２ヵ国語が必修であり、しかもそのうちの主選択外国語にとくに重点を置いたカリキュラム編成を行い、外国語能力の育成に努めている。外国語科目において、他学部とは異なり、主選択外国語重視策を推進している点は、総合情報学部の大きな特徴である。

（キ）履修科目の区分

【現状の説明】

開設授業科目は全部で297科目であり、その科目分類別配分は、基礎科目17科目、外国語科目150科目、保健体育科目7科目、専門科目109科目（基幹科目16科目、関連・応用科目64科目、実習科目26科目、演習科目3科目）、教職・その他の科目14科目となっている。外国語科目が全体の約半数を占めるが、その理由は外国語科目が７ヵ国語に分かれていて種類が多く、主選択科目のほかに副選択科目や自由科目が用意されているためである。

次に多いのが、基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目からなる専門科目である。演習科目は担当教員によって異なるテーマを掲げているので、それらを勘案すればもっと多いことになる。

卒業所要単位は130単位であるが、その科目分類別配分は、基礎科目20単位（このうち6単位を限度として保健体育科目を基礎科目に算入できる）、外国語科目16単位（主選択12単位、副選択4単位）、専門科目94単位（基幹科目24単位、関連・応用科目50単位、実習科目8単位、演習科目12単位）である。卒業所要単位130単位中、専門科目は72.3%を占める。

また、卒業所要単位における必修科目と選択科目との量的配分をみると、必修科目は基幹科目16単位、実習科目2単位、演習科目12単位の計30単位であり、選択必修科目の外国語科目16単位と併せると46単位になる。卒業所要単位に占める必修科目（選択必修科目を含む）の比率は35.4%である。専門科目のみについてみると、卒業に必要な専門科目94単位のうち、必修科目は30単位であり、比率としては31.9%となる。

表Ⅱ-情-2　卒業所要単位における履修科目の区分（必修選択の量的配分）

	卒業必要単位	必修科目単位	選択必修科目単位	選択科目単位
基礎科目	20			20
外国語科目	16		16	
基幹科目	24	16		8
関連・応用科目	50			50
実習科目	8	2		6
演習科目	12	12		
合　計	130	30	16	84
割　合	100	23.1	12.3	64.6

【点検・評価】

卒業所要単位に占める専門科目の比率が70%超と大きいが、これは専門科目が学部の特性である総合性、学際性を活かすために多彩な分野に広がり、教養教育を補っているためであり、学部の理念・目的にからみて妥当であると考える。また、専門科目において必修科目の比率が高いのは、基幹科目において学部専門教育に共通する必修科目を設定していること、演習科目が必修になっていることによる。このことは、学部の理念・目的に沿ったものである。今後とも、学部の理念・目的に沿って学生に対して効果的な教育ができるように努めていきたい。

（ク）実施・運営体制

【現状の説明】

総合情報学部は実習科目を重視しており、実習科目 26 科目の開講クラス数は春学期・秋学期合わせて 119 クラスに達する。1 年次には春学期・秋学期に１科目ずつ実習科目を履修するが、いずれも必修科目である。2 年次には 6 科目の中から、春学期・秋学期にそれぞれ 1 科目を選択し受講する。あらかじめ学生の希望を調査した上で、学生が第1希望または第2希望の科目を必ず受講できるように開講クラス数を調整している。3 年次以降は春学期・秋学期にそれぞれ 3 科目の希望を出してもらい、履修希望者が定員を超えるときは履修者を抽選で決めている。

実習の効果を高めるために、TA（Teaching Assistant）と SA（Student Assistant）の制度を設けている。各セメスター毎に若干の変動はあるが、TA には関西大学及び他大学の大学院生を約 40 数名、SA には総合情報学部学生を約 30 数名採用している。

2 年次の 1 セメスターで行われる「基礎演習」は当該時限に開講する 9 名程度の担当教員の基礎演習要項に基づいて学生が選択する仕組みをとっている。希望が多い場合は選考により、第 2 希望以降にまわる。

「専門演習」は 2 年次の秋学期に学生が 40 数名の演習担当教員の中から選択する。そのために秋学期開始時に『演習履修要項』を学生に配布している。さらに、10 月中旬から 11 月上旬までの約 1 ヵ月間、専門演習の担当教員は学生に対してゼミナール選択のためのオフィスアワーを設定し、ゼミナールの研究テーマや内容等についてのガイダンスを行ったり、個別相談を受けたりしている。各担当教員の受け入れ可能な人数を一定数に決定するとともに、学生ができるだけ希望順位の高い演習担当教員のゼミナールに入ることができるような選考システムを採り、最終的に全ての２年次学生がいずれかのゼミナールに所属が決まるまで、約 3 ヵ月の期間が設けられている。

【点検・評価】

実習科目は受け入れ可能人数が限られることから、調整作業が複雑になり、必ずしも希望通りには行かない場合もあるが、これまではおおむね上位の希望を満たすことができているので、大きな問題はないと思われる。「基礎演習」や「専門演習」の選択においても定員の関係上、必ずしも希望通りにいかない場合もあるが、学生はおおむね希望順位が高いゼミナールに入っている。以上のことから、現行の実施体制でほぼ円滑に運営されているので、さしあたり変更の必要性は認められない。

（ケ）グローバル化への対応

【現状の説明】

グローバル化に対応するための教育として、外国語教育を重視し、主選択外国語科目 12 単位、副選択外国語科目 4 単位を必修としている。

また演習科目において、夏休み等の期間に海外経験を組み込むなどグローバル化に積極的に対応しているゼミナールもある。

関西大学は 22 校以上の海外協定校があり、毎年、交換派遣留学を実施している。また、協定校以外の大学へ留学する認定留学の制度もある。そして、これらの留学の期間中に取得した科目を単位認定する制度も整えられている。これら留学制度を利用して留学する総合情報学部の学生が毎年のように存在する。

その他に、夏休みや春休みに約１ヶ月間、海外の大学で語学セミナーを行っている。また数は少ないが、海外インターンシップもあり、選抜された学生が参加している。

【点検・評価】

大学全体としての取り組みに積極的に参加し、学生たちのグローバル化への教育に十分に対応している。

（コ）健康の保持・増進

【現状の説明】

保健体育科目においては、今後の人生において健康な生活を維持するために、健康と体力づくりの基礎的な教育を行うとともに、健康維持のための生涯スポーツに親しめるよう、多彩なスポーツ種目を選択科目として用意している。

総合情報学部が立地する高槻キャンパスには、体育館のほか、グラウンド、テニスコート、ゴルフ練習場といったスポーツ施設が揃い、スポーツ系サークルも盛んである。

基礎科目の「情報と職業」においては、ソフト系の職業生活で冒されやすいテクノストレス等の疾患について論及している。

学生の健康管理には健康診断など全学的に統一した取り組みが行われている。高槻キャンパスにある健康管理施設としては、保健室および心理相談室が設けられている。保健室には保健師の職員が常駐するほか、週 2 回、医師が健康相談に応じている。また、心理カウンセラーが週 3 回心理相談に応じている。

身障者のために学舎のバリアフリー化も行われており、段差の解消、エレベータの設置のほか、身障者の救護室なども用意されている。学舎内にはスタディ・ルームに加えてステューデント・ハウスやコミュニティ・ルームが設けられており、キャンパス・アメニティに関しても、健康の保持・増進のための配慮を行っている。また、建物内での喫煙は禁止されており、指定された喫煙コーナーが配置されている。

【点検・評価】

学部学生相談は、主として学部所管事項についての相談を取り扱うものであるが、その中には健康に関する問題も含まれる。学生の心理面での相談が増加しており、心のケアに関するアドバイスと治療の機会が増えている。千里山キャンパスの医療施設と連携を取りながら対応を進めている。

さらに、学生が抱える問題に関しては、相談窓口が対応するだけでなく、演習担当教員等の日常的なケアも重要である。今後とも少人数教育の演習で便宜を図っていく方針である。

（サ）開設授業科目における専任・兼任比率等

【現状の説明】

大学基礎データ表 3 に示すように、外国語科目を除いた基礎科目、専門科目ではいずれも専任教員担当の比率が非常に高い。とくに、専門科目のうち基幹科目、演習科目はすべて専任教員が担当している。また、必修科目はすべて専任教員が担当している。兼任担当科目は基礎科目で5科目、専門科目で22.9科目である。これら兼任担当者は関西大学の他学部または外部に非常勤講師として委嘱している。なお、外国語科目の担当者の選定については、他学部と同様に、外国語教育研究機構に委託している。

【点検・評価】

専門科目における専任教員の担当比率は 85.4%である。総合情報学部が高槻キャンパスにある唯一の学部であることから、高い数字となっている。学部の専門教育を専任教員でほとんど担当できており、学生に対する教育責任を十分に果たしていると評価できる。

（シ）授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目の単位数は、学則第 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目及び保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めているが、総合情報学部の授業科目に該当するのは次の 4 種である。

① 講義は、原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

② 外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
③ 演習は、原則として毎週 1 時間 15 週又は毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
④ 実習は、原則として毎週 2 時間 15 週又は毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
総合情報学部の「演習」については、「毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用され、「実習」については、「毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用されている。

【点検・評価】
総合情報学部のカリキュラムの単位計算は、学則の基準に従っており、妥当であると判断できる。

イ　カリキュラムにおける高・大連携

【現状の説明】
入学直後の 1 年次で履修することのできる科目は、基礎科目、基幹科目、実習科目に分かれる。基礎科目は、総合情報学部で学んで行きたい専門科目の基礎となる科目で選択して履修することができる講義科目である。基幹科目は、総合情報学部で今後学ぶ上で必要となる知識を必修科目として履修することを義務付けており、講義科目から構成されている。これらの講義科目は、高校までの教育との橋渡しをする特にコンピュータおよびメディアのリテラシーに関するものが中心になっている講義科目である。1 年次で履修する実習科目の「基本ソフトウエア実習」・「ネットワークコンピューティング」は比較的少人数のクラス構成によって運営されている。上位年次生の SA（Student Assistant）と、大学院生の TA（Teaching Assistant）により授業の補助を行っており、コンピュータ操作やプログラムに関して不馴れな 1 年次生でも、毎回の課題を受けて学習効果を上げ、2 年次以降に備えられる適切な指導を行っている。

【点検・評価】
入学当初は、コンピュータ操作やプログラムに対する理解の度合いにより不安を抱く学生も少なくないが、上記の基礎・基幹・実習の各科目の履修により解消されている。またクラス編成の授業では、そこから新しい友人ができることも多く、勉学面だけでなく大学生としての生活面で重要な役割を果たしている。
今後、高校で実施される「情報」科目を履修した学生が入学し始める。この時代の変化に柔軟に対応することが可能である 1 年次の講義科目や実習科目の内容改善と充実を今後も進めていく方針である。

ウ　カリキュラムと各種資格課程

【現状の説明】
2001 年度から高校教諭一種免許「情報」、2005 年度から高校教諭一種免許「公民」および「数学」の課程認定を受け、関係科目を整備した。すなわち「教職に関する科目」として「教職概説」など 1、2 年次生配当の自由科目 8 科目、3、4 年次生配当の自由科目 5 科目を順次開講している。「教科に関する科目」として基礎科目「情報と職業」を、「文部科学省令に定める科目」として基礎科目「日本国憲法」を設置した。
2003 年度の教職課程の履修者数は、1 年次配当の科目で 90 名余り、2 年次配当の科目で約 100 名となっており、学年当たり 100 名程度の履修者が存在する。学部創設以来の念願であった教職に関する科目に対して、学生の関心も非常に高く、2004 年度卒業生のうち 62 名が資格取得している。

【点検・評価】
「情報」の教員採用者の計画は、これからである。教職課程の履修者に対して、専門的にしかも親身になった指導が必要である。週一回、教職課程への進路指導のコンサルタントを専門家の教員が行なうことによって、学生のキャリアデザインをサポートしている。

エ　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

インターンシップはここ数年で急速に普及し、また多様化している。

キャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するビジネスインターンシップには、国内企業に派遣するものに加え、海外を派遣先とする国際インターンシップもある。また、学校インターンシップも単位認定され、小・中・高等学校などの授業補助などを行なう学校インターンシップ制度も導入された。これらは、実習終了後に、「インターンシップ（各機関）」として 2 単位を認定している。

その他、現在では、キャリアセンターを通じずに企業や経営者団体等が直接公募などで行うものも増えてきており、学部でもその実態を把握するのが困難になってきている。

キャリアセンターが把握している範囲では、インターンシップ実習生は全学で 453 名が 254 団体で体験している。総合情報学部では 47 名（10.4%）で、実習生の内訳は男子 22 名、女子 25 名であった。

また、国際インターンシップ実習生として、米国ミズーリ州に 4 年次生男子 1 名が派遣されている。

学生の募集は、4 月上旬から学内掲示等の周知活動を行い、5 月中旬に説明会を開催し、6 月下旬に決定するというスケジュールである。

【点検・評価】

最近では採用直結型のインターンシップも増加しているが、基本的にはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会である。なお、学生達のこの体験のもたらす成果とともに、問題はないかを明らかにすることも大切である。とりわけ、学生気分では仕事が出来ないビジネス社会において、社会常識や礼儀の基本を学ばせることや（従来の終身雇用制や年功序列賃金に代わって）成果主義賃金の導入が始まっているという現状を把握させることが課題になっている。

総合情報学部の学生の就職活動に対する取り組みは、学部創設以来、熱心に進められてきた。キャリアデザインの教育を含め、インターンシップにもさらに積極的に参加する意欲を持つように、指導に努めていきたい。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第 22 条の 2 に基づき、国内外を問わず、関西大学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては､教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し､修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定できることになっている。

また、学則第 22 条の 3 に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、および短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で認定できる。

2005 年 5 月現在において、海外の 22 大学と基本協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行っているが、このうち 21 大学と学生交換協定を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。学生の留学には、協定大学へ留学する派遣留学と、学生自身が開拓してきた協定大学以外の大学に留学する認定留学があり、いずれも 1 年間を限度に留学期間を修業年限として認め、前述のように、留学先で修得した単位は 60 単位を超えない範囲で認定が行われる。2004 年度にこの単位互換制度を利用した総合情報学部の学生は 0 名である。

本学部では編・転入学生の単位認定については 44 単位を一括認定している。ただし、出身学校における修得状況及び編入後選択する外国語科目によって、基礎科目、外国語科目の認定単位の内訳が変わるため、編・転入学時にガイダンスを実施し、認定内容について各人に十分説明をしている。基礎科目、外国語科目、

保健体育科目の単位の差は、関連・応用科目によって調整している。

【点検・評価】

大学全体の取り組みに準じて、円滑に行なうことができている。

単位互換・単位認定の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。単位互換・単位認定制度の周知を図るためには、編・転入学生に対しては、入試広報として十分な情報提供を行っている。

留学しようとする在学生に対しては、留学前に個別に本学部の単位認定制度について説明し、帰国後の学部の履修についても指導している。

カ　帰国生徒、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

本学部には、大学基礎データ表 16 に示すとおり、帰国生徒が 45 名、留学生が 49 名在籍している。

帰国生徒に関しては、個々のバックグラウンドが異なるため、特に外国語科目に関し日本語能力により、主選択を「日本語」、副選択を「日本事情」とすることができるよう配慮している。「日本事情」は、日本の社会および文化に関する理解を深められるよう、各分野からのオムニバス方式による講義とし、内容的にも充実を図っている。

留学生についても「日本語」「日本事情」を配当科目としているほか、留学生学習指導担当者１名を置き、きめ細かくサポートする体制をとっている。この留学生学習指導担当者は日本語担当者なので、随時対応が可能になっている。

秋学期入学は本学部のみなので、秋学期入学生には、入学式後に帰国生徒と留学生の上位年次生、教員を交えて学部での懇談会を実施し、春学期に全学で行われる懇談会等の行事を補完している。

関西大学には私費留学生が利用できる学生寮として「学生国際交流会館・秀麗寮」がある。総合情報学部の学生で「秀麗寮」に居住しているのは２名である。

留学生同士の交流を深めるための行事として、関西大学の国際交流センターが毎年「日本事情見学会」を開催していて、高槻キャンパスで学ぶ留学生にとっては、千里山キャンパスの他学部の留学生と交流を深めるよい機会となっている。

【点検・評価】

帰国生徒と留学生に関しては、学部に在籍する留学生を招待し、教員および学部事務室の職員が懇談する機会がある。特に留学生はいろいろ悩みを抱えがちであるが、この懇談会がさまざま情報交換の貴重な場、貴重な機会になっている。

キ　生涯教育への対応

【現状の説明】

関西大学では関西大学吹田市民講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市）、関西大学文化セミナー、関西大学サタデーカレッジといった公開講座を実施しており、総合情報学部の教員も積極的に関与している。特に高槻市の公開講座の＜秋期＞はキャンパスのある地元であることから、毎回、総合情報学部の教員が担当している。2005 年度の秋期には「市民のための情報学（2)」の全体テーマの下で 5 名の教員が講師をつとめた。

社会人入学生・編転入学生・科目等履修生の受け入れも、生涯学習に貢献するものとみなすことができる。現在、社会人入学生 4 名、編転入学生 206 名が在籍している。なお、社会人入学の入試定員枠は 2005 年度より見直し、10 名から５名に、編入生の定員枠は 100 名から 60 名としている。この編入生の定員枠があるこ

とは他学部と比較して独自のものである。科目等履修生は、提出書類を元に選考され、教授会承認の上で受け入れが可能となる。科目等履修生数は、2004 年度春学期 3 名、秋学期 1 名、2005 年度春学期 0 名、秋学期 3 名であった。

【点検・評価】

生涯学習への対応は、学部独自で取り組むというよりも、大学全体としての取り組みの中にみられるものが多い。その中でも、本学部の編入生の定員 60 名は大きい意味をもつといえる。

高齢化社会の中で、今や日本の大学はあらゆる世代の学習への期待にこたえるべき課題に直面している。現在、学部および大学全体によって取り組みがなされている生涯学習への対応を継続発展していくことが重要である。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

（ア）教育効果の測定

【現状の説明】

総合情報学部では、在学期間を通しての教育効果を総合的に判断するために、4 年次に卒業論文の作成を必修としている。

また、個別科目における教育効果の測定については、学期末の定期試験のみでなく、小テストやレポート課題、受講態度など定期的にチェックする取り組みが、講義期間を通じて行われている。とりわけ、日々の積み重ねが重要となる外国語科目や実習科目については、受講生の理解度を確認する意味から、積極的に小テストや課題提出を実施し、成績評価の重要要素の一つとして位置づけられている。さらに、2005 年度の講義科目 99 科目のうち 69 科目（同一科目の複数開講分はカウントしていない）では、評価方法として「期末試験」だけでなく「平常時試験やレポート」を利用している点は特筆に値する。換言すれば、講義形式の科目においても、習熟度や理解度などの教育効果を確かめながら授業を進めるよう努力がなされている。

これらの点から判断して、総合情報学部では、全般的に学生の学習状況に応じてきめ細かく教育効果を見ながら授業を進められていることが伺える。

教育効果の測定方法の大枠については学部教務委員会で議論されるとともに、教授会でも議論され合意形成を行っている。それゆえ、専任教員間で教育効果の測定方法については共有化できている。また、複数クラスを開講している実習科目では、年 2、3 回程度の担当者会議を開催し、実習内容はもちろん、評価方法についても担当教員間で共通の理解を得ている。

各科目の教育効果の測定方法・基準についてはすべて『総合情報学部　授業計画』（シラバス）に明記されている。

なお、教育効果測定のシステム全体を検証する仕組みに関しては、現在のところ十分な導入はなされていない。基礎科目、外国語科目、保健体育科目、基幹科目、専門科目（関連・応用科目、実習科目、演習科目）ごとの受講生の成績分布は、毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度は現在のところない。

【点検・評価】

必修である卒業論文作成については、研究に対する取り組み、基本知識の習得、資料収集やソフトウェア開発能力育成、アンケートや実験の計画・実施、文章表現能力、論理展開能力、プレゼンテーション能力などの諸能力を総合的に把握・評価することができる点から、学部での最終的な教育効果を評価する最も適した方法である。

個別科目における教育効果については、講義の進行状況に応じて、小テストを行うなどきめ細かい測定の試みがなされている。

以上の点から、教育効果の測定に関しては、総合情報学部では講義・実習・演習などの科目の性質に応じた適切な評価方法を採用しており、十分に機能していると判断できる。

しかし、教育効果を測定するシステム全体を検証する仕組みが、自覚的に導入されていない点は問題であり、この点は今後の課題として検討していかなければならないだろう。

（イ）卒業生の進路状況

【現状の説明】

総合情報学部の卒業生の進路は、民間企業への就職が 6 割強を占める（大学基礎データの表 8)。主な業種は、情報・マスコミ・サービス業、製造業、商業、金融・保険業であり、これらの業種で全体の約 9 割を占めている。とくに、近年、情報・調査専門サービスの比率が上昇し続けている。官公庁への就職は数%である。

他方、大学院進学者は毎年 50 名近くいる。今日では、技術系を志向する学生にとって大学院進学は必要不可欠となる傾向にある。この点を反映してか、技術系を志向する本学部の学生は、大学院総合情報学研究科知識情報学専攻への進学を志すものが増えてきており、知識情報学専攻の授業科目担当教員ないしプロジェクト担当教員の学部ゼミからの内部進学の割合が高くなっている。卒業研究を通じて、より深く技術を学ぼうと決意する学生が増えてきた点は、専門演習の教育成果と考えてよいだろう。

【点検・評価】

卒業生の進路に関しては、情報系の学部という特性を活かし、情報・調査専門サービスの分野へ就職する学生が多いことが本学部の特徴の一つである。また、技術系の志向が強い学生は、より高い専門性を修得するために大学院に進学する傾向が多いことも本学部の特徴である。

なお、最近は、卒業後の進路の一つとして教員を志望する学生も増えてきているが、これら学生に対する支援体制を学部として整備してきた。本学部での取得可能な教職免許は、2004 年度までは「情報」のみであった。しかしながら、「情報」の免許のみでの教員採用が現在のところ非常に少ないため、本学部の教員志望の学生にとって、「情報」のみの免許取得は、複数免許取得者と比べて採用の面で不利な状況にあったと考えられる。この点を解消するために、本学部は「公民」と「数学」の教職免許取得もできる課程認定を 2005 年度に受けた。これにより、学生は複数の教職免許の取得が可能となり、教員志望の学生に対する教員採用への門戸を広げる対応を整えたので、今後は、教員採用者も増えてくると思われる。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

本学部では、学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために、各学期の履修単位数の制限を設定している。その上限は、24 単位である。

ただし、教職・その他の科目は履修制限単位外として、資格取得のための便宜を図っている（各学期 15 単位まで履修可能)。さらに、「教育実習（二)」3 単位は学生の実践的能力を高める目的で設置されている。当該科目は、上記の 15 単位とは別枠で履修可能としている。

成績評価は 100 点満点の点数で行われるが、各学期末の成績発表で学生に渡している成績表には、100～80 点を「優」、79～70 点を「良」、69～60 点を「可」、59 点以下を「不合格」として記載される。

成績に疑問のある学生は、すみやかに学部事務室に申し出るよう指導している。学生は、事務室経由で担当教員に成績について問い合わせを行うことができ、問い合わせのあった当該教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。

毎年 5 月に開催される「教育懇談会」(学生の保護者との懇談会）に際して、事前に学生の保護者にも成績表を送付している。「教育懇談会」では、総合情報学部における教育方針や成績表の見方などを保護者に説明した後、保護者との個人面談を行い、個々の学生の学習面や大学生活などについて相談を受けている。このように、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための努力をしている。なお、毎年 8 月と 9 月には、全国 15 都市で「地域別教育懇談会」も開催されている。

また、成績評価に関連して、定期試験の厳格な実施についても言及しておきたい。試験監督は担当教員以外に必ず応援教員または職員がつくようにしている。監督者数はおよそ学生 50 人につき 1 人の割合である。実施は「監督マニュアル」をもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認を行うとともに、受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないかなど、不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には、当該試験期間の全科目を無効とし、本人に強く反省を求めるなど厳正な態度で臨んでいる。

3 年次の「専門演習」および 4 年次の「卒業研究」（ともに必修）においては、学生が自分で研究を行い、論文を作成し、報告する能力を実践的に訓練している。しかし、その基礎となる知識や情報リテラシーについては、これら演習科目の履修前にきちんと習得しておく必要がある。そのため、総合情報学部では「専門演習」を履修する前提条件として、「専門演習」を履修する年度の前学期までに卒業所要単位のうち 52 単位以上を修得していることを課している。また「卒業研究」は「専門演習」の修得を条件としている。

学生に渡す成績表には、修得単位状況および卒業見込みに関するコメントが付けられており、修得単位の少ない学生に対して努力を促す工夫をしている。またゼミ（「専門演習」と「卒業研究」）の担当教員にはゼミ生の成績が配布され、学生の修得単位数に応じて適宜アドバイスをするなどの配慮ができるようにしている。

また、本学部では、創設以来「再試験制度」を導入していない。1 単位でも不足すれば留年となることから、学生は、下位年次から計画的に履修する態度が涵養されている。

学生の学習意欲を刺激する方策の一つとして、2003 年度から各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が発足した。現在この制度によって給付奨学金を得ている学生は、現在、1 年次で 5 人、2 年次で 23 人、3 年次では 25 人いる。ただし、学年ごとに総額が決まっているために、給付人数は学年によって異なる。また、卒業時においても、校友会の後援により、学部の卒業証書授与式で成績優秀者を表彰する制度を 2002 年度から設けている。

【点検・評価】

成績を厳格に評価する仕組みは整っているといえる。各年次、卒業時の学生の質を検証・確保するための方途も工夫されている。

なお、成績優秀者に対する給付奨学金制度や卒業時の表彰制度は学生の学習意欲を刺激する方策として新設されたが、まだ学生に対して十分に周知されているとは言いがたい面がある。良い成績をとるように頑張ろうという学生のインセンティブ向上につながるように、これらの制度について、今後、学生へ周知徹底を行う必要があるだろう。

ウ　履修指導等

【現状の説明】

新入生に対する履修指導として、まず入学直後のオリエンテーションで、学部執行部の教員によって総合情報学部の特色や授業科目の特徴、学生の関心や将来の進路の指針として設けている「メディア情報モデル」「組織情報モデル」「知識情報モデル」の履修モデルなどについて説明がなされる。また、1 年次では、専門科目履修の準備として、基礎科目および基幹科目を中心に履修するプログラムが確立している。この準備期間を通じて、学生は 1 年ほどをかけて自分の勉学の方向性や将来の進路を決めることができる。

本学部では、制度化されたオフィスアワーはない。しかし、教員は担当科目の履修学生に電子メールのアドレスなど連絡方法を明らかにし、学生が適宜相談を受けられる状態にある。実際、多くの教員はそのような方法で学生の相談を受けたり、アドバイスを行ったりしている。

留年する学生は、休学者を含めると毎年 150 人前後おり、在籍者比率では 2003 年度秋学期で 20.96% 、2004 年度春学期では 15.5%である。留年生に対する指導は基本的にゼミの指導教員が行なっている。

留年の理由については、勉学についていけないなどの能力にかかわるものより、むしろ、海外遊学などのために意図的に休学した結果、留年につながっていることが多いように思われる。

なお、勉学上で留年する学生をできるだけ減らすための措置も講じており、1 年次春学期の成績不良者に対しては、秋学期開始早々の 10 月に呼び出し、学部学生相談主事が相談の上、勉学意欲の喚起を促すといった、将来的に留年生にならないような指導を早い時期から行っている。

【点検・評価】

総合情報学部における履修指導は全体としてかなり丁寧に行われている。オフィスアワーは制度化こそされていないが、電子メールの浸透により学生の相談には柔軟に対応できていると評価することができる。また、勉学についていけない留年生をできるだけ減らす取り組みもしっかりと行われている。

エ　教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

総合情報学部では、情報ジェネラリストの育成という学部の理念、教育目標のもとで、実習科目や演習科目を重視してきたが、これは学生それぞれが自ら主体的に物事を考えるという自己学習型の授業を重視するということでもある。1 年次から実施される実習科目や 2 年次からの演習科目で、情報の収集・加工・処理のための基本的なスキルを身につけるとともにプレゼンテーションを体験することで勉学意欲を高めるよう工夫している。

また、講義科目においても、教材提示装置によって説明資料を表示するだけでなく、動画コンテンツなどを使い、学生の理解を深める工夫を進めている教員も数多い。

2003 年度からは全学的に、ゲストスピーカー制度が専任教員 1 名につき各学期 1 回の制限つきながら運用されるようになり、本学部で実際にこの制度を利用した科目は 2003 年度に 5 科目 6 人、2004 年度に 7 科目 7 人に上る。この制度は科目に関連して社会で実際に活躍している人の話を学生に聞かせるという趣旨で導入され、情報化社会で活躍する人材を育成する教育理念をもつ総合情報学部にふさわしい制度である。

3 年次の専門演習や 4 年次の卒業研究では、多数の教員がゼミ合宿やゼミ旅行を計画し、学生の自主的な活動を啓蒙するとともに、集中的な学習や学生同士、学生と教員とのコミュニケーションを密にする工夫を行っている。このゼミ活動への費用補助も制度化されている。

卒業論文は学生の総合的な教育成果を集大成する大きな目標の一つであるが、本学部では、学生に卒業論文だけでなく、その要旨をまとめた「卒業研究概要」の提出も課している。提出された学生全員分の「卒業研究概要」は、学部創設以来、学部予算で『卒業研究概要集』として CD-ROM に編集し、これを卒業時に各学生に配布するとともに、後輩学生たちが卒業論文執筆の参考にできるよう閲覧に供している。

また、学部講演会として外部の研究者あるいは学識経験者を招き、学生に外部の世界に目を開かせるための企画も行っている。

さらに、全学的組織である全学共通教育推進機構の FD 部門委員会の主導で、授業研究ビデオの作成や公開授業等の FD 活動が全学的に取り組まれているが、本学部もこれらの取り組みに積極的に参加している。

シラバスは、『総合情報学部　授業計画』として学生全員に配布され、総合情報学部における開講科目のすべてについて、①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目が記載されている。これによって学生は履修科目を選択することができ、またあらかじめ受講計画を立てること

ができる。また、2004 年度より、Web 上でのシラバスの閲覧も可能となった。

学生による授業評価は、全学共通教育推進機構の主導で全学的に行われている。総合情報学部では、2003 年度春学期は対象 307 クラスのうち 271 クラスで実施（88.3%）され、秋学期は対象 316 クラスのうち 262 クラスで実施（83.0%）されている。授業評価のアンケート調査では、各質問項目に対してリッカート尺度で回答する方式とともに、授業に関する意見を自由に記述できる方式も実施されている。自由記述分は直接担当教員が受け取り、今後の授業改善の参考にすることができるようになっている。評価結果は、学部ごとに集計され公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目についての集計結果がフィードバックされている。

【点検・評価】

シラバスは充実しており、学生の履修を検討する際に必要十分な内容を持っている。また学生による授業評価を積極的に実施している。情報を中心とする教育という総合情報学部の理念についても具体的な体制が整っている。

問題点としては、学生による授業評価がどのように生かされるかが基本的に教員個人の判断にゆだねられている点があるが、その結果に基づいて授業を改善している教員が多くなってきた。学生による授業評価の信頼性に疑問を持つ教員もいるため、学生の授業評価の信頼性を上げるために自由記述式アンケートを 2003 年度から記名式に変更した。さらに、評価結果について、教員側からのコメント集を作成し、閲覧に供することにより、双方向の意見交換を行うための第一歩を踏み出している。

ただし、学生による授業評価の結果は、科目毎に、各質問項目に対する満足度を学内平均と比べる形式で教員に開示されている。そのために、担当科目毎の満足度の違いの把握、時系列（前回開講時の評価との相違）にみた満足度の変化などを把握することは、各教員の自主性に委ねられている。

なお、学生による授業評価は全学的組織である全学共通教育推進機構の授業評価部門委員会の主導で行われているが、今後ともここと協力しながら学部教務委員会を中心に改善を図っていく方針である。

オ　授業形態と授業方法との関係

【現状の説明】

本学部では、選択科目の授業が比較的多いため、学生の履修状況に応じた教室の割り当てを行なっている。

演習科目は 20 名前後で開講し、きめの細かい指導ができる体制を整えるとともに、学生の研究報告のプレゼンテーションに便宜をはかり学生相互の議論も可能となるように、特に教室も移動式の机のある部屋を利用している。ゼミ合宿などのゼミ活動に対する出張費が制度化されていることもあって、ほとんどのゼミでは年 1 回以上、ゼミ合宿やゼミ旅行を行って密度の濃い演習をおこなっている。

実習科目では一部の科目を除いて 1 クラス 48 名を超えないようにしている。

初習外国語はその効果を考えて 1 クラス 45 人で実施している。英語については、1 クラス 50 人を超えないようにしている。

基礎科目や基幹科目は履修する学生も多く、大規模クラスで行う場合が多い。

総合情報学部の大規模教室は教材提示装置や AV 装置が備えられており、大規模クラスであることのマイナス面はかなりの程度、改善されている。

本学部では、配付資料と板書による説明だけでなく、PC を利用したプレゼンテーション資料の提示、VTR や DVD を利用した映像資料の提示など、マルチメディアを利用した教育が積極的に行われている。この点についての受講学生の評価は高い。また、そのための設備も本学部の中教室以上の教室にはすべて装備されている。さらに Web 上にホームページを開設し、授業に関連する情報や資料を掲載したり、また質問と回答の内容を公開したりするなどしている教員も数多い。また、現代 GP として選定された CEAS（授業と学習を統合的に支援する Web ベースのシステム）を利用する教員も増えてきている。今後、シラバスの Web 公開など

を契機としてさらに充実した教育コンテンツ提供が可能となることが予想される。

「遠隔授業」による授業科目は常設されていない。しかしながら、新しい授業形態を試行する教員も多く、ゼミ活動の中で試験的に他大学との遠隔双方向での討論を行なっているケースもすでにある。

【点検・評価】

総合情報学部における授業形態と授業方法の関係については適切に配慮されている。また、マルチメディアを活用した教育についても、設備面での整備を背景に、積極的な取り組みがなされている。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

国際化への対応として、本学部は、7 ヵ国語の外国語科目から主選択、副選択できるカリキュラム編成に加え、国際交流の推進にも、留学生や帰国生徒の受け入れ、海外語学セミナー、留学制度、という形で力を入れている。教員レベルでは、招聘研究者の受け入れ、在外研究、国際シンポジウムの開催などで教育研究交流を図っている。

2004 年度において、本学部から海外語学セミナーに参加した学生数は、カルガリー大学 2 名、アデレード大学 3 名、マンチェスター大学 2 名、オークランド大学 4 名、復旦大学 3 名、計 14 名である。また、交換派遣留学は、2003 年度と同様に 1 名いた。このような海外語学セミナーや留学制度は、本学部の生徒にとっても利用しやすいものになっているといえよう。

教員レベルでは、2004 年度、本学部から、在外研究員（学術 1 年）1 名、在外研究員（調査半年）2 名、を出しており、規定どおりの人数を満たしている。一方、外国人招聘研究者の受け入れは、関西大学全体で研究員 8 名、講演者が 4 名の計 12 名であったが、本学部にはいなかった。

学部創設 10 周年にあたった 2003 年度には、10 周年を記念し、「明日の情報化社会～個人と社会の成長に向けて～」と題し、国際シンポジウムを開催した。

学部には、国際交流主事がおり、国際交流センターと連携して、国際交流に関するさまざまな志望学生の選考過程で関わっている。さらに学部内には、留学生学習指導担当者がおり、留学生の学習に関して支援している。

国際交流に関しては、上記のとおり、学生や教員のレベルでの交流のほかに、国際協力機構が、発展途上国から招聘する技術研修員を受け入れ、学内で研修の機会を与えている。2005 年度は、ミャンマー教育大学から教員 3 名を 1 ヵ月受け入れ、地域の小・中学校と連携して研修をした。

さらに情報発信の場としては、学術雑誌として学部紀要『情報研究』を年 2 回発行している。この紀要には、本学部専任教員のほか、紀要編集委員会が本学の研究教育に貢献した非常勤講師等による投稿も認める場合がある。

【点検・評価】

上記のとおり学生のレベルと教員のレベルで国内外の交流の場および情報発信の場は、確保されており、それを生かす機会は、均等に与えられているため、国際化に対応した国際交流の推進に関しては、総合情報学部の取り組みは適切であるといえよう。

さらに、国際協力機構が、発展途上国から招聘する技術研修員を受け入れ、学内で研修の機会を与えている点は、特記すべき点である。

一方、本学部では、海外の協定大学への交換派遣留学やそれ以外の大学への認定留学を利用しているものが少ないが、これは、本学部が実習の多いカリキュラムであることも関係している可能性がある。現行のカリキュラムを豊かにするような留学制度の位置づけを検討することも考えられる。

3　学生の受け入れ

情報ジェネラリストの育成という学部の理念に沿って多角的な学生を受け入れることを目標とする。そのために以下のような種々の選抜方式をとっている。人数枠や選抜基準を多角的に設定することによりさまざまな学生を公正に受け入れている。

(1) 入学者の受け入れ方針

【現状の説明】

総合情報学部は 1994 年の学部創設時から、次項 (2) で述べるように様々な入試を行ってきた。そして、多数の編・転入生の受け入れ、帰国生徒の受け入れなど、多角的な学生の受け入れを特徴の一つとしてきた。現在、一般入学試験のほかに、センター試験利用入試、指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス (AO) 入試、スポーツ・フロンティア (SF) 入試、関西大学第一高等学校卒業見込者入試、外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、社会人入試、編・転入試を行っている。

学部の理念である「情報ジェネラリスト」の育成をめざして、一般入試科目は、専門性に偏らない基本的な英語・数学・国語という 3 科目を用意し、その中から 2 科目選択できるようにしている。2005 年度には更に多様性を重視し後期 B 日程に社会科を加えた。

さらに従来の文系・理系という枠にとらわれることなく、政治・経済・社会・文化などのさまざまな領域を「情報」という視点から総合的に探求するという学部の目的に沿って、上記のとおり多岐にわたる入学者選抜方法をとっており、それは募集定員にも反映されている。一般入試と指定校制推薦入学・AO 入試・SF 入試・一高入試で 350 名、センター試験を利用した入試で 50 名、留学生・帰国生徒・社会人入試で 30 名であり、編・転入試が 60 名である。編・転入学志願者が近年減少気味であり、定員の見直しを行った。

【点検・評価】

一般入学試験の得点上位者の入学を促すために 2001 年度から合格者のうち上位得点者に対して合格通知と同時に給付奨学金を与える旨の通知も送付し、入学生の質の向上を図るという長所を作っている。

社会人入学試験は、開始以来、社会人の受験者数が減少傾向という問題がある。社会人入学試験の実施時期、選抜方法について学部将来構想委員会で目下検討中である。

全体に受験者の減少が学力を確保する上で問題であり、方策として入試の種類や機会を増やしている。

(2) 学生募集方法及び入学者選抜方法

【現状の説明】

ア　一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験で、試験科目は英語・数学・国語の 3 科目から 2 科目を選択する方式である。2 月の初旬に募集定員約 300 名の A 日程・S 日程の入学試験が、3 月初旬に募集定員約 50 名の後期 (B) 日程の入学試験が行われ、関西大学総合情報学部に強く入学を希望する学生に複数回の受験機会を提供している。

選択した試験科目の配点は各科目 200 点であるが、合否判定に際しては、中間値方式をとっている。中間値方式では、各科目の得点に対して中間値が 100 点となるように変換を施す。中間値方式を使うことによって、選択した科目による難易度の不公平を避けるように配慮している。

2005 年度入試では、後期 B 日程に従来の外国語、数学の 2 教科型に加えて、受験の機会を増やす目的で、3 教科型の方式が加わった。3 教科型では外国語、国語の 2 教科に加えて、もう 1 教科を世界史 B、日本史 B、

地理B、政治・経済、数学の中から選ぶ。

表Ⅱ-情-3　一般入学試験実績

年　度	日程別内訳	志願者	合格者	入学者
2004	A	2,094	391	117
	S	1,327	251	78
	C	387	60	12
	B	905	206	155
	計	4,713	908	362
2005	A	2,538	442	160
	S	1,646	307	99
	B	887	80	59
	計	5,071	829	318

イ　大学入試センター試験を利用する入学試験

大学入試センター試験を利用する入学試験である。2004 年度入試より取り入れた。募集定員は、2004 年度の 30 名に対し、2005 年度は前期 30 名、中期 20 名に増やした。

表Ⅱ-情-4　大学入試センター試験を利用する入学試験実績

年　度	志願者	合格者	入学者
2004	750	301	17
2005	1,291	255	41

ウ　指定校制推薦入学

指定校制推薦入学は、関西大学総合情報学部での勉学を強く希望し、かつ所属する高校の学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を入学させることで学生の質を維持向上させることを狙いとしている。総合情報学部への入学実績と合格者実績、推薦入学者の入学後の成績を基準に、指定校の見直しを毎年行っている。数年連続で推薦入学者を出すなど一定以上の実績を残している指定校に対しては、募集を 2 名にするなどの措置をとっている。

出願資格は、本学部指定の学科を卒業見込みであり、総合情報学部での勉学を特に希望し、第 3 学年 1 学期末までの全科目の評定平均値が 4.0 以上で、学校長の推薦がある生徒である。選考は本学部の専任教員 2 名 1 組で出願書類をもとに面接を行い、2 名がそれぞれに行った評価を総合し、教授会で最終的に合否を判定している。

表Ⅱ-情-5　指定校推薦入学実績

年　度	指定校数	依頼人数	志願者数	合格者数	入学者数
2004	161	181	113	113	113
2005	193	217	143	143	143

エ　アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験

AO 入学試験は、受験生の能力や個性を多角的に評価できる入学試験として 2000 年度から導入された。出願資格は、第 3 学年 1 学期末までの全科目の評定平均値が 3.8 以上と一定の学力を持った上で、広く社会に評価される活動をしている生徒である。選考は２段階で行われる。第 1 次選考では志望理由書を中心とした書類選考を行っている。第２次選考は本学部の専任教員４名による 20 分程度の面接を行い、成績・活動実績・面接について各面接委員の評価を総合し、序列化したデータを元に、教授会で最終合格者が決定する。

表Ⅱ-情-6　ＡＯ入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2004	41	9	9
2005	16	7	6

オ　スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験

優れたスポーツ実績・能力をもつ高校生を対象として、2003 年度から導入された。この入試によって、学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成をめざしている。出願資格は、入学後も本学体育会クラブでのスポーツ活動を継続する意志を持ち、かつ高等学校等に於ける第 3 学年 1 学期末までの全科目の評定平均値が 3.4 以上で、さらにスポーツにおいて全国的な大会で優れた成績を、または都道府県でトップクラスの成績を収めている生徒である。選考は 2 段階で行われる。第 1 次選考は競技成績に基づいた書類選考であり、第 2 次選考は小論文試験と面接が行われる。面接・小論文の評価を総合し、教授会で最終合格者が決定する。

表Ⅱ-情-7　ＳＦ入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2004	11	7	7
2005	11	7	7

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から関西大学に入学することを前提に勉強をし、関西大学への帰属意識も高い学生を入学させるために学部創設以来、実施されている。2004 年度からは外部テストを利用し、高校の内申書の得点と高校で行われた学力試験の得点を外部テストの得点と同じウェートで加え、在学中の状況（欠席および遅刻回数）を参考にその合計得点の序列によって合否判定を行っている。

表Ⅱ-情-8　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2004	24	23	23
2005	27	23	22

キ　社会人入学試験

旺盛な学習意欲をもつ社会人に対して社会人入学試験を行っている。定員は約 5 名である。試験は英語・数学から 1 科目選択（100 点）、小論文（100 点）、及び面接で行われ、それぞれについてを行い、教授会で最終的に合否判定を行なっている。

表Ⅱ-情-9　社会人入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2004	0	0	0
2005	1	0	0

ク　外国人学部留学生入学試験

大学の理念である国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れるために行っている。外国の学年歴に対応できるように、春学期入学と秋学期入学の入試を実施している。定員は春学期約 5 名、秋学期約 5 名である。日本語（150 点）、英語または数学から 1 科目選択(100 点）の筆記試験と、面接での評価を加味して合否判定を行っている。

表Ⅱ-情-10　外国人学部留学生入学試験

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2004 年度春学期	14	6	4
2004 年度秋学期	5	4	3
2005 年度春学期	21	10	9
2005 年度秋学期	8	4	4

表Ⅱ-情-11　私費留学生数　(2005.5.1)

区分	韓　国			中　国			台　湾			合　計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年次生	0	0	0	9	3	12	0	0	0	9	3	12
2年次生	0	0	0	7	1	8	0	1	1	7	2	9
3年次生	1	0	1	6	3	9	1	1	2	8	4	12
4年次生	0	0	0	9	5	14	1	0	1	10	5	15
計	1	0	1	31	12	43	2	2	4	34	14	48

ケ　帰国生徒入学試験

外国の学年暦を考慮して春学期入学と秋学期入学の両方を可能にしている。定員は春学期約5名、秋学期約5名である。学部創設時から実施している筆記試験方式は、英語または数学から1科目選択(100点)、日本語作文(100点)及び面接の評価により合否判定を行っている。それに加え、1999年度秋から、指定基準を満たした海外での統一試験のスコアなどの出願書類をもとに行う書類選考方式も導入している。日本の高校に通う帰国生徒に対する推薦指定校入試制度もある。

表Ⅱ-情-12　帰国生徒入学試験

年　度	種別	志願者数	合格者数	入学者数
2004年度 春学期	推薦	3	3	3
	書類	7	7	0
	筆記	8	4	3
	計	18	4	6
2004年度 秋学期	書類	2	2	1
	筆記	3	2	2
	計	5	4	3
2005年度 春学期	推薦	2	2	2
	書類	6	5	2
	筆記	8	5	4
	計	16	12	8
2005年度 秋学期	書類	1	1	1
	筆記	0	0	0
	計	1	1	1

コ　編・転入学試験

短期大学や高等専門学校に入学後、より高度な教育を受けたいと考える人たちや、大学入学後や卒業後に新たな学問分野に興味をもつ人たちの要望に応え、2 年次編・転入学試験を実施している。総合情報学部ではこの制度を特に重視し、60名という定員枠を設け、7月と11月の2度試験を実施している。試験科目は英語または数学から1科目選択(100点)と、小論文(100点)を実施している。また、指定校を対象にした推薦入学制度も実施している。

表Ⅱ-情-13　編・転入学試験

年　度	種　別	志願者数	合格者数	入学者数
2004	推　薦	39	39	36
	7月募集	49	26	23
	11月募集	25	11	10
	計	113	76	69
2005	推　薦	41	40	40
	7月募集	43	16	14
	11月募集	22	8	8
	計	106	64	62

【点検・評価】

ア　一般入学試験

入学試験での選択科目による公正性・公平性という面で、中間値方式を採用することにより、十分な配慮がなされていると考えられる。優秀な学生をできる限り確保する目的で、2001年度から入学試験成績上位合格者に対して奨学金を給付する制度を始めた。

イ　大学入試センター試験利用入試

科目の取り方による合否割合に大きな変動が出ないようにすることにより、入学試験での選択科目による公正性・公平性という面で十分な配慮がなされていると考えられる。センター試験入学制度が開始したばかりであるので、志願者、合格者、入学者等年度による変動が大きい。今後、この制度により入学した学生の入学後の活躍を見ながら、選抜制度を整えてゆく必要がある。継続的に学生の動向を調べ、より良い制度としたい。

ウ　指定校制推薦入学試験

高校との信頼関係の下での制度であるため、全般にまじめで意欲的な学生を確保できており、実際に入学後の学生の成績は良好である。問題点は近年、推薦辞退校が増加している点である。また、高校間に学力格差や内申成績評価基準の相違があるにもかかわらず、同一の評定平均値によって被推薦資格を決めてよいのかという問題もある。一定の年限辞退が続いた高校や入学後の成績不良の在学生が多い高校に対しては推薦を取り消す。一方で、毎年推薦のある高校に対しては推薦人数枠を複数に広げている。また、一般入試の入学実績から新たな推薦指定校を開拓している。

エ　AO 入試

基礎学力のほかに、広く社会に評価される活動実績を評価する。総合情報学部における学習意欲の高い、積極的な学生をとれるという長所がある。ただし志願者の増減に伴い常に見直しをすることは必要だろう。

オ　SF 入試

基礎学力のほかに、スポーツ実績を評価する。学業とスポー ツの両面を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成をめざす。選考時の問題としては、様々なスポーツ種目の種々ある競技結果から、スポーツ実績としての評価をどう割り出すかという点がある。また、入学後の問題点に、学生のスポーツ活動と学業との両立の難しさがある。特に、千里山キャンパスの体育会（スポーツ部）に所属する場合、高槻キャンパスからのキャンパス間移動に伴う時間や交通費も無視できない。今後、この制度により入学した学生の入学後の活躍と学業成績を見ながら、選抜制度を整えてゆく必要がある。継続的に学生の動向を調べ、より良い制度としたい。高槻と千里山のキャンパス間の移動の便宜を図るため、2004 年度より両キャンパス間に平日 1 日 1 便のバスが試験的に運行された。

カ　一高卒見者入試

関西大学の校風に早くからなじみ、帰属意識も高いという点では狙いを達成していると評価できる。高校では理系・文系で指導を分けているため、文理総合を謳う総合情報学部としては、人数配分、評価基準が難しいところがあるという問題もある。一高との高大連携会議を常設化し、高校における勉学への取り組みを強化するよう働きかけている。そのため将来は制度が大きく変わる可能性が高い。

キ　社会人入試

制度が存在しても入学志願者が少ないことが問題である。実際 2004 年度、2005 年度とも入学者がなかった。社会人として仕事をした経験のある学生が入ることは、本人ばかりでなく一般の学生にもよい影響をもつ。実際、意欲的に勉強に取り組んだ卒業生も出ている。反面、受験生の中には学習意欲はあっても学力が伴わない場合や、学部で学べることを誤解している場合も多く、これが合格率の低い原因となっている。その他の問題として、社会人の入学志願者の少なさや、合格しても併願した他校に入学してしまうことが多いことが挙げられる。

ク　留学生入試

いろいろな学生が入学することは、本人ばかりでなく一般日本人学生に対してもよい刺激になる。問題点としては、留学生の入学者の少なさがあげられる。世界各地からより多くの留学生が集まることが多様性の面で望ましい。留学希望者の少なさに関する改善策は私費留学生に対する奨学金貸与のあり方などが考えられるが、これは全学の問題であり、国際交流主事会での検討課題である。

ケ　帰国生徒入試

外国で育った学生を入学させることは当人に機会を与えるばかりでなく周囲の一般学生にもよい刺激を与えるという長所がある。問題点としては、合格しても実際に入学する者が少ない点であり、実際ここ数年の入学者は10名程度に止まっている。これは最近他学部、他大学でも帰国生徒受け入れをしているところが増えてきたため競合していると考えられる。

コ　編・転入試

大学卒業後の進路変更ないしは入学後の関心の変化など、多様なニーズに応えるための制度として機能していると考えられる。しかし、編入が2年次からのため、短大や高専等の卒業者が本学部卒業までに更に3年間在学しなければならない。この点は、志願者数が伸びない一因と考えられる。そのため3年次編入の制度も検討されているが、本学部独自の実習科目等をこなすことが困難なため、実現に至っていない。短大、高専の減少に伴い、志願者が減少しているので、2005年度入試より、入学定員を100名から60名に変更した。

(3) 入学者選抜の仕組みと検証

【現状の説明】

総合情報学部では、入学試験情報および学部広報に関して毎年、学部紹介のガイドブックを作成し、全国の高校、予備校に送付している。内容はカリキュラム、教員紹介、就職情報や入学試験情報などである。入学試験や学部に関する広報・相談も様々な機会に行っている。5月下旬に開かれる「高槻キャンパス祭」では入試相談も実施している。また、8月上旬には高槻キャンパスで受験生対象の「総合情報学部セミナー」を入試センターと共同で実施し、学部の教員と職員による各種相談コーナーやミニ講義、体験コーナーなどを企画し、実施している。さらに、7月終盤の2日間と8月後半に千里山キャンパスで行われるサマーキャンパス、および9月下旬と3月下旬に行われるトライキャンパスにも本学部の教員と職員が出て、学部の説明を行ったり受験生の相談に応じたりしている。社会人入学試験の説明会もトライキャンパスと同じ日に行っている。その他、入試センターの企画である高校での模擬講義やUI活動の一環である各地方での広報活動にも学部として参加し、学部教育について広く広報活動を行っている。

入学試験は、スケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従って行われている。学部執行部の一員として入学試験主任がおり、その教員が同時に全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を誤解なく学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入学試験主事会の議論に反映させる体制ができている。

選抜基準に関しては、その透明性が確保されている。つまり、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないように素点に統計処理を行ったうえで判定に用いている。これは、関西大学第一高等学校卒見者入学試験における入学試験得点、学力試験得点と内申書得点にも施され、総得点を序列化して合否を判定している。

総合情報学部が独自に問題作成を行っているのは、編・転入学試験、社会人入学試験、SF入学試験の小論文と、帰国生徒入学試験の日本語作文である。面接を行っているのは、指定校制推薦入学、AO入学試験、SF入学試験、推薦編入学、社会人入学試験、外国人学部留学生入学試験、帰国生徒入学試験である。

いずれの入学試験の場合も最終合否判定は教授会で行われ、すべての筆記試験の得点や面接評価ほかの判定資料を明らかにしたうえで説明がなされ、審議を経て決定されている。

総合情報学部が独自に作成している入学試験問題については、教授会での合否査定の際にそれぞれの得点分布が示され、問題の難易度がわかるようになっていると同時に、出題者より問題または課題の趣旨説明を行っている。面接実施に関しても、面接員が記入する面接票の様式を統一し、判断基準の標準化を図るなど、透明性の高い判定ができるよう検討され、実施されている。

異なる入学試験で入学してきた学生の入学後の成績の追跡調査も、毎年実施されており、入学試験の検討材料としている。入学試験制度は学部入試委員会で検討されて、案は教授会で審議される。

【点検・評価】

受験生に対する入学試験情報および学部広報、入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても十分な配慮がなされており、とくに問題となる点はない。

各入試による入学生の入学後の成績分布は入試のねらいとその達成度を見るひとつの方法であり、結果はそれがおおむね達成されていることを示している。しかし、入試区分によっては、成績のみでその存在意義を評価することはむずかしい。

(4) 科目等履修生・聴講生

【現状の説明】

科目等履修生、聴講生は、本学の規程に基づき、教授会での審議で妥当と認められる者を受け入れている。2005 年度実績を見ると、受講理由は資格取得に限られ、年齢はいずれも 20 代である。

表Ⅱ-情-14　科目等履修生・聴講生の分布

性別		年　齢						学　歴			職　業			受　講　目　的			
男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
1	2		3						3		1		2	3			

【点検・評価】

この制度は必要な人が必要なときに利用されており、この制度の意義が生かされているといえる。とくに問題点は見当たらない。

(5) 定員管理

【現状の説明】

2005 年度の総合情報学部の収容定員と在籍学生数、および両者の比率は大学基礎データ表 14 の通りである。収容定員に対する在籍学生数の割合は学部全体で 1.26 である。著しく問題であるとはいえないまでも、1.25 以上は文部科学省からの助言・勧告の対象となり、多い事実は否定できない。これは入学試験合格者のうち実際に入学した者の割合が予想より多かったことに起因している。もとより、在籍学生数の多さは学生に対する教育の質に影響を与えるものであり、過度に多くなる事態はぜひとも避けなければならないが、現状においてはとくに教育に支障をきたすような事態には至っていない。

【点検・評価】

著しいとは言えないまでも定員超過があり、適正な定員管理ができているとは言い難い。改善に向けて検討し今後も努力していく。

（6）退学者

【現状の説明】

2004 年度には 45 名の退学者・除籍者があり、2002 年度（45 名）、2003 年度（50 名）と比べてほぼ例年並みの数である。退学の理由は「一身上の都合」とされる場合が多いため、詳細は不明である。退学及び休学についてはすべて教授会で報告され了承される。

【点検・評価】

全学年定員 1,900 名と比較すれば、退学者は多いとは言えないであろう。退学理由の内容で「一身上の都合」に次いで「他大学」、「勉学の意志喪失」が多いのは、学部の内容を調べずに受験し入学した学生が多いためと考えられる。経済的な理由による退学を減らすためには、奨学金や休学の制度をもっと広報することも有効であろう。

4　教員組織

総合情報学部は、千里山キャンパスとは別の高槻キャンパスに設置された学部である。関西大学で守られてきた伝統と、新しい発想に基づいて創設された新しい学部という方針とをバランスよく保ちながら、学部の理念・目的・教育目標を達成する上で適切な教員組織を整備することに努めてきた。以下、詳細を報告する。

（1）教員組織

【現状の説明】

大学基礎データ表 19 に示すように、総合情報学部の教育を担っている教員は、2005 年 5 月現在、本学部の専任教員 51 名、本学他学部等所属の兼担教員 25 名、兼任教員 91 名で構成されている。総合情報学部の場合、大学設置基準で定める必要専任教員数は 33 名であるが、それを上回る 51 名の専任教員が総合情報学部に所属している。なお、2005 年 5 月現在における専任教員 1 人あたりの学生数は 46.8 名である。

2005 年度における総合情報学部の専任教員の職位別構成は、教授 40 名、助教授 11 名となっている。

また、2005 年 5 月現在の専任教員の男女別比率は、男性教員 92.2%（47 名）、女性教員 7.8%（4 名）である。職位別に男女比をみてみると、教授では男性が 97.5%（39 名）、女性が 2.5%（1 名）であり、助教授では男性が 72.7%（8 名）、女性が 27.3%（3 名）である。

さらに、専任教員のうち、前職が大学以外の民間企業や政府系関係機関であった教員が 16 名、また過去に大学以外の研究機関に所属していた教員が 4 名いる。兼任教員の中にも大学以外の民間企業等所属の教員が 8 名いる。このように、総合情報学部では教員組織における社会人の受け入れを積極的に進めてきた。また、専任教員には外国人教員が２名いる。

大学基礎データの表 22 に示すように、2005 年度の総合情報学部における専任教員の平均授業担当時間数は、教授 13.4 時間、助教授 10.3 時間となっている。本学の専任教員の責任時間数として定められている授業担当時間数の下限は、教授 8 時間、助教授および専任講師が 6 時間である。教授と助教授・専任講師では責任時間数で 2 時間の差があるが、先の専任教員の平均授業担当時間数はこの差をほぼ反映したものとなっている。なお、総合情報学部では、職位別の責任時間数の差を勘案しつつ、各専任教員の授業担当時間数に大きな差が生じずできるだけ平準化するように、教務委員会において次年度の授業担当者の決定と関連させ

ながら専任教員の授業担当時間数の調整を毎年行っている。

次に、大学基礎データの表 3 に基づいて、担当科目数からみた専任と兼任（兼担を含む）の比率についてみてみると、2005 年度春学期は専任 52.7%、兼任 47.3%であり、秋学期は専任 54.3%、兼任 45.7%である。このように、総合情報学部で開講されている授業科目全体では、専任の比率は 50%を少し超える程度であるが、専門科目（基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目）だけの専任と兼任の比率をみてみると、春学期が専任 90.1%、兼任 9.9%、秋学期が専任 81.5%、兼任 18.5%であり、専任の比率が非常に高くなる。しかも、専門科目の中の必修科目については全て専任教員が担当している。逆に、外国語科目では専任の比率が極端に低いが、これは、留学生向けの外国語科目である「日本語」についてのみ専任教員が担当し、それ以外の外国語は、大学全体の外国語教育を担当している外国語教育研究機構に委託しているためである。

2005 年現在における総合情報学部の専任教員の年齢構成は、66 歳～70 歳が 1 名、61 歳～65 歳が 5 名、56 歳～60 歳が 9 名、51 歳～55 歳が 8 名、46 歳～50 歳が 10 名、41 歳～45 歳が 10 名、36 歳～40 歳が 4 名、31 歳～35 歳が 4 名となっている。本学の職員任免規則では、専任教員の定年は 65 歳と定められているが、授業上必要がある者については定年を5 ヵ年に限り教授会の承認を得て 1 年ごとに延長を行うことができるため、定年延長の手続きが 5 回行われた場合には、70 歳の教員が存在する。

総合情報学部の専任教員の勤続年数は、2005 年 5 月の時点で、勤続 31 年以上が 5 名、21 年～30 年が 2 名、11 年～20 年が 31 名、10 年以下が 13 名である。総合情報学部は 1994 年創設の比較的新しい学部であり、創設時に本学の他学部から移籍してきた 7 名の専任教員以外は、創設時およびそれ以降に本学以外から新規に採用された専任教員であるため、勤続年数が比較的短い専任教員が多い。

教育課程の編成に関する教員間の連絡調整については、学部内に将来構想委員会と教務委員会と実習担当者会議を設け、会議の開催や電子メールによる意見交換などを行っている。中長期的に検討を要する事項に関しては、将来構想委員会で議論している。集中的にまとめる必要があるケースでは、教授会での承認を得ながら将来構想委員会内にワーキンググループを設けて問題解決にあたる場合もある。定常的な教育課程に関する連絡調整に関しては、教務委員会で議論を行っている。将来構想委員会と教授会で検討し立案された教育課程の編成に関する計画については、教務委員会で具体化を図り実施している。また、総合情報学部の教育課程の特徴のひとつは多種多様な実習教育の実施であるが、この実習教育に関しては実習担当者会議を設け、実習内容や実習環境について議論を行っている。

【点検・評価】

総合情報学部は、文理にまたがる総合的知識の伝授と技術的な知識を含めた情報リテラシー教育を行うことを教育目標としているが、その目標達成を支障なく進めるために、大学設置基準で必要とされる専任教員数 33 名の 1.5 倍を超える 51 名の専任教員が学部の教育研究に従事している。しかも、情報をキーワードとした文理総合型の学部という特性から、学問領域が多岐にわたる授業科目が必要であるため、この教育を担う専任教員の専門分野も多種多様な学問領域・分野となっている。

総合情報学部は、大学だけで教育研究生活を過ごしてきた学究的な専任教員だけではなく、民間企業等の社会人出身の専任教員も多い。社会人出身の専任教員が多いことは、総合情報学部のターゲットである情報化社会のさまざまな動きや多面的な考え方を学生に伝える上で、より良い教育効果を生み出していると判断することができる。

総合情報学における専任教員に占める女性教員の割合は 7.8%と多くはない。現在、情報やコンピュータに関連する業界での女性の進出は著しいものがあり、女性の占める割合も増加しているが、こうした状況を考慮しつつ、女性教員の増加を視野に入れた採用人事を今後とも進める努力が必要であろう。なお、総合情報学部におけるこの 5 年間の専任教員採用人事において、本学部の教育研究にふさわしい優れた人物として採用された専任教員の中に、3 名の女性教員が含まれていたことは特筆してよいだろう。

総合情報学部は高槻キャンパスにある唯一の学部であるので、千里山キャンパスの他学部等の兼担教員や

外部の兼任教員の協力を仰ぎつつも、できるだけ本学部の専任教員で授業科目を担当することが必要とされている。そして、このことは、専門科目の80%以上の授業科目を本学部の専任教員が担当しているという事実によく反映されている。外国語科目については関西大学全体の外国語教育を担っている外国語教育研究機構に委託しているが、それ以外の基礎科目や専門科目については、専任教員では十分に対応できない少数の科目についてのみ兼担教員や兼任教員が担当し、大部分の科目を専任教員が担当するという現状は、学部の理念・目的・教育目標等の達成に向けて責任をもった適切な教員組織が整備されていることの現れであると判断できる。教員組織における専任と兼任の比率、および基礎科目や専門科目における専任教員の配置状況は妥当なものであると考えられるので、今後もこれらがあまり変化しない教員組織体制の整備に努めていくつもりである。

総合情報学部の専任教員の年齢構成は、60歳代6名、50歳代17名、40歳代20名、30歳代8名という構成であり、学部の教育研究の中核を担う50歳代・40歳代の中堅層が多いバランスのよい年齢構成をとった専任教員組織になっていると判断できる。しかしながら、総合情報学部の教育のキーワードである「情報」に関連する技術動向や社会動向は変化が激しいので、それらの最新の動向に迅速に対応し的確に把握していくには30歳前後の若手教員の必要性も大きく、今後の採用人事で考慮すべき問題であろう。

教育課程の編成に関する教員間の連絡調整については、現在の将来構想委員会と教務委員会、および実習担当者会議という運営体制で適切に機能していると判断できる。総合情報学部では、これら委員会等のメンバー構成が固定化しないように、しばしばメンバーの入れ替えを行っているが、このことによって本学部の全ての専任教員が教育課程の編成に関心をもつ状況を作り出している。今後とも、教育課程の編成に関する教員間の連絡調整が適切に機能し続ける運営体制作りに努力するつもりである。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

総合情報学部の学生は、1年次から3年以上にわたって8科目以上の実習科目を履修する。実習科目は1クラスあたり45名程度のクラス編成を行うが、実習をより効果的に実施するために、担当教員だけでなく複数のアシスタントが実習クラスに入っている。アシスタントとして、TA (Teaching Assistant) と SA (Student Assistant) という2種類の教育支援・補助者がいる。TA には、本学および他大学の情報処理能力に特に長けた大学院生を採用しており、実習科目の授業支援・補助を行っている。また、授業の支援・補助を直接行うのではなく、実習棟にある数百台のコンピュータなどの情報処理機器の運用管理支援・補助を行うコンサルタント TA も存在する。SA は、既にその実習科目を履修したことのある総合情報学部学生が自分の実習経験を活かして補助を勤めている。また、コンサルタントTA及び業者SEは実習準備室に常駐しており、実習棟のシステム管理や学生の個人認証データ管理、学生の情報処理機器操作の相談に応じている。2005年度の実習教育支援・補助者の人数は、春学期ではTAが42名、SAが46名であり、秋学期ではTAが46名、SAが50名である。

複数の教員が担当する実習科目に関しては、担当教員の間でメーリングリストを開設し、常日頃から実習授業に関する情報交換に努めている。また、教員と教育支援職員（事務職員および TA と SA）との間の連絡および情報交換についても、当事者間での電子メール交換やメーリングリスト開設など連絡体制の整備が行われている。とくに、実習担当教員と TA と SA との間では電子メールを用いて実習に関する情報交換に努めている。また、TA に対しては担当実習科目の開始時間の1時間前に出勤し、事前準備にあたる勤務体制をとっている。

なお、TA は担当の実習時間を欠勤する場合には、TA 用メーリングリストを利用して代行者を手配している。このメーリングリストにはTAの指導・監督担当の専任教員が管理者として参加し、勤務管理を行なっている。情報処理機器の運用管理支援・補助を担当するコンサルタントTAは、担当日の業務執行状況を運用管

理用メーリングリストに報告し、他の担当日のTAとの業務の引継ぎを正確に遂行している。このメーリングリストの管理は、情報処理機器の運用管理に責任をもつ専任教員が担当し、日々の業務に対するアドバイスや指示を行なっている。

【点検・評価】

教育支援・補助者としてのTAとSAの存在は、実習科目における実習教育の効果向上に十分に役立っている。さらに、情報処理機器の運用管理支援・補助を行っているコンサルタントTAは、よりよい実習環境の維持にとって重要な役割を演じており、欠かせない存在となっている。教員と教育支援者であるTAとは、授業時の直接的なコミュニケーションはもとより、電子メールやメーリングリストを活用することによって、実習内容や情報処理機器の運用管理等の情報交換を常に行い、適切な連携・協力関係が築かれていると判断できる。

また、本学部の学生がSAとして実習補助という役割を経験することは、既に履修した実習科目で必要な情報処理技術を後輩たちに指導することで反復学習することができ、その教育効果は非常に大きいと思われる。

このように、TAおよびSAというアシスタント制度は、実習科目における教育支援・補助という目的を十分に果たしていると判断できる。今後もこの制度を継続していく予定である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

ア　教員の募集と任免

総合情報学部の教員の募集については、全学的な規定である「関西大学教育職員選考規程（就）」と全学的な内規である「関西大学教育職員選考規程に関する取扱内規（就）」に基づいて行われている。

教授の募集については、博士の学位（外国での相当する学位を含む）を有して大学教育に関する経験か職見を有すること、著書や論文などで博士の学位に準ずる教育研究業績があると認められ大学教育に関する経験か職見を有すること、本学で一定期間以上の助教授経歴があり著書などによって教育研究業績が顕著であることなどを基準としている。

助教授の募集については、上記の教授となることができること、他大学で助教授の経歴があること、本学において一定期間以上の専任講師の経歴があり教育研究上の業績があると認められること、修士の学位を有して研究所などで担当する授業科目に関連する業務に一定期間以上従事した経歴があり研究上の業績が顕著であることなどを基準としている。

専任講師の募集については、教授または助教授となることができること、本学において一定期間の助手の経歴があり、教育研究上の能力があることなどを基準としている。

以上の諸規則に基づいて、欠員補充が必要になった場合あるいは新規採用枠が生じた場合の教員募集は、総合情報学部内に設けた学部長を委員長とする人事委員会を中心にして、以下のように行われる。①教授会において担当科目や年齢や研究領域などの募集条件が確認される。②人事委員会で教員募集に関する3名以上の委員を選任し、教授会に諮っている。この教員募集に関する3名以上の委員の構成は、募集条件の研究領域に近い複数の教員とそれ以外の教員からなる。また、人事委員会で教員募集を公募にするか推薦にするかを検討し、教授会での承認を得る。教員の公募では、全国の大学や研究機関に募集要項を送り、候補者を広く募集している。③教員募集の条件への適合性の観点から、候補者の学歴、研究業績、教育経歴などに関して委員の間で詳細に検討する。複数の候補者が居る場合には面談などの措置も含めて委員が候補者を絞り込み、人事委員会で議論の後、教授会で承認を受ける。④委員は、絞り込んだ候補者について面談などを踏まえて審査報告書を作成し、人事委員会に諮ったうえで教授会に諮る。教授会では、委員から審査報告書に

基づいた詳細な報告を受け、議論の後、投票によって任用の可否を決定する。任用が決定すると、学部長がその旨を学長に内申する。

教員の任免に関しては、全学的な規則である「職員任免規則（就）」に基づいて行われている。この規則は、休職、解任、停年に関してその事由となる事象をあげ、またそれぞれ期間なども明確に定めている。

イ　教員の昇格

総合情報学部の教員の昇格に関しては、教員募集の場合と同様に、全学的な規定である「関西大学教育職員選考規程（就）」と全学的な内規である「関西大学教育職員選考規程に関する取扱内規（就）」に基づいて行われている。さらに、教員の昇格に関して総合情報学部で独自に定めた「昇任人事に関する申し合わせ」によって、詳細を補充している。

この「申し合わせ」では、総合情報学部専任教員の昇格に関する審査において、研究業績、教育業績、大学行政および学部行政への貢献、社会への貢献という５つの面から総合的に検討される。教授、助教授、専任講師への昇格については、上記の教員の募集での基準の他に、例えば研究業績では、選考時点から遡ってそれぞれ一定期間の間に専門領域に関する著書や論文が一定数以上あることが求められている。

これらの諸規則に基づいて、昇格が可能な教員がいる場合には、総合情報学部人事委員会を中心にして、教員の昇格に関する手続きが以下のように行われる。(1)昇格が可能な教員に対して、学部長が昇格についての本人の意志を確認し、審査に必要な資料の提出を求め、教授会において昇格人事を開始することを報告する。(2)人事委員会で専任教員の昇格に関する審査を行う３名以上の審査委員を選定し、教授会に諮る。この審査委員には昇格対象教員の研究領域に近い複数の教員とそれ以外の教員が選ばれる。昇格対象教員の学歴、研究業績、教育経歴などに関して審査委員の間で詳細に検討される。(3)審査委員は審査報告書を作成し、人事委員会に諮ったうえで教授会に諮る。(4)教授会では、審査委員から審査報告書に基づいた詳細な報告を受け、議論の後、投票によって昇格の可否を決定する。昇格が決定すると、学部長がその旨を学長に内申する。

なお、専任教員の定年延長についても、昇格に関する手続きに準じた手続きを行なっている。

【点検・評価】

教員の募集・任免、昇格に関する基準・手続きについては、これらに関連する全学的な諸規定やそれらを補足する学部独自に定めた「申し合わせ」などにより明確化され、その運用も適切に行われており、問題はないと考える。例えば、最近の教員の募集においては、優秀な若手研究者を任用するために公募制を積極的に取り入れ、全国の大学や研究機関に募集要項を送って候補者を広く求め、結果として公募制で数名の若手教員が任用されており、教員公募の運用は適切に行われていると判断できる。今後とも、教員の募集・任用、昇格に関する基準・手続きに従い、総合情報学部の特長を生かした教員組織体制づくりを継続して行っていく方針である。

５　研究活動と研究環境

（1）研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況

総合情報学部は、関西大学の教育理念として長く継承されてきた「学の実化」を引き継ぎながら、社会全体へのＩＴ革命の浸透に対応した新しい「情報学」の確立を目指して、様々な研究領域・専攻の教員から構

成され､学際的な研究活動を積極的に展開している｡こうした学際的な研究活動を展開するための場として、個人研究室に加えて FRD 室（合同研究室）を設置して、教員がテーマ毎にチームを編成して共同研究を行っている。この FRD 室には、共同研究用のサーバー、パソコンなどが設置されている他、スタジオ棟には、最先端のメディア関連機器なども設置され､インターネットの普及･拡大に伴うメディアの変貌などについて、理論的な研究に加えて実証的な検証も行うなど、常に社会経済活動の変化を視野に入れた研究活動を推進している。

こうした研究環境に基づく研究業績であるが、2002 年度～2004 年度分の研究業績を学術論文、著書・国内外学会発表・その他に分類して、表Ⅱ-情-15 に示す。また、こうした研究成果の発表の場の一つとして、総合情報学部の紀要（研究機関誌）である『情報研究』がある｡2001 年度以降の発行状況を表Ⅱ-情-16 に示す。『情報研究』は年２回定期的に発行しており、年平均で全教員のうち 3 分の 1 の教員が執筆し、研究発表の場として活用されている。

イ　国内外での学会の活動状況

表Ⅱ-情-15 によれば、国内外の学会発表は、2000 年度 45 件、2001 年度 35 件、2002 年度 28 件、2003 年度 36 件、2004 年度 25 件、2005 年度 23 件となっている。

表Ⅱ-情-15　研究成果の発表状況

件数	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
学術論文	77	84	82	90	71	49
著書	35	22	34	21	16	13
国内外学会発表	45	35	28	36	25	23
その他	77	71	79	73	51	20
合計	234	212	223	220	163	105

注）2005 年度分は中間集計の数値

表Ⅱ-情-16　『情報研究』の発行状況

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
発行回数	2	2	2	2	2
延べ執筆者数	21	10	28	16	23

ウ　研究助成

こうした研究活動を支えているのは、逐次整備されてきている学内の研究助成体制に加えて、外部からの研究費（文部省・文部科学省、学術振興会の科学研究費補助金、及びその他の外部機関からの研究費など）の受給である。2004 年における文部科学省学術振興会の科学研究費の補助金、学外からの研究費の受給状況は大学基礎データ表 34 のとおりである。

総合情報学部では、文部科学省科学研究費補助金、私立大学学術研究高度化推進事業、私立大学などに対する研究装置・設備補助金、各種財団・社団法人からの指定寄付、さらに企業からの指定寄付、受託研究など様々な外部資金獲得活動を行っている。2002～2004 年度における受給状況をまとめたものを大学基礎データ表 32 に示す。

研究費の約 40%を、政府、民間会社からの科学研究費補助金や指定寄付金、受託研究などから拠出されており、総合情報学部の学際的な研究の水準が社会的に認知され、支援されていることがわかる。

また、大学基礎データ表 34 の外部研究費とは別に、総合情報学部の専任教員が、以下のような文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」に採択されたプロジェクトに参画しており、活発な研究を行っている。

①学術フロンティア推進事業

「社会基盤としてのネットワーク戦略の総合的政策研究」に研究代表者および研究者 1 名

②学術フロンティア推進事業

「合意形成のための認知的･数理的情報処理システムの構築」に研究代表者および研究者 6 名

③オープン・リサーチセンター整備事業

「知識ネットワーク社会創造のための、人的･情報環境の構築に関する研究」に研究代表者および研究者 5 名

④社会連携研究推進事業

「グリッドコンピューティングを用いた政策立案支援システムの開拓と地域社会への導入支援」に研究代表者および研究者 2 名

特に、2003 年度に開始した②と③の 2 つの事業では研究拠点として「ネットワーキング研究センター」を高槻キャンパスに建設、さらに 2005 年度に開始した④の事業では高槻キャンパスに研究拠点を改築し、総合情報学部が所在する高槻キャンパスの研究環境が一層整備された。

【点検・評価】

〈長所〉

総合情報学部の情報発信、学会等での活動、研究助成への対応は、積極的に行われている。科学研究費や学外からの研究費の受給状況を見ても、本学部教員の研究が外部から期待されていることがわかる。本学部の専任教員のうち 2002 年度では国内 5 件､2003 年度国内 2 件､2004 年度国外 1 件の学術賞を受賞している。そのほか、学会の理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者も多い。

以上の著書・論文等の研究成果は多岐にわたる研究領域のそれぞれにおいて高い評価を受けていると考えられる。そのことは、総合情報学部専任教員のうち相当数が学会賞などの受賞経験を有しているほか、学会の理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者が多数にのぼることにも表れている。

〈問題点〉

研究助成獲得状況からわかるように、総合情報学部の専任教員は活発に研究成果をあげているが、学部研究資金を獲得するにつれて、関係する研究報告書作成等の業務負担が急増していることが問題としてあげられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

研究助成においては、科学研究費を着実に受給しており、本学部の研究の水準が社会的にも認知されていることを示している。外部資金の導入は私立大学にとっては今後より一層求められる活動であり、積極的な対応が迫られている。学内研究費制度を一層活用することにより、外部資金の導入を積極的に進めていくことが望まれる。外部資金の獲得に伴って急増する研究報告書作成業務に対応するため、大学職員と PD (Post Doctoral Fellow) や RA (Research Assistant)、研究支援者との連携を含めた研究支援組織の在り方について検討する必要性がある。

(2) 研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費研究費等

専任教員に配分される研究費は大学基礎データ表 29 に示す通りである。総合情報学部に限らず、本学の個人研究費枠は、教授、助教授、専任講師、助手を問わず、一律年間 51 万円となっている。

イ　教員研究室の整備状況

総合情報学部の教員研究室は､大学基礎データ表 35 に示すとおりであり､個室率は 100%達成されている。

ウ　学内共同研究費

予算上措置されている学内共同研究費制度がある。個人研究・共同研究を問わず、申請に基づき審査を経て交付される研究費（いわゆる学内科研費）であり、大学基礎データ表 31 に示すように、本学部では、2004 年度に 3 件、総額 4,501,628 円の利用実績があった。

エ　研究助成金の申請と採択状況など

2002 年度～2004 年度の文部科学省学術振興会の科学研究費の採択状況は、大学基礎データ表 33 に示すとおりである。

また、学外からの研究費の実績は前述のとおりであるが、産官学連携による共同研究、受託研究の状況は、大学基礎データ表 28 に示すとおり、毎年 4～5 件程度の受託研究がある。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

総合情報学部では個人研究室充足率が 100%となっており、各研究者が独立して研究を行う環境が用意されている。文理融合の本学部では、研究者が独立して研究にあたる研究者と、大学院生や共同研究者と連携を図りながら研究を進める研究者が混在しており、後者のタイプの研究者の研究環境を準備する必要が指摘されてきた。そこで、前項の「研究助成」にあげた文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業に総合情報学部教員が取り組むことにより、「ネットワーキング研究センター」や「経済・政治研究所　政策グリッドコンピューティング実験センター高槻分室」が高槻キャンパス内に整備され、研究環境の改善が図られている。

また、総合情報学部教員が、先端科学技術推進機構、経済・政治研究所など他学部の専任教員や外部の研究員が所属する研究組織における共同研究を推進するためには、高槻キャンパス以外の拠点との連携を円滑にとる枠組みが必要となっている。そのため、高槻キャンパスには、ＴＶ会議システムが導入されており、遠隔地との共同研究推進のために活用されているが、電話回線網のみの会議システムとなっている。近年急速に整備されているインターネット網を用いたＴＶ会議システムや多地点間の会議システムへの対応がなされていない。また、現在導入されているシステムは、メイン会場としての機能をもたず、高槻キャンパスから情報発信を行えるように改善する必要が認められる。

従来、高槻キャンパスには、総合情報学部を中心とした組織しか存在しなかったため、他の研究機関がキャンパス内に混在する際の研究支援体制が確立していない事が問題点してあげられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学部内の共同研究環境の整備は創設当初から構想されているが、遠隔地にいる研究者との連携を促進するシステムの導入が検討されるべきである。2005 年に設置された「政策グリッドコンピューティング実験センター」の高槻キャンパス拠点には、多地点間に対応した会議システムが導入されるが、その導入効果を参考にしながら、学部として研究環境の整備を検討していく。

現在，全学的な取り組みとして、研究支援センターの設置が急がれているが、その際に高槻キャンパスにおける研究組織の研究支援にも配慮した形で、研究支援体制が整えられるよう整備していく必要がある。

６　施設・設備等

情報ジェネラリスト育成という理念を達成するために、学生数に見合った施設・設備を完備している。そして、教授会の下部組織である施設管理委員会が、学生の学習と教員の教育研究に関する施設・設備を適切に管理・運用している。以下、具体的に説明する。

【現状の説明】

(1) 学舎と研究棟

関西大学高槻キャンパスの面積は453,416.97㎡であり、ここには総合情報学部と大学院総合情報学研究科とネットワーキング研究センターが設置されている。千里山キャンパスとは異なり、学部のための厚生棟などの施設も併せて配置されている。

総合情報学部学舎には、A棟(管理・研究棟)、B棟(図書・教室棟)、C棟（スタジオ棟)、E棟(教室棟)、G棟（体育館)、L棟（厚生棟)、R棟（リサーチハウス)、S棟（ステューデントハウス）がある。一般授業や演習はB棟及びE棟、実習授業はC棟において行われる。なお、E棟は2003年3月末に完成し4月からその運用が始まった。

ア　学舎

「大学基礎データ表36」に示したとおり、学舎面積は23,872㎡（学生１人当たり10.01㎡）である。

講義室等の整備状況については、「大学基礎データ　表37、表38、表40」に記載してある。まず、B棟とE棟には、講義室17室・演習室16室・学生自習室1室がある。C棟には、実験・実習室として情報処理学習施設が12室、語学学習施設が2室、その他の実験実習室が4室ある。また、講義室・演習室の規模別使用状況は、１～49人収容教室（16室）が145コマ／週、50～99人収容教室（8室）が95コマ／週、100～199人収容教室（4室）が39コマ／週、200～299人収容教室（2室）が11コマ／週、300～399人収容教室（1室）が19コマ／週、400～499人収容教室（1室）が14コマ／週、500人以上収容教室（1室）が23コマ／週となっている。したがって大教室のほうが、利用度が高い傾向にある。

イ　卒業研究用教室

卒業研究指導のために、卒業研究用教室をR棟(リサーチハウス)に6室、C棟1階に5室、3階に4室の計15室設置し、面積等に応じてそれぞれの教室内に2または3ブースを設けている。教室内の各ブースは、全てのゼミに配分されている。

ウ　図書室

高槻キャンパスには、図書室が設けられている。その延べ面積は、827㎡で、座席数が238席となっている。2004年度における蔵書数は計58,837冊（和図書：43,486冊、洋図書：15,351冊）で、雑誌タイトル数は、計491タイトルである。そのほかに人権問題研究室より預かりの図書約1,800冊と雑誌15誌があり、視聴覚資料としては図書室所蔵資料312点のほかに、視聴覚教室より預かりの資料705点、総合情報学部の実験実習費で購入した資料の預かり分70点を備え付け利用に供している。利用状況をみると、延利用者数(館外貸出し)は、11,172人で20,522冊に上る。

図書室内には、12人用のグループ閲覧室1室と5ブースのAVコーナーがある。また、オンライン・サービスは、2002年9月に開始され、利用者への利便性は向上した。

2004年度においても、利用者ガイダンスを実施してきた。その内訳は、実習型ガイダンスが16件235人、レポート・卒論のための文献の探し方が11件11人となっている。

現在の図書室は、蔵書スペースに限界があるので、順次オンライン検索ができるものはCD-ROMもしくはオンラインジャーナルに切り替えている。

エ　管理・研究棟

管理・研究棟は3階建てであり、1階には、学部事務室、第1会議室、学生相談室、保健室などがあり、2・3階には、教員が使用する個人研究室が53室（総面積1,060.0㎡)、及び主として教員が利用するFRD室（共同研究室）が2室（総面積226.0㎡）ある。FRD室の運営・管理については、施設管理委員会がその責を負う。

オ　教育・研究目的のその他の施設

2003年4月に文部科学省の「学術フロンティア推進事業」と「オープン・リサーチ・センター整備事業」

の双方の補助対象事業として選定を受け、2004年3月に3階建て延べ床面積1,644㎡を有するF棟（関西大学ネットワーキング研究センター）が建設された。本センターは、わが国における研究拠点の確立を図るとともに、高度な研究・開発が可能な人材を養成すると同時にその成果を社会に還元することが期待されている。

障害者用施設としてはエレベータ、救護室、身障者用トイレ、スロープ、補聴器援助装置（ループ・アンテナ）などがある。エレベータは各棟合計5基あり、音声装置、点字装置、低位置表示などの機能がある。身障者用トイレは各棟合計6箇所に設置しており、身障者用トイレには音声装置がある。またキャンパス各建物には、2ヶ所のスロープ、並びに自動ドアを設置し、車椅子の出入りにも支障がないよう配慮している。

カ　体育施設

体育授業の施設としての体育館のアリーナスペースは、公式バスケット1面、バレーボール2面、バドミントン4面、ショートテニス1面等が利用可能である。備品にはこれらのほか5種の体力測定用具がある。屋外の体育施設としては、グラウンド2面、野球場1面、テニスコート5面、ゴルフ練習場、全天候型ハードコート1面がある。これらは総合情報学部だけでなく全学の学生を対象に正課授業のほか、課外活動にも利用されている。また多くの大学対抗戦や市民への開放行事にも利用されている。

(2) 情報処理機器等の整備

総合情報学部は、1994年創設以来、情報教育に全力を尽くして取り組んできた。そのため、情報処理機器に関する整備は、学内外の諸環境の変化に鑑み、常に最新の設備の導入を積極的に行ってきた。1999年度には、学部の教育に応じた先進的な機器を適切に導入する目的で、3 年毎のコンピュータ関連機器の更新をルール化すること、その予算的裏付けを文部省（現文部科学省）の補助申請によるとすることが教授会で了承された。2000年度の検討結果に基づき、2001年度、2004年度夏、機器やソフトウェア等の更新が行われ、学生の満足のいく実習環境が整えられた。

高槻キャンパスにおける教育研究利用のための情報ネットワークとして KUTC net が整備されている(図6-1)。高槻キャンパス内の実習教室や演習教室だけでなく、すべての研究室にも情報コンセントが設置されており、キャンパスの基幹LANであるATMを経由して自由な情報ネットワークアクセスが実現されている。また、高槻キャンパス内の実習教室は、授業使用以外は、オープン利用であり、入学時にユーザIDが付与されている全学生は、いつでも自由にワークテーションやWindowsパソコン及びマッキントッシュ、並びにインターネットを利用することができる。

キャンパス外部への通信回線容量不足の緩和策として、2003年11月、高槻―千里山キャンパス間の回線容量が6MBから50MBに、同年12月高槻キャンパスOCN回線容量が1.5MBから4MBに増強された。さらに、2004年３月、高槻―千里山キャンパス間の回線容量が50Mbpsから１Gbps(1000Mbps)に増強された。

2004年度においては、教育研究用コンピュータは、ワークテーション297台、Windows用パソコン392台、Macintosh 118台の合計807台が、スタジオ棟及び管理・研究棟に配置されている。この他に、卒業研究用教室にもコンピュータが配備されており、ゼミ生の利用に供している。このため、電子メール及びネットニュースの利用は非常に活発で、教員と学生間、学生同士の連絡やゼミの掲示などに積極的に活用されている。また、授業科目によっては、課題提出に電子メールやネットワークディレクトリを用いている。さらに、学部、学生、教員、ゼミなどのホームページが積極的に作成され、適宜更新されている。

一方、コンピュータ関連機器の不正使用については、前年度に引き続いて施設管理委員会やネットワークセンターで利用者の利用状況の監視と環境の保全に注意をはらっている。パソコン教室に関しては、2000年度より導入した「生体認識機構を用いた本人認証システム（FP 認証システム)」と利用ログ管理システムにより、悪質ないたずらは激減した。また、ワークステーション教室とマルチメディア教室においても、ユーザ管理を強化するとともに、パスワードの90日更新を徹底することにより、同様の成果を挙げている。さら

に 2005 年 4 月からはマルチメディア教室においても、パソコン教室とデータベース共用可能な FP 認証システムを開発し、採用した。今後も、総合情報学部として不正利用防止に向けた取り組みを強化していく。

図Ⅱ-情-17　教育研究ネットワーク（KUTC net）

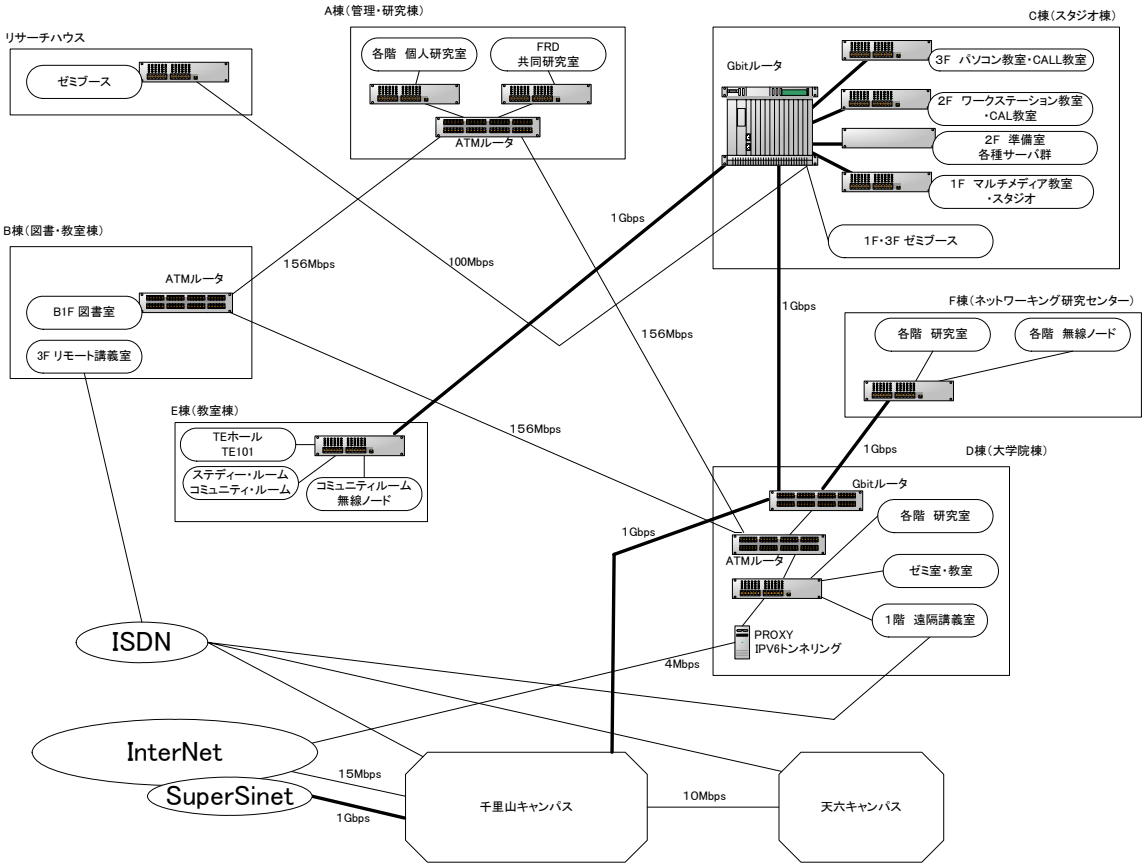

また、キャンパスコミュニケーションシステムを構築することで、従来掲示板を使って行っていた情報伝達を千里山キャンパス情報処理センターの事務用ホストコンピュータと PC-LAN によるサーバー&クライアントシステム、マルチビジョン、インフォメーションターミナルおよび電話回線による音声応答システム、Web 版インフォメーションなどを連携させ、一連の処理をオンライン化にした。掲示情報は、時間割・担任者・教室変更、臨時・平常試験、休講、補講、レポート提出の通知、ゼミからの諸連絡、行事案内、お知らせ、学生呼び出し等である。

学内 LAN に接続できる情報コンセントが取り付けられている教室が多い。さらにゼミ教室と小教室を除いて各教室には、ビデオやパソコン等対応の教材提示装置が設置されている。B 棟 3 階にあるリモート教室では、千里山キャンパスとの高速デジタル回線を通じて遠隔授業を行うことが可能である。同じ階にある中教室(ハイビジョン教室)は、映像について学習するために、100 インチの大型スクリーンや関連機器を備えている。また、E 棟 1 階にある TE101 中教室には、2 面の 150 インチのスクリーンと液晶データプロジェクターが配備されている。同教室棟の 2・3 階にある TE ホールには、2 面の 300 インチのスクリーンと高輝度・高画質型データプロジェクターが備え付けられている。

近年、プレゼンテーション・ソフトを利用して授業を行う教員が増えたため、各教室にスクリーンが取り付けられ、中教室には、液晶プロジェクターが常時備え付けられている。授業に際して支障が生じないように、他の教室への対応としては、教授・講師控室に計 4 台の携帯可能な液晶プロジェクターも用意されており、必要に応じて貸し出しを行っている。

総合情報学部は、教育目標を達成するために通常の講義とともに実習授業にも力を注いでいる。実習環境

では、さまざまなハードウェア（コンピュータや周辺機器等）やソフトウェアが順次改版され、最先端の環境で教育がなされている。設置されているハードウェアの台数が多いため、利用状況も卒業論文を提出する直前の一時期以外はさほどの混雑はみられず、学生は課題作成なども余裕をもって作業をおこなっている。他大学などでみられるようなコンピュータの奪い合いのような状況は本学部には存在しない。

2004 年度における各情報処理教室の実際の利用状況は、表Ⅱ-情-18 に示す通りである。

表Ⅱ-情-18　2004 年度情報処理施設の状況（１台あたりの利用回数）

ＰＣタイプ別教室	春学期 ４月～7 月	夏休み ８月～9 月	秋学期 10 月～1 月	春休み ２月～3 月
Mac 教室	12.6	6.0	7.0	1.0
ワークステーション教室	22.4	9.3	23.2	1.6
Windows 教室	71.7	18.0	55.9	4.9

単位：利用回数/台

表Ⅱ-情-18 によると学期中の利用度が、休み中より格段に多いことがわかる。さらに春学期中の利用度が秋学期中よりも多い。また、パソコンのタイプ別では、Mac より Windows の入ったパソコンの利用度が、6 倍強も多い。

Ｃ棟には、情報機器のほかに、表Ⅱ-情-19 スタジオ関連施設一覧と表Ⅱ-情-20 スタジオ関連機器一覧に示すとおり、撮影・編集機器を始め、様々なメディア機器が配置され、実習や時間外使用の貸出しのために準備されている。

表Ⅱ-情-19　スタジオ関連施設一覧

Ａ編集室	ベータカム・DVC-PRO VTR 編集システム デジタルベータカム・DVC-PRO VTR 編集システム
Ｂ編集室	DVC-PRO 編集システム ビデオダビングシステム オーディオダビングステム 大型モニター・S-VHSVTR セット
ＭＡルーム	デジタルマルチオーディオシステム
ノンリニアルーム(仮)	クイックカッターデジタルノンリニア VTR 編集システム DV-Rapter デジタルノンリニア VTR 編集システム
スタジオ	スタジオシステム(照明・ホリゾント・カメラ・他各種システム機器・道具一式)
調整室	スタジオ調整システム一式

表Ⅱ-情-20　スタジオ関連機器一覧

機器名	数量(セット)
ベータカム屋外取材用撮影セット (BVW-400)	1
ベータカム屋外取材用撮影セット (UVW-100)	2
デジタルハイビジョン (720P) DV 屋外取材用撮影セット (GR-HD1)	5
DVD デジタルビデオカメラ	20
DVC-PRO 屋外取材用撮影セット (AJ-D400)	10
DV 屋外取材用撮影セット (VX-1000)	5
デジタルスチルカメラ	30
ポータブル DAT	5
ポータブル MD	20
ストップウオッチ	10
他、各種メディア関連機材	

また、実習教室のうち外国語教育を考慮して CALL 教室が 2 教室整備されている。CALL 第 1・2 教室ともそれぞれに語学学習用の音声設備 50 台、CD-ROM 装置付のパソコン及び教材ディスプレィを備えている。

施設や設備に関する現存の問題の解決や将来を見越した計画の策定等に関しては、学部執行部や各委員会が受け持っている。

【点検・評価】

〈長所〉

情報やメディア関連の設備・機器等は、積極的な取り組みによってできるだけ時代の先端を行くようなものを本学部に揃えて、学生に最新の知識を伝授することができると思われる。さらに、特筆すべきものとしては、他学部にみられない卒業研究用教室の設置である。ここは、授業外でゼミ生と教員が交流したり研究したりする場として活用されている。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

情報機器・ネットワークなどの設備に関しては上述のように最新のものを揃えている反面、施設運営面においてはいくつかの問題が存在している。

① 本年度において前述した通り通信回線容量の増強が行われた。この点については評価できるといえる。しかし、社会の趨勢や学部の教育・研究理念に鑑み、ユビキタス・コンピューティングを実現させるために、有線による通信手段のみでは、到底十分とはいえない。そこで、E棟のコミュニティ・ルームで無線LANの利用が可能となった。無線LANの利用範囲の拡大については、セキュリティ問題など懸案事項を考慮しながら、ITセンターと協力して検討する予定である。

② 学部在籍学生数からみて、図書室の延べ面積 827 ㎡、座席数 238 席という現状はあまりにも小規模にとどまっている。これを補うべく、2003 年 3 月に竣工した E 棟には自習室と談話室を設け、試験期の図書室の混雑を緩和する働きをしている。ただ、図書館の世界は大きく様変わりし続けており、利用者スペース及び資料配架スペースの確保とともに、大容量の情報を駆使できる利用設備の充実が不可欠である。図書館員は、学生の声にできるだけ耳を傾け、様々な図書サービスを提供しようと試みているが、基本的なスペースの制約から利用が頭打ちとなっており、このままでは本学部学生の大学図書館に対する期待に十分応えることはできない。今後は新たな図書棟の増築を視野に千里山キャンパス総合図書館との相互利用をさらに進めていく必要があると考えられる。

③ E 棟は、2003 年 3 月末に完成し、最大 605 名収容可能な情報メディアホール（TE ホール）を始め、中教室 1 室、小教室 7 室の運用開始で教室の使用率には改善がみられるが、他教室と比較して TE ホールと E 棟中教室の使用率が著しく高い。大学基礎データ表 40 にあるように、特に大教室 TE ホールの使用率が 88%（週授業可能最大コマ数が 25 で換算）にも達している。このことは、この教室が余裕のある使用状況になっていないことを示唆している。TE ホール利用については検討する必要がある。

④ 卒業研究用教室の利用状況をみると、限られたスペースに情報機器やメディア機器を配置すれば、作業に資する十分なスペースの確保はむずかしい。譲りあって使用するなどブースの利用方法について学生が自主的にルール作りをするなど指導していく必要がある。

7　管理運営

「総合情報学部教授会規程」に則り学部長、学部長代理の選任や意思決定など管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方が明示されている。また、この規程に則り適切な管理運営を行っている。

(1) 学部運営に関する意思決定体制

ア　管理運営体制の概要

総合情報学部の管理運営は、総合情報学部長が執行部を組織し、その執行部の指導のもと、最終的に最高

意思決定機関である教授会で提案内容等を審議し決定するという方式で運営されている。ただし、教授会に先立って、次のような意思決定プロセスがある。学部内に設けられた 14 の委員会が当該委員会に関する事項の審議を行い、事項の提案を学部長に行う。また学部長は、検討事項について当該の委員会に諮問して、その答申を受ける。2004 年度の総合情報学部の管理運営体制の概要は図 7-1 の通りである。また、総合情報学部は大学協議会協議員をはじめとする 29 の全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。

図Ⅱ-情-21　総合情報学部管理運営体制

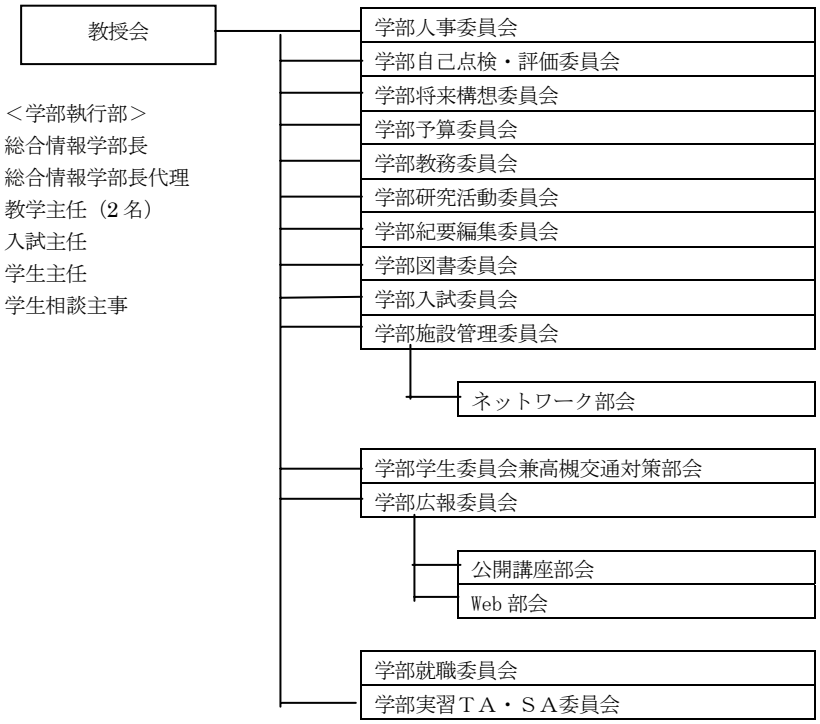

イ　教授会

最高意思決定機関としての教授会の構成員は、教授、助教授、専任講師および助手であり、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって教授会は成立する。教授会は、学部長を議長として、休業期間を除き原則として月 2 回、定例開催されている。また、学部長が必要と認めたとき、あるいは構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、学部長は教授会を招集し臨時開催される。議決は、基本的に出席者の過半数の同意にもとづいてなされる。

教授会は、学部創設時(1994 年 4 月 22 日)に制定されその後 1 回改正された「総合情報学部教授会規程」にしたがって運営されている。

教授会は、教授会規定に定められている審議事項たとえば、学生の入学・学籍、卒業及び賞罰に関する事項、教育課程に関する事項、構成員の人事に関する事項など 10 項目について審議している。

教授会の議事録は、学部長によって作成され、総合情報学部事務室に備えられている。

2004 年度の教授会への教員の出席率は、学会出張や千里山キャンパスでの会議出席などで欠席する教員もいるが、80%を超えている。

なお、総合情報学部では、人事教授会は特に設置されていない。人事に関する事項については、教授会で審議されるが、「総合情報学部教授会規程」第 9 条に基づき、学部人事委員会を置き、それが学部長の補佐機関として人事案件の事前審査を行っている。人事委員会は学部長、学部長代理、教授会で選任された教授 6 名および学部長が推薦する教授 1 名によって構成されている。委員長には学部長が就任し、副委員長は学部

長代理が努める。専任教員の任用人事および定年到達者の「定年延長」については、人事委員会の審議結果の報告に基づき、教授会で審議を行い、任用および定年延長の可否は出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって可とする。また専任教員の昇任人事については、人事委員会の審議結果の報告に基づき、教授会で審議を行い、昇任の可否は出席者の過半数の賛成をもって可とする。

ウ　執行部

学部の運営は、総合情報学部長、総合情報学部長代理、２名の教学主任、入試主任、学生主任、さらに学部学生相談主事からなる学部執行部があたっている。学部運営に関するそれぞれの主な職掌分野は次の通りである。

学部長	総括
学部長代理	総括補佐、全学共通教育推進機構
教学主任	教学事項
入試主任	入試事項、入試センター主事会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通対策委員会

執行部は打ち合わせ会を開催し、教授会事項、学部運営に関る事項について審議をおこなっている。2004 年度の打ち合わせは 24 回開催された。

エ　総合情報学部各種委員会

総合情報学部に設置されている 14 の委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要は、以下の通りである(◎が委員長)。

（ア）学部人事委員会（9 名、◎学部長、学部長代理、専任教員から選出された委員）

専任教員の任用、昇任、定年延長およびその他の人事に関する重要事項について審議する。また審査開始にあたって人事委員会は審査委員 3 名以上(主査 1 名、副査 2 名以上)を選任し、教授会に報告して承認を得なければならない。

（イ）学部自己点検・評価委員会(10 名、◎学部長代理、専任教員から選出された委員、学部事務長)

総合情報学部の教育研究に関する全体的な活動状況ならびに教育理念・目標、教育活動、教育支援活動、研究活動、教員組織、国際交流、社会的関係、運営などについて自己点検・評価を行い、その結果を『自己点検・評価報告書』として公表している。総合情報学部が創設された 1994 年度以降、これまでに 8 冊の学部独自の報告書を発行している。また 2001 年度・2002 年度の学部の自己点検・評価については、関西大学全学の報告書である『関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書』(2001 年度・2002 年度)の中で公表している。

（ウ）学部将来構想委員会（9 名、◎学部長、学部長代理、専任教員から選出された委員）

教学の新しい展開を目指して、中長期的視点から総合情報学部のビジョンを策定する。

（エ）学部予算委員会（7 名、◎学部長または学部長代理、専任教員から選出された委員）

学部の実験実習費の使途や予算案の策定、執行状況の把握、決算報告の作成を行う。

（オ）学部教務委員会(7 名、◎教学主任、専任教員から選出された委員)

兼担教員や非常勤講師の決定、編転入生の単位認定、時間割の策定、学部長から付議された教学に関する事項について専門的に協議している。

（カ）学部研究活動委員会(7 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員)

学部の研究活動の向上にかかわる計画や行事などの策定・実施を行う。

（キ）学部紀要編集委員会(6 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員)

総合情報学部における教育・研究活動の発展を図り、その成果を出版物として公表する学部紀要『情

報研究』の編集及び発行を行っている。

（ク）学部図書委員会(7 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員)

総合情報学部における購入図書・雑誌の選定及び図書室の運営行う。

（ケ）学部入試委員会(7 名、◎入試主任、専任教員から選出された委員)

入学試験に関する企画や立案を行い、A、S、C、B 日程等の一般入試やセンター入試、学部独自の入試の合格者数などに関する提案を行う。

（コ）学部施設管理委員会（10 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員)

高槻キャンパス内の情報ネットワーク、実習教室及びインターネットを利用した情報環境の維持・改善のための企画と運営を目的としている。施設管理委員会の中には、ネットワーク部会を設置している。また、A 棟内にある 3 室の FRD 室の円滑な利用を図るために、施設管理委員会が主体となって同室を管理運用している。

（サ）学部学生委員会兼高槻交通対策部会（10 名、◎学生主任、専任教員から選出された委員)

学生生活の支援や毎年 5 月下旬に恒例として開催される「高槻キャンパス祭」実施への協力を行っている。また自動車等で通学することによって生じる諸問題に対して文書による警告や呼び出し指導などの方策を講じ実行している。

（シ）学部広報委員会(9 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員)

学部の広報活動、学部パンフレットの企画・作成、公開講座の設定や講師の手当て及び学部のホームページの作成・管理を行っている。広報委員会の中には、公開講座部会と学部 Web 部会を設置している。

（ス）学部就職委員会（7 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員)

学生の就職活動が順調に行えるために、就職ガイダンス等を実施し、就職先の企業開拓にも努めている。また、就職委員会では、本学のインターンシップ制度に基づき、所定の要件を満たし実習を完了した実習生に対して単位認定を行っている。

（セ）学部実習 TA・SA 委員会（7 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員)

総合情報学部では、実習授業の効果を高めるために実習科目の指導補助員としての TA（Teaching Assistant）制度と実習科目の授業補助員として SA（Student Assistant）制度を導入している。この制度を円滑に進めるために、TA や SA を募集する実習科目及び人数に関する調査、TA や SA の募集及び応募者の選考を行っている。

【点検・評価】

総合情報学部では、教授会をはじめ、各種委員会がそれぞれの規程・規則・内規に基づき、各々の役割を果たし、つつがなく学部運営が行われていると考えられる。現状に即して規程・規則・内規の見直しが必要となった場合も教授会で公正に審議されている。その意味で、教授会の権限や役割およびその活動は、学部の理念・目的にそっており、適切であるといえる。

さらに、学部長は、上記のとおり執行部として学部の総括を行い、教授会の運営および議事録作成の任を負っている。したがって学部長と学部教授会は、蜜に連携・協力する形になっているといえ、機能分担も適切であるといえよう。

また、電子メールなど IT 技術も取り入れ、学部運営に関する意思決定がより円滑に行なれる工夫もなされている。例えば、委員会によってはメーリングリストや Web 掲示板等による議論あるいは実際の作業を通して意思確認を行い、教員の負担を改善しつつ、議論を迅速かつ円滑に行っている。さらに、一部の教員に役職が偏らないように配慮がなされている。

総合情報学部では、今後もこの体制を継続する予定である。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

学部の教務を統括する総合情報学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、学部長代理の推薦をはじめとする学部執行部の任命権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第6条第1項)、および④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第3項）を専決する。

学部長は「総合情報学部長選挙規程」に従って選任される。学部長の被選挙権を有するものは､総合情報学部に所属する専任の教授であり､選挙権を有するものは、総合情報学部に所属する教授､助教授、専任講師、助手である。選挙会は選挙権者の3分の2以上の出席をもって成立し､選挙は単記無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを総合情報学部長当選者とする。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期総合情報学部長就任の受諾を確認して、次期学部長を決定する。選挙会の選挙管理は、学部長及び学部長代理によって構成された選挙世話人が行う。就任を受諾した次期学部長は、学部長代理、2 名の教学主任、入試主任、学生主任および学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後、上記の学部管理運営にあたる。学部長の任期は2年であり、再任は妨げない。

【点検・評価】

総合情報学部長は適切な選出方法により選出されている｡またその権限と責任も妥当であると考えられる。

ただし､2006年10月に向けて､学部長と研究科長の兼任とそれに伴う学部長の権限や役割などについて、見直しを始めている。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

総合情報学部では、1994年の創設以来、自己点検・評価委員会を置き、定期的に委員会を開催し、教育研究の適切な水準維持に努めている。さらに自己点検･評価報告書を作成し､教育目標の達成に向け常に改善・向上を図っている。

自己点検・評価委員会は、学部長代理が務める委員長1名、専任教員から選出される委員8名（うち1名は全学の自己点検・評価委員会委員で、かつ学部の委員会の副委員長)、学部事務長1名の合計10名から構成されている。任期は2年で、できるだけすべての専任教員が委員の経験をするように選出されている。

自己点検・評価報告書は、委員が分担して執筆し、学部長代理と学部事務長が全体の編集作業を行い、最終的に学部長が目を通し、コメントをはじめのページに書いている。取り上げる項目は、(1)理念・目的・教育目標、(2)教育研究組織、(3)学部における教育研究の内容・方法条件整備、(4)学生の受け入れ、(5)研究活動、(6)教育研究のための人的体制、(7)施設・設備、(8)学生生活への配慮、(9)管理運営、である。

これまでの報告書の数は、1994年度～1998年度に2冊、1999年度～2004年度は毎年度作成して6冊、合計で8冊を作成・公表している。但し、2003年度の作成のもの（対象年度2002年度）に関しては、全学の自己点検・評価報告書（Vol.5 No.3）の総合情報学部の部分にあたる。

このようにして学部で作成された報告書は、150 部印刷し、本学部教員だけでなく関西大学の理事長、学長、他学部長など関係部署に送付し公表している。

【点検・評価】

〈長所〉

本学部の自己点検・評価報告書の作成過程では、自己点検・評価委員会委員だけでなく、学部長代理も委員同様、報告書全体の編集作業に携わり、そして最後に学部長が全体に目を通してコメントを書くという手順を踏んでいる。したがって、自己点検・評価の結果は、おのずと学部長や学部長代理などの学部執行部できちんと把握されることとなり、それを基礎にして将来にむけた改善・改革の方策立案のために活用されている。さらに、多くの専任教員が学部自己点検・評価委員会の委員を経験することで、点検・評価の意義・重要性が専任教員に共有されている。そして報告書完成後は、全教員に配布されるだけでなく、関西大学の理事長、学長、他学部長など関係部署にも送付し、公表しているので、自己点検・評価結果の客観性・妥当性は、確保されているといえよう。

完成後は、冊子として本学部教員に配布するため、教員は必要に応じて随時参照し、容易に内容を共有できる体制になっている。これは、各委員会で検討する将来にむけた改善・改革の方策立案にも役立っている。

このように自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムは、有用であり、有効に働いているといえよう。

〈問題点と将来の改善・改革に向けた方策〉

自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況については、残念ながら学生・卒業生はもとより、学外者の意見を反映させる仕組みは、現状では特にない。しかし、大学・学部の社会的評価の検証は若干だが行っている。在学生の父母組織である後援会主催の懇談会（地方懇談会を含む）や、就職懇談会（後援会主催）、企業との懇談会、校友会の様々な会合などに学部長やその他の関係教員が参加し、学部に対する評価や要望を聞く機会があり、これらを通して、一部ではあるが、学部に対する社会的評価の一端を検証する機会を得ている。

自己点検・評価プロセスに学外者の意見を反映させる仕組みはないが、今後も報告書を作成し内容を広く公開していくこと、学外者による第三者評価を積極的に受け入れていくことを継続することで、教育研究を適切な水準に維持していけると考える。

総合情報学研究科

第Ⅱ編　総合情報学研究科　目次

１　理念・目的・教育目標 …… 657

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 658

(1) 教育課程等　〈658〉

(2) 教育方法等　〈665〉

(3) 国内外における教育・研究交流　〈666〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈667〉

３　学生の受け入れ …… 669

(1) 学生募集の方法、入学者選抜方法　〈669〉

(2) 門戸開放　〈670〉

(3) 社会人の受け入れ　〈671〉

(4) 科目等履修生　〈671〉

(5) 定員管理　〈671〉

４　教員組織 …… 672

(1) 教員組織　〈672〉

(2) 教育研究支援職員　〈673〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈674〉

(4) 他の教育研究組織・機関等との関係　〈674〉

５　研究活動と研究環境 …… 675

６　施設・設備等 …… 676

７　管理運営 …… 679

８　自己点検・評価 …… 680

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科は、「学の実化」を学是とする関西大学において、情報学の理論および応用を研究・教育し、その成果をもって情報社会の進展に寄与することを目的として、総合情報学部を基礎として設置された。本研究科は博士課程前期課程および同後期課程をもつ。

今日の社会がしばしば情報化社会と呼ばれるように、現代社会における情報技術(IT)あるいは情報通信技術(ICT)の革新と進歩、そして普及はきわめて急速である。このような情報技術と社会の急速な変化に対応して、民間企業、行政機関、教育機関、各種団体などの組織体においては、新しい情報通信システムのデザインと構築を前提として、新しい事業分野やビジョンの策定、新しい組織体制や各種の業務システムの改革と実施などから成る、高度に戦略的、組織的な適応が求められている。また、既存の組織体ばかりではなく、情報技術をベースにした新しい事業体の創造あるいは起業（いわゆる「ＩＴベンチャー」）に対する社会の要望・期待も高まってきている。それらに伴ってこれら事業体の創造や戦略的適応を構想し、デザインし、リードし、実施していくための高度な専門的知識と技術を有する人材の育成が、社会的に緊急の課題となりつつある。この社会的要請に応えることが本研究科の目的である。

総合情報学部は、情報に関する知識と技術を身につけ現代社会に貢献できる文理総合の「情報ジェネラリスト」の養成を目指して、1994 年に高槻キャンパスに開設された。その完成年度 1998 年に、本研究科修士課程が、研究者養成というよりはむしろ、高度の専門知識を有する職業人たる「情報スペシャリスト」の養成を目指して開設された。この課程は、学部の文理総合の理念を保ちつつ、さらに専門性を高度化するために、社会情報学専攻、知識情報学専攻の 2 専攻の形態をとっている。

修士課程の完成年度 2000 年に、博士課程が増設された。それに伴い、修士課程は博士課程前期課程と改称され、博士課程後期課程とともに博士課程の中に位置づけられた。博士課程後期課程の目標は、研究者として自立して研究活動を行い、あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識をもち、21 世紀の社会環境を切り拓く「情報パイオニア」の育成である。この課程は、前期課程で培われた各分野の情報スペシャリストがそれぞれの専門性を生かしつつ、いわゆる文系と理系の両分野にまたがる新分野を切り拓いてパイオニア的な研究成果を創生するため、総合情報学専攻の１専攻の形態をとっている。

以上の理念・目的と人材養成の達成状況については、博士課程前期課程は 2000 年度より毎年相当数の修了者を送り出し、情報通信関連の民間企業や各種機関・団体において情報スペシャリストとして、社会に受け入れられている。また、同後期課程は完成年度 2003 年に学位「博士（情報学)」を 5 名に授与し、その 5 名全員が現在、大学の常勤研究職（大阪大学、神戸大学、帝塚山大学、京都外国語大学、東北学院大学）に就いている。

【点検・評価】

本学の学是である「学の実化」を情報学の分野で実現することを目的にしている本研究科の理念・目的は、大学の理念・目的を実現する意味において妥当なものであるといえる。

また、理念・目的は大学院インフォメーション、研究科パンフレット、ホームページなどを通して教職員、学生、受験生、社会に開示され、周知されている。

【現状の説明】に示したとおり、本研究科の理念・目的については、大学全体の理念・目的と整合性を保つとともに、現代の社会的要請に即したものであり、また今日まで一定の成果を挙げることに成功してきていると評価できる。したがって今、本研究科の理念・目的についての根本的な再検討は当面必要ないと思われる。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

情報技術と社会の急速な変化に対応して、民間企業、行政機関、教育機関、各種団体などの組織体においては、新しい情報通信システムのデザインと構築を前提として、新しい事業分野やビジョンの策定、新しい組織体制や業務システムの改革と実施などから成る、高度に戦略的、組織的な適応が求められている。また、既存の組織体ばかりではなく、情報技術をベースにした新しい事業体の創造あるいは起業（いわゆる「ＩＴベンチャー」）に対する社会の要望・期待も高まってきている。このような社会的要請に応えるため、総合情報学研究科は、情報と社会や人間の関係について広い識見、深い知識と情報処理能力を持ち、各分野の社会的課題について政策を立案し、課題を解決できる人材を育成することを目標としている。

（1）教育課程等

ア　総合情報学研究科の教育課程

（ア）教育課程と理念・目的

【現状の説明】

博士課程前期課程は、社会科学系カリキュラムと自然科学系カリキュラムをもち、2 つの領域にまたがって学ぶことができる総合性を特徴とする共に、専門性を高度化するために社会情報学専攻と知識情報学専攻の 2 専攻が配置されている。いずれの専攻においても、学生は論文指導教授による研究指導だけでなく、選択した課題研究科目を担当する複数教員の指導を仰ぎながら研究を進める。

前期課程の特色である課題研究科目では、複数教員による指導体制を採ることにより大学院設置基準第 3 条第１項にある「広い視野に立って精深な学識を授ける」ことを中心に行われている。特に、情報化の進展と社会状況の変化に迅速に対応するために、課題研究科目の内容は 3～5 年を目処に見直されている。

博士課程後期課程は、前期課程で培った各分野の専門性を生かしつつ、既存の研究領域にとらわれず新分野の開拓を推進するために文理総合の総合情報学専攻の一専攻として配置されており、大学院設置基準第 4 条第１項にある「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」に適合している。博士課程後期課程においても、学生は論文指導教授の研究指導と共に、選択した研究領域を担当する複数教員の指導を仰ぎながら研究を進めていく。

【点検・評価】

〈長所〉

本研究科では、研究指導教授の指導を仰いで専門分野に関する研究の深奥をきわめるだけでなく、前期課程の「課題研究科目」と後期課程の「研究領域」を通して複数教員の指導を受けることによって幅広い識見を培わせる体制が整えられている。さらに、課題研究科目の配置については適宜見直しが行われ、時代の流れに即したカリキュラム改定がなされている。

後期課程に配置される研究領域には、前期課程の社会情報学専攻担当教員と知識情報学専攻担当教員が共同で担当する領域も用意されており、博士課程後期課程の理念の中核をなしているともいえる「新分野の開拓」のための枠組みが整備されている。

〈問題点〉

前期課程では、共通科目の配置により２専攻の領域にまたがって学ぶことができる総合性がもたらされるが、関西大学大学院における他の７研究科の科目からは４単位までしか課程修了所要単位への充当を認めていない。関西大学における他の研究科では、所属外専攻から 10 単位までの単位充当を認めていることを考えると単位充当規定の緩和について検討の余地がある。しかしながら、本研究科の所在地から関西大学におけ

る他の研究科のキャンパスまで公共交通機関を利用して１時間を要するという地理的な立地条件を勘案すれば、単位充当規定として妥当であると言える。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現行制度は教育理念に則して適正に運用されており当面の改善･改革はないと思われるが、時代の変化･要求に俊敏に対応しながら、常に前向きに教育課程に関する改善･改革を考える必要がある。

（イ）教育内容等

【現状の説明】

本研究科の基礎学部である総合情報学部は、既存の学問体系にこだわらない「文理総合型」のカリキュラム編成により、「情報」と「情報に関する諸問題」を究明するための幅広い知識を有し、社会的あるいは技術的課題に対して「問題解決能力」を備えた人材の育成を目指している。総合情報学部では、学科やコース制を採用していないが、学生への教育方針として、メディア情報、組織情報、知識情報の３つの履修モデルに沿って学習が進められている。これらの履修モデルと博士課程前期課程における２専攻との関係は、メディア情報モデルと組織情報モデルが社会情報学専攻に、知識情報モデルが知識情報学専攻にそれぞれ対応している。

また、博士課程後期課程は、博士課程前期課程で培った各分野の専門性を生かしつつ、新分野の開拓を促進するため、文理総合の総合情報学専攻の一専攻として配置されている。

ａ　学位授与までの教育システム

博士課程前期課程における学位〔修士（情報学)〕授与までの流れは、１年次においては、授業科目の選択履修による基礎的知識の習得と課題研究科目担当者による研究指導が行われる。複数人により取り組むべき研究テーマである場合、１年次後期において研究遂行にあたっての役割分担が行われる。２年次においては、研究テーマ毎に、担当教授が中心となって、研究指導が行われる。このような教育プロセスにより、修士にふさわしい能力を身につけるよう指導される。

博士課程前期課程では、共通科目と専門領域科目の履修と並行して、「課題研究」と「論文指導」において、次のような共通のプロセスにより、研究指導が行われている。

課題研究では、課題研究科目によって、当然指導方法に違いが生じるが、共通の指導方法としては、おおむね次のとおりである。

1 年次は、講義と演習の複合方式により、それぞれの課題研究の目標設定、その枠組みについての認識、基礎知識や研究方法、文献資料収集や実験研究の基礎技能についての指導を行う。このなかで、教員側の分担テーマ･指導計画についても説明を行い、学生各自の問題意識の明確化を図り、学生個々の研究課題の決定を指導する。インターネット利用やデータベース検索、プレゼンテーションやコラボレーションの方法などは、この時期に身につくように指導する。社会人学生で基礎的な知識が不十分な場合は、学部の講義の受講や基礎的文献による学習を指導する。

2 年次には、各自の研究課題のために必要な理論や情報を模索し、実験や調査を行うとともに、研究会形式により各自の研究テーマに沿った研究報告等を通じて研究の促進と研究成果の質の向上を図る。課題研究科目によっては、複数の教員が指導にあたることがあるが、個々の学生の研究指導は学生のテーマに対応した教員が分担して行う。研究テーマによっては、現地調査やヒアリングなどが必要となる場合もあるが、必要に応じて学生を少人数のグループに分けた専門分科会的な小研究会を持ちながら、全体研究会での発表につなげるなどの工夫をして指導を行う。

また、論文指導は、論文指導担当教員が行い、学生の研究の進展に応じて助言を与えながら、関連文献収集を行い、各研究の進捗状況を確認し、研究会等での発表を通じて、学生の修士論文作成の指導にあたる。

博士課程後期課程においては、以下のような流れで学位授与〔博士（情報学)〕までの教育プロセスが整備されている。博士論文の提出要件として、査読付論文掲載（または採録決定）２編が義務づけられており、

査読付論文 2 編の執筆を計画的に行う必要がある。そこで、入学試験時の研究計画書に基づき、1 年次には修士論文をもとにした研究発表ならびに論文執筆を行い、学位論文の基礎を据える。さらに、2 年次には 1 年次に執筆した論文を深化・拡張した研究の発表および論文執筆を行う。最終学年においては、さらなる研究の発展と共に、博士論文の執筆計画書の提出が義務づけられ、1 年を通して、博士論文の執筆が行われる。主査および 2 名の副査による審査および最終試験（公聴会）を経て、学位授与に至る。

博士課程後期課程では、学生は文献収集・輪読・雑誌会等や、各種の実験実習手法についての助言・指導を指導教授および他の研究指導教授から受け、研究を遂行する。

b　カリキュラム

博士課程前期課程では、課題研究分野とそれぞれの課題研究科目により、研究指導を行っている。表Ⅱ-情研-1～2 は、2002 年度以降の課題研究分野と課題研究科目を示している。情報化の進展と社会状況の変化に応じて、科目の変更が行われている。

表Ⅱ-情研-1　社会情報学専攻の課題研究分野における課題研究科目

課題研究分野	課題研究科目			
	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
教育における情報メディア利用	マルチメディアと新しいリテラシー教育		情報通信技術（ＩＣＴ）と新しい教育	
情報メディアシステム	情報メディアとコミュニケーション		情報メディア産業の展開	
			情報社会とグローバリゼーション	
産業情報システム	組織意思決定の情報・管理システム			
	情報化社会の経営戦略			
	ネットワーク経済の数量的および実態的分析	情報ネットワーク経済の展開		
公共領域における情報	公共領域におけるデータベース			
	情報の保護			
	社会・組織における意思決定プロセスの応用		人・環境問題における意思決定プロセスの構築	

表Ⅱ-情研-2　知識情報学専攻の課題研究分野における課題研究科目

課題研究分野	課題研究科目			
	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
ヒューマンコンピューティング	マルチモーダル情報処理の基礎と応用		ヒューマンコンピュータインタラクションにおける認知と感性の情報処理	
			意味と感性の心的モデルの分析	
	環境認識と行動に関する生体情報処理モデル			
インテリジェントコンピューティング	知能システムの構築			
	インテリジェントコンピューティングの応用			
コンピューティングアルゴリズム	数理意思決定アルゴリズムの開発と応用			
分散コンピューティング	マルチメディア情報システムの基礎と実際			

博士課程前期課程においては、課題研究科目 8 単位、論文指導 2 単位のほか、専門領域科目および共通科目から 20 単位以上を含めて 30 単位以上を習得しなければならない。但し、所属外専攻の専門領域科目を習得した場合は、4 単位まで共通科目に充当することができる。さらに、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻もしくは他の研究科または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

さらに講義科目は、時代の変化や社会のニーズを勘案しながら、常にその見直しを行っている。講義科目は、各専攻の目的に照らし課題研究の遂行のために設定された専門領域科目と、大学院生の学問的視野を広げるために設置された共通科目からなっている。2005 年度において、社会情報学専攻と知識情報学専攻の講

義科目と両専攻にまたがる共通科目の内容は表Ⅱ-情研-3～4 に示したとおりである。

表Ⅱ-情研-3　専門領域科目一覧

	社会情報学専攻	知識情報学専攻
専門領域科目	マルチメディア教育論	認知情報論
	異文化理解のためのコミュニケーション	人間情報哲学
	フィールドリサーチ方法論	ニューラル・ネットワーク
	コミュニケーション能力とメディア	ヒューマンインタフェース論
	地域情報メディア論	視覚情報論
	情報･通信産業論	聴覚情報論
	メディア文化論	視聴覚実験心理学
	グローバル市民社会論	ロボット・ビジョン
	経営モデル分析	知識表現
	組織ネットワーク論	ファジィ・システム
	意思決定研究	遺伝的アルゴリズム
	組織情報管理論	量子情報理論
	戦略決定における経営情報	ＣＡＤ／ＧＩＳ論
	会計情報処理論	カオス理論
	リスクマネジメント特論	離散最適化論
	情報経済論	符号理論
	情報政策論	数値計算アルゴリズムとその応用
	起業経済論	並列プロセッサ特論
	行政管理情報論	分散データベース論
	政府情報論	応用無線情報通信
	情報犯罪論	
	行政情報法	
	品質情報論	

表Ⅱ-情研-4　社会･知識情報学専攻共通科目一覧

共通科目	情報メディア論
	情報メディア産業論
	企業評価論
	経営情報ネットワーク論
	先端技術産業論
	政治データベース論
	グローバル情報処理
	法情報学
	危機情報論
	行動科学における多変量データ解析法
	知識モデリング論
	社会心理学
	分散協調システム論
	コンピュータシミュレーション技法
	特別講義（関西経済論）

博士課程後期課程総合情報学専攻では、学部の「情報ジェネラリスト」、博士課程前期課程の「情報スペシャリスト」、博士課程後期課程の「情報パイオニア」の養成の理念で、予め定められた研究領域の中から一つの研究領域を選択し、研究を進めている。研究領域としては、「高度情報システム」「応用ソフトコンピューティング」「認知情報処理」「意思決定システム」「マルチモーダルコミュニケーション」の５つが定められている。博士課程後期課程においては、学生は、所属する研究領域の授業科目 4 単位以上を修得しなければならない。

【点検・評価】

〈長所〉

学部と博士課程前期課程の関連は、学部における履修モデルと本研究科における専攻との関連性としてと

らえることができる。

博士課程前期課程と博士課程後期課程は、前期課程での専門性の深化が、後期課程における新分野開拓の原動力になっており、スムーズな連携が行われていると言える。

博士課程前期課程においては、論文指導担当教員の他に、他の教員が指導を行うことで、より幅広い見地からの指摘に耐えうる研究活動が行われている。

前期課程の各専攻と後期課程におけるカリキュラムと研究指導方法は、それぞれの専門性により異なっている。このような過程と専攻の相違を認識しながら、大学院生の研究テーマに合わせて演習と論文指導で個別指導が行われ、さらにより深い研究を進めるために不可欠な知識や見識を養うカリキュラムが作成されている。大学院生の理解力や達成度を考え合わせて、合理的かつ適切に研究指導が行われている。

また、博士課程後期課程においては、ほとんどの場合、前期課程から同一の指導教授による研究指導を受けることができる。こうした一貫した教育システムで院生に対して適切な指導がなされている。

特に博士課程後期課程においては、これまでに 11 名の学位取得者を輩出しているが、この内の 9 名は大学の常勤研究職、1 名は企業の研究開発職に就いており、新たな情報学の分野を開拓する情報パイオニアを育成する機関として、成果を挙げているといえる。

〈問題点〉

学部では履修モデルを踏襲せずに科目を履修する学生も少なくなく、総合情報学部から博士課程前期課程への進学者の中にも高度な専門科目の履修に必要な基本的な知識が欠如している者も散見される。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学部と博士前期課程の関連性における問題点を解消するために、総合情報学部教授会では、学部と大学院のより整合性のあるカリキュラム改定について検討されている。さらに、より一貫性のある教育・研究体制に移行するために、大学院修了年限の短縮も含めた検討もワーキンググループにおいて行われている。

その他には、現時点で改善・改革すべき点は見当たらないが、社会環境等の変化に応じた改革ニーズを見逃さない姿勢を持ち続けることが必要である。

イ　単位互換と単位認定

【現状の説明】

関西大学大学院は関西四大学大学院学生の単位互換制度を設け、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で単位互換を行っている。2003 年度から 2005 年度まで、他大学院からの受け入れは 0 名であり、他大学院への送り出しは 2003 年度 1 名（立命館大学大学院）、2005 年度 1 名（同志社大学大学院）であった。

【点検・評価】

この制度により、四大学院生間の研究上の交流のみでなく、他大学の教員･研究者との交流の機会ができ、大学院生にとっては知的刺激を得ることが可能である。単位の相互認定が認められていない大学院もある中で、このような機会が開かれていることは高く評価できる。しかしながら、そのような機会が開かれていることを知らない学生が観察されている点が問題である。この制度の有効活用を図るために、入学時オリエンテーションや進級時等により周知する必要がある。

ウ　社会人学生と外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生が幅広く履修できるように、大学院前期課程・知識情報学の授業は午後６時以降の６限、７限においても開講している。大阪市内で働く大学院生の交通の便を図るため、大阪市内の天六キャンパスと高槻キャンパスをテレビ会議システムで結び、講義や演習を行っている。また、社会情報学の一部の講義は、

夜間に天六のみで開講するように配慮している。さらに、履修を２年に限定するのではなく、３年間かけてじっくり学習する制度を設けている。

表Ⅱ-情研-5　天六キャンパスでの授業開講状況

	2003 年度	2004 年度	2005 年度
全体開講授業数	50	50	59
天六開講授業数（遠隔授業を含む）	20	21	23
天六での開講率（%）	40%	42%	39%

修士論文に向けての研究においては、なるべく社会経験が活かせるようなテーマを設定し、社会人ならではのフィールドを活用したデータ収集を促している。具体的には企業内教育、企業における WBT 教材の開発などである。

また、2002 年度より、社会人入学に対する啓蒙活動を行っており、説明会や講演会を実施している。これによって、学習機会の存在に気付かなかった社会人の潜在的ニーズを掘り起こそうとしている。近年の在籍者数は、以下のとおりである。

表Ⅱ-情研-6　在籍社会人数

年度	社会情報学専攻	知識情報学専攻
2003 年度	11	1
2004 年度	12	2
2005 年度	10	1

外国人留学生については、外国語教育機構との連携で日本語におけるコミュニケーションの困難を克服させるように図っている。これを担当する教員が、当該研究科に２名配置されている。教育研究上も、自国と日本を比較するようなテーマ設定を促すなどして、学習・研究を進めやすい環境を作っている。

他方、日本人学生と外国人留学生の英語によるコミュニケーションを図ることにも力を入れている。これは日本人学生の語学力向上の機会ともなっている。これを支援するために 2005 年度より英会話を自律的に学べる e-learning 教材を導入している。

表Ⅱ-情研-7　在籍留学生数

年度	社会情報学専攻	知識情報学専攻	総合情報学専攻
2003 年度	2	2	0
2004 年度	0	0	0
2005 年度	1	0	0

【点検・評価】

教育課程上の配慮としては、社会人が夜間開講のみで単位を習得できるように、十分な講義を開講している。今後は、社会人入学のインセンティブを高めるために、例えば教育情報化コーディネーターの３級、２級資格に向けた講義なども検討課題としたい。また、2005 年度より学部で取得が可能になった、高等学校数学、公民の教員免許状の取得などとからめた履修形態についての配慮などが考えられる。

留学生への配慮事項で最も重要なものは言語のサポートだと考えられるが、これについては特に行っていないのが現状である。今後検討すべき課題である。また、各母国の文化事情や既習事項を反映した研究ができるような支援も考えられるが、今のところそこまでの個別的な教育的配慮はできていない。研究テーマとして、自国と日本の比較をベースにするような研究が散見されるのみである。

エ　生涯学習への対応

【現状の説明】

社会の要請である生涯学習への対応として、本研究科では開設時より昼夜開講制を取り、社会人のアクセスの良い天六キャンパスと高槻キャンパスを結ぶ遠隔授業システムによって、授業および研究指導を行って

いる。

また、2003 年度・2004 年度は、高槻市教員初任研修会の一端を担い、ワークショップのファシリテーターを本研究科の大学院生がつとめた（2005 年度は対象者の増大により、研修方法を変更したため、大学との連携を一時見送っている）。

情報教育に関するシンポジウムやセミナー、ワークショップの開催も積極的に行っており、2002 年度にはエクステンション・リードセンターを活用しながら、２回のワークショップ、１回の教育改革に関するシンポジウムを開催した。さらに、映像制作に関わるワークショップを東京で開催、2005 年度は、高等学校の教科「情報」に関するシンポジウムを 100 周年記念会館で開催した。これらの講師の一部、あるいはグループ討議の司会などを本研究科の大学院生が経験できるように、企画している。これらは、対外的には生涯学習としての開放講座のように見えるが、本研究科の学生にとっては貴重な学習の機会となっている。

【点検・評価】

上記の通り現状でも、ある程度の社会貢献として生涯学習を視野に入れた活動を行っているが、より積極的な行事開催を検討する必要がある。そのためには、広報における高槻市との連携強化などの方策を検討すべきである。また、大学院生の実地経験を積ませる行事に関して、民間企業や公的機関と連携したシンポジウム、セミナー、ワークショップを増やしていく方向で検討したい。

オ　研究指導等の内容

【現状の説明】

（ア）博士課程前期課程

大学院生は、入学時において、専攻別の課題研究科目（プロジェクト）のいずれかを選択しなければならない。課題研究科目によっては、複数の教員が指導にあたる場合があるが、履修指導は、大学院生が選んだ課題研究の論文指導を担当する教授が行う。

博士課程前期課程においては、課題研究科目 8 単位、論文指導 2 単位のほか、専門領域科目および共通科目から 20 単位以上を含めて 30 単位以上を習得しなければならない。但し、所属外専攻の専門領域科目を習得した場合は、4 単位まで共通科目に充当することができる。さらに、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻もしくは他の研究科または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

専攻については，社会情報学専攻と知識情報学専攻の区別があるが，課題研究テーマと関連させて、大学院の総合性を活かすように指導している。したがって，課題研究や論文指導など直接研究テーマに関係するものをのぞいて，ほぼ全ての講義において両専攻の学生が共に履修している。

課題研究科目では、課題研究を進めるための基礎的知識を与え、テーマの決定を援助し、資料収集、調査、実験その他の研究活動において学生の研究指導を行う。また、修士論文の作成指導は、論文指導担当教授が行う。

（イ）博士課程後期課程

博士課程後期課程においては、博士課程後期課程総合情報学専攻では、学部の「情報ジェネラリスト」、博士課程前期課程の「情報スペシャリスト」、博士課程後期課程の「情報パイオニア」の養成の理をもとに、①高度情報システム、②応用ソフトコンピューティング、③認知情報処理、④意思決定システム、⑤マルチモーダルコミュニケーション教育、の５つの研究領域の中から一つを選択し、研究を進めている。領域の選考に当たっては，研究計画に基づいた選考が行われる。大学院生は決定された研究領域から 4 単位以上を修得しなければならない。

履修・研究指導は，指導教授から受けるが、当該研究領域の他の研究指導担当者からも、博士論文作成にあたって指導を受け、研究内容についてより深く広く思索し、学位論文を作成できるような体制を組んでい

る。

総合情報学研究科の演習は、前期課程・後期課程いずれも個別指導を重視して行われている。さらに研究領域とその中に位置するプロジェクト制をとっているので､複数の教員による研究指導が可能となっている。博士課程後期課程まで進学する大学院生は、前期課程１年次から、後期課程は１年次より３年次まで、一貫して同一指導教授のもとに研究活動を進めることができる。

授業においては、プロジェクト形式の授業をとっているため、常にティームティーチングの状況が生まれている。学生と教員の多対１の関係による指導ではなく、多対多のディスカッションを通して、具体的な問題をより専門的な議論を基に考えることができるようになっている。

また、指導に当たって多くのプロジェクトでは、研究対象領域における現場との連携を図り、実際の業務との関わりの中で研究テーマを追究させることも積極的に行っている。

特筆すべき事として、研究の成果を国際学会において発表することを促すため、研究科として旅費を支援する体制をとっていることがあげられる。ちなみに、大学院生の学会参加に対する学会研究発表支援制度（学会補助費）を活用した実績は次のとおりで、研究成果の受信においても積極的であることがうかがえる。

表Ⅱ-情研-8　学会研究発表支援制度（学会補助費）活用実績

		2003 年度	2004 年度
前期課程	発表支援	42 名（内国際学会が 12 名）	33 名（内国際学会が 9 名）
	学会参加補助	8 名	9 名
後期課程	発表支援	10 名（内国際学会が 3 名）	9 名（内国際学会が 4 名）
	学会参加補助	2 名	4 名

さらに、2003 年度に設置されたネットワーキング研究センター（文科省学術フロンティア推進事業、文科省オープンリサーチセンター整備事業による)における研究活動と大学院学生の研究が連携する傾向が強い。ここにおけるＰＤやＲＡとしての活動が、該当学生の研究を支えているのは間違いない。国内外における研究発表も、ネットワーキング研究センターにおける研究費によって支援しており、着実に業績を蓄積することができている。

【点検・評価】

現在のところ、指導教授のほか複数の教員による指導体制が円滑に運営されている。したがって、現状では､特に改善･改革する必要はないと考えられるが､さらに改善するために､大学院レベルのＦＤ活動を 2004 年度より実施している。ただし、受講生が少ない授業もあり（場合によっては１人)、学部のＦＤとは異なり匿名での授業評価は難しい。それを前提として、より効果の上がる指導方法を学生と共に検討するような機会を設けることが課題といえよう。

学生の国際学会での発表に対する支援は好評で、これによる研究業績を活かして、2003～2004 年度にＰＤを勤めた学生が、他大学の常勤講師に職を得るという成果が上がっている。

さらに望むらくは、他大学の優秀な教員、学外専門家との関係による柔軟な指導体制をとることが考えられる。ネットワーキング研究センターにおける学外研究員との関係を継続する可能性について検討する必要がある。

（2）教育方法等

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

教育・研究指導の成果報告として、研究業績の提出を大学院生に求め、その量と質によって指導効果を測定している。また最終的には、修士論文や博士論文の審査を通して、教育・研究指導効果の質的測定を行っ

ている。

2005 年度の進路状況は、前期課程が修了生 40 名のうち、進学が５名（12.5%）、公務員・教員が２名（5.0%）、研究機関１名（2.5%）、民間企業 26 名（65.0%）、その他６名（15.0%）であった。後期課程は修了生３名のうち、大学教員が１名、研究機関１名、その他１名であった。

イ　成績評価法

総合情報学研究科の成績は、評語（優、良、可）をもって大学院生に発表され、その評価基準は、100 点満点の素点をもって決められている。優が 80 点以上、良が 70～79 点、可が 60～69 点である。60 点未満は不可とされる。定期試験の代わりに、各授業科目担当者の判断により、授業時の討論、講読、資料収集、レポート作成等が評価の対象とされる場合もあり、いずれも素点による評価がなされる。

ウ　教育指導等

総合情報学研究科では、課題研究科目（前期課程）および研究領域（後期課程）に複数の指導教員を擁している。指導の責任は指導教授にあるが、大学院生は複数の教員の指導を受けることが可能である。また教員は、日常的に相互の指導法について交流を図ることができる。

2004 年度からは全学的な取り組みの一環として統一的なフォーマットによるシラバスを Web 上に公開している。ここでは各授業の概要のみならず、各回の授業計画や参考図書等詳細な情報が公開されており、受講生のみならず、受験生へ向けた情報公開の役割も果たしている。

2005 年度からは、講義科目に関する学生授業評価アンケートの実施が、全研究科の取り組みとして開始され、授業改善の資料として利用されることになった。

【点検・評価】

総合情報学研究科の大学院生は、前期課程においては課題研究科目、後期課程では研究領域の中で複数教員による指導を受ける機会が保障されている。教員は、このような共同研究の場で学生を指導することで、日常的に指導方法の研鑽が積める。また若手教員を積極的に課題研究科目に迎え入れることで、課題研究科目の教育力の向上を図るだけでなく、若手教員自身の教育方法の向上に寄与している。

しかしながら、大学院生に提出を求めている研究業績報告は義務ではなく、研究科として統一的な評価ができているわけではないので、研究業績の報告を徹底するような方策について、現在検討を進めている。

（3）国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

総合情報学研究科の大学院生には、研究発表の機会として、総合情報学部紀要『情報研究』への投稿が認められている（総合情報学部専任教員との連名発表のみ）。過去３年間の発表件数は表Ⅱ-情研-9 の通りであった。

また、総合情報学研究科に学ぶ大学院生の学会発表件数ならびに学術雑誌への投稿件数は、表Ⅱ-情研-10 に示すとおりであった。

単位互換制度を利用し他の大学院で単位を取得した学生は、2003 年度と 2005 年度にそれぞれ１名であった。一方、他大学院からの履修希望者はいなかった。

表Ⅱ-情研-9　大学院生の総合情報学部紀要『情報研究』への投稿数

	2003 年度	2004 年度	2005 年度
前期課程	1	0	4
後期課程	0	2	0

表Ⅱ-情研-10　大学院生の学会発表件数ならびに学術雑誌への投稿件数

	学会発表件数				学術雑誌への投稿件数			
	2004 年度		2005 年度		2004 年度		2005 年度	
	国内	国外	国内	国外	邦文	欧文	邦文	欧文
社会情報学専攻	12	3	22	4	1	0	4	0
知識情報学専攻	32	20	29	13	17	11	9	7
総合情報学専攻	13	10	12	16	16	6	9	12

全研究科の制度として、関西大学の大学院生は、国内外の学会で発表する際に補助を受けられる。本研究科大学院生の利用者は、以下の通りである。

表Ⅱ-情研-11　国内外学会発表等補助費利用者数

		2003 年度		2004 年度		2005 年度(中間集計)	
		M	D	M	D	M	D
学会補助（国内）	申請者数（単位：名）	38	9	33	9	25	5
	申請者の割合（申請者/在籍者、単位：%）	35.2%	60.0%	30.8%	47.4%	23.4%	25.0%
外国の学会での発表に対する補助	申請者数（単位：名）	12	3	9	4	8	2
	申請者の割合（申請者/在籍者、単位：%）	11.1%	20.0%	8.4%	21.1%	7.5%	10.0%
在籍者数（5 月 1 日現在）		108	15	107	19	107	20

この他にも、コピー補助（前期課程：年間 1、500 枚、後期課程：同 2、000 枚）、製本表紙の補助等、研究活動を支援する体制が整えられている。

国際交流については、課題研究単位で進められている。社会情報学専攻の課題研究「情報通信技術（ICT）と新しい教育」では、交流学習支援（2004 年度、2005 年度各３件）、ボリビア・リビア・ミャンマーからの研修員（JICA 派遣）の受入（2004 年度１件、2005 年度２件）、フィリピンにおける ICT プロジェクトへの参加（2004 年度、2005 年度各１件）、韓国との国際シンポジウム（2004 年、2005 年）等を行っている。知識情報学専攻の課題研究「インテリジェントコンピューティングの応用」では、アメリカ・コロラド大学およびカナダ・ブリティッシュコロンビア大学との共同研究、共同セミナー等の交流が行われており、共同研究先のコロラド大学には大学院生２名（前期課程、後期課程各１名）が留学している。

【点検・評価】

指導教員との共同研究の発表の場として､総合情報学部紀要への投稿が認められている点は評価できるが、総合情報学部専任教員との連名発表に限られるため、大学院生による投稿件数は必ずしも多くない。また、国内外での研究発表や論文発表、研究交流などが活発に行われている、学会発表補助の申請率があまり高くない。

したがって、大学院生が単独で研究論文を発表できる機会を設けることが必要であり、学会発表補助については、制度の活用を促すよう、指導教員からの働きかけを強化することとしている。

（4）学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程の社会情報学専攻は口頭試問を、知識情報学専攻は公聴会を開き、指導教授と副査２名が審査する。その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会はその報告をもとに審査を行い、学位授与の議決を行っている。学位の授与は年２回（３月と９月）である。

後期課程では、指導教授である主査１名と副査２名からなる審査委員会が研究科委員会によって組織され審査される。審査結果は研究科委員会で報告され、研究科委員会ではその報告をもとに学位授与の審議を行う。

ア　学位授与状況

前期課程および後期課程の、過去２年間の学位取得者数を表Ⅱ-情研-12 に示す。

表Ⅱ-情研-12　学位取得者数

		2003 年度		2004 年度	
		2003 年９月期	2004 年３月期	2004 年９月期	2005 年３月期
学位（修士）	社会情報	0	14	1	17
	知識情報	1	31	0	23
	合計	1	45	1	40
学位（博士）	総合情報学	1	2	0	3

イ　学位審査の透明性・客観性

修士の学位の審査については、次のような方法をとっている。

修士論文の作成は課題研究科目の担当者である指導教授から詳細な指導を受けた後、修士論文計画書を提出する。計画書に基づき、主査となる指導教授のほか、副査２名を選出する。同一課題研究科目から必要数の副査を選出できない場合は、他課題研究科目から選出するときもある。修士論文提出後は、口頭試問（社会情報学専攻）・公聴会（知識情報学専攻）による最終試験を行い、審査委員が合否を判定している。最終的に学位授与の可否については、総合情報学研究科委員会において判定される。修士の学位は毎年３月と９月に授与される。

博士論文の審査については、次のような方法をとっている。

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の少なくとも１年前に指導教授の承認を得たうえ、提出しなければならない。博士の学位は毎年３月と９月に授与される。また所定の修業年限（3 年）のうちに博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出することが可能である。

提出された博士論文の審査は、指導教授である主査１名および副査２名からなる審査委員に委ねられる。審査委員は研究科委員会で決定し、査読の後、博士論文提出者に対する最終試験（口頭試問）・公聴会が実施され、主査と副査の連名になる審査報告書が研究科委員会に提出される。研究科委員会では学位授与の審議を受ける。学位授与を決定すると研究科長会議において承認を受けた後、学長に報告される。これらの手続きは「関西大学学位規程」に定められており、審査手続きの客観性・透明性が保持されている。また、審査内容は、合格した博士論文に関して『博士学位論文－内容の要旨および審査の結果の要旨』という冊子として印刷に付され公表されている。

【点検・評価】

前期課程、後期課程とも、審査の透明性・客観性が制度として保障されており、審査は適正に行われていて問題はない。

しかしながら､博士の学位授与状況が芳しくない｡所定修了率の平均が約35%である(2003 年３月期 55.6%、９月期 50.0%、2004 年度３月期 33.3%、９月期 0%、2005 年度３月期 37.5%）。

今後も研究の質を落とすことなく３年間で学位が取得できるよう、後期課程の学生への日常的な研究指導の強化に努めていく。

また、大学院学則第 24 条および第 25 条に、優れた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定があり、学生の研究意欲を刺激するものとして評価される。今後はこの制度が適用できるよう研究指導を充実させていく。

３　学生の受け入れ

総合情報学研究科は、社会の急速な情報化に対応し、新しい情報環境を創造し指導してゆくための高度な専門的知識と技能を有する人材の育成としている。

前期課程では、高度の専門的知識を有し、社会の各分野で指導的役割を果たす職業人たる「情報スペシャリスト」の養成を目的としている。

後期課程では、研究ならびに高度に専門的な業務において自立的に研究活動を行い、21 世紀の情報環境における新しい分野を創造してゆけるような「情報パイオニア」の養成を目指している。

以上のような理念・目的・教育目標の実現を目指して、入学試験を実施している。

【現状の説明】

(1) 学生募集の方法、入学者選抜方法

ア　博士課程前期課程

本課程には、社会情報学専攻と知識情報学専攻の２専攻がある。入学者受入の基本方針は、大学卒業程度の基礎学力と研究意欲を有する者を入学させることである。入学試験における筆記試験の専門科目は、受験生が志望する課題研究科目の問題を選択しなければならならい。

（ア）入学定員

本課程の収容定員は、社会情報学専攻が 55 名（内 25 名が社会人）、知識情報学専攻が 25 名（内若干名が社会人）である。

（イ）学内進学試験

本学総合情報学部の卒業予定者を対象とし、卒業研究指導教授の推薦を受けた者に受験資格が与えられる。試験は、筆記試験と口頭試問によって行う。筆記試験科目は、専門科目１科目である。実施時期は毎年５月である。

（ウ）一般入学試験

本学卒業生（予定者を含む）だけでなく、他大学出身者にも同様に受験資格がある。試験は筆記試験と口頭試問により行われる。筆記試験科目は、専門科目１科目および外国語１科目（英語）である。実施時期は 9 月と 3 月である。

（エ）外国人留学生試験

外国人を対象とした選考で、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験科目は、専門科目１科目、日本語、外国語である。実施時期は 11 月である。受験資格は、①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く）で、日本語能力試験１級に合格している者、または日本留学試験で日本語 219 点以上得点している者、である。

（オ）社会人入学試験

大学卒業後 3 年以上経過したものを対象とする。試験は筆記試験と口頭試問により行われる。筆記試験は、専門科目１科目である。実施時期は 11 月と 3 月である。

（カ）入学試験状況

過去３年間の入学試験状況を、表Ⅱ-情研-13 に示す。表を見ると、社会情報専攻では過去３年間、一般入学試験方式による受験者が約 50%、学内進学と社会人がそれぞれ約 25%で、外国人留学生が若干名という傾向が続いていることがわかる。一方知識情報学専攻では、90%以上が学内進学と一般入試による受験者であることがわかる。

表Ⅱ-情研-13　前期課程入学試験状況（2003～2005 年度）

年度	区分	社会情報学 志願者数	社会情報学 受験者数	社会情報学 合格者数	社会情報学 入学者数	知識情報学 志願者数	知識情報学 受験者数	知識情報学 合格者数	知識情報学 入学者数
2003	学内	4	4	4	4	21	21	20	19
	一般	12	12	8	7	9	7	5	4
	外国人留学生	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会人	11	6	5	3	1	1	1	1
	計	27	22	17	14	31	29	26	24
2004	学内	3	3	3	3	25	24	24	23
	一般	18	16	11	8	15	15	13	12
	外国人留学生	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会人	3	3	3	3	1	1	1	1
	計	24	22	17	14	41	40	38	36
2005	学内	6	6	6	5	13	13	13	11
	一般	14	13	8	8	25	25	20	19
	外国人留学生	2	2	1	1	0	0	0	0
	社会人	4	3	3	3	1	1	0	0
	計	26	24	18	17	39	39	33	30

イ　博士課程後期課程

本課程は、総合情報学専攻の１専攻である。入学者受入の基本方針は、研究者として将来自立してゆける潜在能力を有する者を入学させることである。入学試験における筆記試験の専門科目は、受験生が志望する研究領域からの出題を選択しなければならない。

（ア）入学定員

本課程の入学定員は、８名である。

（イ）一般入学試験

博士課程前期課程を修了（予定者を含む）した者を対象とし、試験は筆記試験と口頭試問により行われる。筆記試験科目は、専門科目１科目および外国語１科目（英語）である。実施時期は９月および３月である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人を対象とした選考で、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験科目は、専門科目 1 科目、日本語、外国語である。実施時期は 11 月である。受験資格は、①外国の大学院において修士の学位を得た者、又は修士に相当する学位を得る見込みの者、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得た者、又は修士の学位を得る見込みの者で、日本語能力試験１級に合格している者、または日本留学試験で日本語 219 点以上得点している者、である。

（エ）入学試験状況

過去３年間の入学試験状況を、表Ⅱ-情研-14 に示す。

表Ⅱ-情研-14　後期課程入学試験状況（2003～2005 年度）

年度	区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2003	一般	5	5	5	5
	外国人留学生	－	－	－	－
	計	5	5	5	5
2004	一般	12	7	7	7
	外国人留学生	1	1	0	0
	計	13	8	7	7
2005	一般	5	5	5	5
	外国人留学生	0	0	0	0
	計	5	5	5	5

(2) 門戸開放

総合情報学研究科では、多様な募集方法を採用することで、他大学出身者、社会人、外国人に広く受験機会を提供している。また、過去の入学試験問題は閲覧可能であり、すべての入学希望者に対して、受験に必

要な情報が公開されている。こうした大学院の入試情報は、本学ホームページやパンフレットを通じて積極的に広報している。表Ⅱ-情研-15 に他学部・他大学出身入学者の推移を示す。

表Ⅱ-情研-15　総合情報学部出身入学者と他学部・他大学出身入学者数（博士前期課程）

専攻・入学年度 / 区分	社会情報学専攻			知識情報学専攻		
	2003	2004	2005	2003	2004	2005
総合情報学部出身入学者	5	9	11	22	34	28
本学他学部出身入学者	1	0	0	1	1	1
他大学出身入学者	8	5	6	1	1	1
合計	14	14	17	24	36	30

(3) 社会人の受け入れ

総合情報学研究科前期課程では、高度の専門的知識を有し、社会の各分野で指導的役割を果たす職業人を養成するという目的から、社会情報学専攻の入学定員 55 名中 25 名を社会人に割り当てている。さらに社会情報学専攻では、天六キャンパスでの遠隔講義を実施しており、天六キャンパスでの夜間の教育課程のみで所定の単位を修了できるようにしている。また、社会人学生のみを対象とする者ではないが、総合情報学研究科の前期課程では、修業年限を３年とする長期在学制度も実施している。このように、職業を持つ社会人に対して積極的な受け入れ態勢を整えている。

(4) 科目等履修生

関西大学大学院では、春学期・秋学期それぞれに４年制大学を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると志望研究科が認める者を対象に、１学期３科目を上限とする科目等履修生制度を設けている。本制度による履修生数は、2003 年度と 2004 年度は春学期・秋学期とも各１名、2005 年度は秋学期に１名であった。

(5) 定員管理

総合情報学研究科の定員と在籍者数、在籍学生数比率を表Ⅱ-情研-16 に示す。2005 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、前期課程で 0.67、後期課程で 0.83 であった。

表Ⅱ-情研-16　博士課程前期課程および後期課程の在籍学生数比率一覧

課程・専攻 / 年度			2003	2004	2005
前期課程	社会情報学 収容定員（110）	在籍者数（人）	48	45	40
		定員充足率（%）	43.6	40.9	36.3
	知識情報学 収容定員（50）	在籍者数（人）	60	62	67
		定員充足率（%）	120	124	134
	計 収容定員（160）	在籍者数（人）	108	107	107
		定員充足率（%）	67.5	66.9	66.9
後期課程	総合情報学 収容定員（24）	在籍者数（人）	15	19	20
		定員充足率（%）	62.5	79.2	83.3

【点検・評価】

〈長所〉

前期課程社会情報学専攻では、本学出身者と他大学出身者との割合がほぼ拮抗していること、常に一定数の社会人が在籍していることなど、多様な学生の受け入れに一定の成果を上げていると考えられる。

一方、前期課程知識情報学専攻では、学内進学入試による入学者が約 50%となっている。卒業研究１年と

前期課程２年を連携させた教育･研究という同制度の趣旨を積極的に活用できているものとして評価しうる。

後期課程については、受験者数、在籍者数比率とも、適正な状態を維持していると考えられる。

〈問題点〉

前期課程社会情報学専攻における在籍者数比率の低下が著しい。その一方で前期課程知識情報学専攻の在籍学生数比率は増加傾向にあり、2005 年度は 1.34 と適正水準を越えていると判断される。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

在籍者数比率が、適正水準に比して前期社会情報学専攻は低く、知識情報学専攻は高い。近年の受験者並びに入学者動向に鑑み、2006 年度より表Ⅱ-情研-17 の通りに募集定員を変更する。この変更に伴い、在籍者数比率が適正水準に是正されるものと期待される。なお、各専攻担当の教員数が、研究科発足時と比べて、社会情報学専攻で３名、知識情報学専攻で６名増えており、この募集定員の変更が教育ならびに研究に影響を与えることはないと考えられる。

表Ⅱ-情研-17　募集定員・収容定員の新旧対照表

	旧		新	
	募集定員	収容定員	募集定員	収容定員
社会情報学専攻	55（25）	110	40（20）	80
知識情報学専攻	25（若干名）	50	40（若干名）	80

４　教員組織

本研究科は，教育目標を達成するために、情報学の多様な領域において専門性を有する教員を配置し、適切な教育・研究指導が少人数で行える体制を整備している。また、専門的研究領域を補完するため、客員教授や非常勤講師を任用し、教育の充実を図っている。

（1）教員組織

【現状の説明】

本研究科は、総合情報学部を基礎として開設された。高度の専門知識を有する職業人たる「情報スペシャリスト」の養成をめざす博士課程前期課程は、社会情報学専攻（入学定員 55 名）と、知識情報学専攻（入学定員 25 名）の 2 専攻からなる。さらに高度の研究能力をもつ「情報パイオニア」の育成をめざす博士課程後期課程は、総合情報学専攻（学生定員 8 名）の単一専攻からなる。

本研究科の専任教員はすべて、関西大学大学院学則第 33 条により、総合情報学部教員の兼担である。2005 年度の兼担状況および研究科委員会構成状況は表Ⅱ-情研-18 のとおりである（以下、博士課程前期課程をM、同後期課程をＤと略記する場合がある）。

表Ⅱ-情研-18　2005 年度大学院授業担当者（および研究科委員会構成員）数

	教授	助教授	計
学部専任教員数	40	11	51
M講義担当者数	40	8	48
M研究指導担当者数	36	0	36
Ｄ講義担当者数	16	0	16
Ｄ研究指導担当者数	11	0	11
研究科委員会構成員数	40	8	48
同オブザーバー数	0	3	3

2005 年度は、学部専任教員 51 名のうち 48 名、すなわち約 94.1%が本研究科の授業もしくは研究指導を

兼担している。学部および本研究科の学際的性格を反映して、教員の専門領域は人文社会系から理工系まで多彩である。なお、大学院を兼担する専任教員 48 名中 31 名が博士の学位を有し、また 18 名が実務経験者である。

上述のとおり、本研究科の構成員は大学院を兼任する学部専任教員 48 名であるが、学部教育との連携を密にしてできるだけオープンな議論をし、また教員間の情報交換をも計るため、それ以外の学部専任教員 3 名もオブザーバーとして研究科委員会に参加している。

2005 年度の学生収容定員及び在籍者数は大学基礎データ表 18 のとおりであり、専門教員一人当たりの学生数は、前期課程で 2.2 名、後期課程で 1.25 名である。

なお、本研究科では、現在のところ、任期制は実施されていないが、客員教授制を導入しており、必要に応じ、ほぼ毎年、数名、研究業績がすぐれ、教育歴も長い他大学の教員や研究所員を客員教授として迎え入れている（ただし 2005 年度は 0 人）。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

学生数からみた教員数は適正であると評価できる。しかし、大学院の授業を担当する専任教員全員が学部に属する兼担であり、大学院での授業負担が増えても、学部における授業担当は軽減されない。したがって、教員には学部の授業も含めてかなり重い授業負担がかかることになり、また現に一部の教員にそれが現実となっている。これは、質の高い教育と研究を維持するためには放置できない問題である。

教員の運営組織の形態は、オープンな議論が保証されており、妥当なものと評価できる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

専任教員の授業負担の問題は、財政的に学部の授業料収入への依存度が高い私立大学の宿命ともいえるものであり、本学においてもその根本的解決は困難である。しかし、大学院で相当の時間数の授業を担当し、かつ学部で就業規則による責任時間数を大幅に超えて授業を担当する教員については、学部の授業担当に際して大学院での授業負担を考慮するということで研究科委員会と教授会との間でほぼ合意ができつつある。この合意の実現に向けて学部執行部と大学院運営委員会との間で検討する。

（2）教育研究支援職員

【現状の説明】

大学院棟内にあるデータ・ライブラリーとデータベース・ルームには職員数名が常駐して学術図書雑誌のレファレンス・サービスをはじめ、国内国外のさまざまな学術データベースを収集・管理し、教員や学生の研究利用に際しての相談サービスを行っている。

また、同大学院棟内にあるネットワークセンターでは、職員数人と業者が常駐し、キャンパス・ネットワークの保守管理を集中的に行い、かつ必要に応じてネットワーク関連のハード、ソフト両面に関する教員や学生の相談を受けている。

本研究科においては社会人の勉学を容易にするため昼夜開講のカリキュラムを編成している。また、大阪の都心部で勤務する社会人への便宜を考慮し、天六キャンパスで平日の夜間および土曜日の集中講義を行っており、社会情報学専攻の一部においては、天六キャンパスの教育だけで修了することができる。天六キャンパスと高槻キャンパスとは双方向ＴＶ会議システムによる遠隔授業を行っており、天六キャンパスでの直接授業のほか、高槻キャンパスからの遠隔授業を受講できる。天六キャンパスの授業時間中はＴＡ（2005 年度は 3 名）が勤務しており、双方向ＴＶ会議システムの操作、教材の印刷などの教育補助を行っている。

【点検・評価】

データベースやネットワーク関連の相談に応じうる、専門知識を有する職員の常駐配置は基礎的な研究支援体制として評価できる。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

本大学院学則第 33 条により、関西大学大学院もしくは本研究科としての募集・任免・昇格に関する基準は、学部専任教員としての募集・任免・昇格以外には存在しない。

しかし、当然ながら学部専任教員の募集・任用・昇格に際して、学部の人事委員会および教授会における審査や決定は、大学院教育における兼担も視野に入れられている。募集に関しては、公募が原則となっている。

開設当初本研究科の場合、学部専任教員の大学院兼担に関しては、開設申請時の文部省（現文部科学省）大学設置・学校法人審議会の資格審査の結果によって、その初期状態がきまった。そのため、完成年度以後も、学部教員の大学院教育の担当は資格審査を経ることになっている。

この資格審査は、以下の手続でなされる。M講義、M研究指導、D講義、D研究指導、それぞれの担当資格について、研究科委員会の資格内規に則って、1 件ごとに主査 1 名、副査 2 名以上によりなる審査委員会を設け、審査結果を当該資格を既に持っている者全員からなる審査部会に報告・票決し、さらに研究科委員会において報告・了承という手続を経る。この場合の審査基準の内規は、大学院設置基準第 4 条を具体化し、研究教育経験についてはその年数、研究業績については一定期間内に公表された論文数等の目安を定めている。また、D研究指導の資格審査にあたっては、審査をより客観的で妥当なものするため、本研究科の外部の専門家に加わってもらうことも可能としている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

現在の手続は概ね適切と評価できる。しかし、文理融合をめざす総合情報学部（および本研究科）の場合、専任教員の任用や昇格審査に際して、文系、理系それぞれ他系の視点の導入が必要とされながら、導入のための実質的な方法や統一的基準が確立されているとは言いがたい。

上記の研究業績の審査において論文数の目安を定めたのは、あえて異なった専門領域間で何らかの客観的指標を設定しようとする試みであるが、現在の手続きが万全であるとは言えない。

なお、D研究指導の資格審査に際しての他大学等、外部の専門家の評価の導入は、研究業績の質的評価が不可欠と考えての措置であり、新しい試みとして評価されるであろう。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本研究科の場合、2003 年に完成年度を迎えたばかりであり、上記の手続がどのように機能するか一定の期間みる必要があるが、現在授業科目担任資格等に関して見直しが進められている。

(4) 他の教育研究組織・機関等との関係

2002 年度以降、文部科学省の進める「私立大学学術研究高度化推進事業」の補助対象として、３つの研究組織が開設されることになった。すなわち「学術フロンティア推進事業」としての①「ソシオネットワーク戦略研究センター」(2002～2006 年度)、同じく「学術フロンティア推進事業」としての②「総合情報学研究センター」(2003～2007 年度)、そして「オープン・リサーチ・センター整備事業」としての③「知識ネットワーク基盤センター」(2003～2007 年度) である。これらはいずれも、本研究科の教員が代表を努め、本研

究科の教員と学生が中心となって研究プロジェクトを推進しつつある。

「ソシオネットワーク戦略研究センター」は千里山キャンパス内の経済・政治研究所内に置かれている。これに対して、「総合情報学研究センター」と「知識ネットワーク基盤センター」という二つの研究組織を置くための新しい施設として、「関西大学ネットワーキング研究センター」が高槻キャンパス内に建設され(2004年3月竣工)、外部の研究組織及び研究者との連携の下に研究が進められている。

以上の他、個々の教員レベルで関係している学内の研究組織としては、先端科学技術推進機構、東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所などがある。また外部研究機関や民間企業からの受託研究の例も、個々の教員レベルでいくつか見られる。

5　研究活動と研究環境

総合情報学研究科は、情報学の理論およびその実社会における応用・活用方法について研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与することを目的として設置された。先述の通り，どの研究分野においても，研究成果の活用・応用をめざすことは共通しており，それぞれが現実社会の問題の掘り起こしと解決に貢献できる人材を育成することに努めている。そのため，修士論文・博士論文の作成につながる研究活動においても，実際のフィールドに理論（あるいはそれを元にしたアプリケーション）を当てはめ，実際のフィールドからあがるデータを分析・考察する「理論と実践の融合」を目指している。

【現状の説明】

総合情報学研究科は、博士課程前期課程が社会情報学専攻および知識情報学専攻の２専攻で構成され、博士課程後期課程になると、両専攻が総合情報学専攻の１専攻に統合される。研究科の授業を担当する 48 名（2005 年度：社会情報学専攻担当 26 人、知識情報学専攻担当 22 人）の専任教員は、すべて学部所属である。したがって、本項目については「第Ⅰ編第６章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編総合情報学部第５章　研究活動と研究環境」を参照願いたい。

ここでは、本研究科に関わる研究活動について述べるが、文部科学省補助金による大型研究プロジェクトは以下のとおりである。

表Ⅱ-情研-19　大型研究拠点構築事業

2003 年度～：文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア推進事業）「 総合情報学研究センター」の設置（「合意形成のための認知的・数理的情報処理システムの構築」）
2003 年度～：文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）「知識ネットワーク基盤センター」の設置

それぞれの事業は研究科を受け持つ複数の教員の共同研究を旨とし、両方を会わせると約半数の教員が関わっていることになる。2005 年度には中間報告書を作成したが、それぞれに多数の研究業績を生み出すことにつながっている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

研究科を担当する教員の競争的研究資金の獲得は活発であると評価できる。また、教員の研究成果には国際的な評価を受けているものも多く、本研究科教員の研究レベルは高いと言える。また学会の開催も積極的に行っている。

文部科学省の補助による大型研究プロジェクトも次々と成立しており、これらの研究期限終了時における成果が期待される。学内の学際的研究交流も、このようなプロジェクトあるいは学内の共同研究助成金を利用したものによって積極的に図られており、プロジェクト型の大学院運営の成果が出ていると評価される。

以上のように研究活動は基本的に活発であるが、あえて難点を指摘するなら、これらの成果がCOEの獲得につながっていないことがあげられる。競争的研究資金の導入に関する問題点も特にないが、科学研究費補助金基盤研究の場合、研究組織として学内の共同研究者を多く募ることが求められる場合があるので、それに備えた学内共同研究体制の強化という問題があげられよう。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

COE をにらんだ研究活動上の課題については、大学執行部とも連携しながら重点的に検討されている。科学研究費のさらなる獲得については、2003年度から導入された科学研究費補助金申請促進制度の効果があがっている。また学内研究体制の強化に関しては、大学院プロジェクトの組織を基盤とした研究費申請を増やすことが考えられる。さらに、複数プロジェクト間の共同研究を前提とした研究申請も検討できる。

研究活動を支援する環境として重要なのは、ポスト・ドクトラル・フェロー（ＰＤ）およびリサーチ・アシスタント(ＲＡ)の制度である。2003年度より、文部科学省の補助による大型研究拠点構築事業によってリサーチ・アシスタントを置くことができるようになったが、これを充実、継続していくことが望まれる。現時点では、上述した大型研究拠点構築授業によって数名のPDおよびRAを確保できているが、補助年限の終了後の体制について検討しなければならない。

６　施設・設備等

本研究科の教育研究目標を達成するために必要な施設･設備を適切に整備・運用し、また充実することは重要な課題であるととらえ、有効に機能するよう整備・運用している。「情報学」という先端的な教育研究を推進するために、さらに充実を図り、教育研究に生かしていく。

【現状の説明】

1998年4月に開設された総合情報学研究科は、文系の「社会情報学専攻」と理系の「知識情報学専攻」の2 専攻で構成されている。開設当初から博士課程の設置を想定し、学部とは別に専用の施設を確保して、高槻キャンパスに大学院棟を建設した。同研究科の特徴の第一は、情報スペシャリストの養成を目的としていることである。第二は、すでに各分野で活躍されている社会人が、働きながら学べることである。社会人の便宜を考慮し、「昼夜開講制」を採用し、大阪市内の天六のキャンパスにサテライト教室を設置した。天六キャンパスと高槻キャンパス間（図Ⅱ-情研-20）で、通信メディアを利用して文字・音声・動画等を一体的かつ双方向的に行う遠隔授業システムによって研究指導を受けることが可能である。

高槻キャンパス大学院棟および天六キャンパス・サテライト教室の概要は、以下のとおりである。

(1) 高槻キャンパス大学院棟建物規模

鉄筋コンクリート造　3階建　約3,353㎡

(2) 高槻キャンパス大学院棟施設・設備

大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模・設備に関しては、表Ⅱ-情研-21を参照。

①講義教室

この教室は2～3室に仕切って小教室としても使えるように配慮している。ただし、中教室2は、サテライト教室との遠隔授業の施設として利用している。

図Ⅱ-情研-20　高槻～天六キャンパス遠隔授業イメージ図

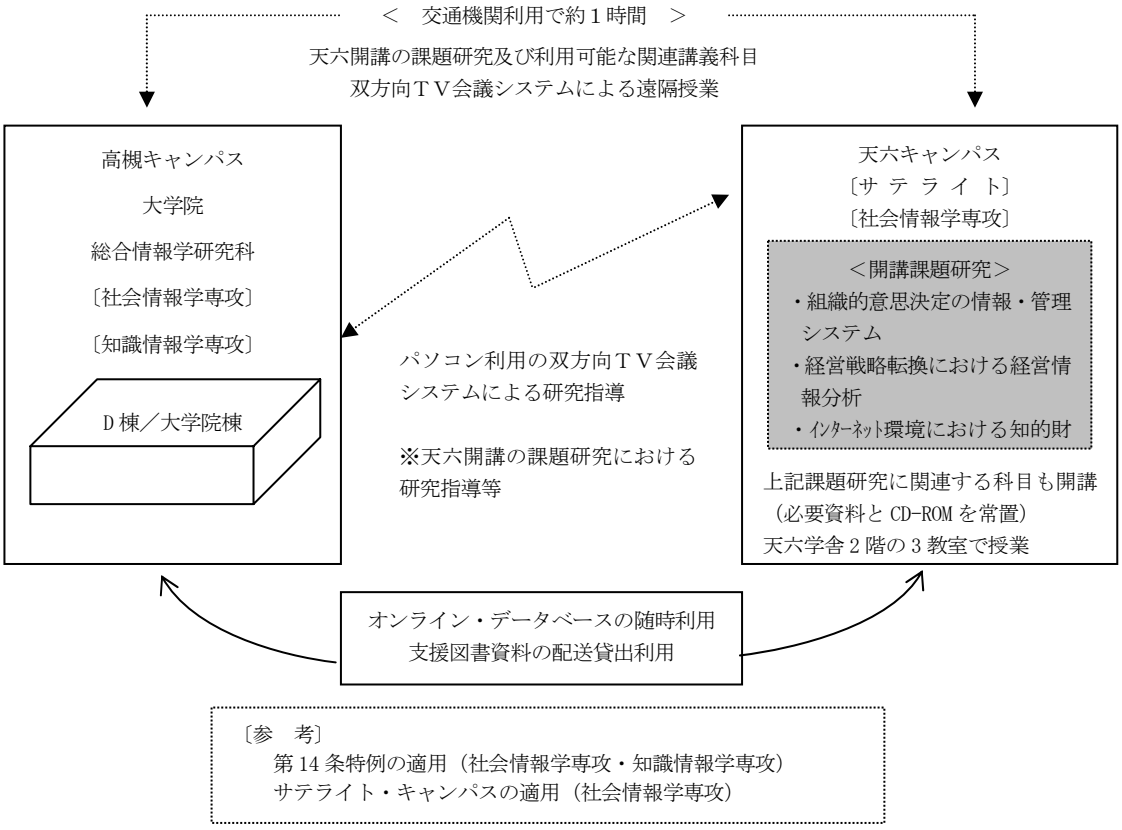

②共同研究室

担当指導教授のもとで特定の課題について、特殊な機材等を使って共同研究を行う施設である。

③セミナールーム

少人数の講義およびセミナーとして利用している。

④ネットワークセンター

ネットワーク管理用のサーバ、端末その他の機器を備え、キャンパス・ネットワークの保守管理を集中的に行うエリアである。

⑤オープン・アクセス・エリア

学生が自由にキャンパス・ネットワークにアクセスできるスペースである。

学生はここでインターネットや学内のサーバにアクセスでき、それによって学内外の様々な資料を入手できる。

⑥データ・ライブラリー

学部とは別に、大学院の教育研究に必要な学術雑誌およびデータベース等の電子資料を提供する施設である。

⑦データベース・ルーム

データベースの収集、作成、保管、サービス等を実施するためのスペースである。

⑧プロジェクト・エリア

学生が各自選択した課題研究（プロジェクト）について共同研究を行うための拠点となる施設である。

(3) 天六キャンパス・サテライト教室施設・設備

大学院のサテライトとして位置づけ、情報ネットワークを活用することにより、小規模な大学院棟と同等の教育環境を持つ。

天六キャンパスでは、総合情報学研究科専用のプロジェクトルーム、演習室、講義室及び教員研究室が設

けられており、学生ラウンジについては、法人管轄の生涯教育振興施設である「エクステンション・リードセンター」に受講に来る学生と共同利用する。

大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模・設備に関しては、表Ⅱ-情研-22 を参照。

①プロジェクト・ルーム

関連科目の雑誌と基本的な辞書類を備え付けており、総合図書館、高槻図書室から必要な資料を取り寄せることもできる。またオンライン・データベースの充実により、各種文献検索やオンライン・ジャーナルの閲覧もできる。

②演習室

セミナーを行うほか、プロジェクトを実施するために必要なコンピュータ等の機材を配置する。また ISDN 回線によりプロジェクト・エリアのサテライトとして機能する。さらに、データ・ライブラリーのサテライトとしての機能を有し、学術誌を配置するほか、授業に必要な資料をいつでも入手できるようにオンライン・データベース等のアクセス端末機を設置している。

③講義室

教員による直接の講義のほか、大学院棟中教室２と結んだ遠隔授業が実施される。そのため ISDN３回線を用いたテレビ会議システムを設けている。大学院の授業は比較的少人数でかつ双方向的（インタラクディブ）であることからテレビ会議システムが適当である。天六キャンパスで直接の講義をする場合は、テレビ会議システムで、高槻キャンパスの大学院棟の学生にも受講させることができる。

④教員研究室（控室兼用）

表Ⅱ-情研-21　大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模　（高槻キャンパス）

用途別室名	室数	総面積（㎡）	収容人員（総数）	収容人員一人当たりの面積（㎡）	備考（設備）
講義教室(中教室 1)101	1	146.00 ㎡	99 人	1.47 ㎡/人	教材提示装置、ビデオ装置、　パソコン、液晶プロジェクタ
講義教室(中教室 2)106	1	146.00 ㎡	63 人	2.32 ㎡/人	教材提示装置、 ビデオ装置、 パソコン、液晶プロジェクタ、　テレビ会議システム
講義教室(中教室 3)109	1	146.00 ㎡	99 人	2.32 ㎡/人	教材提示装置、 ビデオ装置、パソコン、液晶プロジェクタ
共同研究室　102～105	4	36.00 ㎡	10 人	3.60 ㎡/人	
セミナールーム　107	1	36.00 ㎡	19 人	1.89 ㎡/人	教材提示装置、ビデオ装置、 パソコン、プロジェクタ
セミナールーム　108	1	36.00 ㎡	16 人	2.25 ㎡/人	
個人研究室	4	80.00 ㎡ (20.00 ㎡×4 室)			
ネットワークセンター	1	73.00 ㎡ (63.00+10.00 ㎡)	専任3人/定時1人		ワークステーションサーバ、ネットワーク管理パソコン
オープン・アクセス・エリア	1	340.00 ㎡	26 人		ワークステーション、パソコン
データ・ライブラリー	1	146.00 ㎡	専任3人/定時1人 30 人	4.86 ㎡/人	図書館蔵書目録専用端末、外部データベース用端末、インターネット用端末、雑誌架、検索用パソコン、高速プリンタ
データベース・ルーム	1	36.00 ㎡	7 人	5.14 ㎡/人	データベース・システムサーバ
プロジェクト・エリア(社) プロジェクト・エリア(知)	1	377.00 ㎡ 323.00 ㎡	102 人	6.86 ㎡/人	パソコン 44 台、プリンタ、研究活動用テーブル、製本機、裁断機、液晶プロジェクタ、キャビネット、ロッカー、保管庫、収納庫、衛星放送受信設備
ミーティングスペース(1) ミーティングスペース(2) ミーティングスペース(3)	1	49.00 ㎡ 57.46 ㎡ 59.80 ㎡	12 人 16 人 18 人	4.08 ㎡/人 3.59 ㎡/人 3.32 ㎡/人	

表Ⅱ-情研-22　大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模　（天六キャンパス）

用途別室名	室数	総面積（㎡）	収容人員（総数）	収容人員一人当たりの面積（㎡）	備考（設備）
プロジェクト・ルーム	1	約 53 ㎡	約 10 人	5.3 ㎡/人	パソコン、学術資料、ロッカー、保管庫
演習室	1	約 53 ㎡	約 20 人	2.65 ㎡/人	パソコン、ロッカー、保管庫
講義室	1	約 105 ㎡	約 30 人	3.5 ㎡/人	テレビ会議システム
教員研究室	1	約 45 ㎡	約 10 人	4.5 ㎡/人	

【点検・評価】

高槻キャンパス大学院棟が建設され、学部ゼミナール教室とは別に、大学院専用のゼミ室が確保され、大学院生の研究空間は大いに満たされている。さらに、天六キャンパス・サテライト教室の施設・設備も充実している。

また、本研究科の施設・設備については、既に環境が整っているため、改めて検討し直す必要はない。ただし、コンピュータとその周辺機器、及びそれらのソフトウェアについては、大学院棟用に別途、たえず最新の物に対応していかなければならない。これについても、毎年一定の予算枠で対応しており、適切であると評価できる。

7　管理運営

【現状の説明】

総合情報学研究科の最高意思決定機関である研究科委員会は本研究科における教学上の管理運営に関する全ての事項について権限を有し、大学院学則（第 40 条）ならびに研究科申し合わせに基づき研究科の管理運営に関する全ての事項を扱う。

研究科委員会は研究科長によって召集され、研究科長がその議長となる。研究科委員会は大学院を兼任する学部専任教員 48 名によって組織され，構成員の過半数の出席により成立する。通常の議事は出席者の過半数の同意をもって決められるが、別途定められた場合についてはこの限りではない。例えば、博士論文審査や研究科長選出といった重要事項については構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。なお、総合情報学部の専任教員であれば、研究科委員会の構成員でなくてもオブザーバとして研究科委員会に参加することができる。

研究科長の選出手続きは研究科の申し合わせにより定められている。研究科長は、研究科委員会における構成員の 3 分の 2 以上が出席したもとで選挙によって選出される。選挙権を有するものは研究科委員会構成員とし、被選挙権を有する者は博士課程後期課程研究指導担当者とする。研究科長の任期は 2 年で再選を妨げられないが、連続して 3 期研究科長職に選出されることはできない。選挙は単記無記名投票により、投票総数の過半数の得票をもって当選とする。ただし、最高得票者の得票が過半数に達しない場合は、第 2 位までの得票者で決戦投票を行う。決戦投票では多数得票者をもって当選とするが、決選投票においても得票が同じときは年長者を選出する。

研究科運営のあり方については、2005 年 4 月より研究科運営委員会準備会において討議され、その結果を受けて研究科申し合わせとして 2005 年 10 月に研究科運営委員会が設置された。研究科運営委員会は、研究科長の他に研究科長によって指名された研究科長代理 1 名ならびに運営委員 4 名によって組織される。

研究科長が研究科委員会の議案として提出する事項については、事前に研究科長、科長代理、ならびに担当事務職員を交えた議題打ち合わせの場において検討される。研究科長は、全学的事項に関わる審議機関である研究科長会議に出席することによって、全学的な審議機関との連携をとっている。さらに、学部と研究科の教学運営組織を一体化し、より系統的で一貫性のある管理運営を図るために 2006 年 10 月より学部長が研究科長を兼務する。そのため、2005 年 10 月に任命された研究科長の任期は「大学院研究科長の任命及び任期に関する規定」第 3 条に関わらず 1 年（2006 年 9 月末まで）としている。

【点検・評価】

論文指導ならびに講義を担当する全ての専任教員が構成員として加わることによって、研究科委員会では大学院課程における教学上の事項について幅広い視野から公正な審議が行われている。さらに、研究科委員

会の構成員でない学部専任教員もオブザーバとして参加できることから、学部との連携も緊密に行われている。

研究科長は全学的な審議機関である研究科長会議に出席することによって、研究科長会議と研究科委員会との連携も適切に行われている。議案の事前打ち合わせについては、研究科長と学部長は連携協力関係のもとで役割分担の確認が行われている。

研究科長の選出には構成員の３分の２以上の出席を要することをはじめ、研究科申し合わせにより適切な選出手続きが行われている。特に、学部と研究科の運営を一体化しより効率的にするため 2006 年 10 月より研究科長は学部長によって兼務されるが、その過渡期にあたる 2005 年 10 月からの研究科長の任期は学部長の任期満了期日に合わせるように適切な調整が行われている。

研究科の運営方針については少人数の構成員によって迅速に討議する必要性が従来から指摘されていたが、研究科運営委員会の設置により、円滑な運営が促進されるようになった。2006 年 10 月に学部長が研究科長を兼務するまでの期間は学部長も運営委員会の構成員に加わることによって、研究科と学部の一体化に向けて適切な準備がなされている。

以上のように、当面の研究科運営体制としては現時点で懸案事項はない。

８　自己点検・評価

【現状の説明】

総合情報学研究科では従来は大学院全体として自己点検・評価活動を行っていたが、2004 年 4 月に総合情報学研究科自己点検・評価委員会規定が制定されて以降は、これに基づき、本研究科独自の自己点検・評価を行っている。

本研究科の自己点検・評価委員会は、本研究科の教育・研究水準の向上を図るべく、教育・研究の活動状況ならびに制度、組織、施設・設備の現状およびその運営状況について自己点検・評価を行うとともに、本研究科の将来構想について検討を行うことを任務としている。

総合情報学研究科自己点検・評価委員会は研究科長代理、研究科委員会で選出された専任教員 6 名、および総合情報学部事務長の計 8 名によって構成されており、上記の任務を遂行するため、以下の事項を行っている。

(1) 大学基準協会の方針に沿った自己点検・評価項目の設定および変更
(2) 資料の収集（例えば、「関西大学学術データベース」のための個人業績データ収集など）
(3) 自己点検・評価
(4) 隔年毎の報告書（第三者評価のためのものを含む）の作成
(5) 将来構想の検討

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

本研究科の自己点検・評価委員会のメンバーの一部は、研究科の運営方針について少人数の専任教員によって迅速に討議するための小委員会である研究科運営委員会の委員も兼ねるようになっている。すなわち、自己点検・評価委員会の点検・評価結果はただちに運営委員会で議題として取り上げられ、研究科全体の改革につなげていくことが可能な制度的仕組みになっている。さらに自己点検・評価委員会には若いメンバーも加わることになっており、将来構想の検討なども斬新な視点と長期的な展望のもとで行えるよう配慮がなされている。情報通信技術（ICT）の革新・進歩・普及が極めて急速であることを考えるとき、この配慮は評

価されるべきであろう。

このように制度的仕組みは出来上がってはいるものの、その実績という点では満足できるものではない。その理由は第一に、本研究科が完成年度からいくばくも経っておらず、運営を軌道に乗せることに全力が注がれ、その時々に現れる問題と格闘することに追われて内省の余裕がなかったこと、第二に、研究科独自の自己点検・評価委員会が発足したのが 2004 年 4 月であり、まだ十分に活動できるだけの時間的余裕と経験が不足しており、与えられた任務についても手探り状態が続いているからである。

また大学院担当教員は学部の教員であり、大学院の改革には学部の理解と協力が不可欠であるにもかかわらず、学部の自己点検・評価委員会と大学院のそれとの間のコミュニケーションや相互理解が十分には行われていないことも大学院の自己点検・評価委員会の活動を制限していると考えられる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

自己点検・評価の内容を実質的なものにし、大学院の改革につながるものにしていくには、第三者評価は勿論のこととして、普段から自己点検・評価委員会自らが問題の発見に努め、例えば研究科運営委員会など、しかるべき審議機関に積極的に解決策の提言を行うなど、活動を活発化していく必要がある。このためには、本研究科の自己点検・評価委員会の資格と権限について組織内でのコンセンサスを形成する必要があるであろう。なぜならば、このようなコンセンサスを欠く自己点検・評価委員会が大学院の改革に向けて評価や批評、あるいは提言といった活動を積極的に行えば行うほど、組織内部に無用な疑心暗鬼を生み出しかねず、自己点検・評価は結果的に、実質的内容の乏しい報告書の提出に終わってしまうであろうからである。組織内のコンセンサスを取り付けるためには、自己点検・評価委員会の存在とその活動について、組織内での理解を深める努力を委員会自身が行い、本研究科の他の委員会との関係性において組織的・制度的にきちんと位置づけていくことが必要である。

工　学　部

第Ⅱ部　工学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 685

(1) 理念・目的・教育目標　〈685〉

(2) 理念・目的等の検証　〈686〉

(3) 健全性、モラル等　〈686〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 687

(1) 教育課程等　〈688〉

(2) 教育方法等　〈697〉

(3) 国内外における教育研究交流　〈705〉

3　学生の受け入れ …… 705

(1) 入学者受け入れ方針等　〈706〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈707〉

(3) 入学者選抜の仕組み等　〈710〉

(4) 科目等履修生・聴講生等　〈710〉

(5) 定員管理　〈711〉

(6) 編･転入学　〈711〉

(7) 退学者　〈712〉

4　教員組織 …… 712

(1) 教員組織　〈712〉

(2) 教育研究支援職員　〈715〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈716〉

5　研究活動と研究環境 …… 717

(1) 研究活動　〈717〉

(2) 研究環境　〈719〉

6　施設・設備等 …… 720

(1) 施設・設備等の整備　〈720〉

7　管理運営 …… 723

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈723〉

(2) 学部長の権限と選任手続き　〈726〉

8　自己点検・評価 …… 727

1　理念・目的・教育目標

1958 年に創立された関西大学工学部は、科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応するため、人間性の育成を基盤にして、誠実で協調性があり深い思考力と広い視野に立ち、状況に応じた的確な判断のできる活力と創造性のある技術者を養成するよう努めてきた。設立当初は４学科でスタートしたが、時代の要請を反映して工学のほぼ全分野を網羅する現状の 11 学科体勢にまで成長してきた。この間、一貫して関西大学の教学理念「学の実化」を科学・技術の面から実践すべく、学理と実技の調和を目指す方針を堅持してきた。

具体的には、以下のような体勢をとっている。

1) 教養課程には、自然科学・人文科学・社会科学の３分野の学問系列があり、自然科学分野（数学・物理・化学・生物・情報）の教員スタッフは、工学部に所属し、工学部における基礎科目と専門科目の一貫教育を実現している。
2) 実験、実習、演習などの実践を通じて物事の科学的認識を深め、工学的思考力を養うよう力リキュラムに特色を持たせている。
3) 情報化時代の技術者に必要な知識と技術を修得させるために「情報処理論」や「情報処理演習」、各学科に相応し CAD 教育や電子計算機の応用に関する専門科目を設けている。
4) ４年次の１年間にわたる「卒業研究」を通して、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神を養うように教育している。
5) 最近の世界の動向の変化は誠に目まぐるしく、これに絶えず目を注ぐことが重要であり、実用外国語の上達のためにＡＶ教室を設け、その充実に力を入れている。
6) 学問･研究をさらに進めようとする人のために、大学院工学研究科との連携を重視している。工学研究科では、研究開発に関する独創性と指導性を兼ね備えた技術者、研究者の育成に努めている。

21 世紀に入り、産業構造の質的変化、循環型社会への転換、18 歳人口の減少、いわゆるゆとり教育の進展など社会の情勢の変化に対応して、教学理念を維持しつつ、社会的にもインパクトのある形で教育・研究体制や環境の改善を図るべく具体的に以下のような活動を始めている。

1) 学部・大学院の教育研究内容の一貫性の確立と管理運営体制の一体化
2) 学部学科構成の大綱化、大学院研究科の専攻構成の柔軟な改変
3) 日本技術者教育認定(JABEE)による技術者教育プログラム認定の促進

(1) 理念・目的・教育目標

【現状の説明】

上記のように工学部は 1958 年に設立された。設立当初は機械工学科、電気工学科、化学工学科、金属工学科の 4 学科体制であったが、1960 年に管理工学科、1963 年には機械工学第二学科、応用化学科、1967 年に電子工学科、土木工学科、建築学科、1990 年に生物工学科が設置され、現状の 11 学科体制となった。その間、1961 年に基礎教育を担う中心的存在として教養教室（数学、物理、化学の 3 教室）が設置され、1989 年には生物と情報の 2 教室が追加され､自然科学系の基礎教育の全分野がカバーできる体制が整った｡また、社会のニーズの変化に対応すべく既存 11 学科においてもその教育内容を整理拡充し､またより教育内容を明示できるように、学科名称の改変を行ってきた。具体的には 1990 年に金属工学科から材料工学科へ、1991 年には機械工学第二学科から機械システム工学科へなどである。さらに、電気、電子、材料、土木、管理の各学科が名称変更し、現状では、機械工学科、機械システム工学科、先端情報電気工学科、電子情報システム工学科、化学工学科、応用化学科、先端マテリアル工学科、システムマネジメント工学科、都市環境工学科、建築学科、生物工学科という体制になっている。また、学科における教育内容の多様化に伴ってプログ

ラムの整理が行われ、化学工学科、システムマネジメント工学科、都市環境工学科においてはそれぞれ2コース制がとられている。

本学ならびに本学部の教育理念や教育目標については、学部ホームページにおいて、「工学部長からのメッセージ」、「教学目標」として掲示されており、広く公開されている。また毎年刊行している本学部紹介パンフレットでも公開されている。また新入生に対する導入教育の一環として「関西大学工学会」編の「工学入門」が配布され、技術に関わる広範な問題から具体的な科目についての説明まで行われている。

【点検・評価】

本学の学是としての「学の実化」を科学・技術の面から実践すべく、学理と実技の調和を目指す方針を堅持してきた点は過去に行った学部独自の外部評価(2001～2003年に実施した研究面、2004～2005年の教育面)においても高く評価されている。本学部の卒業生はほとんどがものづくりに関わる企業に就職しており、昨今のいわゆる自由応募の拡大の時期にあってもなお非常に多くの企業から推薦依頼がきており、これは多くは過去、営々として上記の教育理念に基づく教育を実践してきた証拠であり、また社会に信頼されてきた証拠でもある。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

工学部では2年間の準備期間をおいて1994年に正式に自己点検・評価委員会を組織し、同時に学生による授業評価アンケートを開始した。その後、自己点検・評価ならびに授業評価アンケートは全学的な枠組みの中で取り組まれるようになった。現状では2年ごとに自己点検・評価が行われ、また授業評価アンケートについては各セメスターごとに集計され、教員のFDに供されている。また教育システムやプログラムなどについて多くの提言がなされ、工学部において真摯に検討された結果として、工学部・工学研究科の一体運営、大学院改組などにつながっている。現状では学部改組について顕著な進展がある。2001～2003年(実施は2003年)には主として研究面について本学部独自の外部評価を、また2004～2005年(実施は2004年)には教育面に焦点を絞った外部評価を行い、理念・目的等の検証を行っている。研究に関する外部評価結果については学部のホームページにて全文掲載され、広く公開されている。すでに先端マテリアル工学科においては数年の準備期間をおいて2002年度には日本技術者教育認定機構より認定を受けている。2005年度に、都市環境工学科、化学工学科が受申した。

【点検・評価】

他学部に先駆けて授業評価アンケートや自己点検・評価を開始し、また独自の外部評価も既に2度にわたって行っている。さらにJABEEなど外部の教育システム認定機関からも認定されており、全体的に教育システムや達成度に対する関心が高い。本学部では各学科に就職担当を置き、毎年のように企業からの求人、学生の応募などの面で強力なサポート体勢を引いている。そのため教員は直接企業から卒業生の状態や外部からの本学部についての評価に触れており、教育にフィードバックしやすい環境にある。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

本学では人権問題への取り組みの一環として、1999年に関西大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程と関西大学セクシャル・ハラスメント防止ガイドラインが制定され、同防止委員会が設置された。全学的には学生センターの相談窓口を通じて、学部単位では教務カウンター、学生相談主事、セクハラ委員を通

じて相談できるシステムになっている。また全学的には人権問題やセクシャル・ハラスメントに関するパンフレット、掲示などもあり、公開されている。また、インターネット利用に関する誓約書を学生に提出させ、モラルを持ったインターネットの利用を促している。ここ2年間においては工学部における大きな問題は報告されていない。

【点検・評価】

〈長所〉

学部・大学を通じて一貫した体勢が組まれており、セクシャル・ハラスメントのみならずアカデミック・ハラスメント、その他心理、健康も含めたサポート体制が組まれているので、学部をまたがった問題や共通する問題にも対応が容易に取れる。

〈問題点〉

現状の工学部の理念・目的は関西大学が掲げる「学の実化」のもとに問題なく教育体制を築くにいたっている。しかしながら、近年、科学技術創造立国を目指す我が国の産業界は高度化、多様化を図りながらめざましい発展を遂げてきており、大学理工系学部は社会の動向に迅速に対応して21世紀科学技術社会に貢献できる優れた学生を輩出することを強く要請されている。工学部には、上記理念・目的・教育目標のバックボーンとしての「学の実化」をさらにより現在にそくしたものとして受け止め、それに基づく具体的対応が迫られているものと考えられる。工学部がこれに応え、さらなる発展を遂げるためには、それぞれの学問領域の特色や個性に根ざしたカリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを現状以上に明確にし、柔軟で内実性のある教育体制とその教育基盤を支える充実した研究体制をもつ組織に変革する必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

急変貌を遂げている現代の産業社会において、高等教育における質的な変化と社会のニーズに的確に応え、専門分野ごとの人材育成に関する要求と需要の的確な把握を図るためには、柔軟性と機動力に富み、迅速に意志決定の行える学部組織に工学部を再編する必要があるとの認識に至っている。

このような観点から、現在の関西大学工学部をシステム理工学部、環境都市工学部および化学生命工学部の3学部に再編することを2007年度に向けて実施する工学部改組に関する検討が行われている。これらの新しい学部は、相互に連携しながらも、それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備するものとする。また、理工系の基礎教育強化につながる数学・物理学などの理学系分野を包含するほか、新時代産業の発展が期待される情報、環境および生命の各分野を強化することを目指している。

これら3つの学部内には教育上の専門分野に従って分類された9つの学科組織を設け、さらに各学科には柔軟な教育が行えるように教育プログラムとしてのコースを設置して、それぞれ独自のカリキュラムを編成することができるようにしようとしている。

このような工学部のシステム理工学部、環境都市工学部および化学生命工学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作りを各領域の新しい教育理念と人材育成目標のもとに、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することができる組織作りを目指している。

2　学士課程の教育内容・方法等

工学部では、学校教育法第52条、大学設置基準第19条、および、本学の学是「学の実化」に基づき、倫理観に裏付けられた人間性の育成を軸に、工学に対する広い基礎知識に立脚しながらも、その知識にとらわれない自由な発想のできる活力と独創性にあふれた技術者・研究者の養成を目指している。

工学部のカリキュラムにおいては、学理と実技の乖離を避けるため、「実体験」を重視し、可能な限り実験・実習・演習を通して学ぶ「実践教育」を推進している。これは学問を単なる机上の空論にすることなく、学理の実践と技能・技術の蓄積や継承の重要性を理解することが重要と考えているためである。単なる知識の伝授としての教育ではなく、自らの将来の専門を築くのに必要な基盤を身につけさせることが重要であり、「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」を本学部の教育の主要な柱の一つとしている。その学部教育の４年間のまとめが、４年次生全員が１年間体験する「特別研究」である。この「特別研究」では、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神、および、研究・開発の遂行に必要な計画性・実行力・報告能力などを養うことを目標としている。また、その後のより高度な大学院教育との密接な連携を図っている。

このような理念や目的を実現するために、本学部では体系的な教育課程を編成している。以下、2005 年度新入生用のカリキュラムを中心に説明する。

(1) 教育課程等

【現状の説明】

ア　工学部の教育課程

（ア）カリキュラムの概要

工学部には 11 学科が設置されており、いずれの学科を卒業しても、学士(工学)の学位が与えられる。卒業所要単位はすべての学科において 128 単位であり、その内訳は以下のとおりである。

1) 教養科目　20 単位（生物工学科は 22 単位）
2) 外国語科目　12 単位
3) 専門教育科目　96 単位（生物工学科は 94 単位）

なお、保健体育科目の一部の科目について、４単位を限度として専門教育科目の卒業所要単位に含めることができる。以下に、上記の各科目群の概要を示す。

1) 教養科目は、人間・文化分野(１・２年次配当)、社会・経済分野(１・２年次配当)、自然・技術分野(１年次配当)およびテーマスタディ（１・２年次配当)に分かれる。また、それぞれの授業科目にテーマが設定されている。
2) 外国語科目には、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語が配当されており、英語を含む２つの外国語を第１選択外国語および第２選択外国語として修得する必要がある。
3) 専門教育科目は各年次に配当されており、必修科目、選択必修科目、選択科目および自由科目に分類される。

（イ）カリキュラム体系

工学部各学科のカリキュラムにおいては、工学教育全般および当該学科の教育のコアとなる科目を精選して必修として各年次に配置し、さらに選択科目を各学科の理念や育成方針に基づいて数多く提供している。科目配置にあたっては、入門的・概論的科目、工学を学ぶ上で基礎となる数学・物理学・化学や生物学に関連した科目を低年次に配置しながら、年次が上がるにつれ、専門性の高い科目を配置し、加えて、実験・実習・演習科目を多数配置している。そして、その終着点が「特別研究」であり、この科目を通じて、計画性、実行力、まとめる能力を培うことと、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神を涵養することを目指している。また、より高度な学問・研究を推進するための大学院工学研究科への教育の継続と密接な連携を図っている。

このカリキュラム体系は、学部の理念・目的に沿って大学設置基準の大綱化に基づき履修科目の選択の幅の拡大を目指し、また、セメスター制度導入に向けて 1997 年度から実施したカリキュラム改革に基づいて策

定し、継続的に改善してきたものである。なお、工学部では工学部教学委員会において工学部全体のカリキュラムのあり方を教学事項として議論し、各学科においても学科独自の教育目標に応じたカリキュラムについての議論を行い、授業時間割編成を行っている。以下に、カリキュラム体系をより詳しく述べる。

ａ　一般教養および専門基礎に関する教育

教養科目については、全学共通教育推進機構ならびにその下部組織である教養教育部門委員会へ各学部が委員を選出しており、教養教育の実施・運営に関する学部の意向を、委員を介して伝達している。そこでの議論に基づき、教養科目（人間･文化分野、社会･経済分野、自然･技術分野、テーマスタディ）、外国語科目、保健体育科目ならびに教職関係科目については、全学的な調整のもとにカリキュラムを編成している。

工学部においては、教養科目の「自然・技術」分野が各学科の専門教育に直結するため、具体的な科目設定にあたっては、それらの科目が各学科のカリキュラムの中で適切に位置づけられるよう配慮している。なお、工学部全体としては、「数学（演習を含む）（微分積分Ⅰ）」「数学（演習を含む）（微分積分Ⅱ）」（各３単位）、および「物理学（力学Ⅰ）」「物理学（力学Ⅱ）」「物理学（電磁気学Ⅰ）」「化学（基礎化学Ⅰ）」「化学（基礎化学Ⅱ）」「生物学（テーマⅠ）」「生物学（テーマⅡ）」「地球科学（地球ダイナミクス）」「情報処理論（各テーマ）」（各２単位）を開設している。また、個々の学生の必要に応じて補習の機会も設定している。

なお、名目上教養科目には属さないが、カリキュラム体系の中で上記の科目と類似の位置づけがなされる基礎科目（例えば、「線形代数」「数学解析」「物理学実験」「化学実験」など）は、各学科の専門教育科目として配置し、配当学科に応じて授業内容の取捨選択を行うことを可能としている。

ｂ　専門分野に関する教育

各学科の専門分野に関するカリキュラムは、１年次から４年次にわたって展開されており、各科目に対して配当年次および必修・選択必修・選択科目の設定がなされ、かつ年次・学期による履修制限単位（教養科目等も含む）を設けるなど、無理なくかつ年度を追って学習することができるように構成されている。さらに、テーマスタディ、他学科配当科目の履修(最大８単位)を認めるなど、所属する学科の専門科目を深く学ぶとともに、学科の枠を越えて幅広い視野を身につけることも可能となるように配慮している。

４年次においては、４年間の学習の成果を自らの手でまとめあげる機会として、各学科とも必修科目の「特別研究」を課している。特別研究を行う学生は全員が研究室に配属され、様々な形態の研究（行政や企業との共同研究や受託研究も活発に行われている）に従事しながら、「ものづくり」「しくみづくり」「まちづくり」などを通じて社会全体の発展に寄与する視点を養う。

上記のように、工学部では実験・実習・演習などの実技科目の重視を教育理念の柱の一つとしており、これらの実技科目にカリキュラム上の 30%以上の時間を割いている。その円滑な実施のため、多くの実技科目でＴＡ（ティーチング・アシスタント）を活用するとともに、一部の講義科目へのＴＡ導入の試行も始めている。また、一部の学科では講義・実験・演習の担当者を共通化する、また、関連科目の担当者間の連絡を密にするなどの方策も実施している。これらの方策により、カリキュラムの一貫性を高めている。

ｃ　技術者に必要な様々な素養に関する教育

（ａ）情報処理教育

工学部における情報処理教育は、学部に共通の教養科目（自然・技術分野）としての「情報処理論」と、各学科に固有の専門教育科目としての情報処理関連科目において行われている。「情報処理論」は全学科とも１年次配当２単位であるが、必修とする学科もあれば、選択とする学科もあり、また、修得しても卒業所要単位に認めない学科もある。専門教育科目としての情報処理関連科目は、「情報処理演習」というような名称を含めて、様々な名称の科目が各学科に開設されている。必修・選択の区別、配当年次は学科によって異なり、また、学科によってはこれらの科目を多数開設している。

（ｂ）科学技術に関する外国語の教育

各学科の専門教育科目の中で、「外国書講読」「化学英語」「技術英語」「専門英語」「科学技術英語」などの科目を設定しており、必修・選択の別はあるが、ほとんどの学科で科学技術に関する外国語の教育を行って

いる。

（ｃ）技術者倫理・環境・安全などに関する教育

技術者は、経済的利益や利便、福祉や健康などへの直接的貢献だけでなく、それが及ぼす社会や自然への影響についても責任を自覚することが重要である。そこで、技術者としての人間性や倫理観の涵養に寄与するような教育をカリキュラム体系に織り込むことが必要であり、教養科目（人間・文化分野）で倫理学（工学の倫理／技術と環境の倫理）を開設している。また、各種工業関係の諸法規、技術者倫理、環境保全、安全に関する講義科目を開設している。

（ｄ）経営的視点や起業家精神に関する教育

ビジネス・知的財産関係の諸法規に関する講義科目を開設するとともに、正式にはカリキュラムに含まれないが、関西大学先端科学技術推進機構を介して、「ベンチャー論」「アントレプレナーへの道」と題した学部・大学院生を対象とする講演会を開催している。

ｄ　大学院教育への接続

科学技術の進歩にともなって、より高度な知識あるいは技術を身につけた研究者・技術者が必要とされるようになり、企業の研究・開発業務に携わる高級技術者として大学院博士課程前期課程修了生が優先的に採用される状況となっている。このように、水準の高い技術者を養成する教育機関としての大学院の役割がますます重要となっている社会情勢のもとで、本学工学部から大学院への進学率は急速に増加し、一部の学科ではすでに 50%前後となっている。従って、学部と大学院博士課程前期課程の教育と研究を一貫したプログラムで実施する「６年一貫教育」の構築が急務となっており、2006 年度のカリキュラムから、大学院の開講科目の一部を「先取り科目」として学部４年次生が履修できるように準備を進めている。

（ウ）教養科目および保健体育科目

大学教育は必ずしも専門教育にとどまるものではなく、大学を卒業して見識ある社会人になるために、広く高い視野を持つ人間教育でなければならない。そのためには、専門分野とは異なる学問に触れることが重要である。工学部では、理工系専門科目と直接関連する物理学・数学・化学と言った自然・技術分野 12 単位(生物工学科は 14 単位)のほかにも、幅広い教養知識の修得を目的として、人間・文化分野４単位、社会・経済分野４単位、合計 20 単位(生物工学科は 22 単位)を課している。

保健体育に関しては学科ごとの判断となっており、多くの学科が選択科目として扱っている。

（エ）外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語の５つを開設しており、英語を含む２ヵ国語を必修としている。このうち１つを第１選択外国語、他を第２選択外国語とし、第一選択８単位、第２選択４単位の修得を定めている。

2005 年度より従来の外国語科目に加えて、外国語検定科目を設定し、英語科目では、TOEIC・TOEFL・英検等、その他外国語についても各種検定試験のスコアに応じて外国語科目の単位認定を行うようなコミュニケーション力の修得を目指した、より実務性を重視した対応も行っている。2005 年度春学期は、工学部で４名がこの制度により認定を受けた。

このほか、外国語の能力に大きな個人差があるという状況を配慮して、2005 年度から上級外国語クラスが設置された。これは、高い外国語能力を持つ学生で、この科目の受講を希望するものを対象とするもので、ハイレベルの授業を実施するものである。2005 年度春学期は、工学部で履修者は４クラス 74 名であった。

（オ）各学科の専門教育科目

機械系、電気電子情報系、化学系、土木建築系、生物系ごとに、各専門性を特徴づけるカリキュラム構成を展開している。工学部は現在、学部再構成に向けた改編中であり、専門科目についても大幅な変更が予測

される。

（カ）必修・選択の量的配分

学科により相応の差異はあるが、多くの場合、必修科目と何種類かの選択科目に分類されている。選択科目も科目数を制限したより必修に近いものから、各学生の進路に会わせた自由度の高いものなど、いくつかのメニューが各学科で用意されている。量的配分は、学科の内容や事情により大きく異なる。機械系・化学・材料系、先端電気・システムマネジメントなどは必修の要素を高くしており、電子情報システム、建築・土木系は必修の要素を少なくしている。

（キ）開設授業科目における専・兼比率等

工学部では、各学科の主要科目は専任教員が極力担当するようにつとめている。大学基礎データ表 3 に示すように、2005 年春学期の場合、専兼比率は教養科目の必修科目では 80.3%、外国語科目 21.3%である。外国語科目については、2005 年度には、工学部全体で工学部生が履修している総クラス数は、441 クラスであり、兼任教員の力を借りて教育を実施している。このこともあり、専兼比率は 20%程度に留まっている。専門教育科目の必修科目ならびに選択科目の専兼比率を工学部全体で平均すると、学科によって若干違いがあるが、それぞれ 81.7%と 69.5%でありそれらを総合すると 74.8%である。

（ク）授業形態と授業方法の関係

授業科目の単位数は、学則 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」「実習」「実験および製図」の 5 種に分けて基準を定めているが、工学部の授業科目はそれらを混ぜたものがあり、次の 6 種である。

① 講義は、原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
② 講義（演習を含む）は、原則として毎週 1.5 時間 15 週の授業をもって 2 単位とする。
③ 外国語科目および保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
④ 演習は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
⑤ 実験、実習、製図は、原則として毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
⑥ 演習（実験を含む）は、原則として毎週 3.5 時間 15 週の授業をもって 1.5 単位とする。

なお、2002 年度よりセメスター制を導入したことにともない、従来通年で実施されていた 4 単位科目は、原則として半期 2 単位となっている。ただし、遡及は行っていないのでセメスター制を導入していない学年の学生は、教養科目の一部で通年科目として講義を受講している。工学部では、全学のセメスター制移行に先立って、専門教育科目は通年開講科目(卒業研究については現行で通年開講されている。)ではなく、すでに前期・後期それぞれに開講される独立した 2 つの科目として設定されていたので、専門教育科目ではセメスター制の導入に伴う混乱は生じていないとともに、通年科目として受講する教養科目についても全学共通教育推進機構の指導の下に対象となる学生は、年間 2 回の試験を受け、2 回の成績に評価に基づく総合的な成績評価を受けることになっている。

【点検・評価】

工学部の教育課程については、11 学科の専門性を持つ専門教育科目による専門分野に関する教育、ならびに幅広い教養知識を修得させるための一般教養および専門基礎に関する教育においては、全学組織としての全学共通教育推進機構ならびに外国語教育研究機構さらに、11 学科が掲げる専門教育に関する独自のカリキュラム編成の下に、実体験を重視した「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」が実施可能なシステムを構築しているものであると言える。

2006 年度からは、大学院での開講科目についての履修も可能となる新しい制度、加えて、2007 年度実施予

定の工学部改組に伴い従来の学科の壁を低くしたより視野の広い学生を育てるための工学教育体制が取られようとしている。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

工学部においては、工学を学ぶための基礎となる数学、物理学、化学、生物学、地学に関連する教養あるいは専門教育科目は、必修・選択の別はあるが、各学科とも1年次配当となっている。現在工学部がかかえるカリキュラム上の高・大の接続の最大の問題は、これらの科目の授業レベルと高校での数学・理科の履修の多様化ならびに入学試験の多様化との関連である。特に、数学、物理学、化学の授業レベルに対応できない学生が多数いることが指摘されている。このような状況を救う一つの方策として、補習授業を行っている。

数学、物理学、化学のそれぞれの学習・学力状況に合わせた補講が必要となるために、授業の企画・立案にあたる教養数学、教養物理、教養化学の各教室それぞれに下記に示すように異なった補習の授業形態を取っている。

数学の場合、高校最終学年に学ぶことになっている科目を履修してこなかった学生には受講を義務付け、また、数学の学力に不安を感じる学生は自主受講としている。

物理では、教養科目の前期開講の「物理学（力学Ⅰ）」、後期開講の「物理学（電磁気学Ⅰ）」に基礎クラスという特別クラスを用意し、このクラスに履修登録した学生は1週間の別の時間帯にも1コマ用意した授業（「力学演習」、「電磁気演習」と呼んでいる）の受講を義務付けている。登録は学生個人の判断に委ねているが、多くは高校での物理の学習が不十分と感じた者のようである。担当は全て専任教員が当たり、基礎クラスと演習は同一の教員が担当している。単位数は通常クラスと同じ2コマで2単位である。授業の仕方は担当者に一任されているが、演習に時間をさいている点は共通している。

化学の場合、高等学校において「化学」を未履修の者および受講を強く希望する者を対象に、高校レベルの授業を行っている。教養科目「化学（基礎化学Ⅰ）」を「基礎クラス」で履修することを義務付け、土曜日2コマ、4、5月の2ヶ月に集中させている。

2005年度春学期の受講者数は数学140名、物理学（力学）183名、物理学（電磁気学）160名、化学31名であった。

【点検・評価】

工学部では、サイエンスセミナー（2005年度に工学部教員が関与したものは43回）などを通して理科離れに歯止めをかけるべく地域の小学校・中学校・高等学校の生徒に対しての活動を行ってきている。このような、活動とともに大学教育が円滑に行えるようにするための補習授業も開講している。現状では、この補習授業は関西大学第一高等学校の教諭に担当を依頼している。しかしながら、限られた時間内での対応は十分ではなく、対象となる学生のレベルも多様化し、十分に補習授業が機能しているとはいえない状況にある。現在の状況に合わせた理工系の教養（基礎）教育を再構成することならびに専門教育科目との繋がりがより効率よく行えるようにするために、綿密な連携が求められている。

ウ　各種資格課程

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が設定されている。工学部においても、『大学案内』に示すように、電気通信主任技術者、第1級陸上無線技士、甲種危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者、火薬類取扱保安責任者、1級建築士、測量士、技術士、土木施工管理技士などの資格取得に関する教育科目が準備されている。

また、工学部においては、取得可能な教育職員免許状取得可能な教科は、学科によって異なるが、数学、理科、工業、情報であり、種類はいずれも中学校教諭一種普通免許状、高等学校教諭一種免許状である。2004年度の実績では中学校では数学6件、理科16件、高等学校では数学10件、理科24件、工業11件であった。

【点検・評価】

工学部においては、教職課程の履修者および教員免許の取得者が例年、文学部、社会学部を除く学部と同程度であることは、学部の性格から判断すれば評価されることである。

今後、各都道府県における教員採用数が増加することが見込まれているので、全学的に教員採用試験合格に向けた支援を展開するとともに、学部においては教職課程履修者に対し、適切なガイダンスを行うことが検討されている。

エ　インターンシップ

【現状の説明】

ＪＡＢＥＥ対応カリキュラムにおいて大きな比重を持つインターンシップに関する科目の開講は工学部にとって非常に重要な教育要件であると言える。この問題に対して、工学部においては2001年度より自由科目としてインターンシップがカリキュラムに加えられた。単位の認定を受けるには、キャリアセンターへインターンシップを申し込み、事前講座を受講してインターンシップ実習を体験し、さらに実習報告書の提出や実習報告会への参加といった所定のプログラムをすべて修了することが条件となっている。現在実施されている機械系学科と土木工学科では、単位認定のために、実験科目の中にインターンシップを設置するなどの工夫がなされているなどの運営上の問題に対する取り組みも報告されている。

表Ⅰ-工-1　　ビジネスインターンシップ　学科別実習生数　　2004年度

学科	実習生内訳				申込者内訳				単位認定者数
	学部計	計	男子	女子	学部計	計	男子	女子	
機械工学科	146	9	9	0	161	11	11	0	4(2)
機械システム工学科		15	15	0		15	14	1	14(1)
電気工学科		9	9	0		9	9	0	9(1)
電子工学科		2	2	0		2	2	0	2(0)
化学工学科		5	3	2		7	5	2	5(5)
応用化学科		16	9	7		21	12	9	15(1)
先端マテリアル工学科		6	6	0		4	4	0	6(2)
システムマネジメント工学科		13	11	2		14	12	2	13(1)
都市環境工学科		47	38	9		49	41	8	44(1)
建築学科		8	6	2		9	7	2	8(0)
生物工学科		10	3	7		20	7	13	10(1)

(　)内は学校インターンシップ数で外数

【点検・評価】

〈長所〉

学科独自の事情に基づく対応の中、役所との関係での学外実習また、就職担当者の努力、教員個人の努力の中でインターンシップを推し進めてきた。現在、大学全体での取り組みがなされている。

インターンシップの単位認定は、工学部で自由科目として、また一部の学科では専門科目での認定が実施されていることは評価すべき事柄である。

上記ビジネスインターンシップとともに大学が推し進める学校インターンシップへも2004年度に、15名の学生が参加している。

〈問題点〉

希望学生数と受け入れ可能企業との量的な対応はいまだ十分ではなく、さらに各学科関連の受け入れ企業

が十分に整っていない現実では十分なインターンシップ対応が行なわれているとはいえず、学生の就職先としての関連企業との今後の対応など全学的な対応とともに工学部のインターンシップ受け入れ企業の開拓についてのさらなる努力が求められる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

多様な文化や価値観を受容し、その中で自らの考え方を主張し、行動できる心豊かな人材を育てるためには、知識の修得だけでなく、多様な文化に触れたり、多様な価値観を持つ人々と交流を行ったりするなどの実体験を持つことが必要である。とくに工学部においては、ものづくり教育の重要性にかんがみ、現状に満足しない実験・実習等に力点を置いた実践的な教育のさらなる充実が求められているものと考えている。

また、学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育を、大学の教育課程全体の中に位置付けて実施していく必要がある。また、現実的な職業観を涵養するためのインターンシップについては、ある程度長期間にわたって実施する取組が必要である。そのためには、大学と企業とが協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターンシップ制度を積極的に導入すること、ボランティア活動等地域社会に貢献する活動を授業に取り入れたり、学生の自主的活動を支援することに大学が積極的に取り組んだりすることも重要である。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

（ア）派遣留学・認定留学

単位互換・単位認定の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。本学では海外の 22 大学と提携を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行っているが、このうち 17 大学と協定を結び、交換留学制度を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。さらに学生の国際交流に関する制度として、夏期および春期に協定校で実施される英語および中国語・ドイツ語・フランス語のセミナーがある。

本学の留学制度には「派遣留学」と「認定留学」とがあり、修業年限への算入や単位認定および履修届について特別措置が講じられる。「派遣留学」は、本学と学生交換交流協定を結んでいる外国の大学に選考のうえ派遣される制度である。

「認定留学」は、主に協定大学以外の大学へ留学する場合に、所属の学部または大学院の承認を得て留学する制度で、留学先では、所属学部、大学院に関係する専門の勉強をする（専門科目を複数科目履修する）ことが主たる目的となっている。

学則第 22 条の 2 に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定できることになっている。

（イ）編・転入学

編・転入学の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。すなわち、学則第 22 条の 3 に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、および短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で認定できる。

【点検・評価】

〈長所〉

派遣留学に対して、経費（留学先大学における授業料は、本学に納入した学費をもって充当する）や教学上（単位認定、修業年限への参入など）の措置が講じられる。また、派遣留学生に対する奨学金制度には、

① 関西大学国際交流助成基金第１種奨学金、② 短期留学推進制度（派遣）奨学金〔独立行政法人　日本学生支援機構〕の２種類が用意されている。

認定留学についても、派遣留学と同様の教学上の措置が講じられる。また、本学に納入する授業料の３分の２の金額を限度として、留学先大学の学費に対する助成が行われる制度となっている。

編転入学における単位認定は、「学外からの編・転入学」「学内他学部からの編・転入学」、「2年・3年次編・転入学」などの種別に分けて、細かな単位認定基準が定められており、編転入学時にはこれに従って行われている。その際、学外からの編・転入学に限り、教養科目と保健体育科目は一括認定を実施している。

〈問題点〉

工学部あるいは工学研究科においては、派遣留学を希望する学生がほとんどいない。また、派遣留学と同様、認定留学を希望する学生もほとんどいない。それが何に起因するものであるか分析し、少しでも派遣留学を希望する学生が増えるよう努力が求められる。「留学制度」について広く知らしめることも必要である。

本学においては各学部内での単位認定に関しては特に問題点はないと思われるが、大学間の単位互換のための普遍性を持つように努力する必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

工学部あるいは工学研究科の学生にとって、魅力ある海外の大学との協定を目指し、国際交流センターとも密に連携し、協定大学の選定に積極的に協力していく必要がある。また、大学院生の場合、現在の出願資格を見直し、１年生の秋学期から派遣留学ができるよう検討していく必要がある。

国際交流センターが策定した「国際交流の新たな展開－Globalizing Kandai をめざして－」と題する今後約10年の期間を射程とする国際交流政策の方向性にあるように、関西大学の国際化構想に工学部として積極的に協力していく必要がある。

大学間に単位互換制度が導入され検討されつつある状況の下では、単位はどの大学でも通用しうる普遍性を持った公的な性格を有するものでなければならない。これらの意味では、単位認定の基準・範囲を明確にしておく必要がある。

カ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

工学部では社会人入学試験を行っていないため、社会人学生はいない。工学部では外国で、12年間の学校教育を修了した者を受け入れる制度として外国人学部留学生入学試験を実施している。募集人員は若干名である。選考方法は、日本語、数学、理科(物理または化学を選択)の試験の成績に基づいて合否を判断している。

外国人留学生における外国語科目は、日本語に関しては「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」(各2単位・1年次配当)、また、その他の外国語に対しては英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語のうち１ヶ国語（日常使用言語は除く)を選択し、その外国語のⅠa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb の計4単位がそれぞれ必修科目として設置されている。

「日本事情ⅠまたはⅡ」の各2単位を修得した場合、卒業所要単位に含むことができるようになっている。

大学全体の取り組みとして、交換留学生・私費留学生も入寮することのできる「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、留学生にとっても日本人学生にとっても、共同生活の中で国際感覚の育成や相互交流を推進する役割を果たしている。

【点検・評価】

〈長所〉

外国人留学生に対して日本語や日本文化の紹介の科目を開設しているのは、彼らが日本での生活と学業にとけこむために一定の効果を発揮していると考える。

〈問題点〉

留学生と日本人学生との日常的交流を促す科目の設置が不十分である。さらに留学生と日本人学生との交流の意味で、外国語科目の授業に留学生の能力を生かすこと、招へい研究者が正規授業を担当できるようなカリキュラムを検討すべき時期でもある。生涯学習の社会的要請が強まる中で、大学が一般社会人に対しての生涯学習にどのように応えていくのかは、大学の重要な今日的課題である。

大学における教育研究活動の成果を広く社会に開放し、生涯学習の振興に資することは、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進する上で重要なことであり、大学が果たすべき役割として明確に位置付けることが求められる。

教育プログラムの内容を分かりやすく示すなど適切な情報提供に努めたり、社会人が必要とする教育プログラムを的確に選択できるよう社会人の履修相談に応ずる専門的なスタッフを設けたりするなど、社会人の学習支援体側を整える必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

その展開には、様ざまな形態が考えられるが、勉学をしたい社会人を一般入学試験と区別して入学できる制度を設けることは、有力な方法の一つと考えられる。

職業等に従事しながら学習を希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修を行うことで学位等の取得が可能となる、できる限り弾力的な仕組みを導入することが必要であると考える。

社会人が最新かつ高度の知識・技術を習得するために必要な教育を受けやすくするため、企業や社会の要請を十分考慮しつつ、インターネット等の情報通信技術を活用して、社会人が利用しやすい教育提供の形態を整備する必要がある。

キ　生涯学習への対応

【現状の説明】

本学では、これまで「開かれた大学」構想の一環として、大学における学問研究の成果を地域の住民や社会一般に還元していくという意味で、広く社会人を対象に各種の公開講座を実施してきている。

公開講座の内容は、一般市民を対象とした教養講座的なものが多数を占めている。公開講座は、すべての学部をあげての取り組みとなっており、先端科学技術推進機構、研究所、博物館からの提供講座もある。また、自治体の要請を受けて最新の時事問題をテーマとする特別講座や、国際化時代を背景に世界各国の知性にふれる学術講演会、その他にも、各種講演会やシンポジウムの企画など、その内容は実に多彩である。なかには、実業界の専門家や社会的問題に関心の高い市民に対象を絞った講座もあり、総合大学の特徴を生かした講座の展開が工夫されている。このように、多様な内容のテーマのもと、本学専任教員を中心とした講師による公開講座が開催されており、開催地も近畿圏にとどまらず、全国各地で行われている。

一方、本学の学生・卒業生の各種資格取得を支援することを目的として、1997 年に開設されたエクステンション・リードセンターは、この機能を一般市民にも提供しており、一般市民の資格取得にかかわる生涯学習に貢献している。受講者の多くは本学の学生であるが、学外からの受講者が半数を超える講座もある。

本学のホームページには、本学が主催・共催する公開講座の企画が紹介されている。また、各研究所や先端科学技術推進機構、博物館、エクステンション・リードセンターなどが行う講座も、それぞれのホームページで紹介されている。

生涯学習への対応としては、科目等履修生および聴講生の制度が全学的に設けられている。工学部では、科目等履修生および聴講生ともに 1 学年度 20 単位以内を履修することが可能である。

【点検・評価】

生涯学習に対する社会の認識が深まり、その評価が上昇している現在、工学部が生涯学習に取り組む意義

は大きいといえる。そして、実施している生涯学習に関する情報を広く発信することは、生涯学習の充実につながるばかりではなく、本学部に対する社会的評価を高めることにもなる。

生涯学習需要の高まりに対応し、単に社会人も学べる大学ではなく、社会人の再学習を目的とした講座、大学院のコースの開設なども重要である。とくに学生が高い倫理観や社会貢献の精神、豊かな人間性を身に付けるなど全人格的に成長することが重要である。今後とも公開講座、科目等履修生、聴講生制度の充実が求められる。

ク　正課外教育

【現状の説明】

1997 年に開設されたエクステンション・リードセンターでは、本学の学生・卒業生の各種資格取得を支援することを目的とした正課外教育が行われている。その対象には公務員、弁理士、情報処理、色彩検定など工学に関わる内容も多く含まれている。

また、工学部教育と強い関連を持つ、「工学に関する研究および技術の発展を図りこれに関連する事業を行うこと」を目的とした関西大学工学会では、教員の研究活動とともに工学部学生を対象とした工場見学会・サマーセミナーならびにパソコン講習会、さらに、社会で活躍している工学部卒業生を講師とした講演会を実施し、学生の工学に対する理解を促進する活動を行っている。

【点検・評価】

関西大学工学会活動を通して、学生の自主性を重んじた学内活動さらに、卒業生の支援によって、工学教育を促進させることのできる活動が実施されていることは評価することができる。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育上の効果を測定する方法

工学部専門科目の構成は実験・実習・演習科目と講義科目とに大別できる。表Ⅰ-工-2 は 2005 年度の専門教育科目の評価方法を一覧にしたものである。　また、実験・実習・演習科目はすべての学科で「実験レポート、ノート、平常時の報告を含む口頭試問」によって成績評価がなされている。一般的に、このような成績評価の際に教育目標に従った教育上の効果を測定することが可能となる。

表Ⅰ-工-2　専門教育科目評価方法一覧

	筆記試験	平常授業試験	臨時試験	論文・レポート	合計
2005 春	398	177	16	24	615
2005 秋	344	183	12	21	560
合計	742	360	28	45	1175

このような成績評価時の教育上の効果の測定に対して、既にＪＡＢＥＥ認定プログラムを運営している先端マテリアル工学科では、個々の学生に対して、学生自らが総合評価ランクシステムに基づく「学習・教育目標達成度評価カルテ」を作成し、ＪＡＢＥＥ認定プログラムが用意した学習・教育目標に対する自ら個人達成度を測定することのできるシステムを先端マテリアル工学科技術者教育検討委員会の管理の下運営している。このシステムはＪＡＢＥＥにおいても高い評価を受けている。さらに、2005 年 12 月 7 日に、全学共通教育推進機構主催の第 10 回 FD フォーラム「教育評価を問う」において、化学工学科、都市環境工学科が現在進めている GPA 制度について議論が行われた。教育効果を学生自身が感受するための制度として GPA 制度が現在工学部教学委員会においても検討されている。

（イ）教育効果の測定方法に関する教員間の合意

工学部では、教育効果の測定方法の大枠についてのシステム全体の議論は未だ十分になされていない。一部、教養科目(教養物理学教室)においては、入学者の学力測定を行う試みがなされ、その議論の中で、期末試験の難度に対するレベルの統一、採点基準が教員間で合意がなされている。また、ＪＡＢＥＥ認定プログラムを運営している先端マテリアル工学科では、学科内に設置された「技術者教育検討委員会」、「カリキュラム検討委員会」、「ＦＤ検討委員会」において専門教育科目をＪＡＢＥＥの基準に従い、学習・教育目標に沿ってカリキュラムが構成されているので、その教育効果の測定方法についても上記委員会において十分に議論がなされている。しかしながら、先端マテリアル工学科においては、ＪＡＢＥＥを基準としてこのようなシステムの整備がなされているものの、大多数の学科では教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みはいまだ十分な導入状況にあるとはいえない。いずれにしても、現状では個々の教員が個人の判断で行っている段階である。また、外国語・教養科目・専門科目（必修・選択）ごとの成績分布は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度はいまのところない。今後、検討を要する課題である。

（ウ）卒業生の進路状況

工学部の卒業生の進路は大学基礎データ表 8 に示すように民間企業、公務員、博士課程前期課程（本学・他大学）である。また、就職活動者に対する就職決定者数の割合は 2004 年度で工学部全体として 95%を越え、就職希望の学生の大半は就職を行うことができている。また、就職決定者の規模別の割合では、約 65%の学生が巨大企業、大企業へ就職している。業種別就職状況は、各専門分野によって異なるものの、製造業が半数を占め、ついで、情報･その他サービス業、建設業、商業である。大学院進学者数は各学科ともに約 20～50 名程度が本学大学院へ進んでいる。他大学への大学院進学も学科ごとにその状況は異なっている。

【点検・評価】

教育効果の測定に関して、工学部では講義・実習・演習などの科目の性質によって、成績評価時にそれぞれの性質に基づいた方法のもとに行われている。また総合的な教育効果の測定指標として卒業論文を必修にし、効果を上げている。以上の教育効果の測定方法・基準についてはすべて『シラバス』に明記されており、教員も学生も共通の認識を持っている。また、学業の最終的な教育効果を測る指標として特別研究（卒業論文）を必修にし、複数の教員による合意のもとで成績を判定している点も評価されよう。

卒業後の進路に関しては、培われた技術・知識を基礎にして多くの学生が製造業を中心とする分野に就職し、活躍している。またより専門性の高い知識と技術の取得のため博士前期課程への進学も多く見られる。

教育効果を測定するシステムは全体として概ね有効に機能していると思われるが、それを検証する仕組みが自覚的に導入されていない点が問題としてあげられる。

工学教育における趨勢は現在ＪＡＢＥＥ認定プログラムに従ったものになろうとしている。現在、工学部では先端マテリアル工学科のみが認定を受けているに過ぎず、今後教育改善を行うにあたって基本となると考えられるＪＡＢＥＥ認定プログラムの作成は急務であるといえる。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

（ア）履修科目登録の上限設定とその運用

工学部全体とて、年次・学期による履修制限単位を表Ⅰ-工-3 のように定めている。また、通年科目を履修した場合には、当該科目の単位数の 2 分の 1 の単位数を、春学期と秋学期それぞれの履修単位に参入することができる。

表Ⅰ-工-3　履修制限単位一覧

1年次	春学期	教養科目(人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野、およびテーマスタディ)について15単位
	秋学期	教養科目(人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野、およびテーマスタディ)について13単位
2年次	春学期	各学期とも40単位以内、年間60単位(春学期・秋学期通年で60単位を超えての履修はできない。)
	秋学期	
3年次	春学期	各学期とも40単位以内、年間60単位(春学期・秋学期通年で60単位を超えての履修はできない。)
	秋学期	
4年次	春学期	履修制限なし。ただし、「特別研究」の受講資格がない場合は各学期とも40単位以内、年間60単位
	秋学期	

4年次生への履修制限は、規則上履修制限なしとなっている。しかしながら、卒業研究を中心とした教育を実現するために、学科によっては推奨科目が研究室ごとに提示されるなどの履修指導がなされている。この指導に基づき2004年度工学部4年次生の年間の平均履修単位数は、16.2単位となっている。

また、1年次生については、教養科目に単位制限が設定されている。この結果、1年次生に配当されたすべての履修可能な年間の単位数の合計は、学科によって異なるものの最大62単位、最小44単位であり、実質的には履修制限が存在していると言える。

教養科目（人間・文化分野、社会・経済分野）の履修では、

(1) 1授業科目について2テーマまで履修・修得することができる。

(2) 1授業科目について2テーマ4単位までを卒業所要単位に含めることができる。

(3) 1授業科目について1テーマに限り、他学部開講のテーマを履修・修得することができる。

また、テーマスタディは、春学期・秋学期合わせて2コース4単位まで履修することができる。

現在、学科により異なった対応となっているが、年次進行にあたって、専門科目･教養科目の所定の単位数を修得していない学生に対して、履修制限が設けられている。特に、総合的な学習･教育を実現するのに大きな役割を果たす卒業研究については、卒業所要単位(128単位)のうち110単位以上修得していること、ならびに1･2･3年次配当の卒業に必要な教養科目、外国語科目および1･2年次配当の専門教育科目の必修科目を対象として、各学科ごとに独自の制限を設けている。個々の内容については、学生に配布している『HAND BOOK』に詳しく記載されている。

所属する学科に配当されていない教養科目の自然・技術分野の科目（テーマ）の履修を希望する場合、所定の受講願を提出し、許可された場合のみ履修することができる。しかしながら、その科目を修得しても、卒業所要単位に含めることはできない。

一方、他学科配当の専門教育科目の履修については、各学科ごとに若干その扱いは異なるものの、概略としては、他学科配当の専門教育科目の履修を希望する場合には、書類審査のうえ履修することができる。また、配当外科目の履修が認められるのは、3･4年次を通して合計8単位を限度としている。ただし、次の項目にかかるものは履修することができない。

(1) 実験・実習、製図科目は履修できない。

(2) 上位年次配当の科目は履修できない。

(3) 配当外科目は修得しても卒業所要単位に含めることはできない。

（イ）成績評価法、成績評価基準

成績評価は100点満点で行われるが、学生には100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不合格として学期ごとに学生に開示される。開示後1ケ月をクレーム期間として、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室を通して問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。教育懇談会開催(例年5月開催)に際して学生の成績は保護者に送付され、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための配慮もしている。保護者とは

この教育懇談会（大阪以外の地域での開催は夏に行っている）において、工学部各学科における教育方針や成績表の見方などを説明した後、個人面談を行い、個々のケースについて相談等、学生の勉学についての情報交換を行っている。

定期試験の実施に際しては厳格に行われるような措置を取っている。試験監督は担当教員のほかにかならず応援教員または職員がつくようにしており、数はおよそ学生 50 人にひとりの割合である。実施は「監督マニュアル」のもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないかなど不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、その不正行為の性質により、当該試験機関に受験した全科目または直近 5 科目の試験をすべて無効にし、本人に強く反省を求めるなど厳正な態度で臨んでいる。

ＪＡＢＥＥ認定プログラムでは、明確な採点基準が求められるので、モデル答案ならびに模範解答等を明確にする必要がある。さらに、答案用紙を厳重に保管する必要がある。先端マテリアル工学科では、「技術者教育検討委員会」においてこれらの問題を議論し、学科のホームページを用いてこれらの情報を発信している。

（ウ）学生の質を検証・確保するための方策

工学部全体としては組織だったシステムを運用してはいない。しかしながら、一部教養教室においては、教養科目の講義から専門教育科目への円滑なつながりを保つために、学力調査を行いつつある。現在では、授業時間内で様々な小テストを行いその評価を行っている。さらに、各学科ごとに、年次進行に従い、必修・選択科目、教養科目・専門教育科目において所定の単位数を修得することのできなかった学生に対して履修制限を設け、各科目の教育目標にしたがった学習・教育が実現できるように配慮している。

2001 年度より 4 年次生以上の再試験制度を廃止し、1 単位でも不足すれば留年となることから学生は下位年次から計画的に履修をする態度が強化されている。

（エ）学生の学習意欲を刺激する方策

2001 年度から各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が発足し、現在この制度によって給付奨学金を得ている学生は 2005 年度では 1 年次で 17 名、2 年次で 30 名、3 年次で 34 名、4 年次では 67 名である（1 年次は入学試験成績の上位者）。さらに、各学科ごとの対応ではあるが、年次ごとの成績優秀者に対して表彰制度を設けている。さらに、卒業時においては、学部全体で各学科の成績優秀者に「紫紺賞」が授与されている。

また、先にも述べたように、先端マテリアル学科では、ＪＡＢＥＥ認定プログラムの実施において、学生個人に自ら学習・教育目標達成度評価カルテを作成させ、学習・教育に対する達成度を評価させるシステムを運営している。このシステムの導入によって、学生は自らの学習目標を明確に理解した上で、受講することができるとともに、ＪＡＢＥＥにしたがって学習目的を明確に示されたシラバスのもとに、円滑な学習を実現することができるようになっている。

【点検・評価】

上記のように、成績を厳格に評価する仕組みは整っているといえる。履修科目登録の上限設定、成績評価法、各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途、学生の学習意欲を刺激する方策など、いずれもしかるべき工夫を加えている。

ただし、成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付などが、学生に対して十分に周知されているとは言いがたい。

単に成績優秀者に結果として奨学金が給付されたり、表彰されたりするというのではなく、インセンティブを高めるためにこの制度が積極的に用いられるようにする工夫が必要である。これもまた学部教学委員会

における検討課題である。また、ＪＡＢＥＥ対応を進める中で問題解決を検討する必要がある。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修指導は、まず入学式当日に事務職員によって単位制や配当年次、資格などについて説明があり、その翌日には学科別に分かれ、各学科の教員によって学科の特色や科目の特徴について説明がなされる。履修については、入学時に配布される『HAND BOOK』に履修時の注意事項が詳細に説明されている。さらに、シラバスが充実され、各科目ごとに、講義の学習目標が明確に示されている。また、とくに教員免許などの資格の取得を希望する学生に対しては履修計画を早めに立てるよう注意を促している。また留学を希望する学生にも特別にガイダンスを行い、エクステンション・リードセンター（学校法人関西大学の付置機関）での学習も含めて早めの準備をするようにアドバイスを行っている。

（イ）オフィスアワー

工学部としてはオフィスアワーはまだ制度化されていない。しかし、ＪＡＢＥＥ認定プログラムを導入している先端マテリアル工学科では、既に学科内で制度化し、技術者教育検討委員会、クラス担任委員会、ＦＤ検討委員会の管理のもとにオフィスアワーが学習達成度の聞き取りを中心として実施されている。学生から直接教員へ電子メールが配送されるシステムを構築し、様々な問題の相談に応じている。

（ウ）留年生に対する配慮

工学部では全学科４年次生で必修科目である特別研究を受講しなければならない。この受講資格を得るためには、3 年次の課程修了までに、110 単位以上修得している必要がある。この 110 単位の内訳は各学科によって異なるが、例年、この受講資格を得ることができる学生は、これも各学科および年度によって異なるものの約 60ー75%程度である。この数字は大学基礎データ表 6 の合格率に相当している。しかし、特別研究の受講資格を得、しかも卒業後の進路が決定した学生でも、留年する学生が休学者を含めると毎年 120 人前後おり、この数は在籍者比率で約 6.5%程度にもなる。

その他、1 年次から 3 年次あるいは特別研究の受講資格を有していない成績不良者への履修指導は事務室教務係においてかなり丁寧に行われている。また入学時にクラス分けを行っている学科ではその担当者へ相談に行っている。その他、各学科の学科長、時間割編成委員さらに、ゼミの指導教員も指導を行っている。ただ、全学科がオフィスアワーを制度化していないため、学生に対する日常的な履修指導や相談への対応がしづらい面もある。

成績不良者の実情は、勉学についていけないなど能力にかかわるものではなく休学して語学留学をしていたとかサークルに打ち込んだ結果であるなど学生本人の自覚的な選択である場合がほとんどである。学部としては、それらの学生に対して、語学のクラス編成の他、その他の科目でも物理的に可能な限り対応を行っている。経済的な援助として、5 年目以降からは、実験実習費を徴収しない処置がなされている。

【点検・評価】

〈長所〉

事務室には各学科を担当する職員がおり、それぞれの学科の特色をふまえながらきめ細かい指導をしている。まず新入生に対しては履修指導だけでも 2 日間にわたり詳細な指導を行っている。この指導は 2 年次以降の履修の際にも誠に有効的なものになっている。成績不良者の相談にも時間をかけ学生が納得するまで丁寧に応対している。

〈問題点〉

現状の説明の項にも述べたように、事務室による履修指導は充分であるが、教職員との接触の場であるオフィスアワーの制度が、未だ充分浸透していないようである。各学科の教職員との接触は授業科目の指導は

講義時間中あるいはその前後に行えるが、それ以外の指導あるいは相談の場があることのＰＲが少ないのではなかろうか。現状ではこれらは学生相談主事などの部署で対応している。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在、既にＪＡＢＥＥ認定プログラムを実施している先端マテリアル学科、さらに、留年生・成績不良学生に対し担任制を実施している機械系学科をモデル学科として工学部全体の改善をはかることが必要である。

エ　教育改善への取り組み

【現状の説明】

（ア）学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進する措置

工学部では、その対象とする学問領域が広く、11 学科が存在しそれぞれが独特の専門領域を受け持っている。したがって、一律な教育方針は立て難い面があるが、技術者の教育という観点からは一定した目標が立てうる。その全般を通じての教育目標である「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」のもとで、工学という実践的な学問をいかに具体的なアイデアとして修得し、実体験に基づく知識を獲得することを目指した実験、実習、演習はもとよりその基礎となるエンジニアリングサイエンスの学修を求めてきた。創造性は、これら基礎となる科目と実践的な技術教育の成果として求められるものである。すなわち、学習者自身の手を使って学ぶことにより、創造性に結びつく見識が得られるものと思われる。このような構想に基づき、専門科目のいくつかを 1･2 年次に下ろし、実験、実習、演習を組込んだ内容のものを低学年よりはじめている。これによりその後の学習において、具体的な見方で思考を進めることならびに意欲的な活動が可能なように工夫されている。

このような基礎に基づき、上位学年では専門技術を実験や特別研究（卒業研究）により学習者自身の研究計画によって知識を応用し、ひとつの研究成果を求める教育を行う。自己の能力によって独力で研究的なプロセスを踏むことにより、大きな学習効果が得られるように図られている。さらに、卒業研究の結果は学科により多少の違いはあるが学科ごとの『卒業論文要旨集』にまとめられ、それを予稿として研究発表会が行われ、研究成果の講演が義務づけられている。この聴講は、教員はもとより低年次の学生にも案内されていて、卒業研究の内容について評価や研究テーマの選択の参考になっている。

4 年次の卒業研究においては、大多数の教員が大学のセミナーハウスなどを利用して合宿を行い、学生各自の研究の成果を集中的に検討し合い、相互のコミュニケーションを図っている。この合宿授業への費用補助も制度化されている。

また、2002 年度よりゲスト・スピーカー制度が 1 科目 1 回の制限つきながら運用されるようになり、この制度を利用した科目には 19 科目、2003 年度は 16 科目、2004 年度は 22 科目にのぼっている。これにより実際に社会で活躍している人の話を聞かせることが可能となり、実践・学際性を求める工学部の趣旨に沿った制度であるといえる。

各学科において年に 2 回程度内外の学界、産業界の研究者、学識経験者による学術講演会を学部生、院生を対象に開催し、学習の視野を広げるという企画を行っている。

（イ）シラバス

シラバスは工学部では、各学科ごとに『工学部講義要綱×××学科』として分冊で作成され学生全員に配布されているとともに、Web シラバスとして学外からも見ることができるようになっている。開講科目について①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目が記載されている。これによって教員の講義の意図、計画が明確になり、学生が履修科目を選択する際の参考となり、あらかじめ受講計画を立てることができるようになった。

（ウ）ＦＤ活動に対する組織的取り組み

全学共通教育推進機構における活動以外に、工学部では現在組織的な取り組みは行なっていない。しかしながら、ＪＡＢＥＥ認定プログラムを既に実施している先端マテリアル工学科ならびに現在申請中の化学工

学科・都市環境工学科では、学科内にＦＤ検討委員会を立ち上げ、各教員の講義をビデオに収録し、授業改善をはかっている。

（エ）学生による授業評価

全学共通教育機構が企画する「学生による授業評価」には工学部も積極的に参加している。調査内容としては､マークシートによる５段階法による評価に加えて授業に対する自由記述方式の意見が記入されている。自由記述結果は担当教員が直接受け取り、参考にできるようになっている。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに､実施した科目については担当教員にその科目の集計結果がフィードバックされている。これをどのように活用するかは個々の教員の判断に任されている。最近３年間の工学部の実施状況を次表に示す。

表Ⅰ-工-4　授業評価アンケート実施状況

年度		対象クラス	実施クラス	実施率	回答率
2002 年	春学期	380	323	85.0%	41.4%
	秋学期	602	550	91.4%	41.3%
2003 年	春学期	504	432	85.7%	45.7%
	秋学期	583	508	87.1%	39.0%
2004 年	春学期	570	498	87.4%	47.0%
	秋学期	563	499	88.6%	40.7%

表のように学生による授業評価は対象クラスの約 90%近くにおいて実施されているが､履修届を出している学生の数に対して評価をした学生は約 40%である。この数は履修届を出しながら平素授業に出席している学生の数に相当するものと考えられる。

【点検・評価】

〈長所〉

シラバスの内容はかなり充実しており、学生の履修において参考となる点が多い。創造的な教育を目指すという工学教育の体制は整いつつあり、とくに実験、実習、演習などの自らの思考を要請する基礎が整いつつあるといえる。また、学生による授業評価のシステムも整備されつつあり協力的な科目が増えている。

〈問題点〉

シラバスの内容は年毎に充実してきている。とくにＪＡＢＥＥ認定プログラムを実施している先端マテリアル工学科のシラバスは、一科目一頁に極めて詳細に記述されている。しかし、授業との進行との関係を考えると、まだ見直すべき点もあると思われるので、今後の教科の実施に伴い、逐次改善されより充実されることが期待される。ただシラバスの内容にあまりとらわれすぎると、刻々と進展するその学問の最先端の紹介をする時間などに制限が生じる危惧が生じる。先端マテリアル工学科以外の学科のシラバスについてはさらなる充実がもとめられる。

学生の授業評価については、これは全学共通教育推進機構の授業評価部門委員会の主導で行われていて、個々の教員がその運営に加わっているわけではないので、その結果の活用方法についても合意のないまま各自に任されている状況である。さらに、学生が授業評価者として十分な能力、授業への参加状況にあることに疑問を持つ教員も少なからずいる。とくに現状では授業評価に参加している学生数は表の回答率が示すように 40%余りにすぎず、しかも最近の評価では講義に出席している者のうち、約 60%のみが評価に参加するだけで、講義後には未評価の多くの用紙が散乱していることもあるほどである。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在、ＪＡＢＥＥ認定プログラムの作成過程の中で、また、現在ＪＡＢＥＥ認定プログラムを実施している先端マテリアル工学科の様々な試みを通して、これらの問題を検討し、本学工学部にもっとも適した授業評価システムを検討しようとしている。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

工学部の各学科では、専門教育科目については一般に、学科単位で講義がなされている。したがって、講義科目については､ほぼ学科の定員数(学科によって異なるが約 100 名)に応じた規模で講義がなされている。一方、演習においては 30 名前後の小クラスが編成され、実験においては、数名の班を構成して実施され、きめの細かい指導ができる体制を整えている。

教養科目は履修生も多く、大規模クラスで行い、外国語はその効果を考えて極力 1 クラス 50 人を超えないようにしている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

教材をパワーポイントで提示したり、映像情報をＶＴＲあるいはＤＶＤで提示したり、インターネット上のデータベースを利用して調査をしたりといったマルチメディアの活用は必要に応じてごく普通に行われるようになってきた。またそのための設備も工学部では 1987 年度より順次装備され、現在 12 教室に装備されている。

情報処理室〈第 4 ステーション〉では、パソコン 50 台とプリンター7 台を配備し、学生の各種情報の収集・選択とその解析、処理能力の育成の教育活動を支援している。オープンデザイン教室［OD1 教室・OD2 教室］（パソコン 270 台とプリンター20 台を配備）では、インターネットを利用した双方向教育を実施している。

また、Web 上にホームページを開設し、授業に関連する情報を掲載したり、また質問と返答の内容を公開したりするなどしている教員が多数存在している。今後、情報処理センターが準備しているＨＰ開設に関する技術的援助などが整備されればさらに増えることが予想される。

さらに、授業支援型 e-Learning システム CEAS（シーズ）を利用した授業を展開している教員もいる。

【点検・評価】

〈長所〉

工学部における授業形態と授業方法の関係については工学部の規模に応じておおむね適切に配慮されているといえる。

〈問題点〉

工学部の授業では図表、数字が必ず係わってくるのでマルチメディアを活用した教育が有効である。現在ＡＶ機器が 12 教室に設置されているが、講義の時間帯によると、これらが全部使用されており、臨時的に使用できなかった例がある。マルチメディアの機器を毎回使用しない場合もあるだろうから増設もさりながら必要な時間には使用できるようなシステムを工夫することが必要と考える。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

専門教育科目のクラス規模が 100 名程度になるのは教員の数に制約があるためであるが、教員を容易に増員できないことを前提にすれば、現在行われているような講義、演習、実験の連携によるより一層の効果を期待できるような取り組みが必要であると考えられる。教育補助のためのＴＡのより有効な利用法などの工夫が必要であると考えられる。

カ　４年卒業の特例

工学部では現在行っていない。

学内文系大学院研究科では、３年修了時の飛び級入試制度を実施しているところがある。現在、工学部改組の議論の中で、他学部と同様に大学院進学を前提とした同制度が議論されている。ただし、この場合本学では、3 年次卒業を認めていないので、形式上は学部中途退学者扱いになってしまう。大学設置基準では、3 年次卒業を認めているので、本学でも学則変更により、3 年次卒業を制度化する必要がある。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

工学部の受験生向けガイドブックには海外協定校とその協定校への交換派遣留学制度が紹介されており、入学生にもガイダンスで推奨しているが､全学での枠が 20 名前後であることから工学部からの交換派遣留学生の実績は 1989 年より現在に至るまで皆無である。

学部ではこのほか海外の研究者を招いて、学生や研究者との交流を図る招へい研究員制度がある。招へい期間は最長で 3 ケ月である。招へいされた研究者は学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行い、教員とはセミナーなどの研究交流を行っている。招へい研究者は 3 ヶ月、交換受け入れ研究者は 1 ヶ月の滞在期間、その他、招へい講演者はとくに期間は設けておらず随時行っている。最近の研究者と講演者の数は次の表のとおりである。

表Ⅰ-工-5　招へい研究員等実績　　単位:　名

年度	招へい研究者	交換受け入れ研究者	招へい講演者
2002	1	1	1
2003	0	0	1
2004	3	1	0

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

学問の多様化、専門化に伴い習熟しなければならない項目が増えてきた。これに伴い国内外における教育研究交流の必要性も増えてくるので、現状では実績が少ないなどの問題はあるが、交換派遣留学制度は今後も存続すべきである。

しかしながら、大学としての国際的な教育研究交流の体制は着々と進んでいるが、工学部の教育研究における国際交流の現状を見るに、学生の派遣留学について、これを制度としてうたうにはあまりに実績がなさすぎる(大学院工学研究科の大学院生が 1 名参加したに過ぎない)。入学試験用のガイドブックにも海外の協定大学を紹介し、留学の可能性を魅力のひとつとしてあげていることからすれば、やはり実績の少なさは問題であろう。

外国人招へい研究員の制度に基づく研究者の招へいや講演者の招待は、本学教員の個人的な研究上の関係が発端になっている。さらに、共同研究へ発展する可能性が十分にあり、工学部の一層の活性化に繋がって行くものである。その意味で、このような機会を増やすことが重要である。

〈将来の改善に向けた方策〉

派遣留学の実績が少ない原因のほとんどは協定校から求められている語学能力に学生が達しないからであり、留学をインセンティブにして語学を確実に身に付けられるよう語学教育を強化する必要がある。学部と外国語教育研究機構とのコミュニケーションを密にし、学部の教育方針を語学教育に反映させるシステムの構築が求められる。また学生本人にも入学後のできるだけ早い時期に留学のための準備を具体的に指導する体制作りが必要である。

3　学生の受け入れ

工学部は「人間性の育成を基盤に高度な技術と創造性を持った次世代の技術者・研究者を育成」することを教育目標とし、科学技術に対する深く正しい理解と創造の精神を有する人材の養成と、独創性と指導制を備えた技術者・研究者の育成を目指している。したがって、入学者の受け入れ方針も、この精神に沿うよう

な技術者と成り得る資質と素質をもつ学生、また工学教育に応えうる十分な基礎学力を有する学生を選抜するようなものである必要がある。当然ながら、大学も社会の組織のひとつであり、人材育成を念等にして産業、地域社会への貢献が求められる。そのためには、しっかりとした目標と勉学を本当に望む学生を増やすことが重要である。

工学部では、一般入学試験に加えて、一般受験生とは異なる学習歴や特色をもち、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲をもつ学生を受け入れるために、指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ能力に優れた者の公募推薦入学制度であるスポーツ・フロンティア(SF)入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、外国人留学生入学試験、編・転入学試験と多様な入学選抜制度を実施している。

（1）入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

工学部では、上記の募集・選抜方式による入学者数の目安を、センター利用入試を含む一般入学試験で約70%、指定校制推薦で約25%、アドミッション・オフィス（ＡＯ）入学試験、スポーツ・フロンティア（ＳＦ）入学試験、関西大学第一高校卒業見込者入学試験、外国人学部留学生入学試験で約5%としている。

一般入学試験では、国際的共通言語である英語、定量的記述に欠かせない数学を必須科目とし、理科（物理・化学・生物）については各入試制度で指定・選択の違いがある。この入試制度の違いによる、高校での理科の習得の不揃いは、1年次の基礎クラスや補習を設定し、解消するべく務めている。

指定校制推薦は一般入学試験の前に合格が確定するため、高校3年の後期に学ぶ数学・理科の内容に不安が残り、学生本人も一般入学試験で入学した人達に学習達成度について負目を感じているようであるが、これらの学生に対しては、現在、工学部で実施している基礎クラスや補習のコースによってこのような不安は解消されていることが、講義担当者より報告されている。

【点検・評価】

工学部には物理系・化学系・情報・建設・環境・生物等の多くの学問分野が含まれている。それら各分野の学問を修める学生を、多数の受験生の中から選抜しなければならない。上記各種入試制度においては、現状の入学者の総合的学力レベルなどを見る限り問題は生じていない。これらのことより現行の入学制度は、妥当なものであるといえる。

しかしながら、英語、数学と物理か化学１科目入試のＡ日程（受験生が選択）とＢ日程（学科指定）および物理・化学・生物から２科目を学科が指定するＳ日程等があり、入学する学生の中で入試科目でない理科の科目を高校で十分あるいは全く学んでいない者が増加傾向にある。この学生達は不足の理科の科目を基礎＋補習クラス（2 倍の時間）で学習する。現行のシステムでは、知識レベルを揃え、なめらかに専門教育に繋ぐためであるが、十分に目標を達成しているとは言えない問題もある。

今後は学生全体のレベルの向上を目指すのは当然であるが、能力別の教育も考える必要がある。このような問題に対しては、現在、機械工学科・機械システム工学科のように専門教育に関しての基礎知識が共通する学科間で、対象となる講義の日時を同じ曜日・時限に設定し、2 つの学科の講義を習熟度でレベル設定を行い実施するなどの試みがなされている。このように、現場での学科・教員の連携・運営方法によって、このような問題の解決がはかられる可能性がある。このような取り組みの成果を点検・評価し、工学部としての取り組みを考えることができる。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

工学部の場合、2005 年度の全入学者（履修届提出者）1267 名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は 846 名、その他の多様な入学試験による入学者は 421 名であった。このように、多様な入学試験を通じて入学してくる学生の割合は 33%を占めている。

最近 5 年間の入試の種類別、志願者、合格者、入学者、および募集定員数は、大学基礎データ表 13 に示すとおりである。

以下では、2005 年度入試においてのそれぞれの入学制度のねらいと選抜方法を簡単に説明する。

ア　一般入学試験及びセンター試験利用入学試験

一般入学試験は工学部での教育に必要な総合的な基礎学力を持つ受験生を選抜するものである。一般入学試験では A 日程、S 日程、B 日程、およびセンター前期、センター後期の 5 種類の試験が行われている。

A 日程では英語(配点 200 点、試験時間 90 分)、数学（200 点、90 分)、理科（150 点、75 分）の総合成績で合否を決定する。なお、理科においては物理、化学の中から受験生が一科目を選択する。なお、出題範囲は物理ⅠB・物理Ⅱおよび化学ⅠB・化学Ⅱである。

S 日程では英語(配点 200 点、試験時間 90 分)、数学（200 点、90 分)、理科（200 点、90 分）の総合成績で合否を決定する。S 日程での理科においては物理、化学、生物の中から各学科が指定した 2 科目を受験し、配点は各科目 100 点である。出題範囲は物理では物理ⅠB、化学では化学ⅠB、生物では生物ⅠB である。

B 日程においては英語(配点 200 点、試験時間 90 分)、数学（200 点、90 分)、理科（150 点、75 分）の総合成績で合否を決定する。B 日程での理科においては物理、化学の中から各学科が指定した一科目を受験する。出題範囲は A 日程におけるものと同一である。

以上の A 日程、S 日程、B 日程における数学の出題範囲は数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学 A （数と式、数列)、数学 B（複素数と複素数平面、ベクトル)、数学 C（行列、いろいろな曲線）である。

センター前期試験においては大学入試センター試験を利用し、英語(配点 200 点)、数学(配点 200 点)、理科(物理ⅠB、化学ⅠB、生物ⅠB から 1 科目を選択、配点 100 点)、その他に国語、地理歴史、公民からの 1 教科(配点 50 点)の総合成績によって合否を判定している。

さらに、センター後期試験においては、個別学力検査として、数学（数学Ⅲおよび数学 C）の試験を行い、これに 200 点を配点し、さらに大学入試センター試験における英語(配点 100 点)、数学(配点 100 点)、理科（物理ⅠB、化学ⅠB、生物ⅠB から 2 科目を志望学科により指定、配点各科目 50 点)、その他に国語、地理歴史、公民からの 1 教科(配点 50 点)の総合成績によって合否を判定している。

2005 年度においては、志願者 15,161 名、合格者 5,517 名、入学者 846 名であった。

イ　指定校制推薦入学

「指定校制推薦入学制度」は個性豊かで優秀な生徒を全国から受け入れるために、本学工学部での勉学を強く希望し、所属する高等学校の校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることによって、学生の質を維持向上させることをねらいとする受験制度である。指定校の選定は、基本的には工学部への入学実績および合格者実績を基準として決定している。また、一定以上の実績を残している指定校については募集を複数名にする措置をとり、逆に、応募実績や入学後の追跡調査により、指定校に注意または警告し、場合によっては指定を取り消すなどの点検をたえず行っている。

応募資格は、高校区分(全日制課程による普通高等学校、女子高等学校、工業高等学校)の指定基準を満たしたもので、学校長の推薦がある者である。選考は受験生の希望する各学科の教員が 2～4 名 1 組で面接を行い、それぞれにくだした評価を総合して入学を許可している。

2005 年度は指定校 495 校、応募が 321 名あり、その全員が合格および入学しており、工学部全入学者に占

める割合は25.4%を占めている。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入試である。

選考は2段階で行っている。第1次選考では出願書類をもとに、総合的に評価し選考する。第2次選考は工学部が独自に行うもので、受験者の希望する学科ごとに面接を行い、教授会で最終合格者を決定する。

2005年度においては、志願者42名、合格者28名、入学者24名であった。

エ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度であり、入学後も学業とスポーツに情熱を注ぎ続けることのできる強い意志をもつ学生を受け入れることを趣旨としている。これについては工学部独自の選抜方法はとっていない。工学部の場合、2005年度は志願者3名、合格者3名、入学者3名である。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、帰属意識の高い学生を入学させるための制度で、全学部で実施されている。

内申書による得点と外部テストの得点を総合的に評価して、合否判定を行っており、個別学力試験は課していない。

2005年度は志願者81名、合格者81名、入学者69名であった。

カ　外国人学部留学生入学試験

「外国人学部留学生入学試験」は、外国において通常の過程による12年の学校教育を修了もしくは終了見込みの外国人を対象として、一般入学試験とは別に選考を行うものである。本学全学部で実施されている。工学部では、日本語、数学、理科（物理または化学）および面接によって選考を行っている。

2005年度は志願者9名、合格者7名、入学者4名であった。

キ　編・転入学試験

工学部では2年次および3年次の編・転入学を行っている。２年次への編転入試験においては英語、数学、理科（物理、化学、生物、情報処理から学科指定の2科目）、面接の総合成績で合否を判定し、3年次への編転入試験においては各学科の指定する２科目と英語、面接によって選考している。2005年度には、2年次への編転入学者は2名、3年次への編転入学者は3名であった。

【点検・評価】

〈長所〉

編・転入学試験は大学卒業者、高等専門学校および技術系短期大学の卒業者、さらに各種専修学校修了者などの進路変更のための制度として機能していると考えられる。

留学生試験、AO入試、SF入試等を行い様々な学生を入学させている。これらの試験によって入学してきた学生が、一般入学試験で入学する学生とは異なった学習履歴を持ち、かつ、工学部で学ぶ能力と意欲とをもった学生であることより、学科の教育、研究を活性化させる観点において意義がある。

〈問題点〉

(1) 入学者の低学力化

工学部においては、数学や物理の基礎的な知識や計算力は必須のものである。しかしながら、多様な入学

試験による学生の受け入れの結果、学生の学力差が非常に大きい問題が生じている。入学後に、数学Ⅲ、物理、化学の未修得者に対しては補習を行っているが、入学者の中には例えば、指数関数や対数関数についての基礎的知識のない学生もいる。

（2）指定校制推薦

指定校制推薦において、高校側では学生に入学後に必要な基礎学力が備わっているかどうか、さらに学生の適正を十分に考慮せずに推薦する場合もあるようであり、入学後に、ミスマッチングが生じ、退学するケースもある。このように、本学での勉学を強く意識視、個性豊かな優秀な生徒を全国から受け入れるために実施されている推薦制度の本来の趣旨がいかされていない問題もある。

（3）SF 入試

SF 入試は文武両道を目指し、そのような受験生を受け入れるために行われているが、実験・実習などの演習授業科目の多い工学部の学生はスポーツの練習時間が短縮される。また、工学部には学力を積み重ねる必要性の強い授業科目が多い。SF 入試によって入学してくる学生の中には、競技大会出場あるいはそのための練習などの理由によって授業を欠席するものも少なくない。SF 入試による入学者に対して、大学院生による学習支援も行われているが、遅れを十分に取り戻すには至っていない状況もある。

現在、工学部では SF 入試制度に基づき入学した学生については、個人単位で学習の援助が行われる制度を設立して、この SF 入試により入学した学生の学習をフォローしている。

今しばらくこの学習支援システムの成果を見る必要がある。しかしながら、上記のように、工学分野の学習は積み重ねと体験によるものが重要となることが多いことを考えると SF 入試による工学部への入学のあり方、現在学科内でそれぞれ対応している学科ごとの対応ではない、入学者が学習を円滑に行なうことのできる工学部としての組織的な取り組みを検討する必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

（1）学生の低学力化

2006 年度より工学部大学院を改組し、応用自然科学コースが設置され、数学および物理学を学ぶ学生を受け入れることが決定している。このコースの学生を TA として活用することによって、現状よりはきめの細かい教育支援が可能になることが期待される。

現状の問題の抜本的な解決は手探りながらも将来に向けて上記のような取り組みが計画されているが、抜本的な解決に向けてはさらなる検討が必要である。

（2）指定校制推薦

工学部における指定校推薦制度のあり方は、現在、工学部教学委員会で「指定校のあり方」、「応募資格」、「面接方法」、「入学前教育法」、「他の推薦入学制度の在り方」などを議論している。ただし、このような議論においても、現状の問題を十分に解決する組織的な制度の確立には至っていない。今後、新学部構想の議論の中でさらに踏み込んだ具体的な対策が議論されることとなっている。

（3）SF 入試

SF 入試については、全学的な入試制度とのつながりがあり、工学部では、上記のような現状の問題を如何に解消するかの対処療法を実施しているに過ぎない。工学部としての対応の成果を見極めるには、若干時間が必要である。この結果に基づき、今後対応を学科単位ではなく、工学部として行えるようにする必要がある。また、改組に伴うカリキュラム編成において、SF 入試により入学した学生にはとどまらない、工学教育をより広く総合的に学ぶことのできる幅の広い単位取得が可能な学科・コースが検討されつつある。このようなコースにおいて、学生の多様な目的に沿った柔軟な教育が実現できるものであると考えている。

(3) 入学者選抜の仕組み等

【現状の説明】

ア　入学試験情報と広報

工学部では、毎年学部紹介のガイドブックを作成し、全国の高校と予備校に送付している。さらに、各学科教室では独自のガイドブックを作成し、上記各校へ送付すると共に、近県の学校には教員自らが持参し、各学科の情報を広報するように務めている。

学部・学科紹介の内容は、各学科のカリキュラム、教員紹介、実験・実習の内容、研究活動など学科の特色、さらには、就職情報、入学試験情報などである。また、夏期休暇中に行なわれるサマーキャンパスでは、学科の説明、教育・研究施設の見学、受験生の相談コーナーを設け、それには各学科から複数の教員および学部職員があたっている。また、ミニ講義や実験などを通して学部の紹介もしている。

イ　入学試験の実施体制

入学試験は全学の入学試験主事会により執り行われている。この主事会には学部執行部の一員である入学試験主任が参加し、全学の入学試験方針の徹底を図ると共に、学部の意向を反映させることができる体制となっている。この体制の下に、入学試験のスケジュール、問題作成、監督・採点割り当てなどが決定されている。

ウ　選抜基準の透明性

工学部では、一般入学試験の数学（他学部も含む)、理科（物理、化学、生物）の問題作成、ＡＯ入学試験課題、編・転入学試験問題、ＳＦ入学試験の小論文課題の作成を行なっている。面接を課しているのは、指定校推薦入学、ＡＯ入学試験、編･転入学試験、外国人留学生入学試験、ＳＦ入学試験である。

一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、選択別に問題の難易度による不公平がないように、素点に統計処理を行なった上で、判定に用いている。また、面接の評価は、2 名以上の教員で行ない、すべての規定の面接票にランクを記入し､その理由を記載するよう定め､判定に当っては公平性を確保している。

いずれの入学試験の場合も、最終の合否判定は学部教授会で行なわれ、すべての得点データほか判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経て決定される。

【点検・評価】

受験生に対する入学試験情報の開示、入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮がなされており、特に問題点はない。

(4) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

本学の規定にもとづき、教授会で審議にかけた上で、入学試験を行なわないで受け入れている科目等履修生および聴講生は、表Ⅰ-工-6 に示す通りである。

表Ⅰ-工-6　科目等履修生・聴講生の構成(2004 年度)

	性別		受講目的		年齢				
	男	女	資格取得	自己研修	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代以上
科目等履修生	12	4	16	0	13	3	1	0	0
聴講生	5	0	1	4	2	0	0	2	1

2004 年度の場合、表Ⅰ-工-6 に示すように、資格取得と自己研修を受講理由としており、その構成は、科目等履修生については資格取得が目的で、その対象は男女に渡り、年齢は 20 代を中心に比較的若い年齢層である。一方、聴講生は、資格取得が目的と言うわけではないこともあり、20 代から 60 代まで広がっている。

【点検・評価】

科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れは、資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を提供する目的がある。科目等履修生については、単位取得を目的として、すべての受講生が資格取得のために受講している。一方、聴講生については、自己研修を目的とした受講生もいるなど、本来の制度の目的に沿った利用がなされている。しかしながら、いずれにしても、工学教育では、資格取得を目的にこれらの制度は利用され、自己研修ならびにリカレント教育を行っているというほどに受講生はいない。今後、資格取得だけではなく自己研鑽を支援するようなさらに魅力のある講義も用意する必要があるのかもしれない。このような議論を工学部教学委員会さらに、全学的な委員会で行う必要がある。しかしながら、現状の利用状況を見る限り、必要な人が必要な時間に利用していると考えられ、この制度の意義が生かされていると考えられる。

(5) 定員管理

【現状の説明】

工学部は学科制をとっているため、学生は入学時から 11 学科のどれかに所属している。各学科の入学定員は、大学基礎データ表 14 のとおり

機械工学科	90 名	機械システム工学科	90 名
先端情報電気工学科	90 名	電子情報システム工学科	90 名
化学工学科	90 名	応用化学科	90 名
先端マテリアル工学科	100 名	システムマネジメント工学科	90 名
都市環境工学科	90 名	建築学科	105 名
生物工学科	90 名		

であり、入学総定員は 1,015 名、収容定員は 4,117 名である。

【点検・評価】

入学定員については、各学科共に著しい定員を超えた学生数を受け入れているあるいは入学定員を大きく割れているなどの問題は生じていないものの、2005 年度の収容定員 4,117 名にたいして在籍学生総数が 5,192 名で、収容定員に対する在籍者の割合は 1.26 倍となっている。個々の学科の状況は大学基礎データ表 14 のとおりであり、一部学科では、収容定員に対する在籍者の割合が 1.3 倍を越える状況になっている。超過在籍者のかなりの部分が成績不良者による上位年次生の蓄積によるものであり、厳格な成績評価のもとにこのような状況が生じている。このような成績不良者については、一部学科では教員による担任制が実施されるなど、対策が施され始めている。今後、このような試みによる成績不良学生の増加の問題についての改善が期待できるものと考えられる。

(6) 編･転入学

【現状の説明】

本学には、学内および学外からの学生を途中年次から受け入れる、編・転入試験制度がある。工学部の各学科の募集人員は欠員の有無にかかわらず若干名である。学内在籍者を対象とした 2 年次転入、卒業生に対する 2 年次および 3 年次編入の学士入学、また、学外者に対しては 2 年次および 3 年次への編・転入学がある。編・転入試験の合格者は、多少の変動はあるものの、例年 10～20 名程度である。2005 年度では、2 年次編転入者は 2 名であり、3 年次編転入者は 3 名であった。

【点検・評価】

在学生、大学卒業者、高等専門学校および技術系短期大学卒業者、各種専修学校修了者、などの進路変更の制度として機能していると考えられる。

(7) 退学者

【現状の説明】

近年における工学部の退学者および除籍者は大学基礎データ表 17 に示したとおりである。2002 年度は 162 名、2003 年度は 174 名、2004 年度は 161 名と在籍学生に対して 3%程度である。

退学の理由は一身上の都合というのが最も多く、特にここ数年退学理由については大きな変化は見られない。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報についても『HAND BOOK』で学生に伝達している。

なお退学申請の際、学科に属する教員の対応は特に定められていない。また単位取得の少ない学生や欠席しがちな学生を呼び出して指導を行うなどの、退学を未然に防ぐ方策については、学科ごとの対応が異なっている。一部学科では、担任制なども敷かれている。

【点検・評価】

工学部における編・入学者の数は、2005 年度、若干名の募集に対して入学者 5 名という状況であり、特に問題はない。編・転入および転科・転部に関しては、学生の希望を尊重しており、必要な場合に教員が相談にのるという対応をとっている。ただし退学者に関しては、教育機関としては退学者を出さないことが望ましいので、今後、退学者の状況を調査し、サポート体制を検討していく必要がある。また単位取得の少ない学生を呼び出して指導を行うためのガイドラインや、欠席しがちな学生の心理的・身体的ケアをはかるサポート体制などが、退学を未然に防ぐ方策として考えられる。今後、そのあり方を検討する必要がある。

4　教員組織

工学部は「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を教育の目的としている。これらの理念・目的に沿った人材を育成するために11学科（うち3学科はそれぞれ2コースに分かれている）を開設し、それぞれに専門性をもつ教員を配置している。教員は専任教員と兼任教員によって構成されている。以下では、専任教員を中心に、兼任教員に関するデータを加味しながら教員組織について説明する。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

大学基礎データ表 19 に示すように、2005 年度現在、工学部には 185 名の専任教員が所属している。その内、教授 98 名、助教授 49 名、専任講師 30 名が教授会の構成員である。助手は 8 名である。全教員は、組織として 11 学科･教養 5 教室の内のいずれかに所属し､それぞれの専門性を活かして関連科目を担当している。大学設置基準における工学部の必要専任教員数は 99 名（ただし、この中には教養教育に必要な教員人数は含まれていない）であり、現在の教授数 98 名はその半数を大きく超えている。

専門教育分野を担当する兼担教員数は 52 名である。しかしながら、この数値には教養教育分野を担当する人数は含まれておらず、この分野での兼担教員数を含めると、その総数は約 180 名近くになる。

大学基礎データ表 14 で示すように、現在時点での工学部の在籍学生数は総合計 5,192 名であり、工学部専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 35.8 人となっている。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員は 65 歳が定年と定められているが、学部が特に必要とした教員は、定年後 5 年間に限り教授会の承認を得て 1 年ごとに定年延長を行うことができる。したがって、定年延長の手続きが 5 回行われた場合は 70 歳の教員が存在することになる。工学部教員の 2005 年度現在の年齢構成を大学基礎データ表 21 に示す。その年齢構成は、60 歳以下の教員の比率が全体の約 70％を占めている。5 歳きざみで見ると、最も構成比が高いのが 61 歳から 65 歳の 23%であり、最も構成比率が低いのは 26 歳から 30 歳までで 3%である。また、31 歳から 35 歳までは、8%で、若い年齢の教員は比較的少ない。また、50 歳以上の教員は、全体の 57%でかなり高い。

次に勤続年数(表Ⅰ-工-7)を見てみると、教授の平均勤続年数は 20 年、助教授は 18 年、専任講師は 16 年となっている。教授の勤続年数には前述した構成員年齢と対応する形で 31 年から 40 年というところに一つの山が見られ、同時に 1 年から 5 年というところにも山が見られる。助教授の勤続年数も構成員年齢と対応する形で 11 年目から 15 年目というところに山が見られる。専任講師の勤続年数については、1 年から 10 年のところのものが全体の 40%を超えているが、26 年から 40 年のところのものが 25%を超える分布となっている。このように、経験豊かな人材とフレッシュな人材が教学を担っている。

表Ⅰ-工-7　専任教育職員の勤続年数・平均勤続年数　　2005 年度

職　位	46 年～以上	41 年～45 年	36 年～40 年	31 年～35 年	26 年～30 年	21 年～25 年	16 年～20 年	11 年～15 年	6 年～10 年	1 年～5 年	計	平均
教　授		5	13	13	5	9	10	10	15	18	98	20 年
		5.1%	13.3%	13.3%	5.1%	9.2%	10.2%	10.2%	15.3%	18.4%	100%	
助教授		3	3	6	1	3	5	14	5	9	49	18 年
		6.1%	6.1%	12.2%	2.0%	6.1%	10.2%	28.6%	10.2%	18.4%	100%	
専任講師			4	3	1	3		6	9	4	30	16 年
			13.3%	10.0%	3.3%	10.0%		20.0%	30.0%	13.3%	100%	
計	0	8	20	22	7	15	15	30	29	31	177	19 年
		4.5%	11.3%	12.4%	4.0%	8.5%	8.5%	16.9%	16.4%	17.5%	100%	
助　手										8	8	3 年
										100%	100%	
合　計	0	8	20	22	7	15	15	30	29	39	185	18 年
		4.3%	10.8%	11.9%	3.8%	8.1%	8.1%	16.2%	15.7%	21.1%	100%	

（イ）専任・兼任（非常勤講師）の比率

工学部の組織における専任･兼任教員の人数の比率をみると、専任が兼任のほぼ 3。3 倍にあたる。ただし、この比率の中には教養教育における兼任教員の数は含まれていない。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員に占める職位を男女別にみると、専任教員における女性教員の占める割合についていえば、全教員 185 名のうち 4 名が女性教員であり、全体の 2.1%にとどまっている。この 4 名のうち、教授が 1 名、助教授が 1 名、専任講師が 1 名、助手が 1 名である。

（エ）教員組織における社会人および外国人研究者の受け入れ状況

工学部の教員組織における社会人の受け入れ状況は、2005 年 5 月時点で前職が大学以外の民間企業出身の専任教員が 45 名在籍している。現在、工学部ならびに工学部の研究の場として位置づけられている先端科学技術推進機構には 5 名の外国人ポスト・ドクトル・フェローが所属し、活動している。しかしながら、外国人研究者の教員としての受け入れは工学部創立から現在までのところ 0 名である。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

本学部における責任時間数は教授 8 時間、助教授・専任講師が 6 時間となっている。専任教員の 2005 年度における平均授業担任時間数（大学院での講義時間数も含む）は大学基礎データ表 22 に示すとおりである。学部授業における平均授業担任時間数は、教授が 27.6 時間、助教授が 19.0 時間、専任講師が 15.2 時間となっている。

専門教育科目における専任教員の割合は大学基礎データ表 3 に示す。おおよそ 80%で専任教員講義を担当している。一方、専門教育科目のなかには高い専門性が求められる講義や工学関係で現在話題となっている事柄に関する内容を含む特別講義も一部設定している。これらに関係する講義に対しては外部から実践に精通した講師を招いている。

専門教育科目の中の必修科目は基本的に専任教員が担当すべき主要科目である。それらの専任教員担当率は、2005 年春学期では、機械工学科で 85.3%、機械システム工学科で 87.5%、先端情報電気工学科で 77.5%、電子情報システム工学科で 54.5%、化学工学科で 86.7%、応用化学科で 85.6%、先端マテリアル工学科で 98.8%、システムマネジメント工学科で 77.6%、都市環境工学科で 84.6%、建築学科で 69.4%、生物工学科で 90.0%、であり、工学部全体での平均値は 81.8%である。このことは主要科目に対しては専任教員がほぼ全面的に責任を担っていることを物語っている。また、専門教育科目の実験・演習科目は原則として専任教員が担当していて、これらに関する専任教員担当率はほぼ 100%である。

エ　教員間の連絡調整

工学部においては、所属学生のほぼ全員が履修するような基礎科目は複数の担当者により講義が開講されている。それゆえ、当然のこととして担当者の間には密接な連絡調整が行われてきた。特に、専門教育につながる物理学、数学、化学などの教養科目と専門教育科目との教員（学科・教養教室）間では、学習範囲はもちろんのこと、学生の学習状況等の調査に基づいた情報交換を工学部教学委員会を通して実施している。また、各科独自に開講されている実験・実習は所属の学生が全員履修する科目であり、複数の教員が担当している。科目履修の教育的効果をあげるために、その実施に当っては担当者間で十分な討議がなされている。さらに、複数教員が同一の授業を担当するリレー講義も設けられ、教育目標に関する共通理解が持たれている。特に、JABEE 対応プログラムを走らせている先端マテリアル工学科、ならびに現在 JABEE 認定審査を受けている化学工学科、都市環境工学科では、JABEE の主旨に基づいた組織的な教員間の連絡調整がなされている。

【点検・評価】

〈長所〉

大学設置基準によれば、工学部の各科において、独自の専門分野の教育に携わるのに必要な専任教員数は 9 名であり、実数は基準値を大きく上まわっている。また、教養科目分野の教育に携わるのに必要な専任教員数についても、大学全体の収容定員に応じて定められた専任教員数から見てみると、大学全体の専任教員数はその基準値を上回っているという事実からして、十分に大学設置基準を満たしている。さらに、必要教員数の半数以上が教授であるという基準も十分満たしており、問題はない。

工学部の各学科において、各学科の主要学科目に相当する科目に対しては、十分に専任教員が配置されて

いると考えることができ、専任教員がほとんど授業を担当していると言える。設置基準の点からも、工学部の教育目標からも特に問題はみられない。

勤続年数の分布が構成員の年齢層の分布と対応していることは、本学において教育研究キャリアを積む構成員の割合が高いことを示している。一方、教授レベルで勤続年数に複数の山が存在することは、他大学・他機関からの中途採用でもって、組織内の人為的流動性をある程度保っていることを示している。

〈問題点〉

専任教員の男女の構成比は97.8%と男性教員に大きく傾いている。理工学分野において、研究者となる母体自体の男女比がいまだ不均衡である点を考慮しても、改善していく必要はある。また、専任教員に外国籍の構成員がいないことも検討課題であろう。

工学部では、主要科目を専任教員が担当するという方針が一般的にはとられている。その中で、専門科目自体、特に、実験・実習に対してその教育的効果を念頭に、少人数教育を推進すると、専任教員のさらなる授業担任負担増につながる恐れがある。この点でのバランスに対しては常に課題となっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

専任教員が主要科目に責任を持ちながら、教育効果を考慮したクラス規模が設定できるように、カリキュラムのスリム化が必要であると思われる。教員の男女構成比の改善および外国籍教員の採用に関しては、新たな人事の際に適切な人材を確保していくよう、常時念頭に置く必要があろう。さらに、教育の充実を図る意味において、最新技術ならびに特殊性の高い講義や少人数クラスを開設するために専任教員に加えて、兼任教員の支援をさらに求める必要があろう。また、学部教育において多様・多面的な教育サービスを提供するためにも、今後もさらに民間企業出身者の受け入れなどを積極的にすすめていく必要がある。なお、現在工学部は改組に向けて教育・研究組織を改めようとしている。改組準備委員会では、教養教室に所属する教員が理学系学科を形成し、従来、教養教育のみに携わっていた人材が、専門教育課程を形成し、より広い分野での教育が実施できるように組織立てられつつある。このような改組に伴い柔軟な教員組織を形成しようとしている。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

ア　教育補助者の状況

総合情報学部設立時（1994 年度）にＴＡ（ティーチング･アシスタント)、ＳＡ（スチューデント･アシスタント）制度が採用された。

現在、工学部では、情報処理関連科目の実習補助者については、機器の操作･運用に熟達した本学の大学院生と上位年次の学部学生から選任され、2004 年度には前期 43 名、後期 58 名の情報処理関連科目の実習補助員が教員の補助を行った。このほか、各学科において、計 176 名のＴＡが実験補助を行っている。また、2002 年度から実験的にゲスト・スピーカー制度が開始された。その結果、2004 年度には 22 名が工学部で講義を担当した。授業の内容的な面でも教員を支援する体制が整えられてきている。

【点検・評価】

情報化にともなう教育補助員の設置は全学的に行われているが、教育効果をさらに高めるためにはより充実した補助体制が必要であると思われる。教育補助員の拡充問題は工学部では､学科内ですでに TA を採用し、教育の効率化を図っている。今後とも全学的な活動・工学部としての対応・学科内での検討をしっかりとバランスよく行うことによってより充実した教育補助制度を確立できるものと考えている。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

専任教員の任用に関する基準・手続は以下のような方式で行っている。

工学部の教員人事は、「任用」、「昇任」、「定年延長」、「名誉教授」の各項目について取り扱い、最終的には工学部人事教授会にて審議を行う。工学部における教員人事は、従来、学部長から 6 月の学科長会において、その年の教員人事関係審議日程の提案および工学部教育職員選考基準の確認が各学科・教室に対して行われてきた。この時点が出発点となっていた。その後、10 月に各学科・教室から具体的な人事案件が学部長に提出され、ここで各々の案件に対して人事委員会が設置されてきた。この人事委員会の構成メンバーは、人事委員会の構成は学部長、学部長代理、大学院工学研究科長、学部長が指名する若干名の教授である。そして、この人事委員会への諮問により、事前審議が開始されることとなっていた。2005 年度の教員人事より、より良い人材を早期に確保することができるようにすることによってより計画性を持った人事が行えるように、従来、6 月よりはじめられていた上記教員人事に加えて、2 月より行う教員採用人事スケジュールが加えられた。

なお、任用人事および昇任人事に関する人事教授会は、工学部専任の教授をもって構成することになっている。人事教授会、人事委員会はそれぞれ工学部人事教授会規則（1989 年 10 月 26 日制定)、工学部人事委員会規則（2001 年 7 月 25 日制定)に従って運用されている。また、全ての人事案件は教授会の議を経た後に最終的に理事会において決定される。

ア　募集

（ア）教員の任用は従来推薦人事が中心となってきていたが、学科・教室によっては、公募による任用人事も行われている。公募にあたっては工学研究科後期課程を持つ大学および各種研究機関、各関連学会への公募書類送付やホームページを用いた情報提供が行われている。

（イ）人事委員会は、審査対象者の研究業績を審査するため、審査対象者の研究業績につきその内容を客観的に審査し、学部長へ、その結果を報告する。

（ウ）学部長は、人事委員会の報告に基づいて当該人事につき任用の可否を審議し、学科長会へ提案する。

（エ）学部長の提案に基づき各学科長は各案件を各学科・教室の教室会議へ持ち帰り、各学科・教室において審議し、その結果を学科長会へ報告し、検討する。

（オ）学部長は学科・教室との協議の中で学科長会の審議を経て任用を可とした場合、学部長が人事委員会、学科長会の報告を付して、その旨を人事教授会に報告する。

（カ）人事教授会は学部長の報告を受けて、当人事につき審議し、その採否を投票により決定する。

イ　昇格人事

昇格人事についても任用人事と全く同じ手続きをもってなさていれる。

昇任人事における基準は、工学部教育職員選考基準(1994 年 9 月 7 日制定)に従っている。その概略を記述すると、助手から専任講師昇任においては、博士の学位を有し、満 3 年以上の助手の経歴また、それに準ずる経歴があり、教育・研究上の業績があること、専任講師から助教授昇任においては博士の学位を有し、3 年以上の専任講師の経歴、また、それに準ずる経歴があり、高度の教育・研究上の業績があること、助教授から教授への昇任においては博士の学位を有し、7 年以上の助教授の経歴、また、それに準ずる経歴があり、きわめて高度の教育・研究上の業績があることが目安となっている。

現在、工学部教員のうち関西大学・関西大学大学院を最終学歴とする者は専任教員の 38.5%を占めているが、その他の国公立大学大学院（多い順に京都大学(18.7%)、大阪大学(14.0%)）や私立大学大学院など、海外の大学を含めた多様な大学に出身校が分散している。

【点検・評価】

工学部における教員の募集、任用、昇格に関する基準、手続きは、人事委員会と教授会において明確に定められ、透明性を確保している。専任教員の出身大学が相当分散され、構成員の職と年齢層がバランスよく分布している現状は、工学部の人事が公正かつ妥当に行われてきたことを反映したものといえる。

工学部ではさらに透明度や公正さを増す上でも、積極的に公募が活用される方向にあるが、任期制などの教員の流動化促進措置については、現在のところ検討は行なわれていない。

しかしながら、現在進めている工学部の大改革にはこの点をも含めた議論がなされるものと期待される。

5　研究活動と研究環境

工学部では、関西大学の教育理念として長く継承されてきた「学の実化」を引き継ぎ教育研究活動を行ってきた。今、大学が果たすべき使命は教育と研究に加え、その研究を基盤として産業界との協力を押進め社会に役立つ技術開発を促進する第三の機能が求められている。工学部が社会的に評価される大学の研究機関として存立するためには、研究のレベルの高さと、研究成果や開発技術の社会への還元を行える研究機能の強化を継続的に行う必要がある。それに並行して、本学部が学習の場として十分な機能を発揮するように教養、共通、基礎教育の強化を図り、専門教育の位置付けを明確にした上での専門的職業遂行能力を培う教育プログラムの再確認を行い、研究・開発に適する創造的な思考力を育成する基盤の充実が必要であろうと考える。以下、研究活動および研究環境の状況について説明する。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況

2000～2005 年の教員の研究業績を著書、学術論文、国際会議および国内学会発表、その他に分類して整理したものが表Ⅰ-工-8 である。

2000～2004 年までの 5 年間の本学部の専任教員 1 人当たりの著書は 1.5 件、学術論文は 14.6 件となっている。

表Ⅰ-工-8　研究業績一覧

年度	合計	著書	論文	学会発表	その他
2000	1,139	66	540	291	242
2001	1,155	62	517	290	286
2002	1,301	48	571	320	362
2003	1,401	52	595	354	400
2004	1,180	54	482	292	352
2005	741	25	320	196	200

注）2005 年度については中間段階集計を示している。

イ　国内外での学会での活動状況

1 人当たりの国際会議への報告件数は2004 年度では0.86 件件、国内学会発表件数は1.57 件となっている。また、本学部の専任教員のうち相当数が大学基礎データ表 26 に示すように学会賞などの受賞経験を有しており、さらに、「第Ⅰ編第 9 章社会貢献　ウ　教員の社会的活動」に示すように、例えば、文部科学省科学技術学術審議会専門委員、総務省戦略的情報通信権機友会発推進制度専門評価委員、科学研究費委員会専門委員、

文化庁史跡などにおける歴史的建築物の復元の取り扱いに関する専門委員会委員、災害科学研究所所員など国の審議会などの委員、また、吹田市開発審査会委員、吹田市生活環境影響評価委員、高槻市都市計画審議会委員、豊中市公共事業再評価委員会委員、神戸市環境影響評価審議会委員などの地方公共団体等公的機関の審議会などの委員、さらに、学協会学会の理事・幹事等に就任され、大学内部の活動のみならず、広く社会で活動している。

ウ　研究助成

こうした研究活動を支えているのは、逐次整備されてきている学内の研究体制に加えて、外部からの研究費の受給である。2004 年における文部科学省学術振興会の科学研究費の補助金、学外からの研究費の受給状況は大学基礎データ表 32 に示すとおりである。

工学部では文部科学省科学研究費補助金、私学振興財団学術研究振興資金、私立大学などに対する研究装置･設備整備補助金、各種財団･社団法人からの指定寄付、科学技術基本計画、ハイテクリサーチセンター整備計画、学術フロンティア・センターさらに、企業からの指定寄付、受託研究など様々な外部資金獲得活動を行っており、これらの研究資金に基づいて研究を行っている。

文部科学省科学研究補助金への積極的な申請を促し、外部資金をベースとした研究活動を目指している。その成果として、2003 年度には 1.71 億円、2004 年度は 1.72 億円の文部科学省科学研究補助金の導入を得ている。このような科学研究費を着実に受給している他、民間会社からの指定寄付金、共同研究、受託研究などの件数も増加してきており､本学部の学際的な研究の水準が社会的にも認知されていることを示している。外部資金の導入は、私立大学にとっては今後より一層求められる活動であり、積極的な対応が迫られているものであるといえる。

【点検・評価】

〈長所〉

工学部では、情報発信、学会等での活動、研究助成への対応は、工学部教員の講義、演習、実験、製図、実習、特別研究、および大学院における講義、実験、演習、研究指導さらには大学運営や学会・協会における委員会活動、入学試験問題の作成と採点の負担等を考慮すると、組織としては積極的に活動がなされている。科学研究費や学外からの研究費の受給状況から見ても、工学部教員の研究が外部から期待され、また、評価に応えうる高いレベルの研究に従事していることがわかる。

これらの研究に関する成果は、「関西大学学術情報データベース」を通して社会に広く開示されている。

〈問題点〉

工学部全体としては活発な研究活動を行っている一方、一部の教員は研究業績の公表数が少ないケースがある。教員一人一年当たりの研究業績数は、約 60%の教員の成果公表件数(学術論文、著書、国際会議、国内学会発表すべてを含む)が一年当たり 15 件に止まっている。一方で、一年当たり 25 件以上の成果を公表している教員が約 20%存在している。さらに、学術論文に絞って集計すると、一年当たりの発表件数の個人間格差はさらに顕著となっている。工学部内の学科間の性格による差異は考慮せざるをえない問題もあり、論文数のみで研究活動のアクティビティの高さを評価することは一面的ではあるが、いずれにしても、活発な研究活動に基づく、研究成果の社会化、公表はさらに積極的におこなわれてしかるべきである。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

自己点検･評価活動、第三者評価活動、さらに 2004 年度秋に実施した外部評価などを通して、工学部構成員の意識の高まりのもと、より社会的に研究に向けての積極的な活動が求められている。このような状況に対して、工学研究科では、教員の資格審査を実施することにより、教育のみならず研究についての高いアクティビティを教員に求めている。この資格審査の実施は、工学部・工学研究科が自らの向上を求めようとする現われであるのみならず、工学部全体の論文数の増加をもたらしつつある現象に繋がっている。評価を行

うには実施から十分に時間が経過していないものの、今後、この制度による意識改革がさらに高まるものであると期待できる。

(2) 研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費等

専任教員に配分される研究費は、大学基礎データ表 29 に示すとおりである。工学部に限らず、本学の個人研究費枠は、教授、助教授、専任講師、助手、副手を問わず、一律年間、51 万円となっている。専任教員に支給される研究旅費の支給条件、全額共通で、その実績とともに、大学基礎データ表 30 に示されている。国際会議への出席は、科研等の外部からの補助金に加えて、大学からの補助(2005 年度 20 万円／1 名:年間に一度)、個人研究費の外国出張等多くの補助に基づき他大学に比べて比較的容易に参加することのできる環境が、本学では用意されている。

イ　教員研究室の整備状況

工学部の教員研究室は、大学基礎データ表 35 に示すとおりである。工学部の特殊性もあって個室率が 70%弱にとどまっているが、2005 年 9 月に第 6 実験棟（建築面積：1,064.38 ㎡、延床面積：3,295.14 ㎡）が竣工して新たに 22 の個人研究室が設けられ、個室率は 80%に改善される。

ウ　学内共同研究費

予算上措置されている学内共同研究費制度がある。個人研究・共同研究を問わず、申請に基づき審査を経て交付される研究費（学内科研費）であり、大学基礎データ表 31 に示すように、工学部では 2004 年度に 12 件総額 19,532,790 円の利用実績があった。

エ　研究助成金の申請と採択状況など

2002～2004 年度の文部科学省学術振興会の科学研究費の採択状況は、大学基礎データ表 33 に示すとおりである。

学外からの研究費の実績は、大学基礎データ表 32 に示すとおりである。また、産官学連携による共同研究、受託研究の状況は、大学基礎データ表 28 に示すとおりである。

【点検・評価】

工学部の研究環境としては、今後改善の方向で進んでいる教員研究室の問題を別にすれば、基本的な整備がなされていると考えられる。

他大学の状況を考えると、恵まれた環境が整えられている。今後、海外調査研究旅費、国際会議出張旅費の補助等についてさらなる整備が望まれる、とともに構成員の意識の向上によって、外部資金の導入をさらに目指す必要がある。これらの教員の個々の努力は、当該教員の研究を促進するのみならず、その指導下にある大学院生をはじめとする学部学生の教育に大いに寄与するものであることは工学部にとっても教育活動を推進するに当たってもたらすものは大である。この意識を持った教員が多数工学部には存在している。

6　施設・設備等

本学部では、科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応するため、着実に学科の増設と教育研究内容の整備・拡充をはかっている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えるようにしている。以下、具体的に説明する。

(1) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

ア　学舎と研究棟

本学千里山キャンパスの第4学舎を工学部は使用している。その内訳は以下のとおりである。

第4学舎では1、2号館および第4、第5実験棟の教室において講義が行われ、1、2号館、第1、第2、第3、第4および第5実験棟に各学科・教室の研究室が配置され、研究が行われている。

（ア）学舎

工学部学舎としての第4学舎の建築面積は51,724.65 ㎡であり、1、2号館、第1、第2、第3、第4および第5実験棟の延面積は表Ⅰ-工-9のとおりである。そのうち講義室、演習室および学生自習室の延面積は6,632.3 ㎡（学生1人当たり1.28 ㎡）である。

表Ⅰ-工-9　工学部使用学舎の概要

名　　称		延面積（㎡）	竣　工
第4学舎	1号館	7,234.45	1960年
	2号館（本館棟・研究棟）	20,262.39	1969年
	2号館（実験棟・大教室棟）	2,238.68	1969年
	第1実験棟	1,271.14	1974年
	第2実験棟	1,734.67	1976年
	第3実験棟	2,672.17	1983年
	第4実験棟	5,036.77	1990年
	第5実験棟	9,886.50	1997年
	その他	1,387.88	
合　　計		51,724.65	

講義室等の整備状況については、大学基礎データ表37・38に記載している。以下に、講義室、自習室、実験・実習室および講義室・演習室のそれぞれの規模別使用状況を示す。

a　講義室

講義室は、1号館には20～30名収容可能な小教室が2室、2号館には約450名収容可能な大教室が2室、200～299名収容可能な大教室が5室、100～199名収容可能な教室が27室、50～99名収容可能な教室が7室および45名収容可能な小教室が1室配置されている。さらに、第4実験棟には225名収容可能な大教室が4室配置されている。講義は主に2号館ならびに第4実験棟において行われている。2号館は1969年に竣工した建物で、いくぶん老朽化が進んではいるものの、いずれの教室も空調設備が整い、講義に対して教材提示装置を備えた教室が7室用意されている。大・中教室ではマイク設備ならびにスクリーンが備えられ、ＯＨＰやパソコンを用いた講義に対応するように整備されている。

b　自習室

自習室は、収容総数108名となる4室があり、工学部の学生は授業の合間に自習することが可能となっている。学生数に対して自習室の数が少ないものの、図書館にも自習室が多数用意されていることで、適切な設備が提供されているものと考えられる。また、第4学舎ではバリアフリー化を積極的に推進し、身障者用エレベータや教室内での車椅子設置場所なども確保されている。

c　実験・実習室

現在のような情報化社会にあっては、工学教育において各種情報の収集・選択とその解析、処理など、情報処理能力の育成は必須事項になっている。工学部内の情報処理室（第4ステーション）では、パソコン50台とプリンタ7台を配備し、学生の各種情報の収集・選択とその解析、処理能力育成のための教育活動を支援している。オープンデザイン教室ＯＤ１・ＯＤ２教室（パソコン270台とプリンタ20台を配備）では、インターネットを利用した双方向教育を実施している。とくに物理系学科の工学教育において製図の果たす役割は大きい。本学では早い時期から大規模にＣＡＤを導入している。73。3%のＣＡＤ室の使用率は学生がよく利用していることを示しており、課題提出締め切り前には 100%の使用率にもなる。また、実験室は各学科・教室で確保できており、専門学科の学生実験や教養教育での基礎実験において十分に活用されている。

d　講義室・演習室の規模別使用状況

講義室の規模別使用状況は大学基礎データ表40に示すとおりである。100ー199人収容の教室の使用率は57%、200ー299人では20%である。ただし、使用の過密な時間帯では、さらに高い頻度で使用されている。施設・設備等の維持・管理は、工学部事務室および施設課が、午後8時以降は警備員が巡回している。オープンデザイン教室は工学部事務室が、情報処理室（第4ステーション）はIT(Information Technology)センターがそれぞれ維持・管理を行っている。

（イ）研究棟

第4学舎における研究棟の規模は表Ⅰ-工-10に示す通りであり、各学部・教室の専有面積はほぼ等しくなっている。以下に、研究施設・設備、個人研究室および環境保全・安全対策施設について示す。

表Ⅰ-工-10　学科・教室の総面積（単位：㎡）

学　科・教　室	総面積
機械・機械システム工学科	4,335.6
先端情報電気工学科	2,117.5
電子情報システム工学科	2,159.6
化学工学科	2,148.8
応用化学科	2,187.5
先端マテリアル工学科	2,416.0
システムマネジメント工学科	2,157.1
都市環境工学科	2,379.3
建築学科	2,213.9
生物工学科	2,001.6
教養数学教室	364.3
教養物理学教室	1,003.6
教養化学教室	1,333.9
教養生物学教室	119.5
教養情報処理教室	40.6
合　　計	26,978.8

a　研究施設・設備

実践に基づく教育を推し進める本学工学部には、私立大学施設整備補助金（大型マル研）、私立大学研究設備整備費等補助金（小型マル研）および教育研究用機器備品費（マル理）などで得られた大型研究設備が各学科に設置されている。表Ⅰ-工-11には大型マル研（1995ー2004年）による設備を示す。それら最新の設備に支えられ、充実した研究成果が着実に生まれている。

b　個人研究室

研究棟の個人研究室、合同研究室等のそれぞれの面積を大学基礎データ表35に示す。個人研究室1室あたりの平均面積は25 ㎡弱で他学部とほぼ同じ広さであるが、専任教員数177名（助手を除く）に対して個人研究室は120室であり、個室率は67.8%である。工学部の特殊性（卒業研究を円滑に実施するためには、できる限り教員は学生の近くに配置されるべきである。）はあるが、文系の他学部がほぼ 100%であるので、早

急に個室率は100%になるように改善が望まれる。

c　環境保全・安全対策施設

教育・研究上における環境保全と安全対策を目的として、第2実験棟に排水処理場（135.37 ㎡）が整備され、有効に稼働している。2003年度の処理量は一般排水1,540.0 ㎥、重金属系廃液66.7 ㎥、2004年度は一般排水1,224.7 ㎥、重金属系廃液88.2 ㎥であった。

研究棟の施設・設備等の維持・管理は、工学部事務室および施設課が、午後8時以降は警備員が巡回している。

表Ⅰ-工-11　私立大学施設整備補助金に基づく設備　　2005.4.1現在

装　置　名	設　置　場　所
固体表面構造解析評価システム	ＨＲＣ地階　実験室Ⅰ
高機能性複合粒子線薄膜創成装置	第５実験棟３階　半導体工学
視覚を利用したマニュピレーション装置の開発支援および評価装置	第４学舎１号館　可視情報
２軸同時振動試験装置	土木・建築実験場
高感度質量分析システム	第４学舎２号館研究棟４階　機器室Ⅰ
構造材料環境シミュレーション装置	土木・建築実験場
高精度多機能表面観察解析装置	第４学舎２号館研究棟４階　走査電子顕微鏡室
環境攪乱物質評価トータルシステム	第４実験棟
ＡＲＥＮＥ電力系統瞬時値解析システム	第３実験棟１階　情報電磁気
ナノ構造体解析システム	第４学舎２号館研究棟３階　ＮＭＲ室
分子構造解析システム	第４学舎２号館　応用化学科演習室
バーチャルシミュレータ・メカニカルインピーダンス計測システム	工研工作室
高精細デジタル画像実験装置	第３実験棟４階　情報工学
レーザー直接描画装置	第５実験棟地階　応用物理学
プロテオーム解析・機能評価装置	第４学舎２号館　研究棟
遠心力載荷装置	第４学舎２号館　研究棟
マイクロマシン製造装置	第４学舎１号館　ロボットマイクロシステム研究室
環境制御Ｘ線解析装置	第４学舎２号館　研究棟

【点検・評価】

〈長所〉

工学部の教育研究に必要な施設・設備は充実しており、各種形態の授業の実施および教員の研究遂行が効果的に行えるようになっている。また、情報処理機器、情報端末に関する設備、機器は充実しており、整備状況の適切性は良好であると思われる。製図室・ＣＡＤ教室・情報処理室の運営、機種やソフトウエアの選定には、工学部情報推進化委員会があたっている。情報化社会における機種、ソフトウエアの進歩に対応した情報教育がなされていると思われる。

少人数教育が実施されるに従い、小人数教室の充実が求められている。工学部では、古い実験室を演習室として区切り、収容人数が30名程度の部屋を2005年9月より各学科に開放している。現在、ゼミのみならず講義演習においても利用されている。

情報化が進むに従い、自習室の充実とともに情報コンセントの充実が求められている。現在までは、情報コンセントと言うよりもOD教室として学生に情報端末を提供してきた。2006年2月に竣工する総合学生会館内に情報コンセント（204 個口）を持つフロアーが用意され、全学施設として大規模に、学生自身のコンピューターによる情報の発信・受信が円滑に行えるような施設が用意されることになっている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

研究・教育の効率化を図るために、研究室の充実は必要不可欠ではあるものの、研究室の拡充は容易ではない。しかしながら、その運用上の問題としての講師控室と研究室、実験室の分散の問題の解消は可能ではないかと考えられる。効率よい建物の利用法を考えてゆくべきであるといえる。このことは、将来構想にお

ける課題として考えておく必要がある。また、2005 年 9 月には第 6 実験棟（建築面積：1,064.38 ㎡、延面積：3,295.14 ㎡）が竣工予定であり、新たに 22 室の個人研究室が設けられる。その結果、個人研究室の充足率は 67.8%から 80.2%に大幅な改善がなされるが、さらに 100%になるような方策が望まれる。

7　管理運営

(1) 学部運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

ア　管理運営体制の概要

工学部では、教育・研究の活性化を図るため、学部・大学院の一体化運営がなされ、現在、より一層の効率的な管理運営体制と事務組織についての検討がなされている。

学部運営にあたっては、工学部長が工学研究科長を兼任し、その下で執行部を組織し、その指導のもとに最高意思決定機関としての教授会および工学研究科委員会をもって工学部ならびに工学研究科は運営されている。工学部を構成する各学科・教室の運営は、学科長(学科主任兼大学院専攻長)があたり、学部内の審議事項や連絡事項を学科長会で検討している。

イ　教授会

最高意思決定機関としての教授会は、工学部創設の年に制定(1958 年 11 月 26 日)され、その後、4 回の改正がなされた工学部教授会規程にしたがって運営されている。教授会は、学部長が必要と認めたとき、また、構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の 2 分の 1 以上の出席をもつて開催されている。議決は、出席者の過半数の同意にもとづいてなされ、その構成員は専任の教授、助教授および専任講師である。2005 年 4 月 1 日現在の構成員は教授 98 名、助教授 49 名、専任講師 30 名、助手 8 名である。

教授会における審議事項は以下の 16 項目である。

a　学部長の選出に関する事項
b　学部長代理の承認に関する事項
c　評議員候補者の選出に関する事項
d　工学部教員の任用、昇任その他人事に関する事項
e　全学および学部の各種委員会委員の選出に関する事項
f　学則に関する事項
g　教育課程に関する事項
h　学生の賞罰及び補導に関する事項
i　学生の入学、学籍及び卒業に関する事項
j　学生の試験に関する事項
k　称号の授与に関する事項
l　自己点検・評価に関する事項
m　学外研究員の推薦に関する事項
n　予算に関し学部長の必要と認めた事項
o　教育および研究に関する事項
p　その他重要な事項

ウ　人事教授会

人事に関する事項について審議するために学部長は、人事教授会を工学部人事教授会規則にもとづき招集している。人事教授会は工学部専任の教授によって構成され、その 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。さらに、その決議は出席者の4分の3以上の同意のもとに行なわれている。人事教授会では人事委員会を置き、学部長の補佐機関として各学科・教室から提出された教授・助教授・専任講師の「任用」、「昇任」および定年到達者の「定年延長」に関する人事案件の事前審査を行っている。人事委員会は学部長、学部長代理、工学研究科長代理および学部長が指名する教授(若干名)によって構成され、工学部人事委員会規則に従って運営されている。

エ　執行部

上記教授会の運営は、工学部長、工学部長代理、工学研究科長代理、2 名の教学主任、入試主任、学生主任、さらに学部学生相談主事からなる執行部があたっている。学部運営に関してのそれぞれの職掌分野は以下のとおりである。

学部長	総括
学部長代理	総括補佐、全学共通教育、高大連携推進
教学主任	教学事項
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通対策委員会

執行部は打ち合わせ会を開催し、教授会事項、学部運営に関る事項について審議を行っている。工学部では学部、大学院の運営の効率化を目指して 2002 年 10 月より学部長が研究科長を兼任している。2004 年度の打ち合わせ会は 28 回開催された。

オ　学科長会

学科長会は、工学部の各学科・教養教室および工学研究科の各専攻間の意思を調整し、工学部と工学研究科の円滑な運営を図るとともに、教務の適正かつ迅速な運営がなされるように組織立てられている。また、学科長会は各学科・教養教室で推薦を受け、工学部教授会および工学研究科委員会の承認を得た教授による学科長、ならびに学部長(工学研究科長を兼任)、学部長代理によって構成されている。学科長会は毎月 2 回、年度始めに決定した日時、また、学部長が必要と認めた場合に開催されている。2004 年度は 26 回開催された。

カ　工学部各種委員会

工学部に設置されている 9 委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要および年度別開催回数は以下のとおりである。

（ア）工学部自己点検・評価委員会

(17 名、各学科および各教室から選出された委員、学部長代理、教学主任、事務長)

工学部では、工学部の教育研究に関する全体的な活動状況ならびに制度、組織、施設、設備の現状およびその運営状況について、自己点検・評価を行い、その結果を公表するために工学部自己点検・評価委員会を設置している。1993 年度より過去 4 期にわたって資料集、報告書を公表している。委員長は各学科および各教室から選出された委員から互選によって決める。2004 年度開催回数 9 回。

（イ）教学委員会　(16 名、教学主任、学部長代理、各学科および各教室から選出された委員)

学部長から付議された教学に関する事項について専門的に協議している。委員長は教学主任が務める。2004 年度開催回数 5 回。

（ウ）授業時間割編成委員会　(15 名、教学主任、各学科および各教室から選出された委員)

次年度の授業時間割編成作業を行う。委員長は教学主任が務める。2004 年度開催回数 3 回。

（エ）工学部情報推進化委員会(2003 年度～、旧工学部製図・ＣＡＤ・情報処理室運営委員会)

(16 名、学部長代理、各学科および各教室から選出された委員、各ワーキンググループ長および事務長)

製図室、オープンデザイン室、情報処理室およびインターネットを用いた情報環境の維持・改善のための企画と運営を目的としている。委員長は学部長代理が務める。2004 年度開催 3 回。

（オ）工学部図書委員会　(15 名、各学科・各教養教室から選出された委員)

工学部における図書の運営を円滑に行なっている。委員長は委員の中から学部長が指名する。2004 年度開催回数 3 回。

（カ）人権問題検討委員会　(14 名、各学科・各教養教室から選出された委員)

工学部における人権についての問題を検討している。本委員会は議案の発生にともなって開催されるものであるから、2004 年度は一度も開催されなかった。委員長は委員の互選によって決める。

（キ）『工学研究報告』刊行委員会

(8 名、学部長、学部長代理、機械系、電気系、化学系、材料系、建設系および教養系の学科・教室から選出された委員)

工学部における教育・研究活動の発展を図り、その成果を出版物として公表する『関西大学工学研究報告』(Technology Reports of Kansai University) の編集を行っている。委員長は学部長が務める。2004 年度開催回数 3 回。

（ク）安全・衛生委員会　(8 名、学部長、学部長代理、各専門委員会の委員長、学部事務長)

工学部における安全管理およびその運営に万全を期し、円滑な教育・研究活動を図るためにその安全対策について協議し、その実施の任にあたる。委員長は学部長が務める。2004 年度開催回数 2 回。

a　排水に関する専門委員会
b　危険物及び毒劇物に関する専門委員会
c　無機系実験廃棄物に関する専門委員会
d　有機系実験廃液に関する専門委員会
e　高圧ガスに関する専門委員会

（ケ）液体窒素管理運営員会　(11 名､各学科・各教養教室から選出された委員)

学科を越えて実験に使用する液体窒素の効率的な利用に関しての管理運営を行う。委員長は委員の互選によって決める。2004 年度開催回数 1 回。

【点検・評価】

〈長所〉

現在、教授会のもとに 9 つの委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議している。工学部は大学協議会協議員をはじめとする全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。加えて､工学部運営に対して自己点検･評価委員会を設置し、教育研究水準の向上をはかっている。

特に、人事に関する事項については､人事教授会を設置して審議を行い、また、教授会には、教授会ならびに工学研究科委員会の効率化を図ることを目的として、学科長会が置かれている。教授会の議事録は学部長によって作成され、工学部事務室に備えられている。

いずれの委員会においても、専門的な議論がなされ工学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして機能していると考えられる。

〈問題点〉

2004 年度の教授会は 13 回開催され、出席状況は出席率として平均 68.2%(最低 54.1%)であった。出席率は

特に学会が頻繁に行われる時期には出張などにより時期的に出席率の低い状況が生じている問題があることが分かった。この点については、今後改善が必要であると考えられる。しかしながら、詳細な審議が学科長会においてなされていることもあり、教授会ではより広い視野に立った議論が学部長の指導のもとなされていると言える。

いずれの委員会においても、専門的な議論がなされ工学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして機能していると考えられる。開催回数が少ない委員会があるとはいえ、学科長などを加味すると一部の教員に役職が集中するとともに、教員は多くの会議への参加を余儀なくされている。

現在、授業時間割編成委員会、工学部図書委員会以外の委員会は議事録を用意している。この二つの委員会についても、今後は議事録を用意するべきである。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

委員会の統合などを含めて効率的な委員会運営により、教員への負担の改善が求められているものと思われる。また、2007 年度の改組により、工学部はより小回りの利く組織へと変貌することが改組準備委員会で議論されている。この結果、現状のようなすべての議論に慣性力が働くような状況を打破することが期待できる。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

学部の教務を統括する工学部長は、上記教授会の開催、学科長会の開催、教授会議題の設定、学部長代理の推薦をはじめとする学部執行部の任命権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤､休暇その他の服務に関すること(第 6 条第 1 項)､④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

工学部長は工学部長選挙に関する内規に従って選任される｡工学部長の被選挙権を有するものは､工学部に所属する専任の教授であり､選挙権を有するものは、工学部に所属する教授､助教授、専任講師および助手とされている。選挙会は選挙権者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し､選挙は単記､無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを工学部長当選者としている。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期工学部長就任の受諾を確認して、次期工学部長を決定している。選挙管理は、工学部長および工学部長代理によって構成された選挙世話人が行なっている。就任を受諾した次期工学部長は、工学部長代理、2 名の教学主任、入試主任、学生主任および学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後に上記学部管理運営を行なっている。工学部長の任期は 2 年であるが、再任は妨げないものである。

【点検・評価】

工学部では、上記のようにそれぞれの規程・規則・内規のもとに、各種組織が役割に従って組織立てられ、円滑かつ迅速に教務運営が行われていると考えられる。

しかしながら、上記(エ 執行部の箇所)指摘したように、学部長が工学研究科長を兼任するため、その仕事および責任が集中する恐れがある。同時に学科長も同様な負担を強いられている。会議の開催を可能な限り低減し、情報化システムを利用した意志の疎通を図っているが、すべての審議および報告事項などが学科の構成員へ的確に伝達されているのかについては検討する必要がある。

今後、2002 年度に導入された学部・大学院一体化運営により、一層の運営の効率化が期待されているとともに、現在議論が進みつつある 2007 年度の工学部改組に伴い、より小回りの利く組織へと変貌することが計画され、管理運営についても簡素化が進むことが期待できる。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

工学部においては、本学部の教育・研究水準の向上を図るために、1991 年 6 月の大学設置基準の大綱化を受けて 1992 年に工学部教学委員会の中に自己点検・評価ワーキンググループを設置し、1994 年 4 月に工学部自己点検・評価委員会規程のもとに工学部自己点検・評価委員会を発足し、工学部を構成する学科・教室より選出された専任教育職員および大学院事務職員の委員をもって本学部の教育・研究水準や学生受け入れに関する活動状況ならびに制度、組織、施設、設備の現状およびその運営について自己点検評価を行ってきた。さらに、2004 年 4 月より工学研究科に新たに工学研究科自己点検・評価委員会が工学研究科自己点検・評価委員会規程にもとづき発足するにあたって、工学部と工学研究科は一体化した自己点検・評価活動を行うこととなり、現在、工学部自己点検・評価委員会は、工学部・工学研究科一体運営のもとに、工学部の各学科・各教養教室から選出された委員と工学研究科の各専攻から選出された委員ならびに工学部長代理、工学研究科長代理、工学部教学主任、工学部事務長と工学研究科担当事務職員の 17 名の委員によって構成されている。ただし、学部の各学科からの選出委員と大学院の各専攻からの選出委員はそれぞれ対応する学科と専攻の間で兼任し、規程に基づいて活動している。

【点検・評価】

〈長所〉

工学部自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、工学部についての自己点検・評価活動を行っている。また、工学部独自の活動として、工学教育において重要な意味を持つ JABEE 認定プログラムに関する現状認識を通した点検評価活動を行っている。加えて、外部評価による学外の専門的研究者による評価を受ける活動を担っている。2002 年度には外部評価（研究）を、2004 年度には、外部評価（教育）を実施し、工学部における教育・研究に関する問題の顕在化を図った。この成果は、インターネット上に公開するとともに、2006 年度に実施する工学研究科の改組、2007 年度実施予定の工学部の改組における重要な資料として取り扱われ、現状の問題解決をはかる重要な役割を果たしている。

〈問題点〉

自己点検・評価活動を進めるうえで、委員会内部の問題として各項目別の点検・評価を担当者が分担して作成するという形式を取ることが多く、その結果提出された自己点検・評価内容を十分時間をかけてその妥当性を検討して客観化するなどの作業に活動の大半の時間が費やされ、学部にとってより重要な全体の整合性・改革・改善を図る機会を十分取ることができていないという問題がある。

自己点検・評価委員会に学部長代理が委員として加わり、学部執行部との調整機能を果たすことはある程度行われ、具体的な提案が学部の経常的な意思決定を行う役割を果たしているとはいえ、自己点検・評価委員会においてまとめた内容について学部教授会などで恒常的に議論を行ったりすることによって自己点検・評価内容を学部全体として組織的に検討し、問題意識を共有するなかで具体的に改善していくというプロセスや手続きが必ずしも確立されていない。すなわち、点検・評価活動の結果が学部の将来計画などに直接反映するシステムが十分組織されていない問題がある。

〈将来の改善・改革へ向けた方策〉

自己点検・評価活動のみならず、外部評価を継続して実施するとともに、その結果に基づく具体的なアクションをとることができるような仕組みを構築する必要がある。2006 年度には、工学研究科が改組を迎え、工学研究科の枠組みをより広いものにするための様々な仕組みを教育システムに取り込むことができた。これらは、長年工学部内で議論されてきた問題を解決する方向の取り組みであった。また、工学部は 2007 年度に向けて改組を計画している。この改組を行うに当たって、現在、改組準備委員会で、理工系学部の創設、これに伴う教養教室による理学系教育の実現など、工学部自己点検・評価活動で永年議論してきた懸案事項

の実現もはかろうとしている。また、学部の分割再編による効率的な運営の実現を目指すなど、多くの部分で工学部自己点検・評価活動の成果が実を結ぼうとしている。しかしながら、今回の改組準備委員会での議論は、改組を前提としたものに過ぎない。今後恒常的に、自己点検・評価活動が実を結ぶ組織を改組の中で創出することが必要である。これらは改組準備委員会の課題である。

また、現状の工学部の活動をより活発に行うために、全学的な活動である全学共通教育推進機構が行っているFDフォーラムへ工学部の成果を発信し、より深くかつ広く議論をおこない、円滑に工学部の成果を次なる施策に反映することができるように、現在、工学部・工学研究科自己点検・評価委員会でその実現を計画している。2005年12月には、工学部の外部評価を受けてJABEEへ取り組む学科を中心としたFDフォーラムを開催し、全学的に外部評価についての成果を発信した。このような活動によって、工学部のみならず全学的な活動として将来の発展に向けた改善・改革への構成員の意識の高揚を生み出し、このパワーによってさらなる改善・改革を推し進めるこのような取り組みを継続して行う必要がある。このような試みは、工学部自己点検・評価委員会委員のみならず工学部のすべての構成員の意識の高まりにより実現するものである。

工　学　研　究　科

第Ⅱ編　工学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 731

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 732

(1) 教育課程等　〈732〉

(2) 教育方法等　〈739〉

(3) 国内外における教育・研究交流　〈741〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈742〉

3　学生の受け入れ …… 743

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈744〉

(2) 門戸開放　〈747〉

(3) 科目等履修生等　〈747〉

(4) 定員管理　〈747〉

4　教員組織 …… 748

(1) 教員組織　〈749〉

(2) 教育研究支援職員及び大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈749〉

5　研究活動と研究環境 …… 750

(1) 研究活動　〈750〉

(2) 研究環境　〈751〉

6　施設・設備等 …… 752

7　管理運営 …… 753

8　自己点検・評価 …… 754

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科は、「学の実化」を教育理念とする本学において、工学分野の理論および応用の深奥を究めるとともに、産業を支える原動力としての工学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成を通して、人類の文化・文明の進展に寄与することを目的として、高度経済成長時の 1962 年に工学部を基礎として設置された。現在、博士課程前期課程および同後期課程を有する 10 専攻にわたる研究科に拡大・発展している。

工学研究科博士課程前期課程では、時代の要請にこたえるべく、また大学院設置基準第三条に従い、研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野にもとづく現実問題解決能力をもつ国際化に対応した高等技術者・研究者の養成を目的としている。

工学研究科博士課程後期課程では、大学、各種研究機関において主として基礎研究に従事する自主的に研究開発を推進することができる研究者の養成のみならず、官庁、民間企業における研究開発のリーダーとしての活躍が期待されるような社会の発展に貢献し得る人材育成を目的として大学院設置基準第四条に従った教育の実現を目指すとともに、科学技術の急速な進展に伴う先端技術の再教育や生涯教育を担うことを目的としている。

また、全学の教育理念を踏まえ、各分野・専攻の学問分野に即した具体的な教育目標を 10 専攻それぞれにおいて掲げ、工学全般の学問分野を網羅する研究、教育の実現を図っている。

これらの目的・教育目標は関西大学大学院学則第 1 条に明記され、教職員に周知されるとともに、大学院インフォメーションや関西大学大学院ホームページにおいて工学研究科ならびに 10 専攻の各分野に応じて上記理念・目的を具体的なものとして説明し、理念・目的を社会一般に広く開示している。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

本学の学是としての「学の実化」を工学の分野で実現することを目的としている本研究科の理念・目的は、大学の理念・目的を実現する意味において妥当なものであると言え、本研究科の理念・目的は社会の要請に沿うものである。しかしながら、21 世紀における技術革新や情報化の時代にあって、特に前期課程においては、これまでの専修的な教育研究体制に基づく大学院教育が実社会から求められている人材育成の要望内容と乖離を生じていることはかねてから指摘されてきていた。また、研究体制上からも、上記の専門領域の枠組みでは、学際的、融合的な研究の進展や技術開発の動向に対応できなくなってきていることも歴然としてきている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

これらの現況の問題を打開するため、これまでの教育研究組織の体制を改め・再編することとし、2006 年度実施予定として、以下に示す理念の下に、新たな組織改革を計画している。

(1) 研究の重点化・特化とその研究の推進による大学院後期課程の研究力の向上をはかる。

(2) 前期課程における教育システムの柔軟化による高等技術者養成教育の充実化をはかる。

ここに示す改革の理念において、前者では、競争的環境の中で、注目される研究や特徴ある研究の際立つピーク群をさらに隆起させ、その先導的推進によってひいては全体の研究力を活性化させることを企図する。

一方、後者では、前期課程における高等専門技術教育水準の向上、さらには後期課程における研究力の高度化を達成するために、大学院を構成する単位集団間の壁を薄く低くし、組織の柔軟性を高めることを目指している。具体的には、関連する分野で横断的に教育・研究活動を可能にするために 3 専攻(システムデザイン専攻、ソーシャルデザイン専攻、ライフ・マテリアルデザイン専攻)として前期課程を改編する。また、後期課程には、柔軟な教育・研究活動が実施可能な前期課程のすべての分野を取りまとめた単一の専攻としての総合工学専攻を設置する。

さらに、先進融合領域工学専攻の設置を予定しており、この中では分野横断的に国際理工学教育研究プログラム、近隣理工学研究機関連携教育研究プログラムおよび企業支援理工学教育研究プログラムを置く。ここでは、大学院の国際化、近隣研究機関との連携および企業との産学連携を視野に入れた5年一貫制の大学院教育体制を考える。これにより、大学院における21世紀型科学技術社会への「学の実化」の戦略的展開を目指すものである。

この改革に伴い、工学研究科では、技術立国を目指すわが国社会において求められている創造的、革新的技術の基盤にある理学的な研究・教育を実現するために、分野横断型の幅広い視野をもつ学生を養成することにとどまらず、基礎・応用領域縦断型の基盤的素養を併せもつ学生を育成し、多様な技術者を輩出することを目的に、応用自然科学系の分野を現在提案の新組織の専攻内に設置することを計画している。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

科学技術の急速な進展に伴い、産業界もより高度の学識を有する科学技術者が必要となり、とくに高度な技術者を要求する企業では、工学部に対し、学部卒業生よりも大学院（博士課程前期課程および後期課程）修了者を求める傾向は日増しに強くなってきた。この時代の要望に応えるため、工学研究科は、「学の実化」の実現を目指して，研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ高度の技術者、研究者の養成に鋭意努力を払っている。特に博士課程後期課程への進学者に対しても、独創性と指導性を兼ね備えた自主的に研究開発を推進できる有能な技術者・研究者の養成に努力し、社会的要望に十分沿い得る人材を世に送ることを目指した教育を実施している。

【工学研究科の教育特色】

1）各専攻とも、学部の当該学科の授業と直結したより高度の教育を、特に少人数教育の講義や演習並びに実験などにより徹底させる。

2）学部の卒業研究に引き続き前期課程では、指導教員のもとでより高度の理論と実験を通して研究・開発に対する能力の研鑽と、学会、研究会等での発表を行わせ、研究の取りまとめ方，論文としての取りまとめ方，等の指導のもとに修士論文としてまとめさせる。この過程において、自ら問題を解決する研究開発能力を涵養する。また，本工学研究科では高い評価を受ける研究成果を国内国外の学術雑誌や国際会議に多数発表する。

3）さらに研究を続ける希望者のために、後期課程ではよりすぐれた研究成果をあげるよう指導を行い、論文審査のうえ博士（工学）の学位を授与する。

（1）教育課程等

ア　教育課程の特徴

【現状の説明】

工学研究科は学校教育法第65条〔大学院の目的〕、大学院設置基準第3条及び第4条に基づく研究者養成および専門職養成のために、機械工学専攻、電気工学専攻、化学工学専攻、材料工学専攻、応用化学専攻、土木工学専攻、建築学専攻、電子工学専攻、生物工学専攻および管理工学専攻の10専攻をいずれの専攻においても博士課程を設置し、前期課程2年と後期課程3年に区分した区分制をとっている。

また、前期課程8研究分野・7専門領域および79専修（機械工学専攻・土木工学専攻はそれぞれ研究分野、専門領域であり、他の専攻は専修となっている。）、後期課程87専修を擁し、多様な分野を包含すると共に内容の充実をはかり、高度な専門性の育成や幅広い学識の涵養においても十分対応可能な教育課程を構成し

ている。それぞれの教育課程の特徴は、以下のようにまとめることができる。

（ア）機械工学専攻

機械工学専攻は、工学の中でも最も古い歴史を持つ分野の一つである機械工学は、人類に必要な機械や装置と結びついた分野を担っている。諸力学やエネルギー利用、設計・生産技術等を基本に、情報関係、自動制御、メカトロニクス、さらに管理工学的手法などの新分野が有機的に結びついて現在の機械工学が構成されている。

機械工学専攻は、学部の機械工学科、機械システム工学科の上におかれた大学院課程である。学部の２学科にまたがって開設されているため、指導教授陣の専攻分野も多様であり、大学院生の専門分野の選択を容易にするとともに、多様化する新時代の機械工学への即応性の点でもすぐれた特徴となっている。

大学院生は主要科目担当指導教授の研究室に所属し、上記各領域における最新分野の研究に従事することにより、大学院課程修了時に研究・開発能力を身につけることができる教育を受けている。結果として、課程修了時(前期課程)までには関連する専門の学会で研究成果を発表することができるよう指導されている、大企業の研究・開発分野への就職者が圧倒的に多い。

（イ）電気工学専攻

電気工学は、国家の盛衰を制するとまでいわれている先端技術、すなわち人工知能、ロボット、レーザ、プラズマ、超電導等に深く関わる基幹的な学問の一つである。指導教授は、この認識の下に、院生を下記の専修に分けて精査された専門教育と一人一人に自主性・独創性を尊重する精細な研究指導を施している。

電気工学専攻では、学部基礎教育を踏まえたうえで、大学院において自らの専門的な研究課題に挑戦する一方で、関連分野の知識をできるだけ幅広く吸収すると同時に、知識のアップデイトにも励み、自信を持って実社会に入っていけるような学生の教育を目指している。大学院では各人が希望の研究室へ分かれ、各研究室ではさらに大学院生と学部生からなる研究グループを組織し、教員と学生が一体となって協力しながら研究を進めている。これによって大学院生は、研究の進展の喜びや苦労を経験しながら、独創性を養い、後輩を指導することを学んで、高度の研究者・開発者・技術者としての素養を培う。また、教員・大学院生・学部生が研究という一つの目的の下に一致協力することによって、短期間で人間的にも大きく成長することが多い。研究成果は国内や国外の学会での発表や投稿を中心に、大学院生自らも社会へ公表するように努めている。

（ウ）化学工学専攻

化学工学という学問は、種々の化学的現象を用いて、いろいろの物質の生産や処理などを実社会で活用するための原理と技術を開発することを目的とするものである。すなわち、ある化学反応を用いて有用な物質を製造するにあたり、その化学反応を含めた生産と処理工程全体を円滑に進めるための原理や技術を開発したり、あるいはある化学現象を大きくは地球環境の保全から、小さくは住宅内を衛生的かつ快適に保つための技術に応用する学問分野である。化学を工業製品の製造に応用するときに必要となる反応それ自身から、装置およびプラントにいたるまでのすべての事柄を含むのが化学工学の特徴である。

化学工学専攻においては、指導教授のもとで大学院生が原動力となって行われた研究の成果の多くが、内外の学会や専門誌に発表されており、これらの研究過程において実質的に高度な研究者・技術者としての素養を培う教育が行われている。また本専攻を終えた工学博士および工学修士が数多く産業界で活躍している。学の実化を目指した教育を実施している。

（エ）材料工学専攻

最近の産業構造の変化に伴って、材料の分野においても、新素材の開発、材料の複合化による高機能化・多機能化が急速に進んでいる。このような動向に対処するためには、金属材料、無機材料といった従来の枠を取り外し、材料工学として総合的に体系化された教育が必要である。しかし、学部での教育だけでは基礎原理の修得にも限度があり、日進月歩の感がある材料の発展に寄与し得る人材を育成することはきわめて困難である。

材料工学専攻では、学部で修得した基礎的な知識を土台として、周辺技術も含めて材料工学についてのより高度な専門知識を身につけた研究者、技術者を育成することを目指している。材料工学専攻の博士課程前期課程および後期課程のカリキュラムは、それぞれ主要7科目と副次5科目、および主要5科目と副次5科目から構成されており、基礎理論の深化とその応用に習熟させることに重点をおいた指導を行っている。

（オ）応用化学専攻

化学はあらゆる産業の土台となる学問であり、近年、エレクトロニクス、バイオ、新素材、医療などの先端分野において急速に進展する技術革新の中で、高機能・高性能材料の開発を通じて化学技術が各種先端技術へと浸透している。まさに、ハイテク工学の基盤である化学技術は今や精密化・高度化・多様化し、それと同時に化学技術者・研究者の活躍舞台は世界へと広がっている。

応用化学専攻では、このような高度の社会的要請に柔軟に対応できる足腰のしっかりした、国際的に通用する研究者・技術者の育成を目指している。すなわち、分子レベルで考え、望みの物質を創製しうる独創力の養成を目標とし、学部基礎教育の基盤の上に、より高度の専門教育と研究指導が行われている。現在、研究活動は大学院生を中心として活発に展開され、学会発表等を通じて着々と実績を上げている。卒業生の実社会での評価も高く、ほとんどの企業からの求人が大学院生を第一希望とする現状にある。

（カ）土木工学専攻

情報化、国際化がめざましく進展し、社会的・経済的な変革と価値観の多様化が顕著な現代にあっては、後世の人々から喜ばれ、文化的価値の高い社会基盤施設の建設・整備が望まれている。また、世界有数の経済大国である日本には、地球規模での環境問題への取り組みや開発途上国への援助でも大きな期待が寄せられている。すなわち現代の土木工学では、グローバルには、自然と共生する国土づくり・地域づくりを推進し、新しい技術の創造により過酷な自然条件を克服すること、ローカルには地域の景観と伝統的文化に配慮した「ゆとり」と「うるおい」にあふれた市民生活を実現することが要請されている。

土木工学専攻では、これらの課題に積極的にチャレンジし、広い視野をもった有能な技術者と研究者を育成している。大学院生は、指導教授をはじめとする各教員の厳格かつ温かみのある教育によって高度な内容の論文をまとめ、豊かな基礎力・応用力・独創性を身につけて社会へ巣立っている。修了者は、官公庁、教育機関、建設会社、コンサルタント、運輸・通信業、メーカー、情報産業など広範な職場で大変好評を得ている。

（キ）建築学専攻

大学院修士課程に建築学専攻が開設されたのは1971年である。1990年4月には大学院博士課程後期課程も開設されるに至って、学内外からの強い要望に応えることができるようになった。大学院ではより高度な専門知識と研究能力を教育し、将来、社会において指導的立場に立てるスペシャリストを養成することを目的としている。

建築学専攻の博士課程前期課程では、現在8主要科目と4副次科目を、また後期課程では6専修科目を開講して、充実した教授陣を整えている。大学院生は、各研究室において教授の直接指導を受けながら、各自の研究に取り組んでいる。

近年建築関連各界では、高度な専門知識をもった企画能力のある大学院修了生を求める傾向が現れている。このような情勢にも対応して、各指導教授は親身に就職の面倒をみており、各大学院生の個性にあった職場が斡旋されている。就職先は大学・研究所・官庁・建築事務所・建築業界と多方面にわたっている。それぞれに大いに活躍しているニュースも入っており、世間の高い評価を得ている状況にある。

（ク）電子工学専攻

電子工学専攻では、大学院生に大別して①各種電子現象を原子レベルで解析し、新しい工業技術のシーズを探求するために電子物理、プラズマ、半導体、マイクロエレクトロニクスの4分野、②電気信号で人間の意志の伝達・表現、各種設備・装置の制御の効率化と新しいシステムの創造を目指し情報、計算機、通信、制御の4分野にそれぞれ重点をおいて専門教育と独創性を重んじた研究指導を施し、学際的領域のことでも

柔軟対応でき、かつ独創性豊かな研究・開発技術者の育成を目指している。毎年、学部卒業生の 20～30%が前期課程に進学し、指導教授の深遠な研究指導を自由な雰囲気のもとで受ける一方、研究知識の実践として学部学生の研究指導にもあたり、人間的にも、専門的にも優れた研究者・技術者として社会に巣立っていっている。

（ケ）生物工学専攻

生物工学専攻修士課程では、①生物の機能に関する分子生物学や酵素反応等の基礎理論、②酸素・微生物・動植物細胞のスクリーニングや遺伝子組換えおよび細胞工学的手法などによる新機能の開発、③開発した新機能の有効利用のための応用技術の修得、④工業化を行うための装置・プロセス設計のための要素の習得等を目標としており、生物の機能を工学の分野で多面的に開発応用することを特徴とする。6 主要科目と 2 副次科目を設け、バイオテクノロジーを主体としながら、従来の食品、醗酵、医薬品各工業に関するより専門的な知識と技術とを修得する。学部レベルでは現場等に役立つ現実的な中堅技術者の養成を目的とするのに対し、本修士課程では、主要科目単位の修得や修士論文の作成によって、より緻密で高度な知識と研究室等で役立つ研究能力および創造能力をもった人材の養成を企図している。また、近年、博士課程後期課程が新設された。

（コ）管理工学専攻

管理工学専攻の特徴は、従来の管理（経営）工学系統の専門分野に加えて、メカトロニクス（機構と制御）、画像解析などの生産技術、力学や計測制御技術に直接関係した分野を含んでいるところにある。管理工学専攻は人間工学、生産管理、メカトロニクス、システム診断、および数理計画工学の 5 学系 7 研究室で構成されている。

管理工学専攻では、学部で修得した専門知識を応用面で活用するために、個別分野の学問をより具体的かつ詳細に追求するために設立された。管理工学専攻は、従来の工学分野の固有技術を基盤に、人・物・情報の 3 要素を含む各種システムの構築技術ならびにその管理運営技術に重点を置いた学問体系をとり、学生がこれらを有機的に学習し、理論・応用の習得を通じて、管理工学専攻の理念“人とシステムおよび環境の融合性の究明”に精通することを教育方針としている。

イ　教育課程の内容

科学技術の急速な進展に伴いより高度の学識を有する科学技術者の養成が急務になってきている。工学研究科ではこれに対応するため研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野を有する技術者・研究者の育成に鋭意努力している。

工学研究科では、学則に従い、博士課程を前期 2 年、後期 3 年に分け、前期課程を修士課程として取り扱っている。

（ア）前期課程

学則では、修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としている。

この目的を実現するために、博士課程前期課程の科目を、機械工学専攻・土木工学専攻博士課程前期課程を除いた他の専攻の博士課程前期課程は主要科目（講義Ⅰ（2 単位）、講義Ⅱ（2 単位）、演習（Ⅰ）（4 単位）、演習（Ⅱ）（4 単位）、実験Ⅰ（2 単位）、実験Ⅱ（2 単位））と副次科目副次科目（講義（2 単位））よりカリキュラムは構成されている。なお、機械工学専攻・土木工学専攻博士課程前期課程では、研究指導分野を設置して必修科目（4 単位）、選択必修科目（6 単位）、選択科目がカリキュラムとして用意されている。各専攻に用意されている必修科目を含めて、前期課程を修了するためには 30 単位以上の修得を課している。

さらに、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻もしくは他の研究科又は他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

大学院前期課程に入学する学生は学内進学選考による本学学部生、一般入学試験による他大学を含む学生、外国人留学生である。学生以外には、外国人研究生に対する制度がある。

前期課程入学時に希望の専修（機械工学専攻、土木工学専攻では研究分野）を選んで入学し、その研究指導教授のもとで、講義、演習、実験（機械工学・土木工学専攻では講義とゼミナール）を受ける。2 年次には引き続き同一指導教授の講義を受講し、上記 30 単位を取得するとともに、修士論文作成による修士号授与までの指導を受けることになる。

学部教育とのつながりを考慮し、大学院生は主要科目担当指導教授の研究室に所属し、各研究室では大学院生と学部生からなる研究グループを組織することによって、工学部に設置されている機械工学科、機械システム工学科、先端情報電気工学科、電子情報システム工学科、化学工学科、応用化学科、先端マテリアル工学科、システムマネジメント工学科、都市環境工学科、建築学科、生物工学科の 11 学科の教育課程と強い関連性を持った研究・教育が実施されている。本学工学部の卒業見込み者には、学内進学試験を毎年 6 月に実施し、早くから大学院への準備ができる体制をとっている。さらに、組織的にも学部と大学院の一体運営が 2002 年 10 月から実施され、相互により踏み込んだ教育課程の確立を計っている。

また、工学研究科では社会人入学試験を実施しており、企業での研究者を受け入れ更なる高度な教育と研究指導を行っている。在職者以外にも、すでに相当な業績を有する人など、さまざまな状況にある人々を受け入れることのできる社会人学生・生涯学習への対応は可能である。しかしながら、7 時限（19 時 40 分から 21 時 10 分まで）まで開講されており、特に社会人学生にとっては、社会人入学制度があり、利用しやすい環境になっているとはいえ、社会人に対する教育課程編成、教育指導への配慮は特に行っていない。同様に外国人留学生に対しては、以前から博士課程前期課程および後期課程に外国人留学生を対象とした特別な入学試験制度が用意されているが、特に教育上の配慮はなされていないのが現状である。

一方、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とした後期課程では、科学技術の急速な進展と深化に対応するために、前期課程の研究指導と連続して行われることが望ましいので、工学研究科では学位取得を目指す大学院生には修士論文作成の段階から同一の指導教員による一貫した研究が行うことができる体制になっている。

（イ）後期課程

後期課程の場合には、博士論文作成が最大の目標となるので、大学院生は後期課程進学出願時に希望する研究分野に最も近い指導教授を選び、講義Ⅰ、Ⅱ、演習(1)、演習(2)、演習(3)（講義 4 単位、演習 12 単位）を専修科目を含めて 16 単位以上を修得し、課程修了までの 3 年間を一貫した指導を受けるとともに博士論文作成を行う教育システムになっている。

関西大学大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、関西四大学院学生単位互換制度を設けている。2003 年度工学研究科においては、立命館大学大学院より 1 名、関西学院大学大学院へ 1 名の大学院生がこの制度を利用し単位互換を行っている。

指導体制としては、複数担任制をとっていない。しかしながら、機械工学及び土木工学専攻の前期課程では、研究分野制をとり、同じ研究分野の複数の教員によって研究指導を受けている。また研究室には専門分野の近い研究者が身近にいるので、それらの教員から個人的に指導受け、質問をすることができる体制にある。また研究室単位で勉強会・発表会が定期的に開催されるので、これらの意味で複数の教員から指導を受けることができる体制になっている。しかし指導責任はあくまでも指導教授にある。

前期課程においては、学生の希望によって入学試験時または一部専攻において入学時までに、指導教授が選択・決定している。後期課程においては、受験出願時に、自己の研究分野に最も近い指導教授を選択することができる。入学後の指導教授の変更は専門領域の変更になり、研究装置などの設備との関係もあり、制度的には許されないが、研究対象によっては他の研究領域に関係する場合には指導教授以外の教授による助言・指導を受けることはできる。この点、本学の大学院においては、多くの専攻、専修を開設しているので

幅広い観点から研究を進めることができる。

なお研究科長と研究科長代理によるオフィス・アワーが設けられており、大学院生は研究活動に関わる様々な問題について、指導教授以外の教員にも公的に相談できる体制がとられている。

【点検・評価】

〈長所〉

大学院生は主要科目担当指導教授の研究室に所属し、各研究室では大学院生と学部生からなる研究グループを組織し、現在の組織では博士課程において前期課程・後期課程は一貫性を取っていないものの「学の実化」を目指して、学部・前期課程・後期課程における教育のつながりの中で、教員・大学院生・学部生が一体となって協力しながら研究を進める体制を形成している。そこでは、各分野の学会などにおいて活発に活動する教員が学会に対する自身のイニシャティブを大学院生に直接見せることにより、大学院生に体験を通してインセンティブを与えることを行っている。このように教員の研究活動を直接大学院生に見せることによる教育が実現される環境がある。

指導教授の深遠な研究指導を自由な雰囲気のもとで受ける一方、研究知識の実践として学部学生の研究指導にもあたり、人間的にも、専門的にも優れた研究者・技術者として社会に巣立つような環境を指導教授の学外・学内における共同研究の実施の中で形成することができるアクティブな教員また施設が用意されている。この間、関連分野の知識を幅広く吸収すると同時に、各学問分野における最新の研究に従事し、大学院生は指導教授が関係する学会・研究会での報告を通じて、プレゼンテーション能力、問題に対する検討法、研究のアプローチ法を学ぶことが可能な体制が用意されている。日常的に、個別の研究指導や専門分野の基礎的な学力向上のために、指導教授の個人研究室や研究室でのディスカッションに参加し、到達度の確認や今後の課題整理などについて院生の自己確認が促されている。

このような過程の下に自信を持って実社会に進むことのできる教育を受けることを実現されている。決して組織的な教育ではないものの、力のある教員によって確実に大学院生を育てることができている。

修士論文・博士論文の公聴会を実施することや、学内研究機関としての先端科学技術推進機構の下に設置されたハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター内の研究会、研究グループさらに研究プロジェクト、研究に関する協定を結ぶ学外研究機関との共同研究に参加し、指導教授のみならず学内外の関連する研究員とのディスカッションにより研究内容や方法について助言・指導を受けることによって、学問的な刺激を受けることができる環境を創造し､その環境下で大学院生の教育を実施することができている。

なお、学会発表などの学外での研究発表に際しては経費の補助制度があり、さらに大学院生協議会が編集・発行する『工学論集』に論文要旨を投稿・掲載している。これらも学問的刺激となっているとともに、研究の水準を高揚しているものであるといえる。

工学研究科の大学院生の進路の大半は、製造業・情報・サービス業・教育・コンサルタント業・公務員・建設業・運輸通信業・情報産業・進学等である。

研究成果は国内や国外の学会での発表や投稿を中心に、大学院生自らも社会へ公表するように努めている。

〈問題点〉

(1) 大学における教育、研究をめぐる最近の社会情勢の変化はめまぐるしく、厳しいものになり、その魅力や活力が問われるようになっている。とくに工学系の大学院に対しては、社会から先端技術の高度化へ対応するため、高度で創造性に富み、幅広い専門知識と技術を備えた人材の供給が強く求められてきている。しかし、本学工学研究科前期課程では従来から専修科目制度と呼ばれる教育体制をとってきており、学生は研究指導を受ける教員が担当する講義、演習、実験をセットで履修するという限定された専門領域に基づいた指導を受けている。工学研究科は現在、機械工学、電気工学、電子工学、化学工学、応用化学、材料工学、土木工学、建築学、管理工学、生物工学の 10 専攻で構成されており、それぞれの専門領域に関して上記のように、これまで旧態依然的とも言える枠組みを堅持した組織体制がとられて

いる。

(2) 21 世紀における技術革新や情報化の時代にあって、とくに前期課程においては、これまでの専修的な教育研究体制に基づく大学院教育が実社会から求められている人材育成の要望内容と乖離を生じていることはかねてから指摘されてきている。

(3) 研究体制上からも、上記の専門領域の枠組みでは、学際的、融合的な研究の進展や技術開発の動向に対応できなくなってきていることも歴然としてきている。

(4) 本学大学院工学研究科の置かれている現在の状況を直視しつつ将来の方向を見通せば、研究体制の充実化に力を注ぐことも極めて重要な問題である。博士課程後期課程への進学者が一定数を確保しつつも少数に留まっている現状を改善するためには、後期課程における高度科学技術の研究体制の改革を行い、総合的な枠組みの中でより効率的に研究指導の内実を上げる必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

(1) 2006 年度より実施する改革においては、教育課程として、前期課程においては、これまでの 10 専攻をシステムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフ・マテリアルデザインの 3 専攻に包括再編することとし、これまでの旧専攻は分野の名称で専攻の下部組織として所属させることとした。また、これまで工学部に教養教室として設置され、大学院の教育に参画してこなかった数学教室と物理学教室および情報処理学教室を包括した形の応用自然科学分野をシステムデザイン専攻内に新設することとした。すなわち、システムデザイン専攻には機械工学、先端情報電気工学、電子情報システム工学、システムマネジメント工学、それに上記の応用自然科学の 5 分野、ソーシャルデザイン専攻には都市環境工学、建築学 2 分野、ライフ・マテリアルデザイン専攻には化学工学、応用化学、先端マテリアル工学、生命・生物工学の 4 分野で構成することとした。なお、上記のうち 6 分野の名称は従来の専攻名称から新名称に変更する。このようにこれまでの専攻が分野となり、それらを改組新専攻として 3 つに包括化することによって専攻内の垣根が低くなり、教育研究体制の柔軟化を図るとともに、新しく位置付ける分野間の交流が活発化することが期待できる組織体制に変更する。

(2) 博士課程前期課程における研究者養成型の教育システムを改め、社会において様々な課題を解決できる柔軟な高等専門技術者を養成することを主要な目的として工学研究科の改革を目指している。

前期課程における教育体制の内実化、研究指導体制の弾力化、さらには後期課程における研究力の一層の高度化を達成するため、大学院を構成する専攻間の壁を薄く低くし、組織の柔軟性を高めることが必要である。また両課程において学生の研究指導教員に対する選択の自由度を高めると同時に、特に前期課程では学生が希望する専門科目を選択して学べる機会を増やすことを目指して 2006 年度を目指して改革を行う。

後期課程については、前期課程と異なり専修的な制度は維持して従来どおり研究者養成を目的とするが、これまでの学部各学科の上に前期課程各専攻、さらにその上にそのまま階層的に各専攻を並べる積み上げ式の教育体制を改めることとした。すなわち、後期課程では総合的研究指導体制をとることとし、現在の 10 専攻を単一専攻に包括再編する。また今回の前期課程の改革において設置する分野制は置かないこととし、学生が分野を越えて専門の異なる複数の教員の指導を受けることが可能になるようにする。

(3) これまで研究者養成を目的とする教育課程が維持されてきており、専修科目制度と指導教授制度のもと、単一指導教員のもとで講義、演習、実験の一括履修が基本的に義務づけられてきた。しかし、前期課程ではこのような教育課程は時代にそぐわないものになってきており、すでに現行の機械工学専攻と土木工学専攻ではより幅広い教育を学生に施せるように教育課程を変更している。2006 年度実施の改革においてはこれらの専攻も含めて全体的な変更を行うこととし、これまでの狭隘化・固定化傾向の実態を改善し、専門だけに偏らない弾力的、合理的な教育課程を設置する。

従来どおり前期課程の教育は研究指導と授業科目によって実施されるが、授業科目群についてはこれを３つに分類し、Ａ群科目として工学研究科内共通科目（専攻共通科目）、Ｂ群科目として専攻内共通科目

（分野共通科目）、およびC群科目としてゼミナールⅠ～Ⅳ（それぞれ半期の科目）を含む分野専門科目を配置した。学生はどの分野に属していても、A群科目とB群科目から最低1科目ずつを履修することとし、高等技術者養成に必要な工学に関する周辺あるいは境界領域の素養をもたせるようにした。ゼミナールは従来の演習と実験を包括するもので、修士論文の研究に関する指導を行う科目であり、学生が選択するゼミナールを担当する教員を当該学生の指導教員とすることとした。また、一部の分野では PBL（Project-Based Learning）を設置して学生の自主的な課題解決能力を付与する教育プログラムとしたほか、アドバンスドインターンシップを置いて産業界における実務体験の修得にも単位を与えるようにした。科学技術系英語科目を多くの分野で取り入れ、とくに国際的なプレゼンテーション能力の涵養を図ることとした。また、必ずしも専攻内の科目にとらわれることなく履修できるよう、追加科目の修得を奨励することとした。

後期課程では、教員、学生双方にとって負担が大きく内実を伴いにくく、研究指導との区別がつきにくい傾向にあった講義、演習および実験を廃止し、半期授業科目としてゼミナールⅤ～Ⅷを置いて博士論文の研究に関する指導をこれに包括させることとした。また、これらのゼミナールを2学年分に限定することによって在学期間の短縮修了を可能としている。

(4) 前期課程における授業科目の一部については、学生が学部に所属するときに履修できるようにし、進学後その単位を認定する制度を設けた。これにより、学部と大学院の連携教育体制をとり、進学を希望する優秀な学部生については大学院での研究に充てる時間をより多く確保させるとともに、在学期間の短縮修了制度を将来導入することも可能となる体制とする。

現在、後期課程における改革の趣旨に沿ってこれをより実質的に具現化することを目的に、前期課程と後期課程とを合わせた一貫制の、先進的かつ学際的な融合領域の教育研究を実施する新しい専攻の設置を計画し、総合的な枠組みの中でより効率的に研究指導の内実を上げることのできる組織の構築を目指している。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　前期課程ならびに後期課程修了者の進路状況

前期課程の進路状況は、2004年度修了生332名のうち進学5名、民間企業への就職314名、公務員・教員6名、その他の進路12名である。就職希望者320名のうち決定報告者320名であり、就職決定率は100%である。民間企業への決定者のうち従業員規模3,000名以上の企業へは134名(43.1%)、 3,000名未満500名以上の企業へは 115 名(37.2%)が決定している。また、業種ごとの就職状況は、主なものとして、製造業 247名(76.4%)、情報・その他サービス業39名(12.1%)、公務員6名(1.9%)である。

2004年度における後期課程修了者の進路は、民間企業への就職4名、大学教員1名である。民間企業への決定者はいずれも従業員規模3,000名以上の企業への就職である。

イ　成績評価

大学院の授業科目の成績は、評語（優、良、可）をもって大学院生に発表され、その評価基準は、100 点満点の素点をもって決められている。優が80点以上、良が70～79点、可が60～69点である。60点未満は不可とされる。各授業科目担当者の判断によって、最善の評価法が採られる。評価方法はシラバスにより周知され、筆記試験やレポート作成による評価や、授業時の討論、発表などが評価の対象になる。

ウ　教育改善

大学院では、入学時に全研究科を対象とした大学院総合ガイダンス及び各研究科のガイダンスが実施されている。オリエンテーションでは、履修ガイダンス、授業、教職、関西4大学大学院学生交流制度、教材複写に関する補助、製本に関する補助、学会補助費、多目的室の利用、大学院事務室の業務、関西大学情報処

理システムに関する説明を研究科長ならびに指導教授より行っている。

大学院においては、2004 年度秋学期より全学共通教育推進機構のもとに講義科目を対象として大学院生による授業評価アンケートが実施されている。また、学生による授業評価アンケートとは別途教員自身による教育に関するアンケート調査(教育活動調査票)を 2002 年度に 2000 年度から 2002 年度の 3 年間を対象として実施し、各教員の教育に関する取り組みを取り纏め、各学部事務室において関西大学に帰属する教員の教育活動として公開している。

一方、工学研究科の教員はすべて学部に所属し、全学的に全学共通教育推進機構による授業改善に向けての FD 活動のもとに所属する工学部において教育改善をはかっている。現在、工学研究科は、工学部と一体運営がなされているので、工学研究科としての独自の活動はなされていないものの、一体運営を行っている工学部としての教育改善に向けた活動を、同じ教員が教育活動を行っているとはいえ、工学研究科独自の大学院教育に対して行う必要がある。

工学教育の充実を目指して、JABEE(日本技術者教育認定機構)認定プログラムの策定、それにかかわる調査などを工学部において実施している。さらに、2002 年度に工学部では外部評価(研究)、2004 年度には外部評価(教育)が実施され、工学研究科の基礎となる学部教育についての第三者によるチェックを受けた。これらの外部からの点検評価に基づく教育環境の改善が議論されている。

エ　シラバス

シラバスについては、工学研究科では講義、演習、実験のシラバスが以前から、冊子の形で入学生に配布されてきた。内容は毎年更新され、充実してきており、入学生の授業科目を選択する際の指針の一つとなっている。また、2004 年度より冊子体で配布されていたシラバスは、すべて同一書式により、ウェブ上で公開されたシラバスとなり、大学のインターネットのホームページにおいて、各専攻の概要と授業科目概要とともに社会に開示されていて、入学生ばかりではなく受験生に対しても公表されている。内容は、新年度に向けてすべて更新されている。

オ　教育効果の測定

「国内外における教育・研究交流」の項に示すように前期課程・後期課程の大学院生は、関連する学会においてそれぞれの研究成果を報告している。工学研究科の教育の特色として掲げている「自ら問題を解決する研究開発能力」は修士論文作成過程と同様に、このような学会発表による大学院生の活動の中でも培われている。この意味において、直接教育効果の測定は行っていないものの、各学会等において高い評価を得ていることより、工学研究科が掲げる教育目標は実現されているものといえる。

【点検・評価】

〈長所〉

工学教育における工学研究科のすべての教員が所属する工学部では、近年 JABEE(日本技術者教育認定機構)認定プログラムの策定を目指す学科が学科独自に、教育改善に向けての活動を組織的に行っている。さらに、この JABEE 認定プログラム策定の対応に向けての活動を支援するために、工学部では、2004 年度に「外部評価(教育)」を実施し、工学部全教員を対象とした教育に関するアンケート調査を実施し、現状を明確にするとともに、改善に向けた各教員の活動を取りまとめた。

若手教員による指導体制強化を図るため、今後新任・昇任の助教授は前期課程担当資格を同時に取得できるものとして教育上の人的資源の拡充をはかっている。

〈問題点〉

(1) 今後、大学院生による授業評価アンケート・教員による教育に関するアンケートを精査し、JABEE で行われているような教育効果の測定が求められ、それらにもとづく教育改善が求められている。また、現在、大学院への適用が日本技術者教育機構では議論されているとはいえ JABEE は学部教育に関する活動であり、大学院については直接関係するものではない。今後、大学院についてもその対応が求められた

場合に迅速に JABEE の活動として対応することのできる状況を組織する必要がある。

(2) 現状の教員による限られた人材の下に研究・教育が現在実施されている。今後は、産業界・他研究機関との連携の下に教育・研究指導体制を充実させる必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

(1) 2002 年度実施の外部評価(研究)、2004 年度の外部評価(教育)等の工学部の活動をさらに大学院へも拡大して、教育・研究に関する継続した改善の取り組みを行う。

(2) 2006 年度実施の改革において新しく取り入れようとしている新設共通科目担当のために、これまでの教育体制の見直しを図り、工学部教養教室教員、特に数学と物理学教室の教員や学内文科系学部所属教員および学外から非常勤講師を登用する。また、客員教員の招聘数を増加させ、産業界、官界、他大学・他研究機関との連携を強化してその社会的および教育研究上の活動を教育指導体制に組み込み、広い視野をもつ学生を育成できるよう教育組織の指導能力を高める。

(3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

大学院生が国内外の学会などで研究発表を行う場合に、国内での発表に対しては、年間 2 万円を上限とし、海外での発表では、航空機運賃の半額相当として上限 10 万円が補助される。この補助金に対する申請者数を表Ⅱ-工研-1 に示す。

表Ⅱ-工研-1　学会発表補助　　(人)

	2003 年度	2004 年度
前期課程	365(23)	302(23)
後期課程	19(2)	16(2)

ただし、(　)内は海外での発表に対する補助

大学の補助制度を利用して多くの院生が自らの研究成果を国内外の学会において報告し、積極的な情報発信がなされていることがわかる。

また、関西四大学大学院学生単位互換制度を利用した交流も行われている。2003 年度、2004 年度には立命館大学との間で前期課程の院生がこの制度にもとづき単位互換を行っている。

【点検・評価】

〈長所〉

国内外の研究者との教育・研究の交流のための招へいは、主に工学部ならびに工学研究科に関係する学内研究所としての先端科学技術推進機構に採用枠があり、工学研究科としては特に行っていないが、招へいされた研究者の講演会、研究会などには、専攻の指導教授から大学院生への積極的な参加を呼びかけている。この招へい研究者による講演会は 2003 年度には 9 回の外国人研究者による講演会、23 回の国内研究者による講演会が開催され、2004 年度には、20 回の外国人研究者による講演会、26 回の国内研究者による講演会が開催されている。その他、指導教授の個人的な繋がりや院生の国際会議での発表を通して研究交流される機会がある。また、インターネットの普及により国内外の研究者との交流は非常に容易になっている。

大学院生の多くが研究の場としている先端科学技術推進機構では、先端科学技術シンポジウムを毎年 1 月に開催している。シンポジウムには、関係する企業、大学をはじめ多くの学外研究者が参加している。このシンポジウムにおいても多くの大学院生が研究発表している。2003 年度では 43 名、2004 年度には 40 名の院生が研究発表を行っている。学外の学会活動のみならず、学内の講演会においても大学院生は情報発信を行っている。また、そのような場が用意され活発な研究交流の場となり、それらは大学院生にとっては様々な意味においての研鑽の場となっている。

〈問題点〉

ここに示す制度はいずれも全学的な活動であり、工学研究科としては特に組織的な活動はなされていない。主として、工学研究科の各教員の個々の努力により国内外の研究機関・研究者との交流がなされているものである。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現在、工学研究科後期課程における 2006 年度実施の改革の趣旨に沿ってこれをより実質的に具現化することを目的に、前期課程と後期課程とを合わせた一貫制の、先進的かつ学際的な融合領域の教育研究を実施する新しい専攻の設置を計画している。この専攻内にはこれらの領域で他大学・他研究機関との連携を重視した分野や学生の海外派遣や留学生の受け入れを含む国際的な教育研究を展開する分野も工学研究科の改革の中で、設置する予定である。将来的には、この新専攻と上記改組 3 専攻との複層的構造をもつことによって相互に連携、協調し、従来からの基盤的な工学的素養をもつ研究者養成だけでなく、先進的な融合領域における研究者の養成も計画している。

（4）学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程では、修士論文の公聴会を開き、その質疑応答ならびに、指導教授と関連分野の教員による、専攻単位の審査委員会によって修士論文は審査される。各専攻における審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は報告にもとづき審査を行い、学位授与の議決を行っている。修士の学位申請は年 2 回である。

後期課程では、審査委員会は関連分野の教員により構成された主査 1 名と副査 2 名より組織され、博士論文はこの委員会で審査される。

前期課程および後期課程の過去 5 年間の学位取得者数は大学基礎データ表 7 のとおりである。

修士の学位取得者数は入学定員前後を推移し、適切な人数であると言える。一方、博士の学位取得者数は、1998 年に相互評価の認定を受けた際に、大学基準協会から指摘を受けているように現状では少ない。この主たる背景は、工学研究科大学院生の大学院進学の動機調査結果にあるように、「社会・仕事に役立つ専門知識の習得」が「学問の体系的修得」を大幅に上回っていることにあるものと考えられる。

ア　学位審査の透明性・客観性

（ア）修士論文の審査

修士論文の作成は指導教授から詳細な指導を受けた後、修士論文題目を届出る。外国語学力確認のうえ修士論文提出後に公聴会を実施して、指導教授を含む当該専攻の教員、大学院生および学部生の前で論文を発表し、質疑応答および審査を行っている。そして各専攻での審議の後に、研究科委員会（定足数は過半数）において、工学研究科としての審議を行い、学位の認定を行っている。

（イ）博士論文の審査

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の少なくとも 1 年前に指導教授の承認を得たうえ、提出しなければならない。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを 3 ヵ月前とすることができる。博士の学位は毎年 3 月と 9 月に授与される。所定の修業年限（3 年）のうちに博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出することが可能である。

提出された論文の審査は、指導教授である主査 1 名および副査 2 名からなる審査委員に委ねられる。審査委員は研究科委員会で決定し、外国語学力確認のうえ博士論文を査読のうえ公聴会を実施して、主査および副査を含む当該専攻の教員、大学院生および学部生の前で論文を発表し、質疑応答および審査を行っている。そして研究科委員会（定足数 3 分の 2 以上）において、審査報告書に基づく可否投票によって採決が行われ、3 分の 2 以上の同意をもって決定される。その後、研究科長会儀の承認を経て、学長に報告する。

論文博士の場合は、課程博士と手続きが異なるが、論文審査の方法は課程博士と同じである。

以上のように、学位審査の手続きの客観性・透明性が保持されている。また審査内容は、合格した博士論文に関して3月期と9月期にそれぞれ『博士学位論文―内容の要旨及び審査の結果の要旨』という冊子として印刷に付され公表される。

【点検・評価】

〈長所〉

工学研究科は、10専攻（機械工学専攻・土木工学専攻はそれぞれ研究分野、専門領域であり、他の専攻は専修となっている）と多くの専攻を擁しており、さらに近年、研究対象が多岐にわたっていて、研究成果が必ずしも論文形式のみであるとは限らない場合(建築系・プログラミング)がある。また研究領域が学際的な広範な領域にわたり、特定な研究課題においては専攻間や他研究機関との共同研究を形成する場合がある。このような場合、特定の研究課題によって修士論文に代替することや、成果を論文形式以外の形式で表現することは必要なことである。このような要請にもとづき、修士論文に代替できる特定の研究課題として、大学院学則に、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができると規定されている。

また、大学院学則第24条および第25条に、優れた業績を上げたものについては標準修業年限を短縮できる旨の規程があり、学生の研究意欲を刺激するものとして評価することができる。

〈問題点〉

既に上記修士論文に代替できる特定の研究課題に関する制度は制定済みであるが、現状では未だこれの運用例はない。今後様々な能力を有する対象者に対して活用することが望まれる。

前期課程および後期課程の双方において、これまで専攻内で実質的に一人の教員が指導していた専修的指導体制がとられている。アカデミックハラスメントの発生の問題解消、また、幅広い教育を受けることができるようにするためにも、このような専修的指導体制から主指導教員と副指導教員からなる複数指導体制への移行が求められる。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

前期課程および後期課程の双方において、これまで専攻内で実質的に一人の教員が指導していた専修的指導体制から主指導教員と副指導教員からなる複数指導体制に2006年度より改める。前期課程では専修的要素を弱めて広く指導を受けられるようにするとともにその変更を容易にし、後期課程においては専門領域を越える意味での総合的な視点から研究指導および論文審査にあたれるように柔軟化することが 2006 年度実施の大学院制度改革で計画されている。

標準修業年限を短縮した大学院生が、2003年度、2004年度にそれぞれ1名後期課程を修了した。今後は、この制度がさらに多数の修了者を 2006 年度実施の大学院制度改革の研究体制の充実のもとで生み出すことができるよう、研究指導のさらなる充実を目指している。

3　学生の受け入れ

工学研究科博士課程前期課程では、時代の要請に応えるべく、研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野にもとづく現実問題解決能力をもつ国際化に対応した高等技術者・研究者の養成を目的としている。

後期課程では、大学、各種研究機関において主として基礎研究に従事する自主的に研究開発を推進することができる研究者の養成のみならず、官庁、民間企業における研究開発のリーダーとしての活躍が期待されるような社会の発展に貢献し得る人材育成を目的としている。また、科学技術の急速な進展に伴う先端技術

の再教育や生涯教育を担うことを目的としている。

以上のような本研究科の理念・目的・教育目標の実現をめざして、入学試験を位置づけている。

【現状の説明】

研究科の理念・目的・教育目標の実現を目指して、教員組織、施設・設備等を勘案し、収容定員を定めている。この収容定員に対して、以下に示す多様な入学試験を実施し、本研究科の理念・目的・教育目標の実現にたる学力・技能を有する学生を受け入れるために、また、社会人や留学生の受け入れ、科目等履修生の受け入れを円滑に実施することのできるように以下に示す入学選抜方法に基づいて入学試験を適切な時期に実施することにより広く社会に門戸を開いている。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施している。近年、工学研究科入学者（博士課程前期課程）は大きく増加した。このような状況に対応して、収容定員を定め、多様な入学試験制度の下に、2005 年度入学試験として本研究科が実施した試験の種類を次に示す。 このような入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、試験科目の内容については、大学院事務室において過去の事例を開示している。

ア　博士課程前期課程

（ア）収容定員

工学研究科博士課程前期課程では、教員数・施設規模などを勘案して収容定員を 540 名（機械工学:100 名、電気工学、化学工学、材料工学、応用化学:各 60 名、土木工学、建築学、電子工学、生物工学、管理工学:各 40 名）と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

（イ）学内進学試験

工学研究科では、本学の当該学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は筆記試験と口頭試問で、5～6 月に行われる。この制度により進学する学生は、卒業論文製作の学部 1 年間、修士論文製作の修士 2 年間を有効に計画し利用した研究を行うことができる。すなわち、学部・大学院のつながりを持った研究・学習が行える利点がある。この制度は全学的には、工学研究科が最初に導入したものであり、入学者の増加につながった制度である。2005 年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約 46%、入学者の約 57%が学内進学方式によるものである。

（ウ）一般入学試験

本学、他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、工学研究科では、9 月に筆記試験と口頭試問を行っている。2005 年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約 52%、入学者の約 41%が一般入学試験方式によるものである。入学者の三分の一以上が当該入試制度に基づくものであり、社会に広く門戸を開く入試制度が実施されていると言える。

（エ）特別選抜試験

2001 年度から工学研究科では導入された方式で、10 月、11 月、12 月、1 月の年 4 回実施している（この方式を実施しない専攻もある）。書類審査と口頭試問によって特に優れた経験・資質を有する学生を選抜している。受験資格は一般入学試験と同じではあるが、本学工学部卒業見込み者については、出願を認めない専攻もある。また学内進学試験、一般入学試験、特別選抜試験をすでに受験した場合も出願できない。2005 年度入学試験で見れば、7 名の志願者があり、6 名が合格し、入学している。

（オ）外国人留学生入学試験

すべての研究科が外国人留学生に対して 10 月に第 1 次選考（書類選考）、11 月に第 2 次選考（筆記試験と

口頭試問）を行っている。外国人留学生入学試験については、博士課程前期課程では、他の研究科の受験資格と同様に、①外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①および②と同等以上の学力を有すると認めた者である。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除くとしている。2005年度入学試験では志願者は0名であった。

（カ）社会人入学試験

工学研究科前期課程では現在実施されていない。

（キ）入学試験状況

2005年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ-工研-2に示す。

他大学の学生が、若干とはいえ工学研究科を目指して受験・入学していることが分かる。今後、教育研究の充実をはかるとともに、奨学金等のインセンティブを高める方策の検討、卒業後の進路開拓、積極的な広報活動を通して他大学からの優秀な人材の確保を考えることのできる体制整備が望まれる。

表Ⅱ-工研-2　2005年度博士課程前期課程入学試験状況

	区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数合計
機械工学	学内進学	35	35	35	33	53
	一般入学	26	24	22	20	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	1	1	0	0	
電気工学	学内進学	29	29	29	29	48(1)
	一般入学	20	19	19	18	
	特別選抜	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	
化学工学	学内進学	14	14	14	14	29
	一般入学	21	19	17	15	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
材料工学	学内進学	12	12	12	12	22(1)
	一般入学	16	12	11	9	
	特別選抜	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	
応用化学	学内進学	22	22	22	21	39
	一般入学	30	24	20	18	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
土木工学	学内進学	7	7	7	7	28
	一般入学	39	28	26	21	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
建築学	学内進学	11	11	11	10	25(1)
	一般入学	24	21	18	12	
	特別選抜	3	3	3	3	
	外国人留学生	0	0	0	0	
電子工学	学内進学	26	26	26	24	32(1)
	一般入学	11	10	8	7	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	1	1	1	1	
生物工学	学内進学	26	26	20	20	23(1)
	一般入学	8	6	5	2	
	特別選抜	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	
管理工学	学内進学	8	8	8	8	16
	一般入学	10	10	9	8	
	特別選抜	1	1	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
合計	学内進学	184	184	184	178	315(5)
	一般入学	205	173	155	130	
	特別選抜	7	7	6	6	
	外国人留学生	2	2	1	1	

（注）ただし、（　）内は内数で他大学からの入学者数を表している。

イ　博士課程後期課程

（ア）収容定員

工学研究科博士課程後期課程では、収容定員を 171 名(機械工学:27 名、材料工学:24 名、化学工学、応用化学:各 18 名、電気工学、電子工学、生物工学、管理工学:各 15 名、土木工学、建築学:各 12 名)と定め、下記に示す入学試験を実施している。

（イ）一般入学試験

本学大学院・他大学大学院を問わず、大学院博士課程前期課程（修士課程）修了者（修了見込み者を含む)、またはこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、9 月と 3 月に筆記試験と口頭試問を実施している。2005 年度入学試験で見れば、後期課程では 8 名の志願者があり、8 名が合格し、うち 8 名が入学している。

（ウ）社会人入学試験

前期課程では実施されていない社会人入学試験は、工学研究科においても後期課程では行なわれている。ここでの受験資格は大学院博士課程前期課程（修士課程）修了者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者で、同課程修了後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において引き続き 2 年以上勤務している者（その経験を有するものを含む）あるいはこれに準ずると認められた者に対して 10 月に口頭試問を実施している。2005 年度入学試験で見れば、2 名の志願者があり、全員が合格・入学している。

表Ⅱ-工研-3　2005 年度博士課程後期課程入学試験状況

	区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数合計
機械工学	一般入学	1	1	1	1	1
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
電気工学	一般入学	0	0	0	0	1
	社会人	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	
化学工学	一般入学	0	0	0	0	0
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
材料工学	一般入学	1	1	1	1	1
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
応用化学	一般入学	2	2	2	2	2
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
土木工学	一般入学	0	0	0	0	0
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
建築学	一般入学	1	1	1	1	2
	社会人	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	
電子工学	一般入学	1	1	1	1	1
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
生物工学	一般入学	2	2	2	2	2
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
管理工学	一般入学	0	0	0	0	0
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
合計	一般入学	8	8	8	8	10
	社会人	2	2	2	2	
	外国人留学生	0	0	0	0	

（エ）外国人留学生入学試験

すべての研究科が 10 月に第 1 次選考（書類選考)、11 月に第 2 次選考（筆記試験と口頭試問）を行っている。

博士課程後期課程の受験資格は、①外国の大学院において修士の学位に相当する学位を得た者、又は修士の学位に相当する学位を得る見込みの者②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得た者、又は修士の学位を得る見込みの者③その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められた者で、24歳に達した者。ただし、日本において通常の課程による教育を受けたと認定した外国人を除く。④文部科学大臣が定めた者(大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者)。ただし日本において通常の課程による教育を受けたと認定した外国人を除くとなっている。2005年度入学試験の志願者は0名であった。

（オ）入学試験状況

2005年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ-工研-3に示す。収容定員に比して、志願者・入学者が少ないことがわかる。工学分野では、研究活動を後期課程が担っている現状では、非常に大きな問題である。

(2) 門戸開放

工学研究科においては入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用され、国内他大学出身の受験生の他、外国人、社会人(後期課程のみ)に受験機会が開かれている。大学院の入学情報も関西大学ホームページなどで積極的に行っている。

(3) 科目等履修生等

関西大学大学院では、春・秋学期それぞれに4年制大学を卒業した者また、それと同等以上の学力があると志望する研究科が認める者を対象に1学期に履修できる授業科目を3科目以内として、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を実施している。また、自分の研究テーマをすでに持ち、本大学院の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人を対象として外国人研究生を受け入れる制度がある。この外国人研究生の受入れは、4月と9月の年2回である。

2004年度の工学研究科の科目等履修生は2名、聴講生は2名、外国人研究生は2名であった。

(4) 定員管理

収容定員は、工学研究科全体で、前期課程 540 名、後期課程 171 名と定めている。大学基礎データ表 18 のとおり 2005 年 5 月現在前期課程の在籍者は、648 名、後期課程では、37 名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では、1.20 倍、後期課程では、0.22 倍である。

【点検・評価】

〈問題点〉

近年、前期課程（修士課程）の志願者数、入学者数は、増加傾向にある。しかしながら、この増加傾向も、やや頭打ちである。その要因は関西大学工学部から他大学の大学院へ進学する学生が年々増加していることも一要因である。文部科学省の大学院重点化政策の下で大学院の拡充に向かう他の有力大学との競争に伍して、今後質の高い入学者を十分な数、確保するための十全の施策が早急に望まれる。たとえば、意欲的な社会人の入学インセンティブを高める方策、奨学金制度の一層の充実、卒業後の進路開拓などはその一例である。また、積極的広報活動も必要であり、そのための体制整備が望まれる。

一方、工学研究科の研究を支えるべき後期課程の学生は、現状では非常に少数である。研究科の研究レベルを向上させるには、後期課程への入学者数をいかに増大させるかが、今後の大きな課題である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本学では現在給付奨学金の充実化と見直しが策定されており、工学研究科においてもその拡大を図る計画であるほか、日本学生支援機構などからの貸与奨学金の積極的な応募の奨励も行っている。また、国際化推進の方針をもとに奨学金の充実化や英語講義の導入などの対策を取り入れ、大学院への留学生の受入れ支援を検討中であるほか、社会人の入学についても、積極的な支援を図ることを予定している。入学試験については、学内進学試験における小論文試験の導入を促進して受験負担の軽減を実施するとともに、現行の口頭試問による特別選抜試験を活用することにより､他大学や海外の大学からの入学者数の拡大を目指している。そして、これらの施策と教育システムの柔軟化により、学部と前期課程および前期課程と後期課程との間の連関性を強化し、教育研究内容の充実化と合わせて学生の進学意欲を一層高める努力を払い、本学工学研究科における教育研究システムの改革を 2006 年度より実施する新しいシステムでは目指す。

学生定員については、前期課程においてはシステムデザイン専攻内に応用自然科学分野を新設することに伴い、5 名を増員し、システムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフ・マテリアルデザイン各専攻についてそれぞれ 125 名、40 名、110 名の合計 275 名(収容定員:550 名)とした。また後期課程においては現行専攻の合計定員と同じ 57 名(収容定員:171 名)としている。

工学研究科の改革により教育・研究システムを改め、目標に掲げる魅力ある研究嗜好の学生を取り込むことのできる大学院の形成を目指して､工学部･工学研究科一体化運営のメリットを最大限に引き出すことによって、奨学金、リサーチ・アシスタント(RA)、 テーチング・アシスタント(TA)、ポスト・ドクトラル・フェロー(PD)制度の充実等、大学としての研究条件の改善を図る。研究に専念できる環境づくりを通じて、学位取得を早める等、後期課程への進学希望を促す方策を工学部・工学研究科の運営の中で検討し、実現を目指している。

工学が持続可能な発展を続けるために、新しい時代が必要とする工学的思考力の豊かな人材を育成すること、それがこれからの工学研究科教育の使命であると考えている。

本学では、特に後期課程の学生が少ないことが大きな問題であり、前期課程から後期課程への進学者が増えるよう最大限の努力を試みる一方で、積極的に社会人学生の導入を図り、多くの課程博士を出す必要がある。博士の学位を多く出すことは、工学部の社会的評価を上げる重要な手段の一つでもあり、本学教員の専門や審査可能な専門領域をＰＲして、論文博士を輩出できるよう努めるべきである。さらには、成績の特に優れた者に対する飛び級入学制度や、民間、官庁においてすでに研究業績を上げている学部卒の社会人の学力認定と後期課程への受け入れを可能にする制度の確立なども今回の工学研究科の改革の中で計画している。

４　教員組織

工学研究科では、工学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成を目的として 10 専攻において、それぞれの専門性を持った教員を配置し、さまざまな院生の多様な研究について適切な研究指導・教育が少人数教育として行える体制を整備している。また、社会の要請に基づき「学の実化」を具現化するために、企業など社会で活躍する人材を非常勤講師として任用し実務教育の充実も図っている。さらに、学内の関連する研究所としての先端科学技術推進機構との連携を視野にいれ、本学大学院博士課程後期課程の学生を先端科学技術推進機構の教育研究支援職員として活用するとともに、研究教育の連携を図ろうとしている。

(1) 教員組織

【現状の説明】

工学研究科において授業および研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第 33 条により、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 9 条 2 号に規定する資格に該当する本学の教授である。しかしながら、当該授業を担当すべき教授を欠く場合はその他特別の事情があるときは、助教授または講師をもってこれに充てている。

ただ、工学研究科は、工学部を基礎とする研究科であるので、実際上その教員は、工学部の教員をもってあてられている。したがって、教員の任用については工学部にゆだねられ、その所属も工学部である。その教員の募集・任免・昇格に関する基準は全て、関西大学教育職員選考規程に基づくものとなっている。

大学院では専門性を持つ教育・研究指導を実施するために、研究科委員会において各教員の資格審査を新規審査のみならず 5 年ごとに更新審査を行い教育水準の維持を図っている。更新審査は、2002 年より実施され各専攻で定めた規程に従って 3 年間で 44 名の資格審査対象者に対して実施され、資格審査結果においてD㊐、M㊐それぞれ 1 名の教員が資格更新されなかった。

資格審査は、授業および研究指導を担当する教員として、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)9 条 1 号、2 号に規定されているD㊐(博士課程後期課程の研究指導担当教員)、D合(博士課程後期課程の研究指導補助教員資格)、M㊐（博士課程前期課程の研究指導担当教員資格)、M合(博士課程前期課程の研究指導補助教員)の資格を各専攻分野で定められ、明文化された基準にもとづき実施されている。

2005 年度の工学研究科の大学院担当教員数を表Ⅱ-工研-4 に示す。

表Ⅱ-工研-4　工学研究科の大学院担当教員数　　2005 年 4 月 1 日

	D㊐	D合	M㊐	M合	合計
人数（名）	84	25	104	28	132

注）合計は実人数である。

学生定員数と在籍者数との関係について、表Ⅲ-工-30 に示す研究指導担任資格D㊐、M㊐者 1 名に対する、学生数を表Ⅱ-工研-5 に示す。

表Ⅱ-工研-5　教員一人あたりの学生数　　2005 年 5 月 1 日

	有資格教員数	大学院生数	教員一人あたりの大学院生数
博士課程前期課程	104	648	6.23
博士課程後期課程	84	37	0.44

【点検・評価】

工学研究科では、資格基準が明確に示された有資格教員が、大学院担当教員として配置され、研究指導・講義が行なわれていることがわかる。また、前期課程の研究指導においては、教育がおろそかにならないように、文部科学省の通達に基づき一指導教員が指導することのできる学生数を一指導教員に対して、学生数は 1 学年 7 人(文科省の通達により 2 学年に対して指導教授の指導学生数は 14 人と定めている)として上限を定め、その範囲内で研究指導を行っている。現状において、教員一人当たりの学生数は、6.3 名程度であり、基準としての 2 学年 14 名を十分に満足した適切な配置が為されているものであるといえる。

(2) 教育研究支援職員及び大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

工学研究科における教育研究を推進するためには専任教員はもとより客員教員、リサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクトラル・フェロー（PD）などによる教育・研究指導体制を充実させる必要がある。

現在は、他大学・産業界で実績のある経験者を非常勤講師として各分野に迎え、分野での先端的な科学技

術の指導を委ねている。

また、本学先端科学技術推進機構は工学研究科と密接な関係にあり、教員のほとんどが本機構の研究員であり、この組織に含まれるハイテクリサーチセンターや学術フロンティアセンター、産学連携研究センターなどにおいて多くの大学院生がプロジェクト研究に携わっている。この機構における研究は後期課程における研究教育と実質的に連関した活動であり、現在在学する後期課程の学生のうち社会人ドクターを除く 27 名中 12 名の学生が「関西大学リサーチ・アシスタントに関する取り扱い要領」に従いリサーチ・アシスタントとして研究支援体制に加わっている。さらに、「関西大学ポスト・ドクトラル・フェローに関する取り扱い要領」に従ったポスト・ドクトラル・フェローが研究活動に従事している。

【点検・評価】

〈問題点〉

工学研究科における教育研究を推進するためにはそれらの指導体制を充実させる必要がある。特に前期課程において、専任教員による効率的な授業の実施と研究指導体制の強化を図る必要がある。

また、産業界、官界、他大学・他研究機関との連携を強化してその社会的および教育研究上の活動を教育指導体制に組み込み、広い視野をもつ学生を育成できるよう教育組織の指導能力を高める必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

工学研究科では、現況の問題を打開するために、2006 年度実施予定として、これまでの教育研究組織の体制を改め、新たな組織改革を計画している。

この計画では、特に若手教員による指導体制強化を図るため、今後新任・昇任の助教授は前期課程研究指導教員資格を同時に取得できるものとして教育上の人的資源の拡充をはかるほか、新しく取り入れた新設共通科目担当のために、これまでの教育体制の見直しを図り、工学部教養教室教員とくに従来大学院担当ではなかった数学と物理学教室の教員や学内文科系学部所属教員および学外から非常勤講師を登用する予定である。また、客員教員の招聘数を増加させ、産業界、官界、他大学・他研究機関との連携を強化してその社会的および教育研究上の活動を教育指導体制に組み込み、広い視野をもつ学生を育成できるよう教育組織の指導能力を高めることも計画している。

さらに、後期課程学生の多くはリサーチ・アシスタントとして現在でも既に、研究支援体制に加わっている。今後、先端科学技術推進機構との研究教育に関する連携を深め、リサーチ・アシスタントの人的強化を図るとともに、現在外部資金に頼っているポスト・ドクトラル・フェローの雇用についても、学内資金の活用によって拡大を図ることを検討している。

5　研究活動と研究環境

社会情勢として、工学分野では、研究活動は大学院が担っている。このような社会状況の中で、工学研究科は、10 専攻の工学の幅広い分野を網羅し、大学院の充実にもとに学問的なレベルを高めることはもとより、産業界との連携による「学の実化」を実現する意味において、多用な研究の展開を大学院の活動の中で目指している。

(1) 研究活動

【現状の説明】

工学研究科では機械工学専攻、電気工学専攻、化学工学専攻、応用化学専攻、材料工学専攻、土木工学専

攻、建築学専攻、電子工学専攻、管理工学専攻、生物工学専攻の10専攻から構成されてはいるものの、工学研究科を担当するすべての教員は工学部に所属している。さらに、各専攻における教員は大学院担当教員として、D㊒、D合、M㊒、M合の資格を有するものである。

これらの教員は、前述のように全て工学部に所属し、工学部の研究室単位で研究を行っている。さらに、工学系では他大学・公共機関・企業との共同研究も頻繁に行われている。したがって、工学部研究室内での研究は当然のこととして、上記大学院担当教員のみで行ってはいない。その結果、研究成果としての論文、特許についても連名となることが一般的である。この状況では、上記大学院担当教員はあくまでも授業担当者としてのみ考えるべきであり、研究活動としては工学部の研究室を単位とした工学部・工学研究科総体としてその活動を点検評価しなければならないものと考える。

この考え方に基づいて2000～2005年度の工学部教員の研究業績を著書、学術論文、学会発表、その他(「解説」「研究報告」「口頭発表」「講演」「翻訳」等を含む)に分類して整理したものが表Ⅱ-工研-6である。

表Ⅱ-工研-6　研究業績数一覧

年度	著書	論文	学会発表	その他	合計
2000	66	540	291	242	1,139
2001	62	517	290	286	1,155
2002	48	571	320	362	1,301
2003	52	595	354	400	1,401
2004	54	482	292	352	1,180
2005	25	320	196	200	741

(注) 2005年度については、中間段階集計を示している。

本学部(工学部･工学研究科全体の教員数に対して)の専任教員1人当たりの著書は1.7件､学術論文は16.4件であり、また、著書・解説・紀要では10.0件となっている。

(2) 研究環境

2004年度の工学部･工学研究科所属教員の海外での国際会議への報告は、1人当たり0.86件であった。国際会議への出席のための経費は、科研等の外部からの補助金に加えて、大学からの補助(2005年度20万円／1名:年間に一度)、個人研究費の外国出張等いくつかの補助制度が用意されている。これらの制度に基づき他大学に比べて海外での学術・研究活動は比較的容易に行うことのできる環境が関西大学では整っている。この制度に基づいた海外での学術･研究活動がなされているものと考えられるが、一人当たり0.86回程度の利用しかなされていない現状を見ると、グローバル化する学術活動においてまだまだ十分に活動しているとは考えにくい問題もある。

一方、2004年度の国内学会発表(一部国内開催の国際会議を含む)件数は1人当たり4.3件となっている。多くの教員が研究成果を学会へ報告している｡国内出張経費についても､個人研究費が主に利用されている。

個人研究費などの制度に支えられて、大半の工学部・工学研究科の教員の学外での研究活動は円滑に行なわれているといえる。

学内での研究成果報告についても先端技術に関する研究を推進するために、先端科学技術推進機構において私立大学学術研究高度化推進事業にしたがって行っている。

上記事業において、工学部・工学研究科の教員ならびに大学院生が研究活動を行っている。研究成果は、毎年1月に開催される先端科学技術推進機構主催の｢先端科学技術シンポジウム｣において報告されるとともに、各分野の主要学術雑誌において随時報告されている。

上記大型プロジェクトとは異なり、文部科学省科学研究補助金を始めとして多くの外部資金の導入のもとに工学研究科教員は研究活動に励んでいる。

文部科学省科学研究補助金への積極的な申請を促し、外部資金をベースとした研究活動を目指している。

その成果として、2003 年度には 1.71 億円、2004 年度は 1.72 億円の文部科学省科学研究補助金の導入を得ている。しかしながら、文部科学省科学研究補助金においても申請をしない教員が現在なお存在している。外部資金導入が大学の研究活動のバロメータとなっている現在、より活発な外部資金の導入に向けての努力が求められているものと言える。外部資金の増大に伴い相乗効果として研究活動がより一層活発化し、さらに、このことは大学院生の研究に向けてのより強い刺激となるものと考えられる。

【点検・評価】

〈長所〉

大学基礎データ表 26 に示すように本学部の専任教員のうち相当数が学会賞などの受賞経験を有しているほか、学会の理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されているものなど学外においても広い分野で活動している。

工学研究科では、大学院担当の教員に対する資格審査が 2002 年度より実施され、教員相互の研究活動に向けての厳しい点検評価が行われている。このような制度は、互いに厳しい目をもって、より一層高い研究活動がなされることを工学研究科の教員の総意として期待していることを示している。研究成果については、目標に掲げる幅広い分野での情報発信が、表Ⅱ-工研-6 に示されているように各専門分野で、実現している。また、学外機関との交流として、2004 年度は、受託研究は 65 件、学外共同研究は 32 件、政府系特殊法人研究開発助成金 1 件がなされている。特許関係としては、法人承継特許 3 件、法人承継特許出願 25 件であった。特許件数については、年々増加している。

〈問題点〉

後期課程の大学院生の数の増大が研究の活性化には必要である。現状の収容定員に対する比率の向上を目指す施策が必要である。また、今回の調査において研究活動を怠っている教員が存在することも明らかとなっている。このような状況を改善するために、現行の大学院担当の教員に対する資格審査のみならず、工学研究科の研究環境として最も重要な人的研究支援体制の改善を目指して、より活発な外部資金の導入を目指した施策が必要である。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本学先端科学技術推進機構は工学研究科と密接な関係にあり、教員のほとんどが同機構の研究員であり、この組織に含まれる外部資金導入により実施されているハイテクリサーチセンターや学術フロンティアセンター、産学連携研究センターなどにおいて多くの大学院生がプロジェクト研究に携わっている。この機構における研究は後期課程における研究教育と実質的に連関した活動であり、後期課程学生の多くはリサーチアシスタント（RA）として研究支援体制に加わっている。今後、この RA の人的強化を図るとともに、現在外部資金に頼っているポストドクトラルフェロー（PD）の雇用についても、学内資金の活用によって拡大を 2006 年度より実施する大学院改革の中で計画している。

研究活動の人的支援体制の増強を目指して、若手教員による指導体制強化を目指して、今後新任・昇任の助教授は前期課程担当資格を同時に取得できる制度の実施を 2006 年度より実施されるシステムの中で計画している。この制度により、厚みを持った研究指導体制を構築することができるものと考えている。

6　施設・設備等

本研究科は、「学の実化」を学是とする本学において、工学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成を目的とした教育・研究活動に必要な施設・設備を適切に整備し、有効に機能するようにそれらを管理運営する。

【現状の説明】

工学研究科では、工学分野の理論および応用の深奥を究めるとともに、産業を支える原動力としての工学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成を目指して、最新の研究設備の導入を工学部実験実習費さらに外部資金の導入をはかることによって行ってきた。しかしながら、工学研究科固有の建物はなく、工学研究科の教育・研究活動は、工学部と共用する第4学舎さらに、先端科学技術推進機構管轄の関西大学ハイテク・リサーチ・センター（全床面積2,640.00㎡）と学術フロンティア・センター（全床面積2,078.50㎡）等において行っている。2005年現在、工学部は講義室・演習室・学生自習室など6,451.3㎡、実験実習室21,146.8㎡、教員研究室3,551.7㎡であり、11学科それぞれの専有面積は約2,200㎡である。

大学院棟（尚文館）には、講義室（全研究科で10 室）、院生研究室（全研究科で40室）、学生自習室（全研究科で10室）が設置されているとともに、全学の共通施設としての図書館・情報処理センターが大学院の教育・研究に利用されている。

工学研究科の大学院生は、指導教員の実験実習室にスペースを確保し、院生が日常的に教員と接触しやすい環境を用意している。それぞれの院生には、机・椅子・ロッカー・電気スタンドを用意するとともに、実験実習室に用意された情報コンセントに大学で用意したパソコンを接続し、電子情報の収集・発信を行うことができる設備のもとで教育を受け、研究に励んでいる。

また、これらの施設は、工学部のもとで維持・管理され、工学部事務長が防火管理者となるとともに、各実験実習室には火元等の管理責任者が定められている。衛生については、全学的に学校保健法に基づき保健委員会の審議のもとに、防虫駆除などの衛生管理に関する処理が定期的に行われている。安全については工学部安全衛生委員会の指導のもとに、「排水に関する規程」、「危険物、毒劇物および特定化学物質に関する規程」、「無機系実験廃棄物に関する規程」、「有機系実験廃液に関する規程」、「有機系実験廃液に関する規程」、「高圧ガスに関する規程」、「特殊材料ガスに関する運営規程」など各規程に従い、教育・研究における安全管理がなされている。さらに、全学の安全委員会の管理下で、遺伝子組み換え実験などの研究についての安全審査も行い環境への配慮も行っている。

【点検・評価】

工学研究科では、理念を実現化するために、最新の設備の導入が為されている。外部資金の導入により、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センターなどにおいて充実した研究・教育がなされている。また、衛生・安全についての管理体制もそれぞれに責任を持つ委員会が管轄・審議の上に運営している。

2002年度に工学部で実施された外部評価（研究）において、実験実習場の狭隘さが指摘されたスペースの問題については、1997年度に第五実験棟が完成し、2005年度に第四学舎二号館の改装がなされた。また、2004年度には製図室、デザインルームが拡張されてきている。加えて、第六実験棟（3,295.14㎡）が2005年9月に完成し、さらなる施設の充実がはかられている。さらに、工学部108教室の解体による新しい学舎の建設が計画され、順次全学的に施設は計画的に改善がなされつつある。

今後さらに，最先端の教育研究を推進するために，ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター整備計画をはじめとした外部資金の導入のもとに，施設・設備の充実を図り，大学院生の教育研究に生かせて行くことが計画されている.

7　管理運営

研究科の教育理念に従った活動を実施・管理するための組織ならびにその運営のための規程を明確に定め、

研究科の機能を円滑かつ十分に発揮するシステムを構築し、公正に運営する。

【現状の説明】

工学研究科では、教育・研究の活性化を図るため、学部・大学院の一体化運営がなされ、現在、より一層の効率的な管理運営体制と事務組織についての検討がなされている。

研究科の管理運営は、工学部長を兼任する工学研究科長の下で「工学研究科委員会に関する申し合わせ（関西大学大学院学則第 40 条の規定）」に基づく最高意思決定機関としての工学研究科委員会が行なっている。また、同申し合わせにより工学研究科長は工学部教授会で選任された工学部長が兼任することになっている。

工学科研究委員会は、開会に際して定足数を確認した後に、委員会の成立を宣して、工学研究科長が議事を進めている。委員会では、学生の学籍、教育課程、教員の資格審査、学位審査をはじめとする工学研究科の教学上の重要事項を審議決定している。特に、教員の資格審査、学位審査など重要な事項については、投票により議決されている。2004 年度には 13 回の研究科委員会が開催された。

工学研究科を構成する各専攻の運営は、専攻長（学部学科長を兼任）があたるとともに、この専攻長によって工学部学科長会規則に基づき構成されている学科長会が、工学部の各学科・教養教室および工学研究科の各専攻間の意思を調整し、工学部と工学研究科の円滑な運営を図るとともに、教務の適正かつ迅速な運営がなされるように組織立てられている。2004 年度は 26 回の工学研究科関連の学科長会が開催された。

【点検・評価】

工学研究科の運営は、明文化された規程・規則・内規に従い適切にかつ公正に行われている。2002 年度 10 月より教育・研究の活性化を図るため、学部・大学院の一体化運営が実施されている。現状では具体的な問題は生じてはいない。今後、学部・大学院一体化運営による一層の工学部、工学研究科の運営の効率化が期待されるとともに、大学院改革に伴う新しい管理体制に従ったより一層の運営の効率化が期待されている。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

工学研究科においては 2004 年 4 月より工学研究科自己点検・評価委員会規程にもとづき工学部と一体化した自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、学部・研究科の教育研究水準の向上を図ることを目的に設置され、工学部の各学科・各教養教室から選出された委員と工学研究科の各専攻から選出された委員ならびに工学部長代理、工学研究科長代理、工学部教学主任、工学部事務長と工学研究科担当事務職員の 17 名の委員によって構成されている。ただし、学部の各学科からの選出委員と大学院の各専攻からの選出委員はそれぞれ対応する学科と専攻の間で兼任している。職掌事項は、学部の自己点検・評価に関する事項とその報告書の作成、第三者評価に関する事項、ならびに外部評価に関する事項である。報告書は隔年に作成され学部長（工学部長は工学研究科長を兼任している）に報告されるとともに、公表される。

前述のとおり、工学部と一体化した自己点検・評価活動を行っているので、詳細は工学部の項目を参照されたい。

【点検・評価】

〈長所〉

工学部・工学研究科自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に第三者評価に関

する活動とともに、工学部・工学研究科独自の活動として、工学教育において重要な意味を持つ JABEE 認定プログラムに関する現状認識を通した点検評価活動を行っている。　さらに、外部評価による学外の専門的研究者による評価を受ける活動を担っている。2002 年度に実施された外部評価(研究)に引き続き、2004 年度には、外部評価(教育)を実施し、工学部・工学研究科における教育・研究に関する問題の顕在化を図った。この成果は、インターネット上に公開するとともに、工学部・工学研究科の改組における重要な資料として取り扱われ、現状の問題解決をはかる重要な要因となっている。

〈問題点〉

従来は、大学院自己点検・評価委員会として大学院が一体となって活動していた。2004 年 4 月より各研究科独自の自己点検・評価委員会が発足したばかりである。したがって、工学研究科独自の活動実績は現在ほとんど見当たらない。今後、長年にわたって活動してきた工学部の自己点検・評価活動に立脚した工学研究科についての活動が求められている。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

現状の工学部・工学研究科の活動をより活発に行うために、全学的な活動である全学共通教育推進機構が行っている FD フォーラムへ工学部・工学研究科の成果を発信し、より深くかつ広く議論をおこない、円滑に工学部・工学研究科の成果を次なる施策に反映することができるように、現在工学部・工学研究科自己点検・評価委員会でその実現を計画している。

外国語教育研究機構

第Ⅱ編　外国語教育研究機構　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 759

(1) 理念・目的・教育目標　〈759〉

(2) 理念・目的・教育目標の検証　〈760〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 761

(1) 教育課程等　〈761〉

(2) 教育方法等　〈765〉

(3) 国内外における教育研究交流　〈771〉

3　教員組織 …… 771

(1) 教員組織　〈771〉

(2) 教育研究支援職員　〈774〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈775〉

4　研究活動と研究環境 …… 775

(1) 研究活動　〈776〉

(2) 研究環境　〈777〉

5　施設・設備等 …… 778

(1) 学舎　〈778〉

(2) 研究棟　〈779〉

6　管理運営 …… 780

(1) 機構運営に関する意思決定体制　〈780〉

(2) 機構長の権限と選任手続き　〈781〉

7　自己点検・評価 …… 782

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的・教育目標

本学の学是として脈々と受け継がれ、「学の実化」として結晶した「国際的精神の涵養」という建学以来の高邁な教育理念のもとに、21 世紀の新時代を生きる国際的資質を備えた人材を養成することを目標に、2000 年 4 月 1 日、全学 7 学部の外国語科目（英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語）を職掌する外国語教育研究機構が創設された。これに伴って、関連する学則ならびに学内諸規程が改正され、本機構は教授会を有する、各学部と同等の教育研究組織として位置づけられるに至った。ただし、他の学部と異なり機構に所属する学生はいない。

本機構の教育理念は、内外の急速な変化と多様化の波に洗われている日本の現状下において必須とされる真の国際的資質の尊重と涵養であり、国際化に的確に対応できる高度な外国語運用能力を習得した、国際社会で活躍しうる有為な人材の育成である。換言すれば、21 世紀を担うに相応しい、国際化に柔軟に適応できる濃密で高度な外国語を学生に習得させるべく、本機構構成員の研究成果を結集して効果的な外国語教育を実践するということである。

「外国語運用能力に裏打ちされた人格の形成と国際人の養成を目指す外国語教育」を標榜する上記理念に基づき本機構がめざす教育目標は、たとえば本機構発足後に制定された「外国語科目を担当する非常勤講師の任用基準」にも明記されている。すなわち、①21 世紀を担うに相応しい外国語教育、②学習者のニーズに対応する外国語教育、③第二言語習得の理論と実践に裏打ちされた外国語教育である。

【現状の説明】

上記目標の実現に向け、関西大学外国語教育研究機構規程や同教授会規程等も制定されており、これらに基づき本学の全学生を対象とした外国語教育に責任をもつ組織として本機構は運営されている。

2000 年に創設されて以来、本機構の理念を実現するために、カリキュラム、授業運営、教員 FD の 3 点に関して、3 年から 5 年をスパンとする中期的戦略を策定し、その実現に向けてさまざまな提案が行なわれた。①2002/2003 年のカリキュラム改革案提出、②2005 年の外国語検定試験の単位認定、③英語上級クラスの創設、および④スポーツフロンティア（SF）入試による入学生への特別編成クラスの創設は、そのような戦略に基づく提案が結実したものである。特に、TOEIC・TOEFL・実用英語検定試験（英検）など、各言語で実施されている検定試験のスコアや級に基づき、その成績を各学部の定めるところにより卒業所要単位として認定する「外国語検定試験の単位認定制度」の導入と、それと同時に設置された上級クラス（現在は英語のみ実施）は、学習者の達成目標の明確化に役立つばかりでなく、本機構が理念とする「国際化に的確に対応できる高度な外国語運用能力の習得」にむけて、外国語学習に対して従来相対的に低かった本学学生のモチベーションを高めること、さらには学習活動の活性化にも一石を投じたといえる。また、文武両道をめざす SF 入学生を対象とする SF クラスの設置は、さまざまなレベルの外国語運用能力と多様な学習スタイルを有する学生に対して、e-Learning の要素も織込みながら授業内外できめ細かな学習支援を行なうことを意図しており、今後 SF 入学生に限らず、多種多様な入試制度を経て入学してくる学生への教育環境整備の端緒となることが期待される。

また大学の方針として、アメリカ・ウェブスター大学と協定を結び、一定の要件を満たすことにより関西大学とウェブスター大学双方の学位が取得できるシステム（DD program）が 2002 年度から始まった。本機構からは学生派遣のための英語特別授業、そして学生受け入れのための日本語関連の授業を、それぞれ提供しており、国際人養成のための試みは着々と進んでいる。

なお、これら制度の実施については、学内的には事務組織を経て情報の周知徹底がなされている。また、学外に対しては、本機構のホームページや入試センターが発行する冊子を利用して、その概略のアナウンス

メントが行われている。

【点検・評価】

本機構が目指す外国語教育を具体化するカリキュラム改革の試みについては、各学部との調整が必要なため、全学的な取り組みの中で今後も建設的な議論を展開していく必要があるが、理念・目標を達成するための取り組みは概ね良好と判断される。特に、本機構が中・長期的な戦略に則り外国語教育を展開していることは、大学全体の教育方針を汲みながら、同時に学生全体のニーズと能力の傾向を分析しつつ、全学共通教育科目としてバランスのとれたカリキュラムと授業運営方法を提案し実践することが可能となる。この点は、さまざまな専門分野を擁する総合大学として大きな強みだといえる。教員が学部に分属する、いわゆる「縦割り」方式の教育では達成しがたい、大学総体としての外国語教育理念・目標の明確化の容易さが、現システムの長所である。ちなみに、本機構に所属する教員の大部分は、大学院外国語教育学研究科の科目を兼担しており、研究対象となる最新の教育理論が学部教育の実践やFD活動に直ちに活かされている点も、現体制の長所といえよう。

(2) 理念・目的・教育目標の検証

情報技術革新が世界を席巻した今、時代にマッチした外国語教育を発信する新たな教育研究機関として、本機構は大学の内外から大いに期待を集めているだけに、これにしっかりと応えるべく常に虚心に現実を直視し、目的達成に向けて努力している。

また本機構では、その理念・目的が社会情勢や時代のニーズに適ったものであるかどうかを検証するために本機構内に自己点検・評価委員会を設置し、教授会メンバー一人ひとりが常に問題意識をもって組織運営に関わることできる仕組みができあがっている。

【現状の説明】

本機構が直面する個々の問題を洗い出し、将来の改善に向けた議論の発端を作るのは機構自己点検・評価委員会の役割である。また、各種委員会活動の中から明らかになった諸問題について将来の方向性を見極めながら検証と提言を行なうのは、本機構執行部の役割である。したがって、理念・目的・教育目標の検証に関しては、自己点検・評価委員会と執行部の双方がそれぞれの立場から常時行なうという複線的システムを採用している。

ちなみに、『外国語教育研究機構　自己点検・評価報告書』(2003年3月31日、2005年3月31日）を発行した。この報告書によって浮かび上がった実態の改善に関しては、教授会・執行部会・各種委員会等で真摯な取組みがなされている。とりわけ、本機構の目標を明示的に盛り込んだ「カリキュラム改革案」が学内で却下されたときも、問題点の分析と善後策について、教務委員会と教授会において慎重かつ真剣な議論が行われ、現在もなお創設時に構想された理念・目標に立ち返りながら、新しい提案に向けた取組みが続けられている。

【点検・評価】

言語を問わず外国語教育を専門とするメンバーが、各種委員会をはじめとするさまざまな日常活動を通じて、理念・目標の確認や点検を常時行えること、またメンバーの間で意見の交換が可能な点が、本機構の長所であり特色だといえる。

２　学士課程の教育内容・方法等

第１章でも述べたように、本機構の教育理念は、国際化に的確に対応できる高度な外国語運用能力を習得した、国際社会で活躍しうる有為な人材の育成である。この理念の実現に向け、社会的にも広く認められている外国語検定試験への対応も視野に入れること、多様な入試制度により入学してくる学生の能力にも対応できるようなカリキュラムを整備すること、この二点が当面の大きな目標である。本機構創設以来、クラスの運営方法に工夫を凝らしたり、卒業所要単位充足方法の多様化を提案したりするなど、この目標の実現に向けた取組みが進んでいる。

（1）教育課程等

ア　機構の教育課程

（ア）機構の理念目的と教育課程

【現状の説明】

外国語教育研究機構は「高度な外国語運用能力を有し国際社会において活躍できる人材を育成するとともに、外国語教育の在り方を研究、教授し、外国語の教育者および研究者を育成すること」を目的として設立された。

グローバル化時代にあって、各学部とも「国際化」をテーマの一つとして掲げて学部教育の充実を図っているが、本機構もまた、全学共通外国語科目の教育を通して「高度な外国語運用能力を有し、国際社会において活躍できる人材を育成する」という重責を担っている。

本学では、1997 年千里山キャンパス 6 学部における外国語教育のカリキュラム改革が行われた。その目的は各学部の学生たちの多様化したニーズに対応し、より効果的な外国語教育を行うことであった。このカリキュラムでは、履修すべき外国語の選択や科目の配当年次、修得すべき単位数については、各学部の専門性や特性が考慮され、学習者の多様性にも適切な対応がなされている。

【点検・評価】

〈長所〉

各学部の専門性や特性を重視するとともに、学習者の多様化に伴うニーズに応じるための工夫や改善がなされており、基本的に機構の理念目的にそった教育課程が編成されている。また、現行カリキュラムの大枠のもと、上級外国語（英語）クラスやＳＦ入学生クラスを別途開講するなど、さまざまな学生に対応できるよう工夫が凝らされている。

〈問題点〉

当然のことながら、既習外国語と初習外国語とでは教育課程の方針や中身が異なる。たとえば、既習外国語の英語では入学時からの習熟度別履修やアカデミック・イングリッシュ教育を充実させることで、中学・高校で学生が培った運用能力をさらに向上させることが必要である。また、初習外国語については、学生に多様な外国語が履修できる機会を提供することや、上位年次生になっても学習を継続できるような教育課程上の工夫が求められる。むろん、こうした工夫も少人数クラス編成や習熟度別クラス編成に裏打ちされる必要があることは言うまでもない。

本機構では、上述のような改善点を十分に取り入れた「外国語科目および外国人留学生科目カリキュラム改革案」を作成し、2003 年に全学共通教育推進機構に提案し、一年間に及ぶ審議が行われたが、新しい教育カリキュラムはいまだ実現していない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

本機構としては、現行カリキュラムの範囲内で、上級外国語（英語）クラスやＳＦ入学生クラスのように、クラス編成を工夫したり、e-Learning の要素を取り入れた自学・自習環境の充実を図るなど、全学からの理解を得つつ、種々の提案を今後も継続的に行っていく予定である。

（イ）カリキュラム体系とその内容

【現状の説明】

既習外国語である英語については、学生のレベルおよび多様なニーズに応えながら、大学での勉学に活かすことができ、同時に卒業後の人生においても応用可能な外国語運用能力が身につくよう、以下のごとく多彩なカリキュラムを提供している。

「英語Ⅰ」では、オーラルコミュニケーションに重点を置き、日本人教員による通常クラスのほかに、ネイティブ・スピーカーによるコミュニケーションクラスも配置している。「英語Ⅱ」は読解力養成に重点を置き、「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」の中から選択する。「英語Ⅲ」は、「ＬＬ」「コミュニケーション」「ライティング（英語作文演習）」「講読（時事評論）」「講読（戯曲・シナリオ）」「講読（物語・小説）」「講読（エッセイ）」の中から選択する。「英語Ⅳ」は各学部の特性に配慮した題材を用いた講読。「英語Ⅴ・Ⅵ」はより運用能力を向上させるためのもので、TOEFL、TOEIC、英検などに対応した複数コースを自主選択するだけでなく、エアリア・スタディズのような文化的側面を学習することもできる。

英語以外のいわゆる初習外国語では、概ねⅠ・Ⅱで文字・発音、初級文法、簡単な日常会話を学び、Ⅲ・Ⅳで読解が比較的容易な文献類の読解力および基礎的な会話能力の養成を行い、Ⅴ・Ⅵでは文学作品を含む比較的難解な文献類の読解力および論理的表現力の養成を目的としている。また、コミュニケーションクラスについては、ドイツ語・フランス語ではⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、中国語・朝鮮語ではⅢ・Ⅳ、スペイン語ではⅢに、それぞれ設置されており、学生は選択できる。

一つだけの言語に偏るのではなく、複数の言語を学ぶことを通して、日本の文化を知り、かつ異文化間コミュニケーションの諸問題への造詣を深めることをも意識した上記コンテンツにより、各学部の特性を考慮しつつ、必要単位数において若干の相違を認めながら、本学の外国語科目カリキュラムが構築されている。

まず本機構設立以前の 1997 年度に総合情報学部を除いた全学の外国語科目の改革が行われ、従来開設されていた英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語の 6 言語に、新たに朝鮮語が加えられたことにより、開設言語はこの 7 外国語と留学生のための日本語を加えた 8 言語となった。ただし、総合情報学部では朝鮮語はこれより前の 1994 年度の学部設立当初より開設されている。工学部においてはスペイン語・朝鮮語は開設されていない。また、上記改革により各言語のⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳおよび自由科目「海外語学実習」に加えて、新たにⅤ・Ⅵが開設された。

その後セメスター制の導入に伴い、開設授業科目は、千里山キャンパスの各学部では各言語ともⅠab・Ⅱab・Ⅲab・Ⅳab・Ⅴab・Ⅵab の 12 科目（それぞれ半年 1 単位）より構成されることになった。なお、総合情報学部では設立当初よりⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷの各ａ・ｂと、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの 20 科目（それぞれ半年 1 単位）から構成されている。

また、2005 年度からは、外国語検定試験のスコア等により単位を認定する制度を取り入れたり、「海外語学実習」に代えて「海外研修」を新設し学部の定めるところにより卒業所要単位として認める制度も開始した。

日本語の科目としては、学部留学生が履修する「外国人留学生科目」と交換受入留学生が履修する「交換受入留学生科目」「ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目」がある。

工学部を除く 6 学部では、上記 7 言語の中から、英語を含む二つの外国語（法学部と商学部では 3 言語も可能）の履修を必修とし、一つを第 1 選択外国語、もう一つを第 2 選択外国語と位置づけている（総合情報

学部では、それぞれを主選択外国語、副選択外国語と称している)。

配当年次については、千里山キャンパスの各学部では、各外国語ともⅠ・Ⅱを1年次に、Ⅲ・Ⅳを2年次に、Ⅴ・Ⅵを3年次に配当している。ただし、経済学部および商学部（ともにデイタイムコースのみ）においては、第1選択外国語12単位を必修とする場合の配当年次は、経済学部では1年次にⅠ・Ⅱ、2年次にⅢ・Ⅳ・Ⅴ、3年次にⅥを配当している。そして商学部では、英語は1年次にⅠ・Ⅱ、2年次にⅢ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵを配当し、その他の外国語は1年次にⅠ・Ⅱ、2年次にⅢ・Ⅳ・Ⅴ、3年次にⅥを配当している。

総合情報学部では、各外国語ともに主選択外国語のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、副選択外国語のⅦを1年次に、主選択のⅣ、Ⅴ、副選択のⅧを2年次、主選択のⅥを3年次に配当し、自由科目としてＡ・Ｂを2年次に、Ｃ・Ｄを3年次に配当している。

卒業所要単位については、以下の表Ⅱ-外-1に示すように、学部別に多様な形態がとられている。

表Ⅱ-外-1　各学部別外国語科目卒業所要単位

学部	コース	第1選択	第2選択	第3選択
法	デイタイムコース	8	4～8	4～0
文		8	8	－
経		8～12	8～4	－
商		8～12	8～4	0～4
社		8	4	－
工		8	4	－
情		12	4	－
法	フレックスコース	8	4	－
文		8	8	－
経		8	－	－
商		8	－	－

（注1）　経済学部（デイタイムコース）は第1選択と第2選択の合計を16単位とする

（注2）　商学部（デイタイムコース）は第1選択～第3選択の合計を16単位とする

なお、外国人学部留学生は、外国語科目として日本語Ⅰ～Ⅳの計8単位と日本語以外の言語（日常使用言語を除く）のⅠ～Ⅳを計4～8単位修得しなければならない。また「日本事情Ⅰ」「日本事情Ⅱ」（各2単位）を修得した場合は、これを教養科目の卒業所要単位に含めることができる。

【点検・評価】

日本語を含む8言語のスタッフが協働することにより、現行の枠組みにおいても、言語運用能力の練磨、そして多言語主義に基づく異文化理解力の養成という、本機構が目標とする外国語教育は十分に実現しているといえる。また、卒業所要単位についても柔軟かつ流動的・多面的なカリキュラム編成を許容しており、7学部を擁する総合大学の多様性と、各学部の独自性を十二分に発揮できるよう配慮がなされているといえよう。なお、学部によっては開講されていない外国語があるため、学生がすべての外国語の中から選択できるよう各学部への働きかけを今後も継続するとともに、より望ましいカリキュラムの実現を目指して不断の努力を続ける必要がある。また、2005年度に導入された外国語検定試験の単位認定制度のように、学生の達成度が数値目標として明示されるような仕組みを充実させることも、教育の質を保証する取組みの一つとして忘れてはなるまい。

また、カリキュラムの効果を最大限に引出せるよう、各外国語にＳＦ入学生を対象としたＳＦクラスを、当面は英語に限り上級クラスを設け、学生の履修状況や習熟度も視野に入れた授業の展開が2005年度より始まっている。さらに、初習外国語では、外国人教員と日本人教員によるチーム・ティーチングを数多く展開し総合的な外国語能力を育成できるよう配慮しており、現在全学共通教育推進機構が中心となって試みているＴＡを利用した授業運営の研究にも積極的に参加しながら、ＴＡ活用による（e-Learningも含む）外国語授業の新しいスタイルも今後積極的に提案していく。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

本機構は独自の学生をもたないため、学部レベルで構想されるような高･大の接続の方針は有していない。ただし、TOEIC・TOEFL・英検や中国語検定などの成績に基づく外国語検定試験による単位認定制度が、すべての外国語で2005年度に新設され、インターネットを通じて制度の存在や特徴に関する情報を公開しているのは、一つには関西大学を目指す受験生に対して外国語学習の必要性を事前に理解してもらい、その知識を少しでも入学後の勉学に活かしてもらいたいという教育的信念からである。

【点検・評価】

各学部単位でカリキュラムが運営されている本学にあっては、学部横断的に入学前教育を行うには、全学的な理解と細かな調整も必要で、これも即実行に移すことは難しい。高・大の接続に配慮した、そのようなシステム作りについては、各学部の動きとも連動させながら今後環境整備を推進したい。

ウ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本機構から6名が主事として国際交流センター主事会のメンバーとして、海外の協定校の拡大に、各言語の専門性を活かして積極的に参画している。

また、海外の大学との学生交換協定にもとづく学部のカリキュラムを以下の点で支援している。

（ア）交換受入留学生日本語およびウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目

交換受入留学生（文学部所属）およびウェブスター大学との協定に基づく留学生に対して、各学部や機構が専門教育科目に関して協力する体制がしかれている。2005年度は、本機構から３名の教員が協力している。

（イ）ＤＤプログラム入学生のための英語授業

本機構は学部開設の外国語科目「英語 I～IV」のそれぞれにＤＤプログラム入学生対象の特別クラスを提供している。この英語授業の目標は、ＤＤプログラム入学生の英語能力をウェブスター大学への派遣資格であるＴＯＥＦＬ－ＣＢＴ 213点まで上げることである。英語によるディスカッションに積極的に参加する訓練、講義を聞いて要点を捉えノートする練習、プレゼンテーション･トレーニング、小論文を書く練習、英文の内容を迅速かつ正確に把握する練習などを行っている。

さらに、自分のペースに合わせてＴＯＥＦＬスコアをあげていくためのコンピューター･ソフトを利用に供している。

【点検・評価】

海外の大学との学生交換協定に基づく学部のカリキュラムを支援する科目において、本機構の教員の専門性が活かされている。国際交流センターの業務については、本機構の教員が主事として参加しながら、それぞれ専門とする言語や文化の知識をセンターの企画、特に海外語学研修プログラムに反映することができる一方で語学研修の引率を含む全体的な仕事は各学部選出の主事とも連携が図られており、きわめてバランスのよい役割分担が実現され、これが単位認定制度の発展に貢献しているといえる。また、2005年3月には、ＤＤプログラムによる第一期生が卒業した。各学部のトータルなサポートがあったこともさることながら、英語に関しては、上記のごとくスコアによる到達目標を明示することにより、学生の学習意欲が促進された。

エ　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

2005年度における、専任教員（兼担を含む）が担当する授業科目の比率は、英語14%、ドイツ語17%、フランス語14%、ロシア語8%、スペイン語10%、中国語12%、朝鮮語19%、日本語86%である。このように、専

任（兼担を含む）の担当比率は、決して高いとは言えない。

【点検・評価】

全授業科目のうちの多くを兼任講師に頼らざるを得ない状況にある。授業と並行して専任教員が効果的な教授法や教材の開発に当たらなければならないことを考えると、これは十分な体制とはいえないだろう。

一方、たとえば「英語Ⅱ」の「楽しく読むコース」や「クリックして読むコース」のように、専任教員がコーディネーターとなり、他の専任教員や兼任講師と密接に連絡を取りながら全体のクラスを統括するなどの工夫を凝らすことにより、より効果的な教育を実践し、必ずしも万全とは言えない人的体制を補填している点は評価できるだろう。したがって、本機構設立時に予定されていた専任教員数の確保に向けた努力は続けながらも、専任教員が兼任講師とのコーディネータ役となって密なる連携を行う授業運営をより積極的に展開し、少なくともここ 2～3 年は現行の体制で最大の教育効果が期待できるシステム作りに専念したい。

オ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

（ア）外国人学部留学生に対して

外国人学部留学生に対しては、1 年次配当の必修科目として、「日本語　I～IV」が設けられている。さらに、日本語理解の深化、日本語能力向上のために、1 年次配当の選択科目として「日本事情 I(日本の文化と社会)」および「日本事情Ⅱ(日本の経済と技術)」を開設している。

（イ）交換受け入れ留学生およびウェブスター大学との協定に基づく留学生に対して

2003 年度秋学期の「ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目」の開設に伴い、本機構からは３名の教員が科目を担任している。

（ウ）帰国生徒に対して

帰国生徒に対しては、それぞれの能力や学習意欲に応じたクラスが選択できるよう、毎年 4 月、履修科目決定の際に、本人の申し出を受けて本機構の教員が面接を行い、上位年次配当科目履修の道を開いている。

【点検・評価】

外国人学部留学生や帰国生徒に対しては、学生の能力や関心に応じて、上記のような教育指導を実施しており、多岐にわたる学生のニーズに応えるという点では、一定の評価ができるものと思われる。

さらに、留学生に対する日本語プログラムについては、秋学期だけでなく春学期にも受け入れる学生がいること、学生の日本語レベルが多様であること、非漢字圏出身者と漢字圏出身者が混在していること等もあるため、入学生の動向に合わせて年度ごと（あるいは学期ごと）に担当者間で微調整が行えるよう、2 名の日本語担当者が連携して学生の習熟度に合わせた教材開発や指導法の改善を図っている。この点は特筆に値するだろう。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

成績評価の方式として、①定期試験を行わず、平常授業時に実施する小テストの成績や日常的な学習状況などの平常成績によって総合評価（100 点法）を出すものと、②定期試験を行い、それに平常授業時の小テストや学習状況を加味して総合評価（100 点法）を出すものの二通りがある。英語・ドイツ語・スペイン語・フランス語（一部科目）は①の方式を、またロシア語・中国語・朝鮮語・フランス語（一部科目）は②の方式を採用している。定期試験の有無は、言語（あるいは科目）の性格上、まとめの試験を課すことによって

習得内容の再確認が必要と考えられるものがあるからで、言語を問わず、日頃の地道な学習の積み重ねが言語習得の大前提であるという外国語教育の基本ポリシーそのものは、担当教員すべてが共有している。また、これらの教育効果の測定方法・基準についてはすべて『講義要項・講義計画』（シラバス）に明記しており、教員・学生を通じて共通の認識ができている。なお、本機構は兼任講師に依存する度合いが高いため、連絡会等を通して、上記のごとく定められた評価方法から逸脱することのないよう周知徹底を図っている。

教育効果測定のシステム全体を検証する仕組みに関しては、現在のところ十分な導入はなされていない。現時点では、個々の教員が独自に判断しているという段階にある。ただし、学生による授業評価アンケートは公開ではないものの、各担当教員に開示され、教育効果測定の改善のための有用な材料として利用されている。アンケート項目の平均点や優・良・可の割合は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されている。そのデータをもとにして機構内で議論する制度そのものは現在のところないが、各言語部会単位で、カリキュラム等の見直しを検討する中で、より適切な測定法の開発をめざした議論は日常的に継続している。

【点検・評価】

教育効果の測定に関して出席を含めた平常の成績を重視しているのは、特に外国語教育という性格上、総合的な評価方法として妥当なものといえる。また、教育効果の測定方法・基準はすべて『講義要項・講義計画』（シラバス）に明記され、学生と教員が共通の認識を持つことができるようになっている点や、授業評価アンケート等も常に念頭に置きながら、よりよいシステムの開発をめざしている点は評価に値する。

教育効果を測定するシステムは全体としてかなり有効に機能していると思われるが、現時点での問題点をあげるとするならば、それを検証する仕組みが自発的に導入されていない点であろう。

外国語教育においては、本来学生の習熟度に応じたクラス編成や教育効果の測定が行われるべきである。しかし、その一方で、成績評価において、習熟度に依存しすぎると、大半の学生のモチベーションを損なう危険性もある。学習者の視点も考慮しながら教育環境を構築するためには、より優れた授業運営の形態や指導方法の開発等のＦＤ活動と合わせて、教育効果の測定方法を議論する必要があり、現在言語部会単位で行われているインフォーマルな取組みを、今後 2〜3 年を目途として教務委員会を中心とした機構全体の取り組みへと統合していきたい。教育効果測定を検証するための仕組みについては、たとえば英語においてはＴＯＥＩＣ・ＴＯＥＦＬ・英検などの外部テストとの相関関係も研究しながら、そのプロジェクトの中で議論を深める。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

本機構は、たとえば英語を第一選択（総合情報学部では、主選択）外国語とした学生には、大学生としての外国語運用能力の養成をめざして英語Ⅰ〜Ⅵまでの科目を提供し、また第二選択（総合情報学部では、副選択）となる初習外国語については、先修条件を設けることによって、学習者が段階を追って当該言語を習得できるよう工夫している。なお、履修登録上の上限設定や運用については、各学部が定めることになっており、この点に関して本機構は望ましい方式を提案する立場にある。

成績評価は、すべての科目について 100 点満点で素点を出し、100〜80 点を優、79〜70 点を良、69〜60 点を可、59 点以下を不合格としている。そしてそれを学期ごとに学生に発表し、その後、疑義申出期間を設けているので、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室を通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教員は、出席簿や答案・レポートをもとに成績評価の根拠を説明することとしている。

平常授業時に小テストを実施したり、教員と学生が相互にインタラクションを繰り返すことにより評価が行われ、そのトータルにより最終評価が行われるので、よりきめ細かな指標に基づく厳格な教育効果の測定が実践されている。

各年次における学生の質を検証・確保するための仕組みは、今のところ、学期末に行う各科目の成績判定がその役割を果たしているといえる。

【点検・評価】

外国語科目という性格上、日常的な学習活動をその都度きめ細かく評価し、最終的に総合評価を行う必要があり、結果として厳格な評価システムになっている点は評価できるだろう。今後の課題は、現在各教員の判断に任せている指標を統一し、評価方法をなるべく標準化することにより、教員間のばらつきを少なくすることである。前項目と同様、現在言語部会単位で行われているインフォーマルな取組みを、今後2～3年を目途として教務委員会を中心とした機構全体の取り組みにしていき、より透明性の高い成績評価システムを構築する。

ウ　履修指導

【現状の説明】

履修指導のために、本機構は毎年『ことばの旅』という冊子を発行して、新入生と外国語科目担当教員に配布している。この冊子には、本機構が担当している7つの外国語それぞれの魅力、特徴、科目の紹介、辞書・参考書等の案内、留学情報、先輩からのメッセージ等が写真を織り込んだ形で掲載されている。学生は、これを参考にして興味のもてる外国語を選ぶことができる。なお、総合情報学部では、冊子配布に加えて、4月のオリエンテーションの期間に外国語科目のガイダンスが実施され、各言語の担当教員から具体的な履修指導が行われている。また、年度始めに相談会を設けており、履修上のアドバイスを行っている。

オフィスアワーは制度化されていないが、専任教員はホームページや研究室のドアにオフィスアワーを掲示したり、授業で学生に相談可能な時間を口頭で伝えたりするケースが多い。また、学習内容に関する質問と回答については、授業支援型e-LearningシステムCEAS上の「掲示板(BBS)」機能を利用する教員もいる。兼任講師においては、授業後の時間を利用して学生の相談に応じているケースもある。

各外国語（総合情報学部を除く）で、留年者や再履修の学生を対象としたクラスが編成されており、なるべく専任教員が担当するよう配慮している。

【点検・評価】

すでに運用されているWebシラバスと連動させることにより、冊子『ことばの旅』を通じたり、場合によっては対面式のガイダンスで履修指導を行う現在の方式は一定の成果を収めているものと考えられる。また、留年者についても、特別にクラスを編成することによって、学習上のさまざまな問題や悩みを抱えている学生に専任教員が中心となって対応している点は評価できる。一方、オフィスアワーについては、今後制度化に向けて真剣な取組みが必要であるが、時間を定めても学生が訪問してこないといったような、制度の形骸化は避けなければならない。相談内容によってはオンライン掲示板を活用するなど、より実効のあるシステムをめざして、窓口の多様化をキーワードに、柔軟な発想で対応していきたい。

エ　教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

正課の外国語教育については、部分的だが、上級外国語（英語）で少人数制（1クラス20名）が導入されている。授業の到達目標によって異なるが、タスクを使用し、インタラクションの活性化を図っているクラスが増えている。

上記の正課教育と連動して、正課外教育として英語集中コミュニケーション講座を実施している。この講座は特任外国語講師により、習熟度別に12名程度の人数で、15クラスが実施されている。ロールプレイ、音楽、ゲームなどを通して楽しく実践的な英語を学ぶ。2003年度は206名、2004年度は197名の学生が参加

した。

また、授業支援型 e-Learning システム CEAS を利用して、遠隔授業的な要素も採りいれ、授業の活性化を図る取り組みも進んでいる。

教育の改善については、授業形態の改革と連動させて、教授法の見直しも必要となる。そのために、内外の研究者を招いてＦＤセミナーを開催している。たとえば、2004 年度は、以下のように行われた。

第 1 回　5 月 15 日　竹内正実
「能動的に使うためのヒント　初習外国語教育におけるモチベーションの創造」

第 2 回　5 月 30 日　Alexander Thomas
「ドイツ人と東アジアの人々との出会いにみられる異文化間葛藤とその解決ストラテジー」

第 3 回　6 月 12 日　古川　裕「認知言語学から見えてくる中国語文法の世界」

第 4 回　11 月 6 日　Robert Waring　“The importance of reading in a foreign language curricculum”

また e-Learning を取り入れた授業運営に関しても、学内で開催される現代ＧＰの講演会や研究会へ参加することなどにより教員一人ひとりが自己啓発に努めている。

本学の外国語教育においては兼任講師との連携が不可欠である。そのため、毎年、新年度に先立って、専任教員と特任外国語講師と兼任講師との間で、「外国語科目担当者連絡会」を開き、カリキュラムや教育目標を確認し、意見交換を行っている。さらに、専任・兼任を問わず、上記ＦＤセミナーへの積極的な参加を呼びかけている。教育を核にした情報交換を活性化させるため、2002 年度からは、特任外国語講師と兼任講師の研究成果を発表する場として『関西大学外国語教育フォーラム』を出版し、最新の外国語教育理論も踏まえた情報共有を通じて、教育の質的向上を目指している。

毎年、学生に周知される「講義概要」「講義計画」「成績評価の方法」「教科書」「参考書」については、言語や教員により多少の異同はあるが、より詳しく提示する教員が増えつつある。学習者にあわせて学期中に見直しや改善を図る例も見られる。なお、2004 年度から、Web シラバス制度が導入され、試験や成績に関する情報とも一元化されたため、シラバスを学生、教員ともに利用しやすくなった。また、学生による授業評価は、次年度のシラバス作成のために活用されている。

本機構としては、全学共通教育推進機構が実施する「学生による授業評価」には積極的に協力をしている。そこでのアンケート結果に基づき、各教員が次年度のシラバス作成に工夫を凝らすことができるからである。2004 年度春学期には対象 1,317 クラスのうち 1,289 クラス（97.9%）、秋学期には対象 1,438 クラスのうち 1,397 クラス（97.1%）で行われた。

【点検・評価】

学生の外国語運用能力と異文化理解力を向上させるという本機構の目指す外国語教育の理念を実現させるため、専任教員が中心となり、特任外国語講師や兼任講師とも密なる連携を取りながら、学生の習熟度に応じて、あるいは科目の特性を活かして、少人数クラスを徐々に増やしている。ＦＤ活動を通じて合理的かつ効果的な外国語教授法の研究と実践が行なわれていることともあわせて、この点は特筆すべきであろう。また、学生による授業評価にも積極的に参加し、当該の授業でのフィードバックにとどまらず、次年度のシラバス作成や授業運営の改善に活かしている点も評価されよう。特に、Web シラバス制度の導入は、(場合によっては授業支援型 e-Learning システム CEAS とも巧みに連動させることにより、)教育の目標や授業の方針を学生に周知徹底することに大きく貢献しており、また学生の達成度を評価する際の具体的手続きを透明化することにも役立っている。教育の質の向上をめざして、今後もＦＤ活動をさらに充実させ、ネットワークを活用した教育環境の整備・発展に努めたい。

オ　授業形態と授業方法の関係

（ア）授業形態と授業方法

【現状の説明】

ａ　英語の場合

千里山キャンパスの６学部では、科目内容に合わせた設備を使い、教員と学生、あるいは学生同士のインタラクションやペアワークを採用することによって、授業形態の改善を図っている。また、TOEFL、TOEIC、英語検定等のテストにも対応するためのクラスやライティングクラスのように、運用能力の養成に力点をおいた授業が展開されている。

高槻キャンパスの総合情報学部では、実用的な運用能力の養成と異文化理解を深める授業が行われている。ＣＡＬＬ教室を利用したマルチメディア対応の学習も積極的に実践されている。

ｂ　初習外国語の場合

コミュニケーション能力の養成にも力を注いでいる。そのなかでコミュニケーションクラスの設置やタンデムクラスなどの導入により、教育内容の多様化が図られ、読み、書き、聴き、話す４技能を総合的に磨く授業へと変化を遂げてきている。多様化した学生のニーズに応え、レベルの高い教育をめざして、言語により若干事情は異なるが、基本的に以下のような取り組みを行っている。

①コミュニケーションクラスを設置している。

②上位年次まで履修を希望する学生のために「Ⅴ」「Ⅵ」を用意している。

③検定試験のレベルに対応した教育を行っている。

ｃ　日本語の場合

日本語は、2003 年度に全学でセメスター制が実施される以前から、半期集中科目として行われてきた。授業形態と授業方法については、以下のとおりである。

①1 年次の春学期に日本語Ⅰ（週２回）とⅡ（同）、秋学期にⅢ（同）とⅣ（同）が行われる。短期目標達成型である。

②日本語Ⅰ・Ⅲではそれぞれ週２回ある授業のうち、１回を〈読解〉、もう１回を〈聴読解･聴解･口頭発表〉に充てている。ＬＬ教室を利用し、４技能を磨いている。

③学生の習熟度に合わせてアカデミック･ジャパニーズの基礎教材を開発し、効率のよい授業を目指している。

なお、一クラス当たりの履修者数について、英語では 50 名、また初習外国語では 45 名をそれぞれのクラス策定基準の目安として、その範囲内でクラス策定を行うことになっている。

【点検・評価】

英語の場合、目的別クラスを設置、「クリックして読むコース」や「楽しく読むコース」のように、コーディネーターを配置して授業を運営するプログラムなどは、教育効果を高めるための方策として評価できる。また、初習外国語の場合も、前述「ｂ 初習外国語の場合」に見られるように学生のニーズに合わせて改革が進んでおり、教育の質を高めるための方策として評価できる。また、日本語でも上記ｃような取り組みが進められており、効率的な授業形態と授業方法を実現する手段として一定の評価ができるだろう。

一方、このような現状を踏まえて、英語ではさらに科目の特性を引出す指導法や設備を追求する必要がある。また初習外国語では、新しくどのような外国語を開設するかについて、世界的に多言語･多文化社会に移行しつつある現状と大学全体の方針を視野に入れながら、さらなる検討が必要だろう。また、日本語では、今後、クラスを習熟度別にすること、少人数制でインタラクションを活性化すること、学生のニーズに応え２年次にも日本語科目を増設すること、アカデミック･ジャパニーズの技能を高めるために多様なカリキュラムを提供すること、これら３点が大きな課題である。

各言語が抱えるそのような課題と、その解決に向けた取り組みを今後も継続するとともに、2003 年に本機構が提案したカリキュラム改革の骨格が早期に全学規模で実現されるよう努力する。上記の最大履修者数の問題もその中で改善されるべきものと考えているが、それまでの間、現行の枠組みにおいて、より少人数で活発なインタラクションが可能な授業形態を模索し続ける。具体的には、ＴＡを配置した授業運営を積極的に取り入れたり、後述のマルチメディア対応施設や遠隔オンライン授業用をも視野に入れた、授業支援型 e-Learning システム CEAS を活用した授業形態の研究と実践を進めることによって、従来のスタイルに限定されない、多様な授業形態とより効果的な授業方法の提案を行っていく。

（イ）マルチメディアを活用した教育

【現状の説明】

千里山キャンパスの第 1･第 2 学舎には、ＣＡＬＬ教室やＬＬ教室、テープライブラリーがあり、外国語科目の授業や正課外教育に利用されている。また岩崎記念館には、ＣＡＬＬ教室、教材作成室、映像音響資料室､それにさまざまな外国語の衛星放送受信装置がある｡さらにＡＶ装置が各学部の教室に備えられるなど、教材と教育環境のマルチメディア化が進められている。

【点検・評価】

〈長所〉

国際化や情報化に対応できる人材の育成という本機構設立時の理念に沿って、岩崎記念館においてはマルチメディアを活用した教育を行うための態勢は十分に整っている。2003 年度にＢＢＣ放送を利用したマルチメディア教材のパイロット版が作成され、現在もバージョンアップの取り組みが進み、2006 年度には英語の授業の一部で使用される運びとなっている。

既成のオンラインプログラムを利用した正課外教育の取り組みも進んでおり、本機構だけでなく大学のホームページを通じて学生に周知したり、授業においても当プログラムの利用を促している。学内から当プログラムにアクセスできる端末は 949 台あり、外国語検定試験による単位認定制度の開始ともあいまって、このプログラムを利用する学生も増えつつある。ＢＢＣ放送を利用した教材の作成も含め、マルチメディアを利用した教育に学内でもいち早く着手した成果が着々と出ている。

〈問題点〉

視聴覚教室が全学で 10 教室しかなく､また通常の外国語授業用の教室においてもＡＶ機器すら装備されていない教室があり、全体的に外国語教育に適した教育機器は不足している。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

一般の外国語授業用の教室における教育機器の整備については、本機構設立時より年次計画でその充実に関する提案が行われており、これからも提案を継続する。一方で前述の授業形態や授業方法を改善・改革する工夫も行われており、ネットワークを利用したマルチメディア教材のメリットを活かした教育のあり方について積極的な提言と実践を進めていく。

（ウ）遠隔授業による授業科目

【現状の説明】

遠隔授業による授業科目は、まだ開設されていないが、学生が授業支援型 e-Learning システム CEAS を利用して学内外からネットワークを通じて授業コンテンツにアクセスする試みが 2005 年度から全学規模で始まっている。本機構でも、研究テーマとしてこの試みに参加するだけでなく、実際の授業運営に取り入れて本格的に活用している教員もみられ、今後その数が増えるものと思われる。

【点検・評価】

時間と場所を問わず学習を継続する必要のある外国語教育においては、ネットワークを利用した遠隔授業の実施は、きわめて有効だと考えられる。前述の本機構におけるマルチメディア教材の作成も、この遠隔授業的な要素を考慮に入れたプログラムであり、学生の多様な学習スタイルに対応するための取り組みとして評価されるものだろう。遠隔システムを使った授業運営をするためには、さまざまな問題の解決が必要と思われるが、少なくとも中期的な展望としては、対面式授業と e-Learning による遠隔型自学自習を一体化させる試みとして「混合型学習」(blended learning) を導入することが望ましいと考えている。

(3) 国内外における教育研究交流

【現状の説明】

本機構に固有の学生はいないが、各学部に所属する学生の国際交流に関する業務を所轄する国際交流センター主催の国際交流主事会に、2005 年度には本機構教員 6 名（機構選出 1 名、センター所長指名 5 名）がメンバーとして参加し、英語圏だけでなく、朝鮮語やスペイン語をはじめ初修外国語に関連する地域との交流促進業務にも積極的に関わっている。

また、協定大学から交換研究者として、2004 年度に 2 名（北京大学副教授、銘傳大学副教授）を受け入れた。

【点検・評価】

国際交流業務については、外国語教育を担当する教員に限定せず、各学部・機構の専任教員から構成される国際交流センター主事会が主担しており、大学の国際交流の施策がここで議論されている。この点は、大学全体の方向性を定める上で大きなメリットだといえる。他方、本学には 7 学部 1 機構があるが、国際交流センター主事の 3 分の 1 （6 名）を本機構所属の教員が占めており、平素の業務を通して本機構が本学の国際交流に寄与しているといってもよいだろう。また、日常の業務にとどまらず、海外における交流先の新規開拓時などにも本機構の教員が積極的に関わっているおり、このことは今後国際レベルでの教育研究交流を緊密化させる必要性が高まるなか、国際化をキーワードにした本機構の発展にも望ましいと考えられる。

3　教員組織

本機構は全学の外国語教育を担うために創設された組織である。したがって、本学で外国語教育を担当する資格を有し、同時に社会が願望する新しい外国語教育を実践できるスタッフで組織を構成することが当面の主要な到達目標である。

(1) 教員組織

本機構は全学部生を対象とした外国語科目（留学生を対象とした第二言語としての日本語を含む）と外国語教科教育法科目などを職掌し、教員は、専任教員 37 名（欠員 1 名を含む)、兼担教員、特任外国語講師、および兼任講師によって構成されている。

以下、その外国語科目の履修者数に応じた教育において必要な規模の教員を有し、教育と研究の成果を十分に収める体制がとられているか、また、教員の募集・任免・昇任は適切に行われ、その地位の保障にも十分な配慮がなされているか等について順に点検していく。

ア　教員組織

【現状の説明】

前述のように、本機構は他学部とは異なり、機構所属の学生を有しない。しかし、全学の外国語科目履修者を専任教員だけで担当すると仮定すると、専任教員１人あたりの学生の数は相対的に多いといえる。

また、外国語教科教育法科目では、全科目が機構専任教員によって担当されている。

さらに、教員組織における専任・兼任の比率を見てみると、外国語科目における、本機構専任教員および兼担講師の授業担当率は、全開設科目の 14%となっている。その内訳は、英語 13.5%、ドイツ語 16.5%、フランス語 13.9%、ロシア語 8.0%、スペイン語 10.1%、中国語 12.0%、朝鮮語 18.6%、日本語 85.7%である。全体的に専任の担当率が低いのが現状である。

【点検・評価】

冒頭にあげた外国語教育を担当する資格を有し、かつ現代のニーズにあった教育を実践できるスタッフによって組織を構成するという本機構の到達目標は、2000 年の創設以来の人事により概ね達成された。

ただし、本学のような大規模校において、全学の外国語教育を職掌する本機構にとって、その専任教員の不足と、専任教員の担当率の低さは否めない。そのような状況の中で、英語においては特任外国語講師（12 名）を任用し、またいくつかの言語で、表現能力・コミュニケーション能力の育成を図るため、日本人教員と外国人教員が連携をとりあって授業を行うなどの方策がとられている点は、有効な人事戦略といえよう。

また本学では、全学部生を対象として約 1,500 クラスにおよぶ外国語科目が開設され、その多くが兼任講師によって担当されている。これは、本学のような大規模校にあっては避けがたい状況であると言わざるを得ない。したがって、年度始めに「外国語科目担当者連絡会」を催し兼任講師ときめこまかな意思疎通を図り、担当学部別に専任教員が責任者となり授業運営のコーディネータを務めることによって、現有の教員組織の力を最大限引き出せるよう努力を継続している点は評価に値するといえよう。

外国語科目の延べ履修者総数が約 5 万名以上に達しているなかで、１クラス当たりの学生数を、英語 50 名、初習外国語 45 名、各外国語コミュニケーションクラス 30 名に設定して運営している。特に、英語では特任外国語講師を配置することによって比較的少人数のコミュニケーションクラスを学生に提供したり、同じく英語上級クラスで 20 人クラスを実現している点は､限られた教員資源を有効に活用しながら教育の質を高めようという取組みの成果である。

もし本学の外国語教育の円滑な進展を妨げている要因を一つあげるとするならば、大学設置基準の大綱化に伴う教養教育の改編以前に本学に配置されていた教養外国語科目担任者の定員すべてを、本機構に移籍できなかったことであろう。ただし、学生数に見合う専任教員数の問題は、大学教育の中で外国語教育をどのように位置づけるかという、大学全体の理念・施策が大きく関わっているわけで、単純に数字だけで解決できる問題ではない。ましてや、外国語教育を担当する資格のある教員を精選するとなれば、学内の教員を右から左に移動させて片付く問題でもなかろう。まずは、本学が目指すべき外国語教育を実現させるための理想的な教員数について、全学的な会議において十分に議論し、その方向性を見いだす努力を重ねながら、当面は上記のごとく現有スタッフによる教育の質の向上を推進することが現実的かつ責任ある態度だと思われる。

イ　年齢構成など

【現状の説明】

「大学基礎データ表 19」に示したとおり、欠員１名を除く専任教員は 36 名、内訳は教授 28 名、助教授 6 名、専任講師 2 名である。年齢構成では、全教員 36 名のうち、過半数に相当する 23 名（全教員の約 64%）が 46 歳から 60 歳の間に分布している。これは機構発足時に他学部から移籍した教員が多いためである。

構成教員の勤続年数をみると、全教員の平均勤続年数は 11 年で、教授の平均勤続年数は 13 年、助教授は

5年、専任講師は2年となっている。

また、職位別に見た勤続年数の状況では、勤続年数５年未満の教授が教授全体の14.3%を占め、勤続年数6～10年未満の教授が全体の32.1%を占めている。

次に、本機構における外国人研究者の受け入れ状況では、本機構においては、優れた研究者を海外から受け入れることについては、特段の制限を課していない。その結果、現在6名の外国人研究者を専任教員として受け入れている。

さらに、女性教員の占める割合をみると、専任教員37名（うち1名は欠員）中、その4割弱に相当する14名が女性教員である。

【点検・評価】

以上の統計から、多様な年齢構成・勤続年数を有する教員によってこの組織が運営されていることがわかり、組織を民主的に運営する面でプラス要因として働いているといえる。

また、教員公募の対象を国内に限定することなく、国籍を問わず優秀な研究者の採用を進めてきているので、より国際化が推進されている。

さらに女性教員の占める割合も他学部に比して多く、おおよそ男女共同参画社会を実現する方向に沿ったものとなっている。

年齢構成に関しては、特定の年代に偏ることなくバランスが取れていると考えられるが、さらに、新任採用人事については、特別な理由がないかぎり、教員の若年化を図るために専任講師または助教授を公募により採用するよう努めているので、全体として適切だといえる。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

【現状の説明】

2005年度における外国語科目別の専任教員配置状況は、英語20名、ドイツ語4名、フランス語2名、ロシア語1名、スペイン語2名、中国語3名、朝鮮語2名、日本語2名である。

本学における責任担任時間数は、１週あたり教授8時間（通年で4コマ)、助教授および専任講師6時間（通年で3コマ）となっている。

「大学基礎データ表22」に示すように、専任教員の平均授業担任時間数は、教授が12.9時間、助教授が14.5時間、専任講師が13.0時間で、専任教員が担当している１名当たりの平均担任授業時間数は13.2時間である。

【点検・評価】

本学で開設されている外国語科目の言語別専任教員の配置状況をみると、全ての言語に最低1名の専任教員が配置されている。このことにより、カリキュラム策定や兼任講師との連携などにおいて、外国語教育の充実や学生の要求に速やかに対応できる体制がとられている。

言語別教員配置数と言語別受講者との間の比率をみた場合、少しバランスを欠いている面があることは否定できない。これは本機構設立時の教員の学内移籍に係るルールに起因しているのであるが、外国語教育に対する大学全体の理念・施策が概ね盛り込まれた形にはなっている。ただし、学生の受講状況は時代とともに変化するので、持てる人的資源を有効に活用しながら、必要に応じて教員構成を適宜調整していく必要がある。その時々の状況を全学的な会議において十分に議論し、その方向性を見いだす努力を本機構が継続して行なうことは、前項アで述べたとおりである。

エ　教員間の連絡調整

【現状の説明】

本機構においては、7 つの外国語および第二言語としての日本語を対象とした教育研究がなされている。教育課程編成上必要な教員間の連絡調整は機構長代理を委員長とした教務委員会が行っている。

また、すべての専任教員が英語部会、ヨーロッパ系言語部会（ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語)、アジア系言語部会（中国語・朝鮮語・日本語）のいずれかに属し、必要に応じてそれらの会議を開催している。さらに、初習外国語科目としての共通性を有する連絡調整のために、ヨーロッパ系言語部会とアジア系言語部会の合同会議が開催されている。

その他に、カリキュラムや教育目標などに関する共通認識を高めるため、毎年度、春学期開始前に専任教員（兼担講師を含む)、特任外国語講師および兼任講師が一堂に会する「外国語科目担当者連絡会」が開催されている。この連絡会では、全教員を対象とする説明会、および各言語別の説明会を持ち、必要事項の連絡を徹底している。

専任教員は、教育内容の検討、到達目標の設定、年間のシラバス作成、共通教材の開発などの業務に従事し、特任外国語講師・兼任講師が効果的な教育を行えるよう支援する体制を整えている。

本機構が提供している外国語科目の中には統一教材を採用したり、リレー方式やタンデム方式を導入しているクラスがあるため、同一言語の担当者間や同一クラスの担当者間における緊密な連絡調整は不可欠である。そのため、日常的な教員間の連絡調整は、直接会合する場合や連絡帳、Ｅメールを利用するケースなどさまざまである。

【点検・評価】

教務委員会と 3 つの言語部会による教育課程の編成は､外国語カリキュラムとしての統一性を保ちながら、それぞれの言語部会の特性が十分に配慮される点で、効果的に機能していると評価できる。

外国語科目担当者連絡会は、授業方法や教材に関する教員間の綿密な協議・情報交換の場として有効に機能しているだけでなく、限られた数の専任教員が中心となって本学の外国語教育を運営していくために重要な役割を演じている。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

学生に対してよりきめの細かい外国語教育を施すため、英語Ⅱの「クリックして読むコース」において、TA（ティーチング・アシスタント）を活用している。

TAの配置については、まずコースのコーディネーターと担任教員間の相談によって決定される。コーディネーターはTAの採用・配置、教室の確保、教授内容の検討を行い、それ以外の具体的な教育上の連絡は、担任教員とTAの間で行われている。なお、TAは本学の外国語教育のスタイルに精通している外国語教育学研究科の大学院生を中心に採用している。2003年度には延べ12名、2004年度には延べ10名のTAが採用された。平成17年度に全学機構がFD活動の一環として企画した「TAを活用した授業」についても、上記「クリックして読むコース」以外の担当者がこれに参加し、授業を充実させる試みを行った。

【点検・評価】

TA が制度化され、現時点で「クリックして読むコース」において、適切に運用されている。また、その後、2005 年度には SF（スポーツフロンティア）学生のための課外ワークショップにおいても TA を活用した補助授業が実施された。本機構では、このように TA を使った授業運営のさまざまな試みがすでに行われており、資料作成など教師の補助を務めるだけでなく、学生に対するメンター（アドバイザー）的な役割も TA の重要

な任務であることが確認されている。教員とTAとの連携・協力関係はきわめて適切であると考えられる。

また本機構では、近い将来に e-Learning の要素を取り入れた対面授業を計画しており、そこでも教師とTAの連携は欠かせない。これまでの成果に基づき、この混合型学習(hybrid learning)の中でTA制度を本格的に機能させるため、事前の研究も現在並行して進行中である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

教員の募集については、原則として公募によること、候補者の書類・面接・業績審査にもとづく慎重な選考、教授会での投票による採否決定が明文化されている。具体的な手続きについては、部会（英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会)、人事委員会を経て、最終的に教授会で審議が行われている。

昇格人事、定年延長人事に関しても、それぞれ、昇任人事選考基準内規、定年延長人事内規ならびに同申し合わせにより必要な手続きが本機構教員人事に関する教授会内規において明文化されている。昇任人事については、候補者の研究業績、教育業績、大学・機構行政への貢献、社会への貢献に関して行なうこと、また定年延長人事は、休講などの状況、手続き時の健康状態、意欲などについても審査することになっている。さらに、昇格人事では、助教授もしくは専任講師としての経歴や研究業績に関して選考規準、また定年延長人事では研究業績に関しての選考規準、そしてそれぞれ教授会における投票による決定が明文化されている。一連の手続きについても、新任人事と同様、部会（英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会)、人事委員会を経て、最終的に教授会で審議が行われている。

【点検・評価】

以上のように、本機構における教員の募集・昇格・定年延長に関する基準・手続きは、明確化されており、人事の透明性が確保されている。専門分野および年齢構成などにかんがみて、随時必要とされる人員を全体の構成のバランスを考えた上で、適切に運用されていると評価できる。

現在の専任教員の構成から、上記の点を確認することができる。本機構の専任教員の出身大学は、本学の出身者が5名、他の私立大学8名、国公立大学14名、外国の大学9名である。出身大学院は、本学が6名、国公立大学11名、外国の大学9名である。出身大学院の本学出身者は全体の17%を占め、残りは国公私立大学の出身者、および外国の大学の出身者である。新任人事選考は研究および教育業績の審査に基づいており、本学・本学大学院にかたよることなく、バランスよく教員配置がなされていることがわかる。

教員の募集に関しては、公募制を導入し適切に運用することにより、多くの優秀な候補者を得ることに成功している。外国語教育という専門教育という専門分野のため、インターネット上での掲示は、海外からの優秀な人材を求める上で、非常に効果的である。

海外からの応募の場合、最終面接のため、来日を求めることがあるが、それまでの選考段階において、候補者の授業実践を収録したVTRの提示を求めるなどして、審査に慎重を期している点を評価することができる。

4　研究活動と研究環境

本機構は、本学における外国語教育全般を担っており、より効果的な教授法を実践し、その成果を広く教育界に発信していくことが求められている。さらに、本機構に所属する教員の大半が兼担している大学院外国語教育学研究科では、すぐれた教員を育成するために、実践に役立つ教授法はもちろんのこと、背景にあ

る理論的な枠組みも広く学生に教授することが求められている。そのためには、著書や論文を公刊することにより、常に研究成果を世に問い、研究の質を向上させることが大きな目標となる。また、本機構では多くの兼任講師が教育に関わっているので、その実践内容を教室内にとどまらせるのではなく、新たな知見を関係のスタッフが広く共有したり、場合によっては研究テーマとしてさらに洗練し発表したりできる機会を提供していくことも、本機構が掲げる目標の一つである。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究活動の概況

機構は、高度な外国語能力を身につけ、国際社会において活躍できる人材を育てるために、外国語教育のあり方をさぐり、それを実践する気鋭の教員によって構成されている。その意味では、まぎれもなく関西大学の教育理念である「学の実化」を着実に推し進めている組織と言える。

大学内において学際的な共同研究が行われていることは言うまでもないが、外国語教育学は、海外で注目すべき研究が進んでいるので、そうした国々から外国語教育学の各分野の専門家を招聘し、ＦＤセミナーを中心とした国際的な共同研究も進められている。

外国語教育学としての方法論は新しい研究分野であるが、大学内の教育にとどまらず、リカレント教育などにも活かされるもので、その応用面は多岐にわたる。

イ　研究成果の発表状況

2002 年度に本機構の専任教員の大部分から構成される大学院外国語教育学研究科が創設されたこともあり、それ以降、著書の出版ケースが常時 10 件以上あり（ただし、2005 年度は中間集計のため除く）、教育・研究の成果が着実に公開されつつあるといえる。この研究科は元々文学研究科内に増設された外国語教育専攻（修士課程）を母体として生まれたもので、外国語教育学を専門にするスタッフだけでなく、文学・文化・言語学などを研究するスタッフも構成員に含まれるため、内容的にも幅広い分野に及ぶ成果が外国語教育全般に関わる知見として発表されている。

表Ⅱ-外-2　研究業績数一覧

年	合計	著書	論文	学会発表	その他
2000	82	6	44	11	21
2001	82	4	31	14	33
2002	117	16	37	19	45
2003	99	15	38	16	30
2004	92	11	39	6	36
2005	81	7	28	10	36

※　2005 年は中間集計

なお、本機構内において、主たる研究・教育成果の発表の場となっているのが、2000 年度の機構設立とともに創刊された『外国語教育研究紀要』である。

さらに 2001 年度から、外国語および日本語科目を担当する兼任講師が主として投稿する『外国語教育フォーラム』が創刊されている。このジャーナルは、研究発表の場に必ずしも恵まれているとは言えない傾向がある兼任講師に、投稿の機会を設けるとともに、冒頭に掲げた知識共有の目標を達成しようと意図されたものである。

『外国語教育研究紀要』（年２回発行）と『外国語教育フォーラム』（年１回発行）はともに定期的に刊行されている。2004 年度の発行状況は、『外国語教育研究紀要』第 8・9 号では専任教員による執筆数が 10 点、『外国語教育フォーラム』第 4 号では兼任講師（特任務外国語講師を含む）による執筆数が 8 点であった。

ウ　学会等での活動状況

機構の教員の学会への参加状況は、届け出に基づくデータによると、2004 年度の国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者 16 名、出席者 4 名、国内学会が発表者 6 名、参加者 57 名となっている。これは、機構の教員が着実に研究成果をあげ、外国の専門家と積極的に交流していることを物語っている。

また、外国語教育をはじめ、言語学、文学、異文化理解といった多岐にわたる機構の教員の研究成果は、すでに高い評価を得ているものがある。そのことは、教員の相当数が市民講座や講演会の講師、スピーチコンテストの審査員、国際ロータリークラブやフルブライト奨学金の審査員などを委嘱されていることにもあらわれている。

エ　研究助成

教員の研究活動費では、大学内の学術研究助成金、重点領域研究助成金、そして外部からは文部科学省の科学研究費補助金が支給されている。2004 年度は学術研究助成基金が 5 件、重点領域研究助成費が 1 件、科学研究費補助金が 4 件支給されている（大学基礎データ表 31 及び表 33 参照）。

機構は発足して間もないせいか、外部からの科学研究費補助金を受けている件数は、決して多いとは言えないが、各専門分野での研究が進むにつれて、増加していくものと予想される。

【点検・評価】

国際学会への参加や社会的な貢献を通して、学内にとどまらず研究成果が広く公開されていることは、本機構が関西大学の外国語教育を中心的に担う教育研究組織として創設された理念に適うものである。また、授業経験に基づく研究成果を発表しにくい立場にある特任外国語講師や兼任講師のために『外国語教育フォーラム』を創刊したことは、研究活動を奨励し、専任教員ともさまざまな知見を共有する場が設けられたわけで、結果として本機構が目指す外国語教育のさらなる質の向上に貢献したと考えられる。本機構が発足して 6 年が経過しようとしており、個人レベルにとどまらず、現在の組織に必要な研究課題の設定も行いつつ、外部競争的資金の獲得を目指して、研究体制の充実を図りたい。

（2）研究環境

【現状の説明】

国際会議、国内学会での発表・報告を行うにあたり、科学研究費補助金に加えて、大学からの助成、個人研究費等によって国内外に出張しており、比較的恵まれた状況にある。2004 年度の場合、国外長期留学を 2 名（※）、国外短期留学を 7 名が行い、それぞれ総額 4,063,434 円と 3,298,000 円が支給された。学会等出張旅費としては、国外旅費が 2 名、国内旅費が 71 名に支給され、それぞれの総額は 247,650 円と 3,082,192 円であった（大学基礎データ表 30 参照）。

学内共同研究費は、学術研究助成基金研究費や重点領域研究助成費などに対して総額 6,965,298 円が支給され、科学研究費補助金は総額 6,600,000 円が支給された（大学基礎データ表 32 参照）。

個人研究室は全教員に個室が確保されている。また、さまざまな会議の開催日を水曜日に集中させることによって、教員の研究時間を確保させる方途としている。

※　2004 年度中に出発した 2005 年度在外研究員（学術）を含む

【点検・評価】

専任教員の積極的な研究姿勢を反映して、学内共同研究費、科学研究費補助金の受給総額は 2002 年度から 2004 年度にかけて増え続けている（大学基礎データ表 32 参照）。教員一人ひとりの研究環境向上のために、研究活動の活発な展開を全教員に促し、組織全体としても、科学研究費補助金に限らず、中長期的な展望をもちながら、また大学院外国語教育学研究科での取り組みも視野に入れて、現代ＧＰ や特色ＧＰ、さらには

ＣＯＥなどにも申請できるプロジェクトを本機構を中核として構成することにより、競争的外部資金の獲得を目指す。

５　施設・設備等

2000 年 4 月に外国語教育研究機構が創設されて以来、本機構が掲げる教育理念・目的は一貫している。すなわち間断なく変動し国家の境界が薄れつつある現代社会にあって、国際化の流れに的確に対応しうる高度な外国語運用能力をもつ有為な人材の育成にある。また、それとともに外国語教育の本質追求により有能な外国語教育者や研究者を輩出することにある。これらの理念・目的を達成すべく本機構では計画的に施設・設備の拡充を図ってきた。

現在、本機構は固有の学舎として岩崎記念館を管轄し、法文・経商学舎等に６教室を管轄する。しかしこれらの施設だけで語学教育が賄えるわけはなく、大部分の外国語授業を各学舎の教室に頼っている。そのため本機構が構想する教育が十分なされているとは言いがたく、将来の展望としては本機構独自の語学棟を建設し、全学の語学教育をより効果的に担える環境が到達点といえる。

【現状の説明】

（1）学舎

情報化社会の到来は我々の生活様式を根底から覆したが、外国語教育の現場においても大きな変化をもたらしている。本機構では外国語教育の充実及びその包括的・体系的研究の成果実践のため、まず「外国語教育教材と教育環境のマルチメディア化」を推進してきた。一つの事例としては CALL システム〔Computer Assisted Language(Learning) Laboratory〕があり、岩崎記念館の CALL-1・CALL-2、第 1 学舎 3 号館の LL-A・LL-B の 4 教室に順次導入した。同システムでは受講生各自にパソコンが配置され、ビデオ・DVD など AV 教材の利用はもちろんのこと、ファイルの配信・回収、音声教材のデジタル編集やパソコン教材の作成まで可能である。このことにより受講生は様々なツールを利用した学習をすることができ、担任者にとっても多面的できめ細かい授業が行える。機能的かつ効率的な CALL システムにより、格段と教育効果が向上することが期待できる。

第二に、激動する国際社会の出来事をリアルタイムで捉え、これを学習者に教材として提供し、国際情勢や時事問題に強い学生を育てることを目指している。岩崎記念館の教材作成室には英語（CNN、BBC）、ドイツ語（DW）、フランス語（TV5）、スペイン語（TVE）、ロシア語（ORT）、中国語（北京電視台、中央電視台）、朝鮮語（KNTV）の外国語放送受信装置があり、海外からのアップデイトな情報を教材として加工し学生に提供できる環境が整備され、上記目標を達成するための基礎環境はすでに出来上がっている。その他、映像・音響資料室、録音ブース、多目的ホールなど、各方面のいろいろなニーズに対応できる施設・設備を拡充した。ちなみに、先駆的な成果として、この施設・設備を活用した BBC 時事英語教材が、2003 年度学部リフレッシュ予算に支えられ完成した。

第三に目指したのは、岩崎記念館を中心とする外国語教育関連施設のバリアフリー化であった。岩崎記念館は大学院学舎として 1974 年 4 月に竣工した建物であり、時代的にもバリアフリーに配慮したものではなかったが、外国語教育研究機構が 2000 年 4 月に発足し本部機能をこの学舎に置くに伴い、エレベーターなどの設備を整えた。また、視聴覚教室 LL-A、LL-B、AV-A、AV-B 教室を備えた第 1 学舎 3 号館については法文学部の学舎を一部借用したもので、これは岩崎記念館以上に歴史のある建物であるが、バリアフリーの時代に即してエレベーターなどの設備を配置した。さらに、LL-1、LL-2 教室は第 2 学舎 1 号館の経商学部の学舎を一

部借用したものであるが、1994 年 3 月に竣工したものであり、建物は比較的新しくバリアフリーに対する配慮がなされている。

(2) 研究棟

外国語教育研究機構の専任スタッフは教授 28 名、助教授 6 名、専任講師 2 名の合計 36 名（2005 年 4 月現在）であり定員からすると 1 名減になっている。本機構は他学部と比較すれば歴史が浅く文学部や総合情報学部の元教員を核として発足した。個人研究室は大部分が第 1 学舎（法文学舎）にあり法・文両学部の教員と建物を共有していたが、一部は本機構の管轄する岩崎記念館別館にあった。しかし、文部科学省の 2005 年度私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア）に関西大学が採択されたことから同別館は取り壊しとなり、本機構の個人研究室は 2005 年 4 月に全て第 1 学舎内に移転した。

【点検・評価】

〈長所〉

外国語教育研究機構においては教育理念・目的を達成すべく施設・設備の教育環境を整備してきたが、その利便性や性能の向上に伴い管理・運用は複雑化の一途を辿っている。しかしながら、本機構としては機器等に精通する事務職員を配置したり、業者から小まめに情報提供を受けたり、または担当教職員が自主的に学習するなど、管理・運用に問題が生じることないよう万全を尽くしている。IT 技術の円滑な導入、そしてその技術を利用して教材開発を試みる即応体制、学習者・教育職員すべてに優しいバリアフリー化への取組みが、当機構が取り組んできた施設・設備充実に関する大きな長所といえる。

〈問題点〉

IT 技術への依存は長所であると同時に、さまざまな問題点の源でもある。とりわけ、科学技術の進歩は目覚しく、我々の社会の様相が数年ごとに入れ替わるように、大学における教育環境も常に見直しを迫られている。今後とも時代に即応した効果的で濃密な授業が展開できるよう体制を整えなければならない。残念ながら、外国語教育用の一般教室の多くは AV 機器をはじめとする音響施設等において、本学は同等規模の有力私立大学の水準に及ばない。今後とも語学教室における音響機器の装備比率を一段と高める努力をしたい。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

施設・設備の整備状況については、2000 年の本機構設立をきっかけとして、岩崎記念館を中心に IT 機器を積極的に取り入れた施設が充実しつつある。しかし、各学舎の教室は、特に AV 関連の環境を中心に、全体として立ち後れの印象は否めない。

IT 関係を中心とする外国語教育の展開全般を扱う部門として、すでに本機構の教材・マルチメディア委員会がその役割を果たしており、また同委員会は「施設委員会」としての機能も同時に担っているため、施設・設備関連の問題はすべてこの委員会で集約的かつ集中的に審議することが可能である。同委員会委員長は機構主任が兼務しており、機構執行部との密なるコミュニケーションを通して、目標と実行プロセスのさらなる明確化を行い、個々の事案に対して機動的に対応できる委員会運営を予定している。一部立ち後れが指摘される各学舎における教室環境の整備については、従来どおり中・長期的なビジョンのもと、順次整備を進めていく予定で、執行部レベルと同時に事務組織においても意思疎通を図りながら、各学部との連携をさらに深めてゆく。

6　管理運営

(1) 機構運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

管理運営は、「外国語教育研究機構規程」と「外国語教育研究機構教授会規程」に基づき、透明性を確保する方法で行われている。ほかの各種委員会と部会は明文化されていないが、適正かつ円滑に運営されている。

ア　管理運営体制の概要

本機構は、2000 年 4 月 1 日の発足以来、同年 2 月 25 日に制定された「外国語教育研究機構規程」に基づいて運営がなされている。意思決定機関として、学校教育法ならびに関西大学学則の規定に基づいて教授会が設けられ、その議を経て次のような会議、委員会ならびに部会が作られている。

執行部会議、人事委員会、教務委員会、
教材･マルチメディア委員会、図書･研究委員会、自己点検･評価委員会、
英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会

イ　教授会

機構の最高意思決定機関である教授会は、2000 年 2 月 25 日に制定された「外国語教育研究機構規程」に基づいて運営されている。教授会は、専任教育職員をもって構成される。機構長が招集し議長をつとめる。休業期間を除き、原則として月に 2 回、開催されている。また、機構長が必要と認めたときや、構成員の 3 分の 1 の請求があったときに臨時に開催される。定足数は、機構長選出のための教授会が構成員の 3 分の 2 以上、人事のための教授会を含めた通常の教授会が 2 分の 1 以上となっている。議決は、原則として出席者の過半数をもって行われる。審議事項は、以下のとおりである。

機構長の選出、機構長代理の承認、評議員候補者の選出、学長となる者の承認、構成員の人事に関する事項、特任外国語講師の人事に関する事項、全学および機構内の各種委員会委員の選出等、学則に関する事項、関係機関との協議に基づく外国語科目および担任者に関する事項、関係機関との協議に基づく外国語科目の試験に関する事項、自己点検･評価に関する事項、その他外国語教育および研究に関する事項。

教授会の議事録は、機構長によって作成されたのち、事務室に備え置かれ、教員に開示されている。

なお、2005 年 4 月 1 日現在の構成員数は、37 名（教授 28 名、助教授 6 名、専任講師 2 名、うち在外研究員 2 名、欠員 1 名）である。2004 年度は 18 回開催され、平均の出席率は 84%であった。

ウ　執行部

機構の役職者としては、機構規程に基づき、機構を代表して業務を統括する機構長１名、機構長を補佐する機構長代理１名、機構長および機構長代理を補佐し機構運営にあたる機構主任２名がおかれ、これら４名が執行部を形成している。

この執行部を中心に意思決定機関が協議を重ね、管理運営に関する意思決定の手続きが進められている。

執行部会は、機構長 1 名、機構長代理 1 名、機構主任 2 名で構成されている。休業期間を除き、原則として月に 2 回、開催され、教授会で審議される議題の設定や配付資料の検討、懸案事項の検討を行っている。

エ　各種委員会と部会

（ア）人事委員会

専任教員の任用･昇任･定年延長･名誉教授の推薦に関する事前審査、非常勤講師の任用のための資格審査、そのほか人事に関する議題を審議をする目的で設けられている。委員は、機構長、機構長代理、英語･ドイツ語･フランス語･ロシア語･スペイン語･中国語･朝鮮語･日本語から選出された委員それぞれ 1 名、機構長指名

の委員1名、教授会選出の委員1名、計12名である。機構長が委員長を務める。2004年度は15回、開催された。

（イ）教務委員会

外国語のカリキュラム策定、時間割の編成、そのほか外国語に関する議題を審議をするために設けられている。委員は、機構長代理、英語･ドイツ語･フランス語･ロシア語･スペイン語･中国語･朝鮮語･日本語から選出された委員それぞれ1名である。機構長代理が委員長を務める。2004年度は19回、開催された。

（ウ）教材･マルチメディア委員会

外国語教育における教材･マルチメディアのコンテンツ作成、関連施設設備の利用･充実計画の策定、そのほか教材資料に関する議題を審議をするために設けられている。委員は、機構長推薦の委員長、教授会において選出された委員9名、計10 名である。2004年度は10回、開催された。

（エ）図書･研究委員会

研究用図書の収集･整理、研究紀要･研究誌の編集･刊行、FD セミナーの開催、そのほか研究支援に関する議題を審議をするために設けられている。委員は、機構長推薦の委員長、教授会において選出された委員 7名、計8名である。2004年度は7回、開催された。

（オ）英語部会

英語教育に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、英語教員 20 名が所属。部会は、部会長の判断により随時開催されている。

（カ）ヨーロッパ系言語部会

ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、ドイツ語4名、フランス語2名、ロシア語1名、スペイン語2名、計9名が所属。部会は、部会長の判断により随時開かれている。

（キ）アジア系言語部会

中国語、朝鮮語、日本語に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、中国語 3 名、朝鮮語 2名、日本語2名、計7名が所属。部会は、部会長の判断により随時開かれている。

【点検・評価】

教員人事等における教授会の役割は、十分に果たされており、活動は適切であると判断される。

意思決定機関としての教授会は公正に運営され、執行機関としての機構長は教授会の意思決定に基づき、機構の管理運営を行っている。したがって、両者の機能分担は適切であると判断される。機構発足以来5年が経過し、管理運営体制は確立されている。

（2）機構長の権限と選任手続き

【現状の説明】

機構長は、機構長代理･機構主任の指名・推薦、各種委員会の委員長･委員の推薦、教授会の開催決定ならびに議題の設定等、機構を代表する者としての権限を有している。

機構長は事務専決事項は、理事会内規の規定に基づき、所轄事項中、常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、所属教育職員および所属課長の国内出張や欠勤、休暇に関することに対して事務専決事項を決裁する権限を有している。

機構長は、機構規程及び機構長選挙内規に基づいて選任される。機構長の被選挙権を有する者は、機構に所属する専任の教授である。選挙権を有する者については、機構に所属する教授、助教授、専任講師および助手と規定されている。また選挙会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。選挙の実施および管理事務のために、機構長、機構長代理、および事務長からなる選挙管理委員会が設けられることになって

いる。

第一次投票の機構長候補者選出は、2 名連記の無記名によって行われる。第二次投票の機構長選挙は、単記の無記名によって行われ、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。開票結果は、教授会において発表されたあと、当選者に就任の意思確認が行われる。機構長の任期は 2 年、再任を妨げないことになっている。

【点検・評価】

機構長の選任手続きについては、上記のとおり適切、妥当であると考えられる。機構長選挙を４回実施したが、手続きそのものが問題になったことは一切ない。他学部との比較においても問題があるとは思われない。

機構長の権限についても、適切に行使されていると判断される。

なお、機構と大学院の連携を深めるため、機構長と研究科長の兼務が 2006 年度より実施される。これまでどおり、規程に基づいた適切な選任手続きと権限の行使が求められている。

7　自己点検・評価

【現状の説明】

本機構は 2000 年 4 月の発足時に、教育研究の水準を高めることを目的とし、教育研究に関する活動状況ならびに制度、組織、施設・設備の現状とその運用状況を恒常的にチェックできるよう自己点検・評価委員会を立ち上げた。自己点検・評価の結果を 2 年に一度公表することとし、すでに 2003 年 3 月（2000 年 4 月～2002 年 9 月分）と、2005 年 3 月（2002 年 10 月～2004 年 9 月分）に報告書を刊行している。本機構は、関西大学の外国語教育を所掌する組織であることを反映して、両報告書とも、本機構が提案した外国語教育カリキュラム案の内容（2003 年報告書）と、この案が全学で採用されなかった経緯と問題点（2005 年報告書）に関して、多くのスペースを割いて詳述している。なお、自己点検・評価委員会は、2000 年・2001 年に各 1 回開催されたのち、2002 年に 10 回、2003 年に 13 回、2004 年に 7 回開かれており、全学の自己点検・評価委員会の活動とも連動させながら、比較的活発な活動を展開している。その構成メンバーも、特定の言語グループに偏ることなく、現在は英語 2 名、ヨーロッパ系言語 1 名、アジア系言語 2 名、日本語 1 名で、これに機構事務長が加わり、機構長代理が委員長を務めている。

自己点検・評価に関する活動は、外国語教育研究機構自己点検・評価委員会規程に基づき、同委員会が中心となり、長所や問題点の所在や性格を明らかにし、今後に向けた方策を練る形をとっている。そのプロセスにおいては、各言語部会や各種委員会で明らかになった問題点や、機構執行部さらには機構教授会での議論が出発点になると同時に、将来の改善に向けた方策には、教授会の決定や、少なくとも機構執行部の意向が直接的に反映されるような手順が確立している。

本機構の自己点検・評価委員会は、上述のように、機構の将来像までも踏まえた議論が行われているという意味において、将来構想委員会的な性格も帯びており、現在も外国語教育の運営に関する諸問題をリアルタイムで解決するための一つの糸口として機能している。今後文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告に対する対応の窓口として、さらに重要な役割を演じるものと予想される。

【点検・評価】

本機構メンバーの意思・意向が、さまざまな委員会での活動を通じて、自己点検・評価委員会に集約され、そこで直ちに機構の中・長期的なビジョンまで含めた点検・評価を行うことのできる現システムは、特に学生や社会のニーズに即応できる体制作りが求められる現代の大学にあっては、きわめて望ましい形といえる

だろう。報告書についても、2 年に一度定期的に刊行されており、またそこでの指摘事項を踏まえた組織運営が図られており、健全な活動が展開されている。ただし、自己点検・評価活動の客観性や妥当性を確保する措置については、独善的な活動に陥らないためには是非必要であり、今後大学全体の方針とも連動させながら、さまざまな角度から相互評価が行えるよう、具体策を講じていきたい。

外国語教育学研究科

第Ⅱ編　外国語教育学研究科　目次

１　理念・目的・教育目標 …… 787

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 788

(1) 教育課程等　〈788〉

(2) 教育方法等　〈793〉

(3) 国内外における教育・研究交流　〈795〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈795〉

３　学生の受け入れ …… 796

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法等　〈796〉

(2) 門戸開放等　〈799〉

(3) 定員管理　〈800〉

４　教員組織 …… 801

(1) 研究科の教員組織　〈801〉

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する事項　〈802〉

５　研究活動と研究環境 …… 802

６　施設・設備等 …… 804

７　管理運営 …… 804

８　自己点検・評価 …… 805

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科が教育研究対象とする「外国語教育学」は、新しく展開されてきた教育・研究領域である。これは国際化・情報化時代にあって従来の外国文学研究・外国語学研究という学問的枠組みを越え、外国語学習・教授・習得という複合的過程それ自体を専門的に究明し、科学的基礎に基づく外国語教育の発展に寄与する学問領域である。本研究科は、第二言語習得理論や応用言語学の理論に基づく教育実践・教材開発能力の獲得、言語・文化の専門的知識に基づく異文化対応能力の獲得、およびIT技術を適切に駆使した教育技法などの外国語教授能力の資質開発を目的とし、2002年度に独立研究科である博士課程前期課程・後期課程が同時開設の形で設置された。本研究科の設置の理念・目的は、研究を実践に活かすという本学の理念である「学の実化」とも適合するものである。

本研究科の研究領域は「外国語教育実践学」、「外国語教育教材・メディア学」、および「外国語分析学」の3分野から構成されている。研究対象言語としては英語、中国語、ドイツ語、スペイン語、朝鮮語、第二言語としての日本語などを研究対象とする者を受け入れているが、フランス語など上記以外の言語を研究対象言語とする者に関しても、研究計画書等についての審査を通じて受け入れ可能と判断される場合は受容する体制を整えている。また、後述するように入学者選抜においても独自の方法を工夫している。

このように多彩な言語・文化を研究対象とする外国語教育学の教育研究を進めている点が本研究科の特色の一つであり、これは国際化・情報化時代にふさわしい学識を備えた外国語教育専門家の養成を目指す本研究科の理念に対応しているものといえよう。

授与される学位は、修士（外国語教育学）、博士(外国語教育学)であり、取得可能な教員免許状は、専修免許状（英語・中国語）である。

ア　博士課程前期課程の目的

本研究科前期課程の主要な目的は、①外国語学習理論、および外国語習得理論に基づく授業研究の実践、②情報化社会にふさわしいメディアを適切に利用した外国語教育の展開、③認知的アプローチからの外国語学習メカニズム・言語体系の究明、④高度な外国語運用能力養成、⑤地域文化の知識と理解に裏打ちされた異文化対応能力の養成という5つの点に集約される。

また、実社会からの多様な要請に応えるため、研究対象言語の如何に関わらず共通して学ぶべき理論・実践的問題領域に関する科目群、および研究対象言語別の科目群との配置を工夫しながら、専門科目群の多様な選択肢を提供している。そして、柔軟な履修形態を可能にすることで、中学校、高等学校、専修学校などの教育現場において英語等を担当している教員のリカレント教育を初め、現職教員の研修や高度職業人養成のための環境を創りだしている。

イ　博士課程後期課程の目的

冒頭で述べた外国語教育研究の専門化は、学校教育における外国語学習形態の多様化や教育技術の進展と密接に関連している。教員個々人の、いわば職人的創意と努力に多くを依拠してきた従来の外国語教育を、専門科学としての教育研究に理論的基礎を置きつつ、同時にその成果を実践的かつ科学的な教材開発と教授法改革に生かすことのできる外国語教育学へ変えていくことが、昨今の外国語教育を取り巻く環境改善のために不可欠な課題としてある。そして、日本の外国語教育がかつて経験したことのない、こうした大きな変革を実現するためには、授業実践研究、教材とメディア研究、個別言語の高度な運用能力と分析能力といった諸領域にわたる幅広い学問的素養を備えつつ、なおかついずれかの領域において特に秀でた専門的知識を持ち合わせた新しいタイプの指導者、研究者を養成する必要がある。博士課程後期課程では、外国語教育における高度の専門性を有する指導者の養成、さらには将来、この指導者の養成の任にあたる外国語教育の専門的研究者養成を自らの責務と位置づけ、外国語教育の変革に参画することを目指している。

【点検・評価】

本研究科は 2002 年度に発足し、博士課程前期課程は 2003 年度に、博士課程後期課程は 2004 年度に第 1 期修了者を輩出したばかりである。第 1 期修了者の社会進出状況によれば、多数の修了者が中学校、高等学校英語教員、大学専任英語教員や特任英語・中国語講師、海外の大学・専門学校の日本語教員などとして外国語教育に従事することになったほか、高度な外国語運用能力が評価されて一般企業の海外営業部門に就職した者もいることがわかる。このような進路状況に鑑み、本研究科が掲げている理念、目的および教育目標は、現代社会のニーズに対応していることが確認できる。

また、本研究科が高い定員充足率を維持してきたことからみても、その理念・目的・教育目標が外国語教育学に対する社会的要請に応えているといえよう。特に、今日の日本社会における大きな社会的課題として認識されている英語教育担当者の資質向上をはじめ、外国人留学生に対する日本語教育担当者の育成、および中国語、朝鮮語などアジア諸言語を学ぶ学習者の急増に対応しうる専門的教育者の育成、その他さまざまな外国語教育を担当しうる教育者の養成を理論・実践の両側面から達成することを目指す本研究科の理念・目的・教育目標は、社会的にも積極的に評価されていると言える。

ちなみに 1980 年代以降、国際的に進展してきた外国語教育研究の基礎領域における科学的考察、および関連諸科学からの知見を取り入れた教授方法論や教材開発論に対して、学生たちは強い関心を示している。また、本研究科への入学者の中には、英語を筆頭に、中国語、日本語、朝鮮語などの教授経験を有する社会人や現職教員が少なくない。以上のことから、本研究科が掲げている理念・目的・教育目標は、大学院インフォメーション、研究科パンフレット、研究科ホームページなどを通して、広く一般に浸透しているものと判断することができる。

問題点としては、本研究科と類似の研究分野を含む文学研究科における新設専修との関係があげられる。文学研究科においては専修制を導入したため、本研究科が研究対象とする分野と競合するような専修を、比較的容易に設置することができる。この問題に対しては、各研究科の設置の理念に基づき、大学として明確な方針を示し、両研究科の棲み分けに留意した対応をしていく必要があろう。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づいた教育を自らが実践し、それを検証していける人材を養成する。具体的には、外国語教育学の基礎を構成する必修科目に加えて、学生のニーズにあった科目をできるだけ多く開講し、これを学生が受講しやすいようなシステムのもと提供する。科目配置に関しては、理論と実践のバランスを十分に考慮する。また、学生に、受講や指導、論文審査の手続きを明確に示し、修了までの道筋をあらかじめ示す。指導に関しては、指導教員による個別的な対応の充実を図るほか、副指導教員制度などを導入して、学生の多様な興味に対応する。また、指導教員変更の手順も明示し、指導教員と学生の興味のミスマッチを減らすよう努力する。

（1）教育課程等

【現状の説明】

ア　理念・目的と教育課程

従来の外国語研究は、文献学(Philology)や言語学(Linguistics)、文学(Literature)が中心となっており、外国語教育の研究と実践には必ずしも十分な関心が払われてこなかった感がある。しかし、21 世紀を迎え、外国語の運用能力がより高度なレベルで求められるようになり、さらにＩＴ革命により情報化が推進され、

情報のグローバル化が進むようになった今日、時代の要請に応えるためには、外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づき斬新な教育を実践し、それを検証していける人材を養成していかねばならない。

そこで、本研究科では、外国語教育学の研究に現在最も求められている領域を、次のように設定した。

①　外国語教育実践学

外国語教授法、学習者理論、言語習得過程を授業実践とその研究によって検証していく外国語教育実践の領域

②　外国語教育教材・メディア学

実践を支える教材の開発とメディア環境の研究を目指す外国語教育教材・メディア研究の領域

③外国語分析学

教授・学習の対象となる外国語の分析と体系化を指向する外国語分析研究の領域

これらの3領域は、それぞれ、教授者と学習者という人的側面、教材とメディアという環境的側面、それに外国語という対象的側面に相当しており、広義の外国語教育学の基盤である、「人間」、「環境」、「対象」を包括的に含む構成となっている。

上記のような理念と目的を掲げ、本研究科は2002年4月に発足した。

（ア）博士課程前期課程

本研究科博士課程前期課程では、国際化社会ならびに情報化社会における外国語教育の多様化に対応し得る外国語教授能力の養成を、理論と実践の両面において行い、同時に、地域文化に対する深い理解を伴った高度の外国語運用力の育成にも十分に配慮している。

カリキュラムは、外国語教育学演習（ゼミ形式）、外国語教育学科目（選択必修を含む基幹科目）、支援・実習科目（関連科目・実技科目）から構成されており、その教学的目的として次の5点を掲げている。

①　外国語学習・習得理論に基づく授業研究の実践
②　情報化社会にふさわしいメディアを利用した外国語教育の展開
③　認知的アプローチからの外国語学習メカニズム・言語体系の究明
④　高度な外国語運用能力の育成
⑤　地域文化の知識と理解に裏打ちされた異文化対応能力の養成

これらは、カリキュラム面において外国語教育学のほとんどすべての分野を網羅しており、実社会からの切望かつ多様な要請に対応し得る幅広い選択科目群を設置している。また学生側から見ても、さまざまな選択肢が提供され、多様な専門的背景を持つ教員から指導を受けることができ、同時に柔軟な履修形態も可能となるため、充実した教育環境が実現されていると言える。

（イ）博士課程後期課程

博士課程後期課程の目的は、理論と実践を融合させながら外国語教育や教員養成の現場で指導的役割を担える人材を育成することにある。そのため、博士課程前期課程で中心に据えた外国語教育学科目を発展させ、研究指導を目的とする外国語教育学特殊演習と、その基盤となる外国語教育学の3領域（外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学）を教授する外国語教育学特殊講義を設けている。これにより、授業と学習、教材とメディア、言語とその分析の各領域の基礎的知識を持ちながら、いずれかの領域に秀でた専門知識を持ち合わせるような、従来にはなかったタイプの指導者、研究者の養成を目指している。

なお、後期課程では、外国語教育学の3研究領域を中心に据え、対象言語別の科目は設けていない。その理由は、たとえば、英語以外を対象言語とする学生が、英語を対象言語とする指導教員のもとに外国語教育教材・メディア学を研究することにより、その対象言語や教授法を、英語教育という別の角度から見直し、より一層理解を深め、その研究に奥行きと広がりを与えることができると考えるためである。このような指導教員と学生との間のそれぞれの対象言語を超えた、いわば語際(Inter-lingual)的研究実践は、その双方に

研究上の発展をもたらす可能性を秘めたものであり、これを教育課程の中に取り入れる意味は十分にあるものと考えている。

【点検・評価】

前期課程における教育課程は、多様化しつつある外国語教育に対応できるよう、理論と実践の両面における網羅的な専門知識の教授を目指して設計されている。したがって、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養う」という博士課程前期課程の目的に適合していると言える。

また、言語理論や言語教育の研究の発展と、IT 技術の急速な進歩に伴い、外国語教育を取り巻く環境が大きく変化しつつある昨今、後期課程では、時代が要請する言語運用能力の獲得、および新しい言語教育理論と実践法の修得を目指しながら、きわめて専門性の高い知識を持つ研究者の養成を目指している。このことは、「専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とする博士課程後期課程の目的に適合していると言える。

この通り、設置時に掲げた理念・目的は、現在の社会状況やニーズによく適合しており、いまなお適切なものであると判断される。

イ　学部教育との関連性

【現状の説明】

当研究科は、進学希望者の所属学部を問わず、広く学生を募集している。このため、合格後（入学前）の指導にも力を入れている。具体的には、①推薦文献リストを送付し自学を促す、②必要に応じて教員と面談の時間をとる、③研究科の基礎的科目を事前に聴講させる、④外国語資格試験の受験を奨励するなどで、その効果は着実に現れている。また、３年在学制コースを設け、外国語を学部時代に専攻してこなかった学生が、じっくりと勉学できる環境作りも整えている。

【点検・評価】

学部において外国語を専攻しなかった学生に関しても、大学院の勉学へスムーズに適応することが可能となっている。

ウ　博士課程前期課程・博士課程後期課程における教育内容

【現状の説明】

（ア）博士課程前期課程

前期課程においては、入学試験時に、主に学ぶ領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域から申告させ、これに基づき入学時に履修指導を行う。履修指導においては、学生本人と複数の教員が面談の上、指導教員を決定する。その後、指導教員と再度面談の上、研究上の必要な科目ならびに支援・実習科目を決定する。外国語教育学演習における修士論文あるいは課題研究のオプション選択は、学生の研究状況を考慮に入れて、最終学年に決定するよう配慮されている。なお、学生の研究興味の変化にともない指導教員を柔軟に変更していく指導教員変更制度（第 1 学年 12 月）や、学生の研究の広がりに対応するため、隣接分野の指導助言をおこなう副指導教員の制度なども充実させている。

履修指導では、原則として、主に学ぶ領域や対象言語に配慮しながら、1 年次においては、選択必修科目群(外国語教育科目)からの 9 科目 18 単位以上を含め、合計 24 単位程度を修得するよう指導する。また、外国語教育学の基盤的知識を広げるため、主に学ぶ領域以外の 2 領域からも複数の科目を履修するよう指導している。

2 年次においては、選択必修科目群ならびに選択科目群から 2 科目 4 単位程度の単位を修得しながら、必修の外国語教育学演習 1 科目を選び（2 科目以上の選択不可）、その担当教員から修士論文、または課題研究の研究指導を受けさせている。

前期課程を修了しようとするものは、原則として修士論文を教授対象言語で作成・提出し、口頭試問に合格するか、課題研究レポートを作成・提出し、口頭試問（言語運用力試問も含む）に合格する必要がある。修了に必要とする単位は 32 単位とする

（イ）博士課程後期課程

後期課程においても、入学試験時に、専門とする領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域から申告させ、これに基づき入学時に研究指導教員を決定する。その後、研究指導教員が履修指導を行い、学生本人と面談の上、博士論文作成に必須の科目を選択させている。

1 年次においては、外国語教育学特殊講義科目（選択）2 科目 4 単位を修得するよう指導している。その際、2 年次において研究指導を受けようとする教員の外国語教育学特殊講義の科目は必ず履修させている。

2 年次においては、必修の外国語教育学特殊演習科目より 1 科目 4 単位を選び（2 科目選択不可）、その授業を通して担当教員から研究指導を受けるものとする。なお、3 年次においても、同じ担当教員より引き続き博士論文作成のため助言・指導を受けさせている。

修了に必要とする授業科目の単位数は 8 単位以上とする（研究指導を受ける教員が担当する外国語教育学特殊講義 2 単位および外国語教育学特殊演習 4 単位を含む）。なお、必要があれば、前期課程開講科目からの履修を指導することがあるが、これは後期課程の修了所要単位に含めない。後期課程を修了しようとするものは、博士論文を提出して、口頭試問に合格しなければならない。

なお、制度としての 5 年（あるいは 6 年）の一貫教育はなされていないが、前期課程・後期課程ともに、外国語教育学の領域として、「外国語教育実践学」、「外国語教育教材・メディア学」、「外国語分析学」の 3 分野を設定しており、外部からの後期課程入学も許容しながら、場合によっては学生が５年間（前期課程 3 年コースを選択したときは 6 年間）継続して、同一分野の研究が行える環境を提供している。

【点検・評価】

履修指導に関しては、円滑に行われているものと判断されるが、一貫教育に関しては、5 年一貫教育制度などの導入を今後検討していく必要があろう。

エ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本学は、関西学院大学、同志社大学、立命館大学との間で「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」を提携している。この協定により、単位互換履修生の相互受け入れを行い、各大学大学院での授業科目の履修および単位の取得を認めている。2005 年度における本研究科における関西四大学大学院単位互換履修生の情況は以下の通りである。

表Ⅱ-外研-1　関西四大学大学院単位互換履修生の情況

	送り出し人数	受け入れ人数
関西学院大学大学院	0	0
同志社大学大学院	0	0
立命館大学大学院	8	8

【点検・評価】

単位互換に関しては、おおむね良好であると判断されるが、互換履修先に偏りがあるため、提携大学大学院のシラバス等を積極的に公開するなど、改善に努める必要があろう。

オ　社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状の説明】

入試において、社会人のうち、現職教員または非常勤講師（２年以上在職か又はそれと同等の経歴を有するもの）については、外国語の試験を免除し、口頭試験のみを課している。これは、現職教員の社会における経験を高く評価し、リカレント教育によるキャリアアップを支援するためである。

外国人留学生への配慮としては、表現力を高めるため、日本語表現法クリニックなどの科目を設け、アカデミックな表現力の向上を目指している。

【点検・評価】

社会人学生に対しては、おおむね良好な配慮がなされているものと考えられる。今後は、現職教員のリカレント教育推進のため、1 年で修士号を取得できる 1 年制修士コースの導入も検討していかなければならない。外国人留学生に関しては、日本語表現法クリニック以外にも個別指導などの充実を図っていく必要があろう。

カ　研究指導等

【現状の説明】

（ア）教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

前期課程では、外国語教育実践学領域の 11 科目、外国語教育教材・メディア学領域の 8 科目および外国語分析学領域の 10 科目に加えて、これら 3 領域に配置された多様な 30 の支援･実習科目が開講されている。他方、後期課程では、前期カリキュラムに対応する 3 領域にわたり外国語教育学特殊講義 12 科目が提供されている。なお、開講科目の一部は、春学期末（7 月）と秋学期末（12 月）に、集中講義形式で授業が行われている。

前期課程では、外国語教育学演習を通して、外国語教育学科目や支援・実習科目から必要な知識と技術を身に付けた学生が、その成果をまとめ、修士論文を作成するか（以後、修士論文オプションと称する）、あるいは課題研究レポートを提出する（以後、課題研究オプションと称する）二つのオプションを設定している。ここでいう修士論文オプションとは、外国語教育学領域の研究論文を作成することを希望する学生を対象とした選択肢であり、学生は研究領域とテーマに添って指導教員から指導・助言を受けながら、対象言語で実証的な論文を完成させていく。課題研究オプションは、具体的かつ実践的な外国語教育上の課題をもって研究科に入学した学生などが、その課題の解決を図るために実践的活動を通して研究を進める選択肢を指す。課題研究オプションを選択した学生は、指導教員の指導のもと、自らが教授場面で直面する具体的な課題の解決を目的として研究を行い、課題研究レポート（教材開発なども含む）を成果としてまとめさせる。

いずれのオプションについても、入学試験時に、主に学ぶ領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域から申告させ、これに基づき入学時に履修指導を行う。履修指導においては、学生本人と複数の教員が面談の上、指導教員を決定する。その後、指導教員と再度面談の上、研究上の必要な科目ならびに支援・実習科目を決定する。外国語教育学演習における修士論文あるいは課題研究のオプション選択は、履修指導時に仮決定し、学生の研究状況を考慮に入れ、最終学年において決定される。なお、研究指導教員の監督のもと、本人の持つ課題の解決に資する教員を研究科構成教員の中から選び、助言を行わせるという副指導教員の制度も導入されている。この制度は、学際性に富んだ研究テーマを持つ学生に対し、きめ細かい対応を可能にするためのものである。

後期課程では、理論と実践を融合させながら外国語教育の現場や教員養成の現場で指導的役割を担える人材を育成することにある。そのため、博士課程前期課程で中心に据えた外国語教育学科目を発展させ、研究指導を目的とする外国語教育学特殊演習と、その基盤となる外国語教育学の 3 領域を教授する外国語教育学特殊講義を設けている。なお、後期課程では、外国語教育学の 3 研究領域を中心に据え、対象言語別の科目

は設けていない。その理由は、たとえば、英語以外を対象言語とする学生が、英語を対象言語とする指導教員のもとに外国語教育教材・メディア学を研究することにより、その対象言語や教授法を、英語教育という別の角度から見直し、より一層理解を深め、その研究に奥行きと広がりを与えることができると考えるためである。このような指導教員と学生との間のそれぞれの対象言語を超えた、いわば語際(Inter-lingual)的研究実践は、その双方に研究上の発展をもたらす可能性を秘めたものであり、これを教育課程の中に取り入れる意味は十分にあるものと判断される。

（イ）カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

博士課程前期課程では外国語教育学演習、博士課程後期課程では外国語教育学特殊演習を除いて、半期終講を基本として科目（2単位）を配置している。また、（特に中学校・高等学校の現職教諭に代表される）社会人学生をはじめとした学生の多様性に対応するため、5時限～7時限を中心に授業を展開する昼夜開講制を導入し、休業期間の集中開講も実施している。さらに、ＩＴ関連技術（電子メール、ホームページ、メーリングリスト）を利用した新しい指導方法、いわゆるVirtual Schoolを可能な限り導入し、教室外でのきめ細かな指導にも、これらを活かしている。

また、前期課程の履修年限は、学生の多様性に対応するため、標準の2年制に加えて社会人等の履修上の利便性を考慮して3年制をも設けた。なお、この選択は、入学試験の出願時に、学生が行うことにしている。

（ウ）指導教員による個別的な研究指導の充実度

博士課程前期課程・後期課程を問わず、学生は三つの領域(外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学・外国語分析学)のいずれかにテーマを設定し、各領域の演習担当教員から指導を受けることになる。その際、前期課程では1年次（ただし、3年コースでは1年次または2年次）に、また後期課程では2年次に、担当教員が開講する外国語教育科目（前期課程）もしくは外国語教育学特殊講義（後期課程）の履修が推奨されており、そこでは個別指導に入る前の、いわば「予備教育」が行われる。その後、演習授業を通じて、各テーマにしたがった指導を受けることになるが、教室外でもＩＴ機器を使った（電子メールやメーリングリスト）指導、オフィス・アワーによる面談、ゼミ合宿（担当教員による個別の合宿、ならびに領域を超えた合同合宿）を通じて、きめ細かな指導が行われている。なお、研究科長と研究科長代理は正式なオフィス・アワーを設け、定期的に学生との面談に応じているほか、演習担当教員を中心に、研究科運営委員会や研究科委員会などを通じて情報交換を密に行い、学生指導に活かしている。

言語運用能力の開発については、個別指導のほかに、国際的に評価された専門の外国語教育機関での研修や外部テストの受験等を、指導教員より奨めている。また、岩崎記念館のCALL(Computer Assisted Language Laboratory/Learning) を使用した e-Learning による自立学習も推奨しており、多忙な社会人学生などを中心に積極的に活用されている。

【点検・評価】

適切な指導等が行われているものと判断するが、多様な学生が入学している現状を鑑み、研究科全教員にオフィス・アワーを義務づけるなどの配慮を検討していく必要がある。

（2）教育方法等

ア　教育効果の測定

（ア）効果測定の適切性

【現状の説明】

本研究科では、教育効果の測定を、学生の論文発表や研究発表、実践報告などを中心に行っている。まず、学内においては、研究紀要『千里への道』1-3号（*Journal of Kansai University Graduate School of Foreign Language Education and Research Vol.1-3*）が発刊されており、これまでに発表された論文ののべ数は 12

編であった。また、学外においては、2004・2005 年度の 2 年間で、論文 19 編（査読付きのみ）、口頭発表 34 件（含む、国際学会 7 件）、その他 12 件（書籍の出版 4 編を含む）であった。

就職結果も教育効果の一つの現れと考えることができる。前期課程では、洛南中学・高等学校、土佐中学・高等学校、平安女学院中学・高等学校、関西中央高等学校などの私立学校専任教員採用が増加している。また公立学校でも、大阪府立高校や大阪市立高校・中学、京都府立高校・中学などに採用される修了生が増加している。後期課程では、本研究科初の課程博士取得者が修了と同時に福岡の大学へ専任教員として採用されているほか、在学中に、大学の専任教員（２名）や常勤講師（４名）、非常勤講師（８名）の職に就くものも増加している。

【点検・評価】

当研究科は、開設後 5 年しか経過していないが、担当教員らの日常的な指導・助言を受けて、学生たちが、国内の学会や研究会において積極的に活動しており、その活動は多方面から高く評価されている。今後は、国際的な活動も含めて、継続的に指導・助言を行う必要があろう。

（イ）成績評価法

【現状の説明】

成績評価の方法は、本学の学部と同様、優（100～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59 点以下）の絶対評価によって評定される。成績評価に際しては、平常の授業での発表内容、リポートの出来ばえ、定期試験の結果などが対象となっている。

【点検・評価】

成績評価に関しては、現行の方法に特段の問題はないものと判断される。今後は、より一層、学生に対する説明能力（アカウンタビリティ）を高めるよう努力する必要があろう。

イ　教育・研究指導方法の改善

【現状の説明】

（ア）教育・研究指導の改善に向けた組織的取り組み

教育面においては、外国語にかかわる性格上、教育に関する理論的および実践的知識の教授にとどまらず、専攻言語の運用能力の向上をも目指している。そのため、授業を研究対象言語で積極的に行い、プレゼンテーションおよびディスカッション能力など専門領域での目標言語運用能力の育成を図る試みもなされている。また、外国語教育研究機構と協力し、年に複数回の FD セミナーを開催するなどして、教育・研究指導法の改善にむけて取り組んでいる。

（イ）シラバスの適切性

一定のフォーマットに従い記入されている。記入されたシラバスは、原則として、「講義要項」ならびに研究科のホームページで公開されている。また、担当教員によっては個人のホームページなどで、詳しいシラバスや参考文献を公開している場合がある。

（ウ）学生による授業評価

各学期末に、本学大学院のフォーマットに従い、アンケート形式で実施している。

【点検・評価】

教育・研究指導方法の改善については、理論的および実践的な知識の教育だけでなく、専攻言語の運用能力の向上も目指すべく、組織的に取り組んでいる。

授業評価に関しても、アンケート調査を積極的に行い、向上に努めている。今後は授業評価の内容を、よ

り研究科にふさわしいものに改善していくなどの努力が必要と判断される。

(3) 国内外における教育・研究交流

本研究科では、前述したように、後期課程学生を中心に論文の投稿（国際誌、学会誌）や研究発表（国際学会を含む）が盛んであり、学生と教員の共著論文が国際研究誌に受理されたり、学生執筆の論文が海外大学院の必須文献に上げられたり、国内の学会誌に多数掲載されたりと、活躍が目立っている。また、前期課程学生の中に、英文作成に関する啓蒙書を出版するものも出ている。なお、学生の学会発表を促進するために、学会発表補助費や国際学会の発表補助費が用意されており、これらは大いに活用されている。

海外からの研究者招聘も盛んであり、外国語教育研究機構と協力のもと、R. Ellis, G. Kasper, M. Long, C. Doughty, R. Gardner, G. d'Ydewalle といった著名な学者を招聘し、学生に対する講演会開催や教員との共同研究遂行などで成果を上げている。

教育面での交流に関しては、四大学の単位互換制度（前述）による交流、海外協定大学等からの交換研究者の招聘、京都市立京都御池中学との協力協定による交流、2005 年度教員養成 GP による高等学校・中学校等との交流などが実施されており、着実にその成果を上げている。

(4) 学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

学位授与の状況に関しては、2003 年度は修士 11 名、2004 年度は修士 30 名、博士（課程）1 名となっている。

学位授与までのプロセスに関しては、前期課程においては、従来型の研究論文を作成するオプションとは別に、実際の教育に役立つ教材などを作成し、これをレポートの形にまとめる課題研究レポートのオプションが用意されており、研究と教育の両方に視座をおく外国語教育学研究科の特質が活かされていると言える。一方、研究者養成を目指す後期課程においては、学生に博士論文の執筆を専攻言語によって課することも妥当と言えよう。

課程を修了するためには、前期課程においては、原則として、修士論文を研究対象言語で作成・提出し、主査１名・副査２名からなる審査委員会の審査を経て、口頭試問に合格するか、課題研究レポート（日本語による作成も可）を作成・提出し、同じく３名からなる審査委員会の審査を経て、口頭試問（言語運用能力試問を含む）に合格しなければならない。

また、後期課程を修了する場合は、提出の１ヶ月前までに開催される聴聞会を経て、博士論文提出資格要件（①修了に必要な単位がすでに取得されているか、取得見込であること。 ②論文計画書提出時までに、当該分野における学術論文（査読付きを含む）を３編以上出版していること。③論文計画書提出時までに、当該分野における学会発表（国際学会を含む）を３回以上していること）の審査を受けた後、博士論文（研究対象言語で執筆）を提出し、３名以上の審査委員（外部審査委員の参加も含む）から構成された審査委員会の審査を経て、口頭試問に合格しなければならない。なお、口頭試問結果ならびに論文概要は、授与プロセスの透明性・客観性を向上させるために、冊子にして関係各方面へ配布される。

標準修業年限未満での修了については、特に優れた業績を上げた者に対して認められているが、本研究科は発足から４年目のため、事例はない。

【点検・評価】

学位授与までのプロセスに関しては、前期課程においては、従来型の研究論文を作成するオプションとは別に、実際の教育に役立つ教材などを作成し、これをレポートの形にまとめる課題研究レポートのオプショ

ンが用意されており、研究と教育の両方に視座をおく外国語教育学研究科の特質が活かされていると言える。一方、研究者養成を目指す後期課程においては、学生に博士論文の執筆を専攻言語によって課することも妥当と言えよう。

授与プロセスは、学生に対して明示的に示されており、また、その内容もおおむね良好と考えられる。特に、博士号授与に関しては、単に論文の提出だけを求めるのではなく、聴聞会→提出要件審査→論文提出→口頭試問と、手続きを明確化し、この過程を通して論文が質的に向上するように設定されている点は、評価に値するものと考えられる。透明性・客観性についても十分に保証されているものと判断できる。

標準修業年限の短縮については、学生の研究意欲を刺激するものとして評価されるので、今後は、この制度が適用されるよう、指導を充実させていく必要があろう。

3　学生の受け入れ

研究科の理念に共鳴する多様なバックグランドを持った学生が、より多く本研究科で学べるよう、学生の受け入れを促進する。具体的には、本学の卒業生・修了生だけではなく、他大学からの卒業生・修了生、社会人、現職教員、アジア圏からの留学生も積極的に受け入れる。また、定員充足には十分留意し、学生募集活動をおこなう。なお、入学試験に関しては、公平性を担保しつつ、より詳細に入学希望者の考査がおこなえるよう、口頭試問の比重を高くする。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法等

ア　博士課程前期課程

【現状の説明】

（ア）学生募集方法および入学者選抜方法

本研究科博士課程前期課程の入学定員は、外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域合わせて 25 名（収容定員 50 名）であり、領域ごとの定員は設定されていない。また、社会人および留学生の定員については、25 名の全体定員の中に含まれている。

受験生の出身学部は外国語系の学部に限定しておらず、外国語教育に対して強い関心を持つものに対して、広く門戸を開放している。入学者の選抜では、研究対象言語の運用能力が高く、外国語教育学の基礎的知識を持ち、なおかつ外国語教育研究に強い意欲を有すると見なされる受験生を選抜している。

ａ　学内進学試験

この方式は、本学の全学部卒業見込者を対象としている。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎的知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われる。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、後者三つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。実施時期は 5 月である。

ｂ　一般入学試験

この試験では、本学の全学部卒業生（卒業見込者を含む）だけではなく、他大学出身者も出願する。他大学出身者が前期課程学生数の 83.7%を占める本研究科においては、後述する社会人入学試験とならんで中心的な学生選抜の方法となっている。

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われ

る。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、後者3 つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。実施時期は9 月と3 月である。

c　社会人入学試験

本試験は、出願時において大学卒業後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き1 年以上の勤務経験を有する者、又は、それに準じる職歴を有すると本研究科委員会が認めた者が対象となっている。教員のリカレント教育も指向する本研究科においては、前述の一般入学試験と同様に、主要な選抜方式となっている。

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われる。なお、本入学試験の場合は、口頭試問において、社会での経験についての質問が重要視される。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、後者三つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。実施時期は11 月と3 月である。なお、2006 年度入試より、現職教員に関しては、その現場経験や研究計画を重視し、筆記試験が免除する制度が導入される。

d　外国人留学生入学試験

この試験は外国人留学生を対象とし、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験は、日本語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が実施される。試験の実施時期は11 月である。

e　飛び級入学試験

飛び級入学の制度（関西大学および他大学の優秀な学部３年次生を対象とする）は、2006 年度入試より導入することが決まっている。2006 年度導入のため、現時点ではその成果等は判断できないが、進学相談会では、参加者の関心が高い。試験の実施時期は1 月を予定している。

（イ）筆記試験免除制度

上記の a～c の入学試験においては、筆記試験に免除制度が用意されている。この制度は、運用能力に関する基準（研究対象言語ごとに設定）に達していることを証明する資格・スコア（たとえば、英語の場合、TOEIC680 点以上/TOEFL197 点[computer-based test]以上や英検準1 級以上）を提出することで、本研究科における筆記試験が免除されるというもので、この場合の合否判定は、口頭試問のみで行うことになる。

（ウ）前期課程入学試験状況について

2005 年度博士課程前期課程入学試験状況に関しては表Ⅱ-外研-2 に示すようになっている。

表Ⅱ-外研-2　2005 年度入学試験　志願者数、受験者数、合格者数、入学者数

	学内	一般（9 月）	社会人（10 月）	外国人留学生	一般（3 月）	社会人（3 月）	計
志願者数	3	10	3	10	8	11	45
合格者数	3	9	3	8	7	9	39
入学者数	2	9	3	8	6	9	37

（エ）進学相談会について

本研究科では、事前に入学者が十分な情報を持って進学できるよう、年間4 回（5 月、7 月、9 月、1 月）の進学相談会を開催している。また、進学相談会については、ホームページ、研究科パンフレット、相談会チラシ、相談会ポスター、雑誌広告など、多様な媒体を利用して、できるだけ広い範囲に広報するよう努めている。

【点検・評価】

〈長所と問題点〉

多様な入学者選抜方法が設定されており、志願者も多く、入学定員も充足されている。しかしながら、本研究科は独立研究科であるため、学内進学試験での受験者の数が比較的少なく（2005 年度受験者 3 人、合格者 3 人）、今後、学内での知名度アップを図る必要がある。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

学内進学試験受験者数増加に関しては、ポスターならびに相談会チラシを作成し、学内各所に配付する方策を講じたほか、学内インフォメーション・システムでの周知や、授業でのパンフレット配付などを行なっている。これにより、学内での知名度が向上するものと期待される。

イ　博士課程後期課程

【現状の説明】

（ア）学生募集方法および入学者選抜方法

本研究科博士課程後期課程の入学定員は、外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域合わせて 3 名（収容定員 9 名）であり、領域ごとの定員は設定していない。現在のところ、英語教育学と中国語教育学に指導教員を配置している。

入学を希望するものには、外国語教育学に関する専門知識と研究対象言語に関する高度な運用能力、ならびに外国語教育研究に対する強い関心と意欲が求められる。

ａ　一般入学試験

この試験では、本学の博士課程前期課程修了者（修了見込者を含む）だけではなく、他大学大学院の出身者も出願する。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、ならびに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、後者 3 つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。実施時期は 9 月と 3 月である。

ｂ　社会人入学試験

本試験は、出願時において修士の学位を得た後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き 1 年以上の勤務経験を有する者、又は、それに準じる職歴を有すると本研究科委員会が認めた者が対象となっている。

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、ならびに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。なお、本入学試験の場合は、口頭試問において、社会での経験についての質問が重要視される。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語であり、後者 3 つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。実施時期は 10 月である。

ｃ　外国人留学生入学試験

この試験は外国人留学生を対象とし、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験は、日本語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、ならびに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。実施時期は 11 月である。

（イ）筆記試験免除制度

なお、上記のａおよびｂの入学試験においては、筆記試験に免除制度が用意されている。この制度は、運用能力に関する基準（研究対象言語ごとに設定）に達していることを証明する資格・スコア（たとえば、英語の場合、TOEIC680 点以上/TOEFL197 点[computer-based test]以上や英検準１級以上）を提出することで、本研究科における筆記試験が免除されるというもので、この場合の合否判定は、口頭試問のみで行うことになる。

（ウ）後期課程入学試験状況

2005 年度博士課程後期課程入学試験状況に関しては、表Ⅱ-外研-3 に示すようになっている。

表Ⅲ-外-3　2005 年度入学試験　志願者数、受験者数、合格者数、入学者数

	一般（９月）	社会人（10 月）	外国人留学生	一般（３月）	社会人（３月）	計
志願者数	2	3	1	12	6	24
合格者数	1	2	1	9	4	17
入学者数	1	2	1	9	3	16

（エ）進学相談会

年３回（7 月、9 月、1 月）の進学相談会を実施しており、その周知のために、ホームページや研究科パンフレット、相談会チラシ、相談会ポスターなど多様な媒体を利用している。

【点検・評価】

多様な入学者選抜方法が設定されており、志願者も多く、入学定員も充足されている。今後も引き続き教育・研究を充実させ、広報活動に力をいれていく予定である。

(2) 門戸開放等

【現状の説明】

ア　一般学生の受け入れ

本研究科は独立研究科であるため、他大学出身者の数が多く（表Ⅱ-外研-4 参照）、広く門戸が開放されているものと考えることができる。また、学内からも、文学部、経済学部、総合情報学部、総合情報学研究科などから進学者があり、門戸は広く開放されていると言えよう。

イ　社会人学生の受け入れ

表Ⅱ-外研-5 で示したとおり、社会人は本研究科の入学者の約 30%を占めている。

ウ　外国人留学生の受け入れ

表Ⅱ-外研-5 で示したとおり、前期課程では増加の傾向にある。外国人留学生の出身国・地域は、中国、台湾、香港、韓国、インドなどである。

表Ⅱ-外研-4　入学者の出身大学状況

入学年度	博士課程前期課程			博士課程後期課程		
	学内	学外	合計	学内	学外	合計
2002	13	17	30	4	2	6
2003	8	21	29	0	6	6
2004	6	26	32	2	7	9
2005	6	31	37	8	8	16

（注）学内の出身学部・研究科は、文学部、経済学部、総合情報学部・総合情報学研究科など

エ　科目等履修生、研究生、聴講生の受け入れ

科目等履修生及び聴講生の実績は、表Ⅱ-外研-6 のとおりであった。その受け入れの可否は、書類選考お

よび受け入れ科目の担当教員の面接の結果に基づいて本研究科委員会において審議し決定している。外国人研究生の希望者は複数名存在していたが、その志望動機等が明白でなく、学力の面でも十分とは言い難いため、実際には受け入れを行っていない。

表Ⅱ-外研-5　入学者の内訳

入学年度	博士課程前期課程					博士課程後期課程			
	学内	一般	社会人	留学生	合計	一般	社会人	留学生	合計
2002	－	12	17	1	30	3	2	1	6
2003	2	13	13	1	29	3	3	0	6
2004	1	15	11	5	32	4	5	0	9
2005	2	15	12	8	37	10	5	1	16

表Ⅱ-外研-6　科目等履修生・研究生・聴講生の受入れ

年度	科目等履修生	聴講生	外国人研究生
2002	2	1	0
2003	4	4	0
2004	2	3	0
2005	2	7	0

【点検・評価】

門戸開放は十分にすすんでいるものと考えられるが、今後も必要に応じて、さらなる門戸開放を図る予定である。

本研究科の理念と整合性の高い社会人の受け入れについては、定員充足の面から判断すると、一定の成果をあげているものといえよう。

また、博士前期課程の日本語教育学専攻者を中心として、留学生の数が増加している。留学生の勉学意欲などを十分に確認しながら、たとえば英語版ホームページでの広報を通して、さらに留学生数を増加していくよう努力したい。

科目等履修生ならびに聴講生に関しては、現職の中・高教員が聴講を申請するケースも増加している。今後、たとえば開講時間の調整などを行い、科目等履修生ならびに聴講生から研究科の正規学生への進学者を増やすよう努力し、研究科の理念の一つである現職教員のリカレント教育を促進していきたい。

(3) 定員管理

【現状の説明】

本研究科の入学定員充足率は、下記表Ⅱ-外研-7 に示すように、前期課程において 2004 年度 128%、2005 年度 148%、後期課程において 2004 年度 300%、2005 年度 533%である。教育内容等に関する評価の高さを反映して、設置以来４年連続で入学定員（前期 25 名、後期 3 名）を充足し続けており（従って、収容定員も充足）、なおかつ前期課程で約 1.2 倍（2005 年度）、後期課程で 1.5 倍（2005 年度）の競争率を確保している。

表Ⅱ-外研-7　入学定員充足率

入学年度	博士課程前期課程			博士課程後期課程		
	定員	入学者数	充足率%	定員	入学者数	充足率%
2002	25	30	120	3	6	200
2003	25	29	116	3	6	200
2004	25	32	128*	3	9	300
2005	25	37	148*	3	16	533*

＊ 教育・研究の質を維持するために、所定の資格審査（後述）の過程を経て、演習担当教員、科目担当教員を増加させた。

【点検・評価】

定員充足率から考えると、特色ある研究科として、社会の要請に応えているものと判断できる。今後は、研究・教育の質をさらに向上させながら、本研究科の理念に共鳴して志願する学生をできるだけ多く受け入れるために、教員数の増加などを図る予定である。

4　教員組織

本研究科の教育目標が達成できるよう、外国語教育学のそれぞれの領域で専門性の高い教員を配置し、適切な教育研究活動が行なえるよう環境を整備する。

(1) 研究科の教員組織

【現況の説明】

外国語教育学研究科は、博士課程前期課程として、専任教授 24 名、専任助教授 2 名、非常勤講師 12 名の計 40 名、博士課程後期課程として専任教授 9 名、非常勤講師 3 名の計 12 名からなる教員組織を持つ。教員数に対する学生数については、下表のとおりである。

本研究科は、2002 年 4 月に発足しており、上記教員組織については、それぞれ演習科目および講義科目担当が適格と文部科学省より認められたものと、本研究科の基準に基づいて認定された教員とで構成されている。なお、本研究科における教員認定に際しては、基準（後述）を策定し、これをもって厳格に行っている。

表Ⅱ-外研-8　教員数と学生数

	学生数	専任教授	専任助教授	非常勤講師	専任教員一人当たりの学生数
博士課程前期課程	83	24	2	12	3.2
博士課程後期課程	34	9	－	3	3.8

TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）を含む研究支援職員の制度に関しては、2005 年度に採択された「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP）」ならびに「英語指導力開発ワークショップ事業」を通して実現に移されつつある。

また、学内外の教育研究機関との交流については、学内では、人権問題研究室や東西学術研究所などの研究員として交流を推進している教員がいる。一方、学外では、京都市立京都御池中学校との間で、人的・知的交流を通じて、生徒・大学院生・教員を益する新たな学びの場を創造している。この活動では、教育上の課題等に適切に対応することにより、双方の教育の充実・発展に資することを目的として、連携・協力に関する協定を締結するなど、実質的な交流が推進されつつある。

【点検・評価】

博士課程前期課程、後期課程ともに、研究科設立の理念・目的および教育課程の性格を念頭の教員を配置し、上述のごとく、それぞれ担当者の適格性について文部科学省および本研究科の基準にそって認定されており、教員組織は適切であるものと評価される。また、TA・RA の利用は始まったばかりであるが、現段階においても、教育・研究の向上に大いに貢献しているものと判断できる。

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する事項

【現状の説明】

現在のところ、外国語教育学研究科の専任教員はすべて外国語教育研究機構にも所属している。したがって、教員の募集・任免・昇格に関しては、外国語教育研究機構との密接な協力と話し合いのもとに行われる。まず、教員の募集に関しては、2003 年 10 月から、外国語教育研究機構人事委員会に研究科長（ないしは研究科長代理）が正式な委員として参加しており、研究科運営上必要な分野の教員の募集が従来よりも容易になっている。また、演習や講義科目担当者の補充・増員が必要になった場合には、研究科委員会のみならず、外国語教育研究機構教授会でも周知徹底し、研究科と機構の両方の構成員から公募するという透明な手続きが確立されている。さらに、上記の公募に応募したものに対しては、2003 年 9 月に制定された任免・昇任の内規に従い審査が行なわれ、その結果が必ず本人に通知されるなど、審査の公平化も実現されている。

運用に関しても問題がなく、この方法で、これまでに博士課程前期課程講義担当者 5 名（外国語教育研究機構からの新規任用者 2 名を含む）、博士課程前期演習担当者 5 名、博士課程後期演習担当者 4 名が選ばれている。なお、演習や講義科目担当者の補充・増員に関しては、研究科の理念と照らしながら、学生数やその専攻分野・専攻言語、過去の履修者数などを考慮にいれて、研究科運営委員会から発議する方法がとられている。

なお、審査内規に定める基準には、研究業績に関しては、「著書」、「博士号」、「論文」など 13 項目、教育業績・社会的貢献に関しては、「招聘講演」、「授業担当」、「学術委員」など 11 項目があげられており、博士課程前期課程講義担当者の場合には、このうち研究業績で 4 件以上、教育業績・社会貢献で 3 件以上を越えること、博士課程前期課程演習担当者の場合は、研究業績で 5 件以上、教育業績・社会貢献で 4 件以上、博士課程後期課程演習教員の場合は、研究業績で 7 件以上、教育業績・社会貢献で 6 件以上を越えることと定められている。

【点検・評価】

任免・昇格の手続きの透明化と業績審査の公平性が保障されている。なお、多くの教員は３年前の設置時に、文部科学省から業績と科目適合性についての審査を受けており、現時点で再審査の必要を有しない。しかし、今後は、定期的に再審査をおこなうなど、教育・研究の質の向上を図る方策も検討する必要がある。

５　研究活動と研究環境

本研究科の研究活動は、実践的な教育活動と密接な関係を保ちつつ遂行していくことを旨とする。ただし、実践的な面のみに傾斜するのではなく、その背後にある基礎的な研究にも十分な配慮を行い、この面では国際的な活躍が可能になるよう支援する。また、競争的資金に対しては、積極的に申請を行い、その成果を世に問う体制を整える。

【現状の説明】

本研究科は学部を有しない独立研究科であるが、その教員構成は外国語教育研究機構の教員構成と重複している部分が多い。本研究科を構成する専任教員数は、2005 年 5 月 1 日現在、教授 26 名、助教授 2 名の計 28 名である。外国語教育研究機構では、主に学部学生を対象とした外国語教育、教職課程受講者を対象とした外国語教科教育法、留学生を対象とした日本語教育を行っているが、本研究科では、外国語教育学、異文化理解、メディア教材開発、言語分析などの分野における理論的・実践的研究を中心として研究活動を推進

しているところが大きく異なる。また、大学院生の中には現職教員や社会人が占める比率は約 60%と多く、これらの院生がおこなう現場での体験を反映させた実践報告や問題提起などを通じて、本研究科の研究活動が､外国語教育の現実に対する洞察に基づきながら活発に展開されている点も､その特徴として指摘し得る。

国際的な活躍に関しては、研究科教員（および大学院生）の執筆による論文が、*Language Learning, Modern Language Journal, SYSTEM, Language Testing, CALICO Journal, Psychological Review, IALL Journal* といった国際研究誌に掲載されているほか、多くの教員が、 AILA や FLEAT, PacCALL, TESOL, AAA などの国際学会で毎年複数の研究発表を行っている。国内に目を転じると、*JACET Journal, Language Education & Technology, JLAT Journal, JALT Journal, Computer & Education, ARELE* などの査読付き学会誌に、研究科教員（および大学院生）の執筆による論文が掲載されている。このほかにも、大学英語教育学会（JACET）学術賞受賞者や、英語教育にかかわる年間書籍 10 選（『英語教育』誌掲載）に研究科教員の手による複数の書籍が選ばれるなど、著しい活躍が認められる。

競争的資金の獲得に関しては、本研究科では、2005 年度より文部科学省が開始した「英語指導力開発ワークショップ事業」に対して応募し、西日本では唯一、採択された。これは、将来指導的役割を果たすことが期待される中高英語教員の(英語)指導力育成プログラムであり､応募大学数は14校(うち1校は海外の大学)、採択大学数は 3 校のみであった。更に、本研究科では、2005 年度文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成ＧＰ）」にも申請を行い、これも採択された。このプログラムは、義務教育段階の教員養成をおこなう国公私立大学（大学院を含む）を対象として、資質の高い教員養成のための特色ある教育プロジェクトを競争的環境の中で選定し、重点的な財政支援を行うものである。2005 年度の募集では、全国の大学・短大等から 101 件の申請がなされ、このうち 34 件（教育学部、教育大学系が多数を占める）が採択された。英語教育関係では、外国語大学を中心にいつくかの申請がなされた中、唯一、本研究科のプロジェクトが選定されている。

また、本研究科は、外国語教育学を研究対象としている特性を反映し、教員たちの業績の中には外国語教育実践に関わるものも多い。たとえば、各地の Super English Language High School（滋賀県立米原高校、大阪府立千里高校、大阪府立長野高校、京都市立紫野高校、兵庫県立芦屋国際高校など）において協議委員等の形で授業改善に寄与している者、附属学校等における評議委員・研究運営委員（京都教育大学附属京都中学校)）、教育委員会からの委嘱による英語教育実践の研究アドバイザー（高槻市、箕面市、吹田市など）に携わっている者など、他の教育機関との間に多彩な研究協力関係が確立されつつある。特に 2003～2005 年度には、本研究科教員が文部科学省の「英語の使える日本人育成計画」に基づく各府県市の教育委員会主催研修会において、多大な貢献をしている点も特筆に値する。

なお、上述したように、本研究科と外国語教育研究機構には教員の重複があるため、研究活動についての更なる説明は、「第Ⅰ編第 6 章　研究活動と研究環境」、及び「第Ⅱ編　外国語教育研究機構　第 4 章　研究活動と研究環境」を参照願いたい。

【点検・評価】

研究科教員の国内・国外における研究活動の充実は、高い評価に値するものと考えられる。今後は、さらなる活躍が可能なよう、研究費の配分を考慮すること、ならびに海外での発表に対しての補助を充実させること、などが求められよう。また、各地の教育委員会との連携のもと、外国語(特に英語)教育の発展と改善に向けて教員たちが貢献している点も特筆すべきことである。地域への貢献も大学院が担う社会的責務の一つであるが、とりわけ外国語教育を主たる研究テーマとする本研究科においては、各地の教育委員会と連携しておこなわれる活動を今後とも拡大・充実するよう努力を傾けることが求められよう。

競争的資金に関しては、本研究科の理念とも整合性のある文部科学省委嘱「英語指導力開発ワークショップ事業」に採択されたことは、本研究科が、その理念実現のために着実に前進していることの表れであり、評価に値するものと考えられる。また、教員養成ＧＰ事業にも採択されたことは、本研究科で行っている教

育プログラムが高く評価されたことを意味しており、本研究科がその設置理念に忠実に前進していることの表れとも考えることができる。

なお、受け入れ大学院生数の増加、および、ＧＰ事業、ＷＳ事業の推進などで、教員の業務負担が過重なものとなっている。特に一部の教員に業務負担が偏重する傾向が見られる。この点に関しては、本研究科を構成する教員が可能な限り等しく業務を分担できるようにして、研究体制の更なる整備を図る必要があるほか、抜本的な教員人員構成の見直しなどにも取り組む必要があろう。

６　施設・設備等

本研究科の教育目標を達成するために必要な施設・設備を適切に整備し、有効に運用する。先端的な教育や研究を推進するために設備の充実をはかる。

【現状の説明】

外国語教育学研究科の教育施設は、他の研究科と同じく尚文館にあり、学生数との関係で3室（博士課程後期課程学生用研究室、博士課程前期課程学生用研究室、共同研究室）が確保されている。面積は、博士後期課程学生用研究室に関しては51.8㎡、博士前期課程学生用研究室に関しては86.4㎡、共同研究室に関しては、51.8㎡で、いずれも 24時間、365日の使用が可能となっている。また、基本書籍、パソコンやプリンタ、LANなどの設備も整備されているほか、図書館などの検索も研究室から行える。以上の基礎的設備に加え、学生たちのプロジェクトの進行に応じて岩崎記念館（外国語教育研究機構内施設）の音響・映像資料室や尚文館のマルチメディア編集室なども利用し、教育・研究を展開している。

【点検・評価】

本研究科の設備は、基本的な面では充実していると言える。また、研究科が創設されて3年が経過し、入学者数も順調に増えているが、それに見合う学生研究スペースも十分に確保されている。さらに、必要に応じて、実験・実習費による物品購入も行われており、問題はないものと判断される。ただし、教員と共同研究を行うための共同研究室や増加する資料を収納する資料室については、専用の施設を有しておらず、今後の整備が急がれる。

７　管理運営

【現状の説明】

本研究科の最高意思決定機関は、大学院学則に定められた、大学院担当教員で構成される外国語教育学研究科委員会である。本研究科の研究科長は、独自に定めた研究科長選出規程に従い、研究科委員会において選挙で選出され、研究科長を補佐する研究科長代理は、科長により指名され、かつ研究科委員会で信任され選ばれる。この両名が執行部を構成するが、その任務を補佐・助言するために外国語教育学研究科運営委員会（教授 11 名で構成）が設けられている。研究科長は両委員会の議長を務める。2004 年度では、外国語教育学研究科委員会が 15 回、外国語教育学研究科運営委員会が 10 回、それぞれ開催されている。なお、2006 年 9 月より、研究科長は外国語教育研究機構の機構長が兼任し、それを補佐する形で、研究科業務を主担当とする研究科担当副機構長（仮称）が配置される予定である。

【点検・評価】

研究科長の選出および研究科長代理の選出については、研究科長選出規程に従い、適切に行なわれているものと判断できる。さらに、研究科長が研究科運営委員会ならびに研究科委員会の議長を務める体制も、運用面で問題はない。ただし、研究科の執行部が科長と科長代理のみで構成されている現状は、117 名もの学生を抱える組織としては脆弱であり、学部における学生主任や就職主任に相当する役職を設置する必要があるものと判断される。特に本研究科の場合、学部組織を母体として持っておらず、学部配置の学生主任やキャリアセンター主事が研究科業務を兼務することが不可能なため､必要性はより一層高いものと判断される。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

従来は、大学院の自己点検・評価委員会を中心に、研究科の自己点検・評価活動を展開してきたが、2004 年 4 月以降、自己点検・評価の活動を恒常的に行うためのシステムとして、研究科内にも、自己点検・評価委員会（研究科長代理を委員長とした 5 名の委員から構成）を設け、活動を行っている。また、カリキュラム等の具体的な教育・研究事項の検討や、将来に向けての発展を視野に入れた議論に関しては、研究科運営委員会において学生の声を吸い上げながら、積極的に取り組んでいる。さらに、「英語指導力開発ワークショップ事業」（2005 年度採択）や「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP）」（2005 年度採択）等の申請につながる教育・研究事業に関しては、研究科長が任命した複数の委員からなる申請準備委員会を立ち上げることで、機動性をもって検討・準備している。

【点検・評価】

自己評価・点検の活動が恒常的に実施できるシステムと組織が存在しており、また、中・長期的な視野に立ったカリキュラムの改訂や、競争的資金への申請の検討を行なうための組織も確立されている。さらに、これらの組織では、研究科設立以来 4 年間にわたり実質的な討議が行なわれてきており、運営に関しても大きな問題は見当たらない。

今後は、博士号の審査やカリキュラム改善などに、学外の著名な研究者や有識者の参加を求め、評価・点検の客観性や妥当性を高めていく予定である。また､学生からのフィードバックを確実に取り入れるために、課程修了時（あるいは博士号・修士号授与後）に「学生によるカリキュラム・指導評価」を実施することも検討している。なお、自己評価点検結果は冊子を作成して学内外に公表しているが、今後はホームページにおける公開についても実現していく予定である。

法　務　研　究　科

第Ⅱ編　法務研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 809

(1) 理念・目的等　〈809〉

(2) 教育目標　〈810〉

2　法務研究科の教育内容・方法等 …… 810

(1) 教育課程等　〈811〉

(2) 教育方法等　〈814〉

3　学生の受け入れ …… 817

(1) 学生募集方法，入学者選抜方法　〈817〉

(2) 門戸開放　〈819〉

(3) 科目等履修生等　〈819〉

(4) 定員管理　〈819〉

4　教員組織 …… 820

(1) 理念・目的との関係　〈820〉

(2) 教員組織の概況　〈820〉

(3) 教育研究支援職員　〈821〉

(4) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　〈822〉

(5) 大学院と他の教育研究機関等との関係　〈823〉

5　研究活動と研究環境 …… 823

(1) 法務研究科の研究活動　〈823〉

(2) 研究環境　〈824〉

6　施設・設備等 …… 824

(1) 学舎と研究棟　〈824〉

(2) 法務研究科院生用実習室等　〈825〉

(3) 先端的な設備・装置等　〈826〉

7　管理運営 …… 826

(1) 学内組織としての法科大学院　〈826〉

(2) 法科大学院の組織　〈826〉

8　自己点検・評価 …… 827

1　理念・目的・教育目標

法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関である。そこでは、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質、さらには、社会や人間関係に対する洞察力、職業倫理、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えた法曹を養成することが目標となる。関西大学法務研究科（法科大学院）もこのような目的、目標を達成するために設置された専門職大学院である。

関西大学は、従来から「学の実化」を教育理念とし、理論教育と実務の架橋を図ってきたが、法科大学院における教育は、まさにこれを目指すものといえる。

【現状の説明】

(1) 理念・目的等

「学の実化」は、法学においては、法学の社会的実践を意味する。その第一として、戦後、関西大学は、「正義を権力から守れ」を法学教育の理念とし、人権教育に力点を置いてきた。人権の実現は、全体的な社会システムの問題であることはいうまでもない。したがって、関西大学法科大学院における教育理念は、第一に社会正義を実現することを目指す法曹の養成にあるが、それのみにとどまらず、第二に、現代社会における原動力となる経済・先端技術の開発・社会的還元の法的枠組みを研究・教育することによって、単に紛争の事後処理だけでなく、紛争予防のための法的枠組みを立案し、経済・技術戦略を法的にバックアップする実務能力を備えた法曹を育成することも、「学の実化」の内容である。第三に、社会問題および経済取引のグローバル化、ボーダーレス化により、経済格差、戦争、圧政によって生み出される貧困等で苦しむ人々の救済や紛争予防の法的枠組みの必要性も国際化しつつあるから、こうした傾向にも対応できる国際的法曹を養成することも「学の実化」の具体的内容となる。

以上から、本学法科大学院の教育理念は、次の３つの特性を兼ね備えた法曹の養成に置いている。

①プロフェッショナル・ロイヤー

理論応用力と実務的処理能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成すること。

②ヒューマニタリアン・ロイヤー

豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の理念の実現を目指す法律家を養成すること。

③クリエイティブ・ロイヤー

複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること。

この３つの教育理念は、法科大学院の教員配置、カリキュラム、アドミッションポリシー等に次のように具体化されている。①実務経験豊かな教員を十分に配置し、単なる実務的法技術を修得させるにとどまらない、法曹としての精神を修得させるカリキュラムを策定する。実務関連科目を充実させるのみならず、法律基幹科目にも、優れた学識を有し、経験豊かな実務家を配置する。②先端・展開科目群において消費者、家族、少年、労働者、市民的公共圏の諸問題にかかわるカリキュラムおよび教員を配置する。③すでに別の専門を学び、実践した専門家を法曹として養成し、複数の専門分野に精通する現代社会にふさわしいマルチ・スペシャリストたる法曹を養成する。そのため、学生の関心の強い学際分野の講義を行い、専門家たる社会人を受け入れるというアドミッションポリシーを掲げる。④外国人の教員を配置し、また、渉外法務を専門とする実務家教員および研究者教員を配置し、外国法を修得させ、現代民商法、とくに国際ビジネスに対応

しうる法曹を養成する。そのため、語学能力に長けた学生を受け入れるというアドミッションポリシーを掲げ、国際取引法、現代中国ビジネス法、国際法、外国法等の科目を置いている。

(2) 教育目標

実務法曹の養成のための中核的教育機関である法科大学院では、その教育は司法試験および司法修習との有機的連携を図らなければならず、法科大学院の課程を修了した者に新司法試験の受験資格が認められる(法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律第1条参照)。したがって、少人数による密度の高い授業により、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、将来の法曹としての実務に必要な学識およびその応用能力・弁論能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養することがその教育目標となる（同法第2条1号参照）。

これを敷衍して言うなら、第一に、本学法科大学院の課程を修了し、将来、新司法試験を受験し、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に対し、まず必要な専門的な法律知識および法的な推論の能力を修得させ、さらに必要な専門的な学識並びに法的な分析，構成および論述の能力を修得させることがその目標となる。その際、社会人および非法学部出身者に門戸を開放し、かつ、現行司法試験における知識偏重型の弊害を是正することを目的として設置された法科大学院では、法律知識の修得に偏重せず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を重視した教育を実施することが重要である。第二に、いわゆる実務関連科目につき導入教育を行うことによって、裁判官、検察官または弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを目的とする司法研修との有機的連携を確保･徹底することがその教育目標となる。第三に、公法系科目、民事系科目および刑事系科目のみならず、先端･展開科目の幅広い履修によりこれら分野に関する理論および実務上の基本的学識を修得させ、将来これら分野に特化した専門法曹となり得る能力を養うとともに、基礎法・学際分野科目の履修により人間性に根ざした哲学的思考と法隣接分野に関する豊かな知見を養うことをその教育目標とする。

【点検・評価】

本学法務研究科独自の教育理念・目的および教育目標については、関西大学法科大学院に関するパンフレット、関西大学のホームページ等を通じ、学内外に公開・発信を行っている。また、入試要項、学内外の進学説明会等において出願を希望する者に対しこの教育目標をアドミッションポリシーとして明示し、本学が養成しようとする具体的な実務法曹像を明らかにしている。そして、受験生自身も、明確な志と旺盛な学習意欲をもっており、また、新たな法曹養成システムとしての法科大学院に対する期待も大きいことから、入学した法科大学院生の多くは、こうした本学法務研究科の理念・目標を受け入れてくれているようである。

しかしながら、法曹への入口として待ち受けている新司法試験は、当初の法科大学院構想において想定されていた70%～80%の合格率とは異なり、50%を大きく下回ることが予想されている。勢い法科大学院生らにおいては、理念よりもまず合格、という風潮が見受けられるようになってきた。院生らに法科大学院の理念を担うモチベーションを維持させることは、次第に難しくなってきている。入学者の半数以上は法曹になることはできないという状況が将来的に固定化するのであれば、入学者数を絞り込むなり、あるいは、法曹以外の進路を想定したカリキュラムを策定するなどの対応策の検討が必要になる。

2　法務研究科の教育内容・方法等

第1章に示した理念・目的・教育目標を達成するため、平成15年度文部科学省告示第53号（専門職大学

院に関し必要な事項について定める件）第５条に定められた授業科目を以下に述べる教育課程として編成するとともに、ソクラテス・メソッドやディベート形式を取り入れた授業、学習支援ソフト・ＯＡ情報機器を活用し教員と学生とのコミュニケーションを図るなど、教育方法を工夫している。

（1）教育課程等

ア　法務研究科の教育課程

【現状の説明】

（ア）教育課程編成の考え方

法科大学院は「プロセス」としての法曹養成制度において、その中核となるべき存在である。したがって、カリキュラムを編成するにあたっては、第一に、法理論教育において、司法試験および司法修習と有機的な連携を図るべく、抽象的な理論教育にとどまらず、常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮し、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、六法科目の講義をも一部担当することによって、法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意した。第二に、21 世紀の司法を担う法曹に特に必要な資質を涵養すべく、次の諸点に盛り込んでいる。

①職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした法曹倫理講義、リーガルクリニック等の法曹基本科目を設置した。

②先端的法分野の体系的・専門的知見を系統的な学習によって修得させるべく、法律応用科目に分野を設け、複数分野の履修を義務づけ、本学の特色とした。

③外国法に関する知見を修得させ、また国際的視野の養成と法学に関する語学力の向上に重点を置くべく、基礎法学・学際分野科目にアメリカ人実務家による実務重視の講義科目を配置し、また、国際法務・国際法分野に中国ビジネス法を専門とする弁護士教員による講義科目も設けた。

④新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく、法とメディア、法と家族、法と東西文化等の学際分野科目を設けた。

図Ⅱ-法務-1　カリキュラムの体系

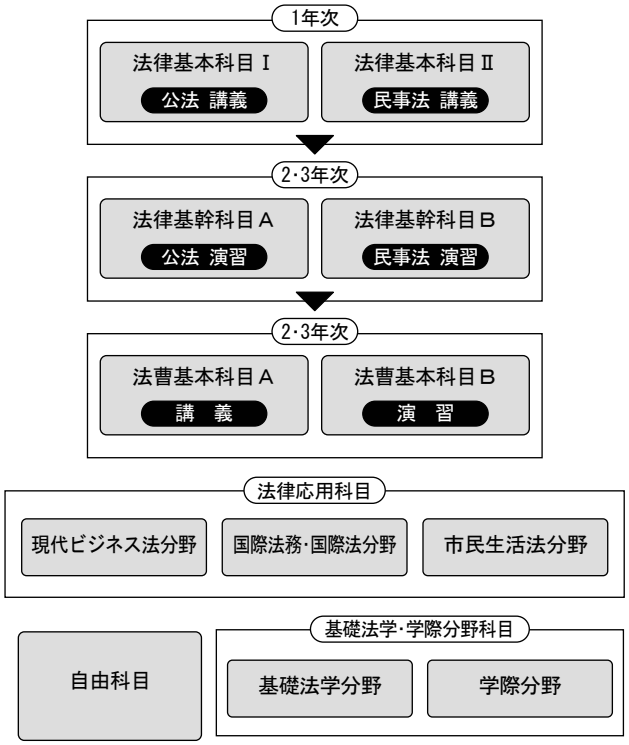

（本学法科大学院ホームページより）

（イ）カリキュラム体系

カリキュラムは、８つの科目群、すなわち、法律基本科目Ⅰ・同Ⅱ、法律基幹科目Ａ・同Ｂ、法曹基本科目Ａ・同Ｂ、法律応用科目、基礎法学・学際分野科目から構成される。それぞれの科目群の体系は、次の３つに視点から説明することができる。

表Ⅱ−法務−2　カリキュラム表

類　別			授　業　科　目	
法律基本科目Ⅰ		必修科目	憲法Ⅰ(統治の基本構造)	刑法Ⅱ(各論)
			憲法Ⅱ(基本的人権)	刑事訴訟法
			刑法Ⅰ(総論)	
法律基本科目Ⅱ		必修科目	民法Ⅰ(財産取引法総論)	民事訴訟法
			民法Ⅱ(財産取引法各論)	商法(会社法)
			民法Ⅲ(不法行為法)	
		選択科目	民法Ⅳ(家族)	商法(取引法)
自由科目			基本演習	法律時事英語
法律基幹科目Ａ		必修科目	公法総合演習Ⅰ(司法制度論)	刑事訴訟法演習
			公法総合演習Ⅱ(基本的人権)	行政法演習
			刑法演習Ⅰ	刑事法総合演習
			刑法演習Ⅱ	
		選択科目	憲法原論	公法・刑事法ＬＷ＆Ｄ演習
			行政法概論	
法律基幹科目Ｂ		必修科目	民法中級演習Ⅰ	民事訴訟法演習
			民法中級演習Ⅱ	会社法演習
			民法上級演習Ⅰ	商法演習
			民法上級演習Ⅱ	民事法総合演習
		選択科目	会社法特殊講義	民事法ＬＷ＆Ｄ演習
法曹基本科目Ａ		選択科目	要件事実論演習	事実認定論
			紛争解決論	
法曹基本科目Ｂ		必修科目	法曹倫理	
		選択科目	検察実務講義	リーガルクリニック
			民・刑事裁判演習	エクスターンシップ
法律応用科目	現代ビジネス法分野	選択科目	金融法	民商契約実務講義
			競争法	経済法演習
			知的財産法	知的財産法演習
			倒産法	
	国際法務・国際法分野	選択科目	国際人権・人道法	国際取引・経済法演習
			国際司法手続	中国司法実務講義
			国際経済法	現代中国ビジネス法実務講義
			国際取引法	現代中国ビジネス法実務演習
			国際法演習	中国企業実務法
	市民生活法分野	選択科目	行政手続・情報公開法	労働法実務講義
			行政救済法	不法行為実務講義
			租税法	少年法
			地方自治法	経済刑法
			環境法	家事事件手続法
			労働法Ⅰ(総論･個別的労働関係)	消費者取引法
			労働法Ⅱ(集団的労使関係･現代的課題)	現代法特殊講義
			労働法演習	
基礎法学・学際分野科目	基礎法学分野	選択科目	法哲学・法理論	比較法
			法哲学・法理論演習	比較法演習
			外国法	
	学際分野	選択科目	法と家族	法と環境
			法とメディア	法と東西文化
			法と倫理	

第一に、法曹養成に特化した教育において、法理論教育はその中心を占める。その中でとりわけ重要かつ基本的な３つの法分野は、公法（憲法、行政法）、民事法（民法、商法［会社法］、民事訴訟法）および刑事法（刑法、刑事訴訟法）である。そこで、法学未修者１年次に対して、３つの法分野につき、体系的な学識の修得および基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目Ⅰ・同Ⅱを設けた。さらに２年次生またはいわゆる法学既修者に対しては、これら法分野の上記科目（ただし、民法は財産法、商法

は会社法）につき、その知識・理解を深化させる共に、特に対話方式の少人数演習講義を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基幹科目Ａ・同Ｂを設けた。同時に法律基幹科目Ａ・同Ｂの一部科目の教育においては、実務との架橋を強く意識して、実務家教員の参加・担当、理論教育のみならず、実務を意識した実体法・手続法の教育および実体法と手続法の統合教育をも行う。

第二に、高度専門職業人である法曹に対し要求される職業倫理の涵養、実務教育の導入部分としての事実認定・要件事実論の教育を主たる目的とする法曹基本科目Ａ、さらに修得した知識を踏まえ、臨床法学として法律相談を実習していくリーガルクリニック、法廷教室で行うロール・プレイング方式による民・刑事裁判演習などを通じ、法的思考能力・現実的問題意識の一層の向上、法曹としての文書・論文作成能力の向上、説得・交渉術の修得および国民・市民に奉仕すべき法曹の職業意識の涵養等を目的とする法曹基本科目Ｂを設けた。

第三に、現代社会の諸問題につき、法的な視点に立った基本的理解とその解決能力の育成、六法分野以外の諸法分野につき、知識の修得による多元的・複眼的な法的思考能力の涵養を目的とするとともに、法曹としての国際感覚を養成し、さらに幅広い視野に立った社会・人間関係に対する洞察力の育成を目的とする法律応用科目およびこれを補充する基礎法学・学際分野科目を設けた。

（ウ）カリキュラムの特色

上記８つの科目群（法律基本科目Ⅰ・同Ⅱ、法律基幹科目Ａ・同Ｂ、法曹基本科目Ａ・同Ｂ、法律応用科目、基礎法学・学際分野科目）の科目配置および配当単位における特色は以下のとおりである。

第一に、1 年次に配当される法律基本科目Ⅰ・同Ⅱについては、導入講義として最初に基本演習を短期集中で行った上で、基本的な３つの法分野である公法（憲法、行政法）、民事法（民法、商法［会社法］、民事訴訟法）および刑事法（刑法、刑事訴訟法）につき幅広い学識を修得させ、かつ、勉学・知識獲得の意欲のある者の希望にもそうべく、豊富な科目を配当した。

第二に、法律基幹科目Ａ・同Ｂについては、法曹養成教育の中の法理論教育において中心を占めるので、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習・講義を基本とすることによって、各受講生の理解度を確認するとともにきめ細かな教育指導を行い、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目指す。科目数については、上記３つの法分野の中でも将来の法曹において特に必要性の高い民事法分野の科目数（２単位×４科目の民法中級・上級演習）の充実を図るとともに、他の２つの法分野についても科目数（２単位×２科目の刑法演習Ⅰ・Ⅱ、２単位×２科目の憲法原論および行政法概論）の充実に相当程度配慮した。さらに、実務との架橋を図るべく、訴訟法科目の大部分は実務家教員が担任するとともに、実体法と手続法の総合演習では研究者教員と実務家教員の連携による教育を行っている。

第三に、法曹基本科目Ａ・同Ｂについては、専門的職業人である法曹に対し要求される職業倫理、職業意識、職業上必要とされる実務的能力とスキル等の涵養を図るべく、相当数の実務家教員により多様な科目（事実認定論、要件事実論演習、民・刑事裁判演習等）が提供できるように特に配慮した。また、リーガルクリニックでは、法律相談の意義、実習の心構え、カルテの作成要領、エクスターンシップでは、弁護士業務の意義、守秘義務の重要性などについて、演習形式で討議するとともに、リーガルクリニックではサテライト教室を利用し、エクスターンシップでは弁護士事務所に派遣することにより、実習の形態で教育を行い、実務法曹のための言わば臨床実習を通じて、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルのトライアルの場ともなるようにした。リーガルクリニックは、院生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会奉仕により社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

第四に、法律応用科目、いわゆる先端科目においては、現代ビジネス法分野、国際法務・国際法分野、市民生活法分野の３分野を設け、各分野につき講義科目のみならず演習科目を設け、セット履修の義務づけによって複数の先端法分野の学識を深化させることを目的とした。特に現代ビジネス法分野および国際法務・国際法分野では、現代的な民事紛争および渉外紛争に対しても、幅広い学識を以って問題を解決しうる能力

の育成に力点を置いている。現代ビジネス法分野には研究者教員、企業法務または政府機関出身の教員を配置し、知的財産権をめぐる紛争、さらに多様な金融・経済取引から生起する紛争などの現代型の民事事件に対して、将来十分対応できる実務的基礎能力を養成することによって、21 世紀の法曹養成に対するこの分野の実務界の需要に応えられることを目的とした。国際法務・国際法分野には国際人権法の専門教員、渉外事件を担当した企業法務出身教員、および中国ビジネス法に精通する実務家教員等を配置し、国際取引紛争、渉外事件、国際人権問題の解決を担い、国際的に活躍し得る国際派の法曹を養成することを目指し、グローバル化した 21 世紀の社会的要請に応えられることを目的とした。さらに市民生活法分野には、研究者教員および実務家教員を配置し、市民生活に関わる多方面の法的紛争の解決を担いうる市民派法曹を養成することを目指し、市民が日常的に利用できる法的インフラの整備に資することを目的とした。

【点検・評価】

幅広い学識を涵養し、また、先端法分野の学識を深化させることができるように、多数の科目を設置しているので、選択肢は非常に広い。しかし、現実には、必修科目である六法科目の成績評価が厳格なため、再履修しなければならない可能性が割合高く、また、法律応用科目のいわゆる先端科目については、現代ビジネス法、国際法務・国際法、市民生活の各法分野における講義と演習のセット履修を義務づけて修了要件化しているため、不合格になった場合の「保険」として、同一法分野の科目を複数履修する行動が見受けられる。カリキュラム体系を活かすためには、履修要件や配当年次を工夫する必要があると考えられるので、現在検討中である。

（2）教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）授業方法

授業方法は、ソクラテス・メソッドによる双方向の少人数クラス編成による講義を原則とし、同時に、十分な自学自習を課すことによって、効率的かつ密度の濃い教育を行っている。

１年次に配当する法律基本科目Ⅰ・同Ⅱについては、講義形式ではあるが小規模クラス編成の下で基本的なケース・スタディを活用し、事例に即した法理論の修得を指導し、２年次以降の演習方式の講義に必要な基礎学力・知識を習得させるようにしている。

２年次以降配当の科目のうち、法律基幹科目Ａ・同Ｂについては一部の講義科目を除き多様な判例研究・事例研究を内容とする少人数演習方式の講義を行い、ソクラテス・メソッドを取り入れ、また取り上げる論点によってはディベート形式の議論を行わせている。民事法系および刑事法系の演習内容の程度については、中級程度からスタートし、実体法と手続法を統合した民事法または刑事法総合演習をもって完結する段階的教育を導入している。

法曹基本科目Ａ・同Ｂは、実務家教員が中心となって実務教育の導入部分（事実認定論、要件事実論など）を講義方式または演習方式、さらに民・刑事裁判演習の一部に実習方式を取り入れた演習方式など、各科目の性質に応じ選択採用して行っている。民・刑事裁判演習では裁判官、訴訟当事者、証拠資料等を撮影できる複数カメラとプラズマ・ディスプレイを設置し、訴訟の進行を傍聴席に座る学生らに視覚的に提供するとともに、これらを記録・編集し教材として再度利用できるようにしている。また、実務家教員が適切なアドバイスを与えつつ、学生の主体的な取り組みを促進するよう導入部分の実務教育を指導している。リーガル・クリニックでは、弁護士資格を持つ担任者の指導の下、法律相談に参画し、エクスターンシップでは、実際に弁護士事務所に派遣することにより、もっぱら研修を一部内容とする演習方式を採用している（ただし、エクスターンシップは 2005 年度から実施）。

また、文部科学省において、優れた教育を行う法科大学院をはじめとする専門職大学院に予算を重点配分し、その教育を支援･推進する「法科大学院等形成支援プログラム」に応募し、「実践的教育推進プログラム」に、本学が提出した「司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成　～「リーガル・クリニック」の地方展開～」プログラムが採択され、Web 上の法律相談は 2004 年度から、出張法律相談は 2005 年度から本格的に始動している。

このプロジェクトは、Web ビデオ会議システムにより司法過疎地と法科大学院を結び、「リーガル・クリニック」を実施するとともに、司法過疎地へ教員と院生が出向いて出張法律相談を行う試みである。本プロジェクトを通じて、院生は、風土の異なる遠隔地に暮らす人々の法律相談に従事し、そこで生起する法律問題を学び、現地の実状に触れる。これにより、院生は、質的・量的に豊富な法実務教育を受ける機会を得て、高度の専門知識をいかしつつ、豊かな人間性を身につけ、かつ高度なコミュニケーション能力を養うことができる。また、本プロジェクトは、司法過疎地域の人々に、法科大学院の主催する法律相談で適切な法的助言を受ける機会を提供し、「自分の権利」を法律で守るという法学の普及に貢献する。本プロジェクトは、法実務教育を高度化する実践であるとともに、法科大学院が、将来的に、地域の法的ニーズに応えるための結節点となることを目指すものである。なお、Web システムの接続先は、当初、島根県大田市のみであったが、その後、高知県安芸市も加え、定期的に法律相談を行っている。

（イ）教材準備・授業に関する事前協議

１年次の講義科目において行う基本的なケース・スタディおよび２年次の演習形式において使用する教材については、法科大学院の教員が関係分野ごとに独自の事例式のケースブックおよび判例演習書を作成し、また実務家教員、弁護士会、ＯＢ弁護士等実務法曹の協力を得て、生きた事件を素材とした適切な教材を作成している。また、教材は毎年リニューアルを行う必要があるので、設立時より継続して教材の適否について検討を行っており、さらに教材作成の重要性に鑑み、作成資料となる法律文献･図書の充実を図るとともに、各種必要機器を設置した教材作成室を設けている。

なお、複数者が担当する同一演習科目の均質性を保つため、講義･演習内容および方法に関する情報交換および協議のための会合を適宜開催している。

（ウ）教育効果の測定

毎回の講義による各人の学習到達度・講義理解度の確認は、講義における質疑のみならず、テーマごとのレポート、小テストの実施によって行っている。これらを実施するにあたっては、教育指導の実効性、効率性を担保すべく教育補助教員（ＴＡ）を必要に応じ同席させ、また教壇上から瞬時に各受講生の理解度をチェックでき、または事後にインターネット上で学生による閲覧を可能とするように講義内容を記録できる、学習支援ソフト・ＯＡ情報機器を設置した講義室を設置して活用している。また、自学自習および予習・復習を側面サポートすべく、教員のオフィス・アワーを設け、学生に対する学習支援および個別指導に努めている。

【点検・評価】

ソクラテス・メソッドやディベート形式の授業は、院生たちがこれまであまり経験したことのない教育方法であるため、それ自体が一定の刺激となり学習意欲を駆り立てる結果となっており、また、緊張感をもって授業に臨まざるをえないため､院生らからは概ね効果的な授業になっていると評価されているようである。

授業の進行に応じて課されるレポートは、教育効果の測定に役立つだけでなく、添削のうえ返却することにより、院生各人に論証課程における弱点等を個別に意識させるなど、効果的な教育手段ともなっている。ただし、各担当者のスケジュールで応じて課題を課されるため、何科目ものレポートがある時期に集中し、逆に教育効果を減殺しかねない懸念も生じていたが、事務室を通じてある程度調整されるようになり、極端

な集中は回避されるようになっている。

ＯＡ情報機器の活用については、教員のスキルという根本的な問題がある。情報機器の操作に習熟していない教員にとっては、それを１、２年でマスターすることは容易ではなく、ＴＡとの連携の可能性などが今後の検討課題である。

イ　厳格な成績評価等

【現状の説明】

各科目の成績評価について、平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト）を考慮しつつ、口頭、筆記等の定期試験により総合的に行う。期末試験の複数クラス編成をする科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設ける。なお、成績評価の方法は、シラバスにおいて項目を設けて科目ごとに明示している。

評点は、Ａ：90 点以上、Ｂ：89～80 点、Ｃ：79～70 点、Ｄ：69～60 点、Ｆ：59 点以下で、D以上が合格である。なお、成績評価の各要素の比率は、定期試験の成績が占める割合を原則として 60～70％とすること、科目ごとの評点の分布は、Ａ＋Ｂ：Ｃ：Ｄがおよそ３：４：３の比率、Ｆは履修者の２程度以内とすることについて教員間で合意している。

【点検・評価】

厳格な成績評価が行われている結果、法学未修者で２年次に進級できなかった者、あるいは法学既修者で２年間では修了できず残留が確定した者がすでに数名いる。成績不良者については、個別に呼び出して研究科長代理等が学習相談や指導を行っており、そうした指導が功を奏して成績が上向いてくる場合もあるが、平均的な学力レベルとの格差がいっそう拡大する例も少なくない。適性にも関わる問題であり、退学勧告制度も視野に入れた対応策を検討中である。

ウ　教育改善への取り組み

【現状の説明】

法科大学院の開設後直ちに、ＦＤ委員会を設置し、ＦＤ活動を始めている。活動当初は、法科大学院自己点検評価委員会と合同で、法科大学院認証評価機関となることを予定している各団体が作成した評価点検項目を参考に、今後展開すべきＦＤ活動の優先順位を策定したうえで、具体的な活動を開始した。

ＦＤ活動の主要なものは、事前に公表された成績評価基準の確認・明確化、学生による授業評価アンケート、公開授業（教員同士で授業を参観し意見交換を行う）、司法研修所の授業傍聴等見学のための教員派遣等である。

授業評価アンケートは、履修者数 10 名以上の科目を対象に、「そう思う」から「まったくそう思わない」までの５肢選択形式と授業内容、施設・設備・機器等に関する自由記述式の併用により行われた。ただし、その結果の取扱いについては、本学がこれまで実施してきた授業評価アンケートと同様に、どのように授業に反映するかは担当者に委ねられ、学生には公表されていない。

また、シラバスについては、冊子を作成し学生に配布するとともに、本学の学部・他研究科と同様、Web による公開も行っている。これらは、全学的に様式が統一され、講義概要・講義計画・成績評価の方法・教科書・参考書等を掲載し、学生の科目選択、学修の活性化を図っている。ただし、法科大学院の講義計画の項目は、毎回の授業内容について数行を記す詳細なもので、いわば授業のノウハウに当たるものを含んでいるため、現在のところ、学外向けの Web 公開については、講義概要の項目に限定している。

【点検・評価】

法科大学院が開設されたばかりであり、それぞれの授業そのものが初めての試みであるから、情報収集と

情報交換が中心で、ＦＤ活動がまだ必ずしも組織的、本格的なものにはなっていない。しかし、公開授業、とりわけ実務家教員の授業を研究者教員が見学する場合、あるいはその逆の場合も、非常に参考になるところが多い。また、そうした公開授業を通じて、院生たちが、教員が教育改善に取り組む姿勢を目の当たりにすることになり、結果的に好影響を与えているように思われる。

一方、授業評価アンケートについては、回答者にその結果を知らせないという取扱いは、説明責任を求められる時代の趨勢に逆行しているといえる。法科大学院としては、公表を前提に、どのような内容・形式で公表するかについて検討中である。

エ　履修指導および学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

法務博士の学位の授与要件は、標準修業年限を３年とし、修了所要単位を 98 単位以上とする。ただし、法学既修者については修業年限を１年短縮し、修了所要単位を 68 単位以上とする。いずれの場合も、論文の提出を修了要件としない。

各年次の履修単位数の上限は、過剰な履修を制限して十分な自学自習時間を確保できるように、１、２年次は 36 単位、３年次は 44 単位とし、また、１年次から２年次への進級に際しては、18 単位以上の修得を要件とする。

なお、本学法科大学院に入学する前に他の大学院（科目等履修生として修得した単位を含む）において履修した単位は、本学法科大学院設置科目に相当すると認められるときは、30 単位まで本学法科大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなす。ただし、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で履修した授業科目について、本学法科大学院において履修したものとみなす単位数とあわせて総計 30 単位を超えないものとする。

【点検・評価】

法科大学院のみならず、学部教育（とくに実定法科目）を担う教員は、将来的には、研究者教員であっても法科大学院修了者というのが趨勢になると思われる。すると、後継者養成という意味からも、法科大学院修了者が博士課程（後期課程）に進学するルートを確保する必要があるが、多くの大学院の博士課程（後期課程）では、その入学選考に際して修士論文の提出を求めている現状からすると、本学法科大学院の教育課程においても、新たに研究論文を設ける必要があり、その導入方法および指導のあり方について検討を始めている。

３　学生の受け入れ

（1）学生募集方法，入学者選抜方法

【現状の説明】

ア　入学者選抜の基本方針

入学者の多様性を確保し、本法科大学院の教育理念に相応しい優秀な学生を広く公平に入学させることを目指すこととしている。そのため、次の３項目をアドミッションポリシーとしている。

①市民の立場から、草の根的法曹を養成するため、社会的な活動経験を考慮する。

②国際感覚豊かで、世界に雄飛する国際派法曹を養成するため、秀でた語学的素養を考慮する。

③複雑化する現代社会をリードする多彩な専門的知識を併せ持つ法曹を養成するため、すでに持ってい

る医師、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を考慮する。

また、社会人および非法学部出身者を入学定員の 30%以上入学させる方針としている。

イ　学生募集方法

Ａ日程募集定員約 120 名、Ｂ日程募集定員約 10 名の合計 130 名の入学定員である。その内訳は、法学未修者（３年終了）コース 60 名程度、法学既修者（２年終了）コース 70 名程度を目安としているが、各コースとも増減はあることとしている。

ウ　受験資格

大学入試センターが実施する適性試験を受験し、かつ次の条件を満たす者であること。

①大学卒業者、または卒業見込み者

②大学評価・学位授与機構により学位を授与された者または授与見込み者

③外国における学校教育 16 年課程修了者または終了見込み者

④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、または終了見込み者

⑤文部科学大臣の指定した者

⑥大学院に飛び入学した者であって、本法科大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

⑦短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者およびその他の教育施設の修了者等であって、本法科大学院において、個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

⑧入学時に大学に３年以上在学し、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者

エ　入学試験日程

Ａ日程およびＢ日程の２回とする。

オ　試験科目

法学未修者コース＝長文読解・小論文

法学既修者コース＝憲法、刑事法系（刑法，刑事訴訟法）、民事法系（民法、商法［会社法］、民事訴訟法）

表Ⅱ-法務-3　入試の状況

入学年度	Ａ日程		Ｂ日程		入学者
	志願者	合格者	志願者	合格者	
2004	2,136	330	448	13	145
2005	1,080	292	234	10	135

【点検・評価】

2004 年度入学者の入学後１年間の学習状況をみると、その資質・能力からして、入学選抜方法は、適切・妥当に行われていると評価できる。

2004 年度入試は、初めての法科大学院入試であり、法科大学院教育に対する期待と相まって、法学未修者の受験生が非常に多く、かつ、その資質も優秀であったため、入学者における既修者と未修者の比率が、募集時の比率と比べ、未修者の比率がかなり大きくなっていた（具体的な数値は、後述「定員管理」参照）。しかし、この傾向は、未修者の入学希望者数が落ち着いてくるとともに、法学部卒業生が現行司法試験制度から新司法試験に移行するに伴って法学既修者の割合が増加すると予想されるので、将来的には改善されると考えられる。

(2) 門戸開放

【現状の説明】

社会人については、統一適性試験の成績に加え、前記のように、司法書士、検察事務官、裁判所事務官、公認会計士、医師、弁理士等の専門的技能及び社会的活動実績を考慮している。また、非法学部出身者についても同様に、適性試験の成績とともに、当該専門分野における学業成績、留学経験・語学能力、在学中の社会活動実績、企業・公務員等の勤務経歴等を考慮している。

①社会人志願者数は、Ａ日程において法学未修者（３年終了）コース 24.4%、法学既修者コース 34.9%、Ｂ日程において法学未修者コース 19.1%、法学既修者コース 32.6%であった。

②社会人入学者数は、法学未修者コース 52 名、法学既修者コース 37 名、合計 89 名である。

③女性の入学者数は､法学未修者コース 36 名､法学既修者コース 11 名､合計 47 名で３分の１強に当たる。

【点検・評価】

社会人の受け入れに積極的な配慮（入試選抜においては、それぞれの専門的技能、勤務経験、社会的活動実績を考慮する）をしているため、その数字が結果に表れている。

もっとも、新司法試験の先行きに不透明な部分があり、現に職業に就いている社会人にとって、それを辞して法科大学院に進学することについて、かなりのリスクを感じるようになってきている。法科大学院がどのように有意義な教育を提供できるか、内容の充実とともにそれを各方面にＰＲする方策を拡充する必要がある。

(3) 科目等履修生等

【現状の説明】

聴講生、研修生、交流研究生、科目等履修生等の制度はない。

【点検・評価】

学生に広い視野､国際性､人権感覚を醸成するためにも外国人留学生の受け入れも検討する必要があろう。また、法曹資格を取得している者の中で専門分野について最新の高度な知識の習得を希望する者のために聴講を許すなどの制度の導入を検討中である。

(4) 定員管理

【現状の説明】

現在在学者数は、法学未修者コース 86 名（Ａ日程 83 名、Ｂ日程 3 名)、法学既修者コース 59 名（Ａ日程 54 名、Ｂ日程 5 名）合計 145 名である。ただし、休学者が２名ある。

【点検・評価】

定員は募集定員を１割強上回る数字で充足しているが、法学未修者コース在籍者数が法学既修者コース在籍者数をかなり上回っており、当初予定した法学未修者コース 60 名、法学既修者コース 70 名の比率モデルと逆転する結果となっている。しかし、こうした状況は、現行司法試験制度から新制度への過渡期における例外的なものであり、将来的には、法学既修者の割合が増加していくと予想される。

4　教員組織

【現状の説明】

(1) 理念・目的との関係

法務研究科は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関である。したがって、法務研究科に所属し専門科目を担当する教員には、当該専門科目について一定水準の研究業績および一定期間以上の教育経験が必要とされる。また、実務との架橋が教育目的の大きな要素となる関係上、いわゆる実務家教員を一定程度以上配置することが専門職大学院設置基準上要求される。そこで、以上の点を考慮して、本法務研究科では具体的に次のような目標を設定し教員配置を行っている。①法律基幹科目にはもちろんのこと、法律基本科目にも実務家教員を一部配置した。②法曹基本科目については、書記官研修所における教育経験のある実務家、最高裁調査官の経験のある実務家および派遣検察官が担当するほか、多くの実務家教員が担当する。③法律応用科目では、現代ビジネス法分野に、民間企業法務ないし公正取引委員会出身でかつ大学教員としての十分な実績のある教員を配置し、市民生活法分野にも不法行為、消費者保護などに詳しい実務家教員や、労働委員会委員としても活躍する大学教員を配置している。④外国法関連については、中国法および英米法に重点を置くものとし、前者については中国法実務に長年携わってきた日本人実務家教員を採用し、また、後者については、アメリカ人外国法事務弁護士に講義・演習を依頼している。

(2) 教員組織の概況

法務研究科において授業を担当することができる教員は、関西大学大学院法務研究科学則第 20 条により、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）に規定する資格に該当する本学の教員（教授および助教授）である。

教員構成は以下のとおりとなっている。

（ア）専任・兼担・兼任の区分

専任教員	27 名
（うち法学部専任教員に算入する教員	1 名）
うち実務家教員	10 名
（うちみなし専任教員	4 名）
兼担教員	5 名
兼任教員	15 名

（イ）専任教員分野別の区分

公法	5 名	刑事法	4 名
民法	5 名	商法	2 名
民事訴訟法	2 名	基礎・先端科目	7 名
実務関連科目	2 名		

（ウ）専任教員の年齢分布

39 歳以下	1 名	40 歳から 44 歳	3 名		
45 歳から 49 歳	6 名	50 歳から 54 歳	4 名		
55 歳から 59 歳	5 名	60 歳から 64 歳	1 名	65 歳から 70 歳	7 名

平均年齢は、55.2 歳である。教員中 27 名中、女性教員は３名、比率は、11％である。

なお、一部の科目については、他大学の教員および弁護士に非常勤講師を依頼しているが、その割合は高くはない。

（エ）学生数との関係

学生定員は130名（収容定員390名）である。教員１名あたりの学生数（収容定員に対する比率）は14.4名となっている。法務研究科では少人数によるきめ細かな学習が要求されるところ、法律基礎科目では１クラス最大60名程度、法律基幹科目では１クラス最大30名程度で授業を行うものとしている。

【点検・評価】

〈長所〉

法務研究科では、法理論教育と実務教育との架橋を図ることが主目的となるが、専任教員の約37%が実務家教員であり、専門職大学院設置基準をクリアしている。具体的には、法理論教育を主体とする法律基本科目、法律基幹科目にすべて一定水準の研究業績および一定期間以上の教育経験を有する教員を配置していること、法律基幹科目・法曹基本科目に実務家教員を配置したことは、当然のこととして評価できる。さらに、法律基本科目にも実務家を一部配置したこと、実体法・手続法総合演習科目では、研究者教員と実務家教員が共同して１つのクラスの教育を担当していることは､実務との架橋に特に留意したものということができ、本学独自の長所である。

また、一定以上の教育経験を積んだ教員が担当教員となることが望ましいところ、現在の教員構成、年齢構成はバランスがとれている。また、専任教員の学生数との関係も、法務研究科では少人数教育が徹底して実施できる環境にあると評価できる。

〈問題点〉

研究者教員において実務的な知識、経験を得る機会が不足しているのではないかという問題点が指摘されている。この点については、実務家教員と研究者教員が共同して教材開発、検討を行うなど、さまざまな場面で両者の交流が行われることによって解消されてゆくことが期待される。他方で、実務家教員の教育経験についても個人差があり、問題がないわけではないが、この点は、今後の授業担当に基づく経験の蓄積と継続的なＦＤを通じて解消していかなければならない。

現在の教員構成、年齢構成には特に問題はない。学生数との関係は、開設１年目の３年コース（法学未修者）の約80名が２年次、３年次に進級するするに伴い、２年次に履修する法律基幹科目や３年次に多く履修することになる法律応用科目、基礎法学・学際分野科目では、演習クラスを増やし、講義科目についてクラス分割などの対応策が必要になる可能性がある。

（3）教育研究支援職員

【現状の説明】

法務研究科では、その性格上、研究支援職員を配置することは特に想定されておらず、教育活動を支援する職員を配置することになっている。すなわち、開設にあたっての構想では、学生の自学自習および予習・復習を側面からサポートすべく、チューター制を設け、学生に対する学習支援および個別指導に努めることにしていた。しかし、適切な人材を確保できないこともあり、現時点ではチューター制は実現しておらず、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）制度が採用されており、7 名の大学院後期博士課程在籍学生（憲法 1名、民事法２名、刑事法２名、国際法１名、法哲学１名）がＴＡ執務室に勤務し、学生からの質問への回答、レポート作成指導などを行っている。なお、各ＴＡのオフィスアワーは事前に公表されている。また、アカデミック・アドバイザーとして若手の弁護士（弁護士になって数年以内）5 名が、正規の講義・演習の補習として開講される土曜クラスを担当している。

【点検・評価】

〈長所〉

ＴＡは院生と比較的年齢が近いことから、教員に対するのとは異なり身近に質問等をすることができる。そのために、院生にとっては利用しやすい存在となっている。また、アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスによって、正規の講義・演習では十分に確保できていない法律的文章力の養成の役割が担われている。

〈問題点〉

現段階では、基本六法科目すべてについてＴＡを配置するには至っていない。また、ＴＡの採用基準、教員によるＴＡの活用基準が整備されていないこともあり、全教員が積極的にＴＡを利用できる状態にはなっていない。

アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスと正規の講義・演習との連携のありかたについては、担当者同士の意思疎通が必ずしも十分ではなく、現状では、演習などの内容と土曜クラスの内容とが必ずしもリンクしているわけではない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

教育研究支援職員の採用基準については、今後は、法務研究科上位年次在学生、および修了生から優秀なものを採用していくことが望ましい。また、教員による活用基準を整備する必要がある。さらに、アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスと正規の講義・演習との連携のありかたについては、これまでの経験を踏まえて、意見交換の機会が設けられるようになったが、その共通認識を授業内容に具体的に反映していく必要がある。

（4）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

（ア）抽象的な要件

法務研究科の教員資格については、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第５条によれば、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められることが必要とされている。

①専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者

②専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

③専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

実務家教員については、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとされており、平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第２条は、これを具体的に、おおむね５年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とすると定めている。

（イ）本学における選考基準・手続

本学では､関西大学教育職員選考規程にしたがって､教授および助教授の任用および昇任が行われている。したがって、法務研究科についてもこの規程が適用される。

【点検・評価】

〈問題点〉

2004 年は法務研究科の設置年度であり、前年度において、大学院設置の審査の一環として専任教員はすべて科目適合性の審査を受けて合格している。したがって、本項目について特筆すべきことはない。

もっとも、本法務研究科では、法科大学院の特性に応じた教員の評価体制（人事規程）の整備が行われて

いない。具体例を挙げるならば、任用および昇任の際に必要とされる研究業績の数が特に定められていないことなどである。また、法科大学院では教育能力が特に重視されるところ、任用および昇任の際に当該教員候補者の教育能力を審査対象とするのか否かは、いまだ議論の対象になってはいない。

〈将来の改善・改革に向けた方策〉

教員の人事規程を早急に整備しなければならない。たとえば、任用および昇任の際に必要とされる研究業績の数などを明確にルール化する必要がある。また、任用および昇任の際に当該教員候補者の教育能力を審査対象とするのか否かを検討し、仮に審査対象にするのであれば、どのような形で客観的に判定するのかを明確にしておく必要がある。

(5) 大学院と他の教育研究機関等との関係

【現状の説明】

学外の教育機関等との人的交流は、外国からの招聘教員とのジョイント・セミナーや法科大学院が主催した学術シンポジウムなどを通じて行われている。また、一部教員が、韓国・中国などの大学からの招聘に基づいて、わが国の法科大学院制度の経験などを報告している。また、ラオスの法整備支援事業に対して本法務研究科が協力することから、この事業活動などを通じてアジア諸国の教育機関等との交流も予定される。

【点検・評価】

海外との人的交流については、従来の欧米諸国との関係をメインとしたものから、部分的ではあるが、アジア諸国との関係構築にも努力が払われている。現在計画されている交流計画を着実に実行し、また、海外諸機関との連携を強化するように努力するべきである。

5　研究活動と研究環境

法務研究科での教育は、優秀な実務法曹を養成することを目標とすることから、各法分野の先端的な研究が教育内容の充実を支える側面がある。したがって、学内外の各種研究費を獲得して研究活動を充実化していくことを目標としている。

(1) 法務研究科の研究活動

【現状の説明】

各教員の業績目録については、本学の学術情報データベースによるインターネット上で常時公開されている。

なお、学術情報データベースに登録されている業績を集計すると以下のようになる。

表Ⅱ-法務-4　研究業績集計表

	著書	論文	学会発表	その他	合計
2000	13	33	0	6	52
2001	9	19	0	10	38
2002	9	16	2	12	39
2003	9	16	0	13	38
2004	12	22	0	27	61
2005	10	11	0	14	35

注）2005 年は中間段階集計

【点検・評価】

各教員の研究業績が公表されることから、教員は他者による研究活動への評価を意識しながら研究活動を行うことになる。したがって、業績の公開は点検・評価制度として一定の役割を果たしているものと評価できる。ただし、現時点では全教員のデータが公表されているわけではないことから、今後は全教員についてデータが公表される方向でのデータベースの整備が必要である。

(2) 研究環境

【現状の説明】

大学基礎データ表 29～34 に示すように、学外からの資金としては主として科学研究費補助金があり、学内からの資金としては、個人研究費、法学研究所などの学内研究機関の研究員となることにより与えられる資金、重点領域研究など各種の学内研究費が整備されている。

なお、これらは大学全体として実施しているため、制度等の詳細は「第 1 編第 6 章　研究活動と研究環境」を参照されたい。

【点検・評価】

前述のとおり、法務研究科での教育は、優秀な実務法曹を養成することを目標としているため、各法分野の先端的な研究が教育内容の充実を支える側面があるといえる。そのために、今後とも各種研究費を獲得して研究活動を充実化することが必要であろう。

6　施設・設備等

法務研究科では、専用の「以文館」をはじめ、その他既存を有効に利用し、理念・目的・教育目標を達成するために必要な施設・設備を適切に整備し、有効に機能するようにそれらを管理運営している。今後も教育研究の更なる充実のために検討・整備を行っていく。

(1) 学舎と研究棟

【現状の説明】

ア　概要

法務研究科で使用するのは主として法務研究科専用棟の「以文館」である。講義室・演習室については、大学院棟「尚文館」内の各室を他研究科と共同で使用することになっている。自習室については、以文館内のロー・ライブラリーの他に尚文館内にも法務研究科院生専用の自習室を設けている。また、教員の個別研究室の一部は、別棟に所在する。

イ　講義室・演習室

2004 年度については、初年度入学生のみのため、以文館内の教室で充足されているが、今後学年進行に従って、尚文館内の教室も使用することにより、必要な教室数を確保することができる。

ウ　院生自習室

初年度において、上述のように以文館内のロー・ライブラリー（100 席）と尚文館内専用自習室（100 席）を確保しており、初年度在籍者 145 名について、一人 1 席以上を確保している。今後学年進行に従って順次自習室席数を増加させ一人 1 席以上を確保できる見込みとなっている。また、ロー・ライブラリーには、自

習用の図書が用意されており、今後も順次整備を図っていく予定である。

エ　教員用研究室

個別研究室の大半は以文館内にあるが、当初予定より教員数を増加した関係で、一部、別棟に置かれている。大きさは、オフィス・アワーでの利用が多くなることに鑑み、本学の既存の研究室より２割程度広くなっている。共同用研究室は、研究用ロー・ライブラリーのほか、研究会等の利用する共同研究室がある。

なお、身体障がい者等に配慮した施設・設備とするため、以文館玄関脇に身障者用駐車スペースを確保し、そこから玄関までフラットに接続させ、また、大学院等棟の尚文館とも、緩いスロープでつながっている。また、建物内部も教室は原則として引き戸とし、車椅子を置けるスペースを確保するなどの対応をしている。

【点検・評価】

以文館は専用棟であるため、教室の配当、開館時間等について、法務研究科における必要に応じて、独自の運営を行いやすい。講義室・演習室も、2004 年度においては、以文館内に余裕があり、特に問題はない。また、教室内には講義収録装置を始め、ＡＶを利用した講義が可能な設備が各教室に設置されており、これらの装置を利用した先端的な授業が可能である。

問題点としては、当初、本学法務研究科の入学定員は 80 名として構想されており、その後、現在の 130 名まで入学定員を増やした経緯があるが、以文館は、入学定員を増やす前に設計に着手しており、大幅な定員増には十分に対応できていない。このため、学年進行に従って教室等に不足を来す規模であり、尚文館や法学部の法廷教室などを使用しなければならない。自習室についても、以文館のみでは、十分必要数を満たすことができない。専任教員の個別研究室についても、オフィス・アワーの実施等も勘案して大半を以文館内に設置しているが、入学定員の増加により、専任教員数を増やす必要が生じたことから、一部の研究室を外部に設けざるを得ない状況となっている。

また、学生の自主ゼミグループによる課外学習に対応できる設備が未整備であることも、問題点として挙げることができる。現在、学生は、いくつかの自主的な学習グループを組織しており、それぞれが演習室規模の教室の利用を希望している。今年度については、初年度であることから、以文館内に空き教室があり、この教室の利用を認めることで対処しているが、上述のように学年進行にしたがって、教室の空き時間帯がほとんどなくなることが予想されるため、これに代わる自主ゼミ室を用意する必要がある。

(2) 法務研究科院生用実習室等

【現状の説明】

法務研究科では、模擬裁判実習を行うための法廷教室については、法学部が現在使用している法廷教室を共同で使用することになっている。

また、法律相談を実習するためのリーガルクリニック科目を実施するために、以文館内にリーガルクリニック室を設けているほか、裁判所等に近く、実習に便宜な関西大学中之島センター内にもリーガルクリニックを実施することができる教室を３室確保している。

【点検・評価】

それぞれの実習を行うために十分な室数が確保されている。ただし、法廷教室については、ＡＶ施設が未整備であり、効果的な授業の実施のため、今後整備することが必要である。

（3）先端的な設備・装置等

【現状の説明】

以文館内各教室には、高度マルチメディア活用教育支援システムを導入しており、B1、21、24 講義室については、ＶＨＳ、ＤＶＤ、ＣＤの利用、パワーポイント等パソコンの利用を可能とするほか、スマートボードや教材提示装置なども設置されている。また 21､22 演習室についても､プロジェクターを設置しており、ビデオ、パソコン画面の投影が可能となっている。この他、B1 講義室には、講義をビデオに自動的に収録するシステム、および講義室の各席に設置されたパソコンを利用して、教員と学生が双方向に通信し、小テストの実施、教材ファイルの提示などを行うことができるシステムが設置されている。また、22 演習室を除く各教室にＬＡＮコンセントが設置されているほか、必要に応じてこのコンセントに接続することのできる貸出用ノートパソコンも用意されている。

【点検・評価】

以文館建設時における最新の設備を導入しており、設備のレベルについては特に問題はない。しかし、B1 講義室に設置された講義収録システムが安定的に稼働せず、十分に活用する状況になっていないため、早期に安定的な運用を可能とする必要がある。

7　管理運営

【現状の説明】

（1）学内組織としての法科大学院

関西大学法科大学院は、所属教員を有する独立研究科として大学院組織の中に位置づけられるが、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。

法務研究科（法科大学院）長（以下、「研究科長」という。）は、法科大学院教授会（以下、「教授会」という。）によって選出され、その議長となり、法科大学院の運営を統括するとともに、学部長会議の構成メンバーとなる。また、大学院研究科長会議のメンバーともなる。

（2）法科大学院の組織

ア　教授会

法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、法科大学院教授会を置き、その権限および運営について必要な事項は､「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」において定めている。教授会は、専任の教授、助教授、専任講師をもって構成し、研究科長の選出、研究科長代理の承認、専任教員の任用および昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、学則、教育課程、入学試験に関する事項、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。議決は、構成員の過半数の出席をもって教授会は成立し、原則として出席者の過半数の同意をもって行われる。ただし、特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、および学則に関する事項など、人事・組織に係る事項については議決権を有しない。

イ　研究科長・研究科長代理

研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。なお、その選出に当たっては、内規を定め、選挙権の平等・秘密

投票の原則が守られている。研究科長代理は、科長の指名にもとづき、教授会の承認を得て任命され、科長を補佐する。

ウ　執行部

研究科長は、科長、科長代理に加え、教務やＦＤを管掌する教学主任（2 名）、学籍・教育事項につき管掌する学生主任、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら６名をもって執行部を構成する。

エ　各種委員会

法科大学院のカリキュラムの作成や講義・演習担当について実質的に検討・審議し、ＦＤを統括することを職務とするカリキュラムＦＤ委員会、および法科大学院の自己点検・評価を実施し、第三者評価（認証評価）に対応することを職務とする自己点検・評価委員会を置いている。

【点検・評価】

法科大学院制度の目的が明確であることから、教授会の各構成員が法科大学院の理念・目的および教育目標を認識し共有しており、会議は比較的短時間であってもきわめて有効な議論がなされている。また、所帯が小さいことから、授業等を通じて抱いた問題意識等が教授会で披露されて共通のものとなり、解決策にもたどり着きやすい状況となっている。

一方、所帯が小さいために、当初予定していた入試出題委員会、入学者選抜実施委員会、ＦＤ実施委員会、人事委員会、総合戦略・広報委員会、募金戦略委員会、国際交流委員会等の設置は、過重負担となるおそれがあり、また、開設して間もない段階における院生らの要望に早急に対応するには、意思決定と執行のスピードが求められるため、これら各種委員会の所掌事項は執行部が処理する結果となっている。しかし、こうした状態が続くと、次第に管理運営に対する各構成員の参加意識が希薄となり、結局は機動的な運営の支障になりかねない。できる早い時点で、主要な委員会を立ち上げる必要がある。

８　自己点検・評価

【現状の説明】

法務研究科自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）は 2004 年４月の法務研究科開設に併せて、関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程に基づいて設置されて、自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、法務研究科の自己点検・評価および外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価への対応並びにその結果の公表を行うためことを職務として、研究科長代理、法務研究科専任教員から選出された委員３名、研究科事務長の計５名の委員によって組織されている。

自己点検・評価委員会の職掌事項は、①自己点検・評価および外部評価に関する年度活動方針の策定に関すること、②自己点検・評価および外部評価の企画立案、評価項目の設定、実施およびその結果の公表に関すること、③第三者評価への対応およびその結果の公表に関すること、④自己点検・評価、外部評価および第三者評価（認証評価）の結果に基づく、研究科長への改善方策および改善計画案の提言に関すること、⑤改善の達成度の検証結果に基づく、研究科長への改善勧告に関すること、および⑥その他自己点検・評価、外部評価および第三者評価（認証評価）に関すること、である。。

【点検・評価】

点検評価の対象となる法務研究科が開設されたばかりでもあるため、これまでは、本来の自己点検・評価

活動よりも、自己点検・評価の対象となる活動を組織的に行われるようにするため、特にＦＤ委員会と合同委員会を行い、成績評価方法等に関する学生に対する情報開示や授業評価体制の早急の整備等の助言等が中心となっていた。その意味では、自己点検・評価活動は不十分であったといえる。開設２年目以降、比較可能なデータ等が蓄積されてきたこともあり、活動を本格化させなければならない（2005 年度末にデータ等を中心とした法科大学院自己点検・評価報告書を作成・発行の予定）。

おわりに

関西大学は 1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会を設置し、全学の各機関より選出された教員・職員による様々な立場に立つ委員によって、教育・研究・社会貢献などの全学的活動におけるさらなる充実を目指した厳格な点検・評価活動を行ってきた。この間、基本点検項目を定め、さらに各期の委員会の議論に応じて重点的な点検・評価項目を定め、より深く議論し、問題点の改善に向けた活動を行ってきた。

このような活動は、バブル崩壊後の社会から多くの意味で、大学に対する期待が高まるにもかかわらず、大学そのものが「冬の時代」といわれる状況に置かれ、国立大学が独立法人化されるに至るなど、否応なく日本の大学が競争の環境下に立たされるにいたる中で「大学の生き残り」を図るためには、重要な意味を持つ活動であった。このような社会状況の変化においての大学の活動は、かつての大学が歩んできた「ゆっくり・ゆったり」としたものから、大学の総力を結集し、社会における新たな可能性を求める各大学のポテンシャルに従ったしっかりとした将来像を構想した活動を社会に広く告知し、認知され、社会と手を携え、強い連携のもとに活動を自覚的に行う取り組みへと変貌することが求められてきていることを顕著に表わすものである。加えて、このような活動は決して、外部からの刺激だけによって行われるものではなく大学独自のいわゆる「個性」を持った活動として行われるものでなければならない。したがって、このような活動に対する自己点検・評価は、従来にもまして、より普遍的な点検・評価であることが求められるとともに、大学独自の理念・目的に沿った将来構想を視野に入れた点検・評価が求められ、その結果は社会の中の大学としての活動を広く社会に情報開示するなど、大学内部にとどまらない社会の情報として発信することが重要となってきている。関西大学自己点検・評価委員会は 6 期 12 年にわたってこのような理念の下に時代の変革の中活動してきた。

今回、関西大学では、2002 年の「学校教育法」の改正に伴う第三者評価を受けるに当たって、上記自己点検・評価活動の理念にもとづき、さらに大学が目指す最も基本的な理念である学是として掲げる「学の実化」のもとに、社会の中の関西大学を強く意識し、その飛躍を目指した立場で第三者評価報告書の作成にあたった。6 期 12 年にわたる全学自己点検・評価活動をベースに、大学基準協会が提示する広い視野に立った点検・評価項目を、従来は学内の一部の部局の議論にゆだねられていた問題意識を全学的な議論として取り扱うなど、厳しく評価・点検する過程で、本報告書に示されたように、 関西大学の長所・短所が明確に自覚されるようになってきたものと考えている。この成果は、正確な現状認識ならびに長所、問題点の把握に加えた将来の改善・改革への展望・施策、また、それに至るまでの不十分な状況の自覚などが、学内の各機関での独自の活動にとどまらず全学的な新たな飛躍に向けた活動に関する認識として新たに議論を起しつつある。すなわち、問題の解決に向けての計画的な全学での責任体制の確立はもとより、明確な将来像の構築とその実現に向けたより踏み込んだ議論の展開、明確な計画、具体的な施策、そしてその実施が以下に示す今後の関西大学の活動において重要な意味を持つ点において、特に現われているといえる。

(1) 理念・目的について

関西大学では、学是「学の実化(学理と実際の調和)」を掲げ、社会状況の変化に伴う要請に応えるべく、より具体的な教学目標の策定に繋げた「開かれた大学構想」、さらに「国際化の促進」、「情報化社会への対応」など時代の要請に応える対応をなしてきている。さらに、大学改革の加速と生き残りをかけた競争の激化のなかで個性輝く大学へと自己革新を目指して、「関西大学戦略会議」、「基本構想推進会議」の設置のもとに「教育に強い」、「研究に強い」、「社会連携に強い」、「IT に強い」、「入学試験に強い」、「就職に強い」、「財政に強い」、「スポーツ・学術研究に強い」を目指す「強い関西大学」の構築に向けての関西大学の教育・研究・社会貢献のさらなる充実を目指す施策を、短期・中期・長期に区分して明確に打ち立て、社会に広く示していこうとしている。

(2) 教育・研究組織の改革について

教育に関する先進的取り組みである「現代 GP」や、特色ある優れた教育改善の取組である「特色 GP」における活動はもとより、全学共通教育推進機構のもとに社会の要請に応える教養教育の充実、とりわけ国際化を目指す本学では、外国語教育研究機構による外国語教育の充実、7 学部における専門教育の充実、高度な研究教育をもたらす大学院 8 研究科さらに、高度職業人の要請に応えるべく設置された専門職大学院法務研究科、会計専門職大学院としての会計研究科の開設など充実した教育・研究組織に加えて、工学研究科の改組、工学部の理学系を新たに加えた 3 学部体制への改編、法学部と経済学部を中心とした政策系の新学部の開設などの教育研究組織の改編を進めている。また、研究活動を実践する学内 5 研究所と学部・大学院との強い連携､国際化を目指す国際交流の充実による海外の協定校と連携した世界水準の教育研究拠点形成と、若手研究者の育成を目指した組織の整備充実をはかろうとしている。これらの実現に向けて、各専門分野にふさわしい充実した教員組織を構築し、さらに、厳格な資格審査による教員の質の維持を実現することによって、教育研究に「強い関西大学」の確立を教員ならびに事務職員の連携によって目指している。

(3) 研究活動・研究環境の充実について

関西大学では、千里山キャンパス、高槻キャンパス、天六キャンパスに教育研究拠点をおいて、学術情報の拠点、学内研究所としての東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所、先端科学技術推進機構、人権問題研究室の各専門分野の活動拠点、さらに 9 研究科に広がる大学院、また 7 学部において研究活動を展開している。そこでは、大学における研究者が研究業績の充実に努め、その成果を広く社会に開示し、社会に貢献することが大学に課せられた重要な責務として活動している。また､大学はそれらの活動を経済的に、かつ精神的・物理的に支援し、それに応えて研究者は外部の競争的資金の獲得とともに、社会連携の下に知的財産の創出、他研究機関・企業との共同研究によって社会に研究成果を還元する努力に励んでいる。これらの努力が大学の研究活動のサポートをさらに充実したものへと整える次なる力の源となっている。これらの環境で創生された研究成果は学術情報データベースを用いて広く社会に発信している。

このような事業を推進するために、学長のリーダーシップによる戦略的展望に基づく研究分野における将来構想の策定、その実現を、図書館・IT センターの整備・充実、また、私立大学学術研究高度化推進事業を活用した大型共同研究組織の形成・支援、超高速ネットワーク「スーパーSINET」をバックボーンとした研究の促進・新規分野の開拓によってハイレベルな研究に取り組む体制が整えられつつある。このような大学組織、研究者としての教員、それを支える職員の三位一体となった強い連携の下にさらなる研究活動の支援と環境整備に向けての施策の改善・充実によって、研究に「強い関西大学」の実現を目指している。

(4) 社会貢献の充実について

「開かれた大学」､「情報化社会への対応」､「国際化の推進」を教育理念として掲げる関西大学にとっては、社会との人的・知的資源の還元などに関する活動は重要な項目である。

社会貢献については、「産学官連携・知財センター」と「地域連携センター」を傘下にした学長直轄の全学組織としての「社会連携推進本部」が、学是としての「学の実化」の具体的成果の実現を担っている。さらに、各教員が地域社会の管理・運営・指導に携わるなど積極的に自ら持てる力を提供し、地域社会に貢献している。また、大学で創出した知的財産のもとに企業との連携も盛んに行い、このような活動を通して社会貢献に「強い関西大学」を目指している。

(5) 財政の充実について

関西大学では、経営と教学が一体となって、理事長の諮問機関としての「基本構想推進会議」ならびに理事会の諮問機関としての「関西大学戦略会議」のもとで法人全体の中長期戦略構想を経営理念・基本理念に

定められた総合将来計画として、短期1年、中期4年、長期8年のスパンで全学体制として策定している。このような新たな取り組みによって、私立大学を取り巻く「競争と評価」に対応することのできる、迅速に行動が可能な組織運営を健全な財政のもとに行うことを目指し、財政においても「強い関西大学」の実現を目指している。

関西大学では、学是としての「学の実化」のもとに、それぞれの機関・分野において、より具体的に「学理と実際の調和」を目指す活動を行ってきている。点検・評価活動が大学改革を推進するに当たって、重要な示唆を与えてくれるとともに、さらに、力漲る21世紀型総合学園の創造に向けて、より力強いかつ明確な「強い関西大学」の構築を掲げ、このたびの第三者評価の報告書作成の過程での多くの議論を契機に、創立120年の歴史と伝統のもとに新たなる飛躍を目指した挑戦を期している。

本報告書にも取りまとめたように、地道にこつこつと教育・研究に情熱を燃やして携わる関西大学の教員の力強さや伝統の重みを持ってして、現状で不十分な部分があるとしても、それを明確にし、真摯に公正に議論することを原点とした関西大学において、構成員一人ひとりが大学を深く愛し、育もうとする情熱がある限り、学長のリーダーシップの下に必ずや「強い関西大学」は生み出されるものであると確信している。